

和光市史

通史編

下卷

題字 市長 柳下 潔



駅前通り付近(昭和60年10月)



明治初期の川越夜船



吹上観音に奉納された絵馬



営団有楽町線の和光市乗入れ式（昭和62年8月24日）

序

和光市長 柳下 潔

和光市では、市史編さん事業を市制一〇周年記念事業の一環として計画いたし、昭和五三年四月、市史編さん室を設置いたしました。

編さん室の設置以来、満一〇周年を迎え、このたびの通史編下巻を最後に、史料編三巻、民俗編、通史編二巻の全六巻の完成をみるにいたしました。

市史編さん事業に対する市民の皆さんの要望は、年来のものであり、殊に近年急激な都市化により、貴重な資料が急速に消滅していく状況にあつて、市史の刊行を望む声が一段と高まってきておりました。

その要望に添って、ここに郷土和光を理解できる一大文化事業を成し遂げましたことは、誠に感慨深いものがあります。

市史編さんにつきましては、村役場の時代から、役場の移転、村の合併、庁舎の新築等で、そのたびごとに文書が整理されてきたことは想像に難くなく、今日に残された史料も乏しく、監修者、

編集委員の先生方には、大変ご苦勞をおかけしたことを存じます。

このような中、当初の監修者でありました故萩原龍夫先生には、いち早く執筆者の陣容を整えられ、当該事業を推進していただきました。かくも充実した内容の市史が発刊できましたことは、現監修者渡辺隆喜先生をはじめ執筆の先生方のご努力の賜と感謝いたし、ここに心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

本書は、上巻の江戸期に続く、明治、大正、昭和期までを下巻とし、わかりやすくまとめ記述されております。本書が市民の皆様にとりまして、郷土和光を知る良き史料となれば幸甚でございます。

本書をつうじ市民の皆様と共に郷土和光を素晴らしい文化都市にするため、この残された自然と歴史を、大切に将来へ受けつぐよう、今後とも努力して行く所存でございます。

どうか、郷土和光のため、市民の皆様の方強いご協力をお願い申し上げます。

以上、寸辞を呈し、発刊のごあいさついたします。

なお、本書の発刊をみることなく御他界なされた萩原龍夫先生の御冥福を心からお祈り申し上げます。

刊行にあたって

和光市史編さん委員会委員長 吉田 武明

このたび、いよいよ市史刊行の最後を飾る通史編下巻が上梓される運びとなりました。まことにご同慶に存じます。

昭和五三年市史編さん室を設置し、市史刊行計画に沿って史料編三巻、民俗編一巻、通史編上巻と順次公刊して参りましたが、ここに、本下巻をもって当初の計画が完了することになります。この間一〇年、史・資料収集に、調査研究に、原稿執筆に、献身的にご尽力下さった監修者、編集委員、専門調査員の諸先生、並びに惜しみないご協力を賜わった資料所蔵者や調査協力員の方々の、絶えざる熱意と温かい思いやりの結晶が、ここに成った『和光市史』史料編および通史編全六巻であることをしみじみ思い、深い感謝と限りない敬意を捧げるものであります。

本書は、明治、大正、昭和にわたる各時代に、わが国の近現代史を背景とした、そして埼玉県および近隣市町村の動向をふまえて、平易に叙述したわが和光市の歴史であります。したがって私たちにとっては、時代的にもまた内容的にも身近かに感じられ、たいへん興味深いものがあります。

しかし「明治は遠くなりけり」といわれるように、明治の頃の学校のこと、町村合併のこと、そのほか村の様子のことなどほとんど不鮮明となり、大正における鉄道開通や河川改修なども次第に影が薄れ、さらに昭和に入っても戦前は勿論戦後のことさえもとすれば明確を欠くことが多々あります。本書によって明治維新以来のわが郷土の歴史を興味深く省察し、将来の展望をはかることもまた極めて意義あることと考えます。市民の皆様の座右に置かれ、愛読、活用されることを願ってやみません。

わが和光市は、去る八月に地下鉄有楽町線が開通し、また、ここに永年の念願であつた丸山台土地区画整理事業の起工式もめでたく終わり、着工の運びとなり、他市の注目するところとなりました。この上は立派に事業が遂行され、素晴らしい街づくりがなされるよう祈念し、末筆ながら本書の刊行に当たり執筆された先生方に深謝し、資料等にご協力を頂いた関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

監修をおえて

明治大学教授 渡辺隆喜

このたび、『通史編下巻』が発刊の運びとなりました。本巻は昨年上梓されました『通史編上巻』につづき、明治・大正・昭和期を通説した近現代編となっております。

市史編さん事業を開始して丁度一〇年目、市民の皆様の絶大なご協力により最終編を完成することができました。ここに完結のお喜びを申しあげます。

和光市域は、荒川・白子川流域の低湿地と乏水性の武蔵野台地の縁辺部を生活の舞台とし、長い間、水田と畑作の純農村として推移してきました。近代に入ると行政区画は品川県から入間県、熊谷県を経て、明治九年八月埼玉県に編入されて以来、今日に至るまで、地域を支える経済的基盤はつい最近まで変わりませんでした。明治二二年四月、新倉村と白子村が誕生し、昭和一八年大和町に合併するまで、この状況は続きました。

小規模農家を中心とした新倉村は、貧村であったがゆえに自立するため農会活動を中心に模範村とまでいわれる程に努力しました。一方、白子村は、地主と商人が多く、とすれば村内のまとま

りを欠きながら新倉村の主導した新倉諸、新倉牛蒡の生産と販売を横取りする程の勢いで蔬菜地帯となりました。この双方の各々の特徴は東上線開通により都市近郊化を強めながらも不変でした。

関東大震災は、和光地域にも影響を与えましたが、県下他町村と異なり被害は少なく、これを契機に大都市東京の流通圏に一層緊密にくみこまれました。大和町成立期には陸軍予科士官学校、軍需工場が進出し農村地帯から軍需の町へと変貌します。

敗戦後の大和町は米軍が進駐し、町域の二〇パーセントが接収され、講和条約締結後も常駐し、基地の町特有の種々の問題が発生しました。その後オリンピック選手村問題を契機に基地の一部が返還され、理化学研究所をはじめ公団住宅や本田技研が進出し、大和町はバイクの町として有名になりました。工場労働者も増加し、昭和四五年一〇月に和光市に昇格し、人口増に伴う教育施設の拡充が主要な課題となりました。

市制施行後一〇年、昭和五四年「都市基盤整備元年」とし環状道路、地下鉄開通問題、キャンプ朝霞跡地の処理大綱が決定され、将来への和光市の飛躍の骨格が決まり、今日その事業の推進途上にあります。和光市の明日への文化都市発展を期待し、市史が活用されますことを祈念しております。

例言

- 一 和光市史は、史料編三巻、民俗編一巻、通史編上・下二巻からなる。
- 一 本書は、通史の下巻に当たり、近代、現代の二編からなる。
- 一 文体は平易を心がけ、現代仮名づかい及び常用漢字の使用を原則としたが、必ずしも拘泥しなかった。
- 一 難読と思われる文字には、必要に応じてルビを付した。
- 一 引用及び慣用以外の数字の表記は、十、百、千の文字を省略した。ただし、万、億は用いた。
- 一 年号の下に西暦年を括弧で示した。ただし、頻出の場合は適宜省略した。
- 一 引用した書名は『』で示し、稿本等の資料名は「」で示した。
- 一 引用文は「」で示し、長文の場合は二字下げ二字上げとした。また必要に応じて、適宜読点を施した。
- 一 写真、図、表は、各編ごとにそれぞれ通し番号を付した。
- 一 本文中に「部落」という語句が使用されている部分があるが、これは同和問題における「部落」を指すものではない。
- 一 本書の執筆分担は巻末に記した。

目次

口 絵

序

刊行にあたって

監修をおえて

例 言

第五編 近代

第一章 埼玉県成立期の和光地域

第一節 明治維新と熊谷県

1 品川県の成立

戊申戦争／助郷人足／武蔵知県事／品川県の設置／河岸場の変化／廃仏毀釈／苗

2 入間・熊谷県下の和光地域……………一二

入間県の成立／熊谷県の設置／戸長制度／学校の成立／郵便局／警察署／太陽暦
と時間／壬申地券／地租改正／事業の進捗／旧租と新税／村々の様子

第二節 村会の成立……………三四

前期村会／村会議員の選挙／村会規則／村会議案／審議の実態／協議費／自由民
権運動／自由党と改進黨／改進黨員柳下織右衛門

第三節 連合戸長役場制度……………五四

三新法の実施／戸長役場／連合戸長制／連合村会の成立／連合村会の審議／伍長の
選出／役場事務／連合村財政／町村費の性格／商業税と商人／水車稼／勤勉貯蓄
組合

第四節 村の生活……………七七

和光地域の戸口／年齢構成／地味と生産／生産物／牛馬と人力車／街道と舟運／
河岸場の役割／荷物口銭／神社と寺／講中と若者組／東輝学校／河川改修

第二章 新倉村・白子村の成立

第一節 新倉村誕生と村財政

1 新村の編成

町村制の公布／県の合併方針／合併の実態／新倉村の誕生／白子村の成立／郡制反対運動

一〇三

2 新村政の展開

新村の行政体制／村長と村会議員／条例の制定／役場事務／村財政の展開／白子村財政／新倉村財政

一四

第二節 日清・日露戦争と村々

1 日清戦争下の新倉・白子村

徴兵令／国民皆兵化／軍備拡張政策／日清戦争の勃発／村の応援体制／出征兵士／兵士の歓迎／戦後の様相

一三四

2 日露戦争と村々

臥薪嘗胆／日露戦争の発生／徴兵慰勞義会／出征兵士遺族の生活／村の対応／在郷軍人会

一四六

第三節 小学校教育の展開……………一五八

新町村と小学校 / 東輝学校の試験 / 勅語と御真影 / 尋常小学校に高等科の併設 / 小学校の建設 / 就学率の増大 / 教育内容 / 教育費 / 青年教育委員会

第四節 農会と信用組合……………一七八

勸業政策 / 白子養魚場 / 勸業会の成立 / 農会の成立 / 郡農会の成立 / 農事講習 / 信用組合 / 新倉村信用組合 / 事業内容

第五節 村落生活の様相……………一九六

飲料水試験 / 衛生組合 / 消防組合 / 警察署 / 水車 / 家屋取調 / 明治二三年の水害 / 荒川の改修 / 吹上観音 / 白子軽便乗合馬車

第六節 日露戦後の社会と村政……………二一八

1 戦時経営と戦後経営……………二一八

戦時経営事業の概況 / 国庫債券の応募 / 白子村勤儉貯蓄組合の結成 / 町村財政の緊縮 / 時局と教育 / 日比谷焼打事件の余波 / 戦後経営 / 戦後の行政指導

2 戦後和光地域の政治と経済……………二二九

戦後和光地域の社会構造 / 新倉村の生産 / 白子村政の展開 / 役場事務の成績 / 町村財

政の膨張 / 租税負担の推移 / 歳入出の構造 / 町村税の構造 / 地租軽減と県税節減の運動 / 諸税滞納の増大 / 模範村としての新倉村 / 新倉村の治績 / 戊申詔書 / 神社合祀と部落財産の統一 / 地方改良運動と新倉青年共攻会 / 青年会と白子教育会 / 白子村の稲麦模範作共進会 / 白子村通俗講話会

3 日露戦後の地方政治 二六四

白子・新倉村と政派 / 県会議員選挙の動向 / 新座倶楽部の結成 / 新座倶楽部の県・郡議選 / 埼玉県政の展開

第三章 都市近郊化の進展と和光地域

第一節 大正期村政の展開 二七二

1 県郡政の動向 二七二

大正政変と憲政擁護運動 / 足立政界と有終会 / 国民党と甲寅倶楽部 / 大正四年の総選挙と県議選 / 郡議選挙と郡会 / 大正八年の県・郡議選 / 村会議員の選挙

2 大正前期の地域社会 二八一

新倉・白子村の人口と職業 / 地域生活の推移 / 東上鉄道の開通 / 徴兵検査と入営者 / 徴兵猶予と忌避 / 青島占領と尼港事件 / 都市化の波 / 別荘地・住宅地の適地 / 宅地地価の上昇 / 蔬菜栽培と白子、新倉村 / 米騒動の影響

3 大正前期村政の展開……………二九八

地方経営の指導方針／白子村会の議事案件／役場吏員と区长制／町村事務の増大／村
財政の推移と歳出／村税と負担／鈴木新倉村長の意見／県税付加税戸数割の賦課率／
納税の状況／白子坂の改修／荒川の改修／改修用地の買収／宅地の移転／村内の土
木工事

第二節 地域経済と農会活動……………三二五

大正期の地域経済／農業の指導方針／和光地域の生産構造／新倉村の農事奨励／白子
村の農事奨励／牛蒡の共同販売／「新倉牛蒡」の成立／新倉牛蒡の生産／足立蒞と「新
倉蒞」／水車と精麦／地主と小作／地主会の成立／産米改良と米穀検査／新倉信用
組合／小作慣行の調査／小作争議の発生／小作調停委員会の設置

第三節 東上鉄道の開通……………三六一

鉄道網の形成／川越新線と毛武鉄道／東上鉄道の計画／工事の進捗／東上線の開通／
開通その後

第四節 教育の進展……………三七四

大正期教育の特色／大正前期の白子校／大正後期の白子校／新倉校と高等科／児童と
訓導／白子校の改築／新倉校の増築／教育費の増加／公民学校と青年訓練所／青年

団の成立 / 処女会の活動

第五節 村の様相……………四〇〇

1 星野豊麻の日記……………四〇〇

日記について / 農作業 / 青年会 / 数学の独学 / 読書傾向 / 明治天皇の死

2 交通の変化と芝宮集落の移転……………四一一

鉄道開通以前の交通 / 鉄道開通と生活 / 河川改修と芝宮集落 / 家と職業 / 芝宮の暮らし / 家の移転 / 川越街道の交通

3 関東大震災と和光市域……………四一五

九月一日午前一一時五八分 / 罹災 / 被害と対策 / 罹災者受入 / うわさ・自警団 / 震災・その後

第六節 大正後期の村政……………四三五

町村長会と町村経営 / 民力涵養と生活改善 / 村会議員の選挙 / 白子村会と議案 / 村財政の推移 / 税負担の推移 / 県税戸数割問題の展開 / 県税戸数割賦課基準の改正と滞納 / 県費緊縮の運動 / 農民負担軽減の請願 / 大正後期農政と和光地域 / 教育費国庫負担の問題 / 足立政界と普選運動 / 新河岸川の改修

第四章 恐慌と戦争の時代

第一節 昭和のはじまり……………四六六

1 昭和改元と大喪・大典……………四六六

天皇の代替わり／大喪・大典記念事業

2 白子村の思想状況と『焦点』……………四七二

『焦点』の発刊／活動写真会／焦点会結成と鎌田良賢

第二節 昭和恐慌下の白子村と新倉村……………四七八

1 昭和恐慌……………四七八

金融恐慌

2 白子村と新倉村の産業……………四八一

産業構造／恐慌の打撃と農業生産／農民層分解

3 農村振興土木事業……………四八八

救農土木事業／新倉村と白子村の農村振興土木事業

4 農業団体の事業概況……………四九〇

農村経済更生運動 / 新倉村産業組合 / 白子村産業組合 / 系統農会の役割

第三節 政治的支配の構造 五〇〇

政党政治の確立と崩壊 / 白子村の村政支配 / 小作組合の結成と新倉村の村政 / 選挙粛正
運動と新倉村の村政

第四節 教育制度の変遷 五〇五

1 学校教育 五〇五

教育制度の変遷 / 国民学校令の制定

2 白子村と新倉村の学校教育 五〇七

白子村と新倉村における学校の沿革 / 児童の就学と出欠 / 卒業生の進路 / 教育内容 /
戦争末期と敗戦直後の教育内容

3 青年学校の設置 五一九

青年学校の発足 / 大和町公立青年学校の設置

4 青年団の活動 五二二

昭和初期の青年団 / 白子村青年団 / 新倉村青年団

第五節 戦時体制下の大和町 五二六

1 翼賛体制の成立 五二六

日中戦争と国民精神総動員運動 / 大政翼賛会の成立 / 翼賛壮年団の成立 / 翼賛選挙 / 大和町の発足

2 軍需工場の進出と陸軍予科士官学校の移転 五三一

軍需工場と村の変貌 / 中央工業新倉工場 / 逸見製作所 / 陸軍予科士官学校の移転

3 戦時農政の展開 五三八

農地調整法の施行と農地委員会の設置 / 産業組合から農業会へ

4 戦時下の民衆生活 五四二

供出と配給 / 部落会と隣組 / 婦人団体の統合 / 空襲と警防団 / 郷土の出征兵士

第六編 現 代

第一章 戦後社会の展開と和光市の成立

第一節 敗戦と占領下の改革 五五五

1 敗戦直後の大和町 五五五

敗戦 / 陸軍予科士官学校の解散 / 米軍進駐と労務供出 / 復員・引き揚げ / 町民大会 /

	復活メーカー／敗戦後の軍需工場の動向／昭和二年総選挙／昭和二年総選挙	
2	占領下の改革……………	五七六
	地方制度改革／地方自治の強化／警察制度の改革／大和町警察の発足／基地の町 と売春取り締まり／国警への編入／警防団の改組／消防制度の改革	
3	国民学校の復旧と大和中学校の建設……………	五九二
	新倉国民学校の復旧／敗戦直後の国民学校／教育制度の改革／新制中学校の設置／大 和中学校の建設／寄附金募集と建築委員会／卒業生の進路状況	
第二節 農地改革と戦後農村の変貌……………		
1	敗戦直後の農村……………	六〇六
	敗戦直後の食糧増産／自作農創設維持事業	
2	農地改革……………	六〇九
	農地改革の実施／農地委員会の設置／農地改革をめぐる対抗関係／軍用地の開墾と中央 工業跡地の買収計画	
3	農業協同組合の設立……………	六二二
	農業会から農業協同組合へ／大和町農協設立協議会／大和町農協の設立／農協理事・監 事選挙／農業会の資産処理	
4	高度成長下の農業……………	六三二

高度成長と土地政策 / 大和町における農地転用 / 農地転用後の農家 / 農村の変貌

第三節 復興への模索と町づくりの進展……………六四〇

1 戦後復興への模索……………六四〇

町役場移転 / 競輪場誘致運動 / 本田技研の進出 / 工場誘致条例の制定 / 財政の急伸

2 戦後町政の展開……………六五一

戦後町政の発端と星野、富沢(敬)町長 / 富沢(英)町長のカムバック / 柳下(浩)町長の登場 / 柳下(浩)町長の再選 / 町議選の動向 / 安定する政治構造

3 地域行政の進展……………六六五

ゴミ行政の開始 / 水道の敷設 / し尿処理場の建設 / 福祉行政と大和町 / 国民健康保険の再開 / 保育園の設置 / 福祉と住民(1) / 民生委員の活動 / 福祉と住民(2) / 福祉団体の動向 / 福祉と住民(3) / 婦人会等の活動 / 幹線道路の整備

第四節 生徒の増加と教育行政の対応……………六八六

1 教育委員会設置と教育行政の充実……………六八六

教育委員会制度の創設 / 公選制教育委員会の発足 / 任命制教育委員会への転換 / 校舎増築 / 第三小建設の動向 / 第三小の開校 / 教育施設の充実 / 小・中学校の新設と通学区

問題

2	高校新設をめぐる動き	七〇五
---	------------	-----

第五節	基地返還運動と跡地利用	七一四
-----	-------------	-----

基地返還運動の台頭／運動の転換と跡地利用計画／二町一村払下促進委員会／基地返還運動の行き詰まり／東京五輪選手村問題／モモチ地区の一部返還／理研・団地・町施設
の建設／自衛隊移駐／基地をめぐる動向／跡地利用の停滞

第六節	単独市制へのあゆみ	七四二
-----	-----------	-----

町村合併促進法の制定／大和町の対応／四町合併問題(1)／四町合併問題(2)／「人口三万市制法」の成立／単独市制への準備／和光市の発足

第七節	地域の変動と住民	七六一
-----	----------	-----

1	経済発展と住民の変化	七六一
---	------------	-----

工場の進出／商店の動向／人口流入と若年層の増加／農民の減少、ブルーカラー層の増
加／夜間型住民の増加とベッドタウン化／人口流動の激化

2	都市化の中の政治動向	七七七
---	------------	-----

投票率の低下／男性投票率の急落／町議・市議選の動向／町長・市長選の動向／県議
選の動向／総選挙の動向

第二章 都市行政の推進

第一節 都市化の進行……………七八七

1 人口動態……………七八七

人口の推移 / 人口構成の変化 / 転入・転出 / 通勤・通学者の推移

2 土地利用……………七八九

市街地の拡大 / 土地利用の変化 / 《線引き》

第二節 都市行政の展開……………八一二

1 教育……………八一二

重点施策としての教育施設の充実 / 児童・生徒の急増と学校建設 / 通学区問題 / 創立百

年、白子小学校・新倉小学校 / 社会教育・文化の振興

2 社会福祉・保健医療……………八二四

社会福祉 / 保健・医療

3 生活環境の整備……………八三一

上水道 / 下水道 / じゃり道の舗装・拡張

4 都市基盤の整備 八四五

都市基盤整備元年 / 「外環」道路 / 幻の地下鉄六号線 / 有楽町線の建設

5 行財政 八六五

重点施策としての行財政 / 行政機構の整備 / 職員数の推移 / 市財政の推移

第三節 基地跡地の利用計画 八八八

1 在日米軍の削減と第一次返還 八八八

在日米軍基地の整理縮小 / 部分返還から全面返還へ / 跡地利用計画図の作成 / 第一次返還と利用計画の変更 / 基地返還式と大蔵省の有償払い下げ方針

2 第二次返還と跡地の「争奪戦」 九〇三

政府機関の「進出」計画と地元自治体の利用計画案 / 第二次返還 / 利用計画の練り直し / 地元案の策定

3 「三分割・有償」案の登場とその波紋 九〇九

三分割・有償案の登場 / 地元の反発・意見書の採択 / 大蔵省案の波紋 / 三分割・有償化の答申 / 地元の事情——三分割と外郭環状道路 / 膠着状態

4 朝霞市の離脱と処理大綱の決定 九二〇

朝霞市の「戦線離脱」 / 交渉再開 / 学校用地払い下げ基準の合意 / 国の三分割案と県三市の見直し案 / 処理大綱の決定

年 表

あとがき

執筆者一覧

資料提供者及び協力者

市史編さん関係者

第五編 近代

第一章 埼玉県成立期の和光地域

第一節 明治維新と熊谷県

1 品川県の成立

戊辰戦争

慶応三年（一八六七）二月九日、王政復古の大号令が発せられた。これにより幕府が廃止され、新政府は政治組織として総裁・議定・参与の三職をおき、議定には公卿・大名が任命され、参与には薩摩・長州・土佐の各藩の討幕派の有力者が任命された。さらに大政奉還した徳川慶喜に辞官納地を求めたが、佐幕派の大名や藩士はこれに納得せず、慶応四年（一八六八）一月三日、鳥羽・伏見で会津・桑名両藩と旧幕府からなる軍勢と、薩摩・長州両藩の討幕軍が衝突した。この戦いで旧幕府軍側が敗れ、徳川慶喜は船で大阪から江戸に帰った。新政府は一月七日、慶喜追討令を出し、小松宮嘉彰親王を征夷大將軍、各地の鎮撫総督に諸公卿を任命した。各鎮撫総督は旧幕領を接收し、諸藩に「勤王証書」を提出させ、新政府へ恭順させるとともに、鎮撫軍に兵員および食糧を供出させたのである。二月九日には有栖川宮熾仁親王が東征大総督となり、江戸に向う東海・東山・北陸の三道の軍を指揮することになった。

三月一四日、東海道先鋒総督の先頭部隊は品川にせまり東山道先鋒総督は板橋駅に到着していた。大総督府参謀西郷隆盛と旧幕府陸軍総裁勝安芳が江戸薩摩藩邸で会談し、江戸城開城が決定され、一五日に決定されていた攻撃は回

避された。このような動きの中で、和光地域周辺の状況を見ることにしよう。

三月一日日には和光地域から近い江戸の宿場である板橋は、この付近で新政府に手向うものが立ち廻っているの
で、岩槻藩が取り締りを命じられている。翌一日には東山道総督岩倉具定（ともさだ）の先鋒軍である薩摩・長州軍が忍藩周辺
の旧幕兵を追討している頃、羽生陣屋が放火され、この付近では打ちこわしがおきている。晦日（みよか）には入間郡勝楽寺村
（所沢市）に博徒が集まり、焚き出しや人足を要求していた。さらに、五月十五日、彰義隊が上野戦争で壊滅し、彰
義隊から分かれた振武軍は、飯能周辺に大きな被害を与え、敗走した。このように和光地域を含む江戸周辺は、打ち
こわしや旧幕臣の新政府への抵抗が続いていたのである。

江戸城の周辺でも不穏な動きがあった。八月二四日、市ヶ谷、伝通院、赤坂、深川、芝には幕臣くずれの浪人が一
〇〇〇人、二〇〇〇人ほど屯集していた。二六日になると、音羽の護国寺に屯集していた三〇〇人の浪人が下赤塚村
松月院に移動してきたのである。移動した浪人のうち四人が金策のため、下新倉村、上新倉村を訪れた。浪人が再々
催促に及ぶので後難を恐れ、下新倉村が二〇両、上新倉村が三〇両、都合五〇両を支払いの浪人へ差し出したのであ
った（『乍恐以書付奉申上候』石田栄一家文書35―310）。しかし、松月院に屯集していた浪人たちは、東征軍が到着する
と散乱し、寸影もなかった。

助郷人足

東征軍は、慶喜追討のため、軍事輸送を行なう主要街道、宿駅を掌握しなければならなかった。慶応四
年（一八六八）三月には、助郷役を特定の地域だけの負担から、「海内（かいだい）一同」へと等しく拡大し、軍事
輸送の円滑化をはかろうとしたのである。

和光地域の村々は、同三月から、東征軍の東山道先鋒総督軍と北陸道先鋒総督軍の「官軍御用」として助郷役を勤
めた。助郷役は、宿駅へ出張すべき人足と馬の員数を各村に割り当てたものである。四月二〇日、板橋宿問屋・名主

表5-1 和光地域の東征軍助郷 板橋宿

村名		人足	馬
上	倉村	13	1
下	倉村	6	
上	塚村	10	
下	塚村	9	
成	増村	6	

(柳下廓次家文書「書簡」より作成)

は、「官用御用人馬」として、四月二日から五月一日まで、上新倉村ほか四か村に人馬を出すよう命令した(表5-1参照)。このように東征軍の通行のために、下新倉村では板橋宿に加助郷として、慶応四年三月から八月までに人足七二十七人、馬一九疋ひきを負担したのである(明治元年一月「板橋宿人馬勤高書上帳」石田栄一家文書)。

上新倉村は閏四月から板橋宿と白子宿の助郷役を勤めたが、人足・馬の員数はわからない。

和光地域の村々は、従来白子宿の助郷を負担していたので、このときより板橋宿の加助郷がこれに加わり、大きな負担となっていた。このため慶応四年七月五日、下板橋宿問屋役人と上新倉村外六か村の間で伝馬に関して示談が成立し、議定書が取りかわされた(「白子宿助郷御伝馬議定書」石田栄一家文書)。議定書の内容を要約すれば次のようになる。

- 一、板橋宿へ加助郷を勤めるときは板橋宿の定詰を免除する。
 - 一、助郷高は板橋宿以外からの助郷を勤めるとき、村々が難儀しないように申し合せ、取り計らうこと。
 - 一、村々は一か月日割をもって助郷惣代が問屋へ詰め合うこと。
 - 一、一日に付、継立人足二〇人、馬二匹を村方にて差し出すこと。
 - 一、板橋宿が定助郷・加助郷の大通行のときは白子宿は不動とする。
- というもので、話し合いで負担の軽減をはかったのである。

東征軍の通行のために定助郷の村々は疲弊してしまつたので、これまで助郷役を勤めていなかった村も「当分助

郷」として割りあてられた。当分助郷の村々も宿まで遠く、農繁期にあたっては、宿へ負担軽減を申し入れなければならなかった。

武蔵知県事

東征軍が江戸城に入城してから、閏四月二一日に公議政治や三権分立など政治組織を定めた政体書が公布された。この政体書に基づいて、全国が府・藩・県に分けられ、府には府知事、県には知県事が置かれ、藩は従来どおり諸大名の統治とした。府は東京のほか大阪・長崎など旧来の遠国奉行の支配地に設置され（東京・奈良・大阪・長崎・京都・箱館・越後・度会^{わたい}・甲斐）、県は幕府直轄領（天領）及び旗本知行地に設置されていた。これを府藩県三治制という。この頃の様子を和光地域が属する武蔵国について見ることにしよう。

旧幕時代、武蔵国の幕府直轄領は三人の代官によって支配されていた。新政府はこの機構をそのまま利用している。五月一九日、江戸を中心に軍政が布かれ、鎮台府が開設された。江戸の市政を担当していた町奉行は市政裁判所と改められ、勘定・寺社の両奉行所も民政・寺社の両裁判所と改称された。さらに鎮台府は、六月一九日に忍藩士の山田政則を武蔵知県事に任命し、旧代官佐々井半十郎・大竹左馬太郎が支配していた武蔵・下総の村々を取り締らせた。二〇日には旧代官であった松村忠四郎を武蔵知県事に任命し、支配にあたらせたのである。二二日には、去る三月に上州・武州・野州で農民蜂起があったので、大音竜太郎が軍監兼武蔵知県事として就任した。七月一〇日には旧代官の桑山効が、武蔵四郡と下総一郡を管轄する武蔵知県事に任命されている。このように武蔵国では旧態をそのまま継続させ、江戸時代における関東の代官などを新政府民政の第一線に留任させ、農民たちの動きに対応させようとしたのである。

和光地域は、江戸時代には三か村があり、幕末の頃、上新倉村は松村忠四郎の支配地であったが、下新倉村には松村忠四郎の支配地と旗本酒井勘解由知行地があり、白子村には松村忠四郎の支配地と伊賀者領があった。下新倉村・白子

村は、一村を二人以上で支配する相給であったが、三村とも慶応四年六月、松村忠四郎の支配地となったのである。

武蔵国の周辺では、明治元年六月、岩鼻県（のち群馬県）、真岡県（のち栃木県）、韭山県（のち神奈川県）などが設置されていた。ところが、八月に入ると武蔵知県事が更迭された。八月八日、松村忠四郎にかわって古賀定雄（一平・肥前藩士）が武蔵知県事となったのである。一月二三日には桑山効にかわって河瀬秀治（宮津藩）、翌二年正月一〇日には山田政則にかわって宮原忠英が武蔵知県事となったのである。これは武蔵国が、旧幕臣の支配から新政府の官僚に交替したことを示している。

品川県の設置

武蔵知県事の交替後、新たに県が設置されていた。明治二年一月一日、東京東北部にあたる河瀬秀治の支配地に小菅県、同月二十八日には西北部にあたる宮原忠英の支配地に大宮県（のち浦和県と改称）、二月九日には西南部にあたる古賀定雄の支配地に品川県が設置された。和光市域の三か村は、松村忠四郎の管轄となっていたので、品川県知事古賀定雄の支配となった。

新たに設置された県の支配地は、旧幕時代の相給支配がそのまま引き継がれたので、新政府は相給支配を解消するため支配地の移管を行なった。二月二二日、品川県が支配していた多摩郡高四万八〇〇〇石が韭山県に、五月には韭山県支配地のうち多摩郡五万六〇〇〇石が品川県に、品川県支配地のうち入間・高麗・比企郡の五万一〇〇〇石と大宮県の支配地のうち比企郡六〇〇〇石が韭山県に、それぞれ移管された。このような支配地の移管は、支配地の一円化と旧幕時代の石高による支配を廃棄する前提となったのである。

また、明治二年は、慶応三年から明治元年までの不作に続き凶作であった。東北地方では餓死者が発生し、関東地方でも高崎藩で岩槻藩なみの租税負担を要求して一揆がおきている。品川県でも八月と九月に水田の年貢率を下げてもらうための検分願の出し方について布達した。県下の村々では、田方の「内見帳」を作成し、租税の減免を出願し

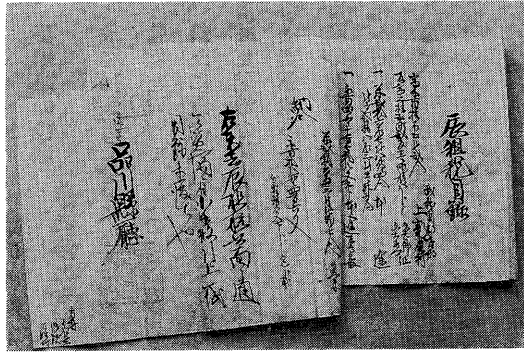


写真5-1 明治元年 租税目録

ている（「古賀一平知県事上新倉村」星野茂家文書）。

こうした状況のなかで、新政府は、「府県施行順序」（明治二年二月五日）や「府県奉職規則」（同年七月二十七日）によって各府県の施政方針を明らかにし、その一つとして各府県に社倉制度を発足させた。品川県では、すでに明治元年一月一八日、極困窮者を調査し、対象者には金札を貸し付けるなど、社倉制度の予備調査を実施していた。品川県の社倉制度は、持高五石以上の者は一石について米二升の割合（持高の二パーセント）、それ以外の者はその暮し向きに応じて上・中・下の三等級に分けて、上の部は四升、中の部は三升、下の部は一升五合ずつ供出し、県が管理し、凶作時に米を放出するものであった。旧幕時代の貯穀制度は、富裕な農民が出穀し、各村ごとに建てられた貯蔵庫の管理を村の自治に任せられていた。品川県の社倉制度は、県が管理するもので農民に租税負担の増加と意識され、畑作地帯の武蔵野新田一・二か村では、積立米の割り当てが苛酷^{かこく}であるとして、品川県庁に出訴した「御門訴事件」をおこしたのである。

そのためいきおい出穀は滞りがちとなり、品川県は三度（明治三年一月一四日、二月二五日、五月二五日）にわたって県下一円に上納督促指令を出した。下新倉村では社倉出穀積立てに心得違いの者がでたので、品川県の役人が廻村し、以後このようなことがないようにと請書を提出させられたのである（「御請」石田栄一家文書）。

河岸場の変化

明治維新後、関所と宿駅制度が廃止され、鉄道が開通すると、交通・運輸はしだいに変わっていった。明治前期まで、埼玉県では利根川、荒川、新河岸川などでは、江戸時代から舟運が交通・運輸



写真5-2 明治3年 柴宮河岸問屋規則書

に大きな役割をはたし、船積問屋が八八か所もあった。和光地域でも、東上鉄道が誕生するまで、重要な物資の輸送手段は舟運であった。市内には、川越の東端、伊佐沼を水源とする新河岸川と、秩父郡大滝村を水源とする荒川が流れていた。

新河岸川は、正保四年（一六四七）に川越城主松平信綱によって河岸場が整備されて以来、高瀬舟によって川越藩の公用荷物だけでなく、その近在から米・野菜・材木などを積み出し、江戸から衣料・雑貨・肥料などを搬入していた。新倉河岸は、新河岸川が上新倉村字三畝割に沿って迂回し、直に荒川へ注ぐ川口にあり、幕末の頃に開設されていた。

芝宮河岸は荒川沿いであって、正徳年間（一七一〇～一七一六）には開設されていたが、文化年間（一八〇四～一八一八）に、運営をめぐって争いがあった。明治に入って、船荷物受払い株主平次郎と、安太郎など一〇人の舟持ちと争いがあった。それは、平次郎が芝宮河岸以外の舟を雇入れて荷物を輸送していたので、一〇人の舟持ちたちの舟が使われなくなり、しだいに困窮してきたことによる。また、明治三年六月一三日、舟持ちたちは、芝宮河岸の荷物が平次郎だけの手によって運ばれていると、品物も傷み、東京の青物問屋においても仕切値段にもかかわるとして、新しく村惣持ちの船荷物積問屋（河岸場）の設置を品川県に願

い出た。願いは聞き入れられ、新しく設置される河岸場は次のような取り決めがされていた(『和光市史』史料編三三九、四〇ページ)。

一、船持稼ぎ方は、諸荷物の運送が遅滞なく、荷主が指図したところまで行なわれ、荷物積立方は船持一同平等に割り振ること。

一、運送の荷物が多いたときは、他の河岸場から雇船を使用してもよい。

一、原則として他河岸場へ雇船としてはいけはけない。雇船としていくときは、必要の船を残し、順番に行くこと。

一、運賃は最寄隣村の河岸場に準じて取り計らうこと。

河岸場が取り扱う荷物が増大しているのにもかかわらず、特定のものに輸送が独占されていたことに対し、運送を行なっている船持ちがこの矛盾を解決しようとしたのである。

このころ芝宮河岸から搬出されたものは青物(野菜)以外わからないが、河岸揚げされたものには、糠・干鰯・灰などの肥料、塩・砂糖・海苔・昆布などの調味料や材木があった。このほか、水車で製粉するための米や小麦もあり、梱包用として空俵があった(明治七年「荷物入船記帳」内山昌明家文書)。

新政府は、慶応四年三月一三日、祭政一致の制度に立つことを宣言し、全国の神社は、今後設けられる

廃仏毀釈

神祇官に属することを明示した。これは明治維新が王政復古であったことと、幕藩体制の崩壊にともな

って、神道を純粹な形にしようとするものであった。三月二八日には、神社が菩薩・権現などの仏教語を神号とすることや、仏像を神体とすることを禁止する神仏判然令を出している。この法令は、一般に神仏分離令とよばれ、これ以降廃仏毀釈の運動が展開されていった。

明治四年（一八七二）五月、新政府は、官社（大、中、小の官幣社、大、中、小の国幣社）、諸社（府社・藩社・廃藩置県で県社となる一・県社・郷社）を制定し、七月には郷社定則が定められ、府県社・郷社・村社の社格が規定された。村社は一村に一社とすることが多かったもので、明治以前から村の鎮守となっていたものが、明治以降村社となったものが多い。和光地域の村社は、上新倉村と下新倉村がそれぞれ水川八幡社であり、白子村が熊野神社であった。郷社以上の神社は、和光地域になかったものである。このほか、かつて鎮守であったものや、社、祠の中から無格社と登録されたものがあつた。下新倉村の八幡社、浅間社、四つの稲荷（松原稲荷、久寿川稲荷、谷戸稲荷、浅久保稲荷）がこれである。

村社になると、氏子調べが行なわれ、氏子が戸数で明記された。戸籍法の制定（明治四年四月）とともに、この氏子調べは従来の寺請制度にかわつて民衆を把握しようとするものであつた。しかし、近代的な戸籍制度が採用されるので、明治六年（一八七三）五月、村社による氏子調べは中止となつた。

また、新政府は、慶応四年三月一七日に、僧形で神社に仕えている別当や社僧に還俗を命じていた。これによつて寺院の整理が行なわれていたのである。寺院には、葬式法要を扱うものと祈願を扱うものがあり、神仏混淆（しんぶつこんごう）は後者に多かつた。明治以降廢寺となつたのは、住職がいなかつたり、檀家が少なかつた理由による。埼玉県では、明治元年～九年の間に、五四八か寺が廢寺となり、なかでも足立・埼玉の二郡で八〇パーセントを占めるほど多かつた。和光地域で廢寺となつたものは、『武蔵国郡村誌』によれば、明治元年に下新倉村の東福寺、同六年一月には上新倉村の法釈院が廢寺となつてゐた。このほか、廢寺年号不詳として、正願寺（上新倉村）が記されている。東福寺は、下新倉村水川社の別当で、祈禱を専らとし、法釈院・正願寺は三宝寺（豊嶋郡石神井村）の末寺であり、住職が定まらなかつたので、廢寺となつたらしい。

苗字公認

和光地域の村々では、士分以上のものしか苗字を称することが出来なかった。江戸時代に、領主から苗字を名をすることを許された人がいた。下新倉村の名主富太郎は、御用向について格別の骨折りがあったとして、戌年に「苗字御免」となり、柳下富太郎と名をようになったのである。卯年には、五〇両の上納金があったとして、「永々苗字御免」が下された。この戌年は文久二年（一八六二）、卯年は慶応三年（一八六七）にあたるらしい。このほか、上新倉村、下新倉村では、「小作帳」や「金銭出入帳」など私的な文書に苗字を付した名前をみることがある。江戸時代でも、領主から公認された以外、苗字が使われ、明治に入って新しく戸籍を作るとき、その名前を登録したのもいっただろう。

明治二年三月、品川県は、「人民御保全永世産業を安んせしめんため」（「品川県史料」）戸籍法を公布した。これは従来の宗門人別改帳にかわって、人民をより詳細に把握しようとしたものである。同年四月、兵庫県で戸籍編成法が定められ、同年一〇月には東京府戸籍編成法が制定されていた。各地方で区々の戸籍法が全国統一の戸籍法にまとめられたのが、明治四年四月の戸籍であった。このようにして成立していった戸籍に、苗字を公称することが認められ、一般の人にもすべて苗字が付され、名前を登録したのであった。

2 入間・熊谷県下の和光地域

入間県の成立

明治二年から翌年にかけて、諸侯（藩主）は版籍（土地・人民）を奉還し、藩知事となり、地方官として藩政を引き続き担当することになった。現在の埼玉県域にあった忍・岩槻・川越の三藩は、禄制や藩庁機構の改革が行なわれ、そのまま存続したのである。

明治四年（一八七一）七月一四日、新政府は廢藩置県を実行し、藩をやめて、全国を府・県に分けた。府・県は、

新政府が派遣した府知事・県令が治めることになったのである。一方、藩知事は、東京に移住させられた。これによって府藩県三治制は廃止となり、全国の土地・人民が直接新政府のもとにおかれることになったのである。忍・岩槻・川越の三藩は、忍県・岩槻県・川越県と改称されたが、統治機構は従来そのままであった。

新しく設置された県は、領域について大小の差がはなだしかったので、合併が行なわれていった。同年十一月四日、忍・岩槻・川越の三県は廃止され、現在の埼玉県域には埼玉県と入間県が設置された。埼玉県の管轄区域は埼玉郡と葛飾・足立郡の一部であり、入間県の管轄区域は横見・入間・新座郡など荒川以西及び熊谷以北の西武一三郡であった。管轄区域を石高で表示すれば、埼玉県が四八万石であり、入間県は四〇万石余であった。また、埼玉県は県庁を管轄地の中心である岩槻に予定していたが、交通の便利から旧浦和県庁（浦和宿鹿島台）に置き、入間県は川越城に県庁を置いたのである。

廃藩置県後、新しく設置された県では、県知事は県令と改称され、県治事務を分けて、庶務・聴訟・租税・出納の四課が置かれた。庶務課は戸籍、官・省の進達文書、学校事務及び郡長・里長・戸長などの進達を扱い、聴訟課は県内の訴訟審聴、罪人の処置、捕亡を行なった。租税課は租税・雑税の徴収、開墾、堤防の営繕などを扱い、出納課は歳入出をはかるとともに、官員の給与・旅費など一切の費用を扱うものとされていた。明治五年の段階で、入間県には、庶務課に一五人、聴訟課に二七名（このうち捕亡方一五人）、租税課に一七人、出納課に一三人がそれぞれ配置されていたのである。このほか使丁・給仕を合わせて人員は、総勢八三人であった。

入間県令は、初代が小笠原幹（明治四年一月一三日～同五年九月二日）であり、続いて沢簡徳（明治五年九月二日～同六年二月七日）、河瀬秀治（明治六年二月七日～六月一五日）が就任した。沢簡徳が県令のとき、県職員の出身がわかるが、上層部六人のうち四人は長州藩の出身者であった。

熊谷県の設置

三代目の入間県令であった河瀬秀治は、群馬県令を兼任していた。県庁は入間県が川越にあり、群馬県が前橋にあったので、布達や指令も分裂し、士民の方向にも拘りかかわ、将来の用途にも関係すると思われていた。そこで明治六年三月、川越と前橋との間の便宜の地として熊谷宿の熊谷寺に両県の事務取扱所を設け、「政府ノ御施行ヲ一所ニ奉シ両県ノ実際ニ施シ、両県ノ体裁帰一」(『埼玉県史』資料篇19)しようとしたのである。県庁を熊谷に設置したことは、三か月後に入間・群馬両県が廃止され、新たに熊谷県が成立する原因となった。

明治六年六月一日、熊谷県が成立し、旧入間県一三郡と旧群馬県一郡を管轄することになった。県庁は熊谷に置かれ、川越・大宮(秩父)の各支所が区庁に変更され、前橋支庁は高崎に移された。

明治八年四月八日、県治条例が改正され、これまで各県の庶務課にあった「学校ノ事務」が新しくつくられた学務課で行なわれるようになった。学務課は、県内学校の事務を担当し、教員ならびに学区取締などの進退を掌ることを職務としていた。

熊谷県の組織は、同年九月の段階では、庶務・学務・租税・出納の四課と、高崎支庁局からなっていた。四課にはそれぞれ常務掛があった。庶務課には戸籍兼社寺、勸業、駅遞、囚獄兼懲役、編輯、警察があり、学務課には学校詰、学費、衛生、租税課には地租改正、地理、土木、雑税、証券印税、出納課には公債の各掛があったのである。こうした掛に所属していた職員は、総計一八六人であった。この内訳を課ごとに示すと、庶務課八四人、学務課一人、租税課七二人、出納課一人、高崎支庁局一人となり、庶務課が県組織の中核となっていたことがわかる。

戸長制度

廃藩置県が行なわれる半年前の明治四年四月、戸籍法が制定された。戸籍法は、各地方の便宜にしたがって町村を合わせて戸籍区を定め、区ごとに戸長・副戸長を置いて、その区内の戸籍編製の仕事にたず

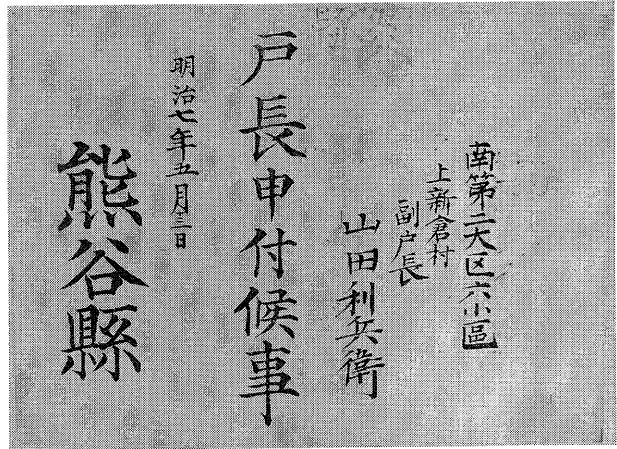


写真5-3 戸長辞令（明治7年）

さわるものであった。これまで村政を担当していた名主（庄屋）・組頭・百姓代とよばれる村方三役から戸籍事務を独立させて戸長に担当させることになったのである。このため、村落の戸籍は村方三役と戸長の二重支配をうけることになった。

廢藩置県後の明治五年三月、埼玉県は管内を二四区に分け、区ごとに会所を設置し、御用取扱所と称した。入間県は大区小区制を採用し、各小区ごとに戸長を任命した。入間県の大区小区制は県下の一〇三か町村を大区一一、小区九四に区分したものである。これは一〇か町村ぐらいを一小区とし、ほぼ一〇小区をもって一大区としたことになる。和光地域の三か村は、第二大区六小区に属し、戸長は上内間木村（朝霞市）の野島呈輔であった。

その後、入間県と群馬県が廢止され熊谷県が設置されたが、熊谷県の大区小区制は、大区の頭に旧入間県の区域には「南」、旧群馬県の区域には「北」をつけて呼ぶことにした。大区小区の設置数

は、大区が三三、小区が三四一となった。

明治五年四月九日、これまでの村政担当者であった庄屋・名主・年寄の呼称が廢止され、全国一様に戸長制が実施された。区制は戸籍区から行政区となり、戸籍担当の戸長は行政全般を担当する戸長となった。つまり村政に関する二重支配は消滅したのである。区には戸長、村には副戸長がそれぞれおかれた。入間県では、七月一三日、村々の役

表5-2 入間県第二大区五～七小区画村

区名	戸長	所属町村
五小区	大和田町 高橋良八	大和田町 野火止村 菅沢村 西堀村 北野村 館村 引又町
六小区	上内間木村 野島呈輔	上内間木村 下内間木村 宮戸村 田島村 白子村 浜崎村 溝沼村 岡村 台村 根岸村 上新倉村 下新倉村
七小区	上白子橋戸村 荘富右衛門	上白子村 橋戸村 膝折村 下片山村 辻村 小樽村 原ヶ谷戸村 中沢村 野寺村 片山堀之内村 下中沢村 十二天村 石神村 栗原村 上保谷村 上保谷新田 下保谷村

(『埼玉県史』資料編19 P 145~146)

表5-3 下新倉村村政分担者一覧

	道路担当者	戸籍物産担当者	堤防用水担当者
氏名	石田伊兵衛 柳下 又八 田中 兼吉 小宮 佐七 小寺沢右衛門	柳下藤治郎 田中勘左衛門 石田仙治郎 野浦 新七 柳下 伝内	柳下源太郎 田中藤二郎 柳下織右衛門 吉田吉右衛門 高橋安太郎 清水 源内

(田中四郎家文書「村儀約定書」明治8年3月15日より作成)

人が戸籍の方法を承知していないものが多いので、従来の名主・組頭をもって副戸長とし、戸長については新たに人選したいと大蔵省へ願ひ出て、許可されている。

一〇月一〇日、大蔵省から四月九日の布告は名主・組頭などの従来の村役人の名称を改称したものにすぎないし、

区を総括するものがないし、事務も差し支えがあるので、大区に区長、小区に副区長を設置するようにとの令達があった。入間県ではさしあたり、従来の戸長を副区長、副戸長を戸長、準副戸長のうち旧組頭の者を副戸長、旧百姓代の類^たいを勤めていた者を立会人とした。

下新倉村では明治八年三月十五日、「村儀約定書」(田中四郎家文書)を作成した。これには正副戸長・立会人・十戸組長で道路・戸籍・物産などの担当者が決められ、堤普請、学校の出金割合につ

いて相談することとしている(表5-3参照)。

さらに正副戸長の人員や給料などについて八か条にわたる約定書もある。この概略を次に示そう。下新倉では、戸長一名、副戸長を四名とし、任期は二年であった。正副戸長や立会人の給料は、村民から耕地一反について四銭、一戸について二銭ずつ徴収し、総額九四円一七銭六厘の十分の六(五六円五〇銭五厘)を戸長給とし、十分の三(二八円二五銭二厘)を副戸長三人分の給料とし、十分の一(九円四一銭七厘六毛)を立会人給とした。このほか、旅費を一日五〇銭(区内一五銭)とし、物価が格別の騰貴を示したときは、改訂することを定めている。

学校の成立

明治以前の各地の教育を担っていたのは寺子屋であった。寺子屋は僧侶が師匠となることが多かったが、天保期以降村役人や一般農民も師匠となり、その数もふえてきた。

和光地域では寺子屋は、下新倉村金泉寺住職の武笠台岡(文化六年―明治一〇年)白子村の富沢太郎左衛門(文政二年―明治五年)、上新倉村の桜井喜兵衛(寛政一〇年―明治一〇年)、上原沢次郎らのものがあった。

明治五年(一八七二)八月三日、学制が頒布された。これによって近代学校制度が始まる。学制は全国を八大区に分け、五万三七六〇小学区を設定し、一小学区は人口六〇〇人・学齡児童一〇〇人を予定した計画を持っていたが、翌年七大学区に分け、四万四二六四小学区を定めて出発した。埼玉・入間両県は、いずれも第一大学区に所属し、中学区は埼玉県が第一―一三番中学区、入間県が第一四―一六番中学区に編成されていた。

入間県は、明治六年一月、学校設立に対して、寺子屋教育を廃止し、廢寺

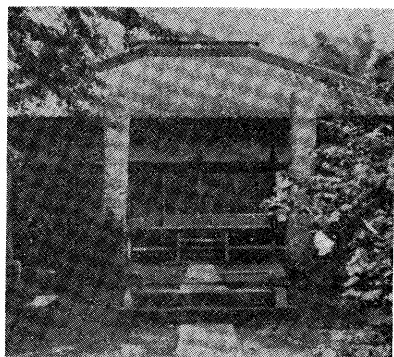


写真5-4 満願寺一校舎使用後に改築一

を学校へ払い下げ、募金による学校設立を命じた。さらに入間県令河瀬秀治は教師の養成の教場を設けるなど布達した。この口達によれば寺子屋での教授を一旦廃止し、大区ごとに一〇人ずつ篤実有志の者を選し、おおよそ二か月の修業期間で教師を養成しようとしたのであった。寺子屋の師匠なども入塾が許されていたが、だれでも費用については、各大区の救助によるとはいえ、なるべく「自費ヲ以テ可致」(『埼玉県史』資料編19)とし受益者負担を明らかにしていた。

明治七年八月一五日、和光地域に新倉学校が開校した。新倉小学校は、上新倉村と下新倉村が合併し、第一大学区一四番中学区二〇四番小学区として設置された。設立には下新倉村柳下富太郎が中心となり学区内各家を三等に分けて出資し、教場は上新倉村の東端、下新倉村との境にある無住の満願寺とした。教員は根岸村の金子仲次郎であった。金子はすでに創立されていた岡小学校に入学し、松崎信明に学んだ。同年七月、熊谷県立学校へ熊谷暢発学校(現埼玉大学教育学部の前身)の試験を受けて、授業生に任せられ、八月より新倉学校の授業を担当したのである。同じ時期白子坂上に、白子学校は第一大学区一四番中学区二〇六番小学区として開校した。

この頃、教育行政は、各区に学校庶務掛が置かれ、区長とともに学事を担当した。明治六年六月以降、彼らは各大区ごとに置かれた学区取締の指揮に従ったのである。和光地域の学区取締は、上内間木村の野鳥呈輔であった。

江戸時代、通信は飛脚によって発達してきたが、明治に入ると、近代的通信制度が出来た。明治四年(一八七二)一月二四日、東京・京都・大阪に郵便開始が定められた。これは三つの地に郵便役所を開設し、郵便切手を発売するものであり、以後民間の飛脚は禁止された。

郵便局

明治五年七月一日、白子郵便取扱所が三等郵便局として開局した。この時新座郡には、膝折村、大和田町、引又町にも郵便取扱所が設置されていた。白子郵便取扱所の責任者は富沢茂兵衛、富沢繁右衛門の二人であった。当初郵便



写真5-5 日本帝国郵便規則（明治7年）

局は郵便取扱所といていたし、等級は中央の郵便役所を一等とし、全国の郵便局を二・四等に格付けをしたものである。郵便取扱所は、全国で明治四年に一七九か所、明治五年中には九八〇か所開設された。和光市域を通る郵便路線は板橋より白子、膝折、大和田、川越、松山を通り、熊谷まで一五里三五町余（約六一キロメートル）あり、東京・川越間に一日一五往復したらしい。運搬方法として郵便人力車、郵便飛馬などが用いられていた。

また、郵便切手・収入印紙の売捌きは、各郵便函が設置された家に依頼されていた。和光地域では、郵便函が新倉村一七四番地、白子村大字下新倉八九番地に設置され、切り扱ひの売捌人は山田亀五郎（新倉）と田中純平（下新倉）であった。

その後白子局は明治一八年一〇月貯金業務を開始し、三二年二月には小包取り扱ひ、三五年二月には為替業務も取り扱ひようになった。

警察署

廃藩置県が行なわれた頃、全国の警察権は司法省が掌握し、県治条例により、県には聴訟課が置かれた。入間県は、聴訟課に捕亡方を設置し、各小区に捕丁、捕丁手伝を配置した。さらに明治五年一月、入間県は大区ごとに取り締組を設け、見張所を県内の川越町（第一大区壱小区）、白子村（第二大区六小区）、所沢村（第三大区一小区）、扇町谷村（同大区四小区）、飯能村（第四大区七小区）、松山町（第六大区二小区）、小川村（同大区

六小区)の六か所に設置し、捕丁にわかつて邏卒ろそくが配置された。

大区ごとに設置された取締組は、取り締りを「諸民ヲシテ安全自由ヲ得セシメン為ニ」(取締向大法則)明治六年一月、石田栄一家文書)設けたとし、その方法は第一に信実を旨として、みだりに厳しい言葉や態度をとることなく、穏和に取り扱い、人々の手引者となる心得をもって行なうこととしている。このほか、放火・強盗・殺人は現行犯をもって捕縛し、徒党・陰謀を見聞したとき、速やかに県庁に申し出ることなど、三〇か条にわたって職務内容を定めている。

入間県内に設置された邏卒は、当時の入間県民から好感を持たれないむきもあつたようである。県は、邏卒に対して輕蔑べつしたり、悪口を言う者を取り締る布達を出していた。

熊谷県はこれまで警察事務を勸業課で担当し、その係を巡回方(後に警視方と改称)といっていた。明治八年三月一日、熊谷県は、勸業課警視方を廃止して警視課を置き、各出張所には警視掛を在勤させた。これまで警視方が取り扱っていた事項を警視掛、本庁庶務課、同警視課、同雑税掛に区分した。警視掛で取り扱う事務は、「盜難訴、拾品捨物訴、失火放火、諸檢使及ヒ乱妨、人殺シ等急迫ノ事、逃亡人訴、逃亡人自首歸住願、罪犯処置済届、各車檢印願、人寄セ定席ニ於テノ諸興行並臨時諸興行願」(熊谷県警視掛出張所取扱事務概目)『埼玉県史』資料編19)の九項目としたのである。また、各地の警保出張所は明治九年二月三日、警察出張所と改称された。

和光地域は、埼玉県に併合された後、明治九年一月、大和田町に設置された警察第二大和田出張所所轄の第四四白子屯所に管轄された。白子屯所は、明治一〇年二月二五日の布達(警察出張所・屯所の警察署・分署に改称)に基づいて、大和田警察署白子分署となった。当時の白子分署は、敷地一〇坪、建坪六坪で民家を借用したものであり、巡査が五人配置され、一一か村を統轄していた。白子分署は大和田警察署管内にある五つの分署の中で最も小さいも

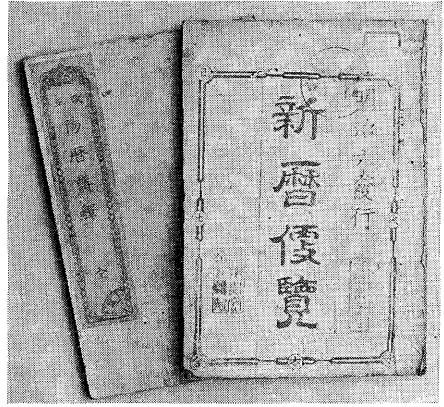


写真5-6 太陽暦の手びき

のであった。

太陽暦と時間

新政府は、明治五年（一八七二）一月九日旧暦を廃し、太陽暦を採用することを公布した。この理由は、旧暦では閏月があり、その前後で季候の早晚が生じて不都合であるとしている。この公布によって明治五年二月三日をもって明治六年一月一日とした。太陽暦採用後、すぐに新政府は、神武天皇即位の年を紀元とし、即位日を祝日とし、一月一日には五節（人日、上巳、端午、七夕、重陽）を廃止し、神武天皇即位日、天長節を定めて、村びとの日常生活に天皇思想を浸透させようとした。一年を三六五日とし一二か月に区分し、四年に一度閏日として一日もうける現在の暦が確立したのである。

これにともない従来使用していた子刻・丑刻・寅刻などの呼称も廃止され、昼夜各一二時にわけ一日を二四時間とした。

入間県が太陽暦採用を布達したのは明治五年一月一二日であった。しかし、太陰暦は農作業がこれによって組み立てられていたので、農民に深く密着していたから急速に太陽暦が普及することはなかった。和光地域では、同七年二月一日、下新倉村の柳下織右衛門は、熊谷県令に太陽暦を普及させるため、短歌を作り、それを「不就学ノ婦女子」（御伺）柳下満家文書）に暗誦させることの許可を求めた。

一トセ一月祭りハ一三五日、皇ハ三十日ニ寒五日コノ太陽暦

二トセ二月三日ハ節分で十一日ニハ紀元節コノ太陽暦

- 三トセ三月五節も早やめて十七日ニハ彼岸なりコノ太陽曆
四トセ四月三日は神武様十七日ニハ土用なりコノ太陽曆
五トセ五月の二日は八十八田畑の種蒔始め□_レコノ太陽曆
六トセ六月十四日は入梅で三十日菝を祝ましょコノ太陽曆
七トセ七月二日は半夏生土用は廿日の午前ひる後コノ太陽曆
八トセ八月つき見は旧ニしな九月一日式百十日コノ太陽曆
九トセ九月の十七日ハ神嘗祭同廿日は彼岸□_ナコノ太陽曆
十トセ十月中半ニ麦を蒔土用は廿日五時四分コノ太陽曆
十一トセ十一月三日は天長節廿一日新嘗祭コノ太陽曆
十二トセ十二月の冬至は廿二日三十一菝悪魔除コノ太陽曆
十三トセき扱も残りし冬土用一月十七日ニ入とするコノ太陽曆
十四トセしりて重宝な此歌は変れど年ニ六時宛コノ太陽曆
十五トセ五行ニ日月日ニ配り十千十二子こ旧ノ俣コノ太陽曆
十六トセ大者一三五の三十一日七八十の十二月コノ太陽曆
十七トセ四六九の月者小ノ月十一月仕舞て三十日コノ太陽曆
十八トセ春の始は三月で平の二月は二十八日コノ太陽曆
十九トセ操り行四年は閏有り二月は一日たすばかりコノ太陽曆
廿トセ俄ニおほへし太陽曆能もわかりてお目出度やコノ太陽曆

柳下は、へんびな土地の婦女子は太陽曆を使用することを知らないし、教えようとしても聞こうとする者も少なく、曆を読むことも出来ないという。そこで短歌を暗誦させ、太陽曆を普及させようとしたのである。

壬申地券

江戸時代の年貢は、領主が支配する村々から集め、領主が違うと年貢率も変わることもあった。明治期に入り、廢藩置県が行なわれると、明治政府は領主権を集中させ、藩の貢租も得ることができた。しかし、新たに設置された県が旧藩や旗本領など異なる領地で成り立っていると税法は数種類の方法を併行しなければならなかった。明治政府は、こうした地域ごとと違う旧来の現物貢租を廢止し、万国に対峙する統一国家をつくるためにも近代的租税体系をつくることをめざしていた。しかし、この頃の国内の産業経済は資本主義が未発達であり、貢租収入は農民の納める地租にたよらざるをえなかった。そこで政府は、田畑勝手作りを許可(明治四年九月三日)し、同五年二月一五日には田畑永代売買の禁を解除するなど、農民に対する封建的拘束を解き、地券を交付し、農民の土地所有権を法的に認め、租税負担者を明らかにしたのである。地券は明治五年から交付されていたが、この年が壬申にあたっていたので、壬申地券という。

壬申地券が本格化するのには人民所持地一般への地券交付の布達があった明治五年七月頃からであるが、全国的には地租改正条例が公布された後の明治七年三月頃まで継続されていた。

壬申地券には、土地所在地の村名、地番、地目、反別、所有者、地代金(地価)が記載されている。反別は江戸時代の検地帳や名寄帳をもとにし、地価は各地の土地取引き値段や小作米などで決められていた。壬申地券の発行は何よりも落地、隠田のないことに注意して、民有地の所有者を確定することが目的であった。地券方法について社寺地の帰属を明確にさせるとともに、これまで面積の記載がなかった株場まで測量を命じていた。

下新倉村では明治六年二月から田畑・山林・宅地とも地券並びに代価などを取調べ、同七年五月熊谷県庁へ一筆限

明細帳を提出した。一二月には熊谷県から村方の地主に地券証が交付されたのである。壬申地券を発行するとき、地価は、旧検地帳の上、中、下の位付けに関係なく適当にその代価を申請させ、これを記載したという。和光地域の地価の決め方やその代価について詳細はわからない。明治六年、隣接の小樽村白子境の地価は下々田一二円、上畑七円、中畑六円、下畑五円とつけられていたことから、和光地域の地価はこれらと大幅な差はないだろう。

地租改正

地租改正の作業は、壬申地券交付作業が前提となつて、明治六年（一八七三）七月二八日の地租改正条例の公布によつて開始された。地租改正法の要点は、①今まで収穫高を標準として課せられた年貢米をやめて課税標準を地価におき、②税率は豊凶にかかわらず地価の一〇〇分の三とし、③地租納入者は地券（改正地券）が交付された土地所有者とし、貨幣で地租を納めることであつた。

埼玉県において地租改正事業が開始されたのは全国に比べて遅く、地租改正告諭及び心得書が公布された明治八年三月からであつた。熊谷県は埼玉県より九か月遅れて、「地租改正ニ付心得書」が管轄下の各区副戸長あてに布達され、同年一二月からはじまつた。

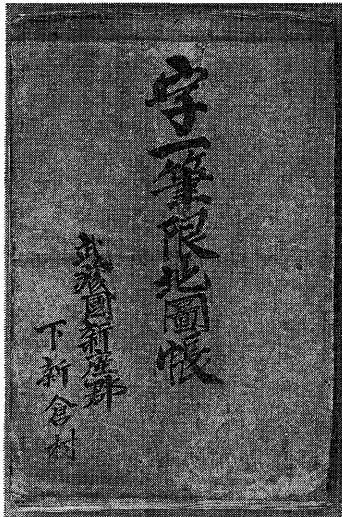


写真5-7 一筆限地図帳

これよりさきに熊谷県は、明治八年一〇月三十一日、地租改正取調着手心得書として土地調査法を布達した。検地（土地測量）方法は六尺一寸竿を使用し、十字見切法（四角形）を用い、木片にカスガイを打ち付けた簡単な測量器具（十字木）を使った。この方法は江戸時代の検地の丈量技術（じやうりゆう）を継承し、ただ違うところは器具を使用したことである。その後十字見切法は「私意ヲ夾ミ出歩ヲ増シ入歩ヲ減シ候様ノ弊害ヲ醸成シ」（熊谷県

布達第一六号) ているので、三斜ノ法(三角形)による測量に切り換えられた。

地引絵図は耕地や宅地を六〇〇分の一の縮尺で書くこととし、一字ごとあざに作成することとした。このことから、地引絵図は切絵図ともよばれている。和光地域の村々の地租改正事業が終了するのは熊谷県から埼玉県に合併された後のことである。以下地租改正事業の実施過程を順をおってみていくことにしよう。

事業の進捗

和光地域における地租改正事業の様子を下新倉村を中心にみていこう。

明治九年四月一五日、下新倉村では土地の丈量にともない、測量・書記・計算などの役につく人の数が多くなったので、金泉寺に事務所が設けられた。下新倉村の地租改正の体制は、戸長柳下伊平太、副戸長田中兼吉が中心となり、立会人には田中藤四郎が選ばれていた。土地の丈量は、字境田からはじめられ、耕地一枚(筆)ごとに番号がつけられていった。測量の結果、字の数は八七あり、田・畑・宅地・山林・社寺地は五四八四筆に達したのである。土地の丈量に要した期間は、反別帳・地引図面の検査請書を二月二二日に受けていることから、およそ八か月ぐらいであった。

丈量は村々の戸長・副戸長が中心となり、これに二、三人の「立会人」が選ばれ調査に参加していた。立会人は、のちに村内地主層の公選による地主惣代人にかわる。下新倉村正副戸長は地租改正には率先してあたり、艱難かんなんを勞とせず、暑さも厭いとわずに毎日作業を行ない、「家事ヲ抛なげチ勉強シ、風雨ノ節ハ又絵図田畑丈量計算等取調、専一ニ是ヲ以テ業」(柳下潔家文書)としたという。上新倉村や白子村も、下新倉村と同じような状況であっただろう。

丈量の結果、和光地域の村々は、上新倉村の畑地が減少しているほか、耕地の増加がみられた。とくに田地の増加は著しく、旧反別に比べて、一三〇四五パーセントを示している(表5-4参照)。

土地の丈量が終わり、地引絵図が作成されると、地位等級調査が行なわれる。

表5-4 地租改正前後の耕地面積

I 上新倉村			
地目	改正反別	旧反別	増加率
	町反畝歩	町反畝歩	%
田	103・6・9・07	71・2・3・12	45.6
畑	153・5・2・09	171・0・4・20	-10.2
計	257・2・1・16	242・2・8・02	6.2
II 下新倉村			
地目	改正反別	旧反別	増加率
	町反畝歩	町反畝歩	%
田	68・0・4・23	49・2・2・15	38.2
畑	185・9・3・05	179・2・2・13	3.7
計	253・9・7・28	228・4・4・28	11.2
III 白子村			
地目	改正反別	旧反別	増加率
	町反畝歩	町反畝歩	%
田	23・5・2・20	20・7・0・20	13.6
畑	95・0・6・12	92・3・4・00	2.9
計	118・5・9・02	113・0・4・20	4.9

旧反別は『武蔵国郡村誌』により、改正反別は、上新倉村が「地位等級収獲地価調査」(富岡実家文書)、下新倉村が「反別地価総計調」(田中四郎家文書)、白子村が「明治9年地引帳」によった。

地位等級に關して、明治九年九月、地位等級の査定法が布達され、一〇月には地位等級を調査する地主惣代の選挙心得が布達された。県下では改正作業が農民たちの増税につながるおとし、なかなか進展しなかった。このため地位等級方式が設定され、模範組合の設置となった。

和光地域の村々は、周辺の二六か村からなる模範陸折村組合に属していた。明治一〇年二月一日、模範陸折村組合各村の田畑の地位が組合議員の見込み高と自村見込み高に違いがあったので、野火止村をはじめとして、四日間で二一町村が調査された。三月には各村の地位が確定し、田を乙二等ノ甲八等(一〇段階)、畑を乙三等ノ甲八等(一一段階)に分け、二六か村が位置づけされた。このとき、上新倉、下新倉村は組合内での地位が高く、上新倉村が田・畑ともに乙二等であり、下新倉村が田は甲三等、畑は乙二等であった。白子村は田が甲五等、畑が乙四等と模範組合村の中では中位であった。

村々の地位が決まると、埼玉県庁が見

表5-5 埼玉県・下新倉村地位等級比較

等級	埼玉県		上新倉村	
	田(米)	畑(麦)	田(反別)	畑(反別)
	石	石	反	反
1等	甲 2.55 乙 2.475	2.9 2.825		
2等	甲 2.4 乙 2.325	2.75 2.675		
3等	甲 2.25 乙 2.175	2.6 2.525		
4等	甲 2.1 乙 2.025	2.45 2.375		
5等	甲 1.95 乙 1.875	2.3 2.225	26.011	
6等	甲 1.8 乙 1.725	2.15 2.075	145.000	
7等	甲 1.65 乙 1.575	2.0 1.925	188.803	
8等	甲 1.5 乙 1.425	1.85 1.775	94.002	13.513
9等	甲 1.35 乙 1.275	1.7 1.625	76.226	56.415
10等	甲 1.2 乙 1.125	1.55 1.475	86.326	108.310
11等	甲 1.05 乙 0.995	1.4 1.325	59.920	187.510
12等	甲 0.9 乙 0.825	1.25 1.175	51.600	182.724
13等	甲 0.75 乙 0.675	1.1 1.025	48.902	301.912
14等	甲 0.6 乙 0.525	0.95 0.875	112.916	189.206
15等	甲 0.45 乙 0.375	0.8 0.725	50.720	175.507
16等		0.065 0.575		162.925
17等		0.5 0.425		115.005
18等		0.35		
類外 1	0.3	0.3	70.326	41.902
類外 2	0.25	0.25	25.805	
類外 3	0.2	0.2		

(「埼玉県地位等級収穫地価表『埼玉県史』資料編19」
 (「地位等級収穫地価調書」富岡実家文書)

積りで決めた収穫によって地位等級が決定された。上新倉村の水田を例にとれば、最も土地の生産力が高い土地(平均反当り収穫量一石九斗五升)は、五等甲となっている。これは埼玉県全体の等級表に位置づけられているためである。表5-5によって埼玉県全体の等級を見れば、最も生産力の高い土地は一等甲であり、水田の反当り収穫米は二石五斗五升であり、畑の反当り収穫量は二石九斗であった。等級は一八等までとし、各等を甲乙に区分し、その差を七升五合としている。このほか類外等とする等外地も三等にわたってあった。

反当収量を村ごとに総計し、反別で割ったものがその村の平均反当収穫量である。村ごとの平均反当収量で各村の収穫上の差異をみたものが村位等級である。村位等級が和光市域の村々で決められたかは不明であるが、明治一一年

表5-6 模範膝折村組合田畑収穫並びに宅地地価

町村名			反当生産高・地価		
			田	畑	宅地
			石	石	円
宗	岡	村	1.225	1.135	30.241
志	木	宿	1.017	0.976	26.008
北	野	村	—	0.742	19.772
大	和	田	1.058	0.897	25.904
菅	沢	村	—	0.751	20.817
野	火	止	—	0.790	21.322
宮	戸	村	1.108	0.996	26.548
浜	崎	村	1.059	0.946	25.207
田	嶋	村	0.964	0.918	24.475
上	内	間	0.577	0.794	21.146
下	内	間	0.565	0.762	20.294
岡		村	1.016	0.885	23.587
溝	沼	村	1.016	0.885	23.587
合	岸	村	1.130	0.947	25.242
上	新	倉	1.191	0.986	26.269
白	子	村	1.059	0.886	23.644
橋	戸	村	0.931	0.758	20.207
小	樽	村	0.922	0.762	20.312
下	保	谷	—	0.656	17.751
上	保	谷	0.755	0.726	17.681
上	保	谷	—	0.491	13.100
片	山	村	1.012	0.892	23.865
下	新	倉	1.167	0.985	26.269

〔「手控」田中四郎家文書〕

六月、模範膝折組合村々の田畑の平均反収と宅地地価が県から配賦された。模範膝折組合のうち平均反収と宅地地価が判明する二三か村の数値を示したのが表5-6である。

二三か村のうち、水田の平均反収が最も高いのは宗岡村（志木市）であり、ついで上新倉村、下新倉村の順となる。畑地も宗岡村が最も高く、ついで宮戸村（朝霞市）、上新倉村の順となる。宅地の反当価格は、宗岡村を筆頭に宮戸村、上新倉村、下新倉村の順である。これとは逆に、反当収量の低い村は、水田は下内間木村（朝霞市）、上内間木村（同上）、上保谷村（保谷市）であり、畑地は上保谷新田（保谷市）、下保谷村（同上）、志木宿（志木市）であった。

右のような村落間の生産力の差は、地租改正が土地からの収益をもって地価を決める方法を採用しているため、地価の高低に直接連動する。そのため村びとの関心は、江戸時代からの旧租Ⅱ年貢と比べ地価Ⅱ地租がどのように決定されるかに集中した。地租の増加は負担増に結果するからである。

旧租と新税 埼玉県が押しつけた收穫量は、各村において土地一筆ごとに配布され、これを基準として地価が算定

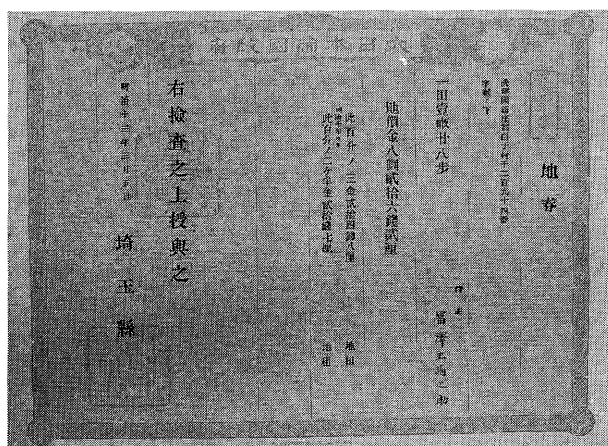


写真5-8 地券（明治13年）

された。大蔵省が示した地価算定は、收穫量に一石あたりの米価を乗じて代金に換算し、それから種肥料、地方税、地租を控除し、残金を法定の利率で資本還元するものであった。埼玉県で採用される米価は、新座郡の場合一石当り五円四〇銭（「埼玉県地租計算略法」『埼玉県史』資料編19）であり、利率率は六分（パーセント）であった。種肥料は收穫代金の一五パーセント、地方税と地租は地価の一パーセントと三パーセントであった。下新倉村の場合、水田の地価は三万六三四〇円余、畑地の地価は二七六九円余である。畑地の地価算定は、麦価（一円八〇銭）によって行なわれた。新しい地租は地価の一〇〇分の三と決められているので、水田の地租は一〇九〇円二一銭、畑地の地租は八三〇円七五銭となる。明治一〇年の減租令により地租は〇・五パーセント引き下げられ、地価の一〇〇分の二・五となるので、下新倉村の地租は、それぞれ九〇八円五一銭、六九二円二九銭に減額されたのである。

地域の村々には、新地租と比較できる明治初年の年貢関係文書がないので、この関係を個人についてみることにしよう。白子村の富沢米吉は、明治八年、畑永納分が七円三八銭、田畑米石代として六三円八八銭、計七一円二六銭納入していた。明治八年は、江戸時代の年貢として収められた最後の年であった。地価算定が終了した同一年、田畑宅地地租は七六円九八銭であった。富沢家の宅地は四反歩余（明治九年）あり、宅地の地租が二円三六銭と推定できる。明治八年から同一一年の間、富沢家で所有地の大幅な移動がないと考えると、新地租は旧租に比べて三円三六銭（四・七パーセント）の増加とみなすことができる。

埼玉県全体として、新地租は旧税より四六パーセント増加した。とくに江戸時代に軽租地であった畑地が増租となったのである。こうした増税は、江戸時代と同額ないしはそれ以上の国税収入を得ようとしたからであった。

村々の様子

これまでみてきた和光地域の歴史は、以下に述べるような地域生活のうえに展開されていたのである。『武蔵国郡村誌』によって作成した表5-7によって明治一〇年頃の、市域村々の生活環境を見ていくことにしよう。

市域の三か村全体に共通する性格は、運輸が便利であり、民業が男女とも農業を専らにしていたことである。しかし、より詳しくみれば、各村に相違があることがわかるであろう。

運輸の便利さは、村の立地条件によるし、河川や街道の利用の違いによって運搬手段に相違が出てくる。上新倉村には新河岸川を利用する新倉河岸があり、下新倉村には荒川を利用する芝宮河岸があった。芝宮河岸は正徳年間（一八世紀前半）に開設されていた。明治三年六月には新たに荷積問屋が設けられている。『武蔵国郡村誌』には舟として上新倉村に漁船と水書予備船が各一艘、下新倉村に漁船が四艘、水書予備船が一六艘記載している。芝宮河岸には舟運として高瀬船と荷足にたりが一三艘所属し、荒川を往航していたのである（『和光市史』史料編三 四一、四二ページ）。

表5-7 市域村々の生産環境

	上新倉村	下新倉村	白子村
戸数	212戸	211戸	135戸
人口	1,270人	1,326人	817人
1戸当り人員	6.0人	6.3人	6.1人
寺社	5戸	11戸	3戸
地勢	荒川・新河岸川運輸便利、炭に乏しいが、薪は余裕あり	崖下に水田開け、荒川・野川運輸便利、薪木乏からず	林多く、川越街道貫通し運輸便利、炭薪余裕あり
田畑比率	田5：畑12	田5：畑18	田20：畑89
1戸当り耕地面積	田33.6畝 畑80.7畝	田23.3畝 畑84.9畝	田15.3畝 畑68.3畝
土壌	色：赤黒砂交り	色：赤白黒の三種	色：赤黒の二種
生産上の特質	稲に不適、甘藷に適応	甘藷蘿蔔に適応、稲麦菽不適、荒川縁桑適応	甘藷、麦菽に適応
牛馬	30	40	8
舟車	漁船 1 水害予備船 1 人力車 10 荷車 105 農業車 4	漁船 4 水害予備船 16 人力車 9 荷車 73	人力車 12 荷車 54 農業車 10
物産	石 米 603. 大麦 671.65 小麦 406.1 蕎麦 88.79 粟 84.47 黍 27.27 稗 27.27	石 米 556.5 麦 1,127.455	石 米 224.623 大麦 657.215 小麦 238.985 蕎麦 103.56 粟 27.37 黍 74.67 稗 100.37 大豆 124.177
民業	男女農業を専らにす	男女とも農業を専らにす	男女農を専らにす



地図作製の技術が未熟であるため「下土支田村」「橋戸村」が含まれている。

図5-1 明治10年代中頃の和光市域（迅速測図より）

河川の運輸手段が舟であれば、陸地ではこれにあたるのが人力車や荷車である。人力車は明治二年に発明され、はじめに東京府下で開業された。和光地域では、明治五年に下新倉村の田中伝八が人力車を二台購入し、雇人を使って川越街道で営業していたのである。人力車は市域三か村とも一〇台前後使われていたが、これはおそらく川越街道を往復していたのであろう。各地域の生産物を運搬する荷車は、市域の村々では一戸につき平均〇・四台あったことになる。

一戸あたりの家族は、三か村が六・〇〜六・三人と六人台を示し、大きな差はない。全体的な家族構成は不明であるが、この数値から夫婦を中心とした単婚小家族が主流であったと考えられる。

一戸あたりの耕地面積は、上新倉村が最も多く（一町一反歩余）、ついで、下新倉村（一町歩余）、白子村（八反歩余）の順となり、三か村の平均耕地は約一町歩である。耕地における田・畑の比率をみると、白子村は上新倉村・下新倉村に比べて畑の比率が高く、水田の一戸あたりの耕地面積は一反五畝歩余で、上新倉村（三反三畝歩余）の半分にも達しなかった。

耕地における水田比率が低いと米の一戸あたりの平均生産額も低くなる。これを高い順にあげれば、上新倉（二・八石）、下新倉（二・六石）、白子村（一・六石）となる。逆に麦の一戸あたりの生産高は、白子村（六・六石）、下新倉村（五・三石）、上新倉村（五・一石）の順となる。また、農業生産力に関連ある牛馬は白子村が他の二か村に比べて極端に少ない。これは町場であったからだと思われる。

これまで検討してきたことから明治一〇年代の市域の村々の平均的な農家像は、六〜七人の家族構成で、一町歩の耕地を所有し、荷車か牛馬を併用する農家が主であったということになる。

第二節 村会の成立

前期村会

明治五年（一八七二）から六年にかけて、いわゆる開明的な知事のもとでは府県会や大小区会、町村会が開かれていた。府県会、区会は、当初知事の諮問機関として開設され、区長・戸長が合同して事務上の打ち合せを行なったのである。

明治七年、板垣退助らによる民権議院設立建白書が政府に提出されたころから、地方民会（府県会、区会、町村会）の設置運動が高まった。翌年六月、政府は、地方官会議に地方民会設立の可否を諮問したのである。

こうした全国的な運動の中で、埼玉県や熊谷県とその県民たちはどのように対応したのだろうか。その動静を探ってみよう。

埼玉県では県が設置されるとすぐ、協議会と区会が設置された。明治八年二月二日、百姓代が廢止され、代議人心得と伍長が設置された。代議人心得は、区費や町村費など府県管内費であった民費の賦課を公正にし、その徴収方法を評議したのである。同年六月には、第二三区の正副区長が県令白根多助の諮問に対して、地方民会の設置は「上下」の事情が通じ、政治の助けになると上申している（『地方官会議につき見込上申』『埼玉県史』資料編19 資料47）。

地方官会議では、官選の区戸長の存続が決められたので、明治九年八月二日、埼玉県は区戸長のみでは事実差し支えが多いので、公選議員を加えた県会・区会・町村会などを施行したいと内務省に上申した。

市域が属していた熊谷県では、大区・小区で毎月議場が開かれていた。明治八年七月、熊谷県は、人民が民会を希

望しているのです、区戸長のほかに議員を加えたならば民費そのほかすべて「言路洞開一般ノ公利ヲ興ス」(「地方民会の儀につき伺」 前同書 資料65) ことにあるとし、公選議員の法案を出してほしいと地方官会議長木戸孝允に上申している。これに対して、おって町村会準則が布達されるので、町村会で施行するようにとの返答があった。

さらに熊谷県は、明治九年二月に、府県会、区会、町村会の準則が未だ布達されていないので、準則が布達されるまで大小区会を県会・区会等の名義に改めたいと太政大臣に上申していた。

埼玉県や熊谷県が地方民会の設立を政府へ上申しているだけでなく、個人やグループが県に地方民会開催の建議を行なうこともあった。明治九年一二月、第一五区(熊谷市)の中村孫兵衛ほか六名は、公選の町村会開催について埼玉県へ建議を行なった。この建議書では、士族の反乱や地租改正反対一揆の原因は、政府と人民の気脈が通じていないし、ともに喜憂を同じくしていないなど常に親睦することがなかったからだとしている。したがって人民と政府が調和するには、はじめに公選町村会を開くべきだとしている。そして公選町村会を漸次区県会におよぼしてほしいと主張するのであった(「町村会の儀につき建議」 前同書 資料71)。

中村孫兵衛らの建議から半年ほど経過した明治一〇年五月二四日、埼玉県村町会仮規則が公布された。これから村町会仮規則について、その概略についておのべることにしてしよう。

明治九年一〇月、埼玉県が内務省に提出した県会規則、区会規則、村町会規則のうち前二者の権限を適宜施行して、規則等さらに届け出るようにと内務省の指令があった。これによって、まず村町会仮規則を施行することになったのである。

しかし、埼玉県は、はじめから町村会を数町村連合の会議としていた。村町会の組織は、二五戸について一名の割合で公選される議員で構成されていた。議員は、記名投票で選ばれるが、その資格には数種類の欠格条項のほか次の

条件が必要であった。その町村に一年以上居住する満二〇歳以上の戸主であり、町村の平均地価以上を所有するものであること。また、選挙人は、その町村に入籍する戸主であり、正租（主に地租）を直接納入するもの、という条件があった。

村町会で審議する議題は、「民費ノ事」、「共有財産ノ事」、「災害備慮ノ事」、「取締及安寧風儀ニ関スル事」、「公立学校及貧院病院等ノ事」、「諸会社及市場ノ事」、「道路堤防橋梁用悪水等ノ事」、「土地ヲ開キ物産ヲ興ス事」、「水陸運輸ノ便ヲ開ク事」、「町村会内規則ノ事」（『埼玉県史』資料編19 資料72）の一〇項目に限られていた。ここでいう「民費」は、区費・村費の予算及び臨時支出のことであり、「災害備慮」は、救荒予備のため金穀蓄積の法を設け、及び消防組設立猪鹿防禦じよらの方法等の費用支出のことであった（『村町会附則』明治十一年一月三十一日埼玉県布達甲第五号）。

村会議員の選挙

明治一〇年九月六日、下新倉村では村会議員の選挙が行なわれた。村町会規則が発令されてから四か月ほど過ぎていた。当時の人びとの中には、選挙に不慣れな人がいた。投票所には規則書が掲示されていたが、投票札を照会しないで記載してしまったという。この人たちは、投票札の再交付を正副戸長に申し、書き換えをしたいとしている（『第弐号 日誌手控』田中四郎家文書）。投票が無効となる理由は、これではよくわからないが、たぶん「入札ハ選挙スヘキ人名ヲ記シ、封緘ノ上表面ニ撰挙人ノ姓名ヲ掲ケ入札場ニ持来リテ書記役ニ渡スヘシ」（『町村会仮規則』第廿六条）とする条文に触れるところがあったのだろう。

投票の結果、下新倉村民二一五名が当選議員に次のような「委任状」（柳下満家文書）を出している。

委任状之事

今回村町会御発令ニ付、村内一同之投票ヲ以、貴殿方議員ト相定メ、御規則之事務ヲ委任ス、依而委任状如件

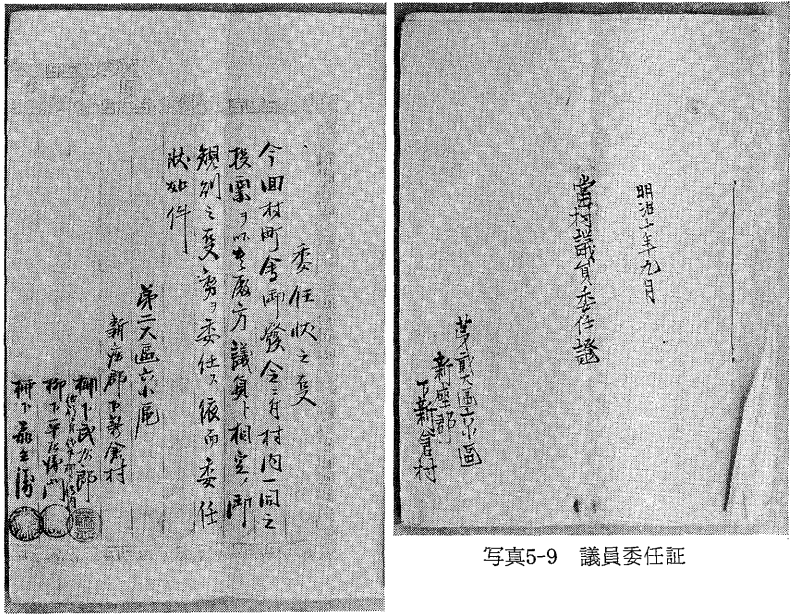


写真5-9 議員委任証

第二大区六小区

新座郡下新倉村

柳下武次郎 ㊦

(外二一四名略)

- 高橋 礪吉殿
- 田中 弥八殿
- 深井 清七殿
- 野浦 新七殿
- 石田仙次郎殿
- 田中藤四郎殿
- 田中 藤吉殿
- 柳下織右衛門殿

投票で選出された議員八名に対し、選挙人一同が署名捺印し、「御規則之事務」を委任しているのであった。委任状の末尾には、副戸長四名（小宮佐七、柳下藤次郎、田中兼吉、柳下伝内）と戸長柳下伊平太が立ち会い、相違ないことを署名、捺印をもって証明していた。埼玉県の町村会は、実際に機能しないうちに、全国的に

制度化され、再改正されるのであった。

村会規則

埼玉県は、明治一〇年五月二十四日に布達した「村町会仮規則」を廃止し、同一二年九月一〇日、新たに「町村会規則」を布達した。この「町村会規則」の概略をみれば次のようになる。

町村会規則は、四章三四条からなっている。第一章の総則では、町村会は定期に開催される通常会と臨時会からなり、町村会で議決することを町村限りの経費で支弁する事業の起廃・伸縮、及びその予算・賦課方法、共有財産の運用、町村に割り付けられた戸数割の乗率を定めることに限定している。「村町会仮規則」にあった「取締及安寧風儀ニ関スル事」が削除されていた。さらに「決議ノ条件ハ区長ヲ經由シテ之ヲ県庁ニ出シ、其指令ヲ請ケ施行スルモノ」という条件は、「町村会規則」では、「十五日間ヲ経テ県庁ヨリ指揮スル処ナキトキハ之ヲ施ヘキモノ」となり、やや緩和されている。しかし、「村町会仮規則」と同様に、「町村会規則」でも町村会が国政について意見を述べべったり、県や国に建議を行なうことが出来なかった。議案を町村会に提出できるのは、戸長だけであった。

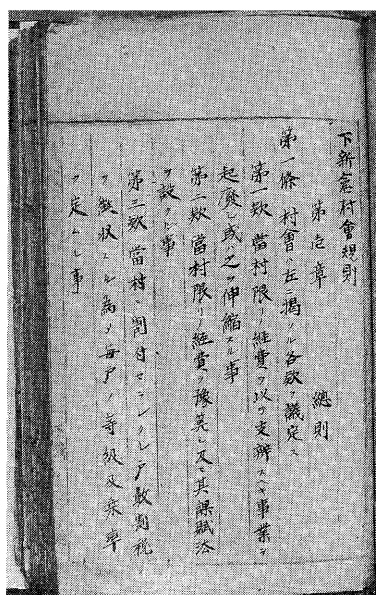


写真5-10 下新倉村会規則

第二章選挙は、議員の選出について定めている。町

村会の議員数は、戸数の多寡に応じてその総数を決めている。戸数一〇〇戸未満は一〇名以下、一〇〇〜三〇〇戸未満は一五名以下、三〇〇〜五〇〇戸未満は二〇名以下、五〇〇〜一〇〇〇戸未満は二五名以下、一〇〇〇戸以上は三〇名以下、としている。また議員の資格は、若干の欠格事項があるが、満二〇歳以上の男

子で、その町村内に本籍居住を定め、土地を所有するものに限られていた。議員を選挙するものは、満二〇歳以上の男子で、其町村内に土地を所有し、本籍居住するか、満三年以上連続して寄留しているものであった。議員は記名投票によって選出され、その任期は満四年であり、二年ごとに半数を改選したのである。

第三章の議則では、決議は議員半数以上の出席をもって成立することとし、出席議員の過半数が議題の可否を決めていた。会議の傍聴も許されていたのである。戸長は会議において議案を説明するだけで議決に加わることができなかった。

第四章は議会の開会・閉会について決めている。通常会は戸長の命令により、毎年五月、十一月にそれぞれ一〇日以内に開会することになっていた。また、臨時会は、戸長による命令、もしくは議員三分の一以上の要請があるときに開会した。通常会・臨時会とも会期を延長するときは、郡長にその理由を報告しなければならなかった。さらに会議の論説が法律または規則を犯したり、あるいは権限を超えていると認められるときは、戸長は会議を中止し、郡長に詳しい事情を書いて上申しなければならなかった。

町村会規則にもとづいて、県下の町村でそれぞれ規則が作られた。村会規則について下新倉村についてだけ判明する。和光地域の村では、明治一四年三月一日、村会で審議を経て、一部修正を行ない成立した(後述)。

表5-8 町村会規則・下新倉村規則対照

町 村 会 規 則	下 新 倉 村 会 規 則
<p>第一条</p> <p>第三款 其町村共有財産ノ額ヲ増減シ又ハ之ヲ貸付、又ハ之ヲ増殖シ之ヲ維持スルノ方法ヲ設クル事</p>	<p>(該当条項なし)</p>

下新倉村の村会規則は、明治一四

年三月二三日に制定された。このときの総代人は、野浦新七、柳下織右衛門、田中兼吉、柳下伝内の四人であった。

<p>第四款 其町村共同ノ名義ヲ以テ土地家屋金穀等ヲ借入ル、事</p>	
<p>第三条 臨時会ハ其特ニ会議ヲ要スル事件ニ限り、其他ノ事件ヲ議スルヲ得ス</p>	<p>(該当条項なし)</p>
<p>第八条 町村会ハ県庁又ハ郡長ヨリ其町村ニ施行スヘキ事件ニ付、意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス</p>	<p>第七条 当村会ハ毎年通常会議ノ初メニ於テ、協議費ニ係ル前年度ノ出納決算報告書ヲ受ケ、戸長ニ説明ヲ求ムル事ヲ得、若意見アルトキハ議長ノ名ヲ以テ郡長ヲ經テ県令ニ上申スル事ヲ得</p>
<p>第十一条 町村会ノ議員ヲ定ムルハ前条ヲ以テ成規トナスト雖モ、一町数丁ニ亘リ一村数耕地ニ跨ル等ノ場所ハ、其人員ヲ各町村各耕地ニ割合選舉スルモ妨ケナン</p>	<p>(該当条項なし)</p>
<p>第十三条 議長副議長及ヒ議員ハ俸給ナシ、書記ハ議長之ヲ選ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ会費ノ中ヨリ之ヲ支給ス</p>	<p>第十一条 議長・副議長及ヒ議員ハ俸給ナシ、書記ハ議長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ会費ノ中ヨリ之ヲ支給ス 但日当ハ会議ノ決議ヲ以テ其額ヲ定ム</p>
<p>第十四条 町村会ノ議員タルヲ得ヘキ</p>	<p>第十二条 当村会ノ議員タルヲ得ベキ</p>

下新倉村会規則は、四章三一条からなり、県の町村会規則より三条少なかった。それは、下新倉村会規則には町村会規則の臨時会（第三条）、議員選挙方法（第一条）についての条項、及び県庁による会議中止の条項（第三四条）が含まれていないのであった。そのほか、議定事項の細目（第一条第三款・四款）も含まれていないし、戸長の報告をうけた郡長が県庁へ報告することもふれていなかった。一方、町村会規則にはなかった議員選出のため投票者の権利や選挙立会人の人数を規制したり、通常会の開会期日を三月にしてゐるなど、補足や変更が見られる。これらがあるとはいえ、下新倉村会規則は、町村会規則に準じて作成さ

<p>者ハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ、其町村内ニ於テ土地ヲ有スル者ニ限ル 但左ノ各款ニ触ル、者ハ議員タルヲ得ス</p>	<p>者ハ、滿廿五歳以上ノ男子ニシテ、当村内ニ本籍居住ヲ定メ、当村内ノ土地ヲ有シ、地租金四円以上上納ノ者ニ限ル 但左ノ各款ニ触ル者ハ議員タルヲ得ス</p>
<p>第四款 官吏教導職及ヒ県會議員</p>	<p>第四款 官吏・準官吏及教導職</p>
<p>第十七条 投票ハ戸長ヨリ附与シタル用紙ニ撰挙人自己ノ住処姓名及ヒ被選挙人ノ住処姓名ヲ記シ、予定ノ日之ヲ戸長ニ出スヘシ 但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ケナシ</p>	<p>(同上) 但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ケナシト雖モ、当日不差出ノ者ハ後日撰挙ノ義ニ付可否ヲ述ルノ權ナシ</p>
<p>第廿七条 戸長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スルヲ得ルト雖モ、決議ノ数ニ入ルコトヲ得ス 但第五条ニ掲クル議案ノ旨趣ハ意見書ヲ出セル議員之ヲ弁明スルコトヲ得</p>	<p>第廿五条 戸長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スル事ヲ得ルト雖モ、決議ノ数ニ入ル事ヲ得ス</p>
<p>第卅一条 町村会ハ毎年五月・十一月ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ戸長ヨリ之ヲ命シ会期ハ十日以内トス、但戸長ハ會議ノ衆議ヲ取りテ其日限ヲ伸</p>	<p>第廿九条 村会ハ毎年三月ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ戸長ヨリ之ヲ命シ、会期ハ十日以内トス 但戸長ハ會議ノ衆議ヲ取りテ其日</p>

れたのであった。

下新倉村戸長柳下伊平太は、明治一四年三月三十一日、裁定をうけるため、下新倉村会規則を埼玉県令白根多助に提出した。県では、次の訂正を付して認可した。それは、村内の利害のあることについて建議しようとする議員があれば、議会の同意を得て、議長名で郡長を経て県令に建議できるということであつた。

村會議案

和光地域の村会の様子を知るためには、現存する史料が少ない。下新倉村の通常村會議事日誌の一部が残っているのので、これによって、招集から議案の審議に至る経過について明治一四年の村会の様子をみていくことにしよう。

ルコトヲ得ルト雖モ、直ニ其事由ヲ 郡長ニ報告シ郡長ハ県庁ニ報告スヘ シ	限ヲ伸ル事ヲ得ルト雖モ、直ニ其事 由ヲ郡長ニ報告スヘシ
---	--------------------------------

下新倉村の通常村会議事日誌第一号日誌によれば、下新倉村会は明治一三年からはじまっていたが、その

概要はわからない。明治一四年の村会は、三月一五日、戸長柳下伊平太によって招集された。このときの村会議員は、

- | | | | |
|-----------|-----------|-------------|------------|
| 第一番 横田八五郎 | 第五番 田中 兼吉 | 第九番 田中藤四郎 | 第一三番 柳下 又八 |
| 第二番 田中 藤吉 | 第六番 市川 與一 | 第一〇番 柳下藤次郎 | 第一四番 柳下 傳内 |
| 第三番 柳下 利八 | 第七番 石田仙次郎 | 第一一番 柳下織右衛門 | 第一五番 田中 彌八 |
| 第四番 清水 源内 | 第八番 野浦 新七 | 第二二番 深井 清七 | |

の一五名であった。村会が招集されると、各議員は、抽籤ちゆうせんで着席の順次を決めた。右にあげた議員の氏名につけた番号が着席順位である。次に、村会の「議場ヲ整理スル」(「下新倉村会規則」)議長を選出するのであるが、このときの方法はわからない。ただ明治一六年の通常議会では、まず戸長が仮議長を選挙する旨を告げ、議員の投票をもって多数を得た議員を仮議長とした。仮議長は、正副議長を選挙することを議員に弁明し、再び投票をもって正副議長を決定した。明治一四年のときは、たぶんこの方法が用いられたのであろう。

議長が決まり議事の審議は、書記の議案(原案)朗読がはじまりとなる。議案に対して質疑があれば戸長が答弁した。そして議案に対して異議がなければ、「総体論原案ニ可決」したとして、次に議案の箇条を追って順々に審議していくのであった。この過程で原案に異議がなければ「可決」となり動議があり、過半数の賛成があれば、条文の修

正案を戸長が提出しなければならなかった。

明治一四年の下新倉村通常会では、戸長柳下伊平太から一二の議案が提出されていた。このうち、原案どおり可決したものは、傍聴人規則、傍聴人心得、村会費の三件だけであった。原案に修正が加えられたのは、議案議事細則、村会規則、学校費、土木費、戸長以下給料職務取扱費、衛生費、協議費ヲ以テ支弁スル道路橋梁費區別法、小間割法、無賃人夫割法の九件であった。次に審議の過程をみることにしよう。はじめに原案に修正が加えられた例をいくつかあげてみよう。

審議の実態

前にのべた下新倉村会では、議員の資格を審議している。それは議員の資格を規定している第一一条について、二つの動議が出された。その一つは、議員は、当村内に土地を所有し、地価五円以上を納める者に限るとあるのを、改めて四円以上としたいという意見であり、二つめは、当村内に土地を所有する云々であるのを、議員は当村内に土地を所有する者に限ると改めたい、という意見であった。これらの意見に賛成する議員があり、議長は、「外ニ動議ナシヲ以テ該二説ノ決ヲ取」り、前者の動議に過半数の同意があったので、これを可決した。また、議員の選挙資格について、原案に対し、議員を選挙しえる者は地租一〇銭云々とあるが、はなはだ不完全な規則であると指摘した。そしてその理由を、元來村会は地方税戸数割を審議するのであるから、納入額で制限する理由はないと述べ、過半数の同意を得て、「地租十銭」の条件を削除させたのである。

学校費では、教員・学務委員・小使の給料原案は、審議を経るなかで減額されていった。その理由を、小使給料の審議でみることにしよう。小使給料は、「本年ノ物価ヲ以テ昨年ニ比セハ幾分カ高直ナリ。故ニ給料ノ如キモ若干ハ増給セザル可カラズ。」として、原案一か月二円を一円七五銭に減額する動議が出た。物価の上昇に応じて給料を増額する意見に対し、給料などを増加しようとするれば、応分の増加が必要となり、村民には負担出来なくなるとして、

昨年（明治一三年）のままに置くべきだとする動議が出た。採決の結果、小使給料は据え置きとなった。

土木費の審議では、戸長柳下伊平太は発議に先立って原案の説明をした。それは、道路堤防修繕費の項目に、多数の工夫が必要とすることをのべたのである。つまり春に一度、一軒に付いて一人ずつ無賃の工夫を出すか、一五〇〇人の工夫を必要とするのは、三つの原因があった。一つは、川越往還の修繕が国家事業から沿道各村において行なうようになったことによるものであった。二つめは、昨年（明治一三年）の冬に大雪が度々降ったので、現存の堤防では低く、増築が必要になったことであった。三つめは、村内の道路がこの頃車を多く使用するので、一層丈夫に修繕しなければならなかったことであった。

原案は満場の賛成を得たが、逐条審議の過程において、道路堤防修繕の人員が一五〇〇人から七五〇人に削減されたり、圪いっぴ極普請では国から請願の結果が未だないから予算計上したという戸長の補足説明に「他日指令ノ有リシ後ニ議シタシ」との建議が採用され、この予算が削られたのである。

下新倉村議会では、こうした村民の負担を出来るだけ少なくしようとして、原案に修正を加えていくのであった。

協議費

前にみた村会の審議は、主に財政に関するものであった。これまで地方財政が府県税、民費などで錯雑していたので、三新法の一つである地方税規則によって、府県財政と町村財政とはっきり区分した。

府県財政は、地方税をもって支弁することとし、地租の五分の一以内、営業税、雑種税、戸数割の三種を財源とした。

地方税の支出は、府県内の利害に関するものだけでなく、本来国庫負担となるべき警察費、河港・道路・堤防・橋梁費、郡区庁舎建設費などが含まれており、これが町村財政にしわよせされて、地方財政を圧迫していた、といわれている（遠山茂樹『日本近代史Ⅰ』）。

町村ないし数町村連合の費用は、「協議費」とよばれた。協議費は、町村内の住民の協議をもって運営されていたので、財政は自治的な性格を法的に認められていたことになる。また、協議費の費目と割合は、町村住民の協議によったから、各地で異なっていただろう。これを和光地域で具体的にみるため下新倉村の明治一四年度、一五年度の協議費をあげることとする。下新倉村の明治一四年度の主な支出は、土木費、会議費、衛生費、教育費、戸長役場費からなっていた。会議費、衛生費は、ともに二パーセント以下であり、支出の大部分は土木費、教育費、戸長役場費であり、これらで九七パーセントを占めていたのである。この傾向は、やや数値（九五・八パーセント）が下がるが、明治一五年度の支出にもみられる。

両年度の支出で三〇パーセント以上を占めている戸長役場費は、施設維持や事務に関する経費が六・九パーセントで、あとは俸給（戸長給料、筆生給料）、雑給（惣代人弁当料・小使給・臨時雇給）などの人件費が大部分を占めていた。

土木費は、治水堤防費、橋梁費がほとんどを占めていたが、明治一四年度から同一五年にかけて、一八八円余減少したので、構成比も一五・二パーセント下がったのである。一方、教育費は、金額で一七六円余増加したので、構成比が一六・九パーセント上がった。教育費は、雑給（教員給・学務委員給・小使給）、校費（教員旅費・校舎家借地料・書籍費・雑費）などからなるが、明治一五年度の教育費の増加の主な原因は、雑給（助訓及授業生給）が一〇〇円余増加したことによる。

収入は、地価割、戸毎割、地方税下渡金、雑収入などからなる。明治一四年度は、前年度繰越金が収入の一六パーセント（二一九円余）を得ているが、これがなければ収入の総額は一五年度とほぼ同額になる。地価割は、両年度とも四〇パーセント以上を占め、収入の第一位であった。また、両年度の地価割と戸毎割を合計すると、その割合は

前者が六〇・二パーセント、後者が八二・六パーセントとなり、下新倉村の収入がほぼこの二つで賄われていたことがわかる。

次に、下新倉村協議費の賦課方法をみていくことにしよう。「明治十五年度一ヶ年協議費収支予算議決書」によれば、下新倉村は小間割法を採用していたのである。すなわち下新倉村の総小間数は一万二九九三枚であり、小間札一枚を金四銭四厘九毛八糸とし、地価割、身元割、戸毎割（戸別割）に分割した。それぞれの小間数の内訳は、次のようになる。地価割は、下新倉村総地価七万二六九九円余に対して、地価一〇円について小間札一枚とするので、七二七〇枚となる。身元割は、暮しの程度に応じて、二〇〇から二まで三六段階に区分し、小間数は五四八九枚となった。下新倉村の身元割は、小間数二〇〜一〇枚の層が一〇二人（四三・六パーセント）と最も多く、次の小間数三〇〜二〇枚の層が五六人（二三・九パーセント）とで中心をなしていたのであった（表5-9参照）。戸毎割は、一戸について小間札一枚とするので、二三四枚となる。

表5-9 下新倉村協議費(身元割)賦課内訳

小間数	人数	人数比
200以上	1	0.4%
200 ~ 100	4	1.7
100 ~ 50	22	9.4
50 ~ 30	10	4.3
30 ~ 20	56	23.9
20 ~ 10	102	43.6
10 ~ 9	15	6.4
9 ~ 7	13	5.6
7 ~ 5	4	1.7
5 ~ 3	0	0
2以下	7	3.0
計	234	100.0

余)、教育費の雑給(七二円余)、戸長役場費の俸給(四二二円)、庁費(二五円余)であったが、同一五年度には、教育費の雑給(七一円余)と戸長役場費の俸給(六〇〇円)しかなく、金額も八六円余減額されていた。

自由民権運動

大政奉還から王政復古の時期は政局が不安定だったため、新政府は「五箇条の御誓文」で公議尊重を誓い、諸藩から選出した公議人を公議所に集めて討論させ

たり、官吏の選挙を行っていた。しかし、廃藩置県により藩制が消滅し、政府の基礎が確立するにつれて、次第に公議尊重は衰え、薩摩・長州両藩の出身者による藩閥専制が行なわれるようになってきた。こうしたことに對して、政府への不満は、不平士族の反乱や農民一揆となってあらわれてきた。

明治七年（一八七四）、板垣退助、江藤新平、後藤象次郎ら元参議による民撰議院成立建白書の提出がきっかけとなって、国民の代表が政治に参加出来るように国会の開設を要望する動きがはじまった。この動きは、国内で次々と紹介されたフランス民主主義革命やイギリスの議院政治など西欧の近代政治思想が大きな影響を与えていた。人々が財産の一部を税として支払うことは、その使途について審議する権利を持ちうる、ということであった。人々は、政治に参加する権利を持ち、民主主義的諸要求を実現させようとしたのである。

民撰議院設立の建白以後、民権運動は、土佐立志社、愛国社のように、おもに士族が中心となっていた。しかし、明治八年（一八七五）頃からは、のちに府県会議員となる地方の区戸長や豪農層が運動を担うようになってきた。彼らは、勸業・衛生・教育などの研究演説組織を作り、民権結社（政治結社）を組織し、運営するのが多くなってきた。

埼玉県でも最も早く設立された民権結社は、明治八年、熊谷駅ないしその周辺の名望家七人（中村孫兵衛、石川弥一郎、長谷川敬助、稻村貫一郎、鯨井勘衛、石坂金一郎、小泉寛則）で構成された「七名社」であった。明治九年（一八七六）九月には、同じ地域に進修会（会員五〇名）が設立され、同一〇年（一八七七）二月になると社員三一四〇名を擁する精義社が岩槻町を本拠に設立された。埼玉県の民権結社は、明治七年から同一五年の間に二六社設立され、その地域は二四か所にのぼっている（渡辺隆喜「埼玉県下における自由・改進黨組織化の特質」『埼玉県史研究』第2号）。和光地域に民権結社が設立された様子は、現在までのところないが、近隣地域の川越駅に、明治

一三年（一八八〇）十一月、入間高麗比企横見四郡同胞有志会が設立されていた。この会は、一三六名の会員があり、中心人物は福田久松であった。また、明治一五年二月には、鳩ヶ谷町に鳩ヶ谷嚶鳴社おやういが設立されている。

民権結社の活動は、月に数回開かれる演説会や討論会を通じて、公議世論を拡張させ、天賦人権思想の普及がはかられた。それは、府県会議員選出の運動を行ったり、国会開設請願運動の展開として具体的に行なわれたのである。明治一一年、羽生町に設立された通見社の総代保泉良輔は、明治一三年七月、岩倉具視に国会開設請願書却下の理由を問い、さらに一二月になって二四〇〇名が署名した国会開設請願書を太政官に提出していたのである。入間高麗比企横見四郡同胞有志会も国会開設請願運動に加わり、明治一三年一月に武田建彦（入間郡）、内野太郎（比企郡）が請願書をもって上京していた。

明治一三年から同一四年にかけて埼玉県に沼間守一らの講演活動を通じて、自由民権思想を主張していた東京嚶鳴社系の民権結社が生まれていた。明治一三年一月、永田莊作を社長とし、社員九〇名の大宮嚶鳴社が生まれたのをはじめとして、翌月には杉戸嚶鳴社（鈴木彰、一〇〇名）、一四年七月には草加嚶鳴社（高橋莊右衛門、一〇〇名）、一五年二月には鳩ヶ谷嚶鳴社（船戸某、三〇〇名）と次々と誕生していたのである。県内各地の嚶鳴社と国会開設請願運動の関係はよくわからないといわれている（前同書）。このほか明治一五年まで民権結社が生まれるが、ここでは、学術講演会や政談演説会、学術演説討論会などが活発に行なわれていた。岩槻の精義社と北足立郡の深作村の七名社が合併し、淡水社が成立したように民権結社の合同もあった。

自由党と改進黨

明治一三年は、民権結社を基礎とした国会開設請願運動が最高潮に達した年であった。全国で提出された請願・建白は、五〇数件を数えた。翌一四年、たまたまおきた北海道開拓使官有物払い下げ事件で、政府に激しい非難が集中した。そこで政府は、これに対処するため、国会の早期開会を主張した参議大

隈重信を追放し、一〇年後に国会を開設する旨の勅諭を發した。これが契機となり、政党の結成が行なわれたのである。

こうした動きに埼玉県の民権結社の人々はすばやく対応していた。明治一三年三月に全国組織である国会期成同盟が成立したが、半年後には保泉良輔（通見社）や福田久松（四郡同胞有志会）がこれに参加していたのである。明治一四年一〇月、国会期成同盟は立志社のリードにより自由党を結成し、板垣退助を総理とした。翌年二月には自由党埼玉部が成立している。この成立の中心となったのは、北埼玉の通見社や明巳社（本庄）を中心とする民権家グループであった。自由党埼玉部は、部理（支部の理事の意）に堀越寛介（通見社、羽生町）、幹事に松本庄八（明巳社、児玉郡藤木戸村）を選び、一九条の規約を定めている。彼らは東北の民権結社の代表的人物であり、政談演説会の弁士となる人々でもあった。

明治一五年六月三日、集会条例が改正され、政治結社の支社設置が禁止されたので、自由党埼玉部は廃止となり、有志が東京の自由党に入党した。自由党の入党は、明治一五年七月からはじまり、通見社、自由偕進社（北葛飾郡）、明巳社（榛沢郡）など民権結社の活動が活発な地域と演説会が開催されていた蕨・所沢に多くみられた。和光地域が属する新座郡に、自由党に入党したものはいなかった。

自由党結成後、明治一五年（一八八二）三月、元政府高官、嚶鳴社員、矢野文雄（竜溪）らの三田派の東洋議政会、小野梓らの鷗渡会が結集して立憲改進黨を結成し、大隈重信が総理となった。

埼玉県において、自由党への入党が主に県北地方にみられるのに対して、県南地方では東京嚶鳴社系の民権結社が各地にあるのが目につく。県内各地の嚶鳴社が演説会を開催したが、これには東京嚶鳴社から高梨哲四郎、肥塚竜などの社員が弁士として派遣されていたのである。東京嚶鳴社の主流派が立憲改進黨に加盟したことにより、埼玉県各

地の嚶鳴社社員もこれに入党したものが多し。嚶鳴社の支社がなかつた地域でも演説会に嚶鳴社の弁士が派遣されたので、県南地方に立憲改進黨に入党したものが多かつた。

和光地域において演説会が開催された様子はないが、明治一六年一〇月二日に近隣の志木宿で演説会が開かれてゐる（明治一六年一〇月二日「東京横浜毎日新聞」）。浦和の自由党员大岡寛爾、東京輿論社の大島育造、嚶鳴社系民権新聞であつた東京横浜毎日新聞社の島田三郎が弁士であつた。当時の志木宿は、荒川に通ずる交通の便がよく、商業が盛んな地域であつた。演説会などは今回がはじめてのことであつたが、意外に多くの人が集まり、会場は立錫の余地なきに至つたといわれている。北足立郡土屋村（大宮市）の永田庄作、浦和宿（浦和市）の星野平兵衛、西遊馬村（大宮市）の浪江悌三などは改進黨員とはいえ、会場から遠く離れたところからも演説会場に来ていたのであつた。明治一七年二月には、和光地域の隣接である膝折村の大畑高摩が発起人となつて、東京より島田三郎、沼間守一、田口卯吉など有名の諸士を代る代る招待して學術演説を開くことを決めていた（明治一七年二月一九日朝野新聞）。和光地域やその周辺で、改進黨員であつた人々をあげると、次のようになる。

新座郡下新倉村	柳下織右衛門	同	志木宿	三上八十八	同	上内卷村 ^{（簡本）}	野島	呈輔
同	膝折村	大畑庄左衛門	同	同	同	三上孝太郎	野火止村	新井芳太郎

の六名である。野島呈輔は、明治七年一二月のとき熊谷県南第二大区の副区長であり、柳下織右衛門は明治一六年當時、下新倉村の戸長であつた。

立憲改進黨の党员獲得は、議政会（三田派、慶応義塾系）でも行なわれており、県内各地に尾崎行雄、矢野文雄らを送遣し、加藤政之助ら県会議長や議員を通じて、有力者の政黨員化をすすめようとしていた。

埼玉県下では、各地に民権結社が成立、自由民権運動を推進させていった。これらの民権結社は、のちの民党に結



写真5-11 柳下織右衛門

びつくものが多かった。これを地域的にみると、北西部が自由党の勢力基盤となり、党員は国会開設運動の系譜をひき、経済的には中・下層に属し、二〇代の青年を主力としている。立憲改進黨は、東西部が左派（櫻鳴杜系）、中央部が右派（議政会系）をそれぞれ勢力基盤とし、自由党員より年齢が高く、経済的には上層の人々が多かったとみられる。

和光地域では、県会を着実に掌握していた改進黨の勢力基盤に属していたのである。

改進黨員柳下織右衛門

和光地域で明治一〇年代に政党に加入していたのは、

柳下織右衛門だけであった。柳下織右衛門は、嘉永二年（一八四九）四月八日の生まれであり、安政三年（一八五六）二月から慶応二年（一八六六）まで下新倉村金泉寺住職の武笠台岡（むかさいとう）に習字・読書を学んだ。明治二年には神事式の修行をし、同六年には国学研究を行なったという。以下柳下織右衛門の職歴を自筆の「履歴書」（柳下満家所蔵）より抜粋すれば、次のようになる。

- 一 慶応二年二月ヨリ農業ヲ営ミ始
- 一 明治二年ヨリ酒造業ヲ営ム 本年公益業ニ従事ス

- 一 明治十年五月地租改正丈量担当ニ推薦セラル
- 一 明治十一年十一月新倉白子四等校務掛拜命
- 一 明治十二年二月新座郡第五学区新倉学校修築及白子学校建築事務担当ニ推薦セラル
- 一 明治十三年三月四日新倉郡内学務委員拜命
- 一 明治十四年三月埼玉県会議員ニ推薦

柳下織右衛門が下新倉村村会議員（明治一二年—明治一五年）に続いて県会議員になったのは、新座郡高橋良三郎の辞退によるものであった。明治一五年三月二二日には、辞退により議員を退職していたから、わずか一年しか県会議員になっていなかったのである。明治一四年の通常県会では、県会議員の旅費の増額提案に反対し、県会議員の給与に減額を提案したり、地方税増額のときであるから県庁修築費を八〇〇円減額したいと主張している。これらの意見は賛成者が少なく、原案どおりに可決したが、柳下織右衛門は一貫して経費節減に努力していたことは認められよう。また、公立中学校補助金について、中学校へ行くものは相当裕福な家庭の子弟であるから、貧民からとって富民を補助するものだという意見があった。これに対して柳下織右衛門は、「何業ニ限ラス之ヲ振起セント欲セハ補助セサルヘカラス」（『埼玉県議会史』第一巻）と述べ、原案に賛成していた。

県会議員辞退後の主な職歴は次のとおりである。

- 一 明治十五年十月新座郡下新倉村戸長拜命
但同郡五学区学務委員ニ差加ラル
- 一 明治十七年七月新座郡白子村連合戸長被任命候
- 一 明治十九年二月白子村連合小学校教校分立ノ教育ト経済トニ不利益ナルコトヲ唱ナヒ遂ニ三校ヲ合シテ

東輝学校ノ一校トナシ且ソノ建築事務ヲ担任ス

柳下織右衛門は、これまで新倉学校に書籍を寄附（明治九年四月）し、明治二〇年五月には東輝学校の建築に際しても寄附している。さらに二度（明治三十年、同三五年）にわたって東輝学校の校地を提供するなど、学校教育には援助を惜しまなかった。

一 明治二十年九月連合戸長依頼被免本官

「履歴書」には地方政治との関係を直接示すものはこれだけであるが、柳下織右衛門と政党の関係をあげておこ

う。
「埼玉県改進黨員名簿」（『埼玉自由民権運動史料』）によれば、柳下織右衛門は明治一六年のときには改進黨員になつていたことがわかる。さらにこのときの年齢は三五歳であり、黨員の人物紹介欄には品行方正、名望は少し有り、財産は「上」であり、文学は少し有り、武術は「無」とある。

政党活動の様子は、資料も少なくよくわからないが、国会議員当選祝賀の園遊会や埼玉県改進黨の懇親会発起人の一人となつていた。明治二三年九月一日、大宮公園で行なわれた埼玉県第一区（北足立・新座郡）撰出衆議院議員天野三郎祝賀園遊会の発起人一四五名に柳下織右衛門が加わつていた。天野三郎は北足立・新座郡長出身で大同クラブに所属していたが、園遊会発起人には改進黨員、自由黨員、村長などがいた。埼玉県改進黨の懇親会は明治二六年五月七日に大宮公園で行なわれた。このときの発起人は一六八名にのぼつたのである。

柳下織右衛門は、学校教育への援助、地方政治への尽力などで、一回にわたつて表彰をうけていた。

くさ深き丘また山も早や越へて花の都につきたきぞある

という辞世の句を残して、明治三七年一二月八日死去した。享年五五歳であつた。

第三節 連合戸長役場制度

三新法の実施 明治一二年（一八七八）七月、郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則が公布された。これらは三新法とよばれ、近代最初の地方制度に関する体系的な法律であった。

郡区町村編成法は、画一的な行政区画であった大区小区制をやめ、郡・区（都市）・町村という系列に改めたものである。これによって江戸時代の町村が復活し、町や村に住民社会独立の区画を認めようとしたものであった。さらに、府県と町村の間に郡を設定し、官選の郡長に町村を監督させることにしたのである。町村の長である戸長は公選とし、地域住民の意志を尊重しようとした。

埼玉県では、地租改正事業が終了していなかったため、当分の間従来そのままで行政事務を行なうこととした。郡制が施行されたのは、明治一二年三月になってからである。県下には武蔵一七郡、下総一郡、合計一八郡がおかれたが、その多くは狭少なものが多く、南埼玉郡、北埼玉郡、秩父郡の三郡を除いて、土地の形勢と施行によって二〜四郡をもって一郡役所とした。埼玉県下に九つの郡役所が設置されたのである（表5—10参照）。和光地域の属する新座郡は、「幅員狭隘、戸口寡少ニシテ独立一役所ヲ設クルニ足ラス」（明治一二年三月郡制趣意書「埼玉県史料」—県立文書館所蔵）として、地理その他の便利をはかって足立郡と合わせて一つの役所とした。足立郡は、東京府に渉^{わた}っているため、埼玉県の所轄地域を北足立郡とし、郡の名称を北足立・新座郡役所とした。北足立・新座郡役所は、浦和宿に設置され、明治一二年四月一日に開庁している。このときの郡長は、平野政信であった。

地方税規則は、地方財政を府県財政と区町村財政に区分し、前者は地方税をもって、後者は協議費をもって支弁す

表5-10 埼玉県郡称・郡役所一覧
(明治12年3月)

郡 称	郡 役 所	場 所
北足立	郡役所	足立郡浦和宿
北新入	郡役所	入間郡川越町
立座間	郡役所	比企郡松山町
北新入高比	郡役所	秩父郡大宮郷
立座間麗企	郡役所	児玉郡本庄宿
北新入高比横	郡役所	大里郡熊谷宿
立座間麗企見	郡役所	埼玉郡行田町
北新入高比横秩	郡役所	埼玉郡岩槻町
立座間麗企見父	郡役所	葛飾郡杉戸町
北新入高比横秩児	郡役所	
立座間麗企見父玉	郡役所	
北新入高比横秩児賀	郡役所	
立座間麗企見父玉美	郡役所	
北新入高比横秩児賀那	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂	郡役所	
北新入高比横秩児賀那大	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂里	郡役所	
北新入高比横秩児賀那大幡	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂里羅	郡役所	
北新入高比横秩児賀那大幡榛	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂里羅沢	郡役所	
北新入高比横秩児賀那大幡榛男	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂里羅沢衾	郡役所	
北新入高比横秩児賀那大幡榛男北	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂里羅沢衾北	郡役所	
北新入高比横秩児賀那大幡榛男北南	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂里羅沢衾男北南	郡役所	
北新入高比横秩児賀那大幡榛男北南北	郡役所	
立座間麗企見父玉美珂里羅沢衾男北南北中	郡役所	

戸長役場

明治一二年四月一日、郡区町村編成法によって、従来の正副戸長及び村用掛が廃止され、「町村吏員配置法及給額」が布達された。この布達は、各町村に戸長とその補助者として「筆生」をおくことを定めたものである。同日に布達された「戸長選挙規則」によれば、戸長は満二〇歳以上の男子で、その町村に本籍をもち、地租を納めるものなから選ぶこととした。戸長の任期は三年である。

このときの和光地域の戸長は、上新倉村では山田利兵衛、下新倉村では柳下伊平太であった。この二名は、明治一〇年のときもそれぞれの村の戸長であった。

各村で選ばれた戸長は、次のような職務を担当することになっていた。

第一、布告布達ヲ町村内ニ示ス事

ることとした。府県会規則は、地方税をもって支弁すべき経費の予算、地方税の徴収方法を議定するものとして府県会を開くことを決めたのである。

埼玉県会が開催されたのは、明治一二年五月であった。県議会議員選挙のとき和光地域は、北足立・新座郡の選挙区であった。当時、和光地域から県議員になったのは、下新倉の柳下織右衛門(明治一四年―一五年)だけであった。

第二、地租及諸税ヲ取纏メ上納スル事

第三、戸籍ノ事

第四、徴兵下調ノ事

第五、地所建物船舶質入書入^{ならび}並ニ売買ニ奥書加印之事

第六、地券台帳ノ事

第七、迷子捨子及行旅病人変死人其他事変アル時ハ警察署ニ報告ノ事

第八、天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具状スル事

第九、孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具状スル事

第十、町村ノ幼童就学勧誘ノ事

このほか、諸帳簿の保存、官費府県費にかかる道路橋梁堤防等の修理について具状することなど三項あった。さらに県令・郡長が命じた事務に従事することとされていた。戸長の職務は、町村の事務を管理するだけではなく右にみえるように、国政委任事務まで行なうことであった。

戸長・筆生の給料は、地方税の支出であったから、町村民の代表であった町村会議員の拘束を受けることはなかったのである。

連合戸長制

明治一年の郡区町村編成法が施行されると、町村は大区小区制のときよりも自主制を増し、明治政府の中央集権的な統治に支障が出てきた。このため政府は、明治一七年五月七日、町村住民の公選であった戸長では、政府の意向を十分に反映させることが出来ないとして、戸長の選出方法を官選に切り替えたのである。

さらに戸長役場の所轄区域を、府知事県令が定めるとはいえ、一町村がおよそ五〇〇戸以上あるものは戸長一人を置くこととし、「其五百戸以下ノ町村ハ便宜聯合スルヲ得ルモ合テ五百戸以上五町村以上ニ及フヘカラス」〔埼玉県市町村合併史』上巻）とした。これは戸長役場の管轄区域の拡大を示すものであるが、「聯合」された町村は、数町村に戸長一人を置くときは、帳簿その他の書類は町村ごとに作製し、混雑しないようにしていることから、従来どおり独立を保ち、合併を意味するものではなかった。

またこれと同じ日に、地方税規則の一部が改正された。当時の町村の規模では、一町村ごとに役場をおき、戸長以下の吏員をおくと財政負担も大きく、事務能率を高めるにも、不経済であった。これまで戸長以下の給料旅費と戸長役場費は、地方税と町村限協議費で支弁していた。それを戸長以下の給料旅費は地方税の支弁、戸長役場費は町村費の支弁としたのである。

埼玉県では、戸長役場の所轄区域の編成を明治一七年五月二四日から着手し、七月一二日には編成表作成作業が終了した。七月一四日、戸長役場の位置と所轄町村が布達された。戸長役場の所轄区域編成は、五〇〇戸五町村を目的としたが、その際小学校設置のときの組合慣行（明治六年）、学区組合（同一四年）、水利、地勢、部落旧慣などが考慮して行なわれたのである。

和光地域は、上新倉村、下新倉村、白子村の三か村が、「明治六年学校設置ノ際ヨリ組合ノ慣行アリ 又十四年以來学区ノ組合ノ関係アリテ地形ニ依テモ組合セサルヲ得ス」（前同書）との理由で、白子村連合となった。白子村連合は、戸長役場を白子村に設置したことによって名付けられたのである。新座郡では、志木宿が単独で連合村となり、白子村連合のほか小樽村連合、膝折村連合、大和田村連合、浜崎村連合が組み合わせられた結果生まれた。これら組み合わせの理由は白子村連合の場合と同じであった。埼玉県下の連合役場の数は、三二九となった。

連合戸長の官選とは、県令が選任することであった。埼玉県は、明治一七年七月一二日、従来の「戸長撰挙規則」を廃止し、同月一四日には各連合戸長を任命している。連合戸長の任命は、新しく布達された「戸長撰挙法内規」によれば、戸長に選挙すべきものは、事務に堪能であり、満二五歳以上の男子に限られていた。さらに該当する町村内に住居し名望資産があるものという条件が付けられていた。

白子村連合の戸長は、下新倉村の柳下織右衛門が任命された。一方、明治一五年八月まで下新倉村戸長であった柳下伊平太は、新座郡浜崎村連合（朝霞市）の戸長として任命された。この理由は、浜崎村連合の戸長には須田常七が選任されたが、病気のため辞退があり、連合村内に適任者がいなかったことによる。「戸長撰挙法内規」の第四条にその町村内に戸長の適任者がいないときは、他の町村から選ぶことができる、という条項を適用したのであった。

連合村会の成立

明治一七年六月二八日、埼玉県は「町村会規則」を布達した。この規則は、連合戸長制度の発足にあげ、連合村会の成立をみることにしよう。

町村会の会期は五日以内であり、連合町村会の会期は七日以内であった（第一条）。各会で審議を行なう議員の員数は、町村会が一〇人以下であり、連合町村会は二〇人以下であった（第二条）。議員の任期は、双方とも六年であり、任期が終わると全員改選することになっていた（第三条）。

連合町村会の議員は、「毎町村同数ヲ以テ其町村会議員中ヨリ互撰」（第七条）することになっていた。さらに、「町村会規則」と同日に布達された「町村会取扱順序」によれば、連合町村会の性格を次のように定めている。連合町村会は、町村を連合したのではなく、町村会を連合するものと称する。しかし、戸長役場所轄内の町村が議會を開会出来ないとき、諸般の経費を議定するため、各町村をもって連合町村会を開会することが出来る、としている。

表5-11 白子村連合各村議員及び連合会議員一覧

上新倉村	下新倉村	白子村
○天野啓之輔	○石田仙次郎	○柴崎藤四郎
○鈴木彦太郎	○田中藤吉	○柴崎伝五郎
○富岡儀三郎	○野浦新七	○富沢泰次郎
○富岡与市	○清水源内	○柴崎孫次郎
○萩原茂兵衛	○高橋市太郎	○新坂佐吉
○桜井龍蔵	○田中兼吉	○富沢春三郎
○山田亀五郎	○田中権右衛門	○富沢主馬之助
○上原鉄五郎	○柳下伝内	○富沢藤七
○桜井甚五郎	○柳下藤次郎	
○桜井金兵衛	○市川与市	

注、○印の人は連合会議員も兼ねる。
 (星野茂家文書「白子村連合戸長役場通知」明治17年より作成)

町村会議員の選挙権と被選挙権は、この「町村会規則」には規定されていないが、「区町村会法」(明治一七年五月七日)が採用されたものと思われる。すなわち選挙権は、「満二十歳以上ノ男子ニシテ其区町村ニ住居シ其区町村内ニ於テ地租ヲ納ムルモノニ限ル」(第九条)こととし、被選挙権は、選挙権の規定と同じであるが、ただ年齢だけが「満二十五歳以上」(第一〇条)と異なっていた。

白子村連合では、明治一七年九月三日、「町村会取扱順序」によって、白子村村会議員が八人、上新倉村村会議員が一〇人、下新倉村村会議員が一〇人とし、白子村、上新倉村、下新倉村の連合会議員をそれぞれ五人とすることを県令吉田清英に報告している。村会議員の選挙の実態は不明であるが、一〇月一日には、三か村の村会議員と白子村連合会議員が選出されていた(表5-11参照)。

村会議員が選出されてから数日後に、白子村連合戸長柳下織右衛門によって各村の通常村会が開催されている。下新倉村は一〇月九日、白子村と上新倉村は一〇月一日から審議がはじまっている。白子村連合村会は、一〇月一日から通常連合村会が開催された。

明治二〇年四月、「町村会取扱順序」の変更に伴ない、三か村の町村会議員の定員が四人ずつ少なくなり、白子村は四人、上新倉村・下新倉村は各六人となった。これに関連して、白子村連合会議員の定員も各村三人ずつの九人となったのである。

連合村会の審議

(埼玉県第乙六七号

明治一七年六月二八日)

連合町村会の審議は、町村費目である戸長役場費、会議費、土木費、教育費、衛生費、救助費、災害予防及警備費、勸業費とそれに徴収科目である地価割または反別割、戸別割に限られていた

五月に翌年度の経費及び徴収の予算を立てて、連合町村会の議決を得なければならなかった。

また、審議は、議事の進行にそって行なわれた。議事は、第一次会、第二次会、第三次会と區別している。第一次会は、議員が議案の総体について、意見を陳述し、その可否を論じるのであった。議案の総体について可決すると、議長は第二次会を開き、議員は議案の逐条審議を行なうのである。第三次会は、第二次会で議決した議案の可否を問い、議決を確定するのであった。

連合町村会の審議については、明治一九年度白子村連合村会の様子を中心に見ていくことにしよう。明治一九年度白子村連合村会の通常村会は、二月二四日に開会された。このとき、議員は一五名であった。白子村連合会議員の着席順序の決定は、前にのべた下新倉村会のとくと同様に、鬮をもつて行なわれた。その結果、着席の番号と議員の氏名は次のとお



写真5-12 白子村連合戸長役場書類

りである。

壹番	富岡藤右衛門	五番	富沢 藤七	九番	石田仙次郎	十三番	田中 藤吉
二番	山田亀五郎	六番	田中 兼吉	十番	富沢春三郎	十四番	桜井 龍藏
三番	富沢 泰助	七番	天野啓之助 ^(補)	十一番	鈴木彦太郎	十五番	野浦 新七
四番	柳下藤次郎	八番	富沢主馬之助	十二番	柴崎藤四郎		

議事は三月二五日からはじまり、町村費目の審議は二八日に終わっているらしい。このときの議案は、「戸長役場費」、「勸業費」、「土木費」、「教育費」などであり、最終日の二八日にこれらの議案の第三次会が開会されていた。第二次会を中心に審議の過程を追ってみよう。

三月二五日の審議は、「総代人以下旅費定則改正」についてであった。第一次会で原案が可決されたが、第二次会の逐条審議において各項目で減額をすべきだとする意見が出されている。その根拠は、すべての意見に表明されているわけではないが、「滞在日当ハ一日金三十五錢トアルヲ物価下落ニ抛リ三十錢ト改正」(明治一七年「町村会書類綴込」)といわれるように、いわゆる松方財政による物価下落と村民の税負担の増加をさけるためであった。北足立・新座郡の荒川沿岸の人々は一昨年(明治一七年)の水災により、昨年は困難な生活を送っていたのである(「戸長奉答梗概」埼玉県行政文書 明890)。

三月二六日、二七日の審議においても予算案に対して減額の修正が出されている。二六日に審議された「戸長役場費」の中では消耗品、賄費が減額修正され、二七日の「勸業費」では旅費、「教育費」では賞与費がそれぞれ減額修正されていた。原案どおり可決した「土木費」においても、「聯合道普請五十人ノ以下 但シ壹ヶ所十人以下ノ普請場所ニ限り支払コト」という条件が付けられていたのである。

また議案の審議が開始される前に、協話会が開かれ、各議員が出席した。協話会が開かれたのは、連合町村制度に
よって、これまでであった新倉学校と白子学校を合併しなければならなかったからである。各議員から意見もあり、学
校の合併は通学が大きな問題となっていた。そこで議長が新倉学校を白子学校に合併し、移転費用を下新倉村が負担
し、明治一七年度の予算残額を三村で配当し、学校を新築するようにと提案した。出席した各議員は、これを了承し
たのである。

伍長の選出

明治一七年九月一日、白子村連合戸長役場は、各村の惣代人の人数に応じて伍長をおくことにし
た。惣代人は、江戸時代貢租・村費の賦課、支出に不正が生じないように名主、組頭を監視した百姓
代の系譜をひくものであり、明治九年一〇月の太政官布告によって金穀公借、共有物取扱、土木起功に関して、一町
村二人以上選出されたのである。しかし、一〇年代には、この惣代人は町村会議員になり、かわって村行政を補佐す
るものと同じ惣代人の名称で呼んでいた。この当時の伍長も行政補助のためである。

惣代人は、上新倉村、下新倉村で四人ずつ、白子村で三人選ばれていたもので、上新倉・下新倉の両村は四区、白子
村は三区に分けられた。各村の区ごとの惣代人は、次のとおりである。

上新倉村		白子村	
第一区	山田亀五郎	第一区	富沢繁右衛門
第二区	星野藤右衛門	第二区	新坂 亀藏
第三区	桜井 龍藏	第三区	富沢 米吉
第四区	鈴木彦太郎		
下新倉村			
第一区	田中藤四郎	第二区	野浦 新七
第三区	田中 兼吉	第四区	柳下 伝内

各村の惣代人の下に伍長がおかれた(表5―12参照)。伍長の人数は、下新倉村が区ごとに三人ずつおかれている

表5-12 明治17年伍長名簿

村名	第1区	第2区	第3区	第4区
上新倉村	上原重治 井口原上	吉郎衛 斧治兵衛	桜井江大 堀熊臺	次利郎 平久次郎 佐安臺
下新倉村	田中善次 山崎善次 柳下次左	衛郎門 兵衛左衛門 萬善左衛門	飯清水高 田水橋	權與丹 權與丹 權與丹
白子村	柴崎善次 新坂間高 浪橋新坂	衛七郎 左衛門次郎 與半安三 與半安三	榎本常八	富沢春三郎 沢主馬之輔

白子村連合戸長柳下織右衛門は、旧戸長役場から書類を引き継いでから三か月ほど経過した一〇月一七日（神嘗祭、休日）に、新旧吏員の懇親会を自宅で行なった。懇親会が開かれた理由は、「村毎ニ事務ニ相異アルトモ其務ムル情ニ……皆同一心」（「緒言」星野茂家文書）とあるように、連合した町村の事務がすべて同じでなかったことによ

が、白子村では一〜五人と、差が大きい。

伍長が設置されたのは、戸長役場からの回達が三つの方法で行なわれることに対応したものであった。それは、区内の惣代人限りの通達は惣代人ごとに順にまわし、甲号の通達は伍長が区内の人々に達し、乙号の通達は伍長限りのものとしたのである。県からの布達や戸長役場からの通達を三ランクに分け、通達内容が村内に十分に届くようにしたのである。

役場事務

連合戸長制度の実施にあたって、これまでの戸長役場の諸帳簿が連合戸長役場に引き渡された。下新倉村では、明治一七年七月三〇日、土地台帳、戸籍簿、税金の徴収台帳、地図、郡役所関係書類など、四二七冊と六九枚が白子村連合戸長柳下織右衛門に渡された。これらの書類は、一三二種類に及んでいる。このほか、役場備付用具として、書物筆司、箱、硯箱、印形、机など一三点も同時に引き渡されていた（「役場諸帳簿目録書」田中四郎家文書）。

る。このことは、連合戸長役場の事務の円滑化を欠くので、懇親会で各自の意志を一つにまとめ、連合町村の利害をはかって公正な道を保全し、永く親和を結ぼうとしたのであった。

連合戸長制度が実施されてから一年後、埼玉県では各連合戸長役場の町村費予算収支、戸長事務諮問（二五項目）、法律規則実施状況（二九項目）、役場備置帳簿査閲（八項目）について調査した（『和光市史』史料編三）。「役場備置帳簿査閲表」によれば、白子村連合は、徴兵制度に関する兵籍名簿は編製中であるが、後衛軍司令部条例は改正増補され、徴発物件調副本は平素加除届が行なわれていた。このほか役場の事務を遂行するうえで重要な役場会計諸帳簿・国税金収納帳簿は、整理整頓され、人民印鑑簿も保管が完全であった。このことは、白子村連合（戸長役場）が新座郡内の連合町村でも事務上すぐれていたことを示している。

「戸長諮問事項」や「法律規則実施状況」によれば、白子村連合では、町村税である営業税、雑種税、各種税額の権衡は適当であったが、地租割と営業割を比べて戸数割はその実施が行なわれにくいようだった。また、地租諸税及び地方税と町村費の徴収が難しいとあることから、この地域の人々の暮しは裕福ではなかったらしい。

当時の役場では、布告や布達を人々に伝達する方法は、掲示や口達で行なわれていた。白子村連合戸長役場では官報を購読していたが、府県の告示類を周知させるのに、順序を定めていなかった。

連合村財政

連合戸長制度が発足した明治一七年度の白子村連合町村費は、原案では総額一〇三四円余であった。

支出の内訳は、戸長役場費が六三八円余と最も多く、支出総額の半数以上（六一・七パーセント）を占めていた。これにつづいて、勸業費が一五八円余（一五・三パーセント）、土木費が一一四円余（一一・一パーセント）、衛生費が九一円余（八・八パーセント）となる。新制度発足のために戸長役場の事務を整えるため出費が多くなったのだろう。

表5-13 明治17年白子村連合予算

費目	原案	決議案	備考
通常会費	円 32.205	円 33.885	
{ 雑給	1.120	0.800	小使給
{ 雑費	31.085	33.085	備品, 消耗品, 賄費, 雑費
戸長役場費	638.416	490.781	
{ 給与	198.055	138.055	小使, 給仕, 伍長, 脚夫
{ 手数	1.000	1.000	新聞紙広告料
{ 庁費	439.361	351.726	備品, 消耗品, 印刷費, 賄費, 等
勸業費	158.280	31.920	
{ 勸業委員費	83.280	25.920	
{ 諸会費	13.000	5.000	農業・工業・商業の会費, 共進会費
{ 試験費	50.000	0	競双会費
{ 雑費	12.000	1.000	
衛生費	91.560	61.120	
{ 衛生委員費	78.280	47.840	
{ 伝染病予防費	13.280	13.280	
土木費	114.500	101.360	
{ 道路費	23.140	10.000	
{ 連合村現役人夫	91.360	91.360	三か村571人×16銭
合計	1034.961	718.566	
収入			
{ 地価割	754.8808	470.4038	
{ 戸数割	188.7202	156.8015	

この年は、松方正義大蔵卿の金融ひきしめによるデフレが著しく、米価が下落し、人々の生活は苦しかった。このことを反映してか提出された予算案が審議の結果、大幅に削減された。表5-13は予算の原案と決議案を示したものである。この表によれば、通常会費を除いてすべての費目が削減されたことがわかる。とくに大幅な削減をうけた費目は戸長役場費と勸業費であった。戸長役場費の中では、伍長給料が全額削減され、賄費は四割近く削減されている。勸業費では、試験費と諸会費の工業会費・商業会費が全額削減されたほか、勸業委員の手当・旅費は三割ぐらいいし認められな

表5-14 明治17年度上新倉村外2か村予算

村名	村会費	土木費	計
	円	円	円
上新倉村	7.125	133.045	140.170
下新倉村	7.380	158.540	165.920
白子村	6.130	61.92	68.05

(「明治十七年度分 地方税・町村費賦課法原簿」田中四郎家文書)

った。通常会費が予算原案をうわまわったとはいえ、その額はわずかであった。予算案の収入については、原案では総額一〇三四・九六一円から連合村現役人夫賃を差し引いた九四三・六〇一円を地価割で八割、戸数割で二割負担することになっていた。地価割は、上新倉・下新倉・白子の三か村の総地価を除いたものであり、地価一円について負担額を算出する。戸数割は、三か村の戸数を除いたものであり、一戸あたりの負担額を算出する。戸数割の割合が多くなれば、下層民に負担が重くなるといわれている。審議の結果、地価割は七割五分、戸数割が二割五分と変わった。支出総額も三一六円余減額されたので、収入の地価割は原案に比べて二八四・四七七円、戸数割は二八・九一八七円それぞれ少なくなったのである。

教育費も町村費と同様に総額一〇四四・四七円を地価割七割五分(七八三・三五二五円)、戸数割二割五分(二六一・一一七五円)に割りあてていた。このほか、村ごとに村会費と土木費が組まれていた(表5-14参照)。村会費と土木費の負担は、村ごとに地価割負担となっているので、負担額は各村異なっている。

明治一七年度の個人別の町村費・村費の納税額はわからないが、「明治十七年第二期町村費納め日すぎり候も、上納するものすくなく、最早郡役所へ納る日もさしせまり、なおざりに相成かたく候に付」(明治一七年「白子村連合役場通知」とあるように、人々の税負担は重かった。

このように町村費と村費の科目に同じ名称の費目が含まれていることなどは村落段階の費用と連合村段階との費用とに混乱があったらしく、明治一九年に、「町村取扱順序」が布達され、別々に町村費精算表をつくるように指示されている。白子村連合では、あ

表5-15 明治17年白子村連合予算・決算

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比較((A)-(B))
支 出	円	円	円
戸長役場費	490.781	476.808	13.973
会議費	54.020	26.125	27.895
土木費	363.505	434.305	-70.800
教育費	1433.020	1306.345	126.675
衛生費	61.120	24.922	36.198
勸業費	31.920	18.240	13.680
計	2434.366	2286.745	147.621
収 入			
地価割	1627.829	1625.981	1.848
戸別割	417.919	416.587	1.332
雑収入	134.218	161.705	-27.487
地方税下渡金	254.400	254.400	0
計	2434.366	2458.664	-24.298

(「明治17年度白子村連合費予算精算報告書」)

る。支出の構成は、教育費が五七パーセントと高く、戸長役場費(二一パーセント)と土木費(一九パーセント)の三費目で支出の九七パーセントも占めているのであった。近代日本の町村財政の特質は教育費と土木費の占める割合が高いといわれているが、白子村連合にもあてはまる。

らためて明治一七年度の予算・精算(決算)額を申告しなおしている(表5-15参照)。この表によれば、連合村の通常会費と連合土木費が会議費と土木費に名称が変更されている。二つの費目には、各村の村会費と土木費が含まれているらしく、表5-14に比べて予算額が多くなっている。また、教育費が町村費に含まれることになった。このため、予算額の総額は表5-14の総額より大幅にふえている。

明治一七年度の決算は、予算額に比べて一四九円余の減額となっている。これは、土木費を除いて、すべての費目で減額となっていることによる。決算の収入の構成比をみると、地価割(六六パーセント)と戸数割(二〇パーセント)が大部分を占めている。雑収入は教育費雑収入とあるので、授業料収入か寄付金のことだと思われる

町村費の性格

連合村会で審議される費用は、限られた少数の連合町村会議員によって決定され、従来村人の協議にゆだねられた協議費の名称が村費となった。このことは、協議費が戸長の統制下にあり行政費の性格を強めることになる。その後、一般的に連合町村会での経費を「町村費」といい、その下での連合各村の経費を「協議費」といつている。

連合町村会の戸長は、町村の理事者としての性格と、行政史的な性格をもっていた。職務は、戸長職務概目（五五ページ参照）によって多くの国政委任事務を遂行しなければならなかった。このための費用は、一部分が国庫もしくは地方税より補助をうけたが、多くは町村費から支弁されていた。

政府が国費の削減をはかると、地方税や協議費（町村費・村費）の増加となっていた。これに対する財政批判は民権運動で展開され、委任事務に支障が出てきた。明治一七年、公共事業費を確保するため、町村費用の滞納者に租税未納者処分規則が適用されることになった。白子村連合戸長役場でも、明治一七年度町村費滞納者は処分する旨村人に知らせている。また、このとき表5―15でみたような町村費目が指定された。

町村財政は、徴収に法的な保護が与えられ、費用も整備されることによって、公的な財政としての性格をもつようになった。それに連合町村会の決議をもって、各村の会議を代位することが出てきた。こうしたことは、町村の行政機関化が促進されたことであり、国政委任事務を確保することであった。

商業税と商人

明治初年の和光地域の産業は、「男女農業を専らにす」（『武蔵国郡村誌』）とあるように、農業が中心であった。農業生産の増大や交通手段の発達などによる商品生産の拡大は、村々に貨幣経済の浸透をもたらしてくる。生産物の売買や、これに伴う商売が村落内に成立する。和光地域が川越街道の宿駅（白子宿）と周辺村であるという立地条件によって、この傾向をさらにうながしていた。ここでは市域三か村の様子を商業につ

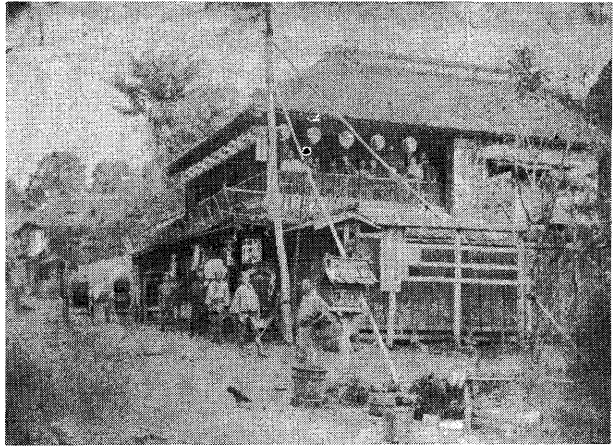


写真5-13 白子宿の旅籠「かめや」

いてみることにしよう。

上新倉村

上新倉村の民業は、明治一九年の段階では農業が一六一戸、農商兼業が四九戸、工業が一九戸であった。総戸数の約三割が農業以外にたざさわっていたことになる。なかでも、「本村ノ人民多クハ農商兼業ヲ営メリ」(明治二〇年四月「上新倉村地誌」)とあるように、農業と商業を兼業するものが多かった。

表5-16は、明治一九年当時の、上新倉村の諸営業の種類とその人数及び納税額を示したものである。「上新倉村地誌」とは異なり、この表では四六人が何らかの営業を行っていた。表中の「小売足袋」、「卸売織物商」の業種は工業、「小売籠」は諸商工業、その他は諸商に分類されている。前にみた生業の工業一九戸は、このような業種を示しているのであろう。

上新倉村で最も納税額が高い業種は、「卸売小麦粉」(一〇・二四円)であった。小麦粉は、上新倉村及び周辺地域で生産された小麦を水車で粉にしたものと思われる。このほか、穀物に関係する卸売や小売の営業が多いのは、生産された穀物の集荷移出が行なわれたり、農民たちの需要をまかなっていたことを示す。すでに農村の自給体制は、「飲食店」も五戸あることなど、崩れていた。

表5-16 上新倉村兼業農家営業種別一覧（明治19年）

	営業種類	営業人数	一人の納税額		営業種類	営業人数	一人の納税額
			円				円
1	卸売雑穀	3	0.64~3.52	13	小売籠物	1	0.40
2	卸売小麦粉	2	10.24	14	小売菓物	1	0.40
3	穀商仲買小売	2	0.64~2.96	15	小売雑穀	2	1.84~2.40
4	小売小間物	2	0.40	16	小売瓦商	2	0.64
5	小売糠干商	1	2.40	17	糸染	1	8.85
6	小売荒物	2	0.40~0.64	18	廻漕商	1	1.20
7	小売肥物	1	3.52	19	小売足袋	1	0.40
8	小売薪	3	0.64~1.28	20	卸売織物	1	7.92
9	小売魚商	2	0.40~0.64	21	質屋	1	1.28
10	小売仲買玉子商	5	0.40~0.64	22	小売甘酒	1	0.40
11	小売塩魚	3	0.40	23	飲食店	5	2.00~4.40
12	小売桶商	1	0.64	24	水車	2	4.00~4.80

（明治19年12月「上新倉村諸商金高調査」）

工業に属していた「卸売織物商」の納税額は、「糸染」について三番目であった。織物は、「婦女ハ農間紡織ヲ事トス」（「上新倉村地誌」）とあるように、村内の女性によって織られたものの集荷店のような商いをしていたのであろう。また、「廻漕店」は、新倉河岸で営業を行っていた本多喜一郎のことである。

営業の中で人数が多かった業種は、「小売仲買玉子」と「飲食店」であった。玉子の生産は「上新倉村地誌」にも生産高の記載はないが、納税額が低く取引高は一〇〇円前後が多い。

下新倉村

明治一九年当時、下新倉村の民業は、農業が一六二戸、商業が三戸、農商兼業が五八戸、工業が一三戸、医業が一戸であった。上新倉村とはほぼ同じく、約三割近くが農業以外の業種にたずさわっていたのである。したがって、男女とも専ら農業に従事するものが多かったが、村の東にある川の沿岸には船頭がいたし、西にある林にはきこりもいた。

表5-17は、上新倉村と同じように、明治一九年の下新倉村の営業の種類、人数、納税額を示したものである。下新倉村の諸営

表5-17 下新倉村兼業農家営業種別一覧（明治19年）

	営業種別		営業人数	一人の納税額		営業種別		営業人数	一人の納税額
	業	種				業	種		
				円					円
1	卸	雑穀	1	0.40	10	水	車	1	5.40
2	小	小間物	1	0.64	11	小	炭	1	0.40
3	小	買玉子商	3	0.400~0.64	12	小	葬具	1	0.40
4	小	塩魚	2	0.40	13	小	蒭蕪	1	0.40
5	小	桶商	1	0.64	14	小	藍葉製造	1	0.64
6	小	菓物	2	0.40	15	小	青物	1	0.40
7	小	足袋	1	2.40	16	小	売生素	1	0.40
8	卸	織物工業	2	4.56~6.69	17	小	売素	1	1.28
9	小	甘酒	1	0.40					

（明治19年12月「下新倉村諸商金高調査」）

業は一七種類（二二人）であるが、上新倉村と共通するものは一〇種類あり。表5-17によれば、この村で最も納税額が高いのは、「卸売織物工業」であり、取引高も一三三〇七二〇円余（明治一九年）に達していた。この表には、「下新倉村地誌」にあった「舟師」、「探樵」に関する業種はみあたらない。下新倉村における営業は、納税高一円未満の業種がほとんどであった。村内で二番目に「水車」の納税額が高いが、水車を営業していた柳下利八は、和光地域三か村で白を最も多く所有し、白子営業・雑種組合の「行司」を行なっていたのである。また、村内に小麦粉の卸業はなかった。

下新倉村の諸営業の人数は、四分の三近くが一人であり、多いといっても二、三人であった。三人の業種は、上新倉村と同様に、「小売仲買玉子商」であった。上新倉村と同様に、下新倉村にも「小売青物」や「小売素麵」などの営業が成立していることは、自給体制がすでに崩れていたことを示している。

白子村

川越街道は、白子村の中央を横断していたので、白子宿を中心に街道沿いでは商売を営むものが多かった。「白子村地誌」（明治二〇年四月）によ

表5-18 白子村兼業農家営業一覧（明治20年）

	営業種類				営業人数	一人の納税額		営業種類				営業人数	一人の納税額
	卸	売	雑	穀				小	小	小	小		
1	卸	売	雑	穀	4	1.22~2.81	14	小	売	豆	腐	1	1.75
2	卸	売	小	麦粉	2	22.95~43.02	15	卸	売	豆	腐	1	0.38
3	小	売	小	間物	1	1.75	16	小	売	傘	商	1	0.38
4	小	売	荒	物	6	0.38~18.32	17	小	売	魚	商	1	0.38
5	小	売	塩	魚	5	0.38~9.73	18	小	売	炭	薪	1	0.61
6	小	売	桶	商	1	1.22	19	小	売	製	茶	1	1.22
7	小	売	菓	物	2	0.61	20	小	売	水	油	1	4.41
8	織			物	2	3.88~11.63	21	小	売	種	商	3	0.38
9	水			車	1	3.60	22	小	仲	買	雜	1	0.61
10	小	売	蒟	商	1	0.61	23	古	銅	鉄	商	1	0.61
11	旅	籠	屋	屋	3	0.38~5.93	24	小	小	売	酒	1	0.38
12	小	売	古	着	2	0.61	25	小	小	売	材	1	3.34
13	小	売	塩	物	1	0.61	26	小	小	売	物	1	1.75

（明治20年12月「白子村諸商金高調書」）

れば、農業五二人、商業二〇人、農商兼業五七人、工業一人がこの村の民業であり、全戸数に占める農業以外の割合は、六割をこえていた。この割合は、上新倉・下新倉の両村の二倍にあたっている。

表5-18によれば、白子村で諸営業を行なっているものは四六人であり、業種は二六に及んでいる。白子村には宿駅があったので、旅籠屋が二軒、木賃宿が一軒あった。これらの前年（明治一九年）の取引高はわからないが、宿泊人数は六〇〇〜一八〇〇人であり、三軒を合計すると四〇七三名になる。さらに、「小売古着商」、「古銅鉄商」など町場でみられる営業も行なわれ、小売業も二か村に比べて種類が多い。

「小売製茶」は上新倉・下新倉の二か村ではみられなかった。二か村の村誌では製茶の生産額を記し、「新座茶業組合規則」（明治一七年四月、富沢俊一郎家文書）には、上新倉村で二名、下新倉村で一名の製造兼販売者がいたことを示している。商金高調書の基準が違うのか、これには記載されていない。

村内で最も納税額が多いのは、「卸売小麦粉」であった。

表5-19 白子村営業別土地所有高

	営業種類	土地所有高			営業種類	土地所有高	
		町反畝歩				町反畝歩	
1	卸売小麦粉	11.4.3.08		9	小売炭薪	7.9.28	
2	卸売雑穀	3.7.06~7.6.17		10	小売葛蕪商	1.4.27	
3	旅籠屋	3.0.07~5.5.24		11	小売荒物	6.25~1.2.2.24	
4	織物	3.7.02		12	小売塩魚	1.13~	1.0.20
5	仲買雑穀	3.02		13	小売塩物		6.17
6	古銅鉄商	1.12		14	小売菓物		5.26
7	水車	2.00		15	小売傘		1.01
8	小売種商	2.0.26~5.3.23					

(明治20年12月「白子村諸商金高調書」、明治9年10月「白子村地引帳」)

上新倉村

富岡儀三郎

挽臼二個

搗臼一四個(但シ三斗未満)

富岡兵右衛門

挽臼二個

搗臼一〇個(但シ三斗未満)

第三節 連合戸長役場制度

七三

白子村の卸売小麦粉の営業は三か村のなかで取引額が三四八円余〜一万二七〇一円余と高く、納税額とともに一番であった。白子村の「卸売小麦」の取引高が上新倉村の八倍以上もあり、「卸売雑穀」も上新倉・下新倉の二か村より人数や取引高が多かった。これは白子村が周辺の村々の卸業の中心的な役割を果していたことを示すものだろう。

諸営業に従事していた人々の生活の実態はよくわからないが、白子村について土地所有(明治九年)と営業種類の関連を表5-19に示した。営業の取引高や納税額が高い「卸売小麦粉」、「卸売雑穀」などの卸売業や「旅籠屋」、「織物」は、三反歩以上の土地を所有していたが、小売業は、「小売種商」、「小売炭薪」などを除いて、一反歩未満の零細な土地しか所有していなかった。

水車稼

すでにみたように、和光地域では、上新倉村では二人、下新倉村と白子村では一人ずつの水車営業者がいた。三か村の水車営業人の名前とその規模(臼の種類と個数)は、次のとおりである。

下新倉村

白子村

柳下 利八

挽臼一個

柴崎 平助

挽臼二個

搗臼二三個(但シ三斗未満)

搗臼八個(但シ三斗未満)

和光地域での水車営業は、江戸時代からはじまり、明治二〇年になっても、引き続き行なっているものもあった。

下新倉村の柳下利八は、水車場を二か所持ち、一か所は矢川通の字富貴揚(吹上)にあり、天明五年(一七八五)から営業を行なっていた。もう一か所は、白子川通の字西牛房あきにあり、文政六年(一八二三)から営業を行なっていた。

これらの水車場の規模は、前者には挽臼一個、搗臼二三個あり、後者には挽臼二個あった。白子村の柴崎平助は、大川通の字滝川原に挽臼二個、搗臼八個の水車場をもっていた。この水車場は、享保年間(一七一六―一七三六)には許可をうけ、営業していたという。

明治時代に入ってから設けられた水車場もあった。白子村の柴崎又一郎は、大川通の字宿に、挽臼四個、搗臼一九個をもつ水車場を明治一年から営業している。柴崎又一郎は、「白子村諸商金調書」の水車営業には記載されていなかった。このような例はほかにもあったようである。白子村の富沢米吉は、「白子村諸商金調書」には「小麦粉」として登録されていたが、明治二〇年一月二四日、文化元年(一八〇四)からの水車場(挽臼四個)と安政元年からの水車場(挽臼一個、搗臼二四個)の引続営業願を埼玉県知事吉田清英に提出



写真5-14 春穀の帳簿

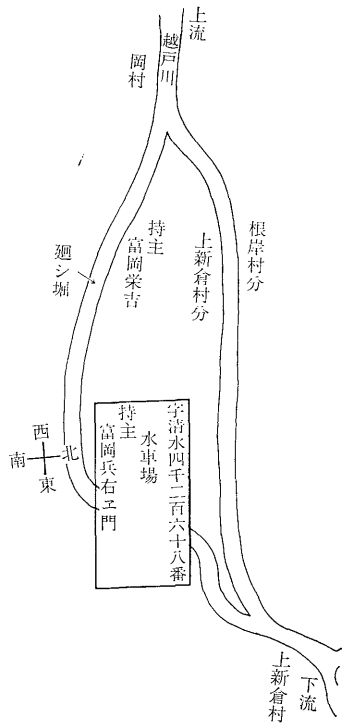


図5-2 上新倉水車場(明治20年)

し、許可されている(『和光市史』史料編三 七七ページ)。

水車場によって設置してある挽臼や搗臼の個数は違うが、動力として使用する流水は、川の水を廻し堀で引き入れる方法をとっていた(図5-1-2参照)。

勤勉貯蓄組合

明治一七、八年頃のデフレによる不景気によ

って、和光地域の人々はきびしい生活を送らなければならなかった。明治一七年の新座郡内巡視によれば、白子村連合では税の徴収が難しく、地租諸税および地方税の滞納が四〇件、町村費の滞納が五〇件あったという。明治一七年一二月には、上新倉村では乞食や押売が村に入るのを防ぐため番を行なっている。この費用として、一か月につき挽割一合、金一銭を毎戸に割りあてたのである。

明治一八年は、春以来気候が不順であり、農作物の損傷が多く、人々の困難さはその極に達していたという。戸長役場や公立小学校に勤務し、弁当を持参するものに対して、節儉貯蓄の趣旨に付き、「何人ニ限ラス麦飯ヲ携帯」(明治一八年六月九日 白子村連合戸長役場達)すべきとの通達まで出さざるをえなかった。さらに七月二二日には、祝儀や葬式が親戚、隣家、伍長組合に限るとし、なるべく節儉を旨とし、有り合わせのもので取り賄うよう、伍長が注意するように戸長役場から通達が出ている。

こうした事態に対して、これをのりきる方策は、もっぱら町村におしつけられていた。かつて和光地域は品川県に

所屬していたので、凶作のときに備えて社会制度を実施したが、これは継続してはいなかった。その後の白子村連合でも、明治一七年当時、「備荒儲穀保存」(「戸長事務諮問件一覽表」埼玉県行政文書 明890)の体制は、とつていなかったようである。

埼玉県では、明治一八年一月に各村へ勤勉貯蓄組合を設けるように布達した。この布達に基づき、白子村連合では、明治二〇年四月一四日、「白子村連合勤農勤勉貯蓄組合申合規約」(『和光市史』史料編三 八二ページ)を制定した。この規約によれば、白子村連合三か村をもって一組合とし、各自が業務に励み、信義を厚くして、貯蓄や儉約を行ない、豊かで幸福な生活を永く保全することを目的とした。組合員は三か村内に居住するものに限り、申合規則を遵守して日夜勤勉蓄積の法を設け、余力が生じた金額は貯金とし、また自ら蓄積して資産に供しなければならなかった。組合の運営は、組合員の中から公選された世話頭(一人)と世話人(三四人)で行なわれた。世話人たちは、集談会(通常会)や共和会(臨時会)を通じて、業務の得失や蓄積の方法などを講談論議するのであった。共和会で相談することは、勤勉蓄積節儉法のことだけでなく、農業技術の向上や衛生知識の普及、教育の奨励、相互扶助など二四項目にわたっている。

また組合員が冠婚葬祭のときに、不相应の衣服をつけたり、過分の酒食を出すことをいましめ、儉約することを細かく決めていた。このほか、税金の納入を遅れないようにすることや、労働時間、近所の付き合い方まで定めている。

勤勉貯蓄組合は、県によっておしつけられたものではあるが、村びとが自主的に儉約し、勤勉につとめることによって蓄積し、貧窮人へは村が救助する体制をつくつたのである。

第四節 村の生活

和光地域の戸口

明治前期における和光地域の人々の生活を知るのには、第一節で使用した『武蔵国郡村誌』と、明治二〇年四月に作成された「上新倉村地誌」、「下新倉村地誌」、「白子村地誌」がある。これら、『武蔵国郡村誌』と各村地誌などを比較検討して、明治前期の人々の生活の実態をさぐってみよう。

和光地域の戸口は、『武蔵国郡村誌』によれば、上新倉村二二二戸、下新倉村二二一戸、白子村一三五戸であった。上新倉村と下新倉村の戸数はほぼ同じであるが、一戸あたりの人員は、下新倉村が〇・三人上回っていたのである（第一章第一節参照）。その後各村の戸口は、明治一七年に上新倉村が四戸ふえて二一六戸、下新倉村が二七戸ふえて二三八戸、白子村が四戸ふえて一三九戸となった（明治十七年度分 地方税村町費賦課法原簿「田中四郎家文書」）。三か村とも戸数をふやしているが、なかでも下新倉村のふえ方が注意をひく。

各村地誌には、「戸数」として、華族、士族、平民に分け、それぞれ「本籍」、「現住」、「出寄留管内外」、「入寄留管内外」戸数を記入するようであった。これから、三か村の地誌によって、明治二〇年頃の和光地域の戸口についてみることにしよう。

上新倉村の戸数は、士族が二戸、平民が二二四戸であり、平民では出寄留管外二戸、入寄留管外一戸があり、総計二二五戸であった。戸数は、明治一七年のときより九戸ふえたことになる。下新倉村の戸数は、平民が二三四戸であり、このうち出寄留管外が一戸、入寄留管外二戸であった。士族は一戸あったが、出寄留管外となっているので、明治二〇年のときは下新倉村には住んでいなかった。下新倉村の総計は二三五戸であり、一七年のときより三戸減って

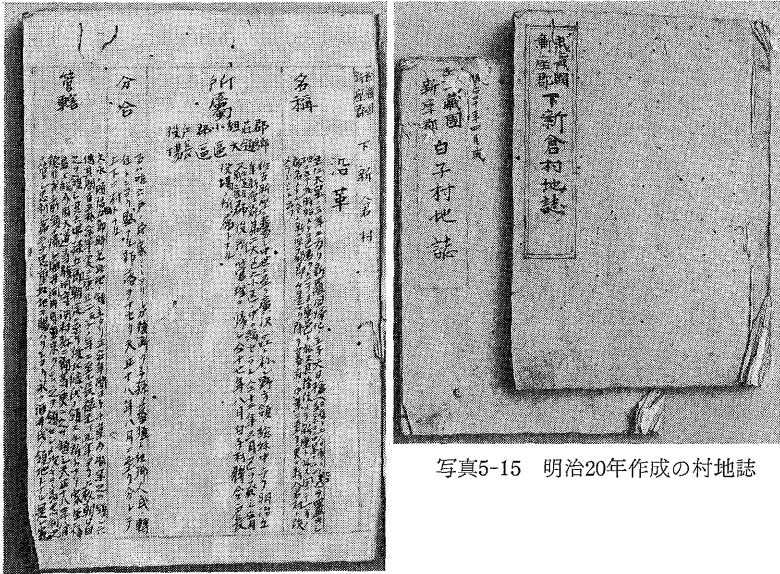


写真5-15 明治20年作成の村地誌



写真5-16 「新座郡村誌」(明治15年)

いたのである。白子村の戸数は、平民だけの一四〇戸であり、出寄留管外、入寄留管外ともになかった。

また、明治二〇年頃の三か村の戸あたり的人员は、上新倉村が六・三人、下新倉村が六・二人、白子村が六・一人であり、『武蔵国郡村誌』のときと比べて、上新倉村が〇・三人上回り、白子村が変わりなく、下新倉村が〇・一人下回っていた。明治初年から二〇年くらいまで約一〇年間における三か村の戸数の変化は、下新倉村が一七年までに急速な増加を示した以後停滞し、上新倉村は一七年以降増加を示している。これに対して白子村の戸数は一〇数年間に五戸増加しただけであり、大きな変化はなかった。これまで見てきたことから和光地域の三か村の戸数の増加は、移転などによる人口の社会的増加より、自然増加によるものとみただろうが良いだろう。

各村地誌には、区分の基準は不明であるが、各村びとの「家産」を「上戸」、「中戸」、「下戸」に分けていた。和光市域三か村の生活程度を示すと上新倉村は、上戸一分、中戸四分、下戸五分であり、下新倉村は上戸一分、中戸三分、下戸六分であり、白子村は、上戸一分、中戸二分、下戸七分であった。

年齢構成

これまで見てきた戸口の変化は、人口の増減と関連をもっている。『武蔵国郡村誌』では、上新倉村の人口が一二七〇人（男六一九人、女六五一人）、下新倉村が一三二六人（男六七一人、女六五五人）、白子村が八一七人（男四〇二人、女四一五人）であった。女の人口が多かったのが上新倉村と白子村であり、男の人口が多かったのが下新倉村であった。下新倉村と白子村の男女の人口差は一三〜一六人であったが、上新倉村は二か村の約二倍の差があった。

各村地誌では、三か村の人口は、上新倉村が一四二五人、下新倉村が一四五七人、白子村が八四九人となっている。一〇数年間で、上新倉村が一五五人、下新倉村が一三一人、白子村が三二人、それぞれふえた。上新倉村と下新倉村は、一〇〇人以上の増加があったことになる。またこの期間、下新倉村では女の人口が大幅に多くなり、白子村では

表5-20 明治20年上新倉村人口構成

	人 口(人)			構 成 比(%)		
	男	女	計	男	女	計
10歳未満	188	189	377	13.3	13.2	26.5
10歳代	121	134	255	8.5	9.4	17.9
20	92	109	201	6.4	7.7	14.1
30	100	94	194	7.0	6.6	13.6
40	96	83	179	6.8	5.8	12.6
50	41	52	93	2.9	3.7	6.6
60	40	46	86	2.8	3.3	6.1
70	16	13	29	1.1	0.9	2.0
80	3	5	8	0.2	0.4	0.6
計	697	725	1,422	49.0	51.0	100.0

男の人口が若干多くなるなどの変化もあった。

村地誌には、男女別の人口だけでなく、本籍をもつものについて、五歳単位で男女別の人口も記載されている。各村の年齢構成をみるととき五歳単位では煩雑となるので、一〇歳単位にして市域三か村を表5-20・21・22に示した。

これらの表によれば、三か村とも一〇歳未満の層が最も多く、このほか構成比で一〇パーセント以上の層を順番にあげると、上新倉村が一〇歳代(一七・九パーセント)↓二〇歳代(一四・一パーセント)↓三〇歳代(一三・六パーセント)↓四〇歳代(一二・六パーセント)となり、下新倉村も一〇歳代(一八・六パーセント)↓二〇歳代(一四・二パーセント)↓三〇歳代(一二・三パーセント)↓四〇歳代(一〇・五パーセント)、と年齢順に並ぶが、白子村は

表5-21 明治20年下新倉村人口構成

	人 口(人)			構 成 比(%)		
	男	女	計	男	女	計
10歳未満	189	225	414	12.7	15.1	27.8
10歳代	135	142	277	9.1	9.5	18.6
20	87	125	212	5.8	8.4	14.2
30	103	104	207	6.9	7.0	13.9
40	79	78	157	5.3	5.2	10.5
50	44	53	97	2.9	3.6	6.5
60	43	42	85	2.9	2.8	5.7
70	18	17	35	1.3	1.1	2.4
80	2	4	6	0.1	0.3	0.4
計	700	790	1,490	47.0	53.0	100.0

表5-22 明治20年白子村人口構成

	人口(人)			構成比(%)		
	男	女	計	男	女	計
10歳未満	124	102	226	15.0	12.3	27.3
10歳代	61	72	133	7.4	8.7	16.1
20	54	82	136	6.5	9.9	16.4
30	66	59	125	8.0	7.1	15.1
40	37	33	70	4.5	4.0	8.5
50	36	37	73	4.3	4.5	8.8
60	18	21	39	2.2	2.5	4.7
70	11	13	24	1.3	1.6	2.9
80	2	0	2	0.2	0	0.2
計	409	419	828	49.4	50.6	100.0

二〇歳代(一六・四パーセント)↓一〇歳代(一六・一パーセント)↓三〇歳代(一五・一パーセント)となり、年齢順とはならず、一〇パーセント代の層は三つしかなかった。

上新倉村と下新倉村は女の人口が多かったが、これを年齢層でみると、上新倉村は一〇歳代、二〇歳代、五〇歳代に、下新倉村は一〇歳代、二〇歳代に、それぞれ女が多かったことがわかる。白子村は男女差が一〇人と、二か村より少ないが、一〇歳未満代では男が二二人多く、二〇歳代では女が二八人多いなど、年齢層に差があった。

市域の三か村の人口構成に、こうした差はあるものの、農業や諸営業などに従事する年齢を一〇歳以上五〇歳未満とすれば、上新倉村が約五八パーセント、下新倉村が約五七パーセント、白子村が約五六パーセントとなり、三か村とも労働人口はほぼ同じとみなすことができるだろう。

地味と生産

人々の生活を支える農業は、その土地利用が自然条件に大きく左右される。和光地域の三か村がどのような条件のもとにあったか、みていくことにしよう。三か村の疆域きょういきは、各村地誌によれば、上新倉村は、東が荒川、西が台・小樽両村の原林、南が白子・下新倉両村の山林及び耕地、北が下内間木・根岸両村の田畝、にそれぞれ接していた。下新倉村は、東が豊島郡成増村及び新座郡白子村耕地、西が一帯上新倉村林圃、南が白子村耕地及び橋戸・小樽両村原林、北が上新倉村耕地及び荒川であった。白子村は新座郡の東南の隅にあり、東が北豊島郡成増村、西が新座郡橋戸村と下新倉村の原林、南が北豊島郡

下土支田村の山林、北が新座郡下新倉村の耕地であった。

三か村の地形と土地利用は、次のようになっていた。

上新倉村

地形東西ニ長く、南北ニ短シ、西南^{こうぞう}皐燥ノ地ハ稍々^{やや}坦丘林圃多ク、中央以東ヨリ漸ク低下シテ一連ノ水田ヲ起ス、……時々旱水ノ患アリ

下新倉村

地勢西東ニ長クシテ南北ニ短シ、西南高燥ノ地ハ概ネ平坦ニシテ林圃多ク、中央以北ヨリ漸ク下テ一帯ノ水田ヲ起シ、荒川近傍ニ至テ最低ヲ極ム、……

白子村

亭丘東端ヨリ起リ延テ全地ノ地勢ヲ画シ、東南ハ最低ヲ極メ西北ハ大ニ崛起シ、往ク所トシテ坂路多ク、……

三か村とも土地には高低差があり、高い土地は畑、低い土地は田となっていたようである。三か村の田地は、上新倉村では東部と北部に多くあり、下新倉村では北部一帯に、白子村では南部にそれぞれあった。田地と畑地の面積を示せば次のとおりとなる。上新倉村の田地は一〇四町五反歩余、畑地が一六二町五反歩余であり、下新倉村は、田地七〇町歩余、畑地一八五町五反歩余であり、白子村は、田地二三町五反歩余、畑地九五町歩余であった。

三か村の全耕地（田、畑、宅地）に占める田地の割合は、上新倉村三六パーセント、下新倉村二五パーセント、白子村一八パーセントであった。上新倉村は三か村の中で最も水田化率が高く、白子村の二倍となっていた。また、畑地の割合は、白子村が最も高く、七四パーセントであり、ついで下新倉村が六六パーセント、上新倉村が五六パーセ

表5-23 上新倉村生産高一覧(明治20年)

種類	生産高	種類	生産高
米	石 1,409.020	小豆	万 50.750
糯米	10.154	蚕豆	36.240
大麦	502.500	豌豆	35.700
小麦	1,612.877	陸米	40.365
小麦	100.500	陸米	6.774
粟	31.050	甘藷	貫 53,424.000
黍	59.500	藍	27.000
稷	156.000	製	900.000
大豆	282.400	薪	24,000.000
小麦	43.650	蘿蔔	駄 403.
黍	16.500	桑	48.
繭	2.800	木綿織物	反 1,100.
菜種	8.500		

(「上新倉村地誌」)

表5-24 下新倉村生産高一覧(明治20年)

種類	生産高	種類	生産高
米	石 886.500	豌豆	石 6.400
糯米	91.000	蚕豆	16.500
大麦	999.500	陸米	57.400
小麦	1,242.716	陸米	9.100
小麦	150.000	醬	57.400
粟	32.000	甘藷	貫 82,002.700
黍	121.200	生	48.
稷	111.250	藍	6.
大豆	240.150	製	3,000.
小麦	37.625	薪	189.
黍	4.650	炭	28,000.
繭	14.500	蘿蔔	駄 200.
菜種	9.000	桑	305.
小豆	18.395	木綿織物	反 189.
清酒	313.553		1,900.

(「下新倉村地誌」)

産量にも違いが見える。

生産物

和光地域では、米、麦をはじめ大豆・小豆・蕎麦などの雑穀、染色の原料である藍葉や手工業生産の木綿織物などを生産していた。地域の三か村は、地形や土地利用も異なっていたので、生産物の種類や生

産物
適していたし、白子村の地味は、「豆麦」を適種としていたのである。上新倉村の地味は、「米・麦・甘藷ニ宜く、且ツ蔬菜ニ適」していた。三か村とも『武蔵国郡村誌』でみた地味と変わっていなかった。

ントであった。

表5-25 白子村生産高一覧(明治20年)

種類	生産高	種類	生産高
米	石 230.462	大豆	石 5.000
糯米	84.724	陸米	33.200
大	570.045	陸米	8.000
小	570.343	水	13.250
裸	57.033	甘薯	貫 18,000.000
粟	4.520	藍製	3,500.
黍	7.500	製	239.790
大	20.312	薪	30,000.
蕎	37.500	薯	875.
蕪	3.260	葛	駄 反
碗	4.000	木綿織物	5,473.

(「白子村地誌」)

の生産力は二・三斗ほど上昇し、上新倉村は一・三六石、下新倉村は一・四〇石、白子村は一・三四石となったのである。

畑地は下新倉村が最も大きく、上新倉村の一・一六倍、白子村の一・九八倍に相当する。しかし、栽培作物の比重のかけ方が違うのか、同じ作物であっても、耕地面積と照応しない。麦類と大豆は三か村とも他の雑穀に比べて生産量が多い。麦の総生産量は、畑地の面積の順になっているが、小麦の生産量だけをみると上新倉村が多く、大麦は、下新倉村↓白子村↓上新倉村の順になる。大豆は、上新倉・下新倉の両村とも二〇〇石を超えているが、白子村は一〇分の一以下の二〇石余であった。同じ傾向は、甘薯にもみられるが、製茶・木綿織物は、白子村の生産量が多いの

表5-23・24・25は、各村地誌に記されている物産の種類と生産量を示したものである。三つの表によれば、物産の種類は下新倉村が三〇と最も多く、ついで上新倉村の二六、白子村の二一となっていた。三か村が揃って作っていたものは、米・糯米・大麦・小麦・裸麦・粟・黍・大豆・蕎麦・蕪・豌豆・小豆・陸米粳・陸米糯・甘薯・蘿蔔(大根)・木綿織物・藍葉・薪の一九種類であった。生産量の多い米でも、村によって違いがある。上新倉村と下新倉村は、糯米の生産は米(粳米)の一〇パーセントにみえないが、白子村の糯米生産は二か村の二倍をこえ、二七パーセントに及んでいたのである。また、一反あたりの収穫量は、江戸時代では上新倉村が上田一石一斗、白子村が同一石であったが、明治二〇年になると、各村



写真5-17 人力車免許証と賃銭表

が目立っている。白子村の製茶生産量は、上新倉村の五・六倍、下新倉村の一・二七倍もあり、木綿織物は、四・九倍、二・九倍にもなるのである。このほか、白子村が上新倉村、下新倉村より多いのは、加工品である藍葉のように、農産加工品が主であり、農産物で多かったのは蘿蔔（大根）ぐらいであった。

牛馬と人力車

鉄道が開通するまで、陸上での物資の輸送は、駄馬、牛馬と人力車などで行なわれ、人々は徒歩か人力車で移動していた。荷車や人力車などの車は、県の地方税の一つである雑種税の対象となっていた。そのため、新しく荷車を購入したものは、その種類や大きさを記した「荷車検印願」を県知事あてに提出しなければならなかった。また、売買や譲渡によって所有者が変更したときも、同様の手続きが必要であった。

埼玉県では、車の税金を用途に応じて課税していた。明治一九年段階では、馬車二匹以上の税金を年額三円、荷積馬車七五銭、人力車二人乗八〇銭、人力車一人乗六〇銭、牛馬一匹、荷積中小車五〇銭とし、車税として一万五五七四円余を見込んでいた（『埼玉県議会議史』第一巻）。車税は、雑種税の中で最も多く、このときは四一パーセントにも及んでいた。

表5-26 明治20年和光地域諸車・馬所有一覧

種類	上新倉村	下新倉村	白子村	計	
人力車	一人乗	7	3	12	22
	二人乗	4	3	0	7
馬	乗	0	0	0	0
	駕	0	0	0	0
	馱	16	36	0	52
荷積	大	0	0	0	0
	中小	152	121	72	345
		0	0	0	0

(「埼玉県徴発物件表 白子村連合戸長役場」)

村の車の台数は、人力車が一人乗と二人乗に分かれているが、さほど変らない。荷車は、上新倉村と白子村が三〇パーセント前後ふえているし、下新倉村は六五パーセントもの増加があった。

これに比べて、陸上輸送に必要な馬は、荷車ほどふえていない。『武蔵国郡村誌』によると、上新倉村三〇匹、下新倉村四〇匹、白子村八匹であったが、明治二〇年段階では三か村ともこれらを下回っていた(表5-26参照)。また、馬は軍隊には必要であった。とくに戦争時には、村々から馬も徴発した。日清戦争(明治二七〜二八年)のとき、下新倉村には二八匹の馬がいたが、そのうち八匹が徴発されていた。

車は年々増加し、交通量もふえていく。明治二五年の「運輸交通調」によると、北足立・新座郡には三八路線の道路があり、郡内の総通行量は駄馬八万六〇〇〇余匹、荷車一六万五八〇〇余両、人力車一三万二三〇〇余両あったという。このうち、和光地域に関連がある川越東京道では、駄馬二一六〇匹、荷車五四〇〇両、人力車五六〇〇両の通行があり、志木白子道では駄馬一五〇〇匹、荷車二五二〇両、人力車一八〇〇両、浦和白子道では駄馬一〇八〇匹、荷車六〇〇〇両、人力車一〇八〇両の通行があった。

明治一二年当時、埼玉県では二万四〇〇〇両近くの荷車や人力車があった(前同書)。この頃の和光地域の車の台数は、上新倉村が人力車一〇両、荷車一〇五両、下新倉村が人力車九両、荷車七三両、白子村が人力車一二両、荷車五四両であった(『武蔵国郡村誌』)。明治二〇年になると、三か

街道と舟運

明治二年（一八六九）一月、諸道の関門が廃止され、同四年には旅行者に通行手形を渡す制度がやめられるなど、政府は交通に関して新しい政策を実施し、人力車や乗合馬車が出現し、交通は便利になっていった。交通の発達によって交通量がふえると、道路の損傷がはげしくなった。道路の損傷は、当初関係する町村がすべて補修費用を負担していたが、明治六年八月、道路の幅によって三段階（一〜三等）に区分され、一、二等の道路の補修には官費の補助がうけられるようになった。

埼玉県の一等道路は、中仙道、陸羽街道（日光街道）、北越街道の三道であり、二等道路は一三道あった。明治九年には、一等道路が国道、二等道路が県道、三等道路が里道に改められた。また、官費が支給される道路を「公益道」と呼んでいた。

和光地域には、市域をほぼ東西に横断する県道の川越街道（川越（東京）があり、上新倉・下新倉の両村には里道の河岸道かしまちが通り、白子村には、下土支田村（現練馬区）の境から下新倉村に達する清戸街道きよとが通っていた。

明治二年の東京川越道の交通量は、駄馬が二五二九匹、荷車が一万六四三〇両、馬車が二九二〇両、人力車が五四三〇両、旅人が三万六五〇〇人で、貨物の輸送は、甘藷・小麦粉・紙類・麦がそれぞれ二割、雑貨が一割の率となっている。

また、明治二〇年五月一〇日、川越街道沿いの「大和田町外十カ村



写真5-18 乗船券

「聯合町村会」が設置された。このとき定められた規則書によれば、連合町村会は、大和田町、野火止村、片山村、陸折村、溝沼村、岡村・台村・根岸村、上新倉村、下新倉村、白子村から、各村の村会議員の中から互選した議員一名が構成員となり、「道路ニ関スル町村費ヲ以テ支弁スヘキ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定」(『和光市史』史料編三四九ページ)するのであった。地域の連合町村会議員は、上新倉村から山田亀五郎、下新倉村から田中兼吉、白子村から富沢沢五郎が出ていたのである。

和光地域での主な物資の輸送は、東上鉄道が開通する大正三年(一九一四)まで、舟運であった。すでにのべたように市域では、新倉河岸(新倉河川)と芝宮河岸(荒川)があり、舟運が盛んに行なわれていた。新倉河岸の舟運の実態はよくわからないが、芝宮河岸は明治一〇年代に入ると、輸送量を徐々にふやしていった。芝宮河岸には回漕店経営の高橋市太郎(柴宮河岸荷物取扱所)のほか、高橋万五郎(新聞屋または問万)、内山常五郎(問常)、横田平次郎(問平)らの問屋があった。明治一六年、内山常五郎家が芝宮河岸から搬出したもの(下り荷物)は、白米一五二五俵、雑穀類二五〇俵、小麦粉一四三五^{かます}呎、麩一〇二八俵、薪類九六一九束、薩摩芋五八八俵、干大根二五〇〇本、素麵^{そうめん}四三〇箱となっている。一方、河岸揚げされたもの(登りもの)は、下り地糠一三〇〇俵、干鰯^{ほしか}・粕^{しめかす}三五二俵、酒一〇五樽、雑穀類一二三俵、赤穂塩四五〇俵、酒空樽二六〇樽、吉田灰二七一俵、石油一八函、藁灰一〇一俵、石類二枳五合であった。翌一七年の下り荷物、登り荷物は多少の差はあるが、ほぼ前年に匹敵していた(明治一六―一七年「登り下り荷物」内山昌明家文書)。

この頃の芝宮河岸の運賃は不明であるが、根岸河岸(朝霞市)では表5―27のようになっている。おそらく、根岸河岸と同額の運賃が適用されていただろう。

舟運が盛んになれば、それにともなって事故も増加していく。運搬荷物が紛失したときは、当時の慣例どおり弁償

表5-27 根岸河岸運賃（明治14年）

下り荷物	運賃	登り荷物	運賃
	円		円
雑穀類（1駄ニ付）	0.08	雑穀（1駄ニ付）	0.085
醬油（〃）	0.084	酒空（100本ニ付）	2.10
甘藷（〃）	0.09	大坂糠（100俵ニ付）	3.90
大根（〃）	0.09	木炭（〃）	2.30
水油（1樽ニ付）	0.055	干鯛・粕（40貫1駄ニ付）	0.10
土釜灰（100俵ニ付）	0.85	赤穂塩（100俵ニ付）	2.30
薪（100束ニ付）	0.45	石（1杓ニ付）	4.00
材木（尺 ¹ 本ニ付）	0.40	灰（100俵ニ付）	1.90
		灰大俵（〃）	5.00
		砂糖（1駄ニ付）	0.15

（明治14年「根岸下り荷物運賃」内山昌明家文書）

していた。船積み中に荷物を紛失したときは船頭が弁償するように、輸送中はその責任者の負担としていたのである。船が難破し、荷物がこわれたり、紛失した場合も同様の扱いとしていた。

河岸場の役割

すでにみたように、芝宮河岸には多くの物資が取り扱われ、和光地域における集散地の役割を果していた。ここを利用してしたのは、下新倉村や白子村だけでなく、成増村、土支田村、橋戸村など周辺諸村に及んでいた。芝宮河岸で取り扱われた物資の出荷者や送付先、出荷量などの全体を示す資料はない。そこで、河岸問屋の一人である横田八五郎が、明治一六年に扱った「登り荷物」と「下り荷物」を手がかりに、その一端をさぐってみよう。

表5—28は、明治一六年に横田八五郎が扱った登り荷物の中で、主なものについて、出荷者、送付先、出荷量を記したものである。この表から、登り荷物で最も多かったものが「糠」であったことがわかる。糠は、主に東京深川など八つの商店から、一人人が購入していた。購入者の半数は、市域以外のものであり、購入量の八〇パーセント以上を占めていた。特に橋戸村荘惟善と田中村鴨下覚次郎の購入量だけで、六五パーセントに達していたのである。

表5-28 明治16年芝宮河岸入船荷物（横田八五郎扱分）

出 荷 者		送 付 先		出 荷 量	
糠					
深川佐賀町	中村支店	橋戸村	荘惟善	400俵	
深 川	小谷徳右衛門	〃	〃	145	
〃	〃	下新倉	吉田団藏	80	
深 川	窪田弥兵衛	田中村	鴨下覚次郎	250	
小網町	絹川茂兵衛	白 子	沢屋繁右衛門	50	
本郷森川町	吉村屋	土支田村	惣五郎	20	
〃	〃	浅久保	磯部富藏	35	
大川端	小川屋富藏	牛房向山	富沢喜三郎	27	
	鍵屋新平	白 子	岡田伊兵衛	120	
	越前屋新平	〃	石田伝八	38	
	〃	土支田村	中野屋清八	50	
干鰯・粕					
深川黒江町	亀田屋重五郎	牛 房	富沢文藏	干鰯	粕
深川佐賀町	加瀬忠右衛門		相原源左衛門		3俵
深 川	山 惣	下新倉	田中常右衛門	30俵	5
	小谷徳右衛門	吹 上	清水源内		20
	〃	下新倉	深井清七		2
	吉田屋元次郎	市 場	新坂利八	1	1
小麦・大麦					
川口町	竹本太郎吉	浅久保	柳下利八	小麦	大麦
岩 渕	岩田四郎兵衛		〃	3俵	11俵
		吹 上	森田浅五郎	5	
				1	
塩					
箱崎町	中 又	吹 上	清水源内	25俵	
〃	〃		田中元次郎	10	
小網町三丁目	藤井平介	内谷村	吉田屋巳之介	20	
箱崎町	常陸屋常七		〃	50	
〃	〃		柳下伝内	70	
〃	川越屋伝介	白 子	高橋安太郎	20	
酒					
南新堀一丁目	小西孝兵衛	吹 上	清水源内	13駄	
浅草花川戸	倉嶋庄右衛門	内谷村	吉田屋巳之介	5	
千住四丁目	増田屋富藏		竹内作次郎	5	
豊嶋町	富川寅吉		柳下孝太郎	1	
〃	〃		宮川団藏	1	

（明治16年「荷物入船帳」内山昌明家文書）



写真5-19 荷物入船記帳

糠と同様に肥料として重要なものとして、干鰯^{ほしか}、粕^{しめ粕}、灰などあるが、灰は購入されていなかった。横田八五郎以外の問屋で購入されていたのだろう。干鰯・粕も深川など五つの商店から六人が購入していたが、糠に比べると量は極端に少ない。

小麦・大麦は、近隣の地域から柳下利八へ送られている。柳下利八は水車営業を行っていたので、これは製粉用のものだろう。柳下利八は、川口町中藤から小麦粉を入れる呷^{かます}を購入している。また、塩は東京箱崎町の商人から購入しているが、酒の購入先については、地域的なまとまりが見られない。これに対し、材木のほとんどは、岩淵の田木屋安五郎から購入していた。このほか、「シャボン」(石鹼^{けんげん})を内谷村吉田屋己之介と柳下利八が少量ではあるが、浅草材木町尾張屋伊勢と伊豆屋与兵衛から購入していたのがみえる。

横田八五郎が明治一六年に芝宮河岸で取り扱った「出船荷物」は、「入船荷物」のおよそ七倍近くになっていた。そこで、出船荷物が多かった小麦粉、麩^{こな}、白米について、簡略化して、表5-29を作った。

表5-29によれば、小麦粉の積み出しは、柳下利八が最も多く、総量の五五パーセントを占めている。柳下利八は水車営業を行っており、「水車利八」ともよばれた。第二位の成増村田中政右衛門もおそらく水車営業を行っていただろう。田中政右衛門の比率は三二パー

表5-29 明治16年芝宮河岸出船荷物（横田八五郎扱分）

出 荷 者	送 付 先	出 荷 量	
小麦粉 1 下新倉 柳下利八 (254石)	本所横網町 麩屋庄太郎	石 38	
	小伝馬町 越後屋新吉	26	
	神田亀井町 東屋武左衛門	21	
	神田鍋町 川越屋善五郎	21	
2 成増村 田中政右衛門 (146石)	日本橋万町 星金屋平介	57	
	千 住 高木作介	25	
	末広町 信濃屋音吉	16	
3 白 子 富沢米吉 (20石)	千住宿南組 萩野清次郎	10	
	大矢場 森屋市太郎	7	
	千住掃部宿 亀屋久兵衛	3	
4 白 子 柴崎藤四郎 (19石)	神田豊嶋町 伊勢屋吉兵衛	8	
	日本橋万町 星金屋平介	4	
	神田龍閑町 伊勢屋仙之介	3	
麩	末広町 信濃屋音吉	俵 107	
	神田佐栖木町 村田屋新七	102	
	蕨 宿 池田屋長四郎	23	
2 成増村 田中政右衛門 (140俵)	末広町 信濃屋音吉	97	
	蕨 宿 池上長吉	25	
	神田千代田町 松本屋源兵衛	12	
白 米		俵	
	1 内谷村 吉田屋巳之介 (292俵)	神田多町 榎并屋松兵衛	97
		花川戸 藤屋五郎次	59
小石川 高橋伝兵衛		58	
2 下新倉 柳下利八 (20俵)	本所横網町 麩屋庄太郎	12	
	神田鍋町 川越屋善五郎	8	

注. 出荷者の氏名の下に記した数字はその人の総出荷量である。
送付先については、出荷量の多い順に2～4名まであげた。

(明治16年「荷物出船帳」内山昌明家文書)

セントであり、小麦粉の積み出しは二人で担われていたことになる。第三位の富沢米吉も水車営業を行っていたが、比率は四パーセントを占めるにすぎない。柴崎藤四郎の職業は不明である。小麦を製粉化する過程で出来る麩は、柳下利八と田中政右衛門の二人で、九八パーセントを積み出していた。

小麦粉の送付先は、神田、本所、日本橋など東京に集中している。麩も送付先の大部分が神田であるが、蕨宿にも若干送付されていた。

白米の積み出しは、ほとんど内谷村吉田屋巳之介が行っており、神田、浅草、小石川の商人に送付していた。柳下利八が扱った白米は、一〇パーセントにもみたなかった。柳下利八は薪の積み出しも行っている。薪の積み出しが最も多いのは柳下幸太郎（吹上）であり、その比率は五二パーセントであった。柳下利八が積み出した量は、田中政右衛門、浪間清吉とほぼ同額の五六五束（一五パーセント）であった。薪の送付先は、蕨、川口、浦和など中仙道の宿場と、東京の下谷、本郷、牛込などであり、各地に分散していた。

これに対して薩摩芋の積み出しは、特定のものに集中していなかった。薩摩芋を積み出したのは、和光地域の二七人であったが、二〇俵以上積み出したのは三人だけで、あとは一〇俵以下のものがほとんどであった。積み出した人数は多かったが、薩摩芋の送付先は、本所中之郷の平佐屋安五郎（六二パーセント）、花川戸の下久（一九パーセント）に集中していた。

荷物口銭

船で荷物を運搬するとき、船賃、口銭、手数料が徴収されていた。芝宮河岸の口銭は、船賃の一〇パーセントであり手数料と同額であった。明治一六年、芝宮河岸問屋の高橋市太郎が取り扱った年間の荷物口銭は、「下り口銭」が一四円九八銭四厘であり、「登り口銭」が七円一四銭一厘であった（『和光市史』史料編三六八ページ）。また、この年に内山常五郎が取り扱った年間の口銭は、「下り口銭」が一四円九八銭四厘、「登り口銭」

表5-30 下新倉村年度別下肥運搬量

年 度	艘 数	口 銭
		円
明治18	947	50.509
19	971	51.802
20	1,103	58.820
21	1,092.5	58.260
22	1,058.875	56.467
23	863.5	28.876
24	1,095.325	36.488
25	995.5	33.146
26	1,287.375	42.436
27	1,177.625	39.251

注. 1艘=48荷, 1荷=2斗8升
 (「下糞口銭徴収簿 第吉号」田中四郎家文書)

年五月)に二〇五円かかったので、この返済にあてていたのである。返済は、明治一五年七月で完了し、その後は「村内船糞口銭改正定約証」(田中四郎家文書)によれば、次のようになっていた。

村内の船肥はこれまでどおり、口銭を一〇銭とし、三分の一を問屋主任の世話料とし、三分の二のうち半額を戸長役場に差し出し、残りは村内各組の惣代人に預け置いた。戸長役場と惣代人が所持している金銭は、人民に公告し、金額に応じ、橋を修繕したり、協議費の補助にしていたのである。

下新倉村における下肥船の口銭は、明治一六年度、五円であり、一八年度以降の口銭に比べて極めて少ない。明治一八年度から二七年度までの一〇年間の下肥船の艘数・口銭を表5-30に示した。下肥船は、この期間では毎年増加し、明治二六年には一二八七艘に達している。村内で下肥船を使用していたのは、年度によって少々異なるが、一人前後であった。

が一四円二八銭二厘であった。高橋市太郎が取り扱った荷物は、下り荷物が多かったようで、下り口銭が登り口銭のおよそ二倍となっているが、内山常五郎は、登り下りともほぼ同額の口銭であった。このほか、船による荷物口銭は、和光地域において農業生産に必要であった下肥を運搬する船から徴収していた。下肥船の口銭は、明治八年八月に、一艘につき一〇銭とし、三分の二を村に、三分の一を河岸場問屋主任の世話料として高橋万五郎に、それぞれ差し出していた。村に収められた口銭は、新規河岸場の設置出願(明治三

神社と寺

明治政府は、神道を国教化するため、様々な社寺統制策を出した。社寺統制が行なわれるためには、行政機関が社寺の実態を把握しなければならぬので、明治初期には社寺調べがたびたび行なわれた。和光市域では、白子村の地福寺が明治三年一〇月、「天台宗地福寺本末寺号其外明細帳」（『和光市史』史料編三）を部署に提出し、七年六月には「明細書上帳」（地福寺蔵）を熊谷県に提出しているのがみられる。「明細書上帳」によれば、地福寺は「明治二年一月三日類焼立物等不残焼失」してしまつたという。

明治一一年二月一三日、下新倉村の各組頭一同が集まり、村社（氷川八幡神社）保全のために従来の世話人を悉く廃止し、選挙によって幹事を選出することを決めた。幹事は一六人以内とし、村社の修繕並びに其の他保護を担当し、幹事長一名を指定する。幹事長は、場合によって氏子惣代となつたのである。これに基づいて、下新倉村民は、村内の一同が投票を行ない、一六名の幹事が選ばれた。幹事の氏名は、次のとおりである。

野浦 新七	柳下 利八	清水 源内	横田新太郎	柳下織右衛門	田中 藤吉
小宮 佐七	石田仙次郎	田中 兼吉	深井 清七	田中勘左衛門	田中 弥八
柳下 伝内	柳下藤次郎	柳下 源八	市川 與市		

〔村社幹事委任証〕田中四郎家文書〕

埼玉県は社寺の運営と財政について、明治一四年八月、氏子・檀家を三人ずつ選び、戸長役場に届けさせ、平素混乱していた社寺の財産を共有財産と神官・住職に対するものと分けるよう布達していた。明治一七年九月、白子村連合戸長役場は、長照寺、満願寺に対し惣代人の届がまだ提出されていないので、選挙の上、役場へ届出るよう布達していた。

神道による国民思想の統一、国家意識の高揚をはかった大教宣布運動は、神官・僧侶によって推進されてきたが、

表5-31 明治23年各宗派教会所一覧

認可年月日	宗派	名称	位置	願人氏名
明治2年4月	神宮派	教務所	新座郡白子村大字下新倉419番地	柳下秀五郎外3名
“ 5年3月11日	真言教王護国寺派	“	同郡新倉村219番地	長照寺願人不詳
“ 11年6月	臨濟建長寺派	“	同郡白子村大字下新倉710番地	金泉寺村田宗濟
“ 18年6月28日	修成派	第15教務支局	同郡新倉村114番地	堀江安久利外1名
“ 20年5月26日	御獄派	第12教務支局	“	堀江寛吉外2名
年月日不詳	日蓮久遠寺派	教務所	同郡白子村大字下新倉2232番地	妙典寺願人不詳
“	天台延暦寺派	“	同郡同村大字白子1021番地	地福寺願人不詳
“	臨濟建長寺派	“	同郡同村同字4407番地	東明寺願人不詳
“	曹洞永平寺派	“	同郡同村同字796番地	一鑑寺願人不詳

(埼玉県行政文書 明865-5)

明治八年に大教院が解散し、一〇年には教部省が廃止されると、次第に衰えていった。これにともなって、明治一〇年代から二〇年代にかけて、神仏の各宗派の活動がめざましくなり、教会所や説教所が各地に設置されてきた。明治二三年当時、埼玉県には三〇五か所の教会所・説教所があり、この中で仏教系では曹洞宗（五八か所）と真言宗（五四か所）が多く、教派神道系では修成派（三七か所）が多かった。

和光地域が属する大和田警察署管内では、教会所・説教所は一六か所に設置されていた。和光地域にあった教会所・説教所を設立順にあげたのが、表5-31である。和光地域では、教務所が仏教系で六、教派神道系で三、それぞれ設置されていた。

こうした状況を白子村の地福寺住職鎌田亮中は、この頃、物質的には豊かになってきているが、人々の道義的志操は日々衰頹しているという。そこで、近郷各派寺院の諸師によって「有志法話会」を組織し、聞きやすく簡単な説法によって人々の心のまよいをさまし仏教信仰を厚くしようとしたのである（「有志法話会規定ノ緒言」地福寺蔵）。「有志法話会」の実態はわからないが、明治二〇年代に和光地域における仏教活動の活性化

を示すものだろう。

講中と若者組

江戸時代の村は、村の中にいくつかの集落が形成されていた。この家々の集まりは、「ムラ」とよばれる社会的な組織があった。ムラは明治に入ると「部落」とか「講中」ともよばれていた。部落は農業生産を行なう上で必要な灌漑用水の確保や道路の普請などの共同作業や、日常生活において冠婚葬祭に協力していたのである。

明治期における和光地域の講中の実態を示すものを紹介しよう。明治一八年七月二日は、前日からの大雨のために、上新倉村にある堤防が切れたり、道路に穴があいたりした。この普請を行なうため、村内の上之郷組のうち一五戸について、一日人足三人と荷車一輪、鋤二本を出すよう取り極めがされている。このとき、人足一人について一八錢、荷車一輪について五錢を、一日あたりに支払うようになっていた。

また、八月一五日には、峯薬師の灯明用油代として一軒について一錢、翌一九年三月一〇日に行なわれた鎮守の春の祭典には三錢が、それぞれ集められた（『和光市史』史料編三 五九ページ）。さらに、明治一九年一月には、火の番を三五日間実施し、この手当を支払うため、上之郷一軒について六錢五厘を負担したのである（「上之郷火の番割当及出金法」星野茂家文書）。このように、上之郷講中は、地域の堤防補修や道路の維持のために共同作業を実施するとともに、自分たちの生活や生産の安全を祈るために各種の信仰行事を行なってきた。

こうした共同作業や行事を実施するにあたり、大きな働きをしたのは、若者組とよばれる組織であった。若者組といっても、関東地方では一般に、各家の長男だけが一五歳から一七歳で加入し、三五歳から四〇歳で脱退するものであり、部落ごとに組織されていた。

和光地域で若者組の活動を示す資料は見あたらない。ただ、明治一六年に、下新倉の浅久保で、若者組の月行事の

担当者名がわかるだけである。月行事の担当者は、月番とよばれ、一か月交替で家々が順番に担当し、その月内の部落での行事や仕事を執行するものであった。浅久保の月行事は、明治九年では三月に五人、四、七月に四人、残りの月は二、三人ずつ割りあて、一六年では一月、七月、一〇月が五人であり、あとの月は二、三人であった。この相違は、月によって違う行事や仕事の量にあわせて決めたためだろう。

明治一〇年代に入ると、若者組にかわって近代的な青年会が各地で結成されるが、和光地域で青年会が成立したのは、明治二五年二月三日のことであった。

東輝学校

明治五年（一八七二）八月、近代的学校制度の基本を定めた学制が頒布された。入間県では、明治六年三月に新しい学校制度をつくるために教師に対する教則を布達し、同年六月にはそれまで学事を担当していた区長と各区におかれた学校庶務係にかわって、各区に学区取締を設置した。和光地域は、第二大区に所属し、学区取締は上内間木村の野島呈輔であった。

和光地域には、新倉学校と白子学校があった。新倉学校は、上新倉村と下新倉村が合同して設立したもので、明治七年八月一五日に開校した。白子学校は白子村が設立した学校であった。

創立当時の学校は、寺院や民家を借用していたものが多かった。熊谷県（のちに埼玉県に合併される地域 旧入間県）では、明治九年における学校総数三二九校のうち、寺院使用が二五二校、民家が四一校、新校舎は三六校にすぎなかった。新倉学校の教場は、上新倉村の東端（下新倉村との境界）にある無住の満願寺であり、白子学校は藁ぶきの民家を使用していたのである。

明治一九年三月二五日、白子村連合議会の協話会が開かれ、新倉学校と白子学校の合併について議員が話し合った。これは学区改正規則にもとづくものであったが、話し合いがまとまらなかったため、議長が次のような提案をし

た。新倉学校を増築し、白子学校を崩すと、白子村と下新倉村の一部（字浅久保）は通学が不便となるだけでなく、翌年も新倉学校は改築が必要となってくる。そこで、新倉学校を白子学校の敷地に移転し、増築する方法を採用する。新倉学校の移転の費用は下新倉村の負担とし、増築費と予算残額を加えて、新しく校舎を建築することとする。各議員は協議し、これを了承した（明治一九年度通常連合会云）。

新しい学校の建築は、下新倉村四五〇一^{あき}字宮本で、明治一九年四月からはじまり、一〇月に竣工し、一〇月一七

埼玉県新座郡

白子村

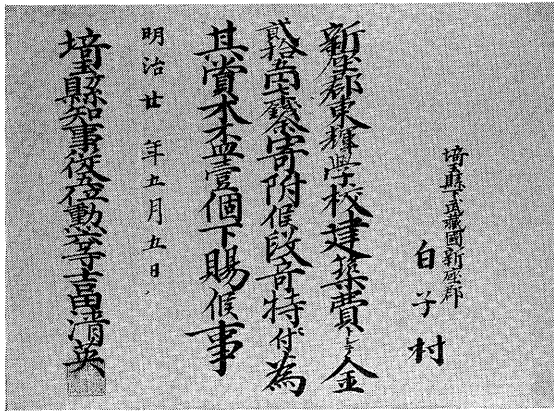


写真5-20 学校建設費寄付の褒状

日、東輝学校の開校となった。開校式には、北足立・新座郡長小泉寛則や近村の連合戸長が出席していた。東輝学校は、この地域において最初の新築校舎建設であり、上新倉村が一六人、下新倉村が一四八人、白子村が一六人それぞれ寄付をしている（「東輝学校寄付者江褒証写」田中四郎家文書）。この頃、新座郡には、公立小学校が三、分教室が五あったが、東輝学校はの中で最も広い敷地を有していた（『和光市史』史料編三 三五ページ）。

学制では、教育費は官金からの補助（文部省委託金）、学区内の出金、生徒の納める授業料によるものとされていた。入間県では学区取締の給与と教育養成費に官金をあてたので、小学校の維持費はほとんど学区内の出金と授業料で賄われていたのである。明治八年現在、新倉学校には男五二人、女一四人、白子学校には男四二、女一六人いた。当時の授業料が一人毎月六錢二厘であり、新倉学校の総校費が一

○五円余、白子学校が一・二円余であったから、総校費に占める授業料の割合は、新倉学校が四パーセント、白子学校が三・二パーセントでしかなかった。教育費の大部分は、各戸に割り当てた学資金と有志者の寄付金からなる学区内の出金であった。明治一七年になると、授業料の教育費に占める割合が一五パーセントと上昇するが、学区内の出金が多いことは変わらない。

また、学校財産の補填を図るため、学区内の人々や有力者から金銭や書籍などの寄付をあおいだ。なかには寄付とはいえず、一種の強制に近いものもあったという。こうした受益者負担を原則に、村びとたちの負担によって教育は展開していくのであった。

河川改修

和光地域には、現在、荒川、新河岸川とこれに注ぐ白子川、谷中川、越戸川などがある。荒川と新河岸川の流れる低平な平野部は、両川が蛇行し、大雨のたびごとに、洪水を繰り返していた。洪水から耕地や家を守るため、人々は堤を築いてきた。

荒川の上新倉村地域では、文永年間（一二六四～一二七五）にはじめて築堤工事が行なわれたが、堤の破損と修築が繰り返され、堤は完備しなかったという。一七世紀の半ば頃、上新倉村の支配者となった板倉周防守重宗は、本堤（荒川堤）を築き、樋、笕を上新倉村沿いに四か所、下新倉村沿いに樋管を二か所設け、用悪水の便利をなした。また、安政二年（一八五五）一〇月の大地震によって、下新倉村の字鐘ヶ淵が荒川の流路となり、それまでの川筋は沼となったのである。

和光地域の荒川では、その後何回か堤が破られているが、明治元年から一九年までの破堤は、明治元年、二年、一年、一五年、一七年、一八年と六回あった。破堤の度ごとに、荒川沿いの上新倉村の景観は、堤の内外とも、「一面蒼海ノ如」（明治元年）くなったり、「黒海ノ如」（同一一年）くなったりした。破壊された堤の規模を判明分だけ

列挙すれば、明治二年は一二間余（約二一・八メートル）、同一七年は二か所、三間（約五・四メートル）、同一八年は四か所、四一〇間（約七・三一八・二メートル）となる。下新倉村は、冠水がしばしばあったが、堤の破壊はなかった。

このように荒川の被害は、市域の人々の生活に大きな影響を与えるので、堤に関して関心をもたざるをえなかった。明治二〇年二月二日、上新倉村の本橋弥三郎外一二名は、下新倉村の柳下武次郎外二一名を浦和始審裁判所に訴えた。訴えの理由を次のようにいう。上新倉村字境田あきと下新倉村の間にある横堤（通称境田堤）は、上新倉村が築造し、古くから共有とし管理してきた。ところが、下新倉村の人々が境界に侵入し、近頃堤の上の篠笹を刈り取っているので、横堤に沿っている村界線の確定を下新倉村に対して要求したのである。

これに対し、下新倉村は、訴えが訴訟法規に背戾はぐれするものとしているが、次のように答えている。横堤は古くから下新倉村の共有であり、出水のときは、上流にあつて高い地形にある。上新倉村には横堤をもって悪水を防ぐ必要はない。下新倉村が横堤を創築したのは、水田の水腐れを防ぐためである。横堤の頭部にある道路は、地租改正の際調製した村絵図にも下新倉村有としてあるから、上新倉村有ではない。したがって横堤の道路の中央が両村の境界線である。

裁判がはじまってから一一か月経過した明治二一年一月四日に、実地臨検が行なわれ、翌年五月六日に判決が下った。判決は、「……要スルニ本訴論地ハ被告村ノ築造ニシテ其共有ニ属スルモノナリ」との理由で、上新倉村の要求はいれられなかった。

この事件の上新倉村総代は、本橋新蔵、山田亀五郎、天野啓之輔、桜井龍蔵、鈴木彦太郎の五人であり、彼らはすべて村会議員であった。また、下新倉村総代は、柳下藤次郎、柳下伝内、吉田鑄七、田中兼吉、田中権右衛門、田中

勘左衛門、田中弥八、田中藤吉、田中藤四郎、石田仙次郎、山崎善太郎、柳下織右衛門、柳下富太郎、野浦新七、柳下利八、高橋丹三郎の一六人であり、この中に村会議員が六名いたのである。隣村どうしの争いの本質がよくわからないが、この事件は、明治二一年の町村合併のとき、上新倉村が下新倉・白子の両村と合併に反対する理由の一つに
した。

第二章 新倉村・白子村の成立

第一節 新倉村誕生と村財政

1 新村の編成

町村制の公布

明治以降の町村制度は、五年（一八七二）の大区・小区制で制度上否定された町村が、明治十一年（一八七八）の郡区町村編成法によって行政区画として復活した。明治十七年（一八八四）には、数町村を単位とする連合戸長役場が設置されたのである。こうして明治二十一年（一八八八）四月二十五日、市制・町村制が公布され、翌年四月一日以降、各地の状況を考慮して施行するものとされた。この法は、プロイセン（ドイツ）の法学者アルパート＝モッセの草案が基礎となつて作成され、公布のとき添付された上諭には、地方共同の利益を發達させ、臣民の幸福を増進させ、「隣保団結ノ旧慣ヲ存重シテ益之ヲ拡張」するため、法律を定めたとしている。

市制・町村制は、前半が市制で七章一三三条からなり、後半は町村制で八章一三九条からなっている。新町村は公法人格をもつ自治団体として設定され、町村会と町村吏員が町村の実務を担当することになったのである。町村会は、議決機関として条例・規則の制定権を付与され、執行機関の町村長・助役は、町村会で選任されることになったので、連合戸長制度から続いていた官選戸長が終わったことになる。しかし新町村は、広範囲にわたつて内務大臣や上級監督庁である府県や郡に拘束され、国↓府県↓郡↓市町村と通ずる支配体制に組み入れられることになった。

町村会議員の選挙・被選挙権は、その町村で地租をおさめるか、直接国税二円以上おさめるものにならず、しかも選挙は多額納税者に有利となる二級選挙制となっていた。すなわち、村税の半額を納入する選挙人を一級、それ以外を二級とし、級ごとに議員の半数を選出する制度であった。この制度は、有資産者・地主などを政治的に優位な立場とするだけでなく、町村の自治を形式化させたのであった。

町村制の実施には、江戸時代以来の自然的な村を分合することが前提となっていた。これまでの町村は、国家委任事務の遂行とその経費負担が義務づけられ、過重な行政負担をこなす能力はなかったからである。町村合併については、明治二年六月、政府は町村合併標準を示し、新町村は戸数三〇〇戸以上を常例とし、合併はなるべく連合町村の区域内で行なうこととしていた。そして新町村の名称は、大町村に小町村を合併するときは大町村の名称を、小町村どうしの合併は旧名称を折衷することとし、合併はなるべく町村の情願を酌量し、かつ平穩調和をはかることとしている。

合併にともなう財産処分は、関係町村の熟議調和に注意し、財産合併のために利益を得る町村は町村費を多く出し、損失を蒙る旧町村は町村費を少なく出す平均を得る方法を最適とした。このほか新町村を強化するため、旧町村の公共財産の所有権を新町村に集中し、利用には旧慣を温存する方法をとった。

市制・町村制の施行にあたり、政府は内務大臣山県有朋を委員長とする地方制度編さん委員会を發足させた。明治二〇年三月、この委員会が「町村郡市區画標準」を作成したので、各府県知事に内

県の合併方針

覧させ、編成案を具申させたのである。埼玉県知事吉田清英は、この標準に基づき、各町村が三〇〇戸以上のものは独立とし、それ未満のものは地形並びに従来の関係など参酌し、およそ四〇〇戸未満に止めることを目的として町村編成の取り調べを行なうよう各郡長に内達した。郡長は管内の町村編成案を作成し、郡長諮問会の検討を経て、八月

表5-32 明治20年新座郡町村編成一覧

合併町村		現在町村							
名称	戸数	名称	戸数	名称	戸数	名称	戸数	名称	戸数
志木町	500	志木宿	500						
和田町	212	和田町	212						
大野堀	319	大野火止	175	西堀	70	菅沢	54	北野	20
片山	381	片山	381						
樽谷	433	上保谷	274	下保谷	129	上保谷新田	30		
樽戸	292	小樽	238	橋戸	54				
膝沼	330	小膝折	167	溝沼	163				
新白子	379	白子	147	新倉	232				
新台	460	上新倉	227	根岸	89	台	65	岡	79
浜田間戸	347	浜崎	92	根田	41	下内間木	81	上内間木	61
								宮戸	72

(埼玉県行政文書 明588)

二二日内務省に上申した。編成案は、従来の一八郡を二〇郡とし、三二九あった戸長役場を標準として、一九〇九町村を合併して四五一町村にする計画であった。

このとき新座郡の町村編成案は、表5-32のとおりである。新座郡では、他の町村とは習性を異にするので合併出来ないとか、分割すると民情に背馳する恐れがあるとかで、合併標準戸数が必ずしも守られていなかった。和光地域は、白子村と下新倉村からなる新白子村と、上新倉、根岸、台、岡の四か村からなる新台村とからなっていた。新白子村は戸数が三七九戸と標準を満たしていたが、新台村は、上新倉村(白子村連合)と残りの三か村(浜崎村連合)が所属する連合村に違いがあるが、二戸数四百以上ナルモ之ヲ分離スルトキハ各自治ノ目的ヲ達ス可ラス故ニ之ヲ以テ一村ト」(「新座郡町村編成説明書」埼玉県行政文書 明588)したのである。

明治二一年七月一〇日、市制・町村制の公布後、県知事は町村制施行について合併方針の訓令を、各郡長あてに出した。訓令では、各町村が独立自治の目的に達するには、相当の資力を必要とするから、有力町村をつくるため、各町村の区域・戸口及び資力を調査して合併案を具状するように指示している。合併案の作成には、次にあげる基本

事項（「町村制施行につき合併方針訓令」『埼玉県史』資料編19 資料11）が定めてあった。

第一に、有力町村を造成するためには、地形・民情において支障がない限り、現在の戸長役場区域のままに合併すること。

第二に、新町村の規模は、戸数が三〇〇戸ないし五〇〇戸を標準とする。

第三に、民家がない町村は、すべて隣接の町村に合併し、土地がない町村は、地籍を有する町村に合併すること。

第四に、合併は将来の利害得失に注意するものであるから、町村吏員及び議員・総代人の意見を聞き、民情に添ったものとする。

第五に、新町村は関係町村の中で大きな町村の名称を用いることが原則であり、名称について意見が対立した場合、いずれか一方をとるか、または相互折衷とすること。ただし旧町村の名称は、大字として残り、歴史上著名な名称は保存すべきこと。

第六に、町村の財政処分は、各町村の協議によることとし、知事の許可をうけること。

第七に、合併が不可能な場合は、町村組合を設けること。

第八に、財産処分について協議が成立しないとき、①民法上の権利は町村合併に関係なく、②土地・家屋・貯蓄・金穀などの共有財産は、旧町村限りの所有権保存となり、③役場・病院・消防具などの公共用財産の所有権は、新町村に移譲すること。

町村編成案には、新町村名、旧町村名、役場位置、戸数、人口、耕宅地、山林原野、地価を記入するようになっていたが、明治二十一年八月二日には、各町村の田・畑・宅地などの地籍状況及び国税・地方税の資力状況と、合併理由、沿革、議員・総代人などの意見及び新町村名の選択理由を詳細に記載した合併見込案を調整して具状するよう指

示されていた。

合併の実態

県内の各郡長は、新町村の編成にあたって管内の連合村戸長の中から、地理・民情に通じたもの、学識・経験ともに老練なもの一〇名ぐらいを顧問とした。そして各町村の面積・人口・世帯数及び資力状況を調査し、合併基準に基づいて見込案を作成した。郡役所で作られた見込案は、連合村戸長に諮問され、連合村戸長は管内町村の議員・総代人などに諮問した。合併見込案に異議のない場合は、総代人・議員の連署をもって上申させ、異議のある場合は、戸長が反対理由と意見書を郡長に提出しなければならなかった。

北足立・新座郡では、明治二年八月頃には合併案が作成されていたらしい。白子村連合戸長小暮嘉藤治は、上新倉・下新倉・白子が合併して新たに新倉村を作り、役場を白子村に設置する郡役所の案を三か村に諮問した。下新倉村では、八月二三日、総代人田中藤四郎、連合議員田中兼吉ら五人が異議のない旨を上申した。白子村もこの合併案には異議はなかったが、上新倉村の総代人兼議員山田亀五郎・桜井龍蔵、村会議員天野啓之輔ら六人は、上新倉村だけで独立したいとの「上申書」(『和光市史』史料編三)を提出した。上申書では、一村独立の理由を次のように述べている。上新倉村と下新倉村は、戸数・人口ともほぼ同じであり、財産も大差ない。両村は互いに競争心が強く、調和することがない。さらに両村の境界にある字境田の横堤防の所屬については現在裁判が進行中であり、強いて合併すれば、「水火氷炭ノ相容レサル」状態となる。また、白子村は人口も少なく小村であるから、大村の地位にある上新倉村は経費がこれまで以上に増大するという。

上新倉村の戸数は二一九戸であり、一村だけで独立するのには標準戸数(三〇〇戸以上)を満たしていなかった。これに対して上新倉は、小樽村と橋戸村の合併は三〇〇戸以下であり、郡長の示命も「事情止ムヲ得サルモノハ三百戸ニ満たサルモ許容」されるところとしている。さらに連合戸長役場所轄区域のまま合併せよという方針には、そうして

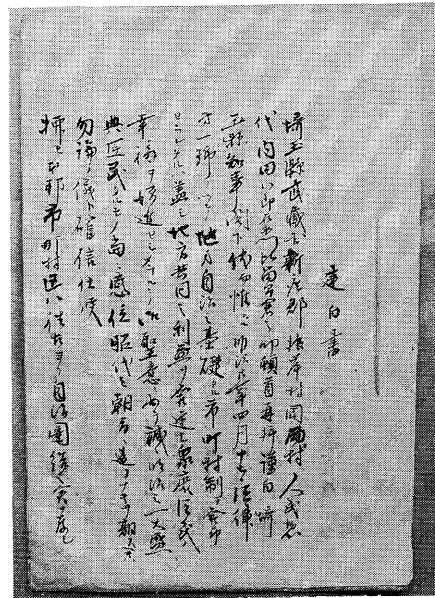


写真5-21 建白書（明治21年11月）

いない村もあるから、絶対的なものではないとしていた。

郡役所は、上新倉・下新倉・白子の合併案にかわって、上新倉村は根岸・台の二か村と合併して新倉村とし、下新倉村と白子村が合併して新たに白子村とする案を出した。この案に対して、根岸村総代人内田八郎右衛門、岡村総代人比留間倉之助らは、根岸・台・岡の三か村をもって一村とするよう願ひ出た。根岸・台の両村が上新倉村と合併出来ない理由は、上新倉村と根岸村の間に溪谷や坂路があつて交通不便であり、「交誼疎ニシテ人情風俗ヲ異ニ」（建白書）田中四郎家文書）しているし、地租改正のとき不調和があつたからだという。根岸・台・岡の三か村が合併したいのは、地勢上便利であり、鎮守神も共にしているからである。さらに、岡村と根岸村がもとは一村であり、根岸村から台村が分かれたように、三か村はかつて一村であつたし、交誼は今もつて変わることがないからだという。

このように北足立・新座郡役所管内で、合併案に異議を唱えた村は、明治二十一年七月現在、北足立郡が二四か村、新座郡が三か村あつた。北足立・新座郡の合併案は、新区域（合併町村数）を六九としたが、このうち三〇パーセント近くの区域で反対があつた。そこで、明治二十二年一月二十九日、北足立郡の合併町村数を六〇から五八とし、新たに三つ組合町村をつくつたのである。新座郡の合併町村は、これまでと同じ九個であつた。

表5-33 明治22年新座郡新町村編成区域一覽

新 町 村			旧 町 村 名							
名 称	戸数	人口								
志木町	507	2,502	志木宿							
大和田町	523	3,314	大和田野	火止	北野	菅沢	西堀			
片山村	384	2,474	片山							
膝折村	576	3,286	膝折	溝沼	岡	根岸	台宮			
内間木村	343	2,208	上内間	下内間	浜崎	村田				
白子村	352	2,295	下新倉	白子						
樽橋村	311	2,113	小樽	橋土						
保谷村	431	2,795	上保谷	下保谷	上保谷	新田				
新倉村	219	1,468	上新倉							

(埼玉県行政文書 明656)

新倉村の誕生

明治二二年四月一日、新町村制により和光地域に
 は、新倉村と白子村が誕生した。上新倉村は一村独
 立を認められて新倉村となり、下新倉村と白子村が合併して、新しく
 白子村となったのである。「埼玉県新座郡町村編制理由書」(『和光市
 史』史料編三)では、上新倉村を独立させる理由を次のようにいう。
 本村ハ初メ下新倉村及白子村ヲ加ヘ三村合併ヲ諮問セシニ、
 下新倉村トハ目下埤敷ニ関シ争訟アルノミナラス、多年讎怨
 ヲ漸積シ民情調和セサルヲ以テ、台、根岸両村ト合併センカ
 又ハ一村独立ヲ冀望セリ、因テ第一ノ情願ヲ採リテ其村々ニ
 諮問セシニ、更ニ根岸村ノ故障ヲ惹起シ終ニ良結果ヲ得ス、
 故ニ第二ノ情願ヲ採リテ独立トナス、尤戸数ハ標準ニ及ハス
 ト雖ドモ資力充分ニシテ自治ノ目的ヲ達スニ足ル

上新倉村と下新倉村の境界である字境田の横堤防事件と、下新倉村村
 民に対する民情が重視され、上新倉村は一村独立となったのである。
 また、村名を新倉村としたのは、「従来ノ名称ヲ存ス」との事由によ
 るものであった。上新倉村のほか新座郡内で一村独立したのは、志木
 町(志木市)と片山村(新座市)であった。志木町は、これまで一宿
 をなしていたので分割は不能であり、片山村は、明治七年一一月に、

表5-34 明治22年新座郡新町村資力一覽

新町村名	諸 税 并 町 村 費			町 村 有 財 産	
	国 税	地方税	町 村 費	耕 宅 地	山 林
	円	円	円	町 反 畝 歩	町 反 畝 歩
志 木 町	8,502.267	2,508.220	1,020.774	1.3.19	0
大 和 町	3,540.232	1,523.361	1,121,797	1.3.0.15	2.6.4.25
片 山 村	2,522.392	674.219	658.273	2.6.19	0
膝 折 村	4,571.968	1,718.167	874.404	2.27	9.0.9.19
内 間 木 村	3,452.097	923.110	531.987	5.5.16	21.3.3.00
白 子 村	3,739.004	1,227.090	1,003.391	0	0
樽 橋 村	2,313.167	662.242	343.894	0	0
保 谷 村	1,813.409	770.594	480.409	0	0
新 倉 村	2,237.486	719.435	961.516	1.07	3.26

(埼玉県行政文書 明656)

片山・原ヶ谷戸・辻・十二天・中沢・下中沢・堀ノ内・石神・栗原・野寺の一〇か村が合併した村であり、戸数は標準をこえていたのである。

上新倉村と合併が予定されていた根岸・台・岡の三か村は、膝沼村(膝折村、溝沼村)に合併され、新たに膝折村となった。膝折村は、新座郡内で戸数、人口が最も多い村となったのである(表5-33参照)。また、表5-34によれば新倉村は、戸数と人口が新座郡九か町村の中で最も少ないが、「諸税并町村費」に関しては六番目の位置にあることがわかる。

白子村の成立

上新倉村が一村独立を希望しているとき、下新倉はあくまで上新倉村、白子村との合併を主張していた。その主張を、町村制施行取調委員は次のようにまとめている。

第一 三ヶ村ヲ以テ一区域トスル諮問ニ対シ、下新倉及白

子二村ハ異議ナク答申セシ事

第二 上下新倉ハ元一村ニシテ、地勢北ヨリ南ニ走り白子村

ヲ併セテ天然ノ一区域ヲナセル事

第三 両村ハ従来役場区域ヲ一ニシ、交通便利ニシテ施政上

障害ナキ事

第四 上下新倉両村ハ治水堤防ノ土功ニ於テ唇齒相待ツノ關係ヲ有シ、水防ノ際ハ相應援スルノ旧慣ヲ存スル事

第五 白子下新倉両村ニテハ資力微弱ニシテ、法律上有力ノ村タルヲ得サル事
第六 白子ト下新倉トハ水防事業ヲ共ニセサル事

〔和光市史〕史料編三)

さらに下新倉村は、微弱な町村を造成してしまうと、「将来本村ノ不利ナルノミナラス、國家經濟ノ大要ヲ誤ル」とし、上新倉村との合併に障害となつている字境田にある横堤防の事件は「一時の誤解ヨリ生スル小事ニシテ、之ヲ顧ミルヘキモノ」ではなく、合併とともに将来の調和の結果を見るべきだと主張する。

町村制施行取調委員は、この主張をもっともだとするが、上新倉村の人々が万一下新倉村と合併されるならば「下新倉村有力ノ徒ト死ヲ決シテ闘ハン杯、満心怒氣ヲ含ミテ屢々陳弁」するので、民情の調和を得ることが出来ないとし、下新倉村と白子村だけ合併することにしたのである。下新倉村は、一村独立も希望していたが、資力が微弱であり、上新倉村と合併したいという主張にも反するし、地形及び公益上合併を必要とするので、採用されなかった。

町村合併の作業の進行と平行して、共有財産の処分も行なわれていた。明治二十一年一〇月三十一日、下新倉村村会議員柳下藤次郎、総代人野浦新七ら七人は、「町村合併ニ付共有財産処分方伺」(田中四郎家文書)を埼玉県知事吉田清英に提出している。この共有財産は、田一反五畝三步、田荒地一反九畝二三歩、山林原野一一町五反七畝二四歩、畑荒地一町六反三畝一〇歩の地所であった。この地所は、下新倉村字長久保飛地にあるので、小樽村へ組み替えとす
るが、所有権は従来の慣行どおりに据え置くとしている。明治二十二年三月二六日には、東京府北豊島郡成増村、下土支田村(東京都練馬区)と下新倉村との間で組み替えが行なわれた。成増村字吹上下にある田五反九畝二七歩が下新

倉村の所屬となり、白子村字後安にある畑九反一畝二歩、官有道路一畝二歩が下土支田村の所屬となったのである。

郡制反対運動

新町村制が実施されてから、一年と一か月経過した明治二三年（一八九〇）五月一七日、府県制・郡制が公布された。これによって郡は国の行政区画であるとともに、府県と同様に自治団体とされ、府県と市町村の間に位置する地方公共団体となったのである。郡の執行機関は郡参事会と郡委員会からなり、郡長が郡参事会を代表し、郡参事会員・郡委員は名誉職となっていた。議決機関である郡会は、町村会議員の選挙による議員が三分の二、地価一万円以上の大地主の互選による議員が三分の一となっていた。郡会は郡条例・郡規則を制定することが出来たが、郡長並びに府県知事、内務大臣は郡会に対して、解散、強制支出など強い支配監督権をもっていた。

郡制の施行には、郡区町村編成法（明治一年七月）によって設置された郡は小郡が多く、区域も錯雑となっていたので、郡の廃置分合が前提となっていた。明治二三年八月九日、埼玉県の各郡長は、飛地の組み替え、町村の他郡への組み替え、新郡の編成などについて知事から諮問された。諮問事項の中で町村の他郡への組み替えには、入間・高麗郡、大里・幡羅・榛沢・男衾郡、北埼玉郡の郡長は反対していたが、北足立・新座郡長は、入間郡宗岡村の編入に賛成していたのである。そして九月二四日、埼玉県では郡の廃置分合について内務省に上申している。新郡と、廃置分合される郡名は次のとおりである。

新 郡 名 旧 郡 名

北足立郡 北足立郡、新座郡

入間郡 入間郡、高麗郡

比企郡 比企郡、横見郡

児玉郡

児玉郡、賀美郡、那珂郡

大里郡

大里郡、幡羅郡、榛沢郡、男衾郡

北葛飾郡

北葛飾郡、中葛飾郡

秩父・北埼玉・南埼玉の各郡域は、

据え置きとなっていた。また、廃置分合される郡には、その理由が記されている。

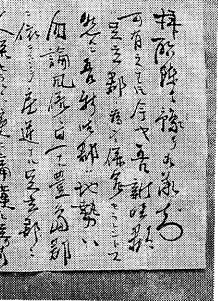


写真5-22 新座郡の東京府下への編入請願協議会開催案内

和光地域が属する新座郡が廃止され、北足立郡に合併される理由は、新座郡は地域が狭く、戸数も少ないなど資力が乏しい小郡であり、郡区町村編成のときから北足立郡と一つの郡役所で支障なく事務を管掌していたことによる。さらに将来施行上不便もなく、地形上も便利であり、民情においても協同一致することに支障がないからだという。

ところが新座郡の人々は、北足立郡との合併には反対であったようだ。明治二四年二月、新座郡片山村村長は、「新座郡各町村ノ一致協同ヲ以テ東京府北豊島郡ニ合併スルノ可否」(『新座市史』第三卷)を村民に諮問していた。新座郡が東京府北豊島郡に合併したい理由は、志木町西川武左衛門ほか九人が下新倉村田中兼吉・田中新八父子あてに出した手紙(明治二四年二月一三日付、田中四郎家文書)には次のように記してある。

- 一、新座郡は、地勢は勿論、風俗も豊島郡と同一であること。
- 二、埼玉県は、東京府と比べて地方税が重い、地方税で行なう道路・堤防の整備が不行届であること。

三、新座郡が東京府に編入されると、警察・憲兵の保護が受けられること。
三の意味するところはよくわからないが、この動きは、「新座郡住民二万三千人之利益之為メ」におこされたものであった。西川武左衛門らは、この要求を実現させるため、帝国議會へ請願しようと田中父子に呼びかけたのであった。

新座郡が東京府に編入したいという請願書は、明治二四年四月一五日付で、内務省、埼玉県、東京府へ、二一一二名の署名をもって提出された。請願書を提出してから三か月ほど経過して、樽橋村と下新倉村の一字（長久保）が、北豊島郡石神井村大字上土支田と合併し、大泉村が行政村として新たにつくられ、北豊島郡への編入が認められたのである（林 宥一「埼玉県旧新座郡下町村の東京編入問題―その歴史的経過」『志木風土記』第六集）。しかし、新座郡の東京府編入は、積極的な編入請願運動にもかかわらず、実現しなかった。

郡域の改訂、新郡の設定などについて新座郡以外の郡でも建議請願を行なうなど働きかけがあったが、いずれも実現しなかった。その後、埼玉県の国界変更及び郡廢置分合が一部手直しされ、衆議院、貴族院を通過し、郡制が施行されたのは、明治二九年八月一日からであった。

2 新村政の展開

新村の行政体制

明治二二年（一八八九）四月一日、町村制が施行された。この頃の様子を郡長答申書（埼玉県行政文書 明92）をもとにみて行こう。北足立・新座郡では、町村制施行に際して、地形の不便や民情の不調などを唱えて新町村の分合を希望するものはなかった。町村制が施行され七か月も経過すると、郡内の町村は、議決機関の町村会議員がえられ、町村会で執行機関の町村長・助役が選出されている。さらに役場吏員も決

められ、自治体としての機関が整備されていた。

町村の運営が円滑に行なわれているところでは、常設委員や区長が設置され、所管の仕事は敏捷に行なわれていた。しかし、町村合併のとき多少の異議を唱えた町村では、人々に不平の気持があるのか、議員選挙や町長・助役などの選定に妨害があり、事務の渋滞を招いたところもあったが、ようやく民心の一致がみられるようになってきた。

和光地域では、連合戸長役場が白子に設置されていたので、これとは分離した新倉村は村内の長照寺に村役場を設け、明治二二年六月一日から事務を取り扱っていた。これまで白子村連合戸長であった小暮嘉藤治（深谷市蓮沼出身）を新倉村村長として選出し、六月二八日には郡役所から許可されたのである。このとき、新倉村の助役は上原小左衛門であり、収入役は天野啓之輔であった。白子村では、五月一六日、村長・助役の選挙が行なわれ、村長には富沢義三郎（大字白子）、助役には田中勘左衛門（大字下新倉）が選出されたのである。また、収入役は柳下伝内であった。

郡長答申書では、郡内の町村長・助役の人物について、その適否を記している。町村制施行以後、事務が頻繁となり、町村の統括を行なう町村長と、その補佐者である助役は、「徳望財産及経験ヲ要スル」ものが適任であるが、内では適任者は、七、八人しかいなかったという。さらに、明治二三年五月七日、北足立・新座郡長は、町村吏員の適否について取り調べている（『和光市史』史料編三 一六七ページ）。これによると、新倉村の村長は、かつて官選戸長として新倉村を管理していたので、他郷の人ではあるけれど、人情・風俗に通じ、一村の治務は円滑であった。しかし、助役と収入役は、村会議員の経験があるが、事務経験はなかった。白子村では、村長の前職が郵便局長であり、それ以前（明治一二年～二〇年五月）は筆生として役場に勤務していたので、事務経験もあり適任者であった。助役は明治一二年以降筆生であったし、収入役も同八年から副戸長・筆生・勸業委員など数年間勤めていた。したが

って白子村は村長以下適任であったので、全村静穏であり、事務も整理されていた。新座郡の中で優等の位置にあるという評価を得ていた。

こうして町村の体制が整うと、知事は管内を巡視した。巡視は一〇月一日から十一月五日の間、郡役所、学校、警察署、県立病院、河川の改修箇所などに及んでいる。さらに、巡視先で近隣の町村長を集め、新町村長の心得について演説を行なった。演説内容は、町村制施行後の町村自治の重要性を説き、町村長・助役など町村吏員が名誉職としての責任と町村行政において党派性を排除することとし、町村に委任された普通教育が国政委任事務であるから変更を加えてはならないとしている。このほか、河川・用悪水の土功事業、病源排除法の実施、徴兵・召集など、知事の演説は一二項目にわたっており、町村が国政委任事務を完全に遂行することを期待していた（「新町村長心得に関する演説の大意」明治二二～三年度「白子村議会議録」）。

村長と村会議員

すでにのべたように町村会議員は、その町村で地租を納めるか、または直接国税を二円以上納めるものによって選出された。町村議員は二級にわけられ、一級は村税納入額の多いもの、二級はそれ以外のものより半数ずつ選出されたのである。そして町村会議員が、町村長をはじめとして役場吏員を選んだ。したがって町村会は地主の意向が強く働くものとなったのである。

村長は、村の固有事務、委任事務については、村会議決の執行者であり、町村財産の管理、町村歳入出の管理、町村吏員及び使丁の監督、町村の諸証書及び公文書類の保管、使用料、手数料、町村税などの賦課・徴収を行なった。また、外部に対しては町村を代表して、訴訟、和解、商議を行なう権限をもったのである。こうした村長の地位の確立は、村の政治を有力者に「委託」する意味を持っていたといわれている。

表5―35は、明治二二年以降、新倉・白子両村の村長・助役・収入役のいわゆる三役の氏名とその在職期間を示し

たものである。表5-35によれば、新倉村では明治二二年以降昭和期に入るまで、村長に就いたのは二人だけであった。小暮嘉藤治が新倉村村長に就任したのは四〇歳であったが、鈴木左内はわずか二二歳のときである。鈴木左内は、二年間新倉村役場の書記を経験してから四〇年間（二一期）村長の職にあった。

白子村でもこの期間、村長に就任したのは三人であり、在職期間は、初代村長の富沢義三郎が二年八か月（一期）、続いて田中勘左衛門が一六年（四期）、柳下伊平太が二〇年一〇か月（六期）であった。二代目村長田中勘左衛門は、収入役から村長になった人であり、三代目村長柳下伊平太は、戸長（明治一〇年）、村会議員（明治二五年〜四三年）を経験していたのである。また白子村における村長就任時の年齢は、富沢義三郎が三三歳、田中勘左衛門が四八歳、柳下伊平太が五〇歳と、次第に年齢が高くなっていった。

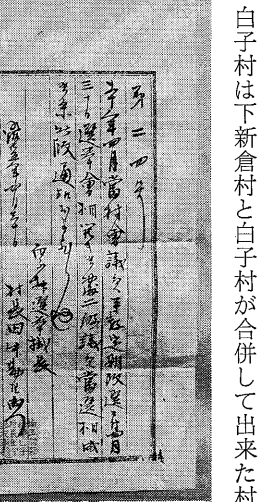


写真5-23 村会議員当選通知

いた。村長の富沢義三郎の住所は白子であったが、この時の助役であった田中勘左衛門は下新倉に住んでいた。この反対に、助役から村長になった田中勘左衛門と三代目村長柳下伊平太の住所は下新倉であったが、助役の柴崎孫治郎、柴崎又一郎、柴崎額三郎、柴崎龍蔵の住所は白子だったのである。

また村長の選任や辞任について様々な動きがあった。「新座郡白子村監視調査」（『和光市史』史料編三 一七六ページ）によれば、初代村長を柳下織右衛門が希望していたが、村会はこのに応じないで富沢義三郎を選任したという。さらに、明治二

表5-35 和光市域の旧村三役一覽(明治22年以降)

新倉村	在 職 期 間
村 長 小 春 嘉 藤 治 鈴 木 左 内	明治22年 6 月 21 日～明治28年 4 月 7 日 明治28年 5 月 1 日～昭和14年 7 月 23 日
助 役 上 原 小左衛門 富 岡 儀 三 郎 鈴 木 彦 太 郎 山 田 亀 五 郎 富 岡 綱 太 郎	明治22年 5 月 27 日～明治23年 4 月 15 日 明治23年 5 月 9 日～明治26年 4 月 12 日 明治33年 5 月 1 日～明治34年 2 月 5 日 明治26年 9 月 2 日～明治28年 5 月 1 日 明治28年 5 月 27 日～明治32年 5 月 26 日 明治34年 3 月 19 日～大正12年11月17日
収 入 役 天 野 啓 之 輔 井 口 信 吉 加 藤 源 六 奥 山 伝 治 郎 星 野 藤 左 衛 門	明治22年 7 月 18 日～明治25年 4 月 30 日 明治25年 5 月 18 日～明治29年 5 月 17 日 明治29年 5 月 20 日～明治33年 4 月 24 日 明治33年 4 月 28 日～明治43年 7 月 26 日 明治43年 8 月 31 日～大正11年 9 月 10 日
白子村 村 長 富 沢 義 三 郎 田 中 勘 左 衛 門 柳 下 伊 平 太	明治22年 7 月 1 日～明治25年 3 月 14 日 明治25年 4 月 19 日～明治41年 4 月 30 日 明治41年 6 月 19 日～昭和 4 年 4 月 4 日
助 役 田 中 勘 左 衛 門 柴 崎 孫 治 郎 柴 崎 又 一 郎 柴 崎 額 三 郎 柴 崎 龍 蔵	明治22年 7 月 1 日～明治25年 3 月 14 日 明治25年 4 月 26 日～明治33年 2 月 2 日 明治33年 4 月 20 日～明治33年10月15日 明治34年 1 月 28 日～明治38年11月20日 明治38年12月 6 日～昭和 7 年 5 月 13 日
収 入 役 柳 下 伝 内 富 沢 米 吉 田 中 勘 左 衛 門 野 浦 新 七 富 沢 権 治 郎 富 沢 富 太 郎	明治22年 7 月 1 日～明治25年 4 月 14 日 明治25年 7 月 4 日～明治30年 8 月 17 日 明治30年 8 月 21 日～明治33年 4 月 20 日 明治33年 4 月 20 日～明治41年 4 月 20 日 明治41年 4 月 26 日～明治45年 4 月 25 日 明治45年 5 月 4 日～昭和 7 年 5 月 7 日

五年衆議院議員選挙のとき、柳下織右衛門は同意者にはからず、加藤政之助(改進黨)を推薦する旨、富沢義三郎ほか五名を新聞に掲載した。富沢義三郎は郵便局長を勤めていたため、村長退職を村会に提出したが、留任を望まれたが、これに反して白子は天野三郎(自由党)に投票したという。

新倉村と白子村における村会議員については、表5-36と表5-37に示した。これらの表によれば、明治期に新倉

表5-36 新倉村村会議員一覧(明治期)

氏名	在職期間
富岡 与市	明治22年5月14日～明治25年5月26日
鈴木 彦太郎	〃 ～ 〃 28年5月1日
山田 亀五郎	〃 ～ 〃 25年5月26日
桜井 龍藏	明治27年4月11日～大正2年5月29日
	〃 22年5月14日～明治25年5月26日
	〃 27年4月11日～大正2年5月29日
上原 小左衛門	明治22年5月14日～明治28年5月8日
萩原 茂左衛門	〃 ～大正2年5月29日
天野 啓之輔	〃 ～明治31年5月5日
富岡 儀三郎	〃 ～ 〃 34年5月6日
加藤 源兵衛	明治25年5月6日～ 〃 31年5月5日
富岡 栄吉	〃 ～ 〃 26年4月23日
伊藤 仁兵衛	〃 ～大正2年5月29日
増田 徳四郎	〃 ～明治27年1月12日
桜井 甚五郎	明治28年5月7日～ 〃 28年7月27日
井口 信吉	〃 ～大正2年5月29日
岡田 源藏	明治28年12月6日～ 〃
富岡 綱太郎	〃 31年6月5日～ 〃
桜井 文藏	〃 ～ 〃

(「新倉村村会議員名簿」)

村では一七人、白子村では二六人が村会議員となっていたことがわかる。

条例の制定

町村会では、町村長が議長となつて町村事務に必要な諸条例を制定した。町村会において議事が円滑に進行するように、議事細則も制定されていたのである。白子村は、一二箇条からなる「白子村会議事細則」(「村会書類綴込」)を制定している。このほか、常設委員に関する条例が、明治二二年九月に制定されている。常設委員は、「自治ノ制ニ習熟シ自ら実務ノ経験ヲ積ミ村内行政事務ヲ分掌シテ經費ノ歳出ヲ省略」(埼玉県行

政文書 明639) するために設置されたものである。常設委員の構成は、土木委員四名、勸業委員、学務委員、衛生委員各一名からなり、これらの委員には村会議員から四名、選挙権をもつ「公民」から三名があたり、その職務概目は左記のとおりとなる。

- 一 農業及山林ニ関スル報告ヲナス
- 事
- 一 商業ニ関スル報告ヲナス事
- 一 工業ニ関スル報告ヲナス事
- 一 虫害予防ヲ執行シ及之ニ関スル報告ヲナス事
- 一 主務ノ事項ニ付官庁ノ諮問ニ対

表5-37 白子村村会議員一覧(明治期)

氏名	在職期間
富沢米吉	明治22年5月16日～明治29年12月10日
田中新八	〃 〃 ～大正2年4月30日
田中藤四郎	〃 〃 ～明治40年4月30日
野浦新七	〃 〃 ～〃 33年3月31日
柳下伝内	明治43年5月3日～大正2年5月2日
富沢沢治郎	明治22年5月16日～明治30年2月22日
石田仙治郎	〃 〃 ～〃 38年2月5日
富沢権次郎	〃 〃 ～〃 37年4月30日
柳下織右衛門	〃 〃 ～〃
田中兼吉	〃 〃 ～明治25年4月30日
富沢小左衛門	〃 〃 ～〃 37年4月30日
田中藤吉	〃 〃 ～〃 25年4月30日
柴崎又一郎	〃 〃 ～〃 37年4月30日
柳下伊平太	明治25年5月1日～〃 33年10月15日
柳下谷三郎	〃 〃 ～〃 43年4月30日
富沢俊	明治31年5月1日～大正2年4月30日
新坂龜藏	〃 〃 ～〃
高橋丹三郎	明治34年5月1日～明治43年4月30日
庄栄太郎	〃 〃 ～〃 40年4月30日
吉田文吉	明治40年5月1日～大正2年4月30日
柳下幾藏	明治37年5月3日～大正2年5月2日
山崎善太郎	〃 〃 ～〃
田中幸之助	〃 〃 ～明治41年10月26日
柴崎頼治郎	明治40年5月1日～大正2年4月30日
山崎茂左衛門	〃 〃 ～〃
榎本米吉	明治43年5月3日～大正2年5月2日
	〃 〃 ～〃

(「白子村村会議員名簿」)

- 一 シ答申スル事
- 一 村会議決ノ旨趣ニ依リ土木工事ヲ執行スル事
- 一 翌年度ニ執行スヘキ個所費額等ヲ取調議案ヲ編製スル事
- 一 臨時急施ヲ要シ會議ヲ開クヘキ場合ニ於テ同上ノ事
- 一 前年度ニ於テ施行セシ事件ヲ會議ニ報告スル事

- 一 学齡兒童就学ヲ調査スル事
- 一 不就学ヲ調査スル事
- 一 就学兒童ノ休業ヲ調査スル事
- 一 就学ヲ督促スル事
- 一 出産、死亡、流産ノ員数ヲ調査報告スル事
- 一 道路、井戸、厠圍、芥溜等ノ清潔法ニ注意スル事
- 一 腐敗飲食物ノ販売ニ注意スル事
- 一 伝染病予防法ニ係ル処分ヲナシ及之ニ関スル報告ヲナス事
- 一 未種痘者ヲ調査シ及種痘ヲ勧告スル事

(前同書)

常設委員の職務概目から類推すると、当時白子村で問題となっていたのは、土木工事、学齡兒童の不就学、種痘や生活環境を清潔にして伝染病を予防することなどであった。このほか白子村会で議決した条例には、「町村基本財産蓄積条例」(明治三十六年四月一六日)、「白子村公告式条例」(明治四五年二月二八日)などがある。

新倉村では、明治二二年一月一六日、長照寺において常設委員の選挙が行なわれた。選挙する委員は、村會議員から四名、「公民」中から三名であり、白子村と同じ人数であった。常設委員選挙は、午前一〇時に開会され、投票の開札が午後一時三〇分、閉会が同二時であった(『新倉村役場通知』星野茂家文書)。新倉村ではこのほか新座郡の各町村とほぼ同じ様な条例である「有給村長ニ関スル件」、「特別税ニ関スル件」(『和光市史』史料編三 一七一ページ)を制定していた。明治二五年三月には、人口増加にともなうて村會議員を四人増員するところ、適任者が少なく、議

員を増員するとかえって事務が渋滞するとの理由で、定員を八人としたのである。また、翌二六年三月に制定した特別税条例改正では、堤防・道路・橋梁などの修繕費が増加したので、反別割の賦課率を増加することによってこれらを補おうとしたのである（『和光市史』史料編三 一七九〜一八〇ページ）。

白子村会が明治二五年六月一六日に議決した議案は次のとおりである。

一 明治廿三年勅令第二百十五号小学校令第八条村立小学校修業年限四ヶ年トナスコト

一 同令第七条ニ基キ補習科ヲ設置スルコト

但修業年限ヲ三ヶ年ト定ム

一 町村学務委員三名選挙スルコト

但 大字白子一人 大字下新倉二人該委員ハ町村会議員又ハ町村公民中選挙権ヲ有スルモノヨリ選挙スヘキコト、其任期

ハ滿四年トス

一 白子村収入役名選挙ノ件

一 川越道大和田町白子村間道路修繕ニ付、組合議員二名選挙ノ件

但 町村会議員又ハ町村公民中選挙権ヲ有スルモノヨリ選挙スヘキコト

右にあげた議案で、学務委員は、富沢米吉（大字白子）、野浦新七、田中新八（大字下新倉）、収入役は富沢米吉に決まった。

また、道路組合委員は、富沢沢治郎と田中藤四郎に決定したのである。

役場事務

村長に委任された役場の事務は、兵役、戸籍、土地収用、伝染病予防、河川、道路、小学校その他関係法令によって規定された国、府県、郡の行政事務であった。これらの事務は新町村の行政事務の七〜八

表5-38 明治25年和光地域町村役場の事務状況

	新 倉 村	白 子 村
町村内状況	無事平穩	平穩、衆議院議員選挙のとき不和
役場内体裁	出納事務区域なし、公文書整理	出納事務区域あり、公文書整理
吏員勉否	皆勤、収入役の職務書記代行	精 勤
吏員分掌	常設委員（土木・勸業・学務・衛生）設置	常設委員（土木・勸業・学務・衛生）設置しているが、多忙の事務に従事
最末端事務	徴収事務（村税・地方税）、戸籍	徴収事務（地方税・村税）、戸籍
重要土功施設	道路修繕（5月）、水行予防（5・9月）	道路修繕（4月）、水行予防（5・9月）
勸業会実施	勸業会なし、設置見込	勸業会設置
学齡児童就学	就学率 52%	就学率 32%
衛 生	清潔法・衛生会なし、伝染病予防、衛生組合あり	清潔法・衛生会なし、伝染病予防、衛生組合あり
戸 籍	適 正	適 正
兵 事	名簿適正	名簿適正
予算決算の整理	予算表調整適正、決算村会認定	予算表調整適正、決算村会認定
資力充否	資力不十分ながら維持している	基本財産なし、維持する
出納・会計	出納正し、会計監査行届く	出納正し、会計監査行届く
徴税難易	徴税上困難なし	徴税上困難なし

割を占め、村長は手落ちなく処理するとともに、これらの事務に必要な費用を村の負担として取り立てなければならなかった。このため村長は、上級機関から監督をうけていたのである。これから和光地域の町村役場の事務状況と町村の状況を、明治二五年三月の北足立・新座郡役所書記の報告をもとにみていくことにしよう。

表5-38は、右の報告が北足立・新座郡内の町村について三六項目にわたって調査しているもので、内容を要約し、和光地域（新倉村、白子村）だけについて表示したものである。町村事務の状況は、新倉・白子両村とも戸籍において入寄留簿の区別が正しくないが、加除異動がきちんと行なわれていた。また、清潔法、衛生会が実施されていなかったりしていたが、税金の納期が過ぎていても郡役所へ報告するに至らないほどであり、そのほか両村ともほぼ良好な状況であった。巡視をして問題となつたのは、新倉村では収入役の勤務であり、白子村ではすでにのべたように衆議院議員選挙のとき大字下新倉と大字白子とで不和を生じたことぐらいである。明治二五

年当時、役場事務で最も忙しかったのは、新倉・白子両村とも徴税事務であり、戸籍事務がこれについていた。白子村の就学率が新倉村より低いのは、学齢児童に「貧民ノ子弟」が多かったからといわれている。

北足立・新座郡役所では、明治二五年に郡内の町村役場の事務成績を数値で表わし、「上等ノ上」から「下等ノ下」まで六段階の等級標準を設定していた。北足立・新座郡の三四町村は、「上等ノ上」に該当する町村はなく、「上等ノ下」が七町村（二一パーセント）、「中等ノ上」と「中等ノ下」がそれぞれ九町村（二六パーセント）であり、「下等ノ上」が五か村（一五パーセント）、「下等ノ下」が四か村（一二パーセント）であった。このとき新倉村では、二六

表5-39 埼玉県町村歳出合計

年度	金額	指数	年度	金額	指数
明治22	458,819	100	明治34	1,244,982	271
23	696,445	152	35	1,352,483	295
24	500,851	109	36	1,480,165	323
25	596,842	130	37	1,083,622	236
26	601,398	131	38	1,116,703	243
27	623,331	136	39	1,359,802	296
28	650,832	142	40	1,258,801	274
29	612,997	134	41	1,968,836	429
30	680,222	148	42	2,211,285	482
31	1,007,502	220	43	2,291,126	499
32	1,066,380	232	44	2,388,919	521
33	1,122,599	245			

〔埼玉県史』別編5より作成）

項目中半分以下の得点しかなかったものは、「勸業会実施」、「伝染病予防」、「基本財産維持増殖」、「財産売買受負」、「諸証書公文書類」の五項目あったが、他の評価がよかったので、「中等ノ上」に属していた。白子村では、半分以下の得点は、「町村内状況」、「学齢児童就学」、「伝染病予防」、「財産売買受負」、「諸証書公文書類」にあったが、「上等ノ下」に属したのである。北足立・新座郡内では、両村とも役場事務は良好であったといえよう。

村財政の展開

明治二二年四月、新町村の誕生に伴って、各町村の財政が展開されていく。町村制が施行される以前、埼玉県の町村歳出は、明治一九年度が三七万七〇〇〇円余、二一年度が三六万一〇〇〇円余であった。二二年度以降の歳

表5-40 埼玉県町村費歳出一覧

年度	明治19	明治24	明治29	明治34	明治39
	円	円	円	円	円
役場費	85,976 (22.8%)	183,006 (36.5%)	198,889 (32.5%)	320,089 (25.7%)	351,724 (25.9%)
会議費	3,767 (1.0%)	4,996 (1.0%)	5,888 (1.0%)	8,181 (0.6%)	7,216 (0.5%)
土木費	102,833 (27.3%)	121,070 (24.2%)	118,383 (19.3%)	134,696 (10.8%)	103,778 (7.6%)
教育費	161,858 (42.9%)	180,044 (36.0%)	249,484 (40.7%)	566,512 (45.5%)	675,400 (49.7%)
衛生費	8,409 (2.2%)	3,086 (0.6%)	16,793 (2.7%)	71,895 (5.8%)	53,421 (3.9%)
勦業費	9,702 (2.6%)	618 (0.1%)	759 (0.1%)	6,519 (0.5%)	2,874 (0.2%)
救助費	757 (0.2%)	551 (0.1%)	842 (0.1%)	825 (0.1%)	738 (0.1%)
警備費	3,715 (1.0%)	1,257 (0.3%)	6,208 (1.0%)	6,108 (0.5%)	5,974 (0.4%)
公債費	0 (0%)	3,262 (0.6%)	4,693 (0.8%)	64,683 (5.2%)	58,782 (4.3%)
その他	18 (0%)	2,961 (0.6%)	11,058 (1.8%)	65,474 (5.3%)	99,895 (7.4%)
計	377,035 (100%)	500,851 (100%)	612,997 (100%)	1,244,982 (100%)	1,359,802 (100%)

出を表5-39でみると、歳出規模は、ほぼ毎年増加を示し、一〇年間で二倍、二〇年間で四倍となっているように、急激な膨脹を示している。

町村歳出は、役場費、会議費、土木費、教育費、衛生費、救助費、警備費などからなり、急激な膨脹の原因は、一

般的に歳出のほとんどを占める役場費、土木費、教育費が増加したからだといわれている。

埼玉県の場合、構成比で見ると役場費がわずかにふえているが、教育費は大幅に増加していた(表5-40参照)。また、町村役場が取り扱う事務の七〇八割は国、府・県、郡の行政事務であり、河川や橋などの管理も、本来は国か府・県の事業であった。さらに、教育費は、後述するように、国家の厳しい統制下にあったのである。これらのことは、町村財政の膨脹が国家委任事務を遂行するためのものであったといえよう。

町村財政において、歳入の大部分を占めるのは、町村税であった。図5-3にみられるように、県下一戸あたりの納税額は、直接国税(大

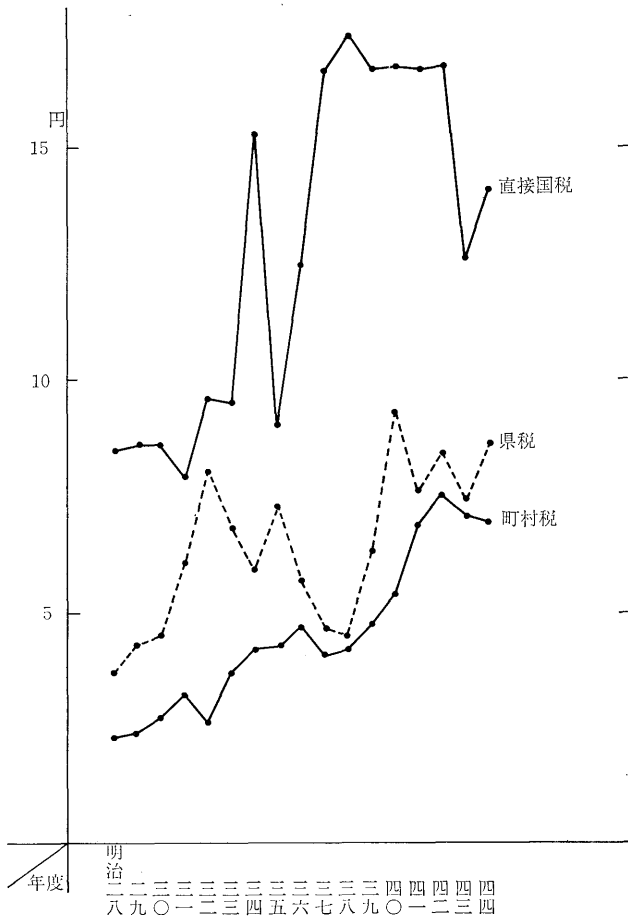


図5-3 埼玉県1戸当たりの納税額の変化

財政の膨脹は戸別割の増加となってあらわれる。

埼玉県下の町村費は、明治二三年度では、町村税が歳入の五八パーセントを占め、戸別割も一九パーセントであったが、二八年度では、町村税が五九パーセント、戸別割が二二パーセントとなり、戸別割が少しづつふえていた。三

部分が地租)や県税に大きな振幅がみられるが、町村税は着実に増加していたのである(表5-41参照)。町村財政が膨脹してくると、町村税も増額せざるをえないが、町村税で大きな割合を占めていた地価割は、国税(地租)を確保するため、明治一九年から地租の七分の一を超過することが出来なかった。したがって、町村

表5-41 埼玉県町村歳入一覽

年 度	町 村 税		歳 入	町村税
	金 額	指数		歳入
明治22	316,398	100	460,237	68.8
23	388,717	123	718,203	54.1
24	336,923	106	527,162	63.9
25	377,167	119	627,506	60.1
26	366,991	116	633,308	58.0
27	373,935	118	657,665	56.9
28	399,426	126	692,829	57.7
29	419,480	133	764,175	54.9
30	480,875	152	733,275	65.6
31	588,505	186	1,068,137	55.1
32	660,288	209	1,145,315	57.7
33	689,202	218	1,198,838	57.5
34	794,908	251	1,340,252	59.3
35	873,048	276	1,457,280	59.1
36	919,776	291	1,586,901	58.0
37	791,858	250	1,169,506	67.7
38	824,856	261	1,204,819	68.5
39	940,127	297	1,471,584	63.9
40	1,061,662	336	1,623,318	65.4
41	1,380,146	436	2,198,683	62.8
42	1,538,454	486	2,476,604	62.1
43	1,419,097	449	2,548,425	55.7
44	1,424,446	450	2,633,060	54.1

(『埼玉県史』別編5より作成)

二年度は戸別割が歳入の二パーセントになり、こうした増加を示す戸別割は、納税額を段階別に設定してあるとはいえず、人頭税的性が強く、下層民への重課的傾向が強いといわれている。

白子村財政 明治二二年以降、町村

会において審議の中心とな

った歳入出についてみていこう。図5-4は、白子村の町村費歳出の変化を表わしたものである。白子村では、明治二二年度から三〇年度までの歳出は一〇〇〇円前後であったが、三三、三四年度には四〇〇〇円台となつてゐる。三五年度から四一年度までは三〇〇〇円台を前後し、四二年度から再び急増して、一時的に七〇〇〇円台になり、以後四〇〇〇円台の歳出となつてゐる。白子村の財政は、日清戦争(明治二七～二八年)までは漸増期であり、日清戦争後と日露戦争(明治三七～三八年)後に急増期をむかへたのである。

財政が突出した型で表れている明治二九年度は、土木費(宇久寿川の樋管修繕費)の増大によるものであり、三二年度は、前年から継続して隔離病舎建設(衛生費)に、通常経費の一・二倍もかかったことによる。三三年度は、衛

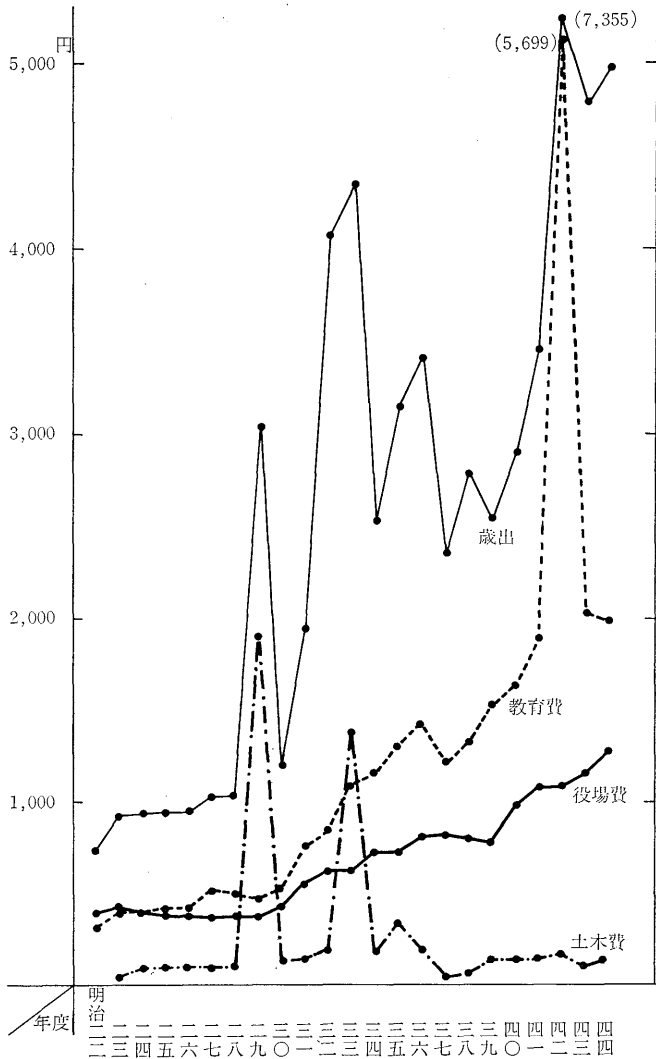


図5-4 白子村財政支出の変化

生費が前年の四三パーセントに達し、さらに浦和・白子間道路修繕のため、土木費が前年の六・六倍にもなったのである。これらの費用は、明治二九年度を除き、臨時費による歳出であった。

臨時費が白子村で計上されるようになったのは、明治三〇年度からであった。臨時費の主な支出は、右でみた土木

費と衛生費のほか、教育費と基本財産積立金がある。教育費は、明治三五年度から毎年臨時費に組まれているが、その額はほぼ一三〇円台であった。明治四二年度には、白子小学校分教場新設のため、通常経費の二倍の教育費が支出されていたのである。基本財産積立金は、明治三六年度から計上されているが、四三年度五五五円余を例外として、多くともその額は一〇〇円台であった。

白子村の財政の中で急激な増加はないが、少しずつ支出がふえていたのが役場費であった。役場費は、明治二二年度から三〇年度まで、四〇〇円前後であったのが、三四年度からは七〇〇円台から八〇〇円台となり、四一年度には一〇〇〇円台に達していたのである。国家委任事務の増大にともなって、役場費も増加していったことがわかる。

白子村の歳入は、地価割、営業割、戸別割からなる町村税と、小学校授業料の雑収入、国庫・県からの交付金などからなっていた。明治三四年度からは、直接国税附加税と特別税（反別割）が加わっている。歳入の多くは町村税で賄われていたが、それも地価割と戸別割がほとんどであった。歳出が急激に上昇した二九、三二、三三、四二の各年度を別とすれば、歳入に占める町村税の割合が八〇パーセント前後であり、その占める割合が高い。また戸別割は、町村税の主な財源であり、直接附加税（所得税附加税）と特別税（反別割）が設置された明治三三年度までは町村税に占める割合は過半数を前後していた。これ以降、戸別割が町村税の過半数をこえなかったのは三七年度までの四年間だけであり、三八年度からは前より増して町村税に占める割合が高くなっている（表5—42参照）。

町村では、膨脹していく町村費を賄うため、山林原野に高い税率をかけたたり、町村税が不足したとき、国税・地方税の流用で補っていたところもあった。このため、北足立・新座郡役所は、明治二六年三月以降山林原野の税率を一反歩に付二銭以下に制限し、二八年九月には、地方税の納入が期日に間に合わないとき、届け出を町村に義務づけている。国税・地方税の町村費への流用は、明治二九年三月三日に「會計ノ紊乱ヲ招クノ基」（「白子村会会議録」と

表5-42 白子村歳入一覽

年 度	町 村 税					計	歳 入	町村税	
	地価割	営業割	戸別割	直接国 税加 付税	反別割			歳 入	%
	円	円	円	円	円	円	円		
明治22	290	29	259			579	738	78.4	
23	350	27	357			734	930	79.0	
24	361	14	353			730	949	76.9	
25	363	18	422			803	950	84.5	
26	363	18	412			793	948	83.7	
27	363	19	405			788	1,043	75.6	
28	363	18	433			815	1,035	78.8	
29	359	20	465			845	2,808	30.1	
30	544	31	485			1,061	1,241	85.5	
31	545	32	951			1,528	1,960	78.0	
32	545	34	2,158			2,739	4,143	66.1	
33	440	280	1,387			2,709	4,395	61.6	
34	441	302	695	0	576	2,015	2,625	76.8	
35	441	267	1,253	1	564	2,567	3,408	75.3	
36	441	307	1,130	33	565	2,478	3,294	75.2	
37	443	272	872	43	221	1,853	2,364	78.4	
38	447	266	1,416	45	196	2,372	2,788	85.1	
39	446	149	1,329	168	222	2,316	2,863	80.9	
40	450	162	1,472	179	225	2,489	3,174	78.4	
41	450	237	2,070	117	225	3,101	3,609	85.9	
42	456	472	3,625	150	456	5,162	7,726	66.8	
43	562	109	2,629	50	323	4,084	4,952	82.5	
44	557	108	3,251	108	323	4,765	5,446	87.5	

なるので、そうしないように、各町村に注意が与えられていた。

白子村の特別税は歳入の不足を補うために設けられたが、反別割にした理由は、地価割は、田が多いところでは田の地価が高いので負担も重くなるが、畑の多いところでは畑の地価が低いので負担も軽くなるから、白子村の情況に照し賦課を公平にするため反別割としたのである。しかしこうした諸税の負担が出来なくなるものがあった。明治二三年度諸税（国税・県税・町村税）の納入期日までの未納者は五〇人であった。この人

数は、白子村全戸数の一四パーセントにあたる。二四年度は、未納者がさらに増えて九二人となった（明治二三、二四年度諸税未納人取調書）。未納者の人数は、三四年度は六九名、四〇年度は四七名と、次第に減少していった（明治三一～四〇年度諸税未納調）。これには、明治三五年に白子村長田中勘左衛門あてに諸税未納者が借用書を入れてるように、村が何らかの対応をしたからであろう。

新倉村財政

白子村に続いて新倉村の財政についてみることにしよう。新倉村の歳入出の決算額がわかるのは、明治二八年度からであった。二八年度以降の明治期における新倉村財政を概観すれば、次のとおりとなる。

明治二八年度から三〇年度までの歳出は、一〇〇〇円台であったが、三一年度の二一〇〇円から三五、六年度には三八〇〇～三六〇〇円と、急増している。三七年度から四〇年度までは、一〇〇〇円台に戻っているが、四一年度から再び急激な上昇をみせ、四〇〇〇円台に達していた。つまり、新倉村の財政は、二回（三一～三六年度、四一～四四年度）急増期があったことになる。この中で、とりわけ際立った財政膨脹を示したのは、三五、三六年度と四一、四二年度であった。

これらの理由は、三五年度は校舎新築積立金（二七〇〇円）が歳出の四七パーセントに達していたし、三六年度は校舎新築積立金（六〇〇〇円）と借入金返済（九〇〇〇円）で、三八パーセントも占めていたのである。校舎建築の積立は、三一、三四、三五、三六年度の四か年あった。四一、四二年度の財政膨脹は、江川樋管改築にともなう土木費の大幅な増加によるものである。このときの土木費は、四一年度が歳出の六〇パーセントであり、四二年度が四一パーセントであった。

歳出の大部分を占める役場費、教育費、土木費の年次的変化をみると、土木費は前にみたように、四一、四二年度

表5-43 新倉村歳入内訳

年 度	町 村 税				歳 入	町村税 歳 入
	地価割	反別割	戸別割	計		
明治28	円 539	円 377	円 181	円 1,009	円 1,545	% 65.3
29	400	292	226	935	1,111	84.2
30	674	291	256	1,255	1,396	89.9
31	674	292	514	1,517	2,236	67.8
32	676	475	534	1,770	2,213	80.0
33	1,257	475	435	2,277	2,618	87.0
34	1,258	477	417	2,289	2,650	86.4
35	1,259	478	485	2,362	3,826	61.7
36	1,261	480	251	2,134	4,062	52.5
37	1,046		431	1,615	2,045	79.0
38	811		514	1,467	1,762	83.3
39	721		522	1,562	2,104	74.2
40	721		686	1,627	2,085	78.0
41	1,689		775	4,740	5,175	91.6
42	1,787		878	2,927	5,987	48.9
43	1,748		1,190	3,216	4,227	76.1
44	691		835	1,799	5,089	35.4

たからである。

すでに新倉村は、明治二二年度から戸別割の負担を軽くするため、反別割の賦課率を増加していた。しかし、単に宅地のみを有するものが日々の経営に窮しているから、その負担を軽減するため、明治二六年三月二二日、村会で、郡村宅地の賦課率を低減したのである（『和光市史』史料編三一 一七九〜一八〇ページ）。そして、明治二七年の地租制限外課税を行なったのは、新倉村の戸数はわずかに二二二戸にすぎず、「貧民多数ヲ占メ一戸平均一円六錢六厘余

に急増し、教育費も小さな振幅を示すが、上昇傾向にあった。白子村と同様に、少しずつ上昇していくのが役場費であった（図5-5参照）。新倉村の歳入は、地価割、反別割、戸別割、其の他の町村税からなる「町村税」と「町村税以外ノ収入」からなっていた。歳入に占める町村税の割合は、急激な財政膨脹を示した四か年と四四年度以外は七〇〜八〇パーセントを占め、たいへん高い。また町村税の中では地価割の占める割合が高い。これは新倉村では、増加する歳出が戸別割の過重負担をきたさないように、明治二七年度以降、地租制限（地租七分の一）をやや超えて、地租割の課税を行なってい

ノ負担ハ甚タ荷重」(埼玉県行政文書 明808)であったからだという。

町村税の地租制限外課税は、明治二七年度以降も継続していた。さらに、經常費及び臨時費に属する校舍新築のため、三〇年度から三五年度までの五年間、地租制限外課税が行なわれていた。このためか、新倉村の一戸あたりの平均負担額は明治三四年度が一・二七七円、三五年度が〇・七二七円、三六年度が〇・九七七円と北足立郡の平均より低

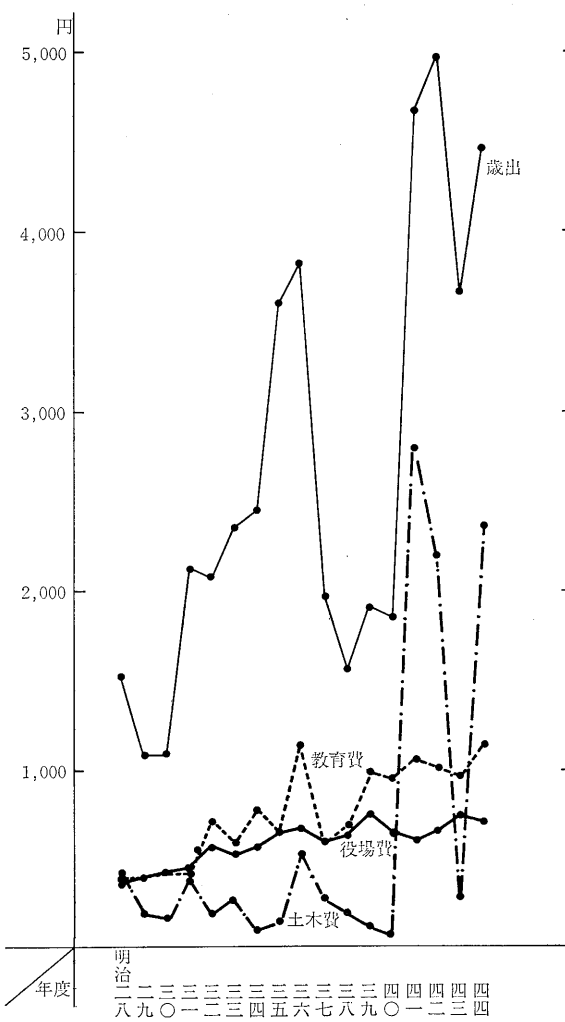


図5-5 新倉村財政支出の変化

くなっていたが、白子村は、三四年だけが〇・九七一円と新倉村より低く、三五年度の一・七七九円と、三六年度の一・三〇五円は新倉村の一・三〇二・四倍の負担となっていた。

第二節 日清・日露戦争と村々

1 日清戦争下の新倉・白子村

明治六年（一八七三）一月一〇日、徴兵令が制定された。徴兵令は、明治五年の徴兵の詔書及び太政官有朋であった。徴兵令は、満二〇歳の男子が抽せんによって三年間全日勤務に服する常備軍、その後年一度の短期勤務に服す第一後備軍が二年間、勤務義務のない第二後備軍が二年間と、合計七年間の兵役義務を定めていた。また満一七歳から四〇歳までの男子で、免役されたもの以外は国民軍の兵籍に登録されたのである。

徴兵令には、当時社会的基本単位であった家父長的な「家」を維持する目的に、兵役免除規定が設けられていた。兵役を終身免除されるのは、①戸主（一家の主人）やその相続者、②犯罪者、③身体未発達のものや病弱者、④官吏、所定学校の生徒、洋行修業者、陸海軍学校生徒、⑤代人料二七〇円の納入者、となっていた。代人料の二七〇円は、当時歩兵卒一人の維持費が九〇円だったので、常備軍三年間分に相当したのである。徴兵の免除が行なわれるのは、戸主やその相続者であるという理由が最も多く、「徴兵養子」といって徴兵をのがれるため、養子縁組をするものがあつた。

政府は、徴兵要員を確保するため徴兵令を改正し、免役規定の縮小や撤廃を行なっていた。明治一二年の改正では、兵役は常備軍三年のあと、予備三年、後備四年をへて国民軍に編入することとした。さらに終身免役は、五〇歳以上のものの嗣子・養子だけに限定され、五〇歳未満の嗣子・養子は平時免役とされたのである。平時免役は、このほか陸海軍常備在役者の兄弟一人、開業医、外国留学で学科修了者、海軍兵器局・造船所の職工、官公立の師範学校・中学校の卒業者がくみいれられた。

明治一六年の改正は、常備役を現役と改称し、予備役を四年に延長した。そして現役・予備役の七年間を常備役とし、後備役を五年にしたのである。兵役期間を延長しただけではなく、免役は代人制が全廃され、かわって一年志願兵の制度がつくられた。この制度を利用できるのは、小学校を除く公立学校卒業者であり、服役中の費用を自弁できるものとしたから、きわめて限られた資産家の子弟だけであったといわれている。さらに五〇歳以上のものの嗣子・養子などが六〇歳以上に改められ、官吏、戸長、府県会議員、官公立学校を卒業した官公立学校教員、小学校を除く官公立学校生徒などは、平時免除から徴集猶予となった。年齢が一〇歳引き上げられたことにより、「徴兵養子」の口が少なくなってしまう、一般農民が徴兵を逃れる道はなくなってしまった。

このような徴兵制の変遷があったが、和光地域において徴兵制実施の様子がわかるのは、明治一八年以降のことである。明治一八年一月五日、志木宿宝幢寺において徴兵検査が行なわれる旨、北足立・新座郡役所から通知があった。このときの検査相当者は、白子村が九人、上新倉村が一三人、下新倉村が一人、合計三三人であった。徴兵検査場所は、一九年以降大和田町普光明寺で行なわれるようになった。徴兵相当者の中に、すでにみたように「免役」となるものもいた。明治二〇年の徴兵相当者は、白子村で六人、上新倉村で九人、下新倉村で一八人いたが、このうち免役のものが白子、上新倉の両村で一名ずつ、下新倉村で二名いたのである。

国民皆兵化

明治二十二年一月二三日、徴兵令が改正された。改正された徴兵令は、一般兵役義務として徴兵制を確立し、一六年の改正にあつた平時徴集猶予（平時免役）が全廃されたのである。これにかわつて徴集延期制が導入され、①身長が基準（四尺八寸—一四五・五センチ）に達しないもの、②病中・病後で労役に耐えられないもの、③重軽罪について尋問中または拘留中のもの、④徴集によつて家族が自活できないもの、に限定された。改正された徴兵令によつて、国民皆兵の原則が確立されたといわれている。

兵役制度は、常備兵役が満二〇歳から現役三年、予備役四年の合計七年、後備役が常備役終了後五年となり、そのほかは国民兵役であつた。予備役・後備役は、平時において毎年一度六〇日以内の勤務演習のために召集されるか、毎年一度参集させられ点検・査閲する「簡閲点呼」が行なわれたのである。

明治二十二年、師団制採用により従来の六鎮台が七師団となり、埼玉県は第一師団管下となつた。第一師団には第一、第二旅団があり、第一旅団の高崎大隊区には入間・高麗郡、比企・横見郡、秩父郡、児玉・賀美・那珂郡、大里・幡羅・榛沢・男衾郡が所属し、第二旅団の本郷大隊区には北足立・新座郡、北埼玉郡、南埼玉郡、北・中葛飾郡が所属した。またこの時期に召集制度が整備され、動員体制が確立したのである。白子村における予備役召集は明治二十六年五月のとき、次のように行なわれた。召集令状が北足立・新座郡役所からくると、予定していた「脚夫」が召喚され、一〇分後には旅費を携えて令状配達のために出発している。一時間後には召集兵員の手令状が渡されていた。

徴兵検査日が県から郡、戸長役場へと通知されると、戸長は壮丁を連れて検査所へ行った。徴兵相当者の中に失踪逃亡者、病気のもの、服役者があれば、所定の手続きをふんで届書を提出しなければならなかつた。白子村連合では明治二十二年一月、徴集者の戸主が「親戚その他調書」を作成し、村長に提出したのである。これには徴集者の祖父母・父母・兄弟の氏名、生年月日、刑罰・家屋の有無、地租金額までが記載されていた。徴集者の家計を村役場で把握し

ようとして、この調書を提出させたのだろう。

徴兵で現役兵にとられることは、一人前の働き手を失うばかりでなく、入営に費用がかかり、兵役中にも父兄からの送金が必要となり、家計にとって二重三重の経済的損失であった。徴兵令の改正によって合法的な徴兵逃れの道がふさがれると、「失踪」などにより徴兵検査をうけないものがふえてくる。北足立・新座郡では、明治二三年に徴兵忌避と思われる失踪者が九人いたという。召集兵に対して、地域社会が慰勞・後援を行なう徴兵慰勞義会（後述）の活動にもかかわらず、失踪によって徴集に応じないものが二六年には二五人、二七年にはこれまでの人数を合わせるに八八人になったという（埼玉県行政文書 明859）。

白子村では、明治二一年に徴兵適齢になったところ、一八年七月から失踪し、二三年一二月に復帰したものに「重禁固二か月、罰金三円」の判決が下されている。また、徴兵検査通知書を受け取るとすぐに失踪してしまったものは、復帰後直ちに検査が行なわれたのであった。

軍備拡張政策

日本の軍部が朝鮮に足がかりを求めた壬午・甲申の両事変は、朝鮮進出には軍事力がきわめて弱体であることと、清国との戦争が避けられないことを政府に認識させた。政府首脳は明治一五年（一八八二）頃から、軍艦建造の建議を提出したが、当時の日本の造船技術では建造できないので、新鋭艦の多くは外国へ発注しなければならなかった。

明治一六年（一八八三）以降には建艦八か年計画、二一年（一八八八）の五か年計画（四六隻建造）がたてられるが、後者では巡洋艦・砲艦の各一隻が建造されたにすぎなかった。二三年には、九年間で戦艦四隻、巡洋艦六隻、通報艦一隻を建造する海軍拡張計画がたてられたが、第一議会では、巡洋艦などの建造費が前年度の繰越金を当てる承認された。しかし、第二・第四議会では、軍艦建造費が民力休養・経費節減をスローガンとする民党の反対によって

成立しなかった。

政府は、議会と内閣の対立を打開して軍備拡張を実現するために、第四議会中天皇に詔勅を奏請した。天皇は、政府と議会との「和衷協同」を希望し、内廷費から今後六年間三〇万円を支出し、文武官僚も同じ期間俸給の十分の一を献納して、軍艦製造費にあてるとの詔勅を出したのである。衆議院は予算案を再審議して削減額をへらし、戦艦二隻、巡洋艦・通報艦各一隻を含む予算案を成立させた。

第四議会が契機となって、今まで海軍の軍令機関は海軍大臣に所屬していたが、明治二六年五月、海軍軍令部が独立した。これは軍令権を議会の関与外におくことをねらったものといわれている。また、これと同じ時期に、戦時における陸海軍軍令機関の関係を法文化した戦時大本營条例が制定された。この条例によれば、大本營の構成は陸海軍将官からなり、文官が作戦指揮にあずからないことが規定されたのである。こうして、二六年頃までに清国との戦争に対処する軍備や軍制上の整備が完成した。

日清戦争の勃発

日本が朝鮮へ侵略をはじめると、朝鮮に宗主権をもつ清国との対立が次第に激しくなった。朝鮮における日清両国の覇権争いは、明治一五年（一八八二）には壬午事変、一七年には甲申事変となつてあらわれた。明治一八年には、日本と清国との間に天津条約が結ばれ、朝鮮から両国が撤兵し、出兵には互いに事前通告をすることとした。

明治二七年（一八九四）二月、朝鮮で外国の侵略と政府の悪政に反対する東学党の乱（甲午農民戦争）がおこると、朝鮮政府はこの乱を鎮圧するために、清国へ出兵を依頼した。これに対抗して日本は、兵士を朝鮮に派遣し、乱が鎮圧されても日清両国の関係は悪化していた。ロシア・イギリスの調停にもかかわらず、七月二五日、朝鮮豊島沖で戦闘が始まり、日清戦争となったのである。日本軍は各地で連戦連勝し、明治二八年（一八九五）三月には台湾・

澎湖島へも進攻を開始させた。三月三〇日、清国全権李鴻章と首相伊藤博文の間で休戦条約が締結され、四月一七日には講和条約（下関条約）が調印された。

日清戦争で日本が動員した全兵力は二四万であり、海外に一七万人派遣した。このほか軍夫一五万人を使役した。戦費は二億四七五〇〇〇円を要したが、一億二〇〇〇万円は軍事公債で賄った。また日清戦争における日本軍の損害は、講和直後の五月三〇日まで戦死者が二六四七人いたが、六割以上が病死であった。埼玉県において在郷軍人の召集は、明治二七年七月から翌二八年七月まで三五回行なわれた。召集された人数は、陸軍が三九六八人、海軍が四人であった。また軍事公債には、三五四四人で九一万四六五〇円の応募があった（表5-44参照）。このほか、二万三

表5-44 日清戦争軍事公債各郡応募額

郡	名	応募金額	応募人員
北足立	新座	170,950	437
入間	高麗	195,050	529
比企	横見	34,200	177
秩	父	33,500	125
児玉	那珂	53,600	211
大里	美・那	131,150	520
北	・賀・美・那	150,800	809
南	・羅・榛・沢	85,200	482
北	・崎・玉	60,200	264
葛	・中		
合	計	914,650	3,554

（『埼玉県史』資料編19より作成）

〇〇〇匹の馬の徴発を予定していた（『埼玉県史』資料編19）。

日清戦争が開始される以前に、すでにみたように在郷軍人の動員体制が整っていたし、村々では戦時体制への準備が行なわれていた。明治二七年六月一五日、北足立・新座郡役所は、朝鮮において不穏な状況があり、召集発令があるかもしれないので、召集事務の準備を整えておき、これに支障がないようにと、達している。召集発令があったとき、召集期に遅れがないように無届の寄留や旅行がないよう兵員に達するよう注意も与えている。同年七月四日、不測の事態が発生するかもしれないと、日本赤十字社社員の増加募集が町村長に依頼されていた（明治二二〜三三年度「白子村議会議録」）。

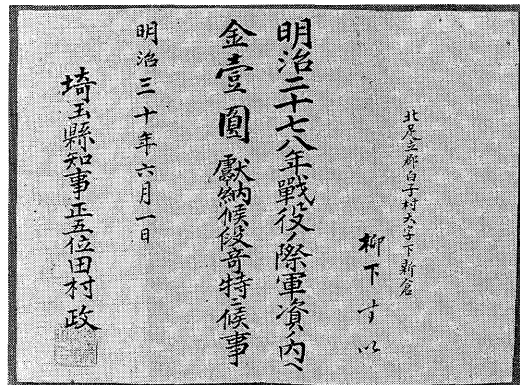


写真5-24 軍資金獻納褒状

村の応援体制

日清戦争がはじまると、村々にいる予備役・後備役が召集された。明治二十七年（一八九四）九月二〇日から三日間、白子村村社において社掌柳下織右衛門が「皇軍大勝利、出征兵士の健康祈願」を行なった。これには役場吏員、教員、村会議員、応召者の父兄、村民など三〇〇名ほど参列していた（『和光市史』史料編三 一九五ページ）。

召集された兵員の中には、農事その他繁忙の時節、家計に差し支えがあるものもいたので、兵員を出した町村において、様々の救助が行なわれていた。北足立・新座郡では、町村ごとに七円以上を集め、在朝軍人一般へ慰勞として贈与することに協議決定していたのである（明治二二〜三三年度「白子村議事会議録」）。明治二十七年一月、北足立・新座郡長天野三郎が発起人となって、兵事義会を設立した。兵事義会は、会員の義援金をもつて「北足立・新座両郡後備予備兵征清従軍者家族」の扶助を目的としている。扶助は、「貧困者ニシテ自ラ生計シ得サル者」に充てられるが、贈与の方法は其町村長に囑託されていた。また、兵事義会は、日清戦争が終ると解散することになっていた（『埼玉県史』資料編13）。

和光地域の村々でも独自の救助が行なわれていた。白子村々会では、明治二十七年八月九日、村民一同で在朝軍人へ遺贈金として一〇円、予備・後備軍兵員の家族へ救助の方法として、召集中一か月分として三円を贈与することとし、このほか一時送典（一時金）は五円とすることに決定した。その後九月一九日付の郡長あて報告書では、召集兵

員六人のうち救護を要するもの五人の家族には各月三円あて扶助し、救護を要しない一人の家族には家族慰問として一時金五円を贈与したという（『和光市史』史料編三 一九四～五ページ）。村会の決定がこの報告書のように実施されたのだろう。白子村には臨時応募者もいた。臨時応募者五人の家族には、救助金として一月二〇日に、四円を三人、八円を一人、一〇円を一人に扶助している。二八年二月二七日の白子村会では陸軍現役兵の家族慰勞金として一〇円が一人、五円が四人、計三〇円の支出を決議した。

明治二七年一月三〇日までに実行された新座郡内町村の救護及び慰問は、「応召軍人へ慰問」として、志木町が一五円余、片山村が三一円余、保谷村が七円をそれぞれ寄贈し、「家族扶助」及び「慰問」として、志木町が三〇円余、大和田町が八五円、膝折村が四三円余、保谷村が八〇円、白子村が五〇円、内間木村が六四円余をそれぞれ寄贈した。新座郡七か町村で応召された軍人の家族七六に対して、のべ人数で一九六人の有志者が五〇五円余の義援金を拠出したのである。新倉村は、応召軍人が二家族しかなかったのか、応召軍人やその家族に対して寄贈するものはいなかった（前同書 一九六ページ）。

日清戦争では、村々から兵士を徴集するだけでなく、輸送用として馬を徴発した。村々は、徴発に備えて「徴発物件表」を毎年作成していた。「徴発物件表」には、馬匹だけでなく車両や人口、家屋、寺院、学校など町村の概要、食料に至るまでの数値を記入するのであった。白子村には、明治二六年七月の段階で、「駕馬」が一四匹あったが、このうち二七年九月に九匹が徴発検査をうけ、八匹徴発された（明治二六年「馬匹名簿」）。こうした徴発にかかる費用は、徴発令によって町村の負担となっていたのである。

軍事公債の募集は日清戦争勃発後、埼玉県知事が県内の「資産家」に多額の応募申し込みを依頼していた。この中で、軍事公債に応募することは、国のため平素の忠誠を尽すことになり、その結果は国家の「元氣」と「光彩」を一



写真5-25 兵事関係書類

層海外に知らせることであつたという（田中四郎家文書「軍事公債応募募勸誘状」）。

出征兵士

すでにみたように、日清戦争で召集された兵士は、埼玉県で三九六八名にのぼつた。これを郡別にみると、入間・高麗郡の六三八人について、北足立・新座郡は六二四人と県内で二番目であつた（表5-45参照）。白子村では、日清戦争に従軍したのは一人であつた。このうち一人は、明治二五年に徴兵され、日清戦争に従軍したのである。

このほか、二七年には、この年の徴兵予備徴員二人、後備役六人、計八人が徴集され、二八年には、二七年徴兵予備徴員二人が徴集された。一名の所属は次のとおりである。

第一師団後備歩兵第一連隊 福島久蔵、榎本米吉

第一師団歩兵第三連隊 加藤常吉、朝比奈亦四郎、田中平八、神杉又

右衛門

第一師団輜重歩兵第一大隊 富沢金八、田中幸平

第一師団野戦歩兵第一連隊 上野増五郎、榎本藤治郎

第一師団野戦要塞砲兵連隊 浪間才治郎

この一一名が参戦した状況はわからないが、徴集後の様子がわかる。榎本米吉は、徴集された半月後の九月一四日、東京湾守備隊に編入され、二八年二月九日には守備隊を解かれ、中国へ出発し、浪間才治郎は、二月一〇日、旅順港

表5-45 日清戦争郡別召集数・戦死・病死者数

郡名	召集数		戦死	病死	計
	陸軍	海軍			
北足立・新座	624	1	12	32	44
入間・高麗	638		6	56	62
比企・横見	336	1	4	19	23
秩父・賀美	371		1	16	17
児那玉・羅	169	1	9	10	19
大里・幡	396		3	25	28
榛沢・帷	571		3	18	21
北南	482		5	20	25
北中	381	1	3	17	20
計	3,968	4	46	213	259

(『埼玉県議会史』第二巻)

要塞砲兵隊西岸隊へ編入されたのである。また、神杉又右衛門は、戦闘で負傷し、広島で治療を受けていた(明治二七年「兵事関係書類綴込」)。

新倉村では、日清戦争に従軍したのは、斉藤辰五郎、井口彦蔵、鳥飼平五郎、山崎善太郎、天野新蔵、堀江竹次郎、朝倉伝内の七名であったが、朝倉伝内は病死していた(『和光市史』史料編三二(四ページ))。日清戦争において病死が多かったことはすでにのべたが、この原因は、予防体制の不備や衛生設備が劣悪であったからだという。北足立・新座郡では、召集者の五パーセントが病死していた。戦地では、兵士がコレラ・赤痢・マラリア・脚気に罹り、コレラは帰郷した兵士によって日本に持ち込まれ、北足立・新座郡にも波及した。郡内では五六人のコレラ患者を出したが、大宮・川口に検疫所を設置し、患者が発生した町村は嚴重に消毒したので、蔓延まんえんすることはなかった。

兵士の歓迎 下関条約が成立し、応召軍人が帰郷すると、各地で帰還兵士の歓迎会が開かれた。

白子村では、徴集された一名は、明治二八年五月二〇日から十一月三日までに帰郷していた。十一月二四日、北足立・新座郡役所において、同郡徴兵慰勞義会によって、日清戦争の戦病死者の招魂祭が執行されたのち、第八回の徴兵慰勞会が挙行された。慰勞会が終わって半月ほど経過

してから、北足立・新座郡から徴兵慰勞金と記念盃一個が従軍兵士各自に寄贈された。このため白子村の徴兵慰勞義会々員は、二八年に五〇円余、二九年には、臨時として二六円を拠出しなければならなかったのである。さらに三〇年にも会員が一錢ずつ臨時拠金したのであった（明治三〇年「兵事関係書類編冊」）。

新倉・白子の両村の歓迎や慰勞会は、これ以前に行なわれていた。新倉村の兵士歓迎は、六月一三日、役場吏員、村会議員、常設委員、学務委員、学校の職員・生徒及び父兄など二〇〇余名が東京府管轄の境界まで出向き、同村出身の兵士の帰郷を歓迎した（明治二八年六月二八日『県報』）。

白子村では、同村出身兵士の凱旋祝賀慰勞会を九月二三日に開催した。来会したものは、同村出身の陸軍憲兵少佐稲垣才三郎、所轄警察署長、学校教員、神官、僧侶、受持巡査、その他有志会員で五〇〇余名に達した。午前中は、白子・下新倉の両大字鎮守社殿において、従軍兵士健全祈願報賽ほうさいの祭典を施行し、正午になると兵士は、村長・村会議員の先導で式場に入った。式場には東輝小学校があてられ、午後三時になって発起人惣代が開式の趣旨を述べ、会がはじまったのである。式は、両陛下の御影開扉ごかげひら、村長が軍人勅諭を捧読し、両陛下・陸海軍・大日本帝国の万歳を三唱して、終了した。続いて祝賀会が行なわれ、来会者に酒・肴まかな、兵士には記念盃が渡され、一同が退散したのは午後一〇時過ぎであった。東輝小学校々庭は、式を見ようとする人で一時立錐の地なき状態となった。余興として花火が打ち揚げられたが、雨が降り中止となった（明治二八年「兵事関係書類編冊」、『地福寺 日並記』四三ページ）。

また、白子村では、徴集された兵士が勤勉であり、好結果が得られたという報告があった。これには在郷の父兄や先輩の力がおおいにあったからだ、と兵士の父に知らされていた。

戦後の様相

日清戦争後、従軍兵士の慰労と平行して行なわれたのは、戦死者の弔祭であった。埼玉県では、戦死もしくは病死したものの弔祭には、県会議員、徴兵参事員、各町村長、または近隣町村の有志者、小学校教員及び生徒が参会した。従軍中の死亡者には、弔祭料もしくは建碑費として一人に対し五円以上一〇〇円以下、負傷者には五〇銭以上五円以下が寄贈されていた（『埼玉県史』資料編19 資料258）。白子村では、戦傷者に対して五〇銭支給していたが、戦死者のいた新倉村がどのような対応をしたのかわからない。たぶん県と同様な弔祭や寄贈が行なわれていたのだろう。また、戦死者は靖国神社に合祀官祭されているので、県内郡内を問わず、私祭招魂の霊社設置の計画があるときは、前もって郡長に内議するようになっていた（明治二二〜三三年度「白子村議会議録」）。

日清戦争後、兵役の状況は、明治二八年の北足立・新座郡では、兵役を忌避することは全くあとをたち、発奮し競って兵役に従うようになったという（埼玉県行政文書 明2069）。しかし、翌二九年は、徴兵に応じないものが、忌避の念から出たものと即断できないとはいえ、一六人もいた（前同書 明3726）。また、県内では日清戦争後、神社に徴兵忌避を祈願し、首尾よく落第して祝うということはなくなったが、次のような徴兵忌避が行なわれていた。

その方法は、一年志願兵もしくは教導団志願兵が、その試験の可否にかかわりなく、その年度において徴兵猶予となるのを利用するのであった（『埼玉県史』資料編19）。このときの一年志願兵は中等学校以上の卒業者に資格が限定され、在営中の費用が明治二六年の改正で一〇〇円となったように、高額な費用が必要であった。すでにのべたように一年志願兵は、依然として富者のための現役在営期間短縮の特権制度であった。

明治三二年一月九日、北足立郡長は、日清戦争後町村の有志者において、いたるところ現役兵の入営並びに満期帰郷兵を送迎するのが、虚飾に流れているとして、その矯正を行なうよう町村長に命令している。このとき出された「兵士歓送迎ニ関スル心得」（明治二二〜三三年度「白子村議会議録」）を要約すれば、次のようになる。①兵士

の入営・帰郷時の送迎は、発起人が式の順序について町村長の許可を必要とすること。②送迎の場合は、旗幟を一組一本に限定し、歌舞音曲・花火を禁止すること。宴席を開設するときは質素を旨とし、抛金に余裕があるときは、寄贈すること。③帰郷兵士が郷里へ土産を持ち帰り、これを分配するような風習を矯正すること。

このほか日清戦争後、北足立・新座郡内では、織物は好景況を呈し、活発な商業取り引きがあり、商業従事者は大きな利益を得たという。

しかし、明治二十七年は、日照りが続き農作物の収穫が悪く、種穀料の救与、地租の貸与・補助などが行なわれたのである。

2 日露戦争と村々

臥薪嘗胆

日清戦争で勝利した日本は、下関条約締結によって、清国の領土割譲と償金などを得た。しかし、ロシアは、フランス・ドイツを誘って遼東半島の領有を放棄し、清国へ還付するよう日本に要求してきたのである。政府は三国と対抗することが出来ないで、遼東半島を還付し、その代償として清国から三〇〇万両を得た。これは三国干渉とよばれ、政府は、「臥薪嘗胆」というスローガンをかけ、遼東半島並びに満州（中国東北部）の獲得をめざして軍備拡張にのりだしたのである。

日清戦争で得た巨額の賠償金は、金本位制確立のための準備金や帝室御料、水雷・教育・災害準備の三基金などとしたが、日清戦争の戦費の補填と軍備拡張に七割以上があてられた。軍備拡張は、現役兵力を日清戦争当時の二倍以上とする計画をたてていた。この経費は、賠償金と事業公債では不足し、登録税・営業税を新設するとともに、酒造税を増徴し、煙草を専売とすることによって賄おうとしたのである。この軍備拡張は、ロシアを仮想敵国として設定

表5-46 埼玉県地租及び県税滞納一覧

年 度	地 租		県 税	
	人 員	税 額	人 員	税 額
明治27	2,253	1,850		
28	2,244	1,903		
29	924	1,077		
30	958	1,060		
31	550	629		
32	550	629	13,475	7,546
33	4,174	4,738	14,905	9,097
34	4,044	4,361	17,436	10,181
35	4,940	5,245	6,646	4,930
36	3,387	4,525	8,694	7,294
37	……	……	11,225	6,028
38	3,008	7,603	8,599	4,660
39	2,869	7,090	7,171	5,588
40	3,428	11,941	7,401	8,472

(『埼玉県史』別編5)

していたのであった。

明治二八年頃から、軍備拡張、殖産興業、教育、植民地領有の四つを指す、「戦後経営」という言葉が使われるようになった。国会では、軍備拡張費を賄うため、何度か地租増徴案が提出されたが、民党の反対にあい成り立しなかつた。明治三十一年、地価を一〇〇分の三・三とする地租増徴案がようやく成立した。

埼玉県内の国税のうち地租滞納者は、日清戦争直後二二〇〇〇人台であったが、二九年から三二年までの四年間、一〇〇〇〇人をこえることがなかった。三三年からは滞納者が急速に増加し、日露戦争がはじまる直前の三六年まで、四〇〇〇〇人台であった。三七年以降、滞納者は減少するが、滞納税額は増加していたのである。県税の滞納者数及び滞納税額がわかるのは、明治三二年からであるが、三四年は滞納者が一万七四〇〇〇人余、滞納税額が一萬一〇〇〇円余と、四〇年までの間で最高であった。

北足立郡役所では、三四年上半期の県税を期日までに納入していたのは、六七か町村中わずか一二か町村しかなかった。このときの県税納入歩合と町村数を示すと、九割台が一三、八割台が七、七割台が九、六割台が三、五割台が九、四割台が五、三割台が六、二割台が一、一割台が二、となる。和光地域二か村の納入歩合は、白子村が八割六分九厘(郡内二七位)、新倉村が八割二分八厘(同三二位)であった(明治三三〜四四年「訓示内訓親展」)。こうした納税の滞納に対し

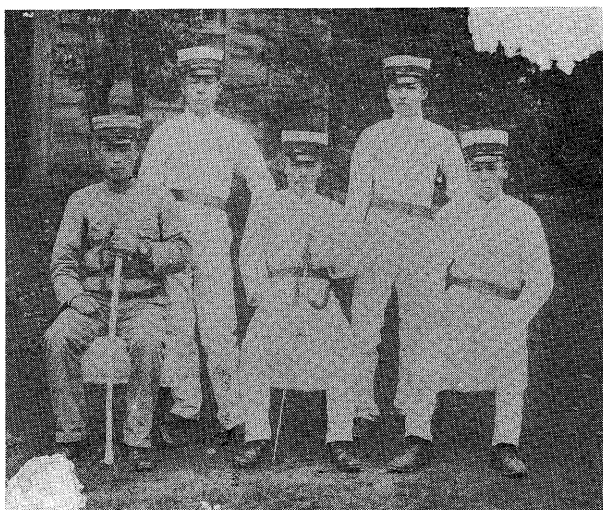


写真5-26 軍人（明治37・38年頃）

ギリスと日英同盟を結んだ。そして、ロシアが満州を支配下におくことを認めるかわりに、朝鮮（一八九七年、韓国と改称）における日本の地位を認めるように交渉したが、交渉は成立しなかった。

明治三十七年（一九〇四）二月八、九日の仁川沖及び旅順口にあったロシア艦隊の攻撃をもって、日露戦争は開始された。日本は緒戦において有利な戦いを進め、同年八月遼陽の戦いに勝利した。しかし、その後戦闘は沙河をはさんでこう着状態が続いたのである。一方旅順の包囲作戦を進めていた部隊は、八か月間にわたり激しい戦闘が続けら

て郡役所は、町村財政の紊乱を醸し、諸般行政に影響を及ぼすから、納税の励行を期すると同時に、その方法を厳しくし、滞納処分を遂行するなど嚴重なる措置をとることを町村に指示していた。

日露戦争の発生

日清戦争で清国が戦争に敗れると、ヨーロッパ列強は、次々と清国の領土占領を企てた。この動きに対して中国の民衆は、明治三十年（一九〇〇）六月に蜂起し、北京の外国公使館を包囲し、清国も列強に宣戦を布告したのである。日本政府は、二万二〇〇〇人を派兵し、義和団の鎮圧に協力した。ロシアは義和団鎮圧を名目として満州を占領し、事件解決後も撤兵しようとはしなかった。日本はこれに対して、朝鮮での支配権が確立できていなかったため、明治三十五年（一九〇二）一月、ロシアの南下政策を喜ばないイ

れ、多くの犠牲者を出して、三八年一月、旅順を陥落させることができた。そこで旅順攻略軍も沙河の戦線に投入され、同年三月に行なわれた奉天付近の大合戦が、日本軍の勝利に終わった。しかし、日本軍は後退するロシア軍を追撃する余力はなかったのである。また、同年五月二十七日、ロシア軍が運命をかけたバルチック艦隊と日本艦隊は、対馬海峡で対戦し、場慣れした日本艦隊が長い船旅をしたバルチック艦隊を全滅させた。

日本軍は、陸・海軍とも勝利したが、弾薬が不足し兵員の補充も困難であったので軍部から講和が主張された。一方ロシアは、戦争に対する国民の不平が高まり、革命運動も激化し、同盟フランスの戦争中止の要求もあり、戦争遂行が困難となった。そこで、日本の要請によって、アメリカ合衆国大統領セオドル・ルーズベルトは日露講和を勧告したのである。明治三八年九月五日、アメリカ合衆国ポーツマスで小村寿太郎（日本）とウイットテ（ロシア）によって、日露講和条約（ポーツマス条約）が締結された。

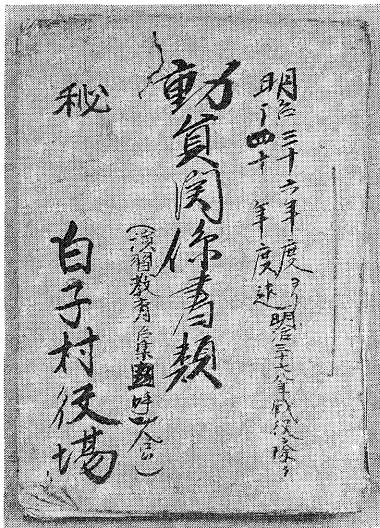


写真5-27 動員関係書類

日露戦争による日本の損害は、死亡・廢疾・捕虜が約一二万人にのぼり、戦費は一七億一六四四万円余を要した。この経費は、一五億円が国・公債で賄われたが、うち八億円はイギリス・アメリカ合衆国・ドイツで発行した外国債であった。

日露戦争に多くの兵士が動員された。埼玉県では、明治三七年二月五日に第一回の動員令が出され、翌年八月まで五四回の動員令が出された。さらに、臨時召集、補充召集が一八回あり、総計二万二二五四人の兵士が召集されたのである。このほか、現役として五五六六人（明治三八年八月末）いたのであ

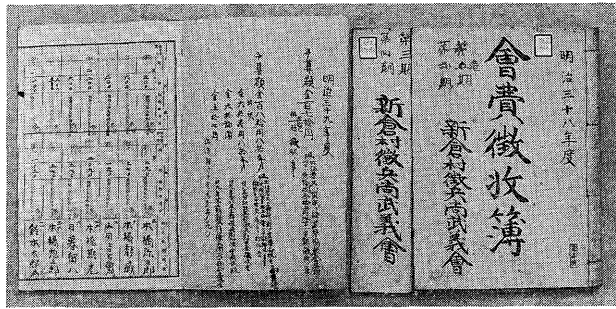


写真5-28 会費徴収簿

る。また、この戦争では、戦死者が一二三九人、病死者が六七八人、死者は合計一九一七人となった。日清戦争のときと比べて、召集人員が七倍、戦病死者が八倍、と飛躍的に増加していた。

徴兵慰勞義會

明治二〇年頃、埼玉県下の各郡ごとに徴兵慰勞義會が設置された。徴兵慰勞義會は、「護国尚武ノ志氣ヲ鼓舞作興」(埼玉県行政文書 明²³⁴)させるために、毎年各郡内出身者の兵役義務を遂行したものに對し、これを慰勞するために設けた団体であった。兵士の慰勞は、その年の農作物の豊凶などにより実施しないこともあったらしいが、金穀や物品の贈与が継続して行なわれてきた。徴兵慰勞義會の活動によって、徴兵忌避も少なくなっていたのである。

北足立・新座徴兵慰勞義會の設立は、明治一九年一月二二日に徴兵慰勞義會規則案が評議され、翌年六月二日に白子村連合の徴兵慰勞義會惣人員が報告されていることから、明治二〇年の前半の頃と思われる。すでにのべたように徴兵慰勞義會は、日清戦争に応召された家族の救護や帰郷した軍人の慰勞を積極的に行なってきた。北足立・新座郡徴兵慰勞義會は、明治三六年一月二日に社団法人の設立を申請し、三八年二月一日にその許可がおりた。

このときの「埼玉県北足立郡徴兵慰勞義會定款」(埼玉県行政文書 明²²³)によれば、会の目的を次のように定めている。

埼玉県北足立郡ヨリ陸海軍現役ニ徴集セラレ、又補充兵ニシテ教育ノ為メ召集ニ応シタルモノニシテ、現役

満期兵帰休兵及教育ヲ終リ且戦時若クハ事變ニ際シ臨時召集セラレ帰郷シタル者ヲ慰勞シ従軍中傷痍疾病ノ

為メ戦地ヨリ送還セラレタル者へ慰問金及在隊中死亡者遺族へ弔祭料ヲ寄贈スル（第二条）

会員は郡内に居住するものに限られ、会員の拠出金（一か年一錢以内）と基本金（四〇〇〇円）で運営されていた（第六、七、八条）。また、役員は、会長、副会長、協議員、幹事、書記からなり、総会や協議会を運営する中心となっていたのである（第九―二一条）。

慰勞は二二項目による区別に従い、その功績によって一円〜五〇円が寄贈された（第三五条）。ただし、服役中品行が悪く犯罪の行為があつて名誉を汚した者は、慰勞金が寄贈されなかつた（第三九条）。弔祭料の支給も、功績及びその軽重や難易を酌量して等差を定めて家族に金額が寄贈されたのである（第四〇条）。また、会務協議組合を設けるために、北足立郡内の各町村を七部に分けた。和光地域の新倉村と白子村は、第七部組合に属していた。第七部組合には、この二か村のほか、旧新座郡の志木町、大和田町、膝折村、内間木村、保谷村、片山村が属していたのである。

徴兵慰勞義会は、会長に郡長が就任し、幹事には町村長があつたように、上から行政的に組織されていた。したがって町村段階における会員は、年を経るごとに総戸数に占める割合が高くなっていった。明治二〇年当時、和光地域三か村の総戸数に占める会員の割合は、上新倉村が六四パーセント（戸数二二七、会員一四六人）、下新倉村が八二パーセント（戸数二三二、会員一九一人）、白子村が一〇三パーセント（戸数一四七、会員一五二人）であり、三か村平均が一パーセントであつた。翌年三か村の会員は二六名ふえて五一五人となつていた。さらに二七年になると、白子村（明治二二年、下新倉村と合併）の戸数三五六戸中三三八人が会員であり、戸数に占める割合が九五・パ

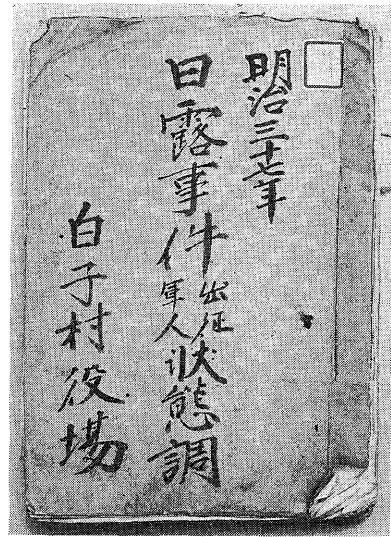


写真5-29 日露戦争出征軍人調査

多く出していたのは、北足立郡であり、県全体の一九パーセントを占めていたのである。

白子村で、はじめて召集があったのは、明治三十七年二月七日であり、応召した人員は一九人であった（『白子村第一回動員の応召者氏名』田中四郎家文書）。その後も応召は続いて行なわれ、三十七年末には四九人、三十八年末には二人に達している。このほか現役兵が一六人いたので、日露戦争のとき白子村から、八七人が出征していたことになる（『和光市史』史料編三 一九六～二〇三ページ）。新倉村における年次別召集人員はわからないが、日露戦争に五人出征していた（前同書 二〇四～五ページ）。

日露戦役に兵士を出した家族の中には、一家の働き手を失い、生活に困るものも出てきた。明治三十七年二月一七日北足立郡役所では、従軍者が「内顧ノ憂ナク一意君国ノ事」（明治三三～四二年「訓示内訓親展」）に従事出来るよう町村役場に次のことを速やかに実行するよう達している。

一、一般ニ無益ノ行為ヲ廃止シ(假令風俗習慣ニヨルモノニセヨ)之ニ充ツルノ費用ハ時局ニ伴フ諸般費途ニ転充スル事

二、各町村共従軍者ノ家人救護組合ヲ設ケ左記事項実行ノ事

一 従軍者(現役者ト予備後備或ハ補充兵役中ノ召集者トヲ扱ハス以下同之)ノ家人ニシテ生計困難ナルモノニハ相当金品ヲ寄贈シ扶助スル事

一 従軍者ノ家業ヲ補助シ産額ヲ減少セシメサルコト

一 時々従軍者ノ家宅ニ臨ミテ慰問スルノ傍ラ家人ノ言行ニ注意シ名誉ヲ損傷スルカ如キ失態アラサラシ

メ子弟教育ニ就テモ相当監護スルコト

一 従軍者ニシテ戦病死シタルトキハ丁重ニ祭事法要ヲ執行シ其費用ハ全然組合員ニテ負担スル事

三、戦病死或ハ負傷者アリタルトキハ其家族ノ状態詳細町村長ヨリ郡長へ上申ノ事

日露戦争に出征した遺族に対する救助が具体化したのは、明治三八年八月二十五日であった。「応召下士兵卒家族救助内規」(前同)によれば、町村長は応召下士兵卒家族救護団体を設け、生計が困難なる者を救護するのであった。

救護は、一戸一人について一か月一円一〇銭を支給し、一人ふえるごとに五五銭を増し、最高額を三円三〇銭としている。そして県庁及び郡役所は、時々救護をうけているものの実況と救護費の出納を調査し、町村長は救護団体の出納調査をすることになっていた。白子村では日露戦争従軍者の家族扶助のため、一九五人が金銭を寄付し、四一人が「恤兵用品」じゆへいを寄付していたのである(「県報」一五二六号)。

白子村からは、出征軍人が八七人いたが、このうち六四人について家族の状態がわかる。すなわち、「生計上差支ナク他ノ補助ヲ要セサルモノ」が四人、「幾分ノ補助ヲ受ケ生計ヲ営ナムモノ」が九人、「他ノ補助ニヨリ生計ヲ営ムモノ」が九人であった。つまり、白子村では、出征軍人家族の二八パーセントが何らかの補助を受けていたのである。

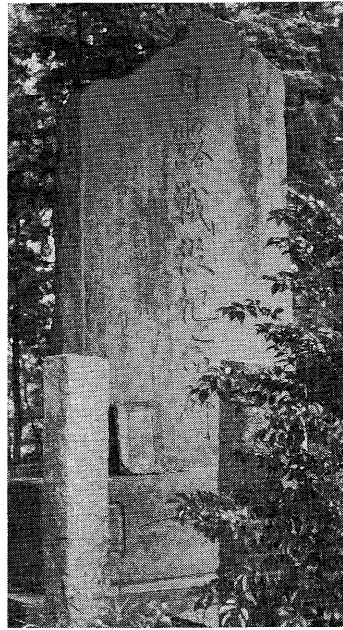


写真5-30 日露戦役記念碑

日清戦争のときと同様に、日露戦争においても徴兵慰勞議会の活動がさかんに行なわれた。北足立郡徴兵慰勞議会は、明治三十七年四月に戦死者・病死者の弔祭料を決めた。

戦死者

一等（佐官） 三〇円、二等（慰官） 二五
円、三等（準士官下士） 二五円、四等（上
等兵） 一七円、五等（一等卒） 一五円、六

等（二等卒） 一二円、七等（輸卒） 一〇円
病死者

一等（佐官） 一五円、二等（慰官） 一二円、三等（準士官下士） 一〇円、四等（上等兵） 七円、五等（一等卒以
下） 五円

日露戦争による戦死者・病死者二九七人の弔祭料は、三七二〇円であった。また、傷病によって入院しているものに対して、会長または代理者が協議員を同伴し、慰問料を贈った。慰問は四七一人に四七一円が贈呈されたのである。

村の対応

各町村では、戦争が始まると、出征兵士の武運長久、国家安全の祈願が行なわれた。白子村では、明治三十七年五月八日、地福寺で常例大般若のとき、「皇国全勝祈禱式」が軍人家族を招いて行なわれてい

る。しかし、日清戦争のときと違い、七月中旬から出征者の戦死の知らせが入ってきた。戦死者の葬儀には、知事、郡長、県議員、郡会議員、近隣町村長、学校長などが参列し、会葬寺院も一〇前後にのぼっている（地福寺 日

並記』一六二・一六八ページ)。和光地域の戦死者は、新倉村が四人、白子村が五人であった。

日露戦争が終結すると、従軍した兵士が帰郷してくる。白子村では、明治三八年二月二三日に二人帰郷したので、凱旋歓迎会が行なわれた。凱旋歓迎会は、翌年二月一七日にも行なわれている。四月二十九日になると、白子村兵事義会の催しで、白子小学校において戦死者追弔会並びに凱旋祝賀会が開催されている。これに列席した出征兵士は七五名であり、花火や剣舞の余興もあった。一月二三日には、北足立郡戦死追弔会が行なわれている。この会には仏教の各宗派の出席で約三〇〇人、神職が四〇名、遺族が一〇〇〇人、在郷軍人が五〇〇〇人列席したという(前同書 一九一ページ)。

白子村会では、明治三八年八月三日「戦役記念小学校基本財産樹栽規約」を制定した。この規約によると、基本財産の蓄積は、村内各戸平均一本あて桐樹を培養し、その後桐樹の売却代を三〇年間積み立てていくのであった(明治三四～四一年度「白子村議事会議録」)。新倉村では、日露戦役記念碑建設が行なわれた。この建設に一五四円余かかったが、村内四つの区から四八人が集まり、一人三円あて出金し、その費用の大部分を賄っていた。「日露戦役記念碑」の除幕式・招魂祭には村民や新倉村の近隣町村からおよそ五〇人が集まり、記念碑建設費用とほぼ同額の費用をかけた行なわれたが、奉納と参列者各人の出金で賄われた(明治三九年九月「記念碑建設及余興諸費記入帳」星野茂家文書)。白子村でも明治四〇年十二月二日、日露戦役記念碑を小学校新校舎校地に建設することを白子村会が議決している。

日清戦争のとき、従軍者家族を扶助するために兵事義会が設けられたが、日露戦争のときは「埼玉県尚武会」が設定されていた。「埼玉県尚武会規則」(埼玉県行政文書 明²³⁴)によれば、この会は、明治三七、八年の戦勝記念として設け、凱旋軍人及び兵役満期の帰郷者の名誉を表彰することを目的としていた(第一条)。そのため、戦争に従事し

た者には戦勝記念の名誉章、兵役満期の帰郷者には名誉章をそれぞれ贈ることになっていた(第一二条)。この会は、各郡の徴兵慰勞義会をもつて組織されていたので、運営に要する費用は、各郡の徴兵慰勞義会が分担し、名誉章及び褒状などもここで調製するものとなっていた(第三条、第一八条)。徴兵慰勞義会は、下部組織として町村ごとに徴兵慰勞義会を設置していたが、尚武義会も「新倉村徴兵尚武義会」「徴兵尚武義会評議員会開催通知」桜井 晃家文書)のように頭に町村名を付した尚武義会があり、会長には町村長、評議員には町村会議員が就任していたのである。

在郷軍人会

日清・日露の戦争の経験から、戦争への動員が支障なく行なわれるように、明治三九年頃から各町村に在郷軍人団が結成された。和光地域の在郷軍人団がいつ結成されたのかわからないが、近隣町村の在郷軍人団規約には、団員は居住町村の在籍者並びに長期間にわたる入寄留者の、陸軍・海軍予備兵、後備兵、帰休

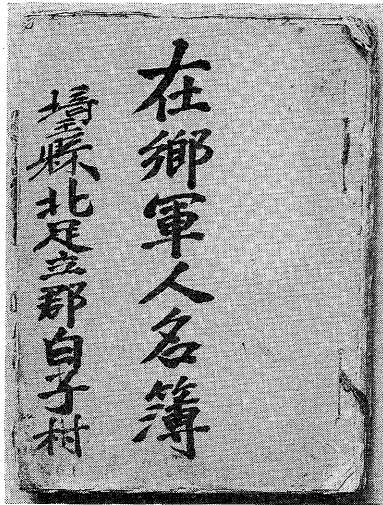


写真5-31 在郷軍人名簿

兵、補充兵の在郷軍人によって組織され、連隊区司令官と郡長の監督をうけた。団員の任務は、相互の品位を高め、士気を振興し、軍人の義務及び名誉を重んじ、忠節の志操を堅確にして平時・戦時の勤務にたえる心力と体力を修養することであった。在郷軍人団発足当初は、在郷軍人の中には不良の行為があり、北足立郡長から各町村長に一層の嚴重監督を加え、在郷軍人の面目を保ち、名誉を毀損しないように注意を与えている(明治四〇〜四二年度「徴収事務書類」白子村)。

表5-47 白子村の明治後期在郷軍人内訳

年	内訳					計
	婦	休	予	後	補	
明治36	3	10	5	25	43	
39	2	13	12	60	87	
40	4	11	15	69	99	
41	2	18	15	82	117	
42	8	15	18	96	137	
43	8	17	21	101	147	
44	5	24	23	104	156	
45	7	22	23	107	159	

(「充員召集令状交付時間調査表」より作成)

在郷軍人団は、明治四三年(一九一〇)一月、「帝国在郷軍人会」に統合され、軍の嚴重な統制下におかれた。この会は全国組織であり、各師団管内には連合支部が置かれ、連隊区内には支部、各郡には連合分会、町村や職場内には分会が設置された。分会には末端組織として大字単位に班が設けられていた。在郷軍人会の構成は、予備兵・後備兵・国民兵を正会員とし、現役将校を特別会員、それに若干の名譽会員からなっている。また会の事業は、軍人勸諭の精神を奉体し、在郷軍人の品位向上、親睦、相互扶助を行ない、体躯を練り、軍事知識を増進する目的をなすため、一三項目にわたっていた。その主なものは、遺族の救護、入退官軍人及び在官兵の慰藉・奨励、学校での軍事に関する懇話会や撃劍・射撃会の開会、軍人精神の高揚などであった。このほか、青年団や青年訓練所に対して指導的な役割をはたしていたという。

表5-47によれば、白子村の在郷軍人数は年を経るごとに増加している。在郷軍人団が結成された明治三九年の人員を一〇〇とすれば、四〇年一一三、四一年一三四、四二年一五七、四三年一六九、四四年一七九、四五年一八三となる。新倉村の在郷軍人数の推移はわからないが、大正六年(一九一七)八月、帝国在郷軍人会新倉村分会が基本金の寄付を募ったところ、新倉村出身有志(四人)、村内有志(一八九人)、分会員(四九人)、合計二四二人で総額四二二円九〇銭になった(帝国在郷軍人会北足立郡新倉村分会基本金寄付芳名) 富岡實家文書)。

第三節 小学校教育の展開

新町村と小学校

明治二十二年（一八八九）四月、町村制が施行され、これまで和光地域は、白子村連合として上新倉、下新倉、白子の三か村からなっていたが、上新倉村が独立して新倉村となり、下新倉、白子の二か村が合併して新たに白子村となった。これにともなって、明治十九年七

遊歩場

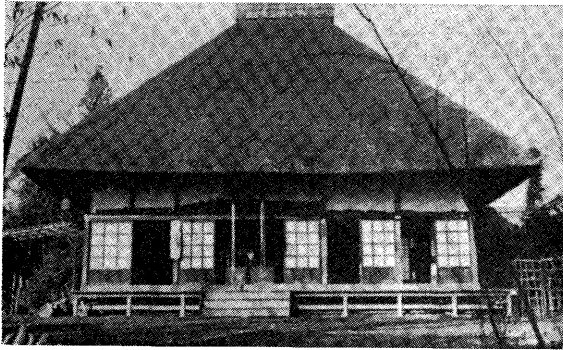


写真5-32 新倉尋常小学校—東林寺—

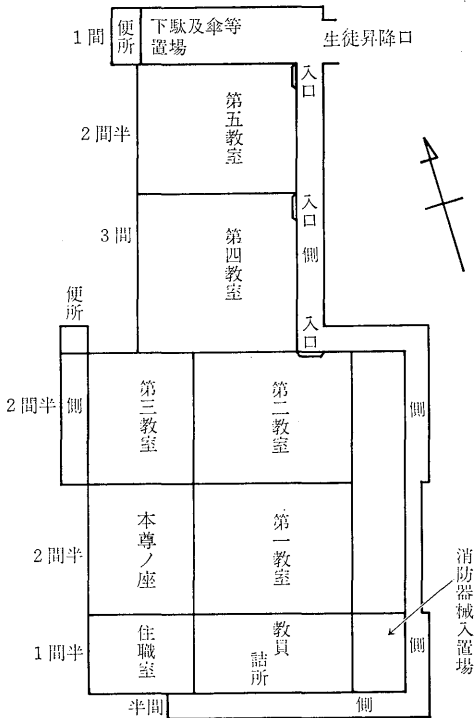


図5-6 明治22年 仮新倉校平面図

表5-48 年次別新座郡学区一覧

学区	明治14年	明治22年
第一	志木町 上内間木村 下内間木村 村 田嶋村 浜崎村 宮戸村	白子村
第二	大和田町 北野村 菅沢村 西 堀村 野火止村	新倉村
第三	膝折村 片山村	樽橋村
第四	根岸村 台村 岡村 溝沼村	保谷村
第五	白子村 上新倉村 下新倉村	片山村
第六	小樽村 上保谷村 上保谷新田 下保谷村 橋戸村	膝折村
第七		内間木村
第八		大和田町
第九		志木町

(「埼玉県行政文書 明1845, 「県報」 明治22年4月2日)

月に三か村で設立した東輝学校は、白子村立東輝尋常小学校としてそのまま使用した。新倉村は、明治二二年六月、新倉小学校を村内の峯薬師堂東林寺に設けたのである。このとき白子村は、東輝学校財産処分金として、五二円余を新倉村へ支払っていた(明治二二年六月「村会書類綴込」白子村役場)。

町村制施行に伴って、学区も改正になった。町村制施行以前、上新倉・下新倉・白子の三か村は、明治六年の人間県支配下では第二大区に属し、明治一四年の学区改正後新座郡の第五学区となった。このとき新座郡には九つの学区が設置され、一学区に三〜六か村が置かれていたのである。町村制が施行された明治二二年四月一日、新座郡には七

つの学区が設けられ、一学区一町村とした。白子村(下新倉村と白子村の合併村)は第一学区に属し、新倉村(旧上新倉村)は第二学区となったのである(表5-48参照)。

学校で行なわれる教育は、明治一九年(一八八六)の小学校令改正によって、教育を受けるものが授業料を負担することになった。

これは教育費の受益者負担の原則であったが、授業料だけで学校を維持することができなかったため、不足分を町村費で補ったのである。明治二二年度白子村の授業料収入は一四五円余であったが、教育費は三二四円余であり、教育費に占める割合がおよそ四五パーセントであった。明治二五年二月、小学校令改正によってこれまで授業料は生徒一人あたり五〜七五銭であったのが、二〜三〇銭に減額されたので、教育費に占める授業料の割合が減った。明治二五年

度、白子村では教育費に占める授業料の割合は、二六パーセントに低下した。

当時の授業料は、米一升（一・八リットル）が五錢であり、授業料を支払うことが困難な家庭もあった。明治二五年、東輝尋常小学校・新倉尋常小学校の授業料は、「其学年ノ等級範圍内ニ於テ授業料ヲ納ムヘキ義務アル者ノ貧富ニ依」〔『和光市史』史料編三 二一八ページ〕って定められた。東輝尋常小学校では、等級を二つに分け、一等の一年から四学年までの授業料を五錢、補習科を一〇錢とし、二等の一年から四学年までを三錢、補習科を五錢としたのである。新倉尋常小学校では、授業料を四つの等級に分け、一等の一年から二学年までが一・二錢、三学年から四学年までが一・四錢、補習科が二〇錢となっていた。二等以下は、それぞれ三錢ずつ授業料が減額されていたのである。また、明治二七年五月、東輝尋常高等小学校の高等科授業料は、三等に区別され、「学年ニヨラス学齡兒童保護者ノ貧富ニ依」〔埼玉県行政文書 明1893〕るものとし、一等二〇錢、二等一五錢、三等一〇錢、としていた。

東輝学校の試験

校舎や設備など外形の整備が行なわれるにつれて、教育の内面の充実もはじめ

られてきた。明治一三年二月には、小学生徒試験法、翌年一〇月には、埼玉県小学校生徒試験規則が、それぞれ布達された。埼玉県小学生徒試験規則によれば、試験は定期試験と月次試験^ながあった。定期試験は級を卒業する生徒の学業を試みるものであり、毎年春と秋の二度行なわれ、この試験に合格しなければ、原級にとどまらなくてはならなかった。月次試験は一か月中にうけた課業の熟否を試みるため、月末ごとに

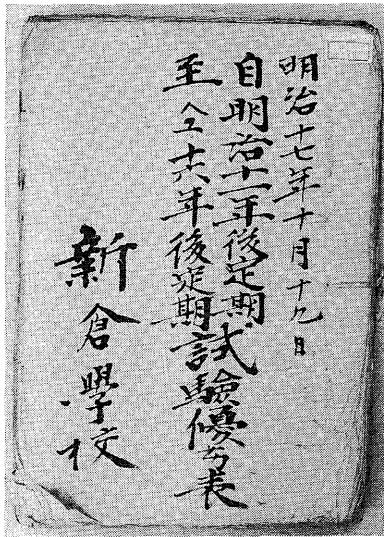


写真5-33 新倉学校試験成績表

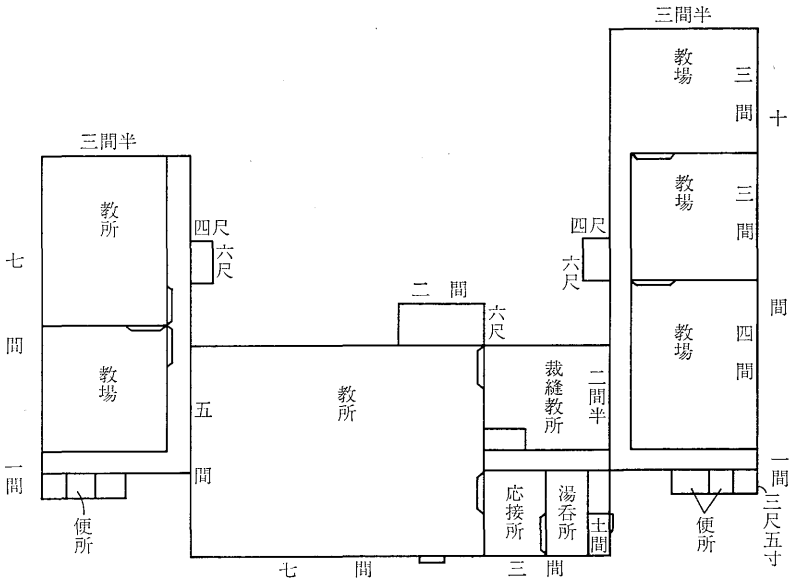


図5-7 明治20年代の東輝学校平面図

試験が実施され、これによって生徒の席次を決めたのである。

さらに定期試験は、全科卒業試験と毎級卒業試験に分かれ、前者は初等（六級一級）、中等（六級一級）、高等（四級一級）各等の最後にあたる第一級を卒業する生徒、後者は毎級卒業する生徒、それぞれの学業を試みるものであった。定期試験は郡役所前に試験日を掲示し、当日県の学務官、郡学務掛、村学務委員が臨席しなければならなかった。また、小学校試験要領（明治一七年一月）によれば、試験は初等科第六級では、修身、読書、作文、習字、図画、裁縫、算術について行なわれ、進級することに教科内容が高くなるとともに試験科目がふえ、高等科第一級では博物、化学、生理、幾何、経済（男子）、食物、割烹、理髪、出納（以上女子）、体操について試験が行なわれた。

試験の評定は、一科二〇点満点とし、各科合点して五分の四以上を優等とし、五分の二以上を及第、五分の二未満もしくは一科でも〇点がある場合を落第とした。試験の結果は、学区の学務委員が一括して郡役所に提出し、県庁にお

表5-49 明治23～25年新座郡定期試験一覽

年 度		明治23年度			明治24年度			明治25年度		
種別	校名	東輝	新倉	新座郡計	東輝	新倉	新座郡計	東輝	新倉	新座郡計
		一年級	優 及 落	19 29 —	16 20 1	238 203 7	15 30 —	34 15 1	209 206 10	20 30 1
二年級	優 及 落	10 20 3	16 9 1	125 207 21	10 23 8	18 13 —	151 212 37	12 28 4	14 19 1	118 223 32
三年級	優 及 落	7 25 2	8 12 —	98 177 14	5 20 —	13 13 1	95 176 20	11 17 —	21 25 3	104 190 13
四年級	優 及 落	4 7 —	5 12 —	51 118 5	5 11 —	10 9 —	77 131 6	4 16 —	8 9 —	67 114 7
温習科	優 及 落	5 9 —	1 1 —	33 61 —	3 4 —	10 9 —	53 68 2	4 8 —	11 17 —	66 96 3
合 計		126	102	1,358	134	146	1,453	155	157	1,380

(各年「県報」より作成)

点と小試験平均点の二分之一を加えた大成点と、一学科最低点による。

大成点

一学科最低点

判決

一八点上

一八点上

優等

いて統計表が作成された。「明治一七年春期埼玉県町村立小学校生徒試験一覽表」(星野茂家文書)によれば、和光地域が属する新座郡の試験合格率は、県下一八郡の中で三位にあった。このとき県平均の合格率は九四パーセントであり、新座郡は九七パーセントであったから、郡ごとの差は大きくない。

明治一九年六月、埼玉県小学校試験規則が改正された。試験は一学級の課業を三期にわけ、第一期、第二期のおわりに小試験、第三期のおわりに大試験を行なうことになったのである。小試験の結果によって席次を決め、大試験によって進級が行なわれた。これは成点とよばれる大試験の平均

一五点以上	八点以上	及第
一二点以上	一〇点以上	及第
一一点以下	七点以下	落第

さらにこの試験規則は、明治二二年四月に改正され、各学科の定点を一〇〇点とし、四〇点以上を及第、これ未満を落第、八〇点以上を優等とした。試験の結果は、小学校校長から戸長、郡長を経て、統計一覧表が作成された。

和光地域において大試験の結果がわかるのは、明治二一年からが東輝小学校であり、同二三年からが新倉小学校である。東輝小学校では、大試験の合格率は明治二一年から同二五年まで九〇パーセント台であったが、毎年二年級から落第者が三〜八名でていた（『和光市史』史料編三 二〇八ページ）。新倉小学校でも、明治二三年から同二五年まで合格率は、九〇パーセント台であった。両校とも新座郡平均より常に上まわっていたのである（表5-49参照）。こうした試験のねらいは、人材登用を目的としたものであったから、各校では試験の合格をめざして、日々の授業が進められていった。

勅語と御真影

政府の教育に対する政策は、明治二二年（一八七九）八月の「教学大旨」にみられるように、教育の根本精神は仁義忠孝を教えることを第一としていた。しかし、欧化主義の風潮が教育界にも影響を与え、論争が絶えなかった。こうした中で、明治二三年（一八九〇）一〇月三〇日、明治天皇から内閣総理大臣山県有朋と文部大臣芳川顕正に教育に関する勅語が下賜された。勅語は法制局長官井上毅の草案をもとに、枢密院顧問官元田永孚の意見を入れて作成され、これには国民道德と国民教育の根本理念が明示されていた。

文部省は全国の学校に勅語の謄本を下賜し、勅語を学校教育の基本とした。埼玉県は一二月二三日、勅語奉読を告

示した。勅語奉読式は、一月一日、紀元節、神武天皇祭日、天長節、夏季休業後開校の当日に行なうこととし、式場には全校の生徒を整列させ、学校長による奉読及び訓誨くんかいを聞き、始終は最も謹厳静肅なることを要するとした。式には学校職員は勿論もちろんのこと、町村長その他学事関係吏員をはじめとして、なるべく生徒の父兄も参加させることとしたのである（『県報』明治二十二年二月三日）。

市域では、明治二十四年一月に東輝小学校で勅語奉読式が行なわれていた。この日は校門に二旒りゅうの国旗を交差し、式場は幕が四方にはりめぐらされ、天皇・皇后の「御真影」を正面に高く掲げていた。式は村長富沢義三郎外役場吏員、教職員、生徒など参加者一同の拝礼からはじまった。続いて訓導安田権次郎が勅語及び勅語に関する文部大臣の訓示を奉読し、その趣旨を生徒に訓誨した。これが終わると生徒は君が代を斉唱し、村長・教員が祝詞を述べ、最後に天皇陛下万歳、皇后陛下万歳、皇太子殿下万歳を生徒が連呼し、式が終了した（『和光市史』史料編三 二〇九ページ）。

埼玉県では、明治天皇・昭憲皇太后の御真影が、明治二十五年一〇月三十一日・十一月二日の両日に、各町村立小学校に下付された。御真影の取り扱いは、町村長が立ち会って校長が行なうこととし、堅牢けんろうな奉置所を設け、そこには勅語の謄本も奉蔵することとし、いつも清潔にしておくことが義務づけられた。御真影は祝日・大祭日以外の奉掲を禁ずるとともに、非常変災の場合は勅語謄本とともに、安全に守護するように指示されていた（『県報』明治二十五年一月二四日）。

白子村東輝尋常小学校と新倉村尋常小学校は、一〇月三十一日に御真影が下付されたが、新倉尋常小学校には校内に奉置所がなかったため、一時村役場内正面にこれを設置することとした。そして、奉置箱の閉開は、村長が立ち会い、御真影を式場に奉掲するときは、不敬の義がないように、校長及び教員・学務委員が礼服または羽織袴を着用す

ることとしたのである（『和光市史』史料編三 二一九ページ）。

尋常小学校に 明治一九年の小学校令では、これまでの小学校は、尋常小学校のほかに新たに高等小学校の設置を
高等科の併設 定めていた。しかし、各町村に高等小学校を設置し、維持していくのは財政上困難であったから、

埼玉県では一〇月、県下の郡役所・戸長役場に対して高等小学校の区域、位置、生徒予定数など具申させた。この具
申に基づいて、明治二〇年一〇月、県下に二六の高等小学校設置区域を定めたのである。北足立・新座郡内に高等小
学校が五校設置されていた。

明治二二年頃の高等小学校の状況は、当初授業料が多額であったが、職員が精選されていることや器械が完全であ
ることにより、納付をいともものも少なくなってきた。高等小学校の維持は授業料だけでは出来なかったが、この頃
ようやく余剰が少しでてきたという（「北足立・新座郡郡治概況」『明治22年埼玉県知事巡視録』）。

明治二三年一〇月七日、小学校令が勅令として公布された。この法令によって明治一九年の小学校令は廃止され、
市制・町村制に即して小学校制度を決めたのである。修業年限は、尋常小学校が三年または四年、高等小学校が二
年、三年ないし四年となった。明治二四年九月二八日、北足立・新座郡長は、小学校令施行に関する処務の要領を郡
内の町村長に、小学校の維持について次のように通達した。

一、一町村一校の方針

一、町村ニシテ過多ノ小学校ヲ設置スルトキハ、其負担ノ重キニ堪ヘス、勢完全ナル設備ヲナス能ハサルヘ
シ。故ニ児童通学上困難ヲ与ヘサル限リハ、成ルヘク町村ノ全力ヲ集メ校舎校地校具ノ供給教員ノ給料其
他学校諸費ノ負担ニ応スヘシ（明治二二～二九年「村会書類綴込」）

埼玉県では、この改正小学校令は、明治二五年四月から施行となった。北足立・新座郡では、明治二五年六月一六

日、村立尋常小学校の修業年限を四年とし、補習科を設置するとともに、市町に学務委員を復活した。学務委員は、明治一二年九月の「教育令」によって設置され、児童の就学、学校の設置保護などを担任するものであったが、一八年の教育令再改正のとき教育費節減のために廃止されていたのである。

明治二五年六月における和光地域の学務委員は、町村会議員または町村公民の中で選挙権を有するものから選ばれるという規定によって、白子村では大字白子から富沢米吉、大字下新倉から野浦新七、田中新八の三名の村会議員が選出され、新倉村では井口信吉、鈴木彦太郎二名の村会議員と校長の千葉東莫が選出された。

明治三三年、埼玉県では日清戦争による好景気と教育への関心が高まり、教育を普及するため、町村立高等小学校設置標準を定め、各町村ごとに高等小学校を尋常小学校に併置する尋常高等小学校の設置を奨励した。このため県下では、明治三三年まで尋常高等小学校が八八校であったが、翌年には一〇九校に急増した。さらに五年後の明治三八年（一九〇五）には一六一校となり、三三年の約二倍に達したのである。和光地域では、すでに明治二五年六月に東輝小学校に補習科が設置され、これが高等科に移行して行くのであった。明治二七年四月二日、白子村臨時村会で東輝尋常小学校に高等科の併置を決議し、同年六月から授業を開始していた（『和光市史』史料編三二二二一ページ）。東輝尋常小学校高等科の在校生は、明治三〇年三四人、三二年六四人、三四年五七人、三六年八四人、四〇年一一一人と、毎年増し、一〇年間で三倍に増加している。新倉村では、明治三九年四月二〇日、村会で新倉尋常小学校に修業年限二か年とする高等小学校の併置を決議し、同年五月七日に県知事より認可されている。このとき北足立郡から県知事に提出した「副申」（「北足立郡新倉村新倉尋常小学校二高等小学校ノ教科併置許可」）によれば、新倉尋常小学校は、明治三六年中に校舎が新築されたので設置が整っているし、新倉村の「資力ハ将来之方維持上聊ノ差支」がないといっている。



写真5-34 新倉学校建築請負証綴

新倉尋常高等小学校に充当すべき校具は、生徒用机・腰掛(二人用)五〇組をはじめとして、教科書、地図、各種の標本、校旗、図画・裁縫・体操の用具、消毒の薬品と器具など三六品目に及んでいた。また高等科生徒は、七〇人の入学を見込み、正教員は尋常科が三人、高等科が一人、このほか専科教員一人を予定していた。

小学校の建設

小学校の諸施設を改良したり、整備をはかることは、教育を普及するうえで重要なことであった。埼玉県は学齢児童の就学増加をはかるため、これまでみてきたように学務委員を復活させたり、郡長を通じて町村長に就学の督励を行なってきた。明治三十一年四月には、校舎がせまく、学齢児童を就学させる余地がないのでは、就学督励を行なうことが出来ないとして、向こう三か年をもって建築、改築もしくは増築を行なうように企画した。このため、北足立郡役所では、町村長や学務委員を召集し、校舎設備の調査を命じたが、報告があつたのは、わずか二〇か町村であつた。また、校舎整備について計画を立て、許可をうけたのは一校にすぎなかつた。

明治三十二年四月に出された小学校校舎の新築、改築もしくは増築についての設計基準は、①校舎に御真影並びに勅語謄本を奉置する場所

を設けること、②原則として平屋造りとすること、③尋常教室は学級数以上とし、そのほか作法教室（裁縫教室兼用）、教員室、小使室、湯呑所を設けること、④校舎の構造は中廊下を設けて左右に教室を配列したり、教室内に支柱を立てないこと、⑤教室の面積は生徒四人について一坪以上とし、校庭は生徒一人について二坪以上とすること、などであった（明治二二～三三年度「白子村議会会議録」）。

和光地域における校舎建築の最初は、上新倉、下新倉、白子の三か村連合の東輝小学校であった。東輝小学校の校舎建築は、明治一九年四月に起工し、同年一〇月に竣工し、一〇月一七日に開校式を挙行した。校舎の形状は、凹字形をし、教員室一、教室六、小使室一であり、建坪総計は一三二坪であった。建築費用は、旧白子校舎を用いたり、部内から入夫の寄附があったので、七五〇余円ですんだという（『和光市史』史料編三 二二二ページ）。この校舎は、町村合併後も白子村立東輝尋常小学校として、大正一一年まで使用されていた。

町村制の実施によって明治二二年四月以来峯薬師堂東林寺を借用していた新倉学校は、設備がはなだ不完全なので、三六年一一月一日、新倉村漆台に校舎を新築し、移転した。「新倉学校建築略誌」（星野茂家文書）によれば、校舎の新築費を捻出するため、明治三〇年三月から蓄積を行ない、三六年一〇月現在で四〇〇〇余円及び寄附金として一〇〇〇余円が集まった。

新築する校舎は、平屋建ての屋根が瓦葺きであり、形は長方形をしていた。総建坪は一四〇坪であり、この内訳は五教室（七七坪）、教員室（六坪）、付属家（二〇坪五合）、廊下及便所（三六坪五合）となっていた。校舎の設計の大意は、

一、天井高床上九尺トス

二、床下式尺ニシテ四方ニ風抜ヲ設ク

三、採光窓ハ下縁二尺五寸ト定メ、上縁六尺五寸トシ其上部天井ニ接シテ式尺ノ欄間ヲ設ク
四、壁色ハ灰色トス

五、昇降口ハ蹴上ケ五寸、踏八寸トス

六、御影及勅語謄本ハ教員室ニ接シテ奉置ス

となつていた。また、新築校舎の落成は、明治三十六年三月三〇日と予定していたのである（「新倉尋常小学校新築認可稟請書」埼玉県行政文書 明3287）。

これまで新倉尋常小学校として使用してきた東林寺は、新倉村の中央の字峯きにあり、通学に便利であつたが、人家稠密ちゆうみつとなつていたので、校地として適当な敷地がなかつた。そこで、新校舎を建設する場所を字峯の少し南方の字漆台とし、明治三五年一月二日、県の認可がおりた。漆台は、衛生上も「最モ高燥ノ地ニシテ大氣ノ流通宜シク眺望又佳」（「新倉尋常小学校位置認可書」前同 明3282）なる土地で、飲料水も良好であつた。通学において最も遠い川越街道沿いや新倉河岸から一六町であり、周囲に村道が縦横に貫通して交通の便利もよかつた。校地付近では、人々がみんな温和であり、常に職業に励み、風俗は順良であつたという。

就学率の増大

学制発布以来、児童の就学状況は良くなかつた。明治七年、熊谷県管下の旧入間県地域の就学率は、平均三七パーセント強であつたが、和光地域が属していた南第二大区は二七パーセントと、さらに低かつたのである。このように就学率が低い地域でも橋戸学校（橋戸村）のそれが五〇パーセントと高い比率を示す学校もあつた。市内の学校の就学率は、白子学校が二三・八パーセント、新倉学校が二四・〇パーセントといずれも低かつた（「埼玉県教育史」第三卷）。一般に就学率が低かつたのは、生活の困窮によるものであり、授業料・学用品などの費用を負担できなかつたし、学校へ行く年齢の子どもでも、生活のために労働に従事しなければなら



写真5-35 卒業記念(明治40年)

かったからだといわれている。

明治一〇年代に入ると、就学率は上昇してきた。埼玉県では、男子の就学率は明治一六年から同一八年の間、全国平均を上まわっていたが、女子は全国平均をこえることがなかった。明治一九年に就学率が急速に下ったのは、この年から授業料を徴収することを定めたからである。その後、明治二〇年から同二四年の五年間の就学率は、変化も少なく停滞していた。

明治二五年から埼玉県の就学率は上昇していくが、これは同二三年に公布された小学校令が埼玉県で実施されたからである。小学校令には、貧窮者の授業料免除や、規則改正によって授業料の標準徴収額を半額にすることを定めてあった(図5-18参照)。

こうした就学率の上昇は、「学制期」(明治五―一一年)には学区取締が、「教育令期」には学務委員が児童の就学督促にあたったからである。明治一四年一月には、改正教育令(明治一三年一月)に基づいて「埼玉県学齡児童就学督責規則」が制定され、学務委員が中心となって学齡児童の就学調査、不就学調査、休業調べをし、就学の督促を行なった。さらに小学校令に基づいて、明治一九年七月「埼玉県学齡児童就学規則」及びその取扱心得が公布され、就学事務の管理ないし執行者は、学務委員から戸長に移ったのである。

明治三三年八月、小学校令が改正され、尋常小学校の授業料が廃止されると、就学率は急速に上昇していった。埼玉

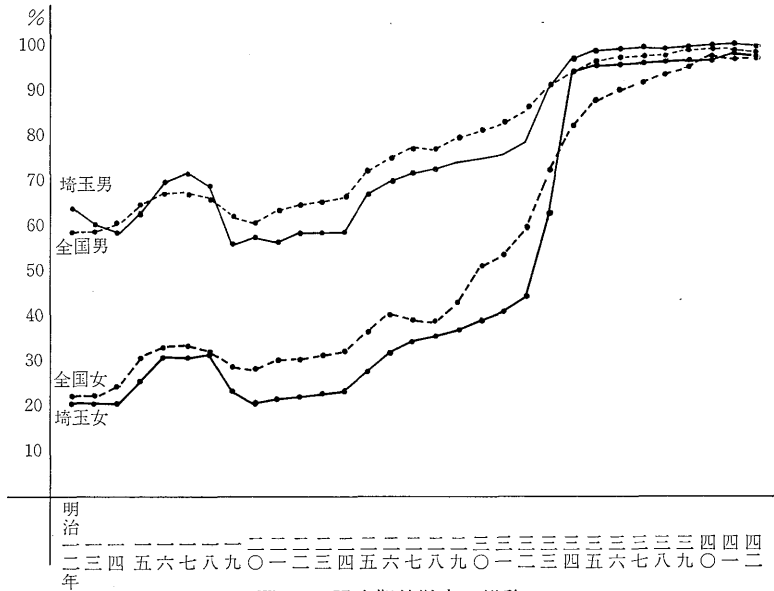


図5-8 明治期就学率の推移

玉県では、これによって就学率は八九・六パーセント（明治三十三年）から九七・七パーセント（同三四年）となり、これ以降全国平均を上まわっていた。東輝小学校では、明治三十三年の就学率は男子が八三・七パーセント、女子が六二・五パーセントであったが、翌年は、男子が八八・二パーセント、女子が七五・三パーセントと、上昇していたのである。

さらに、北足立郡役所では学齢児童の就学調査や就学奨励を布達した。明治三五年一月に布達された「就学奨励ノ目的及方法」（明治三十三年「訓示内訓親展」）によれば、目的就学率を九五パーセント以上とし、そのため次のことを行なうこととしている。

- 一、正教科時間内に出席できない場合は特別学級を設けること。
- 一、保護者が貧窮などで児童を就学させにくいときは、学用品などを貸与すること。
- 一、小学校長は、就学奨励期間において教育講話会、教育幻燈会などで就学を勧誘し、欠席児童の督促も

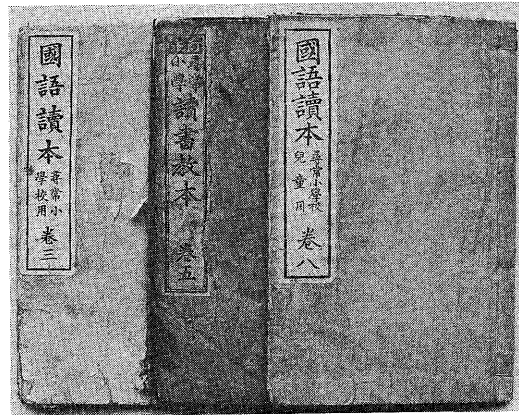


写真5-36 明治33年頃の教科書

行ない、尋常科在籍生徒の出席平均を九〇パーセント以上にすること。

明治三五年度の東輝小学校尋常科生徒出席率は、平均八九・六パーセントであり、九〇パーセントに満たないのが六か月（六・七・一〇・一一・一二月）もあったのである。

こうして就学率の上昇と尋常高等小学校の普及がのちの義務教育延長の背景をなした。明治四〇年三月小学校令が改正され、尋常小学校が六か年の義務教育となったが、明治四〇年の東輝尋常高等小学校における就学率は一〇〇パーセントで、改正の影響をうけることはなかった。

教育内容
学制期の教育は、国民皆学と実学を理念とし、就学率が向

上するように努力がはらわれた。しかし西欧の教育課程を模倣したものであったから、反感や不満があった。明治一二年（一八七九）には教育令が公布され、小学校の教育を読書・習字・算術・地理・歴史・修身などを初歩とし、土地の情況に従って野画・唱歌・体操などを加え、また物理・生物等の大意を加えることができた。ことに女子のために裁縫科を設けるように定めたが、教育の設備や内容は各地域の自由に任せられていた。明治一三年、改正教育令が公布され、修身が教科の中で重要視され、翌年には「小学校教則綱領」が制定され、修身科を各教科のトップに置いたのである。

教育令期の教科書は自由であったが、明治一三年文部省に教科書取調係が設置され、「調査済教科書」を公表したので、このときから教科書検定が実質的にはじまった。教科書の内容も、従来の読物風から近代教科書としての性格

を整え、府県が同一の教科書を使うようになったのである。埼玉県では、『改正小学修身訓』（西村茂樹著）、『埼玉県地誌略』（伊藤直・西村正三郎著）などが使われた。

明治一九年、帝国大学令・師範学校令・中学校令・小学校令が公布され、学校制度は一貫したものとなった。とくに小学校では修身と体操（兵式体操）が重視され、これ以降国家主義教育が貫かれた。これまでに教科課程は、府県から学校、学校から府県知事と教則の編成権が移り変わっているが、小学校令によって府県知事から文部大臣へ移されたのである。そして、明治二三年の小学校令によって教則編成権は再び府県に移され、府県では翌年「小学校教則大綱」に準拠して教則を編成した。

埼玉県では、明治二五年三月に小学校教則を公布し、尋常小学校の教科目を、修身・読書・作文・習字・算術・体操とし、高等小学校は修身・読書・作文・習字・算術・日本地理・外国地理・理科・図画・唱歌・体操・裁縫とした。さらに明治三三年に改正された小学校令では、教科目が整理されて、尋常小学校は修身・国語・算術・体操となり、土地の情況によって図画・唱歌・手工・裁縫（女子）を加えることができた。高等小学校の教科目も、修身・国語・算術・日本歴史・地理・図画・唱歌・体操・裁縫（女子）となり、修業年限によって手工・農業・商業・英語を加えることができた。

北足立郡では、明治三二年五月に次のような郡長令達が出された。郡内の就学率が低いのは女子の就学が少ないからであり、その原因は女子教育を重視していないからだという。そこで、裁縫科を設置し、父兄に教育の実用を知らせ、就学率を高めようとした。明治三一年度末の調査では、北足立郡で裁縫科が設置されているのは、わずか六校だけであった。

和光市内の小学校が裁縫科を加設したのは、これから三年後であった。東輝小学校は明治三六年六月二日に、新倉

小学校は同年一二月八日に、それぞれ裁縫科加設の許可が知事から下りた。東輝小学校の裁縫科加設理由は、①通常の衣類の縫い方や裁ち方を習熟させ、節約利用の習慣を習うこと、②高等科女子には正教科として裁縫が設置されているので、尋常科にないと不便となること、③裁縫は女子の手芸中最も必要不可欠なものであるから、就学奨励の一助となること、としている。そして翌年四月一日、東輝小学校は農業科加設の許可をうけていた。農業科が加設されるのは、白子村は農家がほとんどであるから、子弟に農業の知識を修得させ、他日に利用の道を開かせるからだという。

小学校に随意科目を設置することは、埼玉県では明治三四年からはじまっていた。和光市域では、同年一〇月一日、東輝小学校では唱歌、翌年二月二八日、新倉小学校には唱歌と図画の加設がそれぞれ許可されていた。唱歌は、「平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得セシメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ヲ涵養スルニ資シ、且ツ高等小学校トノ連絡上並ニ遊戯ヲ課スルニ必要」(「新倉尋常小学校ノ教科ニ唱歌図画ヲ加設認可」埼玉県行政文書 明3298) だけでなく、当時民間に流行していた俗謡を矯正する方便としたり、三大節(新年・紀元節・天長節)などの儀式を挙行するとき最も必要としたのであった(「東輝尋常高等小学校科目加設申請書」前同 明3287)。「君が代」は、明治二六年八月に小学校における祝祭日の儀式用唱歌として公布され、以後事実上の国歌として歌われた。

教育費

前節でみたように、新倉・白子両村の財政は、歳出が役場費・土木費・教育費でほとんど占められている。中でも、教育費は毎年増加を示し、給料(校長・教員給料、使丁給料)、雑費(旅費・教員恩給基金・賞与金・雇人料)、需用費(備品費・消耗品費・賄費・通信運搬費)、常時修繕費(学校修繕費・井戸修繕費)かかってきた。図5-9を見て明らかのように、白子村の教育費で常に最も大きな比率を占めていたのは、給料であった。明治二二年から同四三年まで、教育費(經常費)に占める給料の割合は、八三・六四パーセントを上下し、平

均七八パーセントに達していたのである。

新倉村の教育費については、白子村のように年次ごとにわからない。しかし、明治三二年度の歳出を見ると、教員

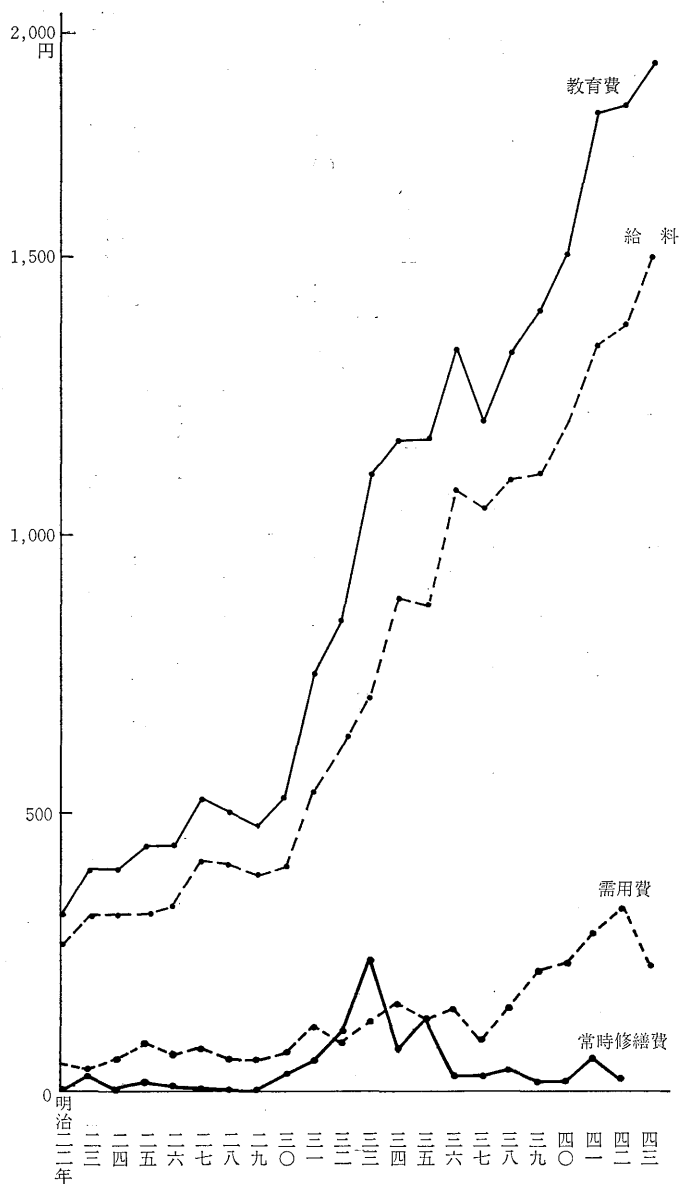


図5-9 白子村教育費の変化

給料は教育費（經常費）の六一パーセントを占めていたように、白子村と同様に新倉村でも教員給料が教育費に占める割合が大きいと予想される。

このように教員給料の絶対額が多いとはいえず、教員が十分な給料を得ていたわけではない。明治三〇年一月、小学校教員の待遇を改善し、教員志望者が多くなるように、市町村立小学校教員俸給の平均月額が定められた。これによれば、尋常小学校本科正教員の給料は一二一六円、高等小学校本科正教員は一八二〇円であった。しかし、明治三一年三月末の調査によれば、北足立郡では、尋常小学校本科教員の給料が一〇円五五銭余、高等小学校本科教員が一三円五二銭余であり、平均月額に及ばなかつたので、郡長から増額するよう指示されていた。明治三一年の物価は、米一升が二〇銭、豆腐一丁が二銭であつたように、小学校教員の給料は高くなかつた。

学校經常費の収入は、明治三五年度白子小学校の場合、寄附金一円四〇銭、財産より生ずる収入一七円六一銭、雑収入（授業料・其他）一一九円、具費補助二七九円、町村負担七八五円四五銭、合計一二〇二円四六銭であつた。この中で町村費の繰り入れが最も多く、収入の六五パーセントを占め、ついで具費補助が二三パーセントを占めていた。こうして近代教育は、不十分な給与と町村にかけられた多大な負担によって築かれたのである。

青年教育義会

前章第四節でみたように、明治期に入つても、江戸時代から続いて若者組が和光地域でも活動していた。明治一〇年代になると各地で若者組にかわつて青年会が結成されていった。青年会は、自由民権期に勧業、衛生、教育など当時の主要な問題について討論する結社であつた。このなかには政治活動を目的とする青年会もあつた。

埼玉県では、明治二〇年代になると、各村に通俗談話会、行余会、厚友会、研究会などの名前の青年会が生まれた。和光地域では、明治二五年二月三日、白子村に下新倉青年教育義会が設立された。この会は、白子村の柳下泰造

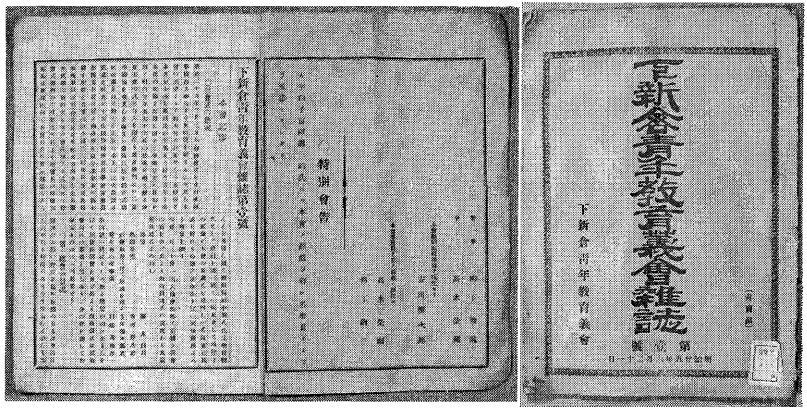


写真5-37 下新倉青年教育義会雑誌

・田中徳太郎の主唱によって、村内青年子弟の風儀を維持し、あわせて学術研究の目的をもって結成されたのである。同会が発行した「下新倉青年教育義会雑誌」(『和光市史』史料編三 二〇九～二一八ページ)によれば、会員は白子村に居住する一五歳から三〇歳までの男子に限られ、総員が八三人であった。会長は柳下泰造、副会長は田中徳太郎、幹事長は田中信次郎、幹事は田中幸之助、小宮藤三郎、畑中重太郎、野浦藤七、石田孫次郎、柳下幾蔵、高木栄蔵であった。

会の活動として、目的に適する討論・演説・談話を行なうことがあり、二月一六日には東輝小学校で第一回総会が開催された。これには会員および招待者のほか、一〇〇人ほどの傍聴者があり、総員で約二〇〇人が集まり、「一寸の光陰軽んずべからず」、「青年者の覚悟如何」などの題目で、会員・招待者九人が演説・談話を行なった。三月二日には臨時総会が東輝小学校で開かれ、会員が全員出席したほか、三〇余名の傍聴者があったという。また、当時「よかよか」鉛屋と称する者の歌が風俗を壊乱するおそれがあるとして、会員にこの歌謡を禁止していた。

下新倉青年教育義会は、「国民教育の欠を補ふこと」(会則第一条)として、明治二五年二月九日から東輝小学校に夜学校を開設していた。これは、学校教育を受けていたが退学してしまい、その後余裕が出来た

者に再び勉学の機会を作ったものである。ところが、夜学校の経費は授業料（一人につき一か月六銭）だけで賄いきれないので、白子村に補助金を請願した。この願いは聞き届けられ、町村教育費のうちから補助金が下附された（臨時教育費〔下附願〕明治二二～二九年「村会書類綴込」）。この夜学校には、大字下新倉から三三人、大字白子から三人が通っていた。

青年会は日露戦争後、その活動が地方自治体の行政機構に組み込まれ、国家に統制される青年団へと編成されるようになっていく。

第四節 農会と信用組合

勸業政策 明治政府は、殖産興業政策を進めるため、軍事工業、運輸・通信業、鉱山業など重要産業を官営化し、

紡績業、製糸業などの産業資本に貸し付けを行なった。農村に対しても、勸業政策を内務省に設置した勸業寮（明治七年）、勸農局（同一〇年）に担当させ、その後農商務省（同一四年）に引き継がれていった。

埼玉県でも、政策を奨励していた。県令白根多助は、明治六年九月、養蚕・製糸・製茶が米作・麦作より利益が多いと示し、桑・茶の植え付けを奨励し、同一一年には穀物・蔬菜類及び藍・煙草など優良農産物を普及させるため、全国各地から種子を取り寄せ、希望者に購入させるなどしていた。その後も県内に、大麦・小麦の種子を配布したり、栽培法を各県に問い合わせたり、勸業資金の貸し付けなどを行っていた。また、民間からの意見も取り入れようとしていた。明治一七年一月、農商工事や動植物に至るまで、従来の勸業において衰微しているものを改良する方法や、新たに有益な事業を振起・拡張する方法を申し出るよう、郡長を通じて連合戸長に達していた（明治一七年

「兵事達書類」。

政府や県が勸農政策を進めている間、農民たちでも農産物の改良に努めていた。明治一四年一月、北足立郡田島村（浦和市）深井豊蔵、新座郡片山村（新座市）鈴木誠一ら両郡五九人は、翌年一月を期して北足立郡において「穀菽菜種綿茶共進会」（米・麦・大豆・菜種・綿・茶）を開催しようと、県に請願していた。この共進会では、出品物を審査し、巧拙を品評して、広益を永遠に伝えたいという。また、共進会の参加者は、県内にとどまらず、近隣各府県を予定していたのである。この請願には、下新倉村柳下伊平太も加わっていた。

「穀菽菜種綿茶共進会」は、明治一六年二月一五日から三月二七日までの四〇日間、北足立郡浦和公園（浦和市）で開かれた。このときの主唱者は、さきの深井豊蔵と新座郡内間木村（朝霞市）野島呈輔ら両郡の有志者若干名であったが、一府五県（東京、埼玉、神奈川、千葉、群馬、栃木）から四五〇〇人あまりで、出品数は五〇〇〇をこえていたという。共進会終了後、県内では農産物改良の気運が高まり、入間郡の狭山茶は優良品を製造するよう勸奨された。また、県下で養蚕に従事するものが多くなっていた（明治一六年勸業概況）『埼玉県史』資料編21）。

このような共進会や農産競業が県内各地で開かれるとともに、勸業演説会や農談会において農事の体験が交換され、実地に根ざした農業の改良が行なわれるようになっていった。

白子養魚場

殖産興業政策は、水産関係についても行なわれていた。明治一〇年（一八七七）勸農局は西多摩郡柚木村（東京都青梅市）と白子村に養魚場を設置した。養魚場は、柚木村が多摩川の上流にあり、白子村は地下水が豊富に湧き出ている熊野神社の境内地の一隅に設けられたように、清流に恵まれている地が選ばれたのである。白子村の養魚場は当初敷地が狭く、施設も不十分だったようで、明治一一年（一八七八）七月、勸農局は五か年の期限付で地続きの熊野神社境内地の一部と建物を借用した（埼玉県行政文書 明57）。拡張された養魚場は、

埼玉県下新座郡白子村
勸農局養魚場

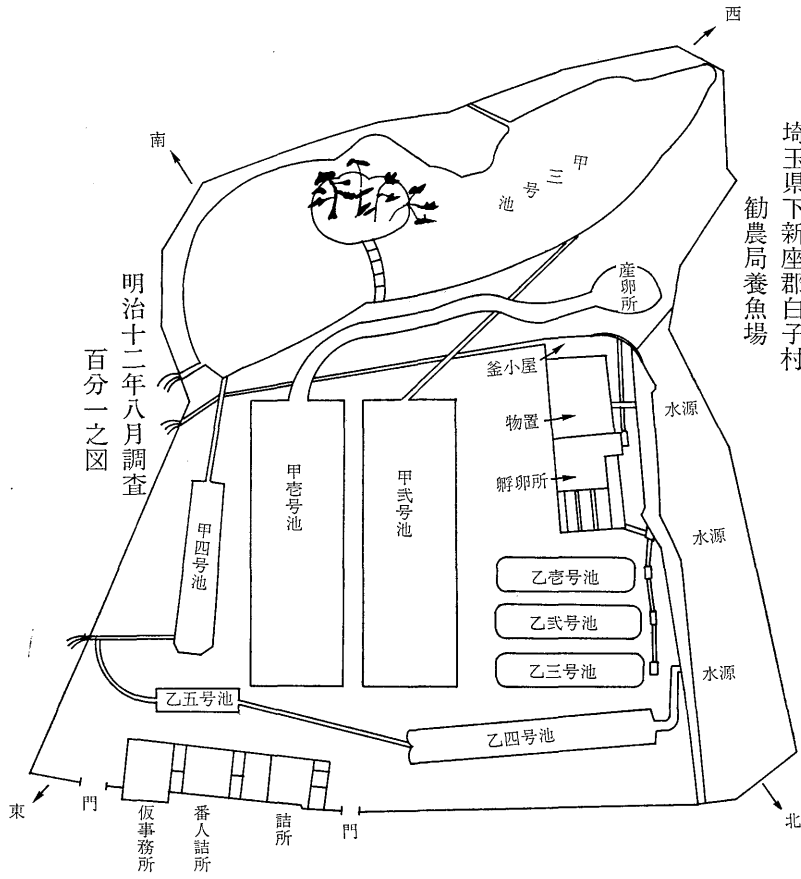


図5-10 白子村勸農局養魚場図

産卵所、孵化所などのほか、湧水を利用して池が大小あわせて九つあった。

白子養魚場では、鮭、鱒、鯡の人工孵化が行なわれていた。鮭の卵は茨城県の那珂川で採取していたが、明治一一年には最上川（山形県）と石狩川（北海道）、同一三年には三面川からも供給をうけていた。鱒の卵は那珂川の上流である板室村（栃木県黒磯市）で、鯡の卵は滋賀県琵琶湖でそれぞれ採取されていた。いずれの卵も年を追うごとに増加し、分輸総数は明治一一年のとき一万九〇〇〇粒であったが、同一三年には六万二〇〇〇粒となっていた。その後、中国種の魚が試験飼養されたり、アメリカ産の鱒も輸入されるなど、事業は順調に営まれていたようである。

柚木・白子のほかに、押切村（大里郡江南村）にも養魚場が設置されていた。明治一〇年四月二九日、押切村地内の荒川に鮭の稚魚が放流された。埼玉県では、この放流は将来漁業専従者が潤沢になるために行なわれたものであるから、当分の間浅瀬を仕切るなどの漁労を禁止するとともに、年々川筋で見覚えのない小魚をとったら直ちに川に放流するよう諭達している（埼玉県行政文書 明1505）。「明治十六年勸業概況書」（前同 明1511—19）によれば、荒川に鮭の稚魚を放流することは、明治一四年まで続けて行なわれていたが、一三年と一五年に二尺三〜六寸の鮭が一尾ずつ捕獲されただけであったという。

明治一六年（一八八三）一二月一九日、白子村柴崎高次郎は、白子養魚場の拝借願を農商務省農務局に提出した。柴崎は白子宿で旅籠屋を営んでいるが、養魚場の仕事を見聞し、養魚には利益があると認識したので、民間において養魚の実行を望み、借金を申し出たという。また借用条件は、期間を五か年とし、諸器機類の使用は無料を希望するが、これまで飼育した魚類は別に区分して御用にそえるようにしておき、養魚場入用のときは返上し、借地料及び修繕費は自弁するように願った。さらに養魚のうえで失敗がないようにするため、教師として一年間現業の官員を差し向けてほしいとしている。農商務省は、産業振興の奨励上一層の媒介となるとして、明治一七年（一八八四）七月に

ほぼ願いのとおり白子養魚場の借用を許可した（前同 明1512）。

柴崎高次郎が白子養魚場の経営をどのように行なったかわからないが、三年後には資金が乏しくなってしまう、維持することが困難となったとし、返還を申し出ている。明治二〇年（一八八七）七月には、農商務省から養魚場のために借用した熊野神社境内の敷地と建物が返還されていた（前同 明1029）。その後白子養魚場では事業が再開されることはなく、明治二三年（一八九〇）に閉鎖され、諸器機類や建物が公売処分となったのである。

勸業会の成立

これまで地方の勸業政策は、府県の勸業掛で行なわれてきた。埼玉県は、明治一二年の全国農区に八名いたが、北足立・新座郡は土屋村（大宮市）永田庄作であり、そのもとで一〇農区の一〇委員が参加した。和光地域は第一〇農区に属し、委員は内間木村野島呈輔であった。

明治政府は明治一六年五月、末端まで政策が遂行されるように協力体制をつくるため、町村に勸業委員をおくことを指示した。このときの勸業委員は、各町村もしくは連合町村ごとに公選され、「農商工事業ノ拡張、物産ノ改良・蕃殖ヲ図ル」（埼玉県行政文書 明1511—5）ことを仕事とした。北足立・新座郡勸業委員が定めた「勸業委員申合規則」前同 明1529—29）によれば、勸業委員は風水旱害、種苗試作の適否、農事改良の方法など、農商工事業の盛衰に関する事項を報告し、種苗の交換、養蚕業、茶業勤勉貯蓄組合設置などの奨励が義務づけられていた。

勸業委員と同時に勸業会も各町村ごとに設置された。勸業会は農業会、商業会、工業会または農工商をあわせたものとし、会員は各同業者から公選されるものとなっていた。

市域の勸業会は、新倉村については不明であるが、白子村勸業会は明治二五年五月に会頭富沢義三郎が麦作と養蚕について県に報告しているので、この頃には成立していた。この頃の勸業会の様子を白子村勸業会について見ることに

にしよう。

明治二五年九月二日、白子村勸業会は東輝小学校で開かれた。村長田中勘左衛門が挨拶したのち、稲作試験人の柳下織右衛門は稲作改良伝習の実施並びに試験田の景況を報告し、試作した一九種の若穂を来会者に示した。次に米作改良教師大神伊右衛門は、稲の選種・貯蔵・土圃・水浸しなどの方法を講演した。これについて質疑応答が数回あり、来会者は大いに参考となったという。終わりにのぞんで、麦の予防法の講演があり、苗代・耕地・播種・植え付け・除草などは次回に譲ることになった。この勸業会の参加者は一〇〇人をこえ、午後二時にはじまり、七時三〇分に閉会した。

稲作改良法による試験田が埼玉県にはじめて設置されたのは、明治二三年であった。稲作改良試験人は、選種・耕耘・栽培・施肥・収納などすべて改良教師の指示に従い、試験田及び比較田で稲を培養しなければならなかった(前同 明治157)。明治二五年のとき、県内で五二人の稲作試験の報告があり、柳下織右衛門の成績は坪刈りで四合(粳)の増収があり、上位にあった(「県報」明治二五年一月二七日)。明治二八年には、県内の町村勸業会は、北埼玉郡産の稲種(松の尾号)をはじめ、全国的に有名な稲種や藍、煙草の試作を行っていた。このとき白子村勸業会は、「三重県鈴鹿郡産スカ一本稲種」を試作し、一反歩あたりの収穫は在来種に比べて増減がなく、むしろ品質が劣っていたという報告をしている。

農会の成立

明治一〇年前後から、各地に地主や老農によって農談会が作られた。明治一四年には大日本農会が組織され、同二七年、大日本農会は全国農事会を生んだ。埼玉県は、明治二八年六月、農会設置準則を定めて県内に布達した。準則によれば、農会は農事の改良・発達をはかることを目的とし、町村農会、郡農会、県農会の三つからなる系統農会であった。町村農会は、耕作地か山林原野を所有する者で構成され、郡農会は各町村農

会、県農会は各郡農会で組織されることになっている。

町村農会の会務は、次のようになっていた。

- 一 農事談話会ヲ開ク事
- 二 農産物品評会ヲ開ク事
- 三 種苗交換及売買ヲ媒介スル事
- 四 勤勉貯蓄ノ方法ヲ設クル事
- 五 森林繁殖及保護ヲ謀ル事
- 六 霜害予防ノ方法ヲ設クル事
- 七 獣疫予防及虫害ノ駆除ヲ謀ル事
- 八 肥料共同購入ヲ謀ル事
- 九 上級農会ノ報告ヲ会員ニ周知セシムル事
- 十 上級ノ農会ニ対シ農事統計其他ノ報告ヲナス事

其他農事改良上必要ナル事項

郡農会の会務は、町村農会を監督し、郡農事試作場を設け、農芸委員を置いて郡内の農事を調査させるとともに、町村農会が開く農産物品評会・農事談話会などに参与させることにした。県農会は、下級農会の郡農会を監督し、農芸委員に郡農事試作場の方針と方法を商議させたり、農具の改良などを研究し、全国の農事団体とよく連絡をとりあうこととした。

農会設置準則が布達されるまえに、北埼玉郡農会が設立願を出していたが、これによって県内の郡町村に農会が設

立されていた。明治二八年のとき、すでに設立していた町村農会は七町村であったが、二九年には九九町村を数え、三〇年には一三〇か町村に達している。その後三三年には一一八か町村の農会が設立され、三五年までに県内町村の九七パーセントの町村農会が設立されていた。北足立郡における町村農会の設立は、三〇年と三三年に集中し、町村総数六八のうち六四町村の農会が設立されていたのである。

市域の農会は、新倉村農会が明治三〇年八月に設立され、翌年会頭に鈴木左内を選んだ。鈴木は村内を一一区に分け、各区に農事組合を設置し、これを農事改良の指導機関とし、麦作や稲作などの改良を行なった。麦作では、麦種の塩水選及び種子の交換、播種の改良を行ない、麦作模範作共進会を開催し、刈り取り・収穫方法を指導・奨励した。その結果、一反歩について一石六斗の増収があり、麦作付一六〇余町歩で増収二五〇〇石を得た。このため、近隣の村では新倉村の改良方法を施行したのである。

稲作の改良は、明治三五年以来粳種の交換、種子の塩水選、苗代及び施肥の改良、害虫駆除などを励行し、稲模範作共進会を開催するなど指導、誘掖に努めた。また近隣の町村に先だって、地主を集合して小作奨励米給与方法を協定していた。このほか、肥料の共同購入も農会で実施していた。

白子村農会については、明治三十一年三月までに設立されたことはわかるが、活動内容は不明である。

町村農会の設立にともなって、県内の郡農会も次々と設立されていった。北埼玉郡農会に続いて明
郡農会の成立

治三〇年には、大里・児玉・比企・北葛飾の各郡農会が設立され、翌年入間・南埼玉・北足立の順序で各郡の農会が設立されていった。北足立郡農会は、郡内の町村長、助役、農会頭ら六三人によって準備が進められ、明治三十一年三月二十九日設立したのである。このとき市域からは、白子村農会頭田中新八、白子村長田中勲左衛門、新倉村長鈴木左内が準備に加わっていた。

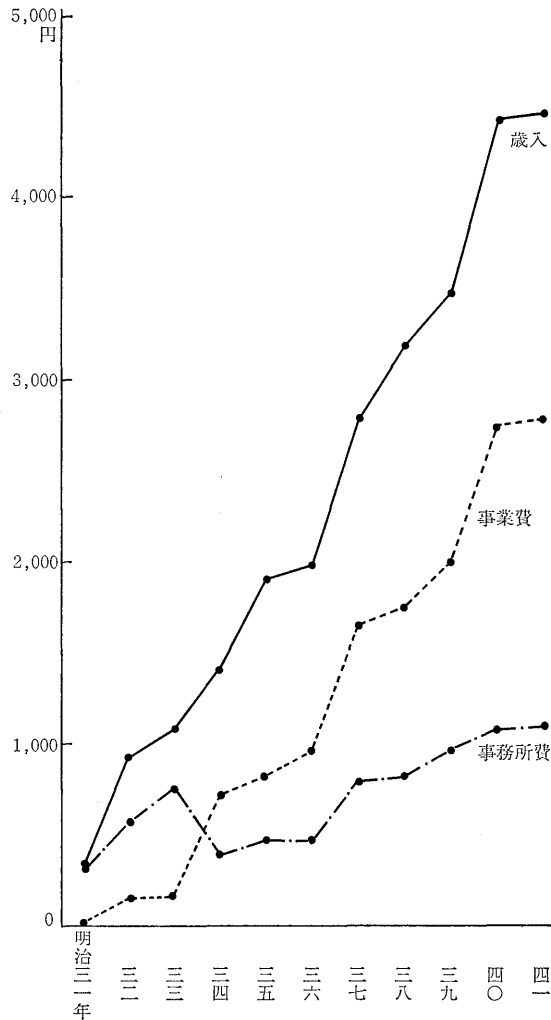


図5-11 北足立郡農会経費の推移

北足立郡農会は、各町村農会からなり、会員は町村農会頭もしくは町村長がなっていた。会の運営費用は、町村農会の分担金、基本金、その他から生ずる収入で賄うことになっていた。その後経費は、町村農会が均一に負担することになり、明治四一年当時の会費は年額六〇円となっていた。

図5-11は、北足立郡農会の経費の推移を示したものである。明治三一年度の歳出は三二六円であったが、毎年経

費は急増し、四一年度には四四七〇円余となっていた。とりわけ事業費は、三一年度〜三三年度まで事務所費を下まわっていたが、三三年度から歳出と同様に急増し、四〇年度には二七六二円余となり、三一年度の約八二倍、三三年度の約一八倍という驚異的な増加を示していた。

設立当初の会務は次のようになっていた。

- 一 町村農会ノ会務ヲ監督スル事
- 二 郡農事試作場ヲ設クル事
- 三 農事談話会ヲ開ク事
- 四 農産物共進会ヲ開ク事
- 五 農芸委員ヲ置キ郡内農事ノ調査ヲナサシメ及町村ニ於ケル農産物品評会談話会等ニ参与セシムル事
- 六 種苗交換及売買ヲ媒介スル事
- 七 蚕業茶業林業ニ関スル事
- 八 上級農会ニ対シ農事統計其他ノ報告ヲナス事
- 九 農事ノ必要ノ事項ヲ下級農会ニ報告スル事
- 十 農事改良上必要ナル事項

会務は農会設置準則と同一であったが、これに基づいて各種の共進会が開催された。明治三四年、稻模範作共進会が町村農会とともに開催され、稻種の塩水選、播種量の減少、肥料の配合、病虫害の駆除予防、灌漑排水かんがいなどの注意によって、米の収量を増加させていった。三六年には麦模範共進会が実施され、稻模範作共進会と同様に麦の栽培に改良が加えられ、四一年の収穫は三六年に比べて八割六分の増収となったのである。さらに三九年からは堆積肥料競技

共進会が開催されていた。これは農産物の増殖をはかるため、各種の人工肥料を使用しようとしたが、価格が騰貴していたので、堆積肥料を用いることにしたためである。

このほか、牛馬耕伝習や各町村に職員を派遣して農事講話や講習を行ない、野鼠駆除・耕地整理・産業組合の設立などの実践で顕著な成績を収めたものを農事功労者として表彰した。

設立当時の北足立郡農会の役職者はわからないが、明治四一年のとき、会長には名誉会員であった郡長早川光蔵が就任していた。副会長・幹事二名も名誉会員であったが、評議員（定員五人）に新倉村長鈴木左内がなっていた。

農事講習

農事講習は、毎年農閑期を選んで郡ごとに一回ずつ、二週間行なわれた。北足立郡の第一回農事短期講習は、明治三二年一二月一四日から北足立郡役所において行なわれた。このとき講習生は五〇人であり、講習課目は、作物栽培法・土壌及び土地改良・肥料及び試作要項・作物病虫害大意・土壌実地指導などであった。講習終了後、講習生には修得証書が授与された。この講習には、和光市域からは白子村高橋浜太郎が参加し、修得証書が授与されていた。この年、県内の各郡の農事講習会には五〇人前後の参加者があり、県全体で五〇五人に修得証書が授与されていた。

明治三三年五月八日、北足立郡農事短期講習区域が定められた。これは全郡七四町村を七区に分け、講習生はその区域内の講習所に入るようになった（表5—50参照）。その時、講習生は、北足立郡長あてに入学許可願を提出しなければならなかった。講習終了後、学科試験が行なわれ、修業証書が授与されるが、講習生は、修得したことを実施し、町村の農業者を誘導するとともに農事上の諸般について報告する義務も課せられていたのである（「県報」明治三三年五月八日）。

農事講習が区の単位で実施されると、受講者も年々増加していった。北足立郡において講習をうけ修得証書を授与

表5-50 北足立郡農事短期講習区域

	町	村	名
第一区 (11か町村)	浦和 戸田	六辻 木崎	土合 美谷本 蕨 笹目 与野 大久保 植水
第二区 (9か町村)	青木 安行	横曾根 谷塚	南平柳 北平柳 新郷 草加 新田
第三区 (10か町村)	神根 野田	戸塚 三室	大門 尾間木 芝 谷田 片柳 膝子組合
第四区 (10か町村)	三橋 原市組合	日進 小室	大宮 大砂土 春岡 宮原 小針 上平
第五区 (9か町村)	馬宮 川田谷	指扇 桶川	平方 大谷 上尾 大石 石戸
第六区 (9か町村)	加納 田間宮	中丸 箕田	常光 馬室 鴻巣 小谷 吹上
第七区 (8か町村)	志木 白子	大和田 保谷	膝折 内間木 新倉 片山

(「県報」明治33年5月8日)

された人数をあげれば、明治三四年六一三人、同三五年六七二人、同三六年九八〇人、同三七年七九七人となり、毎年六〇〇〜七〇〇人ずつ受講していたのである。講習会は毎回決まった場所で開催されるわけではなかった。そのためか、講習会の参加者は、講習会が開催される町村の農民が多かった。

和光地域の村々は、第七区に属していた。第七区第三回農事短期講習が明治三三年八月二十九日から片山村(新座市)で行なわれた。このとき講習生は三七人いたが、修得証書受領者は片山村が二八人、保谷村・内間木村が各三人、大和田町・白子村が各一人であった。ところが、明治三五年二月四日から二週間、第四回講習会が白子村立東輝

尋常小学校で開催されると、修得証書受領者六一人のうち、白子村が五二人と八割五分を占めていた。隣村の新倉村の修得証書受領者は、わずか二人であり、膝折村も七人であった(表5-51参照)。

また、農事短期講習の修得者は、農事巡回師を会長、北足立郡長を総裁とする郡農友会を組織し、毎年一月二五日から翌年一月三日の一〇日間、郡内各地で重要物産品評会を開催し、農産物や工芸品の改良に努力した。郡内の町村でも農友会が組織され、町村農会とともに各種農作物の改良、病虫害の防除などに努め、各種模範作共進会に出品するなど、農事改良を行っていた。

表5-51 農事短期講習修得者一覧（明治35年2月）

白子村	新坂藤八 新坂亀藏 富沢藤五郎 富沢金三郎 富沢万藏 富沢舜一 富沢三吉 安田権次郎 加山久太郎 石田治兵衛 田中幸之助 田中茂平 田中武兵衛 田中新太郎 田中助右衛門 田中長三郎 田中甚五郎 柳下藤左衛門 石田伊平次 石田甚平 山崎茂左衛門 山崎直次郎 吉田武平 磯崎綱五郎 深野忠吉 深井喜兵衛 野浦房治郎 関月山 田中徳太郎 松島健之助 内山幸七 小寺晴鶴 箕輪呈三 吉田兵左衛門 飯田万吉 清水多吉 野浦藤七 野浦仙太郎 柳下元八 烏井政吉 高橋伝五右衛門 内山幾右衛門 石田伝八 小寺鯛吉 畑中重太郎 田中喜一 吉田喜一 高橋勝藏 柳下伊平太 高橋丹三郎 田中新八 加山伝四郎
新倉村	本田源之丞 上原要次郎
膝折村	高橋善松 高野弥右衛門 高野倉之助 高野松太郎 内田和助 清水長三 高橋熊太郎

（『和光市史』史料編三）

信用組合

明治二四年（一八九一）、政府は帝国議会は、農民や中小商人が相互に金融的業務を行なうための協同組織をつくろうとしたものであったが、審議未了で成立しなかった。しかし、その後若干の信用組合や販売組合が各地で設立されていた。

明治三三年三月、産業組合法が公布され、信用・販売・購買・生産の協同組合が生まれることになった。信用組合は、産業組合の一種として位置づけられ、産業組合の中心的な事業として発達していくのであった。当初、信用組合は、他種の組合と兼営が許されないう建て前であったが、明治三八年に産業組合法が改正され、兼営が認められるようになった。

埼玉県では、信用組合は組合員の金融機関として農村に有益であったばかりでなく、間接には農村における共同事業の訓練となっていたのである。とくに販売、購買、生産の各事業の経営のうえで、組合員に多大の利益があるので、一町村に一つずつ信用組合を設

立していこうとした。

しかし北足立郡では、産業組合の結成が思うように進まず、明治三十六年二月、郡長は町村長に産業組合の設立を奨励していた。その結果、翌年五月までに一九の町村で産業組合の設立が見られたが、その中には少しも活動していない組合や、事業に資金を運転させていない組合があった。

この頃信用組合事業の経営には、貸付金の回収、貯金の吸収、貸付金用途の調査などに困難を生ずるところがあった。埼玉県内の信用組合は、貸付金の回収に困難を感じる組合が少なかったが、資産者だけで設立した組合では、利子の支払いにこまったり、組合員の資本金が少ない組合では事業資金が必要だったりして、貯金をするものが少なかった。しかし明治四五年頃になると、事業成績が優良な組合では、租税納入を容易にするため、組合員が好んで貯金をするようになり、貸し付け後に約束の用途と異なることは指導によって少なくなってきた。

信用組合は明治三四年では二つしかなかったが、毎年設置されていき、同三八年には七六となった。このほかの組合数をあげれば、販売組合二、購買組合一、生産販売組合三、販売購買組合一となり、合計八三となる。郡ごとに産業組合数を見ると、北足立郡二二、入間郡一六、比企郡九、秩父郡二、児玉郡二二、大里郡四、北埼玉郡三、南埼玉郡一、北葛飾郡四となり、北足立郡は県内で最も産業組合の設置数が多かったのである。その後産業組合は、明治末年には三〇〇をこえるが、信用組合が多いことは変わらない。埼玉県の産業組合は、「比較的信用組合が穩健ナル発達ヲナシツ」(『埼玉県史』資料編21 四九八ページ)あった。

新倉村信用組合

和光地域において、産業組合法によって信用組合の設立申請を最初に行なったのは、白子村であった。明治三十六年一月二日、富沢権治郎、富沢俊、富沢沢治郎、田中兼吉、田中新八、田中藤吉、野浦新七の七人は、無限責任白子村信用組合の設立許可の申請書を県に提出し、翌年三月二日に許可された。

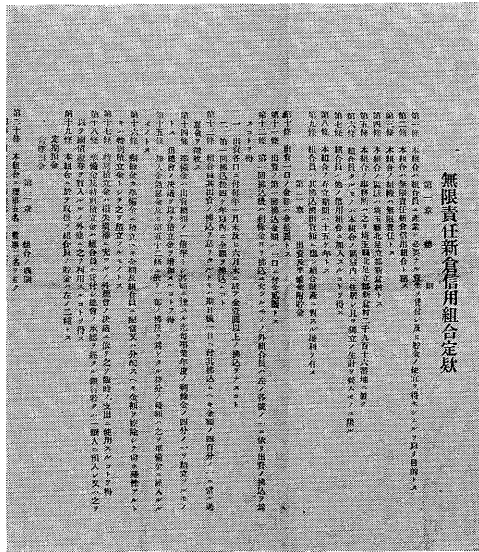


写真5-38 信用組合定款

新倉村では、鈴木左内、富岡綱太郎、井口信吉、桜井文蔵、萩原茂兵衛、星野藤左衛門、奥山伝次郎の七人が、明治三七年一月一八日、無限責任新倉信用組合の設立許可の申請書を出し、八日後の一月二六日に許可されていた。白子村信用組合の設立許可に三か月半もかかった理由は不明である。白子村信用組合に関する史料が少ないので、これから新倉信用組合について見ていくことにしよう。

明治三十七年一月一八日付の「無限責任新倉信用組合定款」〔『和光市史』史料編三 二二九九～二四四ページ〕によれば、新倉信用組合は、「組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸与シ、及ヒ貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的」（第一条）として

設立されたのである。ここでいう組合員は、新倉村に居住し、かつ独立の生計を営むものであり、他の信用組合に加えることが禁じられていた（第六、七条）。また、信用組合の存立期は一五か年としていたのである（第八条）。

新倉信用組合は事業を行なうため、出資金を一口一〇円とした（第一〇条）。出資金の第一回払込は、一口について二円であったが、四年以内に残金を払い込むことになっていた（第二一、二二条）。そして、出資金総額の一・五倍を準備金とし、その金額に到達するまで、毎年事業の余剰金の四分の一を積立てていくこととした（第一四条）。準備金は組合員に貸付けられるほか、総会の承認をうけた銀行、もしくは一個人に預入れ、またはこれをもって国債証券を买入れることしか出来なかったのである（第一八条）。一方、組合員の貯金は、定期預金と当座預金の二種類

とした（第一九条）。

新倉信用組合では、組合員の選挙によって理事五人、監事二人を選出し、理事は組合長及び専務理事を一人ずつ互選していた。さらに信用評定委員を総会で組合員の中から三人選定していたのである。信用評定委員は、組合員各自の信用を評定し、信用程度表を作り組合長に差出すことをしていた（第二三条）。

明治三十七年一月の新倉信用組合の役職者は次のとおりである。

組合長理事	鈴木 左内	理事	桜井 文蔵	監事	山田亀五郎	信用評定委員	星野 弥吉
専務理事	富岡綱太郎	理事	奥山伝治郎	信用評定委員	伊藤 龍蔵		
理事	井口 信吉	監事	萩原茂兵衛	信用評定委員	桜井 龍蔵		

このとき、鈴木は新倉村長であり、富岡・井口・桜井・山田・伊藤・桜井の六人は村会議員であった。

事業内容

設立許可をうけた新倉信用組合は、着々と事業開始の準備が進められ、出資金の第一回払い込み（二三七〇二二三七〇円）も行なわれた。これを行なった組合員は七〇人で、その職業は農業が六二人、商業が八人であり、ほとんどが農業従事者であった。

明治三八年一〇月一日、無限責任新倉信用組合が事業を開始した。事業には、預り金と貸付金があり、その内容は次のようになっていた。預り金は、当座預金と定期預金に分かれていた。当座預金は出し入れが自由であるが、その金額は五銭〜五〇円に限られ、利子は年利六分であった。定期預金は一回の預け入れが二〇円以上であり、六か月以上引き出しが出来ないが、利子は六か月以上が年六分五厘、一年以上が年七分、と当座預金より利子が少し高かった。貸付金には、信用貸付金と担保貸付金があった。信用貸付金は組合員を保証人に立てるものであり、担保貸付金は国債証券または地所、穀物などを担保とするもので、保証人を必要としなかった。また、貸付金の利子は、五〇円

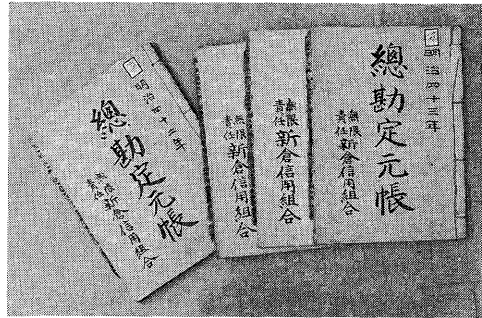


写真5-39 新倉信用組合総勘定元帳

月	日	摘要	借方	貸方	残高
1	1
1	2
1	3
1	4
1	5
1	6
1	7
1	8
1	9
1	10
1	11
1	12
1	13
1	14
1	15
1	16
1	17
1	18
1	19
1	20
1	21
1	22
1	23
1	24
1	25
1	26
1	27
1	28
1	29
1	30
1	31

以上の場合が年利一割、五〇円以下は年利一割二分と、貸付額によって利子が異なっていた。

新倉信用組合の第一回通常総会が、明治三十九年一月二十七日、新倉尋常小学校で開催された。新倉信用組合は一〇月から事業が開始されたので、第一期は三か月間であった。

第一期の事業状況は、

貸付金ハ極メテ好況ニシテ、始メ資金不足ノ為メ一回ノ借入金ヲ為セシモ已ニ之ヲ償還シタリ

貯金ハ組合ノ事業開始ト共ニ盛ニシテ、十月ヨリ三ヶ月間之少日数ニテ年末現在四十口金千參百四拾壹円拾五銭ナリ

〔和光市史〕史料編三 二四七ページ

とあるように、貸付金、貯金とも好況であった。

「貸付金台帳」によれば、この年の貸付金は、農業資金に三口（一二〇円）、商業資金に七口（六一〇円）、肥料買入資金に一口（二〇〇円）、計一口（九三〇円）となり、商業資金が貸付金の六六パーセントを占めていた。また貯金は、当座貯金が一一四一円五〇銭、定期預金が二〇〇円（二人）であった。損益勘定は、総益金が四三円七一銭余、総損金が四六円八銭余となり、差し引き二円三七銭の損失となったのである。

表5-52 新倉信用組合貸借対照表(第1期)

貸	方		借	方	
	円			円	
払込未済出資金	1,896.000		出 資 金	2,370.000	
貸 付 金	700.000		出 貯 金	1,341.150	
預 ケ 金	500.000		未 払 利 子	11.920	
証 券	234.009				
備 品	2.500				
未 収 入 利 子	17.332				
損 失	2.370				
現 金	370.868				
合 計	3,723.070		合 計	3,723.070	

(明治38年「第一期決算報告」星野茂家文書)

表5-53 新倉信用組合貸借対照表(第2期)

資	産		負	債	
	円			円	
貸 付 金	3,006.000		出 資 総 額	2,370.000	
什 器	2.500		預 り 金	2,238.219	
払込未済出資額	1,185.000		未 払 利 子	71.876	
未 収 入 利 子	113.594		準 備 金	1.036	
現 金	477.518		余 剰 金	103.481	
計	4,784.612		計	4,784.612	

(明治40年「第二年度事業報告書」星野茂家文書)

表5-52は新倉村信用組合の第一期貸借対照であるが、貸し方にある「預ケ金」は中井銀行に預けたものであり、「証券」は国庫債券(額面二五〇円)を購入したものであった。

明治三十九年は、日露戦争の影響や甘藷、稲作など農作物の不作があり、和光地域の経済状態は良くなかった。しかし、新倉信用組合に出資払い込み(一口五円)が行なわれ、出資金は七一一円増加し、年末には一一八五円となっ

た。新倉信用組合の第二期事業は、貸付金が三五〇二円となり、前年度と比べて三・七倍になっていた。とくに肥料買入資金が二〇口で一六八二円、農業資金が八口で三八〇円となり、前者は八・四倍、後者も三・二倍にふえていた。そのほか、前年度にはなかった養蚕資金(一口〓五〇円)、土地買入資金(一口〓一七〇円)、蕪買入資金(一口〓三四〇円)の貸し付けがあった。しかし預金は、当座預金が七六七円六〇銭余、定期預金が一三〇円(二人)と、前年に比べて少なかった(表5-53参照)。

第五節 村落生活の様相

飲料水試験

明治一〇年頃までは、伝染病の予防に関する法律やその施設もなかった。ところが、明治一二年三月、愛媛県で発生したコレラが全国に蔓延すると、伝染病予防対策が叫ばれるようになったのである。埼玉県では、七月下旬からコレラ患者が発生し、県内に蔓延していった。県では、西瓜・真桑瓜・桃・梨・柿・蟹・鮓・海老などの販売と、人が多く集まる芝居や寄席を当分禁止することにした。また、これまで流行病がはやると行なわれていた、神輿みこしをかついで押歩く「悪病除」も病毒伝播の媒介ともなるというので禁止されていた。

この年、コレラ罹患者数は、六三五人であり、このうち三六六人が死亡していた。埼玉県では、このほか、明治期にコレラの流行が三度あり、罹患者数は、一五年が一四九九人（うち死亡九八六人）、一九年が九一九人（うち死亡六二六人）、二八年が二七六人（うち死亡二〇二人）であった。このようにコレラに罹ると死亡率が高く、悪性のもは数時間で死亡するので、「コロリ」とも呼ばれていた。

コレラの大流行が契機となって、県では明治一二年に地方衛生会を組織し、同一七年には連合町村ごとに衛生会が設置され、衛生改善について審議する衛生委員が選挙で選ばれた。地域の村々が、この間どのような経過をたどったか詳細は不明であるが、新倉村では明治一七年九月一六日、衛生委員の選挙が行なわれ、衛生会は伝染病が発生する時期になると、村びとに井戸・下水の浚渫しゅんせつおよび便所・塵溜の清掃を呼びかけるなど、伝染病の予防を働きかけていた。

当時伝染病は水と関係が深いとされ、明治一〇年代後半から飲料水の検査がしばしば行なわれた。北足立・新座郡

表5-54 伝染病患者及び死亡者数（明治期）

	コレラ		腸チフス		赤痢		その他		計	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
明治 13	...	11	205	52	13	2	53	15	...	80
14	2	2	642	134	71	20	86	42	801	198
15	1,499	986	879	158	28	14	126	47	2,532	1,205
16	9	2	433	94	8	3	106	54	556	153
17	10	5	313	92	23	9	51	36	397	142
18	32	20	459	102	15	5	192	88	698	215
19	919	626	672	166	4	1	223	79	1,818	872
20	5	3	773	171	18	4	227	108	1,023	286
21	10	6	518	115	8	4	117	67	653	192
22	5	4	768	163	5	1	105	63	883	231
23	116	81	1,097	279	18	3	83	54	1,314	417
24	19	11	1,441	332	13	7	91	64	1,564	414
25	3	1	1,500	361	15	4	110	70	1,628	436
26	6	3	1,064	283	10	2	91	58	1,171	346
27	1	1	989	235	37	8	63	39	1,090	283
28	276	202	1,153	294	45	15	65	47	1,539	558
29	16	8	1,220	293	2,834	825	324	91	4,394	1,217
30	10	6	792	157	4,054	1,249	2,673	659	7,529	2,071
31	5	5	609	609	3,634	1,129	388	278	4,636	1,465
32	15	10	703	159	1,961	549	479	198	3,158	916
33	4	4	608	126	779	206	393	172	1,784	508
34	—	—	927	227	369	72	346	135	1,642	434
35	—	—	668	179	851	204	389	166	1,908	549
36	1	—	799	188	242	59	369	139	1,411	386
37	—	—	950	227	348	85	283	118	1,581	430
38	—	—	726	189	604	161	296	113	1,626	463
39	—	—	607	159	497	115	283	113	1,387	387
40	2	1	891	227	262	58	361	141	1,516	427
41	—	—	839	193	551	122	568	188	1,958	503
42	—	—	1,033	234	476	119	681	256	2,190	609
43	—	—	1,022	317	314	76	954	270	2,290	663
44	—	—	1,003	218	250	60	742	218	1,995	496

（『埼玉県史』別編5より作成）

役所では、明治二〇年一〇月に腸チフスが発生した町村の井戸水三九九個を検査したところ、「上井水」が八一個、「中井水」が一七七個、「下井水」が一五三個、飲料を禁止するものが三八個あった（郡長答申書）『明治二二年埼玉県知事巡視録』。腸チフスは明治一〇年代後半から流行しはじめ、同二三年には患者は一〇〇〇人台に達した（表5—54参照）。

町村合併後、新倉・白子の両村とも伝染病予防対策は十分ではなかった。明治二三年三月のとき、新倉村では清潔法が実施されておらず、伝染病予防も火葬場と消毒薬があったが、避病院・燻蒸器・釣台は設置されていなかった。白子村は清潔法が実施されていたが、下水浚渫がまだ着手されておらず、そのほか新倉村と同じものをととのえていただけであった。

明治二五年一月になると、北足立・新座郡の各町村において清潔法が施行されるようになり、各町村で下水路、井戸、芥溜、肥溜、汚水溜、便所などの改造や修繕が行なわれた。地域の村々で改造・修繕された下水路（間数）や井戸、芥溜、肥溜、汚水溜、便所（箇所）をあげると、白子村が五五間と一九二箇所、新倉村が九七箇所であった（『和光市史』史料編三 二四八ページ）。翌年もこれらの改造および修繕が行なわれ、この費用は、新倉村が八六円三〇銭（九九箇所）、白子村が一九円五〇銭（一七間、四七箇所）かかったという。

明治二九年から県内で赤痢が流行し、飲料水検査が行なわれていた。明治三四年六月、新倉村では郡役所の紹介によって高木佐善太郎という人に飲料水の検査を依頼した。検査は村内全戸を対象とし、飲料水をビンに入れて村役所に持参することになっていた。このとき検査料は四銭であり、各自の負担となっていた。

衛生組合

伝染病の流行にともなって、予防対策や衛生対策が行なわれるようになってきた。これとともに、衛生思想の普及がはかられていったのである。

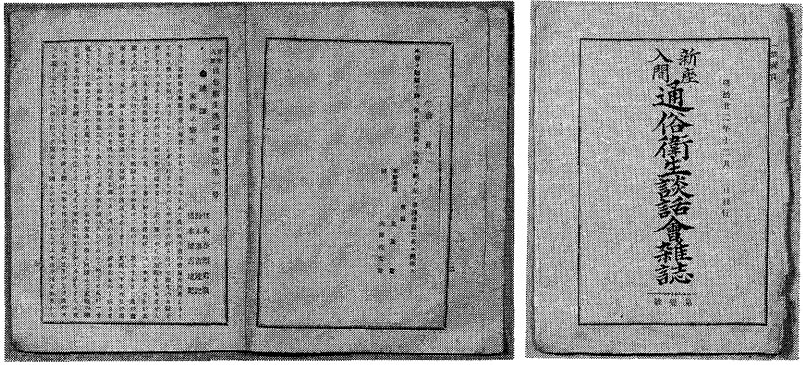


写真5-40 通俗衛生談話會雜誌

明治二二年四月二七日、大和田町（新座市）普光明寺において、「新座郡通俗衛生談話會」の発会式が行なわれた。この会は、大和田警察署長大内熙賢の尽力によって設立され、その主旨を次のようにいう。

況ク^{ひら}摂生保健ノ道ヲ研究シテ衆人ニ告ケ、以テ其利害得失ヲ取捨シ、勉メテ天賦固有ノ健康ヲ保持シ、国家ノ利益各人ノ快樂ヲ^{たも}僭ニセント欲ス
 （「新座郡通俗衛生談話會會則」『新座市史』第三卷 五六四ページ）

したがって、会の目的も健康を保持し、衛生上の智識を普及拡張することになっていった（第一条）。このため、衛生上の演説、討論、講義を行なう集會をもつことになっていった（第二条）。また会員は、毎月一〇銭の会費を払うことになっていった。和光地域から、この会の創立には下新倉村の柳下伊平太が加わっていた。

新座郡通俗衛生談話會は、五月に「遺伝の話」、「身体の健康は飲料液の注意」、「一家の衛生と公衆衛生」などの題目が、県衛生課や郡衛生主任、医師本橋直春、稲垣安秀によって話された。その後、会には入間郡も加わり、新座・入間通俗衛生談話會と称した。この会は、一〇月二二日、普光明寺で開催され、会員三五〇余人が来会したという。会員は、大和田警察署長および署員、同警察署所轄の町村長をはじめとして役員、衛生組長、小学校教員、開業医、その他有志の者からなり、組織も鞏固であったという（「新座入間

通俗談話会の開催』『新座市史』第三卷 五六八〜九ページ)。

明治三〇年四月、「伝染病予防法」が公布された。これに関連して、埼玉県では六月三〇日に、「伝染病予防法令施行細則」、「衛生組合規則」、七月一〇日に「清潔法細則」が定められた。国内の防疫体制は、伝染病予防法をもって完成したといわれている。

白子村会では、明治三〇年七月二十九日、白子村の衛生組合規約の制定に対し、次のような議決を行なった。衛生組合規約は、県が制定した衛生組合規則によって制定することとし、衛生組長および代理者は無報酬であり、執務したとき日当として五〇銭支給し、村長以下はこの半額とする。そして、消毒薬や立会人の手当は公費で支弁することとし、予防雇人夫一人を置くこととなった(明治二二〜三三年度「白子村議事会議録」)。

白子村は、衛生組合を七区(大字白子を三区、大字下新倉を四区)に分け、区ごとに衛生規約を制定したらしい。大字下新倉第三区衛生組合の規約は、八月二〇日に北足立郡長の認可をうけていた。この規約の内容はわからないが、衛生組長は田中兼吉であった。明治三二年八月二十九日には白子村各区の衛生組合の組長および代理者が改選された(表5―55参照)。

新倉村には、「衛生組合規約」(桜井晃家文書)が現存している。この規約では、組合の設置理由を「衛生組合規則ニ従ヒ、清潔方法・消毒方法・其他伝染病予防施行ニ関シ協同施行スル為メ」(第一条)としている。組長は、清潔方法・消毒方法を実施するとき、器具・薬品などを準備し、看護人がいなかったり、生活に困窮する伝染病患者には看護人を選定するとともに、医薬を提供することになっていた(第一一、一三、一七、一八条)。さらに毎年二回、組合内の未種痘者を調査して種痘をさせ、組合費や組合共有財産の管理にあたらなければならなかった(第二〇、二一、二二条)。また、井戸・上水は所有者か使用者が毎年一回以上浚渫することや、下水溝渠・井戸周囲・井戸流・

表5-55 白子村衛生組合組長・代理者氏名
(明治32年)

地 区	区 別	氏 名
大字白子 第1区	組 長	富 沢 権 治 郎
〃 第2区	代 理 者	柴 崎 又 一 郎
〃 第3区	組 長	富 沢 小 左 衛 門 郎
〃 第3区	代 理 者	富 沢 沢 治 郎
大字下新倉 第1区	組 長	新 坂 龜 藏 市 郎
〃 第2区	代 理 者	榎 本 弥 次 郎
〃 第3区	組 長	石 田 仙 藤 四 郎
〃 第3区	代 理 者	田 中 下 利 五 郎
〃 第4区	組 長	柳 清 水 岩 丹 三 郎
〃 第4区	代 理 者	高 橋 中 兼 吉 造 郎
〃 第4区	組 長	吉 田 下 谷 三 郎
〃 第4区	代 理 者	柳 田 中 八 百 藏

(「衛生組長及代理者名通知」田中四郎家文書)

台所流は各戸において掃除・浚渫するなど、清潔の保持を義務づけられていた。万一伝染病患者が発生したときは、医師の診断をうけ、村長または警察官に通報しなければならなかった。このように、衛生組合規約は、公衆衛生に関する費用を町村に負担させないで、人びとに転化させるものであった。

消防組合

明治一九年一二月、埼玉県では消防組織編成規則が制定され、各町村に消防組が編成された。この規則によれば、消防組は警察署所轄内において一町村に一組もしくは数組が編成され、消防組の名称は町村名を冠称することとした(第二、三、四、六条)。さらに、消防組の組織や維持の方法や消防器具や経費の支弁方法についても、警察署を経て県庁に届出て、認可を受けることになっていた(第五条)。

和光地域では、明治二〇年一〇月二十九日、下新倉村三番組が、北足立郡を管轄していた大和田警察署に正副頭取の許可願を出していた。このとき下新倉村三番組の頭取は田中兼吉、副頭取は田中新八であった。翌月七日には、「埼玉新座郡下新倉消防組合規約」(田中四郎家文書)を制定していた。

この規約によれば、下新倉消防組合は、全村を四組に分け、総人員二五六人、役員八人であった(第二、三条)。

このときの役員は次のとおりである。

頭取 田中新八 副頭取 柳下焔造

世話掛 田中藤吉 石田仙次郎 野浦新七 高橋丹三郎 田中兼吉

田中権右衛門

消防夫は、半纏はんてん股引ひきに頭巾および手甲てこうをつけ、足袋(または草鞋)をはいて消化活動を行なった(第一八条)。使用していた消火器械の種類とこれに従事する人員は、表5-56に示した。

消防上に関する費用は、頭取、副頭取および世話掛が協議して、戸別割負担とした(第一四条)。また消防組は、火の見番を置き、出火を頭取に信号で知らせ、毎年二月五日には消防出初式を行ない、警察官の点検を受けることになっていた(第二四、二五、二七条)。明治二三年当時、大和田警察署管内(新座郡・入間郡の一部)には、消防組合が一三か町村で五二あり、総員四四四八人であった(「大和田警察署処務一覽表」埼玉県行政文書 明704)。

明治二七年二月一〇日、消防規則が公布された。これは従来の市町村条例による義勇消防組の設置を廃止し、消防組は市町村単位に設けられ、知事の管掌するところとなった。知事は消防組の指揮・監督権をもっていたが、実際は警察署長がこれにあたることになっていったし、消防体制が全国的に統一されることになった。埼玉県は同年五月一〇日、「消防組規則施行細則」を定め、組織、器具、服装などが統一され、近代的な消防体制が完成することになった。また、明治三四年四月六日、消防組設置区域および定員が定められた。和光地域の

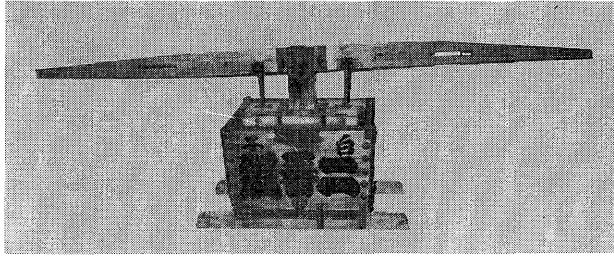


写真5-41 消防ポンプ

村々に設置される消防組は、新倉村が第一部から第四部まであり、定員が二一四人であった。白子村には「大字白子」(定員一〇〇人)と「大字下新倉」(定員一二〇人)の二つの消防組が設置されることになった。市域の消防組については、明治三十七年二月二四日に制定された「新倉村式番組消防細則」(星野茂家文書)によって見ていくことにしよう。

新倉村式番組は、頭取、副頭取が各一人、世話掛四人、消防夫四二人、予備員四人、総人員五二人からなっていた(第三条)。指揮・命令は、頭取↓副頭取↓世話掛↓消防夫となり、理由がなく出火場所に行かなかった者、出火の信号があっても怠けたり何か理由があって出場しない者などは、違約者として過料が課せられた。職務上で負傷したり死亡した場合、村内一同が協議のうえ、応分の手当が支給されることになっていた(第四〇七、一六条)。

消防組が負担するものは、①消防器械修繕費、②消防上に関する消耗費、③出初式および臨時点検費、④火之番費の四つに限られていた。そして、組合員の負担が一円五〇銭以下のときは、毎戸均等割とし、これ以上のときは等級割とした(第八条)。明治三五年の新倉村式番組消防費は、見舞金、高張提灯ちやうちん、ろうそく代などで三円七八銭かかったが、この費用を五一軒の戸数割とし、一軒について七錢五厘を徴収していた。

警察署 廃藩置県のころ、警察権は司法省が掌握し、各県には聴訟課が置かれ、そこで警察事務が行なわれた。県で行なわれてい

た警察事務は、江戸時代のときのように裁判・検察・監獄の事務を含んでいた。明治五年八月になると、神奈川・埼玉・入間の各県をはじめとして、全国に裁判所が設置され、検事局が置かれると、裁判と検察の機能が警察

表5-56 明治20年 消防器械及び人員(下新倉消防組合)

消防器械	個数	人員
水筒	4個	12人
吐手	40個	20人
梯子	4挺	4人
又口	4本	4人
鷹張	16本	6人
高丈	4本	4人
燈籠	4本	4人

このほか雑役60人がある。
(田中四郎家文書「埼玉新座郡下新倉消防組合規則」より作成)

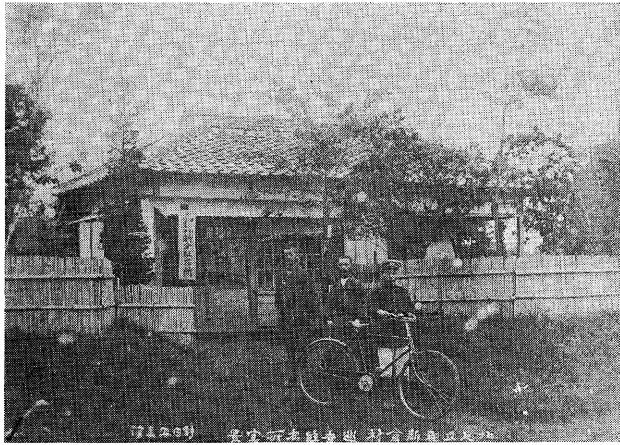


写真5-42 浦和警察署新倉駐在所

から分かれたのである。九月には司法省に警保寮が置かれ、全国の警察が警保寮の管轄となった。明治六年十一月、内務省が設置され、翌年一月に、警保寮は司法省から内務省に移管された。

明治八年三月七日、行政警察規則が制定され、一般に捕亡吏などの名称が選卒ちゆうそと改称されることになった。行政警察規則は一〇月に改定され、警部が府県に置かれ、選卒は巡査と改称されたのである。このような警察制度のもとで、和光地域と警察の関係を見ていくことにしよう。

入間県の聴訟課に捕亡方(のち捕亡吏)が登用されると、行政区の小区ごとに捕亡方の指揮に従う捕丁、捕丁手伝が配置された。明治五年十一月、各大区に取締組が設けられ、捕丁にかわって選卒が配置され、見張番所も設けられた。このとき和光地域では、見張番所は白子村に設置された。

明治九年一二月、合併後の埼玉県は、一二の警察出張所を設置し、各出張所に四々八の屯所を管轄させることにした。和光地域は、第二大和田出張所所轄の第四白子屯所の管轄となった。第二大和田出張所所轄には、第四一所沢屯所、第四三大和田屯所、第一一大井分屯所、第一二志木分屯所もあった。翌年一月には内務省達により、出張所は警察署、屯所は分署と改称されることになり、埼玉県では二月にこれを実施した。白子屯所は、大和田警察署白子分署と改称されたのである。白子分署は当時、敷地が一〇坪で、建坪は

六坪にすぎず、民間の家屋を借用したものであり、ここに巡査が五人配置され、一か村を統轄した。

明治一五年六月、埼玉県は警察運営の合理化を行なうため、警察署・分署の整理統合を行ない、県内では一五警察署・一四分署とした。和光地域は、所沢警察署大和田分署の所轄となり、白子分署にかわって白子交番所の担当地区となったのである。一九年一〇月には大和田警察署白子交番所となり、志木交番所とともに、三五町村、五〇三一戸（二万九一九人）を管轄することになった。

明治二二年の町村制施行による町村合併で、警察署の管轄区域も変更された。大和田警察署が管轄していた地区は、新座郡と入間郡の一部であったが、入間郡下南畑村（富士見市）だけが川越警察署の管轄となっただけで、その外は変更がなかった。当時警察署は、管轄している地区について、二一項目にわたって調査をしていた。調査項目は、強盗・窃盗・放火から役所関係の文書往復、町村の戸数・人口、学校・教員・生徒、質屋・料理店などの諸営業、鍛冶・遊芸人・俳優などの職人、乗合馬車・人力車、それに神社仏閣から教会所・説教所に至るまでの数値が記入されていた（「大和田警察署処務一覽表」埼玉県行政文書 明704）。

明治二九年四月、郡廃止法施行により、従来の郡が統廃合され九郡になったことにもなって、警察署・分署の名称と位置および管轄区域の改定があった。大和田警察署は所沢警察署の大和田分署となり、管轄町村は大和田町、片山村、膝折村、内間木村、新倉村、白子村、保谷村（以上北足立郡）、宗岡村、水谷村（以上入間郡）となった。

明治三五年、警察署は郡を単位に置かれることになり、埼玉県では同年六月一日から警察署・分署の管轄区域の改定を行ない、九警察署一七分署となった。ここにはじめて一郡一警察署制が確立したのである。このとき大和田分署は、浦和警察署大和田分署となったのである。明治三四年六月、内務省訓令で警察署・分署所在地でない地に、巡査駐在所のほか巡査部長派出所を設けることができた。大和田分署管内では、三五年六月一日に一〇の駐在所が設置さ

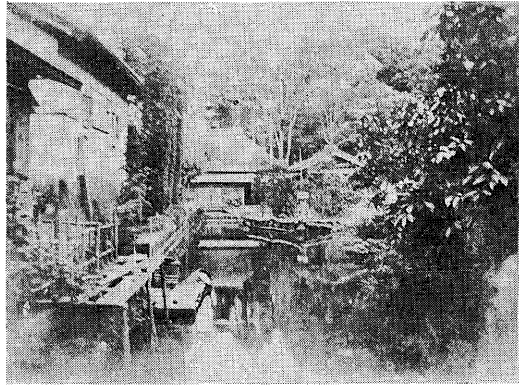


写真5-43 白子川の水車場（明治43年）

れることになり、和光地域には白子村と新倉村に駐在所が設けられたのである。

水車

和光地域ではすでにのべたように、水車営業は江戸時代から行なわれており、明治二〇年一月のとき、水車場が各村に設置されていた（第一章第三節参照）。その後農業生産の発展にともない、水車の需要が多くなり、白子村では水車場が新たに設置されている。明治二一年一〇月、富沢儀三郎は同村字宿きに湧水を利用する水車場を、三一年一月には富沢俊が同村字牛房観音下に白子川（大川）の水を利用する水車場を、それぞれ設けている。また、字滝河原に設置されていた水車場は、明治二〇年のとき、営業人が柴崎平助（東京府日本橋区居住）であったが、二三年三月には大畑新五郎（膝折村）、二八年八月には大畑三郎兵衛（膝折村）と、営業人が変わっていた。

白子村では水車を回わすため、白子川や湧水を利用していった。しかし、末流が耕作田の灌漑用水として使われている場合、水車の運転が停止されていたところもあった。明治二六年一月七日、吹上観音下を流れる下関川に水車を設置していた柳下利八は、毎年三月一日から八月三十一日まで、降雨などで用水を利用しないときを除いて、関樋を閉じ、水車の運転を止める誓約を白子村常設委員とかわしている。誓約書ではこの期間に、ひそかに以樋を開いて水車を運転することがあれば、水車に鍵をかけることになっていた（「誓約書」田中四郎家文書）。

和光地域の水車営業人がいつ頃から仲間を結成していたか不明であるが、明治三〇年四月には水車仲間が会議を開

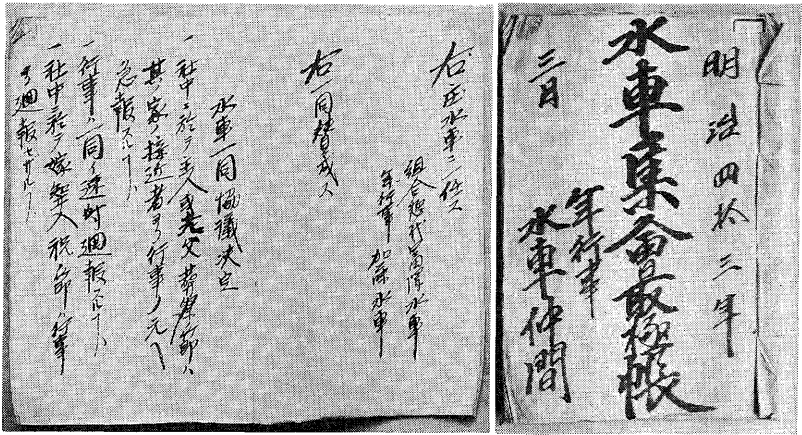


写真5-44 水車集會取極帳

表5-57 白子村水車春賃
(明治39年)

	春賃
米	2.5
糯米	2.8
唐土	2.8
並	2.3
下	3.3
林	3.5
春	3.8
割	13.0
竹	
並	
小	

注、春賃は1斗あたりの代金
(「同業水車集會取極帳」富沢俊一郎家文書)

き、春賃と運賃を決めていた。表5-57は、このとき決められた春賃である。この表によると、春賃で最も高いのは小麦であり、米の五・二倍もしたことがわかる。また、この表の春賃は一般用のものであり、営業者の春賃は一斗について二厘から六厘安く決められていた。

表5-58は粉の運賃である。江戸時代から明治末期まで、荒川や新河岸川の舟運を利用して多くの物資を東京方面に送っていたが、物資の多く集まった日本橋までの運賃は一駄について二〇銭であった。舟運と比べて陸上輸送は高く、白子から所沢までの運賃が三二銭、清戸(東京都清瀬市)までが二〇銭五厘、田無(東京都田無市)までが二二銭五厘であった。また、白子村周辺から戸田及び蕨町と芝宮河岸までの運賃も決められていたのである(表5-58参照)。

明治四〇年一一月に臨時會議を開き、春賃及び運賃を改訂している。春賃は一斗あたり二銭から七銭値上りし、米三〇銭、糯米

表5-58 白子村水車精米麦運賃(明治39年)

		その2		その1	
		戸田及巖町行	芝宮河岸行	1 駄ニ付	
		銭	銭	12	13
白子	から	20	7.1	16	17
牛房	から	21	8.6	17	18
俵久	から	23	9.1	18	19
百向	から	19	6.2	19	20
吹上	から	18	5.1	20	18

注、運賃は1 駄三駄あたりの代金

(「同業水車集会取極帳」富沢俊一郎家文書)

三五銭、春挽割四五銭、小麦一五銭となった。運賃は、駒込・追分行が一九銭二厘、本郷・下谷行が二二銭、内外神田行が二二銭八厘、浅草・日本橋行が二七銭、音羽行が二二銭八厘となり、一駄あたり三銭から七銭値上りしたのである。しかし、白子村周辺から芝宮河岸までの運賃は、白子から五銭、吹上から四銭、牛房から六銭、俵久保から七銭と、一銭一厘〜二銭六厘値下りしていた。

水車仲間の運営は、年行事が中心となって行なっていたようであるが、明治三九年のとき年行事は並木梅吉であり、四〇年のときは「増田水車」であった。

家屋取調

和光地域には、連合戸長役場時代に作成され、明治末年まで使われた「家屋取調帳」が残っている。家屋の取調は、家屋に異動が生じたとき、各区の組頭と総代人が連署した「家屋取調書」を戸長役場に届出しなければならなかった(「家屋取調書」下新倉村第三区 田中四郎家文書)。この届出に基づいて、「家屋取調帳」に修正が加えられていったのである。

「家屋取調帳」は上新倉、下新倉、白子の三か村残っているのではなく、下新倉の字浅久保、西浅久保、富士越、丸山台、浅川のうち六九戸、白子の字坂上、宿上、小山越ノ上、越ノ峡、宿、市場、城山、北城山、白子、市場峡、南市場、市場下のうち一〇九戸しか残っていない。これらの戸数は、明治二二

表5-59 明治期白子村民家規模

坪	白子	
	下新倉	白子
70以上	1	1
60~70	0	2
50~60	1	2
40~50	6	1
30~40	7	9
20~30	22	36
10~20	22	37
10未満	9	21
計	68	109

(「家屋取調帳」)

年時の戸数と比べ、下新倉は三三パーセント、白子村は七六パーセントに相当するので、家屋について大方の傾向はつかめるだろう。

表5-59は、「家屋取調帳」に記載されている家屋について、規模別に表したものである。この表によれば、下新倉では、家屋は二〇坪台と一〇坪台に二二戸ずつあり、この二つの層で六五パーセントを占めていることがわかる。白子でも、二〇坪台に三六戸、一〇坪台に三七戸と、二つの層で七〇パーセントを占めている。家屋の平均坪数は、下新倉が二二・八坪、白子が二〇・四坪となり、下新倉の家屋がやや大きい、双方とも一〇〜二〇坪台にまとまりを見せているといえる。

建坪が大きい家屋は複数の部屋をもち、蔵、物置など付属屋を多くもっているが、建坪が小さい家は部屋の数が少なく、付属屋も少ない。家屋の規模と付属屋の関係を見ると、蔵があるのは、下新倉では二〇坪以上の家であるが、白子では三〇坪以上に見られる。物置は、下新倉では一〇坪以上の家にあるが、白子では一〇坪未満の家にも少し見られる。これらの差異の理由はわからない。

図5-12は、白子村字小山にある農家の平面図である。母屋には、居住部分(一九坪余)と土間(一〇坪)及び厩(七坪余)があり、付属屋には外面を土で厚く塗った土蔵造りの塗家(六坪)と物置(九坪)及び肥場(八坪)があった。この家は、明治九年時の土地所有高(田六反二畝、畑二町二反二畝、宅地一反一畝)で、白子村内で七位に入る上層農民であった。また、白子村字宿で豆腐商を営んでいる商家の平面図を図5-13に示した。この家は、居住部分が八坪余、土間が五坪であり、付属屋は八坪余の物置があるにす

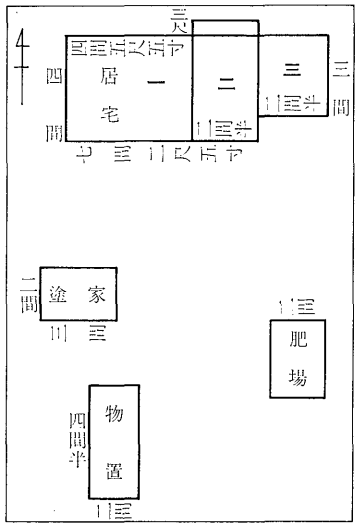


図5-12 白子村農家平面図

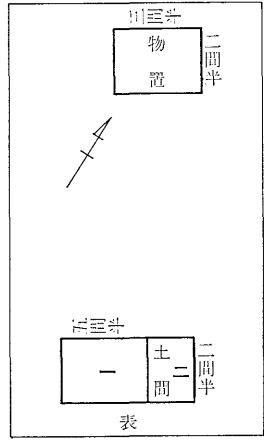


図5-13 白子村商家平面図

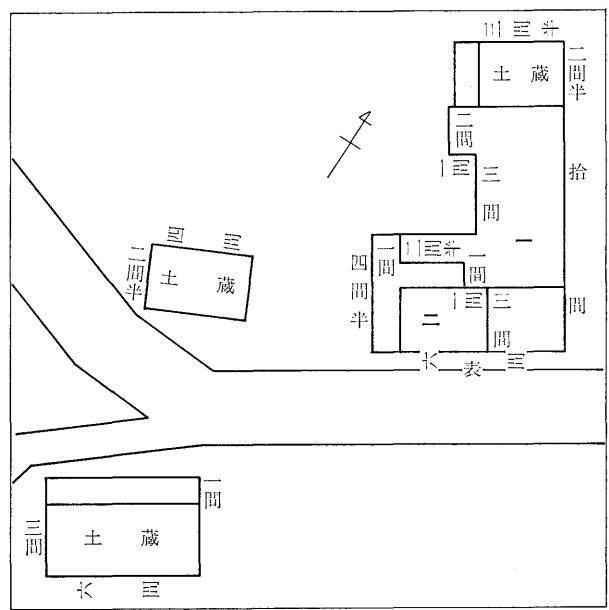


図5-14 白子村商家平面図

ぎない。川越街道に面して店舗（荒物商）を構えている例として、図5-14を示した。

明治二三年の水害

埼玉県では、明治期に大きな水害が三回（二三年、三一年、四三年）あった。ここでは二三年（一八九〇）の水害について見ていくことにしよう。

表5-60 新座郡水災被害一覧（明治23年）

	被害戸数				被害反別(反)		
	湛水	流失	無難	合計	田	畑	合計
志木町	28	0	472	500	720	100	820
膝折村	10	0	370	380	800	2	802
内間木村	154	0	208	362	889	1,200	2,089
新倉村	9	0	213	222	203	231	434
白子村	16	0	196	212	226	227	453
計	217	0	1,459	1,676	2,838	1,760	4,598

(埼玉県行政文書 明707)

明治二三年八月は、上旬から天候が不順だった。和光地域で天気がよかったのは数日しかなく、毎日にわか雨が降っていた(『地福寺 日並記』明治二三年八月)。八月二二日は前日から降っていた雨が激しくなり、二三日になると県内の利根川や荒川の堤防が決潰し、多くの被害が出た。利根川では、堤防の決潰は二五一か所、総延長三二九四間(約六〇〇メートル)となり、橋梁の流失は九六か所に及んだ。荒川では、堤防の決潰は二五か所、総延長三〇三九間(約五五〇メートル)となり、橋梁の流出は一一六か所であった。この洪水による被害は三二六か町村にのぼり、死亡者が一六人、家屋の流出が七二〇、毀損倒壊家屋が二三七五となった。このほか、耕地宅地は六〇〇〇町歩を失い、一二四町歩が荒蕪地となったのである(『埼玉県議会議史』第一巻)。

北足立・新座郡の水害は五五か町村に及び、家屋の被害は湛水一三三三戸、潰家二戸であった。耕地の被害は、田地が三一四六町一反余歩、畑地が二〇四町一反余歩であった。新座郡には九町村あったが、このうち五町村に水害が及んでいたのである(表5-60参照)。新座郡で被害が最も大きかったのは内間木村(朝霞市)であった。内間木村の被害は、湛水戸数が四三パーセント、耕地では田地が六八パーセント、畑地が四二パーセントとなっていた。内間木村を除く他町村の水害は、家屋の被害が八パーセント以下であるが、耕地の被害は様々であった。各町村における耕地の被害を示すと志木町では、田地が九六パーセント、畑地が七・二パーセント、膝折村では、田地が七二パーセント、新倉村では、田地が二〇パーセント、畑地が一五パーセント、白子村では、田

地が二三パーセント、畑地が八パーセントであり、内間木村と同様に志木町、膝折村の耕地被害は大きかった。とくに田地の被害は七〇パーセント前後に達するほど、大きかったのである。

これに対して、新倉村と白子村の田地被害は二〇パーセント台であり、他の三か村に比べて著しく低かった。また白子村では、大字下新倉しか被害をうけていなかった。

荒川の改修

明治二三年の水害が契機となって、県内では利根川や荒川の改修工事請願が相ついで行なわれた。これの中には和光地域に関連するものもあった。明治二三年一月、北足立郡美谷本村・土合村・大久保村（以上浦和市）、同郡植水村・馬宮村（以上大宮市）、新座郡内間木村（朝霞市）、入間郡宗岡村（志木市）、同郡南畑村（富士見市）の各村長が、荒川通りの白子村大字下新倉地内字雑丹袋あざの開削を知事に請願したのである。この理由は、請願書（「荒川線河身改修之義ニ付請願他関係書類」柳下満家文書）で次のようにいう。

荒川は地方税によって、これまで堤防改良工事を行ってきたが、場所によっては土砂が堆積し、河床が高くなり氾濫しやすくなっている。とくに川が折れ曲り迂回していると、大雨のとき河水が堤外へあふれ、堤防が欠潰したり樋管を破損したりする。雑丹袋付近では、一六〇〇余間（約二九〇〇メートル）にわたって荒川が折れ曲り、流れは悪く、逆流さえ生じている。そこで新しく掘り割りを一五〇間（約二七〇メートル）ほど作り、荒川を一直線の流れにしてほしい。そうすれば、高低差があるので、河床が深くなり、流れも良くなって、上流沿岸の村々は水害を免れることができる。

この工事は、「河身改修工事計画書」（柳下満家文書）によれば、のべ工事人夫が五万一〇〇〇人、総工費九六五四円を要するが、請願書を提出した八か村が工事人夫一万五四〇〇人を出し、その他の費用は地方税で賄ってほしいという。この八か村は荒川沿岸の村であり、明治二三年の水害をうけていた。北足立郡の六か村は、湛水家屋が五〇三

戸、耕地は平均して田地が四三パーセント、畑地が三九パーセントの被害をうけていたのである。

これに対して、白子村大字下新倉の全住民（二〇七人）は、一月八日、工事の停止を知事に請願した。この理由は次の二点にまとめられる。

一、二三年の水害は県下広範に及び、県民は極度に疲弊しているが、復旧のために臨時地方税も負担しなければならぬ。こうした状況のなかで、雑丹袋だけ改修しても水害防止の効果はない。この工事を実施すれば、上流沿岸の地域には水害がなくなるが、下流沿岸では「莫大な不幸」が免れない。

二、雑丹袋に新しく堀割ができる、耕地が分断され、共有地の芝地は「齒砂不毛ノ瘠土」になるおそれがある。それに、新河岸川の水量が激減し、舟便が使用出来なくなり、沿岸の商いは衰微してしまう。

このような反対があったが、堀割工事請願は採用されることになった。しかし工事がなかなか実施されなかった。で、明治二五年六月、美谷本村ほか六か村の村長は、二六年度中に工事が施行されるよう、知事に追願したのである。このとき南畑村が参加していなかったが、その理由はわからない。雑丹袋の堀割工事が完成したのは、鉄道開通によって舟運が衰えた大正期に入ってからであった。

明治三一年七月、荒川の水害を予防するため、北足立郡の沿岸町村で、「荒川急水警報規約」（星野茂家文書）を制定した。この規約は、荒川及び入間川の急水を予知するため、秩父・大里・入間の各郡役所に出水の模様を電報で知らせてもらおう特約をし、荒川の水害予防及び農作物収穫の便宜を得ようとするものであった。参加町村は美谷本村ほか二一か町村であったが、一〜三か町村で電報を受信する組合を作ることになっていた。和光地域では、白子・新倉の二か村で受信組合を作り、入間郡役所から発信された電報を板橋電信局で受信し、それを白子村から新倉村へ知らせていくことにした。また各町村には連絡のため「伝報夫」を置き、伝達の迅速化に努めた。そしてこれらの費用

は、各町村ごとの負担としたのである。

「荒川急水予防規約」は、明治三三年七月に県の認可をうけたので、関係町村は翌月、この事業について次のような請願を行なった。堤防が堅牢であったのは昔のことであり、山林の濫伐や樋管の老朽化などで水防事業が困難になっている。治水事業は県下の公益のために実施するものであり、沿岸の町村が施行するものではないが、「荒川急水警報規約」を県の事業として継続させ、費用は県費をもって支弁することを希望した。この請願の採否は不明であるが、このように人びとは自らの生産を守るため、県に請願を行なっていった。和光地域では、県の直轄工事や補助工事など荒川の改修工事は、明治四〇年に入ると急速に増加していった。

吹上観音

下新倉にある吹上観音は、和光地域の人びとの信仰を集め、滝不動・牛房観音とともに、江戸時代の化政期（一九世紀前半）には江戸の近郊遊覧の範囲となっていた（『和光市史』通史編上 六五九ページ）。毎年、二月一八日、七月一〇日、一二月一〇・一八日の四回開かれていた市は、太陽暦が採用されてからは三月一八日、八月一〇日、一月一〇・一八日と一か月遅れで行なわれることになった（『諸願届控』田中四郎家文書）。市はごくまれに、休みになったり、延期されることがあったらしい（『地福寺 日並記』八一、一〇三ページ）。

市の日は参詣人が多く集まり、境内には露店が出されたり、見世物が興行され賑わいをみせていた。明治二九年四月八日に行なわれた吹上観音開帳では、境内を「念仏堂ヨリ」、「本堂ヨリ第壹番」、「東明寺丑寅角ヨリ」、「本堂ヨリ未申方坂上北方」、「鐘撞堂ヨリ南東」、「鐘撞堂ヨリ南西」、「仲町上ヨリ」、「旧東明寺入口」、「仁王門脇」と九つの区画に分け、一区画に三〜一二の露店が設置され、その数は五五を数えることができる（『吹上観世音開帳商人店割扣』石田栄一家文書）。

吹上観音開帳に要する費用は、近在の商人や職人、境内に露店を設けたものの奉納によって賄われていたようであ

る。明治二九年のとき、奉納された金額は四五円三五銭、幕や会合費など諸経費が四五円二五銭五厘かかり、ほぼ収支はトントンであった（吹上観音開帳ニ付商人奉納姓名名扣）石田栄一家文書）。

明治三九年四月八日から一五日まで行なわれた開帳では、奉納したものは、商人が九九人、商人連中・行商組合が三、香具師世話人であり、その金額は三八円一五銭となった。奉納した金額が多いのは、香具師世話人（五円）、雖商人連（三円五〇銭）など仲間や団体であったが、横曾根村雛屋田島市太郎のように個人でこれらと同額を奉納するものもいた。このほか奉納した商人は、和光地域のものが二〇人ほどで、その他は浦和、与野、志木、練馬、赤塚など近郷のものであった。少数ではあるが、浅草や駒込の商人も露店を出していたのである（『和光市史』史料編三二六一〜二ページ）。また四月三日と四日には、芝居も興行されていた（『吹上芝居入費扣』石田栄一家文書）。この



写真5-45 吹上観音開帳関係帳簿

芝居の上演題目など詳細は不明だが、近隣の人びとが出演する村芝居だったらしい。

吹上観音の市を運営していたのは、世話人とよばれる人びとであった。彼らは奉納金を預り、露店の割りふりなどを行っていたのである。ときには商人たちに提灯の寄付が求められていた。提灯の正面には「吹上正観世音菩薩」と書かれ、裏面には寄付に応じてくれたものの名前が記されていたのである。明治三九年の世話人は、赤塚帳元・友山貞蔵、練馬帳元・川嶋七兵衛、地元・石田兼蔵であった（『吹上観世音縁日挑灯奇附人扣』石田栄一家文書）。

開業廣告

各位處對豫爲快賀。至。一。新倉村。二。白子村。三。板橋。四。交通機。五。當地方。六。交通不便。七。新運。八。今。九。輕便。十。乘合。十一。馬車。十二。開業。十三。左。十四。區。十五。內。十六。路。十七。方。十八。通。十九。交。二十。通。二十一。機。二十二。以。二十三。本。二十四。區。二十五。有。二十六。之。二十七。開。二十八。業。二十九。日。三十。持。三十一。御。三十二。業。三十三。車。三十四。マ。三十五。取。三十六。マ。三十七。取。三十八。マ。三十九。取。四十。マ。

一開業
發車時間及賃金表

白子發	午後五時五分	午後十二時
全一區五分	全一區五分	全一區五分
全二區五分	全二區五分	全二區五分
全三區五分	全三區五分	全三區五分
全四區五分	全四區五分	全四區五分
全五區五分	全五區五分	全五區五分
全六區五分	全六區五分	全六區五分
全七區五分	全七區五分	全七區五分
全八區五分	全八區五分	全八區五分
全九區五分	全九區五分	全九區五分
全十區五分	全十區五分	全十區五分
全十一區五分	全十一區五分	全十一區五分
全十二區五分	全十二區五分	全十二區五分
全十三區五分	全十三區五分	全十三區五分
全十四區五分	全十四區五分	全十四區五分
全十五區五分	全十五區五分	全十五區五分
全十六區五分	全十六區五分	全十六區五分
全十七區五分	全十七區五分	全十七區五分
全十八區五分	全十八區五分	全十八區五分
全十九區五分	全十九區五分	全十九區五分
全二十區五分	全二十區五分	全二十區五分
全二十一區五分	全二十一區五分	全二十一區五分
全二十二區五分	全二十二區五分	全二十二區五分
全二十三區五分	全二十三區五分	全二十三區五分
全二十四區五分	全二十四區五分	全二十四區五分
全二十五區五分	全二十五區五分	全二十五區五分
全二十六區五分	全二十六區五分	全二十六區五分
全二十七區五分	全二十七區五分	全二十七區五分
全二十八區五分	全二十八區五分	全二十八區五分
全二十九區五分	全二十九區五分	全二十九區五分
全三十區五分	全三十區五分	全三十區五分

右廣告候也

白子輕便乘合馬車會

写真5-46 輕便乘合馬車の開業廣告

白子輕便乘合馬車

和光地域において人びとが利用した運輸・交通機関は、幕末のころは荒川・新河岸川の舟運と駕籠であったが、明治に入ると、人力車が利用されるようになってきた（第一章第一、四節参照）。さらに、多数の乗客をみこして、路線を運行する乗合馬車が各地で走るようになってきた。明治十三年二月、白子乗合馬車が開業した。白子乗合馬車の路線は、白子村から板橋を通り、万世橋（東京都千代田区）、馬喰町（東京都中央区）を経て、浅草雷門に達するものであった。この頃、中山道や日光街道にも乗合馬車が往復し、東京・板橋間の運賃は一〇銭、東京・浦和間は三〇銭であったという。

白子乗合馬車がいつまで営業していたか不明であるが、明治二二年頃、東京・川越間に乗合馬車が開通していた。この乗合馬車には、万世橋から板橋、白子、大和田など一三の停留所が設けられ、運賃は、万世橋から白子までが一六銭、赤塚・白子間が二銭、白子・膝折間が四銭であった（表5-161参照）。また、馬車は毎日万世橋を午前六時三〇分と午後二時の二回発車していたのである。

明治二〇年代に入ると、乗合馬車に代わって馬車鉄道が普及していった。馬車鉄道は、路面にレールを敷設して、その上に馬車を走らせるの

で、乗合馬車に比べて二倍の速度を保ち、乗りこちもよく、舵取りの必要がなかった。埼玉県ではじめに馬車鉄道が開設されたのは、千住馬車鉄道であった。千住馬車鉄道は明治二六年二月に開設され、営業区間は千住（東京都足立区）から粕壁（春日部）までであった。

表5-61 東京・川越間運賃表

下板橋	八銭	膝折	二〇銭	亀久保	三二銭
上板橋	一〇銭	野火止	二二銭	藤間	三六銭
練馬	一二銭	大和田	二四銭	川越	四〇銭
赤塚	一四銭	藤久保	二八銭		
白子	一六銭	大井	三〇銭		

便乗合馬車の「開業広告」(『和光市史』史料編三 二五九〜二六〇ページ)によれば、営業区間は白子から板橋まで

とし、運賃はこの区間を三区に分け、一区が五銭、半区が三銭とし、全区間が一五銭であった。発車本数は一日に六便ずつあり、白子の始発が午前五時三〇分で、午前中には二時間ごとに四便(七時三〇分、九時三〇分、一一時三〇分)あり、午後は二時と三時三〇分の二便であった。板橋の始発が午前七時で、午前中に三便(九時三〇分、一一時三〇分)、午後には二便(二時、五時三〇分、六時三〇分)あった。

白子軽便乗合馬車は二台で運行し、馬車は一頭立であり、座席が両側にあり、片側に六人ほどすわれたという。この時期に、東京市内では東京電気鉄道(明治三六年八月開通)の発展によって、馬車鉄道がしだいに姿を消していった。和光地域でもこの波は避けられず、白子軽便乗合馬車は、明治四三年限りで廃止された。

第六節 日露戦後の社会と村政

1 戦時経営と戦後経営

戦時経営事 明治三十七年（一九〇四）二月、勃発した日露戦争は、三十八年一月旅順占領、三月奉天大会戦、五月対馬海峡でのバルチック艦隊との会戦を経て終息し、九月にはポーツマス条約を締結し、ようやく戦争に区切りをつけた。つまり明治三七、三十八年は日本の国をあげての総力戦の時期であった。

この時期の戦争と和光地域の村々のかかわりについては前述した。この節では戦争中の村々の経営がどのようなものであり、それが戦後にどのように影響してゆくか、という点を中心に、北足立郡を中心にみておこう。もちろん和光地域もその一部として、同じ推移を示したことはない。

北足立郡が戦時中行なった戦争協力体制づくりの行政指導は、戦時講話による農事改良と人心の統一、伝染病予防の講習、学校教員の農作物害虫駆除の講習、補習教育の奨励、徴兵適齢者である壮丁の学力向上のための講習などであった。戦時講話は明治三十七年三月一日より開始され、各町村巡回講話が実施され、郡内六七か町村で平均一村二二六人の傍聴人があった。三十八年五月には膝折村に周辺町村の人々を招集し、農事奨励や病虫害駆除の励行につき講話が開かれたが、もちろん戦時食糧の増産を意図したものである。

伝染病予防に関する講習は、町村役場事務と関係が深いため、三十七年三月、郡役所に各町村の吏員、衛生組長らを集め、一週間にわたって開設している。出席者は一一七名、無欠席で講習証を得たもの八七名に達したという。講演

は伝染病院、隔離病舎取締心得、消毒法などで、三八年に流行した伝染病の予防には、この講習の成果が応用されている。旧来からの伝染病防止の意味と、戦争による外地からの病気の流入に対する対応が、この講演の目的であったように思われるが、町村経費緊縮のため衛生費は削減され、それほど実効があがったとは思われない。

農作物害虫駆除は非常時であるため学童も動員され、まずその講習を小学校教員が受けることになった。三八年六月には各小学校長を郡役所に召集し、農事試験場技手による講習が行なわれ、これを契機に、生徒らも駆除に動員される。

小学校卒業者に対する補習教育が奨励されるのもこの時期からで、学校の休日または夜間にこれら青年の補習教育が開始される。教育内容も時局に応じたもので、講習参加人員は五六五人にのぼったという。白子小学校では明治三八年二月四日にはじめて開設されている。徴兵予備軍であるこれら青年層の教育程度の向上は、高度化する軍事技術や産業技術の担い手となるためにも、是非とも必要であった。

このことは、直接的には適齢期をむかえた壮丁の学力向上も急務となる。北足立郡では三八年七月に各小学校長に指示し、農閑期または夜間の講習を行なうことになっている。当時はいまだ自分の名前の書けないもの、日常必要な文章を書けないもの、簡単な加減乗除のできぬものが多く、郡役所の指示で三八年中に講習を開設した小学校は二三校、受講した壮丁は一三八人であった。郡内六七か村に比較すれば少ない数値である。壮丁教育は戦後も継続される。

国庫債券の応募

日露戦争の膨大な軍事費は、主に外債によったが、内債も募集された。各町村は兵士として労働力を国家に徴集される一方、物資や軍事費のうえでも戦争に協力せねばならなかった。

とくに戦争遂行のための軍資金は、特別増税のみでまかないきれず、後述のごとく貯金を奨励したり国債を発行

表5-62 新倉・白子村の国債応募状況

村名	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	合計	募入比
新倉村	応募額 二、九五〇 募入額 二、〇五〇	二、七五〇 八〇〇	四、〇二五 一、二二五	四、八五〇 五〇〇	四、八五〇 五五〇	一九、四二五 五二五	26.4%
白子村	応募額 九、九五〇 募入額 五、七〇〇	八、〇五〇 二、四二五	八、四七五 二、八七五	一〇、五〇〇 一、九二五	一〇、九五〇 一、四〇〇	四七、九二五 一四、三二五	29.9%
北足立郡	応募額 一、〇三七、六七五 募入額 四九九、九七五 配当額 五九四、六七〇	八二〇、九二五 二七、七七〇	八八五、四二五 二八九、三七五	二四一、〇二五 一五三、二七五	三四六、五二五 二六三、八七五	三三三、一五五 一九四、二七〇	22.4% 30.6%

〔北足立郡時局紀事本末〕下巻〕

し、強制的に各町村に割り当てることによって補おうとした。全国各県で実施されたこの方法は、埼玉県でも行なわれ、時局経営事業の一環として奨励された。この国債募集は五回にわたって行なわれたが、その結果をみれば表5-62のようになる。

埼玉県から北足立郡に配当された募集額は、第一回目は五九万円余、この額に郡長が見込額を加え七九万円余として、郡下各町村に配当した。国債に関する専任書記をおき、郡内を九区にわけ督促担当区域とし、昼夜をわかず督促し、あるいは町村長を召喚して督促を加えた結果、応募申込額は一〇三万円余に達したという。

第二回目は郡配当額五九万円余に対し、八二万円余の応募額、第三回は七九万円余の配当に対し応募額は八八万円余、明治三八年二月発行の第四回国債は、北足立郡配当額は九六万円余に対し一二四万円余の応募となり、同年四月の第五回は配当額九六万円余に対し、一三四万円余の応募額に達していた。

このように毎回、いづれも予定以上の応募は、「一意国家ノ急ニ応セントスル護国ノ精華」(北足立郡時局紀事本末)下巻)とみられ、督励に奔走した当局者の誇るところであった。だが、現実の募入額は応募額にははるかにおよび、配当額にも達しないものであった。

北足立郡全体で五三三万円余の応募がありながら、実際の募入額は一一九万円余にすぎず、その応募額に対する割合は二二・四パーセントにすぎなかった。埼玉県から北足立郡に配当された総額三九〇万円余に比較しても、実際の募入額は三〇・六パーセントにしかあたっていない。いくら「挙国一致」のかけ声で強制されたとはいえ、農村自体が戦争に対応する条件が整っていなかったことを示す一例である。

新倉村、白子村は郡平均以上に国債の購入に努力がはらわれている。だがそれでも新倉村の実際の募入額は二六・四パーセント、白子村は二九・九パーセントであり、戦時下の農村の一般的状況を示していた。

白子村勤儉貯蓄組合の結成

北足立郡において勤儉貯蓄の励行が督促されたのは明治三四年(一九〇一)八月である。冠婚葬祭の奢侈は、人口の増加、諸費の膨張による支出の増加に、勤儉貯蓄をもって対処しようとしたのである。そのため、貯蓄の目的は一は不慮の災害に備え、他は殖産興業の資にあてようとするもので、郡から貯蓄組合の準則が示され、各町村で設立が督促されていた。

白子村ではこれをうけて同年一二月六日、白子村勤儉貯蓄組合を組織した。組合長は田中勘左衛門村長、勧誘委員は貯蓄の勧誘につとめ、富沢権治郎、柴崎頼治郎、柴崎龍蔵ら村会議員及び村内有力者達であった。このほか庶務担当者もあり、組合本部は役場内におかれ、まさに官製の貯蓄誘導団体であった。

加盟者心得によれば、組合員は住居衣服飲食等に要する費用は、つとめて節約を行い、余った金は貯蓄し、「冠婚葬祭等ニ関シ虚礼仮飾ニ属スルモノハ、総テ之ヲ廃止シ、専ラ質素儉約ヲ守リテ、其余金ヲ貯蓄」(北足立郡白子村)

勤儉貯蓄組合規約」田中四郎家文書）することになっていた。そのため節約細目を設け、年中行事や冠婚葬祭、出征軍人の送迎、普請、雨乞い行事などの儉約を申し合わせている。

さらに組合員の平常心得をきめ、火の用心、正直に身を修めること、法律の遵守、博奕禁止から大酒や夜遊びの禁止にいたるまで統制し、最後に「本村人民ニシテ此規約ヲ遵奉セサルモノハ、総テノ交際ヲ謝絶ス」（前同）としていく。つまり村落共同体の規制を発動し、儒教的道徳を守ることを誓約しあっているのである。この組合は新倉村にはない。白子村の場合、明治四〇年当時の組合員は二七〇人、貯蓄額も三五八円一四銭に達していた。当時この種の組合は郡内で三九団体組織されている。

本来、この組合は、目的にもあるように、個人生活の破綻を救うためのものであったが、役人主導で行なわれたことにみられるように、やがて国税または府県税の、あるいは町村税の不納を未然に防ぐ保証の意味をもたらされていく。そればかりでなく、明治三七年（一九〇四）二月、日露戦争の勃発にあたって軍資欠乏を補うものとして、一層の勤儉貯蓄が奨励され、個人生活の保証的意味は逆転し、国家経済の補助的な意味をもつのである。

北足立郡全体では明治三四年、八二円五五銭であった勤儉貯蓄額は、三六年には二二二四円余に、三七年度には三九一七円余、三八年度は三月現在、五一〇四円余に増大する。このほか郵便貯金も奨励され、明治三九年度の白子郵便局の貯金者は一五三二人、金額にして三万〇二四〇円余に達していた。北足立郡の同年度は二万五六二六人が、四二万四円余の貯金をしており、これも戦時中は軍資の一部に転用されたのである。

町村財政の緊縮

日露戦争の発生が地方に与えた影響は兵士、物資、軍資の徴発のみでなく、地方経済に深刻な影響をおとすにいたる。軍事費の膨張のため、明治三七年（一九〇四）三月、非常特別税法が發布され、増税が強化されるとともに地方経費の緊縮が命ぜられるのである。

そのため町村財政上の歳出が極力おさえこまれ、歳出額の減少が一見、地方負担の軽減を生み出したような錯覚をもたせながら、その内実は地域発展の必要経費を切り捨て、問題を後にのぼして戦争協力の体制を、財政的にも確立しようとするものであった。

北足立郡は三七年四月八日、膝折村役場に新倉村、白子村はじめ周辺町村の召集を命じ、町村予算の緊縮を指示している。郡下全般で三六年度の予算総額二二万四五八九円に対し、各町村より縮小して提出された予算額一七万円余を、さらに郡役所の指示で一五万円余に減額を命じている。しかし、現実にはそれほど縮小できなかったらしい。三七年度の現実総予算額は一七万円余であった。それ故三八年度の総予算の緊縮額は、わずか二四六七円でしかなかった。

緊縮のための歳出入の項目に対する指示は省略するが、歳入面では国家財源として取り上げた地租に対する町村の課税を制限し、歳出については今まで最大の費目であった役場費の減額、土木費の修繕中止、治水費の減額、教育費の減額が主とされている。これらの点について白子村をみれば、三六年度の経常費決算額三〇二三円余に対し、三七年度は二三一八円余に、三八年度は二七六三円余に減少する。新倉村は白子村より減少率は高く、三六年度歳出額三八二五円に対し、三七年度は一九五四円、三八年度は一五六一円となる。三九年度の村財政もこの緊縮の延長にあり、もっぱら土木費、教育費にしわ寄せが及んでいた。

まさに、「一時町村ノ負担ヲ軽減シ、其余力ヲ存セシムル所以ノモノ（中略）、時機ノ際会スルニ応シ、更ニ国庫債券ノ応募及戦時財政ノ資ニ向ケントスルニ外ナラ」（前同）なかった。財政上よりみれば、白子村以上に新倉村の戦争協力への熱意が感じられる。

時局と教育

町村財政緊縮のしわよせを、最も多くうけたのは教育費であった。なぜならば「町村費中、其過半ヲ占ムルモノハ教育費」(『埼玉県北足立郡時局紀事本末』下巻)であったからで、新事業は中止もしくは繰りのべられ、不急なる備品の購入は延期され、運動会などの行事費は全廃され、学務委員の報酬や教員旅費に節減が加えられた。

北足立郡では小学校舎の建築を中止させ、正教員一七人、准教員七人、代用教員八人を無能者のラク印をおして辞職させ、校舎不足の小学校は二部授業を指示している。この指示で、二部授業の体制をくんだのは白子村の東輝尋常高等小学校ほか一七校で、このほか校舎建築中止のため、教室狭隘きょうあいとなり二部授業を始めたものが四校あった。東輝尋常高等小学校でも明治三七年六月一日より二部授業を開始した。

当初、この二部授業の効果について疑問視するものもあったというが、結果は思ったほど悪くはなかったという。しかし、成績不良校を九校も出している。悪影響が大きかったことは数字に表われない面にも及んでいたことからもうかがえるのである。

二部授業の思わぬ利益もあったという。教室狭隘の学校は一教室を前後二回に使用できたこと、中産以下の家庭で家事手伝や子守のため子供を使うことができるようになったこと、一家二人の就学家庭でも交互に出席できるようになったこと、弁当の用意をする必要がなくなったこと等である。これらは二部授業の利益として報告されているが、むしろ、当時の農村の現状を無視し、就学率の上昇を強制した無理が、二部授業で解消された安堵感あんとくを告白したものとなっている。当然のことながら登下校時の団体的行動に支障を来たし、授業時間の減少が教育程度の低下に連なる危険性をもっていた。この点、後の史料からも、同世代の教育程度の低さが指摘されている。

そのため、戦争終了と同時に二部授業は即時廃止される。白子村では明治三八年五月一日に廃止になっている。廃

止と同時に再び学校新築が督励され、教育費中心の町村財政の膨張が開始された。

日比谷焼打事件の余波 日露戦争は国民的な開戦論の高まりのなかで勃発したが、キリスト教徒や社会主義者の間に反戦論や非戦論がなかったわけではない。社会主義者は平民社を組織し、平民新聞を発行し日露開戦に反対した。

当時、平民社は日露戦争下の政府・警察当局のきびしい迫害にもめげず、新聞のほか、『平民文庫』の発刊、社会主義研究会の開催、伝道行商を行ない、このほか演説会、地方遊説、普通選挙請願運動などを推し進め、社会主義思想の普及、日露戦争に反対する非戦運動の展開につとめていた。活動資金を得、思想普及のための行商伝道では、三年七月一日荒畑寒村が草加で警官の妨害に逢っており、彼らの行動は当局の監視下におかれていた。

北足立郡長も白子村長に書を送り、社会主義者渡辺政太郎ほか数名が、その主義普及のため遊説しているので注意するよう命じている。社会主義者は学校を借りて幻灯会を開き主義を伝道し、非戦論を鼓吹するから、教員や生徒はこの集会に出席させないだけでなく、学校その他の場所を提供しないようにせよ、というのである。白子村、新倉村は恐らく大勢に順応したものと思われる。この非戦論や普通選挙運動の封じ込めによる戦争遂行をはかった政府は、戦後、条約締結をむかえてこんどは逆に開戦論の人々から反発をくうにいたった。

明治三十八年（一九〇五）九月五日、頭山満、河野広中らが主催して、東京日比谷公園で開かれた国民大会が、ポーツマス条約の内容を不満として暴動化するのである。この大会に集まった民衆は警官と衝突し、大会閉会后、国民新聞社、内相官邸、キリスト教会、警察署、交番、派出所の七割を焼打ちし、暴動は翌日まで続いた。そのため軍隊が出動し鎮圧したが、負傷者五〇〇人、死者一七人、検束者約二〇〇〇人に達した。この事件は戦時下の重い負担のわりには得るものの少ないとみた、民衆の累積した不満が形をかえて爆発したものといわれている。

東京に隣接した北足立郡では、この動きに敏感に対応し、東京での暴徒の横行は埼玉県の場合も、「将来伝播ノ虞ナキニシモアラサル」（明治三三〜四四年「訓示内訓親展」）ため、煽動や誘惑にのらぬよう、前もって村びとに訓諭することを命じている。単に東京の近接地としての地理的な意味のみでなく、北足立郡もまた不満爆発の可能性を秘めていたものと思われる。

戦後経営

明治三十九年一月一日、『埼玉新報』は社説で「戦後経営即戦前経営」なる表題を掲げ、戦後の日本のあり方を論評した。戦後経営の方策をきめるのは急務であり、挙国一致これにあたるべきであるという。

しかし、戦後経営といってもそれは戦前経営ということもできる。なぜなら戦前経営の良さが日露戦争の勝利に連なつたことを知れば、戦後経営は戦前経営の延長でなければならぬ。それ故戦後経営すなわち戦前経営である。

日露戦争の結果、わが国は一等国たる実力と名誉を得たが、今後、諸外国との交渉はますます頻繁にならうから、一層実力を養成しなければならない。戦前同様、商工立国をめざし産業の拡大をはかるべきであるという。『埼玉新報』は代表者川上参三郎、取締役練木市左衛門、監査役中村悦蔵ら現越谷・春日部地域出身の政友会系の人々を中心に、県内における同党の代弁者的立場にあった。

同月七日、日露戦争を遂行した山県有朋系の官僚を中心とする桂太郎内閣にかわって、政友会総裁の西園寺公望が内閣を組織した。政友会から原敬が副首相格で内務大臣に就任し、国内行政の指揮をとり、企業熱の高まりを背景に、鉄道建設・改良、電話拡張、河川改良、産業奨励、教育拡充などの積極的な戦後経営にのり出した。日露戦争によって「攪乱」された地方行政と民間経済の、改善と発達をはかるため、町村事務の簡素化と産業振興がはかられるのである。「民間経済の発達」は戦後経営の主眼（『埼玉公論』一九八号）であった。

国内で戦後経営が明るい展望のもとに語られているとき、出征していた兵士たちは次々に村に帰ってきた。明治三

九年四月二十九日、白子村では村内の兵事義会が主催し、小学校で戦死者追弔会並びに凱旋祝賀会が開催された。列席した出征兵士は七五名におよび、花火、剣舞の余興で慰勞されている。五月八日には地福寺で日露戦役忠死者追弔法^{ほう}会が執行され、遺族三人のほか役場吏員、世話人、有志三〇余人が出席し、戦死者の冥福^{めいふく}を祈った。北足立郡でも一月二三日に戦死追弔会が浦和で行なわれ、遺族一〇〇〇人、在郷軍人五〇〇〇人が出席した。日露戦争の直接の犠牲者は和光地域はいうまでもなく、郡内各地とも少なくなかったのである。

戦後の行政指導

戦争直後の諸行事が終わり、村々に平和が訪れると、再び戦前から継続していた近代化への指導が強められるにいたった。まず戦時中の荒廢からたち直るため、農業はじめ商工業の改善發達が主^ま題となった。

各町村農会をつうじ共進会、品評会への出品の奨励や農業技術の改善が具体的に指示される。後者の場合、短冊苗代の奨励、病害虫の駆除、予防、麦の黒穂抜取り、麦架乾法の実施、誘蛾灯^{ゆうがとう}の設置、蚕病予防消毒などである。産業組合も奨励され、農村經濟の自立化も志向されている。

一方、産業革命期といわれた日露戦前期より目立ちはじめた町村税はじめ地方税の、未納問題が地方行政にとって大きな問題になったのが戦後の特色である。産業革命による工業の飛躍と、その裏腹の農業の遅れとが、近代化の推進による負担増加を受けとめ得ぬ農村や村びとを多く生み出し、農村内の人々の階層分化を促していたからである。そのため地方財政の収入の途を狭め、地方債の發行を余儀なくし、その額は明治三八年十一月現在、全国で三八四一万円に達し、戦時中の増税による負担の重圧とともに、一層の負担を地方の人々に強いる結果となっていた。

北足立郡では戦時中、前述のごとく町村経費の緊縮をはかる一方、町村財政の収入の大部分を占める町村税の未納に悩み、三七年五月、各町村に滞納処分の実施を命じていた。しかし、戦時中、非常時ゆえ処分は見送られた町村が

多く、戦後経営が本格化する明治四〇年より再び積極的に指導されるにいたった。四一年度以前における北足立郡の町村税未納額は一万八六七円余で、五五町村にわたっていた。このことは地方税（県税）も同様であり、県税滞納者は埼玉県では三六六年に二八万人余となり、以来四〇年まで一向に減っていない。財産差し押さえ処分をうけた人々も、三九年には二二三〇人、四〇年に二九二九人に達したのである。

以上のような状況は、四〇年以降も解消されることはなく、四〇年水害や四一年の義務教育年限の従来の四年より六年制への延長、それに伴う学校建築費をはじめとする教育費の増大が地方財政を圧迫し、一層助長されて地方行政上大きな問題となってくる。そのため四一年二月には、北足立郡長名で「納税準備金積立組合」の設置が命ぜられ、各町村の有力者を中心とする納税組合の準則も示されている。

同年五月、郡長は地方団体の財政を整理し、財政の基礎を強固にすると同時に積極的事業を企画経営するために、行政上の緊急な指針として、次の諸点を指示していた。

① 地方経営に関する件。起債にたよらず町村財源を確保すること。土木費での大字協議費支弁を廃止し、町村費支弁とすること。非常特別税による課税制限のため、戸数割に矛盾がしわよせされ、負担が偏重になっているのは正すること。滞納や負債の整理は公共心にうったえ一致共同の精神を作興すること。産業組合、青年団体をはじめ矯風改善に関する諸団体を育成する一方、町村経営に関する各種の講習会を開催し、教育家、宗教家、篤志家を中心に公利公益をはかるべきこと等が強調されている。これらはやがて地方改良運動として全国的に展開されるのである。

② 兵役義務、召集経費に関する件。徴兵忌避者は増加しているがそれは教育ある学生に多いので各町村とも注意すること。召集諸経費は戦時中は町村の繰り替え支弁であったが、戦後は法律改正で兵役事務も経費も減少するはず

である。しかし応召者の事務は滞ることのないよう注意せよという。

③ 学事に関する件。義務教育は六年制に年限が延長されたので小学校設備は完備すること。小学校教員の住宅は従来ほとんど設けられていないので建設すること。埼玉県の子童はトラホームが多く、一〇〇人中一七人の患者があるので校医を設置し、衛生に注意すること。

④ 小工業に対する産業組合組織の件。北足立郡では農業について産業組合の組織化は開始されたが工業は皆無である。現在は大工業の勃興期であるので小工業に急激な変化を与えるゆえ、小工業の没落を防ぎ堅実な発展のため産業組合を組織すること。

⑤ 預金に関する件。埼玉県の四一年一月現在の郵便貯金は、預金者一二万人余、預金額一四七万円余で戦後急増し、成績は優良である。さらに一層、職工の賃金や勤儉貯蓄を奨励するとともに、国債の償還部分も預金するよう誘導すること。

⑥ 耕地整理の実施に関する件。耕地拡大と生産力の増大に注意すること。等であり、近代的軍事国家への成長のための地方的要請のすべてが網羅されている。これら六点はいずれも戦後ににおける地方経営の中心課題であった。

2 戦後和光地域の政治と経済

戦後和光地域の社会構造

戦後経営が積極化し、地方財政も膨張しはじめた明治四〇年代は、和光地域はいかなる状況下にあったのであろうか。北足立郡内における和光地域の位置づけに留意しながらこの問題を考えてみよう。

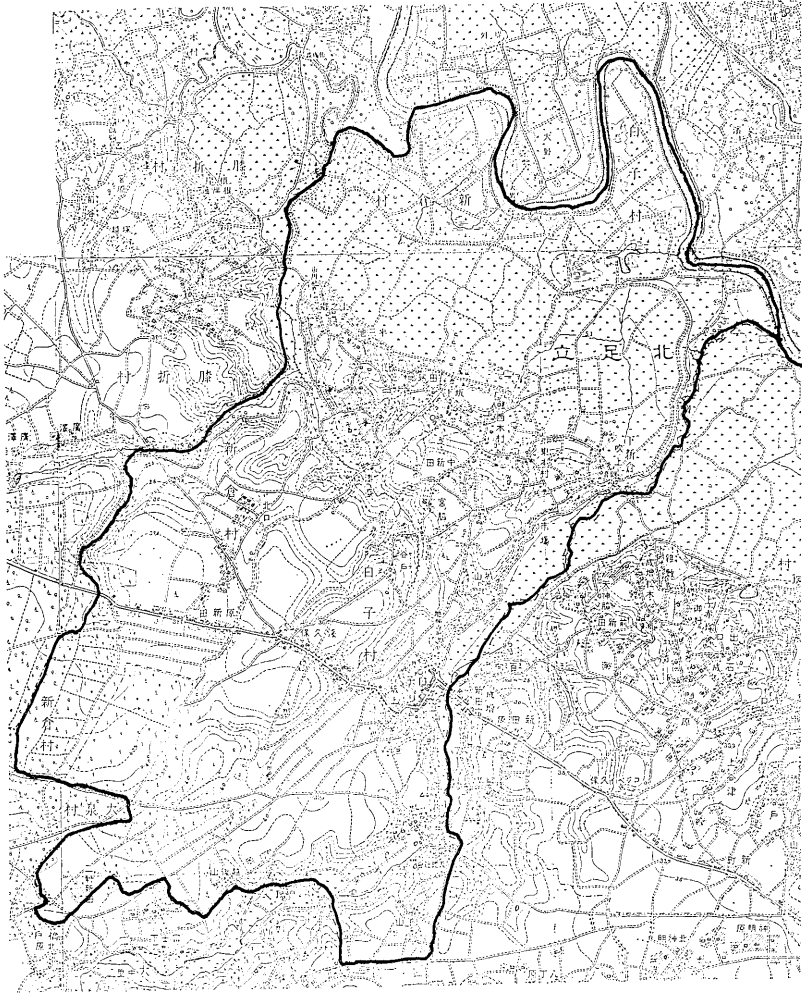


図5-15 明治42年当時の和光市域

明治四〇年末現在、新倉村の戸数は二四五戸、人口は一五七四人、白子村の戸数は三九〇戸、人口は二六四七人である。合計は戸数六三五戸、人口四二二一人である。これを三二年前の明治九年一月当時の数値と比較すれば、戸数で一・一倍、人口で一・二四倍である。戸数は明治期をつうじ停滞し、人口のみ漸増する。そのため一戸当り人口は六・六四人となる。この漸増傾向は新倉村より白子村に強く、一戸当り人数は新倉村の六・四二人に対し、白子村は六・七八人である。このような、新倉村の戸数及び人口の停滞傾向と、白子村の増加傾向は、その後大正期をつうじて一層強調される。なお、このことは後述する。

新倉、白子の両村は四〇年当時の戸数、人口とも、北足立郡下各村の平均戸数及び人口の五五六戸、三六一五人と比較すればわかるように、相当少ない小村である。ことに新倉村は郡下六六か町村のうち、笹目村につぐ小村であり、白子村も一五番目の小村であった。

当時の人口動態をみれば、大宮、浦和、川口、蕨などの町場の人口が増大し、農村部はその村に他より入ってきた寄留人口を、流出する人口（出寄留人口）が大きく上回っていた。新倉村では四〇年末現在、他村からの入寄留は七三人であり、自村から他県または他町村に流出した人口は二九二人に達した。白子村でも流入人口二七二人に対し、流出人口は四六六人を数え、地域経済が人口の増大を保証しえず、流出人口を多く出し、明治期をつうじて停滞的な小村の基本的性格を維持していたのである。

新倉村の生産

ところで新倉村について、当時の生産状況を北足立郡との対比でみてみれば、明治四〇年度の北足立郡の耕地比は水田四割強、畑六割弱の郡である。畑勝地ながら水田も比較的によく、新倉村はこの郡の平均的な比率を有する村であった。

これに対し、白子村は田二五パーセントに対し畑七五パーセントである。したがって和光地域は畑作の圧倒的な白

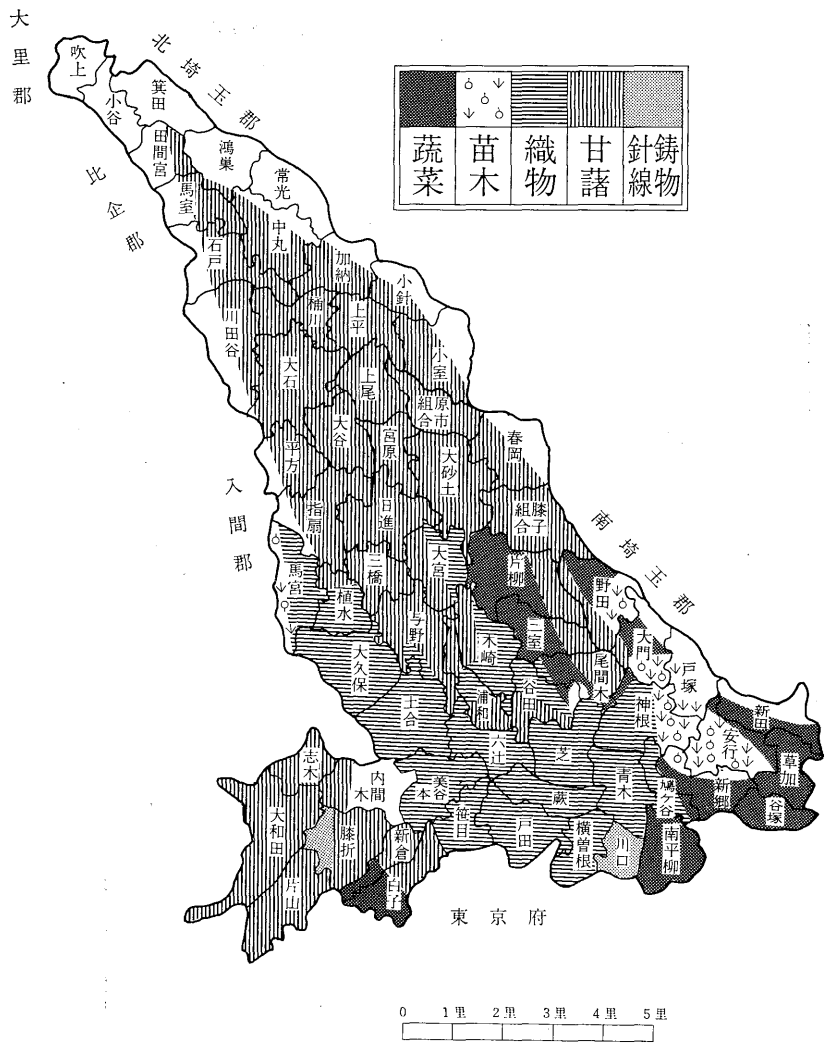
子村と、水田の相対的に多い新倉村との差が生産上の基礎にあり、近代を通じて各々の経済活動のうえに大きな影響を与えることになった。

明治四〇年末当時の、一戸当り耕地面積は郡平均一反三畝歩に対し、白子村は一反歩、新倉村は一反一六歩である。和光地域は小村であるばかりでなく農家の耕地規模も相対的に少ないという特色のあることがわかる。土地生産力は水田の場合、新倉村は反当り収量は一石一斗、白子村は一石である。この数値は全国的にはもちろん県内でも、当時としては低位であった。北足立郡の平均反当り収量は一石二斗二升余であり、平均以下ではあるが最低というわけではなかった。とはいえ、低生産力と同義に理解される低湿地帯の東武地域より以下であったことは留意されなければならぬ。

当時の生産状況をみれば、北足立郡は農業を基本にしながら工業も発展している。米麦中心の主穀作農業の生産額は、全生産額の五一パーセント強に対し、工業生産額は四八パーセントに達し、織物、鋳物、針線、酒類は産額を急速にのぼしつつあった。後にみるように、大正中期には工業産額が農産額を逆転する。

明治四〇年当時の北足立郡重要物産一覧略図(図5-16)をみれば、郡北部は主穀作地帯、中央部から旧新座郡地域にかけての甘藷地帯、南部の織物・鋳物地帯、東部の苗木・蔬菜地帯に大別されている。この区分によれば、和光地域は甘藷と蔬菜の混合地帯となっている。

このような特色を、農業についてその後の変化をみれば、図5-17のようになる。大正一二年当時の郡下の農業奨励現況を図式化したこの図によれば、和光地域を西端として草加地域までの郡南端地域の園芸作物地帯と、中央南部の主穀園芸混合作地帯、中央北部の主穀作地帯、郡北端部の主穀養蚕経営地帯とに四区分される傾向になっていたことが判明する。つまり、和光地域は明治四〇年代、大正期をつうじて園芸蔬菜栽培地域に純化される過程であったと

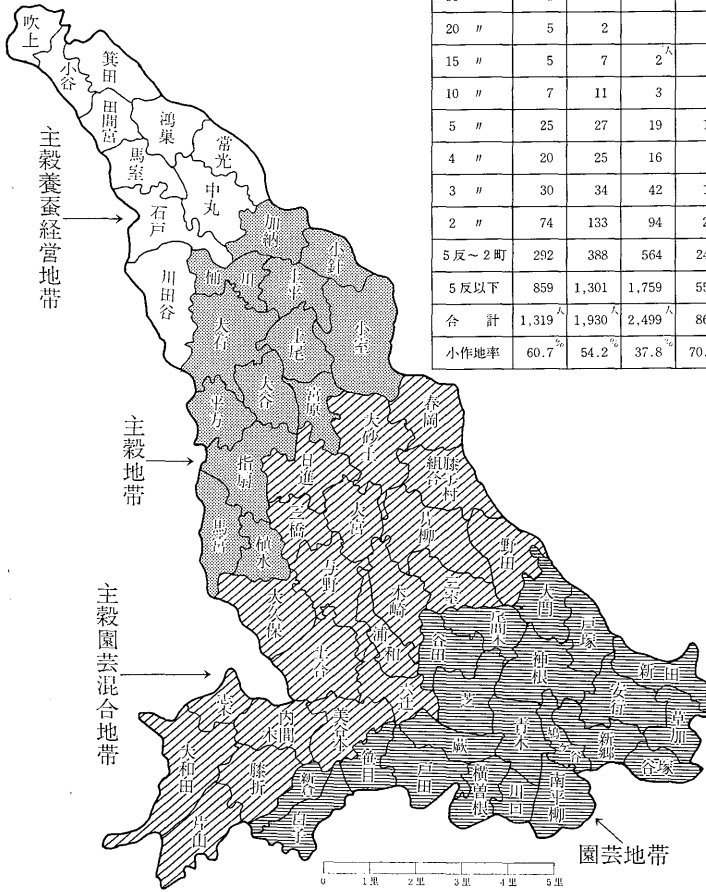


〔埼玉県北足立郡事一斑〕

図5-16 埼玉県北足立郡重要物産一覽略図

明治40年末 北足立郡内耕地所有別階層構成

	(東武低湿地帯) 草加・谷塚・新田	(中央南部地域) 南平柳・芝・戸田	(中央北部地域) 馬室・中丸・石戸	(和光地域) 白子・新倉	(全体) 北足立郡
40町以上	1 ^人				3 ^人
30 "	1	2 ^人			11
20 "	5	2			34
15 "	5	7	2 ^人		67
10 "	7	11	3	4 ^人	161
5 "	25	27	19	11	560
4 "	20	25	16	6	468
3 "	30	34	42	16	977
2 "	74	133	94	27	2,620
5反～2町	292	388	564	245	10,098
5反以下	859	1,301	1,759	558	25,677
合計	1,319 ^人	1,930 ^人	2,499 ^人	867 ^人	40,676 ^人
小作地率	60.7%	54.2%	37.8%	70.1%	48.2%

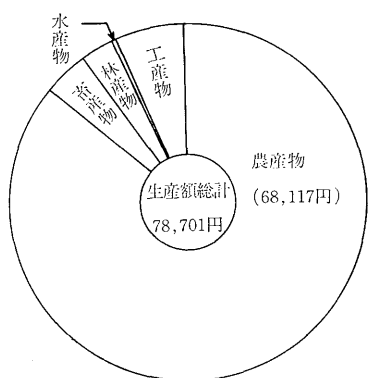


(大正13年『北足立郡誌』)

図5-17 北足立郡農業奨励区分図

いえるが、明治四〇年はこのような経済的特質形成の出発点にあたっていたとみられる。

この四〇年当時の農家の耕地所有別階層をみれば、図5—17上の表のとおりである。この数値は水田及び畑作地の各々の所有規模を合算したものである。そのため農家数は実数より多く、所有規模は少なく表示されているが、おおよその見当をつけるには支障がないであろう。表によれば、東部低湿地帯に大土地所有者つまり大地主が多く、ついで中央南部の織物と園芸作地域に地主の多いことが判明する。したがってこれら地域の小作人層も多く小作地率も高い。これに対し、中央北部の主穀養蚕経営の展開する地域は、大地主もおらず小作地率も低いという特色をもっている。この三地域と対照的なのが和光地域である。地主規模はもっとも小さく、わずかな中小地主と多数の小作人という小作地率七〇・一パーセントに達する特殊性をもった地域であった。



(大正4年「新倉村勢要覧」より作成)

図5-18 明治43年新倉村生産構成

同じ和光地域でも新倉村と白子村では異なる。白子村に地主が多く小作地率も高く、新倉村は地主少なく小作地率も相対的に低い。小作地率は白子村八〇パーセント弱に対し、新倉村五五パーセント強であった。このような異質ともいえる両村も、大正四年には新倉村も六三パーセント余に増え、白子村は六四パーセント強に減じ平均化される。しかし、やはり郡下で最高の小作地率を示す地域であることにはかわりはなかった。

明治四三年当時の新倉村の生産額比率をみれば、図5—18のようになる。図によれば、米麦の主穀作中心農業が主で、農産額は新倉村全産額の八六・六パーセントに達している。甘藷地帯として、やがて蔬菜地帯としての性格を強める村とはいえ、いまだその特徴が農産額の

うえに反映していないのである。新倉村は水田が相対的に多いため、主穀作から脱却しえず、蔬菜はその補充的な意味しか持ちえないことを暗示する。事実、新倉村は後述のごとく牛蒡ごぼうや甘藷の名前が喧伝けんでんされるわりには、白子村に比較し、蔬菜の占める地位はまったく低かった。四三年当時の新倉村は米麦以外では、牛蒡と甘藷、青芋が比較的多い生産をあげている。

白子村政の展開

日露戦後の村政の担当者は新倉村は鈴木左内、白子村は田中勘左衛門である。これら両村長のうち白子村は柴崎龍蔵である。白子村は柴崎龍蔵である。明治三九年四月現在の白子村村会議員は柳下伊平太、柳下幾蔵、田中新八、新坂亀蔵、山崎善太郎、柳下谷三郎、吉田文吉、田中藤四郎、庄栄太郎、富沢俊、柴崎頼治郎、高橋丹三郎の一二人である。新倉村は同時期、山田亀五郎、井口信吉、萩原茂兵衛、岡田源蔵、富岡綱太郎、桜井文蔵、桜井龍蔵、伊藤仁兵衛の八名が村会議員であった。戦後村政に関する記録は新倉村には皆無なので、白子村の議事録を手がかりに、当時の村政の特色をみてみよう。明治三九年四月から四三年までの白子村会の状況を、議事案件の変化でみれば次のようになる。

明治三九年	四月 五日	七月 五日	明治三九年度村予算議定ノ件
	五月 三日	六・六	同上
	五月二五日	六・六	明治三八年度追加予算議定ノ件
	一〇月一六日	八・四	明治三八年度決算認定ノ件
明治四〇年	二月二六日	九・三	明治四〇年度村予算議定ノ件

(開催日) (出・欠議員数)

七月二日 明治三九年度決算認定ノ件

二月二日 八・四 小学校増築工事ノ件、日露戦後記念碑建設認定ノ件

一二月一七日 一〇・二 学校増築ノ件

明治四一年 三月六日 八・四 明治四一年度予算議定ノ件、小学校新築設備ノ件

四月二〇日 一一・一 収入役満期後任ノ件

四月三〇日 九・二 村長満期後任ノ件

五月一八日 九・二 村長当選者辞退ニ付再選挙ノ件

七月一六日 七・五 明治四〇年度臨時種痘費支払ノ件、四〇年度決算認定ノ件、四〇年度罹

災資金決算認定ノ件

一〇月二日 七・五 明治四一年度追加予算ノ件、常設委員後任者選定ノ件

常設委員増員選挙ノ件、巡查借家料補助ノ件

学校小使増給ノ件、現小使辞職ニ付慰勞ノ件

一二月一八日 八・四 前村長慰勞ノ件、前収入役慰勞ノ件、小学校寄付受入レノ件

明治四二年 一月二日 六・六 明治四一年度追加予算ノ件

一月二二日 一〇・二 小学校増設敷地選定ノ件、建築工事費負担方法ノ件

一月二九日 一〇・二 水車導流堀敷借受ノ件

二月二日 八・四 小学校地実測ノ件、建築委員日当旅費ノ件、通学道路新設ノ件

(以下省略)

過半数の出席をえて成立した村会は、年度により差があるが、明治四一年をさかいに増加する。この増加は大正期に継続する。

明治三九年、四〇年は年度予算の決定や決算の承認が中心議案であり、四〇年一二月からみられる小学校増築議案が、四一年からの村会の頻繁な開催への序曲となっている。明治四一年から三年間の総議案件数は八九件、うち三九件が学校関係議案である。義務教育年限の延長に伴う校舎増設問題が、直接、村政に大きな影響を与えたことが判明しよう。ついで件数の多いのは村歳入出予算・決算関係の二〇議案である。追加予算案の多くなるのがこの時期の色でもあるが、これらは歳入のうちの重要部分を占める村税の賦課法に関する三議案、村長、助役、常設委員らの人事案件をも含めて、本来の村会で討議されるべき議案であった。

この時期の特徴はもちろん予算、決算及び町村税賦課法の動向にもあるが、むしろその他の議案に明確化されているといえる。例えば村起債問題（四二年一月）、基本財産蓄積条例の制定（同）、町村税未納者取扱問題、村医選定を含む衛生費問題、河身変更願（四三年九月）にみられる治水改修問題などである。これらは教育問題を筆頭として、いずれも当時の村政の重要課題であり、大正期へ継承されるのである。

村政の重要課題を個別的にみるまえに、村政を担当する場所としての村役場の事務の状況をみておこう。

役場事務の成績

埼玉県は明治二二年（一八八九）の新町村の成立以来、ときには知事や郡長が直接に、平時には郡書記が各郡内の町村に派遣され、役場事務の能率や整備状況を監督した。すでに明治二五年には、各町村について二六項目にわたり役場事務の成績を調査し、北足立・新座郡内の三四町村の等級がつけられていた（『和光市史』史料編三一七七ページ）。

この調査によれば六等に区分されたうち一等村はなく、二等村に白子村ほか六か村、三等村に新倉村ほか八か村が評価されており、和光地域の両村は郡内でも屈指の行政事務の整備した村々であった。調査項目のうちもっとも高い評価をうけているのは、新倉村で出納検査、会計事務監視、戸籍、陸軍召集事務、種痘普及、授業料徴収、学齢者就学、町村会情況などである。白子村は出納検査、勸業会実施を最高として、吏員勉否、役場内体裁、議員選挙、町村会情況などが高い評価となっていた。町村内情況は白子村が平均点なのに対し、新倉村が高点を得ており、村内的なまとまりは新倉村の方が勝っていたようである。

このような調査は明治四〇年にも実施されている。その結果を示すと表5—63のようになる。調査項目は町村全体の状況、吏員の勤務など七項目のみであるが、いずれの項目も甲、乙、丙の三ランクが付され、総合点数で各町村の程度が判定されている。表によれば、新倉村は予算決算の整理と出納整理及び現金保管が乙のみであり、他の項目は

表5—63 町村事務成績表(明治四〇年)

町村名	等級	全体ノ状況	吏員ノ勤務	事務ノ成績	予算決算ノ整理	造管物及財産ノ管理	簿書ノ整理並保存	出納整理及現金保管	総合点 甲 乙 丙
新倉村	甲	—	—	—	—	—	—	—	五二〇
白子村	甲	—	—	—	—	—	—	—	五二〇

(埼玉県行政文書 明2233)

すべて甲である。この結果は白子村もまったく同様であり、甲五点、乙二点の総合点は、郡内六六町村のうち上位より第一二、三位であった。北足立郡は県内の他郡と比較しても成績が良いので、新倉、白子両村は埼玉県でも役場事務は整備され、村全体の情況も問題がなかったようである。その意味で明治期をつうじて両村は優良村であり、後述のごとく新倉村が信用組合の運営をつうじ模範村に推薦されるだけの実績があったとみられよう。

新倉、白子両村が優良村であったということは、村内に矛盾がなかったということではない。むしろ矛盾をかかえながらも、有力者中心の指導体制がうまく矛盾を調整し、その爆発を回避しえた結果にほかならない。

矛盾とは地主と小作人との階級的対立や、大字間の地域的対立のみでなく、近代化、軍国主義化を推し進める行政によって、日々強化される負担の重圧などもそうであった。これら矛盾が解消しえたか否かはひとまず措くとして、暴発しなかった理由は、村内の村びと間の利害対立が少なかったことのほか、有力者の指導性やその逆の村びとの柔性、経済的発展の順調などがその基礎をなしたと思われる。それらを秘めつつ村政はとりあえず村財政の展開と関連するので、まず町村財政の推移をみておこう。図5-19がそれである。

図によると新倉村と白子村とは決算額に差があるが、傾向的には両村を合算した折線グラフがその特色を示している。明治二〇年代には一〇〇〇円以下の支出であった両村の歳出は、三〇年代にはいずれも増大する。三一年に両村合わせて三六九二円であった支出額は、漸増して明治三六年には六八四九円となる。日露戦争時は緊縮により四〇〇〇円台に減少するが、四一年には一挙に七八三円に増加する。その後、再び漸増に転じ村財政の膨張期をむかえるのである。

このような傾向は新倉、白子村に限らず、当時の町村財政の一般的な傾向であった。埼玉県の全町村の支出合計額

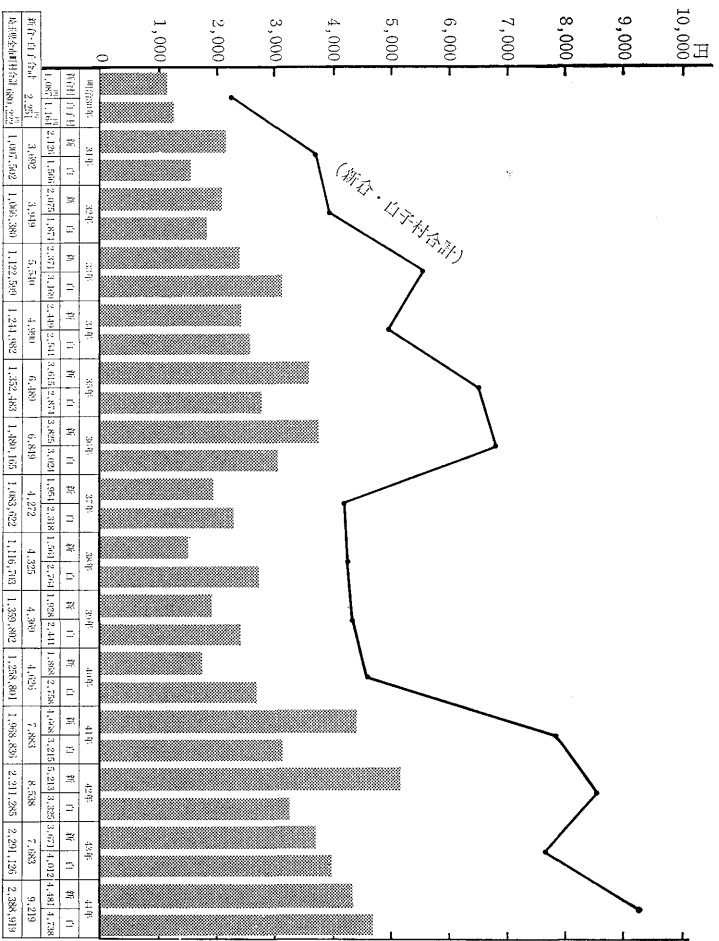


図5-19 新倉・白子村財政の推移

(『和光市史』史料編三 P186以下)

の変化をみても二〇年代が低く、三一年をさかいに急増し、その後漸増しつつ日露戦時の緊縮を経て、四一年より膨張するのである。さらにいえば、この時期の膨張は町村財政に限ったことではなかった。各府県の地方財政も国家財政もまた然りであった。地方財政も国家財政も、三〇年代から四〇年代にかけて膨張傾向にあり、両者の異なる点は、地方財政は戦時に緊縮され、国家財政は戦争遂行財政であるがため、一途に連続して膨張する財政であったという点である。

このように地方住民に転嫁される税負担のしくみは、町村財政のみならず府県財政もまた国家財政も膨張期をむかえたのであった。そのため村びとは、国と県と村との三重の膨張した財政の担い手として、三重の負担にあえぐことになった。このような状況につき、当時の新聞は次のように報じている。

「地方財政は年々膨張の趨勢を有するも、これが財源たる各種附加税は特別税法に依り、孰れも制限を加えられ居り、各府県市町村共、多くは其限度一杯に徴収し、制限を超え得る税目に対しても、既に増税の余地なき迄に賦課し居るを以て、社会の進歩に伴ふて企画すべき諸種の事業に対する税源に窮し、内務省に向つて特別税徴収の申請をなさざる府県は殆んど之れ無」〔埼玉新報』明治四一年一月一七日付〕

き状況という。有力税源をすべて国税に集中的に独占し、しかも貧しい地方財源さえ国家的制限を加えている状況がうかがい知れるのである。

租税負担の推移

そこで膨張期の財政の負担についてみてみよう。町村財政の歳入出のしくみはのちに詳しくみるが、歳入中の過半は町村税収入である。同じように地方財政もまた府県税が、国家財政では国税がその中心をなしている。

当時の白子村の場合、町村税は全歳入額のうち七八・七パーセントを占め、新倉村は六三・四パーセントを占め

る。これら町村税及び県税、国税の推移を、北足立郡についてみれば表5—64のようになる。

右の数値をグラフ化すれば図5—20のようになる。明治三一年から一〇年間に、国税負担は二倍となり、県税負担は一・七四倍、町村税負担は二・一三倍となっている。全体として一・九三倍の負担増となった。これを一戸当りの平均負担額にすると、明治三一年当時、一戸当り一六円五二銭九厘であった税負担は、四〇年には二八円七〇銭二厘に増加するのである。

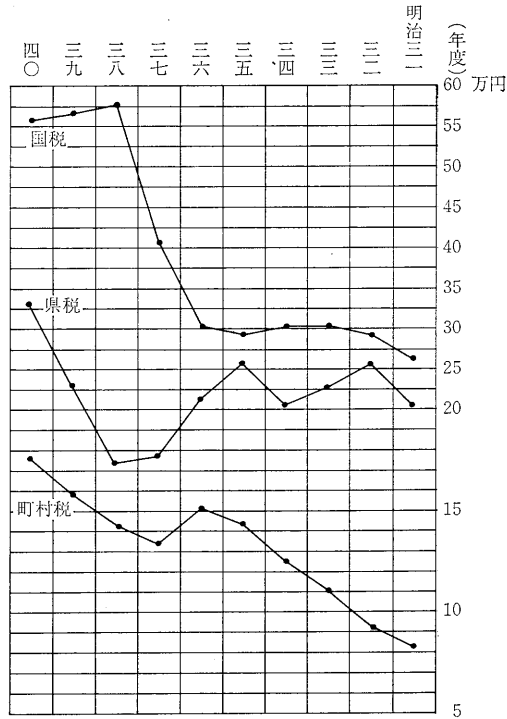
表5—64 直接諸税総額負担表

年	国 税	県 税	町 村 税	合 計
明治三一年	二六八、五五〇	一九四、五三五	八四、二四六	五四七、三三一
三二年	二九九、八一七	二六三、八一六	九四、九八六	六五八、六一九
三三年	三〇七、八二三	二二八、三一一	一一、五四六	六四七、六八二
三四年	三〇七、八八三	二二〇、二五一	一二七、九二九	六四六、〇六三
三五年	二九八、三三六	二六二、四四八	一四五、二四一	七〇六、〇二五
三六年	三〇六、六九九	二二一、四〇五	一五二、三八五	六七〇、四八九
三七年	四二一、二八四	一七八、〇五四	一三四、四七四	七三三、八一二
三八年	五五九、四七〇	一七六、六四四	一四四、〇〇九	八八〇、一二三
三九年	五七二、五五五	二三七、九七二	一六〇、〇三六	九七〇、五六三
四〇年	五三六、〇一八	三三八、二七六	一七九、三五八	一、〇五三、六五二

〔埼玉県北足立郡事一斑〕

時期の新倉村の国税、県税及び村税の負担総額の変化を示し、それに伴う住民一戸当りの負担額の推移を示したものである。

北足立郡の一戸当り負担額と比較すればわかるように、三一年当時の負担額一六円余は、四〇年に二八円余となり、四三年の新倉村は三三円余で、大正二年には三八円余にまで増大す



〔埼玉県北足立郡事一班〕

図5-20 直接諸税各年比較

されねばならなかった理由も、歳入のしくみをみることにより判明する。

次の図5-21・図5-22は新倉村及び白子村の、明治四〇年代における歳入出の比率をあらわしたものである。最初に歳出を白子村でみれば、四〇年から四四年までの五年間合計額のうち、最大の支出項目は四八・六パーセントを占める教育費である。つづいて役場費が三〇・九パーセントを占め、両費目で実に支出のほぼ八割を占めるのである。一方、新倉村をみれば、もっとも多い支出項目は土木費の三八・五パーセントである。教育費がこれにつき、役場費がこれについて多い。その他は会議費、衛生費、勸業費、救助費、諸税負担（郡費分担金）の合計額である。

る。物価上昇の比率との関連をみなければ正確にはいえないが、おおよそは膨張した財政のツケは確実に村びとを直撃したということができよう。ちなみに新倉村における大正四年当時の米価は、一石当り一二円四一銭であった。

歳入出の構造

ところで、当時の町村財政はどのようなしくみになっていたのだろうか。財政膨張という場合、膨張の原因が何であったかは歳入のしくみをみることにより判明しようし、負担が直接に村びとの肩に転嫁

両村の大きな相異は土木費の多少にあるが、新倉村は土木費七六七六円のうち四八〇〇円は江川樋管改築費であり、水田地域が多いために、用排水施設の工事に費用が多くかかることを示している。これに比較し、白子村の土木費はあまりにも少なく、ほとんど学校建設費として教育費に充当されている。北足立郡はもろろん埼玉県全体においても、町村財政中もっとも多額の支出を要したのは教育費であり、また土木費であった。なかでも教育費が多額であったことは埼玉新報に次のように報じている。町村費は

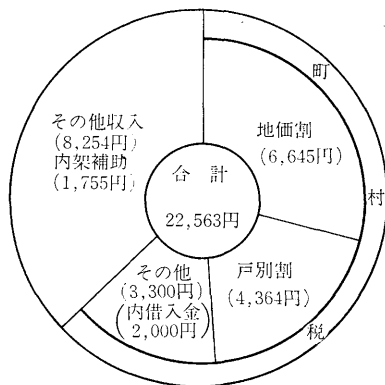
「年々膨張せり。就中最も恐ろしきは教育費にして、十年前七、八百円にて事足りし町村も、今日は三千円乃至四千円の巨額に達せり（中略）。県民一人に付約四円の大借金を負はねばならぬ破目に陥り、殊に去る三十七、八年の借金二十億万円ありて、国民一人前約四十円余に当る。加之、農家の内情を視れば、全国農民最早十一億六千万円の借財を負ひ居れりと。実に国は借金、県は借金、町村は借金、個人は借金、所謂借

表5—65 新倉村租税額の推移と一戸当り負担額

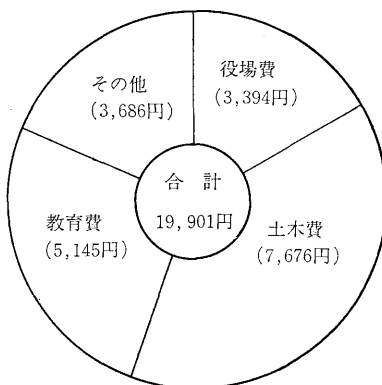
年	国 税		町 村 税 合 計		現住一戸当り負担額			合 計
	円	銭	円	銭	国 税	県 税	町 村 税	
明治四三年	二、七七九	二、二六六	三、二一八	八、二六三	一一・三四	九・二五	一三・一三	三三・七二
明治四四年	三、四六六	二、五七七	一、七九五	七、八三八	一四・一五	一〇・五二	七・三四	三二・〇一
明治四五年	三、七五四	二、九四八	二、六五八	九、三六〇	一五・三二	一二・〇三	一〇・八五	三八・二〇
大正二年	三、七六七	二、八六五	二、八五六	九、四八八	一五・三八	一一・六九	一一・六六	三八・七三
大正三年	三、七五〇	二、七六〇	二、六一四	九、一二四	一四・七一	一〇・八二	一〇・二五	三五・七八
大正四年	三、五五〇	二、七八〇	二、六四七	八、七七七	一三・九二	一〇・九〇	一〇・三八	三五・二〇

(大正四年「新倉村勢要覽」)

歳入割合(明治40～44年)



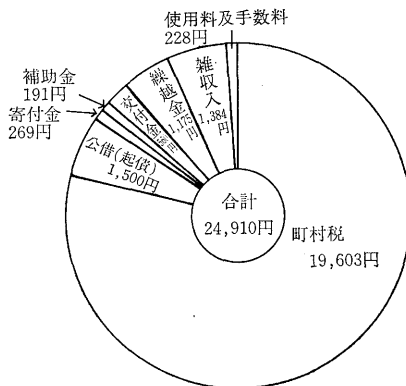
歳出割合(明治40～44年)



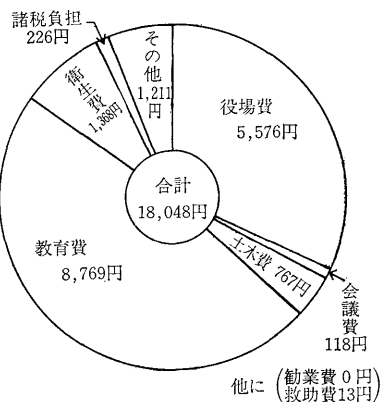
(『和光市史』史料編三 P192以下より作成)

図5-21 新倉村の歳入出の割合(明治40年代の計)

歳入割合(明治40～44年)



歳出割合(明治40～44年)



(『和光市史』史料編三 P187以下より作成)

図5-22 白子村の歳入出の割合(明治40年代の計)

金で首が回らぬと云ふ今日の境遇」(『埼玉新報』明治四四年五月四日付)

であると伝えてゐる。つまり、町村財政の膨張は教育費を主としてもたらされ、借金財政を現実化し、土木費、役場費の増大がそれに一層拍車をかけたのであった。

それ故、財政膨張の意味は生産基盤の整備と、教育の高度化の要請に対応するためのものであり、これに応じて増大する村政上の事務量を、手際よく取りさばくための役場諸経費と吏員の増員とによって結果したものとみることができよう。いずれも国家の要請による国家のためのものであり、教育、土木、役場事務(とくに戸籍を主とする兵役事務に代表される諸事務)ともに、本来、国家が行なうべき事務を町村に委任した国政委任事務が増大しているのである。

これら増大する支出をまかなう歳入を図5-21・図5-22で見れば、次のような特色のあることがわかる。白子村の場合、当時の歳入は前期繰越金のほか、使用料及び手数料、寄付金などの本来の収入はまことに微々たるものであり、財産収入などは皆無である。そのうえ、県からの補助金、交付金を含めても、膨張する財政のなかでは僅か八・六パーセントに過ぎず、結局、ほとんどが村税と起債に財源を求めざるを得なかったことを示している。

日本の町村は明治二二年の新制度出発当初より財源の裏づけがな

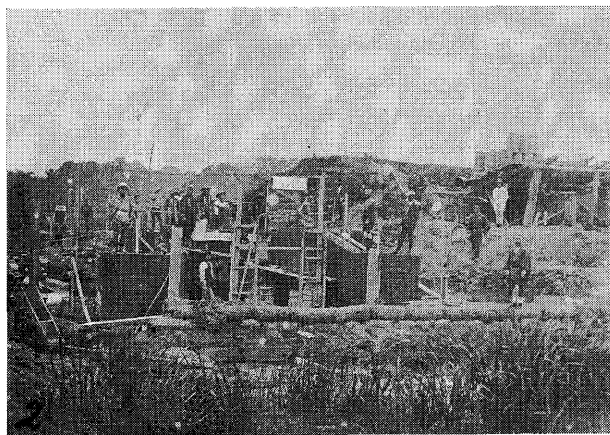


写真5-47 江川樋管工事

く、主要財源はすべて国に引き上げられ、当時の自由民権運動家の批判するところであった。町村「自治」の名称のもと、その経済的保障のしくみを欠いて出発したという特質が、近代をつうじ町村負担を重くするのである。

起債は一時的な公借であり、いずれ町村が負担し返済しなければならなかったもので、町村税とともに直接村びとの肩にかかるものであった。これは新倉村にみられる借入金も同様である。両村とも歳入の中核は村税であるが、これは町村制実施以来、一貫して膨張する財政の担い手であった。

町村税の構造

村税の内容については、新倉村の歳入グラフがその一端を示している。県補助費を含む村税以外の収入が三六・六パーセントに対し、残りはすべて村税収入である。それも地価割、戸数割、借入金その他の内訳となっている。

本来、町村税は財源が国または県に取り上げられていたため、この国税、県税に一定の比率を付加して徴収する村加税が主であった。その賦課法は国で大枠を決定しており、細部が町村会で決定された。この手順を逆にすれば、町村収入が容易になるかわりに国の収入が脅かされるため、規制は政府が行なったのである。そのため国の指導と町村会の対応の如何によつては、さまざまな矛盾が村びとの一人ひとりに波及することになる。

とりあえず、明治三〇年代の北足立郡における町村税の推移を、課目別にみれば表5-66のようになる。表の中で特別税とは、付加税のみでは膨張する財政をまかないきれず、特別に各町村がその町村限りに税目を起して課税したもので、新たに条例を設定し、郡または郡参事会の認可を得た税収入であった。それ故、特別税の増大それ自体が、国家ないし府県財政のしわよせを、より一層町村に転嫁したことを意味し、村びとに一層の負担を強いる元凶ともなつた。

付加税及び特別税の課目別の性格をみると、国税付加税は地価割、所得割、営業割であるから、土地を多く所有

し、農業及びそれ以外の所得を多くあげ、工場など有力な事業を営む村内の有力者に多く課税されるものである。県
 税附加税は戸別割（戸数割）と、国税賦課の営業より規模の小さな小営業者に課される営業割とがあった。この部分
 は、北足立郡では三〇年代に特に増加しており、それだけ低所得の営業者や一般の人々に負担が増したことを意味し
 ている。

まして特別税は反別割が多く、土地所有者への課税が主であるが、これは四〇年には減少し、かわって相対的に家
 屋割、戸別割など一般の村びとに負担が増大する部分が増額傾向にあったことは、県税戸数割とともに大衆課税の傾

表5—66 町村税徴収額各年別表（北足立郡）

年度別	税目別		特 別		税		合 計
	直接	間接	戸別割	営業割	反別割	家屋別	
三十一年度	四、六七〇・二〇六	八六・三五六	三、七〇・七六八	三、〇三・一五八	八、九四・九四四	二五・一五八	八四、二四・九四
三十二年度	四、八三〇・四六一	一、二六・八〇〇	二、七六・四六六	四、〇一・〇八八	二、〇三・四六六	五三・一〇七	一、一六・六〇〇
三十三年度	五、三三九・九三九	二、一七・三〇〇	三、五九・三三三	六、九八・〇四〇	二、四三・五七七	五三・〇八五	二一、四四・七七七
三十四年度	五、七四一・八五五	三、六五・〇三〇	三、二九・七六八	九、〇六・四七七	三、一五・二五七	五〇・九九九	二七、九一・三三三
三十五年度	六、八二二・七七七	四、八三・四四三	四、三三・五五五	三、三〇・五五三	三、四三・四八八	二七・五五〇	一、四一・二四四
三十六年度	六、二七五・八六八	五、八六・九七七	四、〇五・七六六	三、五五・一〇八	三、二六・七二二	二七・一四〇	一、五、三六・六〇〇
三十七年度	五、〇一六・〇〇〇	五、四四・一三〇	四、七二・〇〇〇	三、三三・三三三	三、六五・〇一〇	四八・四〇〇	一、三三・四七二
三十八年度	五、七〇〇・四一〇	六、二四・四〇〇	五、六四・三六〇	四、六一・一一〇	四、一三・四〇〇	四六・九一〇	一、四〇・〇〇〇
三十九年度	五、七〇〇・四一〇	六、六七・四四〇	八、四四・三六〇	一、八、六八・四六〇	三、八三・八〇〇	四六・四九〇	一、二〇・三三・七七〇
四十年度	五、〇五・三五〇	六、五八・三五〇	七、八四・三五五	三、三三・二六〇	四、八九・四五五	四五・〇三〇	一、七九、三三・六〇〇

〔埼玉県北足立郡事一班〕

表5-67 新倉村税課目別表

年	国税			県税		特別税		合計
	地租税	所得税	営業税	戸数割	営業割	雑種税		
明治四三年	一、七四九 <small>円</small>	一三 <small>円</small>	二一 <small>円</small>	一、一九一 <small>円</small>	五一 <small>円</small>	一九三 <small>円</small>	〇	三、二二八 <small>円</small>
四四年	六九一	一九	一八	八三五	五〇	一八六	〇	一、七九九
四五年	一、一四七	三九	一七	一、一五二	六五	二三八	〇	二、六五八
大正二年	一、一四三	三三	二〇	一、三五六	六二	二四二	〇	二、八五六
三年	六八五	三六	一八	一、五五二	六八	二五五	〇	二、六一四
四年	六五七	三九	七	一、六三二	六五	二四七	〇	二、六四七

(大正四年「新倉村勢要覽」)

向が強まったことを意味するものであった。

これを新倉村で見れば表5-67のようになる。国税付加税の中心をなす地価割は、地租税とされているものの性格と同一である。最も税収のうちで多いのは県税付加税のうちの戸数割である。特別税は過去にありながら白子村も新倉村もこの時期には設定していなかった。両村とも最も多いのは県税付加税の戸数割で、一般の村びとに負担を強いるものとして、明治四〇年代から大正期にかけて両村政の最大の課題となっている。詳細は大正期の村政で述べよう。

ついで多いのは有力者に課される地租割税である。和光地域は大正期には都市近郊化が進展し、地価が上昇するので、地租は相対的に減少し、付加税もそれほど問題ではなくなるものの、当時はこの増減は大問題であった。町村税におけるこのような傾向は、戦争とその後の軍国主義化のための地租増徴と関係しており、財源としての地租を国家

が独占するため、町村の課税に制限を加えていた側面も見落すことはできない。

地租軽減と県 税節減の運動

埼玉県では明治三〇年以來、地租軽減及び県税節減要求の運動が続いている。直接的には国及び府県財政の緊縮を要求する運動であったが、当然そのことは間接的に町村財政の維持、拡充を意図するものであった。この運動は四〇年代にも継続される。

明治四〇年及び四三年の大水害とも関連し、水田の被害が多く、地租免除あるいは軽減の要求運動を一層活発化した。明治四一年一月、北足立郡では大久保村、土合村、青木村、馬宮村、蕨町などが先頭に立ち、県税免除の請願をしたが、やがて四二年には芝村中心の県費緊縮請願運動を経て、大里郡や児玉郡にも拡大される。

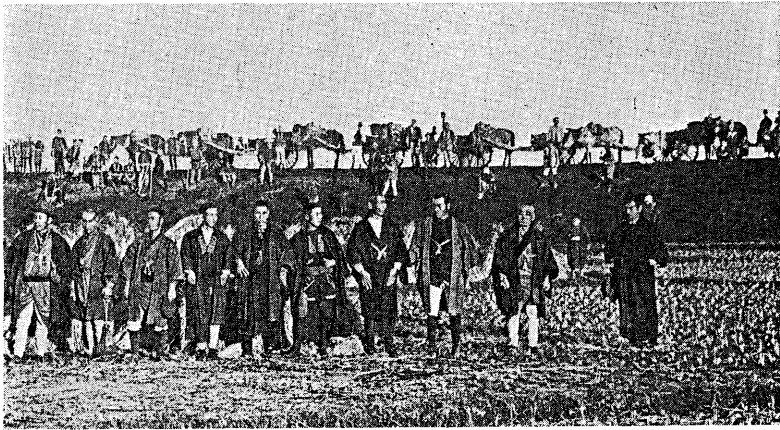
この年末には地租軽減請願運動も盛んとなり、各郡、各町村の有力者を中心に請願書が、一月二二日に大蔵省に提出された。埼玉減租同盟会が組織され、地方自治の確立を目指し、増税に反対し地租を軽減することを主張していた。

これら運動に、和光地域の両村がどのようにかかわったかは明らかでない。しかし、当時、白子村では請願のための調印が行なわれたらしく、請願書の送付をうけ相談会も開かれていたようである。その後、さらに白子村では四四年五月に県税免除請願書を提出している。この年九月には水害のため、さらに水害地免租願いも提出された。あらゆる機会をつうじ、租税免除あるいは軽減の要求を続けていたのである。

諸税滞納の増大

近代化、軍国主義化を進める政府は、地方の要求をたやすく容れるわけはなく、この間、各町村で諸税の滞納が増大した。埼玉県全体の国税滞納者は、四〇年代は三五〇〇人、五一七三人に達している。

県税滞納は明治四〇年に七四〇一人、四一年に九二四五人、四三年には一万二四〇七人に達し、金額も二万円余に



(明治44年)

なっている。この年後半期の県税未納額を、北足立郡内でみると、最も未納の多いのは草加、新田など四三年大水害の村々であった。白子村でも五一六円余の未納をかかえており、郡内三か町村が何がしかの未納額をかかえていた。四四年度前半期は大宮、川口、浦和に滞納が多く、農村部は比較的少なかったという。

町村税の滞納も大きな問題であり、北足立郡では町村税は国税や県税と異なり、軽視する風潮があるので、町村自治を維持するため滞納整理法も示されていた。白子村は四一年の未納額は一七三円余、四二年度は二三円余(二六人)、四三年度は六八円余(一八人)であり、その多くは欠損金として処分されている。新倉村は完納村であった。当時、滞納が社会問題化しているなかで、白子村は比較的少ない未納で済んだと思われる。とくに新倉村は国税、県税、町村税の完納村として、北足立郡より模範村に推薦されるのである。

模範村とし 当時、政府は全国的に模範村を設定し、周辺地域の町村経営上の模範に供しようとしていた。模範村とは納税成績がよく、産業組合や貯蓄組合をつうじて村落運営も平穩に行なわれ、農村経済の安定している村で、すべての他の範となり得る村である。



写真5-48 下新倉堤防工事記念

政府は社会主義的思潮の農村への侵入を防ぎ、有力者中心の自給自足的な農村体制を維持するため、主に山間部と平野部の中間に位置する、奢侈的な風潮や商品経済の影響の少ない村をもって模範村に設定したといわれている。

埼玉県において、この内務省の模範村に指定された町村は、南埼玉郡潮止村（現八潮市）、児玉郡秋平村（現児玉町）、入間郡豊岡町（現入間市）などがある。これら町村は、埼玉県を代表する政府の意向にそい得た町村ということになる。

このような内務省による模範村の設定のまえに、政府は各県に通達し、後述のような地方改良事業を推進するにあたって、町村事務の整理、経営状態の優良と思われる町村を選定し、具申することを命じている。埼玉県はこれをうけ各郡に意向を傳達している。北足立郡はこれに応じて鴻巣町、石戸村、新倉村の三町村を選抜し報告したのである。

各郡からの報告を得、埼玉県は内務省に申請した結果、前記三町村が埼玉県の模範町村に決まり、北足立郡の三町村は政府指定の模範村にはならなかった。しかし、これら三町村が北足立郡を代表する優良村であったことにはかわりはない。

新倉村の治績 当時、新聞に報道された新倉村の治績につき、そのまま引用してみよう。

○北足模範町村事
立郡模範町村跡

△新倉村

▲村の状況 村内は党派軋轢あつれきの弊なく古来よりの友情的交際をなしつつあり、風俗醇厚じゅんこうにして華美を好まず常に質素を貴み住民は殆んど農を専業とし、間々商業工業の営むものあり、重要物産は米麦・甘藷こらふか・胡蘿蔔・牛蒡等にして、直接東京市中の販売所へ売捌きつゝあり、生計は貧者多数を占め、村内の総面積三百六六畝の内他町村民の所有に帰すもの約九十町歩あり、然れども数年来農事の改良に励めたるために生産の増穫を得、生計多少余裕を生ずるに至れり

▲村吏と住民 は折合極めて円満にして、村吏は住民の希望に付ては常に公務の余暇を以て便益を与へ、又吏員の経営する事業を人民が幫助ほうじょする等凡て村内一家同様に能く協力し居れり

▲村吏と村議 は相互融和共同して諸般の事に当り、村会の議事に対して毎会一人の反対異論を挿む者なく、至て円満に議了するを常とす

▲吏員の在任年数 村長鈴木左内氏は明治廿八年五月就職以来引続き在任し、資性温順にして品行端正なり、常に公共事業の作興を念とし殖産の改善、基本財産の蓄積、教育等に力を致し画策経営其宜を得たれば、曩なごに本県より教育上の功勞に依り賞金を授与せられ其功績を表彰せられたり、助役富岡綱太郎氏は明治三十四年三月より重任以て今日に至る、資性温良能く村長を補佐して計画の成功を期せしむ、収入役奥山傳次郎氏は明治三十三年四月より引続き勤務せり、書記は目下適任を得る能はざるを以て常任書記欠員中なるも、事務繁劇の際は臨時に書記を雇入執務せしめ居れり

▲吏員執務の状況 收受文書は村長又は助役に於て之を検閲したる後往復簿に登記し、其処分方法を決定し、各事件に合綴したる後起案し、関係者に合議したる上之を清書して回答の□理を為す

▲吏員前科の有無 前科者なし

▲事務文書の処理 文書保存規程の設はあらざるも各種類別により綴じ整理を為し、其の処理行届き居れり

▲諸統計報告状況 定期報告の進達書類は事務の都合を見計ひ、予め調査に着手し居るを以て指定の期日を遅るゝが如きことなし

▲会計帳簿整理状況 村税徴収と共に日々現金受払簿に記載し歳入簿の各部に分ち記載し、支払は規則外に支払傳令簿を設け支払毎に領収証に支払命令を附し認印し、且傳令簿に認印したる後にならざれば収入後に於て支払を為さざるものにして、支払後受払簿に記した後歳出簿各項別に記載し、領収証は各款別に分綴し永久に保存す、故に会計事務整全せり

▲租税納入状況 左表四十二年の県税未納額は越石者の未納額にして、此の越石者は現住せざるものなり、而して斯くの如く其の歩合は毎年百を示し完納する事の本村の富に比較して不思議なる事なるが、本村は比較的小村なるを以て村長の理想的に施政する事を得、加ふるに村長は前記の如く質朴にして村吏の言は一々是れ守るを以て斯くの如く成績佳良なり

△国・県・村税納入調査表

(四十七)
四十一年度

税目

調定額

納期中納入額

歩合

国税 四、二九七・五二五^甲 同上 一〇〇

県税 二、七八一・三五二 同上 一〇〇

村税 一、六二六・八〇六 同上 一〇〇

四十一年度

国税 四、三七四・二〇〇 同上 一〇〇

県税 二、二三七・二三七 同上 一〇〇

村税 二、七三九・四四〇 同上 一〇〇

四十二年度

国税 四、七六九・四七〇 同上 一〇〇

県税 二、四五一・七一〇 二、四三六・〇五〇 九九・三九

村税 二、九二六・七〇五 同上 一〇〇

▲公債償還状況 本村は土木費樋管改築費支弁の爲め明治四十三年二月廿五日金二千円の公債を起し、左記償還予定なるに之を繰上、四十二年九月卅日金千円第一回の償還を了せり

第一回金千円 四十三年償還予定

第二回金千円 四十四年償還予定

▲基本財産蓄積方法 本村基本財産は明治三十一年中村有不用土地一段五畝十五歩を売却して合計百四十五円十二銭を得、是を基とし明治三十二年より村費の残余金より金三十円以上年々蓄積し、卅六年迄に埼玉農工銀行株券二十六株と現金三千余円を費し、爾来引続き蓄積の計画なりしも戦役の爲め中止し、且非常特別

税法発布の結果村財に大節減を附せられ為めに其利子は一般に歳入に組入れつゝありしが、四十年に至り基
本財産蓄積条例の設定許可を得、蓄積額三万円を以て該利子により村費を維持するの予定にして、現在額は
土地価格金十二円、株券価格五百七十一円、現金十一円十四錢五厘、合計五百九十四円四十四錢五厘を有せ
り、又罹災救助資金は明治卅五年より蓄積を開始し現在金五百七十五円八十錢三厘を有し、銀行預金と為し
利殖を図りつゝあり、学校基本財産及部落有の財産は共に無し

〔埼玉新報〕明治四三年七月一日及び一二日付)

北足立郡の模範町村の選定につき、郡の調査担当者は、「今や行政の根本とするは消極的の事務整理にあり、即ち上
級官庁よりの命令を遵奉し、真面目に施政の方針を定め、着々事務を進捗せしむるにあり」(『埼玉新報』明治四三年
七月一五日雜報)と答えている。この方針が模範村選定の基準であつたわけである。新聞記者は、本来町村自治とは
積極的でなければならぬが、当時の行政事務の非常な膨張と紊乱が、止むなく消極的な事務整理を必然化したもの
と同情的にみている。新倉村はそのような意味の優良村であつたわけである。

模範村の設定は、当時、政府の号令で全国的に始まつていた地方改良運動の一環であつた。この運動は
戊申詔書ぼしんを契機せきに開始される。

戊申詔書とは戊申つちのえの年、つまり明治四年(一九〇八)の一〇月一三日に発布された、国民教化のための詔書であ
る。埼玉県では同月二七日、訓令として県下に通達し、敬神の念を喚起し、地方経営の正常化をはかることを命じて
いる。

そして、地方経営に功績のあつた者を表彰すべく調査を開始したが、一片の詔書で事態が正常化するほど簡単な時
代ではなかつた。

本来、この詔書は、第二次桂太郎内閣が日露戦後の資本主義の発展により、生じてきた個人主義的な快樂主義や、社会主義思想の台頭する傾向に危機感を持ち、階級的な協調と奢侈の戒めを主な内容としており、これを敬神思想を利して目的を達成しようとしたのであった。

そのため明治四二年三月、北足立郡で奨励規程が設けられ、四三年四月には再び実行を各町村に迫っている。このとき示された戊申詔書実行細目は「忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治ム」（明治四一年「諸雜書綴込」）ること、信義、醇厚をもって、華を去り実にくづくべきことをすすめていた。白子村では常設委員を通じて村びとに伝達している。相変わらずの精神訓話が強調されていた。

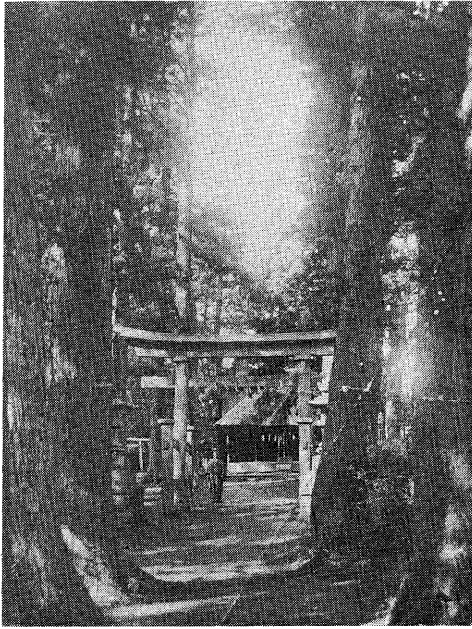


写真5-49 昭和初年頃の新倉水川神社の参道

**神社会祀と部
落財産の統一** この戊申詔書が掲げた敬神主義

は、地方経営上、公共の利益となるよう神社制度の改良すべき立場から、神社会併の促進をつよく求めていた。神社会祀はすでに明治三九年（一九〇六）一〇月に訓令されていたが、遅々として進まず、四一年に急進展する。

北足立郡ではこの時期に合祀を行なったが、その結果によると、合併前の神社数一三六一社に対し、合併が行なわれた四一年一月現在では二六〇社に減少しており、とくに無格社が大幅に合併されている。村社も三二七社より五六社に減じ、一村一社の

体制に近くなっている。

和光地域の両村でも合併が行なわれた。新倉村は氷川社のみであったが、白子村には大字下新倉に氷川社が一社、神明社及び稲荷社が二社あり、大字白子には氷川社、諏訪社、熊野社、稲荷社、牛頭天王社があった。これが合併により下新倉に氷川八幡社、白子は熊野社に統一される。氷川八幡社には浅間神社、金平神社、稲荷社が、熊野社には富士嶽神社、国平神社も合祀されている。

神社合併は明治四一年度をもって終わっていない。明治四二年の郡長の町村行政の指導方針にも、依然として神社合祀が掲げられていた。この方針は数年間続くのである。

部落有財産の統一は、経済的に部落根性を一掃し、行政上の町村の基本財産の蓄積に資することにより、町村財政の安定をはかるうとする政策であった。これに対し、神社合祀は信仰のうえで村社を中心とする行政上の町村運営の円滑化に資する目的をもち、部落的結合を打破し、行政村内の精神的統合をはかるうとするものであった。経済的にも神社経費の増大を防ぐ目的があったことはいうまでもない。

地方改良運動と 新倉青年共攻会

一片の詔書のみをもって、しかも精神論のみで地方経営が好転するとは政府もみていなかった。そこで始めたのが、二宮尊徳によって説かれた道徳的な勤儉貯蓄主義の報徳運動を利用する地方経営の立て直しである。

戊申詔書や報徳主義で上から指導し、これに呼応し、村びとの自発的な愛村心を振るいおこし、町村自治の振興、なかでも財政上の荒廃からの脱却を目指したのである。この運動を地方改良運動という。

埼玉県はすでに今日あることを予期し、明治四〇年七月、全国的な報徳会の夏期講習に出席者を募っており、北足立郡でも有力町村長がこれに参加しはじめていた。全国講習への参加から、県内の運動へ変化するのは四二年頃から

である。

北足立郡では当初、戊申詔書奉読会及び講演会として始まっている。白子村では四三年三月一日に戊申詔書奉読式が小学校で開かれていた。やがてこの運動の担い手として、青年会や貯蓄組合、納税組合、矯風会、報徳会の設立が奨励されるようになった。

新倉村ではこれを契機に、青年共攻会が組織され、その第一回総会が明治四三年一〇月一日に小学校で開かれている。この模様について当時の新聞は次のように伝えている。

○青年共攻会総会

北足立郡新倉村青年共攻会は去る十一日同村鎮守祭当日新倉小学校内に於て第一回総集会を開き、金子校長の戊申詔書の捧読次に諸般の報告ありて一先づ休憩、それより來賓北足立郡長代理上村郡視学の講話につき大井帝大学生は田園將蕪宮崎帝大学生は青年行といふ題を掲げ踏々懸河の弁を振って有益なる講話をなし満場の聴衆をして痛く感動せしめたり、当日は大和田志木野火止の青年者及び鈴木村長を始め役場職員一同村會議員学務委員有力者の來会あり、余興として擊劍講談等あり盛会なりき

〔『国民新聞』明治四三年一〇月一日〕

これまで戊申詔書奉読会とよばれていたこの運動は、四四年頃より地方改良講演会となり、大正期に本格化する。青年会と白子教育会 青年会ないし青年団は、明治四二年頃を契機に、各町村に組織される。青年有志の若い行動力に農村荒廢の打開をゆだねようとするものであった。

従来、青年層は江戸時代の若者組から発展し、地芝居や消防の担い手として、また政治集団の先頭部隊として、あるいは文芸集団として政府に統制されることなく自主的な活動を続けていた。この自主性は明治四〇年代には失わ

れ、政府の統制下に地方経営の担い手として利用されるようになる。

北足立郡の青年会は明治四四年六月当時三五、会員数は三二八九名であった。大正二年八月には青年会及び類似団体は一三二、会員数は一万四六九三人に達する。そのうち青年会のみは六九団体、会員六二七九人であった。

これら青年会の活動を大正元年でみれば、共同耕作事業を行なったもの三八団体、講演講話会を開いたもの三四団体、青年夜学会の開設三一団体、読書会を開いたもの二九団体が主なものであった。このほか道路修繕、共同貯金、生産物品評会、善行者の表彰、入宮家族後援、基本財産の蓄積などを行なっている。これらのなかでも風俗矯正のうえで効果があったのは、講演会、読書会、夜学などであったという。

この時期、膨張する教育費を、有志により補助するための教育会が各町村で組織されている。白子村では明治四三年二月二日に創立された。白子村教育会規則によると、「本会ハ本村教育ノ改良発展ヲ謀ルヲ以テ目的」(明治四三年「雑書綴込編冊」とし、青年補習教育及び壮丁教育に関する施設、教育上の講話会、展覽会、図書館の創設、貧困家庭の援助などを行なうことになっている。

同年三月一日に教育会に青年部が創設され、その細則で「本部ハ青年者相互ノ情宜ヲ温メ、併セテ智徳ヲ啓成スル」(同)ことを目的としていた。そのため大正七年三月一日、青年団が成立するに及んで、教育会青年部は廃止となる。この教育会は当初は教育基本金の積立や学校器械保存金の積立などを行なったものと思われる。毎年、定期総会を開いている。

明治四四年一月には新倉村にも教育会(会員一一四名)、青年会(会員六四名)、婦人会(会員五五名)が組織されており、白子村教育会は会員四二〇名に達し、青年会は会員一二〇名を擁していた。教育会はこの年六月には北足立郡に四四団体、会員七六六六名が組織されていた。

白子村の稲麦
模範作共進会

青年会は品評会や共進会にも積極的に参画した。戦後経営は民間経済の発達を合言葉に、農業技術の改善や耕地整理がすすめられたが、共進会や品評会の開設による地域経済の活性化の方法も、相かわらず継続されていた。

主催は村農会であったり郡農会あるいは県か数県の農会の共同開催などであった。国の場合は内国博覧会が開かれている。和光地域の村々からもこれら品評会や博覧会に出品されたものが多いと思われるが、その全体を明らかにすることはできない。

第四回北足立郡稲模範作共進会（明治四一年開催）の場合が判明するので、出品状況をみれば白子村から六〇点、新倉村から一〇一点が出品されている。郡全体では一一九六点の出品があり、一等の八点には和光地域は含まれていない。二等には新倉村の上原斧吉の水稲が、三等には白子村の畑中重太郎、新倉村の伊藤助五郎が入選している。四等には白子村の深野源次郎、五等には白子村で田中甚五郎、新倉村で齊藤与兵衛、富岡市太郎が、六等には二〇名が入選しており、全出品数中の入選率は両村で一六・八パーセントであった。

和光地域両村の出品稲種はすべて不明であるが、一等賞の稲種は竹成、関取、ひ張り張などであり、二等賞には花嫁、さいごく西国、あわじく愛国、ばんちょう晩鳥、にまいばじ二枚橋、こうりき神力などがあった。従来の多品種から神力、愛国など統一的銘柄が形成されつつある時期であった。

新倉村農会及び白子村農会主催の品評会、共進会も明治三九年以来、何回か開かれている。新倉村についてはすでに触れられているので、ここでは明治四五年二月六日、白子村農会主催で開かれた稲麦模範作共進会につき、当時の新聞を引用しておく。

◎ 稲麦模範作共進会

北足立郡白子村農会主催稲麦模範作共進会は、去る六日午前十時三十分同村小学校に於て北足立郡長代理山口郡書記臨席の上褒賞授与式を挙行したり、受賞者は稲作出品点数百三十一の内一等同村新坂留太郎石田伊平次山崎幸八の三名、二等同村畑中重太郎飯田権之助深野忠吉榎本末吉の三名、三等同村富澤勝二郎外四名、四等同村柴崎鎌太郎外八名、五等同村田中甚五郎外十一名にして、麦作は出品点数百五十九の中一等同村柴崎鎌太郎柴崎富三郎柳下嘉兵衛三人、二等柳下仙三石田伊平次関根惣助柳下末五郎柳下一二畑中重太郎富澤勝三郎七人、三等新坂富太郎外十名、四等稲垣市兵衛外十二名、五等富澤米造外十四名なりしと

(『国民新聞』明治四五年二月七日)

白子村通俗講話会

地方改良講演会は北足立郡教育会などを中心に、明治四四年に盛んに行なわれた。四五年には郡から村落レベルに通俗講演会が開かれ、改良運動に供しようとしていた。和光地域でも何回か開かれるようになった。明治四五年四月四日の、白子村における講演会の模様を、新聞の報道にみれば、

北足立郡白子村通俗講演会は、一昨四日、午後二時より、同村小学校内に開催せられ、村内戸主及び青年会役員、重立者、新倉、笹目校職員等約五十名の参聴者ありて、柳下村長開会を宣し、臨場の滝沢郡書記は「家庭と学校との連絡」と題し熱心数時の講演をなし、次に吉田郡書記は「個人衛生と清潔方」と題し、此れ亦数時の講演をなし、午後六時無事閉会したるが、生憎、当日は隣村新倉村に芝居興行ありたる為の、参聴者の少数なりしは遺憾なりしと云ふ。

(『埼玉新報』明治四五年四月六日雑報)

役人主導による官製講演会よりは芝居に興味を示す人々も多く、村びとの偽らざる本心を欠席で示したものとみられる。



写真5-50 通俗講話會の記録

3 日露戦後の地方政治

白子・新倉 最後に、日露戦後の白子村と新倉村政をとりま
 村と政派 く北足立郡政、及び埼玉県政の動向を政党との

関連でみておこう。

北足立郡の政界は郡会、県会議員選挙とも、北足立同志会と
 北足立倶楽部の対立を軸として展開した。北足立同志会は旧改
 進黨系の流れをくむ憲政本党であり、その後身の国民党や憲政
 会系の政派であった。北足立倶楽部は旧自由党の後身である政
 友会系の政派である。

この双方の政派が和光地域をどのように組織化していたかは
 明らかでない。せめて郡会や県会の選挙結果が村毎にわかれ
 ば、大体の見当はつくのであるが、現在、手がかりとなる史料
 がほとんどない。そこで一、二の断片史料から推測する以外に
 ない。

座同志会の会則をみれば、同志会の目的は「広く同志者ヲ糾合シ、同郡ノ公益ヲ謀ル」（北足立新座同志会会則）田
 中四郎家文書」とされ、郡域を九支部にわけて組織化している。その一つに「大和田支会」があるが、新座郡村々は

この大和田支部に属した。

大和田支会の幹事は長谷川松五郎、斉藤五郎太の二人であり、長谷川は新座郡選出の県会議員であった。同志会の会員を和光地域でみれば

新倉村 井口米吉 富岡弥三郎 上原小左衛門 上原斧吉 天野捨五郎 天野啓之輔 桜井龍蔵 桜井佐平次

鈴木彦太郎

白子村 石田仙右衛門 稲垣万五郎 石田常五郎 石田伝次郎 飯田権之助 吉田清次郎 吉田鑄七 吉田文吉

田中兼吉 田中権右衛門 田中新八 田中幸之助 田中藤四郎 高橋丹三郎 高橋市太郎 柳下藤次郎

山崎徳次郎 柳下織右衛門 柳下平八 柳下伊平太 柳下利八 小寺鯛吉 有山平六 田中藤吉

が当時判明する。明治二六年四月の県下改進黨結成大会にはこの地から柳下織右衛門が出席した。ほぼこのメンバーで明治期を推移したとすれば、四〇年代の白子村長柳下伊平太は同志会員であり、村会議員の田中新八、吉田文吉、田中藤四郎、高橋丹三郎は同じく同志会員であったと思われる。つまり、新倉村に比較し同志会系勢力は白子村に強いのであった。

新倉村は村長鈴木左内が政友会員であり、彼の事蹟によれば新倉村は「村民ノ多数ハ政友派ニ属シ、憲政派ハ少数党ナル為、党派的關係更ニナク」(『和光市史』史料編三 二七八ページ)と記されている。この記述は大正八年当時のことであるが、明治四三年当ても新倉村は「党派軋轢あつれまの弊へい」がないため、模範村に選ばれるくらいであり、明治・大正をつうじ新倉村は政友会系の勢力の強い村であったとみられる。

これに対し、白子村は同志会系勢力が強いとはいえず、必ずしも憲政本党―国民党―憲政会系の人々が村内のすべてというわけではなかった。四〇年代の有力村会議員富沢俊は政友会系の北足立倶楽部に属しており、同じ同志会系で

も内部に感情的対立もあつたらしく、「兎角村内の一致団結を得なかつた」村ともいわれている。

県會議員選

日露戦後、最初の県會議員選挙は明治四〇年九月に行なわれたが、すでに同志会、北足立倶楽部とも七月には候補者選定にはいり、新聞では予選投票が行なわれ得点を発表し、前評判をおおっていた。

挙の動向

明治四一年五月実施の、第一〇回衆議院議員選挙は政友会では阪泰碩、宮内翁助、小沢愛次郎、斉藤珪次、塚田啓太郎の五名、憲政本党では加藤政之助、福田又一、綾部惣兵衛の三名、又新会でうぶ卜部喜太郎、合計九名が当選した。このときの投票状況を新倉村、白子村でみれば、新倉村の有権者は六〇人、白子村の有権者は一〇七人である。

新倉村は村長鈴木左内ほか四六名が政友派候補の支持者とみられており、残り一四名が憲政本党支持であつたらしい。もっとも他の史料では、鈴木左内、富岡綱太郎連名で村内の政友派賛成者は四九名であると個人名をあげて報告されている。白子村は大字白子の有権者三二名のうち政友派支持者とみられたのは富沢俊、柴崎頼治郎、加山勝次郎ら三一名である。大字下新倉の有権者七五名のうち政友派支持者は吉田団蔵、吉田斧八の二人のみで、村長柳下伊平太、田中勘左衛門ら他の七三名は憲政本党支持者とされている。

つまり、明治末期の和光地域は新倉村と白子村大字白子地区が政友会系の地盤であり、これに大字下新倉が憲政本党系勢力の地盤として対抗したのである。この選挙では政友派は阪泰碩に、憲政本党派は加藤政之助に投票したようである。

元来、北足立郡は明治三〇年頃まで改進黨系の進歩派、すなわち北足立同志会系勢力が圧倒的優勢であつた。しかし、三二年選挙から憲政会（のち政友会系）すなわち北足立倶楽部系の勢力が進出し、県會議員にして四対三の勢力伯仲の時代となつた。三六年県會議員選挙は倶楽部系が同志会系勢力を逆転し、当選者は前者の四に対し後者の二（他一人は当選無効）となつた。

この明治四〇年県議選は、北足立同志会は候補者に鈴木順太郎、吉田時三郎、吉田茂助の三人を発表、北足立倶楽部は駒崎幸右衛門、斉藤祐美、金子良平の推薦を決定した。憲政本党つまり同志会では大畑省輔（膝折村）を追加推薦し選挙戦にのぞんだ。政友派は候補辞退者が出、急拠、小島善作、木内康治を擁立し選挙となった。北足立郡の定員七名はこの結果、吉田、吉田、大畑、鈴木、木内、小島、駒崎の政友派三名の当選となった。

次回の県會議員選挙は明治四四年九月であった。当時、計画が発表された東上鉄道は国民党の勇将根津嘉一郎の社長たるところより、敷設沿線に国民党の党勢を拡張するものとみられていた。地域利害の開発と党勢の拡張が密着して進められた時期であった。

同志会は旧新座郡を除き、第一部（鴻巣方面）長島律太郎、第二部（上尾方面）吉田茂助、第三部（浦和方面）鈴木順太郎、第四部（草加方面）野呂丈太郎を候補者とした。これに対し北足立倶楽部は斉藤祐美、駒崎幸右衛門、小島善作、白石彦八を推した。この時より北足立郡の定員は八名になったので、選挙間近かまで両派の交渉が行なわれている。その理由は旧新座郡より立候補した大畑省輔が同志会系のため、同志会五名の当選を期し、倶楽部系一名の立候補とりやめの要請であった。

しかし、この選挙は同じ地盤の大畑か斉藤の対抗戦で、いずれかが落選するものとみられていたが、交渉決裂のまま突入した選挙戦では二人とも当選し、結局、鈴木順太郎が落選し、同志会系四と倶楽部系四となった。つまり北足立郡は「両派の勢力互角」（『埼玉新報』明治四四年九月一三日）の状況にあった。

新座倶楽部の結成
明治四四年の県會議員選挙に先立って、旧新座郡は政友派、国民党が合同し新座倶楽部を結成した。

旧新座郡二町五か村は旧来から政友、国民（前の憲政本党）派の両派が軋轢をかさね、しのぎをけずって争ってき

た。しかし、同じ一小区域内で互いに争うは得策ではないとして、両派合して共同和親し旧新座の公益を図ることを目的に、新座倶楽部の組織化を決定したのは明治四三年九月二一日の、膝折村一乗院での協議会であった。当日出席した旧郡内の有力者は政友派より富沢俊（白子村）、鈴木左内（新倉村）、小見野喜平治、田中初五郎、西山鉄五郎らであり、国民派より柳下伊平太（白子村）、渡辺文太郎、大畑省輔らであった。

新座倶楽部が正式に発足したのは明治四四年一月一五日である。発会式はやはり膝折村一乗院で開かれ、降雪のなか一五〇名が参集した。大畑省輔が開会の辞、渡辺文太郎が会務報告を担当し、西山鉄五郎、秋元蒔太郎らが祝辞を述べている。この日、規約の決定並びに役員選挙が行なわれたが、役員は常任幹事西山鉄五郎、大畑省輔、渡辺文太郎の三人、幹事には富岡綱太郎、萩原藤七郎（新倉村）、富沢英一、柳下伊平太（白子村）ら一二名が選ばれた。

旧新座郡の公益をはかるというこの倶楽部が、具体的に何を目標としていたのかは明らかでない。恐らく県会議員や郡会議員の平和的な擁立、治水、鉄道問題をはじめとする政治的解決の一本化などは当然考えられたものと思われるが、鉄道開通を目前にして旧新座郡域の経済的活性化を図ろうとしたものである。そのため政友派と国民派が合併したわけで、地域的利害の統一のまゝに、政治的対立はなくなっており、事実上、両派の政治的主張点はそれほど隔たりがなくなっていたとみられる。

旧新座郡は明治一〇年代以来、改進黨系の同志会の勢力が強い地域であり、同志会に結集した大地主、商人層の政治的支配の傾向が長く続いた地域であった。これが三〇年代には中小地主層に基盤をもつ政友派が進出し、勢力拮抗きつこうの地となった。新座倶楽部の結成は地主・商人層全体の利害を調整するものとして、政派を超えて結集したものであった。

新座倶楽部の 成立した新座倶楽部は、明治四四年六月、来る九月の県議選にそなえて評議員会を開き、県議員
県・郡議選 に立候補者をたてること、その後、郡会議員候補をたてることを決めた。県議員には白子村の富

沢俊らに立候補の要請があったが辞退しうけず、結局、現職の大畑省輔が立った。旧新座郡は有権者七〇〇人余で
あり、全票を獲得しても当選に必要な一〇〇〇票には三〇〇票近く足らず、この票を他地域より獲り得る候補者でな
ければならなかった。

新座倶楽部に政友、国民派合併のため、北足立同志会及び北足立倶楽部から独立したから、双方の公認はとれず、
候補者大畑が同志会系のため、この線で選挙運動が進められ、次点と三票差の九九〇票で最下位で当選した。

新座倶楽部は県会議員選挙の直前、九月一日、一乗院に総会を開き、大畑の立候補発表式と郡会議員候補者選定
会を開いている。このとき決定された郡会議員候補者は、内間木村助役伊藤春吉、片山村村長矢島佐左衛門、新倉村
助役富岡綱太郎の三人であった。

その後、どのような事情か不明であるが、正式候補者は矢島にかわって白子村の富沢俊になるが、これら四氏はい
ずれも政友派であり、県議員を国民派系の大畑を立てたために郡議員は政友派になったものと思われる。当時、
白子、新倉村は膝折村とともに三村で定員一名の選挙区であったから、富沢と富岡は同じ倶楽部員で同じ政友派とし
て競合する関係にあった。何故このような人選が行なわれたか不思議である。

選挙の結果は大和田、志木、内間木、片山村選挙区は矢島が二七九票で当選し、白子、新倉、膝折選挙区は富岡綱
太郎が二〇二票で当選した。北足立郡会議員は定数三〇名、この選挙で政友派は一九名が当選した。そのため郡会の
役員選挙は議長に中村房太郎（横曾根）、副議長に松沢兵蔵（浦和）ら政友派が独占する。富岡は議事録署名議員に
選ばれている。新座倶楽部として独立したものの、旧来からの政派関係は断ちえず、選挙後には浦和幸陽館で開かれ

た政友派の北足立倶楽部の懇親会には鈴木左内、富岡綱太郎、矢嶋佐左衛門らも出席しており、出身母体は独立倶楽部でありながら政治活動は旧政派に同調したのであった。

埼玉県政の展開

日露戦後の埼玉県会は、それまでの政友会主導の県会から、憲政本党が進出し二派の対抗的運営が行なわれる時代にはいった。明治四〇年九月の第一五回県議員選挙の結果、それまで政友会二七、憲政本党一〇、中立三の合計四〇名の議員で構成されていた埼玉県会は、政友会一六、憲政本党一四、革新派四、中立六となったからである。そのため四〇年県会は、県会役員の選挙をめぐって対立し、流会と内務省への陳情が繰り返された。しかし、中立派をとりこみ多数を制した政友会が県政を左右し、土木問題で政友派議員の地元優先の政策を推し進めた。

四二年県会では、憲政本党系の議員の地盤だけ八線の道路改修補修費を削り、さらに露骨な干渉を行なっている。このようなさなか、四三年一月に正丸峠開削問題が発生し、政友派より脱会者が出、これら脱会者と憲政本党系議員で埼玉倶楽部を組織し、県会の多数派となり、県政を政友派の手よりとり戻すにいたった。

埼玉倶楽部は多年、政友派のため歪曲わがまがまされてきた土木行政の是正を目的とし、県政調査会の設置、産米検査の実施、町村土木費補助の適正化を掲げ運動した。政友派の後退は土木問題をめぐり、自分の選挙地盤への利益還元に走りすぎたがためであり、憲政本党の進出は彼らが地租軽減、県費緊縮運動や織物税などの悪税廃止運動を中心となって推進し、多くの営業者や地主層が同調したからである。

明治四三年、憲政本党は非政友派を併合し立憲国民党を組織し、五月には浦和武蔵会館で埼玉支部の発会式をあげている。埼玉倶楽部は同党所属の県会議員団体となった。この年八月、いわゆる四三年の大洪水があった。この被害は死傷者四〇一人、住宅の全半壊流失家屋は二二二七戸、浸水家屋八万四五三八戸、土地家屋を流失し無財産になっ

たもの七九七戸（三四三人）、被害総額は三〇〇万円分に達した。

被害は利根川、荒川沿岸に集中し、とくに南北埼玉、葛飾郡がひどかったが、白子、新倉村でも被害を出している。白子村では柴崎龍藏、石田伝治郎、小寺鯛吉、野浦藤七らが「水災焚出救助尽力者」として報告されており、篤志者より受けた寄贈金二〇円余は、被害五人の食料購入費、及び被害一三戸の肥料購入金に当てられている。水災救助金（皇室下賜金、水害救済会寄贈金、篤志者寄贈金）は新倉村には七六四七七銭、白子村には九二四三七銭が配当されている。北足立郡では最低額である。このことは他町村に比較し、白子、新倉村が被害の少なかったことを意味しよう。

この被害に対し、埼玉倶楽部は直ちに実情の視察と見舞いを行ない、一月召集の県会では臨時土木調査委員の設置をきめ、中条堤修築問題で対立した知事の不信任を可決した。この大水害後、復旧事業や治水問題があまりにも多端をきわめたため、埼玉倶楽部の生命問題として強調した土木行政の刷新が一時中止の状態となり、ために倶楽部の結束を弱めることになる。

明治四四年九月県議選の後も埼玉倶楽部は継続したが、やがて政友派と国民派が提携することが多くなり、有名無実化した。

第三章 都市近郊化の進展と和光地域

第一節 大正期村政の展開

1 県郡政の動向

大正政変と 明治四五年（一九一二）七月三〇日明治天皇が没し、皇太子嘉仁親王が皇位につき大正と改元し憲政擁護運動 した。首相西園寺公望は明治天皇の葬儀を青山葬場で行なって間もなく、師団増設問題で上原勇作陸軍大臣の単独辞表提出のおおりをうけ、ついに辞職した。

日露戦争と戦後経営のため、外債は累積し、行財政の整理は急務となっており、軍備拡張計画が容易に進まない状況になっていた。世間では軍備拡張に反対し、緊縮財政と減税とを要求する声が高まっていた。そのため増師問題は西園寺内閣と政友派と陸軍との正面衝突を意味し、増師を認めぬ西園寺内閣の総辞職は、大きく世論の高まりをもたらすことになった。

元老・藩閥勢力は元老会議を開き、ようやく長州閥の陸軍大将桂太郎に命じて組閣させた。そのため増師問題のみならず、陸軍の特権を悪用して西園寺内閣を倒した閥族の打破と、責任内閣の実現をめざす憲政擁護運動を広めることになった。大正元年一月一四日までに、全国の政友会支部は増師反対、閥族打破を旗じるしに決起する。国民党も犬養毅らが中心になり運動を展開する。

埼玉県では二月二八日、浦和町に犬養毅、尾崎行雄を招いて討閥大演説会を開いたのを皮切りに、熊谷、川越、深谷、本庄など合わせ九か所に県民大会が開かれた。これら大会では、いずれも「吾人は立憲の大義に依り、奮然起つて閥族政治を根絶し、以て憲政を擁護せん事を期す」（『埼玉新報』大正二年一月一七日付）と決議した。この憲政擁護運動は政友派、国民派の共同戦線であった。

このような運動の盛り上りは全国的にみられ、大正二年二月一〇日、数万の民衆が議會を包囲し、激昂げききょうした群衆は政府系新聞社、警察署、交番を襲撃、翌日桂内閣を総辞職に追いこんだ。これが大正政変である。

足立政界と有終会

内閣はつづいて薩摩閥の海軍の巨頭山本権兵衛が組織した。政友会はこれに協力することになったが、内部には閥族打破を要求に掲げて運動してきた政友会が、長州と薩摩の違いこそあれ、同じ閥族に協力することに反発し、分かれて運動を継続するものもあった。政友会系の北足立俱樂部は本部と同様に、山本内閣協力の立場をとったが、高橋安爾ら俱樂部中の硬派に属するものはこれに憤慨し、俱樂部とは別に憲政有終会を組織した。大正二年三月一六日、浦和幸陽館にその発会式を開き、「本会は政党内閣主義と相容れざる山本内閣の成立を見認せず」（『国民新聞』大正二年三月一八日埼玉版）と決議した。この有終会には志木町の西山鉄五郎、片山村の矢島佐左衛門、川口の岩田武三郎らが協力し、共楽座に尾崎行雄一行の討閥演説会を開き、国民党と連合し護憲運動を継続したのである。

有終会派は五月二〇日、要求して北足立俱樂部の総会を開き、ついに足立政友派の総会決議をもって山本内閣不信任を宣言するにいたった。この事件は憲政擁護をすすめる民衆の良心の勝利を意味したが、不幸にもこれが契機となり、大正四年に北足立俱樂部は分裂する。反有終会派は去って足立正交会を組織し、輸入候補秦豊助を擁立し、有終会系の北足立俱樂部は非政友派の長島隆二を援けて正交会と激しく対立した。

この間、和光地域の政友派や国民派がどのような動きをしたか明らかではない。新座倶楽部が實際上、政友派と国民派の合同による連合団体であり、常任幹事西山鉄五郎は有終会の中心として、大畑省輔らは国民派として憲政擁護運動にかかわっているところよりみれば、最後まで運動を推進した地域であったと思われる。中央の政党幹部による役職ポストをめぐる争いや、閥族攻撃をしながら一方の閥族に結びついて立身出世をはかろうとする政治的良心の欠除に、深い反感をもっていたのかも知れない。

国民党と甲寅倶楽部 山本内閣は大正三年（一九一四）、廢滅税国民大会における巡査の暴行、保安維持と称しての軍隊出動、議會におけるシーメンス事件（海軍収賄問題）の追求で苦境においこまれ、野党の山本内閣攻撃

はやがて倒閣を目的とする民衆運動に發展し、三月二四日、ついに総辭職した。

かわって大隈重信が組閣する。大隈は桂の組織した同志会を中心に国民党、中正会をくわえた非政友三派の内閣を計画し、外相に加藤高明、蔵相に若槻礼次郎、法相に尾崎行雄を据えた。国民党の犬養は入閣をこたわったが、改進黨以来の大隈との関係から好意的中立の立場をとった。大隈内閣はその政綱に政弊刷新、国防充実とならべて国民負担の軽減を掲げた。

大隈内閣の出現で埼玉県下の国民派は、七月五日、浦和武蔵会館に支部評議會を開き、支部の解散と甲寅倶楽部の組織化を決定した。甲寅倶楽部をもって県下の非政友派の結集をはかろうとしたのである。大畑省輔はじめ国民派県議員、代議士が創立委員となり、一〇月二二日發会式をあげた。

この倶楽部は成立早々、十一月一四日の衆議院議員補欠選挙に長島隆二を公認し、足立同志会もこれに加わった。長島は埼玉県出身者であるが桂太郎の女婿で、内閣総理大臣秘書官を最後に高級官僚より政治家に転じ、浦和に埼玉日日新聞社を創立し、立憲同志会の勢力扶植と山本内閣の政友会攻撃に全力を尽していた。

補欠選挙はこの長島が、犬養の応援をうけた国民党の山内庫之助を大差で破り当選する。このとき政友派は妥協して候補者を立てなかった。長島は立候補宣言で政党による国民的統一を主張しながら、「国家統一主義を主張し、世の所謂民主主義なるものに反対」していた。このような長島の当選は、憲政擁護運動の先頭に立った国民党と、これに加わった政友会の敗北を意味した。北足立倶楽部、足立同志会ともわずか二年たらずで憲政擁護の精神を捨て去るのである。

大正四年の総選挙と県議選 大正四年（一九一五）四月、大隈内閣のもとで憲政擁護運動はじまって以来最初の総選挙が実施された。大隈はたくみな選挙運動をすすめ、与党は二四〇名を当選させ大勝利となった。官僚系の立

憲同志会は五八名ふやして一五三名で第一党となり、国民党は五名減で二七名、野党の政友会は七二名減の一〇八名となった。この結果からわかるように、全国的にも憲政擁護運動当時、攻撃の的となった同志会が第一党となり、運動の中心勢力であった国民党、政友会が退潮したのである。

埼玉県ではこのとき、甲寅倶楽部は長島隆二、加藤政之助、綾部惣兵衛、福田又一、高木利平の五名を立て全員を当選させた。非政友派が定員九名のうち五名を当選させたのはこれが最初であった。足立政界は昨年議会で反政府的であったとして立憲同志会の公認を得られなかった長島隆二を、足立同志会と北足立倶楽部の有終会派は合同して推し、非有終会系の足立正交会は秦豊助を擁して戦った。当選後問もなくして長島は立憲同志会も甲寅倶楽部、足立同志会も脱し、反政府的立場を貫ぬいた。

大正四年九月、県会議員選挙が行なわれた。第一七回総選挙である。甲寅派は一九名の候補を立て一六名が当選、政友派も一七名を当選させた。県政は中立派を県政倶楽部の名のもとに合流させた政友派が多数派となり、役員を独占した。

足立政界はこの選挙で、政友派の北足立倶楽部と足立正交会、非政友派の足立同志会の三派で妥協が成立し、以下の人物が当選した。

一二〇九票	政友派	白石 彦八	上尾町
一一〇六票	中立派	小川富五郎	上尾町
一〇〇六票	甲寅派	長島律太郎	小谷村
九七〇票	同	吉田 茂助	七里村
九四五票	同	野呂丈太郎	神根村
九三七票	同	大畑 省輔	膝折村
九〇〇票	政友派	齊藤 祐美	馬宮村
八二〇票	中立派	駒崎幸右衛門	大門村

中立派とは北足立倶楽部より立候補した有終会系の人々である。したがって結果は政友派四対非政友派四となった。新座倶楽部はこのときやはり大畑省輔を推したと思われるが確証はない。この時期には新座倶楽部の活躍は報道されなくなっている。この選挙は妥協の成立により競争が行なわれず、投票率も六割弱にすぎず、そのため「本県選挙界の悪弊たる買収運動の行はれざる結果として、棄権者多」(『国民新聞』大正四年九月二四日埼玉版) くなったといふ。

郡議選挙と郡会

郡会議員選挙は九月一二日に告示され、同月三〇日の選挙となった。選挙区は前回とかわらず、白子、新倉、膝折村をもって一選挙区とし、定員一名であった。選挙運動の具体的な経過は明らかでない。県議が大畑(非政友)となったので、郡議は政友派という前回と同じ原則で候補が立てられたらしく、こ

のときも新倉村の富岡綱太郎が再選された。

北足立郡会はこの時当選した議員の内訳は、政友派一五名、非政友派一二名となり、郡会役員は政友派が独占した。議長は金子良平。富岡は参事会員の補充員となった。

政友派優勢の北足立郡会が、これまでどのような役割を果たしたかは明らかでない。郡会議事録の変化をみても、郡費の歳入出予算及び決算に関する審議と、たまに県庁あてて建議を行なっているのみである。建議も明治四〇年二月通常郡会で、「製糸工女伝習所設置に対する 県費補助」(『北足立郡誌』)、明治四一年二月郡会で「町村教育費補助」として 県費支出に関する意見書」を、四四年二月郡会で「勸業奨励の爲め蚕業に関する 技手一名増置の件」、四五年二月郡会で「道路河川編入に関する 建議」、大正六年一月郡会で「県費支弁道追加編入に関する 意見書」等を探採したぐらいである。

大正五年一月郡会では郡内道路二四件を、県費支弁道に編入することを満場一致で可決しており、県費分取りによる郡内道路網の整備化が、この当時の最大の政治課題であったようである。この請願道路には志木東京道も含まれていた。

補助金分取り行政と同じように、利益の地元還元を優先する郡政は、そのほかに郡民の願望をどのような形で満たそうとしていたのか、もう一つ明確でない。明治四〇年代から大正前期にかけ減税、民力休養などの要求が北足立郡下でも起ったが、これに応えた様子はみられない。四〇年代より世間では郡制廃止論が高まり、無用の長物視されるような政治的限界が当初より存在したのであろう。

大正八年の 大正四年の県会議員選挙の後、北足立倶楽部と足立正交会は妥協し、幸陽倶楽部を組織する。一方、**県・郡議選** 五年四月、甲寅倶楽部は解散し、立憲同志会の埼玉支部になった。一〇月には立憲同志会は中正会、

公友倶楽部を加えて立憲政会となり、加藤高明が総裁となった。

このとき大隈にかわって寺内正毅の軍閥内閣が成立した。誰がつけたか「非立憲内閣」のあだ名はやがて全国に広まった。この内閣は軍人・官僚で固めた超然内閣で、多数党の憲政会を打破するための選挙干渉も行なった。大正六年四月衆議院総選挙では北足立、南埼玉、北葛飾の憲政派候補や参謀が、のきなみ逮捕される事件も起った。

大正八年九月、第一八回県会議員選挙があり、当選者の政派別は北足立郡では憲政四、政友三、中立一となった。このとき旧新座郡から当選者を出すことができなかった。中立一名は有終会系であり、結局、政友、憲政（非政友）の勢力伯仲時代が続くなか、旧新座地域ははみ出してしまったのである。県会は憲政派一三名に対し、政友派とその同志の県政倶楽部派は二六名と多数派であった。

同年九月三〇日、北足立郡会議員の選挙が行なわれた。同じ選挙区であった新倉村、白子村、膝折村は村長が中心となり候補者選定が行なわれている。新倉村は富岡綱太郎が二期八年議員であったため、次期は膝折村か白子村かになったらしい。両村長は九月一六日次のような取り決めを行なっている（明治四一年「諸雑書綴冊」）。

申 合 書

本郡会議員定期改選々々挙ニ関シ、左ノ申合セヲ為ス

一、本期候補者ハ白子村ヨリ選出シ、次期ハ膝折村ト為シ、順次輪番ニ選出スル事

右之通り申合セ候也

膝折村長 飯倉音五郎[㊦]

白子村長 柳下伊平太[㊦]

そこで白子村は村内有志会を開き、富沢英一を推薦し候補として膝折村長にはかっている。両村長の往復文書によ

れば、富沢英一は性質溫柔、白子村会議員で早稲田大学政経学科卒業生であり、「目下政党無所属者」であるとしている。しかし、彼の父富沢俊は政友派の白子村の中心人物であり、彼自身も政友派に近い存在であったように思われる。彼は柳下伊平太の後の白子村長になるが、昭和五年当時の調査によれば、所属党派は政友派とされている。

この北足立郡会選挙は、北足立倶楽部の旧有終会派は再び政友派を脱会し、郡会議員に同志三名を当選させ、足立同志会の当選議員と合同して郡政倶楽部を組織した。そのため足立同志会ははじめて郡会の多数派となった。白子、新倉、膝折村地区からは富沢英一が当選したが、彼が郡政倶楽部に所属したか否かは明らかでない。新座倶楽部との従来の行きがかりからすれば、当然、郡政倶楽部に属しておかしくはないと思われる。

政友派から分裂した旧有終会派は、一月三日、大宮座に永井柳太郎、植原悦次郎らを招いて、自ら組織した中正倶楽部の発会式を挙行した。このとき彼らは普通選挙制の実施を掲げ、県下最初に普通選挙運動をはじめるのである。政治的に彼らは郡下のみならず県下の進歩を代表していた。

村会議員の選挙

郡・県議選を町村において支えたのは町村会議員であった。埼玉県の町村会議員選挙は、大正二年六月に実施された。改正町村制による最初の選挙で、一、二級に区別して有権者をわけ、その各級のなかで半々の議員を選ぶ明治二二年以来の等級選挙制はかわらなかったが、投票法が連記制より単記制にかわっている。

そのため、この変化から多数派が独占していた町村で、少数派から議員を出すことが可能になること、また各部落から平均して議員選出が可能になること、棄権者を減じ得ること等の利点があった反面、選挙の競争をひきおこし、有力者のみが独占していた従来の村会と異なり、運動如何いかにによってはそれ以外の人々の当選が可能となり、「野心」をもった人物の登場が可能になったといわれている。改正町村制の施行を推進しながらも、当時の為政者は従来の町

村会の有力者体制がこわれることを心配していたのである。

改正町村制による六月中までの選挙は、県下で三四七か町村実施されたが、そのうち競争が激しく展開された町村は七三か町村あった。うち北足立郡は一〇か町村で、浦和町、大宮町がとくに激しかったという（『和光市史』史料編三 二七〇ページ）。

改正町村制による選挙の結果を新倉村で見れば、旧制の選挙の場合、一級は有権者二四名、投票率三七・五パーセント、二級は有権者一一九名で投票率は一八・五パーセントであった。これに対し、改正法による選挙は一級は有権者二三名で投票率は八二・六パーセント、二級は有権者一三三名で投票率は五一・九パーセントになっている。一級の地主層はもちろん二級の自作及び自小作層の人々まで投票率は急増しているのである。このとき選出された新倉村議員は上原廣吉、本橋瀬光、井口信吉、桜井文蔵、桜井栄太郎、鈴木太郎八、富岡綱太郎、山田亀五郎らであった。

白子村の場合は、旧制の一級選挙人三五名、この投票率は七七・一パーセントであったのに対し、新制では有権者三九名、この投票率は一〇〇パーセントとなった。二級選挙も旧制の選挙人二〇三人の投票率は二〇・二パーセントに対し、改正法による有権者二〇七人、その投票率は七七・八パーセントとなっている。改正法により新倉、白子村とも投票率は極端に上昇したのである。このとき白子村会議員に選出された人々は庄栄太郎、小寺鯛吉、田中幸之助、山崎茂左衛門、柳下幾蔵、柴崎頼治郎、吉田良次、柳下一造、榎本米吉、加山勝治郎、富沢俊、田中新八らであった。

実際に、この選挙によって投票率が上昇したことは、それなりの競争が行なわれたものと思われるが、極端に従来と異なった人物が選ばれた形跡はない。まして郡役所が危惧した「町村内ノ一部分若クハ或ル階級ニ多少ノ同志アル

者」(『和光市史』史料編三 二七一ページ)の「野心」家が、和光地域では選ばれる恐れはなかったようである。

2 大正前期の地域社会

新倉・白子村 地方政治が政友会や国民派―同志会―憲政会の競争を軸に、対立と妥協を繰り返していた頃、和光の人口と職業 地域の人々の生活はどのように行なわれていたのであるか。この生活状況は職業によっても異なるので、まず白子、新倉村の人口と職業についてみておこう。

大正前期における両村の人口は、大正四年現在、新倉村は一七五一人、白子村二八二七人である。大正一〇年は新倉村は一六九六人に減少し、白子村は二九六三人に微増する。この傾向は両村とも昭和一〇年過ぎまで続く。したがって和光地域は、明治四〇年代以来、人口停滞地域であった。

停滞しながらも漸減する新倉村と、漸増する白子村の人々の職業構成をみれば表5―68のようになる。表中の数値は現実の人口よりやや少なく示されているが、おおよその傾向は判明する。表によれば、大正四年は両村とも農業、工業、商業人口しか示されていない。これによれば人口が農業に集中し、商工業者の少ない新倉村と、農業人口も多きが商工業者も比較的多い白子村という二つの差異がみられる。

大正九年一〇月になると、この差異は一層明瞭となる。新倉村は工業従事者を減少させ、農業依存の人口を一層多くし、無職業者も多いのに対し、白子村は農業を兼業とする副業者は増大するものの、商工業者も一層増加する。そればかりか交通業、公務自由業、その他有業者など公務員やサービス業に従事する人々が多くなっている。つまり、大正期をつうじ新倉村は農業に集中し人口を減少し、白子村は商工業、サービス業を増して人口も漸増するのである。

表5-68 大正期の新倉村、白子村職業構成

	新 倉 村			白 子 村		
	大正 4	年 月 大正 9. 10	昭和 5. 10	大正 4	大正 9. 10	昭和 5. 10
農業本業者	697	712	722	980	1,030	1,004
同 副業者	130	155		90	897	
工業本業者	47	21	28	80	159	192
同 副業者	11	9		5	279	
商業本業者	13	19	59	84	94	163
同 副業者	71	44		30	108	
交通本業者		0	12		15	17
同 副業者		1			19	
公務自業者		5	18		39	52
同 本業者		5	3		68	
同 副業者						
その他有業者		22	22		15	11
同 副業者					23	
家事使用人		28			0	78
無職業本業者		693	753		18	1,564
同 副業者					46	2
本業者合計					1,370	3,083
副業者合計					1,440	
合 計	969	1,714	1,617	1,269	2,810	3,083

(大正4年・昭和6年「新倉村勢要覧」, 同「白子村勢要覧」)

当時の新倉村の営業者をみれば、大正元年当時、ラムネ・サイダーなどの物品販売業、理髪業、飲食店、車人形などの芝居興業、桶職、木挽職、油類小売、鶏卵仲買、青物小売、売薬請売などがあった(『和光市史』史料編三四二六ページ)。大正二年当時で煙草小売、酒類小売、鳶職、待網漁、酌人雇、製綿業、足袋職などが書き上げられている。白子村はより多くの商工業者がいたはずであるが、史料がなく職種などは全く不明である。

地域生活の推移

このような
両村の性格

の違いや、同じ村内における職

業の違いにより、生活状況はさまざまであつたはずである。基本的には両村とも農村であつたから、農業中心の生活の推移を描くことができれば最良である。しかしながら農家日誌や農作業、収穫に関する帳簿などの史料は皆無であり、農業生活を明らかにすることはできない。

さいわい地福寺の住職の手になる寺院日誌があるので、これを手がかりに大正初期の生活を復元すれば、当時の村の出来事のおおよそが判明する。寺院日誌のなかから村びとの生活に関係する記事を抜き書きすれば、大正元年になると八月二四日に明治天皇奉悼式が白子村の役職者出席のもとで執行され、九月一三日には明治天皇大葬につき小学校で遙拜式よはひが行なわれている。この間、九月五日には向山の小作料増額をめぐる地主会が開かれ、白子坂改修のため県会議員をまじえた相談会がもたれている。東武鉄道敷設に関する会合もたびたび開かれ、県道つけ替え相談会や停車場設置協議会も開かれた。一月三〇日には徴兵者の入営見送りが行なわれている。

大正二年には、一月一八日に吹上市ふきうしが開かれ、三一日には飛行船が往復している。所沢飛行場設置後はじめてのことであり、六月一六日飛行機の往復、二一日の熊野山への墜落は和光地域の「見物ノ老若子供群集」(『地福寺 日並記』二八八ページ)をなしたという。それより前、二月一日には宿しゆく芝居興行、一五日に牛房しゆく芝居興行が行なわれ、その間三日には節分会の護摩修行が行なわれている。この節分会の状況は、のちに「白子不動豆撒」(『国民新聞』大正四年一月三一日埼玉版)と題して次のように報道されている。

「北足立郡白子神滝山不動尊にては、例年の通り来る二月四日節分会を執行の筈にて、当日午後七時より本堂に於て、大護摩を修行し、終りて追儺式に移るべし、本年は浅草より不動尊先達亀田大喜氏来り年男に立つ由」

二月二四日には小学校の展覧会、二八日には牛房の天理教会の婦人会、三月五日には宿しゆくの桶屋の庭で相撲興行、四月

一日にはまた不動堂の護摩執行、同三日は神武天皇祭で、この日は笹目はさめの流行神への参詣者が多かったという。この月一四日には吹上観音の開帳が行なわれ、二九日には植木市が、五月二八日、七月一日とともに熊野社で開かれた。五月四日には白子村全体で清潔法が実施され、七月二日には白子村周辺で軍隊演習があり、兵士に宿舎を提供し、同二日には住職は東京へ明治博覧会を見に上京した。同三日には盆供念仏も行なわれている。寺院日誌には記されていないが、八月一日には白子駐在所の新築落成式が行なわれ、村内の寄付者や浦和警察署の署長代理がこれに出席した。八月二七日は諏訪社の祭礼で花火が上がり、同三十一日は天長節、九月二四日は秋季皇霊祭、一〇月四日は住職は村内の信徒とともに比叡山ひえい団体旅行に出席した。

この月一五日には「初獵砲声ヒン／＼タリ」(前同書 二九四ページ)と獵の解禁になった。当時の新聞は、「狩獵の好季節」(『国民新聞』大正三年一月二七日埼玉版)と題し、「荒川下流北足立郡白子村附近の田圃一般、本年は殊に鳥類の繁殖多く、為めに京浜地方より狩獵者は団体を為し、遊獵に来る者多し」と伝えている。同月三十一日には白子村主催の衛生教育幻灯会が地福寺で開かれている。一月二〇日には小学校運動会が、二三日に十日講、一二月二二日は冬至につき不動堂の護摩修行が行なわれた。

東上鉄道の開通

大正三年も生活の型は二年と同じであったが、それでもいくつかの違いがみられた。三月には東北救済寄付の勧誘が行なわれ、観音市も開かれている。五月一日には東上鉄道が開通し、東京は一層近くなり、東京博覧会、浅草西市、国技館へ出かける機会も多くなった。この鉄道開通については詳しくは後に述べてよう。

七月には鮎漁会が、また滝不動で大相撲興行が、八月には雨乞あまごいが行なわれ、その後大洪水で被害を出している。九月には東京橋落成開通につき花火や八幡講の相撲が行なわれた。この状況につき新聞は、「白子村にては本年六月頃

より工事中也し東上鉄軌道に当り、東上橋去五日落成したれば、七日落成式と開橋式を執行し、余興として八幡講大角力、大煙火等あり、来観者約二千人に達し、頗る盛況を呈したり」(『国民新聞』大正三年九月九日埼玉版)と伝えている。

一〇月には戦勝祈禱大般若が行なわれ、十一月には青島陥落の報にわいている。三〇日には新しい入営者が見送られ、一方では外地より戻った凱旋兵の歓迎会で賑わっていた。寺院日誌にはみられないが、この月二五日、白子村は不動前で消防組の点検が浦和警察署長代理の出席を得て行なわれた。一月一六日には新倉村でも行なわれ新聞は、

北足立郡新倉村消防組にては、此程器具完備したるを以て、一六日午前九時、同村向原耕地に浦和署長代理猪股警部補臨場の上、放火試験、機具点検を執行し、終つて正午より同村役場に消防手年功賞状授与式を挙行、猪股警部補の訓示、鈴木村長の講話等あり、午後三時終了せるが、当時賞状を授与されたる者は

(第一部) 烏飼又八 朝倉奥太郎 小池藤次郎

(第二部) 斎藤辰五郎 堀江鉄五郎 本田長蔵 山崎浅右衛門

(第三部) 伊藤六蔵 烏飼藤右衛門 富岡勘六 長島喜左衛門

(第四部) 本橋広吉 並木金蔵 富岡利八 富岡好文

(『国民新聞』大正三年一月一九日埼玉版)

と伝えている。この一二月には白子村の移堤請願事件の一応の結着もあつた。新聞では「北足立郡白子村にては明年度より実施せらるべき堤外地整理工事に対し、其移堤の範圍を縮小方、此程本県知事に請願し來れるを以て、県当局にても村民の願意を容れ、治水上差支なき程度に於て工事軽減する由」(『国民新聞』大正三年一月二〇日埼玉版)と伝えている。荒川堤外地整理工事はこの一二月の臨時県会で可決され、明春起工の予定になつた。この工事のうち

最大の整理地が白子村の本堤の一部移堤と、白子・新倉村境の平水路付け替え工事であった。荒川治水をめぐる問題が、大正期になりようやく本格化し、新倉、白子村の対応も多事となっていた。

徴兵検査と入営者

寺院日誌にもあるように、村落生活にとって徴兵問題は大きな位置を占めるようになっていたからである。そのため村々の適齢期の若者から徴兵が行なわれ、国家目的の遂行のため、つねに入営者が確保されねばならなかった。

当時の和光地域の徴兵検査は、明治四五年は六月に、大正二、三年は七月に、四年は六月に郡役所で実施されている。徴兵検査と同日、午前中には浦和小学校で壮丁学力調査も行なわれ、検査を受けるものは鉛筆と小刀の持参を命ぜられている。当日の注意事項によれば、頭髪を短くきり耳穴を清潔にし、ふんどし褌を着用し病気での出場を禁じ、喫煙や眼鏡も禁じている。白子村ではこれらを各徴兵者に通達するとともに、検査当日は早朝二時までに下新倉の芝宮渡船場への集合を命じていた。役場吏員が同行し、午前四時半までに浦和小学校に到着し、五時開始の学力調査をうけるためであった。

大正四年、北足立郡の壮丁学力は漸次低下傾向にあるとされていた。その後は是正されたようである。大正六年当時の白子村の壮丁学力調査をみれば、調査をうけたもの三〇名、読み方の成績は甲が五名、乙が一二名、丙が一三名である。算術は甲九名、乙一二名、丙九名であり、合計すれば甲一四人に対し乙二四人、丙二二人となり、平均以下が多かった。これは小学校を卒業していないもの四名、小学校のみ卒業生が六名おり、全体として学力不足の結果をまねいたのである。とはいえ、日露戦時に比較し、この時期には就学率、出席率も上昇し、しかも義務教育年限の延長や高等教育の普及により、学力は徐々に高まっていた。

徴兵検査の結果を白子村にみれば、表5-69のようになる。大正元年から一四年までの、各年の徴兵検査者は少なくて二四名（大正七年）、多ければ四一名（大正八年）に達した。新倉村では毎年二五、六人が徴兵検査をうけている。検査者のうち甲種合格者が現役入営者となったが、予定徴員数を上回る場合は抽籤（ちゆうせん）で入営者が決定した。白子村の入営者は大正五年が三名でもっとも少なく、大正九年は一四名でもっとも多かった。大正三年の場合、入営者八名は甲種合格者の長谷川久蔵、柴崎甚蔵が歩兵、高橋真次は騎兵、福島福蔵、渡辺牛蔵、加山十七吉は砲兵、原田留士郎、沢田巳太郎は輜重輸卒（しじゆうそつ）としてであった。彼らは一月三〇日村びとに見送られ入営した。寺院日誌には「入営者桶やノ久蔵、寺金ノ三男某、並木万次郎弟実三名へ餞別二行、停車場、送送ル」（『地福寺 日並記』三一二ページ）とある。毎年一月三〇日が入営日であった。

表5-69 白子村徴兵検査の推移

年	年													
	大正元年	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
壮丁検査者	三五人	三九人	二五人	二五人	二六人	三〇人	二四人	四一人	三四人	二八人	四〇人	二七人	二九人	三五人
延期	一	一			一								一	
予備	二	一												
徴兵免除	一四	一三	七	二	一〇	七		一四	六	二	一六	九	〇	一五
補充	四	一四	八	五	八	〇	八	一四	一	五	一〇	一	一〇	一五
兵役免除		一	二	一	二	一〇	一	一	二	一	一	一	一	一
その他					超過 二						志願 二			
現役入営者	一三	八	八	七	三	一三	四	六	一四	七	八	六	五	九
在郷軍人	一六〇	一六八	二〇五	二〇三	二〇八	一九五	二〇三	二二一	一六七	一六五	二二一	一七三	一六七	二二一

数字が合わない場合は、寄留者を含む

(各年「白子村事務報告」)

徴兵猶予と忌避 徴兵検査につき壮丁学力のみならず、各種調査が行なわれるようになったのもこの頃である。白子村では大正五年より調査状況が判明する。

調査の一つに適齢者教育に関する調査がある。この調査表によれば、白子村の大正五年の徴兵適齢者は二五人、うち小学校長安田権次郎が特別に指導した壮丁教育の受講生は一四名、欠席者は一名である。欠席者の大部分は東京へ出寄留し仕事に従事しているものであったという。そのため徴兵生計程度表をみると、富裕なるもの二人に対し、中等程度は一二名、貧困なるもの九名となっている。大正八年の場合、三八名の適齢者のうち中等程度は一八名、貧困なるもの二〇名であった。

富裕者の場合、徴兵猶予になっている場合が多い。この時期、上級学校に在学したものは猶予が認められており、白子村からは浦和中学、国学院大学、明治大学、郁文館中学、天理中学、千葉医学専門学校などの在学生が猶予されている。

一方、逃亡、失踪し所在の不明なものも、大正五年に二人おり、事実上の徴兵忌避であった。一人は家族も居所が不明なものであり、一人は家族とも行方不明になったものである。当時、新聞では埼玉県内で徴兵除けの祈願をするものがあること、徴兵の抽籤のがれとなれば一家で祝宴を開くものがあったと伝えている。このような悪弊は多年の因習となっていたと報ぜられているから、相当根強かったと思われる。

そのうえ都市化の波の中で生活がかわり、身長不足で虚弱な体質をもつものが多くなり問題となっている。東京近郊と大宮、熊谷など「都人種的生活状態」の地域に、この傾向が多くなったとされている。岡田知事の指摘によれば、大正五年当時の壮丁の検査による甲種合格の割合は、埼玉県は全府県のうち三九位であったという。

青島占領と 尼港事件

大正期における軍隊の海外派兵は第一次世界大戦とシベリア出兵である。大正三年（一九一四）、大正四年（一九一五）に、大正期における軍隊の海外派兵は第一次世界大戦とシベリア出兵である。大正三年（一九一四）、大正四年（一九一五）に、

ヨーロッパ列強が大戦のため、アジアから手を引いた間に、日本は日英同盟を口実に八月二三日ドイツに宣戦した。直ちに作戦行動を開始し、山東半島に上陸し、一月七日には青島要塞を占領した。

この戦争に参加した和光地域の出身者が何人いたかは明らかでない。新倉村の星野保吉はその一人で、開戦後の九月五日午前三時に召集令状をうけとり、八日午前七時に入隊した。彼の餞別帳によれば、新倉村尚武義会や村長、助役らを含め四八人ほどから三〇円余の餞別をもらい出征し、大正四年一月一日に無事帰村した。再び大勢の村びとに祝福されている。

白子村では富沢七右衛門が出征した。村役場は郡の命令で九月に宣戦奉告祭を執行し、「天佑神助ヲ仰グベキコト」を村内に通達している。そして協議会を開き熊野神社、氷川八幡神社へ各二円の神饌幣帛料の献納をきめ、戦勝奉告祭は臨時徴兵者富沢七右衛門の帰郷当日に執行すべきこと、凱旋歓迎費の支出などを決めていた。

この計画は富沢が帰村した大正四年一月一日、青島陥落奉告祭及び凱旋兵士歓迎会として実行された。会場の小学校に大勢の村びとを集め、盛大に行なわれている。

第一次大戦中、ロシアに革命が勃発し、労兵ソビエトが革命政府を樹立した。ロシア革命が起ると外国は軍事干渉を計画し、日本の寺内内閣もまた大正七年（一九一八）八月二日シベリア出兵を宣言した。八月中旬に第一二師団がウラジオストクに上陸、第七師団が北滿州に出動した。第三師団をバイカル方面に出動させた。

しかし、第一次大戦が終わると、大正九年一月には連合国はロシアからの撤兵を開始したが、日本は新たな口実で駐兵を継続した。五月一五日ソビエト・ロシアと日本は停戦協定を結んだが、これと時を同じうしてニコラエスク事

件（尼港事件）が起った。ニコラエスクを占領していた日本守備隊がボルシェビキ軍と戦い全滅した事件である。日本は共産主義への増悪をおおるためこの事件を大きく宣伝した。

北足立郡では各神社での祈年祭の執行を命ずるとともに、新たに平和克復奉告祭の執行も訓示した。白子村では八月二九日熊野神社、三一日氷川八幡神社で執行した。これと同時に尼港殉難者記念碑建設費の寄付を募っており、白子村では村長以下三八名が五円を寄付している。和光地域の戦死者は不明であるが、県下では何人か死亡している。

都市化の波

日本が世界大戦に参加する頃より、政党は軍国主義へと押し流され、各地の営業者を中心とする廢税運動も中止された。在郷軍人会を柱とする軍事講話や軍事演習が各地で行なわれ軍国主義の影も濃厚に和光地域を覆い出すのである。

だが、一方では前期からの民衆の動きは続いており、社会主義や急進的な自由主義の考えも広まっていた。東京帝大教授吉野作造が民本主義を提唱したのは大正五年一月号の中央公論誌上であった。新聞紙上でも帝国主義への批判が展開されるようになり、寺内内閣の軍備拡張政策のもとで資本主義は急速に発展した。都市への人口集中もすみ、新中間層や労働者も急増し、新しい思想の担い手となった。政治的にも普通選挙の要求が掲げられ、大正デモクラシーと呼ばれる民主主義要求の時代が出現するのである。

日本社会は大きく流動化し、都市問題や社会問題が新たに発生していた。このような時期、東上鉄道によって東京に直結された和光地域はどのように変わっていったのであろうか。新しい考えのもと文芸誌や評論雑誌が、地域で新たに作り出されるといった華々しい変化はついに生まれなかったが、東京への密着が、人々を確実に変えはじめたことは間違いない。純農村新倉村の人口流出は都市への集中を物語り、畑作村白子村の人口漸増は、近郊村化と地域的な小市場化を推し進めた結果とみられる。

しかもこの時期、東京の膨張にともない別荘地化の波が埼玉県の東京隣接地におし寄せていた。国民新聞は大正五年一月、「理想的郊外生活地」として東京近郊の優等地を投票させている。このとき最高得点で選ばれたのは千葉県市川町であり、ついで東京府下府中町、小金井村、立川村の順であった。埼玉県では入間郡豊岡町や北足立郡安行村も多くの票を集めている。さいわいこのとき白子村は選外優等地の一に選ばれたのである。投票は白子村と指定したものが多かったというが、実際は白子村のほか赤塚村、上練馬村の二村を含んだ地域であったという。

早速、記者が派遣され白子村が果して理想的生活地であるか否か調査が行なわれた。その報告によれば、次のように述べている。東上鉄道上台橋駅以北の平野は、いわゆる武蔵野の東北方の限界で、荒川の波毛はげ上に位し、一望際限なき広野で東に筑波、西に白雪の富士がそびえ立つ土地柄で、小丘低岡で波浪のごとく起伏し、地味は肥沃で農耕に適し、有名な練馬大根の原産地であり、練馬、赤塚、白子の沢庵たくわんは東京沢庵の名のもとに、全国民に賞美されているという。

別荘地・住

宅地の適地

調査報告はつづいて次のようにいう。東京府と埼玉県の境界を流るる矢川（白子川）は、同じく府県境をなす荒川に丁字形をなして注いでおり、赤塚と白子はこの丁の字の下右辺と上左辺にわかれて存在する。土地のもっとも高い眺望のよい土地は、多くの場合、神社仏閣であり、付近には別荘や住宅に適する地ははなはだ少ない。

しかし、赤塚村の方は平野が広く有望である。白子村も天理教会、熊野神社、天王神社、諏訪神社あるいは稲荷社などいづれも高台にあり、吹上観音もその先端に位し、眺望はいたるところ近郷におよぶ処はない。天王、諏訪両社の間の高台は白子第一の高地で、三町余歩の好別荘地である。今までも東京人から譲渡を希望されたが、地主は一反歩当り四百円を主張し、買主は一反歩二五〇円から三五〇円まで妥協したが、地主は四〇〇円説を固持して、談判

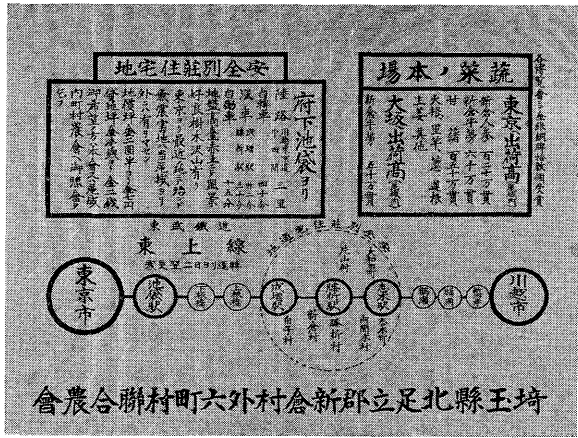


写真5-51 別荘地広告

は成立しなかった。

白子村には村歌があるので引用すれば、

吾等の住める此の郷は、埼玉県の東南隅東京府下に境して、都の西北五里あまり西に聳ゆる秩父山、流れて遙き荒川は通ふ白帆のちら／＼と、常に眺めの麗しき其名も清き白子村、烏帽子に似たる形して長さは一里幅十町、土地能く肥えて豊

かなり面積凡そ六百町、戸数は四百二十余戸人口三千九百余、

農工商にいそしめり春は名高き観音の、花の丘より見下せば

北より西に土手廻る、其内外は皆田なり（後略）

この数節に遊覧地として別荘地として、あるいは住宅地としての白子の価値が集約されているという。

白子村や赤塚村の生命は荒川と矢川及びその波毛、あるいは波毛下に渾々として噴出する無量の地下水にある。ことに白子の町の附近に

はいたるところ噴水があり、水は町のいわゆる下水を奔流して矢川に合流する。就中もっとも量の多いのは熊野神社脇の不動の滝である。この不動の滝は東京近傍まれにみる好納涼地で、矢川の蚩狩り、荒川の舟遊とともに白子を

恰好の遊覧地となしている。

白子は遊覧地としてもまた別荘地としても申し分なき資質を有している。だが何分にも東上鉄道の列車運転数が少なく、夜は七時には上り列車が終るので、都人士はゆっくり遊覧に時間とはれないのが難点である。白子が今日まで

発展せず、評価を得なかったのはまったく交通機関が不完全であったからである、と伝えている。

宅地地価の上昇

ところで白子村がこのように喧伝けんでんされたからといって、直ちに住宅地化、まして別荘地化したわけではない。そのことは人口動態の状況で明らかである。白子村、新倉村も人口が急増するのは昭和一〇年以降のことである。

とはいえ、人口が減少し昭和一〇年まで落ち込む新倉村と異なり、白子村は大正四年頃をさかいに増加の勢を強めている。人口の増大がどのような意味をもったかを、新倉村を含めてみると表5—70のようになる。合計反別は田、畑、宅地、山林の合計とはならないので、これら以外に原野など雑種地も含まれていたことになる。

まず両村を比較していえることは、大正四年当時においては新倉村の方が田畑、合計とも反当り地価が高いことである。白子村は宅地と山林が高かったにすぎない。これが昭和六年になると、新倉村は宅地の地価が上昇するもの、水田は減少し、畑は停滞する。しかも宅地の地価が上昇したとはいえ面積は減少し、水田にいたっては地価、面積ともに減少する。畑作のみが地価、面積ともに横ばいで、水田農業に比重をおいてきた新倉村の退潮が著しい。これに対し、白子村は昭和六年にはやはり水田が地価、面積ともに減少し、畑は地価が上昇する割合には面積は増加していない。宅地はもっとも上昇し、面積は四倍に近づいている。これが当時の白子村の特色を示しているのである。

大正四年当時の、一筆当りの面積をみれば、新倉村は水田は四畝二三歩、畑は八畝九歩、宅地は二〇四坪である。白子村は水田三畝歩、畑は八畝七歩、宅地は五三・五坪である。畑地面積こそほぼ同規模であるものの、水田は新倉村が広く、耕作条件は有利であったはずである。宅地にいたっては広大な敷地をもった新倉村であるが、その割には一戸当り人口が減少する。白子村は本来が白子川沿いの宿場町的性格が、一筆当り面積を少なくしていたのである。

表5-70 白子・新倉村の地目別地価

		大 正 4 年				昭 和 6 年			
		面 積		地 価	反 当 り 平 均 地 価	面 積		賃 貸 価 格	反 当 り 賃 貸 価 格
白 子 村	田	町 反 畝 歩	円 銭	円 銭	町 反	円	円 銭		
	畑	101. 9. 6. 24	4, 054. 26	39. 74	77. 6.	22, 248	28. 67		
	宅 地	310. 6. 2. 07	37, 132. 34	11. 95	311	47, 579	15. 30		
	山 林	10. 9. 9	31, 656. 30	31. 23	39	19, 516	50. 04		
	合 計	106. 2. 2. 10	2, 502. 43	2. 36	90. 6	3, 295	3. 64		
		573. 7. 4. 29	112, 025. 08	19. 53	521. 6	92, 702	17. 78		
新 倉 村	田	107. 2. 6. 12	45, 082. 93	42. 02	96. 2	28, 543	21. 35		
	畑	152. 2. 1. 01	18, 659. 99	12. 25	153. 2	19, 544	12. 32		
	宅 地	24. 3. 1. 16	17, 913. 51	24. 56	23. 3	9, 613	42. 20		
	山 林	54. 7. 6. 16	1, 207. 25	2. 20	49. 4	1, 421	2. 87		
		合 計	353. 1. 6. 14	82, 960. 18	23. 49	336. 1	59, 379	17. 86	

(大正4年・昭和6年「白子村勢要覧」, 同「新倉村勢要覧」)

しかし大正期を通じその周辺に住宅地を拡大していったことがある。

蔬菜栽培と 両村が水田を縮小し、わずかながらも畑地を地
白子、新倉村 価、面積ともに増大させているのは、大正中期

に盛んとなった蔬菜栽培による。すでに述べたように蔬菜の栽培は明治期より始まり、東京への供給地として甘藷とともに、蔬菜はこの地域の特産物になりつつあった。この傾向が大正期に一挙に拡大するのである。

この蔬菜栽培地への成長は、詳しくは後述するが、当時の村の様相を新聞は次のように伝えている(『国民新聞』大正八年六月三日埼玉版)。

蔬菜で食ふ

白子村

窮民が皆無

土地悉く村民の所有

北足立郡渋谷第二課長は、此程白子村の勞力問題其の他に
に關し調査を遂げたるが、其の結果を語って曰く、「同
村は田百十五町、畑三百卅三町、合計僅か四百四十八町

歩にして、之を全戸數四百十三戸に割當つれば

△一戸平均 一反二畝強に當り、一戸の平均人員は七人あるを以て、一反二畝を耕して優に七人の生活を維持し居る勘定なり。斯かる僅少の土地にて其の多人數の生活を営み居るにも拘はらず、經濟狀態は資産家二割

△中産者は 五割以下三割の良好なる割合を示し、窮民の如きは殆んど皆無にして、生活程度比較的高きは不思議なる現象なる外、同村内に住、町村民の所有地一坪もなきは稀有の事に属し居るが、同村は早くより地の利に乘じ

△蔬菜の栽培 を試み、現在にては殆んど蔬菜によりて生活し居ると云ふも過言に非ずと。

同じ年、「新倉牛蒡活況」(『國民新聞』大正八年五月二二日埼玉版)と題し、次のようにも伝えてゐる。

共同販売の 經費千円

北足立郡新倉村・白子・膝折三ヶ村農會連合牛蒡共同販売は、既報の如く、關西方面に於ける新倉牛蒡の聲価と共に、逐次其の販路擴張され、昨年中の売上高は実に卅六ヶ車、七万二千貫に達し、予期以上の好成績を収めたるが、本年度は更に一層移出高を増加せん意気込にて、同共同販売經費として千五十円の予算(前年に比し三百五十円増加)を計上し、去十七日の連合農會に於て之を決議したり

このような蔬菜栽培の好況が、地域經濟を支え、資本主義經濟のもとでの和光地域の生存を可能なものとしていた。東上線開通による都市近郊化の進展が、「地の利」性を強め、和光地域をして蔬菜栽培地化を促進するとともに、白子村を中心に別荘地化、住宅地化を推し進めるのである。

米騒動の影響

和光地域が蔬菜栽培地帯として飛躍した大正七年（一九一八）は、全国的に米価が騰貴し、米騒動が起こっていた。この年七月から九月に全国的に展開した米騒動は、当時、第一次世界大戦の好況でインフレ傾向が生まれ、実質賃金が低下したのに、米価は八月に戦前の四倍に高騰したため、賃金生活者の台所を直撃したのである。シベリア出兵を目前にした米商人、地主らの投機が、米価高騰をあおったことが原因ともいわれている。

七月二三日、富山県魚津町の漁民の妻女による県外移出米の積み込み拒否に端を発し、集団をなして米商人、町村役場に対し米価引き下げ、困窮者救済が要求された。この事件が新聞に報道されると、九月までに関東より九州までの表日本を中心に三〇〇か所以上で騒動がおこり、軍隊が出動するまでになった。

埼玉県では暴動こそおきなかったものの、浦和、大宮、熊谷、川越をはじめとする町場で深刻な影響をうけている。脱農化した町民の多いところほど食糧米の取得が困難になっていたからである。そのため朝鮮米の廉売が各地で行なわれている。

当時の埼玉県下の物価変動をみれば、

	大正五年	大正八年
米一石	一五円三八銭	四二円四五銭
大麦一石	六円二二銭	一七円四四銭
魚肉百匁	一七銭	三三銭
木炭一貫目	一六銭	三四銭
綿布 中位	一円五七銭	三円〇六銭

表5-71 新倉・白子村の賑恤金

賑恤金	新倉村	白子村
	人	人
50銭以下	0	4
50銭～1円	7	12
1円～1.5	5	21
1.5～2	13	13
2～2.5	6	8
2.5～3	4	8
3～3.5	1	7
3.5～4	1	1
4～5	2	2
5円以上	1	
合計	40	76

(埼玉県行政文書 大887-2)

となっている。つまり主食及び副食物はほぼ二倍、被服類は二倍半となっており、中産階級以下、なかでも俸給生活者をもっとも困難な状況におかれていた。当時の新聞を引用すれば、「米価騰貴の爲め本庄町並に児玉地方細民の窮状凄惨を極め、殊に小役人小学教員等の如き俸給生活者の困窮甚し」(『東京日日新聞』大正七年八月一日埼玉版)と伝えている。

埼玉県では早速郡長会議を開き、外米廉売に関する協議を行ない、廉売米は一升一五銭とすること、各町村で廉売人員を決定し廉売券を交付すること、廉売米の運搬は在郷軍人会、青年会等の援助を求むることなどを決めている。あわせて埼玉県告諭を発し、「一時ノ輕拳」に出ぬよう戒めていた。

和光地域でもこの時期、郵便局、警察、学校などに俸給生活者があり、表5-68でみたように公務自由業が増加する時期であった。役場吏員でも生活困難となるものが出、白子村では同一年度に二度の俸給改正を行っている。和光地域全体は農村であり、蔬菜栽培の利により物価騰貴の直撃は避けられたと思われるが、村内に生じつつあった貧富の懸隔は、俸給生活者ともども貧しい人々に影響を与えずにはおかなかった。

政府は当時、篤志者の寄付をおおいで各町村の貧窮者に賑恤金を配布した。これは米騒動予備軍の慰撫の役割を果すものであったことはいうまでもない。和光地域も困窮者が生じつつあったので、表5-71のような割合で賑恤金をうけている。新倉村は大正七年九月二日、村役場で窮民四〇名への配布を行っており、

白子村は同年九月六日、白子小学校において賑恤金の伝達式を挙行し、その席上、困窮戸数三四戸、一三一人及び極貧戸数四三戸、一五〇人に下げ渡している。表は金額不明のものが一人いるため合わせて七六人が示されている。金額の総計は新倉村八〇円二八銭、白子村一三八円余であった。

3 大正前期村政の展開

地方経営の 大正前期の地方政治は、初期の廢税運動や憲政擁護運動から、第一次大戦による軍国主義化への一層
指導方針 の協力へと、地方の状況を変えていったことは前述した。このような動きのなかで、資本主義の発展

が農村の構造的転換をまねき、和光地域は近郊農業として蔬菜作地帯としての性格を強めた時期であった。

当時、要請された農村経営の方針は、当然、明治四〇年代以来の荒廢の立て直しであり、近代化、軍国化に対応した生産基盤の確立であった。地方改良運動がこの時期にも継続され、やがて民力涵養運動かんようと名称をかえてゆくのである。敬神思想を利用し、産土神うぶすまに奉仕するという意味で道徳的な勤儉主義を鼓吹し、納税優先の考えを指導しつづけた。もちろんその基礎をなす農村経済の改良も、農会や産業組合を通じ熱心に指導されている。

大正前期の農村経営の方針を、大正二年七月の郡長会議における添田知事の訓示にみれば、その大要は次のようであった。地方行政の主眼とするところは、「国家大勢の趨く所に鑑み、庶政を整頓し、以て行政の基礎を固うし、教育を盛にして風教の維持に努め、産業を振興して国力の充実を図る」(『国民新聞』大正二年七月二二日埼玉版)点にあるという。つまり国家行政を翼賛し、国家のための実力を養成するという国家優先論である。

そのため文明の進歩とともに発生する浮華輕佻けいとうの思想をさけ、敬神の美風にもとづき地方行政を整理し、国家の「根幹」としての町村の自治を發達させることを主張した。それ故、第一に健全な町村とするため財政の基礎を確立

せよという。基本財産の造成、納税義務の重大なることを村びとに知らしめることが重要で、埼玉県の基本財産未造成村はいまだ五四村あり、納期内に税の完納できぬもの四割に達するので注意せよと述べている。

第二は河川改修のための治水調査、第三は教育の振興をはかり貧困児童に対しても適切な処置をとること、第四は教育者の修養をはかり、第五に産業の振興が掲げられている。埼玉県の反当り米収量は一石六斗で、他県に比し低く、かつ養蚕、生糸、織物その他の産業も改良すべき点が多いという。第六には衛生施設の拡充が掲げられ、国家富強の基礎として国民の健康はつねに留意されねばならないとした。国家行政の翼賛のため、地方自治という言葉があまりにも都合よく町村政治に適用されているのである。

この事情は大正五年六月の郡長会議における昌谷知事の指示事項も同様であった。席上において知事は地方改良事業の奨励、町村行政事務会による行政の統一、部落有財産の整理、兵役義務心の向上、洪水防御、小学教育の監督、教員住宅の設置、農家副業の奨励、米穀の改良、養蚕組合の奨励、健康状態の改善などを命じている。具体的な指示であったが、事業推進の精神は添田知事と同様であった。

このことは同年十一月新任の岡田知事の就任訓示にも示されている。彼は「尊祖敬神」による皇室の繁栄と、国家の隆昌をはかるための地方経営を旨としていた。そのため埼玉県の後進性の克服が彼の課題であった。彼によれば、埼玉県は児童の就学歩合が全国の三五位、出席歩合では四二位、教育費負担額が全国平均一人当り一円二一銭に対し、埼玉県は九〇銭でこれまた四五位、上級学校への進学率も四七位という教育の低位性が問題であった。壮丁検査も甲種合格率は三九位、体重も四三位、町村基本財産による町村財政補填ほてんの割合も、全国平均が二〇分の一であるのに対し、埼玉県は三六分の一と非常に低いこと等が克服されねばならなかったようである。

白子村会の
議事案件

大正期の村政の担い手は、白子村は村長柳下伊平太、新倉村は村長鈴木左内である。この両村長のもとで村内各字から選出された村会議員が村政を審議し、各字には行政の分担者として常設委員または区長がおかれた。役場では村長のもと助役、収入役、書記が事務をとり、その事務量と吏員は漸次増大する傾向にあった。

まず、最初に白子村会で審議された議案の変化についてみておこう。

(開催日)

(出・欠
議員数)

大正二年一月

九・三 常設委員条例廃止ノ件、特別税反別割廃止ノ件、区長七名代理者七名設置ノ件

二年一月二三日

村有財産金貸付ノ件、村有財産貸付金利率改正ノ件

三月 三日

本村財産管理規定、県税戸数割等級設定標準改正ノ件

三月二六日

八・三 本村会計規定ノ件、本村税賦課率ノ件

四月 八日

本村財産管理規定、官有地無代下付出願ノ件、下新倉村有土地登記ノ件

九月

一一・〇 本村諸給与規定、議員出納検査委員選挙、隔離病舎諸費ノ件、役場吏員及教員退職慰勞金ノ件

一二月

七・四 助役満期ニ付選任ノ件、小学校舎改築費積立規程

大正三年二月

六・五 小学校備金受入ノ件

四月

九・二 小学校石造門寄付受入ノ件、議員弔祭料贈与ノ件

六月

六・五 土木費寄付受入ノ件

七月

一一・〇 伝染病予防救治者手当支給規程

九月 一〇・一 区長代理者補欠選挙ノ件

十一月三日 一〇・一 県費請願ニ関スル件、牛房道路工事ノ件

十一月十一日 八・三 白子大泉間道路県費支弁請願、白子上練馬間道路県費支弁請願ノ件

大正四年二月七日 七・四 学務委員へ弔祭料贈与ノ件、白子大野間道路修繕県費補助金返納ノ件

二月二十七日 八・三 貯金及管理並支出法規程ノ件、議員出納検査委員選挙、学務委員選挙、町村税配賦

ノ件

三月二十九日 六・五 村税賦課及徴収規程、小学校飲料水井戸唧筒機改良ノ件、白子字寺ノ前土管工事ニ

付東上鉄道会社交渉ノ件

一〇月一日 八・三 下新倉字浅川里道ニ関シ官庁諮問ノ件

一〇月一八日 八・三 下新倉字浅川工事附替ノ件

十一月二十二日 七・四 小学校教員へ慰勞金贈与ノ件

(大正五、六年省略)

大正七年二月 八日 一一・一 村税賦課率ノ件、役場吏員増俸ノ件

五月二十日 一〇・二 村税賦課及徴収規程ノ件、区長選挙ノ件

一〇月二十六日 八・四 大正七年村税徴収期ノ件、役場吏員増俸ノ件、墓地新設ノ件

十一月十八日 九・三 小学校舎建築ニ関スル件

ここに掲げた議案には、各年度の村の予算及び追加予算、決算に関するものが省かれている。その予算、決算に関する議案も、すでにみたように明治四三年の村会から罹災救助資金議案が登場し、四五年村会から、小学校基本財産の

予算・決算議案が加わってくる。これら村財政の中枢議案と、その一分肢として独立した罹災救助資金及び小学校基
本財産は村政の重要問題であり、当時の村政の主題のあり方がわかるのである。これら諸議案は毎年の村会の主要な
議題であるが、繁雑を避けるため省略している。

ここに掲げた村会は大正二、三、四、七年の四年間である。そのほか省略した五、六、八年の村会を加えると村会
開催数は四六回である。一年に六・六回にあたり、明治四〇年代の年平均九回よりは少なくなっているものの、議
案件数は増す傾向にあり、会議も簡単な仕事ではなかったようである。

議事録は討論内容を記していないので、議員内部の意見の相違などは明らかではない。大正元、二、三年度の村会
は「悉ク原案ノ通り決議」（『和光市史』史料編三 三〇三ページ）とされているので、この記録をみる限り村会は無
風状態であったといつてよい。新倉村も毎会、政派の対立はなく「平穩ニ議了」（前同書 二七八ページ）したとい
う。

白子村会の議事案件をみて気づくのは、大正前期村政もまた教育問題が主であったということである。村長、助
役、収入役、学務委員、土木委員あるいは常設委員にかわつた区長などの人事問題は相変わらず多いが、町村制の経
過に應じ吏員、教員の死亡者、退職者への弔祭料、慰労金問題は増している。隔離病舎、伝染病予防費など衛生に關
するものは前期以来から継続していたが、大正前期の主要な問題は、基本財産の蓄積にともなう村有財産管理問題
と、道路、水利をめぐる請願問題及び村税賦課率改正の問題であった。

大正二年から八年まで四六回の村会は、議員定数一二名であった。六年以前は一名欠席のまま審議が継続され、以
後は一二名となった。大正六年五月の改選により並木梅吉、富沢英一、加山勝治郎、榎本米吉、田中幸之助、山崎茂
左衛門、柳下幾蔵、磯部富十郎、清水源之丞、柳下一造、吉田喜一、柴崎頼治郎らが当選する。これら全員出席の村

会は数回であったが、流会が一度もないようである。新倉村の場合も「村議八名中欠席者毎会一、二名」（『和光市史』史料編三 二七八ページ）といわれ、これまた順調に運営されていた。

役場吏員と区長制

大正期の村行政は役場吏員と区長及びその代理者によって担われている。そのほか村会で選ばれる各種委員がこれに関与した。区長及び代理者は議案でわかるように、大正二年一月九日村会で、それまでの常設委員が廃止されて新たに任命されたものである。

当時の役場体制がどのようなようになっていたかを、まず新倉村についてみれば、「現在役場吏員ハ助役、収入役、書記二名ニ過キサルモ、秩序正シク事務整然タリ」（『和光市史』史料編三 二九四ページ）といわれている。白子村は大正元年現在、「名誉村長一名、有給助役一名、収入役一名、書記二名」（前同書 三〇一ページ）であった。

村長柳下伊平太のもとに助役柴崎龍蔵、収入役富沢富太郎、書記柳下仙三、吉田斧八の体制であった。これを補助したものは「学務委員二名、区長及び区長代理者トモ十四名」（前同書 三〇一ページ）である。

このとき常設委員制から区長制に変更されたのであるが、それまでの常設委員と区長を対比すれば次のようになる。大正二年二月現在である。



写真5-52 新倉村役場吏員（大正期）

常設委員 区長

代理者

柴崎満五郎 白子第一区長 柴崎満五郎 柴崎文三郎、浪間源治郎

新坂 藤八 " 第二区長 富沢 俊 富沢幸太郎

飯田権之助 " 第三区長 新坂 藤八

有山 鎌吉 下新倉第一区長 有山 鎌吉 田中新兵衛

吉田 良次 " 第二区長 飯田権之助 清水源之丞

市川 亀吉 " 第三区長 吉田 良次 田中 武平

富沢 俊 " 第四区長 市川 亀吉 磯部久太郎

つまり、従来の常設委員がそのまま横すべりして区長となり、代理者七名を追加して行政補助の体制を整えたのである。このほか大正元年には書虫予防委員、土木委員、学務委員などがおかれたが、学務委員は大正期を通じて毎年任命され、しかも増員していたが、ほかはこの後任命される出納検査委員、戸数割調査委員などともて有期の委員であった。

役場吏員の俸給は、大正元年当時、柳下仙三は一二円、吉田斧八は一一円であったが、大正七年には物価騰貴のありで一年に二度の増給が村会で行なわれている。ちなみに北足立郡の大正元年当時の有給村長の平均給料は二二円、助役は一四円六六銭、収入役は一一円〇六銭、書記は九円三〇銭であった。

大正七年当時の鈴木左内村長の俸給は二七円である。役場吏員の俸給は全般に上昇しつつあったが、それは物価上昇に應ずるだけのものでなく、後述のように役場事務の増大とも関連していた。そのため白子村役場では書記二名より大正八年に三名となり、一三年には四名となるのである。

このような状況は全国的でもあり、全県的でもあった。埼玉県での町村吏員総数は、明治二二年の町村制実施当時三四〇六名であったものが、明治二七年日清戦争時四一二二名となり、明治四三年に五二五一名に達し、大正元年には六〇〇〇名になっていた。翌二年には七一七一名に増加し、八年には八一九一名、一一年に一万人台に達するのである。大正期を通じて町村吏員は倍増したのである。

町村事務の増大

このことは当然、役場の事務量の増大と関連していたばかりでなく、町村財政の膨張にも拍車をかけることになった。当時の役場事務の報告によれば、事務量の増大は「社会ノ進運ニ伴フ自然ノ結果」(『和光市史』史料編三 三〇一ページ)とされていたが、増大の意味するところを少し考えてみたい。

大正期における白子村の役場事務の推移を示すと表5―72のようになる。大正二年度を最後に、役場の四掛制は二掛制となり、掛自体は縮小されたが、事務量は逆に多くなっている。時流に逆行する掛の縮小は、少数吏員による事務担当区分を緩和するものであったとはいえ、実際上は労働の強化を防ぎうるものではなかった。

大正三年「白子村役場処務規程」によれば、第一掛は村会及び村財政に関する件、農工商業に関する事項、森林、水産、畜産に関する事項、諸組合、学校、兵事、戸籍、衛生、統計等に関する事務を取り扱い、第二掛は金円物品の保管、その他会計に関係する件、租税、公共組合費、使用料、手数料の納額告知及び督促、滞納処分に関する事項、土地営業の課税に関係ある事項等を取り扱う係であった。第一掛長は助役、第二掛長は収入役である。

つまり第一掛は庶務をはじめとする総務を、第二掛は税務を扱ったのである。役場吏員が少数なため掛の統合は必要であったかも知れないが、逆に事務の混乱を招きかねなかった。吏員の他町村への出張回数増加にくわえ、他町村役場及び郡役所から通達される收受件数も、それに対して回答したり、村内に通達する發送件数も年々増加する。大正七年が事務量の増大する一つの画期であった。

表5-72 白子村役場の事務量の推移

年	大正		元		二		三		四		五		六		七		八		九		一〇		一一		一二		一三		一四	
	元	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
吏員出張回数	六五	六五	六七	六七	八五	八五	九〇	九〇	九五	九五	一一六	一一六	一一三	一一三	一一二	一一二	一二四	一二四	一三一	一三一	一三九	一三九	一五一	一五一	一二二	一二二	一三〇	一三〇		
第一掛 収受件数	八三六	八三六	八六五	八六五	一、〇〇五	一、〇〇五	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九三	一、〇九三	一、〇九四	一、〇九四	一、一〇五	一、一〇五	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一三九	一、一三九	一、一三〇	一、一三〇	一、一四三	一、一四三	一、一五〇	一、一五〇	一、一五五	一、一五五	一、一六〇	一、一六〇		
第一掛 発送件数	三〇二	三〇二	三三三	三三三	五五五	五五五	五五〇	五五〇	五五二	五五二	五五二	五五二	七五五	七五五	八二二	八二二	八五五	八五五	八六	八六	八五五	八五五	八六	八六	八〇	八〇	八九〇	八九〇		
第二掛 収受件数	四六	四六	四六	四六	一、三三三	一、三三三	一、三七〇	一、三七〇	一、三七二	一、三七二	一、三七三	一、三七三	一、四三三	一、四三三	一、四八〇	一、四八〇	一、四九〇	一、四九〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五三三	一、五三三	一、五三六	一、五三六	一、五三三	一、五三三	一、五三六	一、五三六		
第二掛 発送件数	三四五	三四五	三三三	三三三	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一六	一、〇一六	一、〇二八	一、〇二八	一、〇二九	一、〇二九	一、一三三	一、一三三	一、一八八	一、一八八	一、一九〇	一、一九〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二三三	一、二三三	一、二三三	一、二三三	一、二三三	一、二三三	一、二三三	一、二三三		
第三掛 収受件数	三三〇	三三〇	四一九	四一九																										
第三掛 発送件数	三三	三三	二〇〇	二〇〇																										
第四掛 収受件数	三六	三六	三六	三六																										
第四掛 発送件数	八六	八六	七五	七五																										
合 計	三、八七	三、八七	三、九三	三、九三	三、九三	三、九三	四、〇九	四、〇九	四、〇三	四、〇三	四、〇三七	四、〇三七	四、四九	四、四九	四、六八九	四、六八九	四、七四	四、七四	四、七八	四、七八	四、八七	四、八七	四、八六	四、八六	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三		
吏員数(含村長)	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	七	七	七	七		

(各年「白子村事務報告」)

表中の数値のみではとくに増加した事務が何であるか明らかでないが、第一掛にくらべ第二掛の分量が多かったことは、税務の重大性を物語っており、大正期を通じて事務量の増加の割合は、どちらかといえば第一掛に高い。この時期の特色は村勢要覧などが完備されてくることに示されるように、統計事務の増大による。

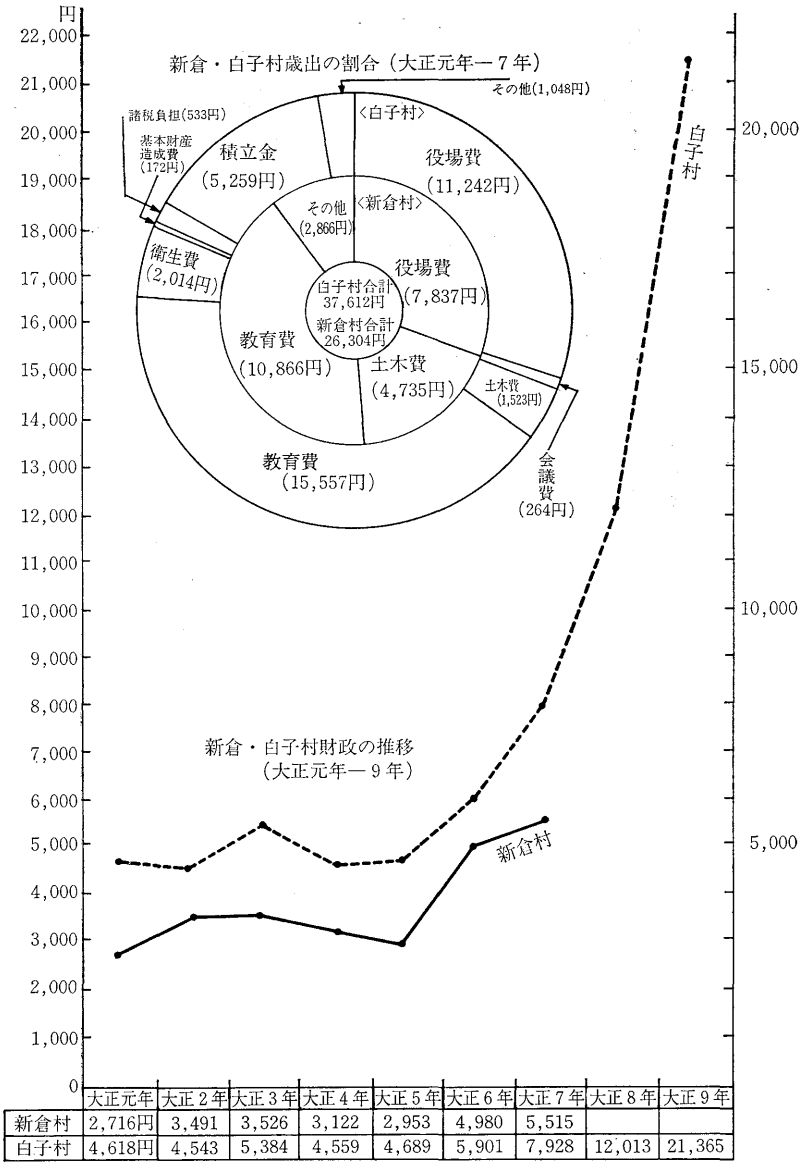
農事上の統計や学事統計も、明治期を通じて整えられてきた。しかし、村政上のすべての面について統計化し、報告を義務づけたのはこの時期で、それをもって各町村を勤務評定し、成績不良村の督促に役立てたのであった。そればかりか戸籍、兵事あるいは国税、県税の徴税事務も増大し、これらはすべて国家のための事務であり、国政事務を町村に委ねた国政委任事務が増大したのである。これら事務量の増大が町村本来の自治的事務を抑え、町村自治の名のもとに財政膨張として負担が町村民に転嫁されたのである。

村財政の推移と歳出

当時の新倉、白子村の財政支出をみれば図5—23のようになる。新倉村は大正元年より七年までしかわからないが、明治四〇年代の膨張傾向は大正期に入って停滞する。しかし、それも大正五年まで、六年以降、再び膨張化するのである。この傾向は白子村も同じで、四〇年代からの膨張傾向は度合を低めながら大正五年まで推移し、六年以降は急激な再膨張に転ずるのである。総じて両村にいえることは、大正前期は明治四〇年代の膨張傾向を停滞的に持続しつつも、やがて急膨張に移る時期ということになる。

この時期の歳出をみれば、白子村、新倉村とも最も多いのは教育費である。両村とも同じ四一・三パーセントであるが、白子村の場合、積立金が小学校建築のための積立金であったので、これを含めると五五・四パーセントが教育費となる。一般的に町村費のうちで最も多いのは教育費と土木費の支出であるのが普通であるが、新倉村は土木費は明治四〇年代の三八・五パーセントから、この時期には一八パーセントに減り、白子村は前期同様四パーセント台に過ぎない。この時期の土木費の意味は両村とも教育費より低いわけである。

むしろ教育費について多かったのは役場費である。新倉、白子村とも約三割が役場費であり、役場事務の増大にもなう支出増の結果であった。この歳出の中で注目すべきは、白子村の衛生費である。その内容は隔離病舎と伝染病予防費である。支出額は全体の五・四パーセントの二〇一四円にすぎないが、大正二、三年中心に赤痢、腸チフスが



〔『和光市史』史料編三P193,276より作成〕
 図5-23 新倉・白子村の支出の状況

表5-73 大正前期新倉村の租税負担

年	国 税	県 税	村 税	合 計	租 税 一 戸 当 り 負 担 額			
					国 税	県 税	村 税	合 計
					円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
明治43	2,786	2,266	3,218	8,270	11.34	9.25	13.13	33.73
大正 4	3,561	2,780	2,647	8,988	13.92	10.90	10.38	31.28
5	3,518	2,679	3,011	9,208	13.796	10.506	11.808	36.11
8	4,120	4,459	7,769	16,348	15.343	16.638	28.989	60.97
9	3,654	7,444	10,234	21,332	13.685	27.88	38.33	29.895

(大正4年「新倉村勢要覧」、『和光市史』史料編三 P403)

下新倉に集中的に流行したのである。

なお、歳出中で注意したいのは白子村の基本財産造成費である。支出はわずかに五パーセントの一七二円であるが、大正四年度より少額ながら積立が開始されている。県や郡の行政指導に答えたものと思われるが、村財政の安定化のため、町村税への依存を緩めるための自主財源の創出が、それ自体、町村財政の支出増の結果として行なわれるという悲しきわが国の現実がここに示されているのである。

政府はかつて民衆から主張されたように広大な山林原野を官有地として囲い込まず、財源として町村に分配しておれば、まさに町村自治の経済的基礎は確固たるものがあつたはずである。町村財源を保証せず、納税のみに自治を強調する為政者の矛盾に、多くの村びとは気付かなかつたようである。

村税と負担

新倉村、白子村の歳入は、大正元年より七年までの場合、わずかな財産より生ずる収入、使用料及び手数料、県補助金などのほかは大部分は村税収入である。白子村の場合、村税は全歳入の八一・五パーセント、新倉村は七六・一パーセントである。両村とも明治四〇年代より以上に、村税への依存を強めていた。

ところで、当時の村びとに課される諸税の負担はどの程度であつたのであろうか。当時の新倉村の租税負担の状況についてみれば、表5-73のようになる。表

によれば、国税は大正期までに増加するが、大正期に入ってはほとんど増加しない。埼玉県税は漸増しつつ大正八年以降に急増する。新倉村税は国税や県税に比較し、大正四年を例外とし最も重く、かつ五年以後に急増する。このよ
うな村びとに課された諸税は、明治期以後大正前期の漸増期を経て、大正八年から急増期に入るのである。

この傾向は村びと一戸当りの平均負担額をも重くすることになる。とくに大正八年からの村税の増大は村にとって
由々しき重大事であった。

この村税の内訳をみれば、大正四年の場合次のようになる。

	国税付加税			県税付加税			合 計
	地租割	所得税	営業税	戸数割	営業税	雑種税	
白子村	八三八円	七三元	三九円	二〇二三元	一二七円	四三七円	三五三七円
新倉村	六五七円	三九円	七円	一六三三元	六五円	二四七円	二六四七円

(大正四年「白子村勢要覧」、同「新倉村勢要覧」)

町村税は国税付加税、県税付加税及び特別税より成ることはすでに述べた。それで不足する場合は一時的に起債するか公借するか、あるいは前もって積立てた金を流用するかなければならなかった。起債、公借、流用は明治四〇年代以後多くみられるが、基本は国税並びに県税付加税であった。有限の反別割の特別税が設定される場合もあった
(大正二年一月白子村会の議案参照) が、大正四年には新倉、白子村ともみられない。

両村とも村税のなかで比率の高いのは県税付加税の戸数割である。すでに前章第六節でみたように、それ以前の
倉村でも同じ状況であり、国税付加税の地租割は戦後に減少し、かわって県税戸数割と低所得者の営業に課される雑
種税が多くなる。つまり経済的に富裕な農家の負担の相対的減少と、逆に一般家庭への租税負担の重圧が一層強まる

のである。

鈴木新倉村長の意見

このように租税のしわよせが村に押しつけられ、しかも一般の人々に重庄を加えた結果、軍国主義化をすすめる政府批判とはならず、政党も政府に迎合し批判精神を捨て去ったとき、そこには村政担当者重いつぶやきが残るだけとなる。そして矛盾解決を政治運動としてではなく、自分たちの内部で苦しみながら矯正しようとするのである。

県税戸数割の増大について、新倉村の鈴木村長は次のように述べている。大正八、九年のことである。

近來、諸物価ノ騰貴ト町村事業ノ發展ト供ニ、町村財政ノ大膨張ヲ来ラシ、為メニ町村費負担ニ苦シム者多シ、殊ニ貧弱町村即チ其村民ノ他町村所有土地少ナク、且ツ其町村ノ土地ヲ他村民ニ占有セラルル多キ町村ニ有リテハ、最モ重荷ノ負担ヲ受ケツツアリ。

其理由トスル所ハ、町村制施行以來、地価付加税即チ地価割ハ其ノ地租ノ七分ノ一迄ハ町村会ノ決議ニヨリ課税スルヲ得、更ニ町村事業執行ニ当リ、負担ニ苦シム時ハ、町村制ニヨリ両大臣ノ御許可ヲ得テ、土地ニ対スル特別税反別割並ニ地租金同額迄ノ制限徴税ノ御許可ノ途アリシモ、日露戦役後、国費多端ノ為メ地租増徴ニヨリ、町村ハ地租七分ノ一以上ノ課税ヲ為スコトヲ得サルト、町村事業ニモ大影響ヲ来ラシ、町村費ノ追年増加ヲ告クルニ至ルモ、地租課税ハ何等ノ理由アルモ課税スルコトヲ得ス、為メニ各町村共ニ他ニ求ムル財源ナク、勢ヒ戸数割付加税ニヨリ徴収スルヨリ他ニ方法ナク、為メニ町村共、日露戦役前ニ比シ、少ナキモ十倍以上、多キハ二十倍以上ノ額ヲ課税シツ、アリ(中略)。大ニ地租付加税ト戸数割付加税ノ課税均等ヲ失シ、戸数割付加税ノ負担ニ



写真 5-53

鈴木新倉村長

苦シム

〔和光市史』史料編三 二九〇ページ以下）

これによれば、地租付加税は国家財源として地租を確保するため七分の一に制限されているのに対し、町村財政の膨張はいきおい県税付加税の戸数割に負担を集中させていることが吐露されている。戸数割は日露戦前の二〇倍増にもなったという。

しかもこの間、地租付加税の対象である土地の価格は、全国的に上昇し、その収益も数倍に達しているのに、町村税は制限されているうえ国税、県税でも増徴されておらず、地租割と戸数割の不均等が一層拡大したという。そのため貧困家庭の一層の負担重圧を問題にしているのである。

鈴木村長はさらに続けて、新倉村の現状を次のように述べ矛盾の是正を警告した。新倉村は明治二八年から大正七年までの二四年間の地租付加税（地価割）と戸数割付加税の消長をみれば、明治三六年当時には地租付加税の方が多く、戸数割付加税は地価割の一〇〇分の一四に過ぎなかった。しかるに大正七年には村税が膨張しても財源がなく、やむを得ず戸数割付加税を増徴した結果、地租付加税と戸数割付加税の比は一〇〇対四五四になったという。

彼は「宜シク急速、地租付加税制限ヲ拡大シ、町村住民ノ戸数割付加税ノ軽減ヲ謀リ、町村自治ノ大発展ヲ謀ラントスル」（前同書 二九二ページ）ことを主張した。

県税付加税戸数割の賦課率 このように矛盾が拡大していた県税付加税戸数割とはどのような性格の税であったのであろうか。前述の村会議案に、「本村費支弁ノ為メ大正五年度村税賦課ノ件」、あるいは村税賦課率の件などがあるのは、この税に関する議案であり、大正期には毎年これが議題となっていた。

この賦課方法は非常に繁雑である。明治期の村税戸数割賦課方法は、同じ戸数割ということもあって県税戸数割賦

表5-74 白子村税賦課率の変化

	年							
	大正2	4	5	6	7	8	9	厘
地租付加税 (宅地地租1円ニ付) (その他の地租 1円ニ付)	円 銭	9	9	9	9	9	9	14.4
		21	21	21	21	21	21	33.4
国税営業税付加税 (国税営業税1円ニ付)		15	15	15	15	15	15	24
所得税付加税 (所得税1円ニ付)		15	15	15	15	15	15	24
戸数割付加税 (県税戸数割1円ニ付)		3.79	3.13	3.65	3.72	5.50	5.79	7.10
県税営業税付加税 (県税営業税1円ニ付)		50	50	50	50	50	50	1
県税雑種税付加税 (県税雑種税1円ニ付)		50	50	50	50	50	50	1

(各年「白子村会議事録」)

課方法が援用されている。白子村の明治三八年村会で県税戸数割賦課法は次のように決められている。これは賦課の基準に個数を据えるもので、個数を算出する基準は、①地租は金四円をもって一個とし、②国税営業税は金三円をもって一個とし、③県税営業税は金一円以上三円以下をもって一個とし、④住家は床上四坪をもって一個とし、⑤住居以外の建物は一棟をもって一個とし、⑥土地は耕宅地五反歩をもって一個、山林原野は一町歩をもって一個とした。この基準によって各人の総個数を算出し、その個数に応じて税額を決定するのである。

この方法は個数の基準が四〇年代には毎年改正され、大正二年度からは表5-74のように変更になっている。

これらはいずれも、「本村費支弁ノ為メ(中略)左ノ課率ヲ以テ村税ヲ賦課」(「村会議事録」)するものとし提案され、原案通り決定したものである。つまり村会決定の村税賦課基準であった。

村税の内訳は国税付加税の地租割をはじめ六種の課目があつたととは前述した。この表はその各々の課率を年次別にみたものである。毎年村会で審議されながら、国から設けられた制限のため大正八年まで戸数割付加税以外に変化はないのである。この戸数割付加

税は県税戸数割が基礎となっており、県税戸数割賦課法が前提にあるところから、前述の如き個数算定が前提にされていた。それ故、形式的に一率に戸数に平均化されて課されたわけではなく、農家の経済的実態を一応踏まえているという意味で公正は保たれていたといえよう。

とはいえ、県税戸数割一円についての賦課額は、大正五年以後増加の一途をたどり、鈴木村長の指摘をまつまでもなく、他の課目と比較し、矛盾は拡大する一方であった。そのため大正九年にさらに戸数割が増大した段階で、他の課目も調整され増加するが、矛盾の是正は行なわれなかった。

納税の状況

大正前期は、日露戦争の増税による影響や、兵事、戸籍、税務を中心に町村財政が膨張し町村負担が増した明治四〇年代や、国、県、町村とも財政が一層膨張する大正後期とも異なり、比較的財政上は安定した時期であった。とはいえ、種々の問題が発生しつつあったことはすでに述べたとおりである。

この時期の納税上の特色についてみておこう。明治四〇年代、膨張する財政のため負担の過重に堪えかねて滞納者を多く生み出し、ために納税組合を組織し、勤儉貯蓄を奨励する地方改良運動が展開しはじめたことはすでにみた。この運動は大正前期も継続されていた。新倉村は諸税完納村として、納税成績のよいことを主要な理由として、模範村の候補にも選ばれたが、この傾向は大正前期も同様であったらしい。

鈴木村長が大正八年に、自治功労者として表彰されたのは、その努力にむくいるためであったと思われるが、彼の表彰の事績のなかには、新倉村が大正六、七、八年度の納税状況が国税、県税、村税とも完納したことが記されている。相変わらず新倉村は納税成績は優良であった。しかし、役場事務は遅れ気味になり、郡から督促されることも多くなり、くわえて県税附加税戸数割について前述のごとき意見を言わざるを得なかったことは、町村をとりまく状況の悪化のなかで、優良村として続けるための悲痛な叫びであったと思われる。

表5-75 大正前期の白子村における税滞納状況

年		大正元	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
国 税	白子村 埼玉県	817	574	683	329	169	215	329	302
県 税	白子村 埼玉県	19 6,959	11 8,482	7 9,052	8 9,292	2 7,566	3 7,066	3 6,324	3 6,894
町村税	白子村 埼玉県	63	8	3	6	8	1	3	7
合 計(白子村)		89	19	10	6	16	3	6	10

(各年「白子村事務報告」、『埼玉県史』別編5)

一方、白子村をみれば、滞納状況は表5-75のようになる。大正元年は明治四〇年代と同様で滞納者は八九名に達し、大正二年より減少する。以後、三人より一九人ほどの滞納者は毎年出しているものの、この時期はもつとも成績がよく、大正一〇年代から昭和期に滞納者は急増する。それ故、納税上からもこの時期は安定していたといえよう。

もちろん、白子村役場の事務報告に記されるように、「村税滞納者ニ対シテハ法規ヲ励行シテ、仮借セサルコト、セルヲ以テ、良好ノ効果ヲ収メ」(『和光市史』史料編三 三〇五ページ)たことはいうまでもない。強制執行の結果による良成績であった。

白子坂の改修

大正前期は資本主義の発達にともない生産、流通の基盤が整備される時期であった。この時期、和光地域でも自動車、鉄道の開通による道路網の整備、河川改修による安定的生産の維持などがはかられている。

道路は自動車の普及とともに整備されはじめ、明治四五年七月八日、草加・白子道の土木費の県費支弁請願書が県庁に提出されている。草加・白子間の関係各町村長代表によるもので草加より川口、戸田を経て白子にいたる交通は年々隆盛をきたし、道路の整備を必要とし、しかも各町村の土木費ではまにあわなくなっていたのである。

同年七月九日には志木・東京道の県費支弁道編入請願書が県庁に提出されている。同年一二月には浦和・白子間の道路の県費支弁道編入請願すなわち県道編入の請願が行なわれた。これは浦和より六辻、美谷本を経由し、志木・蕨道と交差し、それより大野渡船場から新倉、白子村に通ずる幹道で、物資の運搬はもちろん浦和中学校への通学路であり、また軍隊の演習上の要路でもあったという。

このような県道編入の請願はその後も行なわれ、前記、白子村会議案にみられるように、大正三年一月村会では白子・大泉間道路の、また白子・上練馬間道路の県道編入の請願を決めており、翌四年二月村会でも白子・大野間の道路修繕費が問題になっていた。

この間、明治四十二年一二月には白子坂改修工事が計画され、白子村長柳下伊平太、新倉村長鈴木左内そのほか膝折、内間木、大和田、片山の各町村長連名で、埼玉県会に請願書を提出していた。白子坂は旧新座郡と東京とを結ぶ喉元のどもとに位置し、交通、物資の輸送はすべてこれを通過するが、急坂であるため車両通行の不便のみならず、坂の途中が屈曲し、片面が断崖だんがのため人身事故の多い場所であった。そもそもこの道は古来より川越街道と呼ばれ、交通上の要道であるが、人文の発達、産業の振興上、坂の不便が多いので速やかに改修工事を県の手で実施されたい、と主張したのである。

この請願はすぐ聞き届けられておらず、大正元年八月二日再び請願されている。これをうけ同年一〇月の県会で審議された。白子・新倉村を基盤に選出されていた県議員大畑省輔は、一〇月二七日白子村長に書を送り、白子坂改修費は二か年継続で大正二年度予算は五五六八円一九銭を計上し、審査会に提出した旨の連絡をとっている。

この審議は一二月までかかり、同月六日可決された。この報告は村長経由で早速村内の有力者に伝えられている。請願書に署名した村会議員、区長、県会議員選挙有権者その他有志者に連絡され、工事は大正二年に開始されてい

る。白子村では志木東京道の県道編入請願書は八〇枚、白子坂改修請願書は一二〇枚が村内に配布され、この問題に関心を高めていた。

荒川の改修

道路改修につづいて河川改修も大きな問題になっていた。和光地域の大河荒川はひとり埼玉県の手におえるものではなく、何回も県下有志が国に請願し、ようやく改修の目途がたったのは大正期にはいつからである。

それも第一次大戦との関連で繰り延べされ、ようやく荒川下流の改修工事は大正四年から九年までの継続事業と決定された。しかし、実際の着手までにはさらに何回もの代議士、県会議員、治水会有志の請願が行なわれねばならず、大正六年にいたり具体化した。そのため和光地域に工事の確定が伝わるのは大正七年末であった。

改修工事の具体化の様子をみた下新倉の人々は、大正七年一月、次のような請願書を内務省に提出した。要点を

引用すれば

請願書

(前略)、頃日改修区域トシテ大体決定セルモノ
ナリト云フ処ニ依レバ、掘鑿ノ位置ハ在来ノ堤
防ニ寄り沿へ、幅員三百間ニ亘リ、堤塘ノ多ク
ハ移堤築造スルモノ、由ニ仄聞仕候。果シテ然
リトセバ、其受クル処ノ惨状ハ想像ノ外ニ有之
候。

抑大字下新倉ハ耕地合計反別二百七十四町

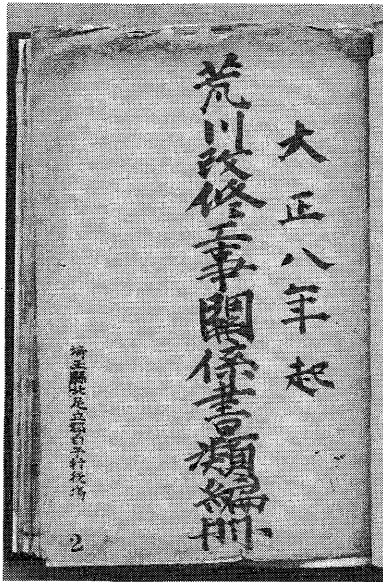
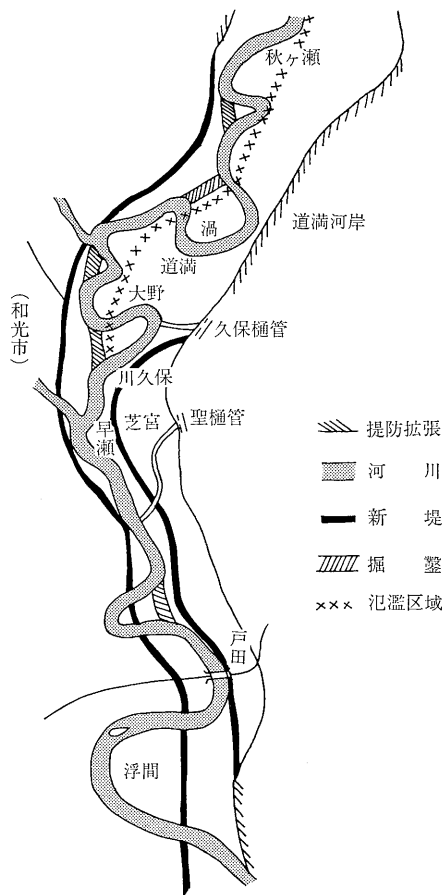


写真5-54 荒川改修工事関係書類



(大正8年「荒川改修工事関係書類編冊」)

図5-24 荒川河川改修略図

歩、戸数二百四十八戸ナリ。然ルヲ今般本工事ニ要スル土地ハ、川敷堤敷及対岸ニ飛地トナル遊水地ヲ合算スルトキハ約七十町歩ノ多キニ到リ、一戸平均一町歩ヲ耕作スルト仮定スルモ数十戸ノ家族ハ稼クニ道ナク耕スニ地ナク、生活ニ労働スルノ財源ヲ失フニ至ル、殊ニ芝宮十二戸ノ如キハ祖先伝来ノ土地家屋共ニ之ヲ失ヒ(中略)

仰キ願クハ(中略)堤塘南方脚下ニ幸ヒナル大字持ノ共有芝地約一町五反歩有之候ヲ、移住者ノ候補地ト定メ、御省御計画ノ範圍ヲ以テ之ニ埋立土地ヲナシ、芝宮住民ヲ移住セシメ、飛地トナル雑丹袋ノ遊水地ヲ耕作地ト看做シ、彼地ニ通スル道路ヲ開設シ、及ンデ渡船場ヲ設ケ渡守ヲ置キ、之レニ該当スル手当ヲ保障

トシテ御与へアランコトヲ希望ノ至リニ堪へズ候（後略）。

（大正三年 「民有無租地成調書他」）

改修計画によれば、堤塘の幅三〇〇間は移堤築造となっているが、これでは下新倉の七〇町歩の土地に影響が及ぶ。とくに芝宮の住民一二戸は移住せざるを得ないので、村として予定している大字有の芝地を埋立整地化してほしい。また雑丹袋は改修により飛地となるので、これへの通路と渡船場、渡守及びその手当を保証してもらいたいというものであった。

この希望がその後どのようにかなえられたかは明らかでない。遊水地化した雑丹袋への通路、渡船場、渡守が果しに必要であったか否かは疑問のあるところで、要は買収地の補償のされ方にかかわっていたものとみられる。改修のための内務省東京第二土木出張所の立入り調査は、大正八年三月より始まり、その立合人には下新倉の田中幸平、柳下一造が選ばれていた。この年、用地買収と改修が同時に進行了たようである。

改修用地の買収

改修上の用地買収が行なわれたのは大正九年六月である。このとき新倉村、白子村の両村で買収された土地は、個人所有地は五七町五反九畝歩余、下新倉共有地は一〇町三畝歩余、あわせて六七町六反三畝歩余にのぼった。

この買収地全体を表示することはできないが、個人所有地に限り五反歩以上の買収地をもつ地主を示すと表5―76、表5―77のようになる。

表によれば、新倉村の買収地は全体で二三町三反九畝歩余で田畑の耕地が多い。この数値には宅地が含まれていない。この点は後述する。買収地は小字式畝割、五畝割（東、西、南、北）、巻反割（東、西）、大野前、逆川、境田外に集中している。九〇人の地主から買収されていた。

表5-76 荒川改修時買収地一覧表(大正9年6月 新倉村)

地目 地主	水	田	畑	原野	その他	合計	買収地小字		
杉村甚兵衛		畝歩	135.13	畝歩	31.03	畝	166.16	大野前, 五畝割, 弍畝割	
加藤源兵衛	104.08	畝歩	9.17	11.03	畦	0.28	125.26	東・西老反割	
桜井栄太郎	52.06		56.09	1.07			109.22	老反割, 五畝割, 大野前	
星野 弥吉	50.10		33.24				84.04	老反割, 五畝割	
天野啓之輔			49.29	30.01			80.00	五畝割, 逆川, 境田外	
萩原藤二郎	24.22		43.12	10.24			78.28	五畝割, 老反割, 大野前	
山田亀五郎	5.02		39.26	24.12			69.10	五畝割, 逆川, 大野前	
伊藤仁兵衛	27.10		31.27	9.19			68.26	五畝割, 逆川, 老反割	
伊藤 春吉	31.03		24.20	9.01	宅 262坪		64.24	大野前	
田中 純平	49.00			13.03			62.03	逆川, 大野前, 境田外	
鈴木 左内			6.26	52.29			59.25	五畝割, 境田外, 大野前	
富岡初五郎	44.02		15.05				59.07	五畝割, 老反割	
井口 信吉	5.12		26.00	20.12			51.24	五畝割, 大野前, 境田外	
上原 佐吉			25.09	25.23			51.02	五畝割, 大野前, 境田外	
以下76人省略									
合計 90人	畝歩	878.05	畝歩	1,103.12	畝歩	356.05	畝歩	1,232.33	2,339.15 (462.8坪)

(埼玉県行政文書 大1108)

白子村の買収地は総計三四町二反歩余(ただし宅地を除く)である。うち二八町八反歩は田畑である。新倉村とともに耕地縮小が村経済、ひいては村財政の窮乏化に拍車をかけたことは疑いない。白子村の買収は五反歩以上所有の地主一五人を含む八八人から行なわれており、雑田町、塚田町、上・下芝宮、萱野、鐘ヶ崎、久寿川、大川端、久保田、町田、雑丹袋(ぞうたんぶくろ)などの小字地が買収された。

個人所有地のほか下新倉共有地三三筆、一〇町三畝二〇歩が買収され、その買収費は大正九年九月の白子村会で、次のように処分されている。

土地売却代金六〇四九円五〇銭
物件移転願 九円三五銭

此処理

六〇〇円

白子村基本財産積立

二四五二円八五銭

道路橋梁修繕費

表5-77 荒川改修時買収地一覧表（大正9年6月 白子村）

地目 地主	水田					合計	買収地小字						
	水	田	畑	原野	その他		水田	畑	原野				
高橋 勝三	畝歩	80.00	畝歩	126.06	畝歩	251	山	畝歩	16.00	473.06	雑田町	芝宮	柴波多
高橋丹三郎		225.24		112.05			山		15.25	353.24	雑田町	芝宮	柴波多
柳下伊平太		60.22		40.00		124.09				225.01	大川端	萱野	
田中藤四郎		134.25				5.16	畦	畝歩	0.24	141.05	町田	久保田	塚田町
横田藤四郎		69.04		69.11			畦	畝歩	0.20	139.05	鐘ヶ崎	芝宮	雑丹袋
柳下 すい		110.22		20.14						131.06	町田	久保田	芝原
石田清次郎		87.08		18.09		8.21	畦	畝歩	2.01	116.09	柴波多	萱野	
柳下 一造		85.22		11.00			畦	畝歩	0.16	97.08	雑丹袋	久寿川	塚田
石田治兵衛		56.29		39.03			畦	畝歩	0.07	96.09	雑丹袋	大川端	逆川
石田 甚平		84.13		5.00						89.13	塚田	大川端	鐘淵
田中新兵衛		36.28		47.18						84.16	芝原		
高橋カオル		25.06		36.10			畦	畝歩	0.12	61.28	雑丹袋	芝宮	久寿川
鳥井由五郎		35.12		20.10						55.22	逆川	大川端	雑丹袋
柳下 直三						54.02				54.02	久寿川		
磯崎 重蔵		24.21		4.29		21.23				51.13	雑丹袋	芝原	鐘ヶ崎
以下73人省略(墓地1.03)													
合計 88人	畝歩	2052.27	畝歩	827.03	畝歩	485.02	山	畝歩	46.21	畝歩	3420.07		
							畦		8.14				
白子・新倉村合計		2931.02		1930.15		841.07	山	畝歩	47.05	畝歩	579.22		
							畦		9.23				

(埼玉県行政文書 大1108)

三〇〇〇円

小学校改築費積立

これによると、一反当り買収額は六〇円余である。この額が妥当であったか否かは明らかでない。だが、後述の如き理由から買収された人々には不利なものであったことは間違いないようである。

宅地の移転

右の如き買収地のほかに、宅地も買収され

た人々がいる。表5-78はそれら人々と宅地規模である。合わせて一三人にのぼるが、いずれも河岸場を生活の基盤としていた人々と思われる。新倉河岸と芝宮河岸である。舟運関係者であった。

このなかの一人、高橋丹三郎の子浜太郎は当時教員をしていたが、改

表5-78 新倉・白子村の宅地被買収者

白子村	坪	新倉村	坪
高橋 丹三郎	794	本橋 熙夫	69
横田 藤四郎	231	本多 又五郎	108
柳下 すい	97	星野 ゆう	23.8
高橋 カオル	423		
横田 勝五郎	282		
高橋 卯七	194		
高橋 熊太郎	344		
高橋 伝蔵	230		
合計	2,888	合計	462.8
白子, 新倉村合計		3,350.8坪	

(埼玉県行政文書 大1108)

修時を回顧して次のように述べている。

一、青年時代

(前略)、時の政府や県でも全国の大河川の洪水の甚大なるに留意し、大正の初期より荒川河川改修の議が発案せられ、県民の運動と相俟^{*}って大正五、六年頃より着々と其計画が進められたが、予定三線のうち不幸にして其河身が我等の住所を通過することになってしまったのである(中略)。

芝宮から逃げ出して何処へか移転せねばならぬ。農事を捨てて他に生業を求めねばならぬ。土地の殆ど全部は非常に安い価格で政府に買収せらるるのである。(買収価格の見積りが大正初期の不況時代で、其後世界第一次戦争の物価高騰時代になったので、他の物価との釣り合いが取れないのだ)。

大正六年に移転候補の用意として成増駅前前の現宅地を買って置いたが、さてそこで何をなすべきかは容易にきまらないが、兎に角教職を止めて移転の準備に掛からねばならない。遂に大正八年三月を期し依願退職した。これは何という悲惨な事であろう。

一、転業時代以降

いよいよ一家の革命時代が来た。土地買収費家屋其他の移転補償費は意外に少額である。退職後間もなく其準備に着手した。先づ墓地を金泉寺に移転すべく祖先十三代の遺骨を掘り上げて新墓地に移した。次に宅地

や山林の竹木を伐採し、倉庫（穀入土蔵）は早瀬の某氏に売り渡し、成増一番地に飯店舗を新築したのが大正九年の暮から一〇年の春へかけてである。この時分まだ商売が確定していないが、日用雑貨の販売でもボツボツやって見ようかと思つた位であつた。（芝宮の住民は思い思いに他へ移転した）

（昭和四四年高橋正敏『賢徳院智徹俊濱翁大居士遺稿集』一一ページ以下）

物価変動の時期に際会し、買収費の価値が下落し、移転費につりあわない状況を述べているのである。河岸関係の人々はいずれもこのような犠牲を払って移転を余儀なくされたのであつた。

村内の土木工事

大河川の改修が計画されている時、各町村では生産流通基盤の整備が進行していた。大正前期の和光地域の土木費をみると、村財政における土木費の割合は、新倉村は明治四〇年代より減少し、白子村はほぼ同じであつたことは前述した。この内容についてみておこう。

大正前期における和光地域の土木工事をみれば表5—79のようになる。大正二年より五年までの、表示の工事のうち主要なものは川越東京道、つまり川越街道の白子坂改築を含む修繕工事である。この工事にいたる経緯は前述したが、表によると大正二年四月一日のほか四年二月二八日の二度にわたり継続事業として行なわれている。このほか川越街道は修繕回数一六件のうち六件を占めるように、和光地域でこの道のもつ意味は大きかつた。

川越街道のほか蕨田無道など和光地域を通過する主要幹線が整備され、ついで河岸と本村を結ぶ里道も手入れされ、流通のより円滑化がはかられていた。これら工事のうち、主要なものには県費補助が行なわれている。白子村と比較すると、新倉村の工事に県費の補助が多いが、当時の県政及び郡政を牛耳る政友派との関連で、政友派の基盤であつた新倉村が優遇されたのかも知れない。

当時の新倉村の土木工事の性格につき、村長鈴木左内は次のように述べている。荒川の堤塘ていとうの改築、その荒川堤塘

表5-79 大正初期和光地域土木工事一覽表

施行年月日	竣工年月日	村名	場所	経費	工種	請負人	備考
大正2・2・22	大正2・5・20	白子村	芝宮河岸	1,713 円	河岸修築工事	大和田町 榎本松五郎	
2・3・29	2・3・31	“	川越東京道	123.06	道路修繕(砂利敷)	“	
“	“	“	藤田無道	84.84	“	“	
2・4・1	3・3・31	大和田町 外5カ町村	川越東京道	17,010.05	“	“	白子, 新倉村
2・6・15	3・3・30	新倉村	依陰～漆台	397.57	里道修繕	?	町村土木費補助 169円
3・2・18	3・5・13	“	荒川通	1,877.64	堤防修築	新倉村 榎井 文蔵	主任 萩原藤七郎
3・3・15	3・12・30	“	大野前, 赤池	445	樋管工事		県費補助 295円
3・3・19	3・3・22	新倉村 外1カ村	川越東京道	244	道路修繕	榎本松五郎	
3・7・1	3・12・23	新倉村	田端～漆台	425.70	里道修繕		県費補助 183円
3・7・15	3・10・31	白子村	藤田無道	236.10	道路修繕(砂利)	越谷 遠藤 弥市	
3・7・27	3・7・31	“	川越東京道	195	“	“	
4・2・28	5・2・15	“	白子坂	10,983.32	道路改築	“	白子坂道改築
4・3・28	4・3・31	藤折村 外4カ町村	川越東京道	409.45	“	“	新倉, 白子村
4・4・1	5・3・31	戸田村 外6カ町村	五号国道外39道	17,123.95	予備砂利工事	巻島 武八	白子, 新倉村は川越東京道
4・5・1	4・8・10	新倉村	四ツ木～河岸	586	里道暗渠工事	榎井 文蔵	県費補助 263円
4・5・18	4・9・7	白子村	藤田無道	152.80	道路修繕	遠藤 弥市	
4・12・26	4・12・31	藤折村 外3カ町村	川越東京道外	182.60	“	“	
5・3・29	5・3・31	白子村	“	202.60	“	“	新倉, 白子村

(埼玉県行政文書 大652-977他)

にある四か所の樋管工事費の増大がみられ、村内を通過する川越東京道、志木東京道は主要幹線であるため県費補助を得て数回の修繕を行ない、浦和に通ずる大野河岸道、村内の肥料運搬に便利なため河岸道の改修を行ない、村内を四区に分け各区に土木委員を任命し、調査のうえ里道耕作道の修理を行なったというのである。排水路のほか通路を整備し、とくに村内の肥料運搬、生産物の搬出など、従来の不便な道路事情の改善に意をそそいたのであった。

白子村は村財政中の土木費はいたつて少ない。新倉村に比較し水田が少なく、荒川改修にしろ白子坂の改修にしろ、政府ないし県が担当したため村内の工事は、ほとんど重要でなかったのかも知れない。だが、全然なかったわけではない。

大正前期における白子村の土木費は、白子字清戸道及び大字界道修繕費（大正元）、牛房、浅久保、大字界道修繕費（大正四）、市場・吹上道修繕費（大正五）、牛房、市場、中新田道修繕費（大正六）、坂上・吹上道修繕費（大正七）、下新倉字西本村道修繕費（大正八）に多く支出されている。この道路修繕費は大正九年に急増し、田無蔽道工事のみで一〇〇〇円も支出し、全体でそれまでの一〇倍に達している。このほか毎年、白子川、上下川、矢島川の浚渫費及び濁刈費が若干支出されている。また年によって橋梁費もみられるが、土木費に表現されない労働力奉仕もあるので、新倉村とともに白子村もこの時期に基盤整備が進んでいた。

第二節 地域経済と農会活動

大正期の地域経済

確立した日本資本主義は、農村社会にさまざまな影響を与えながら発展する。全国はもちろん埼玉県でも、明治四〇年代は工業生産額は農業生産額を下回っており、基本的に農業社会であ

った。日露戦争の戦費も戦後の軍備拡張も、地租増徴と外債に依存し、日本の帝国主義化は工業の発展と大資本の蓄積が進む反面、国民経済総体のいちじるしい窮迫をまねきつつあった。

ところが、第一次世界大戦が勃発して事情は一変する。形式的に参戦したとはいえ、戦闘の外にあった日本は、この大戦で漁夫の利を占め、経済的にも工業化が進むのである。後述のごとく、北足立郡でも大正一〇年には農業生産額を工業生産額が上回ってくるのである。この工業化の拡大は大戦終了とともに恐慌にみまわれ、大正一二年（一九二三）やっと不況を抜け出したと思われた頃、関東大震災で打撃をうけ、その三年後には金融恐慌から昭和四年の世界恐慌へとつらなるのである。

大正期における前期の工業生産の高さと、後期の恐慌化、不景気への変化は農村経済にも大きな影響を与えた。日本資本主義はこの恐慌下で一層独占の強化をはかり、政府と結びついた経済政策を展開するが、そのことは一方で半封建的な農業を前提として可能となった。米騒動はこの矛盾の接点に起っている。大戦中の工業化がもたらした急激なインフレが、実質賃金の低下をまねき、民衆の消費能力の低下をつよめ、都市の急激な膨張による米市場の拡大が背景となり米投機のブームがおこり、インフレのもとでさらに米価の急上昇をもたらした結果であった。

この時期、埼玉県及び北足立郡では、膨張する大都市東京の近郊として、人口流出による労働力の供給地となるとともに、織物、製茶をめぐる農村工業化がすすむ一方、近郊地帯であるため野菜供給地として純化する。特色のない純農村は、米麦中心の主穀作地として農事改良につとめながら、資本主義の網の目にくみ込まれて社会関係も変化する。明治四〇年代まですすんできた地主小作関係は、産業革命による工場の出現で小作人層が工場労働者として流出し、地主経営を危機に陥れることになった。そのため大地主経営が減少し、中小地主化するものが多かった。

しかし、だからといって中層の農家が経営的に安定したわけではなく、富農家の努力に支えられながらも、資本金

義の波のなかで、市場的にも財政的にもしよせをうけ、経済的に萎縮、脱落の危険につねにさらされていた。大正期の地域経済は、一五年間を通じ、新たな農村工業化及び蔬菜化の波にのり、富裕化する少数の地主層と、絶えず没落の危険にさらされた中層農民と、つねに生み出される流出予備軍としての貧農層とに分化し、小作争議も多発させたのである。

農業の指導方針

明治四〇年代、埼玉県の農政の中心は耕地整理と農業技術の改善による生産力の安定化、増大におかれていた。県立農事試験場の開設は農事改良を一層推進するものになった。

明治四〇年代、北足立郡で奨励された農事改良の重点は、稲種子の塩水選、麦種塩水選、黒穂予防、短冊苗代の実行、共同苗代、稲苗正条植、緑肥の栽培、野鼠駆除の実行、堆肥の改良などであった。警官を動員し、農業技術の改善の実施を監視させたのでサーベル農政という。

この権力的な農業政策は大正中期まで継続した。大正二年、各町村農会長会議における早川北足立郡長の訓示も、二化螟虫点火誘殺の件、二化螟虫白穂抜取、田稈除却の件、麦種塩水選及び黒穂病予防として冷水温湯浸法の実施、肥料配合指導の件、重要物産共進会出品奨励の件などであった。このほか採種場種子配合の件を指示し、県採種水稻の改良愛国、都賀錦、虎の尾、天竺、郡採種場の陸稻関取、久蔵、凱旋、戦捷、大麦関取、三徳、小麦細稈などの試作を命じていた。基本的には四〇年代の延長として、さらに指定品種の奨励を行なっているのである。

産業組合北足立郡部会もこれに呼応し、肥料の配給法を指導した。肥料の共同購入並びに配合につき、大小麦の肥料配合を硫酸アンモニア、大豆粕、メ粕、強過磷酸石灰、硫酸カリの五種として指示していた。大正四年には農事組合の設立による稲作並びに裏作の奨励をはかり、稲作の改善増殖及び普及の実行組織化を目指していた。

大正五年には郡農会の事業とし、四名の技術員指導のもとに、屋外堆肥製造の伝習所を開設、野鼠駆除のほか前年

来の害虫駆除も継続して実施を奨励されていた。大正三年より陸稲並びに麦採種場による品種の統一、良種の普及も継続し、米穀検査の実施による検査人の助成、麦類検査の準備、模範桑園の設置による桑園改良、町村農会採種場の設置、苗木、蔬菜改良の奨励など一層の努力が要請されている。

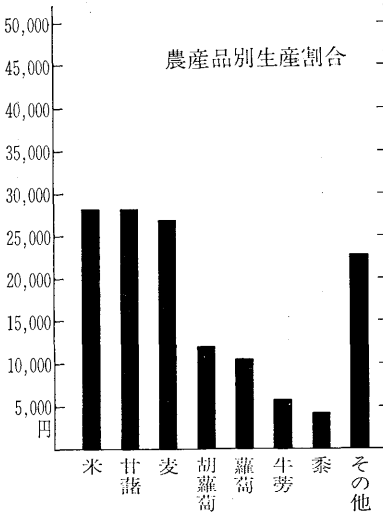
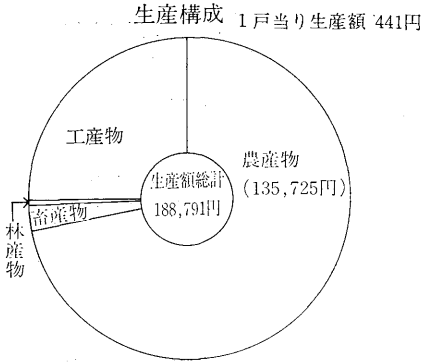
大正前期の以上のような品種改良、肥料改良、蔬菜改良などに対し、後期の大正一一年には委員会設置による小作問題の調停、農家保険組合の設置による農家経済の保証措置、麦採種圃設置による産麦の改良などが目指され、産業組合の普及並びに不振組合の督励、優良農具利用の普及が指示されている。前期とさまがわりし、小作調停、農家保険、農具利用など新たな時代への対応がみられるようになっていく。

和光地域の生産構造 このような農業指導のもと、和光地域の農業はどのように変わっていったであろうか。まず、大正期の和光地域の生産状況についてみておこう。

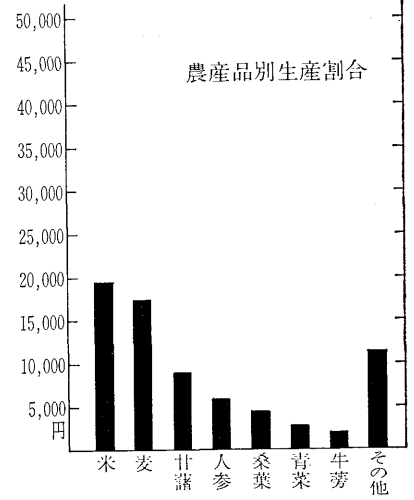
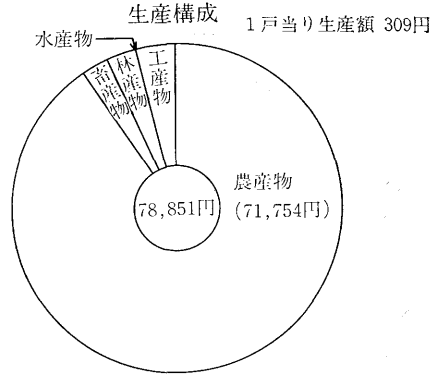
大正四年当時の新倉村、白子村の生産価額の構成比をみれば図5-25及び図5-26のようになる。新倉村は生産総額七万八八五一円に対し、農産物は九〇・一パーセントでそのほとんどを占めている。その他の工産物は瓦二五〇〇円、足袋二一〇円、畜産物は鶏卵一三〇〇円、鶏七五〇円などである。農産物の内訳をみれば図5-25の棒グラフのようになる。米と麦で全体の五一・九パーセントを占める。これについて多いのは甘藷であり人參、桑葉、青芋、牛蒡がこれについている。一言でいえば、新倉村は主穀作中心の純農村としての性格が強い村ということになる。

同じ年の白子村をみれば、生産総額に対し農産物の占める割合は七一・九パーセントである。工産物は二五・一パーセントを占め、その主なるものは藍玉二万一千七六〇円、麦粉一万三千五百八〇円、清酒八千三百二十五円、桶類、菓子類、素麵などである。畜産物はやはり鶏卵、鶏であり、林産物は薪炭材である。

最大の割合を占める農産物の内訳をみれば、棒グラフのようになり、米麦は全体の四〇・二パーセントである。麦

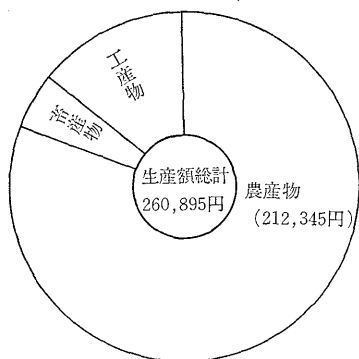


(大正4年「白子村勢要覧」より作成)
 図5-26 大正4年白子村産業生産額

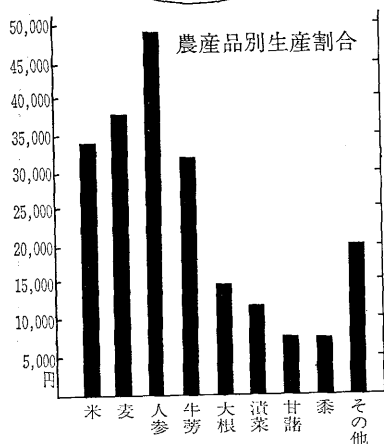
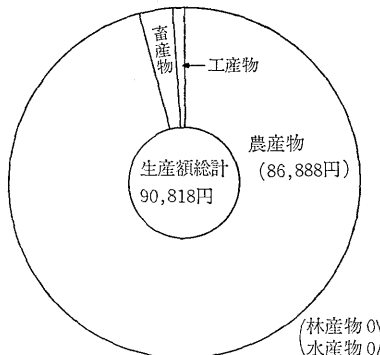


(大正4年「新倉村勢要覧」より作成)
 図5-25 大正4年新倉村産業生産額

生産構成 1戸当り生産額 501円

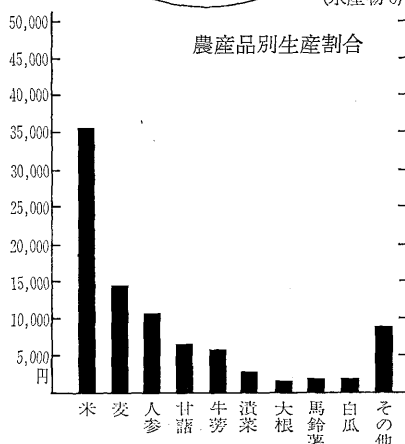


生産構成 1戸当り生産額328円



(昭和6年「白子村勢要覧」より作成)

図5-28 昭和6年白子村産業生産額



(昭和6年「新倉村勢要覧」より作成)

図5-27 昭和6年新倉村産業生産額

より多く米と同じ価額を得ているのは甘藷で二万八〇〇〇円、ついで胡蘿蔔(人参)一万二〇〇〇円、蘿蔔(大根)一万〇一二五円、牛蒡五四〇〇円、黍きび三六〇〇円などが多い。大根、人参、牛蒡は農産物のなかで二〇パーセントを占め、一〇パーセントの新倉村より多い。つまり、白子村は新倉村より工業生産が多く、しかも蔬菜栽培地としての性格が強かったのである。

このような性格は、大正期を通じてのようかわるかをみたものが図5-27及び図5-28である。新倉、白子両村の昭和六年の生産価額をグラ

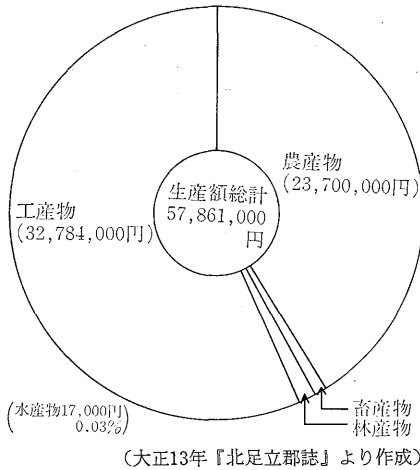


図5-29 大正10年末北足立郡生産構成

フ化したものである。図によれば、新倉村は生産総額九万〇八一八円で、大正四年当時より価額で二万二〇〇〇円弱の伸びにしかすぎず、しかも生産総額の九五・七パーセントが農産物である。この農産物のうち五七・一パーセントが米と麦である。これについて多いのは人参、牛蒡、漬菜などであるが、人参、牛蒡、大根の蔬菜類は農産物価額の二割弱である。

白子村は総生産価額二六万〇八九五円、大正四年当時より七万二〇〇〇円強の伸びである。総生産額のうち八一・四パーセントが農産物であり、そのうち米と麦は三三・七パーセントである。人参、牛蒡、大根の蔬菜類はその四五パーセントに相当する。茄子、瓜、西瓜などを含めると五〇パーセントである。つまり、米麦中心の主製作に集中し、生産の伸びが停滞した新倉村に対し、蔬菜中心に生産を伸ばした白子村の姿がうかがいあがってくる。

後に述べるように、「新倉牛蒡」の名称が成立するほど新倉村の蔬菜栽培地としてのイメージが高いが、地域の実態はむしろ逆で、「白子人参」と「白子牛蒡」といってよいほど生産額をあげ、まさに白子村こそ蔬菜栽培の村としての名に値したのである。白子村には野菜類のほか多い産物は甘藷七二〇五円、馬鈴薯二〇七五円、黍六七八八円、蓮根一二七三円、慈姑一六〇〇円などがあり、ほかに柿、葡萄、梅などのほか繭の収穫が若干みられた。

なお、大正一〇年当時の北足立郡の生産割合を参考までに掲げておけば図5-29のようになる。工産物が農産物より多くの割合を占め、総価額の五六・七パーセントを占めるにいたっている。鑄物、

織物、生糸の生産が多く、主穀作農業を逆転させているのである。

新倉村の農事奨励

さて、郡全体では工業生産が展開するなか、主穀作中心に若干の蔬菜作をのばす新倉村と、主穀作以上に蔬菜作に集中する白子村は、どのような農事奨励を行っていたのであろうか。

まず、新倉村の農事奨励についてみておこう。明治四三年一二月、農事改良の奨励とその実行成績が顕著であると見て、大日本農会から表彰された村長鈴木左内の功勞事績をみると、新倉村の農事につき次のように記されている。

明治二八年わずか二三歳で村長となった鈴木は、郡内の最小村で貧村であつた新倉村を維持するため、産業を奨励して生産を増加し、勤儉貯蓄を励行して民力の充實をはかるより以外に方法はないと考へ、率先して農事改良の先頭にたつた。彼は明治三〇年八月、村農会を組織し農会長となり、農会のもとに一一の農事組合を設置し、各組に組長及び代理者をおき、農事奨励の機関とした。それ以来、彼が中心になつて行なつた業績は

第一に麦作の改良につとめ、毎年、種子の塩水選並びに温湯浸法を一般に実施し、なお種子の交換、播種方法の改良や黒穂の抜き取りを農事組合員や学校生徒に実行させ、一方では麦作模範作共進会に多数の出品を勧誘し改良に努めた結果、一反歩当り八割の増収になつた。そのため白子村も膝折村も新倉村を手本にすることになつたという。

第二は稲作の改良で、同じく粃種の交換、種子塩水選、苗代及び施肥の改良、害虫駆除予防等を実行し、稲模範作共進会に多数の出品を奨励した。村びと相互の競争を奨励したのであるが、その結果、約一割の増収をみるにいたつた。

第三は甘藷作の改良で、種藷の交換及び植え方の改良、施肥及び貯蔵の改善を行なつた結果、品質優良の甘藷を増収することができた。

第四は大豆作の改良で、種子交換及び播種方法、施肥の改良の結果、これまた約五割の増収となつた。

第五は養蚕の改良で、蚕種の共同購入及び共同貯蔵、養蚕教師の共同招聘しょうへん、飼育方法の統一の結果、約三割の増収

となった。また桑園共進会にも多数を出品させ、改植を奨励、大いに実績をあげている。

第六は堆積肥料の改良を行ない、肥料舎の新築及び改築奨励補助規則を制定し、堆積肥料競技共進会に出品を勧誘し、東京より人糞尿ふんにょうを購入し堆積の改良を奨励した結果、肥料騰貴による損害を軽からしめ、経費の節約に役立った。

第七は農事講習会の開設で、三回開設し全村戸数二四五戸のうち二四七名が出席し講習をうけ、農事改良上効果をあげたという。

このほか明治三八年一〇月に信用組合を設立し、一口一〇円の出資で七〇名の会員をもって出発したが、これも農事改良の機関として肥料購入や農具、土地購入に資金を供給し、農事改良の進歩に益するところが多かった。このため新倉村農会は四三年一月の群馬県主催一府十四県連合共進会で一等賞を得たのであった。

大正期にもこの努力は依然つづけられていた。大正八年頃までの状況によれば、麦作改良は一層進展し二五〇〇石を増収し、「当地方ノ麦作改良ヲ遂ケタルハ全ク本村ノ覚醒ニ基クモノ」(『和光市史』史料編三 二九四ページ)と豪語している。肥料は肥料舎の新築後は屋外肥料の奨励に切りかえ、共同購入を奨励した。

稲作は米穀検査規則の発布(大正四年)にともない講話会を開催して趣旨を徹底せしめ、農事組合ごとに談話会を開き、あるいは佻装伝習を行なうなどの準備をすすめ、周辺農村に先んじて地主会を組織し、小作奨励米給与法を協定し、周辺町村に模範を示していた。

甘藷たねいも作も種藷たねいもの精選、苗床の改良、施肥及び貯蔵法の改善の結果、品質も優良となり、東京市中に歓迎され「新倉藷」と称されるにいたった。蔬菜も牛蒡、人参、大根とも従来の栽培法に改良をくわえた結果、品質向上と増収がみられ東京市中に歓迎され農民の利益も少なくなかった。

蚕業の改良は「普通農事ニ影響ヲ及ホササル程度」(前同書 二九五ページ)に飼育を奨励し、大正七年には二三

二石の産額をみるにいたった。農事の改良は農事上の知識の養成にあるとして、その後も農事講習会を開催し、今日までの修得者は三〇〇人にのぼったという。

新倉村の農事奨励の性格を以上よりみれば、やはり米麦の主穀作中心であり、大正期にはいつて蔬菜の改良も開始されたが、蚕業奨励にみられるように、米麦中心農業に影響を及ぼさない程度に推進されたものとみられる。だが、麦の改良や地主会の率先した組織化にみられる先導性は、蔬菜の市場開拓にも發揮され、「新倉蒔」や「新倉牛蒡」の名を獲得するのである。

白子村の農事奨励

実際において新倉村以上に、蔬菜栽培地帯として伸びていた白子村の農事改良はどのようなものであつたらうか。白子村も農事改良は農会が先頭で、これに邁進まいしんした。しかし、史料はほとんど皆無である。

断片的な史料によれば、白子村農会は明治四五年二月稲麦模範作共進会を開き（前述）、同五月に村内に誘蛾灯を設置し（下新倉一区で五〇個、二区で三五個、三区で三五個）、大正元年八月には稲作害虫駆除予防のため害虫予防委員を任命し、その指揮下に田稈取りを実施していた。大勢に順応した農会活動は行なわれていたようである。

しかし、大正二年三月には村役場は号外を出し、農会員の範圍を田畑所有者及び耕作人全員と指定し、村内に通達している。農会員の指定は明治三十八年度農会法に基づいて行なわれたが、会員となる義務を強調しているところよりみれば、白子村農会の組織率は低かったのかも知れない。同じ年に農会費未納事件をも起している。

この頃、白子村では下肥改良協議会が組織されている。その決議によれば、肥船の値段決定の方法が決められ、一年間を一月より六月二〇日の田肥の仕舞までを第一期とし、八月より一二月の麦かけ肥までを第二期として、各期のうちをさらに四期にわけて、それぞれの時期の下肥値段は前期相場を参考に、着船のうえ下肥の良否により価格を増

減することとした。量は一搵が一斗二升入、一荷は二斗四升とし、四八荷をもって一艘とした。田中藤四郎、柳下織右衛門、野浦新七、飯田権之助、田中新八、吉田鑄七らの世話人を選び、問屋二人と船頭と話し合つて相場をきめることになった。下肥改良と称しながら下肥植統一のための協議会であった。

白子村の農事に関する村会への報告によれば、「総て農會ニ於テ農事ノ改良及ヒ害虫ノ驅除予防等ハ普ク勵行セシムルコト故、漸次益々良好ノ結果ヲ得タリ」(『和光市史』史料編三 三〇四ページ)と記されている。農會主導の農事改良が効果をあげていることを報告しているのである。白子村の大正期、一五年間の村会報告はすべてこの記事と同一であり変化がない。農會主導の農事奨励が有効であるため、村事業として農事奨励の必要がないことを併記しているのである。蔬菜生産の順調な発展をみるかぎり、報告はそのまま信用できそうであるが、しかしもう一つ農事奨励の性格は明らかでない。

牛蒡の共同販売

以上の記述から明らかになつたように、膝折村を含め和光地域の農事改良は、新倉村を中心に動いていた。大正七年には過去の実績をふまえ新倉、白子、膝折三村による連合農會が組織され、連合農會長には新倉村長鈴木左内が就任した。

鈴木農會長はすでに述べたように、村長として農事改良の先頭に立っていたが、一方では改良によって増加した生産物の販路の拡張にも熱心であった。大正期にはいり蔬菜も東京市中へ多く売り出されるようになり、大正五年には北足立郡農會の幹旋あつせんのもと、自費を投じてさらに大阪に販路を拡張していた。人参、牛蒡等を大阪に販売し、従来の一貫目当り一四、五錢の牛蒡が四四、五錢になり、村びとの利益も多くあがるようになった。

これを見た白子村、膝折村農會が共同販売を申し込み、大正七年には新倉村ほか二か村連合農會を結成したのである。この共同販売を目的とした連合農會は、同年一月に最初の共同出荷を行つた。

大正七年第一回牛蒡共同販賣報告書 (昭和七年)

一 金壹千〇五拾六圓拾錢		牛蒡百圓拾六俵 臨時設立金
丙 課		
一 金壹千〇五拾六圓拾錢		
一 金四拾四圓參拾五錢		
一 金拾四圓拾錢		
一 金拾四圓六拾四錢		
小計 金壹千七百八圓		
支金八百七拾八圓拾四錢		
此配當金		
一 金貳拾七圓	特等 四俵	一俵代金六圓七拾七錢五厘計總
一 金四百九拾四圓四拾錢	甲 七十八俵	一俵代金五圓參拾錢計總
一 金七百六拾七圓拾錢	乙 四十七俵	一俵代金五圓七拾錢計總
一 金九拾九圓八拾錢	丙 十七俵	一俵代金五圓四拾錢計總
右北足野郡農會委託之下第一回牛蒡共同販賣ノ結果分帳報告也		
大正七年十一月二十日		
埼玉縣北足野郡 聯合村農會長 鈴木左内		

写真5-55 第一回牛蒡共同販賣報告書 (大正7年)

その成績をみると、初出荷の牛蒡は一俵一五貫目のものが一四六俵、その売上金は一〇五六円余であった。このうち売立口銭一〇五円余、膝折停車場から大阪駅までの運賃四一円余、大阪駅より問屋まで運賃一〇円余、出荷歩合金二〇円余の合計一七八円の必要経費を差し引いた八七八円余が、出荷主の受け取るべき利益金となっている。

この配当は膝折停車場で生産者に渡されたが、特等四俵は二七円で一俵当り六円七五銭となり、一貫目につき四五銭に達したという。このとき米価は高騰して米騒動が起きた直後であったから、四五銭は米一升一合ほどに相当する。現在の五〇〇円前後にあたるが、米価騰貴前ならば一

貫目一〇〇〇円余の値になったであろう。

特等以外の牛蒡は甲、乙に区分され、甲は七八俵で一俵当り六円三〇銭、つまり一貫目当り四二銭となり、乙は四七俵で一俵当り五円七〇銭、一貫目三八銭であった。丙の場合も一七俵は一俵当り五円四〇銭、一貫目当り三六銭の利益となつている。この販売は問屋が主であったが、そのほか大阪府庁などにも販売され需要が増大したという。

当時の状況を新聞は次のように伝えている (東京日日新聞 大正七年一月一六日)。

北足立郡新倉、白子、膝折の三ヶ村は古来牛蒡を以て名あり。年々関西及東京方面に移出して好評を博し居れるが、農事試験場園芸主任関技手が十二、十三の両日、同村連合農会の栽培及販売と豊凶状況を視察した

る処ところによれば、本年は出来栄できばえよく、十四日大阪方面に対して已すでに第一回の出荷を為し、今月中尚なほ六、七車出荷の予定なり、而して蔬菜類の騰貴とんぎせる際さいなれば、各方面の需要益嵩きよますかさみ、十二月中は十車出荷し、三月迄には毎月五、六車宛出荷する事となるべく、直接生産者より大阪方面へ移出いしゆつするものは合計六万九千貫、仲買人の手を經て大阪へ移出するもの七万貫に達する由なるが、右の外、東京市へ十五万貫即ち東京、大阪に於て卅万貫以上を供給し居る現状なりと云ふ。尚目下の相場は仲買人の手を經るものは一貫廿八錢、手取りのものは一貫目卅六錢内外にて、前記三箇村の生産者が手取る金額は約二万五千円に達すべく、前途益有きよますゆうぼう望なりと

この牛蒡の共同販売は、大正七年中に一四回、大正八年に、五月二〇日まで二回行なわれている。この合計一六回についての販売結果を表示すれば表5—80のようになる。この表は七年度分は省略し、大正八年度分の第一、一六回販売分を含めて示しているが、大正八年は一五回目が新倉、膝折村の出荷、一六回目が白子村の出荷であった。白子村の出荷の方が、一俵当りの代金が高くなっている点が注目される。

第一回出荷より第一六回までの一年間の総出荷量は四四八三俵、その利益金は一万七七五八円にのぼった。ただし初出荷以降、値段は下り気味であつたらしく、一俵当りの代金は平均して特等で五円余、一貫目当り三四錢五厘であつた。共同出荷のこのような試みは、埼玉県でも注目するところであり、大正八年五月、県農会より新倉村ほか二村連合農会は助成金をうけている。

「新倉牛蒡」の成立

この牛蒡の共同販売は大正八年一月から、再び第二年度が開始された。第二回目に出荷した白子村の販売成績をみれば、出荷三二七俵の代金は一六五二円余、必要経費を控除した利益金は一二八九円余である。これを各等級に従い配当されたが、特等は一俵当り五円一〇錢、甲は四円五〇錢、乙は

表5-80 大正7年度 第15回 牛券共同販売報告書
第16回

等級別 種目	債数	一債代金	債数	一債代金	自第一回至第十六回總計		同 上 平 均 相 場
					債数	金額	
特等	一	四円	七	〇	一三〇	六七二	一七四
甲等	四	三円	四	〇	一五四	三九六	一七四
乙等	五	三円	四	〇	一八一	三九六	一七四
丙等	四	二円	三	〇	一〇三一	二二五	一六三
外	一	二円	一	〇	三三四	一〇四	一五〇
同中	一	〇	一	〇	一三七	〇〇	二九七
同下	一	〇	一	〇	一八九	〇八	〇七
途中腐敗格下ノ分	七	一三	八	二七	六一	一三一	一六一
計金	一三	二〇	計金	七〇		八〇	
差引配当金	五一	八	八一	三五	一七	〇一	九六一
小会出歩合金	一九	五	二五	五〇	四	一七	〇三八
小揚運賃	三〇	二	三七	一六	六六	八	〇八九
汽車運賃	二一	六	二八	一六	三三	八	〇九
壳立口	七二	四	八三	六四	一三	一二	四九九
壳立金	七一	四	一〇五	九〇	二二	五〇	九九九
債数(一債正味拾五貫目)	七二	四	一〇五	九〇	二二	五〇	九九九
出荷年月日	大正八年五月十二日	大正八年五月十八日	白子村	大正八年五月二十日	大正七年十一月十四日始	大正八年五月二十日終	
出荷村名	新折倉村	白子村	自第拾六回	四九百八拾參債	四九百八拾參債		
項目	第拾五回	第拾六回	累計	債ノ平均經費	債目平均經費		
	三五	八〇	一七	二二	二二		
	三五	八〇	一七	二二	二二		
	三五	八〇	一七	二二	二二		
	三五	八〇	一七	二二	二二		

成増又ハ膝折停車場ニテ生産者ノ受取ルヘキ現金左ノ通り

(『和光市史』史料編三 P286, 287)

四円一〇銭、丙は三元九〇銭であった。第三回目は新倉村が出荷し、特等は一俵当り四円三〇銭、甲は三元九〇銭、乙は三元五〇銭、丙は三元であった。

このような共同出荷が、いつ頃まで続いたかは明らかでない。少なくとも物価高騰と村財政の窮乏化のなかで、この共同販売による農家の利益がもった意味は大きなものがあつたと思われる。大正八年頃には牛蒡は市場でも高く評価され、「新倉牛蒡」の名称が成立するのである。

大正九年当時の新聞記事により、この間の状況をみてみよう（『国民新聞』大正九年七月六日埼玉版）。

新倉牛蒡

大阪市場と直取引

三村協力で品質改良

農商務省が着目した

旧新座郡中新倉、白子、膝折地方に産する牛蒡は品質良好なるを以て、夙に世の好評を博せるが、其取引法が不完全なる結果、徒らに

△仲買人を利する事多く、生産者は僅少なる利益に甘んぜざるを得

ざる境遇なりしを以て、県農事試験場及び北足立郡農会は大正六年中、新倉村農会を生徒と為し、同村産の牛蒡を大阪の天満、木津両市場に送りたるに、品質優良なるため

△忽ち好評を博し、爾來、毎年取引を継続し来れるが、偶々、同地方及び東京の仲買人等が入り込みて売買契約をなす事あれば、直ちに相

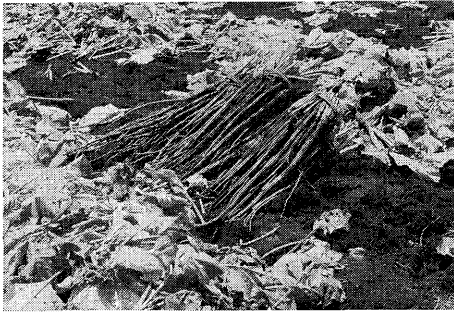


写真5-56 最近の新倉牛蒡(昭和55年撮影)

場を引き落して暴利を貪るなり。生産者は爾来、痛切に郡農会幹旋の效果大なるを感じ、今日にては同村の外、

△白子、膝折 三村連合の農会を組織し、天満、木津両市場との間に直接取引をなし居れるが、十五貫目の一俵の最高価格九円五十銭に達し、地相場より三、四円の高値を示せり。而して本年の輸送額は千八百六十九俵半、此売上代金一万一千七百七十円二十五銭にして、目下三村の牛蒡

△栽培面積は 六、七千町歩に及び、将来益々増加の傾向を示せり。只本年は昨年の輸送高五万貫に比し、其過半数を送りしに過ぎざるが、這是相場の関係より此現象を呈せしのみ。されば同村にては既に有力なる△技術員を聘し益々其栽培方法の完成に努め居りて、農商務省にても此の渺たる一農会の将来に囑目し、相当注意を払ひ居れりと

記事によれば、大正九年には最高価格は一俵当り九円五〇銭にのぼり、将来的に有望であることを報じている。大正八年には「新倉牛蒡」の名称が成立し、九年には定着していたのである。

新倉牛蒡の生産

埼玉農務課が昭和二年頃編さんした本に「埼玉農村叢書」がある。その第一編に収められた「牛蒡」によれば、埼玉県における著名な牛蒡は大里郡新会村付近の「新会牛蒡」、また「梅田牛蒡」のほか「新倉牛蒡」の三種で、当時、新倉牛蒡がもっとも盛んであったという。

新倉牛蒡の栽培面積は表5—81のようであった。新倉村、白子村を中心に七町村から生産され、大正一五年度には栽培面積は二五二町歩に達していた。前記、国民新聞記事の栽培面積は新倉、白子、膝折三か村で六、七千町歩とあるが、これは誇張であることは言うまでもない。新倉牛蒡の栽培法をみると、土質は新倉村から入間郡にかけて高燥平坦で、表土は深く、砂質壤土に多少の粘土質が加わり、いわゆる武蔵野平野の広漠たる牛蒡栽培の適地となってい

表5-82 新倉牛蒡の収支決算(昭和2年頃)

収入	160円ないし 200円	
支出	整地播種	5人 10円
	種子代	3合 1円20銭
	間引	2人 4円
	作切(2回)	1人 2円
	害虫駆除(葉共)	1人 3円50銭
	収穫	29人 58円
	肥料	25円*
	施肥	半人 1円
	荷造り	6人 12円
	公租公課	5円
	輸送料	30俵入 11円40銭
	合計	133円10銭
収支差引利益	26円90銭ないし66円90銭	

* 肥料は堆肥100貫(9円)、米糠10貫(1円40銭)、
 薬灰10貫(1円40銭)、人糞尿1荷(18銭)、菜種
 粕10貫(4円)等。(前表と同じ)

た。蒔付は早・中・晩の別や間作か否かにより時期を異にしたが、この地方は大体が麦作の間作として四月下旬から五月上旬を蒔付の適期としている。畦幅は普通二尺、株間は八、九寸から一尺二、三寸に及び、種子は完熟したものを反当り三合ないし四合必要とした。播種は株間に穴を掘り、これに肥料を施して地ならしをし、一か所に四、五粒ずつ播種とし、約五分位の覆土をして鍬でやや強く鎮圧するのである。

播種五、六日にして発芽し、六月上旬に数回にわたり間引きをする。収穫

は通常一月上旬から始まるが、牛蒡は連作を嫌うの

で採取前に茎葉を全部刈り取って畑から取り除き、畑の隅から掘取用鋤で掘り取る。反当たり収量は通常で早生種三〇〇貫ないし四〇〇貫、中生種及び晩生種は四〇〇貫ないし六〇〇貫であった。

生産上の収支決算をみると、平均的な数値は表5-82のようになる。

足立諸と「新倉蒡」

新倉牛蒡の名称が成立する直前、「新倉蒡」なる名称がすでに生み

表5-81 新倉牛蒡の栽培面積

町村	年度		
	大正13年	大正14年	大正15年
新倉村	40町歩	40町歩	40町歩
白子村	40	40	40
膝折村	70	72	73
片山村	15	20	21
大和田町	50	55	55
内間村	10	11	11
志木町	10	12	12
合計	235	250	252

(埼玉県農務部「埼玉農村叢書」第1編)

出されていたことは前述した。新倉村農会長鈴木左内による甘藷の東京市場への販売が、村名を付した藷いもの名称を生み出す契機となった。この間の事情について述べておこう。

甘藷は古くからの和光地域の特産品であり、農産物中の比率は高く、明治期は和光地域をもって甘藷作地域とみなされていたことはすでに述べた。この甘藷は寛延四年（一七五一）、入間郡南永井村（現所沢市南永井）の吉田弥左衛門によって埼玉の地に移植されたが、これが親戚近隣せきに分与され、繁殖したものとされている。以来、生産量を増加し販路も拡張され、大正期には東京から東北、信越地方にまで達していた。

甘藷は明治三〇年代から大正中期に生産量を増し、生産価額では明治四一年より米、麦につぐ農産物の第三位に達していた。埼玉県の甘藷の主産地は入間、北足立郡で南埼玉郡がこれに次いだ。とくに北足立郡は埼玉県の五割を産し、第四紀古層の埴質壤土または埴土にして黒色の土地が適地とされていた。甘藷の種類は煮食用の紅赤べにあか、焼食用の赤蔓あかつる、青蔓あおづる、早掘用の花魁おいらん、太白たいはくなどがあり、これらは販売用であったが、このほか自家用の花魁、太白などもあった。北足立郡は全体の九割が紅赤種を栽培し、これは金時きんときとも足立藷とも称されたという。

甘藷の販売方法は、収穫当時、上藷と屑藷くずいとにわけ、上藷はただちに最寄りの甘藷問屋に持参して販売するか、一時貯蔵しておき、市価の高騰期に取り出し問屋に販売する二種があった。この方法で大正中期の北足立郡は、東北、信越地方へ販売するのが全体の七割強、東京市へ販売するのが三割といわれている。

それ故、販売のためには甘藷問屋が介在し、相場を左右するのが普通であった。北足立郡甘藷商組合が創立されたのは明治四〇年三月である。その後、この組合は数次の規約改正が行なわれたが、大正二年九月には甘藷俵の寸尺及び編み目を統一することが、副組合長白石彦八（政友派県会議員）より提案された。俵装荷造りは鉄道便のため、俵いなわは稲藁を用い丈一尺九寸以内、編目は三箇所三十手以上、棧俵さんだわの径一尺一寸以内とし、目縄及び掛縄を五か所に改正

しようとしたのである。

このことが生産者農家と対立を生じ、負担を農家に押しつけるものとして生産者大会を開いて対抗した。同年一月のことである。この紛争は結局、県農会副会長高橋莊之丞（政友派県会議員）や政友派県議有志の仲介で、生産者側の意向をくんで一旦は妥結する。農会と商業界を牛耳る政友派と生産者との対決の図式となったこの争いは、その後も尾をひき、再度の生産者大会で甘藷問屋の排除を決議するまでとなる。

白子、新倉村もこの問題で郡役所から意見を求められている。その返答は明らかでない。ちょうどこの時期は東上鉄道開通前夜にあたり、やがて新倉村は独自に東京市場と直取り引きを開始する。その直後の東上線開通も有利に作用したのであろう。ここに「新倉藪」の名称が成立するのである。大正三、四年の頃と思われる。

水車と精麦

大正中期までの和光地域は甘藷、蔬菜などの特産地化する時期であったが、一方では在来からの米麦中心の農業が、生産の主たる基礎をなしていた。特産地化は米麦の比重を軽減するものではなかった。そのため大正期もまた幕末以来の水車による精米及び精麦業が盛んであった。

米麦の改良が明治後期から大正期に集中的に行なわれ、増収期を迎えていたが、そのなかで北足立郡及び和光地域は米のほか麦産地として、独特な地域を構成していた。新倉村が麦作改良の先頭に立っていたことは前述した。明治四〇年当時、麦は米につぐ重要農産物で、郡全体では畑面積の七八パーセントが麦作付反別であり、大麦は穂揃、三徳、五畝四石、水昌、ゴールデンメロン、小麦では実抜などが多く栽培され、一〇年前に比較し七万石の増収になっていた。販路もビール用のみならず陸軍省の馬糧用に拡張されていた。

この時期、新倉村では大麦五町三七七畝歩、小麦は五町七反五畝歩が作付され、各々一一八一石、六三三石の収穫をあげている。反当り収量にして大麦は二石二斗、小麦は一石一斗である。白子村は大麦一二町九反二畝歩、小麦一

表5-83 白子村 水車の揚貨 (1石当たり)

年月	明治43.4	45.4	大正4.3	4.9	7.3	7.11	8.4	8.12	9.4	10.4	11.4	13.4	14.4
米	円銀 30	円銀 35	円銀 35	円銀 33	円銀 45	円銀 50	円銀 50	円銀 90	円銀 1.00	円銀 90	円銀 1.00	円銀 1.00	円銀 1.00
糶	33	40	40	37	50	55	55	1.00	1.00	90	1.20	1.20	1.30
大 麦	33	35	35	33	45	50	50	1.00	1.00	90	1.20	1.20	1.30
春 挽 割	45	50	50	45	60	65	75	1.50	1.50	1.30	1.70	1.70	1.80
小 麦 挽 割	1.50	1.60	1.60	1.40	2.00	2.20	2.20	3.50	3.50	3.20	3.50	3.50	4.00
押 挽 割								70				80	
押 麦				柳下一造			庄水車						1.80
水車仲間 年行事	加藤水車	小沢七十吉	柴崎水車	〃	〃	〃	〃	見留水車	加藤豊太郎	今水車	富沢義三郎		2.00

(明治43年3月「水車集会取極帳」富沢俊一(京家文書))

二町四反四畝歩を作付け、収量は各々二二三五石、九九五石をあげている。反当り収量は前者が一石八斗、後者が八斗である。新倉村の反当り生産力は北足立郡下で平均的であり、白子村は最低に近かった。

これが大正四年には新倉村の麦産額は二九四七石、白子村は四四三九石にいずれも急増し生産力も上昇する。ところが昭和六年には一転して新倉村は二二〇〇石、白子村は五六三八石へと変化する。ここでも大正後期を通じて新倉村の麦の半減(米への集中)と、白子村の麦の蔬菜同様の急増が目立つのである。

畑作に集中し、蔬菜作はもちろん麦作においても時流にのる白子村の背景には水車の存在があった。大麦の挽割化・押麦化、小麦の製粉化による商品化が産額増大の背景をなしたのである。大正期における白子村の水車の揚貨の変化するをみると、表5-83のようになる。村内の水車は組合をつくり、毎年三月か四月に定例会議をもち、その年の揚貨

並びに運賃を決定していた。水車仲間の組合は毎年の「年行司」を中心に運営されており、搗賃の改正が行なわれた年月とその年行司を表示している。表によれば搗賃は大正四年九月、一〇年四月に値下げされたほかは大正期を通じて上昇し、とくに諸物価の騰貴した大正七、八年に上昇率が高い。押麦、挽割などは大正八年以後につくられている。

表5-84 白子村水車の精米麦運賃の変化

その1

	年月	45.4		大正4.3	4.9	7.3	7.8	7.11	9.4	9.9	13.4
	明治43.3	45.4		大正4.3	4.9	7.3	7.8	7.11	9.4	9.9	13.4
板橋、巢鴨行	3.7	3.5	板橋尾行	3.7	2.8	4.5	5	5.5	8	8	8
駒込、追分行	3.4	8	巢鴨尾行	8	6.5	10	11	13	20	19	19
本郷、下谷行	3.7	9	駒込尾行	8	3.3	5	5	6	10	10	10
内・外神田行	4	4.2	追本	8.5	7.5	11	12	14	25	21	21
浅草、日本橋	4.4	11	谷行	4	3.5	5.5	6	7	13	11	12
普羽付近	4	4.5	外神田	10	8	12.5	12	15	30	28	30
	10	11	内神田	4.5	3.8	5.5	6.5	8	15	12	13
		4.5	日本橋	4.5	9	6.5	7	9	35	30	32
		4.5	浅草	4.5	4.5	14.5	16	21	40	32	14
		4.5	普羽	4	3.8	13.0	16	21	17	14	15
		10		10	9	5.5	7	9	43	34	38
					9	6.2	7	9		14	15
					9	14.5	16	21		13	15
					9	13.0	16.5	22		33	38
							聖天町	9.5		15	17
							聖天町			37	40

※上段は小麦粉1袋、下段は雑穀1俵の運賃

(明治43年3月「水車集会所取極帳」富沢俊一郎家文書)

白子村水車の精米麦運賃の変化

その2

赤塚・芝宮河岸行(1俵ニ付) 成増停車場行(1俵ニ付)

		年月		年月					
		明治43.3	45.4	大正4.3	4.9	7.3	7.8	7.11	
		錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘	錢厘
白子	ヨリ	2.5	3	1.3	1.2	2.5	2.5	3.3	
吹上	ヨリ	2	2.5	1.8	1.6	3	3	4.5	
牛房	ヨリ	3	3.5	2.5	2.3	3.5	3.5	5.6	
俵久保	ヨリ	3.5	4	2.5	2.3	3.5	4	5.6	
				1.3	1.2	2.0	2.5	3.3	
				3.5	3.3	4.5	5	5.6	
				4	3.8	4.5	5	5.7	

(明治43年3月「水車集會取極帳」富沢俊一郎家文書)

水車による精米麦はもちろん村内の人が優先されたが、明治期以降、顧客は必ずしも村内に限らなかつた。荒川右岸の中小河川に発達した大小の水車は、すでに幕末より江戸ないし東京市場目あてに経営されており、地域の生産米麦を購入し、精製したうえ東京市場へ販売する役割も担当していた。そのため穀類の運送賃の取り決めも、水車仲間で行なわれたが、その結果は表5-84のようになっていいる。表によれば精米麦は東京北辺の浅草、日本橋、神田まで送られていることがわかる。

東上線開通以前は芝宮河岸から舟運で、開通後は成増停車場より鉄道便で送られたが、運賃自体はやはり大正七、八年をさかいに上昇する。村内各地から芝宮河岸及び成増停車場への運賃も細かく決められたが、この地名は村内水車の存在地であった。当時、白子村に水車が何軒あったか不明であるが、表5-83で示された年行事のほか、明治四四年の年行事は石井甚太郎、大正二年は富沢俊、大正三年は宮本清次郎、大正五年は並木水車、大正六年は増田水車、大正一二年は④水車などであった。それ故、少なくとも一〇軒の存在は確認できる。富沢水車の場合、「搗穀日割帳」をみれば、村内のほか上練馬村、赤塚村の人々の精米麦が多い。

これら水車の人々を中心に、大正四年八月、膝折小学校で製粉品評会が開かれていいる。白子、新倉、大和田、内間木、志木、片山の六か町村連合で開

かれたこの品評会は、八月一八日より三日間開かれ、同時に開設された倭麦品評会では二等に白子村の柴崎文三郎、新坂藤八、新倉村の富岡平一が入賞した。一等二人、二等一人、三等三四人であった。

この六か町村は黒目川、柳瀬川、玉川分水、白子川の四川筋にあたり、この「四川筋地方は県下有数の水車業地にして、畜に安価なる動力を使用し得るのみならず、一面該地方は小麦の生産多く、所謂地の利を得たるものにして、為めに製粉上生産費の少きは最も特色とする所にして（中略）、同地方の同業者三十五名が、一致協力以て事業に励む結果にして、年産額六十余万斤、価格五十万円を算するは、此れ工業地としては有望のものと云ふべし」（『国民新聞』大正四年七月九日埼玉版）といわれていた。

地主と小作

東京市場と密着し、蔬菜地や精穀地帯として頭角を現した和光地域であるが、大正期の対応は新倉村と白子村では異なったあり方を示していた。とくに後期に相異は顕著になっている。

東京への直接取り引きを積極的に推し進め、自村名を冠した野菜を生みつつあった新倉村も、牛蒡の伸びは大正四年一万五六〇〇貫、一五六〇円に対し、昭和六年は一万二五〇〇貫、五六二五円で、量にして七・二倍、価格にして三・六一倍である。甘藷は一六万五〇〇〇貫の九八〇〇円から六万貫で六〇〇〇円に推移する。量において三六パーセントに減少し、価額において六〇パーセントに減少する。人参の場合、大正四年と昭和六年は量において三・五倍、価額において一・七五倍である。牛蒡を中心に人参が伸びているのである。

これに対し白子村は、牛蒡の伸びは大正四年三万六〇〇〇貫、価格五四〇〇円に対し、昭和六年は一七万七〇〇〇貫、価額は三万八六〇円となり、量は四・九一倍、価額で五・九倍となる。甘藷は量で一七パーセント、価額で二五・七パーセントの減となるが、減少率は新倉村より低い。人参は八万三二〇〇貫、価格一万二〇〇〇円より、三七万六七五〇貫、四万八九七八円となる。量にして四・五三倍、額にして四・〇八倍となり、量、額ともに新倉村を上

表5-85 土地所有規模別農家戸数

	大 正 4 年				昭 和 6 年			
	新倉村	白子村	合計	割合	新倉村	白子村	合計	割合
30町～50町		1	1	%				%
20 ～30	1	4	5	1.1		3	3	0.7
10 ～20	3	5	8	1.7		6	6	1.5
5 ～10	4	10	14	2.9	6	9	15	3.8
3 ～ 5	6	15	21	4.4	7	14	21	5.3
2 ～ 3	13	28	41	8.6	18	18	36	9.0
1町～ 2	47	41	88	18.5	19	43	62	15.5
5反～ 1町	69	32	101	21.3	35	38	73	18.3
5反未満	97	99	196	41.3	74	108	182	45.5
合 計	240	235	475	100	161	239	400	100

(大正4年・昭和6年「新倉村勢要覧」, 同「白子村勢要覧」)

表5-86 自小作別農家戸数

	大 正 4 年				昭 和 6 年			
	新倉村	白子村	合計	割合	新倉村	白子村	合計	割合
自 作	39	127	166	28.0	30	70	100	18.0
自 作 農 作	86	85	171	28.9	121	111	232	41.7
小 作	110	145	255	43.1	108	127	235	42.2
合 計	235	357	592	100	249	308	557	100

(大正4年・昭和6年「新倉村勢要覧」, 同「白子村勢要覧」)

ついでに大根をみると、大正四年の一万二五〇〇貫、一万〇二二五円は、昭和六年には四八万八一六〇貫、一万四六四五円となる。つまり量において四・三四倍、価額において一・四五倍に伸びている。大根は新倉村でも伸びる。

が、伸び率は白子村が圧倒的に高い。大正後期の両村を比較すると、牛蒡の突出と人蔘、大根の漸増する新倉村に対し、白子村は牛蒡、人蔘、大根とも新倉村を上回る伸びを示しているのである。明らかに「新倉牛蒡」と称されながらも、軒を貸して主家を取られかねない状況が両村の間で起っていたといえよう。

この両村の農家の土地所有の規模の推移をみておこう。表5―85は両村の大正四年、昭和六年の土地所有規模別農家戸数を、表5―86は自小作農家戸数をみたものである。大正四年当時、土地所有規模の大きな農家は新倉村より白子村に多い。このうち地主層は三町歩以上所有の農家と思われるので、それは新倉村は一四戸、白子村は三六戸である。新倉村は所有規模の小さい農家が多いわりに、五反未満層は比較的少ない。比較的利害が一致しやすい村であった。

これに対し白子村は規模の大きな農家と小さな農家が共存していることがわかる。村内の利害は新倉村以上に不一致になりやすい村であった。当時の両村の小作地率は、新倉村六三パーセント、白子村六四・二パーセントである。両村はほとんど変わらないが、郡内あるいは県内の他町村と比較すれば、最高に近い高率小作地率となる。

土地所有規模で両村に差がありながら、村全体の小作地の比率はほぼ同程度であった。このことが自小作別農家戸数にどのように反映するかといえば、新倉村は自作は少なく小作が多いことになり、白子村は自作、小作ともに多いということになる。とはいえ、両村合わせると自作層二八パーセントに対し、小作層は四三・一パーセントになるのである。

このような性格は、昭和六年には土地所有規模の大きな農家が両村とも減少して変化する。また、五反未満層は新倉村で減少し、白子村で停滞する。全体で四五・五パーセントの五反未満層が存在し、大正四年より農家の絶対数で減少し、比率のうえで増大する。自小作別農家戸数も、昭和六年には両村とも自作及び小作の減少に結果する。

小作地率は新倉村六二・一パーセント、白子村六三・三パーセントである。大正四年当時とはほとんど変化はない。にもかかわらず、自作が減少し、小作も減少する秘密は、自作兼小作層の増大にあり、純粋小作では経営の維持が困難になっているのである。これらは蔬菜栽培地における特有な階層分解と小作率のあり方であった。

地主会の成立

大正期において地主層が地主会を組織し、生産条件の改良にのり出すのは、北足立郡では大正二年からである。当時は小作層は組織化されず、彼らが組織されるのは小作料をめぐる紛争を通じ社会問題化する大正一〇年頃からである。

当時の計算によれば、農家が生計を営みうる面積は、家族五人で最低一町歩を要するという。とすれば、和光地域両村は一町歩以下の農家は、大正四年当時で六二・六パーセントの一九七戸にも達している。この土地所有の偏在化は、農業経営の自立しえない農家をつねに抱え、しかも経済変動を直接にうけ、没落する状況を生むものとして警告されていた。

新倉村が地域のトップをきって地主会を創立させ、小作奨励米規程を決めたことはすでに述べた。この年は恐らく大正二年頃と思われる。この年、北足立郡地主会の創立が準備されているからである。北足立郡地主会は新倉村鈴木左内、蕨岡田健次郎、大砂土村小島善作ら県議員、有力町村長一〇人を創立委員とし、大正二年七月一〇日、浦和町玉蔵院で開催された。町村長、各町村農会長、地主等三〇〇余名出席して行なわれたこの創立大会は、役員選挙をめぐる混乱し延期となった。

このとき用意された「北足立郡地主会規約」によれば、この会は、「地主小作者間ノ親善ヲ図リ、農事ノ改良並農村風紀ノ改善ヲ期スルヲ以テ目的」（明治四一年「諸雑書綴冊」）とした。つまり、地主層からする恩恵的な小作人層との親善や、農村風紀の改善が意図されていた。会員はしたがって地価二〇〇〇円以上の耕地を所有する者か、耕地

五町歩以上を所有する者に限られた。この条件にあてはまるものは新倉村八人、白子村二〇人であった。

この地主会の事業は、^{ほし}戊申詔書の趣旨を体して農蚕業、畜産業、林業、園芸及び農事経営の改良をはかること、小作者の保護奨励に關すること、風紀の改善、勤儉貯蓄に關すること、産業事業及び共同事業に關することなどを予定していた。そして具体的な活動方針は、(イ)郡下六か所に講話会を開催し、農業道德、農業經濟、農業技術に關する講演を行ない、農村の改善に資すること。(ロ)優良小作者を表彰し、小作者を保護奨励し、他の小作人をして鼓舞奨励せしむること。(ハ)小作物品評会への補助を行なうこと。(ニ)担当技術員の招聘による指導の充実。(ホ)他地方の視察を行ない、生産状態の改善、販路拡張に努めること等を掲げていた。

北足立郡地主会は創立延期となったこの年、他郡では相ついで地主会が設立され、小作米奨励法などが実行にうつされた。北足立郡内でも各町村で地主会が創立され、北足立郡地主会の目的と方針に同様な事業が、大正二年をさかに一斉に始まっている。

白子村は大正三年に地主会が成立しており、活動も開始されている。その具体的内容は明らかでないが、恐らく新倉村同様、小作奨励法が行なわれたと思われる。良質の小作米提供者を、地主の恩恵として奨励する方法である。そのため小作米の質を競争させるため小作米品評会は当時の流行となった。これは和光地域のみならず埼玉県も、あるいは全国的にも当時の一般の風潮であった。

産米改良と 地主や地主会の、いわゆる小作農の保護奨励が、いかなる程度に行なわれるかは、その地域における

米穀検査 都市經濟の侵入、農産物の商品化、米穀市場の發展に應ずる地主と小作との關係にかかわっていた。

日露戦後の産業の發展に伴う米穀生産の商品經濟化に対応し、その商品価値を高めるための措置として、生産米の検査の具營論が主張され、実現する。産米検査は早くから地主的立場から主張され、埼玉県は県の事業として大正四

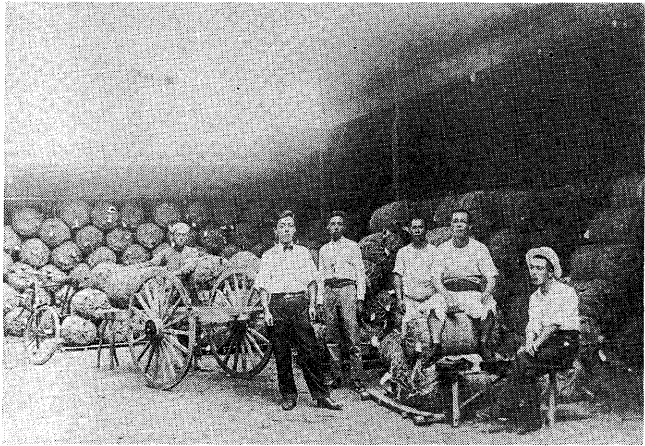


写真5-57 産麦検査の状況(昭和初年頃)

年に公認されるが、全国的には二九番目の実施県であった。

産米検査は品質、乾燥、調製、容量及び俵装についてこれを行ない、等級をつけている。一俵の容量は四斗とし、俵装の方法及び材料について詳細な規定が設けられ、違反者は処罰された。この産米検査は必然的に米穀の改良を要請し、小作人に負担をかけ、地主に利益を保証した。

北足立郡で産米問題をめぐって具体的に動き出すのは大正三年である。埼玉県は「地主小作人の親善を促進し、一面に於て産米の乾燥、調製を改善せしめんが為め、産米改良講演会を開催」(『国民新聞』大正三年一月三十一日埼玉版)するのは二月九日からである。新倉村、白子村を含む周辺町村は二月一二日に開催されたようである。

北足立郡はまた米穀検査の実施に先だって俵装伝習会を、大正四年三月四日より各町村で開かせている。あわせて各町村に産米改良奨励委員を選出させ、区域内の教授指導にあたらせることになった。白子、新倉村は二月一〇日、一日の両日に伝習が行なわれ、四月六日に産米改良規約が決定されている。

産米改良体制の確立にともない生産米検査の体制も生まれ、同年八月八日には北足立郡は五二名の生産米検査員の

辞令交付式を挙行した。移出米検査員出張所とその区域検査員は、白子、新倉村の場合、志木出張所に管轄され、町田啓次郎が検査員であった。白子、新倉村の生産米検査員は鳥飼市太郎であった。

この産米改良及び検査結果をみれば、大正一〇年頃までの新倉村の場合、米穀検査成績は甲米二五〇俵、乙米四五〇俵、丙上米一一五〇俵、丙下米八五〇俵、不合格米一二〇〇俵であった。下等米、不合格米の多いことは注意する必要がある。移出米検査の場合も一等米、二等米はなく、三等米三〇俵、四等米一二〇俵、五等米二〇〇俵、不合格米二〇〇俵であった。

埼玉県の産米事情は、明治期まで武州米として東京米穀商品取引所の標準米になっていた。チイチク、白目、晩源などの品種は、むかし鬼の金歯と俗称されたほどの硬質米で、夏越し米として歓迎されたが、大正期以降、徐々に後退し、他県米に先を越されるのである。

このような中で、もっとも良質米の産地は三郷、吉川方面であり、これにつぐやや良い地帯は草加、越谷、岩槻地域であり、並の地帯は松伏、浦和、鳩谷方面であったという。質の悪い地帯は上尾、片山、新倉、白子村の産米であった。生産力低く、産米改良の効果もそれほど挙がらず、良質米にほど遠く、したがって商品化の価値の低い米の生産に、新倉村は大正後期より昭和初期に集中する皮肉なめぐりあわせとなった。

新倉信用組合

このような新倉村に、信用組合が成立したのは明治三十七年一月二六日であった。産業組合法により北足立郡に産業組合が生まれるのは明治三十六年以後である。新倉村信用組合は郡内において一番目に成立した。

白子村はその前月、三十六年一二月に設立認可申請を県知事あてに行なっているが、結局は成立しなかったようである。その後、産業組合の郡統計には白子村は出ていない。

新倉村信用組合は組合長鈴木左内、専務理事富岡綱太郎で、実際に事業が開始されたのは三八年一〇月からであることは前述した。この組合は「組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及ヒ貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的」(『和光市史』史料編三 二二九ページ)とした。産業組合法は農家経営の保護、販売、購買の共同化、金融などを行ない、信用、販売、購買、生産の四種の組合があったが、もっとも多く設立されたのは信用組合で、農民あるいは中小商人が相互に金融業務を行なうための協同組織であった。

信用組合は日露戦後に全国に普及し、大正六年には貯金額が貸付額を上回る。これは現在では農業協同組合の事業に吸収され、信用金庫へと発展する最初の組合であった。

新倉信用組合は明治四〇年現在、組合員は七〇名、出資口数は二三七口、一口の金額は一〇円で払い込み済の金額は二一三三円であった。払い込み額の比率も高くなり、経営の好転を思わせる。当時の貯金は二六九六円余、貸付金は三九六一円で農事資金としての貸付けが当時の事業の主たる内容であった。

新倉信用組合の事業報告により、その後の事業内容の変化をみれば、明治四四年の場合、組合員数は七〇名でかわらず、貯金三二五六円余に対し貸付金は四四八九円となっている。貸付の内容は肥料購入資金、商品仕入資金、土地買入資金としてであり、土地買入資金に対し肥料や商品仕入資金の比率が高い。商品の内容がわからないが、恐らく個人への貸付けと思われるので営業の拡大のための資金であったろう。

事業は蔬菜類の安価、諸農作物価格の下落のため金融は緩慢であったにもかかわらず、貯蓄の増加、積立金の増大及び剰余金を生み出しており、「出資金ニ対シ一割以上ノ収益」(『和光市史』史料編三 三四一ページ)となっている。

大正四年一月の事業報告によれば、組合員七〇名、貸付金七五三一円、貯金六五八七円余で貸付、貯金とも増大

し、やがて貯蓄が貸付けを超える状況となる。貸付、預金の損益計算は剰余金三〇三円余で、「出資金ニ対シ専制参分弱ノ収益」(前同書 三四七ページ)となった。順調に伸びているのである。

このことは大正一一年の成績にもあらわれており、組合員九三名、出資金四五〇〇円、積立金六〇八円、組合員貯金二万九〇八一円、貸付金二万五三五〇円、郵便・銀行貯金三七〇〇円を有し、貯金主導型の安定経営に移行していたのである。

小作慣行の調査

新倉村信用組合の組合員は、一口一〇円の出資の可能な村びと、つまり中規模以上の経営を行なう人々であった。新倉村は規模も小さく「貧村」と称されるように、組合に加入できない人々も多かった。これらの人々は小作経営をする人々であり、小作層の負担がクローズアップされたのが大正後期の特色である。そのため埼玉県は大正一一年に小作慣行調査を実施している。このときの報告書により和光地域の特色をみておこう。

大正一一年当時の、新倉村の小作契約は口約束によって行なわれ、小作証書が作成されたことはないという。つまり、小作証書による契約の成立は近代的契約関係の成立を意味し、小作人の権利の伸長がその背景をなす。この点、白子村の小作契約は口約束五分、証書作成五分と報告されている。口約束の契約は風俗「醇厚」^{じゆんこう}と称する地主・小作間の対立が表面化しない共同体的な相互関係のうえに成立するものである。そのため地主層を中心とする村落運営が小作契約にまで反映する。

新倉村の小作期間はそのため地主の入用の時までとなっている。小作料は水田一反歩につき玄米一石、畑は地主小作協議による金納であったという。白子村も水田小作料は一石である。両村とも一毛作田であった。この小作料は水田反当り収量を二石と定め、地主五分小作人五分の取り分と定めている。凶作災害の場合、地主小作人協議で小作料

を軽減する場合があります。小作料の詳細も地質により地主小作人協議で決めたと報告されている。

しかし、実際は報告と異り、白子村では小作料増額は地主会議で決められており、地主が決定するものであった。当時の水田当たり収量も北足立郡全体の平均は一石四斗八升六合とも一石五斗四升ともいわれている〔『北足立郡誌』三〇五〜三〇七ページ〕。明治三九年当時の新倉村の一反当たり収量は一石一斗、白子村は一石である。郡平均は一石二斗二升である。「既往十数年前に比較すれば実に反当り三、四斗の増収」(前同書 三〇六ページ)といわれるので、新倉村も一石五斗ほどであろう。

とすれば新倉村の契約上の小作料は六六パーセントの高率となる。この小作料に対し、大正一年までの五か年間の実納小作料は九斗であったと報告されている。つまり実質小作料は六割となる。畑の場合、一反当り上畑は契約上の小作料は二〇円で、実納小作料も二〇円である。麦作では二石八斗の収量があり、三〇円の収量と見積られている。これに甘藷三〇〇貫の収入が加わると合計九〇円の反当収入になったから、小作料は二二・二パーセントの低額で報告されている。

白子村の場合、中畑一反歩の小作料は二〇円で、この生産収額は麦二石五斗、甘藷三〇〇貫の合わせて五八円五〇銭であり、したがって小作料は三四・二パーセントの実納小作料と報告されている。大正一〇年当時の郡平均反当り大麦産額は二石五斗、小麦は一石二斗六升である。甘藷は反当り二七六貫である。新倉村の麦、甘藷の産額は上畑とはいえ過大に見積られていたようである。

米穀検査が小作慣行に及ぼした影響も少なくない。小作料一俵当り乾燥、調製及び俵装に要する費用は、従来一円五〇銭ぐらいであったが、産米検査後は二割増となり一円八〇銭を必要とするようになった。移出米検査の場合にはさらに多く、一円九五銭となっている。これら小作人の負担の増大を、多少とも軽減しながら一層精選させるため小作

奨励米を出している。

大正一一年当時の白子村における小作奨励米麦授受数量協定額をみれば、次のようになっている（表5—87）。甲合格米は一俵につき三升、乙は二升、丙上は一升与えることになっていた。

以上の慣行調査は小作問題がようやく大きくならうとする社会状況を把握するための試みであった。当時の新聞はこの調査の結果につき、次のように伝えている。

埼玉県の小作料は生産額に対し、一毛作田で四割五分ないし五割三分、二毛作田で五割三分より五割五分である。畑は大麦、大豆の収穫に対し平均四割五分ほどであった。他府県に比較し、一毛作田の小作料は高く、畑小作料は金納であるため近年の産物価格の高騰に伴ない三割ないし五割増額の傾向にあるもの、他府県とはほぼ同程度であると述べている。しかし、大正七、八年に比較し最近は農産物価格が下落し、地主の所得を減少させているが、より一層困窮化したのは小作人で、その他の「諸物価が下落せぬため、小作者の家計状態は一層苦境」（『東京日日新聞』大正一一年三月二六日埼玉版）に陥ったという。この物価を主因とする小作争議が多発するが、この頃にはその防止策が種々論ぜられている。

表5—87 白子村小作奨励米給与額

甲	乙	丙上	丙下	不合格	俵装料	備考
三〇合	二〇合	一〇合	八合	〇	一〇銭	縦縄アルモノハ俵装料 一俵 一二銭

本村畑小作ハ金入付ニ付奨励米ハナシ

（大正一一～一三年「訓示内訓親展」）

（一俵につき）

小作争議の発生

小作争議はすでに江戸時代からあり

明治三〇年以後に本格化する。基本的な要求は小作料の軽減にあり、大正期には農事改良の強制や米穀検査制実施による小作人負担の増大に対する反発

も加わってくる。

第一次大戦後、資本主義の発達に伴い遅れた地主制の矛盾が増大し、くわえて労働運動や民本主義（大正デモクラシー）の影響をうけて、小作人の権利要求運動が本格化するのである。それ故大正一〇年以後、争議件数もその参加人員もともに激増する。

北足立郡で小作争議が本格化するのもこの頃からである。埼玉県の調査によれば、大正一〇年七月の上尾町の地主協議会や一月の平方村の小作人組合の発会式の模様が記録されている。この間、九月には鴻巣町、小谷村などで小作料減免要求の争議が発生していた。この年にはこのほか吹上村、蕨町、横曽根村、馬宮村、箕田村でも発生し、一挙に拡大の様相を呈していた。

大正一一年には争議は常光村、鴻巣町のほか片山村、志木町、宗岡村など旧新座郡域でも発生し、一二年には膝折村、大久保村、木崎村、安行村、野田村、大門村に波及した。いずれも小作料軽減の要求である。規模の大きなものは鴻巣町の小作人組合三〇〇名と地主一四名の対立であった。この年一月には白子村大字下新倉でも要求が提出されている。

下新倉は畑作耕地三〇〇町歩、戸数二〇〇戸余の集落である。この下新倉の小作人の借地反別は一人当り最高で二町歩余に達し、その六割は人参を主とし牛蒡、大根など野菜類が作付けされていた。このような状況下で提出された小作料減免の要求は次のようなものであった。

近来、農作物価は一般に下落し、ともに労力の不足が甚だしく、労銀が騰貴しつねに窮迫する小作階級は一層困難な状況に陥っている。しかるに過去の好況時代に地主は一致して小作料を五割引き上げたが、そのまま今日まで顧みるところがない。ことに野菜と大根は今日ほとんど価値なきまでに暴落し、とても市況の回復は望むべくもない。そ

のため同一程度の畑地で反当り一八円より二五円にいたる小作料の差があるのは不公平である故、平均二一円とみなし四割引の一二円六〇銭に軽減せよ、という要求であった。

地主側はこれに対し、大震災後の野菜の暴落は認めながら、それは一時的現象で、時日経過とともに回復することは明らかなので、要求には応ずるべきでないと多くのものが主張した。少数の地主は徒らに要求を拒否すべきではないと主張し、協議の結果、平均二〇円と決定し、小作人に通告している。

これに対し小作人側は、野菜価格の回復といっても将来は不明なので、小作料納期まで現在と同じ状況ならば、一反歩平均一五円に減額すること、また、野菜相場が三割以上下落した場合は、最初の要求どおり一二円六〇銭に軽減することを再要求した。小作人層の要求の背景には価格下落のほか、前年来からの大根を中心とする蔬菜の不作も原因としたらしい。当時の新聞は次のように報じている。

白子方面

大根不作 百本七、八円見当

北足立郡白子村は大根の産地として県下に著名なるが、昨年^に於ける作付は廿五町歩にて、産額は一三万五千貫、沢庵二千五百樽にて、之等は主として東京市内軍隊各工場を始め、茨城県下日立鉾山、其他県下各工場及海外植民地に移出されたるが、本年の産況につきて同郡農会青鹿技師は語る。「本年は長期雨天なりし為め、近年稀なる不作にて従って相場も昨年の百本三円五十銭なりしが、本年は確なる事は不明なるも多分七、八円位ならん」と

(『東京日日新聞』大正一〇年一月二三日埼玉版)

争議発生当時の大正一二年一月二〇日頃の村内の野菜相場は

表5-88 大正13年10月 白子村小作調停委員候補者

	加山 勝治郎	柴崎 頼治郎	田中 幸之助	柳下 幾藏
選出理由	小作側ノ信望アル者	地主小作双方ノ信望アル者	地主小作何レノ側ニモ属セサル純中立者	地主側ノ信望アル者
性行	温厚方正ナリ	温厚方正ナリ	温厚方正ナリ	温厚方正ナリ
経歴	村会議員8年間、現在八伝染病予防委員在任中	現村会議員17年6カ月在任中、現在学務委員在任中	村会議員12年11カ月在任	村会議員17年間就任
資産	畑1町4反歩	田畑1町4反6畝歩	田畑9反歩	田畑10町4反5畝歩
政党派	政友派	政友派	憲政派	憲政派
大地主トノ関係	ナシ	大地主富沢英一ト交際親密ナリ	大地主田中藤四郎ノ親戚ナリ	ナシ
地主及小作人団体	関係ナシ	関係ナシ	関係ナシ	関係ナシ

(大正11~13年「訓示内訓親展」)

人參一束 三〇〇四五銭 一反歩三〇〇〇三五〇束
 牛蒡一貫目 三〇〇三四銭 〃 四〇〇〇六〇〇貫目
 大根一束 三五〇四五銭 〃 四五〇〇〇五五〇束
 であつた。この下新倉の争議は長引いたようであるが、大紛擾おほいごうに發展する恐れはないと報告されていた。結局、どのように結着けつちやくがついたかは明らかでない。和光地域の小作層も時代の波の中で自己を主張しだしたのである。

小作調停委員会の設置 小作争議の全国的な激増に対応して、政府は大正一年七月小作調停法を公布し、一二月に実施した。

この法によれば、小作争議が発生した場合、当事者の申し立てで裁判所が調停を行なう制度を定めたもので、調停の申し立てを受けた裁判所は、通常三名以上の調停委員を選任し、委員会を構成し紛争の調停にあたることになった。すでに大正一年に指令されていた農業委員会の考えが前提となつていた。

北足立郡役所は一三年一〇月、調停委員候補者選定につき各町村長に問い合わせている。調停委員は裁判所長の任命となつていますが、その前に県と打合せて次の方針で選定することを指示していた。第一に調停の成否は委員如何にかかわるので、「地主的色彩ヲ

「帯フル者」(大正一一―一三年「訓示内訓親展」)が多くならぬよう配慮すること、第二に地主側に信望あるものか小作側に信望あるものか、あるいはいはずれにも属さない純中立者か、地主・小作双方に信望あるものかを見きわめ適宜案配すること、第三に候補者の政党関係、職業、経歴を明記すること等を指示している。

白子村ではこの指示にもとづき選定した結果を、一〇月三〇日付をもって報告した。これを表示すれば表5―88のようになる。表示した四名がそのまま調停委員に任命されたか否かは明らかでない。また白子村はじめ和光地域の調停活動がいかなる性格のものであったかも史料がなく判明しない。

全国的な傾向をみれば、調停委員は地主、自作者が多く、しかも調停条項の不履行には強制執行が行なわれなかった、小作人に不利であったといわれている。そのため農民組合や無産政党はこの委員会に反対の態度をとったという。

第三節 東上鉄道の開通

鉄道網の形成

埼玉県における鉄道の形成史は、いうまでもなく東京、いな日本経済と密接な関連をもっている。文明開化の波は、明治五年(一八七二)に東京・横浜間に最初の鉄道を完成させていたが、本格的な敷設が問題となるのは明治一〇年代後半である。

日本の鉄道は富国強兵、殖産興業のスローガンのもとで、欧米の先進資本主義国に追いつくためにも、全国的な鉄道の完成が主張されていた。このような風潮のなかで、明治一四年五月、日本鉄道株式会社が設立され、まず東京・青森間の鉄道敷設が計画された。

その第一区線として東京・高崎間が選定され、その一部をなす上野・熊谷間が開通したのは明治一六年七月であった。第二区線の大宮・宇都宮間の開通は明治一八年七月である。このような、現在の高崎線、東北線の開通を契機に、日本は第一次鉄道企業熱の時期ともいわれる鉄道敷設ラッシュの時代に突入する。

しかし、明治二三年の恐慌により下火となった企業熱は、明治二七年（一八九四）日清戦争をさかいに再び高まり、第二次鉄道熱の時代を迎えるのである。この時期、関東一帯で三六線の敷設が計画されており、いずれも東京を起点として地方と結ぶ放射線形のものであった。多くの計画は複雑な調査や投機の対象としてのもので実現の可能性がなく、埼玉県において当時完成した鉄道は、明治二八年の川越鉄道（国分寺・川越間）、明治三二年の東武鉄道（浅草・足利間）、三四年の上武鉄道（熊谷・秩父間）の三線であった。当時は東京中心の鉄道だけでなく、県内の横断的な鉄道も計画され、ようやく鉄道網の形成が問題になっていたのである。

その後、第三次鉄道熱時代ともいうべき時期は、日露戦争後にやってきた。明治三九年鉄道国有法が制定され、日本鉄道以下一七の私有鉄道が国有化された。明治四三年輕便鉄道法が公布され、地域交通の発展を目的とした鉄道の開業が相次ぐことになった。当時、出願された埼玉県内の鉄道には東上鉄道のほか武蔵野鉄道（池袋・飯能間）、西武輕便電気鉄道（八王子・大宮間）、中央鉄道（川口・忍間）、阪東鉄道（八王子・大間々間）、武総鉄道（岩槻・我孫子間）、北武鉄道（熊谷・羽生間）などがあつた。

川越新線と 毛武鉄道

このような鉄道敷設の推移のなかで、計画線も含めると和光地域に関係するのは第二次の時期からである。第二期鉄道熱時代に川越鉄道の延長線と毛武鉄道が鉄道敷設を計画した。

川越鉄道は明治二二年に開通した甲武鉄道（新宿・立川間）の国分寺駅から東村山、所沢を経て川越に達する鉄道で、開通早々、黒字経営で人間郡経済の発展に寄与していた。これに気をよくした川越商人は一層の利便を考え、旧

川越街道沿いの新線と、川越・千葉県成田間の関東鉄道を計画する。

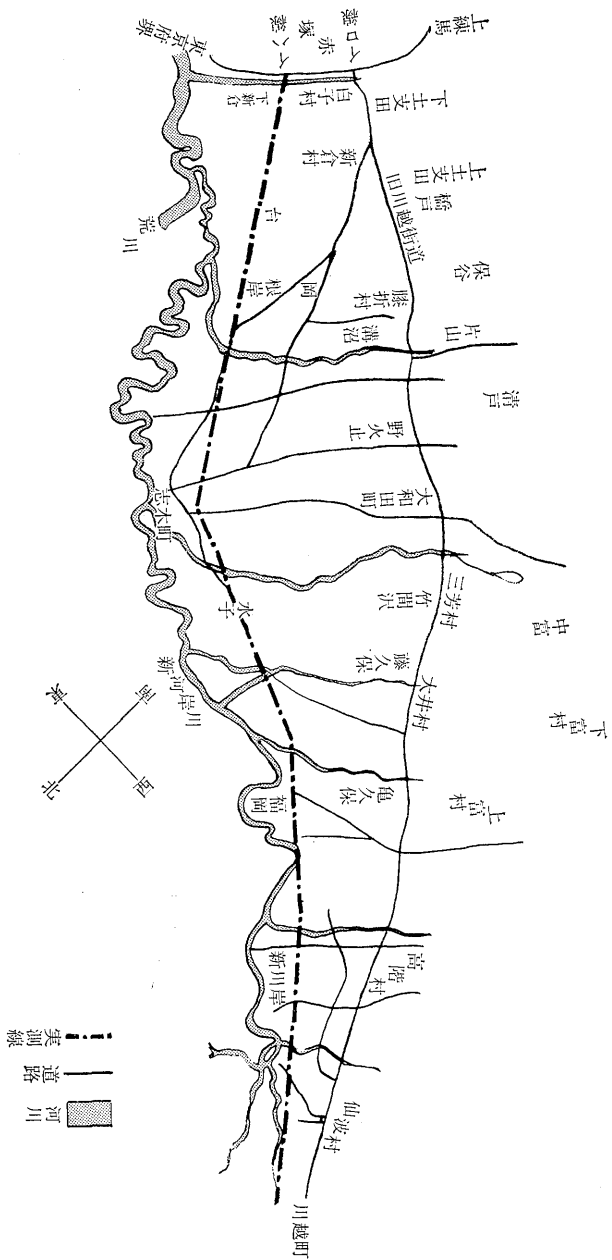


図5-30 毛武鉄道路線計画図

和光地域への新線延長計画は明治二八年一二月に提出されたが、これは県下有数の物産集産地川越と東京の直結をねらったもので、川越線により国分寺經由で迂回するよりも、新倉、白子經由の新線が有利と判断されたからである。この新線は川越・神田万世橋間に敷設を予定したもので、この間二マイルは国分寺經由三五マイルより短く、東京・川越間の最短距離であった。

「川越鉄道延長線目論見書」によれば、一日当たりの往復人員一二〇〇人、貨物二二〇トン、年間収入は一四万円余とされており、年間営業費を差し引いても純益は九万円余、資本金に対し六・四パーセントの利となる予定であった。充分に採算のとれる路線とみられていた。

毛武鉄道は明治二八年八月鉄道敷設を出願し、仮免状を下付された会社である。東京小石川区富坂を起点に、池袋、板橋を經由、白子、大和田、川越に達するもので、さらに栃木県足利に延長するものとした。

この会社が敷設を実現できなかった原因は、地元町村の反対運動にあったと思われる。和光地域の通過路線について、免許交付当時の出願路線と実測路線の二線が示されており、通過各町村への県の意向聴取の際これが問題になっている。会社側の意向は出願後に改正された実測線での敷設であり、これに対し和光地域は反対したのである。その理由は、実測線は荒川沿いを通過し、水田を潰し耕作に不都合なばかりでなく、荒川、新河岸川沿いの湛水場所排水に不便なため、工事が不便なばかりか排水を一層悪くし、米穀の腐朽が心配だ、というのである。

さらに出願路線ならば旧街道沿いで、人家の裏手であるからよいが、実測線は新倉村の村社を破壊し、人家も多く破壊して移住することになり反対する、というのである。この意見は二九年八月に新倉、白子村連名で逓信大臣宛に提出している。結局、毛武鉄道は認可を得ながら地元の協力が得られず失敗した。

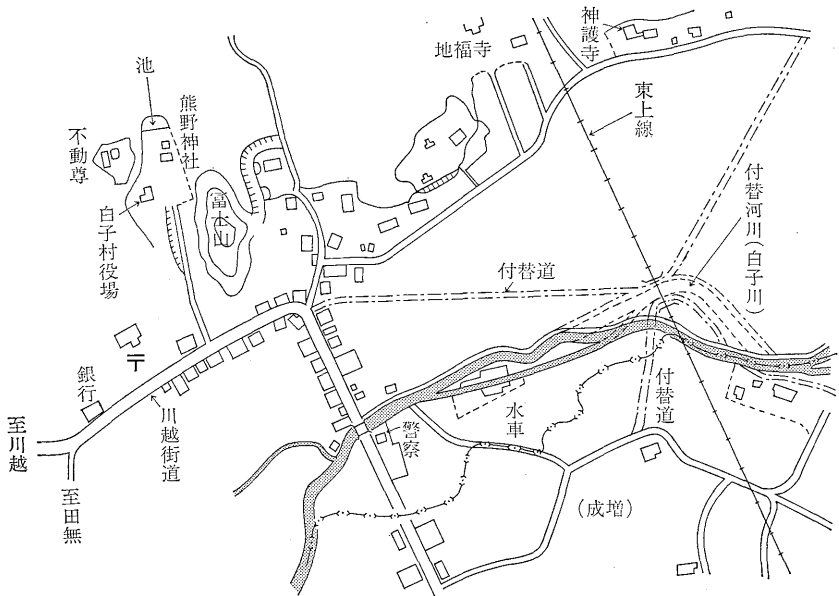


図5-31 東上線敷設・道路および白子川付替工事図(白子宿付近)

東上鉄道の計画

和光地域の鉄道は日露戦争後に急速に実現する。この時期、東上鉄道は都市近郊鉄道の役割を担当するのである。

東上鉄道はすでに明治三六年一二月、会社設立が申請されていた。この東上鉄道の計画線によれば、巢鴨から池袋、練馬、白子、大和田、川越を経由、児玉、藤岡から渋川に至る七四マイルの路線であった。つまり東京と上州とを結ぶところから東上鉄道の名がついたわけである。

東上鉄道の認可は明治四〇年一〇月である。明治四三年に東武鉄道株式会社の社長根津嘉一郎に譲渡され、根津社長のもとで東上鉄道株式会社が発足する。この会社は四四年一月に創立総会を開いており、資本金四五〇万円の会社であった。

東上鉄道は総会后、ただちに路線調査に着手する。四五年には白子村に川溝、道路等に関し設計協定の申し入れを行ない、五月一八日は新倉、白子村で最初の東上鉄道敷設にかかる土地所有者会を地福寺で開いている。こ

の時、東上鉄道と土地売買価格協定をするため、白子村では大字白子より富沢義三郎、並木万次郎、富沢藤五郎、大字下新倉より柳下一造、田中武平、柳下幾藏、柳下平八らを選出し、協定委員とした。

七月一日の地主会では、会社側の示した県道つけ替え工事につき、つけ替えを否定し、現状のまままで隧道工事にする事、道のつけ替え、川幅の拡張、道路の盛土による架橋などを要求することを決定している。地元利害を擁護したのである。同月二六日には新学校（白子小学校新築校舎）に集会し、敷設線路の土地売買の買収価格は、田畑一反当り一三〇円、宅地二〇〇円、山林九〇〜一〇〇円、停車場敷地などの会社提示条件につき意見をかわした。

この結果、耕宅地の売買価格は不相当にして承諾できないとし、協定委員の辞退、解散を申し入れている。この後、態度をやわらげた和光の両村は再び話し合いをもち、下新倉では大字白子の水田と同じように、畑も一反当り二〇〇円で交渉すること、停車場問題は従来どおりとすること、会社との協定のため、委員への委任状の提出は見合わせるなどを決議している。条件を地元側に有利にするようつり上げをはかったのである。

工事の進捗

東上鉄道は大正元年一月一六日本免許状を取得する。これにより和光地域における用地買収交渉は一層進展した。同月二八日にとりかわした契約証によれば、「田畑共一反歩金壱百貳拾円ノ割合」となっている。この反当り一二〇円は白子村の提案した二〇〇円に遠くおよばないばかりか、会社側の当初の提示金額をも下まわっている。この理由は定かではない。

土地買収と同時に、和光地域への停車場設置が大きな問題となっている。一二月六日、新小学校（白子小学校）に白子村の有志三三名が集会し、停車場問題委員を選出している。富沢権次郎、富沢義三郎、柴崎頼次郎ら一〇名が選ばれている。彼らは一日に集会し、次のような覚書を作成する。

- (1) 停車場の位置は地福寺前の土地のほか、合わせて二か所を提供する。

表5-89 東上鉄道用地買収と地上物補償額

地主名	土地面積(坪)	地代金(円)	地上物代金(円)
田中直次郎	819	143.33	17.14
柳下すい	3,713	728.66	48.44
田中武平	1,409	284.66	26.00
山田安居太郎	519	112.66	0.605
田中文左エ門	13	4.33	0.42
田中徳左エ門	221	52.00	
富沢勝三郎	9	6.00	
田中校平	705	204.00	10.815
吉田団藏	1,122	234.66	14.54
柳下平八	1,328	278.67	26.64
吉田清次郎	807	164.66	15.79
吉田文吉	413	88.66	8.15
石田伝次郎	700	140.00	14.34
深井忠藏	1	0.66	0.18
石田伝八	1,424	296.00	30.245
有山鎌吉	424	96.00	9.36
田中惣吉	427	98.00	9.04
田中庫三	520	113.33	10.88
柳下幾藏	523	116.00	10.38
柴崎もん	214	49.33	
永井婦由	516	52.67	
富沢義三郎	2,409	482.67	
柳下一造	3,715	754.67	70.80
田中忠藏	213	52.00	4.20
田中幸太郎	17	12.67	1.80
観音堂	815	170.00	15.78
地の福寺			79.725
その他			7.08
合計	坪 22,996 (7町6反6畝16歩)	円 4,736.28	円 432.35

(明治45年「東上鉄道関係書類」)

- (2) 土地買上代は一反歩当り二〇〇円と定め、地主の承諾を求めること。
 - (3) 土地買上代金は一〇〇〇円を予定する。
 - (4) 停車場位置が大字白子になった場合は、一〇〇〇円のうち五〇〇円は大字白子で負担すること。
 - (5) 停車場が下新倉にきまった場合は、下新倉で六〇〇円を負担すること。
- 等を決定する。出京委員もきめられ、この問題が一任されたが、ついに実現にいたらなかった。

大正二年には買収地の登記とともに、その地上物の補償が問題となり、作物、立木の補償額が決定されている。東上鉄道用地及び地上物補償について表示すれば、表5—89のようになる。買収地主は合わせて二六人、地上物補償者は二七人である。買収地は白子村大字下新倉字古美山、谷戸、谷戸島、庚塚、中丸などで合計二万二九六坪、つまり七町六反六畝一六歩であった。この買上金額は四七三六円余、畑地が多く、そのほか山林、水田もあったが平均すれば一坪当り二〇銭六厘、反当り六一円余になっている。そのほか地福寺、柴崎作太郎、柴崎もん、大川勢以、柴崎正平、久保太蔵などの所有地も買収されたらしい。それらは宿峽しゆくはけ、滝河原、宮ノ前、寺ノ前などの土地であった。

新倉村の用地買収がどのように行なわれたかは明らかでない。関係地主は本橋左門、上原斧吉、並木仲右衛門、富岡銀藏、上原佐吉、金子孫四郎、富岡栄吉、富岡きせ、富岡岩蔵、富岡初五郎、増田徳四郎、桜井文蔵、富岡はな、杉村甚兵衛、田中新八、萩原茂兵衛の一六名が判明する。ただし、反別や補償金などは明らかでない。

白子村は用地登記と補償がすむと、実際の工事にはいるための交渉が行なわれることになった。工事施工による土管理設が、水行妨害を起さぬよう排水に留意すべく要求するものもこの時期である。白子川つけ替え工事に対しても石柵の水行妨害に懸念を表明しており、工事が地元利害を犯さぬよう警告していた。会社側と地元との調停が終わると、いよいよ工事に着手される。同年一月二日付け国民新聞によれば、工事につき次のように伝えていた。

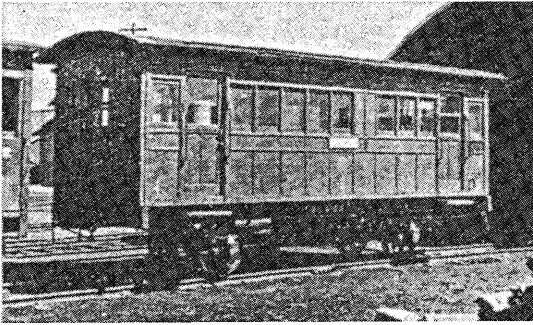


写真5-58 開通時の東上線客車
〔東武鉄道六十五年史〕

五月一日
 ◎東京川越間近道
 ◎池袋にて電車と連絡最もよし
池袋川越間汽車開通
 ◎開業の日より一週
 ◎切符請求の期
 ◎初乗車
 ◎東上線川越町
 ◎町下段駅
 東上鉄道社会

図5-32 開通当日の新聞広告

東上鉄道起工期

竣工は明春三月下旬

池袋を起点とし、板橋、白子、新倉、志木、膝折を経て、川越に達する東上鉄道は、目下専ら起工の

準備中に在り。而して其中第一、第二工区十二哩間の工事は請負ひたる遠藤組にては、去る二十九日より土地の実地踏査を始め、三十日には事務所を設置し、引き続き工事に取リかからんとしつゝあり、右工事は明春四月中竣工の予定なれど、遠藤組にては三月中に竣工せしめん意気込みにて、之に使役する人夫の如きも、一日千五百人以上を雇ひ、竣工迄に延人員二十二万五千人余を使役すべしと。

東上線の開通

東上線が開通したのは大正三年（一九一四）五月一日であつた。当初の開通区間は池袋・田面沢間三三・五キロであ

る。この間、停車場は七駅おかれたが、ついに和光地域には駅がつくられず、東京方面では成増駅、川越方面は膝折駅へ出なければならなかつた。

最初の列車時刻表をみれば、次のようになってゐる。上り下りとも午前四本、午後五本、あわせて九往復である。間もなく八往復に減便となつた。当初は蒸気機関車が、二両の客車と貨車の連結で走つたものらしい。

表5-90 東上線汽車時刻表(大正三年五月一日)

上り方面 行車時刻表							駅名 列車番号
田面沢駅	川越町駅	上福岡駅	鶴瀬駅	志木駅	膝折駅	成増駅	
五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	午
二四	二八	三三	四二	五〇	五九	六八	
二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	前
一四	一八	二三	三二	四〇	四九	五八	
一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	午
〇一	〇五	一〇	一九	二七	三六	四五	
六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	後
一〇	一四	一九	二八	三六	四五	五四	

下り方面 行車時刻表							駅名 列車番号
池袋駅	下板橋駅	成増駅	膝折駅	志木駅	鶴瀬駅	上福岡駅	
五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	五・七・九	午
二〇	二四	二九	三八	四六	五五	六四	
二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	二・二	前
一〇	一四	一九	二八	三六	四五	五四	
一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	午
〇一	〇五	一〇	一九	二七	三六	四五	
六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	後
一〇	一四	一九	二八	三六	四五	五四	

その蒸気機関車は鉄道省から三両、高野登山鉄道から二両購入された五両が使用された。客車は高野登山鉄道から購入された一三両が、貨車三五両とともに使用されている。

運賃は特等と並等の二等制で、その賃金は一マイル当り二銭、特等は五割増であった。大正七年四月当時の運賃は、並等で池袋・成増間は一三銭であり、成増・膝折間は五銭であった。

東上線の開通を、和光地域の人々ほどのように迎えたのであろうか。地福寺住職は日記に、「本日より東上鉄道愈開通、旅客満載、景気よし」と記している。開通当日は利用客で賑わい、将来の成功を暗示するかのようであった。住職自身、早速乗車し職務のために往返しているのである。また、当時の白子小学校教員高橋浜太郎は、鉄道開通と娯楽の関係を、次のように述べている。

大正三年に東上鉄道が開通したけれど、小さな蒸気機関車が一、二輛の荷客混成車を曳いて、一日数回、池袋・川越間を往復したのである。成増駅から汽車に乗って、東京へ行くようになったので大喜びであった。但し、芝宮からは以前より蕨駅まで歩けば、上野駅迄汽車で行けたので、余程便利であったが、当時は今の様にラジオやテレビなどは元より映画もなく、旧式の活動写真や幻灯位はあったが、それも容易に見られない。農村青年の慰安としては五節句や、祭礼の神楽か村芝居位のものであった。囲碁、将棋、俳句等は高級娯楽の方で、一般諸民は賭事に興味を持つ者が多かった。

彼は開通により、従来の芝宮河岸經由で、蕨駅から東京に出るコースより非常に便利になったことを述べている。娯楽もやがて都会化することを予想しているのである。事実、東上線の開通は和光地域に徐々に東京風の生活様式を持ちこむのである。

表 刻時車發車汽道鐵上東
正改日一月四年七正太

(西方東京東) 行 袋 池 上 下										(下方越川) 行 町 戸 坂 下									
池袋	下池袋	上池袋	成増	藤原	池袋	上池袋	新河原	川崎	坂戸	坂戸	川崎	新河原	上池袋	藤原	成増	下池袋	池袋		
2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20
...

川越方面行ノ近路
東上線延 池袋用越町間 十九哩五分
同上經由 新宿用越町間 二十二哩五分
川越線經由 高尾用越町間 三十一哩六分

御注意
川越行車票切符券類ノハ 池袋線池袋駅ヲ以テ起點トシ 川越線川越駅ヲ以テ終點トシ 同線出陣ノ入

写真5-59 東上鉄道時刻表 (大正7年4月)

開通その後

東上線の大正八年当時の営業状況をみれば、機関車五両、客車一六両、貨車五〇両を有し、総輸送量は旅客七六万四八七八人、貨物一二万八五八八トン、つまり一日当り二〇九五五人余、三五二トン余を運送し、営業収入は六五八円余であった。これだけの収入をあげるための営業費は一四万円余、つまり一日当り四〇五円程であったから、これを差し引いても益金は建設費の四分九厘に相当した。株式配当は、上半期三分九厘、下半期五分であった。

東上鉄道が敷設当初、株式募集において配当額をどのくらいに見込んだかは現在のところ明らかでない。前に述べた川越鉄道延長線の場合、六分四厘と見込まれており、旅客、貨物の輸送量は倍増しながらも利益率でこれを下回っている。とはいえ、一応、堅実な営業成績であったとみられる。

もっとも当時は、第一次大戦の影響で物価は高騰し、東武、東上鉄道ともに営業費を増加しており、そ

のため合併が計画されていた。営業上の経費節減と車両の運用、諸設備の改善等をはかるため、大正九年四月七日合併となった。これにともない、当時の開業線池袋・坂戸間四〇・六キロは、開業予定線坂戸・高崎間六二・八キロの権利とともに、東武鉄道株式会社に吸収されたのである。

当時は電灯会社が設立され、各家への電灯が普及するとともに、電気鉄道の開通もはじまっていた。川越・大宮間の川越電気鉄道は明治四〇年に開業し、チンチン電車を走らせていたが、この傾向はやがて鉄道の電化問題として、大正後期の時流となっていた。大震災後の東京近郊化の促進も拍車となっている。

だが、東上線はこの動向に遅れていた。高橋浜太郎は書いている。「震災以後、東京は着々復興し郊外も急速に発展したが、東上線の沿線だけは誠に振わない。これが早く電化していたならば目覚ましいことであったと思われる」と。この間の事情を、白子小学校内発行『焦点』第五号に、次のように書かれている。昭和二年六月発行号である。

過日の新聞に依れば、根津社長は（中略）、電化問題を議したといふ。これまで会社はあまりに手強い要求を出したに対して、沿道関係町村はこゝに連絡をとり、西武線への利用を喧伝し、又種々な方策に依り、東上線の余儀なき電化促進の運動を表した。其後東上線は発車回数を増加し、値下げを断行したに拘らず、依然として二割以上の乗客の減少を見つゝある。成増方面では池袋乗合自動車会社に回数の増発と、値下げを断行し、東上線の客足を自動車に吸収せんと努力して居るといふ。実際に於て東上線の賃金は、自動車賃金に依るものであり、且つ不便を極め、且つ非文化的である。

と述べている。東上線電化促進は沿道町村の悲願であり、「非文化的な疲れ車」で高い運賃をとる会社に対し、自動車を利用したボイコット運動を展開していたこともわかる。電化実現により「我々の時代が来た」と考え、「一年ならずして四、五倍の人口を加へる」と予測し、地域の発展を期待したのである。この東上線は昭和四年一〇月に、池

袋・川越間の電化が完成する。

第四節 教育の進展

大正期教育の特色

日本の近代は、その起点となった明治維新をみちびいた二つの思潮によって織りなされている。一つは開国進取の進歩主義思想であり、もう一つは尊王回天の復古主義思想である。維新に大きな影響を与えたこれら二つの思想は、そのまま近代日本の教育思想の形成に大きな役割を果たすことになった。前者は自由主義教育、後者は国家主義教育としてである。

明治前期、文明開化による自由民権の思想は欧米の近代思想を吸収し自由主義的性格をもち、進歩主義思想が時代の大勢となり教育面にも影響を与えている。明治一〇年代後半からは社会的に保守化がすすみ、教育上でも国家主義的性格が強まって日清、日露戦争を迎えるのである。明治二三年（一八九〇）一〇月発布の教育勅語とその後の御真影の各校への配布は、当時の教育を物語る象徴的な出来事であった。それまでのアメリカ教育思想にかわって、ドイツ教育思想が導入され、国家主義教育学が全盛となるのである。

日露戦争後は大正期にかけて、民本主義とよばれる日本的デモクラシーの運動が展開され、再び自由主義思想が大きな影響をもつ時代となった。教育上でも自然主義教育が提唱され、大正期の新教育運動につらなっていく。デュイヤー・エレン・ケイの教育学説が紹介され、生活体験に基礎をおく経験主義の教育の考え方や児童中心の考え方が大きな影響を与えている。つまり、大正期の教育思想は、教育の実際を教師中心から児童中心へ、注入教育から自発学習へ、一斉教授から個別学習の方向が重視され、郷土教育、全人教育、自由教育が主張される。

しかし、大正中期以降には国家公民の育成が叫ばれるようになり、国民教育思想の形成が、「思想善導」の名のもとに行政上の重要な課題となり、やがて昭和期の国家主義教育へと推移する。この節でとり扱う日露戦争後から大正期の教育は、その意味で自由主義教育の出現と、再び国家主義教育への展開がみられる時期であった。

この時期、村落を中心に教育をみれば、小学校の義務教育年限が、それまでの四年から六年に延長され、卒業後の補習教育や青年層の夜学が開設されている。小学校に唱歌科のほか裁縫科、農業科が開設され、日本資本主義の確立により技術程度の高まりと、これを取り扱う知識の向上が要請され、教育期間の延長や実業教育が行なわれるのである。他方では女子教育や中等教育の拡充、高等教育機関としての大学の設立も多くなる。

しかし、これも政府が思うようには進捗せず、大正中期以降、各町村に実業補習学校の設立を勧奨して実現するが、これはやがて公民学校を経て青年訓練所の設立にいたっている。総じて社会の複雑化に対応した教育の高度化、義務的教育期の延長が行なわれる時期であり、それに応じた財政上の、また個人的負担を増す時代でもあった。

大正前期の白子校

和光地域における明治末期から大正期にかけての教育は、その推移過程は学校沿革誌に明らかである。さいわい白子尋常高等小学校の沿革誌が残されているので、これを手がかりに当時の様子をみておこう。

明治四三年	三月 一日	展覧会開催（二日間）	五月一〇日	猩紅熱発生、校医出張健康診	
	四月二一日	長谷川藤之助校医囑託	九月二六日	郡視学上村英夫巡視	
	四月三〇日	巡回文庫開函	一一月二四日	幻灯会実施、新倉校職員来校	
	五月 五日	分教場落成、開校式挙行	一二月一二日	青年補習夜学開催（三か月間）	
	五月 七日	郡視学上村英夫巡視	明治四五年	二月 一日	展覧会開催（二日間）

- | | | | |
|-------------|---------------------------|--------|--------------------------------|
| 二月 五日 | 巡回文庫開函 | 一〇月二日 | 郡視学小川与之助巡視 |
| 三月一五日 | 郡視学上村英夫巡視 | 一〇月二七日 | 郡視学石田林蔵巡視 |
| 七月三〇日 | 天皇崩御、遙拜式挙行 | 十一月二六日 | 壮丁教育開始（一〇日間） |
| 九月二七日 | 郡視学上村英夫巡視 | 一月 一日 | 促成栽培指導に県農事試験場
技手来校 |
| 十一月 五日 | 巡回文庫開函 | 二月一五日 | 展覧会開催（二日間） |
| 十一月二九日 | 高等科男子、所沢親兵式見物 | 四月二七日 | 児童身体検査実施 |
| 大正 三年 二月 二日 | 展覧会開催（二日間） | 五月一三日 | 尋常科四年以上六一名、江ノ
島、鎌倉旅行 |
| 二月二〇日 | 通俗講話会開催（郡主催） | 九月二二日 | 郡視学向後栄太郎巡視 |
| 四月一三日 | 皇太后崩御、懿徳講話会開く | 十一月 三日 | 立太子礼につき町村、軍人会
合同儀式 |
| 五月一八日 | 尋常五、六年五〇名、東京大
正博覧会見学旅行 | 十一月 七日 | 尋常科二、三、四年六二名東
京旅行、婦人子供博覧会見学 |
| 六月 九日 | 郡長早川光蔵巡視 | 十一月二五日 | 軟化栽培につき県技手来校 |
| 九月二〇日 | 宣戦奉告祭につき全校鎮守参
拜 | | |

沿革誌によれば、郡視学が郡書記、郡長が県視学とともにほぼ定期的に来校し、校務を監視していることがわかる。この県視学は明治三〇年、郡視学は北足立郡では三一年に設置されたが、彼らは知事、郡長を中心とする政治行政の補助機関として生み出されたもので、官治行政の下請け機関であった。彼らは各校を巡回することによって行政上の要請をふまえて、教育全般につき訓示、指示、協議などを行ない、教育改善の実をあげようとした。沿革誌によれば、白子尋常高等小学校へは明治三九年から来校が記されている。

この時期の郡視字による白子校への指示事項をみれば、①郷土に関する観念を養成すること、②国語の読み方の発声を矯正すること、③教材及び教授法を研究すること、④教育会や青年会の利用、⑤校舎の清潔法などが注意されている。

教育を行政的要請に応じさせるこの組織は、必然的に国家行事の遵守を監視することになる。日露戦争の勝利によって国家意識も高揚し、鎮守への全校児童の参拝が行なわれたり、天皇崩御遙拜式、出征兵士の送迎、戦死者の墓参、宣戦奉告祭への参加、大嘗会の村社参拝などが頻繁に行なわれるようになったのがこの時期の特色であった。

これと関連し、国民思想の善導や教化的な統制のねらいで社会教育が盛んとなり、通俗教育とも称されて学校教育と密接な関連をもった。その方法は通俗平易なる図書をもって行なうこととし、通俗講話会のほか図書館の開設が奨励された。埼玉県では明治四二年九月に通俗巡回文庫規程ができ、大正三年まで継続したが、学校沿革誌によれば明治四三年から大正四年まで巡回文庫開函が記されている。

明治四三年の巡回文庫報告によれば、白子村では合計三五二人（男二六四人、女八八人）が利用しており、もっとも閲覧の多かった本は『少年世界読本』、『二宮翁逸話』、『武士道実話』、『忠孝血涙譚』などの修養に関するものほか、『裁縫指南』、『料理手引草』、『養蚕編』などの実用書であったという。当時の世相を反映し、儒教的性格をもった本が多かったようである。白子村では文庫到着と同時に青年部総会を開き、文庫の閲覧を勧誘している。

社会教育はこのほか青年補習教育として展開されたのもこの時期の特色である。白子村では明治三八年より夜学として開始され、大正一〇年まで続いたようである。修身、国語、算術が小学校教員の兼任で教えられている。このほか壮丁教育も大正期をつうじ継続されていた。

学校教育では運動会が盛んとなり、白子小学校では三八年に運動場が拡張され、三九年に生徒大運動会が開かれて

いる。その後、大正二年にも開かれた。これに対し、白子尋常高等小学校独自の展覧会は明治四一年より定期化し、児童と教員の作品が展示された。修学旅行も毎年行なわれるようになり、博覧会見物から江ノ島、鎌倉など遠隔地に行くようになっていた。白子村が農村地帯にあったため、明治三七年四月に高等科に農業科を加設していたが、害虫駆除の勤勞奉仕や農事試験場の技手の来校による促成栽培の指導が行なわれている。新倉村でも四四年に農業科を開設し、蔬菜促成栽培の実習を行なっている。

大正後期の白子校

大正後期になると、県視学や郡視学の来校は回数が減り、かわって各校間の研究授業が盛んになる。学校沿革誌で当時の状況をみれば、

大正 七年 二月一六日 児童学芸会施行

九月二三日 膝折部内青年団連合運動会挙

三月 一日 青年団発会式举行

十一月一〇日 郡視学佐久間得三来校

三月一三日 体操器械据付

十二月一七日 職員室、使丁室に電灯つく

四月二〇日 貧窮児童父兄一八名に学用品

大正一一年 三月一七日 郡視学佐久間得三巡視

五月三一日 児童九九名、横須賀軍港見学

五月二九日 尋常科四年以上一一〇名千葉

一〇月一八日 マラソン競争施行(本校・牛

六月二五日 新校舎へ移転

一二月 五日 郡視学佐久間得三巡視

一〇月一〇日 落成式举行

一二月 六日 青年夜学開始

大正一四年 二月二八日 郡視学坂口福作視察

大正 九年 二月一〇日 十二指腸虫病検査実施

三月二五日 日光へ修学旅行

六月 七日 尋常科六年以上一二〇名横須

五月 五日 尋常科一、二、三年児童一七

賀港見学

六名石神井公園遠足

五月 七日 尋常科四年以上一八一名江ノ

鳥鎌倉旅行

五月一〇日 天皇結婚満二五年奉祝式挙行

右に記していないが、大正七年に読み方研究授業が白子校で開かれたほか、各教員が研究授業のため他校に出張する機会が多くなっている。農業教育のみならず女子教育、体操教育、理科教育の指導も頻繁になる。

この時期、白子小学校に残された郡視学の視察簿によれば、大正五年は、①旧校舎不完備につき至急改築すること、②各教室に教壇を設けること、③黒板の塗り替えをすること、④職員会を定期に開き諸問題を検討すること、⑤各教科とも郷土教育の研究をなすこと等が指示されている。校舎改築は工事が開始された大正九年まで毎年指摘されており、実業補習科の設置、農業教育の工夫も指示されていた。大正一二年には白子校の郷土教育は「良好」と評価されるまでになっていた。

一方、この時期には体位向上との関連で体操教育も目ざましく、県主催の体操講習会への出席や体操器械の据えつけ、器械体操場の設置も行なわれた。連合大運動会も開かれている。体位向上とともに身体検査による児童衛生に注意されたのもこの時期の特色である。すでに明治末期に学校医を設定し、病氣流行に際してはその検診をおおいでいた。大正期にはこれが定期化する。白子校の身体検査の推移をみれば、毎年トラホーム患者が多く、四、五〇名から多い時には九四名（大正一一年）に達している。このため毎年家庭の清潔法が指導されていた。新倉村の状況は不明であるが、大正一五年当時は児童の疾病はないと報告されている。

この時期はまた校舎及び学内設備ともに整備される時期であった。大正九年四月には白子校に学校文庫が設置され、図書室の前身が整えられる。図書は二五〇冊で修養、文芸、実業、芸術に関するものが主で、児童のみばかりでなく青年層への貸し出しも行なわれていた。以上のような整備が進みながら、なおかつ不足するところも多かったらしい。大正一〇年における北足立郡内の学校設備状況調査によれば、新倉、白子校とも中位以上の校名にランクされ

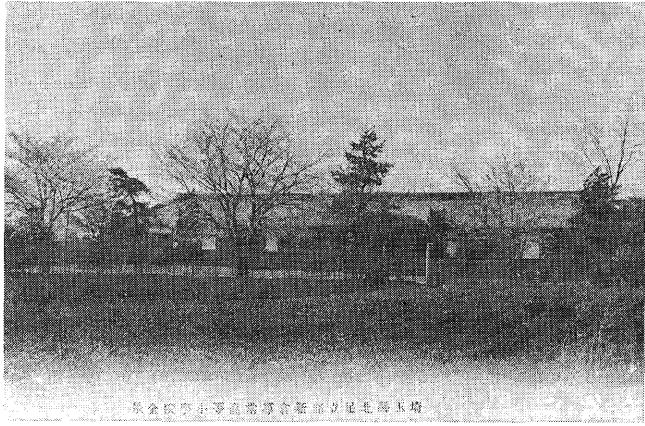


写真5-60 新倉尋常高等小学校

ていない。校舎ばかりでなく教具、教員住宅、農業実習地、清潔法など郡下でも下位校であつたらしい。とはいえ、大正一年には白子校も改築されるのである。

新倉校と高等科

このような設備改善の要求は、児童数の増加にと
もなう教場及び教具の充実という要請が背景にあ
つたことはいうまでもない。児童数の増加状況については後に述べる
が、増加する原因についてみておこう。

増加の原因は二つある。一つは就学率の上昇である。六歳の学齡に
達した児童で、当初は就学していない者が多かったが、県や郡役所の
たび重なる勸奨や、社会的な知識欲の膨張によって、子守や奉公に出
ていた者の就学もふえ、明治二〇年代には就学率も上昇する。白子村
では、明治三二年には就学率は七五パーセント（男九〇パーセント、
女六〇パーセント）に達し、これが三四年には八二パーセント、三五
年に九九パーセントに達するのである。つまり、日露戦争直前には学
齡到達の者は全員就学したことになる。このような傾向は白子村に限

らず、全国的な状況であった。

他の一つは補習科、高等科の小学校への併設である。義務教育四年終了後、二年前後の教育が各尋常小学校に設け
るよう勸奨され、これに学ぶ児童もふえ、明治四一年の義務教育年限の六年への延長に結果するのである。

ところで、和光地域におけるこの過程はどのようになっていたであろうか。すでに前章でも触れているが、尋常小学校に補習科が付設されるのは明治二三年の小学校令によってであり、埼玉県では二五年から三〇年代前半にかけて併設するところが増大し、その後は高等科に衣替えする尋常小学校が多かった。東輝尋常小学校に補習科が設置されるのは明治二五年六月で、これが高等科に移行するのは二七年五月である。いずれも埼玉県下では早い時期であった。これ以後、東輝尋常高等小学校となり、義務教育年限が延長となる四一年に白子尋常高等小学校と改称する。

新倉尋常小学校に補習科がおかれた時期は不明であるが、この補習科は明治三九年五月に廃止された。同月をもって二年期間の高等科が付設されている。この移行は白子校と異なり県内では遅い方であった。当時、新倉村は小学校新築に全力を傾けており、三六年一月にようやく新校舎が設立されたばかりであり、建築費捻出に努力していたことから、経費の増大する高等科付設を延ばしていたものと思われる。

補習科廃止の申請書によれば、村会決議による高等科付設のための廃止としているが、この移行に県の強い要請があったことはいうまでもない。新倉村では補習科の在学児童を、一年生修了者を高等科一年に、二年修業のものを高等科二年に編入することにした。



写真5-61 新倉小学校尋常科卒業生(大正2年)



写真5-62 膝折支会競技会白子小学校参加者(大正13年)

当時の新倉尋常小学校は尋常科四年が三学級に編成され、第一学年は四名で一クラス、第二学年は三七名で一クラス、第三、四学年は六五名で一クラスであった。男子七八名、女子六九名、合わせて一四七名が在学していた。もちろん就学率は一〇〇パーセントに近い。

高等科併設の場合、見込数は第一学年三二名、第二学年は三八名で、合わせて七〇名(男四七名、女二三名)は、尋常科の一学年ほぼ全員が進学するものと予定されているのである。この高等科併設によって、教員給をはじめその他の諸費は合計一〇四七円の支出増と見積られている。このほか五〇組の生徒用机、腰掛をはじめ教科書、地図、諸標本、地球儀、諸道具などが予定されている。これらは従来の小学校の備品のほかに、半数以上は新たに購入されたものであり、児童数の増加は設備備品及び教育費の増大と関連していた。

児童と訓導 高等科付設にともなう児童数の増加はその後、どのように推移したであろうか。日露戦争後は就学率一〇〇パーセン

トに達し、常設化した高等科児童の教育機会を一層広める時期に際会した

のである。

明治四一年、義務教育年限が六年に延長になった。あわせて青年補習教育が小学校に併設されたのがこの時期である。日露戦争後から大正期をつうじてこの白子尋常高等小学校の児童数の推移をみれば表5-91のようになる。東輝尋

表5-91 白子尋常高等小学校在学児童の推移

	尋常科(男・女)	高等科(男・女)	合計(男・女)
	人	人	人
明治 36年	292 (141・151)	84 (59・23)	376 (200・176)
37年	277 (129・148)	92 (61・31)	369 (192・179)
38年	271 (136・135)	95 (54・41)	366 (190・176)
39年	279 (142・137)	106 (58・48)	385 (200・185)
40年	260 (141・119)	120 (69・51)	380 (210・170)
41年	337 (187・150)	38 (21・17)	375 (208・167)
42年	331 (187・144)	32 (21・11)	365 (208・155)
43年	312 (172・140)	38 (25・13)	350 (197・153)
44年	326 (181・145)	33 (22・11)	359 (203・156)
45年	303 (167・136)	44 (25・19)	347 (192・155)
大正 2年	295 (163・132)	47 (34・13)	342 (197・145)
3年	308 (174・134)	39 (27・12)	347 (201・146)
4年	309 (168・141)	45 (33・12)	354 (201・153)
5年	334 (178・156)	48 (30・18)	377 (208・169)
6年	341 (178・163)	49 (34・15)	390 (212・178)
7年	379 (193・186)	51 (37・14)	430 (230・200)
8年	395 (196・199)	42 (31・11)	437 (227・210)
9年	407 (194・213)	59 (39・20)	466 (233・233)
10年	445 (219・226)	64 (38・26)	509 (257・252)
11年	451 (217・234)	63 (31・32)	514 (248・266)
12年	460 (224・236)	68 (40・28)	528 (264・264)
13年	470 (239・231)	83 (46・37)	553 (285・268)
14年	479 (253・226)	85 (49・36)	564 (302・262)

〔学校沿革誌〕

表5-92 新倉尋常高等小学校の児童

	尋常科(男・女)	高等科(男・女)	合計(男・女)
	人	人	人
明治 43年	218 (112・106)	16 (10・6)	234 (122・112)
44年	223 (112・111)	19 (16・3)	242 (128・114)
45年	216 (109・107)	31 (24・7)	247 (133・114)
大正 2年	224 (110・114)	33 (27・6)	257 (137・120)
3年	235 (116・119)	32 (26・6)	267 (142・125)
4年	229 (108・121)	29 (26・3)	258 (134・124)

(大正4年「新倉村勢要覧」)

常小学校に高等科が設置されて以来、尋常高等小学校として、尋常科四年卒業後に進学が行なわれている。当初、尋常科三学級、高等科一学級の四学級であったものが、日露戦争後は義務教育年限の延長により七学級となっており、児童数は明治二二年当時一二七人であったものが、三六年には三七六人に増加している。

表5-92によれば、明治四〇年まで高等科への進学者もふえており、四一年の義務教育年限の延長は、このような知的欲求の増大に対応して実施されていたのである。明治四一年より高等科一、二年は尋常科五、六年となり、なおかつ旧来の高等科三、四年が新制度の高等科一、二年になった。白子村の場合、高等科に三、四年生が在学していたために、新制下の高等科へ移行してきたのであるが、新倉村のように、旧来の高等科が二年制の場合、それは尋常科五、六年に編成され、新制の高等科は新たに募集されねばならなかった。

白子尋常高等小学校はこの高等科児童は、当初三八名であったものが大正期をつうじ、一四年には八五名に増加する。尋常科は明治四一年当時の三三七名は大正七年を契機に増加し、一四年には四七九名に達し、高等科と合わせて五六四名の在学生となった。毎年の入学児童も、当初の五〇名より八〇名余に増している。

このような児童数の増加は、当然に学級数や教員数にも関係をもつてく

る。教員は免許状を必要とし、文部省発行の全国有効な普通免許状と、県知事の授与する埼玉県限りに有効な府県免許状を有するものがあつた。府県免許状は師範学校の卒業生か教員検定試験に合格したものである。これを正教員とし訓導と称した。この訓導は給与上で一〇等に区分され、上位三等が校長、以下がヒラ訓導であつた。男女教員に給与上も差がついている。

正教員のほか准教員の制度もつくられ、また北足立郡では明治三四年に代用教員規程も定められている。代用教員は無資格者で、したがって給与も少ない。しかし就学率が上昇し学級数がふえると、著しい教員不足がおこり、これら代用教員に依存する場合が多くなつた。俸給の増加にともない町村財政の負担も多くなり、やむをえず給与の低い代用教員ですませる町村も多く、教員数と児童数の相関は、町村財政の負担力の反映でもあつた。

白子尋常高等小学校の教員数は、明治二〇年代は訓導安田権次郎のほか三人ないし四人の雇教員（無資格）で担当され、二八年に安田が校長となるにおよんで一、二名の訓導と雇教員が担当する体制となつた。訓導中心の学校運営は三六年から行なわれ、教員数も七人となる。この人数は大正期をつうじ変化していない。つまり、義務教育年限が延長され新校舎ができて教員は増加せず、児童数の増加する大正中期には、教育環境は悪化しつつあつたと思われる。

大正一〇年代、各地で校舎増築、学科増設、実業補習学校の併設などで教員不足が叫ばれていた。これは給与水準の低さにも原因があつたことは後述する。

白子校の改築

以上述べた在学児童の増加は、教員不足をまねくとともに教場をも狭隘化した。前にも述べたように、白子村は郡視学により大正前期は毎年、校舎改築を要求されていた。白子尋常高等小学校の校舎の変化を沿革誌にみれば、明治一九年に元氷川神社地二反一畝一四歩に最初に建築されている。三三年にはそれに

隣接した土地二反七畝歩余が柳下織右衛門から寄付され、校地に組み込まれている。

義務教育年限の延長になった明治四二年、旧校舎が狭隘のため、あき字寺の上に新校舎を増築した。この校地は地福寺より購入した五反六畝歩余の土地で、これに建坪七八坪（うち教室六三坪）の一字形の校舎一棟が建てられた。当時の建築費は二七四四円余であった。

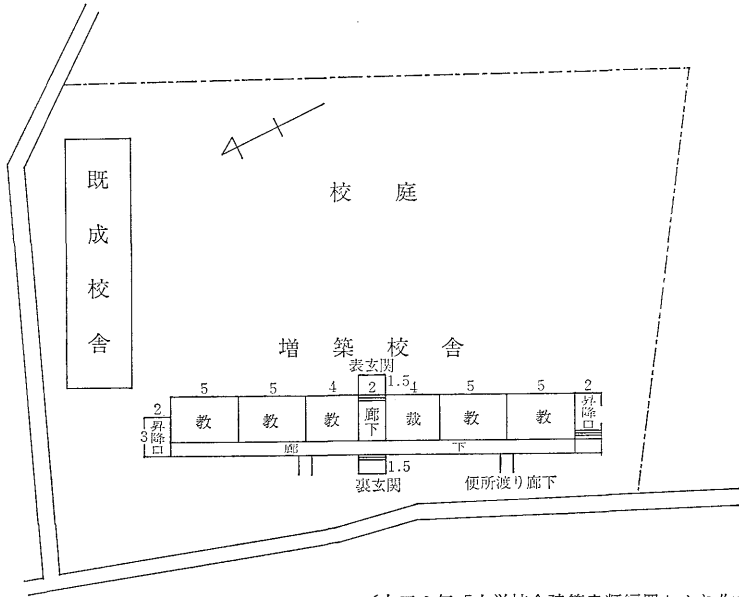
これまでの学校設備は、明治一〇年代の下新倉、白子、上新倉三校の器械器具を引き継いだものに、一九年に廃止された郡立中学の机など備品を購入したものが基礎となっていた。これに明治三二年、白子村有志が寄付して整えた理化学器械、博物標本などが主で、必ずしも充実した設備内容とはいいがたかったようである。

そのため大正二年から校舎新築、設備充実のため資金積立が開始されている。この積立金は大正五年に一九〇五円余、七年に四八二七円余、九年に一万円余に達している。この間、学校増築をめぐって村内紛争が起っていた。大正八年一月二日付の国民新聞は、「白子村の紛擾」と題して学校増築をめぐり紛争が起ったことを伝えている。建築推進の村当局に対し、生活費の増大を理由に建設延期を村民が主張したのである。

すでに大正期村政の展開で述べたように、物価騰貴により村財政が膨張し、村民の生活も困窮化し、前年末には全国的に米騒動も発生していた。白子村では村吏員、教員給を支払うため、従来の村税賦課の限度額をこえて多く負担せねばならなくなっていた。建設延期論は出るべくして唱えられたのである。

この問題の具体的経過は明らかではない。一二月村会ではこの件につき協議会が開かれ、円満に解決したとして次のような覚書を交換している。

- (1) 大正九年一〇月一日、物価騰落にかかわらず必ず起工すること。
- (2) 提出した議員、学務委員辞職書は全部取消すこと。



(大正6年「小学校舎建築書類編冊」より作成)

図5-33 白子尋常高等小学校増築図

- (3) 十一月十五日提出の請願書は取下げること。
 - (4) 建築委員は全員が継続すること。
 - (5) 建築費徴収法は村会に一任すること。
- これによると、村会議員や学務委員の辞職問題もおこり大きな問題であったことがわかる。
- このような村の学校新築の推進を可能にしたのは、折からすすめられていた荒川改修工事による用地買収であった。すでに述べたように、大正九年九月の村会では下新倉所有地売却代金六〇五二円余のうち、三〇〇〇円が小学校改築積立金にまわされており、ようやく建築準備もとのうのである。増築認可は大正一〇年四月であった。
- 当初の計画によれば、改築資金は二万三六九七円の本校舎二二坪分の改築費、四三七四円の小使室、物置、便所、渡廊下建築費など合わせて二万八〇七一円の支出が予定されていた。これに充当する収入は積立金一万円余ではたりず、不足分一万七四七四円は村費による年賦返済の方法が考えられている。しかし、そ

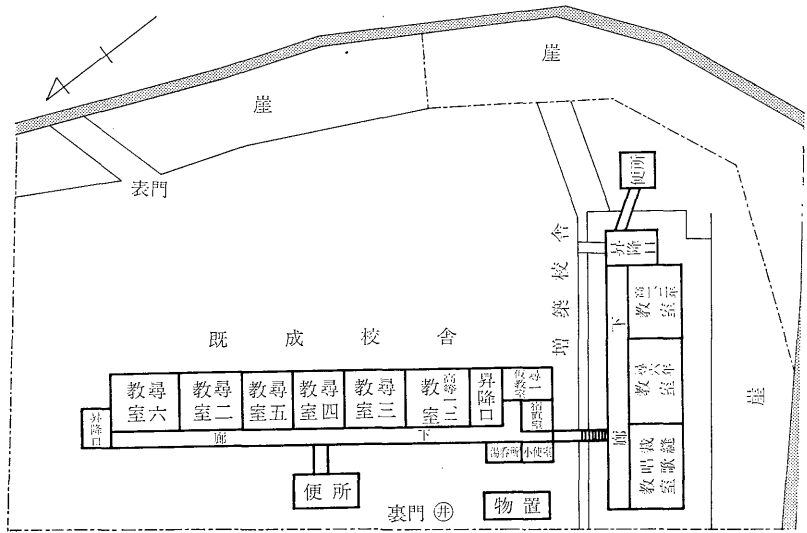
の後、本校舎改築の変更があり、総建坪が一五三坪（内教室九八坪）と改められ、建築費も二万三〇〇〇円となっている。校舎設計は県技手根本藤次に依頼、建築用材は白子村の富沢幸治郎、新倉村の本橋瀬光と契約し、道路工事は赤羽工兵隊に依頼し、大正一〇年中に工事が進捗もよしている。学校沿革誌によれば、一〇年三月、「小菅監獄ヨリ机・腰掛到着」とある。八月四、五日に工兵隊の工事が行なわれ、新校舎への児童の移転は一年六月二五日であった。この改築落成式は同年一〇月一〇日に挙行されている。

新倉校の増築

同じ時期、新倉尋常高等小学校の増築も大きな問題になっていた。大正一二年八月、村長鈴木左内により提出された増築認可申請書によれば、新倉村は明治三六年の新築以来、義務教育年限の延長及び人口の自然増加により、大正六年に大教室二室を合併し三教室に区分し、小学級として使用してきた、という。ところが最近では一層狭隘あとなり、教員室を第一学年の教室にあてて利用している状況である。そのため大正一二年六月村会で、新校舎一棟の増築を決議したので認可してほしい、と述べている。

当時の新倉尋常高等小学校の現状をみると、第一学年三二名、第二学年五〇名、第三学年五二名、第四学年四二名、第五学年三四名、第六学年三八名であり、前年まで五学級であったものを各学年一学級の小学級としている。高等科は一年二三名、二年九名が一学級をなしており、就学増による学級増が必然であった。このような現状にくわえ、県からの諸施設充実の要請は、否が応にも増築に踏み切らねばならない状況下にあったものと思われる。

増築にともない教室不足が解消され、完全な教室は八教室となり、新倉村の人口増加率との関連で、義務教育八年制にも耐えうるものとして計画されている。増築計画によれば、総建坪九一坪の新校舎は校舎配置図（図5-34）のように、旧校舎の西南の崖の部分に建設され、尋常科六年と高等科一、二年の二教室及び裁縫唱歌教室が建設されることになっていた。



(「小学校舎改築書類」)

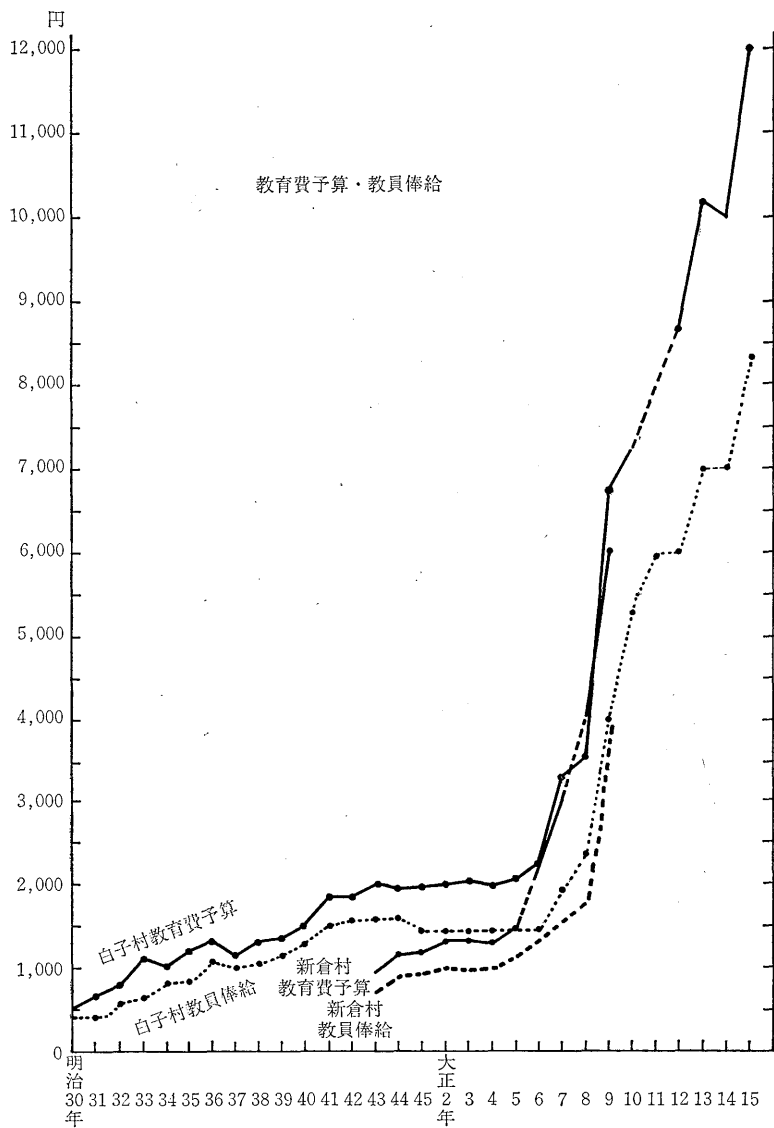
図5-34 新倉尋常高等小学校増築図

この建設資金七三〇〇円は積立金のほか、役場建築積立金の繰り入れ、村税などでまかなわれることになっており、この計画は九月一四日に認可された。工事は一日に着手したようで、工事請負は新倉村の富岡由太郎、本多惣右衛門、並木時太郎らと契約した。完成は一月三〇日が予定されているので、ほぼこの時期には落成したのであろう。

教育費の増加

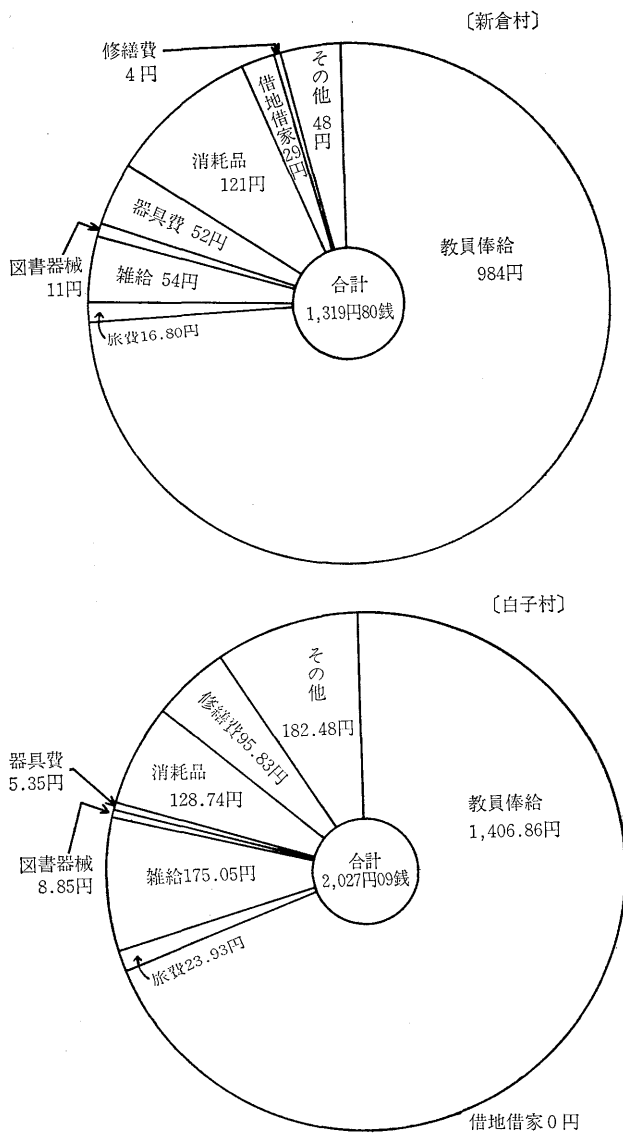
学校の増改築はいうまでもなく、教育費の増大は当時の農村のもっとも大きな負担になった。学校をめぐる紛擾が各地で発生したのも無理からぬものがあつた。

大正期における教育費の村財政における割合は、すでに述べたように、前期においては新倉村、白子村ともに四一パーセント余であつた。なかでも白子村は改築積立金を含めると五五パーセント余に達し、まさに白子村財政は白子村教育財政であつた。このことは大正後期にもあてはまり、村財政全体の六三パーセント強が教育費である。



(大正5年「学校沿革誌」、『和光市史』史料編三 P401,大正4年「新倉村勢要覧」)

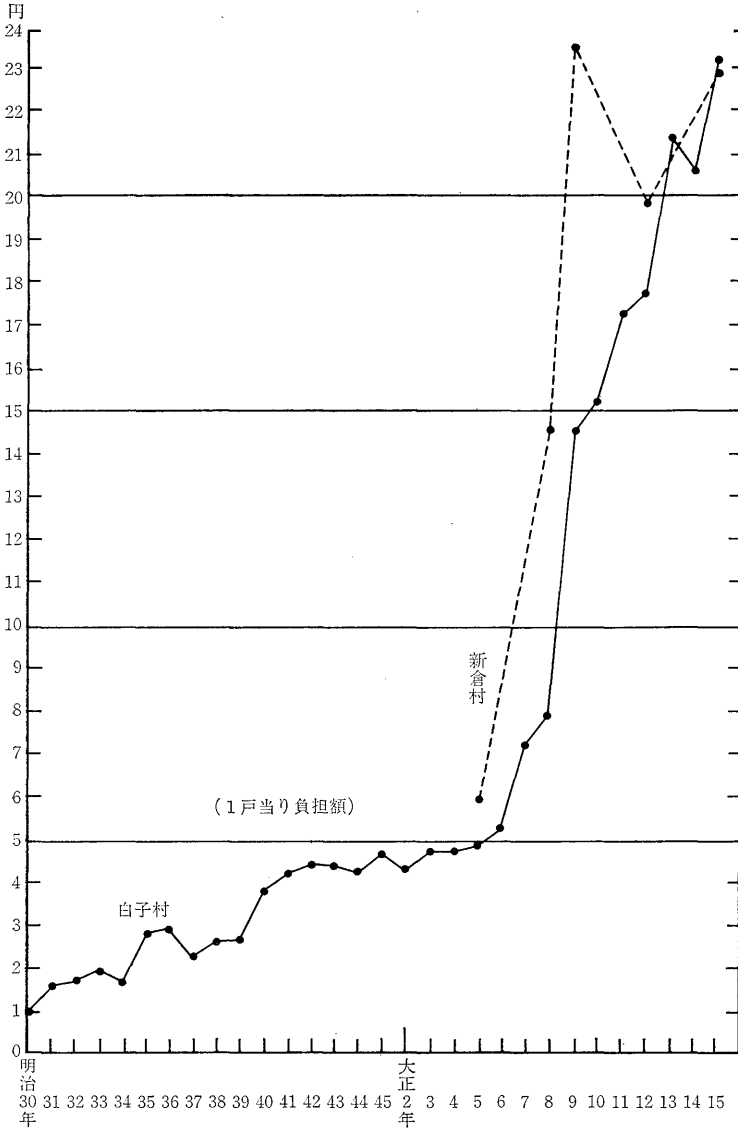
図5-35 白子・新倉村教育費の変化



(大正4年「新倉村勢要覧」, 同「白子村勢要覧」)

図5-36 大正4年の新倉・白子村における教育費支出内訳

ところでその教育費額は、大正期にどのように推移したであろうか。図5-35は白子村、新倉村の教育費の変化を示したものである。両村とも大正七、八年の物価騰貴の時期をさかいに膨張するが、白子村では大正六年の二二五〇円から九年の六六二三円余、一三年の一万円余に推移する。このような傾向は新倉村も同様で、大正五年の一四九八



(大正5年「学校沿革誌」、『和光市史』史料編三 P401, 大正4年「新倉村勢要覧」)

図5-37 白子・新倉村教育費負担の変化

円は九年には六一一四円となっている。

この教育費増加の理由は、同じ箇中の点線で現わされている教員給与の変化に示されている。教員給与と教育費のカーブが同じように、教員給与の増加が教育費の増大を決定したのである。この教員給与は物価騰貴にともなう一人当り俸給の上昇ばかりでなく、前にも述べたように児童の増加と学級増、高等科設置と二部授業、また後に述べるように実業補習学校、公民学校の併設などによる兼任給与の増大にともなうものであった。

ちなみに、教員給与が全教育費のなかに占める割合をみれば図5—36のようになる。これは大正四年の場合であるが、新倉村は七四・六パーセント、白子村は六九・四パーセントである。

ついで多いのは雑給や消耗品であるが、教員給与に比較すれば少額である。これら全体の教育費は、新倉村で六一円、白子村で一四三円余の授業料収入のほかは、村費により支弁されている。結局、それらは村税として村民に課されることになる。

教育費が村民一戸当りどれほどの負担になったかをみたものが図5—37である。白子村では大正元年当時、一戸当り一四円余であったのが、大正八年に二四円、一〇年には五二円余になる。物価指数による負担度もまた確実に増大していったのである。

ところで教育費中の最大の支出額である教員給についてみておこう。大正六年九月当時の白子尋常高等小学校の教員給与は次のようになっている。

教員名	現在給与	経過年数	増額予定	資格
高橋浜太郎	二〇円	六年一月	二円	訓導
菅間 啓輔	二〇円	三年六月	二円	同

齊藤 志げ 一六円 六年七月 一円 訓導
 堀江 秀一 一二円 二年六月 一円 同
 前田 寿 八円 五年七月 一円 代用教員

これには基本給と物価上昇にともなうその増額予定が示されている。ところがこれ以外にも年末賞与があり、大正六、七年の物価高騰時には臨時手当が支給されている。

これら賞与、手当の推移をみれば表5-93のようになる。賞与は米騒動以前においては一四円ほど一定であった

表5-93 白子尋常高等小学校教員の賞与と手当

	大正3. 1	大正4. 1	大正5. 1	大正5.12	大正6.10 (臨時手当)	大正7. 1	大正8. 1	大正8. 4 (臨時手当)	大正8.12
校長	3.60	3.	3.50	3.50	2.	3.50	4.	3.	8.
正教員	2.50	2.50	3.	3.	2.	3.	3.50	3.	6.50
〃	2.50	2.50	3.	3.	2.	2.50	3.	3.	6.50
〃	2.	2.	3.	3.	2.	2.50	3.	3.	5.50
〃					2.	2.50	3.	3.	5.50
〃					2.	2.50	3.	3.	5.50
〃					2.	2.50	3.	3.	5.50
〃					2.	2.50	3.	3.	5.50
准教員	2.	2.	2.50	2.50	2.	2.	2.	3.	5.
代用教員	2.	1.50	2.	2.	2.	1.50	2.50	2.	4.
合 計	14.60	13.50	14.	14.	14.	15.	20.50	20.	39.00

(明治41年「諸雑書綴冊」)

ものの、物価高騰により臨時手当が二度支給され、その後は総額において賞与も四〇〇円程に増加する。これらは郡長と密接な連絡をもって決定されているので、白子村の独自の額というわけではない。村の負担能力を基礎に、周辺町村や県の方針を勘案して決められたものと思われる。

ただしこの額が適当であつたわけではない。この賞与、手当のみでは当時の物価上昇の変動に應じえず、九年八月には小学校教員給が全体的に改正され、五級上俸給与の安田校長は八〇円となり倍増になつた。埼玉県全体では平均七割の増加になつたという。とはいえ教員給は相対的に低く、教員不足がさげばれ、その原因は他職種への教員有資格者の流出が指摘されていた。その低給与の教員給が教員費を増加させ、ひいては町村財政を膨張させ、農村荒廃をすすめていたわけで、国庫負担すべき義務教育費が、すべて町村に押しつけられるという、自治の空洞化が国家によって推進されていたところに悲劇があつた。この時期から義務教育費の国庫負担運動が展開されるのである。

公民学校と 青年訓練所

このような教育費の増加は、白子尋常高等小学校の児童増加、学級及び教員増加に原因するばかりでなく、付設された補習教育、青年教育によることも少なくない。つまり初等教育の充実のみでなく、大正期には中等教育の充実として費用も増加したのである。

大正六年の埼玉新聞によれば、「明治の教育が小学校の完成であつたとすれば、大正の教育は実業補習学校の完備でなければならぬ」と述べている。小学校併設の実業補習学校の充実がこの時期の課題でもあつた。この実業補習学校は明治二三年に法制化され、小学校の一部とされてきた。これが三二年に実業学校の種類とされ、中等教育なみに昇格し、町村小学校に付設される。日清戦争後の産業の発展、資本主義の確立により実業教育が必要となり、各町村では補習教育の一環として発展してきた。

埼玉県で実業補習学校の設置がすすむのは日露戦争後である。大正期に一般化する。大正六、七年当時の県全体の

設立状況をみれば、入間郡、葛飾郡に設立が多く、北足立郡がもっとも少ない。北足立郡における大正八年当時の設立校一八校、うち六校は上尾地区、四校は大宮地区である。膝折地区は一校にすぎず、旧新座地域は実業教育の後進地帯であった。そのため毎年、県から勸奨をうけている。

白子村に実業教育の一環として、実業補習学校が設置され、認可されたのは大正一二年一月である。全県的にもっとも遅れながら、なお県からの強い勸奨で設立されたためか、認可当時に教員もきまっておらず、半年後に郡役所から督促される有様であった。これにに応じて小学校長安田権次郎の兼任化を上申したが、村のきめた一〇円の兼任給は少ないと再考を促される状況であった。一二年後半より開始したこの実業補習学校は、安田のほか森田富士太郎、渡辺戸松を兼任教員とし、翌一三年には小久保、高沢の小学校教員二人を兼任化して体制を整えている。

大正一三年（一九二四）、従来の実業補習学校は公民学校と改称される。これに応じて改正された「白子村農業補習学校規則」によれば、これを白子公民学校と称し、「小学校ノ教科ヲ卒へ、農業ニ従事スルモノニ対シ、農業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ、国民生活ニ須要ナル教育」をすることを目的とした。同じく白子尋常高等小学校に付設されている。課程は本科と研究科にわかれ、本科は前期二年、後期二年であった。教育内容は修身及び公民、国語、数学、理科、農業、体操などで、それまでの実業補習に重点をおいたものと異なり、公民教育の観点が重視されるようになった。「忠良ナル臣民」の育成を目的とする公民教育へ傾斜するのである。

新倉村に公民学校としての実業補習学校が設立されるのは大正一四年四月である。白子村に遅れること二年、郡下でもっとも遅い設置村であった。新倉村公民学校学則は白子村農業補習学校規則とほぼ同一であり、教育内容も同じで、詳しくは『和光市史』史料編三 四〇八ページを参照されたい。白子、新倉村とも授業料は徴収しておらず、実業補習学校、公民学校の諸経費も町村財政に転嫁されたのである。

新倉村に青年訓練所が設立されるのは大正一五年六月である。公民学校に併設されている。白子村にもほぼ同時期に設立されたようである。この青年訓練所は第一次大戦後の、軍縮に対する国防力の減退を補完するため、青年に対する軍事訓練を主とする教育機関の設立という軍部の要請に応じたものである。埼玉県は大正一五年五月、青年訓練

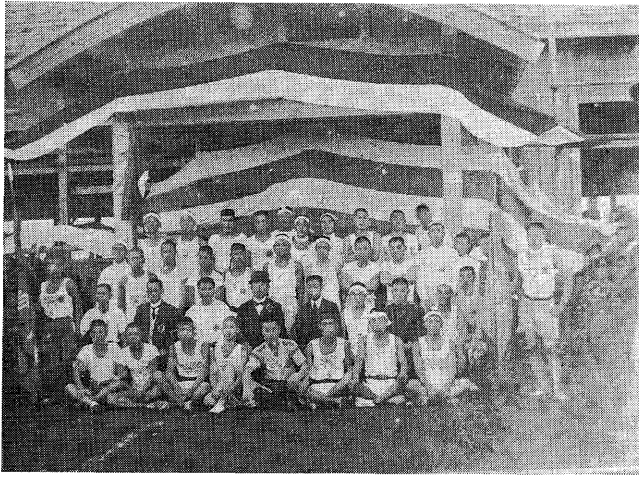


写真5-63 膝折支部青年団陸上競技大会優勝記念
(白子青年団・大正10年)

所施設要項を制定し、公民学校に併設することにした。訓練項目は修身及び公民科、教練、普通学科及び職業科で、訓練は農閑期に課すよう配慮されていた。公民学校の在学者は教練のみ課し、そのほかの訓練課目は免除されている。

埼玉県は大正一五年に三八〇か所に青年訓練所を設置した。以後、毎年各町村で設立される。新倉、白子村の設立は早い方であった。新倉村では設立早々、四六名が入所し連隊区司令官の査閲を三六名がうけており、その成績は「良好」との講評を得ていた。

青年団の成立

以上、初等教育及び中等教育など、学校教育について青年団と処女会についてみておこう。ここでは社会教育につ

いて青年団の前身である青年会については前に述べた。明治四四年当時、すでに新倉村に青年会と婦人会が、白子村に青年会が組織されていた。両村ともに教育会が組織され、その青年部も

青年会と密接な関連を有していた。

大正二年九月、政府は青年団体について布達し、政治運動をつよく批判する。憲政擁護、普通選挙などの政治運動が高揚し、青年層の政治意識の尖鋭化を恐れたからである。埼玉県ではこれをうけ、青年団体の主な指導者である小学校長に趣旨の徹底をはかっている。これにともない大正四年には、「青年ヲシテ健全ナル国民、善良ナル公民」とするため、青年団を「修養ノ機関」とする方向が強められる。つまり、忠孝道徳を実践する青年層の育成が政府の指導方針となる。

大正五年二月、青年団体規程準則が布達され、これを基準に各地の青年団が組織化される。埼玉県では六年に組織化がはじまったが、白子村で青年団が結成されたのは大正七年三月である。「白子青年団規定」によれば、その目的と事業内容は次のようになっている。

第二条 本団ハ青年ヲシテ智徳ヲ涵養シ、身体ヲ鍛錬セシメ、以テ健全ナル国民、善良ナル公民タルノ素養

ヲ得シムルヲ以テ目的トス

第四条 本団ハ第二条ノ目的ヲ達スルタメ、左ノ事業ヲ行フ

一、修養ニ関スル各種ノ講話

一、學術ノ補習

一、武術ノ練習其他各種ノ体育

まさに、政府の方針をそのまま継承し、善良なる公民となるための修養団体として、學術補習と武術中心の事業計画が規定されている。事務所は白子小学校におかれ、年齢一二歳以上、二〇歳未満の男子を対象とした。

この青年団は同年二月七日の創立委員会で決定され、三月一日に発会式を挙行した。発会当時の団員は一三二名、

その組織は次のようになっていた。

団長 安田権次郎 副団長 田中玉蔵

第一支部長 田中正義 第二支部長 養輪金右衛門 第三支部長 田中好三 第四支部長 柳下正則 第五支部長 庄藤一

第六支部長 栗原富太郎 第七支部長 浪間源蔵

青年団の事業につき団長安田権次郎は、白子青年団学芸部発行「白陽」創刊号において、次のように述べている。発会后、八年三月に総会を開き、吉野大佐の講演があり、同年五月郡青年団が組織され、膝折支部も発足し、相互に連絡統合ができるようになった。当時は上級団体の指示で他動的に動いた時期で、大正七、八年は白子青年団の創業時代であった。

これに対し、九年には四月に優良青年団の視察員に選出されたり、十一月には膝折支部体操競技会で優勝し、また北足立郡大会でも優勝するなど着実に力をつけ、大正九、一〇年は実行時代であったという。

ところが大正一一、二年は何も事業をせず休養時代であったが、一二年一一月に富沢団長にかわり、役員が改選されて運動部、学芸部、勸業部の各部署がきまり活躍の基礎ができた。したがって一三年以後は発展時代にはいるであろうと述べている。実行時代といわれた大正一〇年当時、事業は青年修養、民力涵養の講演会、運動会、堤外雑草刈取（秣用）が行なわれ、支部のなかでは第一支部が蔬菜栽培、縄網競技、荒地開墾、道路修繕、共同貯金を行ない好成绩をあげ、この年四月に郡青年団から表彰されていた。

処女会の活動

女子青年団の前身である処女会は、男子青年団に比較し、封建的女性観や女性自身の意識の低さから不振であった。明治末期から大正初年にかけての婦人団体は既婚婦人が多く、新倉村もそのため婦人会と称したものと思われる。

これが大正六年頃より未婚女性組織化の動きが強まり、埼玉県では大正七年一月に、処女会の啓発指導の重要性が指摘されはじめている。県の方針によれば、処女会は、「処女ヲシテ健全ナル国民、温良ナル婦妻タルノ修養」を行なうのが目的であった。

県の勸奨により、大正八年末までには県下で一四五会が成立したが、白子村に処女会が結成されるのは大正一〇年二月一六日である。青年団と同じく村内を七支部に分ち支部長がおかれている。当初の役員は次のとおりである。

会長安田権次郎 副会長田中玉蔵

幹事篠崎尚 竹内とみ 田中きよ 柳下美知

支部長磯崎はる 柳下とく 田中花子 柳下喜代 並木ひで 榎本とり 富沢ひで

会員は一三〇名である。事業は大正一〇年度には修養講話会の開催、運動会の共催、作法講習会の開催などを行ない、作品展覧会も予定されていた。この処女会は青年団とともに村の補助と会費により運営されていた。

第五節 村の様相

1 星野豊麻の日記

明治期から大正期にかけての、和光地域の様相はどのようなものであったろうか。日露戦争も終わり、一時の平安が農村にもたらされ、政治的には、戦後処理に追われていたのが、この時期の特徴であった。

当時の市域の様相について、ここでは「星野豊麻日記」^{ほしのとよあさ}を中心に生活の実相を見ておこう。

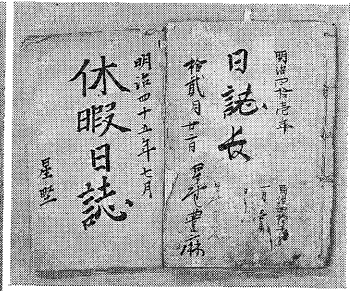


写真5-64 星野豊麻日記

この日記は、明治二六年、新倉村に生まれた星野豊麻が、明治という時代が終わり、大正期が始まるちょうどその頃、青年期を過ごし、その身辺の雑記や毎日の行動を記録したものである。当時の青年層の生活を星野豊麻を通じて復元していく。

日記について

一月一日から書き起こされたこの青年の日記は、農作業を含めたすべての日々の記録を、「新暦ノ月送り」に直して記録している。

明治五（一八七二）年、文明開化を急ぐ明治政府により発布された太陽暦の採用は、それから三五年を経たこの頃にはようやく一般化し始めていた。しかし、自然的条件が、人間の行動により強く作用する農村部においては、まだまだ新暦に慣れ親しむことは困難であったと推測される。しかし彼は、新しい時代の息吹を受け入れ始めていた大正前期のこの若者特有の一徹さで、「月遅れ」で行なわれている農作業を、書き直してまで、新しい暦法を受け入れようとするのである。

例えば、明治四二年一月一日 月曜日（『和光市史』史料編三 四一二ページ）と記されているのは、新暦では同年二月一日 月曜日（當間論「新旧対照暦」）である。その結果、一月は二八日まで、二月は三一日まで記されることになり、一月一日が「紀元節」、日記の最終日で

ある八月二四日は「秋季皇霊祭」と記されるのである。日記は明治四二年のこれと、四五年七月からの二冊あるが、このような「月送り」による記述は、この四二年分のみである。

豊麻の記録している起床時間は、冬場は六時、夏期は四時～五時、就床は冬は八時三〇分～九時、夏は一〇時と、農閑期と農繁期では二分されている。

一日の仕事は、農作業が主であるが、日記が農閑期から書き始められているため、文中ではむしろ、彼の読書、友人、先輩との交際、娯楽や少年らしい遊び、そして、農作業を共同する近隣の親戚、とくに本家との交流が多く描かれている。

以下でみていく農作業の過程も、すべて、「月送り」のため新暦よりは一か月ずつずれている。しかし、ここではとりあえず、彼の意志に従って、月日は原文のまま記していく。

農作業

一月（新暦の二月、以下すべて一か月ずれ）は麦踏み、二月は甘藷の床づくりなどで、主な農作業はない。しかし、桃の木の継ぎ木、榿の木の植え替え、杉苗の植え付けと、樹木の世話をこの月は行ない、また、燃料用の薪取りも行なわれている。

三月に入ると、田、畑共、農作業が忙しくなる。田へは、中耕、畔塗りがあり、「三月廿九日……苗代ヲ製」すようになる。畑作業では、麦畑への施肥、三番耕、里芋の植え付け、陸稲を播くための畔切りが行なわれる。

関東平野の西部にあたる、ここ下新倉村での田植えは、四月半ばから始まる。畑の四月の作業は、大豆や黍を播くが、多くは、畑作物に肥料を施していく月である。

五月は麦の取り入れ、麦こき、棒打ちに追われながら、後半は、胡瓜やトウモロコシが植えられる。田作業は「堤外田」「新田」に植えた早稲の田回り、一番草取りがあり、遅い田の田植えは五月一七日である。

日射しが強くなると、苗の間に生える雑草もぐんぐん伸び、これとの絶え間ない戦いの草取りが、六月中、七月下旬近くまで展開される。畑も「六月四日……北口ノ黍刈リニイッタ。又朝ハ赤池水車ニ麦トリニイッタ」りして、麦の作業と平行して、黍・陸稻の二番中耕、胡瓜・芋の世話、インゲン・大根の種播き、甘藷も二番中耕、蔓返しなどが行なわれる。

六月半ばからは桑畑の中耕、施肥も始まり、多種類の畑作物が出揃う。

これらの作業は七月へも引き継がれていき、芋の二番中耕、胡瓜・大根の施肥、黍切りをする。しかし、何といっても、この月の中旬から下旬にかけては、蚕のための桑摘みが連日の仕事となる。

八月に入ると「八月四日……堤外田ノ稻刈リニイッタ。夕方ハ北口ニ甘藷掘リニイッタ」など、収穫への第一段階が記録され、稲こき、粃の棒打ち、臼ひきをして、収穫となる。畑は、それが一段落する下旬頃から大根やソバの中耕と、大豆打ち、黍ひき。小麦は、越戸川の赤池橋のたもとにある水車屋で粉挽きされ、収穫の秋を迎える。田、畑に施される肥料は、新倉河岸の「川岸問屋」から三月から五月初めに購入され、「三月卅日……堆肥切り」が農作業の忙しくなる以前に集中的に準備される。田、畑に施される最も重要な下肥は、東京の隣村である市域の村々にとっては、人口の集中しているこの都市に大きく依存していた。明治期のそれについては、すでに、その取り扱い量などが分析されている（第一章第四節）。下肥の入手方法は、明治末〜大正初期を例にとると、(1)芝宮河岸、大野河岸、新倉河岸に着く下肥舟から買い入れる場合 (2)東京、巣鴨周辺に下肥宿を決めておいて、野菜の出荷の帰りに集めて来る場合 (3)一軒の家が市内から集めてきた下肥を、ほかの農家に一荷いくらで譲る場合などがあつたようである。

星野家の場合は、「川岸問屋」から購入しており、明治末期のこの時期では、東京市内へ甘藷を売りに出ても、下

肥を積んで帰って来ていない。この下肥問屋とは、荒川、新河岸川の下肥舟から下肥を買い集めて村内に捌さばいていたもので、「おわいヤド」といわれた。

星野家の施肥は、下肥以外では、「赤塚新田魚屋ニ乾魚ノ肥料ヲ買イニ」行っているが、これは一回のみである。これらの肥料を施される畑作物の耕作面積などは明らかではない。農作業時間の一番大きな部分を占めているのは甘藷と桑であり、大正期にこの村で盛んに生産されるようになる牛蒡ごぼうなどの野菜類は記載がまだ行なわれていない。

畑の作業として日記に登場している大豆、里芋などは、そのほとんどが自家消費用であったと考えられる。甘藷は、父親と四月に度々、東京雑司ヶ谷方面に手車を引いて販売に出掛けている。

豊麻の父吉蔵が新倉の上之郷、星野弥吉から、分家し、分け与えられた田と畑の面積は総計で六〇七反ではないか（星野茂談 大正七年生）と推測され、吉蔵夫婦と豊麻、妹二人の農作業であった。この家族の中では、たったひとりの男の子として、農繁期には、次々と農作業に追いかけて、息をつく暇もないかのように見える。

しかし、同時に一七歳の若者らしい好奇心や行動を、日記の行間にうかがうことができる。とくに農閑期にそれが目立ってくる。

青年会 一月一五、一六日には、新倉小学校で展覧会が行なわれ、その会場に出かけ、二日共陳列物を見ている。

この学校での展覧会は、隣村の白子小学校では明治四一年から毎年二月に行なわれるようになっていた（大正五年「学校沿革誌」）ようなので、新倉小学校においても、四二年一月（二月）のこの時期には、学校行事として生まれ、それは、生徒や職員のみならず、村内の人々にも公開されていたのであろう。

同じ日の、一六日、豊麻は青年会の集會に参加している。当時の新倉村の青年会がどのような形態や事業内容をも

っていたかは不明である。しかし、隣村の白子村、下新倉の青年会は、すでに明治二十六年に活版刷りの『下新倉青年教育義会雑誌』を発行して（第二章第三節）、明治三十九年の埼玉県からの通達「風儀ノ矯正、智徳ノ啓発、体格ノ改良、其他公益事業ノ幫助等ヲスル各種団体ノ設置」を、要請される以前からの伝統を持っていた。

豊麻は、一月一六日の青年会の集会終了後、「半在池ノ叔父ノ家」と「前側ニ行キ」（通称「前側」は母親の実家、齊藤家）、親戚の青年たちに、青年会への加入を勧めている。

新倉村では、この翌年、明治四十三年一〇月に「青年共攻会」の発足や四四年（豊麻一九歳）段階で青年会の存在が確認（第三章第四節）されている。それらと彼が、当然関わりを持っていたであろうことは推測される。というよりむしろ、この友人勧誘は、郡長、鈴木村長、村会議員、学務委員によって推進され（『国民新聞』一〇月一五日）、まもなく青年団と称されることになる官制の青少年指導のための団体の、まさに若者レベルでの担い手として、行動しようとしている彼の様子をうかがうことができる。しかし、残念ながら豊麻とは同年齢の叔父やいとこ達の勧誘には、共にその日は「失敗シ、ソレヨリ四ツ木ニ浪花節ヲ見ニ行キ……拾時半来家シ寐ネタ」と記述されている。

数学の独学

新倉小学校は明治三十九年に、それまでの補習科を廃止して、高等科（二年間）が付設される。しかし、明治三四年度卒業（『創立百年の歩み』）の豊麻は、その恩恵を受けることはできず、また、青年会なども本人の熱意ほどには答えてくれてはいなくて——青年会の記事が日記に出るのは、この一月一六日、一日のみ——という状況の中で、自己の強い知的好奇心を満足させるべく、彼が実行したいくつかの行動を、日記の中に見出すことができる。

そのひとつは数学の独学であり、もうひとつは多種の読書である。数学の勉強は「晩食シテカラ本家二代教ヲ教授サレニ」行ったと、二月一〇日、一五日、二一日に記される。

本家の星野藤右衛門（吉蔵、弥吉の兄）の家は、弥吉の子の藤左衛門、その弟の源六、保吉がいずれも浦和中学を卒業しており、明治期に、藤左衛門、源六、そして彼らの従弟、萩原藤七（日記中の「峯の家」）らは、すべて新倉小学校の教職経験者（『創立百年の歩み』）である。もともと、藤右衛門自身が寺小屋時代からの数学好きで、明治九年の地租改正法による当村の土地の測量に関わり、その村絵図（『図説和光市の歴史』七九ページ）を作製したという家柄である。

豊麻に代数を教えていたのは、これらの従兄達の中の星野源六であり、浦和中学卒業後、神宮皇学館（現皇学館大）に進学することになる人である。彼は親しく、豊麻に数学を教えていたが、しかし、それは長くは行なわれず、間もなく「三月十九日……星野先生が伊勢二行クベクキイタ……悲シク涙ニクモリテ……シバシバ眠ル事ガデキナカタ」という状況を迎える。

数学は教わるのみならず、二月から三月にかけては連日「二月卅一日……夜ハ代数又算術ヲヤッタ」と記し、独学の有様がうかがえる。この数学の勉強は、間もなく「物理学校」（東京理科大学）に入学し、「電気学校」（東京電気大学）教師になっていく星野青年の姿であった。

数学の勉強と同時に、日記にはいろいろな雑誌、読本類よみほんを読み漁あそっていたことが記されている。

雑誌では『少年界』『少年世界』『少女の友』『少女世界』『女子文壇』『文芸倶楽部』『小学生』、書物、読本類としては「十五少年」「三國誌』『高山樗牛全集』『五経』『家道訓』『保元物語読本』『日本青年読

本』から、「警察犯罪」の本に至っている。

明治三〇年代以降、新聞や雑誌は、二〇年代までの自分達の意見や主張を活字をとおして知らせるといったものから、当時発展してきた資本主義の法則にも添った形で、出版社、新聞社は、企業化、大衆化していく。多くの読

者を獲得するために、それまでの政治的色彩の強い紙面に変わって、読み物、娯楽の記事がその割合を増やしている。

総合雑誌のはじめは、徳富蘇峰の『国民の友』（明治二〇年二月創刊）であるといわれる。このように、明治二〇年以降になると、専門分野の雑誌の一般化、例えば『反省雑誌』から『中央公論』などがある。また読者対象別の雑誌が増加してくる。例えば婦人雑誌、少年少女雑誌、経済雑誌、等々である。

『少年世界』は明治二八年一月、博文堂という出版社が、それまでの『幼年雑誌』『日本之少年』など四誌を総合して発刊した雑誌で、明治末のこの頃は『日本少年』（実業之日本社 三九年創刊）と並んで少年達に最も愛読された雑誌である。『少年界』（金港社 三五年創刊）は『少年世界』ほどは軍国主義的傾向の多くはない、例えば、国木田独歩の短編や、少年達の投稿文芸を載せている比較的文学色の強い雑誌である。

少女雑誌の系統として豊麻は『女子文壇』（女子文壇社 三七年創刊）を加えると『少女の友』『少女世界』と三誌を読んでいる。

『少女の友』（実業之日本社 四一年創刊）の四二年新年号の読者参加欄には、下新倉の柳下弥子の名があり、地域の少年少女達にすでにこの雑誌が読まれていたことを推測させる。

読み物としては『少年世界』に明治二九年三月から連載された、ジュール・ヴェルヌ原作、森田思軒訳の「十五少年」や『三国誌』『保元物語読本』に心を躍らせている。それと同時に『高山樗牛全集』『五経』『家道訓』『日本青年読本』などを併読している。

これらの入手経路はよくわからない。本家の従兄達からでも借りていたのだろうか。一誌をほとんど二日ほどで読み上げており、また同一誌名が二度以上記されていないことなどから、そのようなことを何となくかがわせる。

なお、巡回文庫については二冊目の日記、明治四五年八月四日に記されてくる。

明治天皇の死
その二冊目の日記は、明治四五年七月二五日から書き始められている。明治という年号が、まさに終わろうとしていた時期である。

豊麻は、この年号の変更、即ち、明治天皇の死をどのように受け留めていたであろうか。日を追って見ていく。

七月二六日 「聖上陛下ノ御不例」の事で、鎮守（氷川八幡神社）で平癒祈禱式があり、区長である父の代理で出席。この直前に小学生が引率されて参拝に来ていて「平常ナレバ喧シク騒グ生徒等モ今日ハ一人ノ語り出スモノモナク、皆同ジ様ニ頭ヲ低レテ一意専心ニ御平癒ヲ祈リ……鎮守ニ向ッテ敬礼ヲナシ、廻レ右進メ」で帰って行くのを目撃する。

七月三〇日 「畏多クモ 天皇陛下ノ御崩御トハ 私ハ愕然トシテ夢ノヤウデアッタ 叡聖文武ナル天皇陛下ハ彼ノ鶴亀ノ如クニ千万年ノ寿ヲ重ネテ国民ヲ愛撫シ給フモノナリト」と信じて疑わなかったので「私ハドウシテモ本当ニスルコトガ出来ナカッタ」しかし、よくよく考えてみると「神様ノ様ナ御身デアアルガ人間デアアルカラ、或ハ此ノ事が真当デアアルカモ知ラヌ」と思い始める。すると「何トナク胸ハ一パイニナッテ少シノ言葉モ出」ない。「家ニ入ッテ正シク机ニ向ッテ此事ヲ考ヘテ夢デアアツテクレレバ善イト頻ニ思ッタガ遂イニ夢デハナカッタ モウ書ヲ読ム事モ出来ナイ」状態に陥ってしまう。そして「全く頭ヲゴタツカセテシマッタ。床ニ入ッテカラモ絶エズ頭ヲゴクラシテナカナカ眠ルコトガ出来ナイ……虫ノ声マデ沈ンデイル様ニ聴イタ」

「大正元年」七月三一日 「目ガ寤メルト昨日ノ事ガ氣ニナッテタマランノデ」起きるとすぐに従兄の家まで新聞を読むに行く。「駄テ行ッテ早速手ニ取ルト大キナ文字デ崩御ノ御事ヲ書イテアッタ 私ノ疑ッタコトハ全く真当デアッタ 永久ニ寿ヲ御重ネ申スモノト思ッテ居タ私ハ其ノ新聞ヲ見ルノガ如何ニモ辛クテ読ミタクナカッタ」氣を取り

直して「私ハ見終ッテ後微力ナガラ国家ノ為メニ出来得ルダケ尽シテ 先帝陛下ノ御勅語ニ適フ様」に決心する。

八月一日 「明治ノ御代ハ四十五年七月三十日ヲ限リニ翌三十一日ハ年号ヲ大正ト改元セラレ……最早永久ニ明治ノ御恵ミニ浴スル事が出来ナイノカト思フト心細クモナツタ」

八月二日 秋に行なわれる予定の軍の大演習に備え、兵隊の飲み水用井戸の水質検査がある。ここへ集まってきた人々も「皆 先帝陛下ノ話ニ誰モ沈ンデ居ル」。作業を行ないながら「私ハ堪ヘズコンナコトヲ稽かんがイタ 凡ソ吾々ガ安心ニ生活シテ行クノハ上ニ 天皇陛下ノ御恵ニ浴シテ其ノ下ニ忠良ナル臣民ガ其ノ身ヲ国家ニ捧ゲテ其ノ本分ヲ尽スカラデアル ソシテソノ一等ナル本分ハ軍人デアル」だから、その軍人が腕を鍛えるための演習に差しつかえない飲料水を提供することは「間接ニ国家ノ為メニ尽シツゝアル」と考える。

少々読む人を意識しているような（文中、二か所に他人の評が書き込まれている）よそゆきの文章であるという感はあるが、それはともかく、明治天皇の死により、あたかも実の父親の死であるかのような衝撃を受け、それをまた、生真面目に対処していかうとする一青年の姿がうかがえる。

彼をこのように嘆かせ、また発奮させる天皇観を形成するのに影響を与えたと思われるものを、彼の読書リストの中からあげてみる。ひとつは「戊申詔書」である。明治四十一年に発布されたこの詔書は、すでに述べられているが（第二章第六節）、日露戦後の比較的自由に発展してきた文化への警告として発布されたものであり、「宜シク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服」すことを天皇の名のもとに、国民に要請したものである。豊麻は、これを四二年六月九日の箇所こゝで読んでいる。

もうひとつは『高山樗牛全集』である。高山樗牛は当時、雑誌『太陽』に毎号、哲学、文学の論文を載せ、いわゆる「日本主義」を提唱し、明治三〇年代の思想界に大きな位置を占めていた。樗牛が少年時代に記した日記「光陰誌

行」には、明治一八年に行なわれた孝明天皇祭のことが記されており、この時の天皇観は「秀才だけにかえて、この少年は忠義と孝行とを押しつける国家の要請に模範的にこたえようとしている」(西岡虎之助、鹿野政直『日本近代史』)と評されている。これはまさに星野豊麻青年の、明治天皇への対応にも重なり合うものであろう。

天皇の死を、あたかも、肉親の死のように歎き悲しむ行動は、公と私を混同してしまう。すなわち、後に強化される家族国家観の先取りのようにも受け取ることができる。しかし、彼が新倉小学校を卒業したのは、明治三八年、日露戦争の終わる年である。卒業間近で習ったはずの修身科、日本歴史などの教科書は、それまでの検定制に変わって国定化(明治三六年実施)したものであった。これらの、いわゆる第一次国定教科書は、実はまだ十分に家族国家的意識を、学校教育をとおしても、実現してはいなかった(石田雄『明治政治思想史』)。

そのように見ていくと、豊麻にとって、明治天皇の死は実は「明治ノ御恵ニ浴スル事」がもうできないという「心細サ」でもあったと読み取ることができる。このことは、以下のような例からも推測することができる。

豊麻より一〇歳ほど年長で、府内で、天皇の葬列を多くの人々と共に見送った新聞記者生方敏郎も、その厳肅な気分には飲み込まれて、声を上げて泣いたと述べている(『明治大正見聞史』)。しかし間もなく、「人は誰も彼も死んでいく。今夜見て来た人は皆死んでいく」と、すぐ気を取り直していく。この対応の仕方は、まさに豊麻の、このできごとに対する行動のパターンと酷似している。

それ故、新しい時代の息吹としての新暦を積極的に取り込んできた青年にふさわしく、歎き悲しんだ翌日の日附は「大正元年七月三十一日」と記している。

この日から、「デモクラシー」とか、「新教育」ということばに代表される新しい時代の幕が開いていく。そんな変わり始める時代の前夜の、後に一年間、町長(昭和二年)を勤めることになる一青年、星野豊麻のこれはひとつの

感慨であったのである。

2 交通の変化と芝宮集落の移転

明治維新以降、欧米の国々とその歩調を合わせ始めてきた日本の産業革命の進展は、手工業から動力化、機械化による大量生産へと移行した。それは衣料等の消費材はもちろん、交通や輸送の手段までそれを享受する層が、都市などの一部の人々などから、大正期に入ると、国内のより広い地域へ拡大していき、首都東京の隣接地である和光地域の村人の生活も、少しずつ変容させられていくことになる。

このことはまた、自然により多く依存していた村の産業構造が少しずつ変化し、人為的で、かつ、より効率の良い生産が要求されてくるということでもある。

畑作農業の白子村、水田が多い新倉村、川越街道の宿場町としての白子宿、そして、東北部を流れる新河岸川、荒川流域に住む人々が、その環境により少しずつその生活の仕方の違いも明らかになってくる時期でもあるといえる。

このような変化のひとつとして、村の人々をめぐる交通の変化、そして、これとかかわりを持つ芝宮部落の動向をみていく。

鉄道開通以前 明治期では、市域の村々から一番近い宿駅、すなわち、町場は志木であった。上新倉村からは、一里前の交通 三〇町、下新倉村からは一里二八町、白子村からは一里三二町余りである。そのほかの近い宿駅は、

上新倉村、下新倉村からは蕨駅へ二里半ほど、白子村からは所沢駅へ四里、浦和宿まで三里六町（『和光市史』史料編三 八九、一一〇、一三六ページ）という距離であった。

大正期に入っても、市域東北端、芝宮河岸に住んでいた高橋浜太郎は、上野へ行くためには、目前の荒川を渡り、

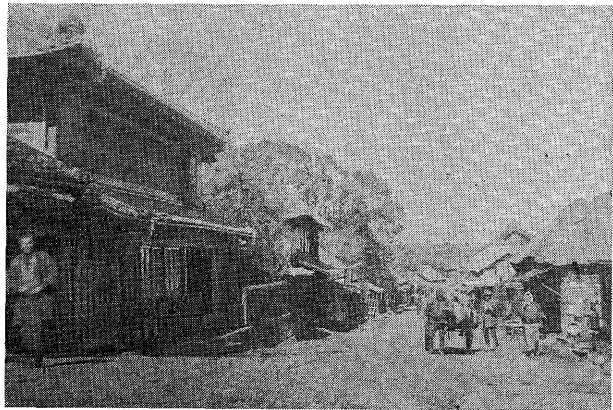


写真5-65 急坂で知られる白子坂(大坂)の登り口(大正末頃)

徒歩で蕨駅に出ていた(高橋正敏『賢徳院智徹俊濱翁大居士遺稿集』以下『浜太郎翁遺稿集』と略す 一一ページ)し、また、東上線開通後、頻繁に上京する地福寺の鎌田住職も、大正一年二月四日の比叡山への団体旅行には「一〇時自坊ヲ発俾ス、芝宮渡船満水風荒シ危険ヲ感ス、俾ヲ捨テ笹目馬車ニ乗シ蕨駅ニ至リ」(『地福寺 日並記』二九二ページ)汽車に乗っている。このように、当時は、村長鈴木左内が嘆いていたように「荒川其ノ東北ヲ圍繞シ而モ橋梁ナク、渡船ヲ以テ交通スルニ止マリ、南西方ニ出ツルモ道路缺少」(「鈴木左内表彰取調書」『和光市史』史料編三 二九六ページ)という状況であったのである。

これらの、四方へ張り巡らされていた道路は、大正期に入ると、村民にとつては、県道編入請願の対象として、それはむしろ、車のための、すなわち産業発達に伴う、効率の良い輸送手段に向けての工事、道路の付け替えが行なわれるようになる。改修以前の白子坂は、樹木が両側から覆い被さり、急坂で屈曲していたので、荷を積んだ荷車がよくころがり落ちていた。この坂は、市域の人々にとつて、荷物の輸送路として利用されることはあまり多くはなかった。例えば新倉の坂下や下新倉の本村方面から神田の市場まで、収穫した野菜類を運ぶには、吹上観音下を通じて、赤塚・オナカヤ坂―新町―大山―四ツ又(いずれも現板橋区)を經由した。白子村牛房付近へ、下肥を運んで東京から帰るには、練馬から台地上を北へ向って戻ってきていた。街道周辺の人々は白子坂を利用したであろうことは想像に難くない。

川越街道は、この頃は白子坂で分断されていたかの觀があつた。東京方面から来た行商人は、白子馬車にその荷物、例えば竹籠―千葉県君津郡などから来ていた―を積んで来て「安宿」に泊り、近隣の村を「地回り」して売って戻って行った。また、富山の薬屋は、ここからは徒歩で、荷を背負い、膝折、大和田方面へ行ったし、川越から商談に白子宿まで来た客は、ここで東京からの取り引き先の人と話をつけるとそのまま川越へ引き返して行った(柴崎好三談 明治三六年生)のである。

しかし、鉄道の開通に伴い、白子宿の役割は変化し、白子宿でも、白子馬車は東上線開通直前には通わなくなつていて、「安宿」の向かい側には馬をつないであつた馬小屋のみが残されていた。

鉄道開通と生活

市域中央部を、西から東へ横切つて敷かれた東上鉄道が開通するのは大正三年である。

この用地買収のため、鉄道会社の重役達がこの村に視察に現れたのは明治四四年(『地福寺 日並記』)である。

鉄道に掛かる用地買収について、新倉村、白子村がお互いに価格について協定を結んだこと、また、駅を地福寺前あたりに(『覚書』『和光市史』史料編三 三七二ページ)と希望する人達が集まり、請願のため上京を企てたことなどは、すでに(第三章第三節)述べられている。

年号が大正と変わる年の暮れ頃から、本格的な工事が、受け負つた遠藤組より開始された。それは、工事人夫を一日に一五〇〇人も使う大掛かりな、また先を急いだ工事(『国民新聞』大正二年一月二日)であつた。この工事現場の様子を、この時期、白子村、新倉村で過ごした人達がよく覚えてゐる。

白子宿の北側、地福寺あたりは、丸太で高い檣やぐらが組まれ、その上をトロッコが土をいっぱい盛つて走っていた。掘り割つた箇所箇所の土を使って、土手が築かれ、ガードの壁はレンガが積まれていた。

これらの工事には、長野県や新潟県の人が雇われてきていた。この人夫達の目を盗んで、軌上のトロッコに乗って遊ぶのが子供達にとっては、たまらないスリルであった（柴崎好三）。人夫は、これら遠方から雇われてきた人達のほかに、このあたり（吹上、下新倉、白子）の学校出たての若者も多く雇われていた。

突貫工事が効を奏して、東上線は、大正三年五月一日に開通する。市域に近い駅は成増や膝折（現朝霞駅）である。その膝折駅における開通式に招かれた父親に連れられて参列した塩野民三郎（明治四二年生）は、人々が羽織、袴に帽子もかぶっていたこと、膝折駅の駅舎を背景に記念写真を写したこと、式後に折詰と饅頭をもらって帰ったことなどを記憶している。客車は、現在のようにではなく、一つの車両にドアがたくさんついており、それを、各自が手前に引いて乗るような型であったという。下新倉の石田金吾（明治三九年生）少年も、開通したばかりのこのような型の客車に乗り、川越の不動様まで行った。その時の印象としては、目まぐるしく流れ過ぎる車外の景色を見ると、学校で習った唱歌「今は山中、今は浜……」の歌にそっくりであるという感慨を持ったと述べている。

この地域の、それまでの主要な交通手段のひとつであった川越街道からは、少々離れて敷かれたこの鉄道の汽車を、例えば膝折の子供達は、一日がかりで、藁わらを抱かかえて見に行かねばならなかったし、その子供や、白子小学校から眺めている子供達の目前を走り抜けた当時の列車は、四車両連続くらいであり、客車三、貨物一両の割合であったという。

東上鉄道の開通は、市域の人々の行動を変化させていった。

地福寺の住職、鎌田亮中が上京するのは『地福寺 日並記』によれば、開通以前では、例えば、

明治三九年二月

一 十二日 曇天 東京へ行泊り

一 十三日 晴天 午後四時帰院

という時間配分で東京に出掛けるのが常であった。しかし、東上線開通後には

大正三年一月

一 十一日 半晴 二番ニテ東京へ行、七時十五分発テ帰ル

となり、回数も俄然^{がだ}多くなり、開通半年後のこの一月だけでも、一日、三日、七日、一一日、一四日、一九日、二七日と三日おきくらいに頻繁に東上線を利用して上京している。

地福寺の住職ほどでないにしても、人々は少しずつこの新しい交通手段に慣れはじめる。

白子尋常高等小学校高等科の生徒達の遠足も、ずいぶん遠くまで行くようになった。例えば高尾山（大正五年「学校沿革誌」）や横須賀の海軍工廠を見学し、軍艦「三笠」を見てきたし（加山平太郎談 明治四三年生）、また、日光、中禅寺湖で二泊もしてくるようになる。

このように東上線の開通は、新倉村、白子村に多くの影響を与えはじめていた。人々は、成増駅や膝折駅を経由して、東京市内や川越方面へという方向が定着していくことになる。

河川改修と

芝宮集落

これら、効率の良い、安全な輸送手段や、生産体系の確立を期待する資本主義の要求は、発展してきた科学技術を伴い、この大正期は、地域の自然景観を大きく作り替えていく先駆^{さきがけ}の時代であった。

東上線の開通工事、白子坂の付け替え、そして大正六年から本格化した市域東北端を流れる荒川の河川工事がそれである。流域住民により、明治三六、三七年頃から声が上がってきた荒川・新河岸川河川改修要求は、四三年の大洪水の後、本格化し、治水翁といわれる斎藤祐美を中心に関係町村長などが、県や国への働きかけを積極的に行なう。

その結果、内間木（現朝霞市）より下流は国で、上流は県の事業として行なわれることが決定する（斎藤貞夫「新河

表5-94 芝宮の家と職業

No.	戸主	屋号(呼称)	職業	次世代	改修後の住所	
1	高橋 卯七	塩屋 かみ 勝さん コメ安 機屋 新問屋 背戸の家 源蔵 しも勝さん	農業	浅太郎	白子	
2	高橋 卯右エ門		小売商	平一郎	下新倉	
3	横田 勝五郎		船頭	虎五郎	白子	
4	高橋 安太郎		(白子宿で米屋)	利彦	白子	
5	横田 藤四郎		染物業	徳太郎	戸田市目倉	
6	高橋 カオル		農業・渡舟	(絶家)	下新倉	
7	高橋 伝三		無職	(絶家)	白子	
8	横田 留吉		無職	(絶家)	白子	
9	高橋 伝五エ門		背戸の家	農業	板橋区徳丸	
10	高橋 源次郎		源蔵	船頭	源八郎	下新倉
11	高橋 熊太郎		農業	(絶家)	白子	
12	高橋 丹三郎		農業	浜太郎	板橋区増	
13	高橋 勝三		しも勝さん	農業	清一郎	板橋区大山

第三章 都市近郊化の進展と和光地域

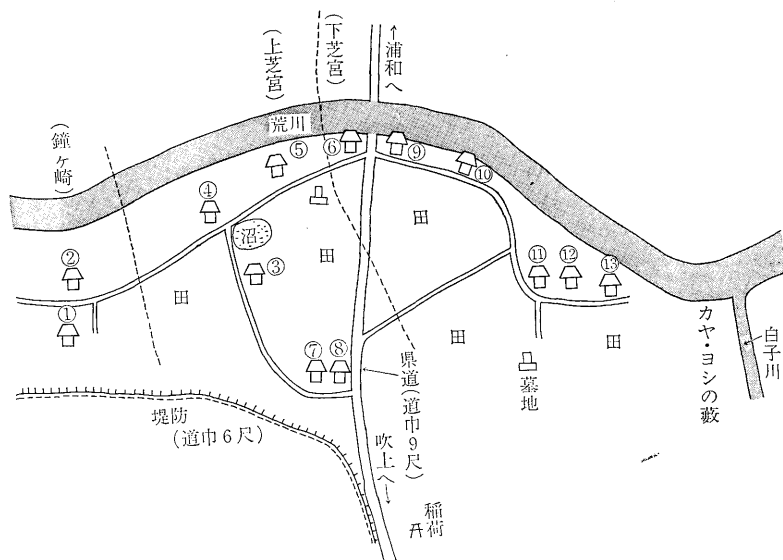


図5-38 芝宮河岸の家屋配置図 (大正7年頃)

岸川改修と舟運」『埼玉史談』二七卷三号)。地域のそれも、第一次大戦の影響で繰り延べされたり(第三章第一節)しながら、大正四年からその事業計画が実現してくる。

地域では、大正八年に内務省第二土木出張所の立入検査があり、翌九年に、両村の個人所有地、そして宅地が買収されていく(第三章第一節)。このうち、宅地を手離した人々とは、白子村では芝宮河岸部落、新倉村では五畝割や大野前の人々である。ともに、この河川改修工事で立ち退きを余儀なくされ、消えていった家々である。このうち、芝宮部落のこの頃の状況を少し見ておこう。

芝宮河岸の明治時代以前の村の様子は、寛延二年(一七四八)、安政六年(一八五九)の下新倉村絵図から知ることがができる。前者の図には三軒、後者には荒川沿いに一七軒の家が並んでいる(『図説和光市の歴史』五一、六四、六五ページ)。

埼玉県内で、河川交通が行なわれていたのは、利根川、荒川、新河岸川、江戸川などであるが、これらの沿岸の河岸場は、その背後にある村々の幕末から明治期にかけて、生産の増大、商品流通の活発化に伴い、主要な輸送手段として、最盛期を迎える。安政六年における芝宮集落の一七軒という家数は、比較的古い時期の状況であったのであるうか。

しかし、明治中期以降は、鉄道の開設、道路網の整備に伴い、例えば、荒川などは上流から衰退が始まる(老川慶喜『埼玉の鉄道』)。地域より上流の新河岸川の各河岸場と同様に、芝宮河岸の果たしていた役割が、東上線開通(大正三年)を契機に徐々に、陸上の鉄道や貨物自動車にとって変わられていく。

表5-94と図5-38は、芝宮河岸に一一歳まで生活をしてきた高橋徳次郎(卯七次男 明治四四年生)の記憶をもとに構成したものである。配置図を安政六年の絵図と比較すると、家の並び方が、川沿いのみではなく、吹上寄りの

南側に家が建てられていること、また、「消滅前の芝宮河岸地図」(『図説和光市の歴史』一〇〇ページ)の家数より四、五軒少なくなっていることがわかる。

安政の絵図の、河から離れて、二股ふたまたに道の分岐する所に描かれている家は、恐らく「一軒家」であったらしく、これは「昔、稲荷さんの近く、河より手前みづもとにあった」(高橋正敏談 大正一年生)のだが、大正期には無くなっていたようである。

家と職業

河川改修時における各家の職業と屋号を表5-94に示した。大正七、八年頃のこの部落での職業は、農業專業であると記憶されている家が半数ある。「問屋や商売を営む家、また、船頭も農業と兼業でみんな地所持ち。男は舟に乗っていた。嫁しゅうとね、姑、女中、孫達で田を耕作した」(高橋ちよ談 大正三年生)という状況であった。しかし、これはもとはといえば、「皆、川からはい上った者」(高橋徳次郎)の家であるはずであったのが、明治中期以降、水運業の衰退に伴い、次第に、荒川流域の低湿地の水田耕作を中心とした農業に、その生活手段を転換してきた結果であると考えられる。例えば、高橋浜太郎の親丹三郎は、水谷村(現上福岡市)出身の、新河岸川、荒川を行き来していた船頭であった。しかし、養子として、高橋家に入った以後は、水田二町歩余―荒川沿岸に開かれた田は広いばかりで、すぐ洪水で水をかぶり、ゴタゴタになるので、苦勞の割に収穫の少ない田であった(高橋ちよ)―と畑一町歩余(表5-77参照)の所有者として、また、蚕の効率の良い飼育方法を群馬県まで出かけて行って研究するなど、むしろ、篤農家のイメージさえある。また、明治三五年二月に行なわれた郡農会主催の短期農事講習会、習得者名一覧の中に、丹三郎のほか、高橋伝五衛門、高橋勝三の名があり(『和光市史』史料編三 二三八ページ)、芝宮部落が、この時期、農村であったことをうかがわせる。

農業以外では、船頭をしていたのは横田勝五郎と高橋源八(源蔵)である。船頭源八については後に述べる。この

時期の河岸における船の所有状況についてははっきりしてない。明治期には、すでに述べられているように、盛んに地域の荷を東京へ、東京からの雑貨類を陸揚げしているが、この時期、水運で活躍していたのは、屋号「塩屋」の二艘の船と、先の二人の船頭のみであった。「塩屋」では、明治三〇年に、小廻船（長さ四間）を二一〇円で、北足立郡美谷本村の鈴木伊助から買い取っていたりする（「船売渡シ証書」高橋平三家文書）。これらの船に、卯右衛門が、息子平一、見習い子の福太郎を載せて、志木―千住間の荷の運搬に従事していた。船は、「四・九」（毎月四日と九日）に出る早船で、塩、苦塩、石油、菜種油など志木河岸まで運ぶかたわら、途中に一部荷を下ろして、それを店で商あきなっていた。店で扱っていたのは、このほかに、燃料（炭、薪、練炭）、荒物（石けん、マッチ）や砂糖、小豆、大豆などであり、この店には、荒川対岸の早瀬（現戸田市）などからも、それらの品物を買いに来っていた。

大正期に、ほかに船を所有していたと記憶されているのは、高橋勝三―高橋回漕店―のみである。二艘所有し、この船は浅草から川越へ、酒、雑貨類を運んでいたという。勝三は、東京本郷生まれの船頭で、このような船に乗っていたが、丹三郎の場合と同様に高橋市太郎の養女との結婚を機に、その家業を受け継いだ。この時期は、すでに農業が家業の中心となっていたが「荷の扱いをしていた。船が着くと（関係者に）触れ、沙汰をする役をしていた」（高橋かよ談 明治三八年生）。勝三が船に乗らなくなって、所有していた船は、人に貸していたが、それも河川改修頃には売却してしまっていた。

ほかに「機屋」と呼ばれる、木綿の藍染めをする染物屋を、横田藤四郎の長男、徳太郎が使用人を二人雇って経営していた。明治初期から中期に、問屋内山（常五郎）、新問屋、問屋萬五郎（問万）、高橋市太郎、高橋回漕店などの問屋名が史料（内山昌明家文書）に記載されている。このうち、内山常五郎商店は吹上（白子村）であるが、ほかの家々は図5―39のように、親戚関係で結ばれていたことがわかる。

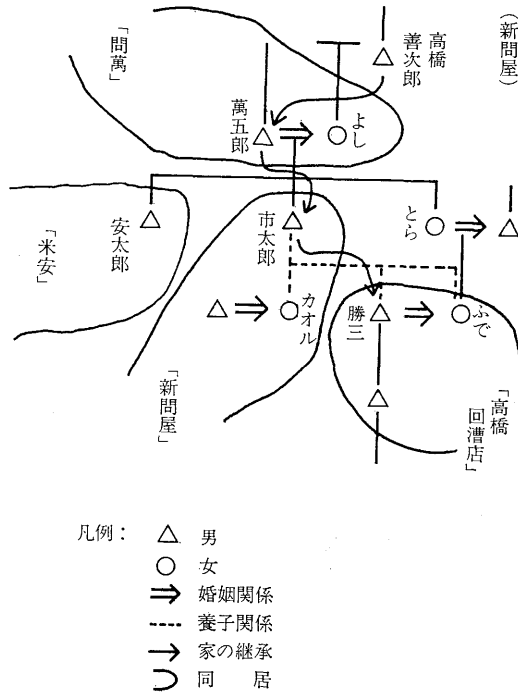


図5-39 高橋四家関係図(大正初期)

四坪を所有していた(『諸雑書綴冊』白子村役場)。

「米安」こと高橋安太郎は万五郎の粹(まこと)『和光市史』史料編三(三七ページ)であり、明治一四年頃には船にも乗っていた(明治一四年八月二五日「荷物入船帳」内山昌明家文書)。しかし百姓として万五郎の跡を継ぐのを嫌い、白子宿に明治末には出てしまい、万五郎らが収穫する米などを扱う店「米安」を開業した(高橋かよ)。白子に店を構えてからは、地福寺の壇家となり、鎌田住職とかなり親しい交際のあったことを、住職の日記から知ることができ。したがって、安太郎の家は、大正八、九年頃の芝宮河岸にはなかったことになるが、徳次郎の記憶に従って、表

高橋万(萬)五郎、市太郎の家は、オヤカタこと、高橋丹三郎(浜太郎)からの分家であり、養子を繰り返しながら、勝三、カオルに分かれて、この家が継承されていく。
 明治初期活躍した「新間屋」は「問萬」を経て、もうひとりの養女カオルと同居していた高橋市太郎(明治四〇年一二月没)の家の屋号としてのみ残されていた。大正五年九月には「養母ト本人ノ二名ノ外」東上鉄道工事に、運送請負人としてきていた内縁の夫との三人家族であり、田二反五畝六歩、畑四反三歩、宅地一九坪二合納屋二

5-94及び図5-38に加えてある。

表中、伝五衛門の弟、高橋伝三、虎五郎の弟、横田留吉は、ともに決まった職業はなく、例えば、伝三は、忙しい時の農家の手伝い等をして暮らしていた。船に乗っていたというのではない。なお、伝三は、大正七年九月に白子村

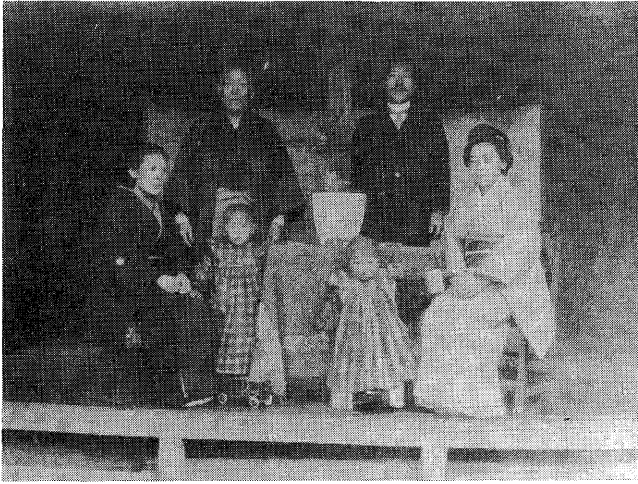


写真5-66 大正初期の高橋浜太郎家

から一円五〇銭の賑恤金(第三章第一節2参照)を受け取っている。

芝宮の暮らし

芝宮河岸に住んでいた人達の家屋敷の様子は、どれも高さ一〇〜一五尺(約三〜四・五メートル)ぐらいの土盛りの塚の上に建てられていた。それは、毎秋襲う洪水への古くからの対応策であり、明治四三年大洪水の後には、さらにそれが補強されたりする。土を盛って固めて、柴、笹などをびっしり植え込み、上部の屋敷の周囲には、柿、枇杷、檜、しゅろなどが植えられる。それは、「面積四、五十坪から百坪位の土盛りをしてお城の様に出来ていた」(浜太郎翁遺稿集)のである。このような方式の屋敷は、眺めは良いけれど、例えば手車を仕舞うために毎晩、屋敷への坂を持ち上げねばならないなど、生活には不慣れた面もあった。

なお、これは、いわゆる「水塚」の上に建てられていたのであり、この塚のことを「じゅんぎょう(地形)」、土を盛り塚を築く

ことを「じゅんぎょうする」などと芝宮の人々は、言っていた。水塚は、新倉河岸の家を始め、荒川沿岸の低地集落に多く見られた屋敷地造成法であった。

どの家も、小舟を一艘は持っており、洪水になると、水が引くまで、その舟の上が生活の場になってくる。舟上で炊飯して食事もするし、こういう時、通学の子供達は、「旧土手」まで舟で送ってもらったりして、これは子供仲間からは、うらやましがられたりした。

芝宮部落の祭としては、二月初午の稲荷様、八月の水神様の祭礼があった。いずれも小規模なもので、むしろこの河岸の家々は、下新倉村、氷川神社の氏子として登録されていた。

部落には、商店は「塩屋」が一軒のみで、魚などは（うなぎなどは荒川でよく採れたが、それ以外の）白子宿から天秤てんびんで売りに来ていたし、豆腐買いを頼まれた子供は、荒川を泳いで対岸の店へ買いに行っていた。また、頭上の桶のまわりに紙の小旗を刺したヨカヨカ鉛屋が吹上の方から太鼓をたたきながらやって来て、踊るような歩調で村をひと回りして鉛を売り、渡しに乗って浦和の方へ去って行ったこともあった。このヨカヨカ鉛屋の歌うよかよか節が、これより二〇年も前に下新倉青年会で「浮化（筆力）の歌謡」（『和光市史』史料編三 二一四ページ）として禁止されていたなどということは、鉛屋の後を付いて回っていた子供達には、もとよりわからずにはいられない。

芝宮河岸で、このように子供が楽しい思い出を作り出している時、河岸からは、東上線開通工事のための大量の材木が陸上げされ、荷車で工事現場に運ばれていた。間もなく開通したこの鉄道は、例えば、芝宮河岸から、積み出していた地域の水車の製粉の輸送を、大正四年以降は成増駅に変更（第三章第二節 表5-184）させていく。

家の移転

新河岸川、荒川における水運の凋落ちようらくに伴い、養蚕などによる農村として、再生を模索し始めた頃、河川改修工事確定（大正七年）、用地買収（大正九年）による立退き要請が、矢継ぎ早に実行に移されてく

る。この間、河岸の家々の動きとしては、下新倉村として請願書を提出した（大正七年一月一日）のみで、「百万運
動せしも其効なく」（浜太郎翁遺稿集）と表現されているが、実際には総数一二戸（大正八年「荒川改修工事関係書
類編冊」白子村役場）のみの芝宮部落の人達にとつては何をする術もなく、大正一〇年頃、思い思いに引越して行く
ことになる。その転出先を表5—94に示した。すでに述べたように、第一次世界大戦後の不景気の時期での土地買収
であったため、土地所有高が最も上位であった高橋勝三、高橋丹三郎、また横田藤四郎など（表5—78）でも、再び
農業を行なうための土地購入は困難であり、商売（高橋浜太郎、高橋勝三、高橋卯右衛門）、工場通勤者（高橋浅太
郎）、自家営業（横田藤四郎）などへ転職していく。

高橋卯七、徳次郎親子は、田と畑を転出先の白子宿より、はるかに遠い膝折村との境に借地して、それでも大根を
最盛期には、手車に五〇束ほど積んで、滝野川や駒込の市場に卸したりした。

高橋源次郎、源八親子と、その直接本家である高橋伝五衛門、そして高橋伝蔵の三軒で下新倉に移転する。源八は
荒川改修以後も荒川河岸に通^{かよ}って船頭を続けていた。

荒川、新河岸川の水運のその後の歴史は、関東大震災（大正一二年）の結果、東京の船が多く焼けてしまつたた
め、この流域にながれていた船が多く売払われたこと、岩渕水門の完成（同一三年）、新河岸川上流部改修工事の
ための通船禁止の告示（昭和三年）（斎藤貞夫「武州新河岸川舟運史年表」『川越舟運』）などを経ることになる。

源八は、改修移転の頃、一時は陸に上がって土方になるが、間もなく、船を買い入れ、志木・千住、浅草間を土建
の材料（砂利、壁土、瓦^{かわ}）などを運び、関東大震災直後にはレンガを府内に運んでいた。昭和に入ると、下肥を東京
で買いつけて芝宮橋で下ろす、いわゆる下肥船を動かし、それは昭和一〇年くらいまで続いた（高橋ふみ談 大正八
年生）。

川越街道の交通

この時期のこの地域の川越街道については、白子坂の付け替え工事以外は、人々の記憶の中から抜け落ちてしまっている部分でもある。開通したばかりの鉄道に関心が寄せられていたからであろうか。

川越街道を經由するバス路線の計画が大正期にあったことは、以下のような資料から知る事ができる。

大正二年一月二三日『国民新聞』は川越町に資本金二五万円で同年五月に設立した「関東自動車株式会社」が、自動車八台を所有し、川越町より旧東京街道を通過し、本郷回りで上野山下まで運行される。往復運賃は六五銭、大正二年一月二〇日開通見込みであると伝えている。

バスの語源である「オムニバス」（乗合馬車）の、わが白子馬車は既に東上線開通以前——明治四三年か——に廃止になっていた。大正期の川越街道の交通機関としてはっきりしているのは、大正一四年に「池袋乗合自動車」の池袋から成増への乗り入れ（板橋区教育委員会『板橋』）である。

板橋区内で大正期にバス会社として経営が行なわれたのは大正七年設立の、板橋駅・巣鴨駅間を走った「板橋自動車株式会社」が初め（『バス事業五十年史』）である。そして、これを記している大正一三年発行の『板橋町誌』の川越街道の項にはバス運行の記述は見られない。

この「板橋自動車」が昭和一〇年に東都自動車株式会社となり、さらに第二次大戦後、昭和二五年に国際興業株式会社と合併される。埼玉県内のバス会社を多く、合併吸収したこの国際興業のバスが池袋・成増・志木間を走るのは昭和二八年以降（「資料」国際興業株式会社自動車部）である。

大正の最後の年に走り始めた池袋自動車について、昭和二年六月の白子青年訓練所の機関誌『焦点』五号では、東上線電化の遅れと関わらせて、このバスの運行に、回数増発とバス料金の値下げを要求し、「快速、自由、便利」

な乗物に期待をかけていると、記している。これらの期待に答えた結果であるかどうかはわからないが、東上線電化（昭和四年）頃には、このバス路線は、池袋―成増間に加えて、さらに、成増―川越間の路線も走って（高橋正敏）いた。

荷物便としては、空気タイヤ車両の「武蔵貨物」が、神田から東北方面まで運行されていて、白子へも荷を下ろしていた（柴崎好三）。

3 関東大震災と和光市域

大正一二年（一九二三）九月一日は、新倉村、白子村の農家は、はらぎく八朔（旧八月一日）の節句で休み日であった。午前中の雨が上がって昼少し前、午前一時五八分に地面が揺れ始めた。

マグニチュード七・九のこの地震は、その後三一〇回以上に及ぶ余震があり、東京では倒壊家屋による火災により、未曾有の被害を引き起こしていく。当時、大正大震災と呼ばれたこの地震の震源地は小田原沖の相模湾であり、激震地は京浜、神奈川県、静岡県南部、房総半島であった。

被害状況を東京府の場合で見れば、罹災戸数は、全壊一万六〇〇〇戸余、半壊二万戸、全焼三〇万戸、半焼三六〇戸、計三十五万戸を数え、これは当時の府内推定総戸数八三万戸の四三パーセントに当たる。

地震とその後火災による死者、負傷者、行方不明者の合計は一〇万人（『大正大震災志 上』内務省社会局編）であり、その被害の膨大さは、人々を混乱と不安に陥れていった。

埼玉県の被害状況は、東京や神奈川県と比較すれば少ないといえるが、おおよそ次のようである。

県全体の全壊戸数は四七一三戸、半壊三三四九戸、合計八〇六二戸余りであり、死者は二一七人、負傷者五一七



写真5-67 大正震災録（桜井寅之助著）

人、計七三四人を数える。県内では、東南部で東京と境を接している北足立郡が最も被害を多く受け、次のような数字となって表われている。建物の損害では、全壊二〇三八戸、半壊一七七一戸で、死者一九人、負傷者二二五人と、どの数も県の被害数の二分の一を北足立郡で占めている。

北足立郡の中では、川口町、蕨町、大宮町などの被害が大であり、川口町では総戸数三二七一戸中、全、半壊戸数八六二戸と全体の約四分の一の家々が倒れてしまっている。その他、死傷者は大宮町六七名、川口町四三名である。

北足立郡以外で、被害の多かった郡は東部の南埼玉郡、北葛飾郡であり、これらはいずれも、荒川、綾瀬川、古利根川沿岸のいわば低地に発達した町々である。埼玉県においても、また東京においても、西部、すなわち関東平野の台地や丘陵地帯の村の被害は比較的少ない。

九月一日午前 新倉村、白子村は、まさにその台地のヘリの部分に一時五八分 位置しており、この地震について以下のような体験が語られる。

▽ 白子村 坂上 網野喜平（明治四五年生）

小学校六年生だった。軒下で親達はキミ（黍）を揉んでいた。

八朔なのでうどんを作るため湯を沸かせと言われた。一緒にとうもろこしもゆでようと思ひ、畑に採りに行った。畑の中で揺れた。縦揺れ、横揺れがあった。まだ火を入れていない、土のかまどが壊れた。

▽ 新倉村 漆台 本橋左門（明治三十七年生）

二〇歳を過ぎていた。蕨や戸田の小学校が崩れたらしい。地割れはなかった。余震はあったが家の中にいた。台地上は大丈夫だった。

▽ 白子村 吹上 野浦正二（大正一年生）

大震災は一二歳、五年生の時。八朔の節句で農家は休み。学校は（始業式で）出席のみで帰る。釣りに行くとして、みみずを用意していた。まずゴーという音がしてきた。次に、揺れてきた。母親が竹山へ行けと叫んだ。にわとりが庭中飛び跳ねていた。

▽ 白子村 高橋ぢよ（大正三年生）

学校が好きなのに、いつも農作業などのため休まされていたので、九月一日の始業式には喜んで行った。台風のような大雨が午前中降り、親が、傘、蓑で迎えに来てくれた。二年生だった。妙典寺の坂がぬかるんでいて滑った。雲が切れて良い天気になった。家に戻って、手打ちうどんを食べようということになった。父親は東京へ肥やしを取りに行っていた。西の方がゴーという雷のような音がした。揺れて倒れて歩けない。隣家の小寺さんの竹山に逃げると言われた。地面が激しく揺れて夕方まで家には近づけない。雨戸が裂けて畑の方にすっ飛んだ。壁はすべて落ちた。味噌樽が倒れた。廂は屋根から外れてパカパカになってぶら下がってしまった。安田天理教の母屋が潰れた。

▽ 新倉村新倉河岸 伊藤つる（明治三十六年生）

震災の時は長女が五歳。瓦工場をやっていたので九月一日は職人への勘定（給料）日で、遊び日だった。主人と勘定を済ませた四人の職人が昼ご飯を食べていた。揺れてきて、これらの人達はあわてて帰って行った。雨戸が外れた。目の前の田に地割れができた。

各部落における、地震発生時に受け取った感覚は、およそこのようであった。白子村や新倉村などの、台地上の家々の揺れ方と、新倉河岸や下新倉などの低地との差が市域内でも明らかにあったこと——体験当時おとなであったか子供であったか、また建物の堅牢さの差などを考慮しなければならないが——がうかがえる。

午後になっても、余震が白子、新倉の村々でも続き、東京そして横浜も木造建造物の倒壊により、大規模な火災が發生してくる。それらは「火は天空に反射して物凄く、三里余を離るる我が郷土をして真昼間の如く照す」と、當時、新倉村にいた桜井寅之助は、その著「大正震災録」に記している。

罹 災

東京府内において、この火災に遭遇したのが下新倉の深野タケ（明治三七年生）であった。以下は、その体験談である。

一九歳で、日本橋、一木少将の家に見習い奉公に行っていた。家族は五〇歳近い奥さんと、両親と六〇歳くらいのおばあやで、当日、主人は軍人としてアメリカに出張中であった。地震の直後は家の中にいたが、四時頃、火事が迫ってきて危くなった。女三人で、風呂敷包みを持って逃げ東京駅に向った。しかし、この駅と周辺も燃えていた。そこを逃れて、芝浦の海軍病院の方を目指した。道の端には病人などがうずくまっていた。火の手に追われて、隅田川の岸に出た。岸には人がいっぱいであった。川沿いに芝浦に出ようと考えた。通りかかった肥し舟の船頭に乗せてもらった。タケは舟にうまく飛び乗ったが、ばあやさんはこわがってなかなか乗れない。奥さんは帯にすがってようやく飛び乗った。舟が進んでいく途中でも、岸辺の海軍の火薬庫が爆発していて、恐ろしく、ほとん

ど逃げ延びることは不可能に思えた。火の粉が次々と飛んで来るので、頭に川の水を杓子で掛け続けた。舟が東京湾に出て、芝浦沖で、今度は石炭運搬船に乗り継ぐことができた。月島も燃えていて、水を身体に掛けどおした。た。

芝浦に上陸し、二日朝を迎え、鶴沼にある一木家の別荘に向うことにした。その夜は増上寺に泊まった。翌朝、再び歩き出し東海道を下った。道の端では、騎馬の兵隊が荷車を留めて、朝鮮人への警戒をしていた。奥さんは、名刺を見せてそこは通過した。六郷橋も地震で落ちていた。神奈川県に入ると、通りかかった人に馬に乗せてもらったりもした。道路沿いに設置された青年団の小屋に泊まったりして、三晩を過ごし、ようよう、女三人で鶴沼の別荘にたどり着いた。

下新倉の両親へは、四日目に奥さんの実家の人から知らせが行き、タケの叔父が、ほかに近所の人と二名で別荘まで自転車で様子を見に来てくれた。震災から九日過ぎてもまだ東海道線は全線は開通していなくて、九月一日に新倉へ帰ってきた。

被害と対策
このように、村内の人々の体験はさまざまであるが、結果として、新倉村での被害は、全壊一戸、半

壊一戸、白子村は全壊二戸で村内における地震による死傷者はゼロ『和光市史』史料編三 四四一ページ）である。

埼玉県では、これら合わせて八〇〇〇戸余りの罹災、七三〇人の被害者に対し、以下のように対策が立てられた。

(1) 一週間の焚き出し (2) 白米、副食物の配給 (3) 家屋倒壊の者には小屋掛けのための費用(四〜八円程度)、材料の給与 (4) 無料の医療救護班または医師の治療 (5) 県税(大正一二年度分)の戸数割営業税、雑種税減免、徴収猶予

『埼玉県北足立郡大正震災誌』以下『北足立郡震災誌』と略す」というような処置がとられた。

新倉村で全壊したのは、坂下の二戸であり、半壊は新倉の一戸である。全壊した家は「もともと同処は水田の跡なれば原因の依って来るは明白なり」（桜井寅之助 前掲書）という土地であった。新倉村の罹災者には県の被害者救助対策により、白米二斗一升と味噌二貫一〇〇匁（全壊家庭）、白米六升、味噌六〇〇匁（半壊家庭）が北足立郡長の名で村役場から渡されている（大正一二年九月「震災ニ依り救助ヲ受タル証拠書類綴」新倉村役場）。

このほか同書類綴によると、震災の罹災者は県の対策によるもの以外にも、次のような金品を受け取っている。

- (1) 恩賜金（全壊）八円（半壊）四円
- (2) 長襦袢^{じゆばん}（全壊）三枚（半壊）二枚
- (3) ろうそく、浅草紙、隣寸（マッチ）、状袋、慰問袋（数量略）
- (4) 義捐金^{いね}（全壊）二〇円（半壊）一〇円
- (5) 毛布（全壊）三枚（半壊）一枚

である。

恩賜金は、皇室からこの災害に対し、一〇〇〇万円という多額な下賜金が臨時救護事務局に渡され（「皇室の御救恤」『大正大震災火災誌』大正一三年）、埼玉県には、このうち六万五五一九円が配分され、それは県内罹災者に分配された。

義援金は、「悲惨事に対し我等一同一刻も黙過スルコト能ハサルモノアリ即チ大方県民ノ義心ニ訴へ義金ヲ集メ」（「震災事項」『真報』大正一二年九月八日）たもので、埼玉県内で一月八日で二万四一四五四円の金額を集めており、これは、新倉村で集めた金額八七円、白子村一七四円、さらに新倉尋常高等小学校の生徒、職員による拠出金^{きしゅつ}

三四七〇銭円、白子尋常小学校からの四五円四〇銭円（『北足立郡震災誌』一五四、一六〇ページ）も含まれている。罹災者への義援金募集はこのような町村単位以外に、いろいろな団体が行なっており、天台宗寺院である地福寺でも檀家富沢権治郎、富沢義三郎など、六八軒（『本山主催震災救護義捐金勸募』地福寺文書）より合計一五五円が集められて宗務所本部に送金（『和光市史』史料編三 四四一ページ）されている。

この大規模な、日本の各機関の機能を麻痺びさせてしまうほどの災害は、ほかの国々、米、仏などでも大きく報道され、被害の大きさは同情を集めた。罹災者たちに渡された毛布は、そのような国からはるばる送られてきたものである。

この毛布の新倉村内の受給者は、前記二名のほか、さらに二名のものに一枚ずつ与えられている。そのうちの一人は新倉河岸の新井三吉で、その妻カネの死亡によるものである。三吉、カネの長男、民蔵（明治四二年生）によれば、この日、母親は一年の春、小松川（当時深川区）に嫁いだその妹、すえの出産祝いに上京した。縫った産着を持参して、産院のある春日町（小石川区）を尋ねたが、すでに母子共に退院していた。その後を追って小松川に向う途中、この地震と火災に遭遇した。本所被服廠あたりを通ったらしい……。九月三日から三日間、旗をたてて、三吉と親戚の者達で心当たりを捜した。しかし、ついに見付け出すことはできなかった。仮埋葬をし、浦和の裁判所に籍を抜きに行った……。

府内で焼け出された人々は、この新倉河岸のある荒川や新河岸川を伝って、或いは多くの人々は街道沿いを徒歩で、埼玉県内へ火災を逃がれて避難してくる。

川越街道では「翌日の昼頃から避難が始まった。裸足で歩いて来る人がいた」（富岡九内談 明治四〇年生）。「家の前の道はあたかも、蟻の観音参りという言い方そっくりに、次々と人が続いて通った。仕事着のままの人、頬かむ

表5-95 罹災による村内
滞在者数

滞在者数	新倉村 人	白子村 人
1日	0	45
3日以内	3	39
5日以内	18	58
7日以内	20	46
8日以上	223	482
計	264	670

(『埼玉県北足立郡大正震災誌』)

りをした人、もんぺをはいていない着物のままの女性などがあつた。昼となく、夜となく、川越方面を目指して逃げて来ていた。自転車の人、荷車を引いた人など、種々であつた」(高橋正敏)。

埼玉県当局は、東京と境を接する主要な街道、奥州街道、中仙道沿い、及び鉄道の東北本線の川口、浦和、大宮、高崎線の熊谷、深谷の各町に救護所を設置する。ここでは、青年団、在郷軍人、学生などにより握り飯などの食糧、湯茶の提供、無料宿泊、傷病者の治療などを行なつた。

被害も県内最多数であつた北足立郡はまた、罹災者受け入れも、県東南部という地理的条件のため、多数の避難民が入つてきて「食料の給与其の他宿泊救護を為したるも、其の期間三日乃至十数日に亘り、其の救護を為したるものは無慮十数万人に達せり」(『北足立郡震災誌』)というほどであつた。

新倉村、白子村での罹災による村内滞在者数は、表5-95のようである。村の総戸数の差を考慮に入れても、白子村の滞在者が圧倒的に多いことがわかる。例えば、牛房の加山平太郎の家へは「家財道具を積んで、父の弟が下谷から戻つて来」ていたり、白子宿の横田くま(明治二八年生)の家では「ここから出た人が、家が無くなって大勢逃げてきた。米を毎日二升から三升炊いた」という状況でもあつた。

これらの滞在者数が、長期間に渡ることの方が短期間のそれより多いことは、北足立郡の農村部の各村共通の傾向である(これが逆転して、短時間の滞在者が「八日以上」より多い数字を示すのは、東京に近い二つの町、浦和町、大宮町のみ)。白子村の地福寺では「親戚三名、已知未知ノモノ九名ヲ收容扶持」するが、その中には、居留して、ついに「当地小学校へ通学」させるような状況(『和光市史』史料編三 四四二ページ)も生まれている。

これらの避難者に対しては、衣服などが、愛国婦人会、震災同情会から与えられることになり、新倉村は七三分、白子村では二六人分の申請が郡役所になされている。また、白子青年団は、団の積立金の中から、四〇円余りを支出して白米三俵を購入し、これらの罹災者に分配している『北足立郡震災誌』。

うわさ・自警団

余震が続き、通信機関が破壊されて、人々が不安に陥っていた矢先、朝鮮人、社会主義者の暴動や放火のデマが拡がった。

埼玉県内には、早くも一日夕方には、不逞朝鮮人の襲来のうわさが伝えられてきていた（かくされてきた歴史）。新倉では「二日夕刻、自警団は自然と組織され：第二支部（新倉）に於ては本部を朝日奈彦太郎方に置き、第一から第四警戒所を隣村（膝折村）との境に設置：各警戒所には五、六名各自、身大の棒或は祖先伝来の刀を持ちて警戒」（桜井寅之助 前掲書）した。

下新倉では「朝鮮人が来ると区長が言っていた。新河岸川に至る田んぼの方をひと回りをした。二、三日（警戒をした）（畑中豊作談 明治三八年生）。また白子、地福寺周辺の様子を鎌田住職は「九月四日 震災以来、不逞朝鮮人、主義者立回り昼夜警戒さわがしき事なり」と『地福寺 日並記』に記している。

白子の牛房でも「東京との境を消防団が警戒した。男達はとびく鳶口などを持っていた。区長がまとめ役」（加山平太郎）。市域と東京（板橋区）とが接する川越街道沿いの成増での警戒は厳しかったらしく、ここに住んでいた高橋浜太郎らは、街道を次々と避難してくる被災者を、道路に縄を渡して遮断し、身体検査などをして、怪しい者は県内に入れないという意気込みであった（高橋正敏）という。

村境、とくに東京との境に検問所を設けたり、区長などの依頼で、各戸の男子や消防団（村の戸主により結成されていた）などが、棍棒、刀、鳶口などを持って巡回していたことがうかがえる。

この警戒の論拠となる、いわゆるうわさについては、新倉村にもたらされたものひとつは、以下のようなものである。「三日三更……只今一貫寺山方向より我第二部方面に向って拾五名程の鮮人各自電燈会社の提燈を掲げて逃れ来たれば各位警戒せよ」というもので「非常を伝ふ警鐘は村から村へと伝わった」。

むろん「此報は誤伝であった」が「昼となく夜となく五日間、我が自警団は不眠不休の活動を続けた」(桜井寅之助 前掲書)。

このような状況の下で、下新倉に、荷車で米を買いに来た人夫二人が朝鮮人とまちがえられて、棍棒や刀を持った男達に取り囲まれたり、また、顔に天然痘の跡のある成増まで使いに来た男が、鉢巻を締めた若者達に竹槍おびやで脅かされたりした。

震災・その後 死者三万八〇〇〇人を出した本所被服廠跡の慰霊祭が、天台宗関係の宗教団体で一〇月四日、仏教連合会埼玉支部の震災死亡者追悼会が、同月一四日に行なわれている。

一 一月になると、新倉村の被害者への恩賜金、生活物資が、郡役所から村役場を通じて配布される。

震災の被害額は、四五億円とも一〇一億円とも言われ、第一次世界大戦後の不況状態に追いつちをかけたことになる。政府は九月七日に三〇日間の支払い猶予令を、ついで震災手形割引損失補償令を出し、経済活動の再開をはかったが、それらが有効に働いたとはいえず、大正一二年一月二一日の『東京日日新聞』埼玉版では、郡市長会議において、知事の訓示として、本県においても「新事業等は一切見合せ、既定事業も打ち切り繰延べを行ひ財政整理を断行」することを伝えている。

翌一三年八月には、震災一周年を前にして、この災害復旧に功績のあった優良団体の表彰が行なわれ、白子村青年団は、先の避難民の援助や戸田町へ出向いての労力奉仕の功で、県より表彰を受けた。また、震災に巻き込まれ、行

方不明のまま籍を抜かれていた新井カネの永代供養が、九月に、供養料三〇円を納めて金泉寺で行なわれた。

第六節 大正後期の村政

町村長会と 大正後期における政府主導の地方経営の方針は、政府↓地方官会議↓各県知事↓郡長会議↓町村長の町村経営 ルートを通じ各町村に通達された。この方針にもとづき行政事務の統一化をはかったものが、各郡各

地の行政事務会である。

和光地域には大正四年以降の行政事務会の記録が残存するが、白子・新倉村は北足立郡行政事務会の膝折支会に属していた。この旧新座郡域の支会は、町村長会での経営方針の具体化をはかっているが、この行政事務会及び町村長会記録により大正後期における町村経営方針の推移をみれば次のようになる。

まず第一は財政緊縮方針である。大正九年をさかいに県財政はいうまでもなく町村財政も飛躍的に膨張した。この地方財政の膨張は、そのまま町村民の負担の増大に結果したことはいうまでもない。膨張の主因は国政委任事務の増大にあったから、緊縮方針とは本来矛盾しながらも分ちがたく結びついた要請となっている。

当時、指導された方針をみれば「行政事務ノ整理」（大正一一年一月）、「地方財政緊縮ニ関スル件」（大正一一年九月）、「町村其他公共団体ノ財政緊縮ニ関スル件」（大正一二年九月）、「地方財政ノ整理緊縮ニ関スル件」（大正一三年九月）などである。町村財政のうち最大の支出目である教育費は、小学校基本財産を、道路新設



写真5-68 新倉村役場吏員と看板(大正14年頃)

などその他の町村費の増大は、町村基本財産の蓄積をもって負担の重圧を避けようとしたのである。しかし、これとて緊縮の有効策ではなかったから、大震災後は新規事業の繰り越しや中止、事務効率の増進のほか、諸事業の見なおしや視察、諸会合の旅費、工事の接待費の省略など細かい緊縮方針が指示されていた。

第二は民力涵養、生活改善に関する方針である。明治四〇年以來の地方改良運動の延長として、この時期に民力涵養運動が提唱され、生活改善運動とともに各町村に強制された。財政膨張の重圧をうけ、さらに第一次大戦後の経済変動に直面し、生活の破綻はたにさらされた町村民の生活を維持するための、精神的教化の運動であった。

第三は農業改善、副業奨励、労力調節方針である。稲作品種、麦作品種の統一による収穫の増大、家畜の飼養、朝鮮牛の導入、養豚の奨励、小工業の助成、労力の不足による畜力の利用、動力機械の導入などが指導され、農会及び産業組合の奨励とともに生産力の増大が意図された。

第四は思想統制と教育の普及である。第一次大戦以來の社会は、「浮華奢侈ニ流レ」（大正一一〜一三年「訓示内訓親展」）、物欲偏重になったため、綱紀肅正が必要であるという。神社中心の敬神思想の喚起が奨励され、とくに大震災後は「頽風一新ニ関スル件」や、「国民精神振作ニ関スル件」が指示され、文教の振興による思想の善導に注意が払われている。この実行のため青年団、処女会の修養や図書館などによる社会教育の充実、実業補習教育の振興により民風の改善をはかろうとしていた。

第五は大正一二年（一九二三）九月一日の関東大震災に対する対策である。震災直後、県下の生活必需物資の需給調査、義捐金ぎとんの応募、災害後の伝染病予防、震災後の米穀処置、復興用材の供給、金融の円滑化、暴利取り締りなどが問題となった。この大震災は大正期社会の変質の契機となっている。

民力涵養と 生活改善

右の如く、大正中後期の町村経営方針の一つは、民力涵養と生活改善運動の推進の問題であった。この問題が大きく取り上げられたのは原敬内閣の時である。

大正七年（一九一八）九月、原敬内閣が誕生した。政友会を基盤とする日本最初の政党内閣である。同年一月には第一次大戦も終了するが、原内閣は米騒動によって登場したように、社会運動と戦後整理への対応を義務づけられていた。

日本資本主義の確立期にして独占段階への移行期であるこの時期、政友会を基盤とした内閣でありながら、その政友会の保守的変質にも助けられ、民衆の民主主義的変革の期待に応える積極性は示していない。普通選挙問題においても労働者保護政策においても然りで、むしろ労働運動、社会主義運動はもちろん政治運動も、社会不安はもっぱら外来思想の悪しき影響とみて思想対策を急いだ。

原内閣が打ち出した国民教化策で、もっとも大規模に展開されたものが民力涵養運動である。この運動は大正八年三月の民力涵養運動基本綱要の通達により始まる。それは健全なる国家観念の養成、自治の観念、公共心、犠牲心の養成、勤儉力行きんけんりきようによる生活安定などを強調し、デモクラシーの諸潮流に対抗して、社会協調をはかろうとする官製の教化運動であった。

埼玉県ではすでに大正七年一二月に風俗改善運動に着手し、告諭を発し、実行委員を各町村の各区長とし、風俗改善申合規約を定め、冠婚葬祭における費用の節約、時間の励行などを命じていた。これにもとづき、大正八年には県下各村で矯風規約が制定され、「人情に厚く、隣人相互の助け合いを深め、村民自治の基礎を固くする」ことを申し合わせている。

新倉村でも「新倉村組合矯風申合規則」が作成されており、各種会合の時間厳守、組合内における相互援助の徹

底、従来の悪しき風習の矯正などの諸事項を申し合わせたらしい。この規則に違反した場合、「村八分」による強制処分を規定することがあった。

このような風俗改善運動は、政府の命をうけた埼玉県により民力涵養運動の基礎に据えられ、大正八年以後一層展開されている。埼玉県は大正八年六月民力涵養委員会を設置し、「国民信念を旺盛にする事」、「生活を改善し其安定を期する事」(『東京日日新聞』大正八年六月八日埼玉版)の方針を決め、教育者、宗教家を動員し講演会、補習教育、公民教育を通じて趣旨の徹底をはかろうとした。

大正九年の行政事務会では各部落講演会の開催を命じ、その実行計画書の提出を白子、新倉村にも要請している。同年末には督促されており、九年末より一〇年にかけて教化講演が各町村で開催されている。

大正一一年九月、埼玉県は民力涵養の実をあげるため、消費節約とともに勤儉貯蓄の奨励を行なう「生活改善申合規約」準則案を公布した。さらに一三年一月には「勤儉週間」が設定され、震災復興を含めて生活改善運動が推進されている。新倉、白子村のこの運動の実態は明らかではない。恐らく経済的にもきびしい村々の現実のもとで、目標達成は困難であったと思われる。

村会議員の選挙

変質しつつある大正後期社会の村政担当者はどうのような人々であったろうか。村長は明治末以来、新倉村は鈴木左内、助役は富岡綱太郎、白子村は村長柳下伊平太、助役柴崎龍蔵であった。

○年五月、大正一四年三月(新倉村は同年五月三〇日)に実施されている。この時期普通選挙運動が進展し、埼玉県は大正一三年一〇月、政府あてに意見書を提出し、「市町村住民ノ公民権ヲ拡張シ、可成多数ノ住民ヲシテ市町村ノ公務ニ参与」(『埼玉県史』資料編19 一〇三二ページ)せしむることの必要を述べ、選挙資格の租税条件の削除と等

級制の撤廃を主張した。

時流に応じたこの主張は、政府も認めるところとなり、大正一四年三月実施の村会議員選挙は等級制が廃止され、選挙権も拡張され普通選挙に近づいている。そのため、従来の地主村政維持のための等級制と異ったため、選挙の実

際は政府及び県の注目するところとなり、さまざまな選挙調査が行なわれた。小作争議の中心勢力としての小作人層の村政進出による混乱を恐れたからである。

大正一四年三月実施の、白子村村会議員の選挙結果をみれば表5—96のようになる。白子村の総戸数四八一戸、このうち有権者は四〇三人である。前回選挙の有権者二九人と比較すると一六四人の増加となり、選挙権資格が拡張されただけ小作層の村びとの意向が反映しやすい選挙となった。事実、前回の村会議員の選挙投票率は六九パーセントであるのに対し、一四年三月選挙のそれは八七パーセント強となり、投票率も上昇している。そのため「町村会を圧する小作階級の台頭」(『東京日日新聞』大正一四年六月二〇日埼玉版)を可能にしたのである。

当時の選挙結果を埼玉県全体でみれば、自作農議員が前回の二一四二人より一八八三人に減少し、自小作農議員は前回同様今回も二五七人で変わらなかったものの、小作農議員が前回の一〇人より



写真5-69 新倉村会議員と吏員(大正12年頃)

表5-96 大正14年3月白子村会議員選挙

選挙結果表 (戸数481戸、人口2810人、選挙人数403人、当選者12人)

内 訳	前 回		改 正 町 村 別		
	候補者 人	当選者 人	選挙人 人	候補者 人	当選者 人
農 業 自 小 自 小	7	6	55	8	5
	2	1	89	3	2
工 業 税 税 税 税	1	3	104	3	2
	3	3	3	3	2
商 業 税 税 税 税	1	1	12	2	2
	1	1	29	2	2
交 通 業 業 主 従 業 者 業 主 従 業 者	4	4	3	3	3
	6	6	4	4	4
公 務 業 官 教 育 二 関 係 官 教 育 二 関 係	1	1	1	1	1
	4	4	1	1	1
そ の 他 地 家 賃、有 価 証 券、恩 給 地 家 賃、有 価 証 券、恩 給	1	1	13	7	1
	1	1	7	1	1
合 計	15	12	403	17	12

選挙投票結果

	選挙人数		投票セシ者		計	棄権者 人	棄権者 割合 %
	有 効 人	無 効 人	有 効 人	無 効 人			
前回	239	162	3	3	165	74	31.0
今回	403	343	8	8	351	52	12.9

選挙ニ関スル調査

- (1) 町村会議員改選ニ対スル各種団体態度ニ関スル件
- (イ) 日本農民組合ノ態度 ナシ
 - (ロ) 日本農民組合系統外ノ小作組合ノ態度 ナシ
 - (ハ) (イ)(ロ)ニ属セザル小作人ノ態度 平穩
 - (ニ) 地主並ニ地主団体ノ之ニ対スル態度 平穩
 - (ヘ) 立候補者ノ実数及割合ニ関スル件 1人、7分1厘
 - (ホ) 立候補者中小作人実数及割合
 - (a) 日本農民組合員 ナシ
 - (b) 日本農民組合系統外ノ小作組合員 ナシ
 - (c) (a)(b)ニ属セザル小作人 1人
 - (ヘ) 立候補者中地主ノ実数及割合 3人、2割1分4厘
 - (a) 地主組合ニ属セザル者 ナシ
 - (b) 同組合ニ属セザル者 3人

(大正12~15年度「白子村議会議録」)

今回は五七人に増加するのである。町村会を庄する小作階級の台頭は少々オーバーな表現ではあるが、小作人層が村政に多く登場する契機になったことは間違いない。

白子村の選挙結果をみれば、小作人層は一人立候補したが当選せず、自小作者が一人当選したにすぎない。しかも自小作者は前回の二名より一名に減っており、全体的傾向に逆行しているのである。それ故当選者のほとんどは地主・自作農であった。この結果に現われているように、白子村の村会議員選挙への日本農民組合や小作人組合の介入はまったくなかったようである。地主・小作人の態度はいずれも「平穩」と報告されている。当選者の自小作者一人も日本農民組合や小作人組合とは無関係とされており、地主議員三人も地主団体とは無関係とされている。白子村の場合、当時の社会的な矛盾の波及が遅れており、従来どおりの共同体的な慣行のなかで、地主層主導の選挙が実施されたように思われる。

新倉村の村会选择は同年五月三〇日に実施された。恐らく白子村と同様な傾向であったと思われる。前回、大正一〇年五月選挙の当選者は一級で萩原藤七郎、加藤嘉吉、本橋弁造、井口信吉、二級は加藤源兵衛、本多喜太郎、本橋広光、上原佐吉であったが、今回の当選者と得票は次のようになっている。

新倉村会議員当選者

三一票	加藤源之丞	二八票	上原 佐吉	二七票	星野藤左衛門	二七票	富岡 佐七
二六票	鈴木 重蔵	二五票	加藤 嘉吉	二五票	斎藤辰五郎	二五票	富岡権三郎

再選者は二人にすぎない。なお、大正一四年六月当時の白子村会議員と、同村の所得別階層表を示すと表5—97のようになる。村長を含む議員一三人の所得上の位置を示したものである。当時の議員は榎本友吉、富沢金三郎、柴崎頼治郎、田中純平、畑中重太郎、富沢英一、富沢幸治郎、加山伝四郎、柳下仙三、石田甚平、吉田喜一、吉田春吉らで

表5-97 白子村所得別階層表(大正14年)
○印は村会議員(村長を含む)

所得規模	大字白子	大字下新倉	合計
4,000円以上			
3,000	1 [○]	3	4 [○]
2,000		1 [○]	1 [○]
1,500	2	1	3
1,000	8	6	14
700	13 ^{○○}	7 ^{○○}	20 ^{○○}
500	17	18	35
400	19	19 ^{○○}	38 ^{○○}
300	27	26 [○]	53 [○]
200	42	38	80
150	35 [○]	35	70 [○]
100	50	39	89
70	17	19	36
50	8	7	15
50円未満	21	16	37
合計	(6人) 260人	(7人) 235人	(13人) 495人

(大正12~15年「白子村議会会議録」)

降は召集回数に少なくなるが審議件数が多くなる。召集日及び開会日数は大正前期の年平均六回、六日より増し、一回、一〇日強となっている。

この村会の審議案件を全部掲げることは省略する。大正一〇年及び一三年については『和光市史』史料編三 三二〇ページ以下を参照されたい。いずれも案件が掲載され、その下に審議結果が記されている。予算審議などで若干の修正が行なわれるほかは、まず原案どおり決定されるのが普通であった。この状況は大正後期の各年とも同じである。その意味で、白子村会は前期同様に無風状態であり、小作争議に代表される地主小作関係の激化も、村政にまで

あった。

白子村会と議案

大正後期の村会は、前期に比較し召集日及び議案とも

一層多くなっている。白子村の場合をみると、大正九年村会は二回召集(日数一二日間)され三六議案を審議し、大正一〇年は一四回召集(日数一五日間)し四四議案を審議している。

大正一一年には九回召集(日数一〇日)で三七議案、一二年は同じく九回召集(日数一〇日)で三一議案、一三年は八回召集(九日間)で三四議案であった。大正九、一〇年は召集回数は多いが、一回当り審議案件は少なく、一一年以

は波及していなかったとみられる。

白子村会議案の大正後期各年次の特色をみると、まず第一は村財政関係議案の多いことである。基本となる村予算、決算の認定はいうまでもなく、追加予算の増大、村税賦課率の決定、戸数割納税義務者資力算定、徴収期問題などが各年の中心議案となっている。とくに後者は村財政の膨張期をむかえて、当時の主要な問題となり、戸数割調査委員、出納検査立会人の新設とともに村民への負担波及を公正化しようとするものであった。当時の村財政の推移については後述する。

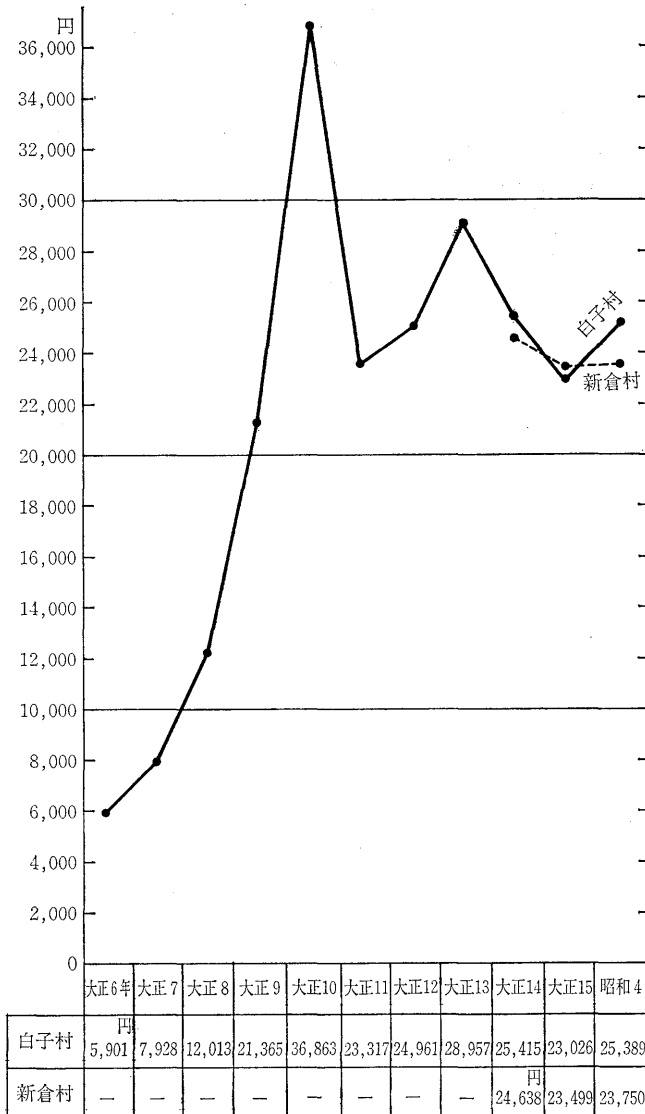
第二は村長、助役、収入役、区長、各種委員などの人事案件である。村長は大正五年六月、柳下伊平太が再選されて以来、大正九年七月、一三年七月に再選されている。助役は柴崎龍藏、収入役は富沢富太郎でかわっていない。大正一〇年当時の白子村行政組織は、「名誉村長一名、有給助役一名、収入役一名、代理者一名（書記兼務）、書記三名」（『和光市史』史料編三 三一九ページ）であり、このほか「学務委員四名、区長及其代理者トモ十四名ヲ置キ、

土木委員二名ニテ一般事務ヲ補助」（前同）させていた。これらのほか大正六年からの出納検査立会人、大正一一年新設の戸数割調査委員なども合わせ、村会における人事案件は増大する傾向にあった。

第三は村財政の過半を占める教育費関係議案である。大正八年一月、小学校増築をめぐる紛擾事件も起っているが、小学校建築と設備の充実は相変わらず村民の大きな負担となっていた。大正一〇年の小学校建築委員の選出、小学校基本財産蓄積



写真5-70 白子村会議録(大正12年)



※新倉村昭和4年欄は昭和6年の数値
 (大正15年「新倉村事務報告」, 『和光市史』史料編三 P276より作成)

図5-40 大正後期白子・新倉村の歳出

条例の制定、小学校校舎への電灯配置、通学道路の整備、改築費積立規程の設定、小学校備品寄付の件、学校火災保険加入の件など、継続して議題となっている。

第四は衛生、土木問題である。このほか消防組などの議案もあるが、件数全体はそれほど多くない。これらのうち

比較的多いのは村道修繕をめぐる土木議案であった。議案の件数自体、村政の重要度を示した村財政の規模に比例するものであった。

村財政の推移

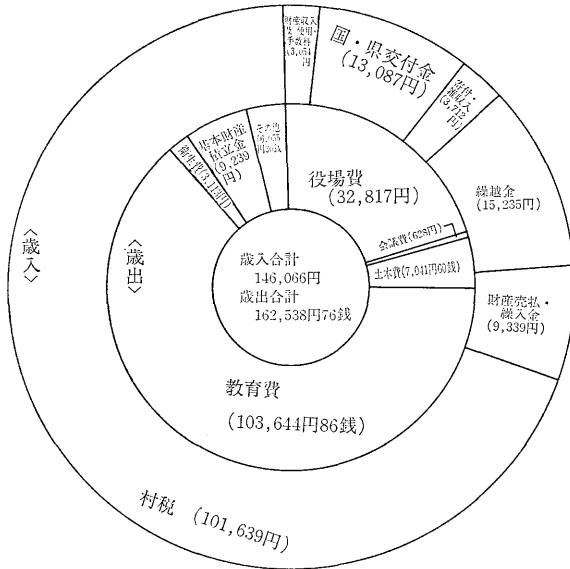
白子村の場合、村会の中心議題であった村財政につき、歳出額の推移をみれば図5—40のようになる。

図によれば、大正六年度六〇〇〇円未満であった歳出額は、大正一〇年には三万六八六三円に急増する。大正一一年以降は二万四〇〇〇円前後に減少するが、それでも大正六年度の四倍余の膨張を示している。新倉村の場合、大正六年度決算額は五〇〇〇円弱である。それ故大正一四年は五倍近くに膨張したことになる。両村とも大正後期は膨張したまま安定する時期であった。

このような村財政の膨張が、どのような歳入出の構造と関連しているかをみたものが図5—41である。白子村の大正一〇年より一五年までの歳入出を合計したこの円グラフをみれば、歳入額より歳出額の方が多くなっていることに気づく。臨時収入を含めていないためである。歳出をみると、六三・七パーセントに相当する一〇万円余は教育費である。村財政中に占める教育費の割合は、大正前期の四一パーセントより確実に増大し、財政膨張の主因が学校建築を主とする教育費にあったことをうかがわせる。

次に多いのは役場費である。全財政中に占める割合は二割強で、大正前期の三割より比率において減少するものの、絶対額は増大し、役場事務の増加による吏員の増員、事務諸費の増大がその原因をなしていた。次に多い基本財産積立金は村財政補填のための予備的支出であり、本来の支出ではない。むしろ土木費、衛生費が多くなるはずであるが、これら支出が少なく、教育費に集中するのが後期白子村財政の特色であった。

それ故、財政緊縮の指導方針にもかかわらず圧倒的な教育費が、膨張の主因となって村財政を圧迫する。このよう



※歳入合計金額には臨時収入は含まれていない
 『和光市史』史料編三 P273以下より作成

図5-41 大正10~15年の白子村財政

な状況は、ひとり白子村に限らず県下全般の傾向であった。当時の新聞も、「本年度の町村予算は前年に較べて増加。初等教育振興や教員の俸給施設の改善で必然的」(『東京日日新聞』大正一二年五月二二日埼玉版)の見出しで、「経費節約をさげぶ今日、増額を見るといふことは奇現象を呈する風に思はれるが、これは(中略)やむを得ない」(前同)ものと報じている。膨張財政のほとんどは教育費であり、この支出増加分は租税と寄付金で賄われていることを伝えている。

このような歳出に対し、白子村の歳入をみれば約七割が村税である。まさに新聞報道のとおり租税で賄われているのである。これについて多いのは国庫補助・県交付金である。後に述べるように教育費の国庫補助がはじまり、その一層の拡大が要求されている最中であつた。そのほか繰越金、財産売払い、繰入金などもあるが、寄付金はそれほど多くはなかった。

いずれにしても、「緊縮出来ず町村予算大膨張。教育費に半分費ふ」(『東京日日新聞』大正一五年三月二三日埼玉版)という新聞報道は、大正後期を通じての町村財政の特色を物語るものであった。

税負担の推移

膨張した財政が税収入によってすべて賄われていたとすれば、膨張のツケはそのまま村びとに転嫁されたことになる。この村税を含め、当時の村びとの負担がどれくらいかをみれば表5-98のようになる。

表により白子村の大正七年より昭和四年までの税負担の推移をみれば、国税がほぼ負担に増減がなく、五〇〇〇円台で一定であったのに対し、県税は大正七年の五〇〇〇円台より大正一〇年以降は一万円台に達する。この県税の増大以上に負担となったのは村税である。大正七年当時、七〇〇〇円台であった負担は、大正九年以降はほぼ毎年一万

表5-98 白子村諸税負担表(大正後期)

		年									
		大正七年	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	昭和四年	
国	税	円 五、七四三・五九	円 六、二三三・七〇	円 六、〇五三・三三	円 五、四七九・七〇	円 五、六九二・八九	円 五、二五五・七五	円 五、八六六・〇〇	円 五、七六一・六一	円 五、六三三・〇六	
	税	円 五、四二七・六六	円 七、〇四一・六六	円 七、九六六・一〇	円 一〇、六九三・七三	円 一〇、三三四・九九	円 一〇、五九九・九二	円 一〇、三〇〇・七五	円 一〇、四四〇・一〇	円 一〇、三三八・三三	
村	税	円 七、二六八・八八	円 一、七〇八・七六	円 一七、五七三・五四	円 一三、九七三・一六	円 一七、九三二・六六	円 一七、三三三・一〇	円 一六、六四二・三三	円 一七、六四四・二二	円 一七、〇七三・〇五	
	計	円 一八、四三〇・二五	円 二四、八六六・九六	円 三三、六七三・八六	円 三〇、〇九二・五九	円 三三、九八九・五四	円 三三、〇八七・七六	円 三三、七〇〇・元	円 三三、八四四・八三	円 三四、〇九二・〇六	
納税者1人当り		円 銭									
国	税	二・四四	二・〇六	二・二六	二・二七	二・四六	二・二五	二・四六	二・四九	二・四九	
	税	一・三三	一・一六	二・二六	二・三三	二・二九	二・二二	二・四七	二・四九	二・四九	
村	税	二・二五	三・〇四	五・八七	四・〇〇	四・七二	三・八〇	四・〇〇	四・一九		
	計	五・八二	七・〇〇	一二・一〇	八・六六	九・七二	八・二六	八・三三	九・一七		

納税者一人当りの数値は、戸数で税総額を除したものである。

(各年白子村事務報告)

七〇〇〇円台の負担に加重されるのである。

つまり大正後期の財政膨張は県財政と町村財政でみられ、県税、町村税の負担を一層重くしており、なかでも町村税負担が苛重であった。そのため納税者一人当りの負担をみても、県税負担の増大とそれ以上の村税負担の重圧をよみとることができよう。大正七年当時五円八二銭であった負担は、大正九年には一一円一〇銭に達し、その後減少するものの九円前後の負担が普通になっている。この傾向は新倉村の場合も同様であった。

当時の新聞により埼玉県下の町村民負担の変化をみれば、大正一〇年度は「町村税は一戸平均二十七円で、之れに県税一戸当り平均二十三円六十六銭八厘、直接国税十九円七銭一厘を加算して実は一戸当りの負担総額は六十九円七十三銭九厘といふ多額に上る。之を五年前の大正五年度のそれと比較して見ると、同年度は一戸当り負担額三十一円六十四銭で、実に二倍以上に増加」（『東京日日新聞』大正一〇年六月一五日埼玉版）したという。大正一一年度は、「一戸当り（中略）町村費負担額を見ると三十八円五十二銭八厘で、一人当たり（中略）負担額は六円卅四銭」（前同 大正一一年六月一五日埼玉版）であった。

これに対し、新倉村の負担をみれば、大正九年の一戸平均の村税は三八円三三銭、県税二七円八八銭、国税一三円六八銭五厘、合計七九円八九銭五厘（『和光市史』史料編三 四〇二ページ）である。すでに大正五年当時の二倍以上になっており、相当の負担になった。大正一二年度をみれば、町村税一戸当り負担額は新倉村四五円八一銭四厘、白子村三三円七一銭二厘である。このとき北足立郡全体の一戸当り負担額は三〇円余、埼玉県全体のそれは二七円余である（前同書 二九九ページ）。この年度でみる限り、埼玉県平均より以上に北足立郡の負担は重く、さらに郡平均以上に白子村が重く、新倉村はそれ以上に負担の重い村であったことがわかる。

当時、負担の増加をくいとめる途は町村合併しか方法がないと埼玉県内務部長が語っていたが、戸数の少ない小村

新倉村が自立するためには、郡下一、二位を争う村税負担を強いられることになったと思われる。

県税戸数割 問題の展開

負担の度合が一層強まった町村税の内容をみると、税のしくみは、相変わらず前期同様の国税及び県税への付加税方式が継続されていた。すでに大正前期の村財政で指摘したように、税収入の特徴は国税付加税額が停滞し、膨張する町村財政のしわ寄せはもっぱら県税付加税に転嫁され、なかでも県税戸数割に集中した。

そのため町村財政が一気に膨張した大正九年度には、付加率の改正が行なわれたこともすでにみたが、あらためてこれを含め、大正後期の変化を示すと表5—99のようになる。白子村の村会で議決されたこの村税賦課率をみれば、付加率の改正は大正九年のほか翌一〇年にも行なわれ、改正の内容も国税付加税の段階的上昇（ただし所得税のみ上昇から減少への変化がみられる）と、県税付加税の大正九年度の上昇がみられる。この賦課率の改正は大正九年八月の地方税制限改正法の成立をうけて行なわれたようである。

これによると、もっとも矛盾が集中した県税戸数割は大正九年に七円一〇銭にも達したが、一〇年度には半減し、その後再び増減を繰り返す。大正一〇年以降、その他の付加率が一定（ただし、大正一四年に国税営業税のみ六一銭に増加する）するにもかかわらず、県税戸数割のみが変動することは、大正九年を最後に高率賦課が是正されたといえ、つねに膨張財政のしわ寄せをうける性格をもっていたことを示している。それだけに県税戸数割により影響を蒙る一般の村びとの、心やすまる暇はなかったものと思われる。

この県税戸数割は全国的に、また全国的に大きな問題となっていたが、それでも問題の顕在化のしかたは町村間で差異があった。それはもっぱら県税戸数割の賦課の比率によったが、大正七年度の北足立郡各町村の戸数割賦課率をみると、もっとも高いのは大門村の六円七〇銭で、新倉、白子村はともに五円五〇銭で郡下六、七位であった。郡平

表5-99 白子村村税賦課率の変化

	年								
	大正7.2	8. 2	9. 2	10. 2	11. 2	12. 2	13. 2	14. 2	
国税地(宅地地租1円ニ付)	円錢 9	円錢 9	円錢 厘 14.2	円錢 28	円錢 28	円錢 28	円錢 28	円錢 28	
租付加税 (その他地租1円ニ付)	21	21	33.4	66	66	66	66	66	
国税営業税付加税 (国税営業税1円ニ付)	15	15	24	47	47	47	47	61	
所得税付加税 (所得税1円ニ付)	15	15	24	14	14	14	14	14	
戸数割付加税 (県税戸数割1円ニ付)	5.50	5.79	7.10	3.33	4.62	3.98	3.68	4.91	
県税営業税付加税 (県税営業税1円ニ付)	50	50	1	1	1	1	1	1	
県税雑種税付加税 (県税雑種税1円ニ付)	50	50	1	1	1	1	1	1	
県税遊興税付加税 (県税遊興税1円ニ付)						1			

(各年「白子村議会議事録」)

均とは三円八四銭であるので和光地域の両村は高率賦課村ということになる。

大正一〇年度の白子村は荒川改修によって買収された下新倉の共有地代金が、小学校改築費として村財政に繰り入れられたため、戸数割付加税不均一課税が行なわれた。戸数割税一円につき付加税は下新倉は一円〇六銭四厘、大字白子は三円〇三銭になっている。このような臨時的措置が行なわれながらも、それは問題の解決とは無縁であった。

大正九、一〇年の二度にわたって付加率の改正が行なわれたとはいえ、大正一一年度においても県税戸数割は大きな問題で、上尾・鴻巣外一八か町村行政事務会では戸数割改正後もなお実行不能であることを政府に請願することを決めている。彼らは願意が貫徹しない場合、町村長全員の辞職を決めており、他町村に同一歩調をとるよう呼びかけた。この問題はやがて全県の運動に発展するが、その背景には「改正戸数割を実施せず、まるで町村役場吏員は税務吏員と同様に思はれ、自然役場を目して納税者一般から怨嗟の府」(『東京日日新聞』大正一一年五月二九日埼玉版)とみなされるという恐れがあったからである。

県税戸数割賦課基
準の改正と滞納

このような状況のもとで、大正一二年村会から「戸数割納税義務者資力算定ニ関スル件」、「資産ノ状況ヲ斟酌シタルモノ見立算出基準ノ件」(大正一二一五年「白子村議会議録」)の議

案が登場する。以後、毎年戸数割調査委員による村びと一人ひとりの資力度が算定され、戸数割付加税が課されるにいたった。当時、村会で決定された資力算出法をみると次のようになっていた。

地租金ハ三円五十銭ヲ以テ

一個トス

国税營業税金ハ二円五十銭ヲ以テ

一個トス

県税營業税金ハ一円ヲ以テ

一個トス

県税雜種税金ハ三円ヲ以テ

一個トス

宅地ハ三百坪ヲ以テ

一個トス

田畑ハ反別二反歩ヲ以テ

一個トス

耕作者作付反別五反歩ヲ以テ

一個トス

山林ハ反別四反歩ヲ以テ

一個トス

医師ハ收得金五十円ヲ以テ

一個トス

職工ハ甲ヲ以テ三個トス、乙ヲ以テ二個トス、丙ヲ以テ一個トス

これらは大正前期より以上に詳細に個数を算出し、各人の資力度を算定しており、医師、職工などまで対象とした点に时期的特徴が示されている。戸数割はこれら資産状況が一〇分の四の基準で判定されている。つまり、戸数割の賦課標準は

一、住家坪数

十分ノ一

表5-100 白子村滞納者の推移

		年							
		大正 9	10	11	12	13	14	昭和 4	6
国 税	白子村	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
	埼玉県	930	980	1,602	2,022	9,477	4,038	4,878	12,454
県 税	白子村	1	0	2	16	8	13	41	185
	埼玉県	11,489	9,393	11,747	15,045	21,333	34,365	106,683	184,484
町 村 税	(白子村)	1	0	17	17	8	3		
合 計 (白子村)		2	0	19	33	16	16	41	185

(各年「白子村事務報告」,「埼玉県史」別編 5)

一、所得額

十分ノ五

一、資産ノ状況ヲ斟酌シタルモノ

十分ノ四

となっていた。戸数割付加税に集約する町村財政膨張の矛盾は、町村長を先頭とする負担軽減運動に発展するとともに、村内賦課のより公正化を要請したのである。

それでも財政膨張のしわ寄せをうける人々の負担は一向にかわっていなかった。

前述の如き町村税付加率の改正や、戸数割付加率の改正を行ない、村内の一般の人々への負担の多少の軽減をはかろうとも、財政全般が膨張する以上は、所詮、村全体に負担がしわ寄せられることに変わりはないからである。大正後期を通じ、再び税滞納者が生み出されるが、その場合も村内の経済的弱者が最初であったことはいうまでもない。

表5-100は白子村の滞納者の推移である。大正一一年より滞納者が増加するが、それでも大正後期は昭和初期に激増する滞納者への過渡期であった。国税の滞納者がいないにもかかわらず、県税、村税に滞納者が多いことは、当時の財政のしわ寄せが、県税や村税しか納めていない一般の人々に集中していたことを示している。

県費緊縮の運動

このことは埼玉県全体についてもあてはまる。県税滞納者の状況をみれば、各税目のうち滞納のもっとも多いのは戸数割で、

大正八年当時四五パーセントに達し、これについて雑種税、営業税が多かった。滞納は北足立郡が県全体の五割を占め最多であったが、もっとも滞納者の多い町村は

川口町を筆頭に、熊谷町、浦和町、本庄町、川越町、大宮町の順になっている。つまり町場の下層町民層に滞納が多かったわけである。

農村部でも小作人層を中心に滞納者を出し、一層、地主小作関係を激化させることになったため、小農保護を名目とした共済会が設立されるようになっていく。一方、滞納問題は負担の重圧を招く財政運営にその原因があるとして、為政者の責任を批判する政治運動化する契機にもなった。

大正八年八月、埼玉県の憲政会系勢力は、「埼玉県会は此処の数年間、政友会が多数を占め居たる上、岡田前知事が積極の方針にて種々新事業を計画し、政友会又之を迎合して協賛を与へたるが為め、県費は非常に膨張」（『東京日日新聞』大正八年八月九日埼玉版）したとみていた。県勢に相応しない積極財政のツケが、重い負担として県民にしわ寄せされるのに批判的であったのである。そのため県費緊縮節減の要求は、大正九年末より大きな盛り上がりを見せ、北足立郡を中心に各地より県費節減請願書が提出されている。

この節減運動には憲政会派が積極的であったが、政友派の町村長は脱党を覚悟して緊縮運動にのり出している。さらに政友派の基盤とされた農会長らによる反対運動も進められている。

大正一二年一二月五日、北足立郡全町村の農会長八六名は、県費緊縮の請願を県会議長あてに提出した。この請願につき当時の新聞は次のような見出しで、その動きを伝えている（『東京日日新聞』大正一二年一二月六日埼玉版）。

県費を極度に緊縮せねば

租税不納同盟が起ると

北足立郡全町村の農会長から県会議長に陳情

この陳情の内容は、租税不納同盟の組織という「凄文句を並べ」て極度の緊縮を要請したものであり、大正一三年七

月には県費緊縮期同盟会が熊谷に生まれている。この期成同盟会の申し合わせによれば、

- 一、県費緊縮による合理的支出を期す
- 一、各種協会の整理、濫設を匡正する事
- 一、埼玉会館建設を中止せしむる事

一、此際自治協会に対し県費緊縮による活動を望む事

一、政憲両政党の支部に向つて緊縮調査を要望する事

等が掲げられている（前同 大正一三年七月一五日埼玉版）。町村長、農会長らを中心に幅広い運動を目指したものであった。

農民負担軽減の請願

このような県費緊縮の要求は、そのまま県下町村の、あるいは町村民の負担軽減の要求に根ざしている。たことはいうまでもない。それ故大正一一年頃より埼玉県では農民負担軽減問題が登場する。

大正一二年一月には埼玉県農会長大会が開かれ農家負担軽減問題が討議され、満場一致で負担軽減の請願を決議した。この月二四日、県会議場で開かれた県下農民代表者会議ともいうべき農会長会議は、「近時農民の負担は激増せるも、米麦の価格は其生産費をも償ふに足らず、為に農家経済は全く不振の極に達し、思想は愈々混乱の度を加へ、農村之に因て困窮の悲境に到達し、国民生活の前途寔に憂慮に禁へず」（『東京日日新聞』大正一二年一月二五日埼玉版）と宣言し、①農民負担の軽減を期すること、②米麦価格の維持に対し適切なる方法を講ずること、③小作制度に関する法制の完備を期すること、④衆議院議員選挙法別表改正を要望すること、⑤農民の政治的自覚を促し、将来、一層農業に理解ある議員の選出に努むること、等を決議した。

この決定にもとづき衆議・貴族両院に請願書を提出することになり上京委員が選出された。委員は新倉村農会長長幹

木左内、入間郡藤沢村友山時次郎ら一〇名であった。鈴木ら上京委員が持参した請願書は次のようなものであった（前同）。

農村負担軽減の儀に付請願

謹て衆議院議長奥繁三郎閣下に請願仕候

惟ふに農業は一国産業の根幹にして、国民生活の源泉たり。之れが消長は国家興亡の分るゝ処なりとす。然るに農民の負担は過重となり、主要農産物価格は低落し、其の生産費だに償ふを得ず。加ふるに幾多生産資料の昂騰は農村中堅たる中小農の、最も困憊する処なるにも拘らず、社会の進運に伴ひ、農村の経済も亦膨張し来たり、遂に収支の均衡を失し、益々以て生活の脅威を蒙り、食糧の生産は減少せんとし、美田沃野は到る所荒廢の凶相を現出し、農村男女は商工の巷に趨り、労力不足の結果、益々耕作の困難を来し、思想は日々に悪化して小作争議は停止する処を知らず（中略）、先づ農民負担の軽減並に米麦価格の安定を図り、農村の福利を増進するは焦眉の良策と信ず（後述）。

まさに資本主義経済の発展にともない、それに押しつぶされかねない農村の悲劇が語られているのである。

当時の農家は田畑平均耕作地は七反歩で、とくに五反歩以下の農家が増大し、専業農家が減り兼業農家が増しつあつた。三町歩以上所有の農家は自家労力では耕作できず、小作人に小作に出すか牛馬で耕作するか、あるいは改良農具に頼るしか方法はなかった。水田の七割に牛馬耕が普及しているものの、畑作にはほとんどなく、水田耕作者は小作人に多いので米価下落は小作人の打撃となるが多かつたという。大正一二年は米価に加え麦価、蔬菜が下落し、県南の農村は「悲境のドン底」（『東京日日新聞』大正一二年一月一四日埼玉版）といわれていた。

大正一三年七月には全県的な組織である埼玉県農事協会も、「農家の負担軽減は農村振興上焦眉の急務」（前同）大

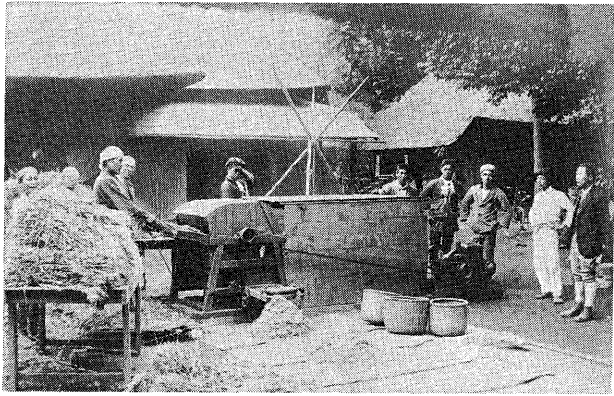


写真5-71 小麦脱穀風景(昭和初年頃)

正一三年七月六日埼玉版」と建議している。この年には農家負担の軽減は、県費節約との関連で主張されており、その後、一四年には農村景況はやや好転したものの、一五年には再び疲弊化する。農家負担の軽減は大正一三年ほど喧伝けんでんされなかったが、膨張財政下でより一層切実なものとなっていた。

大正後期農政 大正後期の農村社会の重要問題は負担軽減問題のほか地と和光地域 主小作問題があった。

世界大戦後、急速な資本主義の発展により米の需要が増大する一方、成長しつつある工場もまた労働者を必要とした。米にしろ労働力にしろいづれも農村が供給源であったが、地主制下の零細農家の農業生産力はこの要求に追いつけず、また労働者としての人口流出により、生産の担い手も喪失しつつあった。

このことは地主層による高率小作料の徴収、なかんづく産米検査による良質米の徴収を必然化し、労働力を失いつつあった小作層に一層の矛盾を生み出すことになって小作争議が発生した。米価下落など経済変動による矛盾のしわ寄せをうけた自小作層は、また他方では膨張した地方財政の、戸数割を通じての負担者でもあった。農村内部の地主小作関係の激化は小作争議を誘発しつつ、貧者の社会的救済を必要とし、農家負担の軽減のほか農業生産力の上昇に注意されねばならなかった。

当時の農政は産業組合の普及、その不振組合の督励化、農業委員会の設置(↓小作調停委員会)、農家保険組合の

設置、畜産の普及、家畜の奨励、林業の奨励などを主としていた。なかでも農政の主眼となったのは稲作及び麦作品種の改良による生産力の増大、畜力の利用と機械力の導入であった。大正一年の埼玉県における水稻品種分布調査によれば、粳品種は一三四二種、糯品種は五六一種、合計一九〇三種におよんだ。このうち最も多く作付けされていた品種は愛国、関取、近江、無芒愛国などであり、糯では太郎兵衛（原産地は越谷周辺）、小針、三次郎（同、二合半領）などであった。

大正期を通じ広く作付けされたのは粳では愛国、不作不知、撰一、関取、銀坊主、糯では太郎兵衛、三次郎であった。とくに急増したのは不作不知、撰一である。にもかかわらず多品種の存在が統一化を妨げ、他県の産米改良に遅れをとり、埼玉米の声価を落す原因になったという（『埼玉県史』資料編21 九三六ページ）。和光地域の産米品種は不明である。

麦作の改良は産米改良より遅れ、大正一〇年代に進展する。この時期に麦採種圃が設置され、産米改良の努力が全国的に行なわれる。大正一年当時の埼玉県の麦作品種をみれば表5—101のようになる。麦種の統一をはかろうとするもので、この奨励麦種の指示につづいて、各町村に採種圃を設定し一層その実効をあげようとしていた。この努力はいずれも生産力の増殖をはかろうとする一環であった。

大正一年の新倉、白子村の大小麦採種圃の予定計画反別をみれば表5—102のようになる。和光地域もまた産米改良に努力していたのである。当時、県内において農会大会が開かれ農政上に建議を行っていたが、大正一三年五月の大会では、農事組合の普及活動、農業の共同経営、農事組合の幹部講習、農蚕業組合の改善などが協議され、北足立郡より提出された農会技術員の各町村設置をめぐって建議案を採択している。

農業機械の導入もこの時期から行なわれるようになった。大正一二年八月、「優良農用器具機械普及奨励ニ関スル

件」(大正一一〜一三年「訓示内訓親展」)が各町村に指示された。これは各町村の努力により、漸次、農具機械の購入が増し、現在一三か町村にわたり石油発動機一七台に達したが、さらに一層の普及を奨励し、農村労力の充実をは

表5-101 埼玉県の奨励麦種(大正十一年)

種類	品 種 名	早中晩 ノ區別	成 熟 期	稈 長	倒伏ノ 難易	反 当 収 量	品 質 良 否	摘 要
大麦	関取崎一号	早	五月三十一日? 六月四日	二尺六寸五分? 二尺九寸五分?	難	二石八斗二升? 六石五斗	粒大ニシテ 良	有望
同	三徳崎一号	中	五月三〇日? 六月六日	三尺二寸七分? 三尺八寸	中	三石五斗? 五石一斗八升	粒細長ニシテ 良	土地ニヨリ 有望
同	虎尾崎一号	中	六月七日? 六月一〇日	二尺九寸五分? 三尺六寸	稍難	三石四斗七升? 五石七斗	稍良	
同	備前早生崎一号	晩	五月三〇日? 六月五日	三尺一寸? 三尺五寸	中	三石四斗五石	粒大ニシテ 良	
裸麦	紅梅崎一号	中	五月二十九日? 六月三日	二尺六寸五分? 三尺四寸八分?	稍難	二石三斗四升? 四石二斗	粒大ニシテ 良	有望
小麦	赤達磨崎一号	早	六月二日? 六月六日	二尺五寸三分? 二尺八寸	難	二石二斗三升? 二石九斗五升?	粒稍小ナルモ 良	多収有望
同	白達磨崎一号	早	六月一〇日? 六月六日	二尺四寸? 二尺六寸	難	二石二斗? 二石八斗二升	粒小ナルモ 良	有望
同	尾島早生崎一号	中	六月一四日? 六月一七日	二尺九寸三分? 三尺七寸	難	一石九斗九升? 二石八斗	粒大ニシテ 良	有望
同	細釋崎一号	中	六月一三日? 六月一八日	二尺七寸八分? 三尺七寸	稍易	一石一斗? 二石七斗六升	粒中ニシテ 稍良	

以上ノ外、大麦、竹林、弁慶、三重玲子、小麦、白チャボ、南京坊主等ハ、大正十一年度ヨリ廃止セラル

(大正11〜13年「訓示内訓親展」)

表5-102 大正十一年時大小麦採種圃設置計画

大 麦

村名	作付反別	優良品種ニ依り普及見込反別	三年更新採種圃反別	前年度設置セル反別	三年更新差引不足反別	本年度設置予定反別
新倉村	六二・五〇 ^町	五〇・〇〇 ^町	一・七〇〇 ^{町反}	町反	一・七〇〇 ^反	町反
白子村	一〇三・八〇	八三・四〇	二・七〇〇	〇・七〇〇	二・〇〇〇	町反
片山村	一四〇・〇〇	一一二・〇〇	三・七〇〇	一・〇〇〇	二・七〇〇	一・〇〇〇
北足立郡計	八、九九二・九〇七、	一九三・四〇二	三・七・六〇〇	一〇・五・九一〇	二・七〇〇	一一・五・〇〇〇

小 麦

村名	作付反別	優良品種ニ依り普及見込反別	三年更新採種圃反別	前年度設置セル反別	三年更新差引不足反別	本年度設置予定反別
新倉村	七六・五〇 ^町	六一・二〇 ^町	二・〇〇〇 ^{町反}	町反	二・〇〇〇 ^反	町反
白子村	一一三・五〇	九〇・八〇	三・〇〇〇		三・〇〇〇	〇・五〇〇
片山村	二四四・五〇	一九五・六〇	六・五〇〇		六・五〇〇	一・〇〇〇
北足立郡計	四、四八〇・〇〇	三、五八四・〇〇	一一・七・九〇〇	四・三・五〇〇		五・〇・〇〇〇

(大正11~13年「訓示内訓親展」)

かるべし、というものであった。

北足立郡発動機使用者

名称
 インターナショナル石油発動機
 馬力
 一馬力半
 台数
 一
 用途
 稲摺、脱穀、精米
 使用者
 北足立郡農会

ゼット式石油発動機

〃

一 脱穀、精米麦

新倉村鈴木左内外九名

〃

〃

一 精米、豆挽

白子村富沢延次郎

〃

〃

一 脱穀、粃摺、精米

神根村農会

(以下一三台省略)

(大正一一一三年「訓示内訓親展」)

新倉村は鈴木村長らが率先して購入し、白子村でも富沢延次郎が個人で購入していた。当時、個人購入はほか二人のみであった。

大正後期の新倉村の勸農事業をみると、①米麦撰種、②黒奴^{くろご}予防、③害虫駆除と田稗^{てい}抜取、④副業奨励、⑤村有林の経営が行なわれている。①は農会による苦汁^{にがり}塩の購入による塩水選の実行であり、②は技術員の指導のもとに農会が燃料、借器料を負担して行ない、③は各戸奨励と生徒の動員、④は園芸作物栽培の視察、⑤は秩父郡浦山村の山林六町六畝歩の造林であった。それぞれ農業生産力の増大や村財政の維持に努力したのである。

教育費国庫負担の問題

にもかかわらず、教育費を主とする財政の膨張は、農家負担を一層^お圧迫^おしていた。そのためこの教育費の補助をめぐる運動が早くから行なわれ、僅^{わずか}かながら補助が実現していた。

義務教育費国庫負担の問題は、大正六年建議案として政友会、憲政会などより提出され、大正七年の第四〇議会で「市町村義務教育費国庫負担法」として可決されていた。以来、政府は年々一〇〇万円を支出し、市町村の義務教育費の一部を支弁していた。しかし、この金額は全義務教育費の一八分の一にしかすぎなかった。直接的には教育費補助をうたいながら、実態は町村財政の窮乏の救済を意図していたから、この少額補助では焼石に水であった。

この国庫負担運動を通じ、全国町村長会が誕生し、大正九年五月に準備会を開き、大正一〇年(一九二一)二月に成立する。埼玉県ではこれに先立つ大正七年四月に組織され、町村自治振興のため、町村財政の救済を求め運動して

いた（『全国町村会史』六四ページ）。埼玉県では豊岡町長繁田武平、南埼玉郡潮止村長田中四一郎らが中心となり全国町村長会の結成を企図し、そして実現するのである。

成立した全国町村長会は、主に義務教育費国庫負担運動を推進し、大正十一年、加藤友三郎内閣に猛烈に陳情を繰り返し、一二年三月、従来の負担を改正し、三〇〇〇万円を増額し、合計四〇〇〇万円の支出となった。その後もこの増額運動が継続されている。

このような補助金が新倉村、白子村にどのような影響を与えたかをみれば、当初は貧弱町村への義務教育費特別交付金と称して行なわれ、これが大正一二年の増額分と合わせて、国庫下渡金として村財政に繰り入れられている。この国庫下渡金は白子村では大正七年にすでにみられる。当時四二〇円であった。これが大正一〇年に六〇〇円となり、一二年には二二〇〇円に増額されている。大正一三、四年は一九〇〇円、一五年には二五〇〇円にまで達した。

このほか県補助金や交付金の繰り入れがみられ、大正一〇年から一五年までの国庫下渡金、交付金、県補助金の総額は、前掲円グラフでみたように一万三〇八七円である。この総額は白子村財政の総収入の約九パーセントにあたり、教育費支出の一パーセントにすぎなかった。

足立界隈と 普選運動 教育費国庫補助の請願運動は、憲政会系の町村長を主として推進されたといわれている。この時期、北足立郡及び和光地域の政治はどのように動いていたのであろうか。

すでに大正八年頃までの政況は前章で述べた。ここでは大正九年以降の動向について記しておこう。大正九年二月、埼玉中正倶楽部（北足立倶楽部、有終会系）は足立同志会に呼びかけ普通選挙運動を開始する。郡会では政友会の旧有終会系と足立同志会が手を結び、郡政倶楽部を組織し多数派となり、同一歩調をとるようになっていた。県会では相変わらず政友派が多数派で、憲政派の地盤の土木工事補助費を削減し、党利党略に走っていた。

大正九年五月、政友会内閣下で行なわれた衆議院議員選挙は、小選挙区制施行後最初の選挙で、一区では野呂文太郎と秦豊助が当選し、中正倶楽部の長島隆二が落選する。このとき和光地域は長島派の選挙違反で揺れていた。政友派に味方する警察は対立候補長島派を徹底的に取り締り、四月三〇日大宮、浦和の選挙事務所の手入れを行なったが、これは新倉村民の美谷本村小学校長某が、「政友派の地盤新倉村の投票五十余票を買収」(『東京日日新聞』大正九年五月一日埼玉版)したことに端を発していた。買収は一票二円であったという。

このことは新倉村が政友派の基盤であったため、分派としての中正派の違反が露見したのか、新倉村政友派が中正派に接近していたために摘発されたのかは明らかでない。もし前者であるとすれば、村の指導者を中心に普通選挙運動に冷淡な、保守的な地域であったことを示しており、後者であるとすれば、和光地域の政友派もまた憲政派とともに普通選挙運動を進める革新的地域であったということになる。違反摘発はそのためのねらいうちの意味があったと思われる。

大正一〇年の県会は、政友会系と憲政会系議員の対立と、その復交の努力が行なわれた時期であった。この年も政友派による憲政派議員の地元の土木工事費補助削減が行なわれ、「政友派横暴」問題として対立が続いた。大正一一年には西武革正会、埼玉革新会が生まれ普通選挙断行の運動に拍車がかかる。この勢いは大正一二年に継続したが、和光地域の具体的な動きは明らかでない。この年七月、中正倶楽部の中心人物高橋安爾が死亡したため倶楽部は解散され、同派の人々は一部を除き古巣の北足立倶楽部(政友会)に復帰した。

大正一二年選挙準備中、関東大震災のため延期された県会議員選挙は、一三年一月に実施された。このとき旧新座郡域を地盤にして、大和田町の成田昌平が立候補した。志木町では憲政派足立同志会の大会が開かれ、中央から顧問河野広中、埼玉県支部幹事長加藤政之助ら出席し、聴衆五〇〇余名を前に熱弁を振った。これも同派の立候補者或

田昌平へのテコ入れであった。

選挙の結果は、三六九六票の加藤睦之介（憲政派、大宮町）を最高点に八人が当選した。成田昌平は一七一〇票で最下位で当選した。この選挙は政友、憲政派の勢力拮抗する北足立郡としてはめずらしく、憲政派の大勝利となった。当選者は憲政派五人、政友派三人であった。中正倶楽部をはじめとする普選運動の成果であったとも思われる。

しかし、埼玉県全体では政友派二二名、憲政派一八名であった。そのためこの年五月の衆議院議員選挙も、当選者の内訳は政友会五名、政友本党一名、憲政会三名となっている。第一区北足立郡は憲政派の内輪もめで乱立し、その間隙をぬって秦豊助（政友会）と小島善作（政友本党）が当選した。全国的動向と逆転した結果となったのである。

中央では憲政会が第一党となり、総裁加藤高明が内閣を組織し、護憲三派内閣が成立する。それまで憲政会の加藤のほか、政友会の高橋是清、革新倶楽部の犬養毅が連合し、護憲運動を推進していた。しかし、政友会より護憲運動に反対する一派が分裂し、政友本党に走って対立していたが、総選挙により護憲三派が大勝し、なかでも野党として普通選挙運動を続けてきた憲政会は一五一名を当選させ、第一党になったのである。

護憲三派内閣は普通選挙、綱紀肅正、行財政整理の三大政策を掲げ、大正一四年の第五〇議会で普通選挙法を実現させる。同時に治安維持法も成立し、革新運動を弾圧する契機となった。

新河岸川の改修

埼玉県政を牛耳っていた政友会と、積極政策を掲げる岡田知事のもと、県下の大土木工事が計画、実行された。大正六年一月、埼玉県会において一三河



写真5-72 新河岸川改修工事概要

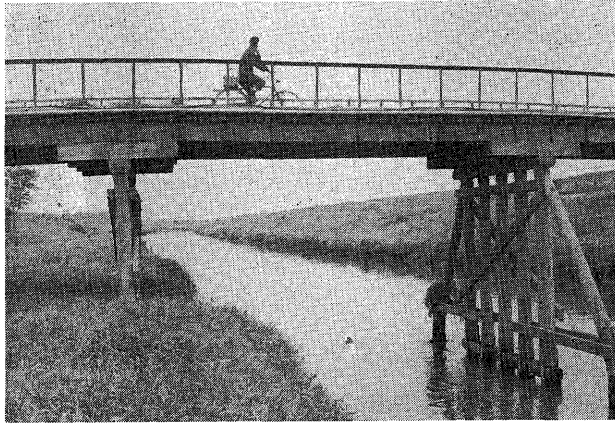


写真5-73 掘削新川に架けられた新倉橋(昭和41年4月)

川の改修が決定されるのである。

このなかで新河岸川の改修も決まり、荒川本流の改修と関連し、大正一一年から実施することになった。その後、一〇年実施に繰り上がり、計画も東京府下岩淵町地内荒川洗ひ堰より上流、北足立郡内間木村までの約二里三〇町は新川を掘削くさすることになり、これを内務省が担当し、内間木村より上流、入間郡仙波村仙波河岸まで六里三四町は埼玉県営工事として改修することになった。

全長九里を運河に開削するもので、大正一〇年より八か年継続事業とし、工費は一二二万円余の予定であった。しかし、実際には大正九年県会で、県営分六里余は工費一一〇万円余で九年継続事業となった。この事業は大正一〇年七月一九日政府に認可され、当時、内務省直轄事業として始まっていた新河岸川下流及び荒川改修工事と連絡して実施するよう命ぜられている。用地買収は大正一〇年九月より始まったが、この新河岸川上流の改修起工式は大正一一年一月一日に行

なわれ、完成は昭和五年であった。

新河岸川下流に位置する和光地域は、内務省の手により大正一〇年に開始されている。工着手前に用地買収が行なわれたが、新倉村は畑一反六畝二六歩、宅地二畝一七歩、山林二畝二二歩の合計二反二畝〇五歩が買収されている。この土地に係するものは三二人に及んだ。補償費として支払われた額は五六円四九銭である(埼玉県『新河岸川改

修工事概要』九ページ)。膝折村、内間木村などに比較し買収地はいたって少なかった。

新河岸川改修の目的は水害除去を主眼とし、かたわら平水時における舟運の便をはかる運河として、東京と北足立南西部及び入間郡地方を直結し、大いに地方産業の発展に資せんとするものであった。そのため、「改修新川ナルモノハ下流ヨリ中央部迄ハ、屈曲旧川ヲ貫通スル新開鑿」(前同 一〇ページ)であった。それ故新倉村の買収地が少なくて済んだのであろう。

とはいえ、この改修により移転せざるを得なかった人もおり、それら人々の犠牲のもとに従来の舟運体系に大きな影響を与えたものと思われる。改修の結果、新河岸川は運河として利用されるようになり、ついで沿岸一帯の湛水を除去し排水を一層良好ならしめ、不良耕地の生産力安定に寄与したといわれている。

第四章 恐慌と戦争の時代

第一節 昭和のはじまり

1 昭和改元と大喪・大典

天皇の代替わり

容体を悪化させていた大正天皇は、大正一五年（一九二六）二月二五日午前一時二五分に亡くなった。大正天皇の死により、数えて二六歳の摂政宮裕仁親王が皇位を継承して、ただちに元号は「大正」から「昭和」へと変わった。「昭和」とは、中国の古典『書経』のなかの「百姓昭明、万邦協和」からとったもので、天皇と国民が力を合わせて邁進するというものであった。しかし、「昭和元年」は一週間しかなく、事実上の「昭和」は翌昭和二年（一九二七）から始まることになるのである。

前の天皇に替わって新しい天皇が即位する、すなわち代替わりについては、近代では皇室典範によって定められていた。前近代においては天皇在世中に譲位という形があつて、むしろ歴史的には過半数が譲位による代替わりであった。しかし、近代の皇室典範に定められた代替わりは、天皇の死を原因としてのみ代替わりが行なわれることとされていた。したがって、近代以降の代替わりは前天皇の葬送儀礼と新天皇の即位儀礼が必ず重なって連続して行なわれるということになったのである。

天皇の葬送は大喪といい、二九の主要儀式がある。表5-103は大正天皇の場合であるが、二九の儀式が昭和二年一

表 5-103 大喪主要儀式（大正天皇の場合）

番号	儀 式 名	月・日(昭和2年)
①	陵所地鎮祭ノ儀	1・3
②	殯宮移御ノ儀	1・5
③	櫛殿祓除ノ儀	1・5
④	殯宮日供ノ儀	1・6～2・6
⑤	殯宮移御後一日祭ノ儀	1・6
⑥	殯宮二十日祭ノ儀	1・13
⑦	斂送前殯宮禊礼ノ儀	1・17
⑧	追号奉告ノ儀	1・20
⑨	殯宮三十日祭ノ儀	1・23
⑩	殯宮四十日祭ノ儀	2・2
⑪	陵所祓除ノ儀	2・6
⑫	霊代奉安ノ儀	2・7
⑬	斂葬当日殯宮祭ノ儀	2・7
⑭	輜車発引ノ儀	2・7
⑮	葬場殿ノ儀	2・7
⑯	陵所ノ儀	2・8
⑰	権殿日供ノ儀	2・8～12・24
⑱	山陵日供ノ儀	2・9～12・24
⑲	斂葬後一日権殿ノ儀	2・9
⑳	同 山陵祭ノ儀	2・9
㉑	権殿五十日祭ノ儀	2・12
㉒	山陵五十日祭ノ儀	2・12
㉓	倚廬殿ノ儀	2・15
㉔	権殿百日祭ノ儀	4・3
㉕	山陵百日祭ノ儀	4・3
㉖	山陵起工奉告ノ儀	5・2
㉗	同竣工奉告ノ儀	12・23
㉘	権殿一周年祭ノ儀	12・25
㉙	山陵一周年祭ノ儀	12・25

（中島三千男「天皇の代替わりと国民統合」
『日本の科学者』昭和61年9月号）

月三日から一二月二五日にかけて、ほぼ一年がかりで行なわれた。また、天皇の即位儀礼は三つの段階から成り立っている。一つは踐祚せんそという儀式で、前天皇が亡くなった直後に即位して空白だいじょうまいが無いようにするもの、二つは帝位についたことを内外に宣伝する即位礼、三つは天皇が神になる儀式としての大嘗祭である。近代では、この三つの儀式のうち即位礼と大嘗祭を秋・冬の間に関連して行なうことが定められており、これを合わせて大典という。表5-104は昭和三年の現天皇の大典の主要儀式であるが、大正天皇の大喪の儀式と同じように二八もの儀式が一年がかりで行な

表5-104 大礼主要儀式(現天皇の場合)

	儀 式 名	月・日(昭和3年)
大 礼 前 儀	賢所ニ期日奉告ノ儀	1・17
	皇靈殿, 神殿ニ期日奉告ノ儀	1・17
	神宮, 神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ勅使発遣ノ儀	1・17
	神宮ニ奉幣ノ儀	1・19
	神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ奉幣ノ儀	1・19
	斎田点定ノ儀	2・5
儀	斎田拔穂ノ儀	9・16 (悠紀殿) 9・21 (主基殿)
	京都ニ行幸ノ儀	11・6~7
	賢所, 春興殿ニ渡御ノ儀	11・7
即 位 礼	即位礼当日皇靈殿, 神殿ニ奉告ノ儀	11・10
	即位礼当日賢所大前ノ儀	11・10
	即位礼当日紫宸殿ノ儀	11・10
	即位礼後一日賢所御神楽ノ儀	11・11
大 嘗 祭	神宮, 皇靈殿, 神殿並官国幣社ニ勅使発遣ノ儀	11・12
	大嘗祭前一日鎮魂ノ儀	11・13
	大嘗祭当日神宮ニ奉幣ノ儀	11・14
	大嘗祭当日皇靈殿, 神殿ニ奉幣ノ儀	11・14
	大嘗祭当日賢所大御饌供進ノ儀	11・14
	大嘗宮ノ儀(悠紀殿供饌ノ儀, 主基殿供饌ノ儀)	11・14~15
大 饗	即位礼及大嘗祭後大饗第一日ノ儀	11・16
	即位礼及大嘗祭後大饗第二日ノ儀	11・17
	即位礼及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀	11・17
大 礼 後 儀	即位礼及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀	11・20~21
	即位礼及大嘗祭後神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ親謁ノ儀	11・23~25, 29
	東京ニ還幸ノ儀	11・26~27
	賢所, 温明殿ニ還御ノ儀	11・27
	東京還幸後賢所御神楽ノ儀	11・28
	還幸後, 皇靈殿, 神殿ニ親謁ノ儀	11・30

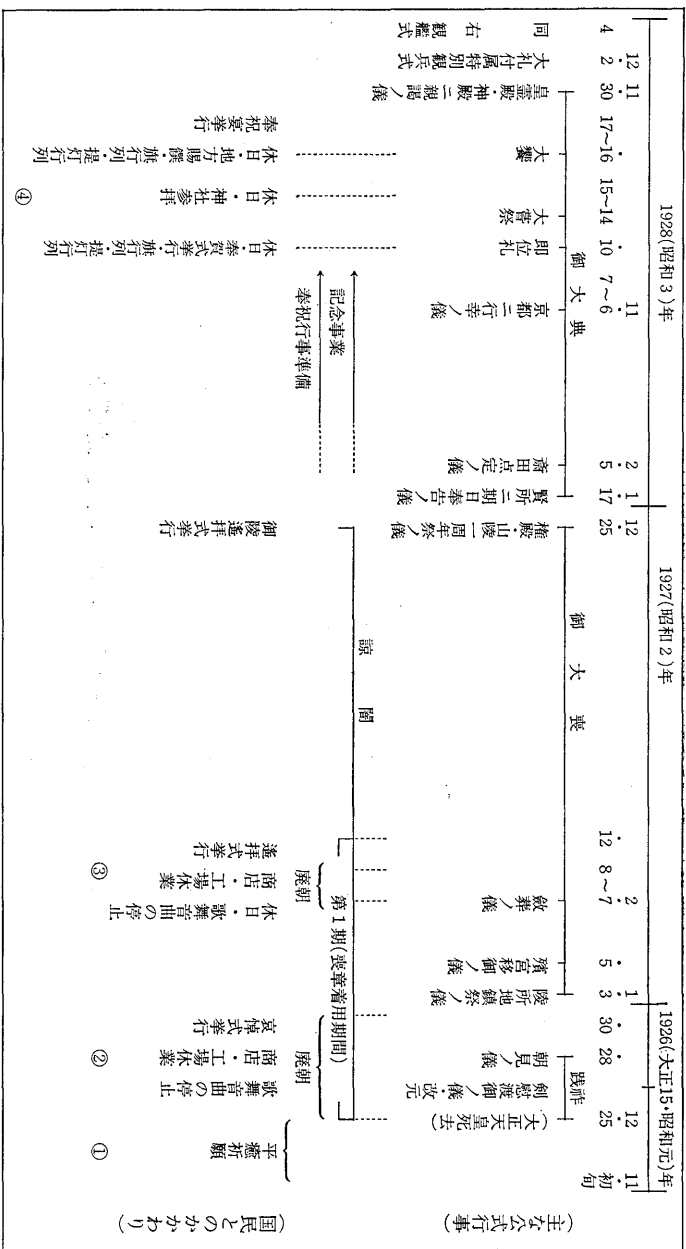
(中島三千男「天皇の代替わりと国民統合」『日本の科学者』昭和61年9月号)

われている。

大喪・大典 記念事業

このように大喪と大典の儀式がそれぞれ一年がかりで連続して行なわれたわけで、大正天皇から現天皇への代替わりの儀式はほぼ二年間に及ぶ大がかりなものとして展開された。この二年間の代替わりの儀式・行事の過程をタイムテーブル風に図示したのが図5-42である。この二年間の儀式・行事の間に国民は絶えず動員されたわけであるが、とくに国民が動員されたのは図5-42の①から④の場合であった。そこで、この時期に白子村、新倉村の村民がどのように動員されたのかをみてみよう。

白子村、新倉村では学校教育・社会教育の場をもって大喪・大典の儀式・行事が行なわれた。白子尋常高等小学校では大正一五年(一九二六)二月一八日に「午前各級ニ於テ御大漸ノ御模様説話ヲ為シ遙拝御平癒祈願ヲ行」ない、「午後職員全部各級代表者村社ニ集合神職立会ノ上心カラナル御平癒祈願ノ式」を行なった。また、二二日には「青年団、処女会、公民学校、青年訓練所並ニ村公職者、村民一般、小学校長合同シテ村社ニ集合神職立会ノ上御平癒祈願ノ式ヲ」行なっている。これは図5-42の①に当たるもので、代替わりの儀式・行事というわけではなく、「平癒祈願」という形でまず村民が動員されたものである。図5-42の②は大正天皇の死の直後の数日間に当たり、全国で遙拜式が行なわれた時期であった。白子村では二月二五日に白子尋常高等小学校で、「午後三時児童全部ヲ召集シ御発病以来ノ御経過、崩御ノ御有様等訓話ヲ行ヒ奉悼遙拝ノ式」が行なわれ、また新倉村では同日に新倉村立青年訓練所で、「全生徒ニ対シテ、天皇陛下御登遐アラセラレタコトヲ伝へ、謹慎奉悼ノ赤誠ヲ披瀝シ奉ルノ際、訓練所生徒タル者ハ特ニ其ノ本分タル修養ニ心ガケ各自業務ニ励精シ、以テ奉公ノ誠ヲ致スノ覚悟ヲナス様告示」がなされた。こうした天皇の死の直後の遙拜式の翌昭和二年(一九二七)二月七、八日に、図5-42の③に当たる斂葬の儀(狭義の葬式)が行なわれた。白子村では二月七日に白子尋常高等小学校で、「午後一時ヨリ校庭ニ於テ神職立会ノ



(中島三千男「天皇の代替わりと国民統合」『日本の科学者』昭和61年9月号)
 図5-42 1926年～1928年の「代替わり」タイムテーブル

下ニ児童全部職員全部ノ遙拜式ヲ」行ない、「午後六時ヨリ校庭ニ於テ青年団、処女会、青年訓練所、公民学校、軍人分会ノ各団体並ニ村内公職者、村民一般集合嚴肅ナル奉悼遙拜式ヲ」行なった。そして、新倉村では同日に新倉村立青年訓練所で、「午後四時ヨリ一般村民、分会、青年団、処女会、小学校児童ト合同シテ校庭ニ於テ遙拜式ヲ」行なったのである。

このように大正天皇の死による大喪の儀式・行事は、小学校児童ばかりではなく、青年団、処女会を動員し、村民挙げて行なわれた。昭和三年に行なわれた大典の儀式・行事についても同じく村民挙げて行なわれた。図5—42の④に当たる昭和三年（一九二八）一月一〇日から一七日にかけての即位礼・大嘗祭・大饗だいじょう——「熱狂の一週間」——へ向けて大典記念事業が全国各地で行なわれたが、新倉村でも新倉尋常小学校で記念植樹が行なわれ、さらに「体育奨励施設内容充実」として図書及び器械が購入された。そして、さらに昭和五年（一九三〇）には白子村で白子尋常小学校に天皇・皇后の御影が「奉置」され、村を挙げて奉護が行なわれた。この奉護方法としては、「常時ハ学校職員交替ヲ以テ当宿直ヲナシ奉護ノ任ニ当」たり、「非常ノ場合ハ宿直ハ勿論学校職員、村役場吏員、学務委員等奉置所ニ駆付ケ奉護」した。そして、「場合ニヨリテハ一時村役場ノ上位ニ奉遷シ以テ奉護」されたのである。

このように二年間に及ぶ大がかりな代替わりの儀式・行事を通じて国民の目は国家・天皇に向けられたのであり、代替わりの儀式・行事は国家の国民統合の絶好の機会として利用されたのであった。ここに昭和の歴史が始まってゆくののである。

2 白子村の思想状況と『焦点』

『焦点』の発刊

大がかりな代替わりを通して国家による国民統合がなされてゆく昭和二年二月に、白子村では民間の修養機関としての焦点会が結成され、機関誌『焦点』が発刊された。この『焦点』は、「創刊の言葉」に「茲に孤々一声生れ出でし焦点は我等の修養誌なり。宗教芸術研究論説あり、日記時事通信あり、之等を打って一丸となし吾等修養の菜籠とす」（『焦点』創刊号）と記されているように、「修養誌」としての性格を明確にしたものであった。焦点会の綱領なるものは次の四項目である。

- 一 吾等は相互の力に依る社会の向上進歩を以て使命とす。
- 一 此の精神の迸りこそ吾人の焦点なれ。
- 一 吾等と志を同じうする者来れ共に叫ばん。
- 一 吾等の焦点の糧そは光と熱なり。

(『焦点』第三輯)

この綱領から焦点会の思想的背景や理念を直接に知ることはできない。しかし、『焦点』に掲載された論説や主張をみてみると、「修養誌」としての『焦点』の性格を知ることができる。そこで、やや長いが、『焦点』発刊の意義を最も端的に表現していると思われる斎藤純正「焦点の発行と一大使命」（『焦点』創刊号）を全文掲載しておくことにしたい。

今回雑誌焦点の発行せらるゝことは衷心から祝ぶのである。当村には未だ各自の思想を陳べて智識の交換をなすべき機関のなかったのを従来遺憾に思つて居た。就いては自分も何か書いて見やうと思つたが直に胸を



写真5-74 修養誌『焦點』

衝いて来るのは、先帝陛下の御崩御遊ばされたことで、我等七千万赤子の悲痛哀悼の極みである。唯今は其の喪中に服して国民一同謹慎しつゝあるのである。陛下は宝算四十八歳で御宇十五年であった。明治天皇の四十五年よりせば短きが如きも其の御一代の御偉業は万世に亘りて光り輝くのである。即ち世界大戦に参加して我が国が五大強国の一に列することのできたのは御聖徳の然らしむる所で或は産業の御奨励と云ひ社会事業の御督励と云ひ或は政党内閣の樹立と普選の実現を見たのは御一代中に特筆すべき御偉業である。又文教

の興隆に就ては大御心を教育に注がれ給ふのみならず摂政宮殿下をして欧州御巡遊をなさしめ給ひ又秩父宮殿下をして英国に御留学なさしめ給ふたことは如何に時代の趨勢と世界の大勢に通ぜられ給ふたかを御察し申すのである。殊に下々を懲れませ給ふ御仁徳に至っては唯感泣の外ないのである。然して我等国民の最も感銘して忘るべからざることには世界大戦後社会主義、無政府主義、共產主義等の悪思想が潮の如く襲来して人心を惑はし遂には恋愛至上主義にまで往たのである。凶らざりき大正十二年九月一日振古未曾有の大震災に遭ひ一曾国民の思想が混乱して適従する所に迷ふたのである。陛下は痛く此を御軫念遊ばし同年十一月十日を以て国民精神作興の御詔書を下し給ふて其の嚮ふ所を示され給ふた。真に千古不磨の金言として万世忘るべからざる大訓である。御詔書の一節に曰く「朕惟ふに国家興隆の本は国民精神の剛健に

あり之を涵養し之を振作して以て国本を固くせざるべからず」と一語凛として秋霜烈日の如く感ずるのである。此を以て顧ふに、明治天皇の御時代は創業時代で勇往邁進の時代であった。大正天皇の御時代は守成時代で整頓の時代であった。今上陛下の昭和の時代は更に此を光揚すべき発展時代と見るのである。願くは我等国民は、先帝陛下に任ふる心^(仕カ)を以て、今上陛下に任へ奉らねばならぬ。それは明治天皇の教育勅語と先帝陛下の国民精神作興の御詔書を心に体し各自の業務を忠実に励み一段緩急あれば義勇公に奉ずるの覚悟が肝要である。此の意味に於て村民の情操を養ひ堅実なる精神を以て修養と訓練を必要とする焦点の発行は此の如くして大なる使命をもたらしたもので発企者諸氏の覚悟も一^(目)首深大なるを思ふのである。希くは焦点よ汝が純潔なる孤々の声は昭和の新春と諧してやがて十^(方カ)万に響くであろう。

これを見てわかるように、「修養誌」としての『焦点』は、大正一二年（一九二三）九月におこった関東大震災の被害の中で恐怖と不安に陥られた民衆の危機感を利用して、「社会主義、無政府主義、共産主義等」を「悪思想」として警戒させ、教育勅語と同一年一月に出された「浮華放縦」と「軽佻詭激」の「時弊ヲ改メ」よと戒める「国民精神作興ニ関スル詔書」を徹底させるところにその使命があったといえよう。

この焦点会は社会教育の立場から様々な活動を行なった。ここでは、その代表的なものとして活動写真會を挙げておこう。

昭和二年（一九二七）二月二十七日、焦点会は東京日日新聞社のフィルムによる活動写真會を開催した。内容は、「ナイアガラ瀑布の実写と漫画写真」、そして「御大喪の映画」であった。焦点会としては後者を村民に見せることに狙いがあり、『焦点』同人は「皆さんに来て頂いて一步一步国民としての自覚を得る様心懸たいと思ひます」と述べている。この「御大喪の映画」は「先帝陛下の御不例の頃から賢張^(賢カ)した葉山の光景」、「若き日本のシンボルとして

国民の尊崇的であらせらるゝ、秩父の宮殿下の大西洋上に御父陛下の訃を聞かれ悲しき御帰国の様子」、「御大喪の光景」を内容としたものであった。会場は「始めから全く満員でおそく来た人は入ることが出来なくて帰られた方」がある程の盛況であった。そして活動写真を観る観客は、「満場肅として声なく、たゞ先帝陛下の御在世中の御徳を偲び奉るのみであった」という。この活動写真会は村民にかなりの反響を呼び、次のような「白子の一無名青年」からの礼状が届く程であった。

『東京日日新聞の活動写真』

それは私が電柱に貼りつけられたピラで見た広告であった。

『御大喪の映画』それは私達国民が全国津々浦々に到るまで悲みの極みであった。先帝陛下の御大喪、先帝陛下の最後の御行幸、私達の様に東京の近くに住んでゐる者は此の御最後の行幸を拝送致したいと思つてゐたが、実行出来ずにしまつたのは千戴(載)の痛痕事としてゐた時、計らずも焦点会の主催で、私達の村でその活動写真を見る事が出来たのは何よりうれしかった。

先帝陛下の御病氣以来国民の心をこめての御祈り、一度葉山の空より伝はれる先帝陛下崩御の御様子、大西洋上御父陛下の悲しき知らせを受けられし秩父の宮殿下の御帰国の御様子、さては悲しき鳳車の最後の御でましの光景、唯私達は涙なくては見られなかつた。

何処の村より率先してあの様な会を催して下さいました焦点会の人々に私は心から御礼を申し上げます。

聞くところによると焦点会は毎月趣味と修養とを兼ねた雑誌も発行するとの事どうか熱心に事業を断行せられて私達田舎の青年を善い方に導いて下さることを御礼と共に申し上げます。

(『焦点』第二輯)

焦点会結成
と鎌田良賢

ところで、焦点会はいつ、どのような経緯で結成されたのであろうか。焦点会結成の発端となったのは、昭和元年（一九二六）一二月下旬に白子小学校でたまたま、後に焦点会結成の発起人となった

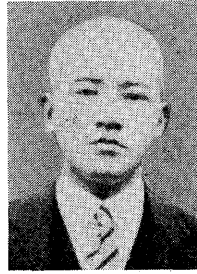


写真5-75 若き日の
鎌田良賢

「四人が会しまして何か修養と趣味を持った読物を作りそしてお互に勉強する機関を作り変り行く世の思想に対したいと話し合ったのが初め」だといわれる。以下、結成までの経緯をみると、まずこの四人（氏名不明）が一月三〇日に再び会合を開き、団体名を「焦点」に決定し、趣意書を書き上げることから始まった。そして、昭和二年一月二日に学務委員、歴代校長、在郷軍人分会長、四日に妙典寺、金泉寺を訪れ、賛同の意を取り付けた。翌五日、白子小学校で会合を開き、再び趣意書を作成し、以後毎週土曜日に原稿や編集について議論を重ね、一月三〇日、創刊号の編集について白子小学校で相談会を開催した。しかし、この時点で原稿が揃わず、二月四日に再度創刊号編集のための会議を開き、二月一日に創刊号発刊に至ったのである。

焦点会雑誌『焦点』はこのようにして生まれたわけであるが、この過程で絶えずリーダーシップをとったのが鎌田良賢であった。鎌田は明治三三年（一九〇〇）に天台宗派地福寺に生まれた。鎌田は大正一三年（一九二四）に大正大学仏教学部を卒業後、大正大学図書館副館長を経て、焦点会を結成した昭和二年には大正大学助教授であった。まさに鎌田は、白子村を代表するインテリであった。したがって、鎌田について述べておくことは焦点会の性格を知るうえで重要である。また、表5-105の略歴をみてもわかるように、鎌田は青年訓練所指導員や村の役職を歴任しており、当時の白子村の状況を知るうえでも重要といえよう。そこで、『焦点』に書かれた鎌田の主要な論説を通して、鎌田の思想的背景をみてみよう。『焦点』誌上に載った鎌田の論説で、鎌田の思想的背景を最も良く表現しているのは、『農本主義教育の提唱』（『焦点』昭和二年一〇月二〇日号）、「土の文化の建設へ」（『焦点』昭和二年一〇月二〇日号）

表5-105 鎌田良賢の略歴

大正13年3月	大正大学仏教学部卒業
15年5月	大正大学図書館副館長
昭和2年4月	大正大学助教 白子村立青年訓練所指導員
7年9月	天台宗地福寺住職 白子村民生委員
13年11月	白子村農地委員
17年8月	白子村学務委員
19年3月	応召 中隊長
21年4月	大和町助役
42年4月	逝去

であろう。鎌田は、「農本主義教育の提唱なる題目をかゝげて読者諸氏に向ふ所以はやむにやまれぬ宿望であり年来の持論である」として次のように述べている。

「大きく云へば国際的に生存競争の激烈なる現状に於て祖国民の生活を如何に導くべきかといふ事が教育の目的も手段も依って立つ根拠もこゝに源があると思ふ。」「されば農村には農村にふさはしい農村の土と自然に愛着を持つ善良なる農民を育てる事に留意すべきではなかるるか、勉強して出世して都会に走る——つまり土から離れる為の教育は——土にそむく教育である。」「小学校及その卒業生に對しては特に地方色を加味したる農本主義の教育を施さねばならぬ。地歴国文の普通学科にして現下の教育制度に於てもいづこの学校

でその地方の地誌歴史、文学を教へる所があるろう。」「故に青年がその郷土の先覚から受くる伝統的の感化は極めて希薄であるといはねばならぬ。」「されば農本主義の学問に地方色を加へて農村の青年を教育するといふ事はやがてその郷土に對する愛着心をその脳裡に印象づける事であつて農村の充実となり大きくは国力の発展となる事であると考ふ。」

このように鎌田は、都市に對する農村、あるいは中央に對する地方という意識を強く持つており、鎌田の思想的背景には農村青年の教育こそが国力の発展になるという農本主義思想があつたといえよう。こうした思想的背景を持つ鎌田が、焦点会のリーダーであり、雑誌『焦点』の中心的編者であり、かつ青年訓練所の指導員であつたことは、昭和初期の白子村地域

の思想状況に鎌田が指導的な役割を果たしたことを意味しているといえよう。

第二節 昭和恐慌下の白子村と新倉村

1 昭和恐慌

金融恐慌

事実上、昭和二年（一九二七）から始まった「昭和」は、まさに恐慌きょうこうで幕をあけた。昭和二年三月一日の衆議院予算委員会で蔵相片岡直温は、政友会代議士吉植庄一郎の質問に対しての答弁の中で、「今日正午頃に於て渡辺銀行が到頭破綻はたんを致しました」という問題の発言をした。一国の大蔵大臣が不良銀行の名をあげてその破産を告げるという「失言」が、金融恐慌ぼつ発の導火線となったことは余りにも有名な話であろう。

翌三月一日、東京渡辺銀行は店を閉め、姉妹銀行のあかぢ貯蓄銀行も休業にはいった。この報が伝わると、東京・横浜の中小銀行に預金者が殺到し、三月一日から二二日にかけて一三行が一斉に預金の引き出しにあつて休業に追込まれるに至り、かくして金融恐慌は翌四月にピークをむかえたのである。この時の最大の震源となつたのは台湾銀行と鈴木商店であつた。鈴木商店は欧州大戦のブームにのつて海外につきつきと支店を設置し、大正八、九年の全盛時には年商一六億円（昭和三年の三井物産の取扱高は一二億六〇〇万円）の日本最大の貿易商社であつた。鈴木商店は大戦中の好況期に積極方針をとり、中国・台湾貿易を中心に巨額の取り引きを行なつていたが、放漫経営がたつて戦後恐慌・関東大震災を契機に経営を悪化させていたのである。この鈴木商店を金融面で支えていたのが台湾銀行で、大戦中の鈴木商店の積極方針に応じて多額の融資を行なつていた。台湾銀行は経営を悪化させた鈴木商店へ

の貸付を打ち切ろうにも、すでに巨額の貸金が累積しており、取り引き停止を行ない得なかった。しかし、台湾銀行はもともと日本の植民地支配の一環として有力な役割を果たす特殊銀行であったから、時の若槻内閣も台湾銀行を見放すわけにはいかなかった。そこで、政府は日本銀行から台湾銀行に二億円を限度として融資を行なうという台湾銀行救済緊急勅令案を提出した。だが、四月一七日の枢密院本会議で否決され、若槻内閣は総辞職に追い込まれ、このため台湾銀行は休業するに至ったのである。

若槻内閣が退陣したあと、四月二〇日に田中義一政友会内閣が成立した。田中首相は金融恐慌の打開を先決と考へ、蔵相に高橋是清を就任させた。高橋蔵相は三週間の支払猶予令を全国にしき、他方で日本銀行に非常貸出を指令して事態を収束させた。こうしてようやく金融恐慌はおさまったが、この恐慌の結果は三井・三菱・住友・安田・第一といった財閥系大銀行に預金を集中させ、大銀行による金融界、経済界の独占的支配を強めることとなった。

さて、昭和四年（一九二九）七月二日に田中内閣が総辞職したあと、浜口雄幸民政党内閣が成立した。浜口内閣は金解禁を重要政策に掲げ、井上準之助を蔵相に就任させた。金解禁とは、大正六年（一九一七）以来の金輸出禁止を解き、通貨と金の兌換を自由にし、国際間の金の移動を自由にするものであり、金本位制に復帰することを意味していた。井上蔵相は国民を必死に説得し、昭和五年（一九三〇）一月一日、金解禁を実施したのである。

しかし、昭和四年一〇月にアメリカのウォール街の株式暴落に端を発した世界大恐慌が日本にも波及し、株価・物価は大暴落するに至った。輸出の首座を占める生糸は恐慌とレーヨンとの競合で輸出が激減し、綿糸布の輸出も減ってしまった。そして、この年の貿易は輸出三一・六パーセント、輸入三〇・二パーセントの減少で、それにとまなっ巨額の金が流出した。金解禁後、わずか五か月間で二億二〇〇万円の正貨が流出してしまったのである。

昭和恐慌の打撃は未曾有の広さと深さをもっていた。表5-106にみるように、昭和四年から昭和六年にかけてGN

表5-106 日本への恐慌の影響

(昭和4年を100%とする)

	GNP	輸 出	輸 入	製造工業 生産額	農 業 生産額	対米生糸 輸 出
昭和4年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5年	89.1	71.7	72.1	82.3	68.7	67.2
6年	80.6	56.8	60.7	73.3	57.5	67.2
7年	82.8	68.9	69.6	82.0	70.0	36.7
8年	93.0	89.6	88.6	103.9	83.1	31.7
9年	102.8	106.1	106.7	121.1	76.0	24.1

(中村政則『昭和の恐慌』小学館 昭和57年 P225 より作成)

つとも打撃が大きかったのは繭で、六〇パーセント以上の値下がりである。この農業恐慌が本格的・全面的になるにつれ、東北農村を中心に娘の身売り話や欠食児童が続出した。新聞や雑誌に、農村の窮乏を伝えるルポルタージュがあいついで掲載されたのもこの頃であった。

P(国民総生産)は二〇パーセント減少し、輸出額は二六億六六〇〇万円から一五億一三〇〇万円へと四三・二パーセントの減少、輸入額は二七億九四〇〇万円から一六億九六〇〇万円へと三九・三パーセントの減少を示した。また、輸出総額の約四〇パーセントを占め、その内の九〇パーセント以上がアメリカへ輸出されていた我が国最大の輸出品である生糸は、GNPが回復した昭和九年(一九三四)ですら半値以下に低迷する激減をしたのである。

この昭和恐慌は、農業恐慌として我が国最大の有業人口をかかえる農村へもつとも深刻な打撃をあたえ、日本資本主義の構造的な弱さを世界経済の中で一挙に露呈させたところに特徴があった。恐慌前の昭和四年を一〇〇とした各生産額の指数は表5-107のとおりである。総額は、昭和六年には昭和四年の五六・七パーセントまで低落し、最低点をなしている。以後、徐々に回復はしているが、昭和四年の水準にもどるのには昭和一年になってからであった。また、表5-107をみてわかるように、昭和六年を最低点としてすべての農産物価額が惨落しているが、も

表5-107 農産物生産価額の推移

	米	麦	食 用 農 産 物	繭	果 実	蔬 花	菜 卉	工 農 産 物	芸 物	茶	薬 製 品	計
昭和 4年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
5年	70.5	75.0	76.3	46.4	87.6	74.9	82.0	79.4	77.2	68.0		
6年	57.6	57.2	63.9	42.1	76.8	65.6	70.1	61.9	65.4	56.7		
7年	77.9	58.3	78.5	45.3	80.5	66.6	71.7	60.7	68.4	68.4		
8年	90.5	81.8	87.0	76.4	93.1	78.0	88.5	69.6	76.8	85.2		
9年	87.7	94.7	75.5	31.1	87.3	78.0	94.1	75.0	84.2	75.1		
10年	101.7	101.5	88.0	53.6	97.2	80.9	95.4	76.3	97.7	88.7		
11年	117.7	122.0	110.2	59.0	102.6	90.5	105.7	92.8	111.8	102.1		
12年	130.7	148.9	121.7	64.1	115.5	101.5	127.6	112.7	135.3	114.9		

(崎山耕作「昭和農業恐慌の歴史的位置」, 川合一郎・他編「講座日本資本主義発達史論」Ⅲ 日本評論社 昭和43年)

2 白子村と新倉村の産業

産業構造

こうした昭和恐慌下に白子村と新倉村はいかなる様相を呈していたのであろうか。まず、昭和戦前期の白子村と新倉村がどのような産業構造であったかを明らかにしておこう。

白子村における昭和六年(一九三二)の本業としての職業別人口は合計一三七〇人で、その内の約七五パーセントを占める一〇三〇人が農業に従事していた。白子村の生産価額の推移を示したのが表5-108である。みてわかるように、農産物価額が常に八〇パーセント以上を占めている。戦前の白子村は農村地帯であったことがわかるであろう。

新倉村は、白子村と比べてさらに純農村地帯の性格を強く持っていた。昭和六年の新倉村の職業別人口は、合計七七九人で、その内の九〇パーセント以上が農業人口であった。表5-109から新倉村の生産価額の推移をみると、九六パーセントが農産物価額で占められていたことがわかる。

このように昭和戦前期の白子村、新倉村は純農村地帯であっ

た。しかし、両村の間には、その生産性にはっきりとした格差があった。昭和六年の生産総価額は、白子村が二六万〇八九五円であったのに対して新倉村は九万〇八一八円であった。また、一世帯当たりの生産価額は、白子村の五〇



写真5-76 花卉組合の生花まつり（昭和初年，駅前通り）

表 5-108 白子村の生産価額

	実 数 (円)					構 成 比 (%)				
	農 産	畜 産	林業	工 業	合 計	農産	畜産	林業	工業	合計
昭和6年	212,345	13,575	—	34,975	260,895	81.4	5.2	—	13.4	100.0
10年	165,623	13,329	384	30,228	209,564	79.0	6.4	0.2	14.4	100.0
16年	508,132	99,521	—	80,832	688,485	73.8	14.5	—	11.7	100.0

（「白子村勢要覧」各年より作成）

表 5-109 新倉村の生産価額

	実 数 (円)					構 成 比 (%)				
	農 産	畜 産	林業	工 業	合 計	農産	畜産	林業	工業	合計
昭和6年	86,888	2,700	—	1,230	90,818	95.6	3.0	—	1.4	100.0
10年	148,930	2,423	750	950	153,053	97.3	1.6	0.5	0.6	100.0
16年	109,954	776	—	9,635	120,365	91.4	0.6	—	8.0	100.0

（「新倉村勢要覧」各年より作成）

表 5-110 新倉村における米の生産価額指数の推移

	指数
昭和 1～3 年平均	100.0
4 年	74.2
5 年	70.8
6 年	67.8
7 年	70.6
8 年	71.0
9 年	46.1
10 年	88.9
11 年	130.1
12 年	128.5
13 年	122.4

(『埼玉県統計書』各年より作成)

一円に対して新倉村は三二八円であり、さらに一人当たりの生産価額をみると、白子村が八五円で新倉村が五六円であった。このように昭和戦前期の白子村、新倉村を産業の生産性の面からみると、白子村に対して新倉村の生産性の低さに特徴があったといえよう。

恐慌の打撃と農業生産

このような純農村地帯であった白子村と新倉村が農業恐慌の打撃を受けたのは当然であった。この恐慌の打撃の様子を、表 5-110 の新倉村における米の生産価額指数の推移によってみてみよう。昭和一年から昭和三年の生産価額の平均を一〇〇とした場合、恐慌のどん底の昭和六年には六七・八まで落ち込んでいる。そして、埼玉県、千葉県などに大きな被害を与えた昭和八年の干害と昭和一〇年の霖雨を挟んだ昭和九年には、最低の四六・一を示している。この恐慌の打撃と干害・霖雨の被害から回復するのは昭和十一年になってからであった。昭和十一年になると恐慌前の水準を凌駕し、指数は一三〇まで上昇した。

それでは、こうした恐慌下の白子村と新倉村では、どのような農産物が生産されていたのであろうか。昭和六年の白子村の農耕地は田畑合計三七一町歩で、その内の八〇パーセントを占める二九八町歩が畑であった。同じく新倉村では田畑合計二四二町歩の内、六二パーセントが畑であった。一般的に戦前の日本農業は「米と繭の経済構造」といわれ、白子村、新倉村とも畑作地帯ではあるが、桑畑はごくわずかであった。

そこで、まず白子村の農業生産からみてみよう。表 5-111 から白子村における農業生産価額の推移をみると、米は全農産物の二〇パーセント前後にすぎない。これに対して蔬菜類は五〇パーセント以

表 5-111 白子村の農業生産価額

	米	麦	蔬菜類	豆・芋類	果実	畜産	養蚕	合計
大正 4 年	20.0	18.8	37.9	19.9	—	3.4	—	100.0
昭和 6 年	15.0	16.7	53.4	7.4	1.0	6.0	0.5	100.0
10 年	22.1	37.0	24.5	8.2	0.8	7.4	—	100.0
16 年	6.9	9.9	61.6	5.7	—	15.9	—	100.0

(「白子村勢要覧」各年より作成)

表 5-112 新倉村の農業生産価額

	米	麦	蔬菜類	豆・芋類	果実	畜産	養蚕	合計
大正 4 年	25.3	22.3	31.5	12.7	—	2.7	5.4	100.0
昭和 6 年	39.9	16.3	30.5	9.2	0.7	3.1	0.3	100.0
10 年	30.5	16.4	45.4	5.7	0.4	1.6	—	100.0

(「新倉村勢要覧」各年より作成)

表 5-113 小作地率の変化

	白子村	新倉村
大正 4 年	64.2	63.0
昭和 6 年	63.3	63.2
10 年	63.7	63.7
16 年	54.9	62.6

(「白子村勢要覧」「新倉村勢要覧」各年から作成)

上を占めていた。また、恐慌の打撃を克服した昭和一〇年代になると畜産がかなり増加したことがわかる。こうした商品作物としての蔬菜類の多さや畜産の増加は、大都市東京の消費市場の需要に照応したものと見えよう。次に、新倉村の農業生産を表 5-112 からみても、白子村と比較して米がやや多いが、やはり昭和一〇年代に蔬菜類が急激な伸びを示し、全農産物の五〇パーセントちかくを占めるに至っている。新倉村の農業生産も白子村と同じく、都市の需要に照応した商業的畑作物が中心であったといえるよう。

農民層分解

戦前日本の農村・農業構造の特徴は、頑強な地主的土地所有の展開であった。戦前の白子村、

ず、白子村、新倉村の小作地率(全耕地に占める小作地の割合)を表 5-113 からみてみよう。みてわかるように、両村ともに小作地率は一貫して六〇パーセント以上を占めており、地主・小作分解が進んでいたことがわかる。表 5-

表 5-114 所有規模別農家戸数

	白 子 村 (戸)			新 倉 村 (戸)		
	昭和6年	昭和10年	昭和16年	昭和6年	昭和10年	昭和16年
0.5町未満	108	119	110	74	75	81
0.5～ 1	38	39	45	35	35	20
1 ～ 2	43	49	35	19	19	30
2 ～ 3	18	16	17	18	21	12
3 ～ 5	14	13	12	7	8	5
5 ～ 10	9	9	7	6	3	2
10 ～ 20	6	5	6	2	1	—
20 ～ 30	3	3	1	—	—	—
30 ～ 50	—	1	—	—	—	—
50町以上	—	—	—	—	—	—
合 計	239	254	233	161	162	150

(「白子村勢要覧」「新倉村勢要覧」各年から作成)

表 5-115 白子村における自小作別農家戸数の構成

	自作	自小作	小作	合 計
	%	%	%	%
昭和6年	22.7	36.0	41.3	100.0
10年	19.0	41.9	39.1	100.0
16年	19.0	33.2	47.8	100.0

(「白子村勢要覧」各年より作成)

114から所有規模別の農家戸数をみると、白子村、新倉村ともに五〇町歩以上の大地主は存在せず、最大地主は白子村で三〇町歩以上五〇町歩未満、新倉村で一〇町歩以上二〇町歩未満の所有者が一人ずついただけである。そのほかは、比較的零細な土地所有者が多く、両村ともに中小地主地帯であったことがわかる。しかし、地主の存在形態は白子村と新倉村とは明確に異なっていた。白子村の全土地所有に占める他市町村在住の地主の所有地は一〇パーセント前後であつたのに対して、新倉村では三〇パーセント以上に達していた。つまり、新倉村では不在地主の所有地が三〇パーセント以上を占めていたということになるのである。この不在地主の主な居住地は何処^{どこ}であつたかといえ、それは東京都と白子村(下新倉)であつた。

つづいて、農民層の分解傾向をみてみよう。まず、白子村からみ

表 5-116 白子村における経営規模別農家戸数

経営規模	大正4年	昭和6年	昭和10年	昭和16年
0.5町未満	17.1%	22.4%	22.9%	26.4%
0.5～1	22.7	24.7	22.9	28.1
1～2	26.6	48.4	50.0	41.4
2～3	23.0	4.2	3.9	3.1
3～5	10.6	0.3	0.3	1.0
5町以上	—	—	—	—
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(「白子村勢要覧」各年より作成)

表 5-117 新倉村における経営規模別農家戸数

経営規模	大正4年	昭和6年	昭和10年	昭和16年
0.5町未満	49.3%	42.2%	37.3%	22.0%
0.5～1	32.0	37.3	40.1	36.6
1～2	11.8	16.1	17.9	35.1
2～3	2.9	4.4	4.7	6.3
3～5	1.8	—	—	—
5町以上	2.2	—	—	—
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(「新倉村勢要覧」各年より作成)

加がわかる。大正四年に二六・六パーセントであったのが、昭和一〇年には五〇パーセントに達したのである。これは自小作の増加に照応したもので、白子村では大正四年から昭和一〇年にかけて自小作中農層の大幅な前進がみられたことを示している。しかし、昭和一〇年から昭和一六年にかけては、自小作別農家戸数において自小作の減少、小作の増加がみられ、経営規模別農家戸数では一町歩以上二町歩未満の減少、五反未満、五反以上一町歩未満の増加という零細小作層への分解傾向を示した。

てゆく。表5-115は白子村の自小作別農家戸数の推移であるが、自作は一貫して減少傾向にあり、全農家の一九パーセントにすぎない。小作は一貫して四〇パーセント前後を占め、大正四年(一九一五)から昭和一〇年(一九三五)までほとんど変化を示さない。注目すべきは自小作の急激な増加で、大正四年に二三・八パーセントであったのが、昭和一〇年には四一・九パーセントに達したのである。そこで、表5-116からこの時期の経営規模別農家戸数の推移をみると、経営規模一町歩以上二町歩未満層の大幅な増

表 5-118 新倉村における自小作別農家戸数の構成

	自作	自小作	小作	合計
	%	%	%	%
昭和 6 年	12.0	44.6	43.4	100.0
10年	12.7	44.0	43.3	100.0
16年	22.9	39.5	37.6	100.0

(「新倉村勢要覽」各年より作成)

こうした白子村の農民層分解傾向に対して、新倉村の農民層分解は全く異なった傾向を示すものであった。まず、指摘されなければならないことは、白子村に対する新倉村の零細性である。表 5-117 は新倉村の経営規模別農家戸数を示したものであるが、大正四年から昭和六年にかけて、白子村の五反未満層が一七・一から二二・四パーセントの間であったのに対して、新倉村のそれは四〇パーセント以上を占めていたのである。白子村に対する新倉村の零細性がはっきりと表われていることがわかる。つづいて、このような零細な新倉村ではどのような農民層の分解傾向を示したのかをみてみよう。同じく表 5-117 から新倉村の経営規模別農家戸数の推移をみると、五反未満の一貫した減少、五反以上三町歩未満のすべての階層の増加傾向がみられ、漸増的ではあるが中農化傾向がうかがえる。しかし、自小作別の農家戸数の推移を表 5-118 からみると、昭和恐慌下に若干の自作の減少、小作の増加傾向を示すものの、昭和一〇年まで自作の一二パーセント、自小作、小作の四四パーセント前後という構成をほとんど変えていない。新倉村で最も顕著な農民層の分解傾向を示したのは、昭和一二・七パーセントから二二・九パーセントへと激増したのである。また、これに照応して経営規模別農家戸数では五反未満が三七・三パーセントから二二パーセントへ激減し、一町歩以上二町歩未満が一七・九パーセントから三五・一パーセントへと激増した。この結果、昭和一六年段階では五反未満層の割合が白子村と新倉村とでは逆転し、白子村が二六・四パーセントであるのに対して新倉村では二二パーセントまで低下したのである。



写真5-77 昭和8年度新倉村農村振興道路改良工事

3 農村振興土木事業

救農土木事業

都市の失業者の帰村を容易にするという趣旨で、昭和五年（一九三〇）に農林省は「失業救済農山漁村臨時対策事業」を発足させた。ついで、昭和恐慌下の昭和七年に「時局匡救救農土木事業」を実施した。この救農土木事業は恐慌下の農村で大規模な公共土木事業を展開して、有効需要を創出することによって農村の景気回復を図ろうとしたものであった。いうなればアメリカのニューディール政策と同じように財政スペンディングによる景気回復策であった。

昭和八年の埼玉県における救農土木事業では、道路費、河川費、国道費、開墾費など総額四二五万円を数えている。新倉村では昭和七年から農村振興土木事業として村道の改築工事が行なわれたが、県補助費の配分は九〇〇円であった。また、昭和一三年から始められた白子村の村道改良工事の県補助費は一二七三円の配分であった。

新倉村と白子村の農村振興土木事業

新倉村では昭和七年二月一七日の指令第五九〇〇号にもとづき、農村振興村道改築工事を行なった。場所は字山尻四五六番地から字南五反割四七〇一番地までで、工事期間は昭和八年一月一五日から同年三月一五日まで、工事費総額一二〇〇円（内県補助費九〇〇円）の事業であった。また、請負者

は地元の原新田南組と原新田北組であった。

白子村でも昭和一三年（一九三八）に県費補助による道路改良工事が行なわれた。工事費は総額四二四五円で、その内一二七三円が県からの補助金であった。場所は村道八号路線で、二〇〇メートルに及ぶ距離であった。起工の理由は、「本ヶ処ハ幅員狭小ニシテ急坂且ツ屈曲甚シク交通頗ル困難ナルヲ以テ之ヲ改良シ交通ノ安全ヲ期セントス」ることであつた。したがつて、工事は、宅地、畑、山林合計約五七坪の買収から始められた。

次に、農村振興土木事業の請負や就労状況、賃金支払い状況を新倉村の村道改築工事からみてみたい。

まず、昭和七年（一九三二）一月三十一日に新倉村と原新田南組、原新田北組との間で結ばれた「農村振興土木工事請負契約書」からみてみよう。契約書の内容は次のとおりである。

- 一、本工事ハ農村振興新倉村道路路工事ナルヲ以テ本村内ノ失業者ヲ必ス使役スルコト
- 二、請負人ハ相当経歴アル者ヲ本村長ノ承認ヲ経テ工事仕立人ニ選定ノ上届出スベキコト
- 三、設計書図面ニ明記ナキ工事・及材料ト雖モ道路路改築工事定法ニ照シ必要ナル材料及工事ハ無償ニテ施行スルコト

四、本工事ハ昭和七年度農村振興埼玉県費補助工事ナルヲ以テ監督命令及材料検査及工事施行方法並ニ竣功検査ハ埼玉県ニ於テ執行スル者ニ付必ス遵守スベキコト

五、請負金額ノ内二分ノ一ハ工事八分通出来ノ時之ヲ支払ヒ残金ハ工事竣功検査済後一週間以内ニ支払ノコト但シ工事ノ都合上双方協議ノ上本項ニ抛ラザルコトヲ得

六、本村工事掛員及本県掛官ノ指揮命令ヲ遵守スベキコト

七、前各項ニ違背シ指揮命令ヲ遵守セサル出役者（失業者）ノ解雇ヲ命シ又ハ請負解約ノ上保証金ヲ没収ス

ルモ異議ナキコト

八、竣功期日經過後理由ナク一週間ヲ經過スルモ竣功セサルトキハ工事延滞違約金トシテ一日毎ニ金貳円宛

ヲ差出スヘキコト

九、本規約ニ規定ナキ事項ハ凡テ双方協議ノ上決定スルコト

一〇、工事竣功後一年以内ニ工事不良ノ為メ破損ヲ生ジタル時ハ何時ニテモ無償ニテ修繕スルコト

(昭和七年「農村振興土木事業書類」新倉村役場)

この「契約書」の第一項の「本村内ノ失業者ヲ必ス使役スルコト」にみられるように、新倉村の村道改築工事は応急的な失業対策を目的としたものであった。

それでは、昭和八年一月から三月の工事期間にどのぐらいの労働者が就労したのであろうか。昭和八年一月に出された請負人の「就労人夫人員予定届」では、出役予定人員は四九三人であった。実際の就労状況は、指導人夫が累計六八人、普通の就労者が約三七九人で、合計約四四七人であった。

また、支払い賃金の状況をみると、最高賃金が九〇銭、最低賃金が六〇銭で、三か月間の工事期間の累計は三二一円四〇銭であった。

4 農業団体の事業概況

農村経済更生運動

昭和農業恐慌から脱出するために応急的な対策以外に根本的対策が必要となった。昭和七年(一九三二)の第六三議会は「救農議会」と呼ばれ、農林省に経済更生部を設置して「農漁村経済更生計画」の実施機関とし、農村経済更生運動を推進することを議決した。この農村経済更生計画は「隣保共

助の精神”を利用して農村の自力更生を図ろうとするもので、運動の中核として中農上層を中心とした自作、自作層を「農村中堅人物」として獲得して、官僚支配の末端に組み込むことに政策的意図があった。そして、この農村経済更生運動の実行機関として利用されたのが産業組合であった。農林省は産業組合の普及を図るべく、自力更生運動と平行して、昭和八年を初年度とする産業組合拡充五か年計画を推進した。さらに、部落単位の農事実行組合を初めて法律で承認し、農村末端の隣保的な協同体組織を官僚の統制下に置いたのであった。

埼玉農務課では、昭和七年一〇月に埼玉県令第六三号で農山漁村経済更生計画補助規則を公布した。翌一月に第一回の委員会が開催され、経済更生計画樹立候補町村選定方針にもとづいて審議を重ね、県指定町村三〇か町村を確定した。しかし、白子村、新倉村ともに指定村にならなかったことは言うに及ばず、経済更生運動自体が非常に不活発であった。その理由は蔬菜類を中心とした商業的畑作農業にあった。つまり、養蚕地帯のように養蚕恐慌の打撃を直接的に受けることがなく、また農産物の商品市場についていえば農民と都市の市場とが直接的に結合していたためであった。

新倉村産業組合

こうした農村経済更生運動のあり方は、白子村、新倉村の産業組合事業に直接的に現われた。まず、比較的早く産業組合が設立された新倉村の場合からみてゆこう。

新倉村では大正八年（一九一九）に信用・販売・購買の三種兼営の新倉信用販売購買組合が設立された。組合長は村内最大地主で、村長の鈴木左内であった。組合員数は、

表 5-119 新倉村産業組合員数

	組 合 員 数
大正14年	93
昭和1年	93
3年	93
5年	93
6年	93
7年	93
8年	92
10年	92
11年	93

（産業組合中央会『産業組合現勢調査』昭和1年、産業組合中央会埼玉支部『埼玉県産業組合ノ概況』昭和1年、埼玉県内務部『埼玉県産業組合ノ概況』昭和5年、埼玉県『埼玉県産業組合概況』各年より作成）

表 5-120 新倉村産業組合の事業概況

(貯貸率=貸付金÷貯金)

	出資金	払込済 出資金	借入金	剰余金	貸付金	貯 金	販売	購買	貯貸率
	円	円	円	円	円	円			%
大正14年	4,500	4,500	—	—	28,702	31,864	—	—	90.1
昭和1年	4,500	4,500	4,566	675	53,660	41,440	—	—	129.5
3年	4,500	4,500	9,067	869	60,530	42,495	—	—	142.4
5年	4,500	4,500	8,052	898	57,380	38,288	—	—	149.9
6年	4,500	4,500	5,778	881	45,500	28,597	—	—	159.1
7年	4,500	4,500	8,134	418	42,155	23,996	—	—	175.7
8年	4,500	4,500	8,124	144	19,590	24,549	—	—	79.8
10年	4,500	4,500	10,400	793	14,596	20,483	—	—	71.3
11年	4,500	4,500	7,400	32	10,850	21,125	—	—	51.4

(産業組合中央会『産業組合現勢調査』昭和1年, 産業組合中央会埼玉支部『埼玉県産業組合ノ概況』昭和1年, 埼玉県内務部『埼玉県産業組合ノ概況』昭和5年, 埼玉県『埼玉県産業組合概況』各年より作成)

表 5-121 新倉村産業組合の運転資金

	払込済 出資金	積立金	借入金	貯 金	合 計
	%	%	%	%	円
大正14年	11.9	3.6	—	84.5	37,719
昭和1年	8.3	8.9	8.4	76.4	54,231
3年	7.4	8.2	14.8	69.6	61,082
5年	7.8	12.2	13.9	66.1	57,911
6年	9.6	17.0	12.3	61.1	46,842
7年	10.3	16.2	18.6	54.9	43,717
8年	10.1	16.2	18.3	55.4	44,365
10年	10.9	14.5	25.1	49.5	41,405
11年	11.8	13.7	19.3	55.2	38,253

(産業組合中央会『産業組合現勢調査』昭和1年, 産業組合中央会埼玉支部『埼玉県産業組合ノ概況』昭和1年, 埼玉県内務部『埼玉県産業組合ノ概況』昭和5年, 埼玉県『埼玉県産業組合概況』各年より作成)

表5-119をみてわかるように一貫して九二、三人であり、村内農家戸数二四九戸(昭和六年時)を考えれば、その農家組織率は非常に低いものであった。そこで、新倉村産業組合の事業の概況を表5-120よりみてみることにしよう。まず、貯貸率をみると、昭和六、七年の昭和恐慌下は一〇〇パーセントをはるか

表 5-122 新倉村における主要
購買品の消費高

	肥 料	そ の 他	合 計
	円	円	円
昭和 7 年	3,126	3,000	6,126
8 年	3,380	3,250	6,630
9 年	3,265	3,670	6,935

(「産業組合設立許可申請書」昭和15年より作成)

表 5-123 新倉村産業組合の役員

氏 名	役 名	経 歴
上原孝之輔	組 合 長	前村議
鈴木左内	理 事	前組合長
桜井要文	理 事	現村議
伊藤栄蔵	理 事	現村議
富岡英一	監 事	現消防組頭
井口誠之輔	監 事	現村議
富岡九内	監 事	現村議
増田 嗣竜	監 事	現区長

(「産業組合設立許可申請書」昭和15年より作成)

に超えてオーバーローンに陥っていることがわかる。翌昭和八年からは七〇パーセント台を維持するが、一貫した貯金の低下傾向に示されるようにすべての項目が縮小し、事業経営は先細りの傾向であった。したがって、表5-121にみられるように運転資金に占める貯金の割合も一貫して縮小してゆき、それに比例して運転資金自体も縮小していった。また、同じく表5-120から事業の概況をみると、新倉村産業組合は販売、購買事業を兼営していたにも関わらず、販売、購買事業の経営は全く行なわれていなかった。

それでは、こうした産業組合経営の不活発な新倉村において、農民は肥料の購入、農産物の販売などをどのようにして行ない、またいかなる金融機関を利用したのであろうか。まず、肥料の購入からみてみよう。新倉村では表5-122にみられるように、年間三〇〇〇円以上の肥料が村内で消費されていた。これらの肥料は産業組合を通じてではなく、「村内及附近商人ヨリ購入」されていたのである。

農産物の販売についても同じことがいえ、「穀物ハ地方穀商、蔬菜類ハ東京市場ニ搬出売却サル」と農民が穀物商へ売却したり、あるいは東京市場へ直接販売されていた。次に、金融機関についてみてみよう。当時の新倉村では、「村内負債額ハ現在七万円ト推定セラル」状態であった。このような状態の中で農民は、次のように個人からの貸借を中心としていた。

表 5-124 新倉村産業組合の事業概況

(単位：円)

	出資金	払出 済資金	借入金	剰余金	貸付金	貯金	購買	販売	利用	貯貸率 %
大正14年 昭和1年	6,390	1,278	—	183	1,300	10,145	4,168	67,504	—	12.9

(埼玉県『産業組合要覧』各年より作成)

表 5-125 新倉村産業組合の運転資金

	払出 済資金	積立金	借入金	貯金	合計
大正14年	11.9%	—	—	88.2%	11,423円

(埼玉県『産業組合要覧』各年より作成)

「村内ニハ金融機関ナシ、近接セル東京市成増及志木町所在ノ銀行ヲ利用セル現状ナルモ、借入ニ当リテハ銀行ヲ利用シ得ルモノハ極メテ少数ニシテ融通ノ多クハ個人貸借ナリ」

(「産業組合設立許可申請書」)

ここでいう「個人」が地主クラスの人たちを意味していることはいうまでもなからう。

このように新倉村産業組合の事業成績は極めて悪く、新倉村産業組合は不良組合であったといえる。かくして新倉村産業組合は、昭和一二年(一九三七)九月三〇日、「組合員ニ組合精神ノ徹底ヲ欠キ事業不振ニシテ到底存続ノ見込ナキ為産業組合法附則第四条ニ依リ解散」したのであった。

しかし、昭和一二年七月の日中戦争の開始以来、産業組合は農村の戦時統制機関として重視された。新倉村でも昭和一四年一月、信用・販売・購買・利用の四種兼営の新倉信用販賣購買利用組合が新たに設立された。この新たに設立された新倉村産業組合で注目すべきは、組合長が長年勤めた村内最大地主の鈴木左内から自作クラスの上原孝之輔へと代わったことであろう。そこで、新倉村産業組合の役員構成を、表5-123からみてみたい。これをみると、組合長が地主の鈴木から自作クラスの上原に代わったことのほか、伊藤栄蔵にみられる自小作層の役員への進出、そして小作争議指導者富岡九内の役員就任が注

目されるところである。このような産業組合役員構成の変化は、先にみた新倉村における農民層分解に示されるような社会構造の変化に照応したものであり、また後述するこの時期の新倉村における政治構造の転換を反映したものであった。ともあれ、新しく設立された産業組合が、昭和一二年に解散した産業組合と比較してかなり広範な階層を網羅していることがわかるであろう。このことは組合員数をみてもはっきりとしており、村内農家戸数二五二戸（昭和一〇年時）に対して組合員数は二七一人であった。次に、表5-124と表5-125から新たに設立された新倉村産業組合の事業の概況と運転資金についてをみてみよう。これをみると、貯金は一万円を超え、販売、購買事業もかなりの成績を上げており、運転資金も貯金が八八パーセント以上を占めていた。こうした産業組合経営の好転は単に内在的な原因によるものではなく、次の設立理由にみられるような産業組合の戦時統制機関化によるものであった。

本村ニハ從來新倉信販購組合存セシモ昭和十二年九月末自然解散トナリ之ガ為メ村民ノ不利不便不^{すくなく}、特ニ今次事変ノ推移ニ伴フ諸物資統制ノ強化ハ愈々^{いよいよ}産業組合設立ノ必要ヲ生ジ、茲ニ^{こゝ}全村民協力シテ組合ノ設立申請ヲ為シ来レルモノニシテ……

（「産業組合設立許可指令案」）

このように新倉村産業組合は戦時統制機関として村内農民を半強制的に組織化して定着していったのである。

白子村産業組合

新倉村産業組合が比較的早期に設立されたのに対して、白子村では四種兼営の白子村信用販売購買利用組合が昭和一七年（一九四二）一月に初めて設立された。それまでの白子村の農業については、「白子村事務報告書」に「総て本村農会ニ於テ施行スルヲ以テ村行政トシテハ施行ヲ行ハズ」と記されているように、すべて白子村農会によって施行されていた。例えば肥料の購買をみると、白子村では表5-126にみるように新倉村の倍以上の肥料が購買されていたわけであるが、「本村内ニ於ケル肥料取引ハ本村内ニ業者無キ為メ村農会ニ於テ全量ノ取扱イヲ為シ」ていた。また、農産物の販売についても、「全量村農会ニ依リテ供出」されていたの

表 5-126 白子村の購買肥料の消費高

	合 計
昭和14年	70,779円
15年	67,503
16年	60,354

(「産業組合設立許可申請書」昭和17年より作成)

である。

それでは、昭和一七年一月にいかなる理由によって白子村産業組合は設立されたのであろうか。設立理由は次のとおりである。

本村ニ於テハ従来東京府ト接近シ居リタルタメ取引ハ殆ンド全部府下ト為シツ
 ヲアリシモ、現下統制経済ノ強化ニヨリ物資ノ流通兎角円滑ヲ欠キ経済更生上
 不利不便不躉、其ノ上米麦ノ集荷モ農会ニ於テ行ヒ来タルモ経済団体ニアラザ
 ル性質上其ノ取扱ニ支障不躉、常ニ之ガ設置ヲ要望セルモ其ノ機ヲ得ズ、偶々

今回ノ大東亜戦争ノ勃発ニ因リ生産力ノ拡充、貯

蓄ノ奨励、其ノ他生活必需資材ノ配給等ハ愈々之

ガ設立ヲ要請スルニ至リ、村内有志協議ノ結果設

立セントスル (「産業組合設立許可指令案」)

すなわち、白子村では戦争拡大にともなう「決戦態勢下

ニ於ケル国民貯蓄、国債ノ消化、米麦ノ供出、肥料其他生

活必需資材ノ配給等戦時下国策担当機関トシテ産業組合ノ

必要ヲ認め、白子村産業組合を設立したのであった。

この白子村産業組合の組合長には柳下浩三が就任した。

柳下は、昭和七年から昭和一四年まで白子村助役を勤めた人物であり、柳下の経済的基盤は村内トップクラスの地主であった。表5-127からその他の産業組合役員をみてみると、現職の白子村助役である富沢敬蔵(地主)をはじめ、

表 5-127 白子村産業組合の役員

氏 名	役 名	経 歴
柳下 浩三	組 合 長	前助役
富沢 正平	理 事	農会総代
柴崎 武	理 事	区長代理
柴崎登志春	理 事	区 長
柳下 祐三	理 事	現村議
市川宗五郎	理 事	農会総代
清水源五郎	理 事	農会総代
榎本貞三郎	理 事	農会総代
相田 孝作	理 事	区 長
田中 純平	理 事	区 長
吉田 良次	監 事	区 長
野浦 文三	監 事	区 長
富沢由太郎	監 事	現村議
富沢 敬蔵	監 事	前収入役

(「産業組合設立許可申請書」昭和17年より作成)

表 5-128 白子村農会総代選挙区

選挙区	地域名	総代数
第一選挙区	大字白子第一区	1
第二選挙区	大字白子第二区	2
第三選挙区	大字白子第三区	2
第四選挙区	大字白子第四区	1
第五選挙区	大字下新倉第一区	2
第六選挙区	大字下新倉第二区	2
第七選挙区	大字下新倉第三区	2
第八選挙区	大字下新倉第四区	2

〔「白子村農会々則変更認可申請」
昭和10年2月4日より作成〕

現職の村議、区長、農会総代あるいは経験者が圧倒的に多かった。そして、彼らの出身階層はほとんどが自作地主及び自作中堅層であった。この点は、組合長が村内最大地主から自作クラスへと転換し、役員にも小作争議指導者や小作層が就任した新倉村産業組合との明確な相違点といえよう。

しかし、こうして設立された白子村産業組合は、組合経営が軌道に乗る間もなく、農業団体の再編による大和町農業会へと引き継がれてゆくのであった。

系統農会の役割

白子村産業組合が設立される以前の白子村では、農業に関するすべての事業を村農会が施行していた。このことをみても、戦前の農村において農会が重要な役割を果たしていたことがわかるであらう。

一般に農会についての評価は、「政府の別動隊」と呼ばれたり、農民組合により「地主的な農会」として解散を要求されたりする地主的官僚的な農業団体というものであった。そこで、白子村、新倉村の農会長についてみてみよう。白子村では富沢英一が農会長を長く勤めていた。富沢は村内トップクラスの地主で現職の村長であった。新倉村でも村内最大地主の村長鈴木左内が農会長で、さらに鈴木は北足立郡農会副会長をも勤めていた。このように白子村、新倉村ともに農会長は一貫して村内トップクラスの地主が支配していたのである。

明治三二年（一八八九）に成立した農会法は、明治三八年（一九〇五）、大正一一年（一九二二）の改正後、昭和九年（一九三四）にも改正が行なわ

れた。この改正の内容は、第一に帝国農会、道府県農会の議員、予備議員は農会長、副会長をもってあてる、第二に特別議員は役員を選任、解任の議決に加わり得ない、第三に市町村農会の総会を廃止し、一律に総代会を置くこと、であった。こうして市町村農会では総会が廃止され、総代会が置かれることになったのである。白子村では昭和一〇年二月に農会会則が変更され、「会則第一〇条は、「本会ニ総代会ヲ置ク 総代会ハ 会員中ヨリ選挙シタル総代ヲ以テ之ヲ組織ス」とされた。そして一四名の総代定数を定め、表5—128のような選挙区を設置した。新倉村でも昭和一〇年三月に農会会則が変更され、一六名の総代定数が定められた。しかし、会則第一〇条、一二条で、「総代会ハ総代ヲ以テ之ヲ組織ス」「総代ハ会員ヨリ之ヲ選挙ス」とされ、選挙区は設置されなかった。

次に村農会が具体的にどのような活動をしていたのかをみてみよう。そもそも農会は、明治三二年（一八八九）成立の農会法第一条「農会ハ農事ノ改良発達ヲ計ル為メニ設立スルモノトス」に示されるように農事改良の指導機関として位置づけられていた。新倉村でも村行政が、「農事改良ニ関シテハ数年来引続キ本村農会ト協力シテ督励」していた。そこで、昭和六年（一九三一）度の新倉村との協力による新倉村農会の主な活動をみてみよう。

1、米麦選種

塩水選ヲ本村農会ニテ行ヒ、専売局ヨリ固形苦汁塩百貫ヲ購入シ、以テ大麦十四石、小麦十一石ノ塩水選ヲ実行シタリ

2、麦奴^{ばな}予防

農会技術員指導ノ下ニ農会ニ於テ燃料及借器料ヲ負担ノ上、洩レナク冷水温湯法ヲ塩水選ト共ニ実施セシメ大ニ其ノ成績ヲ認ムルニ至レリ

3、害虫駆除及田稗拔取

害虫駆除及田稗採取ニ関シテハ毎戸自家耕作田ヲ數回実行セシメ、技術員ヲシテ調査セシメツヽアリ、爲ニ增收ヲ得、穀物生産検査ノ結果ヲ見ルニ其ノ成績向上スルニ至レリ

野鼠^ヤ驅除ニ就テハ本県農事試験場ヨリ野鼠^ヤ窒扶^チ斯^ス菌ノ交付ヲ受ケ、村内六十町歩ニ涉リ之等驅除実施シタリ

4、肥料共同購入及蔬菜^{そさい}共同販売^{あつせん}ノ幹旋

本村農会幹旋ノ下ニ各区内ニ農家組合及共同出荷組合ヲ組織シ、蔬菜其ノ他ヲ他府県市場ニ搬出スル等、又肥料共同購入ヲ行ヒ各組合共相当ノ収益ヲ収メツヽアリ

5、副業奨励

当地ハ東京市ニ接近セルヲ以テ果樹切花栽培ヲ必要ト認メ本郡戸塚、神根、安行村地方へ視察セシメル事数年ナリシモ、本年度ニ於テハ之等奨励費トシテ、各区内金五円宛ヲ苗木代トシテ補助交付シ、爲メ東京市場へ送荷八年々増加スルニ至レリ

6、基本財産増殖

本村基本財産増殖ノ目的ヲ以テ本県農務課ノ幹旋ニ依リ、秩父郡浦山村字焼山沢三千八拾四番地山林反別実測面積六町六畝歩ヲ、同郡影森村大字上影森八拾番地鳥山武野氏ヨリ、在統期間大正十五年四月ヨリ向フ五十ヶ年間借受ケ造林部分林ノ設定経営シ、最初植付迄ハ相当投資シタルモ現在ニ於テハ雜費支出ノ必要ナカリシニ至レリ

(昭和六年度 新倉村事務報告)

以上のように活動した農会も、昭和一八年(一九四三)の農業団体法によって産業組合と合併し、大和町農業会へ

と活動は引き継がれてゆくのであった。

第三節 政治的支配の構造

政党政治の確立と崩壊

第二次護憲運動に勝利をおさめた護憲三派（憲政会・立憲政友会・革新倶楽部）を与党とする加藤高明内閣が大正一三年（一九二四）六月に成立した。しかし、加藤内閣の成立後の大正一四年四月に政友会総裁に田中義一が就任し、憲政会の主導権に挑戦し始めた。そして、政友本党を含む三党派間で激しい主導権争いが展開され、護憲三派の協調は崩れていった。大正一四年五月、革新倶楽部右派は政友会と合同し、昭和二年（一九二七）六月には憲政会が政友本党と合同して立憲民政党を結成した。ここに政党政治は政友会と民政党の二大保守政

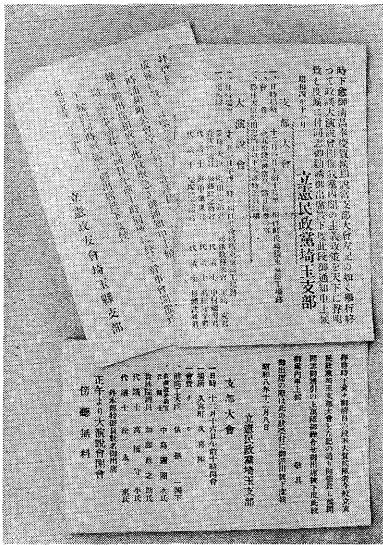


写真5-78 政党よりの葉書

党の対立を軸として展開されることとなったのである。

しかし、昭和六年（一九三一）一二月に成立した政友会犬養毅内閣は、翌昭和七年に犬養首相が暗殺されたため崩壊した。昭和七年は血盟団事件、五・一五事件が相次いで起こり、ファシズム運動が急進化した年であった。犬養首相暗殺後、軍部は政党内閣の継続に反対し、海軍大将齋藤実を首班とする「挙国一致」内閣を成立させた。齋藤内閣は、「挙国一致」の名のもとに重臣・軍部・官僚・政党・財界などの諸勢力のバランスの上に成立した連立内閣であ

表 5-129 白子村長

氏名	任期
柳下伊平太	明治41年6月19日～昭和4年4月4日（6期）
富沢英一	昭和4年4月11日～昭和18年3月31日（4期）

（資料：人事課）

表 5-130 白子村助役

氏名	任期
柴崎龍藏	明治38年12月6日～昭和7年5月13日（7期）
柳下浩三	昭和7年5月13日～昭和14年7月5日（2期）
富沢敬藏	昭和14年10月16日～昭和18年3月31日（1期）

（資料：人事課）

表 5-131 白子村収入役

氏名	任期
富沢富太郎	明治45年5月4日～昭和7年5月7日（5期）
富沢敬藏	昭和7年5月13日～昭和14年10月15日（2期）
柳下柳之助	昭和14年10月16日～昭和18年3月31日（1期）

（資料：人事課）

白子村の村政支配

こうした政党政治の確立と崩壊の時代に、
ろうか。

った。ここに政党政治は脆くも崩壊したのである。

白子村の村政支配はどのような構造であったのであ

表 5-129・130・131に、この時期の白子村長、

助役、収入役Ⅱ三役を挙げてみた。村長は柳下伊平太が昭和四年（一九二九）までの六期勤めた後、富沢英一が昭和一八年までの四期就任している。富沢は村内トップクラスの地主で、政党系列は政友会系であった。昭和一八年は白子村と新倉村が合併して大和町になった年なので、戦前期白子村政は政友会系富沢の長期政権であったといえよう。助役は柳下浩三が昭和七年から昭和一四年まで就任している。柳下も村内トップクラスの地主で、政党系列は政友会系であった。柳下が助役を勤めていた昭和七年から昭和一四年にかけて収入役を勤めた富沢敬藏も大地主の出身であった。

これら白子村三役をみてわかるように、白子

表 5-132 新 倉 村 長

氏 名	任 期
鈴木左内	明治28年5月1日～昭和14年7月23日（11期）
上原孝之輔	昭和15年1月4日～昭和18年3月31日（1期）

（資料：人事課）

村の政治的支配は政友会系の安定的な支配であったといえよう。そして、彼ら政治的支配者の経済的基盤は村内トップクラスの地主という土地所有秩序にあった。

小作組合の結成と新倉村の村政 新倉村では表5-132をみてわかるように、村内最大地主の鈴木左内が明治二八年（一八九五）から昭和一四年（一九三九）までの一一期、村長を勤

めていた。鈴木左内は、埼玉県下の代議士が御機嫌うかがいに来る程の政治力を有する政友会の有力者であった。まさに新倉村の村政は、明治期以来鈴木左内の圧倒的支配下であったといつて差し支えなからう。

ところが、昭和一五年（一九四〇）に鈴木に代わり上原孝之輔が村長に就任した。この鈴木から上原孝之輔への村長の交代は様々な意味で新倉村の村政支配者の転換を示していた。戦前の日本の農村では、一般的に経済的支配者＝地主が政治的支配者でもあった。鈴木はこの典型であり、鈴木の村政支配の経済的基盤は村内最大地主という土地所有秩序にあった。しかし、上原の経済的基盤は自作層にあり、鈴木から上原への村長の交代は、土地所有秩序による支配から生産的農民層の村政への新たな台頭という村政の転換を意味しているといえよう。

こうした新倉村での村政の転換への動きは、すでに昭和一〇年（一九三五）頃から始まっていた。昭和一〇年、新倉村に多くの土地を所有していた東京在住の不在地主旧杉村家の小作人によって小作組合が結成された。この組合は単独組合であったが、組合長の富岡豊作を中心に耕作権確立と小作料減免の要求を掲げて運動を展開した。そして、昭和一三年（一九三八）には、この旧杉村家小作人による小作組合を基盤にしながらも、新たに新倉村の農民層を広範に結集した農民組合が結成された。

表 5-133 県議会・衆議院議員選挙棄権率

	白子村	新倉村	北足立郡	埼玉県
昭和11年 1月 県議選	29.3%	29.4%	24.4%	21.8%
11年 2月 衆議院選	32.6%	22.4%	18.0%	18.2%

(埼玉県『選挙粛正運動概要』昭和11年より作成)

表 5-134 昭和11年1月の県議選挙棄権事由調べ

	疾病による者	候補者記載不能者	所用者	怠慢による者	認めらるる者	老齢による者	棄権者数	有権者数
白子村	88人	49人	35人	—人	—人	172人	588人	
新倉村	15	10	20	47	6	98	333	

(埼玉県『選挙粛正運動概要』昭和11年より作成)

組合長には富岡九内が就任した。富岡は明治四〇年(一九〇七)に自作地主の家に生まれ、昭和元年(一九二六)に病気で京北実業学校中退後渋谷定輔の農民自治会運動の影響を受け、のちに日農総同盟幹部の松永義雄の指導を受けた。新倉村における昭和一〇年の小作組合の結成から昭和一三年の農民組合の結成に至る過程で、農民諸階層を在村で絶えず指導したのが、この富岡九内であった。ここに松永義雄—富岡九内—農民という指導系統が成立したのである。

松永は日農総同盟の幹部で、昭和一三年二月、杉山元治郎、三宅正一らとともに大日本農民組合を結成した。この大日本農民組合は、「反共産主義(反人民戦線)の政治的立場を鮮明にし社会大衆党支持の態度を明確にし」(「全国大会報告書」)た組合であった。したがって、松永—富岡という指導系統のもとに結成された新倉村の農民組合は、大日本農民組合傘下の農民組合であったといえよう。

選挙粛正運動と新倉村の村政 さて、富岡九内ら農民組合に結集した農民たちは昭和一〇年(一九三五)に展開された選挙粛正運動の状況からみてゆこう。

昭和一〇年五月、内務省は選挙粛正委員会令を公布し、道府県単位で

表 5-135 昭和11年2月の衆議院議員選挙棄権事由調べ

	疾病による者	候補者氏名記載不能者	所用者	怠慢認めらるる者	老齢による者	棄権者数	有権者数
白子村	65人	38人	26人	—人	—人	129人	596人
新倉村	12	13	21	25	6	77	344

(埼玉県『選挙粛正運動概要』昭和11年より作成)

表 5-136 新倉村における昭和11年2月の衆議院議員選挙候補者得票数

松永義雄	高橋泰雄	宮崎一	森尾津一	松永東	鈴木康太郎	計	無効投票数	投票総数
39	122	14	7	53	12	247	1	248

(「埼玉県北足立郡第一開票区衆議院議員開票所開票録」より作成)

表 5-137 新倉村会議員

(昭和12年5月30日～昭和17年5月21日)

氏名	氏名
井井本桜	富岡大富
井口橋井	岡藤野岡
善誠之伝要	九栄忠佐
次輔蔵文	内蔵利右衛門

(資料：人事課)

二月の衆議院議員選挙の状況をみてみよう。まず、表5-133から棄権率をみてみると、新倉村、白子村の棄権率が異常に高かったことがわかる。この棄権の理由は表5-134・135にみられるとおりであるが、白子村での棄権理由が「疾病」と「候補者氏名記載不能」によるものであるのに対して、新倉村での棄権者は「怠慢と認めらるる者」が圧倒的に多いことに注目したい。これらの棄権者の中には、従来の既成政党支配に幻滅を感じて棄権した者がかなり存在していたことは間違いないであろう。これら棄権者の票が、衆議院総

選挙粛正委員会を設置した。翌六月には各種教化団体を糾合して選挙粛正中央連盟を創立し、同年秋に実施される一連の府県会議員選挙、昭和一年二月の衆議院議員総選挙にむけて選挙の浄化を目指す特異な運動を展開した。一般的に選挙粛正運動とは、狭義にはこの運動のことをいう。

新倉村での選挙粛正運動は、のちに農民組合に結集する富岡らが積極的に運動を展開したことが確認されている。この選挙粛正運動の効果を試された昭和一年一月の県会議員選挙、翌

選挙で松永義雄の票に結びつかなかったことは表5—136にみるとおりであるが、昭和十二年五月の新倉村村会議員選挙では重要な役割を果たした。つまり、既成政党に幻滅を感じ棄権した農民の票が、村会議員選挙で従来の鈴木左内を頂点とする政友会系の村政支配を打破しようとする富岡九内ら農民組合に結集する人々の票に結実したのである。表5—137は昭和十二年（一九三七）五月の新倉村村会議員選挙で当選した議員であるが、富岡九内、富岡佐右衛門の選挙基盤は小作組合に結集する農民層にあったのである。

かくして村会議員に当選した富岡九内、富岡佐右衛門は、従来の鈴木左内による村政支配に対して、それを打破する「革新」の気概を抱いたという。そして、富岡らは昭和十四年（一九三九）七月で満期になる鈴木村長の再選を阻止すべく村会内において画策し、鈴木左内に対して上原孝之輔を村長に擁立したのであった。

第四節 教育制度の変遷

1 学校教育

教育制度の変遷 昭和恐慌、満州事変、国体明徴声明、二・二六事件、日中戦争、太平洋戦争へと戦時体制確立にむけて急速に旋回していった時代を背景に、日本の教育は軍国主義的性情を明確にしていた。

昭和六年（一九三一）に設置された学生思想問題調査委員会の「学生生徒左傾の原因及び対策」という答申にもとづき、翌昭和七年に国民精神文化研究所が設立された。この研究所は、昭和九年から各道府県に設けられた国民精神文化講習所と一体となって、日本の教学にむけての現職教員の再教育を推進した。

小学校では、昭和八年から第四期国定教科書が使用されることとなった。この第四期国定教科書は、それまでの教科書に比べて「肇国の精神」^{ちやうこく}「国体明徴」が強調され、国史に出てくる元寇^{げんこう}の役の台風が「神風」に変わったりした。また、「ハナ、ハト、マメ、マス」で始まる『ハナハト読本』が、「サイタ、サイタ、サクラガ、サイタ」で始まり「ススメ、ススメ、ヘイタイ、ススメ」へと続く『サクラ読本』に変わったのもこの時であった。

昭和一〇年（一九三五）、「日本精神ヲ作興……国体ノ本義ヲ明徴ニシ……国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ厳ニ之ヲ戒メ」という学問・教育の自由に決定的に規制を与えた「国体明徴訓令」が出され、同年秋には国体明徴政府声明の具体化として、文相を会長とする教学刷新評議会が設置された。そして、文部省は昭和十一年から修身・公民・国史の標準教科書編纂に着手し、昭和十二年五月には国体明徴運動の要求に答えた国体論の国定教科書として編纂した『国体の本義』を刊行した。

国民学校令の制定

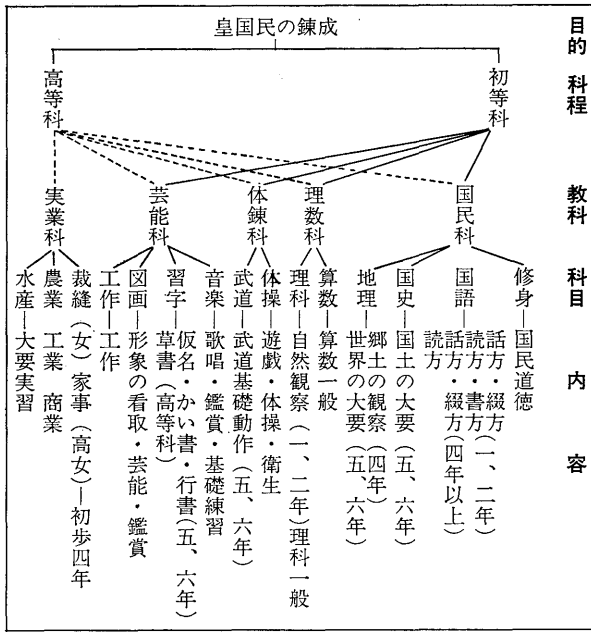
『国体の本義』が刊行された昭和十二年一月、第一次近衛内閣の下で教育審議会が設置された。この審議会は国体明徴路線の教学刷新評議会とは明らかに異なり、高度国防国家の樹立を主導する軍部の教育要求に沿った総合的国策的教育改革の構想を指摘したものであった。この審議会では七つの答申と四建議が審議されたが、この答申にもとづく教育制度の改革の中で、小学校については大きな制度的改革がなされた。昭和十一年三月に小学校令が廃止され、新たに国民学校令が制定されたことである。この国民学校令にもなる制度上の主な改革は、

- 1 義務教育年限の八年への延長
- 2 課程を初等科六年、高等科二年とする
- 3 特修科一年を置くことができる

4 就学義務の徹底をはかる

5 国民学校職員の組織待遇の改善

であった。しかし、戦争が激しくなったため、昭和一九年実施予定の義務教育年限の八年への延長は実行されなかった。



(新倉小学校『創立百年のあゆみ』)

図5-43 国民学校の教科編成

国民学校令の制定によって教育内容についても大きな改革が行なわれた。明治二十三年(一八九〇)以来半世紀にわたった小学校令第一条の目的規定は根本的に変更され、「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定された。そして、この教育目的にもとづいて従来の教科は一度解体され、図5-43のような四教科(実業科は高等科のみ)が新たに設置されたのである。

2 白子村と新倉村の学校教育

白子村と新倉村に 白子村、新倉村にはそれぞれ白子尋常高等小学



写真5-79 昭和10年度の新倉小学校児童入学

校、新倉尋常高等小学校があった。昭和一六年（一九四〇）の国民学校令の制定によって、白子尋常高等小学校は埼玉県北足立郡白子村立白子国民学校と改称し、新倉尋常高等小学校も埼玉県北足立郡新倉村立新倉国民学校と改称した。そして、昭和一八年四月に白子村、新倉村が町村合併で大和町になると、白子村立白子国民学校は大和町立白子国民学校、新倉村立新倉国民学校は大和町立新倉国民学校と改称された。

白子尋常高等小学校は大正一一年（一九二二）に現在の白子小学校の位置に新築移転したのち、大正一四年に校舎一棟を増築し、昭和九年（一九三四）に三教室を増築した。昭和一〇年代の白子尋常高等小学校の設備は、表5―138にみられるように通常教室一三、特別教室一を備えていた。

新倉尋常高等小学校は大正一三年に校舎一棟、三教室を増築した。その当時の校舎配置図が図5―44である。しかし、昭和元年に二三二名であった児童数は昭和一六年には二八八名へと増加し、またそれまで複式学級であった高等科一、二年が昭和一六年から単式学級へと独立したため、校舎の拡張に迫られた。新倉尋常高等小学校は、当時校地内に有り、長い間小学校の教室を使用していた新倉村役場を独立させることによって校舎の拡張を図った。昭和一五年に新倉尋常高等小学校は、校地の西北側に七反歩の土地を買収して運動場を拡張した。そして、拡張した運動場の一角に役場庁舎を建築したのである。

表 5-138 白子小学校の設備

教員住宅坪数	校具			校地					校舎						種別	数量			
	其 他	器 械 標 本	図 書	総 坪 数	実 習 地 坪 数	学 校 園 坪 数	屋 外 体 操 場 坪 数	建 物 坪 数	其 他 ノ 坪 数	便 所 坪 数	宿 直 室 坪 数	職 員 室 坪 数	屋 内 体 操 場 坪 数	特別教室			通常教室		
														坪数			数	坪数	数
○	六五〇	八三五	八七〇	二、九八八	二七三	四六	二、二一四	四五五	一六九	二二	三	一四	〇	二〇	一	二二五	一三		

(昭和3~21年「小学校一覧表綴」白子尋常高等小学校)

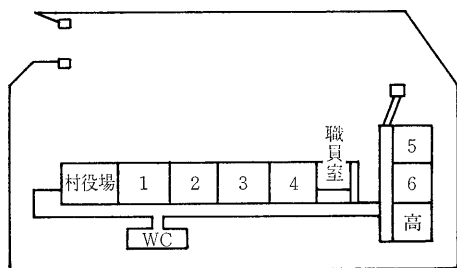


図5-44 新倉小学校の校舎配置図
(新倉小学校『創立百年の歩み』)

以下、小学校史料の残存している白子尋常高等小学校の就学状況、教育内容などについてみてゆこう。

児童の就学と出欠

白子尋常高等小学校の学齢児童数は表5-139のとおりである。児童数は昭和一四年まで五〇〇人台前半の数値ではほぼ安定していた。しかし、その後児童数が増え始め、疎開児童の受け入れなどによるものと思われるが、戦争末期の昭和一九年から児童数は急増した。これら学齢児童の就学状況をみると、昭和三年から一貫し

て一〇〇パーセントの就学率を誇っており、学齢に達したら小学校へ入学するのが当然であった状態を示している。

この頃の児童の様子を眞視学委員の視察の報告からみると、「大都市に接せるにかかわらず児童は非常に素朴である」(昭和一二年六月一〇日視察)ことが報告されている。しかし、他方で、農業恐慌や戦争という暗い時代を反映してか、「児童の学習中、卑屈なる態度の割合に多し、もっと快活に、元気に、正

表 5-139 学齡児童数と就学状況

	就 学			不 就 学	総 計	就 学 率
	現在就学	卒 業	合 計			
昭和3年	387	150	537	—	537	100.0
4年	369	147	516	—	516	100.0
5年	371	171	542	—	542	100.0
6年	359	157	516	—	516	100.0
7年	372	137	509	—	509	100.0
8年	372	136	508	—	508	100.0
9年	371	136	507	—	507	100.0
10年	364	161	525	—	525	100.0
11年	370	89	459	—	459	100.0
12年	443	75	518	—	518	100.0
13年	444	143	587	—	587	100.0
14年	466	93	559	—	559	100.0
15年	464	147	611	—	611	100.0
16年	481	142	623	—	623	100.0
17年	490	156	646	—	646	100.0
18年	620	78	698	—	698	100.0
19年	652	67	719	—	719	100.0
20年	825	59	884	—	884	100.0
21年	747	126	873	—	873	100.0

(昭和3～21年「小学校一覧表綴」白子尋常高等小学校より作成)

ルモ之ガ効果ノ速ナランコトヲ望ム」(昭和一六年二月一九日視察)と報告している。

卒業生の進路

次に、卒業生の進路を進学の観点からみてみよう。表5-141から尋常科(初等科)卒業生の進学率をみると、昭和一四年まで男子は絶えず八〇パーセント以上の進学率を誇っているのに対して、女

子は六〇パーセントを切る年もあり、男女間に進学率の明白な相違があった。しかし、この進学率も男子は昭和一五

直に指導すること(昭和六年五月二六日視察)が報告されており、非常に興味深い。

児童の出席の状況を表5-140からみてみると、昭和一八年(一九四三)まで尋常科(初等科)、高等科ともに出席率は九五パーセント前後で、必ずしも良いとはいえない状況であった。さらに戦争末期の昭和一九年になると出席率は八〇パーセント台へと悪化した。この出席率が必ずしも良くない点について県視学委員は、「出席率ノ思ハシカラザルハ大ヒニ土地事情ニヨルモノト思ハル又学校当局ノ之ガ向上ニ対スル苦心ハ大ナリト認ム

表 5-140 児童の出席率

	尋 常 科			高 等 科		
	男 子	女 子	合 計	男 子	女 子	合 計
昭和2年	94.41%	94.58%	94.49%	93.03%	91.63%	92.43%
3年	94.33	93.50	93.93	90.45	95.07	92.42
4年
5年	94.94	94.04	94.50	97.12	95.82	96.56
6年	95.75	95.08	95.41	96.71	93.86	95.68
7年	95.46	94.88	95.14	96.34	96.00	96.24
8年	94.93	94.03	94.48	94.12	95.64	94.25
9年	95.30	95.64	95.47	95.07	97.23	96.13
10年	96.34	95.25	96.17	95.32	96.04	95.28
11年	95.51	96.43	95.93	95.68	96.02	95.81
12年	95.94	95.27	95.60	96.32	96.71	96.49
13年	95.48	96.37	95.92	95.44	94.37	94.96
14年	96.13	96.09	96.11	94.30	94.44	94.36
15年	96.68	95.83	96.24	93.56	94.12	93.83
16年
17年	94.29	94.41	94.35	93.18	93.31	93.25
18年	95.18	95.03	95.12	94.18	94.81	94.56
19年	88.10	91.06	89.58	90.38	92.81	91.62
20年	88.10	91.06	89.58	89.20	90.20	89.70

(昭和3～21年「小学校一覧表綴」白子尋常高等小学校より作成)

年、女子は昭和一七年から一〇〇パーセントに達した。それでは、尋常科卒業生の進学先はどのような種類の学校なのであろうか。進学者の圧倒的多数は高等小学校への進学であった。中学校、高等女学校への進学は毎年合わせて五、六人程であり、昭和一七年（一九四二）には一人、昭和一九年には二人へと急増した。また、実業学校への進学も昭和七年頃から一年おきに一人ぐらいつつ現



写真5-80 昭和9年度新倉小学校尋常科卒業生

表 5-141 児童の進学率

	尋常科		高等科	
	男子	女子	男子	女子
昭和2年	88.57%	86.11%	30.00%	36.84%
3年
4年
5年	100.00	62.50	69.57	57.14
6年	95.12	66.67	90.32	69.57
7年	90.63	74.36	84.85	80.00
8年	85.71	75.68	63.33	87.50
9年	92.68	92.11	90.00	100.00
10年	87.50	58.33	50.00	57.90
11年	81.25	65.12	38.46	64.71
12年	83.33	71.43	72.72	66.67
13年	94.59	81.83	69.57	...
14年	95.45	87.88	79.17	80.00
15年	100.00	77.00	100.00	...
16年	100.00	93.48	100.00	96.15
17年	100.00	100.00	100.00	100.00
18年	100.00	100.00	100.00	100.00
19年	100.00	100.00	100.00	100.00
20年	100.00	100.00	100.00	100.00

(昭和3～21年「小学校一覽表綴」
白子尋常高等小学校より作成)

いる。しかし、昭和一四年から進学率が高まり、男子は翌昭和一五年に一〇〇パーセントに達するが、これは昭和一四年に実施された男子の青年学校義務制の影響といえよう。進学者の進学先をみても、毎年二、三人が実業学校へ進学しているのは、すべて実業補習学校⇨青年学校への進学であった。

教育内容

小学校教育の内容を、当時の教育行政関係文書の記載事項から分類すると、「教授ニ関スル事項」と「訓練ニ関スル事項」の二つに分類することが可能であろう。

まず、「教授ニ関スル事項」からみてゆこう。昭和四年（一九二九）の「教授ニ関スル事項」は、次の五項目であ

れ、昭和一四年からは毎年四、五人ずつ進学している。他方、実業補習学校（のちに青年学校）への進学は、昭和七年の四人から昭和一〇年の一人へと急増しているが、これは昭和恐慌下の一時的現象であり、翌昭和一一年からは進学者無しか、進学しても一人か二人であった。

表5-141から高等科の進学状況をみると、高等科の進学率は尋常科（初等科）の進学率に比べて一貫して低く、多くの不進学者の存在を示して

った。

努ム

一、児童ノ個性ニ注意シ知識ノ授与ニ偏セズ感情ノ洗練ト意志ノ陶冶ニ力ヲ用ヒ以テ円満ナル人格ノ發達ニ

写真5-81 白子小学校児童簿

第四節 教育制度の変遷

一、教授案ハ教授ノ實際ニ重キヲ置キ一層有効ナラシム

一、毎月一回以上研究教授ヲナシ互ニ批評研究ヲナス

一、特ニ算術、国語、技能、実業科ノ成績向上ヲ期ス

(「小学校一覽表綴」白子尋常高等小学校)

この五項目は昭和七年までほとんど変わらないが、昭和八年になると「郷土教育ノ進展ニ努メ」が加わり、昭和十一年には「教授ハ出来得ル限り之ヲ具体化シ郷土化シ工夫シテ能率ノ増進ヲ期ス」、さらに昭和十三年には「具体化郷土化シ生活化シ能率増進ヲ期ス」となる。ちょうどこの時期は農村経済更生運動が展開された時期であり、ここで現れた「具体化」・「郷土化」・「生活化」は農村経済更生運動下の自力更生、生活改善運動に照応したものであったといえよう。

ところが、昭和十五年になると「教授ニ関スル事項」に「国民学校案ノ相互研究」が掲げられ、重点科目から算術、国語が削除さ



写真5-82 裁縫授業

れ、代わって「技能学科の振興」、「職業教育の振興」、「体育の振興」が加えられた。そして、国民学校が設立された昭和一六年の「訓練ニ関スル事項」には、「各教科、科目ノ分離ヲ避ケルト共ニソノ特性ヲ發揮」が加わった。ここには国民学校令の教科の統合が明確に示されているといえよう。さらに、「皇国民錬成ノタメニ教授、訓練、養護ノ一体化ヲハカル」という一項目が加わり、科学的な教育科目と訓練ニ人格形成・生活指導が一体化された皇国民教育が図られたのである。

次に「訓練ニ関スル事項」をみてみよう。ここでいう訓練とは、まさに人格形成や生活指導といった精神主義的な教育内容を意味していた。昭和四年の「訓練ニ関スル事項」は次のとおりである。

一、本校訓練要目たる礼儀規律勤勉の励行に努め以て之が徹底を期す

一、毎週月土の二回全校児童の朝礼を行ひ訓練の統一をはかる
一、各部落毎に通学団を組織し児童出席の督励、校外風紀の取

締りをなす

一、戦病死者、亡友の墓参（彼岸に於て）をなす
一、危険物の除去をなす

（「小学校一覧表綴」白子尋常高等小学校）

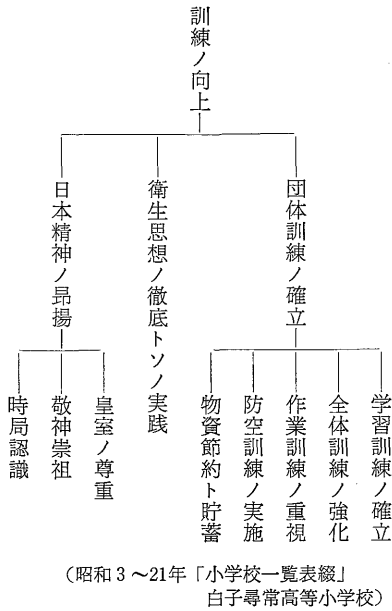


図5-45 訓練に関する事項

この五項目は昭和七年に二項が「朝礼ノ際校庭訓話、国旗掲揚等ヲナシ以テ全校訓練ノ統一及国家観念ノ養成ニ努ム」と修正され、翌昭和八年には「毎月一日村社熊野水川両神社ニ参拝ヲナス」という項目が新たに加えられた。こうした「訓練ニ関スル事項」が大きく変化したのは、「教授ニ関スル事項」に「国民学校案ノ相互研究」が掲げられた昭和一五年であった。昭和一五年の「訓練ニ関スル事項」は図5-45のとおりである。これをみると、「防空訓練」「物資節約」などの戦争のための論理がそのまま教育の方針の中に入ってきていることがわかる。そして、他方で「皇室ノ尊重」「敬神崇祖」など、「日本精神ノ昂揚」が掲げられたのである。この昭和一五年の「訓練ニ関スル事項」を二項目に集約したのが、次の国民学校令制定後（昭和一六年）の「訓練ニ関スル事項」であった。

- 一、皇国民錬成ノ方途トシテ本校訓ノ日常化
- 一、団体訓練ノ強化ト同時ニ個人訓練ノ重視

(「小学校一覧表綴」白子尋常高等小学校)

まさに皇国民教育の徹底が図られ、「教授ニ関スル事項」と「訓練ニ関スル事項」が一体化したものといえよう。

こうした皇国民教育が図られる中で、たびたび軍人による軍事講話がなされた。講師は地福寺の鎌田良賢と白子村在住の陸軍少将（退役軍人）伊藤真鋒であった。すでに述べたように（第一節2「白子村の思想状況と『焦点』」、鎌田は昭和の初めに修養団体「焦点

会」を結成した人物であり、その思想的背景は農本主義思想にあった。また、伊藤は鈴木貫太郎の妹婿に当たる人物で、白子村翼賛壮年団長であった。鎌田、伊藤らによる軍事講話をとおして小学校教育は農本主義思想と軍部に直結されることになったのである。

戦争末期と敗戦

直後の教育内容

しかし、以上みてきた「教授ニ関スル事項」「訓練ニ関スル事項」も、戦争の長期化にともない大きな変化を示した。白子国民学校の「一覽表綴」を見る限り、「教授ニ関スル事項」と「訓練ニ関スル事項」に分類されるのは昭和一八年（一九四三）までである。昭和一九年から両者は「施設事項ノ概要」として一括され、第一項に「決戦非常教育措置ノ実践徹底」が掲げられた。昭和一九年の「施設事項ノ概要」は次のとおりである。

一、決戦非常教育措置ノ実践徹底

一、埼玉県教育実践指針ノ慣行

一、国民学校新教科書ノ教材並教授法研究

一、児童生活訓練ノ強化徹底

一、家庭及社会トノ連絡強化

〔小学校一覽表綴〕白子尋常高等小学校）

ここには科学的な教育内容も何もなく、有るのは戦争の論理だけであった。

昭和二〇年（一九四五）三月、本土への空襲も激しくなり、政府は「決戦教育措置要綱」を閣議決定し、国民学校初等科を除くほかは、原則として一年間学校の授業を停止することを決定した。つまり、授業を停止された国民学校高等科以上の生徒は、軍需生産、食糧増産などに学徒動員されることになったのである。

白子国民学校では昭和二〇年になると、前年の「施設事項ノ概要」の五項目にさらに次の三項目が加えられた。

一、防空並国防態勢ノ強化

一、耐乏敢闘道義精神ノ昂揚

一、軍需食糧増産戦力増強総突撃

〔小学校一覽表綴〕白子尋常高等小学校）

このように児童たちは、食糧増産、軍需生産、防空防衛等に動員され、戦時体制の底辺に位置付けられたのであった。

そこで、次に軍事動員と戦争の様子を知るために、当時の教師と生徒の思い出の記の一部を白子小学校『開校百年記念誌』から引用しておこう。

戦時体制は日毎の強化で遂に高等科は学徒動員され、機関銃の中央工業、計算尺の逸見製作所等の町内軍需工場での勤勞の毎日でした。学校西側線路端の畑で子どもらが馴れない手つきで食糧増産さつまいもの苗さしも一生懸命にやりました。

（第一〇代校長 青木要）

昭和十六年十二月八日太平洋戦争に突入した日、私たちは学校の裏で軍部に供出するドングリを拾っていた。高等小学校時代にはもっぱら勤勞が重んじられ、私は「勤勞作業」の表彰状をいただいたのも時世であった。

（昭和一七年度卒業 柳下昭夫）

軍国の乙女を誇りとしていた私は、聖戦を信じ、大まじめに神風が吹くもの、日本が負けるはずはないものと一途に思いこんでいた。『お国のため』にドングリ拾いもやったし、じりじり照りつける太陽の下で逸見工場の草取りもみんなで行った。登下校の際の奉安殿の敬礼。整然と隊列をくんでの分列行進。「エイヤアー」。のかけ声も勇ましい体操時間のなぎなた練習等々。肩怒らせ、悲しい思いで見据えなければならないようなことばかりである。

(昭和一八年度卒業 鈴木光子)

しかし、昭和二〇年八月の敗戦によって、日本の教育制度は一八〇度の変化を示した。昭和二〇年一〇月、GHQは「日本教育制度に対する管理政策」指令を発した。この「管理政策」によって、修身、歴史、地理の教科書は使用禁止となった。そして、学校から天皇の御真影は外され、教育勅語の謄本も文部省へ返納された。当然のことながら、「施設事項ノ概要」も大きく変わった。昭和二一年の「施設事項ノ概要」は次のとおりである。

- 一、 民主的公民教育ノ徹底
- 一、 個性尊重伸展ノ指導徹底
- 一、 文化創造ノ教育研究
- 一、 児童生活訓練ノ合理的強化
- 一、 家庭及社会トノ連絡強化
- 一、 食糧増産ヘノ協力
- 一、 母親学級施設ノ啓蒙強化

(「小学校一覽表綴」白子尋常高等小学校)

ともあれ、ここに戦後の民主主義教育が始まったのである。

3 青年学校の設置

青年学校の発足

昭和一〇年（一九三五）四月の青年学校令公布（勅令）によって、従来全国の市町村に設置されていた実業補習学校と青年訓練所はすべて廃止され、新たに青年学校として発足した。青年学校の教育内容は、それまで青年訓練所が二〇歳までの男子に行なってきた教錬と、実業補習学校が行なってきた尋常小

表 5-142 大和青年学校の学級編成

女子				男子									
合計	生徒数	学年	学級	合計	生徒数	学年	学級						
三八	四	第一学年	第一学級	四〇	四	第一学年	第一学級						
								第二学年	第二学級				
		二				第一学年		本科	本科	二〇	第三学年	本科	
													第二学年
	三二	第一学年	本科		第二学級	二〇	第四学年	本科					
									第二学年	第五学級			
		四二					第三学年		本科	第三学級	二四	第一学年	研究科
	五二	二〇	研究科		第三学級	二二	第二学年	研究科					
									二二	第一学年	第一学級		
		二二					第二学年					第二学級	
									二二	第三学級	第四学級		

（教学）昭和18年より作成）

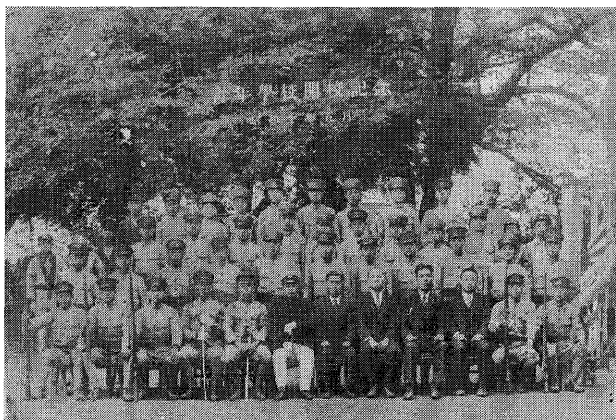


写真5-83 新倉村青年学校開校記念(昭和10年)

学校卒業後の補習・職業教育の両面を併せたものであった。埼玉県では昭和一〇年五月に埼玉県青年学校令施行細目を制定し、入学年齢一二歳以上の普通科、一四歳以上の本科のほか、研究科、専修科を置くことができるとした。

この青年学校は、昭和一四年に義務制となり、小学校を卒業して入営するまでのすべての勤労青少年に軍事教育、軍事教練を施したのであった。ここに世界でも類例のない二〇歳までの一三年制の義務教育制度(男子)の方針が確立したのであった(昭和一四年着手、昭和二〇年完成予定)。かくして青年学校は、義務制の実施とともに修身・公民科教科書を固定化し、皇国民教育を注入した「強兵」の軍事能力強化を教育の基本的目的としたのである。

**大和町公立青 昭和一〇年(一九三五)の青年学校令公布とともに
年学校の設置** 白子村、新倉村では、それぞれ白子青年学校、新倉

裕はなく、白子青年学校は昭和二〇年六月に「白子青年学校専任教員未設置認可申請」を埼玉県知事宛に申請した。白子青年学校の場合、この申請書に記された「設置シ能ハザル理由」は次のとおりである。

昭和十年度本村予算八戸数割一戸平均十八円八十三銭ニシテ、本県一戸平均金十二円八十銭ニ対シ著シク負

担重く、此上追加徴収スルコト甚ダ困難ナリ

そして「設置シ得ル見込年月日」は「不詳」とされた。ちなみに当時の教員俸給額は「金三百六拾円」であった。昭和一八年の町村合併にともない大和青年学校が設置された。これにともない大和青年学校では学級編成や専任教員の設置などの整備が図られ、白子青年学校、新倉青年学校の専任教員未設置などの問題は解消された。

第 四 六 号

卒業証

埼玉縣立
白子青年学校
卒業証

細井スエ子

大正十五年一月二日

右者本校本科第三學年

課程ヲ卒業セシメトテ證書

昭和十四年三月二十九日

校長 藤原 貞子

写真5-84 白子青年学校本科卒業証

大和青年学校の生徒数は、普通科、本科、研究科の全学年合わせて男女三〇〇名で、学級編成は表5-142のとおりである。また、職員は、専任教員一名、専任教員五名、指導員三名、兼任教員二名であった。

教育内容をもてみると、普通科男子の場合は、修身及公民科、普通学科、職業科、体操科の四科目から構成されていた。女子の場合はこの四科目にさらに家庭科が加えられた。修身及公民科というのは、「国民道德ノ要領、国民ノ政治經濟及社会生活ニ関スル事項」で、普通学科というのは、「講読、作文、習字、数学、音楽、実地修練」を内容とするものであった。また、職業科はいうまでもなく「農業ノ大要」であった。本科男子の場合は、修身及公民科、普通学科、職業科、教練科の四科目から構成されていた。教練科とは、「各個教練、部隊教練、陣中勤務、防空訓練、軍事講話」を意味し、軍事的な教育内容に特徴があった。普通学科も普通科と比べるとかなり複雑になっており、「郷土、祖国、近代日本、東洋、世界、家庭ト科学、自然界

ノ理法、宇宙ト地球、産業、講読、作文、読書ノ要領、記述、数学、音楽、自由研究」を内容としていた。

4 青年団の活動

昭和初期の青年団

財団法人日本青年館が設立されたのは大正一〇年（一九二一）であり、青年団中央部の事業を日本青年館へ移管したのは翌大正一一年五月であった。そして、全国青年団の連絡提携を目的とする大日本連合青年団が大正一三年に成立した。しかし、この大日本連合青年団が日本青年館の事業を継承して、本格的に活動を始めたのは昭和二年以降であり、この期間に文部省、内務省から青年団についての幾多の訓令が発せられた。とくに第三次訓令（大正九年一月）は青年団体の「自主自立」、組織の「自治化」を内容とし、団長その他の役員は団員中より推挙するよう指示がなされ、正団員の年齢制限もそれまでの二〇歳から地方の実情によっては二五歳までとされた。全国各地で青年団の自主化運動が展開されたのは、まさにこの時期であった。また、大正一五年には女子青年団の設置促進についての次のような訓令が発せられた。

輓近女子青年団体ノ設置漸ク全国ニ洽ク実績亦見ルヘキモノナキニアラスト雖一層普及ヲ促進スルト共ニ其ノ適順スル所ヲ明カニシテ堅実ナル発達ヲ遂ケシムルノ要愈切ナルモノアリ惟フニ女子青年団体ハ青年女子ノ修養機関タリ其ノ本旨トスル所ハ 聖訓ニ基ツキ青年女子ヲシテ其ノ人格ヲ高メ健全ナル国民タルノ資質ヲ養ヒ女子ノ本分ヲ完ウセシムルニアリ之カ指導誘掖ニ関スル方途固ヨリ一ニシテ足ラスト雖特ニ左ノ事項ニ就キテハ深く意ヲ用ヒムコトヲ要ス

一、忠孝ノ本義ヲ体シ婦徳ノ涵養ニ努ムルコト

一、実生活ニ適切ナル智能ヲ研磨シ勤儉質実ノ風ヲ興スコト

表 5-143 白子村青年団の団員数

	青年団	女子青年団
昭和3年	150	88
4年	190	96
7年	173	100
8年	164	105
9年	168	100

(昭和3～21年「小学校一覽表綴」
白子尋常高等小学校より作成)

一、体育ヲ重シ健康ノ増進ヲ期スルコト

一、情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ図ルコト

一、公共的精神ヲ養ヒ社会ノ福祉ニ寄与スルコト

今ヤ内外ノ情勢ハ女子青年団体ノ振興ヲ促シテ止マサルモノアリ局ニ当ル者克ク古来ノ美風ニ稽^{かんが}ヘ日進ノ大勢ヲ察シ督励指導ノ宜シキヲ制シ女子青年団体ノ目的ヲ達成スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期スベシ

(大正一五年一月一日内務、文部省訓令「女子青年団体ノ指導誘掖ニ関スル件」)

内務、文部省からは、この訓令と同時に市町村単位^{の組織}、年齢二五歳までとする等の男子青年団に準ずる内容を以て指導することが通知された。

白子村青年団

昭和初期の白子村青年団は、表5-143にみるように一七〇名前後の団員を抱えており、女子青年団の方も九〇名前後の団員数を擁していた。そして、白子村青年団の活動は社会教育の一環として、

「智徳ノ修養ト風紀ノ改善ニ努メ」ることとされた。

そこで、昭和初期の白子村青年団が具体的にどのような活動をしていたのかを、白子村青年団第一支部のある下新倉第一区青年団の活動によってみてみよう。まず、主な活動の一つとして、衛生部を挙げることができる。衛生部は昭和二年に第一区の後援のもとに設立されたもので、「伝染病隔離病予防衛生の思想の普及」を図ることを目的とした。そして、実際に「援助家畜舎諸汚物放棄所」などへの菓の散布事業を実行していた。もう一つ「当団事業として良好な結果をみるに至れるものに……月掛貯金法」があった。これは以前から行なわれていたもので、昭和二年



写真5-85 白子村女子青年団による留守家庭の農作業手伝い(昭和12年頃)

の春に第二回満期を完了している。この月掛貯金法について、白子村在住の田中徳松は次のように述べている。

この貯蓄機関こそ吾等プロレタリアに対して理想的な物である事は勿論なるのみならず新時代の最も必要なる要求にして質素儉約等の思想を蘇生せしめ人心をして奢侈思想を放棄せしめ最も質実化せしむる事明瞭なれども現在その感化さるゝ範囲の比較的狭小なる事を惜しむ。顧るに七年間幾多の非難をうけつつ開鑿^{ひらく}なし今日に至らしめたる先輩諸氏の苦心努力も甚大なれども団員の獲得せる利益亦甚大なり。かくして一区民のうる処は換言するを要せずして吾等が白子村の光栄でもあり且拡大する時は畢竟皇国の栄誉ならむか。

(「第一区青年団事業礼讃」『焦点』第八輯)

想」を放棄し、「質素儉約等」の思想を蘇生することを目的としていたといえよう。

次に白子村女子青年団の活動をみてみよう。女子青年団の活動は、「男子青年団の如く派手でなく肉体的でなく勤的なものでもない。然し反面に於て男子青年団に見られざる或物を握りそれを拡充する使命を如実に意識せねばならない」とされた。この意識のもとに催されたのが、昭和二年一月二〇日の敬老会であった。この敬老会は白子村女



写真5-86 新倉村青年団による溜池の掃除(昭和7年)

子青年団の主催のもとに、村長、学務委員等を臨席させ、白子村高齢者六〇名の内八〇歳以上の二五名を招待した。こうした女子青年団による敬老会の開催は、「祖先崇拜の大和思想に合するもの」とされ、「今後益々女子の覚醒と使命の普及徹底に尽瘁^すされ来るべき世界——男子のみにあらざる世界——の建設に努力せられん事を」期待されたのである。

新倉村青年団

昭和初期の新倉村青年団の主な活動は、坂下第一支部の活動にみられるように溜池弁天池の清掃、水田地帯の悪水堀さらい、各戸消毒剤散布などの社会奉仕的なものと、青年団の水田の耕作、田端弁天様の管理などの支部費捻出のための活動を中心にしてきた。

しかし、新倉村青年団の社会意識、政治意識は高く、新倉村青年団は昭和八年頃から弁論大会を活発に開催した。弁論大会での演題は、当時の農村不況を反映して農村問題に関するものが圧倒的に多かった。昭和一二年、下井戸の井口仁平が県大会で三位に入賞したのは、新倉村青年団の

水準の高さを示していたといえよう。こうした新倉村青年団の弁論を絶えず指導したのが、長照寺住職の寺元覚順であった。寺元は、明治四二年（一九〇九）に朝霞市に生まれ、昭和五年に東洋大学へ通学するため新倉村に居を移している。そして東洋大学卒業後、寺元は智山専門学校（現大正大学）へ入学した。まさに寺元は、当時の指導的な農村インテリの一人であり、白子村の鎌田良賢に値する役割を新倉村で果たしていたといえよう。

次に、新倉村青年団第一支部の活動から戦時中の青年団についてみておこう。昭和一六年、新倉村青年団第一支部は、「紀元二千六百年」の記念事業として弁天様敷地内の黄楊の木を長照寺へ移植した。こうした活動は区長の指示を受け、地域活動として行なわれた。また、戦争にともない支部から出征者がでると、支部として送別会を開催し、酒宴をひらいた。しかし、昭和一九年頃になると中心的な団員はほとんど出征し、青年団活動といえるものは姿を消してしまつたのである。

第五節 戦時体制下の大和町

1 翼賛体制の成立

日中戦争と国民精神総動員運動 昭和一二年（一九三三）七月七日夜、盧溝橋事件が勃発した。近衛内閣は拡大不拡大の争いを含みながら華北への派兵を決定し、戦争拡大の道へとつきすすんだ。以後八年間にわたり中国を戦場と化し、日本を太平洋戦争の泥沼へと引きずり込んだ日中戦争が開始された。

日中戦争の勃発とともに、近衛内閣は国民を権力によって上から組織化し、戦争指導体制へ動員することと戦争指

導体制を整備することを緊急の課題とした。昭和一二年九月、政府は「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」の三大スロ―ガンをかかげて国民精神総動員運動を開始した。この国民精神総動員運動は国民の思想的統合と団結をはかり、国民を自発的に戦争体制へ動員することを目的とした政府主導の精神運動であった。昭和一二年一〇月には運動の中央指導機関として国民精神総動員中央連盟が結成され、地方では市町村会、部落会、町内会、各種団体などあらゆる団体が協力機関とされ、国民すべてを網羅することが試みられた。

日中戦争の長期化にともない国内における戦時体制は一層強化され、昭和一三年四月、国家総動員法が公布された。この国家総動員法は、国家による労働力・生産手段・資金及び言論の四つを統制するものであり、これ以後の戦時統制経済の中軸をなすものであった。とくにこの法律は、議会の審議を経ないで一片の勅令で政府が強大な権限を自由に行使し得るところに特徴があった。そして、さらにこの国家総動員法は、昭和一五年の「経済新体制確立要綱」、翌一六年の重要産業団体会令によって強化されていったのである。

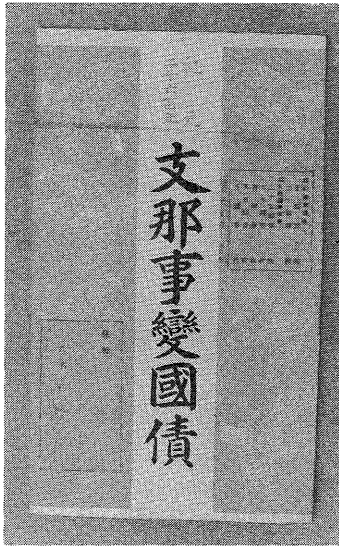


写真5-87 支那事變國債

大政翼賛会の成立

日中戦争打開の道を失った第一次近衛内閣は昭和一四年（一九三九）一月に総辞職するに至った。第一次近衛内閣の後に成立した平沼騏一郎内閣は、独ソ不可侵条約の調印を契機に欧州情勢複雑怪奇と声明し、わずか八か月たらずで辞職し、つづく阿部信行、米内光政内閣も短命に終わった。

他方、軍部との結合の中に活路を見出そうとする親軍派の各政党は、昭和一五年二月、戦争政策批判演説を行なっ



写真5-88 国民精神総動員 自治制発布50周年（昭和13年）

の母体たろうとすれば一国一党的にならざるを得ず、政治結社でないとすれば精動運動にならざるを得ないという矛盾の中で、成立直後からその性格をめぐって激しい政治対立を引き起こしていた。そして、第七六帝国議会での問題が焦点となり、近衛首相は「観念右翼」の批判を浴び、昭和一六年四月、大政翼賛会は改組されることになったのである。

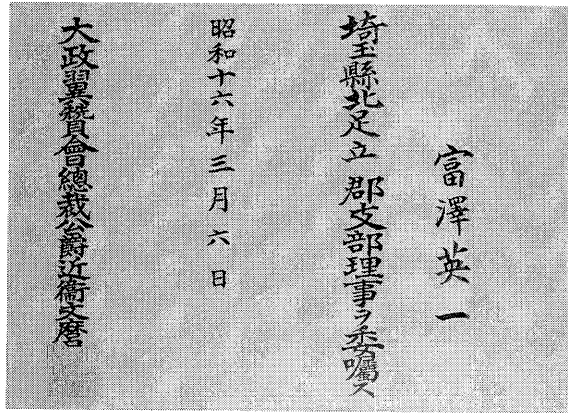


写真5-89 大政翼賛会郡支部理事委嘱証

た民政党斎藤隆夫代議士を除名し、三月には聖戦貫徹議員連盟を結成して親軍的新党樹立を画策した。この新党運動は軍部に対する思惑から近衛擁立を前提として進められ、また、近衛自身、政党解体必至の情勢の中で新党問題に取り組む姿勢と再度の政権担当の意欲を見せ始めたのであった。

かくして昭和一五年一〇月一二日、大政翼賛会の発

ところで、大政翼賛会の成立とともに、白子村、新倉村ではそれぞれ大政翼賛会白子村支部、新倉村支部が結成された。支部長はそれぞれの村長がつとめ、白子村では富沢英一、新倉村では上原孝之輔が就任した。しかも、富沢は大政翼賛会北足立郡支部の理事をもつとめ、また上原、さらに白子村助役の富沢敬蔵は大政翼賛会北足立郡協力会議員をつとめた。そこで、大政翼賛会の町村支部の性格を知るために、役員名が判明する新倉村を例に取り、大政翼賛会支部役員についてみてみよう。大政翼賛会新倉村支部の理事、顧問、参与は次のとおりである。

(理事) 加藤 祐吉 桜井 和美 富岡 九内 富岡 久章 池上 忠良
(顧問) 上木一二三 鈴木 左内 寺元 覚順 桜井栄太郎 伊藤源之丞
(参与) 井口誠之輔 桜井 要文 伊藤 栄蔵 大野 忠利 富岡 英一

この大政翼賛会新倉村支部役員の間層をみると、富岡久章、伊藤栄蔵らにみられるように自小作層が含まれていることがわかる。そして、富岡九内、桜井要文らの農民運動の指導者、寺元覚順のような僧侶などが中心的な活動をしていたことがわかる。

翼賛壮年団の成立

しかし、こうして成立した大政翼賛会は「公事結社」として認定されて政治活動を禁止され、内務官僚と警察が指導する行政補助機関化とならざるを得なかった。このような大政翼賛会に失望した軍部は、武藤章軍務局長と佐藤賢了軍務課長が黒幕となり、既成の壮年団を統合し、昭和一七年に大日本翼賛壮年団（以下、翼賛壮年団と略記）を結成した。この翼賛壮年団は「公事結社」化した大政翼賛会に失望した軍部がナチスの親衛隊にヒントを得て、翼賛運動の実践部隊として育成すべく結成されたものであった。そこで、白子村翼賛壮年団、新倉村翼賛壮年団の役員の構成から、町村の翼賛壮年団の性格をみてみよう。

まず、白子村翼賛壮年団をみてみると、団長は陸軍少将（退役軍人）伊藤真鋒であった。白子村翼賛壮年団は、こ

表 5-144 新倉村翼賛
壯年団役員

氏名		氏名	
桜井	井元	和覚	美順
寺富	元岡	久範	順章
鈴清	木水	喜平	重平

(聞き取り調査による)

まり、翼賛運動の実践部隊として最も活動的な部分を構成する翼賛壯年団は、借侶などの農村インテリや自作中堅、自小作中農層といった生産的農民層を基盤としていたといえよう。

翼賛選挙

この翼賛壯年団の活動を政治的国民運動の基盤として、翼賛議会内の現状維持勢力の排除を意図して行なわれたのが、昭和一七年四月の翼賛選挙であった。政府は議会を政府の御用議員で固めるため、候補者の推薦制を実施した。しかし、政府は候補者を直接推薦することができないため、政府に代わって候補者の推薦と選挙運動を行なう翼賛政治体制協議会を結成した。

白子村、新倉村では昭和一七年七月に村会議員選挙が行なわれた。両村でも推薦候補者銓衡委員会によって推薦候補者が決定され、選挙に立候補させた。選挙結果は、両村ともに推薦候

表 5-145 大和町翼賛議員

氏名	経歴
川宗五郎	農民組合
岡豊太郎	翼賛壯年団
沢由治	翼賛壯年団
柴崎和美	翼賛壯年団
桜井嘉次	農民組合
新島鶴吉	翼賛壯年団
小岡久章	翼賛壯年団
富山幸輔	農民組合
奥山幸輔	翼賛壯年団
柴崎徳左衛門	農民組合
吉田喜重	翼賛壯年団
鈴木文三	農民組合
野浦文九	翼賛壯年団
富岡源五郎	農民組合
清水浩三	翼賛壯年団
柳下富之助	農民組合
山田平一	翼賛壯年団

(資料：人事課)

立候補させた。選挙結果は、両村ともに推薦候

補者全員が当選するというものであった。当時の新倉村翼賛壮年団関係者、翼賛選挙当選者の話では、推薦候補者の銜衝対象は三〇〜四〇代の翼賛壮年団員に限定されたという。これらの話からも、翼賛選挙で如何に翼賛壮年団の活動が重要な役割を果たしたかがわかるであろう。

そこで、大和町発足後の昭和一八年四月の大和町会議員選挙の当選者を表5―145からみてみよう。当選者をみて特徴的なことは、①桜井和美、富岡久章、鈴木範重らの翼賛壮年団役員が当選していること、②かつての農民運動指導者であった富岡九内、富岡豊作が当選していること、③町内で中、上層の地主は柳下浩三、有山平一のみで、他の当選議員の経済的基盤はほとんどが自作中堅、自小作中農であること、であった。

大和町の発足

さて、翼賛体制下の昭和一八年、白子村と新倉村は町村合併により大和町となった。町村合併への動きは、すでに昭和六年からあった。この時期の町村合併への動きは、昭和恐慌下の「不況打開の一策」として検討されたもので、当時、埼玉県地方課が白子村と新倉村の合併を考えていたのに対して、白子、新倉の両村は志木、大和田、朝霞、内間木、片山とともに東京市への編入を狙っていた。しかし、この動きは実現されることもなく終わってしまった。昭和一八年の町村合併は昭和六年から展開された「不況打開の一策」としてのものでなく、総力戦遂行に向けての国内整備、市町村の行政機構の簡素化と施設経営強化を目指す戦時国策の一環としての町村合併であった。町村合併について、昭和一七年一二月の「白子村会会議録」は次のように記している。

町村合併ニ関シ上申ノ件

本村ハ隣接新倉村ト住家連檐、交通、産業、経済、文化、教育、行政等諸般ノ事項ニ付緊密ナル関係ヲ有シ
村民ノ生活上ニ一体不可分ノ関係ニアルノミナラズ、本村将来ノ発展ヲ計ル為ニハ此際新倉村ト合併スルヲ至
当ト認ム

仍テ昭和十八年二月十二日ヲ期シ之カ実現ニ付尽力アラムコトヲ埼玉県知事ニ上申スルモノトス
 昭和十七年十二月八日提出

白子村長 富沢英一

かくして昭和一八年四月一日、大和町が誕生したのである。

ちなみに昭和一八年七月に設置された大和町区は次のとおりである。

大字白子	第一区	宿上組	大字新倉	第一区	長坂・合之道
同	第二区	宿下組・坂上	同	第二区	田端・下井戸
同	第三区	牛房・向山・越後山	同	第三区	半三池
同	第四区	市場・城山	同	第四区	上之郷
同	第五区	宿中組	同	第五区	峰
大字下新倉第一区	東本村・西本村・金島	同	第六区	漆台	
同	第二区	吹上	同	第七区	原新田北組
同	第三区	谷戸・中新田	同	第八区	原新田南組
同	第四区	浅久保・二軒新田			

2 軍需工場の進出と陸軍予科士官学校の移転

軍需工場と 村の変貌

日中戦争は泥沼化の様相を呈し、軍部・財界は戦争の長期化にともなう大規模な準備を迫られ、本格的な国家総力戦を戦うために軍需工業の大拡張は至上命令となった。こうした状況の中で、白子村、

表 5-146 中央工業新倉工場生産品目

生産品目	生産量
20耗特殊焼夷弾弾丸体	150,000個
4式剛発信管上体	70,000
同 上下体	50,000
12.7耗特殊焼夷弾弾丸筒	100,000
12.7耗曳光徹甲弾	200,000

(日本兵器工業会資料「主要軍需品製造施設一覧表」昭和20年8月15日現在より作成)

表 5-147 中外火工品野火止工場生産品目

生産品目	生産量
20耗曳光徹甲弾	250,000個
12.7曳甲徹甲弾	400,000
1式点火管	300,000

(日本兵器工業会資料「主要軍需品製造施設一覧表」昭和20年8月15日現在より作成)

新倉村に軍需工場が相次いで進出してきた。昭和十五年(一九四〇)の中央工業(株)新倉工場をはじめ、翌昭和十六年には中外火工品(株)、芝浦工作機械(株)、日興航空興業(株)、(株)逸見製作所といった企業が相次いで白子村、新倉村に進出してきたのである。

こうした軍需工場の進出にともない、白子村、新倉村ともに村の様子を大きく変貌させた。昭和一〇年に両村合わせて四八四〇人であった人口は、昭和二〇年(一九四五)には二万人を超え、この間に農家戸数は六〇戸近く減少した。そして、昭和九年に開設した東武東上線新倉駅の乗客数は、開設当時の一日平均九四人からその約二二倍にも達したのである。とくに注目すべきは男女の人口比率の変化であった。一般に、戦時下の農村では召集や軍需工場への

動員によって、男性の数はいちじるしく減少した。ところが、白子村、新倉村では全く逆であった。両村では、昭和一〇年に男一〇〇に対して女一〇二・八の人口比率であったのに、昭和二〇年には男一〇〇に対して女九三・二と逆転したのである。こうしたことからわかるように、白子村、新倉村の両村は戦時下に純農村地帯から軍需工場地帯へと大きく変貌していったのである。

ところで、軍需工場の進出にともなう用地買収のため、多くの農民が土地を失ったり、新倉村会内で贈収賄事件が発生したりした。しかし、農民たちはこの強制的な用地買収に対して大きく不満を抱いたが、「お国のため」「陛下に

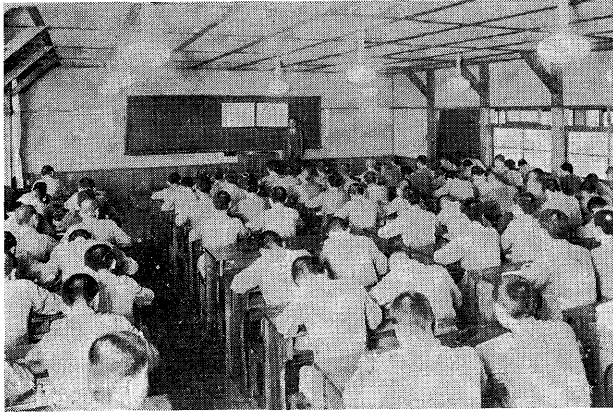


写真5-90 中央工業新倉工場青年学校

土地を返せ」といわれて、有無をいわず売らされたという。土地の売値は、一反当たり四〇〇〇〜五〇〇〇円の土地が一八〇〇円位と高く売れたが、中には買収用地の対象となって農業で生活できなくなり、そのまま中央工業で働くものも多かった。

中央工業新倉工場

軍需工場の白子村、新倉村への進出の中で、最も大きな影響を与えたのは大倉財閥系の軍需会社である中央工業の新倉工場建設であった。中央工業は、その敷地面積三二万八三三二平方メートル、建築面積四万六四〇八平方メートルに及び、敗戦まじかの昭和二〇年（一九四五）時で六九〇人の従業員をかかえ、主要機械台数六〇七を擁していた。この中央工業新倉工場の生産品目は表5-146のとおりである。

中央工業のほか、主要な軍需工場としては白子村下新倉にあった中外火工品をあげることができる。この工場に関する具体的な資料は残存していないが、参考までに表5-147に野火止（現在の新座市）工場の生産

品目をあげておこう。

逸見製作所

国家総力戦を戦う準備のための軍需産業の拡張は、あらゆる既存の企業をも軍需工場化させた。白子村に工場を持つ逸見製作所も軍需工場化された企業の一つであった。逸見製作所は計算尺の専門メーカーとして渋谷区猿楽町に工場を持っていたが、昭和一二年（一九三七）一〇月に白子村に約一万二〇〇〇坪の敷地を

表 5-148 逸見製作所白子工場建物坪数

名 称		坪 数
事 務	所 場	50.000
工 守	室 室	663.616
食 衛	衣 室	6.500
研 堂・更	電 室	66.750
ポ 究 室・変	室 室	59.000
ワ ン プ	室 室	6.750
倉 斯 生 爐・精	製 室	11.000
男 子 寄 宿	庫 舍	286.000
女 子 寄 宿	舍 舍	190.000
合 計		1,381.616

(資料：ヘンミ計算尺株式会社)

買収し、昭和一六年三月から生産を開始した。しかし、逸見製作所が白子村に用地を買収した昭和一二年は日中戦争が開始された年であり、以後逸見製作所は兵器の一部として計算尺を生産させられたのである。

逸見製作所は渋谷工場、白子工場のほか、埼玉県比企郡松山町にも工場（昭和一七年五月設立）を持っていたが、その規模といい、設備の近代化といい、白子工場が群を抜いていた。白子工場は敷地一万一八七二坪を擁し、建物は表5-148のように一三八一坪以上に達していた。工場別の従業員数はわからないが、三工場合計で社員六八名、工員三七三名であった。使用電力は渋谷工場と松山工場の合計が一萬六二〇〇キロワット時であるのに対して、白子工場は一工場で九萬六〇〇〇キロワット時であった。この使用電力をみても白子工場の規模の大きさがわかるであろう。さて、いうまでもなく逸見製作所の主要製品は計算尺と縮尺度器であったが、その主なる納入先は次のとおりであった。

った。

陸軍需品本廠 横須賀海軍工廠 陸軍航空本部 海軍航

空本部 陸軍兵器行政本部 海軍航空技術廠

この製品納入先からしても、まさに計算尺は兵器であり、逸見製作所は軍需工場であった。

この逸見製作所の福利施設は次のようであった。

寄宿舎 渋谷工場 男子寄宿舎 面積 一〇五坪

収容能力 五〇名

現在収容 一名

白子工場 男子寄宿舎 面積 一九〇坪

表 5-149 逸見製作所白子工場防護隊の編成

班名	人数
防火班	32人
給水班	21
急救班	8
警備班	14
特別消火班	12
伝令	7
対空監視	4
合計	4
合計	102

(資料：ヘンミ計算尺株式会社)

収容能力 六〇名
 現在収容 四五名
 女子寄宿舎 面積 四二坪
 収容能力 三〇名

現在収容 一四名

松山工場 ナシ

このほか、食堂、浴場、社宅が完備されており、社宅は、「各工場内又ハ付近ニ」設けてあった。とくに「白子工場ニ於テハ住宅営団ノ家屋ヲ会社ニ於テ買取リタル上集团的ニ居住」させており、さらに医療施設、教養施設、運動施設が整備されていた。医療施設は「特別病院ノ設ケナキモ工場医ヲ指定シ置キ必要ニ応ジ診断治療ヲ受ケセシム」とされ、教養施設は「休日ヲ利用シ名士ノ講演ヲ聴講セシメ書籍、雑誌等ヲ各工場ニ備ヘ自由ニ閲覧セシム」とされていた。そして、運動施設については、「各工場ヲ通ジ空地ヲ利用シ又ハ運動場、テニスコート等ヲ設ケ従業員ノ用ニ供ス」とされていた。

逸見製作所での従業員の指導は、「入社後一定期間(三ヶ月) 技倆教育ヲ施シタル後就業」させ、従業員は「青年学校等ノ教育施設ナキヲ以テ青年学校ニ通」わさせられた。また事業主については、「社長、専務取締役ハ常ニ各工場ヲ巡回シ生産増強ニ邁進スベキヲ訓辞スルト共ニ激励シ決戦下産業人ノ地位ノ重要ナルヲ感得セシム」とされた。

次に逸見製作所の警防関係についてみてみよう。逸見製作所の警防は機械警防はなく、すべて人員警防であった。人員警防は、「各工場共防空壕、退避壕ヲ設ケ人員ノ損傷ナカラシム」こととされた。そして、伝令、対空監視と六班からなる防護隊が編成されていた。白子工場の防護隊は一〇二名からなり、各班への配置は表5-149のとおりであ

った。

陸軍予科士官 学校の移転

軍需工場の進出とともに、戦時下の白子村、新倉村に大きな影響を与えた事件としては陸軍予科士官学校の移転があった。陸軍予科士官学校とは、大正九年（一九二〇）の学制改革によって陸軍士官学校に予科を置いたもので、陸軍士官学校に入学する兵科士官候補生を訓練・養成する機関であった。昭和一二一年九月、陸軍士官学校の神奈川県座間への移転により、陸軍予科士官学校は市ヶ谷台に独立することとなった。しかし、東京の都市化にともない演習地は遠く、そして狭くなり、陸軍当局は陸軍予科士官学校の移転を決定した。その移転先として朝霞ゴルフ場とその周辺が候補地となったのである。

移転後、陸軍予科士官学校は昭和一六年に開校したのであるが、移転のための農地の買収は昭和一二年から始められていた。陸軍予科士官学校の用地として買収された土地面積は、白子村と新倉村とを合計した全面積の約二〇パー

セントにも及ぶ農耕地並びに山林地帯の約二〇〇町歩余りであった。この時の用地買収について、戦後の軍用地返還のための「陳情書」には次のように記されている。

「昭和一二年以来町の南西地域の農耕地帯約二〇〇町歩は軍用地に買収され更にその周辺は軍需工場住宅地となりために相当数の農業経営者は其の経営の縮小転職等の已むなきに至りました」

用地の買収は強制的に行なわれたわけであるが、土地



写真5-91 陸軍予科士官学校

の値段は一反四〇〇〜五〇〇円の土地が四、五倍の二一〇〇円ぐらいで売られた。しかし、陸軍予科士官学校の移転のために農地を失った農民は、軍需工場の用地買収で土地を失った農民と同じく農業経営を続けることはできず、多くの農民が転職を余儀なくされた。例えば、昭和十四年（一九三九）に土地を買収された新倉村の本橋す美は、次のような転職の途を歩んだ。

「昭和十四年に農地（現在の西大和団地周辺）のほとんどを軍に、あした印をもってこいといわれ、坪七円で買収されてしまった。農業ができなくなり、買収された金で宅地が二反歩あったので貸家を建て生計を立てましたよ」

（『広報わこう』二一号）

こうして戦時下の白子村、新倉村は軍需工場と陸軍予科士官学校によって村の様相を大きく変貌させられていったのである。

3 戦時農政の展開

農地調整法の施行と 戦時農政は、昭和十二年（一九三七）の米穀応急措置法、一三年の農地調整法、一四年の小農地委員会の設置 戦時農政は、昭和十二年（一九三七）の米穀応急措置法、一三年の農地調整法、一四年の小農地委員会の設置 作料統制令などを前段階として、昭和十六年の農業生産統制令農地等管理令、作付統制規則、一七年の食糧管理法、一八年の農業団体法等によって体系的に確立されるにいたった。

農地調整法の成立過程は、昭和六年の小作法案、一七年の農地法案を経て、農地調整法案の修正によって成立するというものであった。農地調整法の当初案第一条は、「本法ハ耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ図リ以テ農村ノ経済更生及農村平和ノ保持ヲ期スル……」とあったが、昭和十三年一月の第七三衆議院本会議で地主議員の

表 5-152 大和町農地委員

氏	名
富	沢 英 一
上	原 孝 之 輔
星	野 豊 麻
浪	間 浅 五 郎
深	井 湛 三
富	岡 九 内
本	橋 幸 右 工 門
奥	山 幸 助
清	水 源 五 郎
有	山 平 一

(資料：人事課)

表 5-151 新倉村農地委員

氏	名
富	岡 重 利
井	口 誠 之 輔
星	野 豊 麻
本	田 七 之 助
奥	山 幸 助
富	岡 九 内
本	橋 幸 右 工 門
本	橋 伝 蔵
富	岡 豊 作

(富岡九内氏からの聞き取りにより作成)

表 5-150 白子村農地委員

氏	名
富	沢 英 一
柳	下 宗 吾 助
田	中 新 三 助
柳	下 浩 三 郎
富	沢 富 太 郎
鎌	田 良 賢 郎
加	山 森 太 郎
浪	間 浅 五 郎
市	川 宗 五

(資料：人事課)

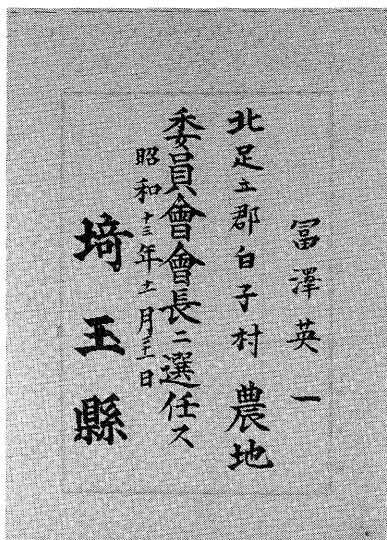


写真5-92 白子村農地委員会会長選任証(昭和13年)

猛反対にあつて、「本法ハ互譲相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ図リ……」と改められた。つまり、「耕作者ノ地位ノ安定」による生産力拡充を目標とする表現が、「農地ノ所有者」の地位の安定も図るという地主的修正が加えられたのである。しかし、いかに地主的表現をとろうとも、戦時下に地主小作関係を制約し、「耕作者ノ地位ノ安定」が進められ、たところに農地調整法の歴史的意義があつたといえよう。

農地調整法の成立とともに、白子村、新倉村では農地委員会が設置された。表5-150は白子村農地委員会の委員名簿であるが、富沢

表 5-153 貸借対照表

貸借対照表	貸方		借方	
	金額	円	金額	円
未払込出資金	四、七八二五〇		一、六二二三一	
固定資産	二、一〇二一一		二六、二三〇〇〇	
系統機関出資金	六、〇〇〇〇〇		一五〇〇〇	
関係団体出資金	一〇、一〇〇〇〇			
有価証券	一、五七四、五六二〇三			
預金	一、二〇一〇五			
現金	二、〇九八六四		一、四八九、三五二〇九	
貸出金	一、一四七六二		一五三、四三二一五	
販売勘定	一四、五八九三五		一七、九四八四五	
未収金	三八、二一四五二		六一、四八五三五	
雑勘定	五二、二五四一七		二、八八三一	
建設勘定	二一、三八二九七		九九一九一	
欠損金			三、三三九五九	
合計	一、七五七、四三四九六		一、七五七、四三四九六	
基金				
基出資金				
準備金				
特別積立金				
系統機関未払込出資金				
関係団体未払込出資金				
借入金				
貯金				
販売勘定				
引当金				
未払金				
雑勘定				
特殊事業勘定				
賦課金収支決算残金				
前年度剰余金				
合計				

〔和光市史〕史料編三 p 516

英一、柳下浩三、鎌田良賢(寺)らに示されるように村内トップクラスの地主が委員をしており、地主的支配の強い性格のものであった。しかし、表5-151から新倉村農地委員会の委員をみると、農民運動指導者富岡九内が委員に就

表 5-154 大和町農業会役員

氏名	役名	経歴
伊藤 真 鋒	会 長	翼賛壮年団役員
市川 宗 五郎	理 事	僧 侶
鎌田 良 賢	理 事	翼賛壮年団役員
桜井 和 美	理 事	
田中 平 治	理 事	翼賛壮年団役員
寺元 覚 順	理 事	
富沢 求 近	理 事	翼賛壮年団役員
富岡 久 章	理 事	
柳下 浩 三	理 事	
桜井 要 文	監 事	
富沢 敬 蔵	監 事	
柳下 柳 之助	監 事	

(資料：人事課)

任している。富岡は大日本農民組合の松永義雄の指導のもとに積極的に農地委員会へ進出してゆき、当時大日本農民組合が展開していた小作料適正化運動を主張した。この富岡の主張が新倉村でどの程度実現されたかはわからないが、昭和一四年公布の小作料統制令の在地における推進基盤になったことは間違いないであろう。

さて、昭和一八年の町村合併により、白子村農地委員会、新倉村農地委員会は一本化され、大和町農地委員会となった。昭和一九年時の大和町農地委員会の委員は表5-152のとおりである。

産業組合から農業会へ

農業団体の統合は昭和一五年(一九四〇)の近衛新体制運動により本格化し、系統農会と産業組合の統合が進められた。昭和一八年(一九四三)に農業団体が成立し、系統農会と産業組合が合併して

会が分立しており、両者の統合が行なわれるのは昭和二〇年になってからであった。

大和町では昭和一九年に農業団体が統合され、大和町農業会が設立された。表5-153は大和町農業会の昭和一九、二〇年度の貸借対照表であるが、預金が一五七万四千五百三十三円三銭を数えている。預金先と預金額は、県農業会が七二万三千六百七円八九銭、埼玉銀行が八四万九千八百五十四円九銭、郵便貯金が一四八円六五銭であった。このほか、有価証券購入が一萬一〇〇円あり、その内の九八〇〇円が大東亜戦争国債であった。いうまでもなく、こうした預金や国債購入金は国家の戦争財政の基盤となったのであり、農



写真5-93 雑誌「国策遂行!! どの村にも産業組合」

業会は戦争遂行に協力する咬い上げポンプとしての機能を果たしたのである。しかし、大和町農業会は、「事業報告書」に「農業ノ統制ニ関シテハ基本資料調査ノ暇ナキ為失敗ニ終ルト言ワルベシ」と記されているように、必ずしも十分な事業成績を上げたわけではなかった。

ところで、この大和町農業会はどのような人物によって運営されていたのであろうか。表5-154は大和町農業会の役員名簿である。この役員名簿をみて驚くべきことに、会長は翼賛壮年団長伊藤真鋒が就任し、ほかの役員にも新倉村翼賛壮年団長であった桜井和美をはじめ寺本覚順、富岡久章という翼賛壮年団役員がズラッと顔を並べ、さらに昭和初期の「焦点会」以来白子村の思想状況にあって絶えず指導的役割を果たしてきた鎌田良賢が役員に就任したのであった。つまり翼賛壮年団は、翼賛選挙を通じて翼賛政治体制を確立したばかりでなく、経済新体制の最も重要な機構の一つであり、農村の戦時統制機関である農業会をも支配したのである。このことをみても、戦時下の翼賛壮年団がいかに重要な役割を果たしたかがわかるであろう。

4 戦時下の民衆生活

供出と配給

昭和一二年（一九三七）七月の日中戦争の開始は様々の戦時統制を強化し、民衆生活全般に大きな変化を与える画期となった。農村にとってとくに大きな負担となったのは米麦の供出であった。政府は

表 5-155 労働作業衣用加工綿製品の初回配給

特 免 作 業 シ ャ ツ							特免作業ズボン					特免乗馬ズボン				
特大	特中	特小	並大	並中	並小	合計	特大	大	中	小	合計	特大	大	中	小	合計
10枚	10枚	5枚	10枚	10枚	5枚	50枚	4枚	6枚	4枚	13枚	27枚	1枚	2枚	2枚	1枚	6枚

(「産業組合書類」から作成)

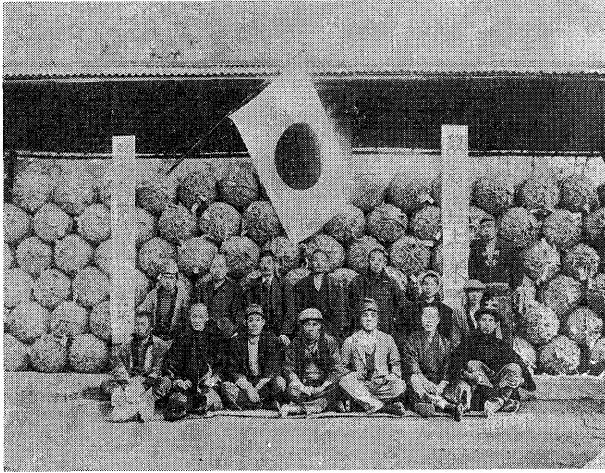


写真5-94 新倉村第一区供出米(昭和14年)

昭和一五年から米麦の集荷・配給統制を開始し、昭和一七年には食糧管理法が施行されて、主要食糧はすべて国家の一元的管理下におかれた。例えば、昭和一六年七月二三日の新倉農会長宛の小麦供出の督促は一七〇五俵の数量であった。しかし、新倉村の昭和一六年度産の小麦数量は一八七五俵であり、供出割り当ては生産量の約九〇パーセントにあたった。これは単なる一事例ではあるが、戦争の長期化にともない飯米確保も困難になるほどの供出が農民に割り当てられたのである。こうした食糧の不足は民衆の生活に深刻な影響を与えた。主食である米は、昭和一四年一月に白米が禁止されて七分づき以下に制限され、翌年五月には外米が混入された。そして、この頃から節米、代用食が奨励され、かぼちゃめし、むぎめし、大根めしなどが登場したのである。

統制は農業生産に限ったものではなかった。肥料や農機具などの農業生産資材は言うに及ばず、昭和一二年の臨時肥料配給統制法、昭和一三年の輸出入品等臨時措置法による国内綿製品の製造販売禁止、昭和一五年の

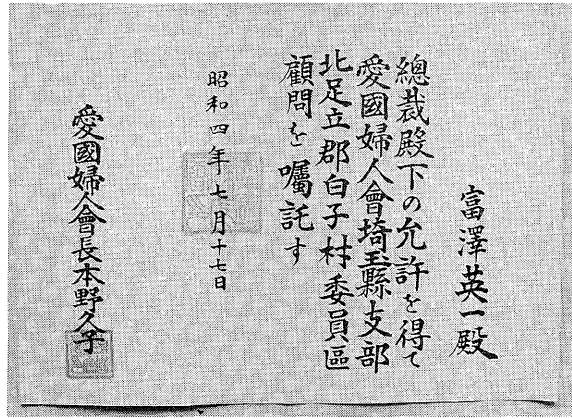


写真5-95 愛国婦人会白子村委員區顧問囑託証

砂糖・マッチ・木炭・綿製品・メリヤス・タオル・靴下・足袋、昭和六年の牛乳・米・小麦粉・酒・食用油・豆・魚、昭和一七年の塩・醤油及び全衣料品についての切符制による配給制実施など、民衆の日常生活物資のありとあらゆるものが統制された。例えば、昭和一六年五月に新倉村産業組合に割り当てられた「労働作業衣用加工綿製品の初回配給」は表5-155のとおりである。

部落会と隣組

農村における農業生産面での戦時統制機関が産業組合―農事実行組合であったとすれば、生活面でのそれは部落会―隣組であった。昭和一四年九月、内務省は各府県に対して部落会、町内会の組織化を図ることを指示し、翌昭和一五年九月には「部落会町内会等整備要領」を発表して全国的に整備する方向を打ち出した。こうして全国画的に部落会―隣組が組織され、昭和一七年には大政翼賛会の下部組織としての役割を担っていったのである。

ところで、この部落会は旧来の伝統的な大字―行政区を利用して、行政機構の末端に再編成したものであった。これによって、配給、防空などの役場事務の下請けと住民の相互監視などの日常生活の統制が行なわれ、民衆の戦争への総動員体制が完成していったのである。

婦人団体の統合

戦争への総動員体制の整備は、様々な団体を再編・統合していった。地域に固定的な家庭婦人を対象とした婦人会諸組織も再編・統合されていた団体の一つであった。従来婦人会組織として

は、明治三四年（一九〇一）に設立された内務省系の愛国婦人会が会員一五〇万人以上を擁する日本最大の婦人会組織として存在していた。しかし、「満州事変」の勃発とともに、昭和六年三月に文部省系の大日本連合婦人会が設立され、さらに昭和七年一〇月に陸軍省の全面的支援のもとに大日本国防婦人会が設立された。愛国婦人会は会費という形で寄付を集め、それを軍事後援と社会事業に運用することを本務とする団体であり、大衆とは縁のない上流婦人の慈善行為の印象が強かった。これに対して国防婦人会は大衆的婦人組織を看板にした団体で、白エプロンに会名人りの白タスキを制服に定めて急速に会員数を拡大してゆき、たちまち愛国婦人会の勢力を凌いでいった。国防婦人会の主な活動は兵士出迎え奉仕と、防空演習の際の炊事班を努めること、衣服の縫い物の講習会などであった。新倉



写真5-96 新倉村国防婦人会の出征留守家族慰問(昭和14年)

村の国防婦人会でも足袋の講習会が行なわれた。しかし、「国防婦人会でふれを回したが、二人ぐらいいしか習いにいかない」状態であったといわれる。

翼替体制の成立とともに婦人会諸組織も統合された。昭和一五年（一九四〇）九月に婦人団体の新体制についての論議がさかんととなり、九月一八日、愛国婦人会、国防婦人会、大日本連合婦人会は連名で新体制に即応する旨の三団体申し合わせを行なった。そして、昭和一六年一月、七六議会に「婦人団体一元化に関する建議」が提出され、六月一〇日に閣議で婦人団体統合要綱が決定された。こうして昭

和一七年二月、大日本婦人会が発会したのである。白子村、新倉村でも、次の結成式の通知（昭和一七年五月四日）にみられるように大日本婦人会が結成された。

来ル本月六日午後一時ヲ期シ、当村国民学校ニ於テ当支部結成式並ニ国婦新倉村分会ノ解散ヲ举行致シマス
カラ、貴班内会員ニ対シ当日ハ洩レナク出席致ス様御通知方御依頼申上ゲマス

追テ服装ハ簡素ヲ旨トセラレタシ、現在ハ一定ノ服装ハ制定致サレテ有リマセンカラ御承知クダサレタシ

〔大日本婦人会新倉村支部結成式の通知〕

こうして結成された大日本婦人会は、皇国への奉仕、社会奉仕、修身齊家（せいしか）を綱領に掲げ、隣組活動、勤労奉仕、そして家においては祖先を崇拜し子女を育成することなどを主要内容としたのである。

空襲と警防団

日中戦争の開始とともに防空訓練が本格化した。昭和一三年（一九三八）九月には首都圏への空襲警報発令を前提として、関東地方では大々的な防空訓練が行なわれた。しかし、実際の空襲をいまだ体験していない民衆は、単なる「訓練」という域を出てはいなかった。防空訓練が真剣かつ具体的になり、警報の発令・伝達・灯火管制・緊急退避・応急防火・消防・救護などの細かい指示がなされるようになったのは、東京をはじめ各都市に初空襲があった昭和一七年からであった。そして、昭和二〇年に入ると、全国各地に米軍機による空襲が本格化し、三月九〜一〇日には首都の大半を灰燼（かいじん）に帰する東京大空襲が行なわれた。そこで、当時の空襲の様子を『住民座談会記録集 戦争はいやだったな』（和光市坂下公民館）からみてみよう。

十九年頃から、だんだん空襲が激しくなり、夜十一時から三時までたびたびありました。その頃は防空壕もないし、ただB二九の音や高射砲の音がするたびに畑に逃げ、照明弾が落ちて暗い所が真赤になると大事な物をリヤカーに積みました。タンスの引き出し、布団、米などを積み、『解除』になると疲れて寝てしま

うというくり返してした。二十年四月三日はとくにひどい空襲でした。新倉小学校から今の富岡牧場さんの家の所まで、三十五発ぐらいの爆弾がおちました。それから私達も防空壕を家の前の山に掘って作り、四軒で入りました。私と女中はラジオの情報を聞くため防空壕には入らず家にいました。夜となく昼となく空襲は続く、それでも毎日働いていました。

(井口キヨ 「まったく戦争はいやです」)



写真5-97 警防団感謝状

当時、私の一家は東京の深川に住んで居りました。(中略)
そして恐れていた事態がとうとうやって来たのです。昭和十九年二月二七日夜半の事でした。警戒警報から空襲警報となり、電灯は消され暗い部屋の中から手さぐりで防空壕に入ろうとしていた時、急に部屋の中が明るくなったと思った瞬間にズシンという音と同時に家がバリバリとくずれ落ち、階下におりました私は天井のはりの下敷になり壁土で全身が埋まり身動きも取れぬ状態でした。辛うじて顔だけは出せましたので、声を限りに助けを呼びましたが何の応答もないのです。それでも声の出る限り助けを呼びました。その時です、「声の出る者は後廻しだ」と言って引張りだされるその時間をこんなに長く感じた事はありませんでした。見ると火の手はあがりその灯りにうつし出されたものは、おもわず目をおおってしまう程むごたらしい

惨状でした。爆風で、みじんになったガラスが体中にささり苦しみがいてる人、電線には吹き飛ばされた足とか腕、その他夜目には見分けもつかぬものが無数にぶらさがって居りました。爆弾の破片で片腕をもぎとられ、苦痛のうめき声をあげていた親友のお母さんをそこに見た時、私はただ呆然とそこに立ち竦み、どうなすすすもなく恐怖感で身体ふるえが止まりませんでした。

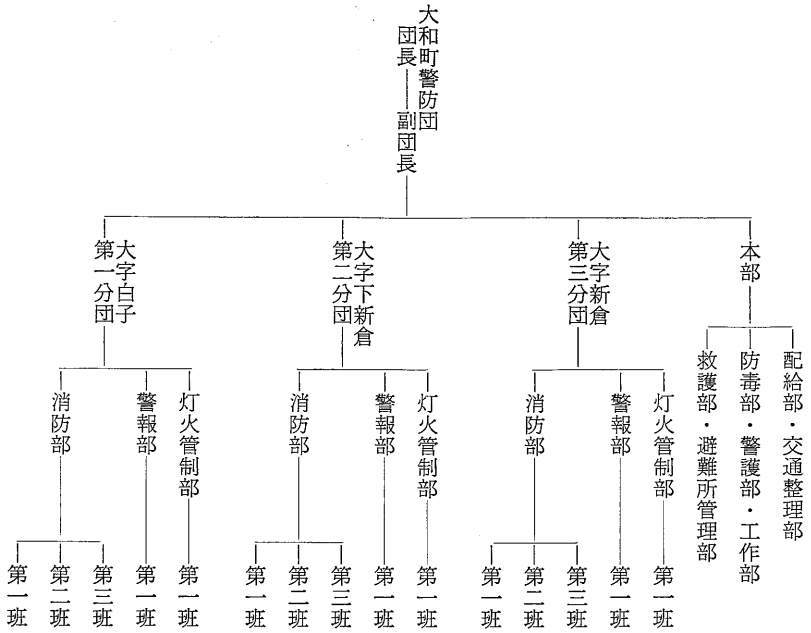
（黒田美津子「戦争体験記」）

ここには空襲の実態と防空の実情がリアルに描かれ、また戦争の犠牲になった民衆の悲惨な姿が実に良く描かれている。

さて、こうした空襲の際、警報伝達など防空に関する重要事項を担当したのが警防団であった。警防団は、昭和四年に消防組と防護団を統合してできた団体である。白子村、新倉村での警防団の結成過程はわからないが、昭和八年二月二日、大和町は「防空上重要地域トシテ一級町村ニ指定」され、それまでの警防団が再編成された。大和町が「防空上重要地域」として指定されたのは、いうまでもなく陸軍予科士官学校と諸軍需工場の重要性を鑑みてのことであろう。そのため、昭和一九年一月、大和町警防団はそれまでの組織を大きく再編成されたのである。

そこで、再編された大和町警防団の組織構成をみてみよう。大和町警防団の設置区域は大和町一円で、第一分団Ⅱ大字白子、第二分団Ⅱ大字下新倉、第三分団Ⅱ大字新倉の三分団に分かれていた。組織構成は図5-46のとおりであり、定員は団長一、副団長二、分団長三、部長一七、班長一五、警防員二三一、本部員一五の合計二八四名から構成されていた。設備資材は、第一分団・第二分団がそれぞれ腕用ポンプ一台、第三分団が自動車ポンプ一台であった。

この警防団が隣組などを利用しながら防空の指導的役割を果たしたわけであるが、しかし全国各地に空襲が激しくなる昭和二〇年になると、この程度の警防体制で防空できるはずもなく、防空態勢は破綻せざるを得なかった。



(「警防団設置区組定員等ノ件」より作成)

図5-46 大和町警防団組織系統

郷土の出征兵士

日中戦争の開始とともに
に軍への大量動員が始ま

り、中国戦線へ出征していく者が相次いだ。昭和八年（一九三三）から昭和二〇年までの白子村、新倉村での現役兵徴集者数は四六九名以上に上り、日中戦争が開始された昭和一二年から昭和一七年三月までの白子村での応召者数は二〇六名、昭和一八年四月から昭和二〇年までの大和町での応召者数は三一四名であった。そして、昭和一二年から昭和二〇年までの間に、一六一名の和光地域出身将兵戦没者を出したのである。

郷土の兵士たちはどのようなことを思いながら出征し、また後に残された家族はどのような思いでいたのであろうか。昭和一二年召集で、世田谷の野砲兵第一連隊に入隊した新倉村の上原栄一は戦地へ向かう船の中で次のように思ったという。

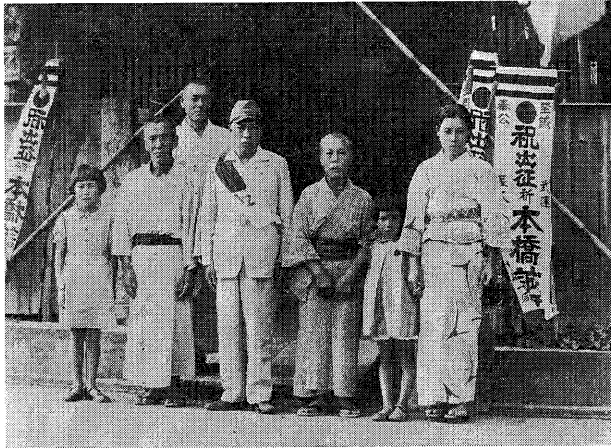


写真5-98 郷土の出征兵士

船は船団を組んで関門海峡を出た頃は、夕陽が落ちて海面はまだ輝いておりました。突然、全員甲板に集合の命令が下り、甲板に整列、大隊長の訓辞があり「皆は戦地に向かって出発したのである。船は西に向かって走っているから船尾の方角が東であり東京はその方向である。二度と日本の国は見られないかも知れないから見納めに良く見てください」と言われ、皇居に向かって最敬礼をした時の切なさ、胸一杯にこみあげてくる淋しさ、むなしさでいやな気持ちでした。

（上原栄一「私の戦争体験」『住民座談会記録集

戦争はいやだったな〜』）

部一三部隊に入隊した。そして、昭和一七年一二月に長期服務で内地に返され召集解除となった。ここで、当時上原が「特務兵の想」と題して綴った文章を記しておこう。

はじめて隊へ来た日には

薄気味悪い馬だった

馴れてしまえばこんなにも

可愛いものとは知らなんだ

昨日も今日もろくろくに

飼葉かひばもやらず雨の路

我慢しろよ　なあ黒馬よ

結婚したのも名ばかりで

正子みている　ひと手柄

今日の泊りはもう近い

お国の為に生き別れ

今に樹てずにおおかないぞ

日本に居れば今頃は

涙も見せず見送った

田うないおえてばつぽつと

あいつは話せる奴だった

我が家に帰る黄昏だ

後方勤務は淋しいが

正子一人で何してる

意気では負けぬ大和魂

それでは、戦地へ兵士を送った家族はどうであろうか。白子村の鳥井由雄の次の文章は、息子を戦地へ送った母親の切ない思いを実に良く表わしている。

終戦後お袋が話してくれたことですが、遠縁にあたる人で日露戦争で軍属として満州へ渡る時に玄界灘で死んでいるかたがいます。そういうことを知っているものですから、私が最初に満州に征った時、二月の十二日かに出発し向こうにいつてチチハルにつくまで十幾日か掛かった。無事に着いたという便りをよこすまで毎朝毎朝飯を炊いて炊きあがるとすぐに、家族が起きる間に氷川神社まで十六日間通った。家族は知らないのです。そうして私が無事に着くことを念願していたといえます。

(鳥井由雄「従軍手記より」『住民座談会記録集　戦争はいやだったな』)

戦時下の民衆は、兵士として出征する者も送る者も辛く悲しい日々を送ったのである。敗戦の夜、新倉村の田中秀之の母が語った次の言葉がすべてを物語っているよう。

「もう今夜はおこさないから、ゆっくり朝までおやすみ、もう兵隊さんにならなくていいからね。」

(田中秀之「もう兵隊さんにならなくていい」『住民座談会記録集　戦争はいやだったな』)

第六編 現代

第一章 戦後社会の展開と和光市の成立

第一節 敗戦と占領下の改革

1 敗戦直後の大和町

敗 戦

硫黄島、沖縄諸島などの戦闘で軍事的敗北を続ける日本に対し、昭和二〇年（一九四五）七月二六日、連合国はポツダム宣言を発表し、降伏を要求した。当初、日本政府はこれを黙殺し、あくまで戦争に邁進するとの態度をとった。ところが八月上旬の広島、長崎への原爆投下、ソ連参戦を契機に政府内部には戦争終結を求める動きが強まり、以後戦争終結をめぐって対立が繰り返された。そして八月一四日になってようやく日本政府はポツダム宣言の受諾を決め、ここに敗戦が決定した。このような戦争終結の過程はほとんどの国民の関知するところではなかった。翌一五日正午、多くの国民はラジオ放送を通じて初めて戦争の終結を知らされた。当時、町会議員であった鈴木範重（後に和光市収入役）は、八月一五日を次のように回想している。

事前の連絡などもちろんありません。ラジオ放送を聞いて初めて戦争が終ったことを知りました。私はそれから一週間ほど家族と一緒に東松山の方に疎開しました。米軍が来ると男は去勢され、婦女子は暴行されるという話を聞かされていきましたから。近所の者も皆そうでした。しかし、戦争が終ってホッとしました。召集令状がもう来ないわけですから……。農家から男手をとられれば、耕作面積は激減し、今でいう三ちゃん農業のようになっ

てしまいます。口には出しませんが、皆もホツとしたらうと思います。

敗戦という未曾有みぜうの出来事に対して一時の不安感、恐怖感があったものの、政治的混乱もほとんどなく地域住民がこれを受け入れたのは、証言にあるような安堵感あんどがより強く人々の心を占めたからであろう。八月一日を境にそれまでの本土決戦のスローガンは消え、人々の心は一転して戦争終結へと向かった。

しかし、敗戦の決定をすべての国民が素直に受け入れたわけではなかった。八月一四日から一五日にかけては皇居を中心に一部少壮軍人によるクーデターが発生したが、同様の事件が陸軍予科士官学校の教官、生徒によっても引き起こされた。「川口放送所占拠事件」である。

敗戦直前の陸軍予科士官学校には六一期生五〇〇〇名が在学していたが、空襲が激しくなるにつれ生徒の多くは県内外に疎開していた。反乱を起こしたのは埼玉県寄居地区に疎開していた教官、生徒の一部で、そのねらいは川口放送所を占拠し、ラジオ放送で国民に徹底抗戦を呼びかけようというものであった。事件は八月二三日の夜半から二四日にかけて起こった。川口放送所の占拠は警戒が十分でなかったため簡単に終わったものの、ラジオ放送の要求は送電を止められ実現せず、また反乱そのものも直ちに東部軍憲兵隊により鎮圧された。反乱には六〇名あまりの生徒たちが加わっていたが、彼らは東部軍司令官にその場で説諭され、トラックで大和町の陸軍予科士官学校に引き上げられたという（「陸軍士官学校」）。このように事件は国民はおろか陸軍内の支持もないまま簡単に収拾された。一部軍人の反乱によって、戦争終結への動きが逆転することはもはやありえなかった。

陸軍予科士官 学校の解散

敗戦を境に日本社会には大きな変化が生まれ始めた。その第一は帝国陸海軍の解散が急速に推進されたことであった。これはポツダム宣言が、日本国軍隊の武装解除と連合国軍による保障占領を規定していたことによるものであった。このような敗戦後の動向は大和町にも直ちに変化をもたらした。すなわち陸軍

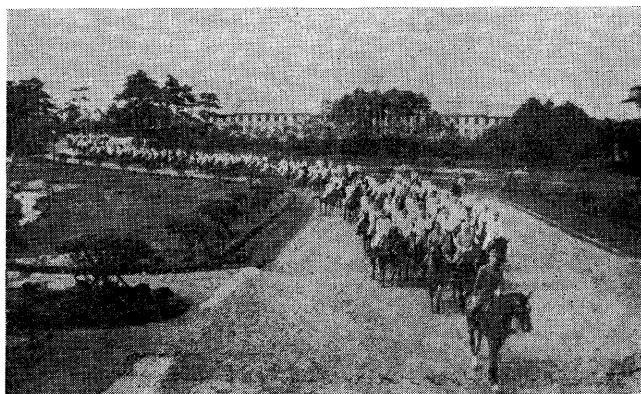


写真 6-1 陸軍予科士官学校学校本部と教練の様子

予科士官学校の解散であった。八月二十九日、陸軍予科士官学校の東校庭では、牟田口廉也校長（中将）らが出席するなか解散式が行なわれた。それは反乱事件から一週間もたないうちの出来事であった。解散式には六一期生の一部生徒が参加しただけで、多くの生徒は疎開先にとどまったままであった。ここに振武台とうたわれた陸軍予科士官学校は昭和十六年（一九四一）九月に開校して以来わずか四年であっけなく消滅することになった。

ところで、陸軍予科士官学校の解散は、周辺の国民学校に思わぬ恩恵をもたらした。それは、予科士官学校内に残された備品や教材が分配されることになったからであった。周辺の国民学校による備品、教材の持ち出しの様子を金子真「朝霞の軍事基地の歴史」は次のように伝えている。

予科士官学校にも何千人の学生の衣料がありました。また、図書、理科実験器具、通信機ありとあらゆる教具がありました。これらの物資は陸軍予科士官学校終戦処理委員会の指示により近郷近在の小学校に預けることになりました。

そこで小学校の宿直室や家庭科室には、士官学校の毛布が何百枚と置かれました。また理科の試験管を何千本ももらったり、薬品を何百本も預かったりした学校もありました。また広辞苑のような図書を何十冊ももらった学校、大きな地図を入れる引き出しや、机、椅子、ありとあらゆるものを学校へ学校へと、子どもた

ちを使って毎日毎日運びました。また、浦和にある埼玉師範の学生も士官学校の教具をもらうため徒歩で秋が瀬の橋をわたって何百人かがやってきました。そして、通信機、図書などかつぎ、再び徒歩で浦和まで運びました。

こうして予科士官学校の物資はアメリカ軍が来る前にみな持ち出されてしまいましたようです（『にいくらごおり』第一三号）。

新倉小学校にも実験器具、図書、地球儀などさまざまな教材が運び込まれたが、その中には馬一頭も含まれていた。新倉小学校では敗戦後何年間かこの馬を校庭で飼っていたという。

米軍進駐と 労務供出

敗戦は陸軍予科士官学校の解散にとどまらず、その後、大和町により大きな変化をもたらした。すなわち米軍の進駐であった。八月三〇日、連合国軍最高司令官マッカーサーが神奈川県厚木飛行場に到

着し、連合国軍による日本占領が始まった。九月二日には東京湾上のアメリカ戦艦ミズーリ号で降伏文書の調印がおこなわれ、この前後から米軍を中心とする占領軍の大規模な本土進駐が展開された。埼玉県下への最初の進駐は九月四日で、この日熊谷飛行場に米軍第九七師団一万名が進駐した。そして、同月二〇日には旧陸軍予科士官学校に第一騎兵師団四〇〇〇名が熊谷から分駐した。九月から一〇月にかけて埼玉県下だけで米軍は三〇か所近くに進駐したが、旧陸軍予科士官学校への進駐は県下でも最大規模のものであった。このように八月二九日に解散した陸軍予科士官学校は、またたく間にアメリカ占領軍基地に変容した。この後、進駐部隊に変化はあったものの、米軍は昭和四四年（一九六九）八月まで駐留することになった。米軍の進駐は人々に大きな不安と驚きを与えたが、それにとどまらず地域社会に様々な問題を引き起こした。後にふれる売春問題など風紀問題はその最たるものであったが、進駐直後にまずおこったのが、基地労務者の供出問題であった。

朝霞勤労日割

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
1	47	47	47	47	47	38	38								312
2	47	47	47	47	47	39	39								319
3	39	39	39	39	39	32	32								260
4	17	17	17	17	17	14	14								113
5	44	44	42	28	22										135
6	17	17	37	37	37										241
7		21	21	21	21										146
8		12	14	38	36										123
9						43	44	44	44	44	44				377
10						7	7	7	7	7	7				74
11						15	15	15	15	15	14				123
12						20	20	20	20	20	20	20			242
13						18	18	18	18	18	18	18			213
14						24	24	23	23	23	23	23			175
15						27	27	26	26	26	26	26			195
16						17	17	17	17	17	17	17			129
17						38	42	38	37	37	37	37			274
計	207	206	274	270											3710

写真 6-2 市役所に保存されている「朝霞勤労日割」表

米軍の進駐が始まると、その翌日から大和町役場に対して労務者の提供が求められた。現在、和光市役所には「朝霞勤労日割」と題された九月二日から一〇月四日にかけての二週間分の割当表が保存されている（『和光市史』史料編三六九四ページ参照）。これをみると労務者の割当数は二週間で三七一〇人に及んだ。これは一戸につき一人を上回る割当であった。割当は最初の九月二日だけが二〇〇名で、それ以後は毎日二七〇名とされた。また、割当は一八行政区（白子一―五区、下新倉一―五区、新倉一―八区）を単位に、ほぼ白子、下新倉、新倉の地区順に振り分けられ、各行政区に対しては「毎日其ノ割当数ヲ確保シテ過不足ナク出勤セシメラレタキコト」とその割当の厳守が言い渡されていた。

このような労務供出は大和町だけでなく、基地周辺の町村に対しても同様に求められていた。基地に向かう様子や、基地での仕事は次のようなものであった。

朝霞地域の住民は各戸男子一人の勤労奉仕隊をつくり労務提供を割当てられました。これを「労務報国会」と呼びました。そして川越街道の野火止角や、

平林寺大門などに、人々が朝七時に集まると、アメリカのトラックが迎えに来ます。そのトラックにわれ先にとびのります。早く乗らないと仕事にあぶれてしまいます。

トラックは基地の入り口で止まり、身体検査をされ、基地に入ります。草刈り、部屋掃除、自動車洗いとさまざまな雑役をさせられます。「ヘーイ、ヘーイ」と仕事に追いまくられ、まるで奴隷のようにこきつかわれました。十二月には「朝霞進駐軍労務協力会」に改称し小佐見組がかかわってきました。

(金子真「朝霞の軍事基地の歴史」)

このような町役場を通した労務供出は昭和二十一年(一九四六)九月まで続けられた。この時になって浦和勤労朝霞分室が設置され、労務供出は同所の管理するところとなった。

復員・引き揚げ
戦争終結とともに復員が始まった。復員こそ出征兵士にとっては、事実上の戦後の出発点となるものであった。復員についてポツダム宣言は第九項で「日本軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各

自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ」と規定し、軍人は降伏後ただちに各家庭に復帰できることになっていた。このため、敗戦時に国内にいた軍人の復員は大きな支障はなく、昭和二十一年(一九四五)一〇月半ばには完了すると発表されたように、スムーズに進行した。ただ、外地にいた日本人はその数六〇〇万人を上回り(軍人・軍属と民間人の比率は約半々)、復員、引き揚げは当時の輸送能力からすると三、四年はかかるといわれた。しかし、昭和二十一年(一九四六)一月にはアメリカから船舶二〇〇隻の貸与を受けることになり、以後、復員、引き揚げは急速な進展をみた(昭和二十一年中に約八〇パーセントの復員、引き揚げが完了した)。

次に大和町の状況についてみてみよう。大和町でも終戦とともに出征軍人(軍属を含む)の帰郷が相次いだ。それでも一月の段階ではまだ帰郷していない軍人が二四〇名にのぼった(終戦の時点での出征軍人数については確定

した史料はないが三〇〇名弱であったと推定される)。復員軍人の推移は次のとおりであった。

昭和二十一年七月	二二一名 (陸軍一八三名、海軍三八名)
昭和二十二年一月	二四六名 (陸軍二〇六名、海軍四〇名)
同 年三月	二四七名 (陸軍二〇七名、海軍四〇名)
同 年五月	二五二名 (陸軍二一二名、海軍四〇名)
同 年七月	二五九名 (陸軍二一九名、海軍四〇名)

全国的な傾向と同様に、大和町でも昭和二十一年中に復員が相当進展したことを示している。未復員軍人はすでに述べたように昭和二〇年一月の時期で二四〇名であったが、昭和二十四年(一九四九)三月になると一七名まで減少した。次に遺族の状況についてみてみよう。大和町における遺族戸数は五三戸であった(昭和二〇年一月、埼玉県内政部長あて報告による)。これは一〇〇戸については三・三戸の割合であった。このうち「生計維持者ヲ失ヒタル遺族」は二四戸にのぼり、戦争が町民に与えた痛手の大きさを示していた。ちなみに被災者は二二六世帯、九六一人であった(この数字には戦災による疎開者も含むと推定されるが、大和町では陸軍予科士官学校や軍需工場が空襲の標的にされ、農村地区としては大きな被害を蒙^{こうむ}っていた)。

次に復員者の就職状況についてみてみよう(表6-1)。昭和二十年(一九四六)五月に復員者一九二名に対して調査が行なわれたが、これによると失業者はわずか一名でその多くは何らかの職業についていた。職業別の内訳は農業八四名、工業六一名、商業二名、運輸交通業五名、事務関係一二名、その他二七名であった。このうち、入営応召前の職に復帰した復職者は一四九名であったが、別の職に就いた転職者は四二名(二一パーセント)と高率になっていた。ただ、転職者のうち半数以上の二三名が農業に就いており、農村に再吸収されたことをうかがわせる。

表 6-1 復員者の就職状況（昭和21年5月）

		復職者	転職者	失職者	計
総 数		149	42	1	192
職 業 内 訳	業 業	61	23		84
	業 業	45	16		61
	商 業	2			2
	運 輸	5			5
	事 務 関 係	11	1		12
そ の 他	25	2		27	

〔「和光市史」史料編三 P633から作成〕

また、海外からの引揚者は昭和二年（一九四六）三月までで四三名、同年七月までで一〇五名であった。大和町では引揚者、復員者、戦災者のために中央工業㈱の社宅が解放されていた。

ところで、降伏にともないアメリカ、中国の支配下に入った地区では復員、引き揚げはスムーズに進んだが、ソ連の支配下におかれた満州、北朝鮮、樺太、千島からの復員、引き揚げは難航した。数十万の軍人、民間人がシベリアに送られ、強制労働に従事させられた。ソ連地区からの引き揚げは昭和二年（一九四六）二月から開始されたが、昭和二三、二四年の冬期には結氷を理由に引き揚げが中断されるなど容易に進展しなかった。そのうえ、昭和二五年（一九五〇）四月にはソ連は一方的に送還完了を発表した。これに対して、日本政府は留守家族、抑留者の通信、帰還者の報告等を調査し、昭和二七年（一九五二）二月には、未帰還者三四万名のうち生存者が七万名含まれていると反

論した。大和町でもこの間、留守家族、帰還軍人、引揚家族などを通じて調査が進められ、昭和二六年（一九五二）一月の段階で、大和町出身のソ連抑留者は七名いることが判明した。

町民大会

敗戦直後の時期から、アメリカ占領軍の国内進駐が始まったことはすでに述べたが、九月中旬には連合国軍総司令部（GHQ）が東京に設置された。これとともに占領政策が本格的な展開をみせ、戦後の日本社会は激しい変革の嵐にみまわれることになった。占領政策の狙いは、アメリカを中心とする新たな国際秩序のなかに日本を組み込もうとするものであったが、占領直後は日本の戦争体制の解体に主眼がおかれ、非軍事化、民主化



軍需物資の隠匿を報じる
「埼玉新聞」(昭和21年3月)

政策が推進された。昭和二〇年(一九四五)一〇月には特高警察官の罷免、政治犯の釈放、労働組合の結成奨励、婦人参政権の付与、学校教育の民主化などの占領指令が矢つぎ早に出された。

このような占領政策の進展にあわせて、大和町でも戦争体制をつき破る動きがあらわれた。そのきっかけとなったのが軍需物資の隠匿、生活物資の不正配給をめぐる問題であった。戦時中、軍は大量の軍需物資を生産あるいは買上げ、全国各地に保管していたが、敗戦と同時に政府はこれらの物資を放出することを決定した。朝霞町にあった朝霞被服廠（しょうが）でも占領軍の没収からのがれるため、敗戦直後の時期に衣料を中心に大量の軍需品が周辺の町村役場に引き

継がれた。ところが大和町役場では一部の役場吏員がこれらの物資の隠匿、横流しをはかり、このため昭和二十一年(一九四六)二月には町当局者四名が引責辞職する事態となった(このような隠匿、横流し事件は全国各地で頻発した)。

ところが事件そのものはあいまのまま、さらに味噌、醤油など生活物資の不正配給も明らかになったため、町民の間から町当局を批判する動きが高まった。そして三月一四日には町当局に批判的な町会議員一三名を中心に、不正解明を求める町民大会が白子小学校で開催された。町民大会では次のような決議をあげ、町当局に回答を迫った。

決議

大和町町民大会ハ全町民ノ意志ヲ代表シ町政ノ明朗化ト民

主化ノ実現ヲ期スル為メ左ノ決議ヲナス

一、軍放出物資ノ公正ナル処分ヲ要求ス

イ、右物資ノ軍ヨリ受入数量並ニ県当局アテノ報告数量ノ明確ナル公表

ロ、右物資ノ盗難紛失等ノ事実並ニ経過ノ明白ナル公表

ハ、右物資ノ町内配給数量及ビ内訳ノ正確ナル公表

二、生活必需品配給ニ関係スル一切ノ事実ノ公表ヲ要求ス

イ、飯米ノ受入並ニ各家庭配給ノ実数ヲ公表スル事

ロ、味噌、醤油ノ受入並ニ家庭配給ノ実数ヲ公表スルコト

ハ、砂糖、酒類ノ受入並ニ配給先及其数量ノ明白ヲ発表

ニ、右要配其人口ノ調査、根拠及ビ県当局ヘノ報告並ニ経過ノ公表

右決議ス

昭和二十一年三月十四日

大和町町民大会

この決議は、朝霞被服廠から引き継がれた軍需品の処分や生活必需品の配給にまつわる不正の究明を求めたものであるが、このような町政批判の動きは戦時下には絶えてないことであった。また大会の開催にあたっては政治的には社会党の有力者松永義雄と結びついたといわれ、戦後の国内政治の動向を敏感に反映したのもでもあった。このような町民大会をめぐる町民の行動は、戦争体制が地域社会のなから崩壊しはじめたことを示すとともに、戦後にむけた新たな社会形成の胎動を知らせるものであった。

復活メーデー
以上のような町民の動きとは別に、工場労働者にも新しい動向が生まれていた。占領直後の時期から占領軍は労働組合の結成を奨励し、昭和二〇年（一九四五）一二月には労働組合法も制定され、

全国で労働組合が組織されていたが、大和町でも例外ではなかった。そしてこのような労働組合の隆盛を背景に、昭和二一年（一九四六）五月一日には戦後復活第一回メーデーが空前の規模で全国各地で開催された。大和町の労働者も朝霞町の労働者と合同で、大和朝霞地区メーデー大会を開催した。メーデー大会では民主人民政府の樹立、保守反動勢力の一掃、食糧物資の人民管理、資本家の生産サボタージュ粉砕などのスローガンとともに、次のような大会決議を決定した。

大和朝霞地区メーデー大会決議

長年勤労大衆をふみにじった軍国主義的専制政治による压制と暴虐の鎖は断たれ、解放と新生の春は来た、尊い血で染められた歴史あるメーデーを抑圧し来たった弾圧の嵐も去った。

本日こゝに再建第一回の輝かしきメーデーを迎ふるに当り、吾等大和朝霞地区勤労大衆は一致結束して立ち、全国の勤労者と共に固き団結の力を示し熱烈果敢なる共同闘争の陣を張り、あらゆる反動勢力を一掃しごまかし政治を叩きつぶし、真に働く民衆の為の国家社会を建設するために今日一日を戦ひ抜くのだ。
我々を押しつぶさうとした軍閥は滅び我々を縛り上げた特高政治は解消した。

然し真に政治は民主化されたか、我々の為になる世の中になったか、断じて否、戦時中私腹を肥やした資本家や役人は依然として贅沢三昧な生活をなし、勤労大衆は職を求めて彷徨し餓え疲れのために今や餓死線上にある失業者が続出しつゝある。

然し今こそ立ち上ったのだ、がっしりと腕を組んで我々は今こそ眞民主々義の仮面をかぶって勤労者を胡麻

化さうとする資本家や地主、それらと手を握って私腹を肥やしてゐる悪徳役人を徹底的に叩きつぶし、平和な明るい日本を建設しなければならない。…(略)…

メーデー大会の開催は、大和町における労働運動の盛り上がりを示すものであったが、この中心を担ったのは中央工業㈱新倉工場の労働組合であった。中央工業㈱新倉工場は戦前の大和町で最大規模を誇った軍需工場であった。同工場は現在の本田技研工業㈱埼玉製作所和光工場とシーアイハイツにまたがる広大な敷地に建設され、戦前には機関銃、弾丸などを製造していた。新倉工場の労働組合が戦後労働運動史にその名をあらわすのは昭和二十一年(一九四六)一月で、この時に結成された総同盟埼玉県連合会に中央工業㈱従業員労働組合新倉支部として参加した。新倉支部はまた同年六月には全日本機器労働組合準備会埼玉支部の結成に参加した。この埼玉支部は昭和二十三年(一九四八)九月に解散するまで、県内左派系労働組合の拠点となったところで(『埼玉県労働運動史』)、新倉支部の左翼的性格を物語るものであった。新倉支部の組合員は昭和二十二年(一九四七)一月時点で四四四名であった。

決議

ところで大和朝霞地区メーデー大会では前述の決議とは別に、大和町当局に対して次のような決議を決定していた。

大和朝霞地区メーデー大会へ全勤労者ノ意志ヲ代表シ、大和町町政ノ改革並ニ配給物資ノ明朗化ノ実現ヲ期スル為左ノ決議ヲナス

一、大和町役場役員ノ責任ノ明確化

(イ)、配給ルート機関ノ各責任者ノ公表

(ロ)、寮生活者ノ特殊人口取扱ヒノ即時撤廃

(ハ)、選挙名簿脱落ノ責任者ノ明確化

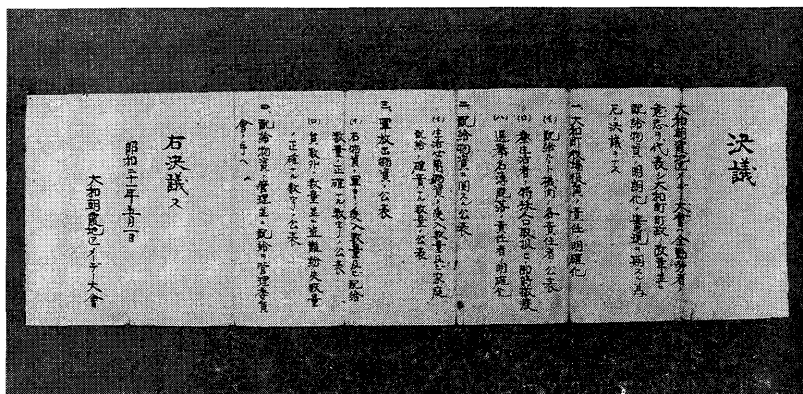


写真 6-3 メーデー決議文（昭和21年5月）

二、配給物資ニ関スル公表

(イ)、生活必需物資ノ受入数量及ビ家庭配給ノ確実ナル数量ノ公表

表

三、軍放出物資ノ公表

(イ)、右物資ノ軍ヨリノ受入数量及ビ配給数量ノ正確ナル数字ノ公表

公表

(ロ)、員数外ノ数量並ニ盗難紛失数量ノ正確ナル数字ノ公表

四、配給物資ノ管理並ニ配給ヲ管理委員会ノ手ヘ

右決議ス

昭和二十一年五月一日

大和朝霞地区メーデー大会

決議の内容は大和町の行政刷新、配給物資・軍放出物資の明朗化を求めたもので、前述の町民大会決議と共通する側面をもつものであった。ただ最後に「配給物資ノ管理並ニ配給ヲ管理委員会ノ手ヘ」とあるのは労働者を中心とした食糧管理を主張するもので、メーデー大会参加者の大和町役場に対する不信感を示すものであった。

労働運動を担った工場労働者が町政に無関心でなかったことはこの決議文からも明らかであるが、これに対する町当局の対応はどうであったら

うか。復活メーデーの翌年一月、労働者は改めて町民大会を開催して、次のような決議文を富沢(敬)町長に手交した。そこでは「我が大和町に於ても終戦以来若干の非民主的分子は追放せられ、民主的方向に進みつゝあるが、未だ完全になされず依然としてボスの存在に支配せられて居るのは町政の民主化を妨げ甚だ遺憾である」と町政を批判した上で、

一、町政の民主化のためあらゆる方策を即時確立せよ

一、役場機構の改革を民主的にせよ

など、町政と役場機構の民主化を求めた。

これに対する町長の回答は「内容漠として把握し難い、具体的明示あらば其の事項を検討の上御希望に沿ふべく努力する」というもので、その対応は形式的で内容に欠けるものであった。このような町長の対応はこの時期の労働組合と町当局の関係を象徴するもので、敗戦直後に盛り上がった労働運動も大和町の政治・行政に対しては十分な影響力を行使することができなかったことを示すものであった。

敗戦後の軍需

工場の動向

次に敗戦直後の工場の動向をみてみよう。昭和二年前後の大和町の工場数は一四、従業員数は一、二〇〇人余りであった。このうち従業員数二五人以上の工場の一覧を示したものが表6―2である。この時期の大和町の工業生産の概要を知ることができよう。大和町では昭和一〇年代、いくつかの軍需工場が建設された。そのうち中央工業(株)新倉工場、芝浦工作機械(株)新製作所、中外火工品(株)白子精機工場が大和町の三大軍需工場と呼ばれていたが、敗戦後もこれらの工場が大和町における工業生産の中心的地位を占めたことに変わりはない。ただ、これら軍需工場はいずれも民需中心の生産に転換することを余儀なくされていた。この時期、大和町で最大規模の工場を誇ったのは中央工業(株)新倉工場であった。この工場ではすでにふれたように、戦前には機関銃、弾丸などを製造していたが、敗戦後には機械、農機具製造に転じた。しかしその経営が順調でなかったことは、次の

表 6-2 昭和 22 年頃の工場一覧

(従業員25人以上)

工場名	従業員数	製造品
中央工業(株)新倉工場	491 ^人	自動くつ下編機, 吸上げポンプ
(株)逸見製作所白子工場	281	竹製計算尺
芝浦工作機械(株)工新製作所	274	井戸ポンプ, 精麦機, 押麦機
菱興金属工業(株)	—	鍍金
日本鑄物工業(株)	—	
中外火工品(株)白子精機工場	81	電気ハッパ機
東京部品工業(株)白子工場	49	自転車チェーン, 捻子
山本螺旋(株)白子工場	43	捻子
松本興業(株)	—	磨棒銅
昭和食品(株)	30	澱粉, 麵
(株)興和製作所	27	磨棒銅

注 一は不明

(『埼玉県工場名鑑』などより作成)

ような労働組合の批判から十分にうかがえる。

我が中央工業株式会社ノ資本家側ハ何等ノ建設的ナル企画ヲ持タズ、作業ヲ停滞セシメ生産サボタージュノ態度ヲトッテイル、剩エ之ニ依ル営業不振ノ責任ヲ従業員ニ転嫁シ平均五百数十円ト云フ世上水準ノ半額以下ノ低賃金ヲ以テ酷使シテ来タ、……更ニ過日ノ経営懇談会ナルモノニ於テ抜打的ニ企業合理化ヲ名トシ、我が新倉支部全従業員四百名中二百名ニ及ブ大量ノ人員整理ヲ言明シタ、シカモ老獪ニモ事実上不可能ナル配置転換ノ名ニカクレテ組合側ノ同意ヲ強要シタ、然モ企業合理化ノ為トハイイナガラ全ク企業ニ対スル熱意ヲ有セズ、唯鹹首ニ依ル経費ノ節約、企業ノ縮小、生産サボタージュヲ意図シテイル、此ノ事実ハ彼等ガ何等ノ生産計画ヲモタズヒタスラ配置転換ヲ急イデイル事ニ依ッテモ明瞭デアアル(中央工業(株)労働組合新倉支部「闘争宣言」)

中央工業(株)新倉工場が労働組合による生産管理に入ったのは昭和二年(一九四七)一月八日であった。争議のきっかけとなったのは会社側が大規模な配置転換案を提示したことで、これに対して組

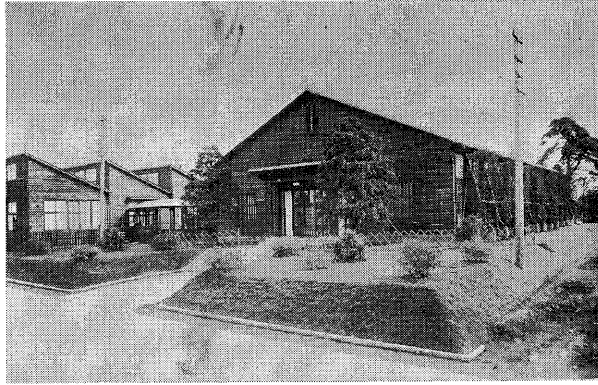


写真 6-4 中央工業協新倉工場

合側は配置転換案の撤回、賃金増額、退職金規定の改善などを要求して対立した。生産管理は昭和二〇年（一九四五）一〇月の読売新聞争議で初めて採用された争議方法で、その後埼玉県下ではライト自動車、加藤製鋼所、東洋時計などの争議で行使された。組合は当初、製品、資材を売却して資金を得ていたが、その後次第に資金、資材難に陥り、さらに同工場が連合国側の賠償指定工場であったことから、結局、操業停止に追い込まれることになった。生産管理が打ち切られたのは五月六日で、保安員一〇〇余名を残して組合員の過半数が退職、組合は解散することで争議は終了した。このように経営難に端を発した中央工業協新倉工場の労働争議は組合側の敗北をもって終結し、工場そのものも操業停止に追い込まれることになった。また同時に、中央工業協を中心として激しかった大和町の労働運動もこれをもって峠を越すことになった。

一方、芝浦工作機械協新製作所も敗戦後には彫盤、研磨盤のほか井戸ポンプ、農機具、石炭ストーブなど民需中心の生産に転換を図った。昭和二年（一九四六）一月には星野町長のもとに次のような案内状を送っていた。

拝啓、益々御清祥之段奉大賀候
陳者弊社儀平和産業の一翼として一意精進在罷候処以御蔭各方面の御支援の下に今般弊工新製作所に於て従来製作致居候電気自動型彫盤、特殊刃物研磨盤の外高級家庭用井戸ポンプ、精麦機、押麦機、石炭ストーブ

等の新製品完成仕り候に就而来る十一月十七日（日曜日）左記の通り同品等の御披露致度候間御繁忙中誠に
乍恐縮何卒来駕之栄を賜り度此段御願旁々御案内迄如斯御座候

昭和二十一年十一月十日

敬具

芝浦工機株式会社

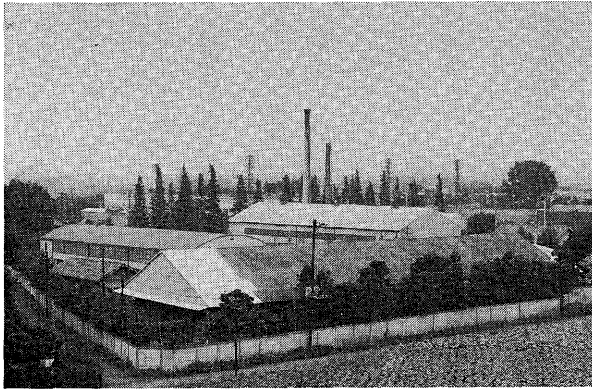


写真 6-5 ヘミン計算尺(株)白子工場

また戦前、航空機の部品や弾丸などを生産していた中外火工品(株)白子精機工場も、戦後には電気ハツパ機などの製造に乗り出した。ところがその後の推移を見ると、どちらの工場も経営は順調ではなかった。まず、芝浦工作機械(株)はその後の操業は長く続かず、日米金属(株)へと引き継がれた。日米金属(株)大和工場も昭和三〇年代初頭には閉鎖へと追い込まれた。また、中外火工品(株)も事業不振で昭和二三年には従業員数四〇名まで落ち込んだ。中外火工品(株)が白子精機(株)として再建されたのは昭和二五年であった。

戦前以来の工場で戦後も引き続き生産を続けたのは(株)逸見製作所白子工場であった。同工場では計算尺を製造していたが、計算尺は戦時下には兵器の一部として大きな需要があった。このため、敗戦後は他の軍需工場と同様に工場の統廃合などを余儀なくされた。しかし、その後生産技術の特殊性と合理化により経営危機の乗り切りに成功し、昭和二五年（一九五〇）

当時には「大和町にはいろいろの工場があるけれども、企業の縮小等もせずやっているのはこの工場だけだ」(『労働埼玉』昭和二年九月号)と評され、他の軍需工場とは対照的に経営の安定を確立した。(株)逸見製作所(この頃へンミ計算尺(株)と改称)はこの時期従業員数一五〇名前後をかかえ、大和中学校卒業生(女子)の重要な就職先となっていた。

昭和二十一年総選挙

占領軍による国内改革の推進によって戦争体制は急速に解体されたが、その一方で戦後に向けて新たな政治構造の形成が進展した。昭和二〇年(一九四五)一〇月から一二月にかけての時期には、翼賛体制のもとで解散していた政党が相次いで復活した。政友会、民政党の系譜をひく日本自由党、日本進歩党、あるいは労働組合、農民組合を基盤とする日本社会党等が新たに結成され、また日本共産党が合法活動を開始し、戦後の国内政治の主導権をめぐる角逐(かくそく)が始まった。このような中で政治改革のピッチを早めたのが公職追放であった。占領直後から東条元首相など戦争指導者の逮捕、拘禁が始まっていたが、占領軍は総選挙の実施を前に公職追放指令を出し、翼賛選挙推薦議員など戦時下に指導的地位にあった者を公職から排除することをはかった(昭和二十一年一月)。これにより現職国会議員のほとんどが総選挙に立候補できなくなり、顔ぶれが一新されることになった。

このような公職追放令の後、昭和二十一年(一九四六)四月一〇日、戦後第一回の衆議院議員選挙が実施された。これは帝国議会における最後の総選挙であり、新たに選出された議員には新憲法制定の役割が与えられていた。また、この総選挙は新たな選挙法のもとで実施された。まず選挙権が二〇歳以上の男女に与えられ、ここにはじめて男女平等の完全な普通選挙が実現された。被選挙権も男女の区別なく二五歳以上の男女に与えられた。また選挙方法も従来の中選挙区制、単記制が改められ、都道府県単位の大選挙区制、制限連記制が採用された。埼玉県の場合、定数一三名で投票用紙には三名まで候補者を記入することができた。

埼玉県では五六名が立候補し、そのうち女性是一名であった。政党別では自由党一五名、進歩党九名、社会党七名、共産党三名、諸派一三名、無所属九名で競争率は実に四・三倍に達した。国会議員経験者はわずかに三名で、ほかはすべて新人候補であった。投票の結果、当選者は自由党八名、進歩党二名、社会党二名、諸派一名で自由党が大勝した。

ただ大和町での投票結果は、埼玉県全体の結果とは相当様相を異にしていた。まず政党別得票率をみると(表6-3参照)、社会党が五六・一パーセントと過半数を獲得し、自由党、進歩党など保守政党を大きく上回った。また大和町での上位得票者(二〇〇票以上)は次のとおりであった(丸で囲った数字は全県での得票順位)。

表 6-3 昭和21年総選挙の政党別得票率
(単位 %)

		大 和 町	埼玉県全体
自 由 党	17.9	37.0	
進 歩 会	13.0	18.9	
社 会 産	56.1	17.2	
共 産 党	8.2	5.9	
諸 派	3.3	14.3	
無 所 属	1.5	6.7	
計	100.0	100.0	

- 1 松永義雄(社会) 一三四五 ③ 当
- 2 井堀繁雄(社会) 一一三四 ②③ 落
- 3 川島金次(社会) 一〇七一 ⑬ 当
- 4 高橋泰雄(自由) 三一〇 ⑤ 当
- 5 高田源八(進歩) 二四五 ②⑥ 落
- 6 松山義雄(進歩) 二三四 ②② 落
- 7 原 三郎(共産) 二二二 ⑬ 落

大和町では松永、井堀、川島の社会党候補者が一位から三位までを独占し、またいづれも得票数は一〇〇〇票をこえ、他の候補者を大きく引き離した。この選挙結果は、社会党が単に工場労働者だけでなく、前述の町民大会の開催などを通じて農村地域にもその支持を広めたことを示していた。この時期の大和町におけ

る労働運動の盛り上がりや、町政刷新の動向などがそのまま国政レベルの政治に反映する結果となったわけで、ここに大和町は社会党の優勢な地域として戦後を出発した。

次に投票率を見てみよう。この総選挙は女性が初めて投票権を行使した選挙であったが、投票率は男七五・九パーセント、女四七・二パーセント、平均六〇・〇パーセントで、女性投票率が男性投票率を大きく下回った。ちなみにこの時の埼玉県全体の投票率は男八二・一パーセント、女六二・五パーセント、平均七一・一パーセントであった。これと比較すると、大和町の投票率は全体として低調であったが、とくに女性の投票率の低いのが目立っていた。

昭和二二年総選挙

昭和二二年（一九四六）一月三日、新憲法が公布され、翌二二年五月三日の施行日から国会には国権の最高機関としての地位が与えられることが決定した。そして新憲法施行を前にした四月二五日、衆議院議員選挙があらためて実施された。この時の選挙方法は前回の大選挙区・制限連記制が改められ、戦前の中選挙区・単記制に逆もどりした。ただ、戦前の埼玉県は全体で三選挙区であったが、今回は四選挙区に分割された。大和町は第一区（定数四）に編入され、川越市や入間郡とは分離された（図6-1参照）。

立候補者は一四名（男二名、女二名）で競争率は三・五倍であった。主要な候補者の得票数は次のとおりであった（○印は当選者、カッコ内は大和町での得票数）。

候補者氏名（党派）

○川島 金次（社会前）三三、七九二（五九一）

○松永 義雄（社会前）三一、〇九七（五九五）

○田島 房邦（民主新）二八、一三九（一四一）

○田口助太郎（自由新）二七、一一〇（三三一）

候補者氏名（党派）

井出 喜三（自由新）二五、二三六（三二〇）

井堀 繁雄（社会新）一七、二九一（三一）

河端作兵衛（自由新）一六、六九四（四三）

山本 富嘉（社会新）一三、〇二三（二二〇）

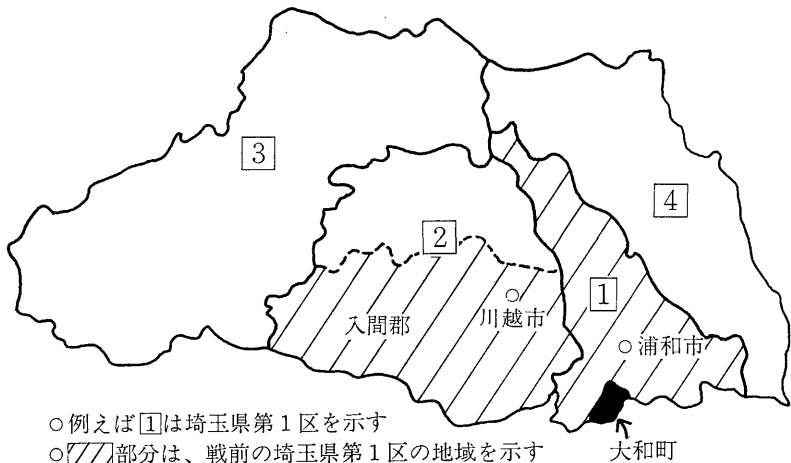


図 6-1 昭和22年改正の衆議院選挙区割

表 6-4 昭和22年総選挙の政党別得票率
 (単位 %)

	大和町	埼玉県第1区
社会党	61.2	45.5
自由党	25.4	34.1
民主党	9.6	17.0
共産党	3.8	3.3
計	100.0	100.0

日向 和夫(共産新) 六、九八一(二〇七)

当選者は社会党川島金次・松永義雄、民主党田島房邦、自由党田口助太郎であった。第一区は浦和、川口、大宮など商工業都市を中心に社会党が優勢な選挙区で、四五・五パーセントの得票率を占めた(表6-4参照)。

次に大和町での投票結果をみてみよう。政党別得票率をみると、社会党が六一・二パーセントを獲得し、依然町民の圧倒的的支持を集めた。保守政党では自由党が民主党を大きく上回った。ま

た個人別では松永義雄、川島金次がそれぞれ五九五票、五九一票と大量票を獲得した。この時期、農地改革が進行し、農民運動を背景にした社会党には一層有利な選挙戦となった。

2 占領下の改革

地方制度改革

昭和二十一年（一九四六）一月、日本国憲法が公布された。この時期、新憲法制定にあわせて政治、経済、文化等の各分野で様々な国内改革が推進されたが、地方制度もその対象の一つであった。新憲法には初めて次のような地方自治に関する条項が設けられ、地方自治が統治原理の一つとして保障されることになった。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

地方制度改革は新憲法制定と前後しながら推進され、地方自治法の制定として実現された。これにより明治以来の地方制度は抜本的な改革をうけることになった。地方自治法は憲法と同じ昭和二年（一九四七）五月三日から施行された。ただ、地方制度改革は早急な実現が期されたため、地方自治法に盛り込まれた内容の多くは、戦前の地方制度法（府県制、町村制など）の改正として、とりあえず旧憲法下の昭和二年（一九四六）一〇月から実施された。昭和二年四月の最初の統一地方選はこの改正に基いて実施されたものであった。

地方制度改革の基本的内容は、中央政府による後見的監督を弱め、都道府県、市町村の自治を強化し、住民の権利を伸張しようとするものであった。そのなかでも最も重視されたのが首長公選で、首長公選は憲法九三条にも明確に規定された。首長公選の狙いは戦前の都道府県、市町村がもつ国家的性格を払拭ふつしよくしようとするものであった。とりわけ都道府県は知事が政府によって任命されるなど、自治団体というよりは中央政府の行政機構の一部としての性格を強くもっていた。また基本的に自治団体として認められた市町村も、行財政能力に欠けていたため都道府県の強い監督下におかれ、さらに都道府県を通じて中央政府に従属していた。首長公選をはじめとする地方制度改革は、このような国——都道府県——市町村と広がる明治以来の伝統的な官僚統制の連鎖を断ち切り、都道府県、市町村の自治を強化しようとするものであった。

地方自治の強化

次に地方制度改革の具体的内容をいくつかみていこう。まず、地方自治法制定に先立つ昭和二年（一九四六）の地方制度改革の概要を事項別に整理すると次のようになる。

- すでにふれたように町長選に直接公選制が採用されたことである。それまで、町長は町会によって選出され、県知事の認可を受けなければならなかった（なお、町会が町議会と呼ばれるのは地方自治法制定以後である）。
- 助役は町長が町会の同意を得て選任し、また、一方的に解任できるようになった。従来、助役は町長が任免

し、知事の認可を受けなければならなかった。

○ 町会に正副議長をおき、議員の中から選任することになった。それまで議長には町長が就き、副議長はおかなかつた。

○ 住民の意志を十分に反映させるため議員定数が増加され、大和町クラス（人口五〇〇〇以上一万余）では二人に引き上げられた。従来議員定数は一八人であった。

○ 議会の活性化をはかるため、町会は定例会と臨時会に区分し、定例会は年六回以上開催しなければならないとされた。従来、町会は会議の種類を区分せず、必要に応じて招集されていた（なお現在は定例会は年四回以内に制限されている）。

○ 名誉職の制度が廃止され、議員にも報酬が支給されるようになった。それまで、議員は名誉職とされ、費用弁償のみ支給されていた。

○ 役場吏員の給料等は条例で制定することになった。従来、規則で定めるとされ、その改廃には知事の許可が必要であった。

○ 選挙干渉を避けるため、選挙管理委員会（委員定数四名）が設置されることになった。それまで、選挙事務は町長が管理執行していた。

○ 選挙権が二〇歳以上の男女で六か月以上居住する者に、被選挙権が二五歳以上の男女に認められた。それまで、選挙権、被選挙権はいずれも二五歳以上の男子で二年以上居住している者に限られ、女子や公私の扶助、救助を受けている者には認められなかった。

○ 住民に対して、新たに条例の制定を請求する権利、町長、議員の解職を請求する権利、議会の解散を請求する

権利、監査を請求する権利が認められた。

また、昭和二年の地方自治法の制定にあつては、次のような改革が加えられた。

○ 内務大臣、知事の一般的監督権が廃止された。従来、町行政については第一次的に知事が、第二次的に内務大臣が一般的監督権を有し、それぞれ監督上必要な命令を出していた。

○ 条例の制定にあたり、知事の許可制が廃止された。ただ起債については現在でも許可制がとられている。

○ 新たに、町議会に常任委員会をおくことができるようになった。

○ 新たに議会に対する請願の方法が規定された。

このような中央レベルでの法改正の展開に合わせて、大和町でも昭和二一年から二二年にかけて、これに見合う改革が実施された。まず議会では議長、副議長が議員のなかから選ばれることになり、昭和二一年一月の町会で初代議長に桜井和美、副議長に山田富之助が選出された。また、一〇月の町会では四名の選挙管理委員がはじめて選出され、翌年四月の衆参両院選挙、統一地方選の実施にあたることになった。町長選についてはこの時の統一地方選で実施されることになってしたが、対立候補がなく現職の星野豊麻町長が無投票で再選された。

以上のような昭和二一年から二二年にかけての改革により地方自治は大きな進展をとげた。ただ、このような画期的な制度改革でありながらも、都道府県や一部の大都市を別にすると、大和町のような人口一万程度の町では制度改革に見合う内実には依然欠けていたのも事実であった。その大きな理由は日本経済がどん底状態にあるなか、行政そのものの規模が相変わず貧弱なうえ、制度の中身をなす地方行政、財政両面にわたる権限が、依然中央政府に偏在していたからであった。このため地方自治の拡大には、高度経済成長にともなう地域行政の展開を待たなければならぬ側面が少なくなかった。

警察制度の改革

地方制度とともに、警察制度にも大きな改革が加えられた。戦前の警察制度では、警察行政は中央レベルでは内務省警保局、地方レベルでは警視庁（東京）、道府県警察部により所轄されていた。そして、中央と地方の間には、内務大臣——警保局長・警視總監——道府県警察部長という指揮系統が確立され、内務大臣の命令のもと、全国の隅々まで警察取り締まりが実施できるようになっていた。

このような戦前の警察制度の特質は、第一には警察と政治が未分離なまま一体となっていたことであった。すなわち、警察行政は他の地方行政と同様に内務大臣に掌握され、このため警察が政府の直接支配下におかれ、政治的中立性に著しく欠けるものとなっていた。第二には、警察制度が中央——地方一体となった一元的構成をとっていることであった。これはアメリカのように連邦警察、州警察、市町村警察が多元的に併存するシステムとは著しい対照をなすもので、きわめて中央集権的な性格をもつものであった。戦前の警察活動の特色をなす政治活動・思想犯の取り締まり、あるいは時の政府に有利な選挙干渉などは、このような警察制度のもとで展開されたものであった。

このような警察制度は、敗戦と占領政策により大きな転換を迎えた。まず、昭和二〇年（一九四五）一〇月には、政治的、公民的、宗教的自由の制限撤廃に関する指令が出され、特高警察が廃止されるとともに、内務大臣はじめ、特高警察官がごとごとく罷免された（埼玉県では警察部長、特高課長、警部二名、警部補一四名、巡查部長三五名、巡查二五名の合計七八名が罷免された）。また同時に、治安維持法や治安警察法など治安諸法令も廃止され、政治的、思想的自由が大幅に保障されることになった。

さらに、昭和二二年（一九四七）九月には占領軍よりマッカーサー書簡が提示され、警察制度そのものが根本的に改革されることとなった。改革案の骨子は自治体警察（自治警）の創設と公安委員会の設置で、警察制度の地方分権化と政治的中立性の確保を狙いとするものであった。まず、自治警は「市及び人口五千以上の市街的町村」に創設さ

れ、ここに明治以来の警察制度史上初めて、市町村に独立した警察が設置されることになった。また自治警とは別に国家地方警察（国警）が併置され、自治警を設置しない小町村を管轄することになった。さらに自治警は公安委員会が管理することになり、公安委員会の委員は市町村長が議会の同意を得て任命することになった。警察法は昭和二年（一九四七）一月一七日に公布され、翌年三月から施行された。

当時、人口一万を越えていた大和町にも自治警が設置されることになった。埼玉県全体では発足時に五市四二町に自治警が設けられた。自治警が設置されない農村、山村地域は国警埼玉県本部の所轄となった。朝霞地区については、大和町をはじめ朝霞、大和田、志紀の各町に町警察が設置され、片山村だけが国警埼玉県浦和地区警察署の管轄となった。

大和町警察の発足

次に大和町の動向を見てみよう。大和町では昭和二三年（一九四八）一月の町議会でも自治体警察設置が確認され、以後準備が進められた。二月初めには公安委員、警察署長の人選、警察庁舎の確保など大枠の準備が整った。そして、三月六日には町議会でも「大和町警察設置条例」、「大和町警察職員任免条例」が制定され、翌七日から大和町警察が発足した。

公安委員には柴崎好三、野浦文三、桜井栄太郎の三名が町議会で選任された（その後の異動は表6-15参照）。柴崎が白子、野浦が下新倉、桜井が新倉出身というように、各大字から一名ずつ選任されるように配慮されていた。公安委員会の最も重要な任務は警察長（署長を兼任）の任命であった。警察長には旧浦和警察署勤務の忍広警部補が任命された。警察職員は署長のほかは巡查部長二人、巡查一〇人で総勢一三名であった。警察官は旧朝霞、浦和、川口、所沢警察署など県内から広く集められた。警察署の庁舎には白子にあった旧警部派出所の建物が充てられた。また警察署のもとに駐在所三、検問所一が置かれたが、いずれも旧朝霞警察署の建物を引き継いだものであった。



写真 6-6 大和町警察署庁舎として使用された建物（昭和38年頃撮影されたもので、この当時は大和巡査部長派出所として利用されていた）

表 6-5 大和町公安委員会委員

氏 名	職 業（出身大字）	在 任 期 間
柴 崎 好 三	荒物雑貨商（白 子）	昭和23年2月23日～26年9月30日
野 浦 文 三	味噌製造業（下新倉）	” ～24年3月5日
桜 井 栄太郎	農 業（新 倉）	” ～25年3月6日
田 中 平 治	漬物製造業（下新倉）	24年4月7日～26年9月30日
桜 井 要 文	農 業（新 倉）	25年5月27日～ ”

大和町警察は昭和二六年（一九五二）九月まで活動を続けたが、この間に起こった刑事事件を年ごとに集計したものが表6―6である。市町村を単位とした事件数が明らかにするのは、明治以来の警察の歴史のなかでこの時期だけで、その点で貴重な統計である。公安事件との関わりはなかったという。また表6―7は大和町警察署管内の犯罪率、検挙率などを埼玉県下六五警察署と比較したものである。まず犯罪率を見ると、県下警察署のなかで毎年一〇位以内に入り、上位

表 6-6 自治警時代の犯罪件数

	総数		殺人		強盗		暴行 脅迫		傷害 恐喝		窃盗		詐欺		横領		その他 刑法犯	
	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数	発生 件数	検挙 件数
昭和23	357	91	0	0	6	3	6	4	314	58	15	10	3	3	13	13		
24	320	112	1	1	4	2	10	9	280	78	12	10	1	1	12	11		
25	352	163	0	0	2	1	34	32	242	66	33	29	20	18	21	17		
26	192	114	0	0	2	1	35	35	123	46	18	17	3	5	11	10		

昭和23年は2月以降，昭和26年は9月までの件数（『埼玉県統計年鑑』各年版より作成）

表 6-7 犯罪の発生，検挙の状況

	犯 罪 率 (人口1000人当たり の 発 生 件 数)	検 挙 率 (発生件数に対する) 検 挙 件 数 の 比	負 担 率 (警察官1人当たり の 発 生 件 数)
昭 和 2 4	30.8% ⑤	35.0% ⑥	24.6% ⑩
2 5	34.5 ②	46.3 ⑤⑤	27.2 ④
2 6	18.8 ⑧	59.3 ④⑨	14.8 ⑨

丸で囲んだ数字は埼玉県下65警察署（国警地区警察署18，自治体警察署47）中の順位
（『埼玉県統計年鑑』各年版より作成）

に属した。この時期の大和町が人口の割には、犯罪の多い町であったことがわかる。これは大和町が東京と隣接し、さらに米軍基地をかかえていたことが大きく影響していたと思われる。

これに対して検挙率は、県下警察署のなかで下位に属した。大和町警察の活動状況はかんばんしいものではなかった。これには、警察官の定員が一三名と少なかったことが関係していたと思われる。警察官一人当りの犯罪発生件数（負担率）は、県下で上位に属した。朝霞町警察と比較すると負担の割合は一・五倍となっていた。このように大和町は警察官の定員に比して犯罪が多く、警察官にとって負担の大きな町であった。また大和町警察の場合、一般の犯罪の取り締まりのほかに、後に述べる売春の取り締まりも加わり、警察官にとっては一層負担が大きくなっていった。

表 6-8 自治体警察に関する経費

	公安委員会 千円	警察費 千円	営繕費 千円	計 千円
昭和23年		1,615	28	1,643
24	24	1,888	52	1,964
25	56	2,692	48	2,796
26	45	1,454		1,499

これに対して職員給与は東京都や朝霞町と比較すると低く、署長はじめ職員には不満が強かったという。これが後に大和町が自治警廃止に賛成した一つの理由となった（柴崎元公安委員の回想）。

また大和町警察に関わる経費は表6-8となる。昭和二六年を除き、いずれの年も教育費より多い支出となっている。当時、町役場職員が四一名であったことからすると、警察官一三名をかかえることは、町にとって大きな財政的負担であったといえよう。

「基地の町」と ところで、大和町警察の活動のうち、最も特色あるものといえば、売春取り締まりの取り締まりであろう。大和町は朝霞町とともに米軍基地の町として、

売春婦（当時はパンパンと呼ばれていた）にとっては格好の「ショ場」となった。とくに売春婦が大和町に大量に出没するようになるのは、朝鮮戦争の勃発を契機としてであった。昭和二五年（一九五〇）六月、朝鮮戦争が勃発すると朝霞キャンプは第一騎兵師団が出動するなど、米軍の重要な後方基地となった。これにともない大和町や朝霞町は、朝鮮戦争の帰休兵の町になった。この帰休兵士を目当てに売春婦が群がった。朝霞キャンプ周辺には有楽町、池袋などの盛り場から東上線を下って売春婦が集まり、その数は二〇〇〇人にのぼると言われた。このようにして大和町の風紀は著しく低下した。

売春取り締まりにまず乗り出したのはアメリカ占領軍側であった。売春婦との交渉による性病の蔓延、風紀の乱れは、占領軍の恐れるところであった。占領軍の命令でまず朝霞町で「売いん等取締条例」が制定された（九月八日）。ところが、朝霞町の取り締まりに追われた売春婦が大和町に流れ込んで来たため、九月一四日、大和町でも同様の

「売いん等取締条例」が制定されることになった（翌日施行）。売春の取り締りには町を挙げての協力が求められた。一九日の条例説明会には町議会議員、部落自治会長、公安委員、司法保護委員、小中学校長、PTA会長、消防団長、社会教育委員など町の有力者六〇名余りが参集した。条例説明会を『埼玉タイムス』（昭和二五・九・二四）は次のように報じた。

朝霞町が全国のトップを切って闇の女追放に断乎売いん条例を施行、注目的になったが、更に隣接の大和町でも朝霞の取締りに追はれて闇の女達が相当多く入り込んで来たので、十四日町会を開き同様取締条例を決議、十五日告示と同時に施行したが、十九日同町役場で関係者を招いて取締り、指導等につき説明を行った。右につき忍大和署長は「この地方でも闇の女が相当多く、朝霞町同様取締りを断行して悪質な性病を一掃、青少年不良化防止と共に併行、町を明朗にすることになったのですが、結局は警察の取締りだけなく、全町民各位の心からなる協力によらねばこの趣旨の徹底は期し難いので、何分の協力を望みます。」

この説明会には、朝霞キャンプの憲兵少佐も出席していた。また、九月二一日の町民向け条例説明会には、売春婦に部屋を提供している貸室業者が四名も集まった。当時、売春婦に部屋を貸していたのは特殊な業者ばかりではなかった。一般町民の中にも自宅の一部を貸す者が少なくなく、町民にとっては貴重な現金収入の道となっていた。このように当時の大和町は、町全体がいつの間にか米軍基地に寄生する「基地の町」になっていたのであった。

条例は売春の勧誘、あっせん、場所提供者だけでなく、売春当事者も処罰の対象とし（懲役三年以下）、後の売春防止法に比較すると厳罰主義がとられていた。「夜の女」の取り締まりを『埼玉タイムス』（昭和二五・一〇・一）は次のように報じた。

朝霞、大和両町署では両町附近を根城に風紀を乱す「夜の女」の全面的な検挙に乗り出すことになり、九月

二五日夜突如全署員を動員して一大狩込陣を張った。この狩込みで網にかゝった「夜の女」は朝霞町で六〇名、大和町で三八名合計九八名で、悪質な者以外はほとんど説諭処分で済んだ。最近夜の女達にとって最良のショ場とされていた両町には、有楽町、池袋などから続々闇に咲く花が集まり風紀を乱すので遂に条例までつくって断乎取締まることになったもので、この狩込みは両署が協力して連続的に行うことになっている。

しかし、売春の根絶は容易ではなく、「夜の女」の出没、警察による取り締まりというイタチごっこは、朝鮮戦争が休戦会談に入る翌年まで続いたという。

国警への編入

自治警の発足は地方分権化という点で日本の警察制度史上画期的な出来事であったが、それだけに国側の抵抗も小さくなかった。政府（吉田内閣）内部から国家警察の強化を望む声が強まったのは昭和二六年（一九五一）初頭であった。前年には朝鮮戦争が勃発し、警察予備隊（後の自衛隊）が創設されるなど占領政策の修正がもはや明確なものになっていた。警察力強化の要求はすでに以前から出されていたが、この時期になると占領軍も容認するようになり、昭和二六年（一九五一）六月、警察法が改正されることになった（施行は一〇月一日）。改正法の内容は「人口五〇〇〇以上の市街的町村」であっても、住民投票で過半数の賛成があれば、自治警を廃止できるように改めたものであった。これは国警と自治警の二本立制度は維持しながらも町村警察はできるだけ整理し、国警の警察力を強化しようというものであった。住民投票という煩雑な手続きが執られたのは、町村当局の一存で安易に自治警が廃止されないように歯止めをかけたもので、占領軍の意向を反映したものであった。

警察法が改正されると、大和町では七月二日、町議会総務委員会が開催され、公安委員を交え大和町警察の存廃が論議された。ここでは自治警の利害得失について次のような点が出された。

- (1) 財政的な困難を伴ふことを最大難点とする。
 - (2) 人事の交流が出来ないため、警察力の強化に困難を感じる。
 - (3) 科学的捜査の困難、及び人情的な感情等のために十分な警察力の發揮の出来ない場合もある。
 - (4) 事件の内容に於ては、温情的解決をつけ得られる便宜もある。
 - (5) 手続、諸届等の面に於ても手近かで間に合う便宜もある。
- ただ、この日には次のような結論を出すにとどまった。

其の利害得失を考へれば、五分々々である様であるが、早急に決定しなければならない問題でもないので、よく附近町村の動向を注視して慎重に決定につき考慮しなければならない。そして附近町村とも協議して其の態度を決定すべきである。

七月一〇日、町長、議員のほか部落自治会長（一三名）も集まり、あらためて大和町警察の存廢が協議された。その存廢をめぐるは七月二日から一〇日までの間に大きな事態の推移があったようで、協議に入ったところ種々意見は出されたものの全員一致で大和町警察廢止を住民投票に付することが決定された。

ところで改正警察法の規定では、この後に住民投票を実施することが義務づけられていた。ところが大和町当局は、実際にはこのような住民投票を実施しないまま大和町警察を廢止してしまつた（公安委員であつた柴崎好三氏の証言による）。『埼玉県警察史』（第二卷六四二ページ）には投票結果として「投票数二一九、廢止賛成八六七、廢止反対二二二、無効三〇」という具体的な数字まで記載されているが、柴崎氏によるとこれは大和町当局が勝手に公表したものであろうという。またこのような例は大和町だけでなくほかの町でもみられたことだともいう。それではなぜこのような脱法行為が平然と行なわれたのだろうか。まず考えられることは、改正警察法が立案されたのは昭和二六

年初頭であったが、この直後の五月、講和条約調印を前に占領軍が日本政府に対して大幅な行政上の自主権を付与したことであった。これによって、それまで住民投票の実施を主張していた占領軍の権限が大きく弱まり、反対に町村警察廃止の是非を問う投票に反対していた日本政府の権限が大幅に回復されることになった。このような政治情勢の変化が住民投票の実施をルーズにした大きな要因であったと思われる。

いづれにせよ前述のような経緯のもとで大和町警察は廃止となった。九月二九日には閉庁式が催され、建物、物品のすべてが国警に無償譲渡されることになった。そして、一〇月一日、新たに国警埼玉県本部朝霞地区警察署が設置され、大和町はこの管轄下に入った。この時、大和町警察だけでなく、朝霞町、大和田町など県下の町村警察はすべて廃止され、国警に編入された。この後、昭和二九年（一九五四）にはそれまでの警察法を全面改正した新警察法が制定された。これによって浦和、大宮など残された八都市の自治警もすべて廃止となり、新たに埼玉県警察本部が設置された。

警防団の改組

敗戦とそれに引き続く占領政策の展開は、一般住民による消防・防空組織であった警防団にも大きな転換をもたらした。警防団は昭和一四年（一九三九）四月、警防団令の制定にもない発足したもので、それまでの消防組が改組されたものであった。警防団にはそれまでの消防のほかに、新たに防空の任務が課せられ、否応なく戦時体制の一翼を担わされることになった。このような経緯をたどって生まれた警防団は、敗戦とともにまず防空組織としての側面から改革に着手された。昭和二年（一九四六）一月、警防団令が改正され、警防団の任務から防空が削除され、水火災の警防を主たる任務とすることが明らかにされた。

大和町でもこれをうけて警防団が改組された（昭和二年八月）。この時期の警防団（大和警防団と呼称された）の分団とその設置区域は、表6—9のとおりであった。

大和町に三分団を置く体制は戦前以来のものであったが、この時の改革では三分団体制はそのままに、各分団が消防部と警備部の二部制によって組織されることになった。この時の組織定員は第6—10のとおりであった。

またこの時の警防団の施設、資材は表6—11のとおりで、自動車ポンプ一台、腕用ポンプ二台を主たる装備とするものであった。

消防制度の改革

ところで明治以来の日本の消防制度の特色は、設置費用については市町

村の負担とされながらも、その運用については警察行政の一環として、国や府県の強い統制下におかれていたことであった。警防団についてみると、団長、副団長は府県の知事によって任命され、団員は警察署長によって任命された。また警防団の活動は、警察署長の指揮監督下におかれた。このように戦前の消防制度は、警察制度同様にかわめて中央集権的な性格をもつものであった。

表 6-9 大和警防団の分団と設置区域

分 団 名	分団区域	戸 数	人 口
第1分団	大字白子	570	2,792
第2分団	大字下新倉	412	2,239
第3分団	大字新倉	786	3,779
計		1,768	8,810

ただし、戸数、人口は戦前のものと推定される

表 6-10 警防団分団(部)別定員表

分 団 名	分団長	消 防 部				警 備 部			
		部長	班長	警防員	計	部長	班長	警防員	計
第 1 分 団	1 ^人	1 ^人	4 ^人	55 ^人	61 ^人	1 ^人	4 ^人	27 ^人	32 ^人
第 2 分 団	1	1	4	55	61	1	4	27	32
第 3 分 団	1	1	5	91	98	1	4	45	50
計	3	3	13	201	220	3	12	99	114

このほか本部に団長1、副団長1、本部長1、警防員5、計8名がおかれた。また、「本部ニハ自動車班ヲ直屬シ、第三分団ヨリ人員ヲ編成スルモノトス」とされた

表 6-11 警 防 団 の 施 設、資 材

分 団 名	自動 車 ボ ン	腕 ポ ン	用 ボ ン	予備車	警 鐘	貯水池
第 1 分 団	0	1	1	1	3	5
第 2 分 団	0	1	1	1	3	5
第 3 分 団	1	0	0	4	4	8
計	1	2	6	6	10	18

このような消防制度は、警察制度とともに占領軍によって改革の対象とされた。まず昭和二年（一九四七）四月には、消防団令が公布され、これによって消防団の名称は消防団に改められた。また人事面でも大幅に自治の強化がはかられた。まず、消防団には消防委員会（町長、町議などにより構成）が設置され、団員は消防委員会によって選出され、町長が任命するとされた。さらに消防団長、副団長は団員の互選によるとされた。ただこの時の消防団令では、消防団の活動を依然警察署長の指揮監督下におくとするなど、警察と消防の分離という面では不十分なものであった。消防団令が出されると、大和町でも消防団設置条例を制定し、これに対応した（昭和二年七月）。

このような消防と警察の関係は、その後の消防組織法の制定によって根本的に改められた。消防組織法は警察と同じ昭和二年（一九四八）三月七日から施行された。これによって市町村の消防は警察から分離され、市町村長の所轄となった。ここに消防団は警察署から完全に分離することになった。

このように消防制度は警察制度から分離され、地方分権化が推進されたが、大和町の消防団の規模そのものについては大きな変化はなかった。昭和二年（一九四八）七月に制定された大和町消防団設置条例では、消防団員の定数は三〇〇人として、その内訳を次のように定めていた。

団長一人、副団長一人、分団長三人、部長七人（本部長一人を含む）、班長二五人、その他の団員二六三人

ただ三〇〇名の消防員が常時活動していたわけではなかった。昭和二年（一九五一）一〇月の消防団の役員会で「大和町消防団員数変更に関する件」に対し、団長より現在定数三百名なるも、団員の非常時等の出勤結果を見るに

約二百名程度なるを以て、現在員の実際出勤出来る人員まで整理して、約二百名程度になしては如何」と提議がなされた。その結果、団員定数は第一分団六三名、第二分団六三名、第三分団九〇名、自動車班七名、正副団長三名、計二二六名に改正された。また昭和三年になると、団員定数は一一〇名に半減された。

また分団数は当初、三分団で発足したが、その後昭和三〇年に第四分団、三年に第五分団、三七年に第六分団が新設され今日に及んでいる。一方、消防団の施設はその後年々拡充され、消防車を例にとると今日ではタンク車一台、ポンプ車五台を保有するにいたっている。

大和町の消防組織はその後、常備消防機構が整備されることで飛躍的な充実をとげた。昭和四〇年（一九六五）四月、消防本部が設置され、翌年三月には政令によって「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村」に指定

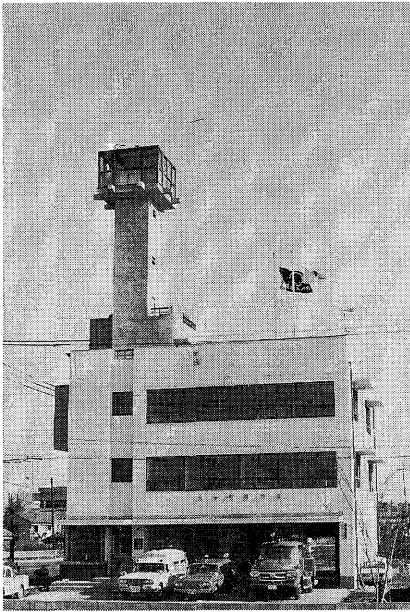


写真 6-7 消防署庁舎

され、専任の消防長（消防署長兼任）がおかれた。また昭和四二年一二月には消防庁舎が完成し、消防本部、消防署、消防団本部が移転、職員三〇名をもって本格的な消防業務に入った（昭和五五年には職員定数は六一名となった）。

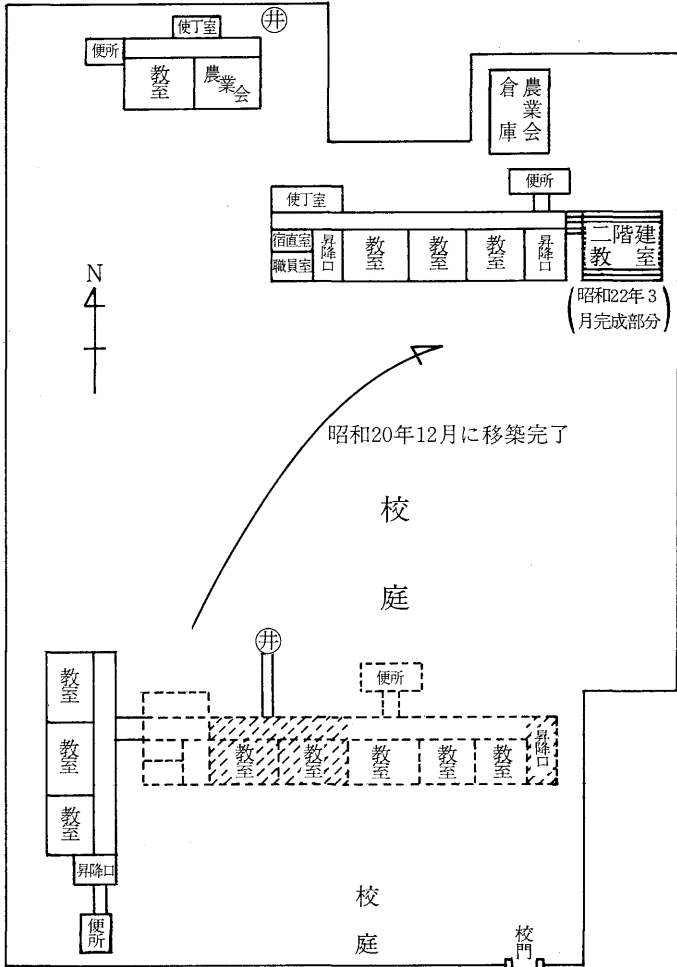
3 国民学校の復旧と大和中学校の建設

新倉国民学校 校の復旧

戦時中、空襲により被災した国民学校は全国で一三九六校に及び、その再建は市町村の大きな課題となった。大和町でも新倉国民学校が被災し、その復旧に大きな努力が払われた。新倉国民学校が空襲を受けたのは昭和二〇年（一九四五）四月二日払暁で、当時校庭南側に建っていた木造平屋建校舎のうち、二教室と昇降口の二か所が爆破された。この時の空襲は焼夷弾ではなく爆弾によるものであったため、校舎の一部が破壊されるにとどまり、全面焼失はまぬがれた（図6-2参照）。ところで新倉国民学校の被災は、陸軍予科士官学校や軍需工場の存在と無関係ではなかった。当時町民の間では、照明弾によって新倉国民学校の窓ガラスがキラキラ輝き、その様子が軍需工場と間違われて爆撃を受けたという話が広まっていた（ちなみに埼玉県下で空襲をうけた学校はわずか七校であった）。

新倉国民学校の復旧は、大和町当局や住民の手でいち早く実行に移された。復旧工事は早くも戦時下の五月に始まり、敗戦をはさんで一二月にかけて行なわれた。工事には町民自らが出役人夫として加わり、また、土砂、木材の運搬に牛馬車を提供し、児童もこの作業を手伝った。工事は破壊された箇所（箇所の修理にとどまらず、爆撃をまぬがれた三教室、職員室などを北側に移築する形でおこなわれた）。

これは当時校舎が校庭を二分する形で建っていたため、これを機会にこのような欠陥を解消しようとするものであった。（図のうち点線で書かれている校舎の南側にあるのが明治三六年以来の最も古い校庭で、その北側に広がる校庭は昭和一五年に拡張してできたものであった。）



- 点線の図は移転前の校舎（昭和20年3月当時）
- 点斜線は昭和20年4月の空襲により破壊された箇所

図 6-2 空襲後の校舎の配置図（昭和22年3月当時）

表 6-12 敗戦前後の学級数、児童数

			初 等 科						高 等 科			計	
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年		小計
白子国民学校	昭和 19	学級数	294	289	289	294	266	2114	2546	148	158	2106	14652
	20	学級数	290	2124	2109	2103	3123	293	2642	169	149	2118	15760
	21	学級数	295	2104	2114	2115	2104	2108	2640	157	260	3117	15757
新倉国民学校	昭和 19	学級数	159	153	160	148	159	147	6326	140	127	267	8393
	20	学級数	153	181	178	182	161	284	7439	144	131	275	9514
	21	学級数	177	151	278	179	274	160	8419	274	144	3118	11537

敗戦直後の
国民学校

このように大和町ではいち早く復旧工事を終えたもので、敗戦後の物資窮乏とインフレの進行のなかで、国民学校を維持することは容易なことではなかった。町の財源は確固としたものではなく、また国や県からの補助金も十分なものではなかった。このため国民学校の維持費は、いきおい町民からの寄附金にたよることになった。今日保存されている役場文書綴には、昭和二年（一九四六）六月頃に町民から国民学校用費という名目で一万六〇〇〇円あまりの寄附金が募集されたことを示す書類が残されている（『和光市史』史料編三 六三八、六三九ページ）。この文書を見ると、この寄附金が机、椅子を購入する資金にあてられたほか、飢餓突破資金と名づけられて白子、新倉両国民学校、大和青年学校の教職員に分配されたことがわかる。明治、大正期と小学校教職員の給与は役場吏員同様、市町村が負担してきたが、昭和一五年の義務教育費国庫負担法で教職員給与は都道府県の責任（半額は国負担）とすることで最終的な決着がはかられていた。しかし、この役場文書は敗戦後の混乱のなかで法制度とは別に、町民が教職員の給与を補助していたことを示している。

敗戦直後の時期、国民学校の運営をより困難なものにしたのが児童の増加であった。表6-12は昭和一九年から二一年度にかけての白子、新倉両国民学校の学年別の学級数、児童数を示しているが、両校とも昭和二〇年度から二一年度にかけての児童の増加が著しい。この多くは疎開児童の転入によるものであったが、新倉国民学校では空襲によって二教室が損失したこともあり、このため校舎の増築が緊急の課題となった。

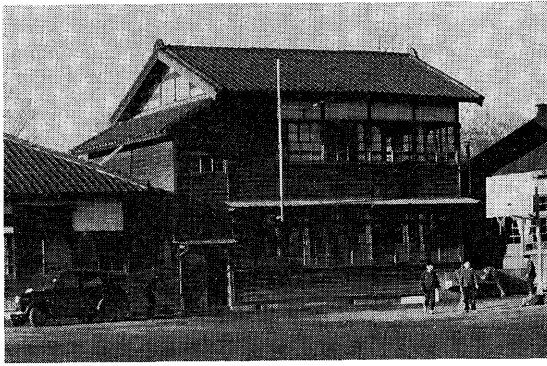


写真 6-8 新倉小二階建校舎

このような状況のなか、新倉国民学校では前年移築した校舎の東側に新校舎（二階建二教室）を建設することになった。ただこの校舎も町民からの直接の負担によってまかなわれることになった。校舎工事費九万八〇〇〇円のうち二万八〇〇〇円が国庫補助金で、残りの七万円が町民からの寄附金であった。工事は昭和二十一年（一九四六）五月に上棟式をおこなったものの途中で資材が不足し、翌年三月ようやく竣工した。ところでこの新校舎を建設する際に用いられた資材は、戦時下の昭和二〇年（一九四五）六月、池袋の疎開家屋を買収し、解体のうえ保管していたものであった。この資材を得るため新倉、下新倉の住民一〇〇人あまりが、三日に分れて取りこわし作業をおこない、牛馬車を使って池袋から運び込んでいた。この校舎は民家三戸分を組み合わせてつくったものであったため、教室の三方がガラス窓で囲まれ、階段は恐しく急勾配で、さらに二階の教室は押入れ、床の間付きというおよそ学校の校舎らしからぬものであった。

しかし、このような増築工事にもかかわらず、教室不足は昭和二二年度に

は一層著しくなった。それは昭和二二年度から六・三制の新学制がスタートし、新制大和中学校が独立校舎をもたないまま、白子小学校に本校、新倉小学校に分校を置いて開校したからであった。昭和二二年（一九四七）四月、国民学校初等科六年生全員が新制中学校へ義務就学し、このためしわ寄せは当然小学校に及び、昭和二三年の記録には「白子小学校に於ては六学級、新倉小学校に於ては四学級の二部教授実施の止むなき現状であります」と記されている。このような極度の教室不足は、昭和二四年（一九四九）五月に大和中学校の独立校舎が完成するまで続くことになった。

不足していたのは教室だけでなく、机や椅子も同様であった。昭和二三年（一九四八）二月、新学年度を前に新倉小学校長（杉山辰雄）は大和町当局に対し、「現在七〇人分の不足のため、二人で使用すべき机、腰掛を三人で不便を忍んで使用している児童が約二〇〇名で、実に学習並教授衛生上寒心に堪えません」と現在の不足七〇人分、新年度増加児童三〇人分の机、椅子の購入を要望した。これに対して町当局は、昭和二三年度には町財政の一六パーセントを教育費にあて備品の購入、施設の保全に力を注いだ（昭和二四年度には教育費の占める比重は町財政の四〇パーセントに達した）。敗戦直後のこの時期、戦災や経済的混乱など困難な条件に囲まれながらも、町当局や町民は町のシンボルともいえる国民学校Ⅱ小学校の復旧に大きな力を傾けていたのであった。

教育制度の改革

教育制度の改革は、軍国主義の解体をねらう占領軍の政策のうち、最も重要なものであった。占領軍は東京進駐直後の昭和二〇年（一九四五）一〇月一日にはいわゆる五大改革指令を出し、婦人参政権の付与、労働組合の奨励などと並び学校教育の自由主義化を指示した。そして、一〇月二二日にはより詳細な内容の「日本教育制度に関する管理政策」を指令し、軍国主義、国家主義教育の禁止、軍事教練の廃止、教科書から軍国主義を助長する箇所を削除などを命じた。教科書を墨で黒く塗りつぶす作業がおこなわれたのは、この指令

によるものであった。また、一二月三一日にはあらためて指示が出され修身、日本歴史、地理の三教科の授業停止、教科書の廃棄が命令された。

ところで、このような個別的な教育政策の指令とは別に、教育制度の全般的改革案を作るため、連合軍総司令部（GHQ）はアメリカ本国に対し、教育専門家からなる教育使節団の派遣を要請した。このアメリカ教育使節団はストッダード（イリノイ大学名誉総長、ニューヨーク州教育長官）を団長に二十七名で構成され、昭和二十一年（一九四六）三月初めに来日し、一か月の滞在後、報告書を連合軍総司令部に提出した（この報告書は四月七日に公表された）。報告書は教育内容、国語改革まで含む広範な内容をもつものであったが、地域社会との関係で重要なものは新制中学校の設置であった。次に新制中学校の建設問題を見ていくが、その前に戦前の学校制度について簡単にふれておこう。

昭和一六年（一九四一）国民学校令が制定され、それまでの尋常小学校（義務教育六年）と高等小学校（任意二年）は国民学校初等科（六年）、高等科（二年）に統合された。また、これにともない昭和一九年から従来の義務教育六年は八年に延長されることになった（これは戦況の悪化により延期されたまま敗戦を迎えた）。

ただ、このような小学校の改革にもかかわらず、戦前の大きな特色である複線型の学校制度には何らの変更もなかった。昭和一六年以降の学校制度では国民学校初等科を卒業すると、中等学校（中学校、高等女学校）へ進学するコースと国民学校高等科あるいは青年学校へ進学するコースに分れていた。この二つのコースには截然とした格差がともなっており、後者のコースには上級学校に進学する可能性がほとんど閉ざされていた。そして、この後者のコースをとるものが全国の児童の七五パーセントといわれた。中等学校に進学する者についても、高等学校から大学へ進学するものは男子の一部に限られ、女子については高等女学校を卒業するとその後の進路は一部の女子専門学校などに

限定され、男女間に明確な差別が存在していた。もちろん、このような学校制度は時の為政者が勝手に作り出したというよりは、戦前日本の二元的な社会構成——都市部における官僚・ホワイトカラー層と職工・小商工層、農村部における地主層と小作層——に対応するものであった。

新制中学校の設置

このような日本の学校制度に対して、アメリカ教育使節団は小学校、下級中等学校、上級中等学校、大学という単線型の学校制度に改革することを提言した。これは言うまでもなくアメリカの学校制度そのものであった。日本の教育者などで構成された教育刷新委員会もこのような提言を基本的に受け入れ、複線型の学校制度を小学校、中学校、高校、大学のいわゆる六・三・三・四制に再編成することを政府に建議した。この建議は中学校について、

- 一、修業年限を三か年とすること。
- 二、義務教育とすること、全日制とすること、男女共学とすること。
- 三、独立校舎とすること、校長・教職員を専任とすること。
- 四、市町村に設置すること。
- 五、昭和二二年（一九四七）から発足すること。

などを内容としていた。中学校を新たに設置することは、従来の国民学校高等科を義務教育化するのとは大きく異なるものであった。教育行政的には、小学校と異なる校舎と教師を用意しなければならなかった。教育内容の点でいえば、従来中学校や高等女学校で中等教育を受けていた生徒と、国民学校高等科や青年学校で初等教育の延長を受けていた生徒が、一緒になって中等教育を受けることを意味していた。

新制中学校を昭和二二年四月から設置するかどうかは、その直前まで政府内部でもめた。その理由は制度そのもの

の是非というよりは、財政措置が可能かという点にあった。新制中学校の設置には莫大な経費が必要であった。文部省の試算では中学校設置にともなう必要経費は初年度七三億円、三年間に二三億円とされていた。しかし、占領軍の強い意向で新制中学校は昭和二年四月から設置されることになり、昭和二年（一九四七）三月、教育基本法と並んで学校教育法が制定された。

このように六・三制の新学制が発足し、新制中学校は誕生することになったが、独立校舎もないまま小学校に間借りする中学校が多かった。中学校建設費は昭和二年度には七億円が計上されたのみで、「男女共学のための便所改造費」といわれた。昭和三年度にはようやく五〇億円が計上されたが、昭和四年度にはドッジラインによる均衡財政のため当初予算では建設費が全額カットされてしまった。中学校建設を計画しながら建設資金のメドがたたず、町村長の中から自殺者が相次いだのはこの年で、「供出と教室は町村長の命とり」とまで言われた。新制中学校は敗戦直後のこのような財政的窮乏のなかで、全国の市町村に建設されたのであった。その困難さは、もちろん大和町も例外ではなかった。

大和中学校の建設

昭和二年（一九四七）四月、大和中学校が創立された。しかし、当時の逼迫ひつぱくした財政事情のもとでは直ちに独立校舎を建設することができず、白子小学校に本校、新倉小学校に分校を置く併置学校としてスタートした。創立一年目は一年生だけが義務就学で、二年生（国民学校高等科一年修了者）、三年生（同二年卒業者）は任意就学であった。創立一年目にあたる昭和二年度は生徒数二九二、学級数六、翌三年度は生徒数三八二（一年生一五三人、二年生一五八人、三年生七一人）、学級数一〇であった。小学校に間借りしての開校であったため教室不足は著しく、昭和三年度の大和中学校の様子は、当時の記録に次のように記されている。

現在大和中学校は……併置学校として辛うじて授業を継続して居ります関係上、総じて支障を来たし中等学
徒としての教育上誠に重大難関に直面致して居ります。

昭和二四年度には全学年が義務教育として就学予定であったため、独立校舎の建設は緊急の課題であった。

大和中学校の校舎建設の動きが本格化するのは、昭和二三年（一九四八）になってからであった。この年三月、大和町議会では次のように中学校の校舎建設が確認された。

瑣細の事故、欠陥があつても一切の感情を殺して今後の町政運営、特に中学校建築に対して町会の総意を以
つて万難を排して邁進する。

中学校建設にあたりまず問題となつたのは校地の選定であつた。二、三の候補地が検討されたが、結局、谷中川と
谷戸川に挟まれた高台状の現在地が選定された。学校敷地が買収され、校舎は木造二階建、一〇教室を建設すること
になつた。一〇教室は当時のクラス数に対応していたが、翌年度には早くも不足が予想されるなど最低限の計画であ
つた。建築資材は旧陸軍予科士官学校の校舎を払い下げてもらい、これを利用することになつた。

最大の問題は建築資金の捻出であつた。建設資金は五〇八万円で、国庫補助金は当初予算でわずかに五八万円であ
つた。当時の町財政はこのような費用を臨時に支出できる規模ではなかつた（昭和二三年度当初予算はわずか二二二
万円であつた）。建築資金は当然のように町民の寄附にたよることになつた。

寄附金は次のような方法で算定され、町民に課された。まず、納税義務者一人につき二〇〇円（会社、工場等の寄
宿舎在住者は一〇〇円）が割り当てられ、そして残余の金額のうち八〇パーセントが確定個数割、二〇パーセントが
資力、事業個数割で配分された。確定個数あるいは資力、事業個数というのは、当時の町民税の算定に使用されてい
たものであつた。資力個数は土地・家屋・資本、事業個数は農家なら耕作面積、商工業者なら利益に応じて算定され

た。確定個数というのはこの資力個数、事業個数に人頭個数（一八歳以上六〇歳以下の男子は一〇個、女子は五個と数えられた）を加えたもので、町民税算出の基礎となるものであった。確定個数割八〇パーセント、資力、事業個数割二〇パーセントというのは町民税よりさらに土地、家屋所有者、高額所得者に過重な負担方法であった。

寄附金総額四五〇万円をあてはめ単純に計算すると、法人を除く個人負担分は一戸あたり平均一八〇〇円にのぼった。当時、教員の初任給二〇〇〇円といわれ、新制中学校建設が町民にもたらした負担の大きさを示していた。昭和二三年三月の町議会決議が「稍細の事故、欠陥があっても一切の感情を殺して……万難を排して邁進する」と悲愴な決意を漂わしているのも、このような過大な寄附金割当を実施しなければならないからであった。

寄附金募集と建築委員会　ところで、このような寄附金募集を含め校舎建築の態勢を整えるため設置されたのが、建築委員会であった。建築委員には町内二一ブロックから六七名が選出された。地区別の建築委員は次のとおりであった。

白子第一区	(高橋 勇吉)	吉田 松三	岡田保太郎	岡野 岩吉)
白子第二区	(笠間 四六)	金子徳太郎	柳下滝治郎)	
坂上雀会	(富沢七右衛門)			
白子第三区	(富沢市五郎)	加山伝三郎	岩崎 兆郎	富沢金太郎)
白子第四区	(栗原寅太郎)	金子 達伊	榎本貞三郎	新坂 兼吉)
白子第五区	(高橋 利彦)	加山大二郎	田中 憲二	富沢譲太郎)
下新倉第一区	(大原 藤吉)	安藤 泰敏	柳下 浩三)	
下新倉第二区	(清水 松三)	柳下 晟	小寺彦左衛門	箕輪金右衛門)

下新倉第三区	(吉田 俊一)	稲垣 新七	田中 平治)
下新倉第四区	(柳下 正則)	相枝 治朗)	
二軒新田	(加藤 茂助)		
下新倉第五区	(大友健一郎)		
新倉第一区	(井口億太郎)	山田富之助)	
新倉第二区	(小池 金作)		
新倉第三区	(桜井 要文)	本多 実	本多新之助)
新倉第四区	(星野 豊麻)		
新倉第五区	(池上 忠良)	伊藤 栄蔵)	
新倉第六区	(富岡佐右衛門)	加藤源太郎	富永岩次郎)
新倉第七区	(井口 正三)	山田 智憲	武藤 儀重
	折原 三郎	富岡 英一	鈴木 東一)
温 声 会	(高木 寿)	相馬 武義	高橋 千石)
新倉第八区	(天野 祐雄)	野沢栄之助	白水 万里
	本橋 吾良	並木 信吉	五十嵐 寿)
		鈴木 範重	本橋 次郎
		大野 忠利	

建築委員会の活動の足跡は、現在も市役所に保存されている「新制大和中学校建築関係綴」、「新制大和中学校建築資金関係綴」に詳細に記録されている。建築委員会の最も重要な仕事は、部落代表者の集まりとして、割り当てられた寄附金を責任をもって達成することであった。このほか土地の買収、設計の承認、業者の選定、資材の管理、ある

いは予算の承認など最高の決定機関としての役割をはたした。新制中学校の建設が町当局だけでなく町民あげての大事業であったことを、現在も保存されている前記の史料は物語っている（建築委員会の議事録の一部は『和光市史』史料編三 六四三―六四六ページに収録されている）。

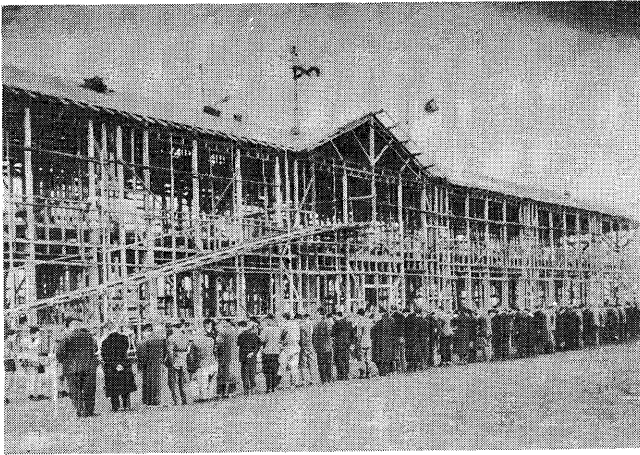


写真 6-9 大和中学校上棟式（昭和24年2月）

校舎建築は順調に進み、八月二十九日に起工式、翌二四年二月五日には上棟式をとり行ない、五月二十九日には竣工式を迎えた。ここに大和中学校は開校三年目にして、その校舎の完成をみることにした。

ところで、寄附金募集は当初六か月で完了する計画であったが、金額の過大さのためスムーズには進捗しなかった。昭和二年（一九四八）一二月の町議会では「中学校舎の建築工事は着々と進行しつつありますが、資金徴収の方面は遅々としてはかどらない為に、請負者に支払ふ可き内払い金にも支障を来し、最悪の場合、工事不能となることも考慮せられる」として、建築資金の一部を銀行から借り入れる事態も生まれた。また、募集期限後も一年近い昭和二四年九月になっても徴収率は七二パーセントで、完納した部落は一つだけという状態であった。このため建築委員会や町議会ではたびたび寄附金問題がとりあげられた。そして一応の決着がつけられたのが昭和二五年（一九五〇）七月で、この時に寄附金納入額を割当額

の七〇パーセントで打ち切ることが決定された。これはその後、国からの交付金が増額されたり、あるいは日本経済の復興とともに町財政が拡充したためであった。ただ、それでもいくつかの未納部落が残り、寄附金整理問題は昭和二〇年代後半まで尾を引くことになった。

しかし、昭和二〇年代も後半になると、町財政にも大きな変化が生まれた。それは本田技研(株)の進出にともない税収が飛躍的に伸びたことで、このため昭和二九年(一九五四)三月の町議会では寄附金全額を町民に返還することが決定された。ここに、新制中学校建設にともなう寄附金問題は最終的に解決をみることになった。

卒業生の進路状況

一方、新制高校は昭和二三年(一九四八)四月から新学制に移行した。埼玉県では県内を八区分ける中学区制が採用され、大和町は川越市を中心とする第二通学区に編入された(昭和二五年四月)。当時、第二通学区に所属した県立高校は川越、川越女子、川越農業、川越工業の四校であった。また、志木町には昭和一四年に創立された志木商業学校があったが、新制高校には昇格できず廃校となった(廃校が決定する前、志木町から組合立高校として存続させる話が打診されたが、大和町はどちらかといえば消極的であった)。

次に大和中学校の卒業生の進路状況について見てみよう。現在ある最も古い記録は第四回卒業生(昭和二三年四月入学、二六年三月卒業)のものである。この時の卒業生は一三六名(男子六九名、女子六七名)であった(表6-13参照)。このうち全日制高校へ進学したものは二〇名で、卒業生のわずか一五パーセントにすぎなかった。当時、能力のある者がすべて高校に進学できたわけではなく、その点で教育改革の基本理念である教育の機会均等が当初から実現できたわけではなかった。ただ、全日制高校進学者のうち男子は一名、女子は九名と男女間に大きな格差はなかった。これは、戦前以来男子は旧制中学、女子は旧制高女に進学するという伝統がそのまま引き継がれたものと考えられる。

表 6-13 昭和26年3月大和中学校卒業生の
進路状況

		男子	女子	計
全 日 制 高 校		11 ^人	9 ^人	20 ^人
内 訳	(県立)川 越 高	3	0	3
	川 越 女 子 高	0	1	1
	川 越 商 高	2	1	3
	川 越 農 高	1	0	1
	(都立)板 橋 高	1	2	3
	北 野 高	0	2	2
	戸 山 高	0	1	1
	北 豊 島 工 高	1	0	1
	(私立)城 北 高	2	0	2
	東 洋 商 高	1	0	1
東京家政大附高	0	1	1	
埼 玉 技 芸 高	0	1	1	
定 時 制 高 校		10	3	13
内 訳	(都立)北 野 高	3	3	6
	北 園 高	4	0	4
	四 商 高	2	0	2
	北 豊 島 工 高	1	0	1
洋 裁 学 校		0	8	8
家 事 手 伝 い		18	19	37
就 職		18	10	28
未 定		12	18	30
計		69	67	136

(『昭和25年度卒業生名簿』より作成)

全日制高校以外のコースに進んだ者は一六名で、全体の八五パーセントを占めた。このうち定時制高校に進学した者は一三名で、うち男子は一〇名と大半を占めた。ただ女子では八名が洋裁学校に進んでおり、これを加えると男女の数はほぼ均衡した。定時制高校あるいは洋裁学校にも進まず、そのまま実社会に出た者は九五名(男子四八名、女子四七名)であった。このうち家事を手伝った者は三七名で、うち農業が二八名(男子一五名、女子一三名)とそ
の多くを占めた。就職先が決定した者は二八名(男子一八名、女子一〇名)で、とくに女子では七名がヘンミ計算尺
俵に就職した。卒業時になっても就職先が決定しない者は男子一二名、女子一八名、計三〇名に及び、当時の就職事
情の厳しさを示していた。中卒者が金の卵と騒がれるようになるのは昭和三〇年代に入ってからであった。

第二節 農地改革と戦後農村の変貌

1 敗戦直後の農村

敗戦直後の 敗戦は国民生活に深刻な危機をもたらした。とくに食糧難は国民の生存をもおびやかす程深刻であった。食糧増産 た。労働力の不足、肥料・農機具の欠乏で低下した農業生産は、本土決戦準備に全力を投入した昭和

二〇年（一九四五）に最低水準に落ち込んでいたのである。

こうした敗戦直後の食糧難の中で、東京都に隣接する大和町は食糧供給基地として重要な役割を担わされた。次の文章は大和町長星野豊麻が「お隣の餓死者を救ひませう」と題して、昭和二年（一九四六）六月七日付で町民各位宛に連絡したものである。

「食糧を此の上とも節約致しませう、毎日の新聞やラヂオで御承知の事ですがお隣の東京都では主食配給が二週間余り遅配して居りまして、金持や血気の人は兎も角正直者や気力のない人の餓死者が相当出て居ると或る当局者は申して居りました、遂隣の板橋区では此の危機を救ふ一助にもと種子ガラ甘藷の蒐集に大童で、当大和町へも是非共と協力を依頼して来て居る次第です」「小農及一般消費者の皆さん、皆さんの精根の賜である道端や庭先でとれた大、小麦と馬鈴薯等も配給された主食と同様仮にも仇なる面に費さないで下さい」「農家の皆さん又々汗の結晶である麦や馬鈴薯を眼をつむって供出して頂かねばならぬ時期が到来しました……お隣の板橋区の懇請に応じて上げたいと思ひ」「無償でもかまはぬ、出来るだけ多く提供して一

人でも余計餓死欠食者を救はねばならぬ、是非此の勇氣を出して頂きたいものです」

〔参考書類綴〕昭和二〇年）

それでは、当時の大和町ではどの位の米が生産され、どの位の量を供出していたのであろうか。大和町の昭和二一年度産米は二九二一・〇九石であった。実際の供出量はわからないが、この産米高に対しての供出割当案は産米高の三三・二パーセントに当たる九七〇・八六石であった。しかし、昭和二五年（一九五〇）を過ぎると生産力も上昇し、昭和二七年度産米は三二九〇・〇九石にも達した。

自作農創設 維持事業

敗戦直後の食糧増産体制の中で、大和町では昭和二二年（一九四六）一月から同年七月にかけて自作農創設維持事業が展開された。事業の計画は既に昭和二〇年（一九四五）一二月頃から本格的に始め

られており、昭和二〇年一二月四日に埼玉農務課農地係から事業に際しての「自作農地譲渡ニ関スル件」と題した指示を受けている。この指示によると事業を行なう方法は、「市町村長若クハ市町村農業会長ノ行フ自作農創設維持事業ニ依ルカ又ハ臨時農地等管理令第七条ノ二ニ依ル申請ニ依リ認可ヲ得ルコトヲ要ス」とされた。しかし、当時政府は農地調整法の改正を企図していた段階であり、後者の「臨時農地等管理令第七条ノ二ニ依ル申請ハ目下政府ニ於テ農地調整法ノ改正ヲ企図シ開会中ノ臨時議會へ提出セントスル状況ニ在ルヲ以テ申請書ノ提出アルモ許可ヲ保留シ直ク様地方事務所長へ指示シアル旨ナリ」とされていた。したがって、大和町では前者の方法によって事業が行なわれたのである。

昭和二二年一月から七月にかけて行なわれた自作農創設維持事業は、一月に〇・九町歩、六月に一・六町歩、七月に一・八、一・八町歩の合計六・一町歩に及んだ。表6―14～16は、それぞれの土地売却者である地主と土地購入者である農民の名簿である。この名簿をみて注目すべきは、地主の内東京在住の高山又五郎、旧新倉村在住の山田富之

表 6-14 昭和21年1月の事業

土地購入者			地主		
井口藤太郎	新倉	飯田芳之助	下新倉	新倉	倉
小池岩松	新倉	石田省三	下新倉	新倉	倉
富岡由蔵	新倉	有山平一	下新倉	新倉	倉
伊藤金蔵	新倉	富沢英一	白	新倉	倉
安田仙太郎	新倉			新倉	倉
栗原富太郎	白			新倉	倉
加山利三郎	白			新倉	倉
畑中重雄	新倉			新倉	倉

(「自作農創設維持事業に関する綴」より作成)

表 6-15 昭和21年6月の事業

土地購入者			地主		
柳下宗吾	下新倉	柳下 一造	下新倉	新倉	倉
吉田 藤吉	下新倉	柳下 郎次	下新倉	新倉	倉
小寺彦三郎	下新倉	柳下嘉一郎	下新倉	新倉	倉
鳥飼 新一	新倉	山田富之助	新東	新倉	倉
井口藤太郎	新倉	高山又五郎		新東	倉
鳥飼 喜一	新倉				倉
服部 正治	新倉				倉
清水 喜平	新倉				倉
富岡 豊作	新倉				倉
栗原松五郎	白				倉

(「自作農創設維持事業に関する綴」より作成)

助、同じく山田政光を除けば全員が旧白子村、とくに下新倉地域の在住であることであろう。これは、戦前の大和町地域にあっては、旧白子村下新倉地域が最も地主的支配の強固な地域であったことを物語っている。表6-17から土地購入者である農民の階層をみると、小作、小自作が多く、経営規模は五反以上二町歩未満に集中している。つまり、自作農創設維持事業の対象者は小作、小自作の上層であったといえよう。そして、先の表6-14、16から農民の居住地をみると、地主が旧白子村に集中していることもあって旧白子村在住者が多いが、旧新倉村在住者も相当数存在していることがわかる。かつて旧新倉村在住者の農民にとっては旧白子村在住の地主は不在地主ということになり、旧白子村の地主は不在地主として新倉村をも支配していたということになる。

表 6-16 昭和21年7月の事業

土地購入者			地主	
柴崎 金吾	白子	富沢 正平	白子	倉倉
浪間金兵衛	白子	柳下 一造	下新	倉倉
浪間 利八	白子	山田 政光	新	倉倉
浪間浅五郎	白子			
永田伊太郎	白子			
神杉 政雄	白子			
新坂辰五郎	白子			
栗原富太郎	白子			
榎本半三郎	白子			
山田 政光	新倉			
清水 喜平	新倉			
大原 藤吉	下新倉	有山 平一	下新倉	
石田 栄一	下新倉			
安田仙太郎	下新倉			
柳下 鋼作	下新倉			
安田 春吉	下新倉			
高橋 源八	下新倉			
深野吉之助	下新倉			
小寺彦三郎	下新倉			
柳下柳之助	下新倉			
大熊 幸藏	新倉			
山崎 俊	新倉			

(「自作農創設維持事業に関する綴」より作成)

表 6-17 土地購入者の階層構成

経営規模	小作	小自作	自小作	計
0.5町未満	2人	人	人	2人
0.5~1.0	7	5	3	15
1.0~1.5	7	5	1	13
1.5~2.0		7	3	10
2.0町以上				
合計	16	17	7	40

(「自作農創設維持事業に関する綴」より作成)

2 農地改革

農地改革の実施

農地改革は地主的土地所有を廢棄して、自作農を創設したところに歴史的意義があった。昭和二〇年(一九四五)一〇月九日、幣原内閣が誕生し、農林大臣として松村謙三が就任した。松村農

相は和田博雄を農政局長に任命し、十一月一六日にはいわゆる第一農地改革の要綱案「農地制度改革に関する件」を閣議へ提出した。この要綱案は一二月一五日に衆議院で可決され、一九日には貴族院で可決、成立した。第一次農地改革案は、地主の貸付保有面積を全国平均五町歩、農地委員を一八名とし、農地の買収・売渡しは地主・小作の当

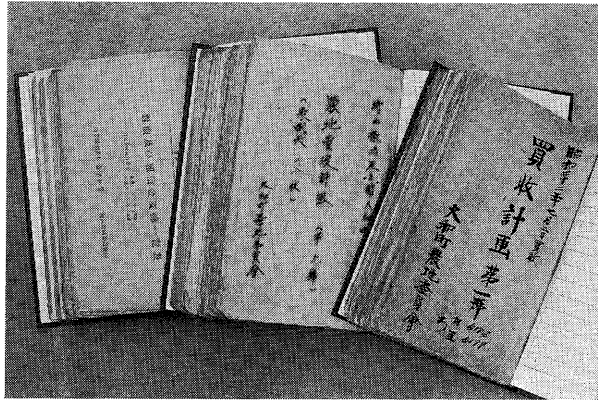


写真 6-10 農地改革関係書類

表 6-18 農地買収実績の累加割合

買収期日	田	畑	計
	%	%	%
昭和 22年 3月31日	—	—	—
7月2日	2.2	1.9	2.0
10月2日	9.3	26.6	19.2
12月2日	42.5	51.1	47.3
23年 2月2日	49.2	71.0	61.7
3月2日	—	—	—
7月2日	86.3	77.7	81.3
10月2日	98.0	97.8	97.8
12月2日	98.1	98.0	97.9
12月31日	—	—	—
24年 3月2日	98.8	98.6	98.6
7月2日	99.1	99.2	99.1
10月2日	—	—	—
12月2日	99.6	99.9	99.6
25年 3月2日	99.7	99.9	99.7
7月2日	100.0	100.0	100.0

(「昭和22～28年度 農地計画別確定表つづり」より作成)

対であることを農林省当局に通告した。政府は「政府回答」を三月一五日に提出したが、GHQはこれをも拒否した。ここに第一次農地改革は農地委員の選挙も行なえず、第二次農地改革へと舞台を移したのである。

昭和二十一年一〇月二二日に公布された第二次農地改革案の骨子は、①不在地主の全貸付地、在村地主の保有限度全国平均一町歩

事者間を相対取り引き(間接創定方式)とするところに特徴があった。

しかし、昭和二十一年(一九四六)三月七日、GHQはこの案に対して反

表 6-19 農地売渡実績の累加割合

売 渡 期 日	田	畑	計
	%	%	%
昭 和 22年 3月31日	—	—	—
7月2日	2.2	1.9	2.0
10月2日	8.5	21.6	15.9
12月2日	35.8	40.8	38.6
23年 2月2日	40.4	55.0	48.7
3月2日	—	—	—
7月2日	76.3	61.4	69.9
10月2日	90.0	79.7	84.2
12月2日	95.8	90.1	92.6
12月31日	—	—	—
24年 3月2日	97.1	96.9	97.0
7月2日	97.4	97.5	97.5
10月2日	—	—	—
12月2日	98.7	98.8	98.8
25年 3月2日	99.3	99.4	99.4
7月2日	100.0	100.0	100.0

(「昭和22～28年度 農地計画別確定表つづり」より作成)

表 6-20 小作地率の変化

	大 和 町	北足立郡	埼 玉 県
	%	%	%
昭和22年	64.1	47.1	48.6
23年	15.1		
24年	13.7		
25年	11.7	12.3	10.9

(資料：農業委員会)

(大和町は九反歩であった)を越える農地の強制買収・売渡し ② 国家による買収・売渡しⅡ直接創定方式 ③ 小作料の金納化、小作契約の文書化 ④ 知事による耕作権移動の許可制 ⑤ 農地委員の構成は地主三、自作二、小作五、などであった。

大和町では昭和二三年(一九四七)七月から農地の買収・売渡しが行なわれ、昭和二五年(一九五〇)七月までに田畑合計約一九九町歩が買収され、約一九七町歩が売り渡された。表6-18と19から農地買収と売渡し実績の累加割合をみると、昭和二三年(一九四八)までにそれぞれ九七・九、九二・六パーセントが達成されており、比較的スム

表 6-21 自小作別農家戸数の変化

	自作	自小作	小自作	小作	保有限度 以上所有 者	合 計
昭和22年	24.3	15.3	16.7	43.7		100.0
23年	41.1	43.6	3.9	6.7	4.7	100.0
25年	54.8	38.6	4.6	2.0		100.0

(資料：農業委員会)

表 6-22 経営規模別農家戸数の変化

経営規模	昭和16年	昭和25年
0.5町未満	24.6	34.5
0.5～1.0	31.6	35.3
1.0～2.0	38.8	29.7
2.0～3.0	4.4	0.5
3.0町以上	0.6	—
合 計	100.0	100.0

(資料：農業委員会)

置され、農地委員の選挙が行なわれた。大和町でも昭和二十二年（一九四六）一月二十二日に農地委員の選挙が行なわれたが、大和町の農地委員選挙では委員の定数について特徴があった。選挙が行なわれる直前に発表された「大和町農地委員選挙に就いての注意書」の「委員の定数」の所には次のように記されていた。

本町農地委員会委員の定数は県に於て左記の通り決定された（農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分で）一号（小作人の階層）六人、二号（地主の階層）四人、三号（自作の階層）二人、合計十二人

一ズに農地改革が行なわれたことを示している。そこで、農地改革実施後の結果をみてみよう。まず、小作地率を表6-20からみてみると、農地改革直前に六四・一パーセントであった小作地率は一一・七パーセントへと低下した。また、表6-21から自小作別農家戸数の変化をみると、当然のことではあるが、小自作、小作が激減し、全農家の五四・八パーセントが自作、三八・六パーセントが自小作となった。しかし、全国的な傾向ではあるが、表6-22をみてわかるように、経営規模一町歩以上の農家が減少し、一町歩未満の農家が増加する農家経営の零細化が進行した。

農地委員会の設置

農地改革を実施するに際して、その実施機関である農地委員会が設

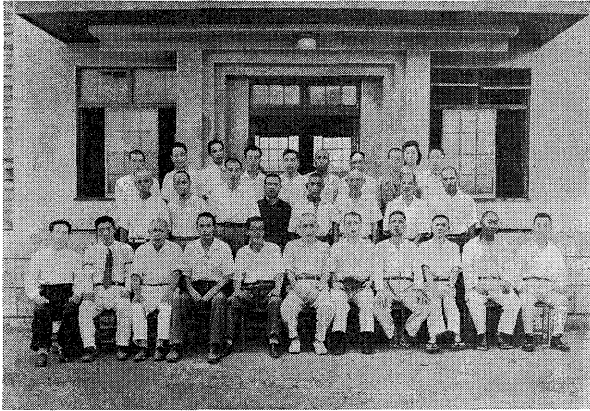


写真 6-11 大和町農地委員会（昭和24年7月）

右の委員は夫々の階層の選挙人が選挙して定めます、この他に地方長官が必要と認める場合、右の選挙された全部の委員の同意がある時は三人を限って選任することが出来ます

一般に農地委員は、一号五人、二号三人、三号二人の合計一〇人とされていた。なぜ大和町で一二人とされたのかはわからないが、実際に表6-23の二二人が選出され、柳下浩三が会長に就任している。選出された委員で注目すべきは、石田栄一、高瀬新之助らの農民組合員の進出で、とくに石田は白子農民組合の書記長であり、農民組合が積極的に農地改革を推進し、積極的に農地委員会へ進出していったことがわかるであろう。

表 6-23 大和町農地委員会

氏名	代表階級
三 浩 三	地主
一郎 嘉一	地主
英 由 太郎	地主
省 田 三	自作
五 右 五	自作
信 坂 吉	自作
新 田 栄	自作
高 瀬 新之助	自作
清 水 喜平	自作
本 田 七之助	自作
本 橋 吾 良	自作

（資料：人事課）

農地改革をめぐ
る対抗関係

農地改革期の和町では、白子農民組合と新倉農民組合の二つの農民組合が結成されていた。この二つの農民組合は連合会を設置していたが、両者の系譜は異なっていた。つま

表 6-24 農民組合役員構成

氏名	役職
五郎 郎	会長
市造 内	副会長
利栄 一	書記長
中田 九	組合長
沢中 畑	同書
石富	新倉農民組

(聞き取り調査により作成)

り、白子農民組合は日農系で、新倉農民組合は全農系であった。戦後の農民組合運動の全国的な傾向として、日農系と全農系とがその運動方針の違いから激しく対抗した地域もあったが、大和町では対抗関係が顕在化することはなかったといわれる。白子農民組合、新倉農民組合設立当時の組合役員は表6-24のとおりである。

大和町で農地改革をめぐる対抗関係が顕在化した主な事例は二つあった。以下、当時農地委員であった清水喜平が丹念に記録した「農地委員会議事録」と題されたノートから事実関係をみてみよう。一つは地主A家の土地をめぐる問題である。A家は町内有力地主であるが、このA家は農地改革の実施に際していわゆる二号申告書を提出しなかった。昭和二年(一九四七)八月二十六日の農地委員会で、議案六として「A氏2号申告書提出セザル件」が審議され、八月三〇日まで未提出の場合は告発の手続きをするとされた。結果は申告書は提出されず、九月一日、農地委員会は「二号様式未申告のA氏の件につき地方事務所農地課長の指導を受け」、A家と交渉に及んだ。そして、翌二日から農地委員が自らA家の所有調査を開始したのである。しかし、A家はその後も申告書を提出せず、遂に農地委員会は昭和二年一〇月三日、A家の告発に踏み切った。その後、A家が県農地係へ数度の意見書を提出したり、A家と農地委員会との間の紛争は続いた。そして、昭和三年(一九四八)一月六日の農地委員会協議会で、「A特別措置法第四十五条違反行為に関する件」が協議事項一として協議され、「第式号様式未提出に基き昭和二十二年十月三日告発に就て会長出頭命令来りて検事と打合せに關し会長より経過報告」がなされた。さらに、「被告A氏より事件取下げ方を要求し有るし」、町農地委員会としても「事務上の処理をしたるにつき農地改革には差支なくなつては居るが被告が反省をなし取下げ方正式書類を提出するならどうかとの協議をなし」

た。かくして、「右は本人より取下懇請有りたる場合は取下とする」とされたのである。

こうした農地委員会との紛争の間に、A家は土地を引き上げて麦を蒔いたりし、またこれに対して農民側は農民組合の応援を得て対抗した。そして、農民組合は日農埼玉県連の指導を受け、A家が蒔いた麦を取り払い、そこへじゃが芋を植えたりしたのである。

他の一つは農地の移動をめぐる農地委員会で調停が行なわれた事例である。紛争の発端は、地主Bが昭和二〇年（一九四五）八月に小作人C、Dの畑一反二畝二九歩の耕作地を自作することを目的に引き上げ、他の小作人Eへ貸し付けたことであつた。C、Dを申立人とする第一回の調停は、昭和二年（一九四七）十一月二〇日に行われた。出席者は農地委員六名、判事一人、調停委員二人、書記一人のほか、農民組合から二人出席した。以後の調停もそうであるが、農民組合が絶えず調停に関与していることは注目して良いであろう。さて、この調停では、「地主Bより代地を約六畝出してCに渡し、Cは承諾Dは法外調停に於ける八畝をB氏より出し承諾すべきやう案を出すもBのみ出すわけにもならずとの事にて三人にて若干ずつを犠牲にして結論に達し度しと申出有判事同感に」して、調停は成立する方向へと進んでいた。しかし、「E承諾せず」、調停は不成立に終わってしまったのである。

一月二〇日の調停が不成立に終わったため、昭和二年二月八日、「十一月二十日調停裁判に於て不調に終り引続き本日調停裁判」が行なわれた。この調停では、「C一反一セ一九歩の内九畝を、Dは一反二セ一九歩を一反に、Eは二反四セ一歩を二反に残余はBより提供せられ度く」との案が提出されたが、「E承諾せずB提供も決定せざざる内に不調」となつてしまった。

二度の調停が不成立に終わったため、昭和二三年（一九四八）五月一二日に農地委員協議会が開催され、県農地課小作主事の指示のもとに紛争解決が試みられた。小作主事は、「関係各人の家族並に耕作地面積の状況を一応調査し

て法的根拠につき説明し地主B氏農地引上は昭和二十一年十一月二十三日以前たりとも不当取上とみなし」た。そして、「耕作権は前耕作者C、Dに有りとし売渡し計画樹立する様委員会に指示」をした。しかし、「E氏は調停裁判通りの要求をなしたので相手方は承諾せず尚小作主事は右の件に就ては町の委員会に一任する」とした。

この紛争の調停について県農地課より一任された農地委員会は、昭和二十三年五月一九日、農地委員のほか、小作主事、農民組合Fによる法外調停を企図し、調停成立の方向へと持ち込んだ。そして、昭和二十三年六月二日、ほぼ昭和二十二年二月八日の調停案通り調停が成立したのである。参考までに「調停成立書」全文を附しておこう。

調 停 成 立 書

申立人 大和町大字下新倉 E

相手方 大和町大字新倉 D

相手方 大和町大字新倉 C

関係人(地主) 大和町大字下新倉 B

関係人(隣地耕作者) 大和町大字新倉 G

関係人(隣地耕作者) 大和町大字新倉 H

右当事者間の農地紛争に付き左記の通り調停成立せり、依つて後日の為本書七通作成し当事者双方竝に農地委員会長に於て各一通宛保管するものとする

昭和二十三年六月二十二日

大和町農地委員長 I

大和町農民組合副組合長 F

大和町農地委員代表

当 事 者 J

当 事 者 E

当 事 者 D

地主代理人 C

関 係 人 K

関 係 人 G

E 代理人 H

L

記

一、関係農地の耕作を左の通りとする

一、耕作移動の時期

昭和二十三年十月二十日

麦作時に支障なく当事者にて耕地の移転をなすこと

一、現在作付し有る作物は現作人の収穫物とする

一、昭和二十三年五月十九日の調停成立書は無効とする

付記

調停成立の爲め代地提供のH耕作地は大和町農地委員会に於て代地を選定する

軍用地の開墾と中央工業跡地の買収計画

大和町では戦時下に陸軍予科士官学校や軍需工場が進出してきたため、軍用地の返還問題が今日まで続いている町の大きな問題の一つとなっている（詳しくは第一章第五節参照）。陸軍予科士官学校跡地は、昭和二〇年（一九四五）一月一二日に大和町と東部軍管区経理部長との間に誓約書が交わされ、大和町農民によって一三六町歩が農耕地として開墾されてしまった。しかし、昭和二十一年（一九四六）五月、占領軍の命令によって軍用地は立ち入り禁止とされてしまった。農民は立ち入り禁止命令にもかかわらず闇耕作（ぐまこうさく）をつづけ、以後農民と町行政サイドとによる軍用地返還運動が展開されることとなったのである。ここでは戦後の和光地域の農政との関連で、農民側の土地返還要求と大和町行政サイドの対応の変化だけを指摘しておきたい。

まず、昭和二十六年（一九五一）の陳情からみてみよう。

「昭和二十二年の食糧危機に当り多少なりとも農耕地の獲得へ農業経営へ食糧増産へと町民の眼は集中され手当り次第生きたるため土地と戦ふことに依って生活の道を開いた」「現在耕作に出入る者二百戸を数いると思考され」「耕作して居る面積は……約七十町歩程度耕作して居ります」「当町と致しまして概略連合軍使用建物より離れた一部分に付き約四十三町歩の連合軍使用地域の解放並に管理換の上に当町農民に自作農地として増反せられる様関係筋へ篤と御懇請下さる様……本町農民を代表して茲に書面を以って特別の御高配を煩したく陳情致します」

（軍用地払下運動に関する綴）

この陳情にみられるように、昭和二六年段階では大和町行政サイドは食糧増産・農業経営の立場から「農民を代表して」運動を展開しており、また農民側も「開墾組合」なるものを組織して自作農地化を要求していた。しかし、翌昭和二十七年（一九五二）になると、町行政サイドの返還要求は軍用地の自作農地化のみならず文化施設、学校建設、

住宅用地化の要求に変わり、さらに昭和二九年（一九五四）の返還要求になると昭和二七年の要求事項に工場用地化が加えられ、文化施設に技術者養成所の新設が明記された。そして、昭和二九、三〇年に耕作者の全面的な立ち退き命令が下され、最終的には報償金・離作料の農民へのバラまきによって決着をつけられたのである。

他方、中央工業跡地の方は、その一部が農地改革の買収計画の対象とされた。中央工業跡地の買収問題が農地委員会の議題となったのは、昭和二二年（一九四七）一月六日の農地委員会における「二中央工業借受地の件」が一番最初であったと思われる。この時は、「実施担当委員会を造り事業を進め最後は委員会の承認を得て決定す」とされ、「耕作者の認定に就いては将来農地移動を余儀無くされた場合に耕作権放棄する様考慮に入れて耕作をなす」ことなどが審議された。ここでは「実施担当委員」が決められ、農地委員数名と「農組幹部若干名」が指名された。中央工業の買収計画に農民組合が関与したことは注目してよいであろう。

ところで、中央工業跡地の解放については、農民組合、中央工業従業員、農地委員会の三つの勢力の要求があった。まず、農民組合の動きから見よう。

昭和二二年一月、農民組合は中央工業側に対して積極的に農地の解放を要求し、両者の間に紛糾が続いた。農地委員会はこの問題について、十一月一日に軍政部ミラー中尉に問い合わせを行なった。その結果は、「工場に於て軍政管理解除申請提出方を町当局と地元農地委員会とに解除後は処理すべき旨申さる」というものであった。この農民組合側の要求は一月二〇日の農地委員会で、農民組合に「関する農地は自給茶園程度を状況に依り認むる」とされた。

次に中央工業従業員についてみてみよう。従業員の農地については、中央工業側から、「鍛工場の裏農地並にフレームの線迄の農地に関し現従業員分約三丁歩を解放し前記土地を当てる事とする」という申し出があり、昭和二二年

一二月三〇日の農地委員会で審議された。農地委員会の審議の結果、「元従業員に対する耕作地は個人々々の家庭の状態で職業等の基礎調査を調査第六班に於て（昭和二三年―引用者）一月十五日迄に参考資料を提出して貰ひ決定す」とされた。そして、昭和二三年（一九四八）一月八日に従業員の耕作規模、職業、家族についての調査資料が提出されたが、農地委員会は「更に深く調査すること」を決定した。かくして五月二二日の農地委員会協議会で、元従業員側に不毛地約一反歩を認めたとである。しかし、この協議会で従業員組合から「耕作地の設定は如何にするや」と農地委員会の耕作地設定についての質問がなされ、農地委員会側は「一応町に連絡の上再度の交渉をせられ度し」と回答した。これに対して従業員側は引き続き「従業員四十二名の耕作につき協力方を接衝」し、この問題について農地委員会は六月七日の会議で審議することを迫られた。そしてこの会議で、最終的に農地委員会は従業員の農地として約一町歩を認めざるを得なかったのである。

さて、農地委員会による中央工業跡地の買収計画は、軍政部の指導のもとに昭和二二年から本格的に始められ、昭和二三年五月一七日の農地委員会では「畑 一三七筆 九九二・〇七畝買収する事を認定」した。この買収計画にもつぎ、農地委員会は七月一二日の会議で農地買受人の条件を決定したところ、七月二六日の農地委員会では五三名の申し込みが提出された。このため農地委員会は買受人を「詳細に調査の上決定」し、昭和二三年一〇月までに買収・売渡しを完了させたのである。

昭和二五年（一九五〇）一〇月、農地委員会はさらに次のように中央工業跡地の買収計画を企図した。

中央工業株式会社敷地は昭和二三年一〇月本委員会に於て会社が菓草栽培用地として除外したる農地以外の約拾町歩を買収したるが菓草畑は最近放任し荒廢或は付近農家の独善的耕作に供せられつゝあるを聞き本委員会は之が措置について適切なる策を講ずべく提案す

右買収する事と決定す

この買収計画については、昭和二十六年（一九五一年）一月二〇日の農地委員会で再び議論がなされた。農地委員会としては、「当該農地は中央工業葉草栽培農地として買収除外の土地にして農地としての価値は大なり」と判断したが、この土地については、「大字新倉字松蔭四、四七一番畑一反八畝十二歩外二町二反一畝二十六歩工場建物敷地を現在占領軍使用のため接収又は警察予備隊庁舎として使用するか否か関係方面の調査ありとの事」とされた。つまり、ここにおいて昭和二十三年の対日占領政策の修正Ⅱ「逆コース」から戦後の再軍備への途と民衆の要求が鋭く対立してゆくこととなったのである。しかし、他方で、再軍備への途は資本の進出を拒むものではなかった。昭和二十七年（一九五二年）三月、本田技研㈱の大和工場建設のために中央工業敷地約三万坪が買収されたのである。

本田技研㈱の大和町への進出は、町行政サイドの農業政策を大きく変化させた。大和町では本田技研㈱の大和町白子地域への進出にともない、昭和二十八年（一九五三年）四月に「大和町工場誘致条例」を施行し、工場誘致に取り組み始めた。それは、まさに農業切り捨て策による都市化への軌道修正であった。昭和三十年（一九五五年）六月八日の大和町議会協議会での次の町長の言葉には、そうした町行政サイドの政策転換の一端が現れている。

「耕作者代表として相枝亟作氏より、現在蒔付けてある耕作物の獲得の取入れが完了するまで耕作を継続させること並に、離作保償料獲得のため、町長として協力してほしいとの申入れがあったことに對し、従来より無断耕作として再々禁止命令がでて居り、六月末までに耕作撤去を命ぜられていたものに對し、町としては町独自の立場から、教育施設の敷地獲得のため、再三「下陳情」をしていたが充分の効果もあがらない矢先に、この様な申入れがあったのであるが、私としては、現在の立場に於て、この様な申入れに對し協力できない立場にあるので、その意志はないとはっきりことわつたのである」「種々論議があつたが、結論として

町当局では、教育施設の敷地として払下げ運動を強化する方針をとり、相枝氏の申入れは、よく研究してゆくことに決定す」

ここに農地の宅地化と農家戸数の激減という戦後の和光市地域の農村変貌が始まってゆくのである。

3 農業協同組合の設立

農業会から農協同組合へ 農地改革と並んで、戦後の重要な農業政策の問題として農業団体の改組があった。これは、戦時下の農業統制機関として重要な役割を担ってきた農業会を解散して、新たに農業協同組合（以下、農

協と略記）を設立することであった。

現在、市町村にある農協には、購買・信用・共済・倉庫・利用・指導など農協法で定められた事業を総合的に行なう総合農協と、園芸・養蚕・酪農などの専門農協とがある。一般に全国津々浦々にあり、地区の農民や住民に対して農業生産全般についてだけでなく、金融機関、生活店舗など幅広い活動を展開しているのは前者の総合農協である。都道府県段階になると県連と称する連合会があり、信連、経済連、共済連、中央会などに分かれ、さらに全国段階になると農林中金、全農、全共連、全国農協中央会などがある。これらはピラミッド型の三段階制の構造となっており、農協内部ではこれを系統組織と呼んでいる。

さて、農協法の成立過程は農地改革と異なり非常に非常に難航した。農林省案は戦時中の農業会の機能を戦後においてもそのまま継続させつつ、生産面での共同化の契機を新たに加味しようとするものであった。これに対してGHQ側の構想は、自由・自主・民主という協同組合の古典的原则に忠実なものであった。昭和二一年度は前者の農林省案が先行するが、昭和二二年（一九四七）一月一五日の「農業会の清算及び農業協同組合設立のための新立法についての

G H Q天然資源局覚書」、つづいて出された「農業協同組合法案——G H Q天然資源局第一次案」、昭和二年五月五日の「農業協同組合法案——G H Q天然資源局第二次案」によって農林省案は次々と拒否されてゆき、主導権は完全にG H Q側へ移行した。このG H Q側の構想案の骨子は、①農事実行組合などの部落単位の団体は認めない ②生産協同体構想は組合員に対する強制作用を不可欠とするため否認 ③農協はあくまで農民自身の自主的組織であり、国の行政機能代行は正しくないという立場から、食糧集荷・配給などには農協とは別の政府機関の設置が必要 ④農協の行政庁監督からの自由の強調 ⑤独禁法との関連で連合会の兼営禁止が求められ、連合会は業態別に分立させる、というようなものであった。かくして昭和二年（一九四七）一月一九日、農協法は公布され、一月一五日に施行されたのである。

しかし、こうしてG H Qの農協設立方針にそって成立した農協法は昭和二三年（一九四八）いっぱいまでは堅持されたものの、翌昭和四年（一九四九）に入ると再検討を余儀なくされた。再検討を余儀なくされた理由は農協経営の悪化によるものであった。この農協経営の悪化は、何よりもドッジプラン下の不況と重税にもとづく農家経営を原因とした。食糧事情の好転、統制の撤廃、不況による需要減退などにより農産物価格は低落傾向に陥り、他方で価格補給金の打ち切りによって農業資材の価格が上昇したのである。さらに、財政均衡化のため租税負担が強化され、農家経済の逼迫要因を作り出していた。こうした農家経済の悪化にともない、農協経営も急速に悪化していった。昭和四年下半年決算で赤字を示した農協は、全国農協総数の四二パーセントにも達したのである。

こうした事態のもと、G H Qは農協法の修正を検討課題とし、昭和四年末、農林省に対して連合会兼営禁止措置の緩和と農協の財政内容の悪化対策として財務基準設定の必要を指示した。これを受けて農林省は農協法の改正案を作成した。この改正案は昭和五年（一九五〇）四月の国会を通過し、五月六日に第四次改正として公布施行となった。

が、農協法はこの第四次改正によって当初の理念を大幅に修正したものとならざるを得なかった。その主な点は、①連合会を信連・経済連・指導連の三本立てとし、この間の兼営を禁止する ②経営健全化のため財務処理基準を設定し、これにそって「財務処理基準令」(二月二十六日公布)を公布する ③常例検査規定を加え、行政官庁の監督権強化を図ることであった。こうした農協法の修正過程でGHQが農協の自主的原則に抵触するとして難色を示していた行政官庁の監督権は一段と強化され、また農林省が農協法準備過程で固持していた部落団体の一括加入の問題も占領政策終結後の昭和二十九年(一九五四)六月の第七次改正によって実現したのである。ここにおいて、その後の経済復興過程を担う農業組織上の整備が一応の完了をしたといえよう。

大和町農協 設立協議会 大和町では昭和二十二年(一九四七)一二月から農協設立の準備が進められた。農協法が公布され、施行を直前にした昭和二十二年二月三日、大和町農業会において農協設立協議会が開催された。この協

議会では農協設立発起人互選について協議がなされ、農事実行組合から一九名(各組合二名)、農民組合から三名、青年会から三名、農業会役員から三名互選することが決定された。この結果、農地委員会からの一名を含め、次の人たちが発起人として互選された。

農業会役員

富沢 求近 市川宗五郎 富岡富太郎

農事実行組合

富沢由太郎	富沢市五郎	加山 国吉	柴崎 喜一	榎本 一二	田中 彰一	野浦 文三
山崎 正直	柴崎勝太郎	磯部 為吉	加藤 新造	加藤 治吉	小池 岩松	桜井 要文
富岡 豊作	富岡 新平	富岡 九内	富岡 久章	鈴木 範重		

農民組合

田中 莊造

上篠茂兵衛

加山森太郎

青年会

天野 周造

吉田 義和

栗原

明

農地委員

清水 喜平

この発起人をみて注目すべきは、農民組合から互選された三人は別にしても、農事実行組合から互選された発起人の中に富沢市五郎、榎本一二、富岡豊作、富岡新平、富岡九内ら農民組合の幹部が相当数選出されていることである。他方、戦前以来の農民組合とは別の系譜として、富岡久章、鈴木範重、清水喜平ら翼賛壮年団役員系の譜の人たちの選出も注目してよいであろう。また、これらの発起人の出身階層をみると、ほとんど全員が自作、自小作、小作の出身であり、戦前の産業組合、戦時中の農業会の役員が多くが地主層であったことと大きな相違を示している。

こうして互選された発起人によって、昭和二年（一九四七）一月一日、大和町農協設立発起人会議が開催された。会議ではまず発起人代表の互選が行なわれ、富沢市五郎、田中莊造、清水喜平の三人が選出され、富沢が総代表に決定された。つづいて、「組合の事業、地区、組合員たる資格に関する目論見書審議」「設立準備会開催の日時と場所の決定」のほか、計四議案が審議された。そして、以後二度の協議会を経て、昭和二年二月十九日、大和町農協設立目論見書が作成されたのである。

大和町農協の設立

昭和二三年（一九四八）一月一日、大和町農協設立準備会が開催された。出席者は発起人一名と一般農民七名であった。会議は富沢市五郎を議長として、「定款作成委員選任の件」と

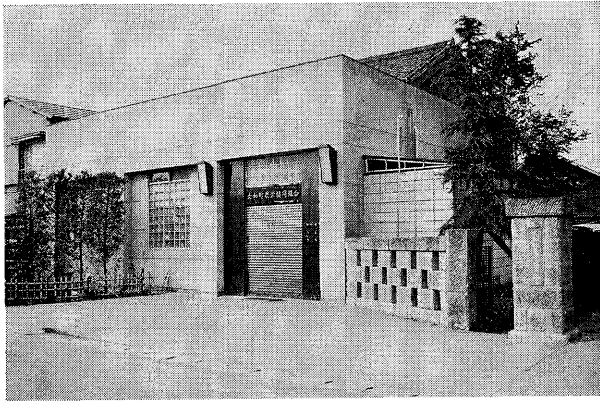


写真 6-12 大和町農業協同組合

「組合地区、組合員の資格其の他定款作成上基本事項決定の件」の二議案が審議された。後者の「定款作成上基本事項決定」については、「目論見書に記載されてゐる事項で可なりと思はれるが如何なるものかを議場諮りたるところ、本件は定款作成委員会に一任することに」なった。そこで、前者の議案「定款作成委員選任の件」についてみると、まず発起人の内一五名によって定款作成委員会を結成することとなり、さらに「一般農民」より武藤儀重を委員に加えることとなった。武藤は農民組合の活動的幹部で、中央工業敷地解放に最も積極的に取り組んだ人物である。この武藤をあえて委員に加えたことは、富沢市五郎を筆頭に農民組合幹部が主導権を握る大和町農協設立準備会の性格を現すものといえよう。

ところで、この設立準備会で緊急動議が出された。それは「昭和二十三年十二月十五日付農政局長通牒に基く現職農業会理事、監事の発起人辞任」の問題である。この動議によって、発起人の内富岡富太郎、富沢求近、市川宗五郎、野浦文三、富岡九内、富岡豊作、桜井要文の七名が辞任することとなり、代わって新たに発起人となったのは、畑中利内、富岡平一、桜井勉の三名であった。辞任した七名の内、富岡九内、富岡豊作らは農民組合の幹部であったが、新たに就任した畑中も農民組合顧問であった。こうしたことから、農民組合がいかに農協設立問題に積極的に取り組んでいたかがわかるであろう。

かくして昭和二十三年一月二五日、大和町農協定款作成委員会が開催され、定款案が審議・可決された。そして、二

月二十九日に大和町農協創立総会が開催され、五月一〇日には大和町農協設立が認可されたのである。

こうして設立された大和町農協は、組合員の資格と事業内容を次のように規定した。

組合員の資格について

- 一、二段歩以上の土地を耕作する農民でその者の耕作する土地又はその者の住所が組合の地区内にあるもの
- 二、一年のうち三百日以上農業に従事する農民でその者の住所が組合の地区内にあるもの
- 三、地区内に牛又は馬一頭以上を飼育する農民

組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の施設を利用することが適当であると認められるものは、この組合の准組合員として加入することができる

組合員となろうとする者が、組合員たる資格を有するか否か明らかでないときは、理事の過半数でこれを定める

事業について

- 一、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 二、組合員の貯金の受入
- 三、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同施設の設置
- 四、農作業の共同化その他農業労働の効率を増進するための施設
- 五、農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 六、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 七、農村工業に関する施設

八、農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設

九、農村の生活及び文化の改善に関する施設

十、農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並に組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一、畜産の指導普及に関する事業

十二、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十三、前各号の事業に付帯する事業

〔大和町農業協同組合定款〕

このように戦後設立された農協は、購買、信用、共済、指導のほか、農業に関係する様々な施設の利用を整備した総合農協として出発したのである。

農協理事 大和町農協設立の認可が下りる直前の昭和二三年（一九四八）二月二十九日、農協設立へ向けて農協**理事選挙** 事・監事選出の選挙が行なわれた。投票総数は三三〇票で、理事に関しては有効投票三二二票、無効

八票、監事に関しては有効投票二九三票、無効三七票であった。この選挙によって、理事は被選挙人一九名の内、表

表 6-25 大和町農協理事

氏名	氏名
富太郎	岡山
富幸	富奥
富豊	富畑
富利	柳田
富正	柳田
富三	柳田
富治	柳田
富三	柳田
富太郎	柳田
富五郎	柳田

〔大和町農業協同組合選挙会選挙録〕より作成)

表 6-26 大和町農協監事

氏名	氏名
鈴木	範重
富沢	由太郎
田中	彰一

〔大和町農業協同組合選挙会選挙録〕より作成)

表 6-28 資 産

科 目		摘 要	金 額	分割基準
固定資産	土 建 設 備	地 物 備 品 別紙明細書ノ通り	円 374,030.23 19,301.98	必 要 度 同
	有 価 証 券		210,147.00	全 額
預 金 合 計 金	系統機関	払戻準備金	22,000.00	全 額
		定期預金 当座預金 特別当座預金	809,000.00 1,160,059.95	同 同
	銀行	定期預金 当座預金	258,449.92	負債トノ 関連
	郵 便 貯 金			
定 割	期 賦 貸 付 金	貸 付 金	70,000.00	全 額
購 買 勘 定	肥 料 購 買 品 飼 料 購 買 品 雑 貨 購 買 品 未 収 購 買 品 代		598,188.82	全 額
販 売 品 勘 定	米 穀 販 売 品 木 炭 販 売 品 薬 工 品 販 売 品 其 他 販 売 品 未 収 販 売 品		393.75	全 額
未 収 金 勘 定	未 収 預 金 利 息		17,056.47	負債トノ 関連
	未 収 貸 付 金 利 息 未 収 賦 課 金 未 収 利 用 料 保 管 料 外		34,390.36	同
雑 勘 定	立 替 金 仮 払 金		174,296.05	全 額
資 産 合 計			4,247,314.53	

(資産合計に50万の誤差)

(「農業会分割資産負債目録」昭和23年8月)

6—25の定数九名が当選し、監事は被選挙人二一名の内、表6—26の定数三名が当選した。理事の選挙ではそれぞれの被選挙人が平均的に票を獲得したが、選出された人物をみると、富沢市五郎、富岡豊作、畑中利内といった農民組

表 6-27 農業資産処理委員

氏 名	
富岡	富太郎
奥山	幸輔
富岡	豊作
畑中	利内
柳下	正三郎
田中	平治
柳下	浩三
富沢	金太郎
富沢	市五郎

(「大和町農業会資産処委員選挙会選挙録」より作成)

表 6-29 負債(イ)純財産

科 目	摘 要	金 額	分割基準
出 資 金	別紙明細 書ノ通り	円 17,380.00	0.698
積立金	基 金	1,132.37	0.698
	準 備 金	806.16	0.698
	特 別 積 立 金	10,574.14	0.698
賦 課 金 決 算 残 金 剩 余 金		3,448.63	0.698
合 計		33,341.30	0.698

〔農業会分割資産負債目録〕昭和23年8月〕

合の幹部が揃^{そろ}って選出されている。監事の選挙ではトップ当選の鈴木範重が一三七票と圧倒的な獲得票数を示した。鈴木は翼賛壮年団役員をつとめた人物であり、農協設立の主体は戦前以来の農民組合と翼賛壮年団の二つの系譜を持っていたといえよう。こうした農協役員の中から、初代の農協組合長に農民組合幹部富沢市五郎が就任したのである。

農業会の資産処理

以上のような大和町農協設立事業が行なわれると同時に、他方で大和町農業会の資産処理と大和町農協への資産引き継ぎの事業が行なわれていた。まず、昭和二十三年（一九四八）四月二九日、大和町農業会資産処理委員が選挙によって選出され、大和町資産処理委員会が結成された。委員選挙は投票総数二九五票、内有効投票二九二、無効三票で、被選挙人二四名から表6-27の九名が委員として選出された。この選出された委員をみると、農協設立発起人、農協役員と同様畑中利内、富沢市五郎といった農民組合幹部が選出されたことが注目されよう。

そして昭和二十三年九月二八日、農業会清算人、農協役員、農業会資産処理委員会の合同協議会が開催され、農業会財産分割の問題が協議された。協議会では「農業会財産分割覚書」が作成され、「財産の分割は昭和二十三年八月十四日現在の貸借対照表（分割予定日迄の推定変動額を含む）に基きこれを行ふものとする」とされた。これに対して農業会資産処理委員会は、「大和町農業会が大和町農業協同組合に財産を分割するに当り其の基準及其の方法は適正妥当であることを認め本委員会は之を承認する」とし、かくして昭和二十三年一月二三日に農業会財産分割は認可さ

表 6-30 負債(口)外部負債

科 目		摘 要	金 額	分割基準
借 用 金		別紙明細書ノ通り		
貯 金 合 計 金	据 置 貯 金		円 491.23	
	定 額 貯 金		1,175.00	
	定 期 貯 金		235,408.92	
	割 増 定 期 貯 金			
	福 徳 定 期 貯 金			
	当 座 貯 金			
	特 別 当 座 貯 金			
金	納 税 貯 金		9,831.07	
	特 別 定 期 貯 金		3,421,859.12	
	国 民 貯 金		167,185.55	
勘販 定売	未 払 販 売 品 代 金 販 売 仮 受 金		806.40	
勘購 定買	未 払 購 買 品 代 金 購 買 仮 受 金		101,695.12	
引当 金 勘定	退 職 給 与 積 立 金 減 価 償 却 積 立 金 諸 税 引 当 金 推 定 引 当 金		35,096.73	
勘未 払 定 金	未 払 貯 金 利 息		29,986.55	
	貯 金 利 息 給 付 備 金 未 払 奨 励 費		79.54	
雑 勘 定	仮 受 金 未 払 金		132,460.00	
業特 勘殊 定事	農 業 災 害 共 済 勘 定 食 糧 公 団 勘 定		77,898.00	
負 債 合 計			4,213,973.23	

れたのである。「農業会分割資産負債目録」は、表6—28—30のとおりである。

〔「農業会分割資産負債目録」昭和23年8月〕

4 高度成長下の農業

高度成長と
土地政策

占領の終了とともに占領下の法律であった自作農創設特別措置法、農地調整法、強制譲渡令を整理統合して、昭和二十七年（一九五二）一〇月、農地法が施行された。農地法は、その第一条で、「この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地取得を促進し、及びその権利を保護し、その他土地の利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする」と記されているように、自作農主義を原則としていた。また、農地の転用については、農地の潰廃^{くわいはい}は可能な限り縮小し、工場施設用地などは極力農地以外の適地を探すことなど、かなり厳しい転用統制を敷いていた。

しかし、昭和三〇年代から始まる高度成長は重化学工業を中心に資本の強度蓄積を行ない、農工間の不均等発展を激化させた。この過程で工業化あるいは都市化のための土地政策と農地政策との間に矛盾が発生し、農地法の原則が掘り崩され始めたのである。つまり、農地法の転用統制が、工場用地や住宅用地のための土地確保という国家の開発政策の邪魔となったのであり、また農地改革の時には不可欠であった農地価格の統制が、農地法の制定時に最終的に放棄されたため、農地転用の影響を受けて農地価格が農業的採算価格を越えて騰貴しはじめ、従来の農地転用方針と激しく衝突するようになったのである。このため、従来の農地転用統制を大幅に緩和した農林次官通達「農地転用許可基準の制定について」が昭和三四年に出された。以後転用統制緩和の一連の措置がとられていくこととなったのである。

大和町におけ
る農地転用

昭和三〇年（一九五五）から三四年（一九五九）の埼玉県の農地転用の実績は、許可件数が六七三
四件から一万二五八八件へと八七パーセント、面積が一九四町七反から五〇三町一反へと一五八パ

表 6-31 郡市別農地転用許可処理状況

	実 数		構 成 比	
	件 数	面 積	件 数	面 積
北足立郡市	6,810 ^件	242.5 ^町	55 [%]	48 [%]
入間郡市	1,879	82.5	15	17
比企郡市	426	21.5	3	4
秩父郡市	460	16.2	4	3
児玉郡市	307	12.5	2	3
大里郡市	634	25.0	5	5
北埼玉郡市	491	21.4	4	4
南埼玉郡市 北葛飾郡市	1,581	81.5	12	16
合 計	12,588	503.1	100	100

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に関する調査報告」昭和35年3月)

1セントの激増を示した。昭和三四年度の埼玉県下の郡市別転用許可件数、面積を表6-31からみると、北足立郡の市町村が圧倒的に多く、件数で埼玉県全体の五パーセント、面積で四八パーセントと埼玉県の転用の大半を占めていることがわかる。いうまでもなく大和町は北足立郡に属する町で、東京に隣接した町である。このため大和町は都市近郊農村の性格を反映し、また昭和二七年(一九五二)の本田技研(株)の進出にともなう土地買収など、農地転用が戦後の大きな問題の一

表 6-32 大和町の用途別農地転用面積

	公共関係		農業関係		住宅関係		工場関係		その他	
	面 積	率	面 積	率	面 積	率	面 積	率	面 積	率
昭和31年	4.824 ^反	37 [%]	0.626 ^反	5 [%]	1.614 ^反	12 [%]	5.003 ^反	39 [%]	0.806 ^反	7 [%]
32年	7.804	15	0.310	1	23.301	43	20.505	37	2.313	4
33年	10.323	24	0.209	1	11.128	26	18.629	44	2.307	5
34年	0.216		0.009		43.015	36	74.007	63	1.219	1

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に関する調査報告」昭和35年3月)

表 6-33 部落別農地転用許可面積・件数

	昭和31年		昭和32年		昭和33年		昭和34年	
	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数
A	9.200	11	37.512	91	10.707	24	24.107	30
B	0.516	4	8.409	17	29.117	27	33.220	41
C	2.211	3	7.806	24	2.312	8	60.603	15
D	1.016	2	0.506	9	0.600	2	0.606	4

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に関する調査報告」昭和35年3月)

表 6-34 部落別農家組織率

部落名	総戸数	農家戸数	農家率	
A	喜多口	553	16	2.9
	南口	596	19	3.2
	宿坂上	561	29	5.2
	浅久保	389	28	7.4
B	牛房	260	26	10.0
	漆台	169	21	12.5
	市場	99	24	24.2
	向山	53	15	28.2
C	三協	105	50	47.5
	大一	47	24	48.6
	富貴	66	35	53.0
	新揚	60	32	53.0
	西本	40	24	60.0
D	半三	30	19	63.5
	東本	51	33	64.5
	上之	46	36	77.0
	二軒	15	12	80.0
	越後	9	8	89.0
合計	3,221	475		

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に関する調査報告」昭和35年3月)

つとまった町なのである。
大和町の用途別農地転用状況をみると、農地改革後の昭和二六年（一九五二）から工場用地、住宅用地のための転用が件数、面積とも一貫して増加してゆく。工場用地のための転用は昭和三五年（一九六〇）前後から減少し始めるが、住宅用地のための

転用は現在までコンスタントに行なわれているのである。
そこで、高度成長が始まり、農地法の矛盾が顕在化しだした昭和三〇年代前半の大和町の農地転用状況をみてみよう。表6-32は大和町の用途別農地転用面積であるが、都市化にともない工場、住宅関係が圧倒的な増加傾向を示し

表 6-35 大和町における地価の推移
(坪当り価格)

部落名	昭和31年	32年	33年		34年
	円	円	前期	後期	円
喜多口	3,000	5,000	前期	3,700	12,000
			後期	8,000	
南口	5,000	8,000	前期	7,500	14,000
			後期	10,000	
宿坂上	4,000	6,000	前期	8,000	14,000
浅久保	4,000	6,000	前期	5,000	12,000
			後期	8,000	
牛房	1,000	3,000	前期	2,500	9,000
			後期	5,000	
漆台	800	2,000	前期	1,000	7,000
			後期	6,000	
市場	1,000	3,000	前期	3,000	7,000
			後期	5,000	
向山	2,000	5,000	前期	3,000	9,000
			後期	7,000	
峰	500	2,000	前期	1,000	7,000
			後期	4,000	
三協	1,000	2,500	前期	1,000	6,000
			後期	4,000	
大一	1,000	2,000	前期	3,000	4,000
			後期	1,000	
富貴揚	1,000	1,500	前期	1,000	4,000
			後期	2,900	
新生	1,000	2,000	前期	3,000	4,000
			後期	2,000	
西本村	1,000	2,000	前期	3,000	4,000
			後期	2,500	
半三池	800	1,500	前期	2,500	4,000
			後期	1,000	
東本村	800	1,500	前期	2,500	4,000
			後期	1,000	
上之郷	800	1,500	前期	2,500	4,000
			後期	800	
二軒新田	500	1,200	前期	800	3,000
			後期	2,000	
越後山	500	1,200	前期	2,000	3,000

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に
関する調査報告」昭和35年3月)

ている。この農地の転用は大和町のどの地域で行なわれたのであろうか。表6-33は部落別の農地転用許可面積・件の状況であるが、仮にAⅡ喜多口・南口・宿坂上・浅久保、BⅡ牛房・漆台・市場・向山・峰、CⅡ三協・大一・富貴揚・新生・西本村、DⅡ半三池・東本村・上之郷・二軒新田・越後山とすると、昭和三十一年(一九五六)にはAが件数、面積とも一番多いことがわかる。しかし、昭和三十三年(一九五八)になると件数、面積ともBが一番多くなり、昭和三十四年(一九五九)には面積でCが一番多くなる傾向を示す。表6-34はA、B、C、D各地域の農家率を

表 6-36 転用農地の性格

		本田技研(株)	東武鉄道(株)
貸付地	3戸		
自作地	9戸		
創設地	7戸		
自作・創設地	2戸		16戸

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に
関する調査報告」昭和35年3月)

示したものであるが、転用は農家率の低いAから高いCへと、つまり市街地から農村内
部へと進んだことがわかるであろう。

では、どうしてこのようなことが起きたのであろうか。表6-35は各部落別の地価の
推移を示したものである。みてわかるように、全体的に毎年地価は高騰している。しか
し、転用が多い地域は毎年地価三〇〇〇円から六〇〇〇円位の地域に集中していること
がわかるであろう。つまり、この価格帯の土地が転用の対象となったのである。

次に、この時期の転用農家の転用に至る経緯を、埼玉県農林部農地開拓課が調査した
五一戸の農家からみてみよう。この転用で権利取得者は、転用農家五一戸の内二一戸が
本田技研(株)で、一六戸が東武鉄道(株)であった。本田技研(株)が権利取得者となった転用農
地の性格は表6-36にみるように貸付地は三戸にすぎず、その他は従来からの自作地と農地改革によって創設された
農地であり、東武鉄道(株)が権利取得者になった農地もすべて農地改革によって創設された農地であった。これら五一
戸の農家は、何故農地改革によって創設した農地まで手放したのであろうか。本田技研(株)に土地を売った農家は、全
員売買した事由を「町の発展のためにと云うことで町長、農業委員会が中心になってこんぼうされたので売却した」
という。また、東武鉄道(株)に売却した農家一六戸中一二戸は、「周囲の農地を売却されたのでやむなく売却した」と
いう。このように大和町における農地の転用は町行政サイドと農業委員会による積極的な企業誘致と都市化政策の中
で行なわれたのであり、それは農地改革によって創設された農地まで転用の対象とするものであったのである。
農地の転用がこれら五一戸の農家にどのような影響を与えたのであろうか。また、果たして、
これらの農家はその後も農業を続けたのであろうか。表6-37は農家の経営面積の何割を転用

農地転用後の農家

表 6-37 経営規模別農家の転用農地面積

	10%未満	10~20	20~30	30~50	50~70	70%以上	合計
5反未満	戸	1戸	戸	5戸	3戸	2戸	11戸
5反~1町	3	4	3	5		1	16
1町~1.5町	4	7	3				14
1.5町~2町	6	1					7
2町以上	3						3
合計	16	13	6	10	3	3	51

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に関する調査報告」昭和35年3月)

表 6-38 代地購入状況

調査農家番号	耕作面積	売却面積	代地購入		
			面積	対価(坪当)	該地までの距離
3	反歩 14.900	反歩 1.800	反歩 2.000	円 2,500	km 3
4	15.800	1.800	1.700	2,700	3
6	23.300	500	1.200	1,200	3
7	16.100	400	400	2,700	1
11	21.400	400	1.000	2,000	0.8
13	3.200	400	300	1,800	1
15	7.900	100	900	4,000	7
16	9.800	4.300	4.000	4,000	2
18	7.600	1.200	800	2,000	2
20	13.500	1.900	2.400	2,000	1
22	20.000	600	400	3,000	3
25	22.200	1.700	2.000	1,100	1
30	8.100	1.200	1.000	1,100	1
38	12.300	2.000	1.000	2,900	1
43	10.100	3.100	田畑 1.000 1.000	田畑 2,000 2,200	2 0.5
44	12.000	2.200	500	1,200	2
45	13.400	3.600	1.500	4,000	2
46	12.700	2.800	田畑 1.000 500	田畑 1,500 4,500	2 0.3

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に関する調査報告」昭和35年3月)

したのかを、経営規模別にみたものである。これをみると、経営規模五反未満の農家は経営規模の三〇パーセント以上を転用しており、経営規模五反一町五反までの農家は三〇パーセント以下におさえていた。また、一町五反以上経営の農家は二〇パーセント以下におさえて、転用を充分規制していたことがわかる。

それでは、これら農家の直系男子家族はいかなる職業を持つに至ったのであろうか。経営規模五反未満の農家ではほとんどの直系男子は脱農化し、逆に経営規模の大きい一町五反以上の農家ではほとんど農業を継承した。問題は経営規模五反一町の農家と一町一町五反の農家であろう。経営規模五反一町の農家では、「経営農地が少ないので、子供に農業をやらすべきか、学校を出して農業以外の職業を与えるべきか迷」い、一町一町五反の農家では、「子供に農業を継承させようとする農家と、農業はあまり良い職業ではないがただ祖先からの農地であって、農業以外の職業につく能力もなかったのでやむなく農業をして来たが、子供は学校を出して、農業以外の職業を是非与えたい、と云う農家と半々で」あった。こうしてみると農業を続けるか脱農化するかは、ほぼ経営規模一町歩を境にしていたといえよう。それは表6—38の代地購入者の状況にも表れており、代地購入者は経営規模一町歩以上に集中しているのである。

農村の変貌

以上のような農地の転用を激しく行なった大和町の農業は、戦後どのように変化したのであろうか。まず、農地改革直後の昭和二十六年（一九五二）から昭和三五年（一九六〇）までの農家世帯数の変化を表6—39からみてみよう。農地改革直後に総世帯数の三四パーセントを占めていた農家世帯数は、昭和三〇年（一九五五）に二〇パーセントを切り、昭和三五年には一三・四パーセントにまで低下してしまった。この昭和三五年の一三・四パーセントという農家世帯数は、その生産する所得額からみると大和町の全産業の生産所得の二・一パーセントにすぎない。しかも、昭和三五年の二・一パーセントという額は、昭和四〇年（一九六五）には二パーセントを切

表 6-39 農家世帯数の変化

	総世帯数	農家世帯数	農家世帯率
昭和26年	1,616	549	34.0%
27年	2,264	549	24.5
28年	2,334	522	22.7
29年	2,583	519	20.5
30年	2,734	514	18.8
31年	2,834	510	18.0
32年	2,883	507	17.8
33年	2,939	499	17.0
34年	3,302	504	15.0
35年	3,549	473	13.4

(埼玉県農林部農地開拓課「農地転用に
関する調査報告」昭和35年3月)

表 6-40 産業別人口の構成

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和35年	15.9%	45.6%	38.8%
45年	4.5	47.1	48.3
55年	2.5	37.6	59.7

(資料：企画財政課)

表 6-41 専業別農家戸数の構成

	専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和25年	74.7%	13.1%	12.2%
35年	44.3	30.4	25.3
40年	42.6	29.3	28.1
45年	13.9	35.7	50.4

(資料：農業委員会)

り、一・三パーセントまで低下してしまつた。さらに、昭和三五年(一九六〇)から昭和五五年(一九八〇)までの産業別の人口の変化を、表6-40からみてみよう。ここでいう第一次産業とは、大和町では農業そのものであるが、昭和三五年に一五・九パーセントであつた第一次産業人口は、昭和五五年には二・五パーセントまで低下してしまつた。こうした戦後の産業構造の変化にともない、農家の性格も大きく変わった。表6-41は専業別の農家戸数の変化を示したものであるが、農地改革直後の昭和二五年(一九五〇)に全農家の七四・七パーセントあつた専業農家は、昭和三五年(一九六〇)に五〇パーセントを切り、昭和四五年(一九七〇)には一三・九パーセントにまで減つてしま

った。代わって、農業を主とする第一種兼業農家が三五・七パーセント、農業を従とする第二種兼業農家が半数を越えるに至った。もはや和光市は農村とは言えなくなってしまうといえよう。

第三節 復興への模索と町づくりの進展

1 戦後復興への模索

敗戦直後に進行した急激なインフレも二、三年たつといくらか弱まり、国民生活にも落ち着きが戻るようになった。昭和二三年の後半には主要物資の生産も上向き、経済復興のきざしが明確なものとなった。

えのもと、当初の非軍事化、民主化を目指すものから、日本の経済復興を促進するものへと転換していった。昭和二四年（一九四九）一月には総選挙で民主自由党が大勝し、戦後最初の保守安定政権（第三次吉田内閣）が成立した。そして、前年一二月に発表された「経済安定九原則」を受けて、インフレ収束をねらう超均衡予算が編成され、企業合理化と人員整理を伴いながら、日本経済の復興が強力に推し進められた（ドッジライン）。

ところで、昭和二四年は大和町にとっても転機となる年であった。この時期、大和町では税金の滞納がかさみ、また新制中学校建設寄附金の整理がつかないなど、町政運営には多くの困難がつきまといながらも、一方では経済復興のきざしが見えるなかで、戦後の大和町復興を模索する動きが生まれようとしていた。町役場移転はこのような動きの一つであった。

大和町が発足する以前、役場は新倉村では新倉小学校、白子村では熊野神社社務所におかれていたが、合併以後は旧白子村役場の熊野神社社務所に統合された。しかし、社務所は事務室も狹隘きょうあいで会議室もなく、このため町会は農業会議室を借りて開催される有様であった。新庁舎購入は合併当初からの懸案であり、また役場を近い将来に大和町の中央部に移すことは合併の条件でもあった。



写真 6-13 大和町役場庁舎（昭和36年当時）

このような状況のもと、昭和二十四年（一九四九）六月頃、役場庁舎購入の話が持ち上がった。物件は芝浦工作機械㈱の分館（寮）で、木造二階建の建物であった。当初、町議会は財源不足を理由に購入には慎重であった。しかし、その後銀行からの借入金が可能になり、購入価格についても大和町側の希望が通るなど状況に変化が生まれ、七月九日には購入が決定された。購入価格は一三〇万円で、うち八〇万円を頭金で支払い、残額を二年間で決済するものとされた（頭金八〇万円は銀行からの一時借入金で充当された）。購入価格一三〇万円は当時の財政規模からすると決して安いものではなかっただけに、大和町にとっては重大な選択であった（昭和二十四年度の当初予算規模は八九八万円であった）。ただその後の推移を見ると、翌年の朝鮮戦争勃発を契機に経済復興が加速し、このため町財政にも余裕が生まれ、借入金の返済、残金の支払いは順調に進んだ。

購入が決定した後、建物の改修工事が実施され、一月二三日には

役場庁舎移転の祝賀式が催された。役場移転を『埼玉タイムス』（昭和二四・一一・二七）は「大和町役場いよく完成、雨中に寿ぐ移転の祝賀」と題して次のように報道した。

大和町役場では同町白子の現庁舎から下新倉地内（元芝浦工機株式会社寮）に移転し、二四日から新庁舎で事務取扱を開始したが、二三日には高須県会議員はじめ近接町村長、名士多数を招いて移転祝賀を行なった。なお、新庁舎は県道川越街道に面し、二階建洋館、二百四十七坪の近代建築で、旧庁舎の約三倍の広さであり、町村役場では朝霞にまさるとも劣らぬ立派な建物である。

競輪場誘致運動

役場移転と同じ時期、大和町では競輪場誘致運動が展開された。大和町は敗戦まで軍需工場への依存が強かっただけに、その戦後復興には大きな困難がつきまわっていた。このような重苦しい状況のなかから浮上してきたのが競輪場誘致運動で、戦後の大和町再生をかけたこの時期の一つの試みであった。

地方自治体による競輪事業は昭和三年（一九四八）八月、「地方財政の確立」と「自転車の輸出振興」を掲げる「自転車競技法」の制定に始まった。この法律は競輪場の経営を自治体にまかせ、その収益によって戦争で疲弊した都市の復興をはかろうとするものであった。昭和三年一月、小倉競輪を皮切りに各地で競輪が開催され、ジャンルとはいえ莫大な収益を自治体に与えた。

昭和二四年（一九四九）になると埼玉県でも県営競輪場を設置することになり、大和町は川口市、所沢町村山などとともに候補地として名乗りを上げた。大和町の計画は、国際競輪場という民間会社に競輪場を建設させ、県営競輪を誘致しようというものであった。国際競輪場は競輪場を建設、管理する専門会社で、外国資本が参画していることに特色があった。国際競輪場のプランでは、競輪場（図6-3参照）は中央工業場の敷地に建設され、新倉競輪場と名付けられていた。規模は自転車競走路一周四〇〇メートル、収容人員二万五〇〇〇人で、入場者一日六〇〇〇人、

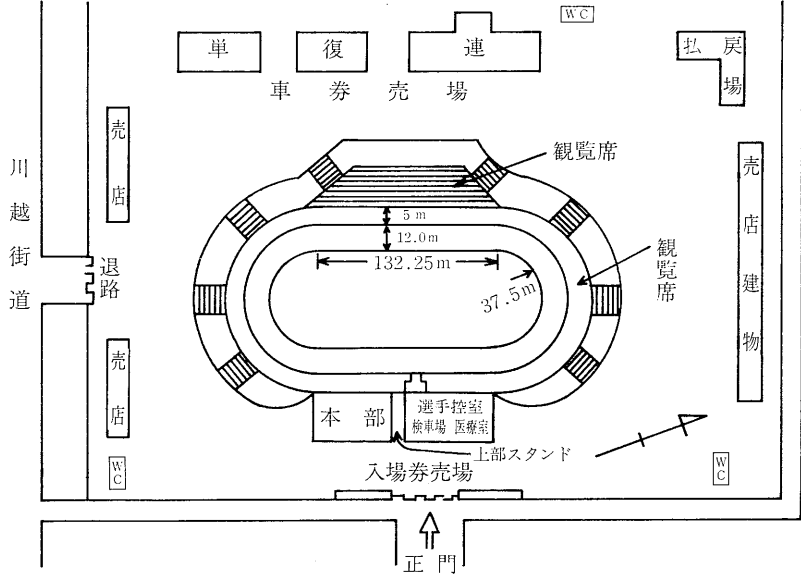


図 6-3 新倉競輪場の建設プラン

車券売上金一か月五四〇万円（一か月六日開催）が見込まれていた。車券売上金の分配は払戻金七五パーセント、主催者収入一五パーセント、国庫納付金五パーセント、その他一〇パーセントで、国際競輪協会は主催者収入一五パーセントのうち四パーセントを競輪場リース料として要求していた。そして大和町当局は国際競輪協会对して会社収入の一〇パーセントを町財政に提供しよう求めた（これは当初計画では年間約四〇〇万円にあたった）。

大和町では競輪場設置促進委員会を設置し、委員長には富沢（敬）町長、委員には町議会議長、副議長、議員があたり、積極的な誘致運動を展開した。昭和二十四年（一九四九）一二月には「競輪場誘致陳情書」を県当局に提出して、大和町に競輪場を建設する利点を次のように訴えた。

- 一、立地的に村山、川口に来る観客を誘致出来る。
- 二、建設管理者は専門会社にして将来権利的

禍根を残さないこと。

三、川口の如く、大宮競輪、浦和競馬と同日になっても共喰いとならない。

四、建設管理の人的要素が真面目で且実力があり経験を有している。

五、隣接空地並遊休設備多く将来競輪以外に発展の余地があり、県の利益になる面が強い。

また大和町の支持者であった県議会議員高須七三郎（北足立郡選出）は大和町を「日本のモノコ」にすべしとして、次のように主張していた（『埼玉タイムス』昭和二四・一一・一一）。

日本の現況は金詰まりで、外資導入の出来る企業会社は国際競輪（株）より外にない。この面で話を進め東武鉄道に一五〇〇万円ほど出資して貰うことになっている。国際競輪（株）は一億円の予算で競輪場、外人ホテル、その他歓楽街の施設を作り、日本の小モノコ式な一大国際歓楽場としてこの地方の発展に寄与したいとしている。大和町に国際競輪場ができれば、これを契機に埼玉県の貿易も紹介できるし、マニラ、台湾などの競輪選手との交流遠征も可能になる。将来日本の競輪が行き詰まることのないよう巨大な構想のもとで行ないたい。

競輪場誘致運動は半年間にわたって展開された。とりわけ昭和二四年一〇月から一二月にかけては、大和町をはじめとする関係自治体の運動が激しく、このため審議は難航し県政上の一大問題に発展したほどであった。このような状況のなかで一二月、埼玉県当局は所沢町村山に設置することを決定した。県当局は国際競輪（株）が外国資本系であることを忌避したとも伝えられ、大和町の誘致運動は結局、失敗に終わった（村山に建設された競輪場は、西武園競輪として現在に至っている）。

本田技研㈱の進出

昭和二四年（一九四九）にドッジラインが実施されると、インフレは急速に弱まったものの、一方では「金詰まり状態」のなかで中小企業が倒産し、失業者が増加するなど日本経済は停滞の相相を示した。ところが昭和二五年（一九五〇）六月、朝鮮戦争が勃発すると特需ブームを背景に景気が急速に回復し、民間企業にも活気が戻るようになった。この時期、日本経済は工業生産の上昇、輸出の増大と一気に高成長を



写真 6-14 本田技研工業㈱大和工場（現在の和光工場）

はたし、戦前の経済水準を乗り越えるまでになった。

このような経済復興のさなか、昭和二七年（一九五二）三月、本田技研㈱が大和町白子に進出し、その後の大和町に大きな変化をあたえることになった。本田技研㈱は終戦直後の昭和二年（一九四六）、浜松で設立された新興会社で、設立当初は「原動機付自転車」のエンジンメーカーであった（旧陸軍が使用していた無線機用小型エンジンを自転車に取り付けられるように改造して発売していた）。その後、車体製作にも取り組み、「ドリム号」と名付けたオートバイの生産に本格的に乗り出した。東京に進出したのは昭和二五年九月で、この時北区上十条にオートバイ車体製作工場を作った。この工場では浜松から輸送されたエンジンをオートバイに組み立て出荷しており、それだけに効率の悪いものであった。このような変則的な工程を解消しようとしたのが大和町白子への進出であった。白子では日興精機工業㈱の工場（三六〇〇坪）を買収し、ここでエンジン生産と車体製作を一貫して行なうようになった。白子工場へ進出した時期、本田技

表 6-42 本田技研(株)の規模の推移

年 度	総 売 上	従業員数
	万円	名
昭 和 23	1,400	(推定) 20
24	3,500	(") 70
25	8,300	(") 90
26	33,000	(") 150
27	243,800	1,337
28	772,900	2,185
29	597,900	2,494
30	652,500	2,519
31	788,200	2,459

(『ホンダの歩み』より作成)

なった(表6-42参照)。

ところで日興精機工業(株)にせよ中央工業(株)にせよ、本田技研(株)が買収した工場、敷地はいずれも戦前の大和町における代表的な軍需工場であった。その点で本田技研(株)の進出は戦前以来の軍事機械工業の発展を不可欠の前提とし、その遺産を引き継ぐものといえた。また、本田技研(株)の進出は大都市近郊農村としての性格をまだ強く持ち、あるいは「米軍基地の町」としての色彩を色濃くただよわせていた大和町が、内陸工業都市へと変貌する転機となるものであった。工業統計調査によると、大和町の常用労働者数は昭和二六年で六一七名、昭和二七年で一五六五名、昭和二八年で二一一五名と、その数は本田技研(株)の進出にあわせて伸張をみせ、また人口も再び上昇を示すようになった。このように本田技研(株)の進出によって、大和町は戦前の軍需工業の町から立ち直り、オートバイ工業の町としてよみがえることになった。

研(株)は売上高を三億円(二六年)から二四億円(二七年)に、従業員を一五〇名から一三〇〇名に伸ばし、経営規模を飛躍的に拡大した。

さらに昭和二八年(一九五三)一月、中央工業(株)の敷地三万坪を買収し、同年五月には大和工場を完成させた。この工場には四億五〇〇〇万円の輸入機械が導入され、企業規模は大きく拡充した。これにより売上高は七七億円、従業員は二二〇〇名となり(二八年)、その後の発展の基礎を築いた。昭和二九年から三〇年にかけては、当時の世界不況の影響を受け一時業績は低迷したが、その後は日本経済全体の高度成長とともに順調に発展をとげた。このように本田技研(株)にとって大和町は飛躍と発展の地と

工場誘致条例の制定

本田技研㈱が大工場を建設すると、大和町は工場誘致条例を制定し、これに対応した。昭和二八年（一九五三）五月、大和町議会は「大和町工場誘致条例」を次のように定めた。

大和町工場誘致条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は埼玉県における工場誘致奨励の方針に即応し、本町内に工場又は事業場（以下「工場」という）の新設を勧奨しもって産業の振興に寄与し町勢の進展を図ることを目的とする。

(奨励措置)

第二条 町長はこの条例で指定するものに対し町の各会計年度（以下「年度」という）における当該工場に係る固定資産税収納額に相当する額の範囲内で奨励金を交付することができる。

(指定の基準)

第三条 町長が指定する工場は左に掲げる規模を有するものでなければならない。

一、投下固定資産総額 一、〇〇〇万円以上

二、常時使用する従業員数 五〇人以上

第四条 (略)

(奨励金の交付期間)

第五条 第二条の規定による奨励金の交付期間は指定を受けた工場が事業を開始した日の属する年度から三年とする。

同条例は固定資産総額一〇〇〇万円以上、常用従業員五〇人以上の大工場に対して、固定資産税に相当する額を奨励金の名目で交付し、これによって事実上固定資産税を免除しようとするものであった。工場誘致条例の趣旨は新たに進出してきた大工場に対して税外上の特典を与え、これを保護・育成しようとするものであったが、これが大企業優遇の側面をもつものであったことは言うまでもない。同種の条例は、すでに埼玉県で制定されており（昭和二六年）、大和町はこれにならったものであった。ただ大和町の場合、本田技研㈱に対して一方的に優遇措置を与えてい

たわけではなかった。例えば昭和三五年の第三小学校建設の際には、大和町は本田技研㈱に対して実に二〇〇〇万円にのぼる寄附金の提供を求めた。また、同時期に持ち上がった町立工業高校建設計画に際しても、本田技研㈱より多額の援助資金を期待していた。このように大和町当局は本田技研㈱に対して、工場誘致条例の見返りともいえるものを受け取り、あるいは期待していたわけで、その意味で同条例は企業と自治体との間に、税外的な依存関係を形成する役割をはたしたともいえる。同条例は昭和三七年（一九六二）九月に廃止されるまで存続した。

財政の急伸 本田技研㈱の進出は、大和町に多額の税金をもたらした。昭和二八年度について見ると、本田技研㈱

の納税額は法人町民税二一〇〇万円、固定資産税三〇八万円にのぼった。これから誘致経費（町道新設、敷地買収費など）一一四四万円、奨励金三〇八万円を差し引いても一〇〇〇万円近い税金増となった（『埼玉タイムス』昭和二九・四・四）。このような増収によって大和町の財政規模は昭和二七年度の二八〇〇万円から二八年度の四四〇〇万円（いずれも歳入額）へと大きく拡大した。このように本田技研㈱の進出が大和町の財政にもたらした意義は大きかった。

大和町の財政は昭和二九年度から三〇年度にかけては経済不況によって停滞状態となったが、昭和三一年度からは再び上昇傾向に転じた。とくに昭和三二、三三年度の歳入額は前年度と比較してそれぞれ五二パーセント、八八パーセントの大幅な伸張を見せ、大和町当局が積極的に公共事業を推進する転機を形成した。その後、大和町の財政は昭和三〇年代後半にかけて持続的に拡大し、三年には一億二〇〇〇万円、三六年には二億二〇〇〇万円、三九年には三億七〇〇〇万円の規模にまで到達した。

ところで、このような財政の伸張を背景に大和町では昭和三〇年代半ば以降、公共事業の推進が行政の中心にすえられ、町政は大きな転換を迎えるが、その結果、財政運営のあり方にも大きな変化が生まれた。その一つが日常的な

表 6-43 地方債発行の状況(昭和34—41年)

借入年度	事業名	借入金額	借入先	年利	借入年	最終年度
昭和34年度	町立第三小学校新設事業債	10,000千円	大蔵省	年 6.3%	昭和59年度	
35	町立大和中学校増築事業債	5,000	郵政省	6.5		60
37	町立大和中学校体育館事業債	3,000	〃	6.5		57
37	役場庁舎改築事業債	5,000	大蔵省	6.5		62
38	都市下水路(中丸川)改修事業債	2,000	郵政省	6.5		58
39	ごみ焼却場建設事業債	19,000	大蔵省	6.5		49
39	白子・新倉小増改築事業債	20,000	〃	6.5		64
40	町立第四小学校用地買収事業債	18,000	埼玉銀行	7.3		50
40	町立第二中学校用地買収事業債	20,000	〃	7.3		50
41	町立第四小学校校舎買収事業債	11,000	大蔵省	6.5		66
41	町立第三小学校増築事業債	5,000	〃	6.5		66
41	都市下水路(谷中川)改修事業債	7,000	〃	6.5		61
41	公共土木施設災害復旧事業債	1,500	〃	6.5		51
41	都市下水路(谷中川)改修事業債	10,000	埼玉県	6.0		47
41	都市計画道路改良事業債	8,000	〃	6.0		47

第三節 復興への模索と町づくりの進展

地方債の発行(事実上は借入金)であった。表6-43は昭和三四年度から四一年度にかけての起債の状況を示したものであるが、大型公共事業の実施に際しては、その都度、起債がおこなわれることになった。その結果、歳入総額に占める公債費の割合は上昇し、昭和三九年度には一〇・三パーセントを占めるまでになった。

ところで、前述のような財政の拡大は、高度経済成長を背景に、全国の市町村に共通したものであったが、大和町の場合、本田技研(株)という成長企業を抱え、その恩恵を一層強く受けた。とりわけ昭和三〇年代から四〇年代初めにかけての大和町の財政はきわめて潤沢で、埼玉県下でも屈指の財政力を保持した。表6-44は昭和三〇年から四五年にかけての大和町の財政力指数を示したものであるが、昭和三〇年以降四〇年代初頭にかけて標準値を大きく上回った。このうち昭和三七年(一九六二)には財政力指数は二・〇三となり、最高値となった。昭和三〇年代後半はとくに大和町が財政的に恵まれた時期であった。

ところで、このような財政力の潤沢さは、主に法人町民税によってもたらされたものであった。図6-4は歳入総額に占める個

表 6-44 財政力指数

財政力指数	
昭和30年度	1.30
31	1.41
32	1.30
33	1.30
34	1.47
35	1.66
36	1.93
37	2.03
38	1.97
39	1.85
40	1.65
41	1.46
42	1.23
43	1.04
44	0.88
45	0.76

人町民税、法人町民税の割合をグラフで示したものである。そのうち法人町民税の割合は、本田技研(株)が大工場を建設した昭和二八年以降飛躍的に拡大し、昭和四〇年代初頭にかけて高い比率を示した。これは個人町民税の動向とは対照的であった。大和町の飛び抜けた財政力が、町民個人というよりは、主に企業活動の活発さによってもたらされたものであったことがよくわかる。

このような法人町民税の増大は、大和町の自主財源を充実させた。自主財源は地方税(町民税のほか固定資産税、たばこ消費税、電気税、ガス税など)、使用料・手数料、財産収入、寄附金、雑収入などによって構成されるが、大和町では歳入総額に占める自主財源の割合は、昭和三〇年から四〇年にかけて、全国水準を大きく上回った(表6-45参照)。自主財源の割合が五、六〇パーセント程度の市町村が多いなかで、大和町の水準は非常に高いもので、それだけにこの時期、思い切った行政運営も可能となった。

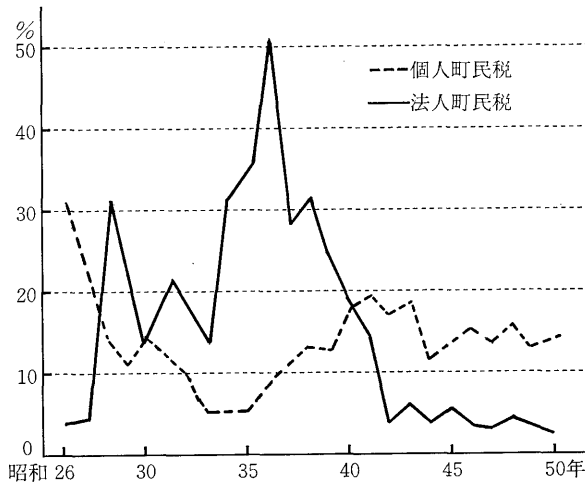


図 6-4 歳入総額に占める個人町民税、法人町民税の割合の推移

表 6-45 自主財源の割合の推移

	大和町	全国平均
昭和25年度	61%	60%
30	96	64
35	90	64
40	84	58
45	66	55

このような自主財源の大きさによって、大和町は昭和二九年度から四二年度にかけて、地方交付税の不交付団体となつた（ただし、特別交付税については交付を受けた）。

ただ大和町が比較的財政に恵まれたのも、昭和四〇年代前半までであった。昭和四二年度には歳入総額に占める法人町民税の割合は、四パーセントに急落し、翌四三年度には地方交付税（一般）の交付団体に転じた。また翌四四年度には財政力指数も初めて標準値を割つた。このように財政力が急速に低下した要因は、住民が流入し行政需要が増大する一方で、本田技研から税収が伸び悩んだからであった。これは、本田技研が昭和三〇年代後半から四輪車製造に乗り出し、鈴鹿や狭山に大工場の建設を開始したことに関係していた。本田技研にとって大和町は飛躍と発展の地であったが、地価の面からも工場拡張の余地がなく、このため四輪車製造の新工場は他地域に建設されることになつたのであった。その結果、本田技研に占める大和工場の地位は急速に低下し、本田技研からの税収も、

これにともない減少するようになった。大和町の財政はこのような動向を背景に、昭和四〇年代前半には他市町村と比較してさほど裕福なものではなくなつた。

2 戦後町政の展開

戦後町政の出発と星野、富沢（敬）町長 次に戦後の大和町の動向を町長の施策を中心にして見ていこう。敗戦直後の時期、大和町役場では軍需物資の隠匿事件や生活物資の不正配給事件など不祥事が相次いで発生した。このため大和町当局は住民からの激しい批判にさらされ、昭和二一年（一九四六）一月には富沢英一町長が役場吏員の不祥事の責任をとって辞職するにいたつた。後任町長に就任したのは星野豊蔭であった（同年三月）。



星野豊麻町長

星野は旧新倉村出身で、戦前、戦後と実業学校で教員を務めるなど町の有識者の一人であり、また旧新倉村では村議も経験していた。混乱した町政のなかで、星野が町長に推された背景には、このような経歴と経験によるところが大きかった。翌年四月には新憲法施行を前に公選による最初の町長選が実施されたが、立候補が現職の星野一人であったため、無投票で再選された。しかし、星野はこの年一〇月、病気を理由に町長を辞職した。星野が町長に在任したのはわずか一年六か月であったが、この時期は新憲法、農地改革の着手など、日本社会の転換期にあっていた。

星野の後を引き継いだのは富沢敬蔵であった。富沢は昭和二年一月、無投票で町長に選任された。富沢は旧白子村出身で、大和町発足以来の収入役であった。富沢がまず直面したのは占領政策への対応であった。富沢町長の最初の事業となったのが、新制大和中学校の校舎建設であった。建設資金の大半を町民にたよりながらも、二四年五月には新校舎を竣工させた。また昭和二三年（一九四八）三月には大和町警察を発足させ、また同年一〇月には町営による国民健康保険をスタートさせた。しかし、自治警、国保はいずれも定着せず、二六年九月には廃止あるいは休止するにいたった（ただし、国保は昭和三五年になって再開された）。このように富沢町政は占領政策の対応のなかで、試行錯誤をくり返さなければならなかった。



富澤敬蔵町長

任期の折り返し点にあたる昭和二四年（一九四九）には、町役場を移転し、また競輪場誘致運動を展開するなど、戦後の大和町復興が模索された（前述）。翌年には、朝鮮戦争が勃発したが、この戦争は、明暗二つの側面を町政にもたらした。明るい側面は、景気の上昇にともなう税収の増大であった。戦争による特需ブームは景気の回

復をもたらし、二六年には税収の増大となってあらわれた。このような税収の拡大は、次期の富沢町政で行政運営の積極化となってあらわれた。朝鮮戦争がもたらした暗い側面は、売春の横行であった。町は池袋や有楽町から押し寄せた売春婦であふれ、この取り締まりで忙殺された。

富沢町長は昭和二六年（一九五二）一〇月の町長選で再選された。前二回の町長選が無投票選挙であったため、これが大和町最初の選挙戦となった。投票結果は次のとおりであった。

富沢敬蔵（無所属） 一九四〇票

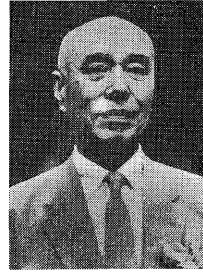
田原春雄（共産） 四三三票

この町長選では対立候補に強力な地盤がなかったため選挙戦は盛り上がりならず、このため投票率は四五・六パーセントと低率であったものの、富沢は八二パーセントの得票率をおさめ圧勝した。富沢は改選後ただちに町税完納促進運動に取り組み、税収の確保につとめた。ドッジラインによる不況とシャープ税制の重圧により納税率は大きく落ち込んでいたが、朝鮮戦争の勃発による日本経済の復興を背景に、この運動は大きな成果を収めた。これをうけて富沢が取り組んだのが小学校の増築工事であった。昭和二六、二八年には新倉小学校、二七年には白子小学校の校舍増築を実施した。この増築工事は、第二期富沢町政の最大の事業とってよかった。

また任期半ばの昭和二八年（一九五三）には本田技研が中央工業㈱の敷地を買収して大工場を建設し、大和町に転機をもたらした。本田技研の進出は、大和町に大きな税収を生んだ（前述）。このような税収を背景に、昭和二九年（一九五四）には大和中学校の建設資金の町民への返還が決定された。

富沢（英）町長 のカムバック

町長選は、昭和二〇年代には無投票選挙や有力な対立候補のいない無風選挙が続いたが、三〇年代になると一転して激しい選挙戦となった。これは二〇年代後半に本田技研が進出して町財政が拡



富澤英一町長

充し、町政の重要性が高まったことと無関係ではなかった。昭和三〇年（一九五五）一〇月、富沢（敬）町長の任期満了にともなう町長選が実施された。立候補者は三選を目指す富沢（敬）と初代大和町長の富沢（英）ら三人であった。富沢（敬）、富沢（英）ともに旧白子村出身で、本家を同じくする遠戚関係にあったため、「骨肉相喰む選挙戦」と評された。選挙戦の争点は、積極的に公共事業を展開しようとする富沢（敬）町長の

町政運営のあり方にあった。富沢（敬）は立候補にあたり第三小学校の建設、都市計画の早期実現、第二次工場誘致の推進、白子川改修の実現、完全衛生都市の実現など六項目の公約を掲げた。これらの公約は本田技研からの税収をたよりに構想されたものであり、またこのような公共事業の推進は、商工業者を中心とする町議会の多数派によっても支持された。ただ国政レベルではこの当時、世界不況のおおきい環境にあった。そのような点で富沢（敬）の公約は当時としては先取りのものであった。これに対して富沢（英）は、公共事業の拡大は行政の利権化をもたらすとして批判的であった。富沢（英）の町政のイメージは戦前型の保守的なものであった。選挙の結果は次のとおりであった。

富沢英一（無所属） 二七七〇票

富沢敬蔵（無所属） 一三九〇票

増田昇（無所属） 三九九票

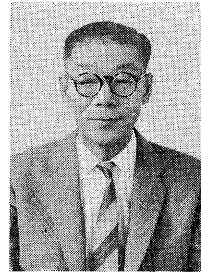
結果は富沢（英）の圧勝であった。町民は積極的な公共事業の推進よりは、堅実な町政運営を望んだと言える。ところで富沢（英）の当選は、一方では公職追放解除組の復帰を意味していた。富沢（英）は戦時下の町長として占領直後にその責任を問われて公職追放の適用を受けており、その後講和・独立を機会に公職追放を解除され、この年の町長

選に出馬したのであった。ただ富沢(美)の当選はもはや、戦前の軍国主義の復活を意味するものではなかった。最初の施政方針演説で富沢(美)は次のようにその抱負を明らかにした。

私は戦時中の町長として町民各位に戦争の犠牲を強いてきた。当時の国策とはいえ申し訳ない。新しい時代の町長として真に民意を盛り上げた町政、町民のための町政を行ないたい。民主主義に徹した政治を行なうことで、大和町民に対して戦時中の申し訳をしたい。

当選後の富沢(美)町長の町政運営は、公約通り堅実なものであった。最初の自前予算である昭和三一年度予算編成では、前年度の当初予算額から四〇〇万円減額した三五〇〇万円を計上しただけであった。それでも当時、国家予算では緊縮財政が続き、また日本経済も必ずしも安定したものではなかったため(例えば、当時大和町役場内では本田技研倒産のうわさ話が広がっていた)、新町長の予算編成のあり方に町議会からも大きな反対はなかった。しかしこの昭和三十一年(一九五六)の後半は日本経済の景気回復も急で、高度成長へと飛躍しようとした時期にあたった。そのためこの年の大和町税収は予想以上の伸びを見せ、決算時では歳入四四〇〇万円に対し、歳出三六〇〇万円、差引七〇〇万円余の剰余金を出すことになった。

このため、昭和三二年度予算編成では町政運営のあり方をめぐって町長と町議会は大きく対立することになった。町長は当初予算で三七五〇万円を計上したのに対して、町議会はさらに四六〇万円の増額を要求し、その結果あらためて予算を再編成する事態となった。消極的ながらも堅実な町政運営を行なおうとする町長に対し景気の上昇にともない公共事業を推進し、積極的な施策を行なおうとする町議会が対立した結果であった。この時期、町議会の議員構成は大きく変り始めていた。戦前は伝統的な農業経営者や地主など部落有力者が多かったが、戦後には商工業者の占める比重が大きくなり、建設業者を中心に積極的な行財政運営が主張されるようになっていた。予算の修正が決まると



柳下浩三町長

富沢(英)町長はいったん辞表を提出し、その後議会から慰留されるなかで急逝した。

柳下(浩)町長の登場

富沢(英)町長の死去にともなう町長選は、昭和三二年(一九五七)五月に実施された。立候補者は柳下浩三、高橋利彦の

二名であった。柳下(浩)は戦前には旧白子村助役、産業組合理事長、警防団長などを歴任し、戦後には農業委員会委員長、町議会議員を務めるなど、農村地域を代表する

有力者であった。一方、高橋は米穀商で戦後に町議会議員、副議長を務めており、新興の商工業者の支持をバックにしていた。柳下(浩)と高橋の対立は、町政の主導権をめぐる伝統的な農業経営者・旧地主層と、新興の小商工業者の対立を意味していた。現職町長の死去にともなう選挙戦だけに、双方から円満な町政の実現が訴えられた。投票日は五月二六日で、投票率は六九・六パーセントであった。投票結果は、

柳下浩三(無所属) 二五九六票

高橋利彦(無所属) 一八七五票

で、大差をつけて柳下(浩)が当選した。選挙戦の様相を『埼玉タイムス』(昭和三二年六月二日)は次のように報じた。

高橋氏はあくまで農村の切り崩しを狙い突進したが、農村の結束は強く、せいぜい氷山の一角を切り崩した程度で、かえって市街地の浮動票を柳下氏にさらわれてしまった。

町長選の結果は、農村地域だけでなく、全町的な支持が柳下(浩)に集まったことを示していた。

柳下(浩)は町長に当選すると、ただちに簡易水道の敷設と第三小学校の建設を当面の行政課題にかかげた。この頃日本経済は高度成長の時代に入り、国政レベルでは「一〇〇〇億円減税、一〇〇〇億円施策」という言葉に示されるように積極的な施策が講ぜられようとしていた。柳下(浩)町長の政策はこのような動きに対応して、大和町でも公共

事業を行政運営の中心にすえ、生活施設、教育施設を建設し、地域社会の整備をはかろうとするものであった。町議会でも簡易水道敷設特別委員会と第三小学校敷地獲得特別委員会が設置され、それぞれ活動を開始した（昭和三二年八月）。水道事業にせよ第三小学校建設にせよ当時の大和町の重要な行政課題であった。まず水道事業については、当時広く利用されていた浅井戸が枯渇をはじめ、その必要性が増大しつつあった。昭和三二年度には近隣自治体の簡易水道事業を現地視察するなど調査準備が進められ、翌三三年度から工事が開始された。この工事には当時の町予算の五六パーセントが投入され、柳下（浩）町政が全力を傾ける事業となった。昭和三四年（一九五九）四月、浅久保浄水場が完成し、駅前地区や白子地区の一部で給水が開始された。ただ簡易水道事業は町民の一部だけを対象としたものであったため、その後さらに全町民を対象とした上水道事業へと発展していった。上水道事業は昭和三六年度から三九年度の間四年継続事業として立案され、柳下（浩）町長の任期満了直前の昭和三六年（一九六一）四月、計画がスタートした。

一方、第三小学校の建設は富沢（敬）町長の時期からの課題であったが、敷地問題が障害となって行き詰っていた。町議会の敷地獲得特別委員会は敷地の確保を目指して活動を開始し、昭和三三年七月になって旧日米金属俵の工場敷地の借地権を譲りうけることでこの難問を解決した。次の問題は建設資金の工面であったが、これは本田技研俵より二〇〇〇万円に及ぶ寄附金をうけて工事に着工することになった。第三小学校は昭和三五年（一九六〇）五月、完成した。第三小学校の建設がすむと、昭和三五年から三六六年にかけては小、中学校のプール建設と大和中学校の増築工事に取り組んだ。そのうち大和中学校の新校舎は特別教室を中心としたもので、第三小学校に次ぐ二番目の鉄筋校舎であった。

柳下（浩）町長が町政を担当した昭和三二年から三六六年にかけての時期は、政治的には安保闘争や岸内閣退陣に見ら

れるように不安定な時期であったが、経済的には神武景気、岩戸景気が続き飛躍的な発展をとげた時期にあたり、これにともない町財政も大きく伸張した。このような町財政の拡充を背景に、簡易水道の敷設や第三小学校の建設などが推進されたわけで、大和町の町づくりは大きな進展を見せた。また町の行政運営の面でも、公共事業の推進が中心に据えられ、地域行政のあり方は大きな転換を迎えた。

昭和三十六年（一九六一）五月、柳下(浩)町長の任期満了にともなう町長選が実施された。立柳下(浩)町長の再選

候補者は柳下浩三、鎌田良賢ら三名であった。柳下(浩)は再選を目指しての出馬であった。

一方、鎌田良賢は天台宗地福寺の住職で、戦前から戦後にかけて方面委員、民生委員を務めるなど、大和町を代表する有識者の一人であり、柳下(浩)同様に旧白子村出身であった。これで昭和三〇年以来三回連続して旧白子村出身者同士の選挙戦となった。「政治家でもなければまた金力や権力の背景もない」と評された鎌田が出馬した背景には、町長選の直前に発生した汚職事件が大きく影響していた。この事件は簡易水道敷設工事にともない町議会関係者が取り調べを受けたもので、これに反発した元教育委員や一部町議会議員が「町を明るくする会」を結成し、鎌田を担ぎ出すことになった。このため選挙戦は「町政の継承的発展」（柳下）か、「町政の一大刷新」（鎌田）かをめぐるとなった。

投票は五月一四日に行なわれ、投票率は七一・八パーセントとこれまでの最高を示した。開票の結果、

柳下浩三 三三五〇票

鎌田良賢 三二七一票

荻原佑介 六九票

で、わずか七九票差で、柳下(浩)の再選が決定した。昭和三二年以来柳下(浩)町長は、経済成長と飛躍的な財政増を

背景に簡易水道の敷設、第三小の建設など生活施設、教育施設の整備を積極的に推進した。しかしその下では町議会で汚職事件が発生し、柳下(浩)町政は功罪両面をかかえることになった。これに対する町民の対応は一方で厳しい批判を示しながらも、その継続を支持するものであった。

柳下(浩)町長は再選されると、引き続き公共事業を推進した。当選直後の課題は、任期満了直前に着手した上水道事業を推し進めることであった。この上水道事業は昭和三十九年(一九六四)に完成し、ここに全戸給水体制が完成した。このほか生活施設としては、昭和三十九年にし尿処理場(朝霞町)、翌四〇年にはごみ焼却場が建設された。し尿処理場は化学肥料の普及と人口増加にともない昭和三五年頃からその建設が住民から求められていた。そして昭和三六年末になって、朝霞地区四町の組合立で建設することが決定されたが、用地難や朝霞町住民の反対によって建設は大幅に遅れ、ようやく三十九年に完成したものであった。またゴミ焼却場の建設はゴミ処理方法としてはそれまでの埋立方式からの転換をはかるものであったが、用地に恵まれ、建設は比較的スムーズに進展した。

一方、教育施設では昭和三十九年に白子、新倉小学校の木造校舎が取りこわされ、ピロティ式の鉄筋校舎が建設された。また第四小学校が建設され、昭和四〇年(一九六五)四月に開校した。学校の設備の充実化も急ピッチで進められ、昭和三七年(一九六二)には大和中学校に体育館が建設された。さらに昭和三六年から小学校で、三九年からは中学校で給食施設が整備された。

また、生活施設、教育施設と並んで居住環境の整備も推進された。昭和三七年から三十九年にかけての三か年継続事業として中丸川の改修工事に取り組まれ、大雨の際の駅前への浸水防止がはかられた。またその他の事業としては昭和三八年(一九六三)四月に、町制施行二〇周年記念事業として役場新庁舎が建設された。

ところで、昭和三六年から四〇年にかけての第二期柳下(浩)町政の時期は、昭和四〇年代以降の大和町のあり方が

準備された時期でもあった。それはオリンピック選手村問題を契機にモモチ地区の一部返還が最終決定し、理化学研究所とともに、西大和団地の建設が始まったからであった。西大和団地は昭和四一年（一九六六）に完成し、四〇〇人余りの新住民が一举に流入した。これは全人口の一五パーセント近くを占める割合であった。またこの直後には諏訪原団地の建設も始まった。大和町はこの時期を転機に東京近郊の小工業都市から東京のベッドタウンとしての性格を強く持つにいたる。ただこのような転換が現実化する前に、柳下（浩）町長は退陣し、八年間にわたる町政に終止符を打った。

町議選の動向

次に町議選の動向について見てみよう。議会は敗戦直後の時期、新しい政治の動きにほとんど対応できないでいた。工場労働者を中心に開催された町民大会（昭和二二年一月）では「町会議員の活動に於ては全く停止の状態にあり、かゝる不誠意は我々町民を害し窮乏と不安に陥し入れる」と町議会は激しい批判にさらされた。このようななかで町議会は戦後最初の統一地方選（昭和二二年四月）を迎えた。改選にあたっては、戦争責任をとる形で現職議員全員が立候補を見送ったため、立候補者の顔ぶれは一新した。町議選は四月三〇日に実施された。当選者と得票数は次のとおりであった（有効投票数三四四票、投票率七七パーセント）。

一九五	天野 祐雄	一五一	白水 万里	一三一	大原 藤吉	一一四	富沢市五郎
一七二	笠間 四六	一四九	加山伝三郎	一二九	小池 金作	一一〇	柳下 正則
一七二	高橋 利彦	一四七	高橋 勇吉	一二七	井口億太郎	九〇	井口 正三
一五六	加山大二郎	一四四	富岡佐右衛門	一二三	田中 花子	八三	山田 智憲
一五三	吉田 俊一	一三七	清水 松三	一一六	池上 忠良		
一五二	野沢栄之助	一三五	田中 憲二	一一四	栗原富太郎		

当選者の特色は全員が新人であったこと、田中花子が当選し、初の女性議員が誕生したこと、などであった(田中は下新倉の地主の出で、当時大和中学校の教師をしていた。選挙では教員組合の応援を受けた)。また戦前と比較して商工業者が進出したのも一つの特色であった。ただ当時、生産管理など激しい労働運動を展開していた中央工業(株)の労働組合からは当選者は生まれなかった。このように戦後最初の町議選にはいくつかの変化が見られたが、反対に変わらなかったのは、当選者のほとんどが農業者、商工業者など自営業者で、さらに無所属議員であったことである。選挙運動は戦前と同じように個人を中心に行なわれ、さらに部落や地域と一体となって進められた。町の政治活動は地域利害と密接に関係し、政党とは無縁であった。このように末端レベルにおける政党組織の未成熟さは、戦前から戦後に引き継がれた政治的遺産の一つであった。

戦後第二回の町議選は昭和二十六年(一九五一年)四月二三日に実施された。有権者は五五〇一名で、投票率は九〇・二パーセントであった。当選者と得票数、当選回数に次のとおりであった。

二七四	大野 忠利①	一九〇	相枝 治朗①	一六九	石田 栄一①	一五七	栗原富太郎②
二七一	清水 松三②	一八五	加山伝三郎②	一六八	池上 忠良②	一五六	鳥飼 新一①
二六四	吉田 俊一②	一八三	鈴木藤四郎①	一六七	高橋 勇吉②	一四二	豊田 秀造①
二三三	星野 豊麻①	一八三	加山大二郎②	一六一	富沢市五郎②	一三九	加藤源太郎①
二一三	高橋 利彦②	一八二	白水 万里②	一六〇	金子 豊吉①		
二〇八	斎藤 正次①	一七三	富沢 求近①	一五九	相馬 武義①		

前回の選挙以来四年が経過し、その間地域経済の復興も進展し、新たな地域有力者が生まれようとしていた。この選挙では一二名の新人議員が当選し、議員の顔ぶれは半数以上が入れ替わった。また当選議員の職業を見ると、商工

業者一名、農業一〇名、その他(牧師)一名で、商工業者が半数を占めた。

戦後第三回、第四回の町議選は、それぞれ昭和三〇年(一九五五)四月三〇日、三四年(一九五九)四月三〇日に実施された。このうち、戦後第三回の町議選の有権者は六六四三名、投票率は八一・一パーセントであった。当選者と得票数、当選回数(補欠当選も含む)は次のとおりであった。

三四五	加山大二郎③	二三四	柳下	潔①	一九三	金子	豊吉②	一四三	富沢市五郎③
三〇九	大畑 愷啓①	二三一	大野	忠利②	一八六	池上	忠良③	一四二	本橋 次郎①
二七五	金子徳太郎①	二二八	柳下	浩三②	一八一	本橋	左門①	一三七	野沢栄之助②
二六五	柴崎 タマ①	二二六	星野	豊麻②	一七八	栗原富太郎③		一三四	鈴木藤四郎②
二五五	久保九十郎②	二二三	斎藤	正次②	一六四	豊田	秀造②		
二四〇	吉田 俊一③	二二一	加山伝三郎③		一六二	高橋	勇吉③		

戦後第四回の町議選の有権者は八一二〇名、投票率は八三・四パーセントであった。当選者と得票数、当選回数(補欠当選も含む)は次のとおりであった。

五〇六	加山大二郎④	二八八	川畑嘉年助①		二四八	山田安居郎①		二二四	金子徳太郎②
四〇三	富沢 実①	二八六	米倉	雅子②	二四八	池上	忠良④	二二四	清水 喜平①
三四九	萩原 信之①	二七七	本橋	左門②	二四三	富岡	九内②	二〇五	野沢栄之助③
三一五	五十嵐 寿①	二七三	岡田保太郎①		二四二	清水	松三④	二〇三	本橋 次郎②
二九八	斎藤 正次③	二六五	柴崎	タマ②	二三八	長谷川武雄②			
二九七	柳下 潔②	二六〇	大畑	愷啓②	二三五	柳下	平作①		

新人議員の進出は三〇年選挙で六人、三四年選挙で八人にとどまり、議員の顔ぶれも固定化の傾向を示すようになった。当選議員の職業を見ると商工業者が一五名を占め、農業従事者（六名）を大きく上回った。このように議會を職業構成で見ると、商工業者（それも自営業者）が多数を占めるようになった。またこの時期、本田技研㈱が大工場を建設し、関係従業員も増加したが、本田技研㈱の関係者が町議會選挙に立候補することはなかった。

安定する政治構造

敗戦直後の混乱も収まり、経済復興のきざしが見えると、国政レベルでも新たな戦後政治の骨格が現われ始めた。昭和二四年（一九四九）一月の総選挙では民主自由党が大勝利し、その後の保守安定政権の基礎を形成した。埼玉県第一区では、敗戦直後の時期こそ候補者が乱立し、星雲状態であったが、昭和二〇年代後半から三〇年代初頭にかけての総選挙で政治地盤は保守三派、革新三派に整理、統合され、この保守六派によって総選挙が争われた。保守系では昭和二四年一月の総選挙で福永健司、大泉寛三、昭和二七年一〇月の総選挙で松永東の政治地盤が形成された（福永は大宮市、松永は浦和市、大泉は川口市をそれぞれ主要な拠点とした。なお大泉の地盤は、後に一時期高石幸三郎が引き継いだ）。

保守系が拠点地域の相違を背景に三派を形成したのに対して、革新系は労働組合系列の相違を背景に三派を形成した。革新系は敗戦直後の時期は松永義雄、川島金次、井堀繁雄など社会党右派、中間派が中心であったが、昭和三〇年代初頭に新たに左派の柏正雄が進出し、井堀（右派）、川島（中間派）、柏（左派）の三派が形成された（後に川島の地盤は畑和に引き継がれた）。一方、共産党は昭和二四年一月の総選挙で第二位当選をはたし、社会党に対抗する勢力を形成した。しかしその後はレッドパージにより活動は低迷し、昭和三〇年代にかけて暗い谷間の時代を迎えた。

大和町について見ると、昭和二四年一月の総選挙までは社会党の支持者が圧倒的に多い地域であったが、この選挙をきっかけに民主自由党など保守政党の支持者が増大し、わずかながらも保守系の支持者が革新系の支持者を上回る

表 6-46 総選挙における主要候補者の得票数

総選挙実施年月	候補者		候補者		候補者	
昭和24年1月	福永 健司(民自) 772票①		大泉 寛三(民自) 50票④	井堀 繁雄(社会) 243票⑦	川島 金治(社会) 485票⑧	渡辺 義通(共産) 321票②
27年10月	福永 健司(自由) 742票①	松永 東(自由) 686票③	大泉 寛三(自由) 533票④	井堀 繁雄(右社) 526票⑤	川島 金治(右社) 871票⑧	
28年4月	福永 健司(自由) 758票①	松永 東(鳩自) 645票④	大泉 寛三(自由) 356票⑤	井堀 繁雄(右社) 678票②	川島 金治(右社) 825票⑧	
30年2月	福永 健司(自由) 884票②	松永 東(民主) 1037票①		井堀 繁雄(右社) 545票④	川島 金治(右社) 989票⑧	正雄(左社) 304票⑤
33年5月	福永 健司(自民) 985票①	松永 東(自民) 1242票②	高石幸三郎(自民) 484票③	井堀 繁雄(社会) 823票⑤	畑 和(社会) 774票⑥	正雄(社会) 524票④

候補者の各欄のうち、上段は候補者氏名・所属政党、下段は大和町での得票数・埼玉県第1区での得票順位(白抜き数字は落選)を示す

勢力地図が出来上がった。そしてこの勢力地図はその後昭和三〇年代全般にわたってほぼ続くことになった。

ところでこの時期の大和町での選挙動向を見ると、その特色は特定候補者との結びつきが弱いことであった。表6-46が示すように各候補者の大和町での得票数は埼玉県第一区全体の得票数の縮図のような観を呈した。これは昭和一〇年代前半、新倉村が政友会、白子村が民政党と結びつき、またそれ以前には道路村長といわれた鈴木左内新倉村村長が政友会の代議士泰豊助の地盤をつくりあげたのとは対照的な姿であった。戦後の大和町では、強力なリーダーシップを発揮する政治家に欠け、政治がいくつつかの小勢力の協調によって推し進められたことをうかがわせるものといえよう。

3 地域行政の進展

ゴミ行政の開始

敗戦後に制定された新憲法は国民主権の原則を掲げ、国会の多数派政党が内閣を組織するという議院内閣制を定めた。このような議会政治の確立は、必然的に政党の手足となって活動する自治体の首長や議員の地位を高め、地方自治の強化を求める声を強めた。憲法制定と同時に推進された地方制度改革との定着は、このような自治体側の要求に対応するものであった。

ところで地方自治体の権限が強化されると、自治体内部では住民の要求に積極的に対応しようとする姿勢が生まれ始めた。経済復興の順調な進展と地方財政の伸張は、このような方向性を強める結果となった。大和町でも昭和三〇年代に入ると、住民のニーズに根づいた地域行政が次々と開始され、自治体として大きな成長を遂げることになった。その最初のあらわれが、ゴミ行政の展開であった。ゴミ行政は個々の住民に対するサービスという性格を持つという点で、それまでの行政にない新たな側面をもつものであった。また個々の住民生活に密接な関係をもつという点では、強い自治性を必要とするものでもあった。ゴミ行政の開始は、それまで国家行政の下請けの性格が強かった町村行政が、一つの転換を示すものであった。

大和町がゴミ行政に着手する直接の背景となるのは、昭和二九年（一九五四）四月に清掃法が制定されたことであった。清掃法は「市町村は……汚物を、一定の計画に従って収集し、これを処分しなければならない」と規定し、市町村に対してゴミ処理を義務づけた。清掃法以前におけるゴミ行政の基本法は、明治三三年（一九〇〇）に制定された汚物処理法であった。この法律は「市ハ……汚物ヲ清掃シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ」とあるように、原則的には市に対してのみゴミ処理を義務づけていた。清掃法の制定は、その点で町村行政に大きな転換をもたらすものであ

表 6-47 ごみ収集量の推移

		ごみ収集量 (年間)
昭和	33	840 ^t
	35	1,524
	40	5,229
	45	13,334
	50	9,861
	55	11,623

取引の対象となっていたため、町役場が自らその処理に乗り出す必要はまだなかった。このため清掃事業はゴミの回収とその処理を中心に実施された。

当初のゴミ回収は、町内全域で実施されたわけではなかった。ゴミ回収が実施されたのは市街地域だけで、この地域は特別清掃地域と呼ばれた。国が定めた清掃法施行令では、特別清掃地域の選定基準として人口密度二〇〇〇人以上の指標を設定していた。当初の特別清掃地域の面積は二・一〇平方キロメートルで、大和町全体の約五分の一にあっていた。

大和町役場では昭和三〇年度予算でゴミ収集車を購入し、専従ゴミ職員をおいて昭和三〇年一二月よりゴミ回収を開始した。当初ゴミ回収は週二回実施されていたが、昭和四〇年から週三回となった。また特別清掃地域もその後拡大され、昭和四一年（一九六六）四月には町内全域が指定されるにいった。ゴミの収集量が史的に明らかになる

清掃法が制定されると、大和町では昭和三〇年（一九五五）三月、清掃条例を制定し、ゴミ回収の準備にとりかかった。清掃法が制定された当時の大和町では、ゴミが空地に投棄されいたるところにゴミの山が築かれていた。この頃、戦後の経済復興が一定レベルまで到達し、住民生活が物質的に豊かになり始め、従来家庭内で処理されていたゴミが家庭外にまではき出されるようになっていた。それだけに大和町では、清掃業務の開始は差し迫った必要性におかれていた。

ところでこの時制定された清掃法、あるいは大和町の清掃条例は、ゴミだけでなくし尿も処理の対象としていた。しかし、し尿は当時農業肥料として利用され、一般業者の

のは、昭和三十三年（一九五八）以降で、その推移は表6―47のとおりである。

一方、回収したゴミの処理方法は当初は埋立方式がとられ、埋立地の確保が町当局の大きな課題となった。埋立地は空地をもつ近在の地主と契約し確保していたが、その後次第に適当な場所が少なくなった。このためゴミの処理方法としては、埋立てから焼却へと転換することになった。昭和四〇年（一九六五）四月には焼却能力一日当り三〇トンの焼却場が建設された。その後昭和四七年（一九七二）一〇月には焼却能力一日当り六〇トンの焼却場が新たに建設された。

なお現在国では、ゴミの多様化とその処理責任を明らかにするため、昭和四五年（一九七〇）一二月、清掃法に代わる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定された。和光市でもこれをうけて昭和四七年九月「和光市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を定めて、これに基づいてゴミ行政を実施している。

水道の敷設

経済復興とそれに引き続く高度経済成長の展開は、地方財政を伸張させ、町村レベルでも大規模な公共事業を推進することが可能となった。高度経済成長がまさに始まろうとする昭和三〇年代初頭、大和町政において公共事業の中心的な柱となったのが水道事業であった。水道行政の開始は、ゴミ行政の展開に次ぐ町政運営の新たな姿を示すものであった。

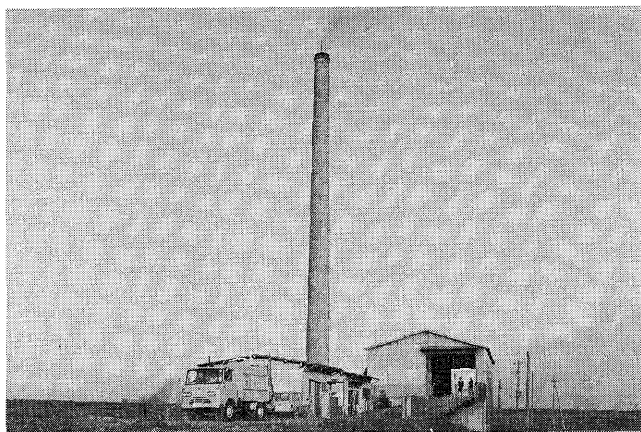


写真 6-15 ゴミ焼却場（昭和43年当時）



写真 6-16 水道管敷設工事

水道事業に着手したのは、昭和三二年（一九五七）五月に当選した柳下（浩）町長であった。水道の敷設は町長選の公約となっていた。当時、町民は浅井戸を掘って取水していたものの、駅周辺などでは水の枯渇が始まっており、水道事業の開始は町民の大きな要望となっていた。また周辺の町村でも、この時期水道事業に取り組むところが現れはじめていた。

昭和三二年八月、町議会は水道建設特別委員会を設置し、周辺町村の水道事業の現地調査などを開始した。そして昭和三三年度には当初予算総額四八四一万円のうち簡易水道予算に二七三〇万円を計上するなど、町財政の総力をあげて水道事業を推進することになった。簡易水道というのは給水人口五〇〇〇人以下の小規模水道であるが、給水の内容において一般の上水道と異なるものではなかった。ただ簡易水道の建設には国や県からの補助金が付き、町の負担が少なくてすむというメリットがあった。工事は昭和三三年（一九五八）九月から開始され、翌三四年四月に竣工した。この時、浅久保浄水場が完成し、白子地区の一部、浅久保地区、駅前地区駅北部を対象に給水が開始された。給水人口五〇〇〇人、一日最大給水量七五〇立方メートルであった。また三五年度には市内小、中四校でプールが開設されることになり、この年六月には簡易水道の拡充工事が実施され、給水人口八〇〇〇人、一日最大給水量二〇〇〇立方メートルに変更された。

ところがこの時期、簡易水道による給水の対象外となった地域でも地下水が低下し、あるいは水が枯渇するなど家

庭用井戸による取水事情は年々悪化し、水道事業の拡大は町民の切実な要求となった。また保健衛生の面からも、水道の必要性は大きな問題となった。当時の大和町の水事情は、次の「上水道工事施工理由書」にうかがい知ることができる。

昨年（昭和三十六年）の初期より井戸水の濁水が甚だしく供給の便ある井戸は約二〇世帯に対し一井ぐらいで、従前より臨時給水の請願書が周辺の住民たちより数多く提出されているが、昭和三十六年六月頃よりとみに井戸水が濁水し、飲料水の欠乏甚しく、斯かる状態が長びけば公衆衛生の点からは勿論の事、周辺の住民

文化生活の基礎を確立し

大和町簡易水道通水

柳下町長歴史的スイッチを押す



簡易水道の完成を報じる「埼玉タイムス」(昭和34年4月)

一十有余人の人命に迄深く影響することは必然的であり…(略)…

ところで昭和三十五年（一九六〇）一二月、全町に給水できる上水道計画が推進されることになった。上水道工事は昭和三十六年度から三十九年度にかけての四か年継続事業として実施され、昭和三十九年（一九六四）八月に完成した。この時、酒井浄水場が新設された。四年間の総工事費は一億六五〇〇万円にのぼった。ところで上水道事業は当初、給水人口二万七〇〇〇人として計画されたが、西大和団地の建設にともない工事途上で、給水人口三万四〇〇〇人に拡大され、完成をみた。上水道工事完成にともない従来の簡易水道との統合が行なわれた（昭和四〇年三月認可）。これ

により給水人口四万二〇〇〇人の全戸給水体制が完成した。その後さらに拡張事業が重ねられ、第五次拡張事業においては、広沢原浄水場が新設された(昭和四四年一月)。これにより給水人口五万八〇〇〇人、一日最大給水量一万七四〇〇立方メートルになった。

ところで大和町には荒川という大河川が存在したものの、地下水が比較的豊富であったため、水道の水源としてはもっぱらこの地下水が使用されてきた。昭和四五年当時で口径二〇〇ミリメートルから三五〇ミリメートル、深さ一四〇メートルから二〇〇メートルの深井戸一〇本が掘られ、そこで取水のうえ三か所の浄水場(浅久保、酒井、広沢原)に集められていた。ところが増加する使用水量に対し、地下水位は年々低下をたどり、昭和四〇年代後半には大きな転換を余儀なくされることになった。それは水源を地下水から表流水に変更しようとするものであったが、この動向については後にあらためてふれる。

し尿処理場の建設

し尿処理が町政上の重要課題となるのは、昭和三〇年代半ばであった。この時期、住宅や工場建設にともない居住人口、就業人口が増加する一方で、農地の宅地化や化学肥料の普及によって、農家のし尿需要が急速に減少するようになった。このため、汲み取りされたし尿の大部分は河川や用水、あるいは空地や山林に不法に投棄される事態が生まれた。このような不法なし尿投棄の横行は、地域社会に深刻な問題をもたらした。すなわち、伝染病の多発であった。昭和三〇年から三五年までの伝染病の発生件数は朝霞地区四町で一〇八九件、そのうち死亡者は四六名に及んだ。このため新たなし尿処理方式の導入が行政上の緊急課題となった。そこで浮上してきたのが大和・朝霞・新座・足立の朝霞地区四町によるし尿処理場の建設であった。

し尿処理場の建設問題は昭和三五年初頭から検討が始まり、翌三六年(一九六一)一二月になって、朝霞地区し尿処理組合が発足した。し尿処理組合は四町で構成され、管理者には並木新座町長、副管理者には柳下大和町長、川合

朝霞町長、小山足立町長が就任した。また組合議会の議長には渡辺朝霞町議会議長、組合議員には各町議会から五人ずつが選出された。し尿処理組合のような広域行政を処理する団体は一部事務組合と呼ばれ、法人格をもつ自治団体とみなされていた。第一回の組合議会は翌三十七年（一九六二）二月に開催され、処理能力一日七二キロリットルのし尿処理場を建設することが決定された。この処理能力は昭和五〇年における四町将来推定人口を一二万一〇〇〇人と

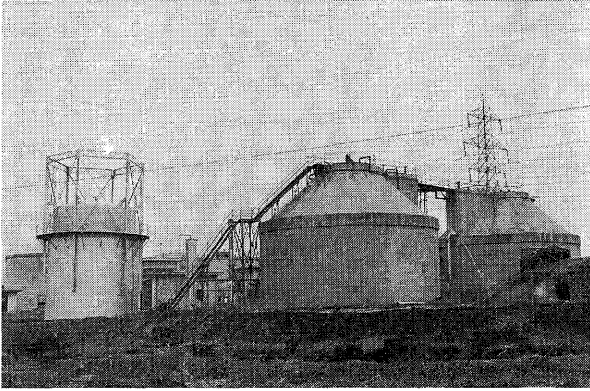


写真 6-17 し尿処理場

し、し尿処理対象人口をその六〇パーセント、七万二〇〇〇人として決定されたものであった。議会では同時に条例が決定され、経費は人口割六五パーセント、均等割三五パーセントで負担することとされた（なお、し尿処理組合は後に隔離病舎を設置、管理するようになり、衛生組合と改称された）。

しかし、建設工事の進展は必ずしも順調ではなかった。それは用地の買収で遅れた上に、地元朝霞町の農民が建設反対運動を起こしたためであった。昭和三十七年八月、地元農民は工事現場にピケを張り、工事着工を阻止する行動に出た。反対の理由は、(1)バキュームカーの往来が激しくなり、環境を破壊する (2)事前に地元民に対して協議がなかった (3)地元の朝霞町はともかく、他の三町民のし尿まで持ち込むことは反対である、というものであった。このような反対運動を説得して建設工事に着工したのは昭和三十七年二月で、完成したのは昭和三十九年（一九六四）五月であった。ところがその後も居住人口や、会社・工場に勤務する昼間人口は増加

表 6-48 し尿収集量（和光市分）の推移

年 度	し尿収集量	内 訳	
		生し尿	浄化槽汚泥
昭 和 51	15,863 ^{kz}	10,704 ^{kz}	5,159 ^{kz}
52	16,776	10,748	6,028
53	17,617	10,924	6,693
54	18,293	10,956	7,337
55	18,391	10,517	7,874
56	15,315	8,150	7,165
57	12,340	6,721	5,619
58	12,350	8,100	4,250

(資料：朝霞地区衛生組合)

し、一日処理能力七二キロリットルではとうてい処理不可能となり、施設増設の必要に迫られることになった。このため昭和四一年三月と同四四年一二月には、それぞれ処理能力一〇〇キロリットルの施設が、また同四九年三月には七八キロリットルの施設が建設され、最終的には一日処理能力三五〇キロリットルまで拡大されることになった。この間、用地の買収難、あるいは処理能力を越えるし尿の不法投棄もおこり、し尿処理の問題は、地域社会に大きなあつれきと、様々な深刻な問題をもたらしした。

なお、昭和五十一年以降のし尿処理量の推移を示すと表6-48のとおりである。近年公共下水道の普及にともないし尿処理対象人口が急速に減少しており、これにともないし尿処理量も昭和五五年（一九八〇）をピークに減少を示している。このような状況にあわせ今後は施設の遊休化が進展するものとみられる。

福祉行政と大和町

公共事業の推進とともに、福祉行政の展開も見られた。日本の福祉行政は昭和二〇年代前半と、三〇年代後半の二つの時期を経て拡充してきた。昭和二〇年代前半には生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法が、三〇年代後半には精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子福祉法がそれぞれ制定された。前半の時期は福祉三法、後半の時期は福祉六法の時代と呼ばれ、福祉行政の画期を形成した。

ただ日本の行政制度では、福祉行政に占める町村の役割は必ずしも大きくない。これは福祉行政を担当する福祉事務所が、都市では必置とされながらも、町村では設置する義務がなかったからである。市制施行以前の和光町でも福

社事務所は設置されず、福祉諸法に基づく諸給付は北足立郡福祉事務所を通じて交付された。このため町政に占める福祉行政の比重も、当然小さくなった。

図6-5は、大和町の決算に占める福祉行政費（民生費）の割合の推移を示したものである。福祉行政の占める割合は、昭和三八年以前には一パーセントを割り、三九年以降五パーセントを前後するようになった。そして市制施行（昭和四五年一〇月）以降は福祉事務所の設置にともない、福祉行政の割合は急テンポで上昇した。市制施行以前の福祉行政を概観すると、その主なものは民生委員、児童委員の活動、あるいは社会福祉協議会など民間団体への助

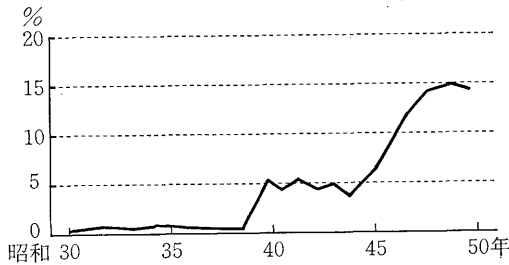


図 6-5 歳出総額に占める福祉行政費（民生費）の割合の推移

成、国民健康保険の運営、保育園の設置などであった。昭和三九年（一九六四）以降、福祉行政がわずかながらも伸展を見せたのは、保育園が建設、設置されたことが一つの要因となっていた（そのほかには、人件費や国保への繰入金福祉行政費に組み込まれるなど、会計処理上の問題もあった）。

国民健康保険の再開 市制施行以前の**大和町**で、福祉行政の一つの柱となつたのが、**国民健康保険**（**国保**）の運営であった（**国保**は一般会計とは別会計

で処理され、福祉行政費には含まれない）。**国保**が日本で創設されたのは昭和三年（一九三八）で、戦前にまでさかのぼる。戦前の**国保**は組合方式によって運営され、住民の加入は任意制が採用されていた。ところが、敗戦によって**国保**も大きな打撃を受け、組合の半数近くが運営困難あるいは休止する状態となった。しかし占領軍によってその再建が指示されたこともあって、昭和三年（一九四八）には**国民健康保険法**が抜本的に改正され、**市町村公営**、強制加入制の原則が



大和町国保の中止を報じる「埼玉タイムス」(昭和26年9月)

打ち出されるにいたった。ここに国保は新制度のもとで、再出発することになった。

法改正にともない大和町でも国民健康保

険条例が制定され、昭和二三年一〇月には

大和町国保が認可された。しかし、国保の

運営は保険料の滞納などで順調に進まず、

その結果実施二か年半の間に国保財政の赤

字は三〇〇万円の多額にのぼった。このた

め国保の続行は不可能となり、昭和二六年

(一九五一)九月には休止されるにいたっ

た。当時、国民生活は敗戦直後の混乱から

抜け出し、ようやく安定を取り戻した時期にあたっては、国保の財政的基盤が確立しなかったこと、住民の負担が過重であったことなどを理由に、国保制度の定着は容易ではなかった。当時、このような国保財政の赤字は大和町に限らず、全国の市町村に共通したものであった。

ところが、経済成長を背景に国民生活が安定し、財政が拡充するにともない、国保制度は新たな転換を迎えた。昭和三三年(一九五八)一月には新国民健康保険法が制定され、国民皆保険の達成が目指された。これにともない国保の実施は市町村に義務づけられ、昭和三六年(一九六一)四月までに国保を開始しなければならなくなった。ここに地域保険としての国保は、被用者保険(職域保険)と並んで、医療保障制度の柱としてその整備が急がれることに

なった。

大和町が国保を再開したのは、昭和三五年（一九六〇）四月であった。この時期まで国保を実施していない自治体は、県下では二、三町村にとどまり、再開の時期は県下市町村のなかでは遅れたほうであった。このため開始前の昭和三四年末には、被保険者の該当予定者の実態調査を行なうなど慎重に準備が進められた。その結果、当初懸念されたような障害もなく、順調に国保事業は軌道に乗るようになった。住民の国保への加入状況は表6-49のとおりである。加入世帯、加入人口とも国保再開以来増加しているが、職域保険の加入者であるサラリーマン層の世帯数、人口の増加が著しいこともあって、加入率は低下、あるいは横ばい状態となっている。

国民皆保険下の国保運営の特色は、それまでの国保が市町村の固有事務としてその実施が任意とされたのに対して、国の事業として位置づけられ、市町村に委任する形で一律に実施されたことであった。これにともない国保に占める国庫の負担割合は、五〇パーセントを占めるようになった。このため国保は、財政的には大きく安定するようになったが、一方ではそれだけ中央政府への依存の度を強めた。

ところで皆保険下の国保では、医療の給付割合は五割が原則とされたが、被用者保険との格差もあって、給付割合の引き上げは当初から大きな課題となった。このため、昭和三八年（一九六三）一〇月からは世帯主の七割給付が実施され、また世帯員についても漸次適用が拡大され、昭和四三年（一九六八）一月には完全実施されることになった。一方、大和町は

表 6-49 国保の加入状況

	世帯数	加入率	人 口	加入率
		%	人	%
昭和 35	1,457	35.8	6,097	38.4
36	1,499	36.3	6,199	36.6
37	1,585	31.7	6,371	35.3
38	1,687	31.7	6,644	31.2
39	1,834	32.9	7,078	30.9
40	2,012	25.1	7,560	31.0
41	2,234	22.2	8,272	27.2
42	2,384	21.2	8,579	25.8
43	2,720	23.4	9,396	26.9
44	2,866	23.8	9,773	26.7

表 6-50 女性就業者数の推移

		女性就業者数（うち農業労働者数）	
昭和	25	1,507 ^人	（ 823 ^人 ）
	30	1,916	（ 729 ）
	35	2,316	（ 548 ）
	40	4,226	（ 437 ）
	45	5,430	（ 401 ）

〔「国勢調査報告」各年版より作成〕

昭和三八年一〇月から県下市町村にさきがけて世帯主、世帯員全員に七割給付を実現し、この時期の潤沢な財政を背景に先進的な福祉行政を展開した。

保育園の設置

市制施行以前の大和町で、国保事業と並んで福祉行政の柱となったのは、保育園行政であった。ただ、大和町で保育園設置の動きが本格化するのには昭和三〇年代後半で、国保事業の経緯と比較するとその歴史は浅い。保育園設置の動きは、女性の就業動向や家庭のあり方と大いに関係していた。まず就業動向を見ると、人口流入とともに女性就業者が大きく増加しはじめた（表6-50参照）。昭和三年頃までは五年間に四〇〇人程度の伸びであったが、三五年から四〇年にかけては二〇〇〇人近くが増加し、女性就業者はほぼ倍近くになった。また女性就業者の内容も大きく変わろうとしていた。すなわち、家庭内育児が可能な農業労働者が減少し、社員型の商工業労働者が増加したことであった。さらに家庭のあり方も、人口の流動化とともに、大家族タイプから核家族タイプへと転換しようとしていた。このようないわゆる「共稼ぎ」家庭の増加と核家族化の進展が、保育行政への要求を高めた。

保育園建設は、基地返還と跡地利用の一環として推進された。昭和三六年（一九六一）に作成された跡地利用計画では、基地跡地の一角を保育園にあて、「当町には一つの保育所もなく、これが建設については議会並びに町民の要望強きものある」として、保育園の建設計画を明らかにした。建設工事が始まったのは昭和三九年（一九六四）一月からで、翌四〇年三月、第一保育園が開園となった。定員六〇名で、内訳は乳児（満三歳未満）一〇名、幼児（満三歳以上）五〇名であった。

第一保育園設置後も、住民からの保育園増設の要望は続いた。昭和四二年（一九六七）九月には諏訪原団地を中心とした住民が八一六名の署名を集めて、保育園の新設を求めた。その際住民は三七〇戸の家庭についてアンケート調査を実施し、具体的数字（すぐに預けたい家庭二三戸、将来預けるといふ家庭五一戸など）をあげて「勤労の機会を

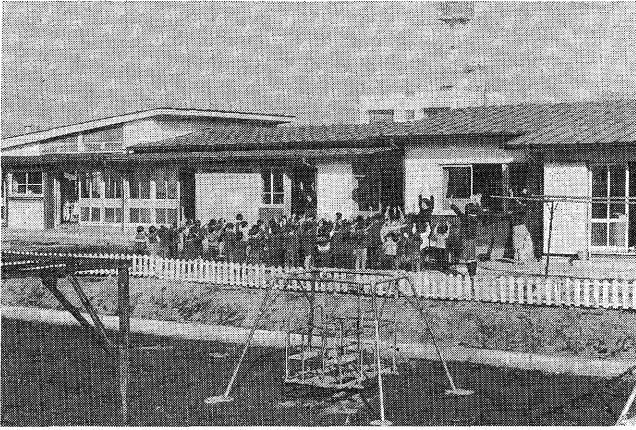


写真 6-18 第一保育園（昭和40年当時）

失うことなく、安心して子どもを生み、育てることができましように、心から願わないわけにはいきません」と保育園の増設を訴えた。諏訪原団地や白子地区の住民にとっては、第一保育園は距離的にも遠く、また当時の一か所の保育園では入園の門は狭く、入所条件も制限されがちであった。

また、昭和四一年（一九六六）一〇月には西大和団地に無認可保育所「ひまわり共同保育所」が発足した。大和町当局に出された助成申請書には「町の人口増加に伴い、子供を預けたい家庭が年々ふえていくのに対し、第一保育園の定員や保育時間にはかなりの制限があるため、現状ではこれらの要望になく、応じ切れず、高額の礼金を払って知人に子供を預けたり、預け先がみつからないため、働きたくても働けないといった家庭の例も数多くみられます」と、住民の誰もが利用できる保育園の必要性を訴えた。

第一保育園を早々と設置した大和町当局も、二つめの保育園設置には慎重であった。このため入園条件も厳しくなり、住民からは「役場

では申請用紙も快く、くれない」との批判も出された。このような大和町当局の対応は、都市化の進展とともにともどもなく変化する住民生活への対応のとまどいを示すものであった。

このように保育園の設置は、必ずしも順調ではなかったが、昭和四〇年代半ばになると本格化した。昭和四五年五月には第二保育園が、四六年一月には第三保育園が、四八年六月には第四保育園が相次いで開設された。

また保育園とともに、学童保育クラブの整備も進められた。昭和四四年（一九六九）一二月に実施された「留守家庭調査」では、子供が学校から家に帰っても両親がいない家庭は三四八人（全児童の一三パーセント）に及び、そのうち八四パーセントが祖父母もいない家庭であることが明らかにされた。また留守家庭児童のうち、母親の職業が会社社員というものが四一パーセントを占め、母子家庭も一〇パーセント近く含まれていた。以上のような留守家庭児童は第三小（全児童の一七パーセント、以下同）が最も多く、白子小（一四パーセント）、第四小（九パーセント）、新倉小（八パーセント）の順となっており、それぞれの校区の地域的特性を反映する結果となった。このような状況をうけ、昭和四八年（一九七三）一月、中央保育クラブ（第三小）、諏訪保育クラブ（第四小）が開設された。

福祉と住民(1) | ところで福祉行政の特色は、町役場という行政機構によって推進されただけでなく、地域住民にも**民生委員の活動** 少なからず協力が求められたことであった。これは他の一般行政と異なる福祉行政の大きな特色

であった。地域住民が福祉行政に対して協力する形態の代表的なものとしては、民生委員制度をあげることができる。

民生委員制度の歴史は古く、戦前の方面委員制度にまでさかのぼる。方面委員制度は大正六年（一九一七）、岡山県に創設された济世顧問制度に始まった。その後、類似の委員制度は全国に広まり、昭和十一年（一九三六）には方面委員令が制定され、全国的に整備された。埼玉県では大正八年（一九一九）に埼玉共済会の福利委員が設置され、その後、昭和六年（一九三一）に県方面委員設置規定が制定されて方面委員と改称された。大和町地域でも方面委員

と改称された時期からその活動が始まったようで、戦前の方面委員としては鎌田良賢（昭和七年就任、地福寺住職）、寺元覚順（昭和一八年就任、長照寺住職）らの名をみることができ。

ところが敗戦後、方面委員制度にはいくつかの変革が加えられた。まず名称が民生委員と改められ（昭和二十一年〇月）、さらにその位置づけにも変化が与えられた。戦前の方面委員は「隣保相扶の醇風じゆんぷうに則る」というように私的な慈善活動家としての側面が強かったが、戦後の民生委員は府県知事の指揮監督をうけ、町村長の指示に従うことが明示されるなど、公的な行政機関としての性格が強調されることになった。民生委員の主な任務は、住民の生活状態の調査、要保護者に対する保護指導などであるが、昭和二十五年（一九五〇）に制定された生活保護法では、民生委員は町村長や福祉事務所長の協力機関として位置づけられ現在に至っている（昭和二十一年制定の旧生活保護法では、民生委員は町村長の補助機関と位置づけられていたが、民生委員の負担が過重になること、公的責任があいまいになることなどを理由に、その後前記のように改正された）。

民生委員は市町村に設置される民生委員推せん会と府県知事の推せんに基づき、厚生大臣から委嘱される。民生委員の定数は、大和町では昭和三四年（一九五九）当時で一三名であったが、その後次第に引き上げられ、昭和四〇年（一九六五）で二四名、昭和四九年（一九七四）で六〇名と増大している。なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童福祉委員を兼任している。

また民生委員のほかに、保護司や人権擁護委員の人々も、行政機関と協力して地域における福祉活動を展開している。

福祉と住民(2) | 以上のような福祉行政への協力という面とは別に、自主的な福祉活動も地域住民によって様々な福祉団体の動向 形で展開された。そのような動きの一つとして、社会福祉協議会（社協）の活動をあげることが

できる。社協は地域住民による福祉活動のセンター的役割を担うものとして全国各地で広く組織され、昭和三〇年（一九五五）当時で、九〇パーセント以上の市町村で結成されていた。埼玉県では昭和二六年（一九五一）一月に、埼玉県社会事業協会、同厚生会、同民生委員連盟を中心に、財団法人埼玉県社協が設立され、大和町社協はこれに引き続いて同年九月に組織された。大和町社協の活動は、昭和二六年度についてみると、次のように計画されていた。

- 一、一般に対する社会事業の啓蒙宣伝活動
 - 二、社会福祉協議会等の協議啓発並に意見の結果表明等の活動
 - 三、児童愛護運動等の全国的社会事業運動の共同活動
 - 四、季節保育所、巡回診療、災害対策の如き臨時的共同事業
 - 五、巡回映画其の他慰安激励等の如き共同事業
 - 六、共同募金に関する調査研究
 - 七、社会事業推進のため必要な社会調査研究及統計資料の作成相談
 - 八、社会事業団体相互間の連絡調整に関する諸事業
 - 九、地方庁共同募金委員会等から委託された事業
- 大和町社協のその後の活動をみると、「住民福祉の向上に寄与してきた」と評価されながらも、全体としてみると必ずしも十分でなかったようで、後には「組織面においても活動面においても自主性に乏しく、地域の欲求に応じた住民本位の活動が十分であったとはいえない」（社会福祉法人和光市社協設立認可申請書）との反省をこめた批判もなされた。大和町社協はその後、市制施行とともに和光市社協と改称され、さらに昭和五五年（一九八〇）一二月には社会福祉法人として再発足した。

ところで地域の福祉活動は一般住民によって担われただけでなく、ハンディを負った人々自身によっても展開された。そのような動きとしては、身障福祉会、母子福祉会などの活動をあげることができる。ここではそのうち身障福祉会の活動についてみてみよう。

大和町身障福祉会は昭和三〇年（一九五五）二月に結成された（会長榎本孝助、昭和四五年に和光市身障福祉会と改称）。その当初の活動が困難なものであったことは、次のような「助成金交付陳情書」（同年九月）にうかがうことができる。

私達身体障害者は、北足立郡下では現在二千数百名を数え、当町でも七十名程度ありますが、何れも今次の大戦により、或は不慮の災難によって傷害を受けたものが大部分であります。

戦後暫くにして障害者の福祉のために、身体障害者福祉法及び戦傷病者戦歿者遺族等援護法等が制定せられ、その福祉は漸次好転されて参ったのでありますが、まだこれによって満足すべき福祉が到達されたとは考えられず、尚道遠しの感が深いのであります。ここに於て眞の福祉を実現するためには、どうしても法外援護の完全なる実施こそ必要不可欠なものであります。

身体障害者は大いなるハンデキャップを負わされ、変転極りなき世相の中に、物心両面に亘る苦難わたないばらな道を切り開くために、同志相寄り、大和町社会福祉協議会の御支援により、昭和三十年二月十三日大和町身体障害者福祉会を結成し、四月一日より発足致しましたが、ややともすると不自由なるが故に退嬰たいえい的となり、悲観的となり、自暴自棄的行動に出づるものがないよう、互にかたい団結の下に更生いたしたいと存じ、日夜努力いたしておりますが、何分とも会運営の資金を拠出することも、身体障害者なるが故にようい
でなく、資金不足で十分な活動が出来ず、困却いたしており、しいては会則の目的も達成しえない現況であ

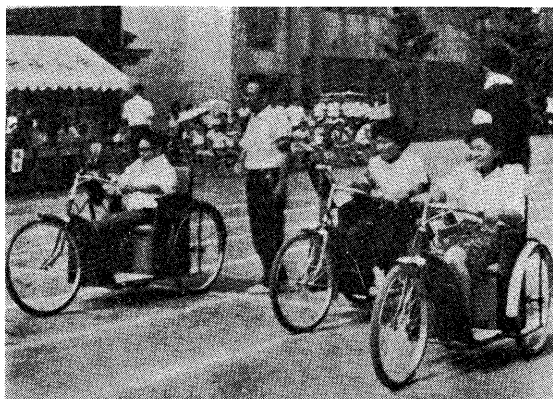


写真 6-19 北足立郡身体障害者の運動会
(昭和40年9月、大和中校庭で)

りますので、会員の心情を御賢察下され、助成金を交付下さるよう宜敷御高配願いたく陳情いたします。

以上のように身障福祉会の活動は、発足当初には多くの困難をともなったが、その後会長のリーダーシップもあって、次第に積極的なものになった。昭和四五年（一九七〇）の活動を見ると、郡身障青年部研修会への参加、町公民館での巡回更生相談、町総会とレクリエーションの実施、県スポーツ大会への参加、郡身障総会への参加、郡身障青年部主催の「講話と映画の会」への参加、会青年部主催のボーリング大会の開催などが実施された。また昭和四五年九月には機関紙『身障福祉会報』が創刊され、活動は一層の広がりを示した（会報の一部は『和光市史』史料編三 七八五～七八九ページに収録されている）。

福祉と住民③― 以上のような福祉団体とは別に、一般団体も様々な婦人会等の活動 形で福祉活動に携わった。そのうち最も積極的な活

動をおこなった団体の一つが大和町婦人会であった。同婦人会は昭和二九年（一九五四）四月に結成された（会長富沢婦志、昭和四五年に和光市婦人会と改称）。埼玉県下の地域婦人会としては遅れたスタートであったが、初年度に会服、バッジを制定し、あるいは原水爆禁止署名運動に取り組んで署名約三〇〇〇名を集めるなど、結成当初からの活動は活発であった。このような婦人会が創立時から活動の一つとして取り組んだのが、歳末たすけあい愛の運動であった。当初は秋の町民体育祭に売店を開設し、売上金を資金に大和町小、中学校の恵まれない生徒たちに寄贈し

ていた。その後は一二月に町当局からの委託事業として募金活動が婦人会員によって取り組まれており、この活動は現在に及んでいる（婦人会の活動については『創立三十周年記念誌 婦容の結び』を参照）。

ところで昭和四〇年代に入り、都市化の進展とともに「新住民」の流入が進むと、大和町にも新しい福祉団体が生まれた。「大和町心身障害児を守る会」はその一つであった（昭和四四年結成）。同会の設立総会の模様を『埼玉タイムス』（昭和四四・一一・九）は次のように伝えている。



写真 6-20 町民体育祭での売店（昭和43年）

大和町心身障害児を守る会の設立総会が、二日午後三時から大和町役場で、守る会両親のつどいと医療相談に引きつづいて開かれた。

同総会には心身障害児を持つ父母はじめ、地元大和町の手をつなぐ

会富岡会長、身障者福祉会榎本会長、朝霞地区心身障害児を守る会

西川事務局長、北足立福祉事務所宮下ケースワーカー、大和町下山

田福祉課長ら、それに斎藤県議、大畑町会議長が来賓として出席、

守る会の発足を祝うとともに今後の活躍について激励、県議、町議

の立場から側面的に協力するとあいさつ、会の人たちを喜ばせた。

同会は設立後、朝霞地区に養護学校を開設することを目標に運動を進め

た。その後運動は実を結び、昭和五二年（一九七七）に基地跡地に県立和光

養護学校、県立和光南養護学校が建設された。

幹線道路の整備

戦後の経済発展を背景としたモータリゼーションの進展は、全国各地で幹線道路の整備を促した。とくに東京お

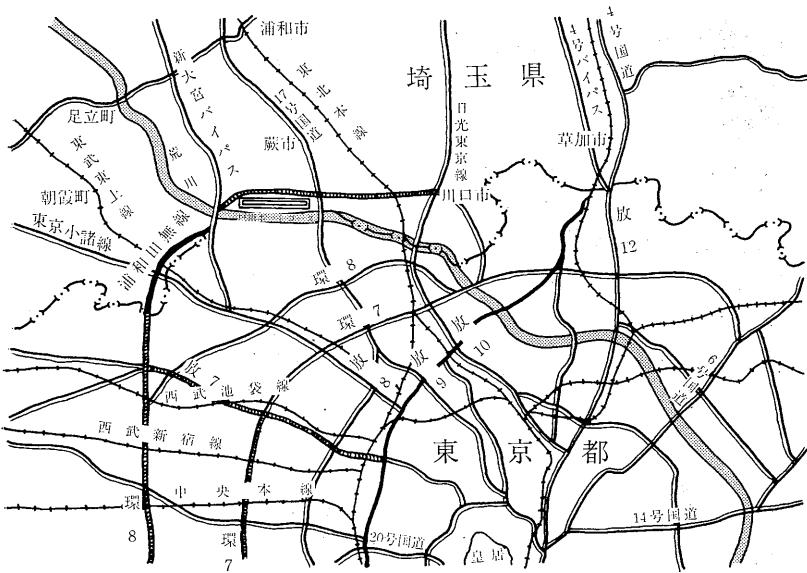


図 6-6 東京を中心に計画された幹線道路網

よびその周辺地域では交通量の増加が急激で、そのため東京を中心とした放射線道路、環状線道路が次々と建設された。大和町でも、このような幹線道路の整備、建設と無関係ではありえなかった。高度経済成長長期における大和町の代表的な道路建設は川越街道バイパス（現国道二五四号）とオリンピック道路（現県道練馬・川口線）の新設であった。この二本の道路建設によって大和町を通過する自動車交通量は激増し、また大和町の景観も大きく変わった。

まず川越街道バイパスの新設から見ていこう。川越街道は古くから東京と埼玉中央部を結ぶ幹線道路であったが、昭和七年（一九三二）には車道幅員九メートルに改修され、その後の陸軍予科士官学校や軍需工場の進出とともに、軍事道路としても重要な役割をはたした。敗戦後も米軍が進駐し、さらに本田技研など大小工場が次々と建設されたため、交通量は次第に増加した。これにともない交通事故も頻発し、昭和三三年（一九五八）頃には、大和町―朝霞間の事故件数は年間一〇〇件を上回り、道路整備の必要に迫られることになった。

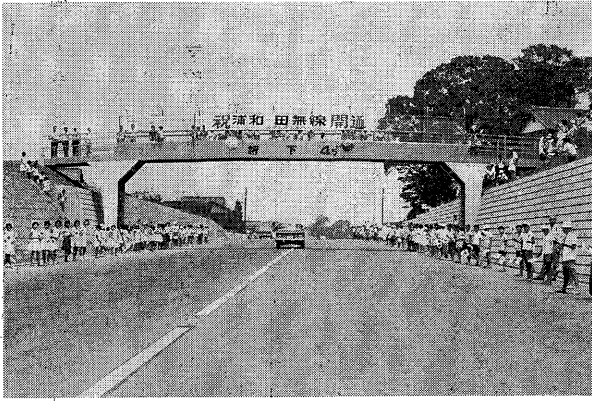


写真 6-21 オリンピック道路開通式（昭和39年8月）

川越街道の整備事業は、昭和三四年（一九五九）に開始された。川越街道の整備は道路の拡幅ではなく、バイパス道路の新設として実施された。その理由は、当時街道沿いにはすでに民家が立ち並び、拡幅工事には多額の費用が予想されたからであった。これに対してバイパス建設工事には、敷地の多くに国有地（米軍基地）や自治体所有の土地を充てることのできるなど、工事ははるかに容易であった。バイパス道路はまず現和光陸橋以西の部分から開通し

（昭和三六年六月）、その後、東埼玉橋——和光陸橋間が順次開通し、全面開通となった。

一方、オリンピック道路（当時の正式名称は県道浦和・田無線）は、東京と戸田ポルト場を結ぶことを名目に建設が進められ、東京オリンピック開幕直前の昭和三九年（一九六四）八月に開通した。オリンピック道路の建設は、笹目橋の新設と一体なものとして進められた。東京と埼玉を南北に結ぶ道路の整備と、当時木造で冠水橋であった笹目橋の架け替えは、地元経済活性化のため大和町がかねてから要求していたものであった。昭和三年（一九五八）七月には戸田町と共同で、県道舗装荒川架橋期成同盟会を結成し、南北道路の整備と笹目橋の新設を、関係当局に働きかけていた。この二つの要求が具体化を示したのは、東京オリンピックの選手村問題为契机としてであった。この時、オリンピック関連道路と笹目橋の架け替えが、埼玉県や大和町当局から強く要望され、ようやく実現にむかった。

オリンピック道路と笹目橋の竣工式は八月七日に実施された。式典の盛大さは、この道路と橋に対する大和町の期待の大きさを示すものであった。竣工式の模様を『埼玉タイムス』（昭和三九・八・一六）は、次のように報じている。

オリンピック道路県道浦和田無線と笹目橋の竣工式は七日午前十時半から盛大に行なわれた。先ず大和町中学校体育館で祝賀会を開き、栗原真知事、三ツ林県議会議長、柳下大和町長はじめ関係地主、都側からは知事代理石井道路建設本部長、期成同盟会員などおよそ二百人が出席して晴れの竣工を祝った。オリンピック道路の乗り入れ式は同町向山地内で行なわれ、栗原知事、柳下町長がテープにハサミを入れ、白バイの先導で約七十台の車がパレードした。続いて笹目橋では鮎川建設省関東地建局長ら建設関係者三人がテープを切り、大和町新倉長島喜左衛門さん（八二）と戸田町新曾莊勤六さん（七一）ら三代合計六夫婦を先頭に渡り初めを行なった。

その後、オリンピック道路は当初の期待通り、東京と埼玉南部を結ぶ主要な産業道路になった。ただその一方では交通量の増加もあって、交通事故の増加や排気ガスによる公害もみられ、また自治体の問題としては、オリンピック道路によって白子と下新倉が分断されるなど、地域社会の一体性が損なわれるという弊害も生まれた。

第四節 生徒の増加と教育行政の対応

1 教育委員会設置と教育行政の充実

教育委員会 制度の創設

本章第一節（五九六ページ以降）ですでに述べたように、敗戦後の占領下においてアメリカは日本の教育制度に様々な変革を加えた。その変革の一つは新制中学校の設置であったが、それにとどまらず市町村の責任とされたものの、学校の管理、運営さらに教育内容については市町村とは関係なく、国やこれと一体となった都道府県が直接統制するなど、その構造はきわめて中央集権的なものであった。これに対して敗戦直後に来日したアメリカ教育使節団は、教育の国家統制からの解放、教育における政治的中立性の確保などの理念を掲げ、戦前における日本の教育制度を厳しく批判した。そして改革案として提示したのが教育委員会制度であった。この制度を導入することで、教育行政を一般行政、すなわち政治から分離し、さらにその民主化と地方分権化をはかろうとしたのであった。

このアメリカ教育使節団の勧告をうけて、昭和二三年（一九四八）七月には教育委員会法が制定された。同法はまず都道府県、市町村に教育委員会を設置し、委員会は四名の公選委員と一名の議会議長選出委員によって構成されることとした。これは教育を政治から分離するとともに、住民に対しても各自の政治的立場とは別に、教育に直接参加することを促そうとするものであった。また同法は、教育長（事務部局長）には専門的資格をもつ教育者をあて、教育者の立場を重視しようとした。一方、教育行政の中央——地方間の権限配分についてみると、教育委員会は校舎の建築、維持だけでなく、学校の管理、運営あるいは教育内容についても、学校側と協力しながら責任をもつとするなど、戦前の中央集権的な性格を大きく改めるものであった。教育委員会に与えられた権限は、次のような事項であった。

一、学校の設置、廃止に関すること

- 二、学校の運営、管理に関する事
- 三、教科内容とその取扱に関する事
- 四、教科用図書採択に関する事
- 五、校長、教職員の任免その他の人事に関する事
- 六、教職員の組織する労働組合に関する事
- 七、学校の敷地の設定、校舎の営繕、教具の整備に関する事
- 八、教育委員会の所管する歳入歳出予算に関する事
- 九、社会教育に関する事

このように教育委員会法の内容は、当時の教育行政の実態からすると画期的なものであったが、ただ以上のような規定にもかかわらず、市町村の教育委員会がその後直ちに全面的に設置されたわけではなかった。というのは教育委員会の設置が当初から義務づけられたのは都道府県と五大市だけにとどまり、五大市を除く市町村についてはその設置は二年間任意とされたからであった。このように教育委員会の設置義務が緩和されたのは、一つには行政規模のさほど大きくない市町村にまで教育委員会を新設し、ここに教育行政を移管することが妥当かどうか疑問とされたことと、また明治以来市町村の教育行政は市町村長と議会のもとで運営されてきたため、教育委員会の新設には市町村長や議会の抵抗があったこと、さらに教育委員会には教育税など独自の財源がなかったため、市町村長や議会と対立することが予想されたことなどを理由としていた。

教育委員会は昭和二三年（一九四八）一月から設置されたが、全国で教育委員会設置を決めた市町村は、五大市を除くとわずかに二一市二五町村にとどまった。埼玉県下では浦和、川口、朝霞、桶川の二市二町が設置を決めた

けで、大和町は設置を見送った。この後、任意設置の例外規定はさらに二年延長され、このため占領下においては、大和町を含め多くの市町村が教育委員会を設置することなく終わった（この間、教育委員会を設置しない市町村の教育行政に関する権限は、学校施設の建築、維持など従来通りとされ、教員の人事権や教育内容に関する事項は都道府県教育委員会が所管するとされた）。

公選制教育委員会の発足

以上のように市町村教育委員会の全面設置は二年ごとと延期され、このため昭和二十七年（一九五二）になると、あらためてその全面設置の是非が再検討されることになった。当初政府（吉田内閣）は教育委員会の全面設置は引き続き見送るべきであるとすする態度をとったが、与党である自由党内では反対に全面設置論が強まるようになり、このため昭和二十七年一月から全国の市町村で教育委員会が設置されることになった（自由党内の全面設置論のねらいの一つは、占領下において政治色を強めていた教職員組合対策であった。すなわち全国の市町村に教育委員会を設置し、そこで数多くの保守的な教育委員を誕生させ、伝統的な共同体意識のもとで教職員の政治活動を抑制しようというものであった）。

これに対して全国の市町村長、とくに町村長は教育委員会の設置に強く反対した。その主張は義務教育の管理、運営は市町村の責任とすべきであるが、教育委員会の設置は町村行政を一般行政と教育行政に二元化し、総合的運営をそこなうというものであった。このため、教育委員会設置反対の動きは教育委員選挙直前まで全国の市町村にくすぶりつづけた。朝霞地区の四町四村でも、八月下旬になっても町村長、議長が合同会議を開いて反対の立場を鮮明にしていた。会議では、朝霞町長から教育委員会を設置した経緯として、教育委員会設置は町にとってマイナスであった等の報告もなされ、「朝霞地区町村は同一歩調で反対する」との決議がなされた。しかし、選挙も直前となった九月には大勢には抗しきれず、教育委員会の設置はやむを得ないとしてようやくこれを受け入れることになった。

教育委員会委員選挙は昭和二十七年（一九五二）一〇月五日、全国で実施された。大和町では定数四に対して八名が立候補した。当選者（年齢）と得票数は次のとおりであった。

萩原 信之(41)	一〇八八票
富沢 英一(65)	八四九票
柴崎 好三(49)	七三六票
小野孝一郎(37)	四六五票

有権者数五八三三、投票者数三九〇六、投票率六七・〇パーセントで、町民は町議選ほどではないものの国政、県政レベルの選挙より高い関心を示した。当選者のうち萩原信之、小野孝一郎はいずれも開業医であった。また、富沢英一は元町長、柴崎好三は元町公安委員長といずれも町の代表的な公職の経験者であった。当選者の顔ぶれは町議会議員と比較すると、有識者としての色彩をより強くもつ人々であった。また、町議会から一名任命される教育委員には吉田俊一町議が選出された。

大和町教育委員会は十一月一日発足した。委員長には富沢英一、副委員長には萩原信之が選出され、教育長には山田智憲助役が兼任で任命された。教育長には教職有資格者が任命されることになっていたが、(一)有資格者が少ない(二)財政面から適当な待遇が困難、などの理由で、教育長は昭和二十八年三月三十一日まで助役が兼任できるものとされた(この規定はその後一年延長され、さらに「当分の間」と緩和された。ただし山田助役は元大和中学校長で教職有資格者でもあった)。昭和二十八年七月からは山田教育長は助役専任となり、後任の教育長には鈴木武義大和中学校長が兼任で任命された。

なお、教育委員会に関係する条例の制定は、町長、議会側が教育委員会の設置に直前まで反対したこともあって大

幅に遅れた。「大和町教育委員会事務局職員等定数条例」、「大和町教育委員会委員の報酬及費用弁償条例」が制定されたのは一二月も終わりになつてからであつた。教育委員会事務局には当初、職員二人がおかれた。

町長や議会が当初反対したとはいへ、教育委員会が設置されたことにより、大和町の教育行政に対する権限は大幅に拡充した。そして、このような広範な権限を背景に昭和三〇年代初頭にかけての教育行政が展開されることになつた。この時期の大和町における教育行政の大きな課題は児童、生徒の増加にともなう校舎増築と第三小学校建設問題であつたが、これについては後にあらためて述べることにする。

任命制教育委員会への転換

このように、全国の市町村で教育委員会が設置されたが、全面設置後も教育委員会制度は政治的に安定せず、引き続きその存廢が論議された。まず市町村長からは執行機関としての教育委員会は廃止し、市町村長の諮問機関に改めるよう主張された。また政府、与党からも市町村教育委員会の設置が教職員組合の政治活動の抑制に必ずしも効果がないことが明らかになつた。また政府、与党からも市町村教育委員会の設置が教職員組合の

このような状況のなか昭和三十一年（一九五六）一〇月の教育委員改選期を前に、新たに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）が立案され、教育委員会制度は大きな改革を受けることになつた。新法は地方公共団体における教育行政と一般行政との調和、あるいは国、都道府県、市町村にわたる教育行政の一体化などを名目に国会に提出されたが、法案が提出されると全国の大学長などから、わが国の教育制度を根本から変革し、教育の中央集権化を図るものと強い批判が出された。国会審議も与野党対立のなかで行なわれ、参議院では本会議場に警察官が導入されるなど警察法改正（昭和二十九年）に続く不祥事となつた。このようななかで新法は昭和三十一年（一九五六）六月ようやく可決され、一〇月一日から施行されることになつた。

新しい法律の要点は次の二点であつた。第一は、教育委員の公選制を廃止して教育委員会の独立性を弱め、代わり

に首長・議会の権限を強化したことであった。このため都道府県、市町村とも教育委員は知事、市町村長が議会の同意を得て任命することになった。これにともない教育委員会が従来もっていた予算案、条例等の提出権は廃止され、また校舎建設、施設整備など教育経費の財務権も首長がもつことになった。第二は、中央統制をはかるため教育委員会に対する文部省の権限を強化したことであった。これにより、教育長の任命は市町村では都道府県教育委員会、都道府県では文部省の承認が必要になった。さらに、文部省は都道府県に対し、都道府県は市町村に対し、指導あるいは是正措置を要求する権限をもつことになった。

また従来、教育委員会の権限としては「教育内容とその取扱に関すること」があげられていたが、今回これは削除され教育内容については文部省の権限とされた。教職員の人事権については市町村教育委員会から都道府県教育委員会に移されることになった（ただ、人事に対する意見具申権、教職員の監督権は市町村に留保された）。

今回の改革によって教育委員会制度は公選制から任命制へと転換することになった。これにともない制度運用のあり方では、住民による直接統制が弱まり、反対にそのぶんだけ文部省による中央統制と首長・議会の権限が強まるという変化が生まれた。ただこのような改革ではあったが、教育委員会制度そのものは維持されたため、義務教育行政に関する権限の多くは依然市町村に配分された。このため、小・中学校に関する教育行政は引き続き市町村が中心になって運営していくことになった。

一〇月一日、任命制教育委員会が発足した。大和町では新教育委員に次の五名が任命された。

萩原信之（委員長）、加藤源太郎（委員長代理）、柴崎好三、磯部誠吉、大西秀五郎

公選制下で選出された四名の教育委員のうち、萩原、柴崎両委員が留任し、小野委員は退任した（富沢委員長は昭和三〇年一〇月の町長選立候補のためすでに辞任していた）。また、任命制への移行にともない議会選出の教育委員

表 6-51 小学校児童の増加状況

		白子小		新倉小	
		児童数	増減	児童数	増減
昭和	22	645		499	
	23	697	52	518	19
	24	731	34	543	25
	25	727	▼4	597	54
	26	729	2	622	25

▼は減少

はいなくなつた。また、教育長には大西秀五郎助役が新任された。新法のもとでは教育長は教育委員を兼ね、また常勤の一般職からも任命されることになり、教職資格は必要としなくなった。このような変更は教育委員会の事務局と町長部局との一体化を強めるものであった。また、当時事務局は社会教育主事一人を含め専任職員五名をかかえ、発足当初に比べ格段の充実ぶりを示すようになっていた。

校舎増築

すでに述べたように大和町では敗戦前後の時期、疎開者の転入などで児童数が増加したが、その後も漸増傾向は続いた。表 6-51 は昭和二二年から二六年にかけての児童数を示しているが、その間白子小で八四名、新倉小で二二三名の児童が増加した。とりわけ、新倉小では東上線の駅南側の新興住宅地の児童が通学するため増加が著しかった。これに対する町当局の対応は、敗戦による国民経済の疲弊や新制中学校の建設問題もあって十分なものとは言えず、このため白子、新倉小の教育条件は極度に悪化した。

昭和二六年（一九五一）当時の白子、新倉小の状況は次のとおりであった。白子小では児童数七二九、学級数一七に対して普通教室一四、特別教室二で三教室が不足し、小学級で二部授業が実施されていた。新倉小では児童数六二二、学級数一三に対して普通教室一一で二教室が不足し、これを補うため廊下の一部を教室に代用していたが、それでも二学級で二部授業が実施されている状況であった。教室の広さについてみると、白子小が児童一人あたり〇・四二坪、新倉小が〇・二二坪で、新倉小のすし詰状況が顕著であった。

校舎増築問題が浮上したのは昭和二六年であった。前年六月に勃発した朝鮮戦争が日本に動乱景気をもたらし、住民の生活にもようやく余裕が生まれ始めていた。



写真 6-22 白子小木造時の校舎（昭和38年当時）

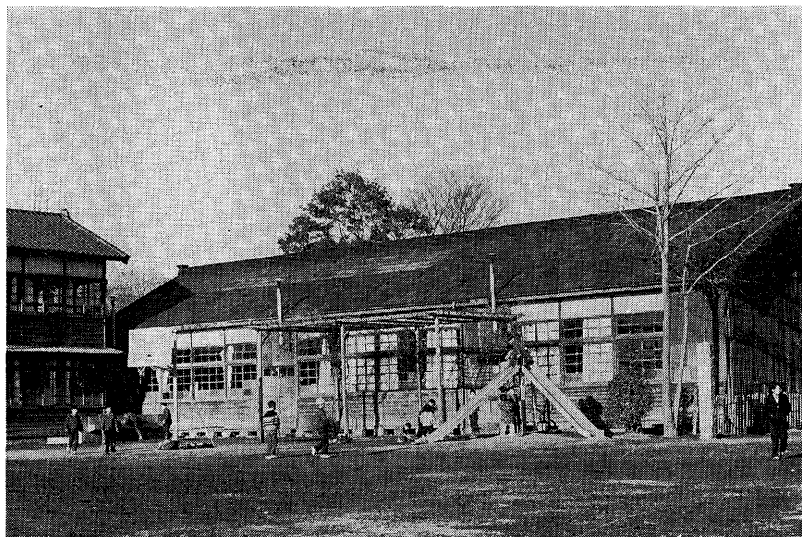


写真 6-23 新倉小木造時の校舎（昭和39年当時）

ただ町財政についてみると、前年の昭和二五年（一九五〇）にシャウブ勸告をうけて実施された地方税制が町民には重税となり、納税率は実に五七・九パーセントという驚くべき低率を示していた。このため校舎増築を前に、町当局によって町税完納促進運動が実施されることになった。町当局はチラシを作成し、町民に対して次のように納税を呼びかけた。

町税完納促進運動

昭和二十六年十二月十五日から

昭和二十七年一月十五日まで

皆さん！

戦争によって数多いいたでを受けて私たちはまことに苦しい生活をつづけてまいりましたが、今や講和条約も結ばれて新しい日本の門出です。

これからは是非この苦しみに打ち勝って、明るく生きぬきましょう。みんなで学校も建てましょう！

道路もおおしましょう！ 農業や商工業の発展も計りましょう！ 困った人は助けましょう。みんなで気持ちを合せてお互いの幸福な町をつくりましょう。

このような仕事をするために出し合う金が税金です。ただ今町税の完納促進運動期間です。もしお手元にまだ納めてない税金がありましたら至急役場へお納め下さい。

この運動は日本経済の復興という背景もあって短期間のうちに大きな成果をもたらし、昭和二六年中に二〇〇万円の町税が納入された。これによって白子、新倉小の増築は、大和中学校の建設とは異なり町民からの寄附にたよらず町の収入で建設されることになった。

二六年度はまず児童の増加が激しい新倉小から着工されることになった。校舎は明治期建設の旧校舎西側に木造平屋建校舎として四教室分建設された（翌二七年完成）。そして、二七年度に白子小の増築工事が実施された。校舎は旧

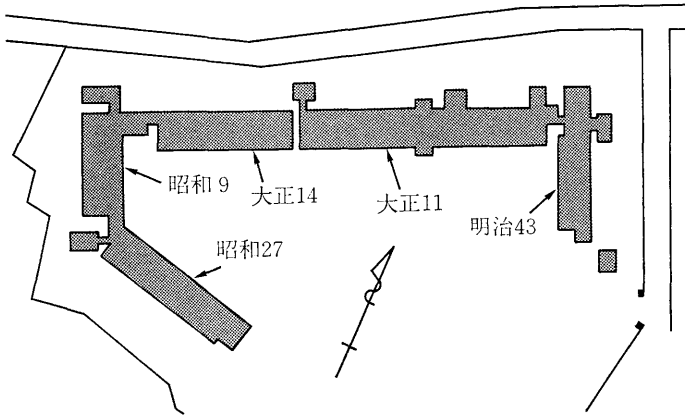


図 6-7 白子小の校舎配置図（昭和31年当時）及び建築された年

白子、新倉両小学校の同時改築は地域住民の要求であった。しかし、国からの補助金、起債許可問題もあり、昭和

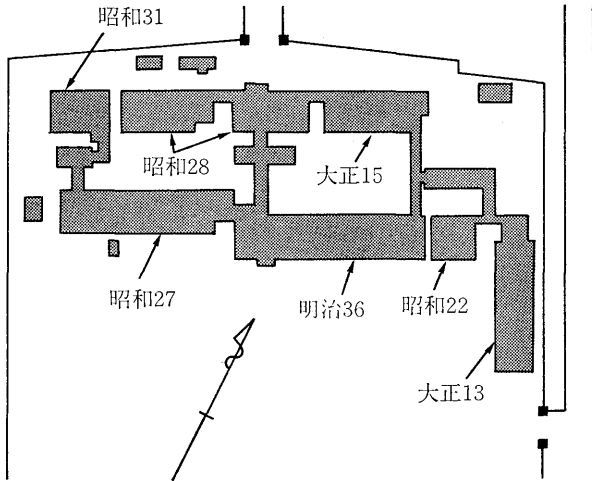


図 6-8 新倉小の校舎配置図（昭和31年当時）及び建築された年

校舎南側に新倉小と同様に木造平屋建校舎四教室分が建設された。新倉小についてはこれでも児童数の増加に追いつかず、昭和二八年、三一年にそれぞれ増築工事が実施された(図6-8参照)。また、小学校の増築工事が実施されるのと同時期、大和中学校でも校舎が増築された(昭和二九年)。新校舎は旧校舎の隣りに建設され、これにより校舎坪数はほぼ二倍となった。

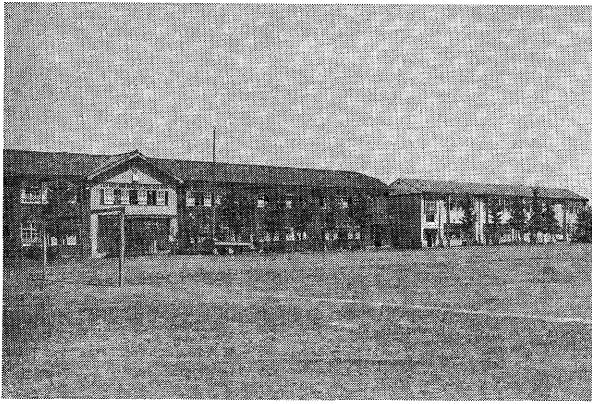


写真 6-24 大和中学校(昭和41年当時, 右側が昭和29年に増築された校舎)

昭和三〇年代に入ると、町財政も豊かになり、教育行政も充実をみせた。大和中学校では、昭和三二年(一九五六)には木工室、翌三二年(一九五七)には体育教室(卓球室程度のもの)が建設された。従来のように、児童・生徒の増加に対応した普通教室の増築というだけでなく、特別教室の建設など施設の内容の充実にもとり組まれるようになったのである。

第三小建設の動向

昭和一〇年代、大和町に軍需工場が相次いで建設されると、とくに東武東上線の駅南側の地域は、中央工業(株)の社宅が建設されるなど新興住宅地として開発され、それともない児童の増加が著しくなった。このような傾向は、敗戦後も続いた。このため昭和二〇年代後半になると、白子、新倉両小の増築にとどまらず、大和町南部地域に新たに小学校を建設しようとする気運が生まれてきた。昭和二八年(一九五三)二月には、町議会で第三小学校の建設促進が決議され、この問題がはじめて具体化した。この時期に明確な

形として第三小学校建設問題が出てきたのは、この年の初めに本田技研働が中央工業跡地に大工場建設を明らかにし、町財政にある程度の見通しがたち始めたからであった。

小学校建設にあたっての最大の問題は用地の獲得であった。とりわけ、大和町南部地域は戦前に国策の名のもと、広大な農耕地や山林地が陸軍予科士官学校や軍需工場の敷地として買収されたため、新たに第三小学校の用地を獲得することは困難とみられていた。そこで用地の対象として注目されたのが米軍基地のうち、米軍によって利用されていない旧陸軍予科士官学校の演習地区域であった。この米軍基地の一部を返還させ、小学校用地にあてようとする運動は講和・独立直後から始まり、昭和二九年から三〇年にかけて本格化した。

昭和二九年（一九五四）二月大和町当局は米軍基地の一部一八万坪の返還を求め関係当局に陳情を行なったが、この返還陳情地域の一部が新設小学校の用地にあてられていた。しかし、この要求は認められるところとはならず、このため同年五月、返還地域を三万五〇〇〇坪と大幅に縮小し、このうち五〇〇〇坪を新設小学校用地にあてたいとして再び陳情を行なった。ここでは、次のように既設校の校地が狭隘きょうあいで校舎増築が望めないこと、町の財政力から三年かけて校舎を完成したいなど大和町当局の構想が語られていた。

町の急速な発展に伴い第三小学校建設を要望され、その最適地として返還地を充てたい。……既設校については校地狭隘で校地拡張は不可能であり、勿論校舎増築は望めません。従って第三小学校については町の財政にも限度がありますから、第一に校地を決定して逐次低学年から施設をなし、三ヶ年完成を企図して居るのであります。

しかし、この要求も認められず、そこで昭和三〇年（一九五五）九月には小学校用地五〇〇〇坪に限定してあらためて返還陳情がなされた。ここでは「小学校建設問題は全町民多年の要望であり、然も極めて切迫した状況下にありま

すので、町民代表としても町民の総意の上に立ってこの事の貫徹を期し鞏固なる決意をもってしているのであります」と大和町当局の切羽詰まった意向が記されていた。また、この陳情書には二階建二校舎計一八教室の校舎配置図まで添付されていた。しかし、この再三にわたる陳情も結局実ることがなかった。このように講和・独立直後から昭和三〇年にかけての基地返還運動は結局失敗に終わり、これとともに第三小学校建設問題も行き詰まることになった。このため、昭和三十一年には新倉小学校で三たび増築工事が行なわれた。児童増加に対して既設校の増築という形で対応せざるをえなかったのである。

第三小の開校

第三小学校の建設問題が再び持ち上がったのは、昭和三二年（一九五七）であった。この年、新倉坪数は〇・七〇坪で、これは埼玉県下では北埼玉郡南河原村に次いで狭いものであった。昭和三二年五月には第三小建設を公約に掲げた柳下（浩）新町長が当選し、八月には町議会内部に第三小学校敷地獲得委員会が設置され、基地にかわる用地の獲得が積極的に模索された。

用地獲得の目的が立ったのは昭和三三年（一九五八）七月であった。町役場前にあった旧日米金属㈱の工場敷地の借地権譲渡が実現することになった。そして、この敷地に三階建二教室の鉄筋校舎が新築されることになった。総工費三四〇〇万円で、うち国庫補助金はわずか一二七万円で、ほとんどが町費でまかなわれた（うち二〇〇〇万円を本田技研㈱が寄附した）。校舎建設は昭和三四年（一九五九）一〇月に着工され、翌三五年（一九六〇）五月に竣工をみた。開校に先立ち、新設小学校の校名募集が行なわれた。その結果、応募が一番多かった「第三小」が採用された。一時期、公文書に「大和小」の名称が使用されたこともあったが、建設構想が表面化した昭和二八年当時から「第三小」の名称が使用されることが多く、自然と定着したものであった。通学区は東上線南側とされ、合計七五三

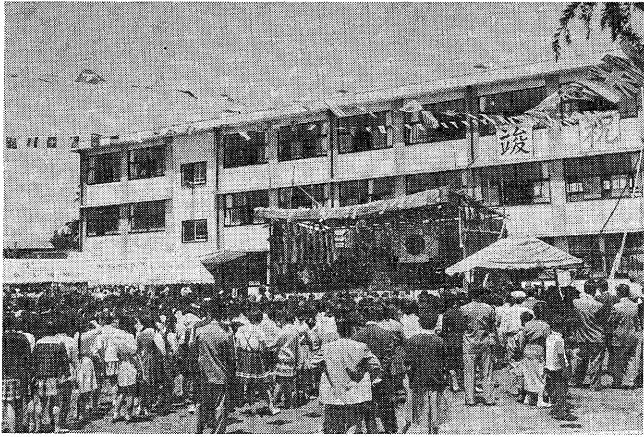


写真 6-25 第三小竣工式典（昭和35年5月）

名の児童が通学することになった。

五月一七日、竣工式が挙行された。式典には町当局者や教員、児童だけでなく数多くの町民も参加した。第三小学校は大和町最初の鉄筋校舎であり、当時としては県下でも指折りのデラックス校舎であった。このような華々しさは、栗原埼玉県知事自らが竣工式に出席したことにもうかがわれる。また児童代表も「お礼のことは」で「鉄筋コンクリート三階建、埼玉県でも指おりの明るい校舎でこれから勉強できますことは、本とうに楽しく幸福に思います」と述べていた。式典は第一部、第二部と続き、最後には余興として民謡、童謡、踊りがコンピアの専属歌手、司会、楽団によって華やかにくり広げられた。昭和三二年、町議会に敷地獲得委員会が設置されてから三年近くの歳月がたとうとしていた。それだけに町民の喜びもひとしおであった。第三小学校の竣工を関係者の一人は次のように記した。

近代的高層建築の威容を誇る第三小学校が、遂に完成されました。文字通り待望久しかった学校がまのあたりに実現したのであります。三二年の夏、敷地獲得に着手して以来の町当局、町議会特に特別委員会各位の正に献身的な御努力は、ただ感激と感謝あるのみであります。幾多の困難や障害を克服して、敷地の確保に校舎の建築に尽瘁された三年間を想う時、当町の町史に特筆すべきことと確信するものであります。殊に現在地にこの建

教育施設の充実

築が実現したことは、教育行政上の見地から現在も勿論将来のためにも、誠に意義深いことと存じます。

この後、大和町では高度経済成長を背景に、新しい教育施設が次々と建設され、学校の景観は一変することになった。まず第三小学校が開校した昭和三五年（一九六〇）の七月、町内四つの小、

中学校に同時にプールが建設された。これには昭和三四年に完成していた簡易水道の敷設が大きく貢献していた。四プール同時建設を『埼玉タイムス』（昭和三五・七・三二）は次のように報じ、賛辞を送った。

よい子を水禍から守り、健全な体育運動を推進しようという声が大和町に起ったのは数年前からであった。町の子供達は毎年夏になると、水流の危険信号の出ている荒川や、汚染した水、そして川底にビンや瀬戸物のかけらの散らばっている白子川などに涼を求めて水遊びし、危険にさらされていた。

この実情から町民のプール建設への要望は日を追って高まり、ついに一度に四つの町内小中学校に一つづつ、プールをつくることになった。どこの町村でも、プール一つ建設するのがやっとという貧しい自治体の経済状態の中で、二千万円からの巨費を投じて四つも一ぺんにつくったということは、県下で初めてでもあり、全国でもまれに見る思い切った行政



写真 6-26 大和中鉄筋校舎（昭和36年8月）

ぶりで、豊かな大和町財政と議会や町当局の実行力の強さは驚嘆に値しよう。

また昭和三六年（一九六一）八月には、大和中学校に鉄筋校舎が竣工した。これは生徒の増加に対応して普通教室を増設するとともに、特別教室の充実をも目指すものであった。新制中学校は初期中等教育を広めるため敗戦直後に義務教育として出発したが、中等教育としての施設に乏しく小学校の延長のような面が少なくなかった。新校舎は理科室、音楽室、美術室、調理室、図書室など特別教室を中心に建設され、電気、ガス、水道を机上にまで配備し、「近隣にその比をみないほどすぐれた校舎」（大和中学校生徒代表謝辞）といわれた。

昭和三七年（一九六二）には大和中学校に体育館が完成した。また、昭和三九年（一九六四）には白子、新倉両小学校の木造校舎が取りこわされ、新しいピロティ式の鉄筋校舎が建設された。さらに、昭和三六年から小学校で、三九年からは中学校で給食施設が整備され、学校給食が開始された。このように昭和三〇年代後半のわずかの間に教育施設は見違えるように充実することになった。

小・中学校の新設と通学区問題

表6―52は戦後大和町の小、中学校の生徒数、教員数等の推移を示したものである。大和町の生徒数は、敗戦以降昭和三〇年代半ばから後半にかけて、一時期をのぞきほぼ一貫して漸増傾向を示した。これは人口の流入によるものであるとともに、戦後のベビーブーム期に生まれた子供たちが、次々と入学、進級したからでもあった。そして、小学校では昭和三〇年代半ばに、中学校では三〇年代後半にそれぞれ一つのピークを迎え、その後、数年間は小、中学校とも生徒数は、漸減あるいは横ばい状態を続けた。ところが昭和四〇年代前半に西大和団地、諏訪原団地、南大和団地などが相次いで建設され、また一般住宅の建設も進むと、小、中学校の生徒数は急速な増加を示した。小学校の児童数は昭和四〇年一九〇〇名、四五年三三七一名、中学校の生徒数は四〇年八八〇名、四五年一〇二一名となった。大和町の場合、人口の流入層が二〇歳から四〇歳にかけての若年層夫婦とそ

表 6-52 児童生徒数、教員数の推移

年度	小 学 校				中 学 校			
	学校数	学級数	教員数	児童数	学校数	学級数	教員数	生徒数
昭和24	2	26	34	1,275	1	10	17	452
25	2	28	33	1,306	1	10	16	452
26	2	30	38	1,352	1	10	16	423
27	2	31	40	1,338	1	10	18	407
28	2	32	41	1,384	1	10	16	439
29	2	33	42	1,489	1	11	16	488
30	2	34	42	1,577	1	12	17	574
31	2	34	40	1,636	1	12	19	624
32	2	35	43	1,731	1	12	19	610
33	2	37	45	1,826	1	11	17	534
34	2	38	48	1,861	1	12	18	552
35	3	43	55	1,851	1	14	21	653
36	3	42	54	1,807	1	18	26	827
37	3	43	55	1,804	1	20	29	929
38	3	44	55	1,766	1	20	30	930
39	3	44	53	1,719	1	21	30	932
40	4	53	62	1,900	1	21	32	880
41	4	59	73	2,140	1	20	31	856
42	4	66	82	2,388	2	22	36	843
43	4	74	89	2,689	2	26	43	912
44	4	80	97	3,051	2	28	46	957
45	5	91	115	3,371	2	28	46	1,021

(『埼玉県郡市町村勢概要』『学校教育統計書』各年版より作成)

の子女にかたよっていたこともあって、生徒の増加傾向はとくに著しいものがあった。このため、第三小の開設や大和中の校舎増築以降も、小、中学校の建設が重要な行政課題となった。

また、このような生徒増加への対応とは別に、当時の大和町の教育行政上大きな問題となったのが、多くの区域外就学者の存在であった。昭和三六年（一九六一）当時で、東京都内（主に練馬区内の小、中学校）への区域外就学者は、小学生で一八三名、中学生で二二六名にのぼった。これらの生徒を受け入れる小、中学校の建設は、大和町としての責任上も回避できない

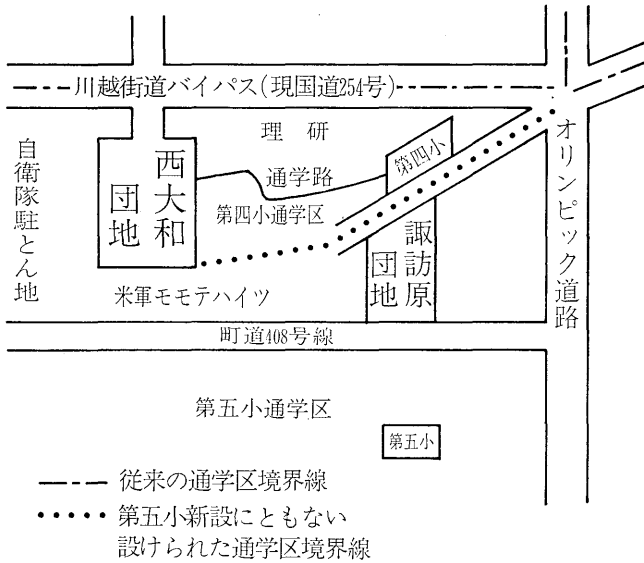


図 6-9 第五小新設に伴う通学区区域の変更略図

問題であった。このようななかで建設されたのが、第四小、第五小、第二中であった。第四小は昭和四〇年四月、第五小は四五年四月、また第二中は四二年四月にそれぞれ開設された。

ところで、小、中学校の新設は当然通学区の変更をともなったが、大和町では第五小が開設された際、この通学区変更が大きな問題となった。昭和四〇年代初めに開設された第四小、第二中は敷地として基地跡地の一部が確保されたため、その建設は計画的で比較的スムーズでもあった。これとは対照的であったのが、第五小であった。第五小建設は、第四小の児童増加にともない計画され、その動きは昭和四三年頃から本格化した。これに合わせて大和町当局は国に対して、第五小の敷地として基地を払い下げるよう繰り返し陳情した。この当時第五小の建設地としては、西大和団地の近辺が最適地であることは誰の目にも明らかであったが、基地の払い下げは、米軍撤退の目的が明確でなかったため、買収されることになり、紆余曲折の末、学

校用地として選定、取得されたのが現在地であった。かったこともあって、結局実現しないままに終わった。

昭和四五年（一九七〇）四月、第五小が開校すると、通学区は図6—9のように変更された。もとの通学区も西大和団地の子供たちが基地内を通り抜けて第四小に通学するなど変則的なものであったが、新しい通学区では、第四小と道路一本隔てた諏訪原団地の子供たちが第五小に通学することになるなど、通学区のゆがみはさらにはなはだしくなった。通学区が変更されると、諏訪原団地を中心とする住民は「五小通学反対期成会」を結成し、町教育委員会に対し行政不服審査法に基づく対抗措置をとるなど、強硬な反対運動を繰り広げた。この問題は、当時テレビ放送でも取り上げられ、大和町だけでなく全国の関心を集めた。結局、審査庁である県教育委員会が町教委の主張を採用する裁決を下すことで決着ははかられたが、大和町当局と関係住民との間には深刻な対立が残った。上述のような変則的な通学区の解消は広沢小の開設（昭和五〇年四月）を待たなければならなかった。

ところで生徒増加にともなう学校建設は、大都市周辺の自治体共通の課題であったが、その際最も問題となったのが用地の取得であった。自治体にとって用地の取得は、大きな財政的負担となったが、またそれだけでなく用地の選定、取得の過程そのものも困難な作業の連続となった。大和町では米軍基地が広大な面積を占めたため、基地が払い下げられた場合には、学校建設は比較的順調に進んだが、払い下げが実現しない場合には、反対に学校用地の選定、取得に大きな制約がともなった。

2 高校新設をめぐる動き

県立高校設置

要求の台頭

昭和二二年（一九四七）四月、小、中学校でスタートした新学制は、翌二三年（一九四八）四月には高校に及んだ。ただ新制中学が全員入学の初期中等学校として新しく発足したのに対して、新制高校はそれまでの旧制中学校、高等女学校、実業学校などが衣替えしたものにすぎなかった。このため新制高校は、

表 6-53 中学校卒業生の高校進学状況

卒業 年度	全日制高校進学者			定 時 制 高校進学者	卒 業 生 総 数	全日制高校 進 学 率
	公 立 高	私 立 高	計			
昭和25	15 (7)	5	20	13 (13)	136	14.7
26	16 (7)	20	36	19 (19)	148	24.3
27	18 (6)	12	30	11 (11)	140	21.4
28	16 (10)	14	30	28 (28)	132	22.7
29	19 (8)	18	37	14 (14)	135	27.4
30	17 (9)	26	43	5 (4)	162	26.5
31	26 (4)	18	44	27 (27)	202	21.8
32	18 (3)	34	52	18 (18)	209	24.9
33	22 (1)	50	72	29 (29)	203	35.5
34	29 (4)	61	90	10 (10)	185	48.6
35	—	—	89	15(—)	154	57.8
36	40 (1)	58	98	15 (15)	224	43.8
37	87	63	150	3 (1)	284	52.8
38	103 (1)	93	196	9 (8)	312	62.8
39	96	121	217	18 (12)	325	66.8
40	110 (1)	94	204	12 (12)	297	68.7
41	128	113	241	17 (14)	328	73.5
42	95	112	207	13 (10)	269	77.0
43	110	121	231	10 (7)	273	84.6
44	132 (2)	120	252	3 (2)	296	85.1
45	134 (1)	157	291	9 (8)	333	87.4
46	163	139	302	3 (3)	327	92.4
47	152 (1)	186	338	6 (4)	358	94.7
48	227	167	394	6 (4)	414	95.2

。()は東京都立高校への進学者の内訳を示す

。—は不明を示す

戦前以来の旧制中等学校がもつエリート的な教育機関としてのイメージを引きずったまま、発足することになった。一方、高校進学者数も、新制高校発足当初は敗戦後の経済的荒廃もあって大きな増加は見られなかった。

ところが、戦後の経済復興が軌道に乗ると、高校進学希望者は漸次増加し、さらにその後には、敗戦後のベビーブーム期に生まれた子供たちの進学が重なり、高校増設が全国で大きな問題となった。とくに大和町・和光市のような東京近郊の地域では人口の流入が加わったため、高校増設問題は一層切実であった。このため行政関係者だけでなく、父兄を巻き込んでさまざまな運動が生まれた。この項では、このような高校増設をめぐる動向を見ていくことにする。

表6—53は昭和二五年度から四八年度にかけての大和町・和光市の中学校卒業生の進学状況を示したものである。昭和二〇年代後半の進学状況をみると、全日制高校進学者は三〇人台を推移し、そのうち公立高校進学者はほぼ半分で、また、その半数前後は都立高校に進学していた。このような進学状況は大和町が所属していた第二通学区の編成と関係していた。昭和二〇年代後半における第二通学区の県立高校は川越、川越女子、川越工業、川越農業のわずか四校であった。そして、そのいずれもが川越市内に集中し、また、普通科高校は川越、川越女子に限定され、進路選択の面で考慮の余地の乏しい編成になっていた。このような状況が、私立高校への進学者や都立高校への越境入学者を毎年相当数生み出す原因となっていた。

朝霞地区に県立高校設置を求める動きが生まれたのは、昭和三〇年前後からであった。これは東京都が越境入学を抑制する方針を打ち出したことと関係していた。昭和二九年（一九五四）には朝霞地区各町村の教育委員会は埼玉県に対して朝霞地区に県立高校を設置するよう働きかける一方、各町村内でも住民に対して高校新設について啓蒙、宣伝を行なうようになった。ただ、全日制高校への進学者は大和町でみると、昭和二八年度で卒業生一三二名のうちわずか三〇名と少ないこともあって、要求はただちに実ることはなかった。

しかし、県立高校設置要求は高校進学者の増加にともない、昭和三〇年代半ばにかけて一層強まることになった。昭和三十一年（一九五六）六月には朝霞地区PTA連合会が高校設置運動推進の決議をあげるなど、学校関係者だけで

なく父兄の間にも運動の広がりを見せはじめた。また、昭和三三年（一九五八）一月には大和町など朝霞地区四町と入間郡富士見村の町村長が連名で、朝霞中学校に併設されていた県立川越高校（定時制）朝霞分校に全日制高校を併置するよう陳情書を提出し、要求は一層具体化することになった。しかし、埼玉県当局は校舎及び立地条件の不備を理由にこの陳情を認めず、県立高校設置の要求は容易には実現しなかった。

町立工業高校の設立計画 しかし、表6—53にみられるように高校進学者は年ごとに増加し、とくに昭和三七年度には敗戦直後の第一次ベビーブームに生まれた子供たちが高校進学期に到達することになっていた。このた

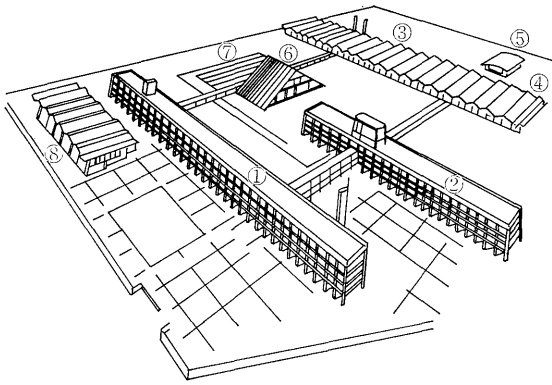
め、高校新設は地域住民の切実な願いになるとともに、大和町当局にとっても重大な課題となった。

昭和三〇年代半ば、このような状況の中から生まれてきたのが大和町立工業高校の設立計画であった。計画は昭和三五年頃から具体化され、翌三六年（一九六一）四月開校を目的に準備が進められた。計画によれば同校の規模は一学年について機械科一二〇名、電気科八〇名、金属工業科四〇名で、三学年合計七二〇名程度であった。町議会には町立工業高校建設特別委員会が設置され、設立の推進にあたった。「設立認可申請書」はその設置目的を次のように謳っていた。

最近の世界の科学及び科学技術の飛躍的な発展により、我が国に於いても科学教育・工業技術教育の振興が国家的に強く要請されるとともに、工業界は技術面にも施設面にも素晴らしい進展を見せ、そこに必然的に優秀な中堅技術者の養成が急務となってきた。

本校はこの国家的要請に応えるべく創造性に富み、勤労を貴び、責任を重んじ、自主性豊かな近代工業技術に即応し得る心身ともに健全な中堅技術者を養成しつつ、しかも技術教育に偏することなく技術と経済の調和をはかり将来有為の人物たり得る者の育成を目的とする。

ただ、この工業高校は大和町が独自の財源で建設しようというものではなかった。当時の大和町は本田技研㈱をかえ財政的に恵まれていたものの、工業高校を設立できるほどの財政力はなかった（同校設立には三か年で八億七〇〇〇万円が必要とされていた）。この工業高校を資金面からバックアップしようとしたのが、本田技研㈱の首脳陣らによって設立された「作行会」という財団法人であった。この財団は昭和三五年の設立当初で一億円の資金を保有していた。工業高校設立計画はこのような本田技研㈱の資金で町立高校を設立しようというものであった。



- | | |
|------------|----------|
| ①普通教室・管理棟 | ⑤原動機実習工場 |
| ②実験・実習教室棟 | ⑥体育館 |
| ③金属・機械実習工場 | ⑦プール |
| ④電気実習工場 | ⑧講堂・図書館 |

図 6-10 大和町立工業高校完成図

この町立工業高校の構想が生まれた昭和三〇年代前半から半ばにかけては、日本経済が飛躍的な発展をとげ、科学教育、技術教育の振興や技術者養成の必要性が強調されていた時期であった。大和町当局にとって工業高校の設立は住民の要求に^{こた}えるものであるとともに、町民の子弟に本田技研㈱への就職の道を広げるという狙いも含まれていた。また、本田技研㈱にとっても良質な若年労働者を安定的に確保できるという利点があった。

昭和三五年（一九六〇）八月、大和町教育委員会は設立認可申請書を埼玉県教育委員会に提出する一方で、高校の敷地として米軍基地の一部（現第四小と理研東半分の土地約二万五〇〇〇坪）を予定し、大蔵省に払い下げを働きかけた。しかし、計画は順調に進展しなかった。

その後、大和町に情勢の変化が生まれ、さらに「作行会」も方針を転換したため、昭和三五年終わりにはこの計画は中止になった。このように町立工業の設立は失敗に終わったものの、町当局の動きは高校設置に後手々々とまわる
県当局とは対照的に、地域住民の要求に敏感に対応しようとするものであった。

朝霞高校の建設

町立工業高校の設立が失敗に終わったため、県立高校設置は大和町にとってますます緊急の課題となった。大和町では昭和三四年（一九五九）に高校進学率が五〇パーセントを越え、とくに全日制高校進学者が著しく増大しはじめた。その全日制高校進学者についても、昭和三二年頃から私立高校進学者が公立高校進学者を大幅に上回りはじめ父兄の経済的負担は大きくなっていった。また、さきにふれたように、昭和三七年度は第一次ベビーブームに生まれた子供たちが高校に進学する時期にあたっていた。

昭和三三年（一九五八）一月、大和町など四町一村の町村長が川越高校朝霞分校に全日制高校を併置するよう陳情したものの、埼玉県当局がこれを認めなかったことはすでに述べた。このためその後、朝霞地区教育委員会連合会はこの要求をあきらめ、新たに朝霞地区に県立高校を新設するよう求める方針をたてた。そして、昭和三六年（一九六一）七月には翌年四月から開校できる全日制高校の実現を各方面に働きかけた。大和町議会に提出された「県立高等学校設置請願書」は当時の住民の気持をよく伝えるものであった。

朝霞地区「大和町、朝霞町、新座町、足立町四町」に県立高等学校を設立することは永い間当地住民の要望であります。

然し乍ら最も重要な教育上の事たるや洵まことに閑却に付され寒心にたえない状況にあります。

即ち四町のこの広大なる地域に一つの県立高等学校すら存在せず、僅かに朝霞町に川越高等学校の定時制分校が存在するにすぎざる状況にあります。全県の観点と教育の機会均等より考えても余りにもみじめな差別

待遇の甚だしさを感じるものであります。

殊に当地区は大部分東京都〔練馬区、板橋区〕に接し、教育文化、経済等その影響を受け、住民の教育に対する熱意は極めてし烈にして、地区内中学校卒業者の進学状況は……相当高率にありて、生徒はこの不遇と交通不便を克服して黙々として遠隔の地に通学しておる姿は洵に忍び難きものがあります。

従って地区内に高等学校なきため、埼玉県民なるに不拘、東京都の都立又は私立の高等学校へと不合理過重な試験地獄に追いやられ、又父兄もその経済的負担の過重に悲鳴をあげている状況であります。

以上の状況から見る時、当地域に全日制高等学校設置は必然のものと考えられます。

高校進学者の増加に対するこの時期の埼玉県当局の対応は学級増、学級定員増、私立高校の育成などに比重がおかれ、県立高校新設には必ずしも積極的ではなかった。しかし、関係町村の粘り強い運動の結果、昭和三七年になると県当局もようやく敷地獲得を条件に高校建設を約束するにいたった。高校敷地については朝霞町の基地跡地をあてることになり、ここに高校設置運動は一〇年近くの歳月を経てようやく結実することになった。

昭和三八年（一九六三）四月、県立朝霞高校が開校した。しかし、その

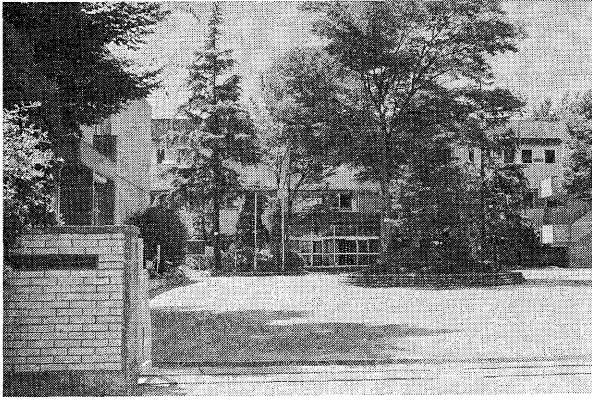


写真 6-27 朝霞高校

開校にあたっては校舎が準備されていないなど少なからぬ混乱がみられた。新校舎が完成したのは翌年四月になってからで、その間、川越高校朝霞分校が仮校舎として利用された。

朝霞高校の開校は県立高校進学の大きき門をかなり緩和することになった。この年、朝霞地区四町からは四九八名が県立高校に合格したが、このうち朝霞高校の合格者は二七七名を占めた。大和中学校でも朝霞高校に五五名が合格し、県立高校合格者の半数以上を占めた。

和光高校の開校

昭和四〇年代に入ると第一次ベビーブームの山はひとまず越えたものの、大和町では西大和団地や諏訪原団地が建設されるなど人口は増加の一途をたどり、中学生は増加傾向に転じた。また、高校進学率も七〇パーセント台から八〇パーセント台へと上昇し、県立高校設置問題は引き続き大きな課題となった。

高校増設を求める動きは昭和四三年頃から急速に盛り上がりはじめた。昭和四三年（一九六八）七月には西部地区PTA連合会が朝霞地区での高校増設を決議し、九月には朝霞地区教育委員会連合会が関係市町当局に働きかけをはじめた。これをうけると大和、新座両町議会はただちに高校増設決議をあげ、呼応した。九月一日に大和町で決議された内容は次のとおりであるが、父兄の経済的負担の面からも県立高校の増設が必要なことを訴えていた。

朝霞地区に県立高等学校を増設することについての決議

去る七月三日西部地区PTA連合総会の際、朝霞地区に高校増設促進の件が出されたそうです。さて県における県立高校設置標準は、人口五万に対し最低一校を目標としています。

当地区の人口もすでに十八万人になります。尚最近における高校進学希望者の激増により、当地区子弟の高校進学者は一層きびしい狭き門を身をもって感じております。昭和四十三年度この地区内六つの中学卒業生



写真 6-28 和 光 高 校

は約一四〇〇名で、この内高校進学希望者は一一八六名であります。本年度における朝霞高校募集人員は三八四名が予想されます。これは進学希望の実に三分の一であります。残りの三分の二はやむを得ず他の公立校に、あるいは都内私立校に入学するため、入学金其の出費で父兄の負担をおもくしております。かかる現状から、当朝霞地区に県立高等学校増設促進を決議しここに提案致します。

これに対して埼玉県当局は県の財政問題や私立高校育成とのかねあいを理由に、増設要求をただちに認めなかった。このため、翌四四年（一九六九）二月には首長はじめ議長、教育委員会、PTAなどが一丸となって朝霞地区高校新設期成同盟会を結成し、昭和四五年新設を目標に県知事、県議会、県教育委員会など関係当局に働きかけをはじめることになった。しかし、埼玉県側は高校新設には用地の取得が先決として一万五〇〇〇坪程度の敷地提供を条件として示したため、運動は容易に進展しなかった。

しかし、昭和四五年の国勢調査では朝霞地区の合計人口は二〇万人を突破し、数年後にはさらに倍増することが予想されるなど、高校増設を求める声はますます強くなった。大和町では昭和四五年（一九七〇）には中学校卒業生数がベビーブームの時期以来、再び三〇〇人を越え、そのうち高校進学者については一〇〇名近くが増加しているという状況であった。このため、大和町当局は昭和四五年七月には高校用地として町有地五〇〇〇坪を提供するとして建設運動を強めた（大和町は同年一〇月、和光市と改

称)。これに対して県当局は、和光市は東京都に片寄りすぎているとして難色を示したため、市当局はさらに市有地の周辺一万坪の買収に奔走した。そして、ついにこのような努力が実り、昭和四六年（一九七一）一二月になって県当局も和光高校の建設を決定するにいたった。

和光高校は翌四七年（一九七二）四月、プレハブ建の仮校舎で開校となった。本校舎が完成したのは翌年四月になってからであった。昭和四七年三月には大和中、第二中から合せて三〇二名が全日制高校に合格したが、このうち和光高校合格者は五一名を占めた。朝霞高校の合格者を合わせると九七名の生徒が朝霞地区の高校に進学することになった。

第五節 基地返還運動と跡地利用

基地返還運動

大和町の南西地域の農耕地や山林地帯が、陸軍予科士官学校建設用地として強制的に買収されたのは、**動の台頭** 昭和一二年（一九三七）頃であった。その広さは二〇〇町歩に及び、大和町の全面積の二〇パーセントを占めた。陸軍予科士官学校は、敗戦直後の昭和二〇年（一九四五）八月二十九日に解散したが、この敷地は翌九月二〇日には米軍に接収され、占領軍基地として引き続き利用された。

ところが、昭和二五年（一九五〇）六月に朝鮮戦争が勃発し、その後には講和条約の締結が現実の政治課題にのぼり、独立が目前のことになりはじめると、大和町では接収地の返還を求める運動が台頭した。昭和二六年（一九五一）一月、大和町当局は農地委員会、農業協同組合と連名で埼玉県に陳情書を提出し、接収地の解放を「関係筋へ篤と御懇請下さる様」と働きかけた。「関係筋」とは言うまでもなく占領軍である。陳情書の内容は次のとおりであった。

陳情書

当大和町は埼玉県北足立郡の南端に位置し東京都に隣接する戸数二、一〇一戸 人口一〇、三〇四人を算する農商工業の町であります

第二次世界大戦中平和な農村の本町（当時白子村、新倉村と称する人口五千足らずの両村）にも陸軍予科士官学校、陸軍病院、又中央工業株式会社外拾数の大小軍需工場が建設せられて純農村経営の夢は破られ、約二百余町の農地未墾地が敷地として潰廃使用せられ、転落農家が続出し、転向の止むなきに至った農業従事者は附近の工場に職を求め生計を立て、居りましたが

終戦となるや軍の解散や軍需工場の閉鎖に且民間事業への移行により、多数工員の失業と同時に復員軍人の帰郷により失業者は増加の一途を辿り、剩へ昭和二十一年の食糧危機に当り、多少なりとも農耕地の獲得へ農業経営へ食糧増産へと町民の眼は集中され、手当り次第生きたため土と戦ふことに依って生活の道を開いたと同時に、農民の眼は広大な元陸軍予科士官学校の敷地へ向け、耕作のため開墾又開墾と手を延して、元練兵場であった地区の大半は立派な農耕地として、現在耕作に出入る者二百戸を数えると思考される、其の一部の者は軍用地の耕作のみで生活を立て、いる者も少なくない状況であります。連合軍の当地駐屯部隊の御厚情によって耕作して居る面積は、私達は確定した面積は知ることが出来ませんが、約七十町歩程度耕作して居ります様に見受けられます

当町と致しまして概略連合軍使用建物より離れた一部分に付き、約四十三町歩の連合軍使用地域の解放、並に管理換えの上に当町農民に自作農地として増反せられる様、関係筋へ篤と御懇請下さる様、大和町農業経営の概況と解放並に管理換えの位置を附した地図を別紙第一第二とし添付して、本町農民を代表し茲に書面

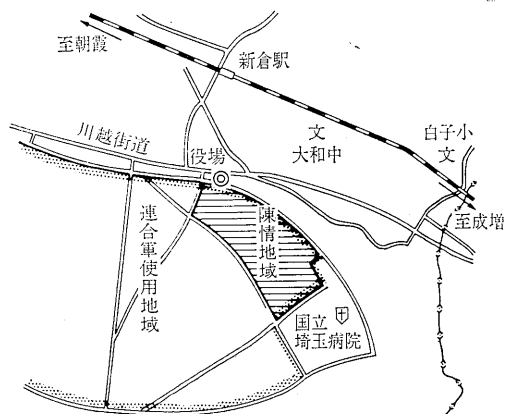


図 6-11 基地返還の陳情区域（昭和26年1月）

を以って特別の御高配を煩したく陳情致します

陳情書の主旨は、接収地の一部約四三町歩を農民の自作農地として解放せよというものであった。この陳情の特徴は以上の内容から分かるように、接収地を耕作者に対して私有地として解放するよう求めるものであって、必ずしも旧所有者への返還を求めるものではなかった。このように旧所有者よりも現耕作者の利益を重視しようとする要求の背景をなしていたのが、陳情書にも触れられている軍用地開墾問題であった。敗戦直後の昭和二十一年以来、約二〇〇戸の農家が基地内の土地約七〇町歩を農耕地として耕作し続けており、陳情書はこれらの耕地（一部）の接収解除を求めたものであった。返還要求区域は、元陸軍予科士官学校の練兵場があったところで、米軍進駐後は利用されないままになっていった。軍用地内の開墾に対しては米軍側は公認せず、その意味で闇耕作で

あったが、そもそもは食糧危機の回避を名目に県当局が斡旋して始まったものであり、県当局としては協力しないわけにはいかない問題を内包していた。

この陳情に対して、昭和二十六年（一九五一年）四月、埼玉県議会は「三月定例会に於て慎重審議致しましたが、今議会に於ては予算其の他の関係で結論付ける事が困難の爲め審議未了に終わりました」と通知してきた。県議会でも一応審議はしたものの、容易に結論を出すことができなかったようである。この後、県側からはこれ以上の対応はなく、結局、陳情は結実することなく終わった。

運動の転換と 昭和二十七年（一九五二）四月、講和条約が発効し、日本は被占領六年半にしてようやく独立を回復
跡地利用計画 した。しかし、講和条約と同時に日米安全保障条約（安保条約）が締結されたため、米軍は占領軍

から駐留軍へと呼び名を変えただけで居残り、接収地は引き続き米軍基地として利用されることになった。安保条約はわずかに五条からなる簡単なもので、米軍駐留の条件は日米行政協定で詳細に規定された。そして、この行政協定の中で、とくに基地の運用を協議する機関として設置されたのが日米合同委員会であった。日米合同委員会は建前上は、日本とアメリカの対等の立場を明らかにしていたものの、安保条約そのものがアメリカ側に有利な片務条約であったため、基地の運用は講和・独立後も依然アメリカ側が主導権を握ることになった。

大和町における基地返還運動は講和・独立を契機に、いよいよ本格化した。昭和二十九年（一九五四）二月、大和町当局はあらためて陳情書を作成し、大蔵省や調達庁（防衛施設庁の前身）など関係当局に提出した。大蔵省に提出したのは、旧陸軍予科士官学校用地の所轄が昭和二〇年一月三〇日に東部軍司令部から大蔵省に引き継がれたからであった。また、調達庁に提出したのは、ここが日米合同委員会の日本側の窓口であったためである。昭和二十六年一月に陳情書を提出した際には、埼玉県当局を通して占領軍に働きかけをなそうとしていたが、講和・独立とともに以上のように陳情の方法にも変化が生まれていた。またこの時期には吉田内閣の官房長官が福永健司（埼玉県第一区選出）であったため、福永に対しても基地返還の働きかけがなされた。

陳情は「駐留軍接収地中、現に使用せざる用地」六〇町歩（一八万坪）の返還を求めるものであった。昭和二十六年一月に提出した陳情書と比較すると、返還を求める対象区域に大きな変化はなかったものの、面積は一七町歩増加しており、陳情としては大型化していた。またこのほかに際立った特色としてあげられるのが、返還後の跡地利用計画であった。利用計画の概要は次のとおりであった。

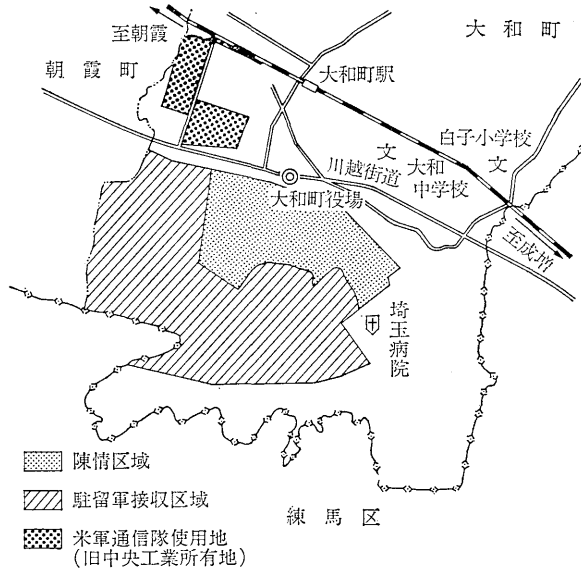


図 6-12 基地返還の陳情区域（昭和29年2月）

利用計画の概要

一、文化的施設の充実（約二〇町歩六〇、〇〇

〇坪）

(一) 小学校の新設

町の急速な発展に伴い第三小学校建設を要望されその最適地として返還地を充てたい。

(二) 高等学校、大学の新設

旧新座四町四村の地域には高等学校以上の教育施設に乏しい、その充実を数十年來地域住民から要望されて来たこの希望に応えたい。

(三) 公民館活動の中心的施設の完備

学校教育と共に社会教育の振興を図り、青少年及び成人の心身の健全化を期するため、公民館活動を更に進展させたい、講堂・図書室・式場・娯楽室等の実現を企図したい。

(四) 公営総合運動場の建設

各種運動競技場を建設して、之を一般に公開し体力の涵養を計ると共に、日常生活の能率化を期した

い。

(一) 技術者養成所の新設

日本産業の基盤を培うため技術者養成所の新設を急速に実現したい。

(二) 学校法人根津育英会学園設置計画にも協力いたしたい。

(三) 日本文化向上促進のための国家的諸施設にも協力したい。

二、住宅地に利用（約一五町歩四五、〇〇〇坪）

(一) 公営住宅の建設

町の発展に伴い住宅問題の解決策として、大規模の公営住宅を企画しなければならない、それには相当の地積を要する。

三、工場誘致策の実現（約一五町歩四五、〇〇〇坪）

県町の工場誘致条例の趣旨に即して、有力工場を迎え該工場育成に協力して日本産業振興に寄与したい。

四、農耕地としての利用（約一〇町歩三〇、〇〇〇坪）

首都周辺と駐留軍住宅（モモチ村）に近接する特殊性を考慮して、農業経営の正しい方式を研究し、理想的農耕地としてこれを高度に利用したい。

以上は利用計画の概要でこれの具体化については、各種関係機関と緊密な連絡をして実現を期したい。

以上のように利用計画は大きく分けると文化施設（約二〇町歩）、住宅地（約一五町歩）、工場敷地（約一五町歩）、農耕地（約一〇町歩）としての利用を骨子とするものであったが、このなかでとくに画期的ともいえるのは、文化施

設や公営住宅の建設など、公共用地としての利用を具体化した点であった。文化施設としては小学校、高校、大学など教育機関の新設のほか、一般住民向けには公民館や総合運動場の整備が構想されていた。また公営住宅の建設は、敗戦後の住宅不足を解消しようとするものであるとともに、大和町を東京近郊の住宅都市として位置づけようとするものであった。またこのような文化都市、住宅都市としての計画のほかに、工場の敷地として全体の四分の一が充てられていた。これは敗戦によって壊滅的な打撃をうけた軍需工場に代わる新工場を誘致して町の経済的振興をはかるとともに、工場誘致にともなう町財政の拡充を狙ったものと考えられる。

以上のように今回の陳情書の特色は跡地利用のあり方として、文化施設や住宅用地としての公共利用や工場誘致が前面に押し出されたことであった。そしてそのため、前回出された陳情書が色濃く持っていた農地解放運動としての側面は弱められることになった。またその結果、基地返還のあり方としては、町民個人への分配という方式から、町への直接返還という方式が強く打ち出されることになった。このような跡地利用計画のあり方は、その後の基地返還運動のなかで繰り返し持ち出されるもので、その点でこれ以降の利用計画の出発点となるものであった。

ところで、このように基地返還運動が大きく転換する要因となったのは、まず返還陳情地域が国有地であり、基地の法的な所有者である大蔵省の意向が反映されたからであった。大蔵省の浦和財務部は、講和・独立直後（昭和二八年頃）に大和町が作成した陳情書に対して、公共利用の目的、施設などを明確にするよう指示していた。また大和町側の内部事情としては、陳情書が次のようにふれていた。

終戦後、軍の解体、軍需工場の閉鎖等は、失業者の続出食糧危機等の悪条件を生じ、生活不安は益々昂められたのであります。それ等の人々は競って、工場の空地荒廃した軍用地の開墾に努め、生きるために農耕に従事し、駐留軍接收後はその耕作地に立入りを禁止されましたが、軍の特別の御好意によって暫くの間の耕

作を黙認して戴き、今日に至りました。

このような特殊事情の六〇町歩近い無断耕作地の事でありますから、終戦後茲に八ヶ年、苛烈な供出対象ともならず、勿論課税する事もなく、町民として何等の義務を賦課もされません、これは人心が安定し、失業問題の一応解決をみた現状としてはこのまゝ推移することは如何と、町議会とも屢々合議いたしました、関係各官庁の御理解と御協力を得て直接町に返還を受けることが最善の策との結論を得たのであります。

以上のような内容は、大和町内部に基地内開墾地を今後誰が所有するかという所有主体をめぐる対立があったことをうかがわせるものである。当時町議会では選挙のたびに商工業者が進出し、農民の利益代表者を圧倒しつつあり、このような町政をめぐる主導権の転換が、基地返還運動の進め方にも反映したものと考えられる。また基地返還運動の転換は、地方自治の視点から見れば、戦後の地方制度改革や経済復興を背景に、大和町内部に地域社会の整備に積極的に取り組もうとする意欲が生まれてきたことを示すものであった。基地返還運動は、町への直接返還と公共利用を跡地利用計画の中心にすることで大きく転換することになった。

二町一村払下 また、これと同じ時期の昭和二八年(一九五三)一二月、朝霞キャンプを抱える大和町、朝霞町、片
促進委員会 山村の二町一村は、議会や町長、助役が中心となって、接収地払下促進委員会を結成した。関係町

村が一致協力して基地返還運動の盛り上がりをはかろうというものであった。委員会は会長に大和町議会議長、副会長に朝霞町議会議長、片山村議会議長、委員に各町村の町村長、助役、議員が就任し、総勢二九名で構成されていた。委員会は大和町が陳情書を出したのと同じ昭和二九年二月に、関係当局に要望書を提出した。内容の一部は次のとおりであった。

当地方は、平和産業用地として立地条件を具備し、首都に隣接する好条件等は最近急速に發展して、将来益

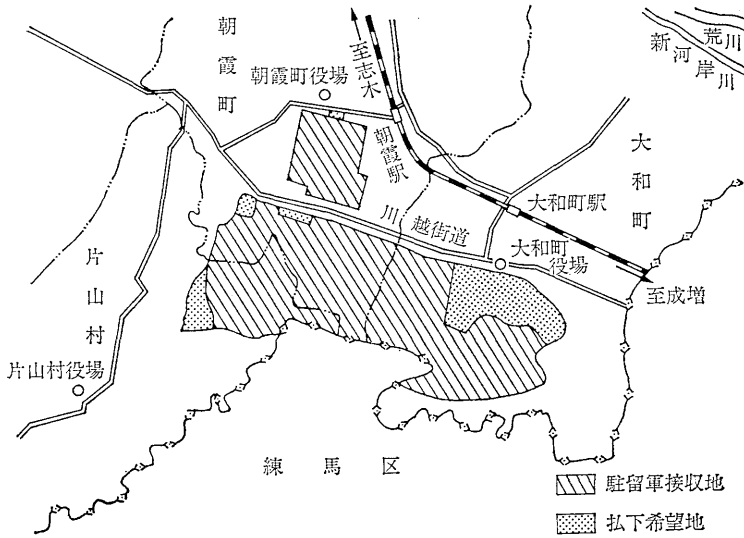


図 6-13 2町1村による基地返還の陳情区域（昭和29年2月）

々人口の稠密を招来し、都市としての形態を整備する必要に迫られてまいりました。特に正しい民意を昂揚し、人類の共存共栄に寄与する民力を涵養するための施設を始め、社会福祉増進のための諸施設完備の要求を満たすために、基本的条件の一として土地を必要とすることは申すまでもありません。委員会を構成する委員は、多数の人々によって民主的に選ばれた責任あるものとして、この事実に対して重大な関心をもつことは当然で、幸に関係各位の御理解を得て返還を賜りますならば、総力を挙げて御好意に酬ゆることを確約するものであります。

陳情書は二町一村が急速に都市化しつつあり、そのために公共用地が不可欠であることを訴えるものであった。返還を求めた地域は図6-13のとおりであるが、いずれも「終戦直後から今日に至るまで……軍用地として、特別の施設と利用の殆んどなされなかった」地域であった。地図からも明らかにように大和町の占める割合が高く、これが二町一村私下促進委員会における大和町の比重を大きくした。

また二町一村の要望は、米軍との協調を基礎とするものであった。要望書は次のように述べていた。

終戦以来茲に八ヶ年、駐留軍が平和保持につくされた偉大な御功績に対しては満腔の敬意を捧げて居るところで、当地が基地となって以来軍の意図を尊重し、友愛の精神を堅持して今日を迎えたのであります。依つて民主々義の真精神の上に立ってこの願意を認められ最善の成果を賜りますよう実情を開陳して重ねて要望する次第であります。

この当時、内灘（石川県）などで米軍基地をめぐる激烈な反対運動が展開されていたが、これと比較すると大和町をはじめとする二町一村の返還運動は町当局、町議会主導の穏健なものであった。

基地返還運動の行き詰まり　しかし、このような返還運動は結局、実ることがなかった。同年四月になると、米軍側は当該地の石炭置場として利用すると通告してきたからであった。しかも、米軍側の対応はこの拒否通告にと

どまらず、別の問題を派生した。すなわち、軍用地内耕作者に対する立ち退き問題であった。米軍側は拒否通告を出した直後の五月、朝霞調達事務所を通して軍用地内耕作者に対して、六月一日までに刈り入れを完了し、立ち退くよう命令を出した（ただ、この命令はただちに耕作者によって実行されず、このため翌年二月あらためて米軍は命令を出し、六月三〇日までに立ち退くよう命令した）。

基地返還問題に関しては、この後大和町では返還要求規模を縮小してあらためて陳情をこころみだ。まず、昭和二九年（一九五四）五月には、返還要求規模を一八万坪から三万五〇〇坪へと大幅に縮小するとともに、利用計画も教育、文化施設を中心としたもの限定して、調達庁などに陳情書を提出した。そこでの利用計画の概要は次のとおりであった（返還陳情地域は図6―14のとおり）。

第一、小学校の新設（所要坪数 五、〇〇〇坪）

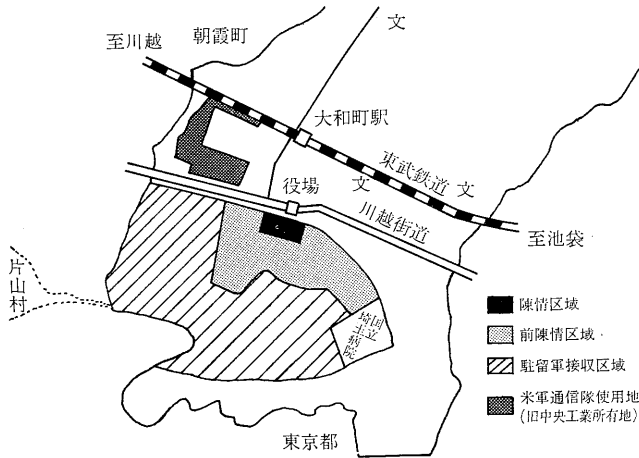


図 6-14 基地返還の陳情区域（昭和29年5月）

月初頭、町当局、町議会の代表は、現地アメリカ軍司令官と懇談し、協力を要請していた。また、陳情書提出に先立つ九
 経緯を含め小学校建設用地の返還を訴えたものである。

一、キャンブ東京接收地一部返還陳情に関する件

第二、中学校の増設 (所要坪数 七、〇〇〇坪)

第三、高等学校の新設 (所要坪数 九、〇〇〇坪)

第四、公民館活動の中心的施設の完備

(所要坪数 二、〇〇〇坪)

第五、公営総合運動場の建設 (所要坪数二二、〇〇〇坪)

昭和二九年二月提出の陳情書と比べると、中学校の増設が加わる
 とともに、技術者養成所の新設以下の項目が削除されていた。しか
 しこの陳情も認められず、そこで昭和三〇年（一九五五）九月には
 返還要求を小学校建設用地五〇〇〇坪に限定して、あらためて陳情
 書を提出した。これは当時の大和町にとって小学校の建設が最も緊
 急の課題となっていたからであった。当時の大和町では、とりわけ
 東上線以南の住宅地域で児童が著しく増加していた。これに対し
 て、白子、新倉両小学校の増築で対応してきたものの、大和町南部
 に三番目の小学校を早急に建設しなければならぬことは、町当
 局、町議会の共通認識となっていた。また、陳情書提出に先立つ九

この事については昭和二十八年以来陳情を繰り返して参りました。

先に提出いたしました陳情書にも述べました通り、当大和町は過去に於て日本陸軍の命により予科士官学校用地として町全域の二〇%に及ぶ主要地域が強制買収され、終戦後十年駐留軍接收地として今日に至る間如何に甚大な犠牲を払ったか、又将来も払わねばならぬかは世に周知の実情であります。

最近に至り基地の情況から判断して現地司令官との協議の必要を認め、去る九月一日執行機関並に議決機関の代表は司令官に面接いたしました。駐留軍基地大和町として幾多の懸案事項がありますが、特に

『六三制学校整備上必要とする校舎建設地を接收地の一部返還によってこれを解決するため現地司令官の理解と協力を得る』

というところに懇談の重点を置きました。

当大和町は終戦前後から発展し、教育施設整備中学校舎増築には主力を注いで参りました。然しこの程度では姑息手段に過ぎませんで根本的解決策を樹てる必要に迫られ、ことに基地隣接地帯の繁華街の学童を収容する校舎建設は焦眉の問題であります。適地を他に求めるは至難で接收地の一部返還によって解決する以外に途なき旨を詳細に互って懇談いたしました。

懇談は終始友好裡に進められ相互の理解を深め予期以上の成果をあげ、結論としては本件が一日も速かに日米合同委員会に提案せられ、その審議の結果現地司令官の意見を徹せられた折は、貴意に添うべく最善の協力を惜しまぬとの意志表示がありました。

当町としても接收地が進駐以来本来の使命遂行上には利用せられず、却って町政上に支障を招来していた事実に対して、町の学校教育並びに社会教育の現在及び将来の見通しから、小、中、高等学校と公民館施設

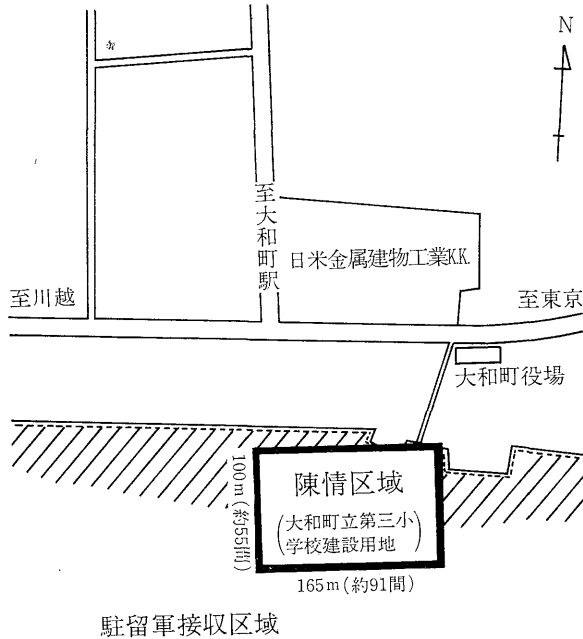


図 6-15 基地返還の陳情区域（昭和30年 9月）

用地として広範囲に亘ってその返還を陳情しましたが、現下の軍の計画を推定してこの方針に再検討を加えることにいたしました。その結果緊急を要する『小学校建設用地五、〇〇〇坪』返還要求のみに限定し、他については将来別途に検討を加えることにいたしましたのであります。この様に限定いたしました小学校建設問題は、全町民多年の要望であり然も極めて切迫した情況下にありますので、町民代表としても町民の総意の上に立ってこの事の貫徹を期し鞏固なる決意をもっているのであります。

軍側の認めるところとはならなかった。大和町ではこの後、基地返還に関しては新たな展開は見られず、昭和二六年に始まる返還運動は何らの成果をみないまま、ここに一応の終止符が打たれることになった。

東京五輪選手村問題

町当局や町議会を中心とする運動は、このように一頓挫をきたしたが、それから数年後、基地返還問題は東京オリンピック選手村問題を契機に大きく進展することになった。また、これは基地返還とそ

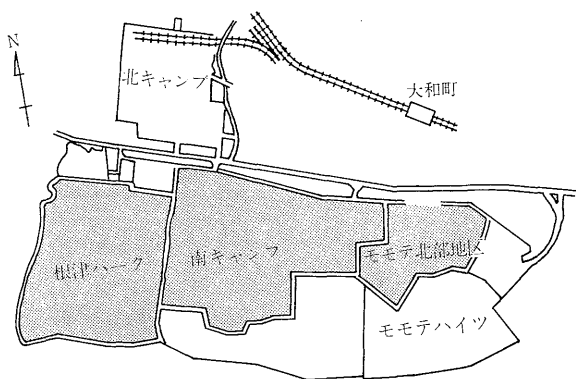


図 6-16 朝霞キャンプ地図

れにともなう跡地利用問題が国の主導権のもとで推進される転機となるものであった。

昭和三四年（一九五九）五月、第一八回オリンピック大会（一九六四年）の東京開催が決定した。選手村については当初、朝霞キャンプ南地区（朝霞町、現自衛隊基地）が予定され、昭和三五年（一九六〇）一二月には南地区（根津パークを含む）の接收解除がオリンピック組織委員会から申請された。

ところが、朝霞キャンプを事実上支配する米軍側は、翌三六年（一九六一）五月、日米合同委員会での交渉で、南地区の返還はできないとし、その代わり、

一、モモテ地区（大和町）北部を返還する。

二、米軍住宅に使用しているモモテ地区南部も、移転経費を日本が負担する条件で返還する。

と回答してきた。

この回答は朝霞町には大きな衝撃を与えたものの、大和町にとっては願ってもないものであった。この米軍側の回答を受け取ると、オリンピック組織委員会は南地区をあきらめ、モモテ地区に選手村を建設する計画を立て、大和町にその意向を表明した。

選手村計画は次のような内容であった。

①、モモテ地区南部（一八万八〇〇〇坪）に二二〇〇戸の宿舍を建設し、男子選手六八〇〇人、女子選手一〇〇〇人を収容する。工費は三〇億

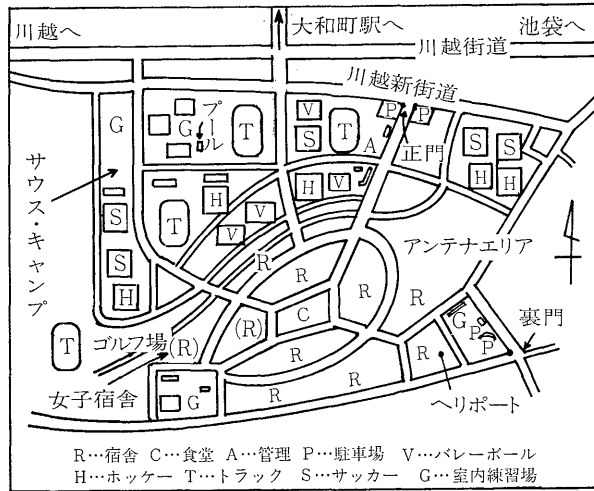


図 6-17 東京オリンピック選手村計画図

ところが、選手村問題はその後、急転回した。それは、昭和三十六年（一九六一）九月頃から選手村をワシントンハイツ（東京都渋谷区）に建設しようとする動きが急速に強まったからであった。これに対して、大和町は埼玉県と一体となつて強硬な巻き返し工作を展開したものの、結局押し切られることになった。この間の政治的な経緯は明らかではないが、中央政界の動きに一気に押し流されてしまったというものであった（当時の新聞には「ペテンにかけら

円。

②、モモチ地区北部（一五万二〇〇〇坪）に付属練習場として、陸上トラック四面、サッカー場五面、ホッケーのフィールド五面、バレーボールコート八面、室内温水プール（五〇メートル）一棟を作る。なお、室内体育館は米軍施設を使用するほか、地元
に学校用の体育館を建設するよう要請する。工費は五億円。

選手村敷地はオリンピック組織委員会が当初予定していた七二万坪から三四万坪に減少し、付属練習場が一部縮小されることになったが、この計画はそれでもローマオリンピック（一九六〇年開催）選手村の約四倍の構想といわれた。大和町当局がこれを積極的に受け入れたことは言うまでもない。選手宿舎をオリンピック終了後に一般住宅に転用する、いわゆる「五万五〇〇〇人都市構想」も打ち出された。選手村計画が実現すれば、基地返還と跡地利用が一挙に実現するはずであった。

れたようなものだ」という埼玉県副知事の発言が報道された。

ただその際、埼玉県は次のような条件を政府に提示した（昭和三十六年一〇月）。

一、モモテ地区の返還については政府の責任で実現すること。

二、返還をうけた同地区には、地元埼玉県と協議の上、オリンピック関係施設又は適切な公共施設を建設すること。

三、既に計画されているオリンピック道路（県道浦和―田無線）、笹目橋架橋などについては、既定方針通り大会時まで完成すること。

一〇月二〇日のオリンピック関係閣僚懇談会では、選手村はワシントンハイツに建設することが了承され、ここにオリンピック選手村問題は終止符が打たれることになった。ただ、閣僚懇談会はその際、埼玉県や大和町の意向を受けて、

一、朝霞キャンプのモモテ地区の一部を、米軍より返還を受けること。

二、返還を受けた朝霞キャンプのモモテ地区の利用については、地元の要望を充分に考慮すること。

三、既定の道路計画は、これを推進すること。

などの方針を明示した。

このように選手村建設計画は実現しなかったものの、これを契機に基地返還については大きく前進することになった。そしてこの後、跡地利用計画が具体的な課題として日程にのぼることになった（註 モモテ地区の名称について……当時の米軍朝霞キャンプのうち、ほぼ大和町地域にあたる部分をモモテ地区と言い、さらにそのうち南部には米軍住宅が建ち並び、モモテハイツと呼ばれていた。モモテは桃手と漢字でも書かれたが、実際は米軍の命名によるも

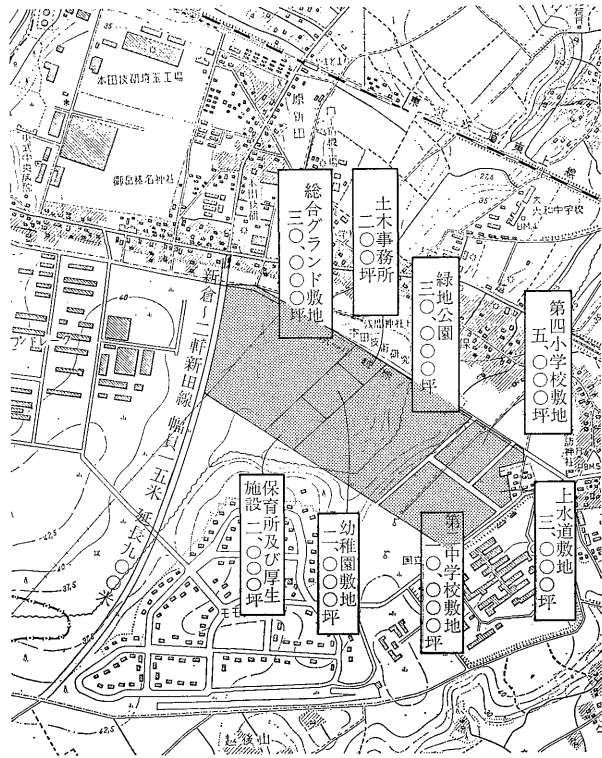


図 6-18 跡地利用計画（昭和36年11月7日）

払い下げを申請した。まず、昭和三十六年（一九六一）一月七日付で「国有財産（土地）売払に関する申請書」を作成し、五万七七〇〇坪の払い下げを求めた。利用計画は次のとおりであった（図6-18参照）。

- 一、第四小学校建設地
- 二、上水道水源建設地
- 三、〇〇〇坪
- 四、〇〇〇坪
- 五、〇〇〇坪

ので、太平洋戦争で米軍が最初に占領した島の名前にちなんだと言われる。）

モモテ地区 このように基地返還は大部分返還

大きな進展をみせた。しかし、選手村問題をめぐる一連の過程——すなわち、選手村の選定、変更、収拾の過程は国の主導権を如実に示すものであった。そして、埼玉県や大和町はこれに追随することを余儀なくされていた。このような国側の主導権は跡地利用問題にも反映することになった。

モモテ地区の一部返還が本決まりになったのをうけて、大和町ではさっそく跡地利用を推進するため、跡地（国有地）

- 三、保育所その他厚生施設地 二、〇〇〇坪
- 四、幼稚園建設地 二、〇〇〇坪
- 五、第二中学校新築敷地 一〇、〇〇〇坪
- 六、総合グラウンド建設地 三〇、〇〇〇坪
- 七、浦和土木事務所大和出張所敷地 二〇〇坪
- 八、道路敷地 五、五〇〇坪

合計

五七、七〇〇坪

上水道源地や保育所建設などは昭和三〇年代半ば以降の都市化の進展に対応するものであった。また、第四小学校や第二中学校の建設は人口増加に対処するとともに、東京都練馬区への越境入学者の解消をめざすものであった。当時、大和町南部地域（向山、牛房、越後山、二軒新田など）を中心に越境入学者が広範に存在し、小学生で二二九名、中学生で二二六名に及んでいた。

ところが、この六万坪近い払い下げ申請は、埼玉県との協議の段階で大幅に削減されることになった。その理由は、返還を受けるモモチ地区北部が一二万坪しかなく、これに対して当時すでに理化学研究所が六〇七万坪の移転敷地を要求しており、また、日本住宅公団も割り込みをはかり、敷地獲得をめぐる対立が予想されていたためであった。

このため、大和町はあらためて十一月一日付で「国有財産（土地）売払に関する申請書」を作成し、二万五五〇〇坪の払い下げを求めることになった。わずか三日間で三万坪あまりが削減されたのであった。そこでの利用計画は次のとおりであった（図6―19参照）。

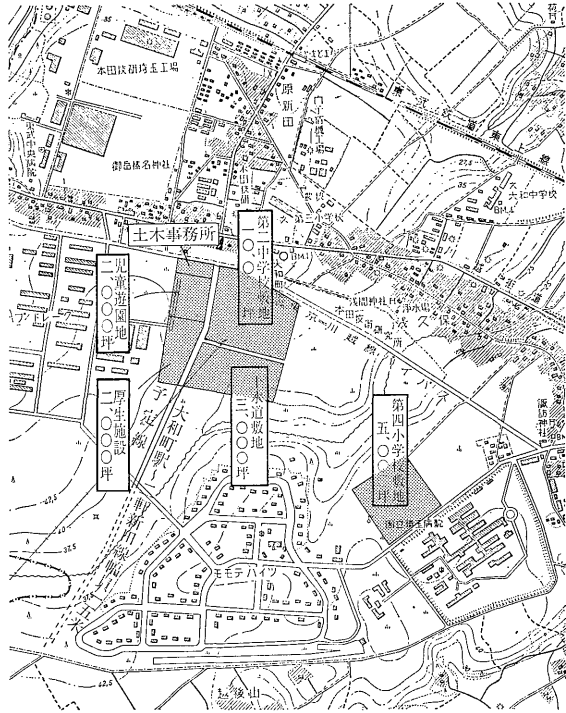


図 6-19 跡地利用計画（昭和36年11月10日）

一、第四小学校建設地	五、〇〇〇坪
二、上水道水源建設地	
三、道路敷地	三、〇〇〇坪
四、浦和土木事務所大和出張所敷地	三、三〇〇坪
五、第二中学校新築敷地	二、〇〇〇坪
六、保育所、内職あつ旋所建設敷地	一〇、〇〇〇坪
七、児童遊園地、幼稚園建設敷地	二、〇〇〇坪
合計	二五、五〇〇坪

削減されたのは、総合グラウンド建設地三万坪、道路敷地二二〇〇坪であった。また、同時に大和町当局は理化学研究所の誘致は希望するが（これは県当局の強い要望であった）、公団住宅の建設は単に東京のベッドタウンになるだけ、町のために大きなプラスにならないと反対を表明した。

大蔵省によるモメテ地区の払い下げが決定したのは翌三七年二月であった。払い下げ面積は大和町一万五〇〇〇坪、日本住宅公団四万坪、理化学研究所六万五〇〇〇坪であった。大和町への配分はさらに二分の一近くまで削減さ

れていた。当初（一月七日付申請書）の五万七七〇〇坪と比べると、わずか四分の一にすぎなかった。大和町の要求は一部実現したとはいえ、大和町が反対した公団住宅が建設されることになるなど、明らかに国本位の形で推進されることになった。

理研・団地・基地跡地にまず建設されたのは理化学研究所であった。理研は昭和三年（一九五八）一〇月、理研の建設

町施設の建設 化学研究所法（科学技術庁所轄）により特殊法人として発足した。移転前は東京都文京区駒込にあり、政府及び民間会社の依頼による各種の研究を進めていた。理研の建設地は谷中川の水源にあたり、水の最も豊富な場所であった。建設工事は昭和三八年（一九六三）八月に始まり、四二年三月に完成した。四年近くの歳月を要したのは、サイクロトロン（粒子加速器）が同時に建設されたためであった。サイクロトロンは戦前に一台目が建設されたが、敗戦とともに米軍によって「原爆研究につながる」として破壊されていたものであった。サイクロトロンの建設にあたっては、町議会でも放射能漏れ、爆発の危険性が指摘された。このため理研は説明会を開催して「サイクロトロンはあくまで実験施設であり、原子爆弾ではない。放射能の心配もこれだけの施設であれば絶対にならない」と説明し、町民の不安もようやく収まった。

また西大和団地の建設は、日本住宅公団の手で昭和三九年（一九六四）八月に始まった。住宅公団は昭和三〇年（一九五五）七月に設立され、昭和三〇年代に賃貸、分譲住宅あわせて約三〇万戸の住宅を建設していた。ところで住宅公団が大和町に住宅建設計画をたてたのは、この時が初めてではなかった。昭和三四年（一九五九）頃、白子のヘンミ計算尺（株）に隣接する一万六〇〇〇坪の用地に五〇〇世帯程度の住宅建設計画をすすめたことがあったが、結局用地買収の不調で取り止めとなったいきさつがあった。大和町は東京と埼玉の境界線にあって、地理的にほとんど都内と同じ条件をもち、交通の便もよいということで、目をつけられたものであった。このような都心に近い地域での



写真 6-29 理化学研究所（昭和40年当時）

用地取得難は、他の地域にも共通した問題であったため、住宅公団はその後次第に利用度の低い丘陵地や米軍基地跡地に大規模住宅を建設するようになった。西大和団地もその一つであった。収容世帯数一四二七戸、鉄筋五階建四一棟で、当時の東武東上線沿線では上福岡につぐ大団地であった。昭和四〇年三月に第一期工事が、同年六月に第二期工事が完成し、それぞれ四月、七月に入居も終わった。同年一〇月の国勢調査では団地人口四四〇九人を数え、人口の一四パーセントを占めた。西大和団地を『広報やまと』は「駅から十分、都心へ近い好条件に恵まれた西大和団地は、入居希望者には魅力がいっぱい。二月十日募集が始まり三月六日発表、その競争率も数十倍と住宅難日本の姿そのもの」と伝えた。

また同時期、住宅公団は国立埼玉病院の敷地二万坪を買収し、諏訪原団地（五八〇戸）を建設した。工事は昭和四一年（一九六六）一月に始まり、同年一〇月には入居が始まった。このように昭和四〇年代初頭、大和町には西大和、諏訪原と二大団地が相次いで建設され、大和町の様相は大

きく変化することになった。

一方、大和町に払い下げられた敷地はどのように利用されたのだろうか。昭和三七年（一九六二）一二月、大和町に対し大蔵省は一万五〇〇〇坪を払い下げると通知したが、その後の実測の結果、一万三五〇〇坪であることが判明し、大和町の利用分は一層狭くなった。払い下げ方法は有償で、一〇年分割支払いとされた。大和町はこの払い下げ

地を第四小学校用地六〇〇〇坪、第二中学校用地四七〇〇坪、保育所用地六〇〇坪、児童遊園用地二〇〇〇坪、浦和土木事務所大和派出所用地二〇〇坪として利用することになった（昭和三八年九月、町議会議決）。当初の利用計画と比較すると、第二中学校用地の大幅削減が際立っていた（当初計画では一万坪の予定であった）。また同時に、四

七〇〇坪の国有地が水道浄水場用地（一七〇〇坪）、町道用地（三〇〇〇坪）として無償で大和町に貸し付けられることになった。これら払下地、貸付地における町施設の建設は、昭和三九年度から始まった。三九年度には第四小学校、第一保育園、四一年度には第二中学校、四二年度には消防署、浄水場及び水道事務所、四三年度には広沢原児童公園の建設がそれぞれ進められた。

自衛隊移駐

以上のように基地の一部返還と跡地利用が進められる一方で、朝霞キャンプではもう一つの変化が起こっていた。それは自衛隊の移駐であった。

敗戦以来米軍によって占有されてきた朝霞キャンプに自衛隊朝霞駐屯地が開設されたのは、昭和三五年（一九六〇）三月であった。朝霞キャンプ一四〇万坪のうち一五万坪を米軍から借用しての開設であった。同年六月には駐屯地開設祝賀式が行なわれたが、その模様を『埼玉タイムス』（昭和三五・六・一九）は、「地元南栄では日の丸掲げて歓迎」と題して次のように報じた。



写真 6-30 西大和団地



写真 6-31 自衛隊朝霞駐屯地

戦後米軍に接收されていたキャンプ・ドレーク、南キャンプ（元陸軍予科士官学校）に、日米暫定共同使用協定の締結により陸上自衛隊朝霞駐屯地（司令森文雄一佐）が新設されたが、その開設祝賀式が十二日午前十時から知事代理佐藤総務部長、在日米軍司令官はじめ地元朝霞、大和、新座三町の町長、議長、教委、小中学校長など多数の来賓を迎え、観閲行進など盛大に行なわれた。

またこの日、施設を一般に公開、午後一時から銃剣道、バレーボール、ラグビー大会などがPX東北側広場や輸送学校コートなどで開かれ、PX北側の映画場では地元栄町内会や商工会婦人部による日本舞踊や、駐屯地隊員による隊員劇「赤城おろし」など盛りたくさんな演芸大会が開催された。

同地には現在約千九百人が駐屯しているが、更に増員されるものとみられ、米軍基地の縮小により一時は火の消えたようなものともみられ、米軍基地の縮小により一時は火の消えたようなものともみられ、米軍基地の縮小により一時は火の消えたよう

なさびれ方であった地元商店街も、陸上自衛隊の移駐により活気を取りもどし、十二日の開設祝賀式には全商店が軒ごとに国旗を掲げ、歓迎の意をあらわしている。

このように朝霞駐屯地は開設されたが、ただその当初から自衛隊の駐留が今日のように本格化すると考えられていたわけではなかった。その理由は、当時朝霞キャンプが東京オリンピックの選手村に予定され、選手村建設が本決ま

りになった際には、自衛隊は立ち退くことになっていたのである。このような事情によって自衛隊が駐留する期間は、最初は二―三年にとどまるであろうと考えられていた。ところがその後、選手村誘致計画は失敗し、これにもない自衛隊の駐留は本格化することになった。

朝霞駐屯地には初め、愛知県豊川市から第一建設群が移駐してきた程度であったが、その後体育教官やオリンピック選手の養成を目的とする体育学校や輸送大隊をもつ輸送学校が設置された。さらに災害救助や公共土木事業にたずさわる第一施設団、高射砲部隊の第一二四特科大隊、歩兵連隊の第三一普通科連隊などが相次いで移駐し、昭和三八年（一九六三）頃には五〇〇〇名の隊員を擁する首都圏有数の自衛隊基地となった。

基地をめぐる動向

ところで、米軍や自衛隊の駐留について、地元商店街の人々などが好意的に迎え入れたことはすでに述べたが、ただしすべての住民がそうであったわけではなかった。一方では安保条約や自衛隊に批判的な住民も存在し、これらの人々にとっては米軍や自衛隊の駐留は、もっぱら批判の対象となった。このため、朝霞キャンプは相反する住民の間であって、しばしば大和町における政治的対立の火種となった。大和町で基地をめぐる問題に批判的な運動が盛り上がるようになるのは、昭和四〇年（一九六五）前後からであった。この頃都市化の進展とともに「新住民」が大量に流入し、町議選では社会党や共産党が大きく進出するようになっていた。基地をめぐる動向は、地域レベルにおける社会党や共産党の増大と無関係ではなかった。この時期、基地に批判的な運動の一つとして盛り上がったのが、地对空誘導弾ホーク・ミサイルの持ち込み問題であった。

ホーク・ミサイルは全長五メートルで、レーダーで目標物をとらえ、撃破するという当時の最新兵器であった。陸上自衛隊にこのホーク・ミサイルを配備することが明らかにされたのは、昭和三六年（一九六一）七月決定の第二次防衛整備計画においてであった。ホーク・ミサイルはまず北海道に配備され、その後東京周辺の多摩、朝霞などに配備

が予定された。ところが東京への配備については、地元や都議会が反対したこともあって取り止めとなり、結局朝霞と千葉県下に配備されることになった。このようにホーク・ミサイルの配備は、地元の対応と微妙に関係していた。

昭和四二年（一九六六）十一月、朝霞駐屯地にホーク・ミサイルを配備することが最終決定されると、社会党や共産党、あるいはこれと同一歩調をとる北足立南部地区労などが反対運動を展開した。反対運動の模様を『埼玉タイムス』（昭和四一・一二・一八）は次のように伝えていた。

北足立南部地区労（千葉安夫委員長）主催のホーク持ち込み反対抗議集会は、社会、民社、共産党はじめクラウン、積水、本田、自治労など各労組、新日本婦人の会、日本婦人会議などの代表約十人が参加、八日夜、

東上線朝霞駅前東口広場で開かれた。各党代表や、ホーク持ち込み反対柏市民の会代表などがつぎつぎにあいさつ、「物価公共料金値下げ、年末一時金要求貫徹」、「ホーク・ミサイル持ち込み反対」、「偏向教育攻撃粉砕、軍国主義教育反対」などの決議を行なった。このあと米軍、自衛隊基地周辺をデモ行進して解散した。

また同時期、大和町議会では社会、共産両党議員から「朝霞基地ホーク・ミサイル設置反対に関する決議」が提出された。決議の内容は、ホーク・ミサイルの配備によって「（朝霞）基地が戦略上重要な基地となることを意味し、戦時に於ては、相手側の第一次攻撃目標とされることは明らか」であるとし、反対を表明しようとするものであった。しかし町議会内部にはこのような軍事問題に対する態度を忌避する動きがあり、採決の結果、賛成少数で否決され、大和町としてはホーク・ミサイルの配備を容認する態度がとられた。

その後、基地をめぐる問題としては、東京都王子の米軍野戦病院の移転問題（昭和四三年）や、防衛医大の建設問題（昭和四七年）がおこった。ただこれらの問題については、いずれも超党派で反対の立場がとられた。例えば米軍野戦病院の移転問題では、次のような決議が町議会では採決された。

米軍王子野戦病院の大和町移転反対に関する決議

去る七月二十六日の全国知事会の席上、王子野戦病院の移転問題について美濃部東京都知事及び増田防衛庁長官との対話が新聞報道されましたが、それに依るとその移転先が当大和町及び朝霞市である可能性が極めて強いようであり、この問題については県議会においても六月定例会においても県内移転反対に関する決議が可決されております。……

当町においても米軍基地約二十五万坪を有しており、若し王子野戦病院が移転されてきた場合、住民の混乱と迷惑は甚だしきものがあると思われれます。

町民の平和と安全を保つ上においても当町に野戦病院を移転設置する事に対して断乎反対の決議をここに提案致します。

このように米軍野戦病院の移転問題では、ホーク・ミサイル持ち込み問題と異なる態度がとられたが、これはホーク・ミサイルの配備が軍事問題とみなされたのに対して、野戦病院の移転問題は、基地返還の障害になると考えられたためであったと思われる。

跡地利用の停滞

モモテ地区の一部とはいえ、基地返還が実現したことは、大和町のそれ以後の運動を活性化させた。講和・独立前後の時期に次ぐ二度目の返還運動の展開であった。基地返還運動は昭和四一年（一九六六）から始まった。この年五月、大和町当局はモモテ地区南部（モモテハイツ）二万〇八二三坪（七三万平方メートル）の返還要求を掲げて関係当局に働きかけた。当時大和町では西大和団地、諏訪原団地が相次いで建設され、町の様相は大きく変化しようとしていた。また地下鉄六号線（現在の都営三田線）の建設準備が進み、近く着工されようとしていた（これは後に中止された）。そして、このような交通網の整備にともない、昭和四五年（一九七

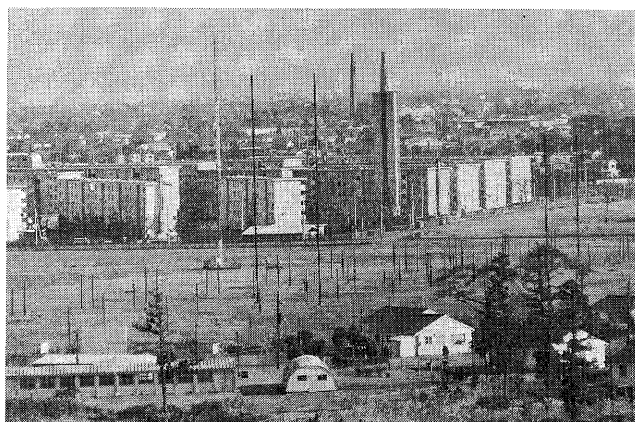


写真 6-32 モモテハウス（昭和43年当時、向こう側は訪諏原団地）

○)には人口六万に達するであろうと予想されていた。このように地域開発が期待されながらも、当時の大和町は公共施設が十分でなく、またそれに見合う用地の取得も困難であった。基地返還要求はこのようななかで出された。跡地利用計画を見ると、次のとおりであった。

- | | | |
|---------------|---------|-----|
| (1) 総合グラウンド用地 | 四万三五六〇坪 | A地区 |
| (2) 公園用地 | 六万〇八〇二坪 | B地区 |
| (3) 町道用地 | 二八七三坪 | C地区 |
| (4) 工場団地用地 | 一万三五八八坪 | D地区 |

基地返還をテコに社会整備をはかろうとするものであったが、利用計画の中心をなすものは、工場団地、公園、総合グラウンドであった。工場団地に大きな比重がかけられたのは、「住民福祉をより向上するためには大小工場の進出をはかることが行政上不可欠の要件であり、また工場等の無秩序の進出を抑制して統制ある工場団地の造成をはかりたい」としたからであったが、このほかの理由として「口の増加にともない是非設置してほしい旨の請願が町議会に提出され採択されていた。」

しかしこのような要求は、その前提となる米軍の撤退が明らかでなかったため、容易には進展しなかった。また大

和町でも、その後第五小学校や県立高校など学校用地の獲得が行政上の緊急課題となったため、全面返還をあきらめ部分返還の要求に切り換えていくことになった。昭和四〇年代半ばにかけての返還要求を見ると、次のようになる。

昭和四二年 四月 第二中敷地拡充のため（一一〇〇坪）

〃 四三年 八月 第五小（六〇〇〇坪）、県立高校（二万坪）建設のため

〃 四四年 七月 第五小建設のため（五〇〇〇坪）

〃 四四年十一月 第五小、県立高校建設のため（一万五〇〇〇坪）

〃 四五年 八月 第六小建設のため、

また町議会も次のような決議をあげて、基地返還の必要性を訴えた（昭和四三年九月）。

いま私たちの町はすさまじい勢いで都市化をせまられています。

それは昨年十月に打ち出された都市計画、町の用途地域図による東京のベッドタウン化、昭和四十五年度導入予定の地下鉄六号線の建設、外環状線が町内を走るなどの諸計画があります。

以上の都市計画と併せて政府の都市集中政策のもとで当町は人口の急増傾向にあります。この人口急増傾向に対応してどうしても設置しなければならない小・中学校、高等学校、保育園、幼稚園などの公共施設が土地不足と地価の高騰により財政源困難で挫折しているのが現状です。このような状態下におかれた当町に、それも当町の最優秀地に米軍基地があるということは、当町の発展をいちじるしく阻害するものであります。そこで当町のこれからの健全な発展のためこの決議を行い、関係当局に強力に働きかけるよう提案いたします。

しかしこれらの要求は一つとして実現することなく、この時期の基地返還運動は行き詰まりを示した。このため第五小、県立高校（和光高校）の敷地は、いずれも民有地が買収されることになった。基地跡地の一部が返還され、ここに学校が建設されるのは昭和五〇年代になってからであった。昭和五〇年（一九七五）四月には広沢小（当初の仮称では第六小にあたる）が、翌五一年四月には第三中がそれぞれ開校した。

第六節 単独市制へのあゆみ

町村合併促進法の制定 敗戦後、日本の地方自治は大きな進展をみせた。例えば地方制度は地方自治法の制定によって抜本的に改革され、また町村の役割も新制中学校や自治体警察の設置、国民健康保険の実施にみられるように大幅に強化された。このような地方自治の強化は当然人件費や事業費など役場経費も増大させたが、これに対応した町村財政の整備は遅れていた。そのうえ昭和二四年（一九四九）にはドッジ・ラインによって、地方交付金や国庫補助金が大幅に削減され、町村財政はますます困窮するようになった。翌二五年になるとシャープ勧告をうけて地方税制が抜本的に改革されたが、町村財政をまかなうには必ずしも十分でなかった。またシャープ税制は地域住民に租税負担の強化をもたらした。

戦後の地方自治の展開に即した行財政能力を育成するため、町村合併を推進しようとする考え方は、昭和二四年のシャープ勧告にあらわれた（それまでは戦時下の強制的な合併政策の揺れ戻しで、合併町村の再分離がみられた）。シャープ勧告は「市町村が学校、警察その他の活動を独立して維持することが困難な場合には、比較的隣接した地域と合併することを奨励すべきである。……このようにすれば小規模な行政による不利益は克服できるであろう」と述

べて、町村合併の必要性を強調した。このような勧告が出されたのは、当時一万近くあった町村のうち、人口五〇〇〇未満の町村が実に半数以上を占めていたからであった。その後、朝鮮戦争の勃発と動乱景気でも地方財政は一時小康状態となったが、これに続く緊縮財政の中で町村合併の動きが強まり、昭和二八年（一九五三）八月、町村合併促進法の制定をみるにいたった（同法は一〇月から施行）。

促進法は「おおむね八千人以上の住民を有するを標準とし……その適正化を図る」（第三条）と規定していたが、このように人口八〇〇〇を標準規模としたのは、新制中学校を独立して維持できる能力を最低要件としたためであった。また促進法には様々な特例と国や都道府県の援助措置が盛り込まれた。議員の任期延長や地方交付金の削減免除、あるいは合併町村に対する各種国庫補助金の優先的配分などがそれであった。

町村合併促進法が成立すると、政府は直ちに大規模な町村合併計画を決定した。この計画は今後三年間に人口八〇〇〇未満の小規模町村を合併させ、当時の町村数九六二二を三分の一に減少させようとするものであった。これにもない統一地方選が実施される昭和三〇年四月までに目標の八〇パーセントを実現すること、各都道府県に町村合併促進審議会を設置し、町村合併計画を作成すること、などの方針を決定した。このような大規模な町村合併政策は、明治二〇年代以来のものであった。

政府の方針・計画をうけて、埼玉県でも合併政策が推進された。まず県議会議員、町村長・議長などを委員に埼玉県町村合併促進審議会が設置され、また郡単位には北足立地区町村合併推進協議会などの組織が結成された。埼玉県町村合併促進審議会は、合併促進の方針や対策をたてるとともに、県下全町村を対象に町村実態調査を実施し、翌二九年二月には全県的な町村合併試案を発表した。

試案は県下九市三一五町村を八市七三町村に再編成しようとするものであった。朝霞地区については、四町四



.....は町村合併試案による境界

図 6-20 合併前の朝霞地区 8 か町村

表 6-54 朝霞地区 8 町村の状況（昭和29年）

町村名	面積 km ²	人口 人	年度予算額 万円
大和町	10.8	12,194	3,126
朝霞町	10.6	13,182	3,304
内間木村	7.2	2,863	885
大和田町	13.7	7,094	1,602
片山村	8.9	4,360	1,171
志木町	3.0	7,663	3,390
宗岡村	5.6	2,796	812
水谷村	4.7	2,680	—

一は不明

（『埼玉県統計年鑑』『埼玉県町村合併史（上・下）』より作成）

村を朝霞ブロックと志木ブロックに二分しようとするもので、大和町は朝霞町、片山村との合併が勧告された（図6-20参照）。またこの当時の各町村の人口や財政規模は表6-54のとおりであった。

大和町の対応

このように国、県は一体となって町村合併を推進したが、これに対する大和町の対応は必ずしも積極的ではなかった。合併試案が公表される前に県当局は、町村合併に関する事前調査を各町村に対して実施していたが、その際大和町当局は町村合併に「積極的に同意しない」と回答し、その理由を次のように述べた。

当町は昭和一八年四月一日白子村、新倉村両村の合併により発足し、爾後合併に依る紛争等もなく、着々発

展し、現在人口一万二〇〇〇余人、戸数二五〇〇余にして、行政運営上適正な規模を備えるものと考えられて、他町村との合併の必要は認められない。

さらに、住民の合併に対する動静として、次のように記した。

当町は前述のとおり、昭和一八年に於て合併した町であり、今回の町村合併促進法の施行に当たっても、格別の反響を示していない。むしろ、現在他町村との合併に依り平地に波を生ずるが如き事を避け、現在の町の状態を単独で益々進展させていきたい希望を持つものが多いと認められ、町村合併促進の問題を静観している状況である。

このように大和町当局は昭和一八年に既に合併を経験していること、人口一万二〇〇〇人余で標準規模とされた八〇〇〇人を上回ることなどを理由にあげ、町村合併に消極的な態度を示したが、さらに次のような財政事情も背景としてひかえていた。

昭和二八年五月より施行したる工場誘致条例により誘致した本田技研工業株式会社は将来大いなる財源である。かつ誘致奨励措置のため、約一、〇〇〇万円にのぼる支出をなし、現在及将来三カ年程は、この貴重な財源を育てなければならない。

すなわち、本田技研の誘致に成功し、財政的な見通しがつきつつあったことも、町村合併に消極的な要因になっていたのであった。

ただ県当局はその後も引き続き、町村合併を積極的に働きかけたため、大和町では町村合併促進委員会を組織し、町村合併を全町的な立場から検討することになった（昭和二九年六月）。このような委員会は他町村でも結成されたものであった。委員の構成は次のとおりで、当時の大和町の有力者を網羅するものであった。

会長 (大和町長)	富沢 敬蔵							
副会長 (大和町議会議長)	清水 松三							
委員 (大和町議会議員)	高橋 利彦	大野 忠利	吉田 俊一	星野 豊麻	斎藤 正次			
	加山傳三郎	鈴木藤四郎	加山大二郎	白水 万里	石田 栄一			
	高橋 勇吉	富澤市五郎	金子 豊吉	相馬 武義	栗原富太郎			
	鳥飼 新一	豊田 秀造	加藤源太郎	桜井 和美	久保九十郎			
(農業委員会委員)	柳下 浩三	清水 喜平	石田 省三	桜井 和美	磯部 為吉			
(教育委員会委員)	富澤 英一	萩原 信之	柴崎 好三	小野孝一郎	吉田 俊一			
(消防団長)	久保九十郎							
(婦人会長)	富沢 婦志							
(自治会長)	金子徳太郎	柳下 晟	桜井 要文					
(農業協同組合長)	富澤市五郎							
(警察長)	富山 汪							
(青年会長)	市川 精一							
(町内有識者)	鎌田 良賢	柴崎 武	田中 幸平	磯部 誠吉	富岡 英一			
	上原佐五右エ門							
(大和町助役)	山田 智憲							

合計

四十七名 (実数四十三人)

表 6-55 町村合併に対する各部落の態度

賛成	親栄会、漆台組、王子会、温声会、新三和会、新光会、新鈴会
反対	一竜会、清和会、白子第三、向山会、大和会、一新会、協和会、新生会、新倉第三、新倉第四、第一睦会、中通会、第三住宅組合、峯栄会、松陰会、南口会、中央自治会
中立	二軒新田、本田寮、日米金属、雀会、四晴会、北口会、つばめ会
賛否同数	新倉第八、電々公社
不明	睦会、大一会、新和会、竹友寮、国立病院、ヘンミ寄宿舎

このように町村合併促進委員会は結成されたが、町村合併に対する大和町の消極的な態度は変わらなかった。このため町村合併促進委員会が本格的な活動を開始するのは、朝霞地区の合併問題が大詰めを迎えた昭和三〇年（一九五五）になってからであった。その間、朝霞地区内では大和田町と片山村との間で合併の話し合いが進行したため、県の合併試案は破綻し、大和町の合併問題はもっぱら朝霞町を対象に検討されることになった（朝霞町は大和町との合併に賛成であったといわれる）。

昭和三〇年一月から三月にかけて、町村合併促進委員会あるいは部落自治会長なども参加した合同協議会が開催され、合併問題に対する最終決定が下されることになった。

話し合いの内容は『和光市史』史料編三（七八九～七九九ページ）に収録されているが、町村合併に対する町民の対応は盛り上がり欠けるものであった。二月十七日の協議会では、県当局側が「国の方針が合併町村の育成助長という線をとっているので、恐らく合併しない町村は国からも見放された状態となることも予想される」と半ば恫喝を交えて合併を慫慂すると、町民側からは町村合併を一方的に強行しようとする国、県に対して、批判が出される有様であった。

三月に入ると、各部落自治会ごとに町村合併説明会が開催され、町民の意見が取りまとめられた。各部落自治会の町村合併に対する態度は表6-55のとおりであっ

た。結果は賛成七、反対一七、賛否同数二、不明六で反対意見が多数を占めた。この結果をうけて、三月一六日、町村合併促進委員会委員と部落自治会長の合同反省会が開催され、大和町の最終態度が次のようにとりまとめられた。

町民の総意を徴した結果、時期尚早と考えられるので、朝霞町との合併は一応これを打切り、町村合併問題については将来新しい構想のもとに更に検討を加える。

大和町の対応は町民の多数意見を反映し、朝霞町との合併を見送るというものであった。これに対してその後埼玉県当局は協議の結果、「大和町は……戦時中の合併町村で今日に至ったものでありますが、合併試案では朝霞町との計画になっておりましたものの、大和町自体人口一万七千有余の規模を有し、近時諸工場も増加し、財政的にみましても比較的余裕があり、住民福祉の増進も現状においては何等懸念されることも予想し得ない地区と認められる」として大和町の最終決定を容認する態度をとった（昭和三二年三月）。

このように大和町は合併を見送ったが、この昭和三〇年前後の町村合併政策の結果、当時全国で一万弱あった市町村数はわずか三年間で三分の一にまで激減し、埼玉県下では当初の八市三一五町村が一八市九一町村にまで整理された。また朝霞地区では、大和町と水谷村を除く六町村が、朝霞、新座、足立の三町に再編成されることになった。そしてこれ以後、昭和四〇年代半ばにかけて、大和町を含むこの四町間であらためて合併問題が何度か話し合われることになった。

四町合併問題(1)

四町合併問題は昭和三七年（一九六二）に持ち上がった。昭和三〇年前後の町村合併は敗戦直後の地方自治の進展に対応するものであったが、この時の四町合併問題は経済発展と都市化を背景とするものであった。昭和三〇年代初頭に始まる高度経済成長は東京、大阪など大都市圏に人口、工場を集中させた

表 6-56 朝霞地区 4 町の状況（昭和37年）

	面積	人口(A)	年度決算額 (B)	(B)/(A)
	km ²	人	万円	円
大和町	11.6	17,242	25,373	14,716
朝霞町	17.8	24,182	25,413	10,509
新座町	22.9	14,401	16,954	11,773
足立町	9.0	12,259	11,551	9,422

人口は昭和35年国勢調査の結果による

（『埼玉県統計年鑑』より作成）

が、朝霞地区でも工場が次々と建設され、また、東京のベッドタウンとして人口流入が続いた。昭和三〇年に四町合わせて七万だった人口は、昭和三五年には一四万人に膨らんだ。

このような人口増加や工場の進出は、四町の行政需要を増大させた。道路、上下水道の整備、河川改修、小・中学校の建設など取り組まなければならぬ行政課題は山積した。また同時に、し尿処理場や県立高校の設置など四町共通の課題も生まれ、朝霞地区の一体感がこの時期強まった。

これに対して、各町の行財政力は十分なものではなかった。とくに、東京都や浦和市との間には大きな行政格差が生まれていた。当時の朝霞行政支会長であった新座町長は「この地区は東京都並びに浦和市から行政上の圧力を受けており、これに対応する市制の施行等により行政の確立と向上を図りたい」と述べていた。四町合併、市制施行で行財政能力の強化を図ろうとするものであった。このように行政需要の増大とこれに対応しえない行財政能力とのギャップが、四町合併問題を浮上させた。

四町合併の動きは昭和三〇年代初頭からすでにみられた。当時の朝霞町長が積極的な合併論者で、しばしば四町合併の必要性を主張していた。また、正式な動きとしては昭和三五年五月に、足立町議会が合併推進決議をあげていた。このような動きを底流に、その後四町合併問題が具体化するが、その直接のきっかけとなったのは、東京オリンピック選手村計画が失敗し、選手村誘致をテコとした大和町の単独市制構想が頓挫したことであった。これを契機に朝霞、新座、足立三町を中心に合併話が進められ、昭和三七年（一九六二）二月には、四町共通の課題を話し合う四町長議長会で正式議題に採り上

げられた(四町の状況については表6—56参照)。

ところが、このような他の三町の動きとは対照的に、大和町当局の対応は消極的なものであった。三町がいずれも合併賛成の態度を示すなかで、大和町当局は次のような意見を町議会で明らかにしていた。

結論から申し上げますと、時期尚早である。大和町が将来も発展する要素は具備されており、経済的には合併しない方がむしろよい。本田技研の今後を検討すると非常に大きな発展力があり、悲観的要素はない。

理化学研究所にしても研究機関であるので、税収面で直接プラスするとは考えられないが、世界的な施設であり、大和町の新しい町づくりの中心となろう。モモテ地区には公団住宅が必ず来るし、新倉方面の農家地帯の発展のためには、工場を誘致していきたい。大和町の場合、文化的にも経済的にも東京方面から流れてくるものが大きく、北に向っては(四町合併の方向には)町政の進展はない。

大和町当局の意向は、本田技研という潤沢な税収源を背景に、大和町独自の事業計画を推進しようとするものであった。オリンピック選手村計画が失敗に終わった後も、柳下(浩)町長は「大和町事業計画書」を発表して、あらためて大和町独自の都市行政を推進することを明らかにしていた。

ただ、大和町議会の対応は一樣ではなかった。四町合併問題を審議する町議会は昭和三八年(一九六三)八月に開催された。町議会では、町長の与党である約半数の議員は合併に反対で、単独で市制施行をめざすべきであるという意見であったが、他の議員は昭和三八年四月を期限とする早期の合併には反対であるものの、四町合併には原則として賛成であった。そして、次のような決定で意見の一致をはかった。

大和町の意向といたしましては、新倉小学校、白子小学校の老朽校舎の整備及び道路の改修等懸案中の諸事業が終了したる後に充分検討の上合併したいとの意見の一致をみました。

従いまして甚だ不本意ながらこれが完了まで时期的に困難と思われれますので、宜敷御了承の程お願い申し上げます。

決定の内容は合併にはあえて反対しないこと、ただし、当面する諸事業を完成させた後にあらためて合併を検討するというもので、両派の折衷案であった。

大和町をのぞく三町は次のようにそれぞれ合併賛成の態度をとった。

①朝霞町 四町の合併に全員（二五名）賛成し、速やかに合併を推進すべきである。

②新座町 二六人中二五人が四町の合併に賛成し、速やかに合併を推進すべきであること。他の一名は積極的に反対するものでなく、他の者が全員合併に賛成するならばあえて反対しないこと。

③足立町 四町合併を基本理念とするが、たとえ大和町が合併に参加しないといても三町で合併を推進すべきである。

このように三町は合併に賛成したものの、大和町が時期尚早と消極姿勢をとったため、その後事態は進展せず、結局、四町合併は見送られることになった。また、足立町が提唱した三町合併論も立ち消えとなった。

四町合併問題②

四町合併問題は昭和四一年に再び持ち上がった。これは朝霞町が人口五万に達して、市制施行の要件を満たしたことに端を発した。昭和四一年（一九六六）三月、朝霞町は合併による市制施行の方向を模索し、大和、新座、足立三町に対して文書で正式に合併を呼びかけた（当時の四町の状況については表6—57参照）。

大和町では、前年一二月の町議会会で柳下（潔）町長が四町合併に賛成であると答弁するなど、四町合併問題に対する対応はこの時期大きく転換をはじめていた。大和町が合併問題に積極的になった理由は、本田技研が鈴鹿、狭山に

表 6-57 朝霞地区 4 町の状況 (昭和41年)

	人口(A)	年度決算額(B)	(B)／(A)
	人	万円	円
大朝	32,868	44,601	13,570
和霞	55,756	68,720	12,325
新座	41,578	48,164	11,584
立	22,482	45,337	20,166

〔埼玉県統計年鑑〕より作成)

巨大工場の建設を進め、これによって同社からの町民税が落ち込み、財政的に逼迫ひっ迫の兆しを見せはじめたからであった。このため、将来は面積が広い分だけ朝霞、新座に発展性がある、現在の大和町は財政その他の面でよい方だが、地価の上昇で企業誘致が困難で、将来に伸び悩みが予想されるなどの意見が台頭しはじめた。

五月に開催された大和町議会では一部の反対はあったものの、多数議員の支持によって「合併協議会設置促進に関する決議」が可決された(賛成一四、反対五)。合併協議会は地方自治法に規定されたもので、関係町村が合併を協議するための公式の機関であった。新座、足立両町議会もほとんど全会一致で四町合併の方針を可決した。このため、大和、新座、足立の三町は朝霞町に対して、「昭和四一年度を期し、当地区四町が新設合併し新市が発足することに同意します」と回答するとともに、「朝霞地区四町合併協議会」の設置を提案した。

一〇月一日の準備会では、朝霞町から昭和四二年三月までに単独で市制を施行するとの方針が表明され、また三町に對しては一〇月中に無条件で合併議決をするなら四町合併を考慮するなど一方的な発言がなされ、合併問題は事実上暗礁に乗り上げた。この後、朝霞町から「準備会の状況では、昭和四一年度中に合併できる見込みがないので、単独市制の施行をさせていただきます」との申し入れがあり、ここに四町合併問題は完全に頓挫をきたすことになった(朝霞町は翌四二年三月に市制施行)。

このように事態が紆余曲折したのは、朝霞町内部に単独による市制施行と四町合併による市制施行という二つの意見が存在し、その対立に引き回された結果といつてよかつた。当初朝霞町自身から合併を呼びかけながら、協議会結成の間際になって一方的に単独市制を決定するという対応に、大和町はじめ三町が憤慨したのは当然であつた。翌四二年一月、朝霞町から三町に対して「四町合併のことについて」と題する謝罪文が提出され、四町合併問題に決着がつけられた。

「人口三万市 以上のように四町合併問題は四町の利害が錯綜し、容易に実現しなかつた。ところが、このような「制法」の成立 動向とは別に、その後大和町にとって一つの重要な状況の変化が生まれた。それは市制施行の要件

が改正されたことであつた。ここではその経緯を述べていくことにしよう。市制施行の要件を定めた法律は地方自治法であるが、同法は人口要件と都市要件を備えることで、市制施行を認めていた。このうち人口要件は昭和二九年（一九五四）六月に改正されるまでが三万以上で、それ以後は五万以上に引き上げられた。その後、一時的な特例であつたが、昭和三三年（一九五八）四月及び昭和四〇年（一九六五）三月にそれぞれ人口三万又は四万以上であれば、市とする規定が設けられた。昭和四二年（一九六七）当時全国で市の数は五六四あつたが、このうち五万未満の市は二六六に及び、三万未満で市を称しているところも二六を数えた。人口五万未満の市が多く存在した理由は、昭和三〇年前後の時期に、人口要件三万で多くの町村が合併し、駆け込みで市制を施行したためであつた。

ただ、市制を施行した場合でも、日本では独自の都市制度が未発達なため、市と町に制度上の大きな相違点があつたわけではない。行政的には福祉事務所の設置が義務づけられ、財政的には地方交付税の交付、起債、補助金の分配などで有利な取り扱いがなされる程度であつた。ただ、市制施行は住民にとっては地域社会のステータス（地位）を高めるものであり、また、町当局にとつても都市的施策への意欲を生み出すものと考えられていた。

ところで、昭和四〇年代になると経済成長や地域開発を背景に工場進出や団地造成が進み、人口三―五万であっても都市的形態を備えた数多くの町が出現した。このような町にとって、人口五万以下の市が数多く存在することは大きな非合理感を与えるものであった。大和町もその一つで、このような町が全国から三〇余り集まり結成したのが新市制実現全国期成会であった。期成会は昭和四三年（一九六八）四月に結成され、人口が三万以上で都市的形態を備えた町は市になれるよう運動を展開した。趣意書は次のように述べていた。

市制につきましては昭和二十八年町村合併促進法が制定され、人口三万人以上の町村はこれにより市制施行をいたしましたのは御承知のとおりであります。当時三万人を僅かでも割った町村は、爾来十五年間の制度のもとで市制を熱望しながら本日に至ったのであります。近年経済の伸張はいちじるしく高度の成長をとり、且社会開発が進むにつれ人口の流動もはげしく、町村から年々都市へ流出し、都市の過密と町村の過疎がさげばれております。この現象の中において、久居町ほか関係町は年々人口の増加を辿り、かつ経済、交通、文化等近代都市に必要な要件を具備するに至りました。そこで人口三万人を超える各町が一丸となり市制定の特例法を強く要望する次第であります。

このような運動は功を奏し、昭和四五年（一九七〇）三月、地方自治法が改正され、いわゆる「人口三万市制法」が成立した。これによって市となるための要件は、二年間の期限をつけて、次のように特例が設けられた。

- (1) 人口三万以上を有すること（改正前は人口五万以上）。
- (2) 中心市街地を形成している区域内に在る戸数が全戸数の七割以上であること（改正前は六割以上）。
- (3) 商工業などの都市的形態に属する人口が全体の七割以上であること（改正前は六割以上）。
- (4) 都道府県の条例で定める都市的施設、その他都市としての要件を備えていること。

このように、都市要件は厳格化されながらも、人口要件は大きく緩和されることになった。

大和町の人口は昭和四五年四月一日の住民基本台帳人口で三万七九六五人であったので、人口要件は完全に満たしていた。また昭和四〇年国勢調査では、中心市街地は全戸数の約九五パーセントを占め、商工業など都市的業態に従事する人口も九三パーセントを占めた。その後も農業従事者が減少の傾向にあって、その割合は上昇していた。また、県の条例で定める要件としては、次の一一項目があげられていた。

- (1) 官公署が相当数設けられていること。
 - (2) 高校が設けられていること。
 - (3) 図書館、博物館、公会堂、公園等の文化施設等を有していること。
 - (4) 上下水道、塵芥処理場等の施設を有していること。
 - (5) 軌道、バス等の交通施設が整備されていること。
 - (6) 都市計画事業が施行され、街路施設が整備されていること。
 - (7) 銀行、会社、工場等が相当数あること。
 - (8) 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設けられていること。
 - (9) 人口一人あたりの国税、県税、市町村民税、固定資産評価額が既存の市と比較して、同額又はそれ以上であること。
 - (10) 人口一人あたりの基準財政需要額、一般会計の歳出予算額が既存の市と比較して、同額又はそれ以上であること。
- (11) 地勢、産業、交通、都市建設計画等において将来の発展性があること。

大和町の財政は、近隣の市と比較しても住民一人あたりの基準財政需要額及び一般会計歳出予算額は上回っていた。また、交通機関も相当整備され、病院等衛生施設、会社工場の規模についても具備されている状況にあった。ただ、文化施設の状況においてはやや欠ける面もあったが、当時役場横に総合会館の建設に着手していた。また、高校についても、新倉田んぼにある町有地を無償で提供し、ここに高校を建設してほしいと県に要請していた。このように大和町は人口要件が三万に緩和されることで、市制施行条件をほとんど満たす状態になった。

単独市制への準備

「人口三万市制法」が制定されると、大和町では市制施行の準備にとりかかった。まず大和町市制審議会が設置され、市制施行の是非について審議を行なうことになった。審議会委員は三名で、次のような町内の主要団体から選出された（カッコ内は委員数）。

大和町役場(4)

婦人会(4)

医師会(1)

武蔵大和郵便局(1)

自治会連絡協議会(4)

P T A(1)

消防団(1)

本田技研(株)(1)

農業委員会(2)

選挙管理委員会(1)

交通安全協会(1)

商工会(3)

民生委員(2)

青少年相談員(3)

農業協同組合(1)

体育協会(2)

埼玉銀行大和支店(1)

昭和四五年（一九七〇）四月一七日、第一回の市制審議会が開催され、町長から「単独で市制を施行するか、他に合併による広域的な行政を望むか」諮問が出された。ここで単独による市制施行だけでなく、合併問題もあわせて諮問されたのは、朝霞市制施行の際、自治省との間に一市三町の合併を推進するという申し合わせ事項があったためであった。そもそも自治省は人口三万程度の弱小市の設置は住民サービスの向上につながらないと反対しており、この年一月以来、自治省の意向を受けた県当局が斡旋し、一市三町の間で合併問題が話し合われている最中であった。

市制審議会は二回にわたって開催され、四月二八日には単独による市制施行を是とする「大和町市制施行に関する諮問について答申」を満場一致で決定した。答申は合併問題について次のように結論づけた。

合併による広域行政が望ましい姿であるが、過去および現在の諸状況によって今日の大和町を判断してみるに、現時点においては合併による市制は困難であると考えられるので、単独で市制を施行し、住民の要望に
應ずる高度でしかも幅広い行政を行ない得る方向にすすむべきである

単独による市制施行は町議会も異存のないところであった。五月二六日、町議会は「市制施行に関する決議」を可決し、次のように市制の早期施行を訴えた。

この法案が二年間の時限立法である点から推察し、その初期において市制施行を行なうのと後期において行なうのでは、市制施行の標準規則もまた一段と強化されてくる事も考慮されますので、当町においても、この機を利用して早期に市制実現を行ない、もって一日も早く行政水準の向上をはかることが賢明ではないかと存じます。

大和町だけでなく新座町、足立町でも当面は三町が単独で市制を施行し、合併問題はその後の課題であるとするのが大勢であった。このため、埼玉県当局も当面一市三町の合併をあきらめ、次の三か条を覚書としてとりかわすことを条件に、大和町など三町の単都市制に協力することになった。

一、関係市町は、当地域行政の実情を考慮し、近い将来において合併することが必要であることについて意見が一致し、今後その推進について努力することを確認する。

二、関係市町は、前項の目的を達成するためすみやかに都市連合協議会を設置し、関係市町にわたる広域基本構想の策定等行政の広範的、かつ、統一的処理について必要な措置を講ずることを確認する。

表 6-58 応募市名

1.	和光市	42点	8.	本田市	16点
2.	新倉市	32点	9.	新和市	15点
3.	美和市	23点	10.	栄市	13点
4.	さい埼市	23点	11.	新大和市	12点
5.	とう東市	17点	12.	しよ昭和市	11点
6.	しろ白子市	16点	13.	とう東和市	10点
7.	さい埼市	16点	14.	みなみ南さい埼市	10点

郵便物の誤配など少なからぬ問題が生じていた。また、自治省も同一市名を使うことに反対し、名称を変更しなければ市制施行を認めないとの態度をとっていた。

このため、大和町当局は新市名を広く町内住民から募集することにした。応募者は六五七人にのぼり、市名の種類は二五九に及んだ。応募市名の多かったものは表6-58のとおりであった。新市名の選考は議員など町内の公共

三、県は、関係市町が広域行政を推進するにあたり、積極的に協力するものとする。

ここに一市三町の合併問題は決着がつけられ、大和町は単独市制の方向で、本格的に準備をすすめることになった。

和光市の発足

市制施行を前に、まず問題となったのは新市の名称であった。これはすでに、神奈川県で大和町が発足していたからであった。当時、同一市名については東京都と広島県における府中市の例があったが、

市制施行年表

- 昭和45年
3月12日 「人口三万市制法」公布
- 3月30日 大和町市制調査室設置
- 4月7日 大和町市制審議会設置
- 審議会委員（町内知識経験者二十九名、町職員四名）
- 4月17日 第一回市制審議会開催「町長諮問について」
- 4月22日 第二回市制審議会開催
- 4月28日 第三回市制審議会開催「町長諮問に関する答申書提出」
- 5月19日～21日 市制施行（一般住民）説明会開催
- 5月26日 臨時町議会開催「市制施行促進に関する決議」
- 大和町市制準備委員会設置
準備委員（町内各種団体

団体の中から委嘱された市制施行準備委員があたった。郷土感、象徴性、発展性、読み、書きの五つの観点から審査をすすめた結果、「東埼玉」と「和光市」の二つに絞り、最終決定を町議会にゆだねた。七月二日、町議会はまず全員協議会で投票により「和光市」を選定し（「和光市」一四票、「東埼玉」九票）、その後あらためて本会議で新市名を「和光市」とすることを全会一致で決定した。「和光市」という名称は、大和町の「和」をとり平和、栄光、前進を象徴し、大和町が明るく住みよい街に発展するようにとの願いがこめられていた。

新市名決定にともない市章が全国から募集され、応募三二五点のなかから現行の市章が選定された。これは「和」（輪）の中に「光」を入れたもので、市民の和合、団結と和光の自然と明るく豊かで住みよいこと、雄飛発展する市の姿を象徴したものであった。

ところで、市制施行のためには自治省との協議あるいは県議会の議決など一定の行政手続きが必要であった。六月一日にまず内協議書を県に提出し、八月一七日には自治省から市制施行に異存のない旨の内示があった。これを受けて大和町当局は八月二七日、あらためて一〇月三一日から和光市とするとの申請を埼玉県に提出した。県議会は一〇月七日、大和町の市制施行を満場一致で承認した。一〇月二〇日には官報に告示され、ここに行政上の手続

より四七名、町職員より四名)

5月31日 第一回市制準備委員会開催

「市制施行準備について」

6月1日 市制施行内協議書県提出

市名募集（広報紙上）

6月6日 市制施行（自治会長）説明

会開催

6月20日 第二回市制準備委員会開催

「市の名称選定審査について（第一回審査）」

6月29日 第三回市制準備委員会開催

「市の名称選定審査について（第二回審査）」

7月2日 町議会全員協議会開催「市の名称決定 和光市」

7月21日 第四回市制準備委員会開催

「市の紋章制定について」

8月1日 市紋章募集

てんやわんやの市名変更

〔新45.11.5
市昭号
光昭号
和昭号〕

市制施行とともに「大和町」の地名はなくなったが、これまで大和町の名称を使っていた事務所なども数多く、名称を変更するといっても何かと手間がかかり、てんやわんや……。

まず東上線「大和町駅」。和光市になっても駅名はいぜんと変わっていない。町役場から「和光市駅にしてほしい」と、駅側に連絡あったのは9月上旬。大谷久雄駅長は直ちに東上業務局に連絡、本社伺いを立てたが最終的には運輸省の認可があり「鉄道公報」に発表して全国に告示してからでないといふ駅名は変えられない。

切符の手配も済ませてからという段どりなので、市制施行にはとも間に合わない。そうかといってノンビリも出来ず、12月20日をメドにもつか準備を進めているが、昭和26年一にいくら駅が「やまとまち駅」になったことがあり、駅名改称はこんどが三度目となる。

次は「武蔵大和郵便局」。こちらも上局へ名称変更を申し入れ、郵政省へ書類が回っているが、このほど「和光郵便局」と来年1月25日から改称されることに本決り。住居表示の変更の際は、局長名で住居表示用ハガキが一世帯20枚まで無

料で交付されたが、市制内については局とは無関係ということで住居表示用ハガキは交付されないそうだ。「大和町農協」は、来年5月3日の総会で、名称変更が決まるまでは現状通りでいくという。

一方、早手回しに手続きを進めたのが金融関係。埼玉銀行大和支店は和光支店に、川口信用金庫も市制施行と同時に和光支店に名称を変更した。

鈴木水道商會も市名をいただし和光設備に改称。ライオンズクラブも大和から和光へ移ったが、名称変更は初のケースなので国際協會から連絡がくるのに骨がおれたそうだ。商工会も自動的に和光市に切りかえたが、大和薬局や大和伸管所などはいまのところ変更の予定はないという。

- 8月7日 自治省現地調査
- 8月17日 自治省内示
- 8月23日 町議會臨時會開催「昭和四五年一〇月三一日から和光市とすることの申請議決」
- 8月27日 大和町を和光町とする名称変更および、和光町を市とする処分申請書
- 9月1日 第五回市制準備委員會開催「市制施行記念表彰内規について」
- 9月8日 市紋章制定審査會開催「市紋章決定」
- 10月7日 県議會議決
- 10月9日 市制施行表彰審査會開催「市制施行記念被表彰者の審査について」
- 10月31日 市制施行 初議會開催 記念式典

きを終了し、一〇月三十一日の市制施行を待つのみとなった。市制施行日については当初十一月一日が予定されたが、大安吉日ということで一日早い一〇月三十一日に変更された。このため、隣りの新座市より一日早い市制施行となった。



写真 6-33 市制施行記念式典（昭和45年10月）

一〇月三十一日、大和町は和光市と名称をあらため、県下二九番目の市としてスタートした。この日、和光市では初市議会が開催され、柳下潔市長が市制施行を宣言するとともに、住民福祉の向上、都市対策の充実など施政方針を明らかにした。市議会も「和光市制の施行にあたって」を決議し、「地方自治の振興と市民の福祉増進のため邁進する」ことを誓った。引き続き、第二中学校体育館で記念式典が関係者八〇〇人の参集のもと、盛大に挙行された。席上、地方自治に功労のあった七九一人に表彰状、感謝状が贈られた。

市制施行と同時に、和光市福祉事務所が開設された。いままでは浦和市にある北足立福祉事務所で処理されていた福祉行政がすべて市の福祉事務所に移管されることになった。市制施行は都市行政の本格的スタートを告げるものであった。

第七節 地域の変動と住民

1 経済発展と住民の変化

工場の進出

戦後日本の経済は、敗戦直後の時期こそ物資欠乏とインフレによって大きな混乱がみられたものの、朝鮮戦争をきっかけに次第に回復をみせ、その後いわゆる高度成長の時代へと入っていった。昭和三〇年代には神武景気、岩戸景気と経済的活況が続き、東京、大阪をはじめ各地に工場が建設され、工業生産は急速に拡大した。

一方、大和町は東京に隣接していることもあって、工場進出は比較的早い時期に始まった。大和町への工場進出の大きな画期をなすものは、本田技研㈱の進出であった。本田技研㈱は昭和二十七年（一九五二）三月、白子にあった日興精機工業㈱の工場を買収し、また翌年には中央工業㈱の跡地を買収して大和工場を建設した。これによって本田技研㈱は大和、白子両工場に一五〇〇人前後の従業員を擁することになり、以後オートバイの大量生産に入った（六四五ページ以降参照）。

ところで大和町への工場進出の波は、日本が戦争体制を強化した昭和一〇年代にまずその第一波がおとずれていた。この時期、陸軍予科士官学校の移転とともに、いくつかの軍需工場が建設された。代表的な工場は中央工業㈱、㈱逸見製作所、芝浦工作機械㈱、中外火工品㈱などであったが、これらの工場はいずれも敗戦によって大きな打撃を受け、その後、㈱逸見製作所をのぞき操業の停止や縮小を余儀なくされた（五六八ページ以降参照）。敗戦後このよ

うに低迷する軍需工場に入れ替わるように進出したのが、本田技研㈱であった。その意味で本田技研㈱の進出は、大和町への工場進出の第二の波といえるものであった。本田技研㈱が進出した時期、大和町の工場数は全体で二〇、従業員数は二〇〇〇人程度でしかなく、本田技研㈱が占める比重はきわめて大きかった。本田技研㈱はその後、業績を拡大して日本を代表する成長企業となり、それとともに大和町もオートバイの町として、全国にその名を知られるようになった。

本田技研㈱が大和町に進出した時期は、高度経済成長の始まる直前の時期にあっており、その点で大和町は、敗戦後の経済復興のなかで、いち早く活気をとり戻した町であった。大和町がこのようにいち早く工業化を迎えた要因としては、次のような点をあげることができる。第一は、工場の敷地獲得の面で、好条件に恵まれていたことである。すなわち、戦前に進出した軍需工場の跡や敷地が残され、さらに地価も東京に比較すれば低廉であったことである。非財閥系で新興企業にすぎない本田技研㈱が大工場を一気に建設しえたのは、この要因によるところが大きかったと思われる。第二は生産上の好条件に恵まれたことであった。大和町は東京という大消費地に隣接し、さらに川越街道によって直結されていた。また東武東上線によっては沿線近辺の労働力市場と結びつき、優秀な労働者を容易に集めることができた。本田技研㈱の大和町への進出は、このような工場立地上の好条件のなかではたされたものであった。

その後、大和町に進出する工場には、本田技研㈱のような大工場はなかったものの、大和町をとり囲む好条件に支えられ、経済成長とともに、進出工場は増加の一途をたどった。表6-59は昭和三三年（一九五八）以降、市制施行までの大和町の工場数、従業員数の変化を示したものである。東京オリンピックが開催された昭和三九年（一九六四）で工場数一二〇、従業員数五七〇〇人、市制が施行された昭和四五年（一九七〇）で工場数二四〇、従業員数七九〇

表 6-59 工場数・従業員数の推移

年次	工場数	従業員数
昭和33	23	2,277
34	34	2,961
35	47	4,477
36	53	4,129
37	61	4,507
38	89	5,217
39	120	5,726
40	130	6,077
41	130	5,317
42	158	5,603
43	171	5,929
44	208	6,730
45	244	7,944

(『工業統計表〈工業統計調査結果〉』より作成)

○人となった。大和町の場合、昭和三五年、三八〜三九年、四四〜四五年頃の工場進出が著しい(ただし、従業員数については昭和三六年、四一年に減少が見られる)。

次に進出した工場の規模を見てみよう。表6-60は昭和三二年、三八年、四二年、四五年における従業員数別工場名、工場数を示したものである。昭和三二年から三八年にかけては従業員数三〇人以上、すなわち中規模以上の工場が大きく増加している。しかしそれ以降は工場名

表 6-60 従業員数別工場名、工場数

	従業員 300人以上	200 ~ 299	100 ~ 199	30~99	29人以下
昭和32	本田技研工業(株) ヘンミ計算尺(株)	0	0	8	13
38	本田技研工業(株) ヘンミ計算尺(株)	0	日商織維(株) 敷島工業(株) 三瓶金属工業(株) 三秀プレス工業(株) 八千代塗装(株) タマポリ(株)	24	57
42	本田技研工業(株) ヘンミ計算尺(株)	敷島工業(株) 望月製紙(株)	タマポリ(株) 三瓶金属工業(株) (株)大和伸管所 三秀プレス工業(株) (株)写真植字機研究所	23	126
45	本田技研工業(株) ヘンミ計算尺(株) (株)写真植字機研究所 三秀プレス工業(株)	0	三瓶金属工業(株) (株)大和伸管所 日本電業工作(株) (株)朝日精機製作所	24	212

従業員99人以下については工場数のみ

(『埼玉県工場名鑑』より作成)

表 6-61 部門別生産構成

	昭和 42 年	昭和 45 年
製造品出荷額等	2,624,256万円	4,559,250万円
金属機械	19.1 [%]	15.1 [%]
(うち輸送用機械)	56.6 (44.5)	63.6 (47.1)
化学繊維	0.9	0.9
食品	2.1	2.1
パルプ・紙	7.3	2.9
出版・印刷	2.0	4.3
窯業・土石	0.9	2.2
その他	3.2	3.0
計	7.9	5.9
	100.0	100.0

(『工業統計表〈工業統計調査結果〉』より作成)

に若干の変動はあるものの、中規模以上の工場数そのものに大きな変化はない。昭和三八年以降も引き続き工場数全体は大きく増加してはいるものの、その多くが従業員数三〇名未満の小規模、零細工場であったことがわかる。次に部門別生産構成を見てみよう。表 6—61 は昭和四二年、四五年の部門別製造品出荷額の割合を示したものである。いずれの年も出荷額の半分以上を占めるのは機械工業であり、そのなかでも大きな比重を占めるのが輸送用機械、すなわち自動車工業部門である(出荷額の大部分を本田技研が占めていると思われる)。このほかでは金属工業の占める割合が比較的大きく、繊維、食品、化学など軽工業、化学工業の占める割合は小さい。このように敗戦以降、大和町は本田技研を代表的工場とし、重工業の町として発展を遂げてきたと言えよう。

商店の動向

次に商業の動向について見てみよう。人口の流入や工場の進出にともない商店数も増加した。商店数は昭和二七年で一六二店、三五年で二二四店、四三年には三五〇店と一五年あまりの間に二倍以上に増加した。商店を卸・小売店と飲食店にわけると、飲食店の方が増加が著しい。飲食店の占める割合は昭和三五年には全体の十分の一程度であったが、昭和四五年には五分の一程度に上昇した(表 6—62 参照)。

次に、卸・小売店について昭和四一年、四五年の状況を見てみよう（表6―63）。まず商店数、従業員数についてみると、その大部分を占めるのは小売店である。そのなかでも多いのが飲・食料品の小売店である。一方、卸売店はいずれの年も二〇店足らずであるが、年間商品販売額は三一パーセント、一一パーセントと大きな比率を占めている。

次に卸・小売店の従業員の規模、経営状況について見てみよう（表6―64）。従業員数は二人以下という商店が圧倒的に多く、いずれの年も全体の三分の二前後を占めている。従業員数四人以下の商店をみると、全体の八〇パーセント以上を占める。このように卸・小売店の大部分は小規模商店で、昭和三七年から四五年にかけて見ても、大きな変化はない。経営組織についてみると、法人組織をとる商店が増加しているが、全体の比率では横ばい状

表 6-62 商店数の推移

	卸・小売店	飲食店	計
昭和 27			162
29			155
31			163
33			191
35	200	24	224
37	195	22	217
39	235	43	278
41	216	43	259
43	284	66	350
45	289	74	363

（『埼玉県の商業〈商業統計調査結果〉』より作成）

表 6-63 卸・小売店の状況

	商店数		従業員数		年間商品販売額	
	昭和41	昭和45	昭和41	昭和45	昭和 41	昭和 45
卸 売 店	17	16	155	78	73,105 万円	53,939 万円
小 売 店	199	273	567	794	166,653	420,998
（うち食料品店）	(112)	(130)	(348)	(383)	(124,422)	(216,573)
計	216	289	722	872	239,758	474,937

（『埼玉県の商業〈商業統計調査結果〉』より作成）

表 6-64 卸・小売店の規模、経営状況

	従業員規模別					経営別		従業員内訳		
	1~2人	3~4人	5~9人	10~19人	20人以上	法人	個人	家族従業員	常従業員	計
昭和 27	—	—	—	—	—	—	—	273	36	309
29	—	—	—	—	—	—	—	259	62	321
31	—	—	—	—	—	—	—	292	79	371
33	—	—	—	—	—	—	—	335	124	459
35	—	—	—	—	—	—	—	364	140	504
37	134	33	21	6	1	49	146	363	175	538
39	157	46	26	4	2	57	178	424	227	651
41	150	28	26	9	3	50	166	432	290	722
43	188	47	39	9	1	66	218	511	336	847
45	179	62	35	12	1	—	—	—	—	872

○昭和27年—33年については飲食店を含む

○—は不明

(『埼玉県の商業〈商業統計調査結果〉』より作成)

表 6-65 飲食店の構成

	昭和39	昭和45
一般食堂	13	16
中華料理店	6	13
そば・うどん店	6	9
すし店	2	6
酒場	13	10
喫茶店	1	3
その他	0	4
計	2	13
	43	74

(『埼玉県の商業〈商業統計調査結果〉』より作成)

態となっている。次に、従業員を家族従業員と常用従業員に分けると、その多くを占めるのは家族従業員である。ただ常用従業員の占める比率は漸次増加し、昭和二十七年で一二パーセントであったものが、三一年には二一パーセント、三七年には三三パーセント、四三年には四〇パーセントまで上昇している。

次に飲食店について見てみよう。まず昭和四五年について従業員の規模をみると、従業員二人以下の飲食店が四二店と半分以上を占めている。経営の小規模性は卸・小売店と変わらない。次に飲食店の構成をみると、大部分を占めるのが一般食堂、中華料理店、そば・うどん

店などで、パーなど風俗営業の店はきわめて少ない(表6-65参照)。

ところで以上示したいくつかの統計をみると、昭和二〇年代後半から市制施行にかけての大和町の商店は規模

は小さいながらも、商店数は次第に増加し、商品販売額も着実に上昇していることがわかる。ところがこのような発展ぶりも、この時期の人口の増加状況や消費動向からみると必ずしも十分なものとはいえなかった。昭和四三年（一九六八）に埼玉県が日用品二六品目について大和町住民の消費動向を調査したところ、地元で購入している商品の割合は二二パーセントにとどまり、七三パーセントは都内で購入されていることが判明した。また衣料品についてみるとさらに著しく、地元で購入されているのはわずか一二パーセントで、九〇パーセントが都内で購入されていた。このように人口が増加し、経済発展を背景に住民の消費意欲は高まりながらも、地元商店がこれに十分対応していたわけではなかった。

人口流入と若年層の増加　すでにみたように、大和町では昭和二〇年代後半から工場進出が始まり、市制施行の時期にかけ、工場の数は次第に増加した。このような大和町の経済動向が、敗戦以降の日本全体の経済復興とそれに引き続き経済成長の一環であったことは言うまでもない。ところで戦後の日本経済の発展は、東京、大阪など空襲によって廃墟となった戦前以来の大都市をよみがえらせ、さらに戦前以上の規模で工場や人口を集中させ、都市化を進展させた。そして都市化の波は、次第に近郊農村へと広がりを示すようになった。

これに対し大和町は、埼玉県の南端に位置し、さらに東武東上線によって東京・池袋と三〇分足らずで結ばれていることもあって、都市化の波は比較的早期の段階から押し寄せた。その後、都市化の進展は大和町という地域社会を大きく変貌させることになるが、その変化は単に工場の進出や商店の増加など、経済上の展開にとどまるものではなかった。都市化は大和町の人口を増加させ、さらに住民の構成や性格にも変化を与えるなど、社会構造上の転換をもなうものであった。それでは次に、このような大和町の変貌の様相を見ていくことにしよう。

まず人口動向から概観しておこう（図6―1参照）。大和町の人口は、敗戦以降一万人あまりの水準で推移してい

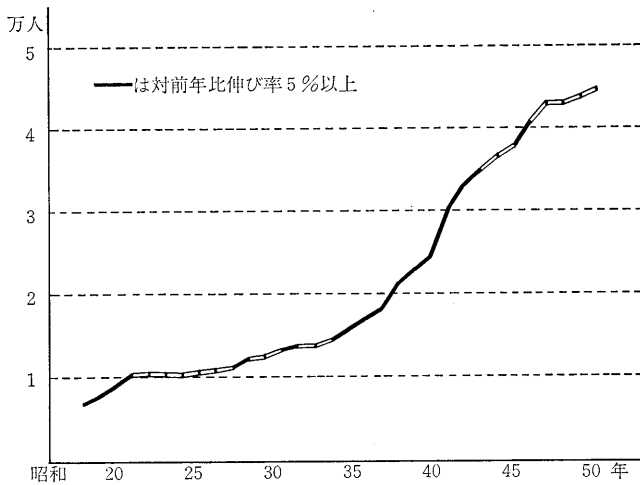


図 6-21 人口の推移

た。国勢調査によると、昭和二二年で一万〇五六三人、二五年で一万〇二四〇人であった。ところが昭和二〇年代後半になると、本田技研㈱の進出とほぼ軌を一にして、人口は増加傾向に転じた。その結果、昭和三〇年には一万三三五人、三五年には一万七二四二人となった。しかし、この時期の人口流入は後の変化と比較するとまだ緩慢なものであった。昭和三〇年代半ばから人口は急激に増加しはじめ、昭和四〇年には三万一〇三四人、四五年には三万九五一二人になった。昭和三五年から四五にかけての一〇年間で人口は約二・三倍に膨らんだ。とくに昭和四〇年から四三年にかけては、西大和

団地、諏訪原団地など大規模な公団住宅が相次いで建設され、この時期だけで人口は一万あまりも膨張した。

次に人口の年齢構成について見てみよう(図6-22参照)。昭和二〇年代後半に始まる人口増加は、年齢構成の点で大きな特質をもつものであった。それは二〇歳から四〇歳にかけての若年労働者とその家族の流入を中心とするものであったことである。とりわけ、昭和三五年から四五年にかけては二〇歳から四〇歳にかけての成年男女とこの層に対応する〇歳から一〇歳にかけての幼児、児童が急激に増加した。このため、保育園、小学校の増設がこの時期の大和町の重要な行政課題となった。大和町のこのような人口増加は、巨視的には昭和三〇年代に始まる高度経済成長と

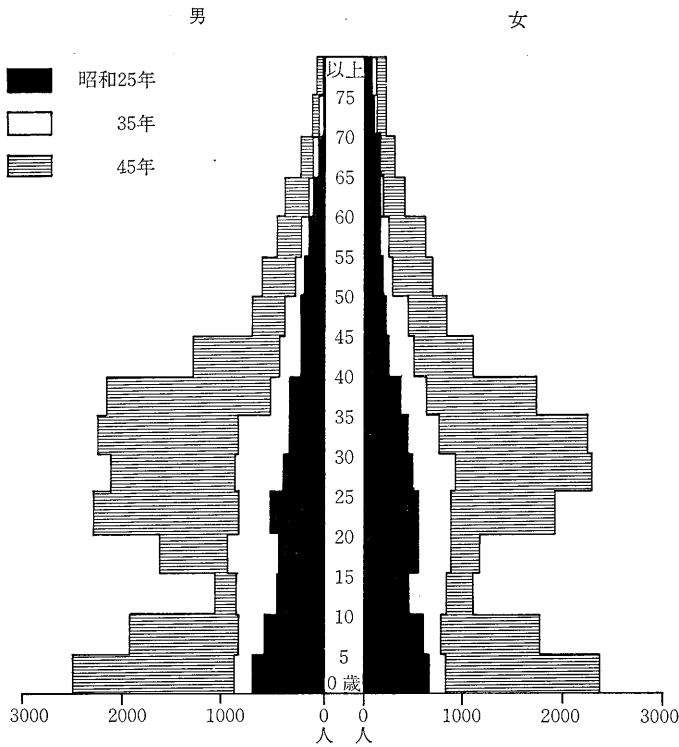


図 6-22 人口の年齢構成の推移

下し、四五年には五パーセントを割り、全就業人口の二〇分の一弱となった。これとは対照的に第二次、第三次産業人口、すなわち商工業人口は急速に膨張した。昭和二五年当時、半数あまりにすぎなかった商工業人口は三五年には

それにとまなう労働力移動の結果であり、東京、大阪など大都市近郊の都市に共通にあらわれた現象であった。

農民の減少、ブル 次に住民の産業構成、職業構成の

変化についてみてみよう。まず産業構成の

面からみると(表6-16参照)、第一の

変化は第一次産業人口、すなわち農業人口の減少であった。昭和二五年に一六〇

〇人を数えた農業人口も、三五年には三分の二に減少し、四五年には八〇〇人と

半減するにいたった。また、農業人口が

全就業人口に占める割合は、人口の増加

とともに一層激しく低落した。昭和二五

年当時にはまだ四〇パーセントを占めて

いたが、三五年には一五パーセントに低

下した。

表 6-66 大和町住民の産業構成の推移

	第1次産業(Ⅰ)		第2次産業(Ⅱ)		第3次産業(Ⅲ)		割 合		
	実 数	指数	実 数	指数	実 数	指数	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
昭和25	1,690 ^人	100	1,026 ^人	100	1,381 ^人	100	40.8%	24.7%	33.3%
35	1,174	69	3,365	328	2,847	206	15.9	45.6	38.5
45	815	48	8,526	831	8,735	633	4.5	47.1	48.3

昭和25年には、このほかに不詳者49人を含む

(『国勢調査報告』各年版より作成)

表 6-67 大和町住民の職業構成の割合の推移

	農業関係	生 産・ 運輸関係	販 売・サ ービス関係	事務・技術 管理 関係	計
昭 和 25	40.5%	29.1%	14.1%	15.4%	100.0%
35	15.8	46.6	17.0	20.6	100.0
45	4.5	43.3	19.8	32.4	100.0

昭和25年には、このほかに不詳者49人を含む

(『国勢調査報告』各年版より作成)

八〇パーセント、四五年には九〇パーセントを占めるに
 いたった。商工業人口のうちでは、昭和二五年には商業
 人口が工業人口を上回っていたが、三五年にかけては本
 田技研(株)などの進出に対応して、工業人口が大きく増加
 した。しかし昭和四五年にかけては商業人口が工業人口
 の増加を上回り、工業人口と商業人口はほぼ肩を並べる
 ようになった。

次に職業構成上の変化について見てみよう。全就業者
 を農業関係、生産・運輸関係、販売・サービス関係、事
 務・技術・管理関係の四部門に分類し、その割合の推移
 を示したのが表6-67である。そこでの一つの特徴は生
 産・運輸関係就業者、すなわちブルーカラー層が大幅に
 増加し、半数近くを占めるようになったことである。
 この比率は昭和四五年にかけてやや減少するものの、
 それでも販売・サービス関係就業者や事務・技術・管理
 関係就業者、すなわちホワイトカラー層を大きく上回っ
 た。このように昭和二〇年代後半から四〇年代にかけ
 ての大和町では、ブルーカラー層が大きな比重を占め

た。

夜間型住民の増加 とベッドタウン化

昭和二〇年代後半に始まる経済発展と人口流入は、従業上の地位の構成にも変化を与えた。その特色は農業従事者を含む自営業者・家族従業員の占める比重の低下と、サラリーマン層の増加であった(表6—68参照)。サラリーマンの占める割合は昭和二五年には半数以下であったが、三五年には七〇パーセント、四五年には八〇パーセントを上回るようになった。

サラリーマン層の増大は、従業地と居住地——いわゆる職・住の分離を促進させ、夜間だけ大和町に居住する夜間型住民を増大させた(表6—69参照)。町外で就業する住民は、昭和三〇年には二〇〇〇人だったが、三五年には三六〇〇人、四五年には一万人へと膨らんだ。町外で就業する者が全就業者に占める割合も、昭和三〇年には三七パーセントだったものが、昭和三五年には四八パーセントとなり、四五年には五七パーセントと、ついに町外就業者が町内就業者を上回るようになった。このように昼間は町外で就業し、夜間になって戻る夜間型住民は、量においても割合においても上昇の一途をたどった。

また町外で就業する住民の就業地をみると(表6—70参照)、朝霞、新座、志木の朝霞地区やあるいは板橋、練馬など隣接地域で就業する者が、昭和三〇年には半数以上を占めていたが、三五年には四二パーセント、四五年には三六パーセントまで低下した。これに対し、比較的距離の遠い都心、副都心で就業する者の割合が増加するようになった。このように隣接地域で就業する者の比率は一貫して低下し、大和町住民にとって、職・住の距離はますます遠くなった。

次に昼間人口と夜間人口を比較すると、昭和三五年までは昼間人口が夜間人口をわずかながらも上回っていた(すなわち、流入就業者が流出就業者を上回っていた)。ところが昭和四五年になると、夜間人口が昼間人口を上回るよ

表 6-68 大和町住民の従業構成の割合の推移

	自営業・ 家族従業員	雇 用 者	計
昭和25	51.9 [%]	48.1 [%]	100.0 [%]
35	26.7	73.3	100.0
45	19.7	80.3	100.0

(『国勢調査報告』各年版より作成)

表 6-69 大和町住民の就業地構成 (その1)

	町内就業者		町外就業者		(B) (A)+(B)	流入就業者 (C)	(C)- (B)
	実数(A)	指 数	実数(B)	指 数			
昭和30	3,481 ^人	100	1,999 ^人	100	36.5 [%]	2,054 ^人	+ 55 ^人
35	3,818	109	3,568	178	48.3	3,823	+ 255
45	7,769	223	10,331	517	57.1	8,082	-2,249

(『国勢調査報告』各年版より作成)

表 6-70 大和町住民の就業地構成 (その2)

	隣 接 地 域 (朝霞地区・板橋・練馬区)		都 心 ・ 副 都 心 (千代田・中央・港・新宿・豊島区)		$\frac{(D)}{(B)}$	$\frac{(E)}{(B)}$
	実 数(D)	指 数	実 数(E)	指 数		
昭 和 30	1,039 ^人	100	546 ^人	100	52.0 [%]	27.3 [%]
35	1,804	174	1,393	255	42.4	32.8
45	3,732	359	3,805	697	36.1	36.8

昭和35年のB, D, Eは、就業者のほかに通学者を含む

(『国勢調査報告』各年版より作成)

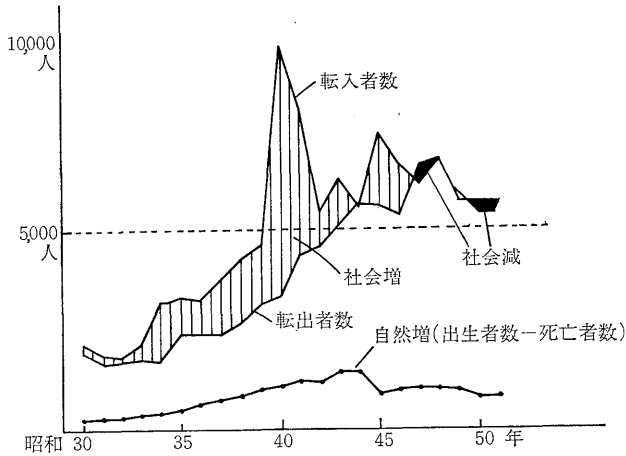


図 6-23 人口動態の推移

うやくその傾向がとまった。

大和町では昭和四〇年代後半まで転入者数が転出者数がピークを示している。転入者数がピークを示す昭和四〇年（一九六五）は西大和団地が建設された年で

うになった（すなわち、流出就業者が流入就業者を上回るようになった）。これは昭和三五年頃まではオートバイ工業に代表されるような東京近郊の小工業都市としての性格を強く持っていたものが、昭和四五年頃になると東京のベッドタウンとしての性格をより強く持つようになったことを示すものであった（表 6-69 参照）。

人口流動の激化

次に人口動態についてみてみよう。図 6-23 は昭和三〇年以降の転入、転出者数および自然増加数の推移をグラフで示したものである。転入者数と転出者数の差が社会的増加となる（このうち、転出者数が転入者数を上回る部分は減少を示す）。人口の増加は自然増加数と社会増加数の和によって示される。昭和二〇年代後半から大和町の人口が増加傾向に転じたことはすでに述べたが、図 6-21 をみるとこのような人口増加は水面上の氷山の一角で、水面下ではその何倍もの激しい人口の転入、転出が繰り返されていることがわかる。このような人口の流動性は、昭和三〇年代半ばから激しくなり、四〇年代後半になってよ

あり、人口増加の最も著しい年でもあった。昭和四〇年代後半になると人口の増加傾向は鈍るようになったが、それでも毎年五、六〇〇〇人前後の規模で転入、転出が繰り返された。これは単純に計算すると一〇年足らずのうちすべての人口が入れ替わる激しさを示している。

ところで、人口の流動性が年々激しくなった要因としては、この時期に若年労働者やその家族を対象とした賃貸型の公団住宅やマンション、アパートが大量に建設されたことをあげることができよう。表6-71は大和町と埼玉県全体の持家比率を示したものである。大和町の持家比率は、昭和三五年から四五年にかけて大きく低下した。また大和町の持家比率を埼玉県全体と比較すると、一五ポイントから二〇ポイント低い。昭和四五年にかけて、その差は一層拡大する形となった。昭和四五年の三八・二パーセントという数字は、県内では戸田市に次いで低い水準であった。東京や大和町近辺で働く若年労働者やその家族にとって、公団住宅やマンション、アパートは最も手近な住宅であったし、また地主層にとっても、アパート、マンション建設は、土地を手放さないまま安定した収入が得られる貴重な生活手段であった。

このような賃貸型の集合住宅の建設は、定住期間の短いいわゆる「新住民」を大量に生み出した。表6-72は住民の定住期間を示したものである。定住期間五年以下の住民は、昭和四五年で五七パーセントと半数以上を占めた（これに「出生時」からと回答した者のうち、五年以下の者を加えるとその割合はさらに上昇する）。

ところで、若年労働者を想定した賃貸型住宅が大量に建設されたことは、大和町の転入、転出者の構成に大きな影響を与えた。表6-73は転入、転出者を年齢別に示したものである。転入者が転出者を上回るのは〇～四歳、一五～三四歳、五五歳以上で、その逆が五～一四歳、三五～五四歳となっている（〇～四歳の子供は二五～三四歳の夫婦に、五～一四歳の子供は三五～五四歳の夫婦に対応している）。このように転入者には一五歳から三五歳までの若年

表 6-72 定住期間 (昭和45年)

1 年 以 下	16.7 [%]
1 ~ 5 年	40.7
5 ~ 10 年	11.8
10 年 以 上	11.2
出生時から	19.6
計	100.0

(『国勢調査報告』各年版より作成)

表 6-71 持家比率の推移

	大 和 町	埼 玉 県
昭和25	50.3 [%]	66.5 [%]
35	52.3	71.9
45	38.2	61.5

(『国勢調査報告』各年版より作成)

表 6-73 年齢別転入、転出者数 (昭和55年)

	0~4 歳	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~44	45~54	55~64	65歳 以上
転 入	480	365	182	411	766	898	762	692	287	154	121
転 出	458	493	337	254	614	720	723	794	343	115	105

ゴシックの数字は転入及び転出の多い方を示す

(『国勢調査報告』より作成)

表 6-74 転入、転出先調べ (昭和55年)

	計	内 訳	
		県 内	東 京 都
転 入	5,118人	1,124人(22.0%)	2,207人(43.1%)
転 出	4,956人	2,156人(43.5%)	1,314人(26.5%)

県内転出先の主なところは、朝霞398、志木108、新座191、富士見209、上福岡82、坂戸104、三芳100、鶴ヶ島108人など

(『国勢調査報告』より作成)

層とその子女が、また転出者には三五歳から五五歳までの中年層とその子女が多い。このように賃貸型住宅の建設は、若年労働者とその家族を引きつけるとともに、中年層の労働者とその家族を少なくすることになった。

また表6-74はこれらの転入、転出者のそれぞれの転入、転出先を整理したものである。転入者がそれまで住んでいた地域としては東京都が圧倒的に多い。これに対して転出先としては、反対に埼玉県内が多く、市町村別に見ると、朝霞、新座、志木など隣接地域のほか、富士見、上福岡、坂戸、三芳、鶴ヶ島など東上線沿線の地域が目立つ。転入、転出者の年齢構成や転入、転出先をモデル化して考えると、年齢二五歳前後の子持ち夫婦が東京都内から転入し、そして一〇年前後を大和町で過ごし、その後東上線沿いに転出するパターンが浮かんでこよう。

2 都市化の中の政治動向

投票率の低下

前項で述べたように、戦後の大和町では経済発展を背景に人口が急増し、それとともに夜間型住民や定住期間の短い「新住民」が増加した。それではこのような都市化現象の展開は、地域政治に対する住民の関心にどのような影響を与えただろうか。ここでは自治体の首長、議員選挙の投票率の推移を手がかりに考えてみることにしよう。

まず町議選（昭和四六年以降は市議選）の投票率からみてみよう（図6-24参照）。町議選の投票率は、昭和二二年四月選挙を除き、三八年四月選挙まで八〇パーセント台を維持していた（昭和二二年選挙で投票率が八〇パーセントを下回ったのは、婦人参政権が実現した直後で、女性の投票率が低かったためであった）。ところが昭和四二年四月選挙では、投票率は六六・一パーセントと一挙に一五ポイント近く低下した。投票率が急激に低下したこの昭和四〇年代初頭は、西大和団地、諏訪原団地が相次いで建設され、「新住民」が大量に流入した時期にあたり、これが投

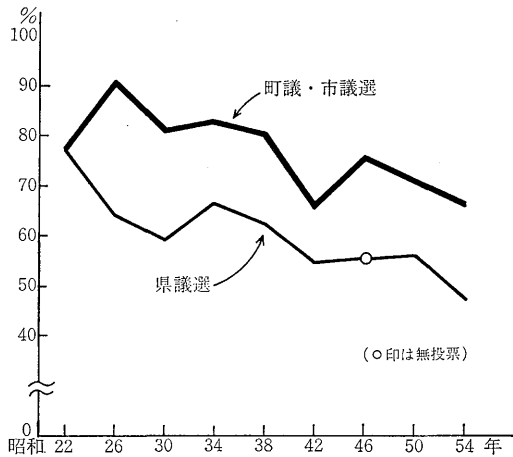


図 6-24 投票率の推移

票率に大きく影響したと考えられる。その後投票率は七〇パーセントを回復したものの、昭和五四年四月選挙では六七・一パーセントと再び六〇パーセント台に低下した。このように町議・市議選の投票率は、昭和四〇年初頭を境に大きく低落したといえる。

次に町長・市長選の投票率をみてみよう(七八三ページ、図6-27参照)。町長・市長選の投票率も町議・市議選の投票率と同様に、昭和四〇年代以降急速に低下している。昭和二、三〇年代の町長選では、二六年一〇月の町長選だけが低投票率であったが、これは対立候補の知名度が低かったためと考えられる。このように町長・市長選の投票率は、候補者の知名度に左右される。これまで最高の投票率は昭和三六年五月の町長選で、七一・八パーセントであったが、この時は有力な保守系候補同士の対決であった。この選挙につ

いで接戦となったのは、昭和五六年五月の市長選であったが、この時の投票率はわずか四七・四パーセントにとどまった。昭和三〇年代と異なり、有力な保守系候補者同士の選挙戦でも、住民の関心を喚起しなくなってきているといえよう。このように町長・市長選においても投票率の低下傾向は、候補者の知名度にかかわりなく一般的なものである。

同様のことは、県議選の投票率にもあてはまる(図6-24参照)。県議選は昭和二二年の統一地方選だけ町議選と同時に実施されたが、それ以降は一〜二週間ずらして実施されている。投票率の下降傾向は町議・市議選、町長・市

長選と同様である。また県議選の投票率を町議・市議選のそれと比較すると、一〇ポイントから二五ポイント低く、町議・市議選を上回ったことがない。町や市に比べ、第二次的な自治体である県に対する住民の関心の低さを示すものであろう。

このように町議・市議選、町長・市長選・県議選のいずれにおいても、昭和四〇年代初頭を境に投票率は急速に低下した。投票率低下の持つ意味は言うまでもなく、地域政治への関心低下ということであろう。昭和四〇年代初頭は

さきに述べたように大規模団地が相次いで建設され、地域社会になじみの少ない「新住民」が急増した時期にあっていた。

このように人口の急増や流動化にともない地域政治への関心が低下する傾向は大都市近郊では共通してみられた現象であったが、都市化の進展が地域社会に与えた深刻な影響の一端を示すものであった。

男性投票率の急落

次に投票率を男女別に分け、その推移を比較してみよう。図6-25は町議・市議選、県議選の男女別投票率の推移をグラフで示したものである。いずれの選挙の場合も、当初は男性投票率が女性投票率を上回っているものの、昭和三〇年代に逆転し、反対に女性投票率が男性投票率を上回るようになっていくのが分かる。

このうち、まず町議・市議選を見ると、戦後最初の町議選で

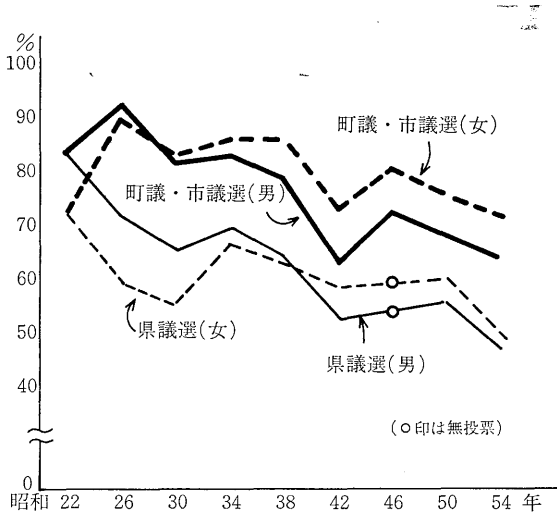


図 6-25 男女別投票率の推移

ある昭和二二年四月選挙では、男性投票率は女性投票率を一一ポイントも上回っていた。ところが昭和二六年四月選挙ではその差は三ポイントに縮まり、三〇年四月選挙ではついに逆転した。とくに昭和四二年四月選挙では逆に、女性投票率が男性投票率を二ポイントも上回った。次に県議選でも、昭和二六年四月選挙では男性投票率が女性投票率を一一ポイントも上回っていたが、その後次第に差が縮まり、三八年四月選挙で逆転し、それ以降女性投票率が男性投票率を上回るようになってきている。どちらの選挙においても、全体としては男女とも下降傾向にあるが、男性投票率の低落がより急であるのが分かる。

男性投票率が低落の度合を強めるのは、昭和三〇年以降の都市化が進展した時期にあたるが、この時期男性の地域政治に対する政治関心が急速にうすれ、反対に女性上位の政治関心となったことをうかがわせる。このような変化の要因としては、就業者の中心を占める男性労働者に市外で働くサラリーマン層が増加し、地域社会とのかかわりが少なくなり、地域政治に対する利害関心が低下したことが考えられる。

町議・市議 選の動向

昭和二〇年代後半に始まる経済発展とそれにとまなう人口流入によって、住民構成は大きく変化し下などとなって現れた。このような社会変動は住民の政治行動と政治選択にも新たな変化を生んだ。それは政党化・多党化の進展といえる現象であった。まず町議・市議選の動向を見てみよう。

表6—75は戦後の町議・市議選における党派別当選者数を示したものである。敗戦以降、議会は無所属議員によってその大半が占められていたが、そのようななかで昭和二六年四月選挙では、社会党を名乗る議員が誕生した。ただこの議員の場合、その支持基盤が借家人組合という限定された団体であったため、議席を定着させることはできなかった。本格的な政党化の動きが生まれるのは、昭和三〇年代になってからであった。昭和三二年五月の補欠選挙では

表 6-75 町議・市議選における党派別当選者数

	無所属	社会	共産	公明	民社	社民連	計
昭和22	22						22
26	21	1					22
30	22						22
34	21	1					22
38	19	2	1				22
42	19	3	2	2			26
46	17	4	2	3			26
50	14	4	3	4	1		26
54	14	3	3	4	1	1	26

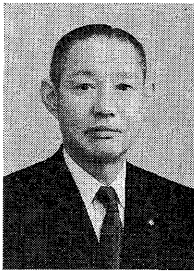
社会党議員が再び生まれた。この議員は労働組合を基盤としていたという点で、以前と異なっていた。さらに昭和三八年四月選挙では共産党が初めて議席を獲得し、また社会党も二議席目を獲得した。昭和四〇年代になると政党化の動きは多党化の動きと重なって一層の進展を見せた。昭和四二年四月選挙では公明党が、五〇年四月選挙では民社党が、五四年四月選挙では社民連がそれぞれ初めて議席を獲得した。政党が占める全体の議席数は昭和三八年四月選挙では三議席であったが、四二年四月選挙では七議席、四六年四月選挙では九議席、五〇年四月選挙では一二議席と拡大した。このように昭和三〇年代後半以降、町議会・市議会における議員の政党化が進んだが、ただ留意しておきたいのは、これがただちに住民の政党化をもたらしたわけではなかったことである。住民の間はまだ政党組織を浸透させたのは共産党と公明党にとどまった。社会、民社、社民連の各党は独自の党組織を発展させたというよりは、労働組合や市民団体との協力関係を強く持ち、また住民との個人的なつながりを重視しているという点では、無所属議員と共通性を持っていた。

次に、有権者全体に占める党派別得票率（いわゆる絶対得票率）について見てみよう（図6-16参照）。まず政党全体の得票率を見ると、昭和三八年四月選挙から拡大傾向を示し（八・九パーセント）、四二年四月選挙では一挙に二〇パーセントを越えた。しかしそれ以後は二〇パーセント台を推移している。政党別では昭和三〇年代後半から四〇年代にかけて政党化の動きをリードした社会党が四六年四月選挙をピークに以後減少傾向を示し、その分

を他党が勢力を伸長させている。一方、無所属議員全体の得票率は昭和二二年四月選挙では棄権者を除く七七・一パーセントを占めたが、四二年四月選挙では初めて五〇パーセントを割った。その後昭和四六年四月選挙では再び五〇パーセント台を回復したが、以後の選挙では四〇パーセント前後となっている。また棄権率は、すでに投票率のところで述べたように、昭和四二年四月以降全体の三分の一前後の割合を推移し、大きな比重を占めるようになってきている。

町長・市長 次に町長・市長選の動向をみてみよう(図6—27参照)。町選の動向

長・市長選で都市化の影響があらわれるのは昭和四四年五月選挙からであった。この選挙以来、投票率が五〇パーセントを割るようになった。また昭和四四、四八年選挙では柳下潔町長(四八年は市長)と共産党候補の一騎打ちとなった。この時期、全国の都市地域では社会、共産両党を中心とした革新自治体が誕生したが、大和町・和光市では、本田技研(株)など



柳下 潔町長

穏健な労働組合の影響力が強く、社共統一候補をたてうる政治的条件はほとんどなかった。昭和四四、四八年選挙はいずれも柳下(潔)町長・市長の圧勝となった。昭和四〇年以降の町長・市長選の結果は次のとおりである(ただし、昭和五二年選挙は無投票選挙であった)。

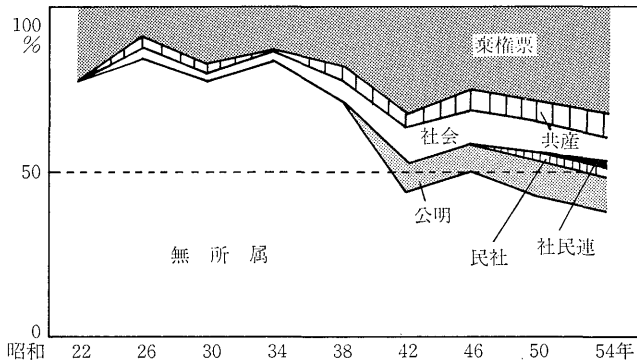


図 6-26 町議・市議選における党派別得票率

◎昭和四〇年五月九日

当柳下 潔(無所属) 五七九七票

鎌田良賢(無所属) 三六五六票

◎昭和四四年五月一日

当柳下 潔(無所属) 七四四九票

平瀬正信(共産党) 二四五〇票

◎昭和四八年五月一三日

当柳下 潔(無所属) 九三〇七票

金子信男(共産党) 三九九四票

◎昭和五六年五月一七日

当柳下 潔(無所属) 七五九三票

富沢 実(無所属) 七一二五票

県議選の動向

次に県議選の動向について見てみよう。大和町は昭和三〇年四月選挙までは北足立郡選挙区に所属して

いたが、三四年四月選挙で選挙区が細分化され、これ以後南第九区

(三四年②、三八年③)、南第一三区(四二年②、四六年②)、南第一六区(五〇年①、五四年①)に属した(カッコ

内は選挙実施年と定数)。南第九区は大和・朝霞・新座・志木・戸田各町、南第一三区は大和町・朝霞市(四六年は

和光市)、南第一六区は和光市単独で編成された。大和町出身者が県議選に当選するチャンスは北足立郡選挙区に所

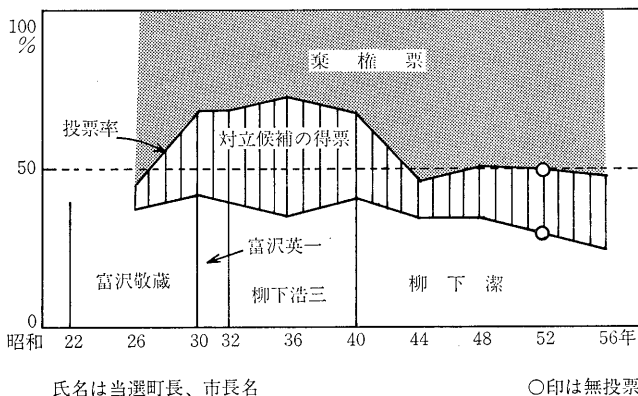


図 6-27 町長・市長選における得票率の推移

属した時期だけでなく、南第九区に所属した時期にも生まれなかった。南第九区の当選者は、昭和三四年四月選挙で戸田町（自民）、朝霞町（自民）、三八年四月選挙では戸田町（自民）、朝霞町（社会）、新座町（自民）の出身者によって占められた。昭和三八年四月選挙では大和町の有権者数は新座町のそれを上回り、五町のうち三番目の有権者をかかえていたにもかかわらず、候補者さえ出すことができなかった。この時期大和町の町長選では保守系候補同士が町を二分して戦っており、強力な候補者が生まれにくい条件にあった。昭和四二年四月選挙で初めて大和町から斎藤正次、本橋左門（双方とも町議会議長経験者）が出馬し、斎藤が第二位で当選した。昭和四六年四月選挙では、斎藤正次が無投票で再選された。昭和五〇年四月選挙では社会党、共産党候補が出馬し、県議選においても多党化現象があらわれたが、選挙の結果、斎藤が当選した。

昭和四二年以降の県議選の結果は、次のとおりである。

◎昭和四二年四月一五日

当小松定男（社会党・朝霞市）	七九六五票（二六一八票）
当斎藤正次（自民党・大和町）	五八三四票（四〇三一票）
細沼栄吉（自民党・朝霞市）	五五四五票（三一〇票）
荒井弘泰（民社党・朝霞市）	三四三二票（七三七票）
本橋左門（無所属・大和町）	二三九四票（一九三九票）
大貫敏男（共産党・朝霞市）	一四九四票（五八九票）
金子雄治（無所属・朝霞市）	一二四六票（二五九票）

（カッコ内は大和町での得票数を示す）

◎昭和五〇年四月一三日

当齋藤正次（自民党） 九二八九票

平山義明（社会党） 四七一九票

太田久雄（共産党） 一七五五票

◎昭和五四年四月八日

当齋藤正次（自民党） 七九六二票

富沢 実（無所属） 六二八六票

総選挙の動向

国政レベルでは、昭和三〇年代半ばから多党化が進展した。まず昭和三五年（一九六〇）の民社党結党によって社会党が分裂し、さらにその後、公明党の結成、共産党の進出によって、自民・社会の二大政党体制は大きく揺らいだ。大和町が所属した埼玉県第一区は多党化の先進地域であった。昭和三五年一月選挙では民社党が、四二年一月選挙では公明党が、それぞれ結党直後に議席を獲得した。また昭和四七年一月選挙では、共産党が二〇年ぶりに議席を奪回した。この間、四二年選挙では自民党が議席を一に減らし、また四七年選挙では社会党がすべての議席を失った。

このような多党化の動向は、大和町・和光市にも端的にあらわれた（表6―76参照）。昭和三五年選挙では、民社党の井堀繁雄が七〇〇票を獲得して地盤を維持し、四二年選挙では公明党の小川新一郎が初出馬で二四〇〇票を獲得した。また昭和四七年選挙では共産党の平田藤吉が前回の二倍以上の二九〇〇票を獲得して勢力を大きく拡充した。

このような総選挙の動向は、昭和五年（一九七六）における選挙区の分区によって大きな変化が生まれた。この時、埼玉県第一区は浦和、川口を中心とする新第一区と大宮を中心とする第五区に分区され、和光市は第五区（定数

表 6-76 総選挙における主要候補者の得票数（昭和35～47年）

総選挙実施年	候補	得票数	補	者			
昭和35年11月	福永（自民） 健司 1,228票②	松永（自民） 957票③	高石善三郎 （自民） 447票⑤	井堀（民社） 707票④	和（社会） 1,435票①	只松（社会） 427票⑥	平田（共産） 103票⑦
38年11月	福永（自民） 健司 1,448票①	松永（自民） 1,466票⑤	大泉 寛三 （自民） 872票④	井堀（民社） 繁雄 979票⑥	和（社会） 1,316票②	只松（社会） 1,021票③	平田（共産） 354票⑦
42年1月	福永（自民） 健司 2,730票①	松永（無所属） 1,276票⑤	大泉 寛三 （自民） 755票⑥	山本（民社） 富嘉 929票⑦	和（社会） 2,026票④	只松（社会） 2,006票③	平田（共産） 782票⑧
44年12月	福永（自民） 健司 3,226票①	松永（無所属） 1,277票⑤	小川新一郎 （公明） 2,432票②	和田（民社） 一仁 1,015票⑦	和（社会） 1,669票④	只松（社会） 1,395票⑤	平田（共産） 1,221票⑧
47年12月	福永（自民） 健司 3,294票③	松永（自民） 光 2,983票②	小川新一郎 （公明） 2,896票④	和田（民社） 一仁 932票⑦	和（社会） 1,492票⑥	只松（社会） 2,312票⑤	平田（共産） 2,896票⑧

候補者の各欄は、上段から候補者氏名、所属政党、大和町・和光市での得票数・埼玉県第1区での得票数（白ノキ数字は落選）を示す

(三) に編入された。この分区によって、福永健司（自民党）、沢田広（社会党）、平田藤吉（共産党）が第五区に残り、松永光（自民党）、只松祐次（社会党）、小川新一郎（公明党）が第一区に移ることになった。以後、第五区の議席は昭和五十一年一二月選挙では自民党、新自由クラブ、社会党が、五四年一〇月、五五年六月選挙では自民党、社会党、民社党がそれぞれ獲得した。

第二章 都市行政の推進

第一節 都市化の進行

1 人口動態

和光市の人口は、昭和六〇年（一九八五）一〇月現在で五万四〇二九人である。昭和四五年（一九七

〇）一〇月の市制施行当時の人口、三万九五一二人に比べて、この一五年間に一万四五一七人の増加、三六・七パーセントの増加率となっており、市制施行以降も人口は着実に増加してきている。

もっとも、本市の人口増加の傾向は戦後一貫して続いてきたもので、人口増加率ではむしろ市制施行以前の昭和三〇年代後半当時のほうがその勢いは激しいものであった。例えば、昭和三五年から昭和四〇年の間に人口は一・八倍と急膨張した。そしてこの人口急増こそが、大和町から和光市へと市制施行を促進させる主因となった。その結果、新生の和光市は、人口急増に伴う膨大かつ多様な行政需要への対処に追われるという状況のなかで、市政の門出を迎えることとなった。

ところで、このような状況に置かれた自治体は和光市に限ったことではなかったが、和光市の場合、人口増加の勢いは埼玉県全体のそれと比べると、きわめて早くにその「波」が押し寄せていることがわかる。

表6—77は和光市と埼玉県それぞれの人口と対前回増加率をまとめたものであるが、埼玉県全体では、昭和四〇年

表 6-77 人口の推移

年		25	30	35	40	45	50	55	60
人口 (人)	和光市	10,240	13,325	17,242	31,034	39,512	46,505	49,713	55,212
	埼玉県	2,144,376	2,260,493	2,430,871	3,014,983	3,866,472	4,821,340	5,420,480	5,863,678
対増 前加 率 (%)	和光市	—	30.1	29.4	80.0	27.3	17.7	6.9	11.1
	埼玉県	—	5.4	7.5	24.0	28.2	24.7	12.4	8.2

(国勢調査)

に初めて二桁の二四パーセントの増加率(対前回)を示す。そして四五、五〇年それぞれ二八・二、二四・七パーセントと高原状態で推移している。その後は増加率は低下し、五五年に一二・四パーセント、六〇年では八・二パーセントと鈍化の傾向を示している。

これに対して和光市の場合、人口増加の勢いは県全体よりも早く、すでに昭和二五年以降に始まっている。埼玉県の増加率が一桁である昭和三〇年、三五年のいずれにおいても、約三〇パーセントの増加率を示し、四〇年に八〇パーセントという異常なまでのピークを迎えている。

和光市のこうした人口増加率の推移は、本市が都区部に隣接し鉄道・道路等の交通条件に恵まれていながらも、なお広範な緑地を抱えた田園地帯をなしていたという条件によるところが大きく影響した。それは住宅に限らず、工業の場合も同様であった。立地条件に着目して三〇年代には工場の進出も相次いだ。そして三〇年代後半からの高度経済成長に伴って首都圏への人口集中が進んだ。集中する人口は、都心から二〇キロメートル、三〇キロメートルと次第に人口の波を拡散させ埼玉県全域にも到達させた。和光市と都心との距離は短いだけに、その影響は県内でももっとも早く、言わば高度経済成長のはしりの時期にすでに現れていた。

こうした人口増加は、また、都市の性格に大きな変化をもたらすこととなった。すでに市内に進出した企業にとっては用地の拡張が困難となり、新たな進出計画も牽制(けんせい)され

る要因になった。このため田園地帯から工業都市への脱皮をめざした昭和三〇年代に比べると、それだけ住宅都市的性格が強まり、これに対応した都市行政の推進が要請されることとなった。

人口構成の変化

このような人口増加にともない、市民の年齢別構成にも大きな変化が生じることとなった。人口増加率ももっとも高い値を示した昭和四〇年（一九六五）当時の和光市と全国平均との年齢別人口構成を比較したのが図6―28である。この図によれば、二〇～三〇代及び乳幼児の層は全国平均と比べて著しく突出している。その分だけ中高年齢層の割合が低い。いわゆる家族形成期の若い世帯の比率がきわめて高く、この年齢層が人口増の中心をなしていることを示している。

このような昭和四〇年の年齢別人口構成と同五五年とを比較したのが図6―29である。一五年間で大幅に各年齢層とも人口が増加しているが、なかでも三〇代以上の年齢層と児童の増加が著しい。乳幼児が児童生徒に、青年が壮年に加齢するとともに、同様の家族成長期の層の流入による増加が目立つ。

これに対して、それよりも若い二〇代の層では実数の変動はほとんど生じていない。わずかながら、二〇～二四歳の男女と二五～二九歳の女子の層で減少している。各年齢層で人口増加が進んだなかで、この層だけがよこばいで推移しており特異な人口ピラミッドを形成している。

和光市にとってはこのような三〇代を中心とした家族成長期の世帯の増加は、後述のように市政に対して様々な行政課題を提起することになる。

転入・転出

それでは、和光市の人口増加はどこからの流入によるのであろうか。

埼玉県の府県別転入人口調査によると、県外からの転入人口のほぼ半数は東京からのものである。県内移動を除いた転入人口に占める東京の割合は、昭和四五年が五五・八パーセント、同五〇年は五三・四パーセン

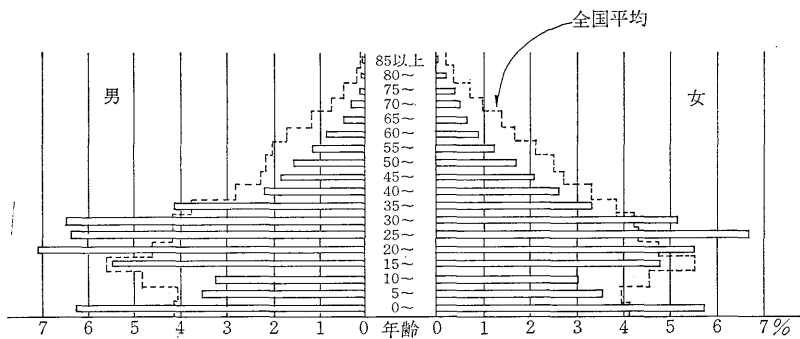


図 6-28 年齢別人口構成(昭和40年)

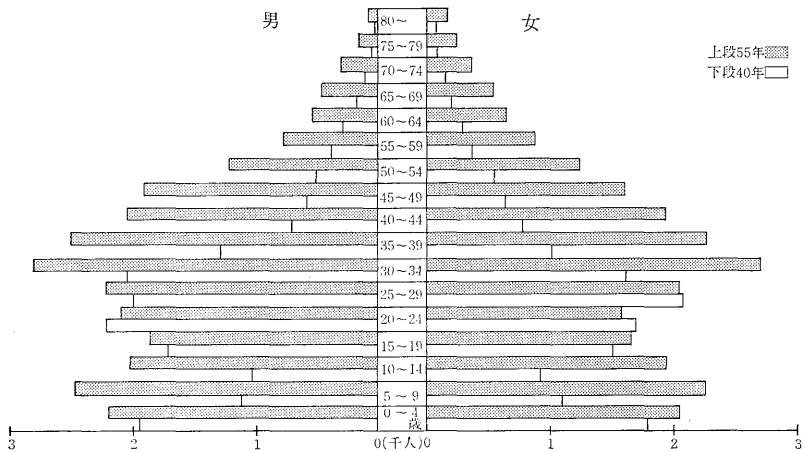


図 6-29 年齢別人口構成

表 6-78 人 口 動 態

市・ 県	年	増 減	自 然 動 態			社 会 動 態						
			増 減	出 生	死 亡	増 減	転 入	県 外	そ の 他	転 出	県 外	そ の 他
和 光 市	昭和 45	2,654 人	850 人	982 人	132 人	1,804 人	6,826 人	5,416 人	— 人	5,022 人	3,232 人	— 人
	50	423	726	877	151	△ 303	5,394	4,276	30	5,697	3,756	56
	55	△ 251	611	779	168	△ 862	5,109	3,980	16	5,971	3,373	398
	59	1,434	586	759	173	848	5,762	4,644	45	4,914	3,218	168
志 木 市	45	2,464	706	853	147	1,758	4,800	3,395	36	3,042	1,737	—
	50	1,798	755	906	151	1,043	4,686	3,144	37	3,643	2,001	68
	55	2,310	547	726	179	1,763	6,025	3,843	50	4,262	2,103	176
	59	1,071	610	783	173	461	4,703	3,069	77	4,242	2,331	56
埼 玉 県	45	204,427	68,876	90,430	21,554	135,551	427,219	304,047	3,936	291,668	169,279	5,908
	50	159,171	73,522	96,211	22,689	85,649	411,782	266,201	4,914	326,133	181,917	5,952
	55	97,685	51,182	75,217	24,035	46,503	401,437	231,271	17,538	354,934	180,406	21,900
	59	80,624	44,203	70,185	25,982	36,421	343,054	205,083	5,305	306,633	168,075	5,842

表 6-79 住宅の型式別規模

年 区分 住宅 の型式	45			50			55		
	住宅	構成比 %	1人当り 数	住宅	構成比 %	1人当り 数	住宅	構成比 %	1人当り 数
持ち家	4,096	38.2	5.7	5,084	37.7	6.8	6,950	46.3	7.8
公営借家	1,450	13.5	4.2	1,553	11.5	4.6	1,492	10.0	4.8
民営借家	4,300	40.1	3.5	5,268	39.2	4.2	5,078	33.9	4.9
給与住宅	787	7.3	4.4	1,492	11.1	4.8	1,403	9.4	5.1
間借り	96	0.9	3.3	74	0.5	3.8	57	0.4	4.7
合計	10,729	100.0	4.7	13,471	100.0	5.5	14,980	100.0	6.5

(国勢調査)

表 6-80 住宅の建て方(昭和55年)

建て方区分	世帯数	1人当り畳数
一戸建	6,560	7.1
長屋建	593	4.9
共同住宅	7,753	5.9
(1・2階)	(3,019)	(5.5)
(3～5階)	(3,545)	(5.4)
(6階以上)	(1,189)	(8.3)
その他	74	5.6
合計	14,980	6.5

(国勢調査)

してきたが、和光市のそれは八〇パーセントに達する高率であり、隣接する志木市に比べても一〇パーセント以上も高い値を示している(表6-78)。つまり和光市の場合、県外からの転入人口の大半は東京からの流入によるものではあるが、県外からの転入率そのものが高い分だけ他市とは異なった本市の特性をみることで、すなわち、市内に大手企業の寮や官舎をかかえていることのほか、民営借家の構成比が持ち家のそれを上回る(昭和四五、五〇年)までの本市の特異な住宅事情を挙げることができる。前者は全国的規模で移動が行なわれ、当然、これに伴って一定数の転出入が毎年生じることになる。後者はまた、比較的容易に移動を可能とさせ、人口流動を促進させる要因ともなっている(表6-79、80)。

ト、同五五年五〇・三パーセント、同五九年四八・二パーセントと推移している。

和光市の場合も、県外からの転入者の大半を東京が占めている。昭和五〇年で四六・七パーセント、同五五年が四四・一パーセントである。埼玉県全体の数字よりも若干低い値となっている。また、転入人口全体に対する県外からの転入者の場合をみると、県全体では昭和五〇年以降は五〇パーセント台で推移

表 6-81 和光市からの主な転出先(県内)
(昭和59年度)

総数 1,528人		
	人	%
朝霞市	335	21.9
川越市	181	11.8
新座市	152	9.9
富士見市	150	9.8
志木市	89	5.8
所沢市	74	4.8
鶴ヶ島町	70	4.6
坂戸市	63	4.1
上福岡市	41	2.7
浦和市	37	2.4

こうした事情を反映して、本市では青年層を中心とした人口流動がとくに激しいものとなっている。ちなみに、和光市の一世帯当たり人口は二・九四人であるが、昭和六〇年度の転入世帯の平均人口は一・三七人と、その半分に満たない。転入理由の多くが、都内への就学、あるいは就職によるものであるだけに、前者と同様に毎年確実に一定数の転出入が生じることとなる。

ところで、埼玉県全体の人口流動の傾向をみると、県外からの転入が減少し、県内移動が増加の傾向を示している。和光市の場合、県外からの転入割合が高いだけ、志木市や埼玉県全体と比べて、県外へ転出する割合も高い。その一方では、県内他都市への移動も活発に行なわれている。

年度による変動はあるものの、県内移動のほとんどは、東上線沿線の各都市への転出で占められている。昭和五九年度では、朝霞市への転出が最も多く、二一・九パーセント、これに新座、志木の両市を加えた隣接三市を合計すると、三七・七パーセントとなっている。ついで近隣の川越市、富士見市、鶴ヶ島町等へは、四一パーセントが転出しており、両グループ合わせて八〇パーセント弱を占めている。和光市からの転出が東上線を北上する形で行なわれていることがうかがえる。そして、その動機の大半が住宅の購入となっている(表6-81)。

通勤・通学 転入・転出の動きとともに、住居の変更を伴わない通勤者の推移 通勤・通学による人口移動も市政に大きく影響を与える問題である。

和光市に住居をかまえて住んでいる人口に対する昼間人口の割合は約九〇パーセントで、市外から和光市内へ通勤・通学する人口よりも



写真 6-34 増える通勤者（昭和44年1月）

表 6-82 列車本数の推移

年月日	上・下別	普通	準急	その他	計
昭和 31.12.17	上り	50	34	5	89
	下り	51	35	3	89
39. 4. 1	上り	140	10	56	206
	下り	139	19	49	207
60.10.22	上り	130	60	43	233
	下り	126	60	47	233

(資料：東武鉄道)

市外へ通勤・通学する人口が多く、近郊住宅都市としての性格をより強く示している。

和光市から他の都市へ流出する通勤・通学者の流出先をみると、県内三四七九人、県外一万三五六四人と一对四の割合で、県外への通勤・通学者が圧倒的に多い。また、県外へのうち都区部への通勤・通学者は一万二七六六人を数え、流出人口総数一万七〇四三人の七四・九パーセントを占めており、和光市から他の都市へ流出する四人のうち三人までが都区部に通勤・通学している。

その中でも隣接する板橋、練馬の両区への通勤・通学者が最も多い。板橋区へ二八四七人、練馬区へ二二八三人、計四一三〇人で、両区への数は都区部への通勤・通学者全体の三二・四パーセント（流出人口全体の二四・二パーセント）を占めている。ついで千代田、中央、港の都心三区が三二四五人で二三・九パーセント（同一九パーセント）、豊島区一二五五人、九・八パーセント（同七・四パーセント）、新宿区一〇七〇人、八・四パーセント（同六・三パー

表 6-83 和光市駅の時刻表

(昭和60.10.22改)

上り(池袋方面)		時	下り(寄居方面)	
	58 44 36 23 05	5	森 小 小 森	志 森 森 福 川
	26 38 53	6	川 小 小 森	川 森 森 福 川
⑤ 56 ⑤ 51	⑦ ⑦ 48 46 38 35 ② 24 16 06	7	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
48 ④ 43 ④ 37 ③ 32 ③ 23 ② 17 ① 09 05 02		8	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
54 47 43 34 ④ 26 ② 19 ① 12 09 ⑦ 04 02		9	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
56 47 ① 35 28 ① 15 08 00		10	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ 53 46 ② 33 25 ① 13 06 02		11	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ 54 46 ③ 33 26 ① 13 05		12	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ 53 46 ③ 33 26 ① 13 06		13	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ 53 46 ③ 33 26 ① 13 06		14	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ 53 46 ③ 33 26 ① 13 06		15	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ 56 52 45 42 ③ 33 26 23 13 06		16	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ ⑤ 48 45 39 ② 26 20 16 13 05		17	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
55 ④ 44 37 35 31 24 19 15 12 04		18	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
58 52 ⑦ 42 33 ② 23 15 ① 04		19	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
⑤ 53 ④ 43 33 ② 23 19 ① 02		20	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
59 ② 47 41 ③ 29 ② 19 16 ① 03		21	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
	52 ④ 36 ② 20 16 ① 03	22	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
	40 24 ④	23	志 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川
		24	川 森 森 志 福 森 川	志 森 森 福 川

第一節 都市化の進行

行先……池袋行

○……準急

寄居町行
小川町行
森林公園行
川越市行
上福岡行
志木行

(資料：東武鉄道)

1セント)となっている(表6-84)。
 このように隣接の板橋、練馬をはじめ、流出先は交通条件に則した広がりを示しているが、山手線のターミナルとその内側のビジネス地区への通勤・通学者の増加傾向が目立ち、言わば都内に通勤するサラリーマン層の比重が増加してきていることを示すものといえよう。
 一方、県内の他の都市への流出では、やはり隣接する朝霞市がもっとも多く、一―二四人で流出人口全体の六・六パーセントを占めている。しかしそれ以外の都市への流出は激減し、新座市三六九人、川越市三四〇人、浦和市二七七人、志木市二一五人となっている。県内の流出先はこのように隣接の三市、とくに朝霞市に集中し、その合計だけで県内流出人口の四九パーセント(流出全体の一〇パーセント)を占めている。
 こうした県内流出の動向のなかで、和光市の特徴は通学者の占める割合の高いことである。県内

表 6-84 和光市から他市区に通勤・通学する者
(上段 昭和45年
下段 55年)

		計	通勤者	通学者
		人	人	人
総	数	12,230 17,043	10,331 14,298	1,899 2,745
県	内	1,910 3,479	1,395 2,497	515 982
県	外	10,320 13,564	8,936 11,801	1,384 1,763
	うち 都 区 部	9,952 12,766	8,651 11,184	1,301 1,582
朝 霞	市	731 1,124	574 865	157 259
川 越	市	205 340	89 157	116 183
新 座	市	148 369	135 272	13 97
戸 田	市	137 159	95 157	42 2
浦 和	市	111 227	64 125	47 102
志 木	市	110 215	92 158	18 57
都 心	三 区	2,688 3,245	2,525 2,984	163 261
板 橋	区	2,278 2,847	2,000 2,545	278 302
練 馬	区	976 1,283	931 1,227	45 56
北	区	300 347	234 251	66 96
豊 島	区	1,025 1,255	759 1,041	266 214
文 京	区	518 672	371 481	147 191
新 宿	区	647 1,070	521 904	126 166
渋 谷	区	316 544	261 447	55 97

(国勢調査)

流出者の全体に占める通学者の割合は二八・二パーセントで、都区内への流出者に占める割合(二二・四パーセント)の二倍を越える。とくに、川越市へは通勤者一五七人を上回る一八三人が通学のために流出している。浦和市へもその半数弱が通学者で占めている。

このような状況は、主に高等学校の所在の有無に影響されるためである。たとえば、戸田市への通学者は昭和五五年ではわずか二人にすぎないが、同四五年では四二人を数えていた。県立高校が各地に新設されるにしたがって、県内各都市への通学者の数が上昇し、分散する傾向がみられる。昭和四五年と同五五年とを比較すると、和光市から県内の他都市への通学者の総数は五一五人から一・九倍の九八二人に増加している。これに対し、都区部へは一三

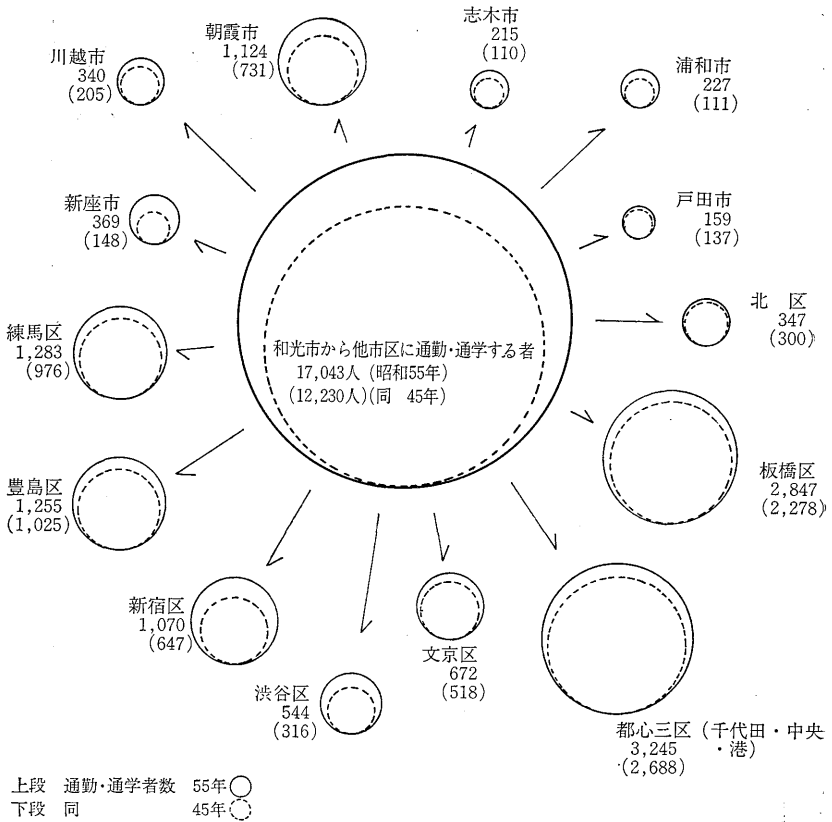


図 6-30 和光市からの通勤・通学者

○一人から一五八二人と一・二倍に増加したにすぎない(図6-30)。

県立和光高等学校の開校は、こうした特徴をより明確なものとしたといえる。昭和四五年には通学による和光市への流入人口は三人にすぎなかった。しかし、同五年では八一四人と飛躍的に増加し、県内各地からの流入人口に占める割合も○・八パーセントから一〇・五パーセントに上昇した。

ところで、流出入口の大半が都内を通勤・通学先とする一方、和光市への流入人口の六三パーセントは県内各地からの通勤・通学者で占められている。しかもその割合は上昇する傾向にある。流入先

表 6-85 和光市へ他市区から通勤・通学する者
(上段 昭和45年
下段 55年)

		計	通勤者	通学者
総 数		8,168 ^人	8,062 ^人	106 ^人
		11,640	10,761	879
県 内		4,298	4,265	33
		7,331	6,517	814
県 外		3,870	3,797	73
		4,309	4,244	65
うち 都 区 郡		3,436	3,374	62
		3,561	3,513	48
朝 霞 市		1,128	1,126	2
		1,651	1,410	241
川 越 市		706	700	6
		892	854	38
富 士 見 市		314	313	1
		691	511	180
新 座 市		311	310	1
		732	609	123
上 福 岡 市		288	286	2
		414	390	24
志 木 市		260	258	2
		446	398	48
大 井 町		189	189	—
		196	185	11
浦 和 市		114	111	3
		267	226	41
坂 戸 市		81	81	—
		309	306	3
三 芳 町		70	70	—
		202	172	30
板 橋 区		1,357	1,343	14
		1,351	1,341	10
練 馬 区		927	917	10
		1,051	1,032	19
豊 島 区		210	204	6
		197	194	3
北 区		178	176	2
		178	177	1
新 宿 区		78	74	4
		50	47	3

(国勢調査)

は、主に東上線沿線の都市である。なかでも朝霞市からの流入が最も多く、一六五一人で県内からの流入の二一・四パーセント(流入人口全体の一四・二パーセント)を占めている。県内では、ついで川越市からの八九二人、一一・五パーセント(同七・七パーセント)、新座市の七三二人、一〇パーセント(同六・三パーセント)富士見市の六九一人、九・四パーセント(同五・九パーセント)となっている(表6-85)。

都区内からの流入先では、板橋区が一三五一人で都区部からの流入人口全体の三七・九パーセント(流入人口全体の一一・六パーセント)、練馬区が一〇五一人で二九・五パーセント(同九パーセント)となっており、両区だけで都区内からの流入の六七・五パーセント(同二〇・六パーセント)を占めている。都区内ではこれにつぐのは豊島区

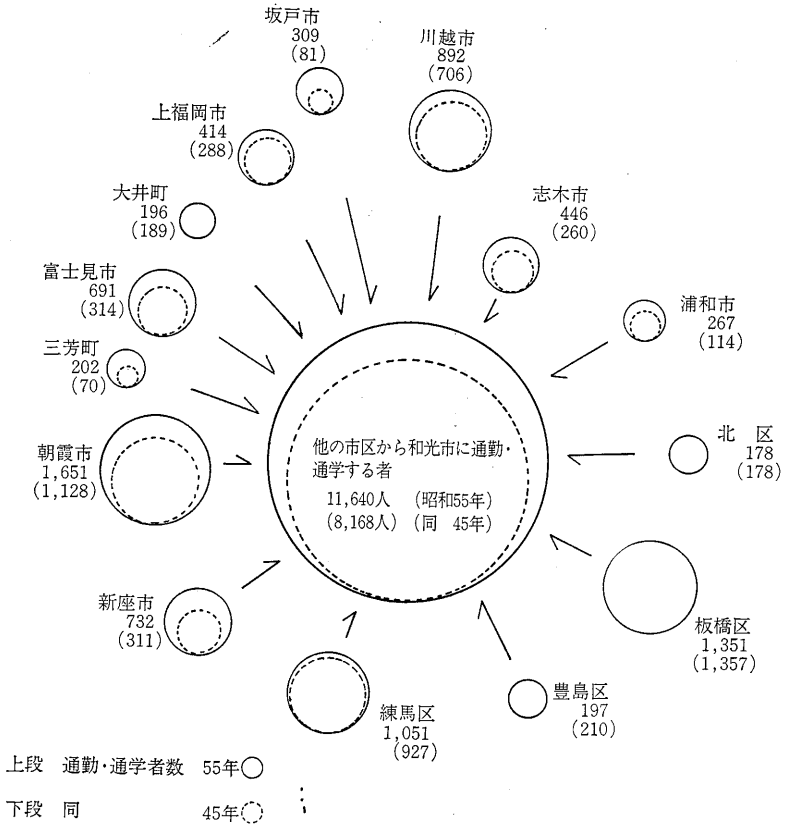


図 6-31 和光市への通勤・通学者

であるが、わずか一九七人、五・五パーセント(同一・七パーセント)と少なく、両区に偏在している。しかも昭和四五年と同五五年とを比較すると、練馬区を除いて、板橋区、豊島区、北区、新宿区と、いずれもよこばいしない減少の傾向をみせている。

図 6-31 はこうした流入人口の動向を顕著に示している。

2 土地利用

市街地の拡大

和光市は標高二〇〇〜四〇メートルの平坦な武蔵野台地と標高五メートル前後の荒川流域の低地からなっている。台地は主に畑地として、低地は主に水田として利用さ

れてきた。

本市の市街地の形成・発展には、こうした地勢上の条件も大きく影響してきたことはいうまでもない。ここでは三枚の地形図から、その変貌の様子をたどってみよう。

大和町誕生前の昭和十二年（一九三七）測図の一万分の一の地形図によると、当時の市域は東京市に隣接するものの、農業中心の田園地帯であった。北部の地域では台地とその縁辺部に集落が散在し、これを荒川低地と白子川・越戸川兩岸の水田が囲んでいた。そして、台地の大半は畑として耕作されていた。街並は主に白子宿を中心とし、旧川越街道に沿って形成されていた。南部では牛房と二軒新田との間に若干の家屋がみられるだけで、広範な雑木林におおわれていた。昭和九年（一九三四）に開設された新倉駅（現和光市駅）は畑の中に点在するだけで、その周辺にはほとんど人家は見当たらなかった。昭和一三年当時、一日の乗客数は一六〇人余にすぎず、静かな田園地帯であった。

しかし、この地形図を最後に変貌が始まった。昭和一六年（一九四一）には、朝霞ゴルフ場とその周辺地に市ヶ谷から陸軍予科士官学校が移転してきた。また、その前年には機関銃を製造する大倉財閥系の中央工業㈱が新倉工場を建設した。これに続いて佛逸見製作所、中外火工品㈱、芝浦工作機械㈱、日興航空工業㈱などの企業が進出し、工員住宅も建設された。このために、昭和一〇年代には約六四七町歩あった田畑は、昭和二〇年には、三七六町歩まで激減した。

それから二七年後の昭和三九年（一九六四）の一万分の一の地形図では、こうした戦時下の痕跡を随所にみることが出来る。中央工業跡の米軍新倉倉庫、白子陸軍病院の後継の国立埼玉病院、士官学校跡の米軍キャンプドレイクとモモテ住宅等である。

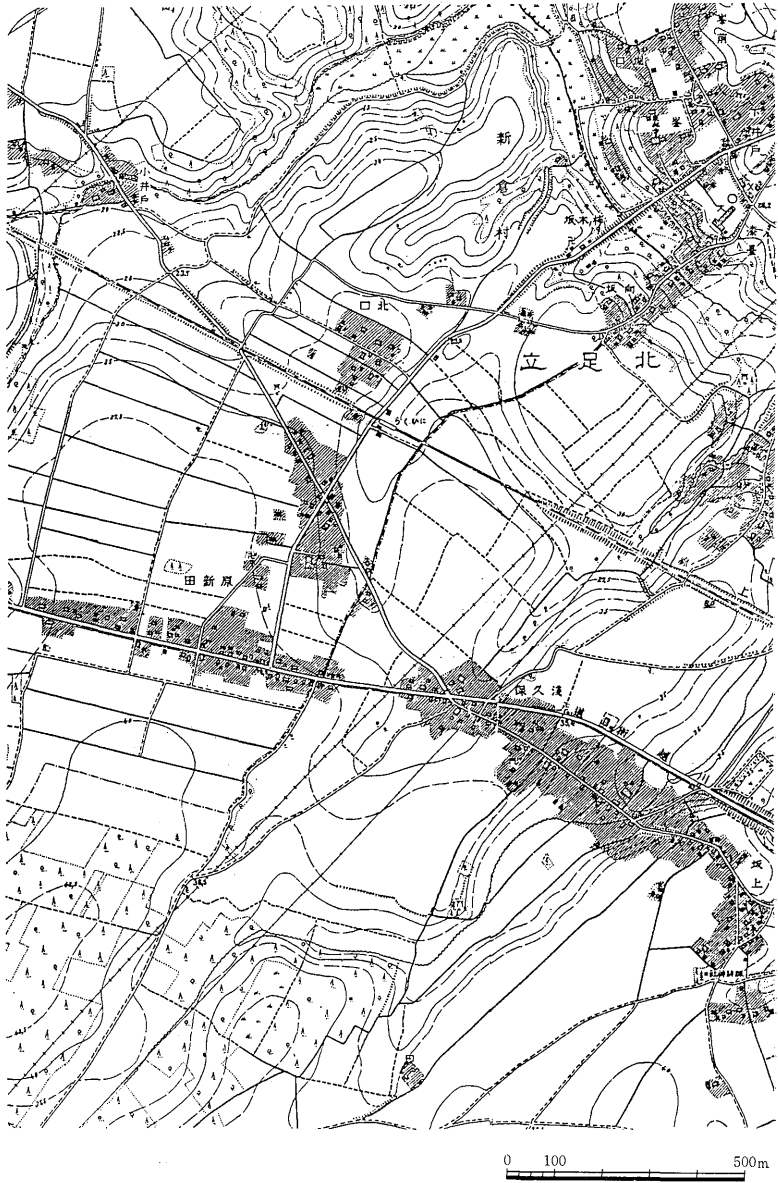


図 6-32の1 市街地の変遷（昭和12年）



図 6-32の2 市街地の変遷（昭和39年）

第一節 都市化の進行



図 6-32の 3 市街地の変遷（昭和58年）

一方、基地の外でも変化が目立ち始めた。大和町駅と旧川越街道との間の畑は、市街地が変わった。練馬区と接する白子川沿岸地域も市街化がすすんだ。旧川越街道沿いの地域も連檐つらなの度を強めている。

また、この当時から東京に本社を置く工場の進出が相次いだ。ちなみに、昭和四五年度に出荷額、従業員数等で上位を占めた一五社のうち、一〇社は昭和三五年以降市内に進出したものである。川越街道バイパス（昭和三六年）やオリンピック道路（同三九年）の開通も、市街化を加速する要因となった。

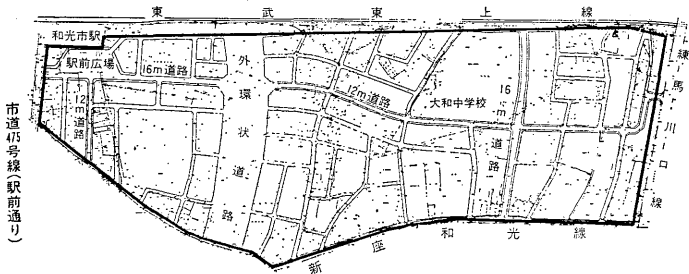
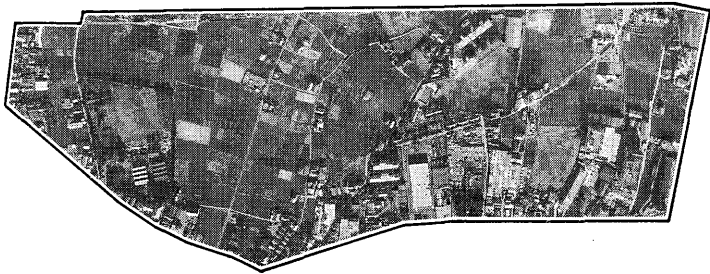
この頃から人口の流動も激しくなってきた。昭和三九年の地形図にみられる白子川・越戸川沿岸の水田は、ほどなく消えた。昭和四三年（一九六八）に撮影された航空写真では、工場や住宅地が変わった。農地転用の件数・面積とも増加を始めた。

高度経済成長とこれに伴う首都圏への人口集中がすすむなかで、本市域の利便性が注目され、宅地化の波が押しよせてきた。比較的宅地化が容易な、谷戸の地域から住宅建設が始まった。また、通勤・通学者を対象に農家によるアパートの建設もすすめられ、台地でも次第に宅地化が進行した。和光高校が新倉たんぼの一面に建設されたように、五〇年代には開発は低地にも及び、松ノ木島では土地区画整理事業が実施された。その隣には、大規模な荒川右岸流域下水道終末処理場も建設された。こうした宅地化の進行で地価も高騰し、工場の拡張・進出は抑制されるようになった。住宅も一戸建ばかりでなく、高層化する傾向が強くなってきた。

一方、基地跡地には、小中学校、理化学研究所、西大和・諏訪原・南大和団地等が建設された。

かつての純農村は住宅都市に変貌した。「宅地」が市域全体の三七・六パーセント（昭和五八年）を占めるまでに変化した。

現在でもなお、良好な市街地を建設するために、市域の中心部では丸山台土地区画整理事業（三八・一ヘクター



丸山台現況と区画整理計画図

ル)が昭和四五年以来すすめられてきているほか、東京外郭環状道路の縦断が予定され、また、基地跡地利用計画も控えている。今後、より一層の変貌を呈することになるう。

土地利用の変化

ところで、こうした市街化の進行を土地利用の点から示すのが、地目別面積の割合の変化である。

昭和四五年(一九七〇)と同五八年(一九八三)との地目別面積を比較した図6-33によれば、「田」の減少が著しい。一五六ヘクタール(二三・五パーセント)からわずか一八・一ヘクタール(一・六パーセント)へと激減している。なかでも、昭和五一年(一九七六)から同五四年(一九七九)にかけての減少の勢いは激しい。一二三ヘクタールから三三・六ヘクタールと三分の一以下に縮小している。加えて、「畑」や「山林」も減少し、その分だけ「宅地」の割合が急増している。

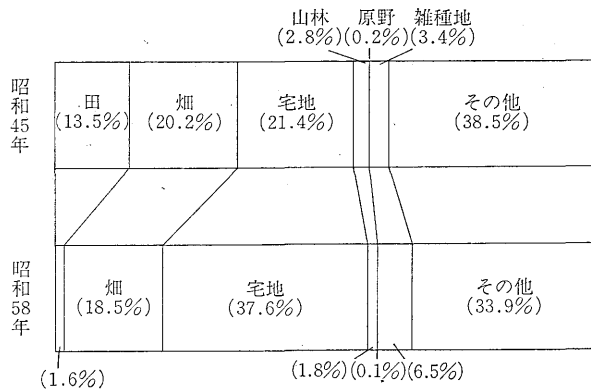


図 6-33 地目別面積

表 6-86 農地転用状況 (単位:アール)

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の面積	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
45	135	746	88	247	9	40	—	—	38	459
46	123	444	89	258	6	51	—	—	28	135
47	168	638	123	420	10	78	—	—	35	140
48	145	659	93	308	6	26	—	—	46	322
49	125	406	82	195	14	64	—	—	29	147
50	136	475	94	274	9	101	—	—	33	100
51	222	567	165	357	8	89	—	—	49	121
52	142	624	111	292	3	68	—	—	20	182
53	155	414	87	183	4	16	—	—	25	154
54	152	487	121	250	8	78	—	—	19	153
55	130	359	99	209	13	57	—	—	16	94
56	127	451	61	119	7	30	—	—	42	234
57	103	285	77	180	4	12	—	—	25	126
58	108	408	71	181	3	26	—	—	28	173

(取り下げ取り消しも含む)

(農業委員会調べ)

増加し、それまで最も広大であった基地跡地等の「その他」の面積を上回り、全体の三七・六パーセントを占めるま
 昭和四五年には二四八ヘクタールであった「宅地」は、同五八年にはその一・七倍余りの四三五・五ヘクタールに

でに広がってきた。

こうした「宅地」の拡大に関して農地転用状況を目的別にみると、その大半は住宅用地が占めている。工業用地への転用は少なく、ほぼ工業化の進行が一段落をむかえ、かわって住宅都市化が進んでいることを示している（表6—86）。もっとも、転用件数の推移をみると昭和五十一年をピークに次第に減少する傾向がみられ、また、地価高騰の影響で、一件当たりの面積も縮小されてきている。そして、こうした動向は、また、和光市の人口増加の勢いが鈍化している最近の傾向をも裏づけるものとなっている。

ところで、このような「宅地」の増加によって、農家戸数、耕地面積も大幅に縮小した。昭和四五年には、農家戸数四〇三戸、二三四一人、耕地面積三一八ヘクタールとなっていたが、同五八年には三七九戸、一八九五人、一七四ヘクタールまでに農業規模は縮小した。

「線引き」

首都圏への人口集中に伴って急激な宅地開発が進む一方で、無秩序な乱開発が大きな社会問題となってきた。そこで、政府は昭和四三年（一九六八）に、それまでの都市計画法を全面改正した。新しい都市計画法は無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的として、市街地を形成している土地と今後一〇年以内に計画的に市街化を図るべき市街化区域と、これを抑制する市街化調整区域とに市域を区分することを規定した。

同法に則して、昭和四五年（一九七〇）八月二五日には、和光市の市域一一五八ヘクタールについて、市街化区域（六四〇ヘクタール）及び市街化調整区域（五一八ヘクタール）が決定された。市制の施行を真近かに控えた当時の大和町は、区域の設定にあたり、将来の産業構造や人口の見通し、区域の規模や収容すべき人口等を想定して検討作業を行なった。その結果、荒川低地及び基地関係区域を主に市街化調整区域とし、市域中心部については大規模な土

地区画整理事業を行なって良好な市街地を形成させるとして、これを市街化区域とした。

それから八年後の昭和五三年（一九七八）六月二十七日には、その後の情況の変化にあわせて「線引き」の見直しが行なわれ、約八二ヘクタールが市街化調整区域から市街化区域に編入された。この昭和五三年の「見直し」では、住工混在地域の用途純化や周辺住宅との環境問題から、市内の工場の移転を図るため、荒川低地の新倉たんぼの一部に一九ヘクタールの工業専用地域が生まれたほか、米軍新倉倉庫跡地や自衛隊和光官舎（七三〇戸）の地区等も市街化区域に編入された。

ところで、現在、シーアイハイツとなっている米軍の新倉倉庫跡地は、当初には市を中心に返還運動がすすめられていた。ここに学校や公園等、公共施設の建設を市側が予定していたためである。土地所有者の中央工業とこの間には「市の要望に沿い優先的に配慮する」との約束もとりつけられていた。跡地は昭和四六年（一九七一）六月二三日に返還されたが、約二二万平方メートルと広大であり、買取価格も膨大なために、市側は当初の計画をあきらめ、跡地の買取を断念した。

このため、中央工業側は一二万平方メートルを帝都高速度交通営団の車庫用地に売却し、残りの一〇万平方メートルについては伊藤忠商事と共同で住宅開発を行なう方針をたてた。けれども、昭和四七年には伊藤忠商事に用地を売却した。伊藤忠商事はここに約二〇〇〇戸の高層分譲マンションの建設計画をたてて、市側との交渉に入った。そして、市街化調整区域から市街化区域に、跡地の用途を変更することを前提に、この開発にともなって、小学校・保育園用地（約一万四〇〇〇平方メートル）とハシゴ車などを市に提供するという内容の協議を進めてきた。市側はこれをもとに、埼玉県に対して新倉倉庫跡地を市街化区域に編入するよう昭和四九年（一九七四）一月に申し入れた。

一方、自衛隊和光官舎の場合、事情は複雑であった。官舎の建設が法の予定を超えているためである。和光官舎は昭和四五年（一九七〇）から同四八年（一九七三）まで計四回、あわせて七三〇戸が市街化調整区域に建設された。その際、東京防衛施設局長名で建設計画通知書が提出されたが、登記者は国家公務員共済組合連合会であった。

そこで、昭和四九年一二月の定例市議会では、①同官舎は住宅・団地の建設が制限される市街化調整区域内にある。②同共済組合連合会の名では、建設は許可されないのではないか。また、国有地内にあるので、家屋分の固定資産税しか課税できない。市街化区域に編入し、土地分の固定資産税と都市計画税とを徴収すべきではないか、と議員から追求された。これに対し柳下市長は、「市街化調整区域内に一般のアパートと変わらないアパートが、次から次へと建った事実は極めて遺憾だ。周辺住民からの反発もあるのだが、違法でない以上、市としてどうにもならない。人口増で市財政が四苦八苦しているとき、何とも割り切れない。将来は市街化区域に指定する方針だが、とりあえず

その見返りとして河川改修工事などに最大限の国庫補助を受けられるよう折衝している」とその取り扱いについて答弁していた。

昭和五二年（一九七七）八月一日に、市街化区域と市街化調整区域の変更についての公聴会が市民ホールで開かれた。ここでは、新倉倉庫跡地、和光官舎のほか、荒川右岸流域下水道終末処理場及び隣接する新倉たんぼの一部地域、それに野川土地区画整理組合地区の四か所、計約八二ヘクタールを市街化区域に編入する構想案について意見が聴取された。そして、埼玉県は翌昭和五三年（一九七八）六月二十七日に、原案通りこれを決定し告示した。





写真 6-35 市内初の高層住宅団地

これによって、和光官舎からは都市計画税等が徴収できることとなった。また、伊藤忠商事のシーアイハイツ建設計画は、具体的に動き始めた。昭和五七年には四八八戸、同五八年四七二戸、同五九年六五五戸の計一六一五戸が建設され、それまで市内で最大であった西大和団地（一四二七戸）を上回る大団地が出現した。

こうして市街化区域が広がる一方では、昭和四五年に市街化区域に指定されてからも、その区域内で営農を希望する農家もあることなど、各種の事情から当初計画した市街化の促進が遅々として進展しない地域も生じてきた。

そこで、建設省は昭和五五年（一九八〇）九月に、大都市地域の宅地供給を促進するため、「市街化区域と市街化調整区域の線引き見直し」の方針を、各都道府県に通知した。その基本方針は、計画的な市街地整備が確実な区域を優先的に市街化区域に編入し、市街化区域内の土地でも当分計画的市街化が図れない区域は、積極的に調整区域に編入するというものであった。

このような建設省の通知を受けた埼玉県は、市街化区域内の農地が緑地空間としても貴重な役割を果たしている」との積極的評価と人口抑制策とを兼ねて、いわゆる「逆線引き」の方針を打ち出した。

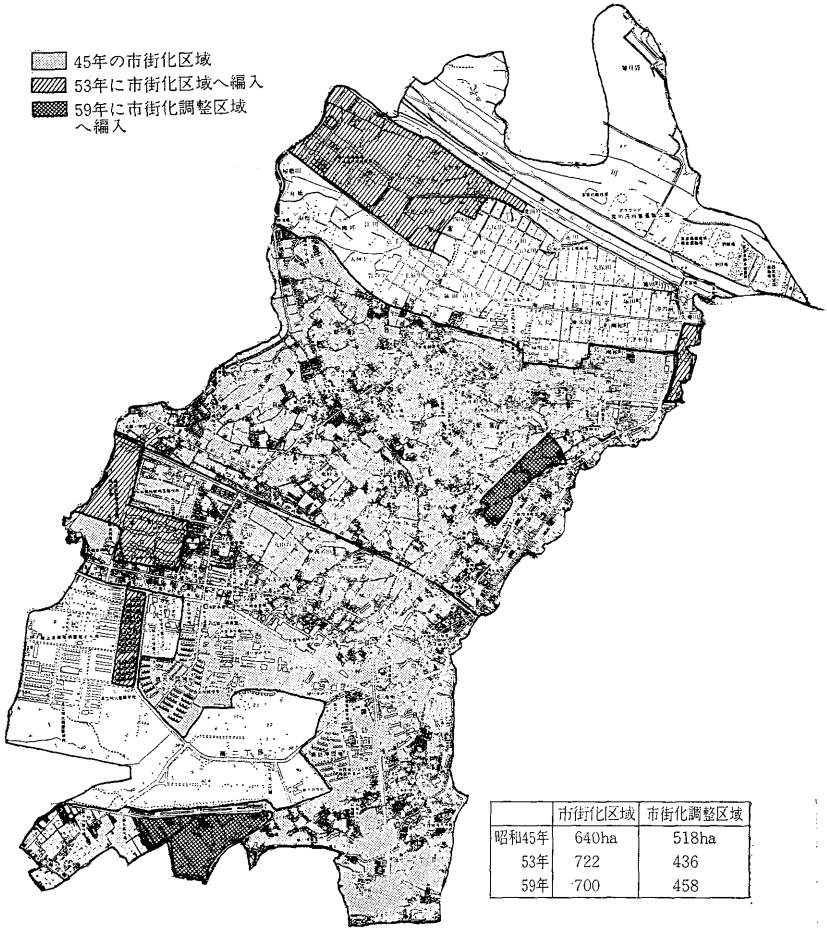


図 6-34 市街化区域と市街化調整区域

この結果、和光市内では四か所の地域が市街化区域から市街化調整区域へ編入する候補地となった。しかし、その予定地の一つとなった下新倉地区の新興住宅地の住民を中心に、「一方的な線引き見直しは絶対反対」と反対運動が発生した。昭和五八年六月定例市議会では、二名の議員から「逆線引き」に関する市側の対応が追求された。住民側の反対の意思は強く、「和光市の暫定逆線引きに反対」する旨の陳情書を県知事に提出するまでになった。

結局、こうした地元の事情が斟酌しんしゃくされて、下新倉地区を含む二か所の予定地が除外され、白子三丁目地区の一部（七・三一ヘクタール）及び南一丁目地区の一部（二四・八一ヘクタール）の二か所、計約二二ヘクタールが、昭和五九年（一九八四）一月二十六日に、市街化調整区域に編入された。

この「線引き見直し」の結果、和光市の全市域一一五八ヘクタールは、市街化区域七〇〇ヘクタール、市街化調整区域四五八ヘクタールとなった。

第二節 都市行政の展開

1 教 育

重点施策としての 昭和四五年（一九七〇）一〇月三十一日、市制施行記念式典が第二中学校体育館で挙行された。教育施設の充実 柳下潔初代和光市長はその挨拶の中で、和光市の就業人口の九割余りを都市的就業人口が占

め、本市が「農業の町から工業、住宅都市へと脱皮し、めざましい発展をとげています」と現況にふれた。そして、今後は都市的形態の整備拡充を図るため、①教育施設の充実 ②福祉行政の振興 ③都市計画諸事業の推進 ④土木

行政の拡充 ⑤交通安全対策の充実を重点施策として「市名の如く平和で住みよい都市づくりに全力を尽くす所存であります」とその決意を表明した。

市制施行当時は、このように教育施設の充実が市政の最重要課題であった。

既述のように都区部に隣接しつつ田園地帯をなしていた大和町には、いち早く人口急増の「波」が到達した。大規模な住宅団地も建設され、人口が急増した。昭和四一年には、対前年比で二五パーセント増という驚異的な増加率を示した。この年に三万人を突破した人口は、五年後の昭和四六年には四万人を超えた。こうした人口増加が、大和町から和光市へと市制施行を促進させたが、同時に、それだけ、人口急増に伴う都市基盤や公共施設整備の遅れが顕著となってきた。

とりわけ、教育施設の整備は緊急かつ深刻な問題であった。それが自治体の必要事務でありながら、財源的には十分な裏付けに欠け、しかも宅地化の進行で地価は上昇を続けていた。近隣の福岡町では学校建設に追われ、起債の九割強を教育費が占めるという異常な財政状況に陥っていた。

人口急増の余波は、和光市に限らず首都近郊自治体に共通する大きな政治社会問題となった。昭和四四年（一九六九）一二月には、全国レベルで人口急増市協議会も発足した。

新生和光市も周辺自治体と同様に、教育施設の整備が最重要課題であった。和光市の富岡吾良元教育長は「とにかく、プレハブ教室を出来るだけ避けたい。同時に適正規模——小学校一八学級程度の水準を確保したい。こういう方針で増築・新設を進めたいとして、児童急増都市の教育長が集まって、文部省等への要請をくり返した。それにしても、児童数の推計は容易でなかった。」と回顧している。

表 6-87 和光市立小・中学校一覧

(1) 所在地・面積等

(60.5.1 現在)

	学校名	所在地	電話	校地面積 ㎡	建物敷地 ㎡	運動場 ㎡	創設年月日
小 学 校	白子小	和光市白子3-2-10	61-2073	11,880	3,570	8,310	明 7. 8. 15
	新倉小	和光市新倉2-2-39	61-2108	11,138	4,500	6,638	明 7. 8. 15
	第三小	和光市中央1-1-4	61-2322	14,144	4,899	9,245	昭 35. 4. 1
	第四小	和光市諏訪3-20	61-4856	19,931	4,769	15,162	昭 40. 4. 1
	第五小	和光市南1-5-10	63-3100	12,124	3,500	8,624	昭 45. 4. 1
	広沢小	和光市広沢1-5	64-1149	17,639	10,479	7,160	昭 50. 4. 1
	北原小	和光市新倉1-5-27	61-3374	16,534	6,335	10,199	昭 51. 4. 1
	本町小	和光市本町31-17	66-0855	12,489	7,202	5,287	昭 58. 4. 1
中 学 校	大和中	和光市下新倉1461-1	61-2143	22,577	9,551	13,026	昭 22. 4. 1
	第二中	和光市広沢1-4	62-1793	19,303	4,926	14,377	昭 42. 4. 1
	第三中	和光市南2-2-1	61-3306	23,963	9,345	14,618	昭 51. 4. 1

(2) 児童・生徒・教職員数等

(60.5.1 現在)

学 校 名	上段は児童・生徒数							下段は学級数		職 員 数	
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特殊学級	合 計	県	市	
白子小	157 4	144 4	159 4	173 4	143 4	180 4	— —	956 24	31	7(1)	
新倉小	114 3	124 3	134 3	122 3	144 4	126 3	3 1	764 20	26	6(1)	
第三小	63 2	70 2	65 2	58 2	70 2	88 2	6 1	414 13	18	1(7)	
第四小	127 3	121 3	133 3	99 3	129 3	107 3	6 2	716 20	27	6(1)	
第五小	127 3	129 3	105 3	134 3	139 4	139 4	— —	773 20	26	6(1)	
広沢小	93 3	81 2	97 3	102 3	84 2	104 3	3 1	561 17	24	1(8)	
北原小	67 2	65 2	79 2	69 2	71 2	98 3	— —	449 13	18	1(8)	
本町小	120 3	112 3	110 3	86 2	101 3	66 2	— —	595 16	22	1(8)	
小学校計	868 23	846 22	882 23	843 22	881 24	908 24	18 5	5246 143	192	29(8)	
大和中	350 8	321 8	299 7	— —	— —	— —	11 2	981 25	42	6(1)	
第二中	301 7	281 7	244 6	— —	— —	— —	— —	826 20	35	6(1)	
第三中	232 6	245 6	215 5	— —	— —	— —	— —	692 17	30	6(1)	
中学校計	883 21	847 21	758 18	— —	— —	— —	11 2	2499 62	107	18(3)	
合 計	—	—	—	—	—	—	29 7	7745 205	299	47(8)	

(市教育委員会「和光の教育」より)

表 6-88 小・中学校児童・生徒の推移

年度	小学校		中学校		計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児童・生徒数
昭和39	3校	1,719人	1校	932人	4校	2,651人
40	4	1,900	1	880	5	2,780
41	4	2,140	1	856	5	2,996
42	4	2,388	2	843	6	3,231
43	4	2,689	2	896	6	3,570
44	4	3,051	2	957	6	4,008
45	5	3,371	2	1,021	7	4,392
46	5	3,869	2	1,111	7	4,980
47	5	4,274	2	1,243	7	5,517
48	5	4,507	2	1,371	7	5,878
49	5	4,709	2	1,457	7	6,166
50	6	4,916	2	1,562	8	6,478
51	7	5,040	3	1,657	10	6,697
52	7	5,106	3	1,825	10	6,931
53	7	5,240	3	1,991	10	7,231
54	7	5,368	3	2,050	10	7,418
55	7	5,306	3	2,122	10	7,428
56	7	5,269	3	2,155	10	7,424
57	7	5,341	3	2,264	10	7,605
58	8	5,415	3	2,292	11	7,707
59	8	5,353	3	2,374	11	7,727
60	8	5,246	3	2,499	11	7,745

児童・生徒の急増と学校建設

昭和六〇年（一九八五）五月現在、和光市の小学校数は八校で児童数は五二四六名、中学校は三校で生徒数は二四九九名、合計一一校、七七四五名である（表6—87）。二〇年前の昭和四〇年

（一九六五）では、児童数一九〇〇名、生徒数八八〇名の計二七八〇名であった。二〇年間に児童数は二・七六倍、

生徒数は二・八四倍に増加した。

小学校の児童の場合、急増は昭和四〇年代に集中し、昭和五十一年には五〇〇〇名を超えた。わずか一〇年間に二・五倍増となった。これを境として、その後の増加は鈍化の傾向に転じている。

中学校生徒の場合には、昭和四〇年代前半には減少傾向もみられたが、小学校児童の進級という人口ピラミッドの上昇とともに、数年遅れて中学校にも急増の波が押しよせてきた。小学校児童数の推移に比べて、依然、増加の傾向を示している

（表6—88）。

ところで、児童・生徒数の増加に対処するための教育施設の新増設は、すでに大和町の時代に始まっていた。明治七年（一八七四）に新倉小学校、白子小学校が創立されて以降、八〇余年の間、小学校は両校のみであった。しかし、昭和三五年（一九六〇）の第三小学校の開校をきっかけとして、同四〇年（一九六五）に第四小学校、同四五年（一九七〇）に第五小学校が、また同四二年（一九六七）には第二中学校と開校が相次いだ。それでも児童生徒の増加はとどまることはなかった。依然として教室は不足しており、さらに学校の建設が必要であった。

教育施設の充実を第一に掲げた市制施行記念式典での市長の挨拶は、こうした事情を背景としたものであった。昭和五〇年（一九七五）には、第六番目の小学校として広沢小学校が、翌五一年（一九七六）には北原小学校と第三中学校が開校した。二年間に小中併せて三校開設という事態は、前例のないものであった。さらに、昭和五八年（一九八三）には本町小学校が開校し、計八小学校、三中学校と急増した。また、昭和四七年（一九七二）には埼玉県立和光高等学校が市内新倉に、同五二年（一九七七）には、県立和光養護学校、同南養護学校が、市内広沢に開校した。

しかしながら、学校建設は順調に進んだわけではなかった。用地の選定はもとより、その取得、建設には膨大な資金が必要であり、また、教育行政分野以外にも人口急増による多量かつ多様な行政需要が発生していた。けれども教育施設の整備は、有限な行政資源のなかでも最優先にすすめられた。当然、和光市の歳出予算に占める教育費の割合は、高いものとなった。

和光市が市制を施行した昭和四五年の一般会計当初予算（総額一三億四八〇〇万円）では、第五小学校の建設等で教育費は二六・九パーセントを占め、二位の総務費を三パーセント上回り、目的別歳出予算の一位となっていた。市制施行後も教育費の増高は続いた。翌四六年は総合庁舎の増築工事で、総務費三〇・三パーセント、土木費一六・九パーセントについて、教育費は一五・九パーセントと三位になったが、四七年には三〇・六パーセント（教育費総額八

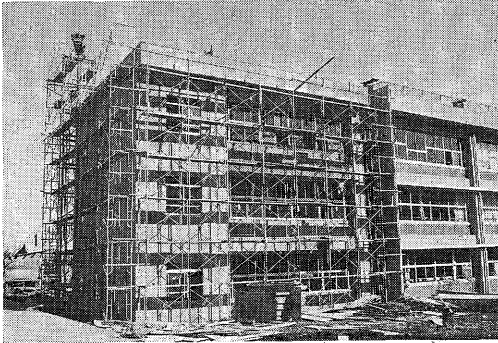
億一〇〇〇万円)と上昇し、四八年、三三・六パーセント(同九億二〇〇〇万円)、四九年、二九・五パーセント(同八億六〇〇〇万円)、五〇年、二二・三パーセント(同八億四〇〇〇万円)、五一年、二四・〇パーセント(同八億八〇〇〇万円)、五二年、三三・四パーセント(同一六億六〇〇〇万円)、五三年、二二・三パーセント(同一一億八〇〇〇万円)、五四年、三〇・七パーセント(同一二億二〇〇〇万円)と比率、金額の変動はありながらも八年の間、

教育費は和光市の目的別歳出予算のトップの座を占めてきた。

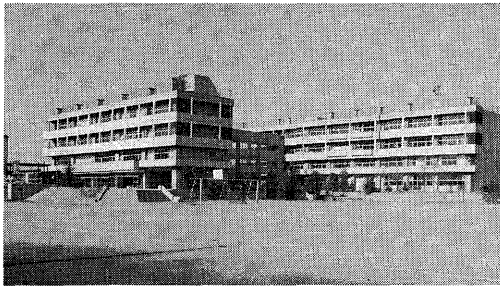
このように、「教育施設の充実」を最優先課題として取り組んできた結果、既述の新設校の開校のほか、四八年からは各学校に体育館が順次建設されたのははじめ、大和中木造校舎の鉄筋化(四七年)や第二中学校等の増築も行なわれ、教育施設の整備は急速にすすんだ。

なお、和光市では、学校建設には多大な財政負担を伴うことから、昭和四八年一〇月(認可)

中学校の新增築



▲第二中学校の増築



▲第三中学校の新築

に学校建設公社を発足させ、用地の先行取得や建設にあたらせ、公社から買収するという方式で、教育費負担の平準化を図った。

通学区問題

児童、生徒の急増と、これに対処するための新設校の開校は、当然のことながら児童・生徒に学区の変更をもたらすことになる。適正規模の学校運営が要請される一方で、当該地域住民の感情は複雑なものとなりがちである。法制上は経過措置が盛られているが、規則と意識との間には微妙なミゾが生じやすい。通学区の問題は人口急増の自治体に共通する問題であり、和光市の場合もその例外ではなかった。

昭和四五年に開校となった第五小学校の学区編成に伴う第四小学校の学区再編成問題では、住民側が「町当局の通学区変更は一方的で理由も明らかではない」と県教育委員会に異議の申し立てを行なうまでに紛糾した。町長は「急激な社会増の中で、小中学校の教育行政には手のほどこしやうがない。子供たちにはかわいそうだが、全町的に考えると、どうしてもこの線をやらねば……」と住民の協力を訴え、また「諏訪原団地五小通学反対期成会」の森会長は「町には教育に対するビジョンがない。目先だけの計画で子供たちの学校を変えさせられるのではたまらない。町が強行するなら行政訴訟を起こしても戦う」と語る状況にまで発展した。

この問題は、結局、「大和町は人口急増地域で通学区変更はやむを得ない。新設される五小への通学条件などについては町当局に特別の配慮を要請する」という県教育委員会の裁定で沈静化した。

こうした都市化への陣痛ともいえる経験から、和光市では昭和四六年（一九七二）十一月一日に「和光市立学校通学区変更調査会要綱」を作成し、その後の通学区の変更については教育委員会の諮問に応じ、適正な通学区区域設定について調査、審議することとした。そして調査会のメンバーは、校長、PTA会長、自治会連合会役員、学識経験者、議会文教委員から組織することとした。

昭和四八年（一九七三）二月二八日付で、教育委員会から「第六小学校（仮称）の新設に伴う通学区区域の設定について」諮問された通学区区域変更調査会（委員長富岡俊二）は、関係者の合意形成に向けて努力を重ねた。第六小の用地が川越街道バイパスぞいの基地跡地に予定されていたことから、西大和団地の住民を中心に「健康によくはない教育環境」、「ゴルフ場跡地に計画を変更してほしい」との反対運動が生じていた。二か月の間に六回の協議が重ねられたが成案に至らず、答申期限が延期された。

調査会は五月一五、一八の両日、対象区域の西大和団地、諏訪原団地、自衛隊官舎の各関係者からの意見聴取の会を開催した。ここでは、第六小（現広沢小）新設に伴う第四、第五、第六小の学級編成に関して七種の案が説明され、住民やPTAから種々の意見が提出された。

調査会は、住民の意見をふまえて検討した結果、第六小学校の通学区を西大和団地三・四・五街区及び自衛隊官舎とするほか、諏訪原団地及び諏訪一・二番より第五小に通学している五年生については、第四小または第五小への通学の自由選択を認める等、三項目の付帯事項をつけた答申を五月三一日に行なった。

これに対して教育委員会側は、七月二三日付で既設施設の効果的利用や教職員の配置上の問題等を理由に、第六小の区域を西大和団地五街区及び自衛隊官舎とする案を委員会に再諮問した。そこで、調査会は委員長個人名で、西大和団地五街区の住民を対象に、さらにアンケート調査を実施した。



（昭和45.1.20/45.7.3 付 毎日新聞）



〔和光市民新聞〕昭和49.11.1

このような調査と協議を繰り返して、予定の二か月を大幅に上回る八か月を費やして、一〇月に、第六小学校（仮称）新設に伴う第四、第五、第六小学校の通学区域が設定される運びとなった。広沢小学校は、当初昭和四九年度の開校を目標としていたが、こうした通学区の問題のほか、オイルショックも重なったために、昭和五〇年度に開校となった。

また、第七小学校（現北原小）及び第三中学校の昭和五一年（一九七六）四月一日の開校に際し、通学区の設定に関しても同調査会が調査にあたり、区域の決定の運びとなった。

創立百年、白子小学校・新倉小学校 新設校の開校や学区再編成等の問題への対応がすすめられているなかで、昭和四九年（一九七四）には、白子小学校、新倉小学校の両校が開校百年を迎えた。

明治五年（一八七二）の学制の頒布をうけて、上・下新倉二村合間で満願寺に同七年八月新倉小学校が、同じ頃白子坂上に白子小学校が開校された。

以来、一世紀が経過した。富岡吾良和光市教育長は「当時の状況では校舎新築の余裕はなく、寺院や民家を充当せざるを得ず、

また教員の任用や経費の分担についても相当の困難があったことは想像にかたくありません。しかし、これら幾多の困難があったにもかかわらず子弟の教育に情熱を傾けた先人の努力には、まことに敬服せざるを得ません」と語り、「百年を回顧し、今後進むべき方向を見定め、大地にしっかりと足を踏みしめ、先人の恩に報いるためにも、次の百年の第一歩をふみ出す覚悟を新たにしたい」と決意を述べた。

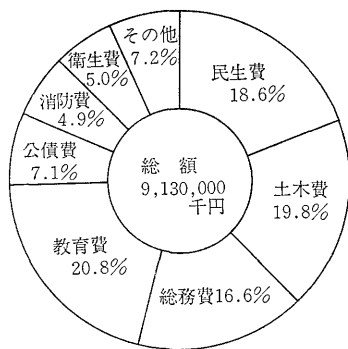
和光市立白子小学校の開校百年行事は、昭和四九年一〇月一七、一八の両日にわたり盛大に催された。まず、一七日には「白子小学校開校百年の碑」の除幕式と記念式典が、一八日には記念運動会が行なわれた。これにあわせて、校内では児童展と資料展も開催された。明治五年の小学読本や修身書のほか、算術、歴史、毛筆書手本、小学唱歌などの教科書や当時の写真等も多数展示された。

新倉小学校の創立百周年の記念行事は、一一月九、一〇の両日に行なわれた。「新倉小学校創立百年の碑」の除幕式に続いて記念式典が行なわれ、白子小学校と同様に、児童全員に記念の文鎮が配られ、児童展、資料展も開催された。また、百年を記念して、『創立百年のあゆみ』——「語られて生きている百年史」——が実行委員会によって刊行された。記念誌は副題のごとく関係者の座談会を通して、それぞれの時代のありのままの姿を後世に伝えようというねらいで、明治、大正、昭和（戦前、戦後）の各時代にわけ、それぞれの関係者十数人による思い出や出来事

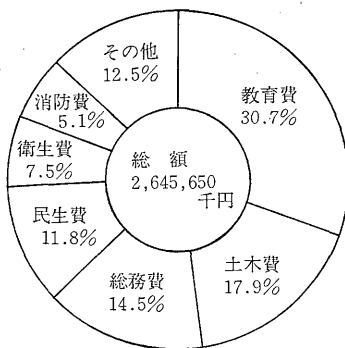


写真 6-36 記念碑の建立

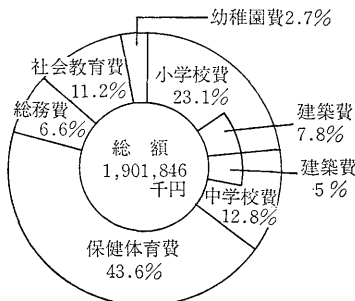
昭和60年度一般会計当初予算



昭和47年度一般会計当初予算



教育費内訳



教育費内訳(敷地購入費を除く)

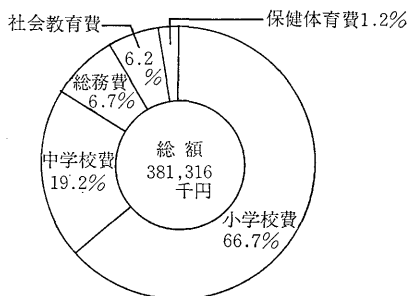


図 6-35 教育費の割合とその内訳

をそのまま収録したほか、卒業生名簿等も掲載した一八〇ページに及ぶ力作で、教育史の貴重な資料となるものであった。

社会教育・市制施行文化の振興 後、教育費の増嵩が続いたが、その大半は学校建設に充てたもので、これが一段落するまでの間は、社会教育関係予算の教育費に占める割合は、図6-35のようにきわめてわずかにすぎなかった。それでも限られた財源のなかから、社会教育の拠点として昭和四九年(一九七四)四月に武道館が、同六月に

は坂下公民館が竣工した。このような本格的な公民館の建設は、昭和四六年四月に完成した中央公民館の改築に次ぐものであった。また、昭和四八年（一九七三）一月一八日からは、市立移動図書館「やまびこ号」の運行が開始された。

市制施行当時の住民意識調査によれば、公共施設としての図書館設置の要望は根強いものであった。調査結果では「近くになくて不便している施設」として、交番・派出所（四五・三パーセント）、公園（四四・三パーセント）、病院（医院）（三三・〇パーセント）、郵便局（三七・五パーセント）という順序で、ついで、図書館（二五・〇パーセント）となっていた。しかし、市立図書館は未設置で、中央公民館図書室と市内四か所、年間各一〇回の県立移動図書館「むさしの号」による読書サービスのみであった。市立移動図書館「やまびこ号」は児童図書や一般図書約二〇〇冊を積み、市内一四か所、それぞれ月二回の巡回サービスを開始した。

増嵩を続けた教育費は、昭和五五年には、土木費、民生費、総務費に抜かれ、当初予算では第四位に転落した。第二中学校、第三中学校の用地取得費が前年度で完済したためであった。こうしたことから社会教育や文化行政の本格的な推進が開始されることとなった。昭和五七年度当初予算では、教育費は再びトップに戻った。前年度の一・八倍、予算総額の二七・五パーセントを占めた。本町小学校新築工事のほか、南公民館新築工事、図書館建物等購入費を計上したためである。南公民館の建設で、中学校単位の公民館の配置が完了し、市民待望の市立の和光市図書館が開館の運びとなった。

和光市図書館は昭和五八年（一九八三）八月二日に、新倉倉庫跡地の和光シーアイハイツ・ショッピングセンター三階に開館した。延面積は約一五〇〇平方メートルで、一万三〇〇〇冊の蔵書（五か年計画で一〇万冊）のほか、対面読書室や視聴覚設備も備えたもので、それまでの坂下、南両公民館の図書室と「やまびこ号」と併せて、総合的に

一貫性のある図書館奉仕活動の体制が整うこととなった。

また、コミュニティセンターの建設もすすめられ、白子宿、吹上（昭和五七年）、新倉（同五八年）、牛房（同五九年）に開設され、住民の自主的な地域活動や住民相互の連帯感を醸成する場が整備された。なお、白子公民館は白子コミュニティセンターに名称変更（同五七年）され、計五館を擁することとなった。

2 社会福祉・保健医療

社会福祉

自治体の広範な行政活動のなかでも、市制施行で著しくその役割を増すのが福祉関係の分野である。法制上も福祉事務所は市の必置機関となる。それまで県が行っていた福祉関係の事務・事業が移管され、市の責務となる。それはまた、福祉の需要が多様であり、固定的なものではないこと、しかも個別的、日常的かつ柔軟な対応が要請されることなどから、現行の行政システムでは、福祉の需要に最も身近な自治体が、その実施主体に最も適するものと考えられていることにもよる。

和光市では市制施行にあわせて福祉事務所が設置され、「教育施設の充実」について「福祉行政の振興」が、市政の重点施策に掲げられた。以来、着々と各種の施策が実施に移され、伝統的な施設福祉から在宅福祉へ、また社会的弱者にとどまらず、健全者をも対象としたものへと、その領域や内容も拡充してきた。国レベルでも、昭和四八年（一九七三）の老人医療の無料化を契機として、「福祉元年」のスローガンを掲げて施策の充実に努めたことや、その裏付けとなる財政事情に恵まれたことなども、自治体レベルで次ページに掲げた「主な福祉施策」（昭和57年度）にみられるような広範な福祉事業の実施を促進させることにもなった。また、こうした福祉活動を介して、住民の側からも改めて自治体に対する関心が高まることになった。

主な福祉施策（昭和57年度）

身体障害者福祉関係

- 身体障害者手帳の交付
- 心身障害者医療費助成
- 更生医療費の給付
- 福祉手当支給
- 在宅重度心身障害者手当の支給
- 身体障害者への補装具の交付及び修理
- 自動車運転免許証取得費助成
- 身体障害者用自動車改造費助成
- 重度の身体障害者居宅整備費補助
- 身体障害者施設入所措置

老人福祉関係

〈老人・身体障害者の共通事業〉

- 家庭奉仕員の派遣
- 介護人の派遣
- 入浴援護事業
- 寝具乾燥車派遣
- 短期保護事業

- ねたきり老人手当支給
- ねたきり老人見舞品贈呈
- 老人医療費助成
- 老人健康診査
- 老人福祉センター
- 老人クラブ育成

（ ・ 1クラブ均等に7万円
 ・ 1人につき個人割150円 ）

- 敬老年金の支給
- 敬老理美容サービス
- 老人のつえを交付
- 老人ホーム入所

児童福祉関係

- 保育園
- 学童クラブ
- 心身障害児通園施設
- 家庭児童相談室
- 特別児童扶養手当
- 児童扶養手当支給

母子福祉関係

- 母子相談員
- 児童手当
- 母子、寡婦福祉資金の貸付
- 母子寮

和光市の児童福祉の分野では、社会増に伴う乳幼児の増加、なかでも核家族化や働く婦人の増加等による保育を必要とする乳幼児の増加に対処するために、保育園の新増設がすすめられた。市制施行時には第一、第二保育園の二園のみであったが、翌昭和四十六年（一九七二）一月に第三保育園が、昭和四十八年（一九七三）六月に第四保育園が、さらに、昭和五十八年（一九八三）四月には本町保育園がそれぞれ開園し、市立保育園五、民間保育園一の計六園、収園児四八〇名の規模に拡大した。また、公立と民間との機能分担をすすめ、入園対象について公立が一・六歳から五歳児、民間が〇歳から二歳児としたほか、民間の家庭保育室を設けて乳児保育を行なうこととした。さらに、法制上の裏付けを欠く学童保育に関しては、小学校低学年の児童を対象に、学校の放課後も保護者が職業を持ち、留守家庭となる児童を保護する制度として、三か所に保育クラブを設置した。

表 6-89 保育園，保育クラブ，家庭保育室概要

(昭和58年4月現在)

No.	名 称	所 在 地	施 設 規 模		定員 (人)	
			敷 地 (㎡)	建物(㎡)		
1	保 育 園	第一 保育園	広沢 1-2	1,908.94	491.61	120
2		第二 保育園	南 1 丁目 5-1	991.75	310.65	60
3		第三 保育園	新倉 1 丁目 36-2	1,339.77	542.14	90
4		第四 保育園	白子 3 丁目 29-10	1,004.00	364.48	60
5		本町 保育園	本町 31-18	1,074.91	645.05	90
6		社会福祉法人 諏訪根 保育園	白子 2 丁目 13-38	625.01	246.60	60
	小 計			6,944.38	2,600.53	480
7	保 育 ク ラ ブ	中央 保育クラブ	中央 1 丁目 1-4	第三小学校敷 地内	227.60	40
8		諏訪 保育クラブ	諏訪 3-20		第四小学校敷 地内	105.78
9		新倉 保育クラブ	新倉 1 丁目 38-1	943.00		310.96
	小 計			943.00	644.34	120
10	家 庭 保 育 室	若草 保育所	本町 5-14	保育専用面積	42.90	20
11		柿ノ木坂 家庭 保育室	新倉 1 丁目 16-21	〃	52.80	32
12		新倉 保育所	新倉 2 丁目 3-19	〃	37.13	16
13		たけのこ 保育所	白子 1 丁目 16-37	〃	66.00	20
14		吹上 保育所	白子 3 丁目 16-2	〃	26.40	11
	小 計			225.23	99	

(資料：社会課)

また、こうした児童福祉施設のほか、工費約一億円を費やして、課外、野外活動や科学による体験学習機能を持った総合児童センターが基地跡地の一隅に建設され、昭和五九年(一九八四)の子供の日に開館を迎えた。同センターは大小の温水プールをはじめ、図書室、遊戯室、工作室、それに科学館をも備えたもので、児童福祉施設の機能の拡大を示したものである。

ところで、社会福祉行政のなかで事業のメニューの増加の著しい分野が、老人福祉関係である。核家族化

が進行し、「高齢化社会の到来」が報じられ、福祉への関心が高まるなかで、和光市もまた既述のように「福祉行政の充実」を重点施策の一つに掲げ、国や県の制度、施策に協調しながら、その充実に努めてきた。その結果、昭和四七年度には、老人医療費の所得制限の撤廃、市敬老年金の増額と支給年齢の引き下げ、ねたきり老人に特殊ベッドの無料貸与、一人暮らし老人にインターホンの取り付け等を行なったのを始め、同五〇年度には老人福祉センターの建設、さらに、床ずれ防止用マットの支給（同五二年度）、家庭奉仕員活動の充実（同五四年度）、老人理・美容扶助、社会福祉協議会の法人化（同五五年度）、寝具乾燥事業、短期保護事業（同五六年度）、老人スポーツ大会、高齢者事業団の設立（同五七年度）等の事業を実施してきた。

こうした事業活動の裏付けとなる福祉関係予算も、その比重を増した。昭和四五年度では歳出決算額全体の六・九パーセントにすぎなかった民生費は、一一・三パーセント（昭和四六年度）、一三・九パーセント（同四七年度）、そして、昭和五〇年度には一九・一パーセントまで上昇した。それ以降も、年度間格差はあるものの、ほぼ二〇パーセント前後で推移してきている。

このように、自治体レベルの老人福祉施策は、それまでの施設福祉を中心としたものから、在宅福祉の分野にまで拡大した。しかも、短期保護事業にみられるように、施設と在宅を分離することなく、むしろ積極的に両者の連携を促すことが積極的に取り入れられてきている。

また、こうした各種の福祉事業のなかでの、和光市の特性を考慮して隣接自治体との共同事業による方式も採られてきた。昭和五七年（一九八二）には「朝霞地区高齢者事業団」が、また、同五〇年（一九七五）には肢体不自由児通園施設「すみれ学園」、精神薄弱児通園施設「みつば学園」が、和光、朝霞、志木の三市の共同で設置された。いずれも都市規模、該当者数、コスト等の点から単独事業化を避け、広域的に対処するというものであった。



(昭和54.1.6付 朝日新聞)

保健・医療

市制施行の昭和四五年当時、市民にとって医療機関の不足が大きな不安となっていた。市民意識調査では、病院、医院は、交番、公園について「近くに無くて不便している」施設に挙げられ、第三位、三八パーセントとなっていた。しかも和光市に限らず新興住宅の増加の著しい近隣の各自治体に共通した問題であった(表6-90)。

人口急増が進むなかで、医師の数やベッド数の割合は低下した。全国平均では、医師一人当たりの人口は八九四人(昭和四五年)であったが、埼玉県ではその一・六八倍の一六〇八人で、全国的にもきわめて劣悪な、いわば「治療砂漠」の状況に置かれていた。

それだけに、和光市及び周辺の市民は、医療に関して都内の施設に依存する状態が続いてきていた。とくに救急患者の場合、都内の病院にまで搬送する件数が半数近くを占めていた。

表 6-90 不足施設についてのアンケート調査
「現在おすまいの近くになくて、不便しているものを次の中から3つあげてください」

	和光	朝霞	志木	新座
	%	%	%	%
1 スーパーマーケット	23.4	26.4	24.6	42.6
2 バスの停留所	10.4	15.1	16.3	9.4
3 ポ ス ト	13.5	9.9	11.8	17.8
4 郵 便 局	37.5	22.2	30.0	10.4
5 公 衆 電 話	0.5	3.3	2.5	5.9
6 病 院 (医 院)	38.0	40.1	29.6	27.7
7 公 園	44.3	34.0	54.2	40.6
8 保 育 園, 幼 稚 園	14.1	12.7	10.3	14.4
9 交 番, 派 出 所	45.3	38.7	38.9	31.2
10 公 民 館	14.1	2.4	8.9	4.5
11 図 書 館	25.0	19.3	28.6	35.6
12 公 衆 浴 場	4.2	1.9	3.0	5.4

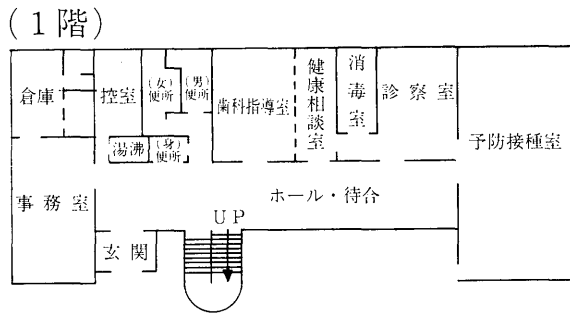
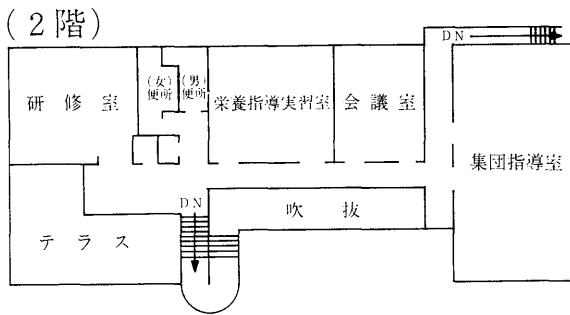
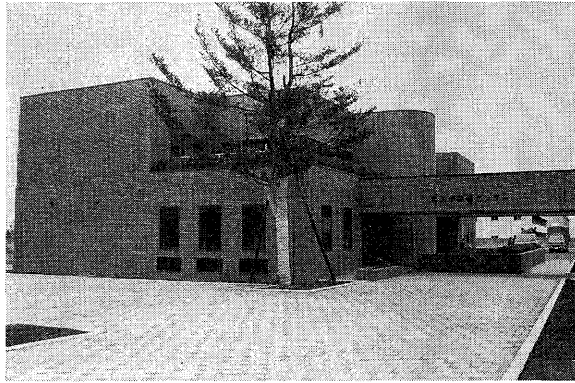
こうした「医療砂漠」を解消するため、昭和四七年（一九七二）四月には、朝霞地区医師会による夜間診療所が開設された。和光市をはじめ朝霞地区の四市は、その設備や運営に対して、補助金を交付し活動を支援した。また、一刻を争う救急医療の面では、高度で専門的な医療体制の整備も不可欠であった。そこで、近隣の四市共同で市内の国立埼玉病院に医療機器を提供し、循環器系を中心とした地域救急医療システム（救命救急センター）が昭和五三年（一九七八）一二月に同院に併設されることとなった。

このセンターは、厚生省が昭和五一年に、救急患者の「たらいまわし」などの「医療砂漠」の解消にむけて計画した「救命救急センター」構想が開設の契機となったものである。厚生省の計画発表と同時に、その誘致にむけて四市と病院側は熱心に働きかけを行なったが、指定の枠は全国で八か所に過ぎず、最終的には指定から漏れてしまった。

しかし、地元側の医療体制充実の強い要望は消えず、なお話し合いが続けられた。その結果、これまでほとんど使われてなかった同病院の結核病棟を改築し、医療機器などの設備を四市側が負担することで合意に達し、市内の国立埼玉病院内に循環器系の「救命救急センター」が開設される運びとなった。また、これに要する経費に関しては、入院患者数割りなどから和光市三八四〇万円、朝霞市二〇二〇万円、新座市一三六〇万円、志木市三二〇万円を負担することとし、このほか県からの補助金七五五〇万円があてられた。

一方、休日診療体制については、埼玉県と地元の四市がその運営費を補助することで、朝霞地区の一病院が輪番制でこれにあたる「朝霞地区病院群輪番制病院」制度が昭和五四年（一九七九）一〇月からスタートした。

治療を中心としたこうした医療体制の整備が進むなかで、市民の健康増進を目的に、健康相談や健康診査を行ない、保健活動の拠点となる「保健センター」が、市制一〇周年事業の一環として、昭和五六年（一九八一）一二月に開設された。同センターはこれまで市役所の集会所等を使って行なわれてきた母子衛生教育、予防接種、乳幼児健康



保健センター施設概要

診査、成人病・がん検診、健康教室、健康教室、栄養教室等をすべてここで行なうこととし、そのための指導室、実習室、診察室等も備えた。

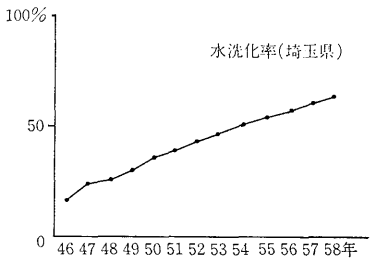
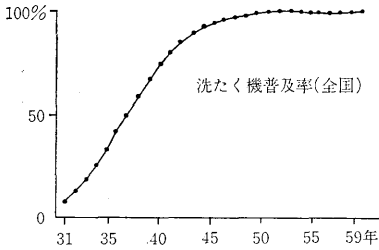
これによって予防と治療の連携の体制が整うこととなった。

3 生活環境の整備

上水道

和光市の給水事業は、昭和三四年（一九五九）四月に開始された。当時の大和町の人口は一万四〇〇〇人で、そのうちの五〇〇〇人を対象に、簡易水道として事業が始まった。水道の水源は地下の伏流水で、一本の深井戸でこれを揚水し、浅久保浄水場（昭和四七年一二月に廃止）から送水を行なった。

当初、一日の最大給水量は、七五〇立方メートルにすぎなかったが、こうした給水事業の開始は、いわゆる「自家処理」を旨としてきた農村社会から都市社会への質的転換を象徴するものであ



(『埼玉県の水問題』より)

図 6-36 洗たく機普及率と水洗化率

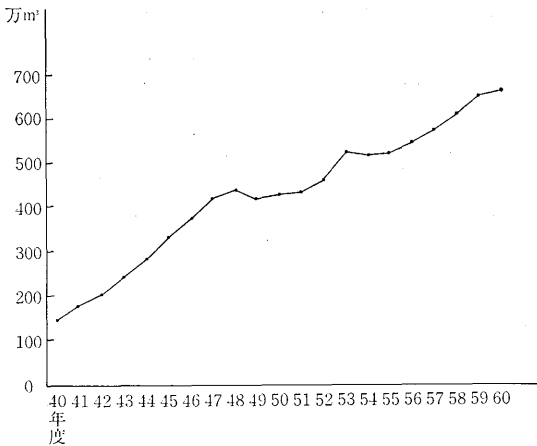


図 6-37 和光市の年間給水量の推移

表 6-91 上 水 道 の 現 状

区分	年度					
	計 画	52	53	54	55	56
給 水 人 口(人)	60,000	44,633	48,003	48,073	48,200	48,962
1 日 最 大 給 水 量(m ³)	36,000	19,077	22,687	19,485	20,887	22,127
1 日 平 均 給 水 量(m ³)	27,000	15,709	17,135	15,725	16,374	16,895
1 人 1 日 平 均 給 水 量(ℓ)	450	352	357	327	340	345

(資料：水道部)

表 6-92 拡 張 事 業 の 概 況

事業名	認可年月日	着 工	完 成	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量 (m ³)
創 設	昭和33年3月31日	昭和33年9月	昭和34年3月	5,000	750
第1次拡張	昭和35年7月20日	昭和35年5月	昭和35年7月	8,000	2,000
水道創設	昭和35年12月28日	昭和36年4月	昭和39年8月	27,000	5,400
第2次拡張	昭和40年3月31日	昭和39年6月	昭和39年9月	34,000	9,450
合併認可	昭和40年3月31日			42,000	
第4次拡張	昭和41年3月31日	昭和41年3月	昭和41年3月	42,000	9,450
第5次拡張	昭和42年1月28日	昭和42年12月	昭和47年3月	58,000	17,400
第6次拡張	昭和47年3月31日	昭和47年4月	昭和52年3月	60,000	36,000

(資料：水道部)

つた。

人口が次第に増加するとともに、家庭用自家水道を利用する地域でも揚水量が増加し、地下水位もそれだけ低下し給水区域の拡大の要望が高まった。このため、昭和三十九年（一九六四）には酒井浄水場を完成させ、町内全域への給水体制を整えた。

一方、生活様式も急激に都市化した。家庭風呂、水洗トイレ、電気洗濯機等の水多消費型機器が普及し、水の需要が加速度を増した。図6-37のように、昭和四二年度には約二〇〇万立方メートルであった年間給水量は、同四七年度には四〇〇万立方メートルに、同五八年度には六〇〇万立方メートルを超えた。

水の需要増に対処するために、表6-92のように拡張事業が繰り返えされていた。昭和五二年（一九七七）に完成した第六次拡張事業によって、給水人口六万人、一日最大給水量三万六〇〇〇立方メートルの体制にまで整備された。これにともなって普及

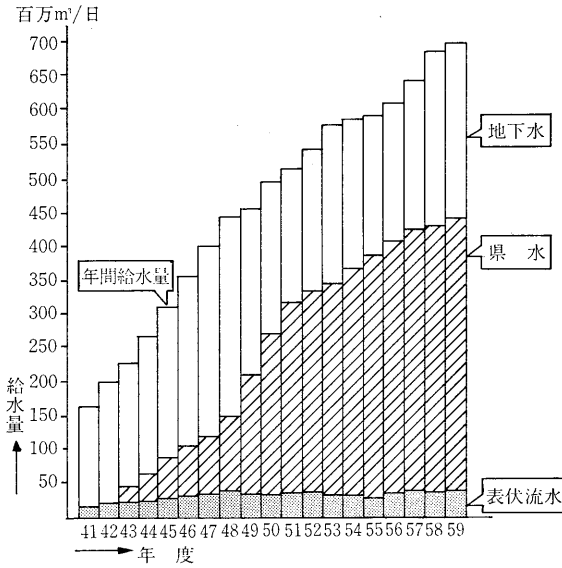


図 6-38 埼玉県の年間給水量と水源別内訳

率も上昇し、昭和五三年には九九・八パーセントに達した。

ところで、第五次拡張事業までは、和光市の水源はすべて伏流水に依存していた。昭和四七年当時には、市内各地の一本の深井戸から地下水を汲み上げ、酒井、広沢原、浅久保の三浄水場から配水していた。しかし、一日の最大給水量は一万七四〇〇立方メートルで、夏のピーク時には一万五五〇〇立方メートルと施設能力の九〇パーセントに達する状況になった。また、市内では会社や工場も市と同様に地下水を汲み上げており、合計で三九本もの深井戸があった。このために年々水位が低下し、地盤沈下の原因ともなっていた。

この地盤沈下を広域的に防止するため、埼玉県は昭和四六年（一九七一）六月に県の公害防止条例で、和光市を含めた地域を地下水採取規制区域に指定した。したがって、和光市はこれ以上、地下に水源を求めることは出来なくなった。このため従来の方針を転換して、県営水道に水源の供給を求めるとし、そのための水道事業第六次拡張計画を樹立した。

埼玉県側もこうした県西部地区の人口増加、地下水位

の低下、地盤沈下等に対処するため、生活用水を表流水に切り替える県営水道事業（西部第一水道用水供給事

業)を計画し、昭和四五年度から五か年計画で工事に着手した。その給水対象地域は和光市をはじめ、川越、所沢、狭山、入間、朝霞、足立(志木)、新座、福岡(上福岡)、大井、富士見、三芳の一二市町村で、計画給水人口は一五三万人、一日最大給水量五〇万立方メートル、浦和市大字宿地先の荒川から取水、浄水ののち各市町村に給水するという計画であった。

このように県による水源、給水対策事業の開始で、それまで市町村主体に行なわれていた水道事業は、給水Ⅱ県と、配水Ⅱ市町村、とに機能分担されることとなった。このことはまた、「府県機能の自治体化」でもあった。

第六次拡張事業には約六億円が投じられ、酒井、広沢原の両浄水場が拡張され、給水能力六万人の体制が整った。また、県側の工事も進み、西部第一水道用水供給事業の一部完成に伴い、昭和四九年(一九七四)七月四日から県水の送水が開始され、市内の水道水は利根川と荒川の表流水と地下水とがブレンドされたものとなった。そして、年々県水の比重は増加してきている。

下水道

生活様式の都市化や人口増、さらには工業化の進行で給水量が増加するだけ汚水の量も増える。下水道が未整備のために、昭和三〇年代後半から埼玉県内の各河川の汚濁がすすんだ。なかでも都心から三〇キロメートル圏内の都市河川は、一様に汚染の度が進行した。

和光市は、各河川が荒川にそそぐ最下流の地点に位置しているために市外の汚水も流入し、本市に至るまでにかかりの汚染度を増しているという状態であった。ちなみに、昭和五三年版の埼玉県の「環境白書」では、汚濁ワースト・テンの第二位に白子川は位置していた。それだけ白子川には工場排水や一般家庭の汚水が、未処理のまま流入していた。

こうした生活環境を改善するため、下水道整備事業の早期着工に寄せる市民の要望は強いものであった。

表 6-93 県内主要河川の水質状況

清流ベスト10		
順位	河川名	地点名(所在地)
1	高麗川	高麗川大橋(坂戸市)
1	〃	天神橋(日高町)
3	神流川	藤武橋(群馬県藤岡市・神泉村)
4	都幾川	東松山橋(東松山市)
5	荒川	正喜橋(寄居町)
5	〃	二瀬ダム(大滝村)
5	越辺川	今川橋(毛呂山町・鳩山村)
5	赤平川	赤平橋(小鹿野町)
9	横瀬川	原谷橋(秩父市)
10	荒川	秋ヶ瀬取水堰(浦和市・志木市)
10	〃	御成橋(鴻巣市)

汚濁ワースト10		
順位	河川名	地点名(所在地)
1	伝右川	伝右橋(草加市・足立区)
2	白子川	三園橋(和光市・板橋区)
3	古綾瀬川	綾瀬川合流前(草加市)
4	不老川	不老橋(川越市)
5	元小山川	県道本庄妻沼線交差点(本庄市)
5	藤右衛門川	柳橋(浦和市)
7	綾瀬川	都県境(八潮市・足立区)
8	笹目川	市立南高脇(浦和市・戸田市)
8	藤右衛門川	松声橋(川口市)
10	黒目川	都県境(新座市・東久留米市)

(78年版県環境白書)

昭和四五年(一九七〇)の市民意識調査によれば、「下水道・ゴミ処理対策」は「市にやってもらいたい仕事」のなかで、「道路の舗装・拡張」、「交通事故対策」について第三位を占めていた(表6-94)。また「市民の声を市政に反映させる」として、昭和四七年(一九七二)二月から市内各地域で「市政対話室」が開催されたが、こゝでも下水道事業の見通しに関する質問が繰り返えされた。さらに、「広報世論調査」(昭和四七年一〇月実施)でも「下水道事業を早くすすめてもらいたい」旨の要望は、「じゃり道を舗装にしてもらいたい」について最も多く出された。下水道整備の問題は、和光市に限らず近隣の各都市に共通したもので、新興住宅地をかかえた自治体ほど深刻であった。

表 6-94 市にやってもらいたい仕事（地域別）（昭和45年実施）

	第 1 位				第 1 位～第 3 位合計			
	志木	朝霞	和光	新座	志木	朝霞	和光	新座
1. 商店経営や商店街の整備	6.2	3.6	10.6	5.4	9.8	7.5	18.2	15.2
2. 道路の舗装・拡張	33.0	32.6	36.4	40.2	54.4	49.8	58.4	65.6
3. 市街地の再開発	7.1	1.4	3.8	2.9	18.7	5.0	8.3	9.8
4. 公害対策	6.2	4.3	4.5	2.2	15.2	12.6	21.9	7.2
5. 教育対策	1.8	3.6	2.3	4.0	9.0	10.4	12.2	17.4
6. 交通事故対策	15.2	11.1	19.7	10.1	43.8	34.4	34.9	33.7
7. 公園緑地対策	7.1	6.1	3.8	6.9	24.9	31.2	24.3	26.8
8. 福祉対策	1.8	2.2	2.3	4.0	18.8	10.4	9.1	15.2
9. 下水道・ゴミ処理対策	8.0	14.0	6.1	12.7	35.7	49.8	30.4	44.3
10. 住宅・宅地対策	1.8	4.7	3.0	5.4	10.8	13.7	15.9	15.5
11. 駅前広場拡張	2.7	0.0	0.8	0.4	19.6	4.3	2.4	2.2
12. 市役所の窓口の親切能率化	0.9	1.1	0.8	1.4	7.2	6.1	5.4	10.8
13. 市広報の強化	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	1.1	3.1	3.2
14. 合併問題	0.0	0.4	0.0	0.0	0.9	0.4	0.0	1.5
15. アメリカ軍基地移転	0.0	11.5	0.8	1.1	2.7	28.3	13.7	3.6
16. 自衛隊基地移転	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	5.0	1.5	0.8
17. 保育所・幼稚園	5.4	0.7	0.8	1.1	12.6	9.4	6.9	11.3
無 回 答	2.7	2.5	3.8	1.4	16.1	20.1	34.1	15.9

埼玉県ではこうした事情を背景に、県南西部の一二市町村を対象とした荒川右岸流域下水道計画を昭和四五年（一九七〇）に立案した。翌四六年（一九七一）一月一五日の埼玉県都市計画地方審議会で決定された荒川右岸の流域下水道計画の概要は、昭和四六年度から同六五年度までの二〇か年の事業で、総事業費四〇〇億円、対象地域は荒川西側の川越、狭山、入間、所沢、朝霞、新座、志木、和光の八市と福岡、大井、富士見、三芳の四町の計一二市町で、計画処理面積は二万四一一六ヘクタール、昭和六五年の計画人口一七一九八〇〇人分の汚水と排水、日量約一二〇万トンを久保川、不老川、川越江川、砂川堀、江川、柳瀬川、黒目川の八幹線で和光市新倉の終末処理場に集めて活性汚泥法で処理する、という大規模な計画であった（その後、川島町も加わり、表 6-95 のような事業

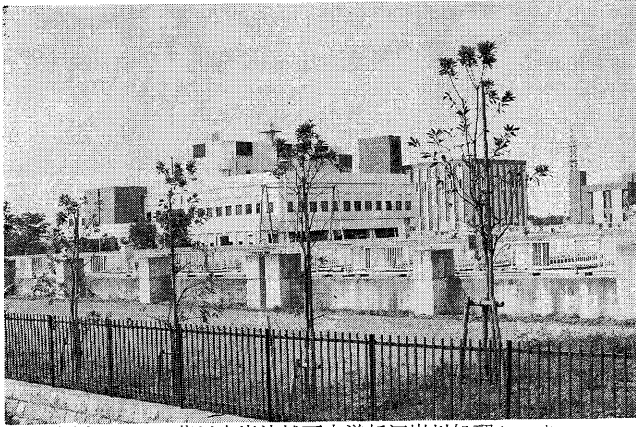


写真 6-37 荒川右岸流域下水道新河岸川処理センター

表 6-95 流域下水道事業の概要 (昭和55年7月1日現在)

流 域 名	荒川右岸流域下水道	
関 係 都 市	川越市・所沢市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・上福岡市・大井町・三芳町・川島町 (10市3町)	
計画処理面積	(ha)	24,481
計画処理人口	(人)	1,739,800
計画汚水量	(m ³ /日)	1,279,800
1日1人平均汚水量	(ℓ)	540
1日1人最大汚水量	(ℓ)	650
1人時間最大汚水量	(ℓ)	820
終末処理場	荒川右岸流域下水道終末処理場	
処理場面積	(ha)	33
管路延長	(m)	88,987
処理方法	活性汚泥法	
中継ポンプ場	(箇所)	1
着手年度	昭和46年度	
処理開始年度	昭和56年度	

(資料：県下水道公社荒川右岸支社パンフより)

となった。

和光市はこのような県の流域下水道計画に対して、当初の反応は複雑であった。市民希望の下水道整備の具体的日

程が浮上した一方で、三三ヘクタールと大規模な終末処理場が市内新倉地区に予定されたこと、しかも地元住民から強い反対の声が上がったためである。「県が示した代替地は、川越市や富士見町で、家からかよって農業を続けることが出来ない」、「一二市町の汚水进行处理するために犠牲になるのは納得できない」、「悪臭公害の恐れがある」など、公害問題、地域開発への阻害、農業経営の不安を理由に地元住民二六人から反対意見が出された。和光市議会も問題を重視し、荒川右岸下水道対策特別委員会（委員長大熊清）を昭和四六年九月に設置し協議を重ねた。その結果、①和光市の地元負担金を免除する ②処理施設を地下にし、上を公園として悪臭を防ぎ、緑をつくる、という二条件を県がかなえない限り建設に反対する旨を決議した。

市議会の決議を基に県との交渉が開始されたが、終末処理場の地下化には膨大な建設費を要することなど、市側の要求の実現性が困難なことが明らかとなった。そこで和光市は終末処理場を引きうけることを前提に、あらためて昭和四七年末に県に対し、①終末処理場に悪臭防止のためにフタをし、その上を運動公園として市に開放すること、②下水道の「終点」で、ほかの市と違い幹線がないので市の負担金を半額とする、とそれまでの要求を柔軟化させるとともに、迷惑施設を引きうける見返りとして、③用地面積に相当する固定資産税に見合う額を納付することなどを要求した。和光市の試算によれば、市内の本田技研（埼玉製作所）（約一〇万平方メートル）が固定資産税やその他大規模償却資産などの税金を合わせて、年間約一億五〇〇〇万円を市に納付していること、終末処理場はこの三倍の三三万平方メートルの敷地があり、本田技研規模の企業が進出した場合、当然市には年間三〜四億五〇〇〇万円程度の税収が見込まれる、というものであった。

埼玉県は和光市の要求のうち、①、②については承諾したものの、③の問題に関しては「それは関係市町の問題」であるとして、一二市町が加入する「西武第一広域行政推進協議会」へ問題の処理を委ねた。和光市を除く一一市町

では、東京都が都朝霞浄水場を設置している朝霞市への補償料や、朝霞地区四市のし尿処理施設がある朝霞市へ他の三市が支払っている迷惑料を算定基礎に「せいせい年間二〇〇〇〜四五〇〇万円」と反論した。しかし、和光市側は「あの土地なら、いいかげんな企業は進出しない。三億円で毎年公共施設を一つ、二つずつ作っていききたい。反対する住民を納得させて設置するからには、地元市として迷惑料をもらわなければ市民に顔向けできない」と主張した。このため、終末処理場問題は、一年以上も宙に浮いたままとなった。

着工の遅れを苦慮した埼玉県は、両者の調整に乗りだし、関係市町の意向をとりまとめ、「迷惑料」として五〇〇〇万円を提示した。和光市はこれに難色を示したが、再三にわたる県の説得で譲歩し、関連公共施設に対する県の補助などを条件に、昭和四九年（一九七四）四月に県案を受け入れることとした。また、地元住民に対する代替地や補償金の交渉も進み、処理場建設問題は決着の運びとなった。

ところで、和光市では、県の荒川右岸流域下水道計画が具体化される以前の昭和四四年（一九六九）に、処理面積九五・〇八ヘクタール、計画人口一・一四〇一四人の「大和都市計画下水道計画」をまとめた。

処理面積を当初の計画から七七六ヘクタールに縮小して埼玉県に提出した昭和四五年二月の同計画の変更計画では、町内を四つの排水区分けた（図6-39）。これは、起伏にとんだ市内の地形に則して自然排水方式を採ったためである。また、雨水は側溝に流し、汚水を下水道管に流



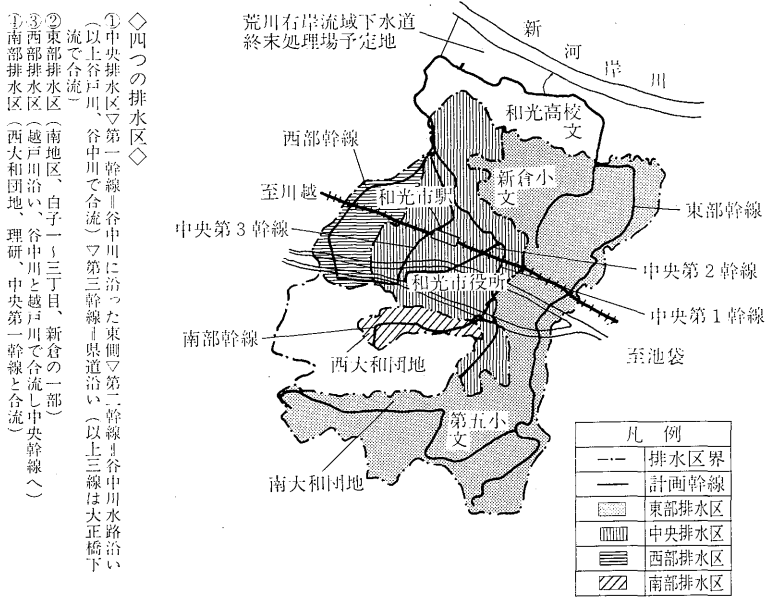


図 6-39 下水道計画図

し込む分流式を採用した。処理人口は当初の計画と同じ一五〇〇〇人で、日量最大五万三五一〇立方メートルの汚水を処理するため、町内の新倉たんぼ地区の三万平方メートルの敷地に終末処理場を予定した。もっとも同年五月には、県の荒川右岸流域下水道計画に関連して、「当町の下水道計画は、荒川右岸流域下水道計画が決定されるときは、その計画に加わり変更することとします」と県に報告したことで、市の下水道事業は県の流域下水道計画と整合され、協同してすすめられることとなった。

和光市は、終末処理場の運転開始時を睨んで、昭和四五年から汚水管の敷設に着手した。当初は昭和五五年春の完成を目指したが、途中、いわゆるオイルショックによる工事・資材の高騰や財政危機の影響で遅延し、昭和五六年（一九八一）四月一日に一部供用開始にこぎつけた。その前年の七月三十一日には、排水設備の設置方法や事業所の公共下水道の使用制限などを明確にした和光市下水道条例が制定された。また、利用

表 6-96 市 道 舗 装 状 況

年度	実延長	実面積	舗装延長	年間舗装延長	舗装率
昭和 54	103,566 ^m	477,533 ^{m²}	66,768 ^m	951 ^m	64.5%
55	103,233	471,411	69,010	2,242	66.8
56	103,607	476,196	70,940	1,930	68.5
57	103,560	476,929	72,875	1,935	70.4
58	105,891	516,446	74,276	1,401	70.1
59	106,046	517,191	77,652	3,376	73.2

(資料：建設総務課)

について「交通事故対策」が希望順位の第二位、一九・七パーセント(第一位から第三位までの合計で三四・九パーセント)となっていた。これは、市内の道路事情を反映したもので、歩道の分離や信号機の設置など、歩行者の擁護を求めている。

このように、市制施行当初、生活環境整備のなかでも、その根幹となる「道路」問題の解決を、市民は強く期待していた。また、それが日常生活に最も身近な問題であるだけに切実であった。ちなみに、市道の舗装率は昭和四五年(一九七〇)当時、二二・五パーセントにすぎなかった。

市民の声を市政に反映させるとして、市理事者と地域住民との対話の場とされた「市政対話室」でも、「通学路を舗装してほしい」「道路を拡幅してガードレールを付けてほしい」「信号機を設置してほしい」などの要望が度々出された。昭和四七年(一九七二)一〇月に実施した「広報世論調査」の結果でも、「じゃり道を舗装に」がトップで群を抜いていた。早期の事業着工を促すために、市議会には多くの陳情、請願が提出された。例えば、昭和四六(一九七一)九月の定例会には、計九件の陳情、請願が出されているが、そのうちの六件は、道路・交通問題である。「通学路の交通規制を」、「ガードレールの設置を」、「市道の新設」、「市道の舗装」、「市道の拡幅、舗装」、「市道の舗装、ガードレールの設置」というもので、市内各地の住民から出されている。

こうした要望に対処するため、市の土木費は、道路舗装・改良事業に重点的に投

じられた。昭和四六年度には、市道の舗装は二六か所二六八〇メートル、同四七年度は、舗装三七か所七三二〇メートル、改良一四か所二四八〇メートル、同四八年度は舗装三一か所五九一〇メートル、改良一三か所一九二〇メートル、同四九年度は舗装八か所一九六〇メートル、改良八か所一一六〇メートル、と整備がすすんだ。しかし、宅地化の進行等で市道の実延長も増加したために、舗装率そのものの「急上昇」はみられなかった。それでも年々着実に上昇し、昭和五七年度には、市道の舗装率は七〇パーセントを超えた(表6-96)。

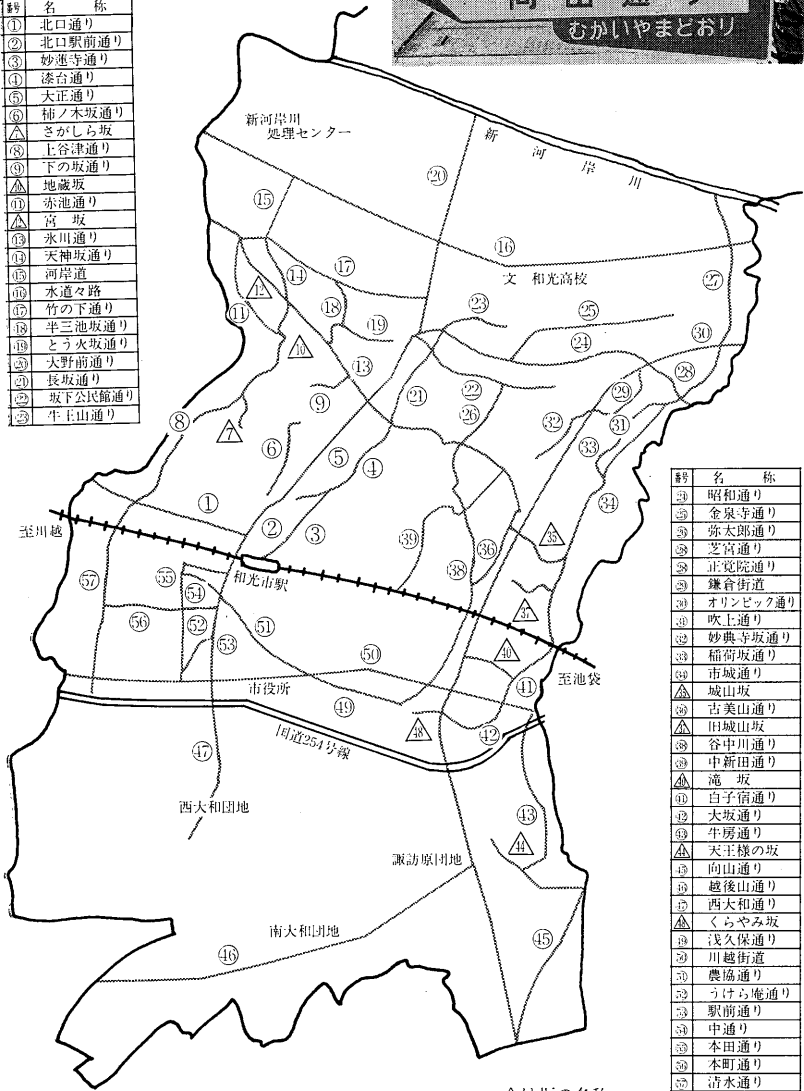
市民の関心や要望も舗装率の上昇を反映して、大きく変化した。昭和五三年(一九七八)二月に実施された「ハガキ公聴」では、「舗装」そのものの要望は見当たらなくなった。

また、「教育施設の充実」が一段落したことから「都市基盤整備」に施策・財源の力点が移動し、事業規模も拡大した。昭和五四年には都市計画道路「駅通り車庫線」(駅前通りを起点に、営団車庫までの延長五四〇メートル)と「広沢原清水線」(本町の国道二五四号線から県道と光志木線へ接続する延長九七〇メートル)が着工された。事業費は、それぞれ約一〇億円、八億円と膨大なもので、「駅通り車庫線」は昭和五九年(一九八三)三月に、「広沢原清水線」は、同六〇年(一九八四)八月に完成した。

このような道路整備の進捗ぶりを象徴するように、昭和五八年(一九八三)三月には、市内の五七本の道路や坂について「愛称」をつけた看板が設置された(図6-40)。郷土意識を高め、日常生活に役立ててもらおうと計画されたものであった。こうしたシンボリックな事業が実施されるまでに、「道路」整備事業はすすめられた。



経	名称
①	北口通り
②	北口駅前通り
③	妙蓮寺通り
④	漆台通り
⑤	大正通り
⑥	袖ノ木坂通り
△	さかしら坂
⑧	上谷津通り
⑨	下の坂通り
△	地藏坂
⑩	赤池通り
△	富坂
⑬	永川通り
⑭	天神坂通り
⑮	河岸道
⑯	水道々路
⑰	竹の下通り
⑱	半三池坂通り
⑲	とう火坂通り
⑳	大野前通り
㉑	長坂通り
㉒	坂下公民館通り
㉓	牛上山通り



経	名称
㉔	昭和通り
㉕	金泉寺通り
㉖	弥太郎通り
㉗	芝宮通り
㉘	正徳院通り
㉙	鎌谷街道
㉚	オリンピック通り
㉛	吹上通り
㉜	妙典寺坂通り
㉝	桶坂通り
㉞	市城通り
△	城山坂
㉟	吉美山通り
△	田城山坂
㊱	谷中川通り
㊲	中新田通り
△	滝坂
㊳	白子宿通り
㊴	大坂通り
㊵	牛房通り
△	天王様の坂
㊶	向山通り
㊷	越後山通り
㊸	西大和通り
△	くらやみ坂
㊹	浅久保通り
㊺	川越街道
㊻	農協通り
㊼	うけら庵通り
㊽	駅前通り
㊾	中通り
㊿	本田通り
㉑	本町通り
㉒	清水通り

図 6-40 道路と坂の愛称 (昭和58年3月現在)

4 都市基盤の整備

都市基盤整備元年

毎年三月には、翌年度の予算案を審議する市議会の定例会が開かれ、市長の施政方針が表明される。市制施行一〇周年を迎えた昭和五五年（一九八〇）三月の定例会の冒頭、柳下市長は「顧みると五四年は、市にとって都市基盤整備元年とも言うべき年でありました」と前年度の事業に言及した。「都市計画道路、駅通り車庫線及び広沢原清水線の計画決定、さらに事業認可、外かく環状道路の計画決定に伴う今後の取り組み、下水道事業の促進、地下鉄一三号線の建設の推進、新倉倉庫跡地の開発の具体化、キャンプ朝霞跡地の処理大綱の決定などがそれであります」と基盤整備のビッグプロジェクトが始動したことを報告した。

このことは、予算にも強く反映された。昭和五五年度一般会計の当初予算では、土木費は前年度の約二倍の二億八〇〇〇万円に急増し、予算全体の三〇パーセントを占め、目的別歳出のトップとなった。逆に、昭和四七年以降トップの座を占めていた教育費は、四位に急落した。その主因は、市制施行以来最重要課題であった学校建設などの「教育施設の充実」が一段落したためであった。かくして、それまで以上に「都市基盤整備」事業に財源を振りむけることができるようになった。市長の施政方針は、こうした事情を背景に、施策の優先順位の変更という画期的な結論点を表明したものであった。

ここでは、各種の基盤整備事業のなかでも和光市の将来の骨格となる「外環道路」及び「地下鉄問題」について記述することとし、「基地跡地の利用計画」に関しては、別に節を起すこととする。

「外環」道路

昭和四六年（一九七一）九月九日、和光市議会は「東京外かく環状道路市内通過反対決議」を行なった。その要旨は、「同道路が市内を通過することにより、市内は二分され、市民の融和を欠く。

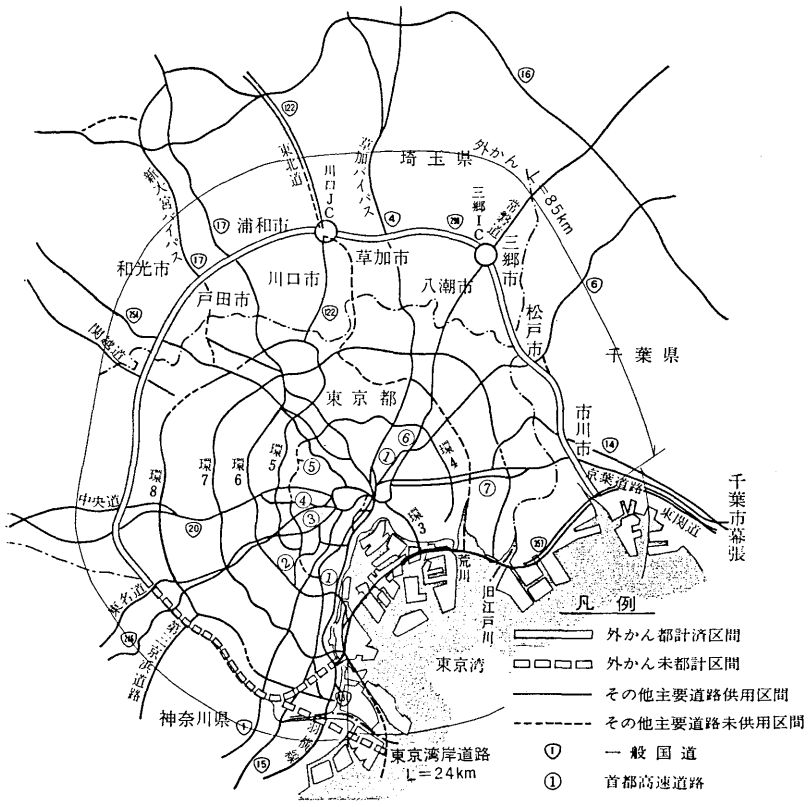


図 6-41 外環概要図 (建設省北首都国道工事事務所「埼玉県内のがいかん」)

また、騒音・排気ガスなどの公害が発生し、市民の生活環境を破壊する。将来の理想的な都市づくりにとって致命的な道路である」というものであった。

「外環」道路は、昭和四〇年（一九六五）の初めに建設省が計画したもので、一般道路と自動車専用道路を併設し、首都一五キロメートル圏を環状に囲み、千葉、埼玉、東京、神奈川の一都三県を通過する全長八五キロメートルの道路で、これと東京湾岸道路二・二キロメートルが接続して壮大な環状道路とするものであった。これは、東名高速、第一京浜、中央高速、関越自動車道等、首都圏の幹線道路がすべて東京中心の放

射線状ばかりで、外周部をつなぐ環状道路がないために、大部分の車が都内の環状七、八号線などにだれ込み、騒音や排気ガス公害を起していることから、これらの高速道路や一般国道と相互に接続させ、都心に起終点をもたない交通をバイパスさせる役割を担当させようとするものであった。

建設省では、昭和四十一年七月に東京都練馬区から東名道までの一八・二四キロメートルを都市計画決定したのを皮切りに、同四三年に埼玉県内の戸田市・三郷市間、同四四年に千葉県松戸市・市川市間の計画決定を行なってきた。

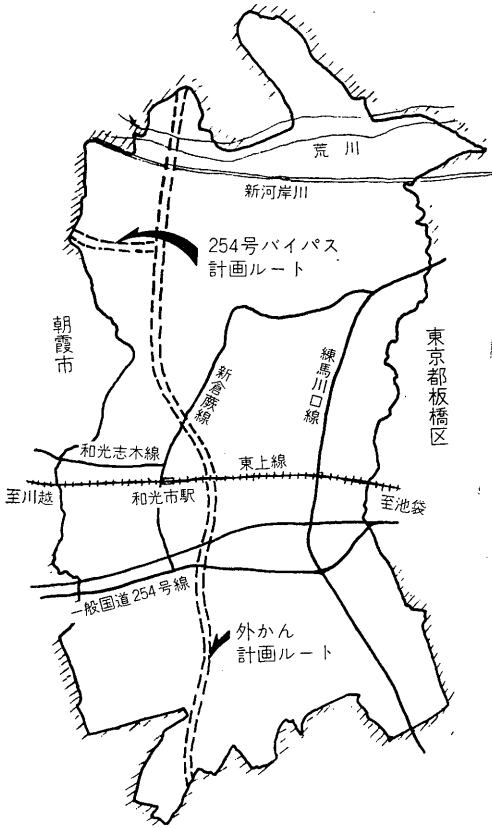


図 6-42 外環計画ルート

計画によれば、埼玉県内では三郷、八潮、草加、川口、浦和、戸田、和光の七市、三六・四キロメートルの路線が予定されているが、和光市の五・二キロメートル分は、主に市郊外を通過する他市の場合とは異なっており、市の中心である市役所わきを通過するという、いわば市を二分する形であったために、市の将来の発展計画の点からも大きな問題となった。冒頭の市議

会の通過反対決議は、そうした市民の不安を反映したものであった。

また、都心からわずか一五キロメートル圏という市街地連檐区域を通過する計画であるだけに、和光市以外の予定地域の沿線住民からも「環七の二の舞はごめんだ」と反対運動が起こった。昭和四二年、参議院で反対請願が、衆議院でも「計画の凍結、再検討」の請願が採択された。和光市議会の反対決議と前後して、昭和四六年六月に千葉県市川市議会、同七月に松戸市議会が「凍結・再検討」の請願を採択した（市川市議会は翌四七年に反対請願も採択）。千葉県議会でも同四八年九月に反対請願を採択した。埼玉県内では、和光市のほか、草加、八潮、浦和の各市議会が、それぞれ凍結の陳情を採択した。

こうした沿線住民、自治体の反対で、当時の金丸建設大臣も「地元が反対なら取り止めるべきだ」と発言したため、しばらくの間、具体的な進展はなかった。

しかし、埼玉県は「外環」道路下に荒川左岸流域下水道幹線を埋設させ、汚水を終末処理場に運ぶ計画であったことなどから、県議会は住民の凍結請願を否決した。建設省もまた、「外環」が「東京圏の死命を制する道路だから住民を説得してなるべく早く作りたい」という意向に変更はなかった。そこで、両者は協議をすすめ、高架式から掘割式に構造変更した新たな案を作成し、昭和四八年（一九七三）八月一七日に和光市に提示した。同案では路線の位置は変えず、騒音など交通公害の影響を環境面から緩和するために、掘割式（半地下）を採用し、一部地域にはフタをして地下式とする（但し新倉田んぼ付近は高架）ほか、二〇メートルの車道の両側にそれぞれ二〇メートルの緑地帯を設け、六〇メートルの道路幅とするという内容であった。

けれども同案をもとに、直ちに協議が再開されるという状況ではなかった。昭和四八年一月にはキャンプ朝霞の返還が、日米安保協議会で合意されたことで市政の関心は、地域の約八・三パーセントを占める基地跡地の利用問題に

向けられていた。その跡地利用をめぐることは、自衛隊、住宅公団、トラックターミナル等、政府・関係機関による「争奪戦」が開始され、「外環」もまた跡地内の通過を予定していたために、問題はより複雑化した。

跡地利用の「地元優先」をすすめたい市と県の間でも、「外環」の取り扱いがネックとなり、県の当初の跡地利用計画案では、和光市の決議を尊重し、これを除いたものを作成した。しかし、大蔵省の跡地利用の「三分割・有償払い下げ」方針が原則的に不可避の状態になるとともに、現実的な対応を迫られることとなった。国・地元自治体・保留地と、跡地を三分割するためには、「外環」問題の決着を図らなければならなかった。すなわち、保留地を決めるためには、国・地元それぞれの利用区域を明確にする必要があり、国と地元の利用に区分するためには、国の区域「外環を明確にしなければならなかった。つまり、「外環」は三分割のキーポイントであり、同時に、跡地進出を狙う国レベルの計画をチェックする役割を担っていた。このためか、当初予定された住宅団地やトラックターミナル等の国の計画は消滅した。

他方、「外環」が計画された当初、これを組みこんで計画された市の表玄関となる丸山台土地区画整理事業も、昭和四五年（一九七〇）四月の事業決定以降、道路問題に阻まれ、五年余りタナざらしとなっていた。「外環」問題の停滞が、市の都市基盤整備を遅らせるという状況を早すままでになってきていた。

こうしたことから、柳下市長は昭和五十一年（一九七六）一月二二日の市議会全員協議会の席上、「外かん問題は、国と県の重要施策であるからには、当市としては避けて通ることはできない問題である」との「現状認識」に立って、「市民生活に悪影響がないよう十分関係機関とも協議しながらすすめたい」との意思を表明した。市議会も昭和五二年（一九七七）七月一八日に、「反対決議に盛り込まれている諸条件を解消した場合は、東京外かく環状道路の市内通過もまた止むを得ない」とする意見書を一一対九で可決した。

東京外かく環状道路市内通過反対決議

東京外かく環状道路が市内を通過することにより、当市は、完全に二分され、市民の融和を欠くと同時に、騒音、排気ガス等の公害も道路沿いだけでなく広範囲に被害を与え、市民の生活環境を破壊することは明白である。

したがって、将来の理想的な都市づくりにとっては、致命的な道路であるため、われわれは、市民の期待に応えるべき議会人としての責任と使命を自覚し、もって理想の都市づくりと市民の福祉増進のために、東京外かく環状道路市内通過反対をここに決議する。

昭和四十六年九月九日

和光市議会

これを契機に「外かんは避けて通れない」と、昭和五二年十一月には、市議会議員の有志による「外かん問題研究会」（会長浅野輝蔵）が結成され、環状道路モデル地区の視察等が行なわれた。また、市議会も全議員による「交通問題協議会」（会長柳下満）を昭和五三年十一月一七日に設置し、交通騒音問題や既設地の視察など、

東京外かく環状道路市内通過に関する意見書

東京外かく環状道路が市内を通過することにより、当市は完全に二分され、市民の融和を欠くと同時に、騒音、排気ガス等の公害も道路沿いだけでなく、広範囲に被害を与え、市民の生活環境を破壊することは明白である。との理由で反対決議を行い今日に至っている。

しかしながら、現状における道路通過問題により、和光市の都市計画事業の一部に支障を来している現状にかんがみ、われわれは市民の期待に応えるべく、議会人としての責任と使命を自覚し、もって理想の都市づくりと市民の福祉増進のために、上記の反対決議に盛り込まれている諸条件を解消した場合は、東京外かく環状道路の市内通過もまたやむを得ないものと考えらる。

よって、市長は市議会の意向を十分尊重し、関係機関と強い折衝をすべきである。

以上、地方自治法第九九条第二項の規定に基づき、意見書を提出する。

昭和五二年七月一八日

和光市議会

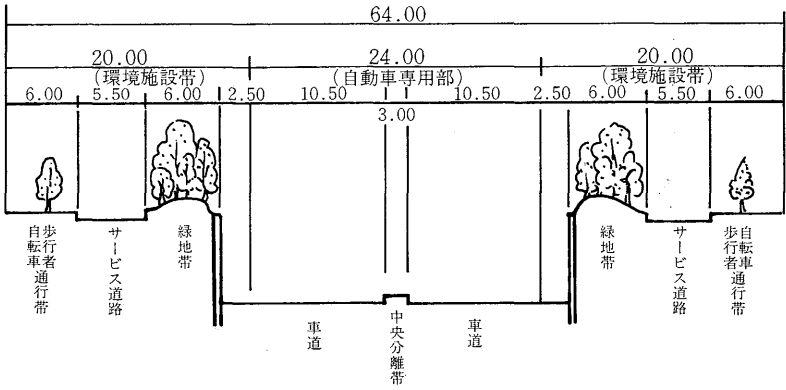


図 6-43 和光地区丘陵地帯

「外環」問題への積極的な取りくみが始まった。

同年二月二五日、建設省の関東地方建設局北首都国道工事事務所は、航空写真による平面図をもとに、和光市分の五・二キロメートル、道路幅六四メートルの青写真を市議会に示した。それによれば、市街化区域は半地下式（西大和団地横はフタをする）で、新倉たんぼ方面の調整区域は高架とし、「外環」への進入口は、国道二五四号線沿いの本田技術研究所付近と、新倉たんぼの二か所となっていた。

こうした市議会の動向を背景に、和光市では都市計画決定をめざして、昭和五四年（一九七九）三月二三、二四の両日にわたって市内四か所の会場で地元説明会を開催した。市側は「外環」の役割について、①交通混雑の緩和を図る ②広い道路敷で放水路、下水道、電気・電話ケーブルの埋設、歩道、自転車道を設けるので生活に密着した利用ができる ③救急・避難、消防活動に利用され、地域の安全性を大幅に改善する等を説明された。これに対し住民側からは、地域が分断されることや、騒音、排気ガス等の公害対策上からも全面的なフタかけを要望する意見が強く出された。

和光市都市計画審議会は同月三一日に、フタをかける旨の意見を付して原案を決定した。都市計画決定手続きに則して、昭和五四年一二月一

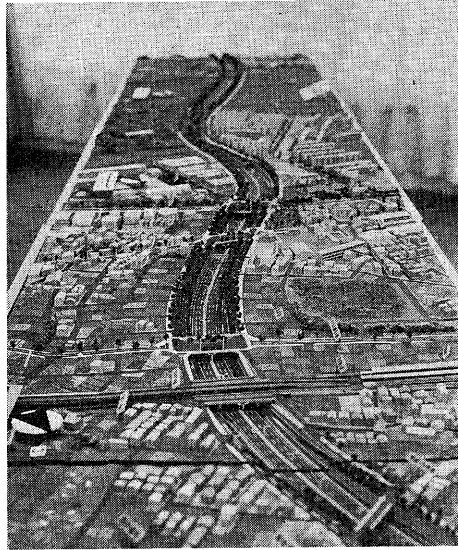


写真 6-38 外環模型

五日から二八日まで、都市計画案の縦覧が行なわれた。これには、一七九名の縦覧者のほか、一〇七件（八二五通、三三八五名）の意見書が提出された。その内容は主に環境問題、地域問題対策として、全面的にフタかけを求める意見が圧倒的であった。市議会も市街化区域は全面的にフタかけをし、良好な生活環境の保全に努めるようにとする意見書を一二月二〇日に可決し、国、県等の関係機関に提出した。

埼玉県都市計画地方審議会は、昭和五五年二月二六日に、原案どおり可決し、三月一日に告示した。昭和五六年四月には、それまで一般国道二九八号線として戸田市を起点に市川市までの路線であったものが、和光市まで延伸する旨告示された。昭和五七年（一九八二）四月二二日に建設大臣は「工事開始」を告示、さらに五月一日には道路予定地内の私権を制限する「道路の区域の決定」が行なわれた。かくして本格的な建設が着工される運びとなった。

幻の地下鉄六号線

幻の地下鉄六号線とは、都心への輸送力の増強と東武東上線の混雑緩和をめざして、大和町・志村（高島平）間、志村・泉岳寺間、泉岳寺・桐ヶ谷間の計三〇・五キロメートルを東武、都営、東急の三者でそれぞれ建設し、相互乗り入れを計画したものの、東武鉄道側の路線免許返上でその担当区間の大和町・高島平間四・八キロメートルの建設が見送られ、大和町から現都営地下鉄三田線への東上線の乗り入れ計画が

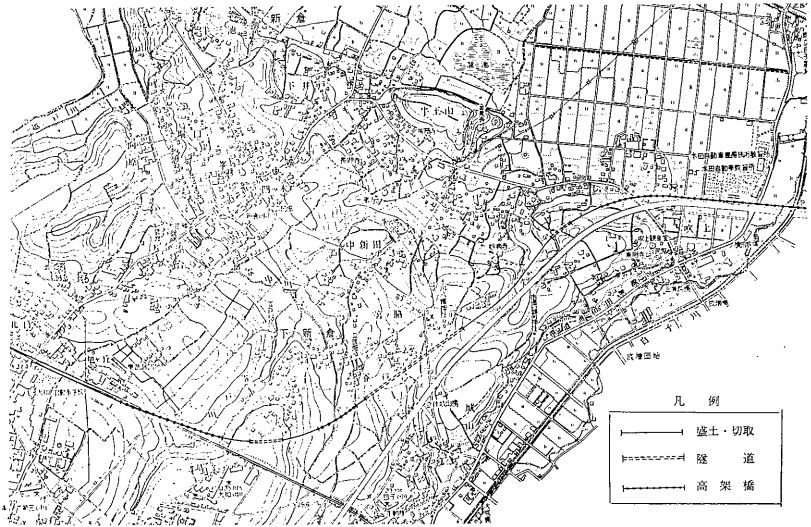


図 6-44 地下鉄 6 号線計画路線図

幻に終わった高速地下六号線のことである。

地下鉄六号線の免許は、昭和三九年（一九六四）一月一日に運輸大臣から交付された。それによれば、東武鉄道が建設を担当する高島平・大和町駅間四・八キロメートルのコースは、図 6-44 のように、本田自動車教習所付近（吹上観音駅）から県道の北側を並行して下新倉永川神社近く（新倉駅）を通り、大和中学校方面に向かい東上線と合流するといふもので、地形上から当該区間の大半は地上を走るとされていた。また当初には昭和四四年（一九六九）に開通を予定していた。

このように六号線では町内に新駅二つが予定され、しかもその地域がそれまで、町内では交通の便が良好とはいえなかったことから、新線の建設が町発展の大きなインパクトになると歓迎された。運輸大臣の免許交付からわずか二か月後の昭和四〇年（一九六五）二月六日には、町、議会、各種団体による「六号線建設促進協議会」が結成され、用地買収等の問題にも側面から協力することとした。

東武鉄道側は昭和四一年春に新倉の地区で現地説明会を開

催し、翌四二年から用地買収に入った。昭和四四年には該当する地主約七〇名のうち三人を残すだけとなり、予定地の約九〇パーセントまで買収がすすんだ。

この間の昭和四三年九月に、東急電鉄(株)は路線免許を取り下げたが、東京都は昭和四二年に工事に着工し、同四三年一月二七日には高島平・巣鴨間の一〇・四キロメートルが開通し、都営地下鉄三田線として営業を開始した。また、同四七年六月三〇日には巣鴨・日比谷間が、同四八年一月には三田までの全線二一キロメートルが開通した。

けれども、東武鉄道(株)の建設担当区間では、一向に工事が始まる気配はなかった。東武側は「土地問題が解決しない限り着工しないが、都営の大手町開通に合わせて完成させたい」、「(用地買収で)どうしても折り合いがつかない場合、強制収用法をかけることも考えています」と、昭和四四年の時点では、用地買収の難航を遅れの理由に挙げていた。しかし、「強制収用」という法的手段に訴えることもなく、六号線建設のために作られた東武鉄道(株)の境界クイは野ざらしのままになっていた。運輸大臣に対しては、免許取得後、昭和四一年一月一七日まで、昭和四五年一月一五日まで、昭和四八年三月まで、と延期の申請を重ねていた。

都営地下鉄部分の路線が完成し営業を開始しても、東武鉄道(株)は依然として工事着工を見送っている、という、地下鉄乗り入れ赤信号ともいふべき事態に至り、和光市議会は昭和四六年(一九七一)九月に交通対策特別委員会(委員長富岡喜市)を設置した。そして、一月月の定例会では、このままでは市内乗り入れを主軸とした総合的な町づくり計画が壊されると「高速地下六号線市内乗り入れ早期実現についての決議」を満場一致で採択し、運輸大臣をはじめ関係機関に送付した。

この決議に先立つ二月一日には、市、議会、自治会連合会の三者によって「和光市地下六号線早期実現実行委員会」(会長柳下潔)が結成され、市民総ぐるみの署名運動に取りくんだ。翌昭和四七年一月二五日には、一万七七四

一名の署名を添えて、運輸大臣に既定方針どおり地下六号線の早期実現を推進するよう要請した。

一方、東武鉄道の根津嘉一郎社長は一月二〇日に埼玉県庁を訪れ、「和光市の了解が得られるなら路線認可を取り下げたいので、ぜひ幹旋^{あつせん}の労を取ってほしい」と栗原浩埼玉県知事に協力を要請した。東武側のこうした六号線免許返上の主因は、「地下鉄八号線が池袋・成増まで新設されると利用者が同線に流れ、六号線の価値が薄れる」という、

いわば「採算がとれない」ことによるとされた。

結局、三月一日に出される都市交通審議会の運輸大臣への高速鉄道網整備の答申を待たず、路線免許取り消しを前提に、市側は栗原知事の幹旋を受け入れ、東武鉄道(株)に六号線用地買収時の価格に金利を加算した額を払えば東武鉄道(株)は旧地主に土地を返す、という買収用地の買い戻しに関する覚え書きを二月二三日にとり交わした。東武鉄道(株)の買収用地は約五万平方メートル、買収総額一億円、旧地主は六八名であった。

なお、この買い戻し問題では、当初「契約違反の東武に利子は払えぬ」等の旧地主側の反発もあったが、「六号線買収地主被害者同盟」(会長山田安居郎)と東武鉄道(株)との間で金利軽減等の交渉がまと



写真 6-39 運輸省へ陳情

地下6号線和光市乗り入れ について経過報告

地下6号線和光市乗り入れ建設促進については、市、議会、自治会連合会が「地下6号線早期実現実行委員会」を設置し、市民のみなさんにご協力を働き、広く市民運動を展開して、関係機関に陳情をおこない早期実現に努力してまいりました。

しかし、事業主体である東武鉄道が和光市乗り入れをついに断念するにいたり、都市交通審議会において路線変更が決定されました。

市民運動を展開する中で、このような決定がなされたことは本市としては誠に残念ですが、一方、地下鉄13号線が和光市に乗り入れられることになりました。このことは、市民一体となっておこなった早期実現運動の成果と考えられます。

この路線は、池袋から板橋区向原を経て西武池袋線の練馬駅までを8号線といい、向原から成増を経て和光市に乗り入れられる路線が13号線とされています。

以上の経過のとおりですが、皆様方の格段のご支援ご協力に深く感謝申し上げます。

なお、今後共新たな運動を推進してまいりたいと思いますので、一層ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

昭和47年3月1日

和光市地下6号線早期実現実行委員会

(「広報わこう」昭和47.3.1号折込のチラシ)

まり、昭和四八年(一九七三)四月一日に覚え書きが交わされて結着の運びとなった。

昭和四七年(一九七二)三月一日に、運輸大臣の諮問機関である都市交通審議会は「東京を中心とする高速鉄道網の整備計画の再検討について」答申した。ここでは、六号線の高島平から和光市への路線は消え、高島平から戸田市、浦和市、さらには大宮市へとルートが変更されていた。東武鉄道側の路線免許の返上を追認したものとなっていた。

同日付で、和光市地下六号線早期実現実行委員会は、「地下六号線和光市乗り入れについての経過報告」と題するビラを、市内全戸に配布した。ここでは、事業主体の東武鉄道側が六号線の和光市乗り入れを断念し、都市交通審議会も路線変更を決定したことを知らせるとともに、新たに地下鉄一三号線の和光市乗り入れが決まったことを、「市民一体となっておこなった早期実現運動の成果」であると報告した。

かくして六号線は幻に終わった。他方、八号線に連関して一三号線の和光市への乗り入れが決まったことで、市民

の「足」の問題は一三号線の路線問題に移行することとなった。

有楽町線の建設

東武鉄道側に六号線による都心への乗り入れ計画を断念させた八号線は、飽和状態に達している地下鉄丸の内線のバイパスとして計画された。昭和四三年（一九六八）一〇月に、運輸大臣から帝都高速度交通営団に路線免許が交付されたが、それは、明石町・永田町・飯田橋・池袋・成増の間の二〇・七キロメートルであった。このように、八号線の路線は成増までであり、当初の計画では大和町までの乗り入れは予定されていないかった。

ところが、在日米軍の縮小と基地の返還が報じられると、営団は大和町内の中央工業跡の米軍新倉庫に着目し、昭和四四年（一九六九）一月に、敷地の一部、約一三万平方メートルを八号線の車庫として使用したいと申し入れた。これに対して、町当局は「駅を二、三か所設置すること」を条件に、営団に協力する旨を返答した。

営団のこうした車庫建設の動きに対応して、西大和団地の住民を中心に「地下鉄八号線の延長を図り、町内二か所に新駅を設けるよう町当局は積極的な働きかけをしてほしい」という請願（代表高島のおぶ）が、昭和四四年六月に町議会に提出された。これは、川越街道の地下に造られる成増駅から新倉倉庫跡の車庫までの路線として、①白子から折れて東上線に沿ってすすむ高架式 ②旧川越街道下を走る地下式、の両案が想定されているが、市の南側の川越街道バイパス下に路線を敷き、国立埼玉病院付近と大和町消防署付近の二か所に駅を新設してほしい、というものであった。しかし、旧川越街道コースを推す町の意に添わないとして、昭和四四年一二月の町議会の定例会では不採択となった。一方、建設をすすめる営団側は、工事費や車庫用地の利用度の点から東上線に沿う高架式を予定していた。

昭和四五年（一九七〇）四月一〇日、営団の市村益夫建設本部長らが来町し、電車車庫の建設を申し入れるとともに、大和町へは車庫用の引き込み線として東上線に沿って入るだけで客扱いせず、新駅の設置もしない旨を明らかに

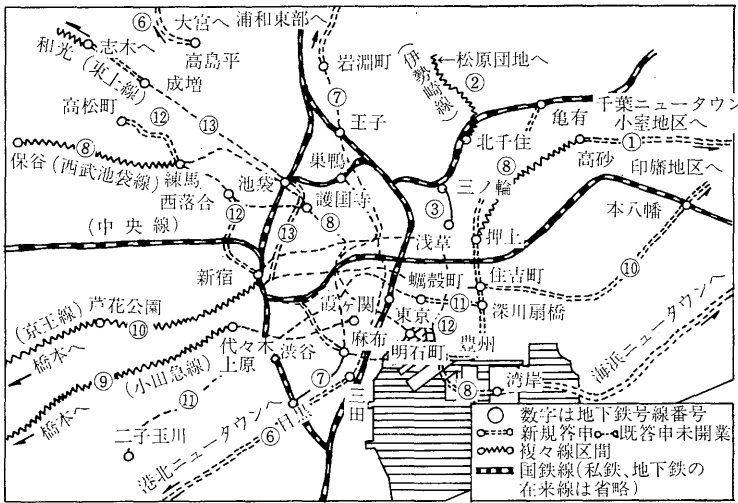


図 6-45 都市交通審議会答申の主要幹線網の整備案

<p>中間答申(43年4月10日) 旧路線 </p> <p>6号線 桐ヶ谷方面から五反田、三田、日比谷、春日町、巣鴨及び板橋の各方面を経て大和町方面に至る路線</p> <p>8号線 成増及び練馬の各方面から向原及び池袋の各方面を經由し、また中村橋方面から目白方面を經由し護国寺、飯田橋、市ヶ谷、永田町、有楽町及び銀座の各方面を経て明石町方面に至る路線</p>	<p>本答申(47年3月1日) 新路線 </p> <p>(ゴシックはすでに開業の区間)</p> <p>6号線(港北ニュータウン(横浜)) : 清正公前(品川) — 三田 — 日比谷 — 春日町 — 巣鴨 — 高島平 — 戸田市西部 — 浦和市西部 : 【大宮市西部】</p> <p>13号線 東上線志木 — 和光市 — 成増 — 向原 — 池袋 — 東池袋 — 目白 — 諏訪町 — 西大久保 — 新宿 (志木 — 和光市は東上線の複々線化) 県は将来、川越まで延長を希望</p>
--	---

した。これに対し、「町の要求する条件が受け入れられなければ現状では車庫建設に反対する」ことを町当局は表明した。その条件とは、車庫線ではなく客扱い路線として建設することをはじめ、踏切の高架等周辺関連道路の整備、電車車庫を地下式とし、その上部を公共用地として無償譲渡すること等、七項目からなっていた。

このような地下鉄八号線の車庫建設問題が浮上する一方で、前述のように、六号線問題が紛糾した。新線建設

を見送りたい東武鉄道側に対して、和光市側は市を挙げて早期着工をもとめて強力な運動を展開した。しかし、都市交通審議会の答申は、市民の六号線乗り入れの期待を幻のものとした。

昭和六〇年を目標とした東京の地下鉄と、これに相互乗り入れする周辺五〇キロメートル圏の郊外電車の鉄道網の整備・増強基本計画をまとめた都市交通審議会の答申では、図6-45のように、六号線、八号線について大幅に路線変更を行なった。六号線は和光市への乗り入れを止め、高島平から戸田、浦和、さらには大宮方面へと変更した。八号線に関しては、成増から和光市まで延伸して東上線と相互乗り入れを行なうこととし、和光市と志木間は復々線化するほか、それまでは成増と練馬方面から発した路線が向原で合流し、池袋を通過して永田町・有楽町へ行くこととなっていたものを、同線を整理して八号線と一三号線とに分離し、枝分かれ部分の向原・和光市間を独立、延長する形で一三号線と名称変更し、池袋から新宿・渋谷方面へ向かう路線に大幅変更した。

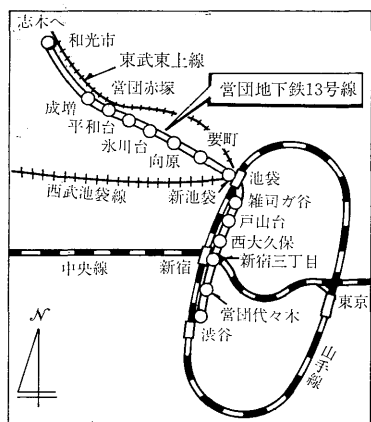


図 6-46 地下鉄13号予定路線略図

昭和五〇年（一九七五）一〇月、帝都高速度交通営団は、和光市と渋谷を結ぶ二〇・二キロメートルの「地下鉄一三号線」の建設認可申請を運輸省に提出した。それによると、一三号線は東上線と和光市駅から成増駅まで同線に隣接して建設され、成増・池袋間は川越街道沿いに、池袋・渋谷間は明治通りの地下を走るとされた。また、駅とコースは、和光市―成増―営団赤塚―平和台―水川台―向原―要町―新池袋―雑司が谷―戸山台―西大久保―新宿三丁目―営団代々木―渋谷となっていた。工事は昭和五一年度に着工し、昭和五六年度中には和光市・新池袋間を開業し、昭和五九年度までに全線開業するという計画であった。

昭和五十一年（一九七六）八月五日、運輸審議会は地下鉄一三号線の営団成増・和光市間、二・二キロメートルの鉄道営業を適当と認め、同八月一日に運輸大臣から帝都高速度交通営団に事業免許が交付された。翌五十二年四月二〇日、営団は工事認可申請を行なうとともに、和光市側と懸案事項の具体的交渉に入った。

昭和五十三年（一九七八）二月二三日には、営団側が新倉倉庫跡地に車庫線を建設する旨を表明した際の、当時の大和町側の要求した建設受け入れのための七条件について、別掲の「営団地下鉄一三号線の和光市乗り入れならびに車庫設置について」を明らかにした。ここでは、白子地区住民の期待に反して、白子地区に新駅の設置が困難なことが記されていた。

昭和五十三年七月一日には、一三号線の工事が認可された。これに前後して、営団による地元説明会が開催された。七月八日に開かれ白子地区での説明会では、「白子に駅をぜひ作ってほしい」旨の要望が住民から出されたが、営団側は「数十億の費用がかかる上、走っている東上線を動かさねばならない」ことなどを理由に、設置が難かしいと回答した。

ところで、和光市も一三号線の和光市駅への乗り入れに合わせて、駅前周辺の踏切、区画整理を含めた整備計画に着手した。その中でも、和光市駅の踏切の立体交差化が大きな課題であった。県道と交差するために、朝夕のラッシュ時には「開かずの踏切」となって交通渋滞に拍車を加えていた。

この解消策として立体交差化を図り、高さ四・五メートルの地下道をつくるとしたが、地元商店への影響を最小限に食い止める方策として東上線の軌道を一・八五メートル上げ（実質的には一メートル上がったことになる）、現在の道路は三・五メートル掘り下げる、という県案がまとめられた。昭和五十三年七月一〇日には、地権者や権利者三五人に対し説明会が開催された。しかし、この案は地元商店側の反発にあって測量開始までに至らず、しばらくの間進

営団地下鉄13号線の和光市乗り入れならびに車庫設置について

項 目	考 考	え 方
1、和光市内に客扱いの駅を白子地区及び和光市駅に設置すること。	和光市駅は、客扱いの駅といたします。白子地区は、現状の地形その他が複雑で駅設置は極めて困難と考えております。	
2、市で指定する位置に道路用地を提供、道路として完全に整備するとともに東上線の上を高架とし、県道和光・志木線に接続すること。	営団が道路を建設することはできませんが、貴市が都市計画施設として電車協道路を建設するのであれば、その時点でご協議いたします。	
3、交通渋滞防止のため、現踏切を高架とし車庫に進入すること。	県道の交差については、立体交差の方式について現在、県・東武鉄道と協議しておりますが、貴市におかれましても格別なるご協力をお願いいたします。	
4、歩行者安全のため、現踏切に地下道を設置すること。	市道については、立体交差の方式について現在東武鉄道と協議しておりますが、貴市におかれましても格別なるご協力をお願いいたします。	
5、約一〇、〇〇〇坪は半地下式車庫として上部を整地し、周囲に柵をし市に使用の権利を無償で譲渡すること。市では総合運動場等公共用地として利用する。	車庫用地の使用の権利を無償で譲渡することはできません。しかし、周辺住民に対する環境的影響を極力少なくするため、植樹による環境保全は積極的に行います。	
6、公害防止に万全を期すること。	公害防止については、最新の技術を導入し、万全を期します。	
7、その他、市で必要とする行政に協力すること。	営団では数多くの制約がありますが、可能な範囲でご協力いたします。	
8、地下鉄一三号線の工事に先行して和光市駅の北側に改札口を設置すること。	現在の和光市駅は、東武鉄道だけの営業駅ですので、営団がこの問題にお答えすることはできません。しかし、将来の和光市駅は橋上駅舎となり、北側、南側どちらからも利用できます。	
9、白子地区に歩行者専用道を設置すること。	東武在来線との交差工事を伴いますので、工事方法、費用負担等について貴市及び東武鉄道と引続き、ご協議いたします。	



展をみなかった。

そこで踏切閉鎖という最悪の事態を避けるため、市側は地下道の高さをメートルに引き下げる譲歩案を作成し、地元提示したところ、今度は踏切北側の住民の反発にあった。「現在運行中の東武バス（西大和団地・吹上観音間）

が走れなくなる」、「市役所へ行くのにも不便になる」として、昭和五五年一月二〇日に、市案の撤回を求めた陳情書（代表富岡俊男）が市長宛に提出された。市議会の交通対策特別委員会（委員長桜井作治）も、その前月の昭和五四年一月一三日に、市長に対し「和光市駅踏切は基本的には三メートルアンダーの構造では反対である」旨を表明していた。その後、交渉がすすめられた結果、北側住民側の

① 将来に備えて軌道下を四・五メートルアンダーとして道路形態を作り、し
かる後に市案の踏切を施工すること

② バスの発着については、駅北側改札口の至近な場所に設けること（東武用地内）

③ 踏切工事は一六メートル道路（迂回路として）の完成後に着工すること
の要望を市側が受け入れることで立体交差化の問題は結着することとなった。

かくして踏切の立体化工事がすすめられ、昭和六〇年（一九八五）八月五日に開通となった。

こうした駅前踏切の立体交差化問題とは別に、車庫建設予定地の隣接住民からは、騒音や振動を懸念する声が出てきた。営団の計画では、車庫は一二万九〇〇〇平方メートルの敷地に、一〇両編成四三本、計四三〇両を収容し、車

両の修繕と洗浄、車輪の矯正を行なうというものであった。

昭和五四年六月初旬から中旬にかけて、地元四町内会と住民約二〇〇人に対して営団は説明会を行なった。席上、住宅地との最短距離は約一三メートル、用地の地盤が高いため、車庫は住宅地より約七メートル高くなること等、計

画図面を明らかにしたところ、住民からは「こんな大規模計画を今秋にも着手しようというのに、いままでも何の話もなかったのは納得できない」、「あまりにも住宅と接近しすぎ、早朝から深夜まで電車を動かされるでは生活できない」、「住宅との境界に幅五〇メートル以上の緑地帯を設けてほしい」などの苦情や意見が出された。

車庫周辺住民は、「住宅接近の車庫は騒音・振動公害など市民生活に重大な影響を及ぼす」として「住みよい環境と緑を守る会」（佐藤裕能対策本部長）を結成し、七月八日には住民一五〇人が初総会を開き、計画の再検討を求めた。

両者の交渉が度々もたれ、営団側は翌五五年一月に、①車庫用線路を四本減らし、収容台数を三九本三九〇両とする ②グリーンベルト部分を増やす ③車両調整を行なう転削盤庫を住宅地から一五〇メートル離すなどの修正案を提示した。そして、「一部の反対はあるが、これ以上着工を遅らせるのは無理」として、四月七日に五七年秋の開業をめざして工事を開始した。

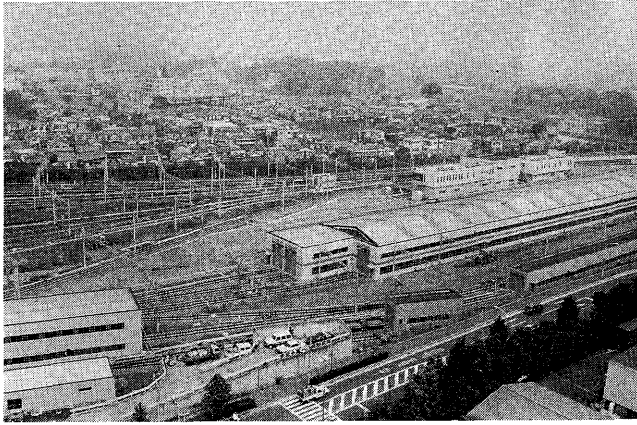


写真 6-40 工事が進む有楽町線と光車庫

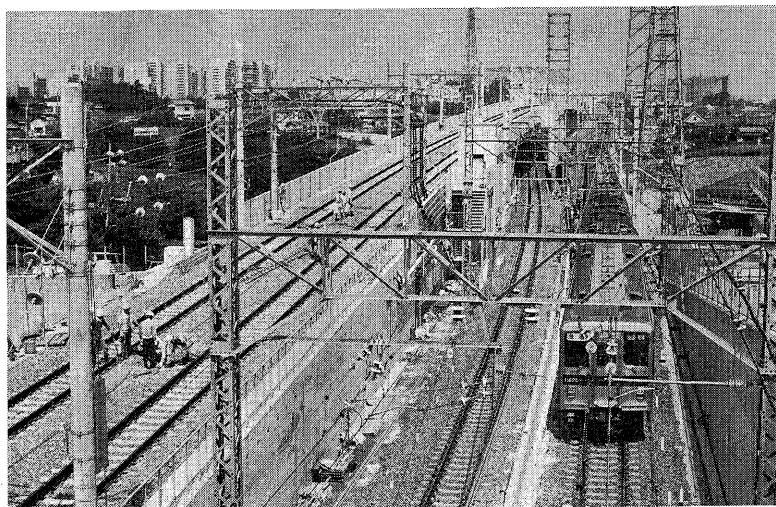
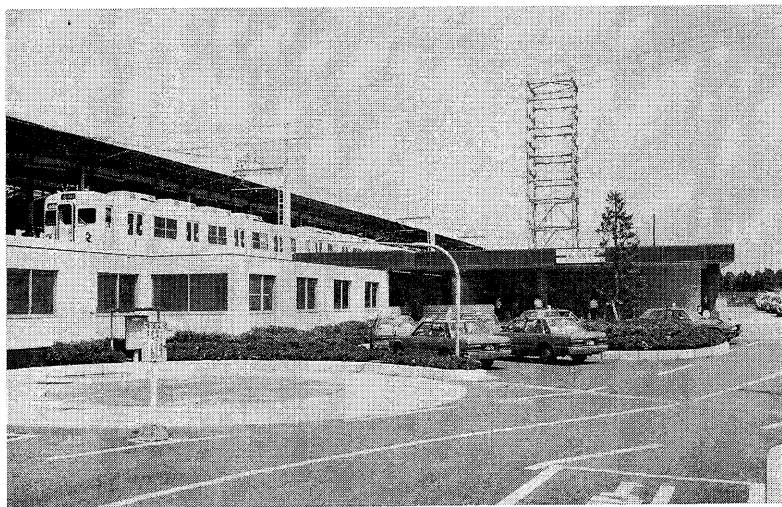


写真 6-41 改装なった和光市駅（上）と乗り入れ工事が進む和光市駅方面

昭和四九年（一九七四）一〇月に池袋・銀座一丁目間一〇・九キロメートルが開業した地下鉄有楽町線は、昭和五八年（一九八三）六月二四日には池袋・営団成増間が開通した（銀座一丁目・新富町間は昭和五五年三月開通）。用地買収の難航等で当初の開通予定よりも遅れたものの、和光市駅の改築、ホームの増設、線路の敷設も着々と行なわれ和光市・営団成増間は昭和六二年（一九八七）八月二五日乗入れ開始をめざして架線や線路の敷設工事が進められた。そして、東武鉄道側と、帝都高速度交通営団とのこれまでの協議では、当初志木駅までの相互乗り入れを予定していたが、沿線住民の利便性を配慮し、川越市駅まで区間延長をするほか、相互乗り入れの運転本数については、朝夕のラッシュ時が一時間あたり上下それぞれ五本、平日の昼間と休日は四本とすることが合意された。

5 行 財 政

重点施策とし 市政の基本方針や重点施策として、「行財政」関係の項目が具体的に登場したのは、いわゆるオイルショックの冷めやらぬ昭和五〇年度からのことである。市制施行時からそれまでの間は、既述のように「教育施設の充実」、「福祉行政の振興」、「都市基盤整備」等が重点施策とされていた。

昭和五〇年度の予算編成では、国内経済のインフレの進行に伴う物価の高騰や国の総需要抑制策を背景に、「効率的な財政運営」を基本方針に掲げた。これを皮切りに、翌五一年度は「経常経費の節減」を、五二年度には、行政も含めた「行財政体制の整備」を掲げて主要施策となり、以降、「行財政の運営」や「行財政の近代化」等のスローガンで、市政の重点施策として取り込まれてきた。そして、具体的には、「行財政の計画化」（昭和五二年度）、「広報活動の充実、基本構想の策定」（同五三年度）、「職員研修・総合調整」（同五四年度）、「経営の合理化」（同五五年度）、「自主財源の確保」（同五七年度）、「経常経費の節減」（同五八年度）、「健全財政の維持」（同五九年度）、「簡素・効

率化」(同六〇年度)等、広範な課題を設定し、積極的に対処してきた。

ところで、本市ではこうした行財政体制の整備の問題については、すでに市制施行以前から多量かつ多様な行政需要に対処すべく、都市行政の推進体制の確立に向けて、着々とその準備がすすめられていた。したがって、オイルショックに伴う財政危機は、改めて市政の動向に住民の関心をふりむける契機となるとともに、それだけ、施策の優先順位の変更をめぐっては、活発な論議を喚起することとなった。そこで、本項では、広範な行財政の課題の中から、都市行政の推進体制の基本となる行政組織、人事管理及び財政状況について、市制施行以降の推移をみることにする。

行政機構の整備

市制施行に伴って行政権能が大幅に増加するのが、福祉行政部門である。町村段階では任意設置とされる福祉事務所が、市では必置の機関とされ、それまで当該事務を処理していた県から権限が委譲されて自ら担任・処理することになる。

和光市では、市制施行にあわせて昭和四五年一〇月三十一日に一六名の職員を配した福祉事務所を発足させ、それまで埼玉県の北足立郡福祉事務所が処理していた事務を引き継いだ。また、福祉事務所の発足に伴い、福祉課を廃止するとともに、福祉課所管の年金関係の事務については保険年金課を新たに設置し、処理することとした。

一方、総務部門では、それよりも半年余り早く、昭和四五年四月一日に市制の施行にそなえて企画課及び職員課の二課を設置した。人口増に伴う大量かつ多様な行政需要に対処する各種施策の総合調整をすすめ、計画的な町づくりを推進するとともに、その担い手となる職員の資質の向上を図り研修や配置、それに福利、厚生等の人事管理の体制を整えるもので、これによって、市制の施行を契機に、都市行政の推進体制の整備をすすめようとするものであった。

かくして、昭和四五年一〇月三十一日、新生の和光市は、図6-47のような行政機構でスタートした。

それからわずか一年足らず後の昭和四六年（一九七二）一〇月一日には、事務処理の迅速化や行政サービスの向上を図るため、従来の課制を改め、総務、民生経済、建設、水道の四部からなる部制を採用し、大幅に機構を改革した。

新設の総務部は、人事、企画財政、庶務、税務、市民、市民安全の六課から構成された。このうち、企画財政課は従前の企画課と総務課の管財係とを統合したもので、限られた予算内で最適な行政運営が行なえるよう、科学的かつ長期的展望から予算の裏付けを持った具体的施策の年次別実行計画を立案し、トップの意思決定のための材料を提供する役割が期待された。いわゆるスタッフ部門の強化である。

また、事業の実施にあたるライン部門では、都市建設関係の部門の拡充に力点が置かれた。建設部関係では、それまでの土木課、都市計画課の二課体制に替えて、監理課、土木課、都市建設課、丸山台土地区画整理事務所、検査室の三課一所一室体制に拡充した。さらに、水道課を水道部に昇格させ、市長を管理者とし、業務課、施設課の二課を置いた。

民生経済部関係では、すでに市制施行時に福祉事務所が設置されるなど、一応の体制が整っていることから、衛生課、保険年金課のほか、産業課を母体とする経済課と併せた三課一所の体制とした。

このように、昭和四六年一〇月の初の部制の採用は、市制施行を契機とする本格的な都市建設に向けて、その実施体制の拡充、強化を図るものであった。

四部制が敷かれてから二年後の昭和四八年（一九七三）八月には、新たに環境部が加わり、総務、市民、環境、建設、水道の五部制となった。これは当時の社会的・経済的情况を反映したもので、大気汚染、騒音、水質汚濁などわ

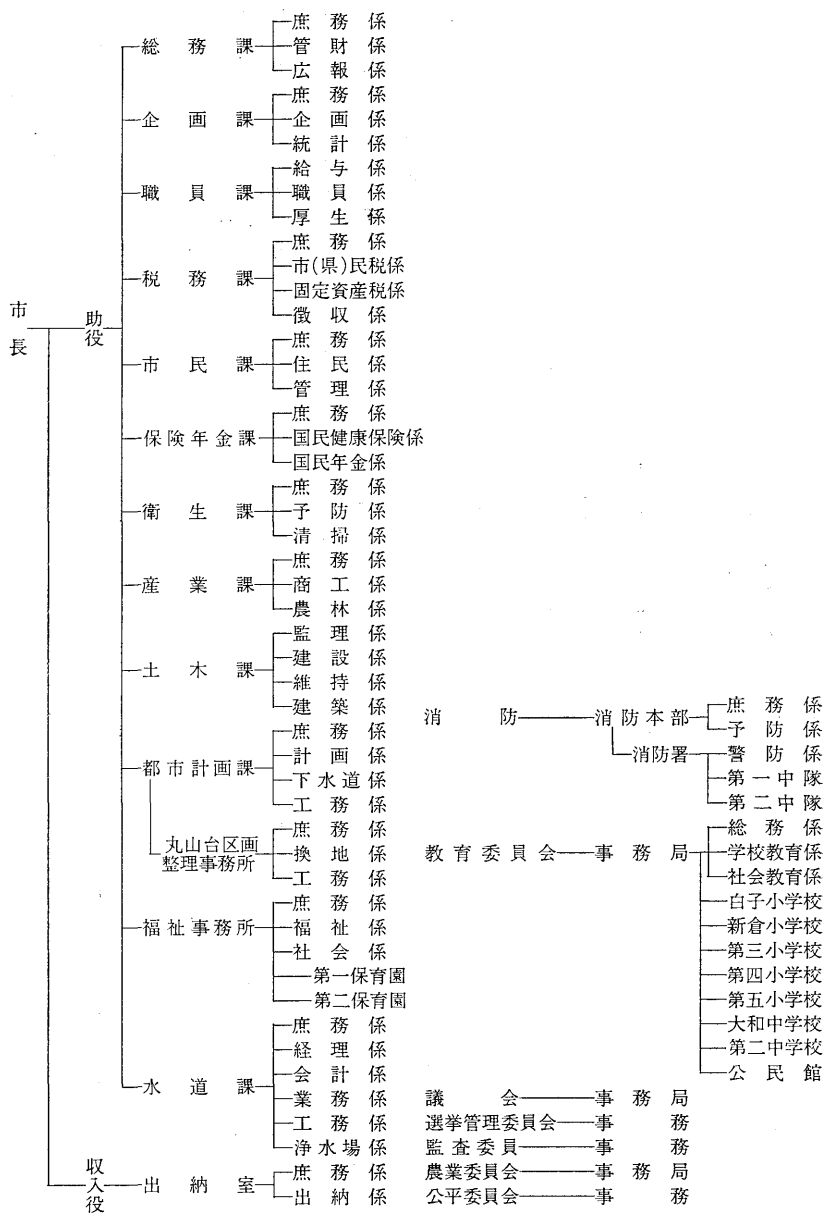


図 6-47 行政機構図 (昭和45年10月31日)

が国の高度経済成長に伴う公害問題の深刻化に対し、住民の生活環境を守り、公害の防止、抑制を図ることが自治体の重要な役割として期待され、「ひずみ」の是正が緊急かつ具体的な課題となったことに対処するためであった。新設の環境部には、調整課、交通安全課、環境保全課、清掃事務所が設置された。

また、この改正では、広大な市域を占める米軍キャンプ朝霞の一部地域の返還が決まったことから、その跡地利用や全面返還を促すべく、総務部に基地返還対策室も設置された。

部制を採用してから五年目を迎えた昭和五一年になると、それまでの行政機構を再点検し、抜本的な改革をめざして具体的な改革案の立案作業を行なうために、六月に総務部内に市政調査室が設けられた。調査室では他市の事例の調査はもとより、職員アンケート等も実施し、一年余りの検討を経て、五部制から一室四部制に変更する改革案をまとめた。

条例案を審議する市議会も、問題の重要性の点から、それまでの常任委員会による審議をとりやめ、「和光市部設置条例等議案審査特別委員会」（委員長加山由太郎）を設置し、昭和五二年七月七、一二、一四日の三日間、集中審議を行なった。

同委員会の審議に際し、市長は「行政の需要という事については、低成長であるから少なくともという事ではありません。やはり、逆にそういった面では非常に多くなってきている。都市的環境の整備、そして産業の振興等を考えていく時には、やはり機構の改革等をいたしまして、市民に対する十分なサービスをして行かなければならない」旨の方針を述べた。

また、具体的な立案作業を担当した川島茂平市政調査室主幹は、定数増とならないことを前提に、①重要施策の審議決定での部間の連絡調整を行ない、効率的な行政運営を図るため、調整機能を十分發揮するスタッフを充実し、企

画室を設け、参事、主幹、主査の専門職制度を設ける ②事務運営の改善と省力化、業務の機械化、外部委託の活用、窓口業務の場所的な統合等で効果的な組織とする ③苦情処理体制を確立すること等の特徴として挙げた。

なかでも企画室を設け、秘書公聴担当、企画調整担当、財政担当とスタッフ部門の強化を図り、ライン部門との機能分担を職制上も明確に区分したことが、改正の主眼であった。

これにより、昭和五二年一〇月一日から企画室、総務部、環境福祉部、建設経済部、水道部の一室四部となった。けれども、スタッフ機能の発揮が期待された企画室は、トップマネージメントの負担を少しでも少なくするとの理由から昭和五五年一〇月に廃止となった。企画室を廃して、新たに秘書室と市民生活部を設けることを骨子とした条例の改正案が提出され、前回と同様に和光市部設置条例審査特別委員会（委員長五十嵐一男）に付託された。理事者側からは、改正のねらいについて、①内部の管理部門の綿密化を図る ②決定権の重要性を明確にする ③実施の対応と事務効率の向上を図るとの説明が行なわれた。

これに対し議員からは、「今日、こういうふうな（改正を）やらなければならなかった最大の欠点は何であったのか」、「いままでのやり方がなぜ悪いのか」等の質問が出された。昭和五五年七月一八、二一、二二日の三日間の審議で、条例案中、市民生活部に関して「青少年健全育成に関すること」を加える修正案が可決され、福祉部所管の事務が一部移管されたほか、次のような九項目の要望が議会から出された。

この改正によって市長部局は、秘書室、総務部、市民生活部、福祉部、建設部、検査室の二室四部制となった。以降、組織機構の大幅な変更はなく、昭和六〇年（一九八五）四月一日現在、図6-48のような構成となっている。

要望事項

一、市民生活部環境整備課に、その責務の趣旨に基づき「すぐやる係」を設置されたい

- 二、内職あつせん事務は、雇用促進の面から経済課にて担当されたい
- 三、検査室と建設部の責任の分限を明確にされたい
- 四、検査室の機能をソフトな面にも活用されたい
- 五、各種行政委員会の窓口の一本化を再考されたい
- 六、権限と責任の明確化を図られたい
- 七、各室及び部は、十分にその職務を果たし有機的、機能的に運用されたい
- 八、配属に当たっては、適材適所主義で臨まれたい
- 九、組織の運用に当たっては、人員の増大を抑制されたい

職員数の推移

市制施行の翌年の昭和四六年に部制が導入されたことから明らかなように、大和町から和光市へと飛躍させる主因となった人口増と、これに伴う行政需要に対処し、積極的な都市行政を推進するため、その担い手となる職員も大幅に増員された。ちなみに、昭和四六年と同六〇年とを比較すると、職員数は三二九名から四八二名に、人口も四万〇八二二人から五万三二六六名と、それぞれ一・五倍、一・三倍増となった。

もっとも、両者の推移を詳しくみると、人口は着実に年々増加の傾向を示しているのに対し、職員数の増加は昭和五〇年までであり、それ以降は横ばいの状況におかれてきている(図6-49)。したがって、職員一人当たりの市民数の推移をみると、職員増に反比例して五〇年までは対称的な急降下の線を示している。これは昭和四五年には六六名、同四六年も六八名、同四七年三九名、同四八年四九名、同四九年四〇名という市職員の大規模な採用状況を反映したものとなっている。けれども昭和五〇年をピークに、翌五一年からは定数が据え置かれて職員増が抑えられたために、職員一人当たりの市民数は人口増に比例する形で、上昇に転じたことを示している。

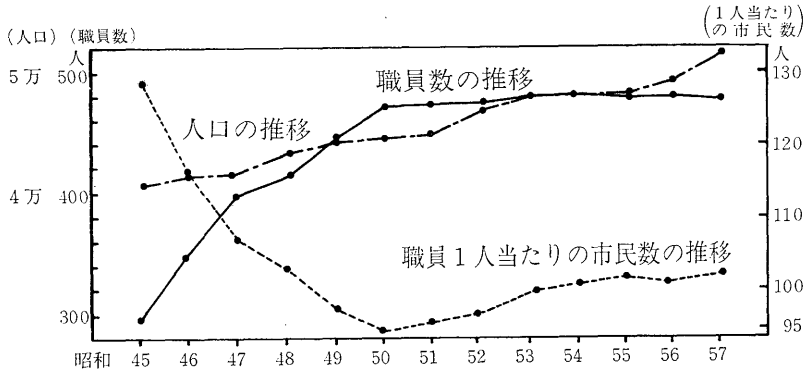


図 6-49 職員数の推移及び職員 1 人当たりの市民数の推移

表 6-97 行政部門別職員数

区分 年度	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林	商工	土木	消防	教育	計
昭和45	4人 (1.6)	47人 (19.2)	19人 (7.8)	40人 (16.4)	36人 (14.8)	0人	4人 (1.6)	38人 (15.6)	37人 (15.2)	19人 (7.8)	244人	
50	8 (1.9)	93 (21.8)	25 (5.8)	68 (15.9)	49 (11.5)	5 (1.2)	6 (1.4)	1 (0.2)	35 (8.2)	53 (12.4)	84 (19.7)	427
55	7 (1.6)	86 (19.6)	30 (6.8)	72 (16.4)	51 (11.6)	4 (0.9)	7 (1.6)	1 (0.2)	41 (9.4)	53 (12.1)	86 (19.6)	438
60	7 (1.6)	89 (20.5)	31 (7.1)	75 (17.3)	43 (9.9)	3 (0.7)	7 (1.6)	1 (0.2)	35 (8.0)	61 (14.0)	81 (18.7)	433

()内は構成比

それでは、五〇年までに大量に採用された職員は主にどのような行政部門に配置されたのか、また、定数抑制以降、部門間の配置状況はいかに変化したのか、これに関して、一般行政と消防、教育部門の職員数の推移をまとめたのが表 6-97 である。

昭和四五年から五〇年までの間で、最も職員増の著しいのが教育部門で、四・六倍増となっている。児童・生徒の急増に対処する教育施設の充実という市政の重点施策を反映したものとなっている。ついで、議会・総務部門で、それぞれ約二倍、民生部門も一・七倍増となっている。土木部門が横ばいにあることからすれば、既述のように人口急増に伴う教育、民生等の対応に追われ、

本格的な都市基盤整備まで着手するに至らない時期であったとみることもできよう。他方、オイルショックによる財政危機に伴う定数抑制で五〇年以降は職員増が見送られてきているが、この間、行政部門間の構成比には、大きな変化は見当たらない。わずかに、人口増が業務量に密接な徴税や福祉部門で、若干の増加を示すにとどまっている。ただし、職員数が横ばいで推移してきたことは、後述のように行政需要そのものが抑制されたことを意味するものではない。

ところで、昭和五〇年までの急激な職員増加から一転して、これを抑制する方針に転換させた直接の原因は、オイルショックに伴う「財政危機」であった。景気後退で税収が落ちこむ一方で、経常経費が増高するという財政硬直化の状態に陥った。

昭和五〇年度の当初予算編成にあたり、初めて「効率的な財政運営」を市政の基本方針に掲げ、市長は「自主財源である税収などの予測が困難な環境下にあるため、市税などの伸びも低下するものと予想され、大幅な財政需要をまかなうほどの期待ができない」旨を明らかにした。また、職員組合に対しては期末手当プラスアルファ分の廃止、職員の増員の凍結、初任給の据え置き、定期昇給時期の延伸等を申し入れた。

こうした財政予測を裏付けるように、同年度上半期には、税収入の伸びが鈍化の傾向を示した。それでも、当初の方針通り「住みよい環境の整備」等の重点施策を実施した。この結果、単年度収支では和光市に限らず多くの自治体が赤字に転落した。

埼玉県がまとめた昭和五〇年度の県内市町村の普通決算状況によると、不景気による税収の落ちこみの影響で、前年同期の二倍の四四団体が単年度収支で赤字となった。和光市は、県内では越谷、所沢、熊谷、川口の各市について、一億二六〇〇万円、歳入比で二・七パーセントの赤字となった。当時の財政難の状況について「クレーラーは止

め、エレベーターに乗らぬ”等、各市町村の「ケケケケ作戦」が紙面等で報じられた。

こうした厳しい財政事情のために、昭和五一年度には職員の新規採用を中止する市町村が続出した。県内三八市中和光市を含めた一九市では、欠員補充を除いて職員定数条例を改正する必要がある増員はゼロという状態となった。このために採用人員は大幅に減少し、欠員補充で昭和五一年は一二名（男子一名、女子一名）、五二年はわずか四名（男子一名、女子三名）を採用するにとどまった。翌五三年は一四名採用と若干回復したものの、これまでのところ毎年一〇名足らずの採用状況となっており、この余波は依然として続いている。一方、人件費抑制と定数据え置きに伴う影響は、人事管理上新たな問題を提起することになった。いわゆる団塊の世代の発生である。行政需要の拡大



(昭和50.3.4/51.2.9付 読売新聞)

と都市行政推進体制の整備のために積極的に行なわれた職員採用が昭和五〇年を境に止まってしまったために、以降の世代との連続性が希薄化し図6-50のように職員の年齢別構成がきわめて不均衡な形を示すに至り、その処遇等で深刻な問題を投げかけることとなった。

ところで、昭和五一年以降、人件費の抑制から職員定数は据え置かれてきたが、この間にも人口の増加は続き、既述の図6-49のように、職員一人当たりの市民数は増加した。そこで、和光市では、人件費を抑制しつつ行政サービスを確保するため、現業部門の委託化が積極的にすすめられた。

昭和五年度の施政方針で、市長は「(財政運営の)今後の厳しさを思うとき、経営の合理化を図らざるを得ません。委託に適する事業はで

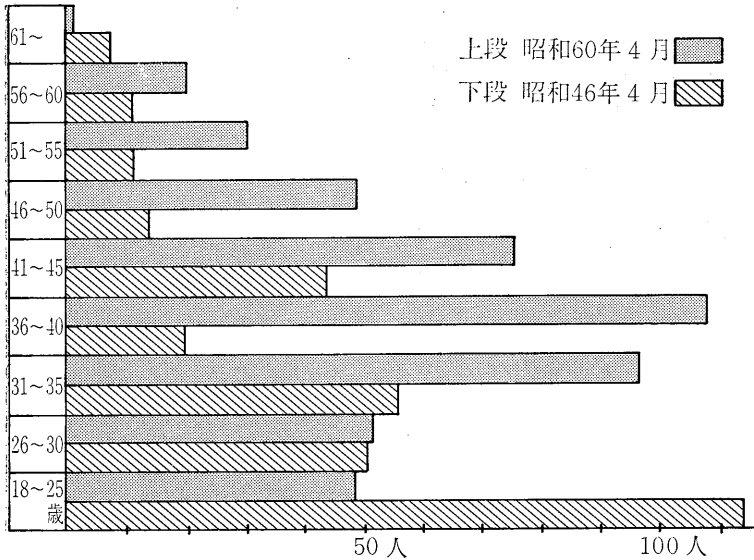


図 6-50 職員の5歳別年齢構成

さるだけ委託をすすめ、職員についてはその増加を抑制し、組織の膨張を防ぐとともに、職員の資質の向上を図るため職員の研修の充実を期する」と述べて、現業部門を外部委託し、人件費の節約とともに浮いた人員を他に転用するための「市管理公社構想」を打ち出した。そして、その手はじめに、市内小中学校一〇校の学校事務と、給食調理業務を「市学校給食協会」に委託し、県の認可をうけて財団法人とする計画を提案した。また、理事者側は「当面は学校関係だが、いずれは庁舎管理、駐車場、市民プール、会館、公園管理、清掃などすべての現業部門を委託する市管理公社に発展させる方針」であることも明らかにした。

これに対して、市教組や市職組は「給食を協会に移せば内容が低下する。また、委託の形で事務職員が減らされると教師の負担が増す。財政難のしわ寄せを教育に持ってくる」と反発した。

しかし、財政難を反映して市の方針は可決され、財団法人和光市学校給食協会が発足し、業務の委託がすすめ

られた。また、こうした方針に沿って、市内各地に設置がすすめられたコミュニティセンターについても、この管理を請け負うコミュニティ振興公社を昭和五七年四月に発足させ、業務委託を行なった。

このように、オイルショックを契機とした財政難に対処するため、それまでの方針から一転して職員定数の抑制が図られてきた。そして増加する行政需要に対しては、現業部門の委託をすすめて、その余力を充当するという方針がとられてきた。これが職員定数が横ばいのまま推移している事由である。

市財政の推移

地方財政の規模やその性格は、基本的には、その地方での経済・社会の発展の度合によって規定される。

和光市の財政規模は人口増で加速され、急激に膨張した。市制施行時の昭和四五年度的一般会計歳入決算額は約一五億六〇〇〇万円にすぎなかったが、昭和六〇年度の決算額は一〇〇億八〇〇〇万円で、一五年間に約六・五倍の規模に拡大した。また、人口一人当たりの収入額でも、三万八二二八円から一八万六九八円と四・九倍増となった。

けれども、市制施行以降一五年間の歳入決算額によると市財政は決して順調に伸びてきたわけではない。たとえば、昭和四九年度はオイルショックにともなうインフレの進行によって前年度の一・八倍と歳入規模はほぼ倍増した(表6-98)。しかし、翌五〇年度は景気後退による税収の落ちこみで歳入総額が減少したばかりでなく、単年度収支で一億二七〇〇万円、実質単年度収支で三億七九〇〇万円の赤字を計上した。

もっとも、こうした財政悪化は本市に限ったことではなく全国の自治体に共通したもので、赤字再建団体に転落する自治体が続出した。

このように市制施行を契機に、本格的な町づくりに向けて出発した市政は、まず、その端緒で財政難という未曾有な事態に陥った。これに引き続く数年間は、その回復に腐心しつつ多様な行政需要の対応に追われた時期であった。

表 6-98 普通会計決算額と収支の推移

(単位：千円)

区分	年度	45	46	47	48	49	50	51	52
歳入	総額	1,560,541	1,765,091	2,814,770	2,831,631	5,114,854	4,748,582	4,988,882	5,681,109
	歳入歳出差引額	1,422,641	1,617,275	2,358,311	2,543,582	4,630,013	4,401,190	4,673,958	5,328,099
歳出	総額	137,900	147,816	456,459	288,049	484,841	347,392	314,924	353,010
	歳入歳出差引額	125,630	93,703	394,959	201,003	474,391	347,392	314,924	291,890
実質	年度収支	6,654	△ 31,927	301,256	△ 193,956	273,388	△ 126,999	△ 32,468	△ 23,034
	年度収支	6,654	△ 31,927	301,256	△ 193,956	273,388	△ 126,999	△ 32,468	△ 23,034
実質	単年度収支	6,654	△ 31,927	301,256	△ 193,956	273,388	△ 126,999	△ 32,468	△ 23,034
	単年度収支	6,654	△ 31,927	301,256	△ 193,956	273,388	△ 126,999	△ 32,468	△ 23,034
入	総額	6,329,803	8,106,689	8,564,257	10,156,282	11,639,597	11,331,155	9,743,362	10,082,365
	歳入歳出差引額	5,974,995	7,586,451	8,040,461	9,454,794	10,797,682	10,817,193	8,818,647	9,316,130
出	総額	354,808	520,238	523,796	701,488	841,915	513,962	924,715	766,235
	歳入歳出差引額	288,028	473,358	322,496	401,635	787,388	491,585	825,515	756,135
実質	年度収支	△ 3,862	185,330	△ 150,862	79,139	385,753	△ 295,803	333,930	△ 69,380
	年度収支	△ 3,862	185,330	△ 150,862	79,139	385,753	△ 295,803	333,930	△ 69,380
実質	単年度収支	201,105	322,945	46,892	877,193	△ 153,660	△ 811,354	466,294	△ 207,672
	単年度収支	201,105	322,945	46,892	877,193	△ 153,660	△ 811,354	466,294	△ 207,672

(資料：各年度決算概要)

そして五〇年代後半に入り財政事情が好転するとともに、ようやく本格的な都市建設が開始される運びとなった。

ところで、図 6-51 の歳入決算額の推移からも明らかなように、和光市の歳入構造の特徴は地方税、とくに市税の歳入全体に占める割合がきわめて高いことにある。例えば、昭和五九年度の決算をみると、本市の地方税総額は歳入全体の六一パーセントを占め、人口規模や産業構造が本市と類似した都市の平均値とされる類似団体の三九・一パーセントに比べて、一・五六倍と高い構成比を示している。また、市制施行前の昭和四〇年度は七二・三パーセント、

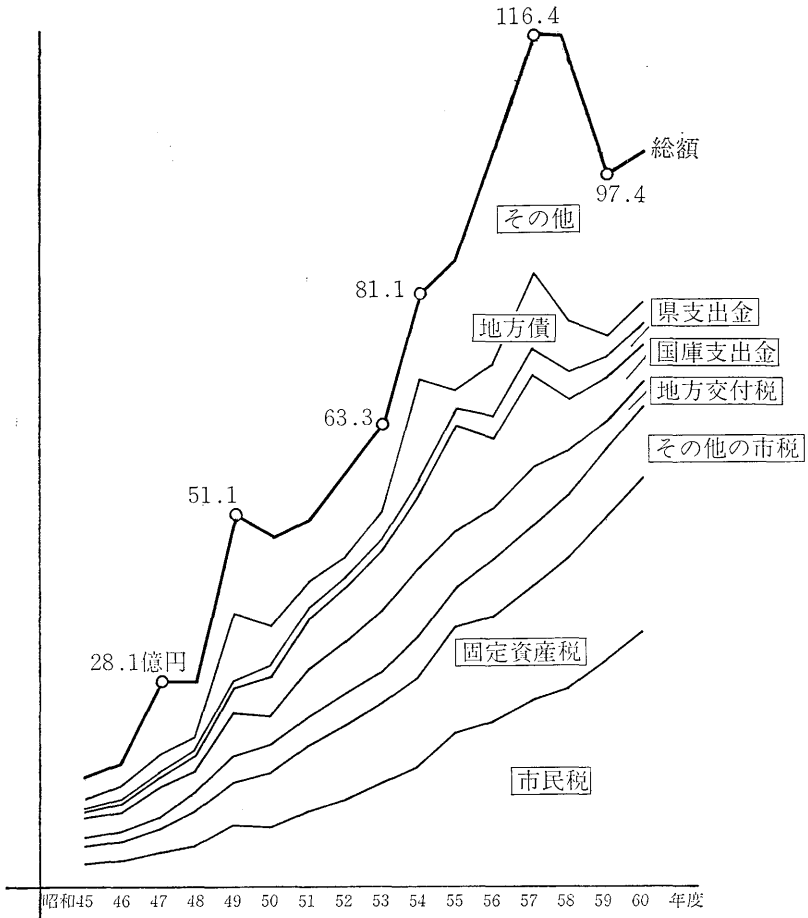


図 6-51 一般会計歳入決算額の推移

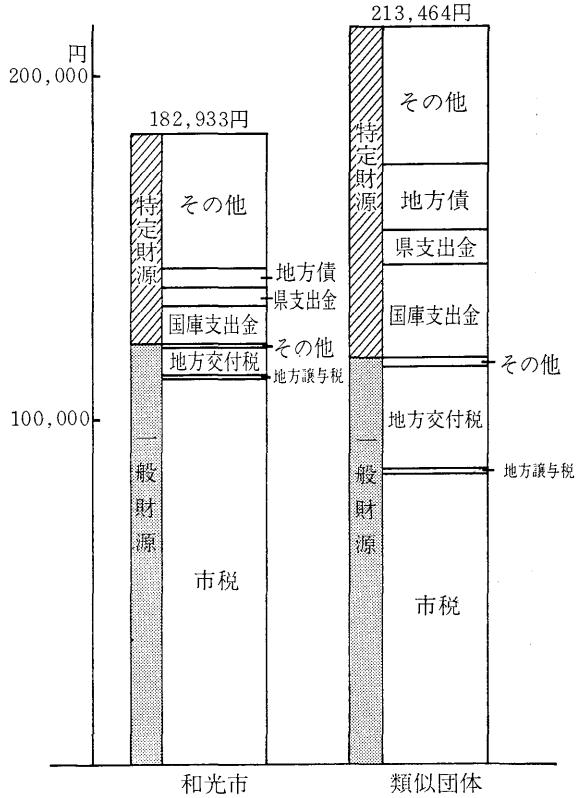


図 6-52 人口1人当たりの収入額 (昭和59年度)

額を上回り、財政力指数は一・〇を超えて、昭和四〇年度までは地方交付税の不交付団体であった。当時の大和町の財政は主に町内の事業所からの税金に支えられており、町当局が工業都市を将来の町づくりの目標としていたこともこうした事情を踏まえてのものであった。

しかし、「地の利」が大和町から和光市へ、工業都市から住宅都市へと町づくりの方針転換を余儀なくさせたように、人口増とともに、市民税法人分の割合は相対的に低下し、それだけ市民税個人分が増加してきた。昭和四〇年度

基準財政収入額が基準財政需要

同四一年度七二パーセント、同四二年度六五・二パーセント、同四三年六八・六パーセントというように地方税の占める割合はさらに高く、市制施行前後が最も低い値となっていた。

このように、昭和四〇年代前半に歳入全体に占める地方税の割合が高く推移したのは、事業所からの市民税法人分とこれにともなう個人分によるためであった。このために三〇年代は、

には住民税法人分六四四二万円、住民税個人分六五八八万円とほぼ同額で並んでいたが、昭和五九年度では、法人分七億六五〇〇万円、個人分二三億七〇〇〇万円で、その割合は一对三と大きく変化した。

このように工業都市から住宅都市へと和光市の性格の転換にあわせて市民税の中味も大きく変わったが、現在ではむしろ両者が相乗して地方税の歳入全体に占める割合はきわめて高いものとなっている。ちなみに、昭和五九年度決算では人口一人当たりの市税による収入額は図6—52のように、和光市では一万一六〇二円であるのに対して、類似団体は八万三四一四円にすぎず、一・三倍の額となっている。

けれども、地方税収の割合が高いだけ、財源保障としての地方交付税額は図6—53のように低くなる。また、市制施行時に歳入全体の一六・七パーセントを占めた交付税は、オイルショックにもなう一時的な上昇があったものの、その割合は年々低下し、昭和六〇年度にはわずか三・三パーセント足らずまでに急落した。このため、一人当たりの収入額も低く、昭和五九年度では、和光市は七九一八円にすぎない。しかし、類似団体では二万九七四八円と高く、二万円余りの差が生じている。

表 6-99 財政力指数

年 度	指 数
昭 和	0.77
50	0.75
51	0.77
52	0.75
53	0.75
54	0.77
55	0.80
56	0.83
57	0.86
58	0.89
59	0.93
60	

地方税収の増高は、また、自治体の財政力の強弱を示すとされる財政力指数の推移にも顕著にあらわれている。和光市の財政力指数は昭和五〇年代前半を〇・七五台で、五〇年代後半を〇・八台で、そして六〇年度は〇・九三と着実に上昇している。昭和五九年度の類似団体の財政力指数は〇・七であるが、本市のそれは〇・八九と大きく上回り良好な状況にあり、地方交付税の不交付団体寸前というところまで到達してきている(表6—99)。

その他の歳入科目では図6—53のように地方債の年度間の格差がかな

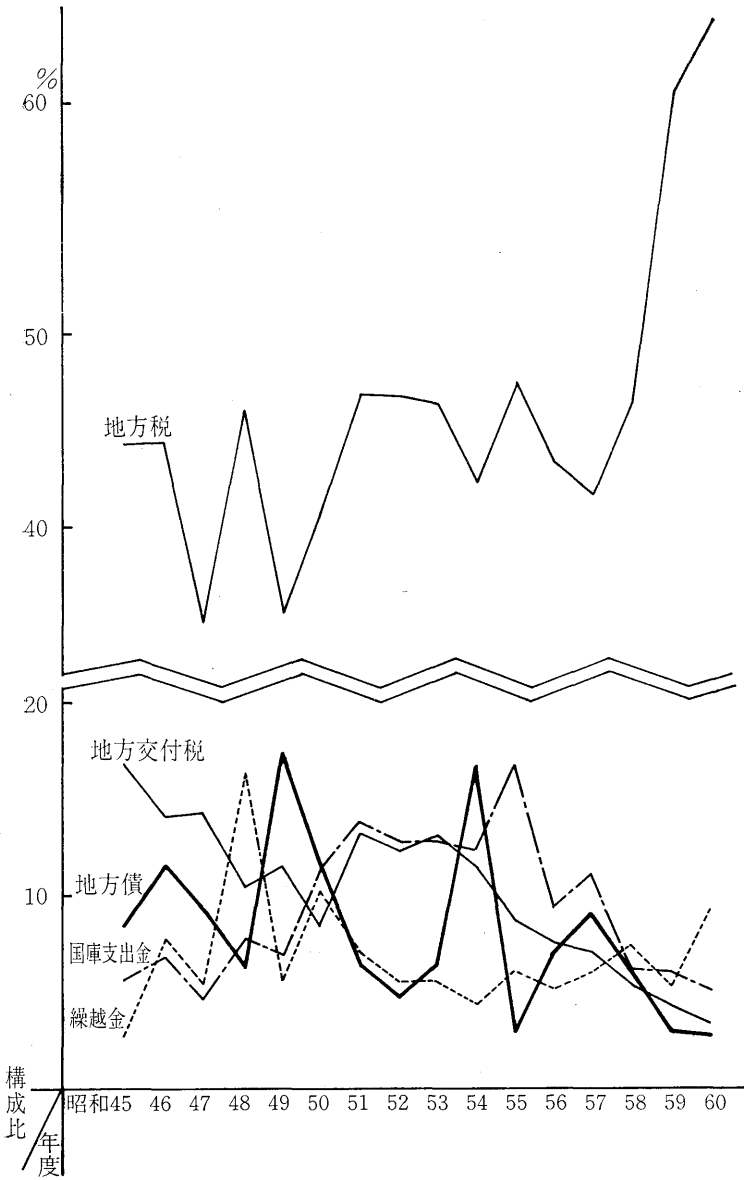


図 6-53 歳入内訳

り激しい動きを示している。とくに昭和四九年度では歳入全体の一七・四パーセントと前年度の六・二パーセントから急増し、不景気による歳入不足を地方債に頼っていることがうかがわれる。昭和五四年度も一六・七パーセントと急増しているが、これは主に学校用地取得に充当された。

次に、歳出に關して性質別経費と目的別経費からその推移をみることにする。

図6—54は歳出の性質別経費のうち、義務的経費及び投資的経費の構成比の推移をあらわしたものである。義務的経費とは、文字どおりその支出が義務づけられているもので、人件費、扶助費、公債費をさす。いずれも任意に節減できない経費で、一般的には、義務的経費の比重が大きい場合には、經常経費が増大化する傾向が強くみられる。

和光市の場合、義務的経費が最も高い割合を示したのは、昭和五一〜五三年度までの三か年で、四九・六、四九・二、四八・六パーセントと高原状態を形成している。以降、五八年度まで降下を続けるが五九年度では再び上昇に転じ、前年比で一〇パーセント弱の増加となっている。また、それ以前の昭和四〇年代後半では年度間格差が激しく、乱高下を繰り返している。

このような義務的経費の波型に最も類似した型を示しているのが人件費である。扶助費、公債費に比べて、その比重の高い分だけ、義務的経費の増嵩が人件費の動向に最も影響されることがうかがわれる。

一方、こうした義務的経費とは対称的な波型を示しているのが投資的経費の推移である。投資的経費とは、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るかどうかを基準としたもので、性質別歳出のうち普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費からなる（但し、和光市の場合、市制施行以降、災害復旧事業費と失業対策事業費は計上されていない）。

義務的経費の余剰が直ちに投資的経費に充当されるものではないが、性質別構成比の三〇パーセント台後半から四

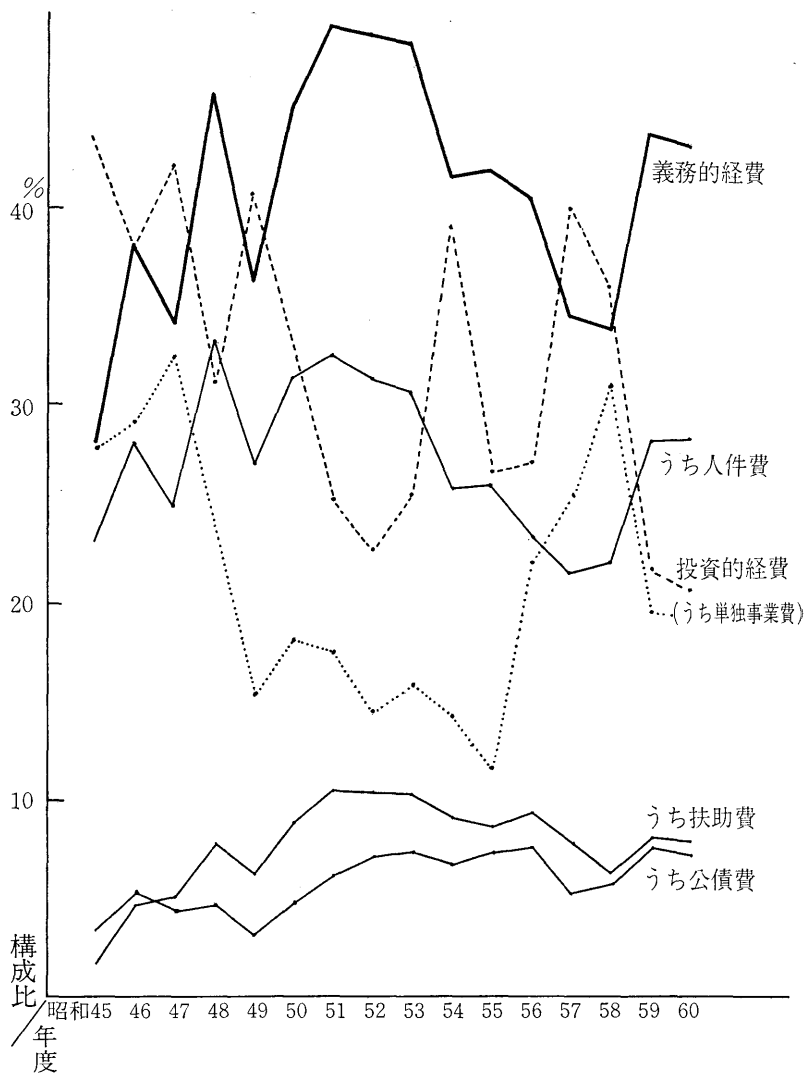


図 6-54 性質別経費の構成比 (義務的経費と投資的経費)

〇パーセント台の間に軸が在するかのようになり、両者は対称的な波形を描いている。ただし、投資的経費のうちその中心を占める普通建設事業費を形成する補助・単独の両事業費の割合をみると、四九年度から五〇年代前半にあっては補助事業費の割合が高く、国の景気対策としての地方財政政策を反映したものとなっている。そして、これが一段落した五〇年代後半からは再び単独事業費の割合が増加し、投資的経費のほとんどを単独事業費が占めるという類似団体に比べて特異な構成となっている。ちなみに、昭和五九年度の類似団体の普通建設事業費の構成比は二八・一パーセントで、うち単独事業費は全体の一四・四パーセントとなっているが、和光市では、普通建設事業費は二一・九パーセントと類似団体より低いものの、単独事業費に関しては全体の一九・八パーセントで、逆に類似団体を五・四パーセントも上回っている。

このように、普通建設事業費が全体としては類似団体のそれを下回っているのは、都市建設が進展したからではなく、和光市の将来の骨格を形成する各種のビッグプロジェクト事業の進捗が必ずしも順調でないことを反映したためであろう。

ところで、既述のように、和光市は四九年度からかつてない財政危機にみまわれた。歳入不足の一方、経常経費は増嵩し、財政硬直化が進行し、財政構造の弾力性を示す指数といわれる経常収支比率は五〇年度には九三・四パーセントにも急上昇した(表6-100)。

この経常収支比率とは、歳入歳出の相関の度合、とくに、経常一般財源総額と経常経費充当一般財源との割合を示すもので、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することの困難な義務的性格の強い経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常的一般財源収入がどの程度費されているのか、その大きさによって弾力性を測定しようとするものである。したがって、経常的経費に充当した経常一般財源の残余が大きいほど臨時の財政需要に

表 6-100 経常収支比率の推移

年度	経常収支比率	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等
昭和45	66.5	33.6	0.7	5.1	17.8	2.8	6.5
46	65.1	31.6	1.7	8.4	14.8	0.9	7.7
47	78.4	40.7	1.6	7.4	16.5	4.5	7.7
48	91.2	52.1	3.7	8.0	18.2	0.9	8.3
49	79.3	51.1	3.2	6.1	12.5	0.9	5.5
50	93.4	58.6	3.9	9.1	13.9	0.8	7.1
51	79.6	49.6	3.7	9.8	10.7	0.9	4.9
52	81.5	48.8	3.9	10.7	12.0	1.5	4.6
53	80.5	47.5	3.2	11.5	11.6	1.6	5.1
54	79.1	44.3	3.2	11.1	12.8	1.9	5.8
55	80.6	42.6	3.2	12.7	14.5	1.9	5.7
56	79.7	42.9	4.0	11.3	14.1	2.0	5.4
57	75.1	40.2	3.8	10.4	13.7	1.9	5.1
58	75.8	38.9	2.8	11.1	15.4	2.4	4.4
59	74.9 (80.3)	38.5 (37.6)	2.8 (4.4)	11.0 (15.4)	15.8 (11.8)	1.9 (1.3)	4.0 (8.5)

() 内は類似団体

対して余裕をもつことになり、財政構造が弾力的であるといわれる。一般的には、都市では七五パーセント程度が妥当と考えられ、八〇パーセントを超えるとその財政構造は弾力性を失うといわれ、臨時的経費のほとんどを占める建設事業を極力抑制するかどうかの選択に迫られることになる。

五〇年度の九三・四パーセントという数字は、ほとんど新規事業が困難なことを意味した。このため、五年度の施政方針では、市税など一般財源の伸びは望まず、歳入の鈍化傾向が続くとの判断から、経常経費の節減を市長は強く訴えた。なかでも、五八・六パーセントの最高率となった人件費の問題がクローズアップされ論議をよんだ。こうしたことから既述のように新規採用職員の中止や定数抑制、さらには、事務事業の機械化や委託化の方針がその対応策として登場した。

このような改善策を積み重ねた結果、五五年度以降、経常収支比率は八〇パーセント台をわり、年々そ

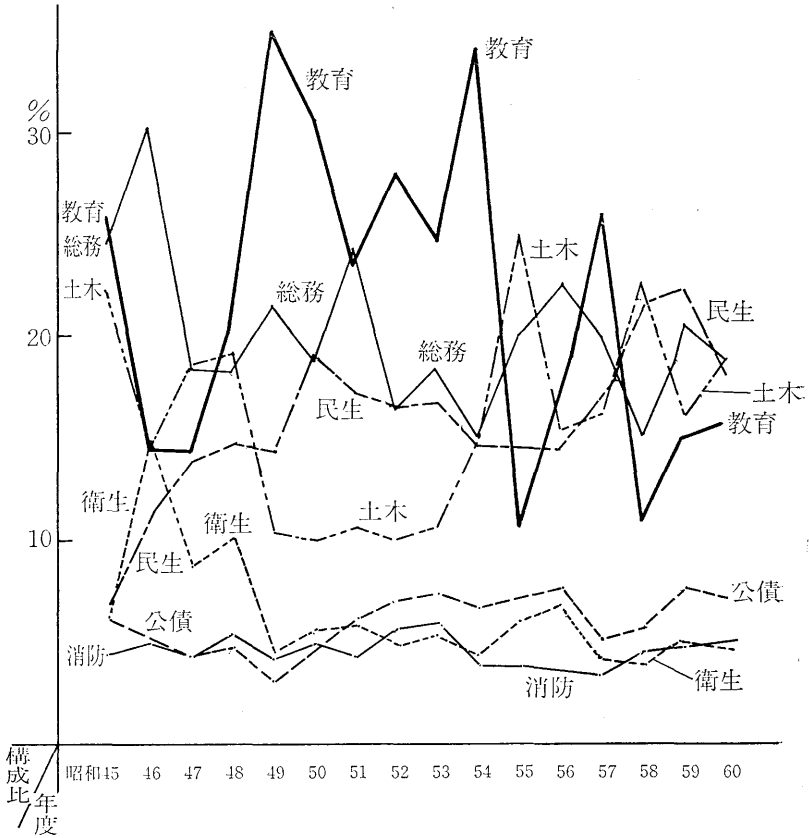


図 6-55 歳 出 内 訳 (目的別)

の比率を低下させてきている。五九年度の類似団体の比率は、八〇・三パーセントであり、それを四・五パーセント下回る七四・九パーセントまで下降し、市の財政構造の弾力性が回復したことを示している。

以上のような性質別内訳とは別に、歳出の目的別内訳をみると、市制施行以降の市長の施政方針に盛られた重点施策の移動を反映した構成比の変化が顕著にあらわれている(図6-55)。昭和四八年度から目的別歳出のトップを占めた教育費は五五年度に急落し、代わって、それまで一〇パーセント台にとどまっていた土木費の構成比が上昇

傾向に転じている。学校建設が一段落したこと、その充当財源を都市基盤整備にふり向け、本格的に着手したことを示している。もっとも、五〇年代後半からは年度間格差はあるものの、それまでのような突出した部門はみられず、均衡的・安定的に推移してきている。

以上のことから明らかのように、和光市の財政は類似団体と比較すると良好な数字となつて表われているが、和光市の将来の発展の骨格となる様々なビッグプロジェクトが今後に控えていることや、都市化による多様かつ高度な行政需要に対処しつつ「おおさみなぎる文化都市」を建設するためには、より一層、財政構造の特性に留意しつつ、計画的かつ積極的な財政運営が要請されることとならう。

第三節 基地跡地の利用計画

1 在日米軍の削減と第一次返還

在日米軍基地の整理縮小 昭和四六年（一九七二）九月二十七日に、第一回の市議会基地返還促進特別委員会（委員長富沢実）が開会された。席上、理事者側は、和光市総面積の約八・三パーセントを占める米軍のキャンプ朝霞基地の返還問題について「現在の時点においては、もう基地というものについては全面的な返還を求める時代に來ているというふうな判断される」と表明した。それまでの部分返還から全面返還へと基地返還運動の基本方針の転換である。

市当局のこうした判断は、日米両国政府の間で合意された在日米軍基地の整理、縮小の動向を睨んだ結果であつ

た。

在日米軍基地の整理案は、和光市の特別委員会の初会合に先立つ二年半余り前の、昭和四三年（一九六八）一二月二三日の第九回日米安全保障協議委員会で、すでに米国側から示されていた。同日の会議では、日米安保条約の目的にそって必要な機能を果たすことができるよう基地・施設を米軍が日本国内で維持してゆくと同時に、いわゆる基地公害などの諸問題が国民の日常生活に与える影響を最小限にするよう配慮してゆくことが、日米双方の代表者によって確認された。これに則して、米国側は全国一四八か所の基地・施設のうち、約五〇か所について、①条件つきまたは無条件を含む、全部あるいは一部の返還 ②自衛隊などとの共同使用 ③代替地がある場合の移転、の案を示した。日本側は、これを受け入れ、今後、同協議委員会の下部機関である日米合同委員会で、個々の施設の具体的措置についての作業を出来るだけ早く進めることとなった。



(昭和43.12.23付 朝日新聞)

同日、提示された約五〇か所のうち四一か所の基地名が公表されたが、その中には、キャンプ朝霞南地区が「一部または全部返還」に、新倉倉庫地区が「現在米軍施設内に同等の倉庫が提供され次第返還」とリストアップされていた。

米国側のこうした基地整理提案について、昭和四三年一月二五日付の『朝日新聞』は、その社説で、「一九七〇年の安保条約再検討期を目前にして、国内に高まる基地反対運動を緩和しようとする政治的配慮によるものであることはいうまでもなからう」と述べている。そして、その中身を「ほとんどすべての基地・施設は、いずれも使用度の低いもので、しかも目立った基地公害をひき起こしていないところばかりであると」いい、逆



(昭和45.11.28/45.12.21付 朝日新聞)

に「基地公害の発生しやすく、日常生活に障害を与えている横田、立川、厚木など首都周辺の航空基地は、最初から検討の対象とはならなかった」と指摘している。

昭和四五年に入ると、基地・施設の縮小に続いて、在日米軍の実戦兵力そのものをほぼ全面的に引き揚げる意向が明らかとなってきた。外務省、防衛庁と在日米軍首脳との非公式折衝のなから三月の初めには、①在日米陸軍はほぼ全面的に引き揚げる ②横田、三沢など主要八基地は確保するが、厚木飛行場は予備基地化し、早い時期に自衛隊管理に移す ③これらの整理・縮小が行なわれる時期は米会計年度が始まる七月以降で、同会計年度中に完了する、という方針が伝えられた。

同年末の二月二日の第一二回日米安全保障協議委員会で、この削減計画が合意された。かつて、昭和二七年末に二六万人を数えた在日米軍は、昭和三二年六月の岸・アイク共同声明で地上戦闘部隊が大幅に撤退し同年末に一〇万人台を割り、同四一年には四万人台に減っていたが、今回の計画ではさらに一万二〇〇〇人の米軍が撤退し、二万五五〇〇人余を残すのみとなった。

米国側は在日米軍の大幅撤退について、ニクソン大統領のゲーム・ドクトリンと、それにもとづく米国の長期戦略構想の転換によるものと説明していたが、その背景には、ベトナム戦争にのめりこんだ米国内での軍事費削減、国民生活向上への圧力も強く、これが米軍のアジアから撤兵計画を促進させる一因ともなった。同時に、米議会での軍部

非難——「米国は日本とパートナー関係をづくり出そうとしながら、膨大な軍事基地を存続させて、勝者と敗者の関係に似た状態を続けている」(サイミンソン報告「米上院外交委員会対外軍事約束に関する委員会報告」)——に対処するものでもあった。

同日の日米安全保障協議会では、キャンプ朝霞のベトナム傷病兵用の陸軍病院の閉鎖が明らかにされた。

部分返還から 市議会基地返還促進特別委員会は、こうした内外の情勢を背景に設置されたものであるだけに、**全面返還へ** 一回の委員会では、まず、今後の返還運動の方針をどうするか、基地返還の「基地」の範囲をどこ

までとするのかなどをめぐって活発な論議が繰りひろげられた。

委員会の目的について、委員長は全面返還をうけるということ自体よりも、和光市で跡地が使えるように払い下げをうけることが主な目的である旨を開陳したが、論議の中心は自衛隊の取り扱い、すなわち、自衛隊の基地を返還要求の範囲に含めるのか、否かにあった。結局、この問題は、すでに米軍から自衛隊に一定部分の区域が移管されており、いわば反対運動の時期を逸したことなどから自衛隊使用の部分は含めず、大蔵省の示した一四一万〇六二四平方メートル、約四二万坪について、その全面返還を求めることに決まった。ただし、委員会の基本方針としては、自衛隊の基地拡張には反対であることが確認された。もっとも、このことは返還運動に関する文書には謳うたわず、全面的な利用計画書を作成し、その図面で、この意図を暗示させることとした。

また、運動のすすめ方も当然論議された。強力な返還運動を推進するためには、他市の事例にならって市民各層の代表も参加させるべきではないか、との意見も出されたが、時期尚早とされ、当面は市、議会を中心に運動をすすめることとなった。

跡地利用計 画図の作成

キャンプ朝霞の全面返還運動をすすめる上で、強力な手段となる跡地利用計画の作成作業中の昭和四七年一月には、策定方針の明確化を促すような出来事が生じた。一つは、いわゆる「関東計画」が公表されたこと、一つは防衛医科大学校の進出計画に市議会が反対決議を行なったことである。

前者の関東地区に点在する米空軍関係施設を東京の横田基地に集約するという「関東計画」は、佐藤首相が沖縄返還交渉で渡米した際の日米首脳会談の席上、米側から通告された。これによって、先の米陸軍の全面的な撤退について空軍関係基地の縮小も具体化した。これは、和光市にとって、キャンプ朝霞の返還が、具体的日程に浮上したことを意味した。

後者の問題は「市で使えるように払い下げをうける」とする地元の意向とは別に、国レベルでも跡地利用計画が練られていることを示すものであった。

キャンプ朝霞の全面返還をすすめようとする市の方針からすれば、こうした国レベルの計画は、むしろこれを阻害するものと見なされたのも当然といえよう。和光市議会の防衛医科大学校設置反対決議は、その理由を次のように述べている。

防衛医科大学校設置反対について

和光市内の在日米軍接收地は、市域を大きく分断しており地域の連帯を阻害している。

本市は今、この接收地の利用計画を立て、全面返還を要求し、市民福祉の向上をはかるべく計画中である。このような時、去る一月一二日防衛医科大学校が朝霞キャンプに設置の報道がなされたが、本市はこれ以上市内米軍接收地及び陸上自衛隊朝霞駐とん地の拡充には反対である。

特に和光市内の米軍接收地に防衛医科大学校が計画されることは反対であるので、予めその意志を表明す

るものである。

昭和四七年二月二日

昭和四七年（一九七二）四月一七日、市議会基地返還促進特別委員会に、理事者側から初めて跡地利用の基本計画案が提出された。

これは、和光市が関係機関に要請する「和光市内キャンプ朝霞の全面払下げ陳情書」の別添の形をなした。

まず、陳情書では、その理由として、東京都に隣接した近郊都市としてベッドタウン化の傾向が著しく、また、地価高騰で学校等公共用地の取得が困難なこと、基地が市域を分断し市行政に支障を与えていること、一方、ニクソン・ドクトリン、ドル防衛策等で基地縮小計画がすすみ、近隣のグラントハイツや所沢基地の返還がすすめられ、基地の利用度も低下してきていること等を挙げ「この地区が市街化する地域に存在することは適当でないと判断するとともに、当然に整理される基地であると思われず」と述べている。そして、別添の市の跡地利用計画実現に格別の配慮を、と要請している。

陳情書に添えられた「市の概況と基地返還後の跡地利用計画」は 一、和光市の概況と基地 二、基地跡地利用計画の基本的態度 三、基地跡地利用計画 四、計画施設概要 五、中学校生徒数の推計 六、計画実現のための財政の見とおし、から構成されていたが、ここに作成された利用計画では、すべてを市が使用する公共用地として、その一部に学校、福祉施設用地を予定したほか、各種スポーツ施設と緑地の総合運動公園を配置したものとなっていた（図6—57）。これは「市で使えるように」との市議会特別委員会の方針に則しつつ、いかに市の財政負担を避けるかに腐心した結果とみることもできる。ともかく、まずオープン・スペースの確保を図ったためか、ここではまだ県立施設の誘致等については言及されていない。久しく「治外法権」区域であったことから、それまで市政の対象区

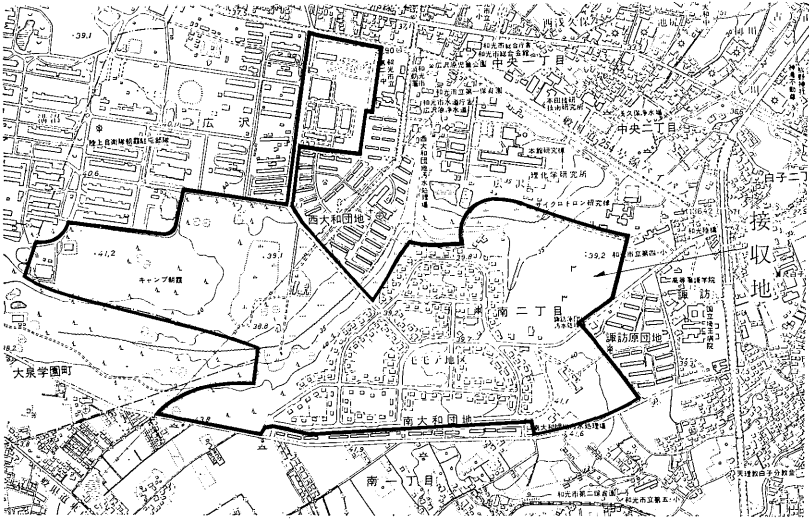


図 6-56 接 収 地

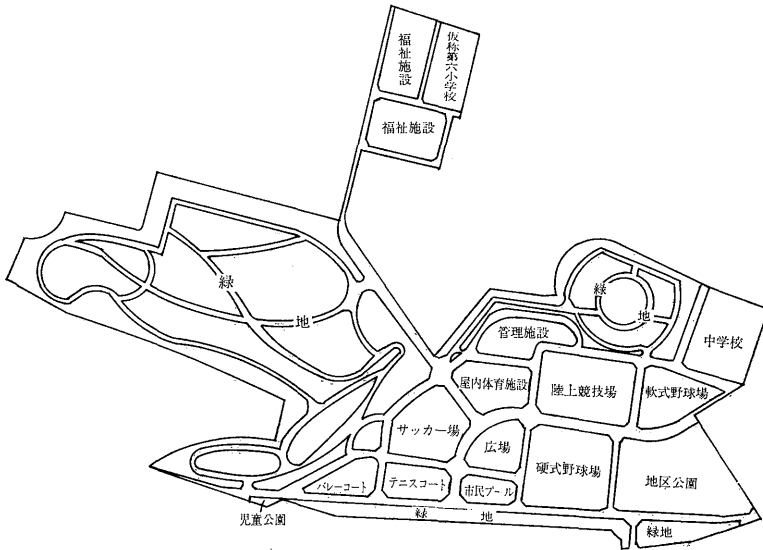


図 6-57 米軍基地跡地利用計画図



写真 6-42 市庁舎にかかげられた懸垂幕

表 6-101 基地跡地利用計画

用途別	敷地面積 (㎡)
学 校 用 地	29,500
福 社 施 設 用 地	43,500
公 園 用 地	—
地 区 公 園	54,500
児 童 公 園	1,000
軟 式 野 球 場	21,500
硬 式 野 球 場	38,000
陸 上 競 技 場	38,000
屋 内 体 育 施 設	19,000
市 民 プ ー ル	9,000
サ ッ カ ー 場	22,500
テ ニ ス コ ー ト	11,500
バ レ ー コ ー ト	13,500
管 理 施 設	13,500
広 園 路 地	13,500
緑 道	73,500
道 路 用 地	499,500
	37,000
計	938,500

域から事実上除外され、その他の区域を対象に都市建設や施設整備をすすめてきた和光市にとって、突然ともいえる跡地利用計画の作成作業は、その区域の広大さとも相まって、いかに困難であったかが推測されよう。

市議会です承された利用計画案を含む陳情書は、市長、市議会議長の連名で、東京防衛施設局入間川防衛施設事務所（五月一二日）、埼玉県知事・朝霞渉外労務管理事務所（五月一三日）、大蔵省浦和財務部長（五月二〇日）、防衛庁・防衛施設庁・東京防衛施設局（六月二日）、大蔵省国有財産第三課長（六月二〇日）、防衛庁長官・同政務次官・同事務次官・防衛施設庁長官・同連絡調整官



(八月八日)宛に順次提出された。

こうした要請行動に合わせて、市民の関心を喚起させ

るとともに、市としての意思表示を明らかにした基地返還推進を訴える懸垂幕が初めて庁舎に掲げられた。また、市民に向け、『広報わこう』第四五号は、跡地問題の特集記事を掲載した。

第一次返還と利用計画の変更

基地返還問題は、昭和四八年の新春を迎えると慌ただしさを増してきた。柳下潔市長は新年の挨拶者一丸となって、更に前進した返還運動を展開し、一日も早く返還されるよう強力に推進したい旨を披瀝した。市議会も一月一七日の委員会で「これからは、基地返還というものにウエイトをおくと同時に、それ以上に跡地対策と

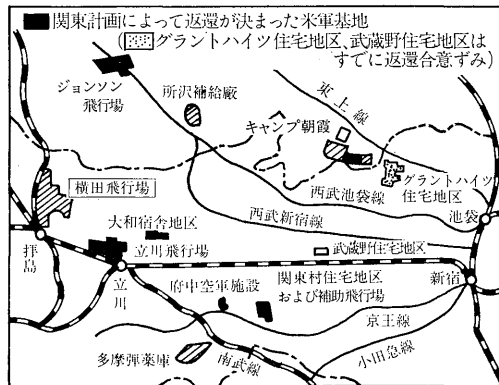
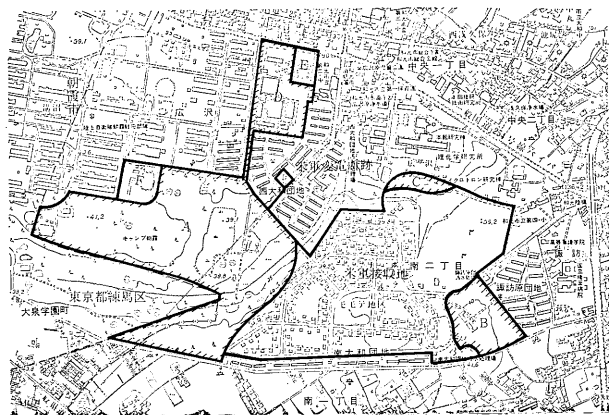


図 6-58 関東計画によって返還が決まった米軍基地



◆キャンプ朝霞返還決定地区（48年1月）		跡地利用計画
A	ゴルフ場 約370,000㎡	小学校、緑地
B	諏訪原団地西側空地 // 51,600㎡	第3中50年度開校、市民運動場
C	理研と谷中川挟む一角 // 9,000㎡	
D	パン工場跡 // 43,500㎡	児童・福祉会館ほか
計 // 474,100㎡		
(F 体育館 自衛隊使用 // 16,000㎡)		
◆別途返還内定地区（47年12月）		
E	ゴーカート場 約 19,830㎡	第6小学校49年度開校
◆キャンプ朝霞全面返還要求地区（47年6月） （ただし体育館を除く）		
938,500㎡		

図 6-59 キャンプ朝霞南地区返還図

いうほうに重点を移していかなければならない時点に達した」ことを了解した。これは、昭和四七年一二月末に、市当局が返還の動きをキャッチしたことや、日米協議の内容が報じられたことにもよる。

昭和四八年（一九七三）一月二三日の第一四回日米安全保障協議会で、関東平野に点在する米空軍施設（住宅二七五戸、司令部、病院、倉庫など）を、三年計画で東京の横田に移設する「関東計画」が了承され、これに伴って、府

中、立川、キャンプ朝霞など七空軍施設の返還が正式に決まった（図6-58）。

日本政府は、この「関東計画」を頻発する反基地闘争の緩和策として取り組んだ。協議会の席で外相は「全国的に急速な都市化が進んでおり、いわゆる基地問題を解決することは、日米双方の利益に合致する」と強調した。なお、協議会では、横田への移転・集約に必要な経費、約二五〇億円については、すべて日本側が負担する「有償」の返還と決まった。

「基地返還」のニュースは、地元では一応歓迎された。というのは、全面

返還ではなく、ゴルフ場を中心とした一三三万五〇〇〇平方メートルのみであったこと、和光市分はその三分の一強の四七万四〇〇〇平方メートルで、四七年に作成した全面返還約九三万八〇〇〇平方メートルの約半分にすぎず、先の計画では、緑地として残した部分がその中心をなしていたためである(図6-59)。

和光市は直ちに「市内米軍キャンプ朝霞の一部返還に伴う跡地利用計画に関する要望書」を埼玉県知事ら県関係機関と浦和財務部長ら大蔵省関係機関等に提出した。要望書の要旨は、一部返還の形となったために利用計画を変更せざるを得ない状況となったが「緑を生かした立地を考え、跡地利用が市のプロジェクトで実現できるよう、また市の施設以外の立地は絶対にならないよう強く要望する」というもので、「跡地は何が何でも市で獲得したい。自衛隊や住宅公団の進出はご免だ」という地元の強い意思を表明したものであった。

とはいえ、仮に大蔵省から全面払い下げを受けたとしても財政規模からすべて市の所有とするのは到底困難であり、また、国が跡地利用計画にどのような方針を示すかも不明で、跡地すべてが和光市のものとなる保障は何も見当たらなかった。結局、跡地へは市の施設のほか、県の公共施設を誘致する方策が具体性を帯びてきた。そこで、改めて返還される跡地を対象とした和光市の基地跡地利用変更計画を作成し、三月一五日に埼玉県へ提出した(図6-60)。

ここでは「市で使いたい」から「市民に使えるよう」に、これまでの市単独事業計画から県立施設の誘致をも予定した計画に変わった。財源難がこうした転換を促したともいえよう。変更計画では跡地の大半を県立公園、緑地に換え、浄水場、小学校、幼稚園、保育所、児童館を市の施設としたほか、肢体不自由児施設、消費者センター、保健所、養護学校を県の施設として計画に挿入した。また、こうした地元の利用計画が実現できるようにと、和光市をはじめ、埼玉県、朝霞市、新座市、東京都、練馬区の六団体の代表は五月一七日に、①地元の意向を尊重してほしい

No.	施設名
1	消費者センター
2	児童館（市）
3	保健所
4	幼稚園（市）
5	養護学校
6	保育所（市）
7	公園緑地
8	駐車場
9	浄水場（市）
10	小学校（市）
11	緑地
12	肢体不自由児施設
13	緑地



図 6-60 和光市の跡地利用変更計画案

②住宅公団建設はお断り ③無償払い下げの三項目の要望を防衛施設庁、大蔵省、衆参両院関係議員に提出し協力を要請した。

政府関係機関への要請に先立ち、埼玉県は当初、跡地内に予定した県住宅供給公社の住宅建設計画を断念したが、住宅公団は依然として建設の意向を示していた。そればかりではなく、自衛隊も一部地域の暫定使用を和光市など地元自治体に申し入れてきた。そこで三市は話し合いの上、六月一日に畑埼玉県知事に「キャンプ朝霞一部返還予定地の自衛隊の暫定使用反対について」を伝えると共に、関係機関に働きかけてほしい旨の要請を行なった。

和光市議会も六月一三日に、市で承認した施設以外は国等の諸施設の設置、進出に反対する次のような「米軍基地返還に関する決議」を行なった。

米軍基地返還に関する決議

和光市に存する米軍基地の早期全面返還を求める。

また、基地返還後の跡地はすべて住民の要望する住民のための諸施設に使用すべきである。

従って、当市の計画または、承認した施設以外は、国



写真 6-43 返 還 式

または、それに準ずる如何なる諸施設の基地跡地内への設置または、進出に対しては断固反対する。

以上の目的を達成するため、全市民運動をも含め、強く運動を推進する。

以上決議する。

なお、こうした全面的な返還運動とは別に、三月七日の日米合同委員会では、第六小学校用地（広沢小）に予定していたゴーカー地区の返還が決定された。

基地返還式と大蔵省の有償払い下げ方針 市議会の基地返還決議からわずか一週間後の昭和四八年（一九七三）六月二〇日、

米空軍から二八年ぶりにキャンプ朝霞南地区の一部が返還された。サウスキャンプトレイク体育館で基地返還式が行なわれ、横田基地副司令官ロバート・H・リー大佐、高村清東京防衛施設局長、植松守雄関東財務局長、和光市からは柳下潔市長、室賀茂美助役、富沢実市議会議長、大熊清副議長ら、日米両国関係者約八〇人が出席した。

式は自衛隊音楽隊の両国歌の吹奏で始まり、リー大佐、高村局長らがそれぞれ挨拶し、そのあと両者が返還書に署名し、返還のシンボルキーがリー大佐から日本側の高村局長、植松局長の順に手渡された。柳下市長は地元を代表して祝辞を述べ、その中で「このたびの返還により、跡地の利用は、文教、福祉はもとより、公共的施設として地方

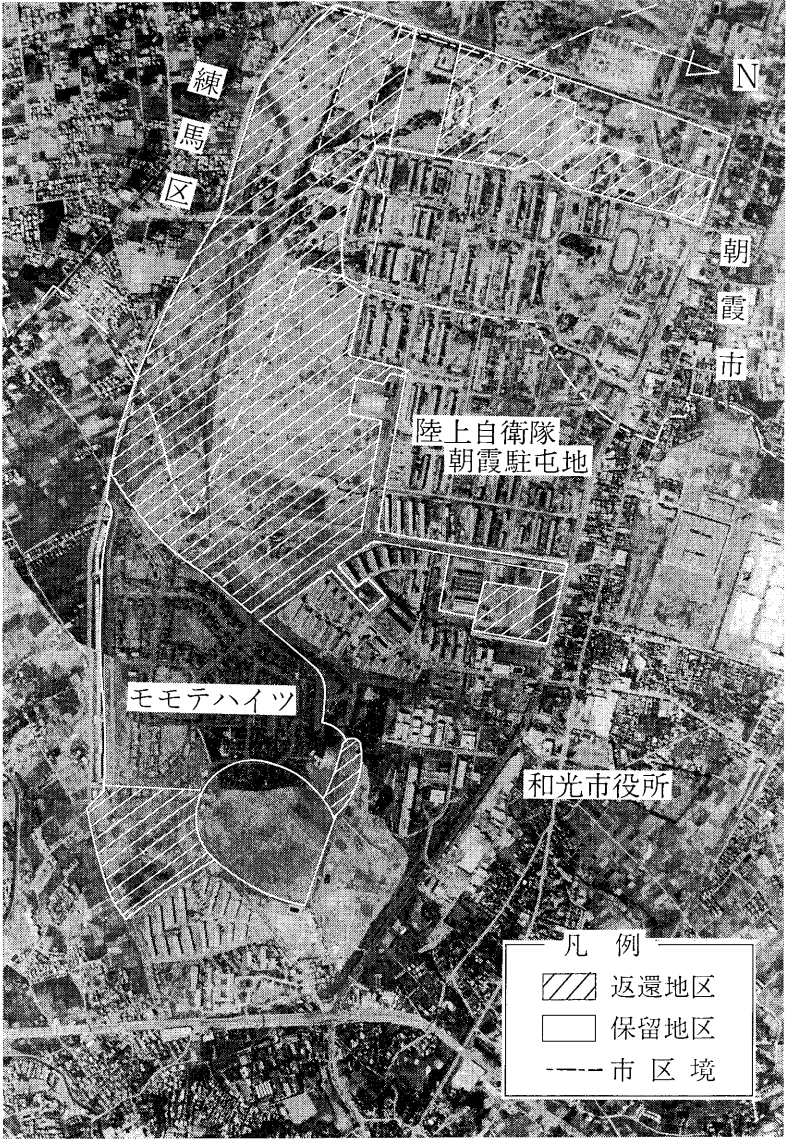


写真 6-44 基地返還図



自治発展のために使用することは申すまでもありません」と市側の跡地利用に臨む強い意思を表明した。

ところが返還の喜びも束の間、跡地を国有財産として管理する大蔵省はこれに「特定国有財産整備特別会計法」を適用し、敷地の払い下げについては、地価公示額に基づいて処理する方針を県に通知してきた。このために、地元自治体による利用計画は暗礁に乗り上げてしまった。

同法では、返還された敷地は国が処分する形となるために、これを買上げる権利は地方自治体ばかりでなく、住宅公団などその他
の公共団体も持つことになる。したがって、キャンプ朝霞南地区の場合、埼玉県と地元三市が優先的に跡地利用を行なおうとするこれまでの前提が崩されることになる。一方、大蔵省からすれば、跡地を緑地化するという条件で無償貸与した昭和四六年の所沢基地の返還処分方式では、米空軍基地を横田に集約する「関東計画」の財源の手当てが容易ではない。そこで、基地施設の移転、整備に要する膨大な経費を、キャンプ朝霞南地区の払い下げで捻出しようとして同法を持ち出したのではないかと地元では解された。

大蔵省の「寝耳に水」の強硬方針に対して、埼玉県は「所沢基地は無償返還だった。地元各市は当然無償のつもりでいたのに、急に有償にされては跡地利用計画ができなくなる」といい、柳下市長も「台所の苦しい地方自治体に公示価で、というのでは買収できない。資金豊富な住宅公団などが買えば緑地化計画は御破算になってしまう。今後は三市、県、都、練馬区と協力して「無償返還」「跡地利用の緑地化」を国に要求していく」と今後の方針を表

明した。

2 第二次返還と跡地の“争奪戦”

政府機関の“進出”計画と 大蔵省の“有償払い下げ”問題とは別に、政府関係機関などは、交通至便で首都に隣地元自治体の利用計画案 接した広大な国有地に着目して、それぞれの進出、拡張計画を市当局に打診してきた。いわば、国レベルの“分捕り合戦”である。

昭和四八年（一九七三）八月の市議会特別委員会への報告によれば、自衛隊をはじめ、住宅公団、建設省、産業医科大学、通産省、警察学校、警察庁、消防学校、自治省、理化学研究所、科学技術庁、それに、附属高校、芝浦工業大学、変電所、東京電力などが跡地進出の打診に訪れていた。このことは、国レベルでの跡地利用方針・計画が、全体的にはそれほど進行していないことを暗示させた。

埼玉県や和光市など地元自治体は、こうした状況を睨みつつ、地元利用計画案の策定作業を急いだ。跡地が埼玉・東京の両都県の四市区にまたがること、しかも、跡地をかかえた自治体の事情がそれぞれ異なることから、跡地利用計画の作成、調整作業は容易ではなかったが、埼玉県側では地元三市と協議をすすめた結果、団地建設を拒否することで合意し、福祉・文教施設、総合運動公園のほか、残りの土地をほとんど緑地公園とする案をまとめた。

その理由として①基地周辺の過密化で、学校建設、ゴミ処理など地元自治体の財政が圧迫されており、これ以上の人口増加には財政的に応じきれない ②県、三市ともすでに五五年度までの人口を想定して上水道拡張計画を実施中、基地跡地に団地が出来ても、水の供給ができないこと、などを挙げた。

昭和四九年（一九七四）一月一七日、埼玉県、和光市、朝霞市、新座市、東京都、練馬区の六団体の首長によるト

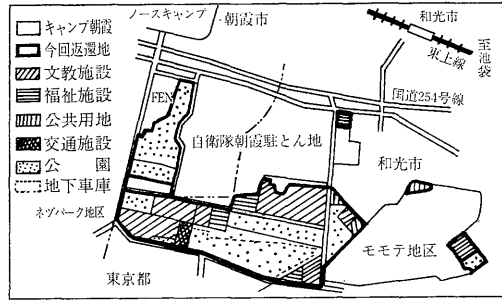


図 6-61 地元自治体の利用計画案

ップ会談が開かれ、キャンプ朝霞南地区の地元利用計画案が決定された(図6-61)。同案では埼玉県分(和光市、朝霞市、新座市)の八一ヘクタールについては、約六〇パーセントにあたる四九・五ヘクタールを公園緑地にあて、残りを文教、福祉施設などの用地とした。一方、東京都分(練馬区)三五・一ヘクタールも、その六〇パーセント近くを公園緑地とし、文教、福祉施設、地下鉄車庫管理施設などを配置した内容であった。

その日の午後、大蔵省で関係省庁(大蔵省理財局、関東財務局、建設省、首都圏整備委員会、防衛庁、防衛施設庁、運輸省)と地元六団体が出席し、返還財産処理対策連絡会が開かれた。この席で地元自治体がまとめた跡地利用地元計画について、①地元の意向を十分にとり入れながら、都・県民の福祉向上のため、一体的利用をはかる ②人口の一層の過密をまねかないよう考慮する ③みどり豊かな自然を保護する観点から、原則として公園(運動公園も含む)緑地とする

④増大する諸般の行政需要に対応して、文教施設、福祉施設等の公共施設用地を確保する、という基本的考え方を説明し、協力を要請した。

一方、政府側も、住宅公団、運輸省、警察庁、防衛庁、理化学研究所、芝浦工業大学の六者から跡地利用の希望が出されていることを公式に明らかにした。

第二次返還

こうして、地元自治体と国の双方の関係者が一同に会して、それぞれの立場から利用計画について意見を交換する初めての公式会談が開かれた。当初の予定では難航するであろう払い下げ価格や利用計

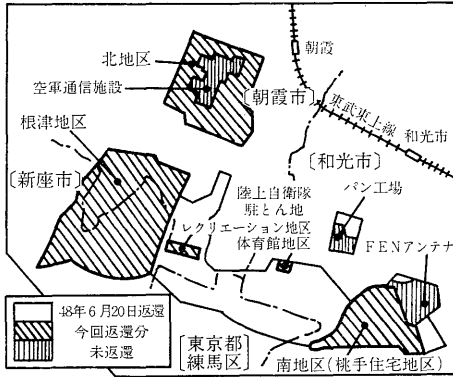


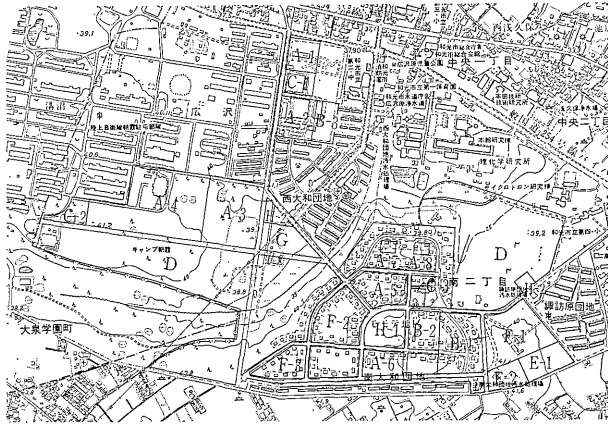
図 6-62 第二次返還区域

画などの調整を行ない、国有財産中央審議会が定める最終的利用計画に向け、具体的な交渉や策定作業をすすめるはずであった。しかし、地元自治体で作成した利用計画案は、全面的変更をしなければならぬこととなった。前年六月の一部返還の際に残された跡地についても、その返還が決まったためである。

返還決定の公式発表の二週間程前の八月二〇日、市当局は防衛施設庁からモメテ地区のほとんどの区域が間もなく返還されるとの連絡を受けた。しかし、五月頃、すでに基地に働く日本人従業員に対して解雇予告通知が発せられ、基地内の建物閉鎖や、PX、将校クラブの営業打ち切りなどが相ついでことから、当然このことを予期していた。

昭和四九年（一九七四）八月二九日、外務省で開かれた日米合同委員会、南キャンプ四〇・三ヘクタール（和光市三七・五ヘクタール、朝霞市二・八ヘクタール）、北キャンプ四三・〇ヘクタール（朝霞市四三・〇ヘクタール）、根津パーク九七・二ヘクタール（朝霞市三二・二ヘクタール、新座市六五・〇ヘクタール）、合計一八〇・五ヘクタールの返還が決まった（図6-62）。この結果、米軍が引き続き使用するのは、FEN（極東放送）アンテナ地区、パン工場地区、それに北地区の空軍通信施設の計三七・五ヘクタールのみとなり、キャンプ朝霞の大部分の返還で「永年の返還要求がやっと実現した」との感想もでるまでになった。

利用計画の練り直し モメテ地区などの返還が決定した二日後の昭和四九年（一九七四）八月三一日、市議会特別委員会が開かれ、それまでの跡地利用計画については全面的に変更することが了承された。また、



No.	施設名	面積(㎡)	No.	施設名	面積(㎡)
A	保健所及び消費者センター	1.37	D	緑地	38.71
	県民会館	1.70	E-1	児童交通公園	1.10
	県立高校	4.00	E-2	児童遊園地	0.90
	県福祉施設	7.50		遊歩道及びサイクリング道路	5.18
	県民プール	2.12	F-1	陸上競技場	3.81
	県立体育館	0.97	F-2	野球場	4.45
	県立博物館	—	F-3	テニス・バレーコート	1.24
	県立図書館	—	G	浄水場	1.48
B	中学校	3.00	H-1	駐車場及び管理施設	1.47
	小学校	2.26	H-2	駐車場	1.00
	幼稚園	0.50		道路	4.05
C	児童会館	1.00		園路	5.04
	肢体不自由児通園施設	0.50		合計	93.85
	保育園	0.50			

図 6-63 和光市の返還跡地利用計画

共施設を追加して、できるだけ自然を残してほしいとの要望が出された。

和光市はこうした住民の要望をとり入れたキャンパ朝霞跡地利用計画案を作成し、同年九月一日に埼玉県に提出した(図6-63)。同案はこれまでになく地元の意向を強く打ち出したものとなった。すなわち、今回も返還が見送られた未返還地部分にも、県民会館などを配した一方で、建設省と県がすすめている東京外郭環状道路を除外した。

こうした新たな事態に対処するため、市内の各自治会長と市議会との懇談会を催し、その要望を反映させるようにとの動議が出され、可決された。

基地返還式当日の九月六日に、委員会と自治会長との懇談会が開かれた。委員会としては、これが住民団体との初の公式な懇談であった。会議では、これまでの経過や新たな返還に伴い計画の見直しをしてほしいとの県からの要請があったことが伝えられ、自治会長側からは、図書館、老人憩いの家、児童館などの公

そして、昭和四八年六月に返還された跡地には、県立高校、県福祉施設、肢体不自由児通園施設、保健所、消費者センター、児童会館、幼稚園などを配し、今回返還となった地区には、県民プール、体育館などのスポーツ施設、それに小・中学校などを計画した。

ところで、県に提出するこの地元計画案の審議の途中に、運輸省が外郭環状道路に合わせて、大規模な流通センター（トラック・ターミナル）をモモテ地区に計画していることが報じられた。「寝耳に水」の国の「割り込み」計画であった。市議会は「地元無視」と一斉に反発し、九月定例議会の最終日に、外郭環状道路、住宅公団、流通センターなどの跡地進出に反対する次のような決議を全員一致で採択し、関係官庁に送付した。

返還跡地利用に関する決議

当和光市は、米軍基地返還後の新しい都市づくりと、総合的な土地利用計画を樹立するため、市民の要望する平和的文化福祉施設建設を基本方針とする、跡地利用計画を進めております。

しかるに、東京外かく環状高速道路、公団住宅、流通センター（トラックターミナル）、警察大学、自衛隊基地の拡張、その他の進出計画があると聞きおよんでおります。

当市は、すでに昭和四八年六月定例市議会で、決議がなされていることをここに再確認すると共に、これらの国及びそれに準ずる諸施設の進出に断固反対する。

よって返還跡地利用計画は、全市民の要望と、結集された力を背景に民主的に進めるものである。ここに決議する。

昭和四九年九月一八日

に、埼玉県と地元三市の間で協議、調整がすすめられ、一月七日、トップ会談で朝霞キャンプ跡地利用計画の地元案がまとまった(図6-64)。ただし、同案では和光市が反対している外郭環状道路の問題は“タナ上げ”にされた。和光市を二分する外郭環状道路の建設について、これを建設省とともに推進する埼玉県側は、同案に盛りこむことを強く希望したが、和光市側は、議会で反対決議がなされていることなどからこれに反対し、結局、この問題は除外された。

トップ会談では、また、地元案の実現促進に向けて、埼玉県と、和光、朝霞、新座の三市による跡地利用協議会の結成が合意された。

3 「三分割・有償」案の登場とその波紋

三分割・有償 昭和五〇年(一九七五)は、それまでと異なって、全般的な跡地利用問題については、特別の進展は償案の登場 みられなかった。しかし、和光市では、人口急増に伴う児童・生徒数の増加に対処するため、義務教育施設用地の取得、建設が緊急な課題となっていた。五一年度開校に向けて関連予算を計上した和光市は、第三中学校(仮称)用地獲得に全力を挙げ、跡地の払い下げを熱心に要望した。

国有財産中央審議会はこれに応え、五月八日に第三中学校用地の無償貸与を決定し、八月二六日には地鎮祭が行なわれた。

昭和五十一年(一九七六)は前年とは対象的に、めまぐるしく跡地利用問題が展開した。いわば、最高潮に達した年でもあった。

新年早々の一月一四日に大蔵省が作成した跡地利用計画試案が埼玉県に示された。同案は、地元利用は要求面積の

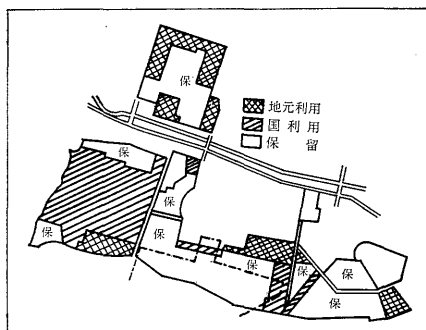


図 6-65 キャンプ朝霞跡地大蔵省利用計画案

三分の一を認めるが、有償で払い下げるといふ地元にとって衝撃的な内容で、しかも、自衛隊、住宅公団、日本分析センター、農林省食糧倉庫、外郭環状道路などの国の進出計画も含まれていた。

埼玉県から「跡地利用の態度を決めてもらいたい」との通知をうけて、和光市は一月一六日の市議会特別委員会で、その概要を伝えた。それによれば、跡地全体を三分割してA・B・C地区と区分する。A地区は、市と県の地元自治体が利用する地区で、それぞれの施設計画を要望どおり認める。B地区は、国、政府関係機関が計画・利用する区域で、科学技術庁の外郭団体である日本分析センターや建設省による外郭環状道路などを予定している。これ以外をC地区として、五〜一〇年の間に国で利用計画を決める地区としている。したがって、地元が予定した緑地公園は認めない。また、地元利用分は有償払い下げとする、という前例のない内容であった。

報告をうけた委員会では、当然のことながら多様な意見が開陳された。「税金の期待できる施設を」「理化学研究所の拡張に同意してもよいのではないか」「用地取得財源のために特別な起債枠を」「無償の要請を提出すべきだ」「C地区は地元優先に配慮を」等、様々であった。

一月二〇日、先の大蔵省試案を若干修正した利用計画案が、キャンプ朝霞跡地に係る返還財産処理対策連絡会で正式に大蔵省から示された(図6-65)。これによると、キャンプ朝霞二八一ヘクタールのうち、七二・六ヘクタールのみを県・市・区の利用計画に充て、八九・五ヘクタールは国関係施設の用地に、残りを保留地とする。さらに、こ

れまで無償貸与となっていた義務教育施設用地についても地価の二分の一の有償払い下げ、二分の一で払い下げている高校、公民館などの公共施設用地は四分の三に引き上げ、すべて有償で、払い下げの単価も大幅にアップさせるというものであった。

大蔵省案は、これまでの、①地元案を最大限に生かしてほしい ②地元への払い下げは無償にしてほしい、との地元の要望が無視されただけに、大きな衝撃を与えた。柳下市長は「三〇年間、米軍基地を抱えた地元がどれだけ苦労してきたのか、国はちっともわかっていない。償いの気持ちはないのか」と憤慨し、畑知事も「国は財政難からこんなことを考えたものだと思うが、国よりもっと台所の苦しい首都圏の県・市にとってはまったくべらぼうな話で、とても受け入れられない。キャンプ朝霞だけの問題にとどまらず、これから利用計画が決まるジョンソン基地（狭山市・入間市）にもかかわってくる。返還基地を抱える全国の都道県にも重大な影響を及ぼす問題なので、共同歩調をとる国の考えを改めさせたい」と大蔵省案に反対を表明した。

地元の反発・意見書の採択 埼玉県と関係六市は直ちに協議を行ない、国の再考を促すべく、①全体利用構想のない三分割方針は将来に禍根を残す ②歴史的経緯から無償化措置で処分されるべきものである ③跡地の公共施設整備には特別の財政援助措置を講じることを骨子とした「基地跡地の利用に関する緊急要望書」をまとめ、昭和五

一年（一九七六）一月二十七日、大蔵省に提出した。また、翌二十八日には、地元の三市長も、さらに義務教育施設用地の無償貸与期間満了後の継続を求めた要望書を提出した。和光市議会もまた「跡地利用は地元のために」と全会一致で、六項目の要望を添えた次のような「基地跡地の利用に関する意見書」を二月二十九日に採択した。

基地跡地の利用に関する意見書

キャンプ朝霞米軍基地につきましては、ほぼ全面的な返還が実現し、かねてより返還を要望してまいりま

した私も市民の願いに近づくものとして、まことに喜びにたえません。

和光市民は、永い年月にわたって存在し続けた基地が、生活のあらゆる面において支障となっていた経緯から、返還された基地跡地の利用に関して、きわめて強い関心を持っているわけでありました。したがって、基地跡地は、和光市の意向を尊重した全体利用計画の中で、有効利用が図られるべきものと考えられます。にもかかわらず、国はキャンプ朝霞の跡地利用に当たって、三分の一分割利用案、統一処分価格方針を打ち出し現行の処分方針より加重な財政負担のもとに地元の利用に供しようとしており、加えて国のスケジュールが性急でありますことは、和光市の意向を全く無視したものとといわざるを得ません。

故に、国の基本方針の再考を促すとともに、次の措置を講じるよう強く要望する。

一、基地跡地の利用計画は長期的大局的見地に立つて考えられるべきものであり、全体利用構想もないまま、三分の一分割による処分方針は、将来に禍根を残すものなので再考を願いたい。

二、基地跡地は、その歴史的経緯から一般国有財産と異なったものであり、その処分に当たっては無償化措置で処分されるべきものと考えられる。ついては、統一処分価格に示される有償の方針は納得できないので、撤回されたい。

三、基地の跡地利用は新しい街づくりを推進するものであり、公共施設整備などに当たっては、短期間に莫大な投資が必要であるので、国において特別な財政援助措置を講じるよう願いたい。

四、さきに無償貸与を受けた義務教育施設用地（市立広沢小学校、市立第三中学校）については、国の施策による自衛隊官舎の建設、日本住宅公団の西大和団地及び南大和団地、並びに諏訪原団地の建設がなされた結果、学校などが緊急に必要となったものであり、貸与期間が満了後においても、無償貸付の措置を講

ぜられたい。

五、基地跡地に国が計画している外かく環状道路については、市内を通過するため、騒音、排気ガスなどの公害により、市民の生活環境を破壊するものでありまた、さらに住宅公園の団地計画についても、人口過密をまねくことにより学校施設などの必要性が生じ、市の財政負担は明白であり、これらの計画には強く反対するものであり、直ちに撤回をされたい。

六、基地跡地の和光市の公園緑地計画については、市民がひとしく望んでいる健康な体力づくりのできる運動場、並びに現在の緑地のままの公園づくりをはかるためのものであり、特に災害時における広域的避難場所としての必要性は、欠くことができないものである。したがって、一方的に国の計画どおり使用するこなく、住みよい街づくりのため、和光市の利用計画に沿えるよう十分な措置を講ぜられたい。

県、市、市議会の反対の動きに住民組織も呼応した。西大和団地自治会（会長鈴木敏雄）は、二月八日、大蔵省案に反対する住民総決起大会を開催し、決議文を関係機関に送付した。また、南大和団地自治会も二月四日に集会を開き、モテ跡地利用対策住民の会（代表和田由喜子）を発足させた。跡地利用計画をめぐって、初めて住民レベルで活発な運動が開始された。それだけ一方的な大蔵省案への地元の反発は強力であった。

大蔵省案の波紋

一方、昭和五一年（一九七六）二月六日、大蔵省は国有財産中央審議会返還財産処理小委員会に、①一〇万平方メートル程度以上の大口返還財産は原則として三等分したうえ、地元自治体が三分の一、国や政府機関、特殊法人などが三分の一を利用し、残り三分の一は処分を留保する ②処分価格の基準を、公園に利用する場合は面積の二分の一を時価売却、残りを無償貸し付けとし、学校や病院、公民館などの建設用地に向ける場合は時価の二五パーセント減額で売却する等の処理方針を諮問した。

同委員会は、これに対して諸々の事情からとりあえず「理解できる」との態度を示すにとどまった。またこの問題への関心はきわめて高く、「返還財産の虫食い利用を避けよう」と日本経済新聞は二月八日の社説に掲げ、朝日新聞も二月九日の社説で「返還基地処理は国民的立場で」と同様に論じた。それだけ、大蔵省の新たな三分割・有償化の方針は全国的な関心を喚起させるものであった。

埼玉県と関係六市の首長は、二月一七日、再度「跡地の利用に関する申入れ」を大蔵省に行なった。前回の要請の趣旨に加え「(大蔵省案が)再検討されなければ、地域住民の意向は全く無視されたものとなり、基地跡地所在の地方公共団体としては、国の跡地利用機関に対しての協力は一切できない情勢にある」と、これまでの「再考」「撤回」から「反対」をハッキリ打ち出した強いものであった。

また、米軍基地をかかえた都県知事で構成する渉外関係主要都道県知事連絡協議会も、四月二七日に三分割・有償化案に反対の態度を確認した。さらに、全国知事会も五月二五日に新処理基準案に反対することを決め、「処分に当たっては現行法令に定める最高限の優遇措置を講ずるとともに、周辺住民の生活環境整備、地域開発のため地元自治体の計画的利用を最優先させる」ことを大蔵、自治、建設、国土など関係省庁に要望した。

また、同日開かれた全国市長会関東支部総会でも「国有地の処分には地元の計画を尊重し、優遇措置を講ずるよう要望する」ことが採択された。

加えて、大蔵省案には、他の関係省庁も反対であった。自治体財政が厳しいこと、都市機能再配置等、全体の都市計画が不明なこと、虫食い状態を促すことになることなどから、自治省、建設省、国土庁は、国の連絡会の席上、反対の意向を明らかにした。

三分割・有償化の答申

地元自治体や、他の省庁の反対にもかかわらず、大蔵省側は既定方針に固執した。その理由として、①跡地を全面的に利用したいという地元の意向は理解できるにしても、米軍跡地は国有地であり、地元の利益だけでなく、国民全体のために有効に活用する必要がある ②地元にも全面的に利用させれば、米軍跡地とかわりのない自治体との間で不公平になる恐れがある ③災害が発生した場合の避難のためや、将来、新しい計画を実施するために備えて、一定の未利用地を残しておく必要があることなどを挙げていた。

昭和五一年（一九七六）六月二一日、大蔵大臣の諮問機関である国有財産中央審議会が開かれたが、自治体側委員の反対にたい、異例の採決を行ない賛成多数で三分割・有償方式を柱とする新処理基準を決定し、大蔵大臣に答申した。

答申では、これまでの地元の反対を考慮して、地価処分の割合「二分の一」の明記を避けるとともに、利用計画の策定では自治体など関係機関との意見調整を十分図り、周辺地域の土地利用計画との整合性にも配慮すべきだと条件を付した。

畑知事は中央審議会の答申に対して「遺憾」の意を表明し、「画一的な分割方式や地方財政を圧迫する有償化方式は全く納得できない。基地跡地の歴史的な経緯を考えれば国と県や市は友好的な協議を積み重ね、住民も納得する形の跡地利用がなされるべきだ。今後、大蔵省が、答申が出たからといって、地元を押しつけようとしても住民の合意はとうてい得られないと思う。三市の市長と協議して具体的な対応策を検討したい」との談話を発表した。柳下市長もまた「基地跡地の地元優先利用、無償払い下げは全国的な願いだ。だから答申は地元ばかりか、国民の意思をまったく無視したものだといえる」と反発した。市議会もまた財政難にあえぐ地元自治体を無視したもので容認できない、と次のような意見書を六月二五日に全員一致で採択した。

基地跡地利用に伴う三分割・有償方式に関する意見書

国有財産中央審議会は、さる六月二一日キャンプ朝霞など米軍基地の跡地利用について、画一的な三分割方式や地方財政を圧迫する有償化方式を骨子とする新処理基準を答申したが、このことは和光市民の永年の期待に反することとなるのみならず、全体利用構想もないままの三分割処分は跡地利用計画に重大な影響を及ぼし、加えて低成長下の財政運営に苦悩する地元公共団体に、加重な財政負担のもとに利用に供しようとする有償化方式は誠に遺憾とするところです。

和光市民は、永い年月にわたって存在し続けた基地が、市民生活のあらゆる面において障害をもたらして来た経緯から返還された基地跡地の利用に関して、きわめて強い関心を持っているわけであり、跡地利用は和光市の意向を尊重した全体計画の中で有効利用が図られるべきものと考えられます。

よって和光市は、新処理基準の再考を促すと共に、地域住民の生活環境及び地域整備のために地元利用計画を最優先され、その処分に当たっては現行法令に定める最高限の優遇措置を講ずると共に、跡地利用に伴う公共施設整備について国で特別な財政措置を講ぜられるよう強く要望する。

大蔵省の新処理基準についての対応策を協議するため、県と三市の会合が七月八日に開かれた。協議会は「跡地利用計画はあくまでも地元との協議で決めるべきもの」で「原則として有償化を強化することは今後も反対していく」ことを確認し、「新提案でもなされない以上、関係団体との連携を図りながら反対運動を行なっていく」ことを決めた。二一日には、防衛、大蔵、外務、自治の各省庁にこの旨を陳情した。また、同日開催された全国市長会役員会、渉外知事会幹事会でも、それぞれ大蔵省の新処理基準に反対の態度を確認した。

こうした自治体側の反対に対して、大蔵省は答申どおり三分割・有償で処分する方針を固め、八月一三日に一都四

県の跡地問題担当者を召集し、①処分は中央審議会の答申どおり三分割・有償で実施する ②具体的な処分方法については基地別に関東財務局と交渉してほしい ③まず、キャンプ朝霞と東京の東大和基地の交渉に入りたい、との意向を示した。また、地元側の新処理基準反対運動に関しても「今後は三分割・有償処分に対する反対は一切受け付けない」との強い姿勢を示した。

かくして両者の交渉は暗礁に乗りあげた。

地元の事情——三分割と外郭環状道路 大蔵省の跡地利用に関する新処理基準をめぐる中央レベルでの攻防の一方で、基地をかかえた地元自治体の跡地に寄せる期待も、それぞれの地域事情を反映させたものとなっていた。

跡地の規模や位置、施設の緊急性など県内の関係六市の場合も、いわば六市六様の状況であった。

昭和四十六年（一九七一）六月に基地の六〇パーセントが返還された所沢市の場合、返還当時には「三分割・有償方式」は存在しなかった。返還地に進出する団体が大蔵省との個別折衝で払い下げ価格を決めてきており、住宅建設に伴う小中学校の建設も事業者負担で行なわれることで、有償方式への関心は六市中もともと希薄であった。狭山市の場合はこれとは対称的で、絶対反対を掲げて全市的な署名運動を展開し、市内全有権者のほぼ七割の署名を集める程に反対運動が高揚していた。また、狭山市に隣接する人間市は、狭山市の全市挙げての反対運動に理解を示しつつ、「人間の場合は公園建設よりも学校建設が急がれている。このため、反対運動で返還が長びくのは困る」という立場であった。

キャンプ朝霞をかかえた三市の場合、「欲しいものがあるので困った」「利用計画は良いが、困った」「外郭環状道路の問題があって、容易でない」というのが、新座、朝霞、和光三市のそれぞれの実情であった。

和光市の場合、この外郭環状道路の問題が「三分割・有償」を含めた跡地利用計画全体の鍵の役割を担った。

市議会は、道路計画が浮上して間もない昭和四十六年九月に、すでに、この道路計画は市域を二分する上、騒音公害をバラまき、市民の生活環境を破壊するとして反対決議を行っていた。これに対して、道路建設の推進を図る建設省と埼玉県は、和光市に度々同意の要請を行ない、跡地利用計画にこれを加えることを求めてきた。昭和四十九年一月に県の試案としてまとめられた地元の跡地利用計画でも、当初、埼玉県は外郭環状道路計画をこれに盛り込むことを主張した。しかし、和光市側の同意を得るに至らず、ここでは外郭環状道路問題にふれず、タナ上げの形となっていた。

「三分割・有償化」の新処理基準反対を確認した八月二〇日の市議会特別委員会では、未返還となっていたペーカリー地区が年内に返還の見通しとなったことが報告されるとともに、跡地利用計画における外郭環状道路問題の重要性が改めて強調された。すなわち、大蔵省の三分割案では、地元利用のA地区、国が利用するB地区、保留のC地区と区分されることになる。この場合、A・Bの両地域が決まらなければC地域は決まらないことになる。C地域はA・B両地域が決定してから五〜一〇年を経て計画される。しかし、B地域には外郭環状道路の問題が存在する。これが決定されないとB地域は決まらないことになる。つまり、外郭環状道路が決まらないかぎり、跡地利用は長期にわたって計画が立たない、ということになる。

こうした説明がなされた背景には、すでに四月の時点で、市議会が「反対決議の意を尊重するが、対外交渉は市長判断で対処する」と柔軟な方針に転換したことが大きく影響したことによる。

なお、四十六年九月の反対決議は、改めて市議会が意見書を提出する形でそれまでの方針が修正され、市政の懸案事項となっていた外郭環状道路の問題は、公式に終息した。同時にこのことは、跡地利用計画策定促進のゴーサインをも意味した。

昭和五二年（一九七七）七月一八日、市議会は「外郭環状道路の通過もやむを得ない」とする次のような意見書を市長宛に提出した。

東京外かく環状道路市内通過に関する意見書（要旨）

東京外かく環状道路が市内を通過することにより、市が二分され騒音、排気ガス等、市民の生活環境が著しく破壊されるということで、昭和四六年、議会で反対決議を行ないましたが、現状において、東京外かく環状道路は避けて通れるものではない。また和光市の都市計画事業の一部に支障をきたしている等を考え、前回反対決議に盛られた諸条件を解消した場合、東京外かく環状道路の通過もやむを得ないものと考え、市長は市議会の意向を十分尊重し、関係機関と強い折衝をすべきである。

膠着状態

新処理基準で跡地の処分をすすめようとする大蔵省と、地元との協議でこれを決めるべきだと主張する自治体との対立で、しばらく膠着状態が続いた。

具体的な処分交渉に入りたいとする大蔵省関東財務局は、昭和五一年（一九七六）八月三十一日に同局に出向くよう自治体に通知した。しかし、「交渉に入ると大蔵省の処分方針を認めたことになる」として、自治体側は当日の会議をボイコットした。

「冷却」期間をおいて、改めて十一月三〇日に初の事務打ち合わせ会が開かれた。大蔵省はこの日の会議で、三分割・有償方式を前提に、跡地の利用計画を煮詰めるつもりでいたが、大蔵省側の開会の挨拶がすんだとたんに、地元自治体代表は「国の三分割・有償方式は財政難に苦しむ地元の事情を無視したもので、認めるわけにはいかない。きょうの会議には跡地払い下げが新処理基準に基づかないことを前提に出席したのでよろしく」と宣言し、同趣旨の申し入れ書を手渡した。

これに対し、大蔵省側は「三分割・有償方式は正規の手続きを経て決まったもので、曲げるわけにはいかない」と申し入れを拒否した。このため、自治体側は「国があくまで三分割・有償方式を前提に話をすすめるのであれば、テーブルに着く意味がない」とポイコットを決め総退場し、実質審議に入らず流会となった。双方の強行な姿勢は変わらず、依然として暗礁に乗り上げたままであった。

中央レベルでは、こうした「原則」をめぐる攻防がくりかえされていたが、既述のように、跡地をかかえた自治体の跡地に寄せる「期待」は一樣ではなかった。それぞれの事情から一部には現実的な対処を模索する動きも水面下では始まっていた。

4 朝霞市の離脱と処理大綱の決定

朝霞市の 昭和五二年に入ると、市長選挙を間近に控えた朝霞市の態度が微妙な変化をみせはじめた。

「戦線離脱」 新座市がキャンブ朝霞地区の三市と練馬区の四自治体で、今後の運動のすすめ方などについて相互の意見交換を行ないたいと申し入れたところ、朝霞市はこれを断ってきた。

三月に行なわれた朝霞市長選挙では、跡地利用問題が争点になり、現職の渡辺市長は「国も地元も一歩も譲らない現状が続けば、貴重な用地がいつまでも利用できない。県立高校や公民館建設など、市民の要求は高まるばかりであり、こちらへんで「有償」の額をできる限り引き下げるなど、現実的な交渉に入る時期だ」と「条件闘争」への切り替えを主張し再選された。

このことは、各市との共闘体制に大きな波紋を投げかけることになった。和光市議会では、三月八日の特別委員会で、跡地利用問題が「微妙な動きの段階になってきた」ことを確認した。

八月三〇日にはついに「戦線離脱」、「国の三分割・有償払い下げ受け入れ」のニュースが報じられた。朝霞市の理由として、①米軍キャンプ朝霞が市街地の中心部にある ②過密の中で公共用地が取得しにくい ③財政が確立しており、用地取得が比較的容易である、ことなどを挙げた。なかでも、起債二七億円のほかに公社借入金はなく、しかも基地跡地整備基金（五一年三月創設）三億円をはじめ、合計で一〇億円以上の諸基金の準備があり「一般市民に負担を強いることなく計画的に用地を取得できる」ことが「離脱」を促す一因となった。

和光、新座の両市は困惑した。「いづれ個別交渉になるだろうと思っていたが、それにしてもこんなに早く……。朝霞さんは財力があるので可能でしょうが、貧乏世帯のうちではムリ。秋には地元出身の国会議員も力添えしてくれるそうなので、他市と総力をあげる。それにしても、もう少し待って欲しかった」と小船新座市長は語り、和光市の室賀助役も「わが市には急いでやらなければならない計画がないので、共同歩調でじっくり構えます。国は個々の交



(昭和52.8.31/52.9.1付 毎日新聞)

渉にだけ応ずる態度だが、我々は足並みをそろえるしかない」と述べていた。

埼玉県は朝霞市に「もう一度、共同戦線に戻るよう」呼びかけたが、朝霞市の「別行動」が他の自治体に与えた影響は大きく、その後の国、自治体の交渉に大きな波紋を及ぼすことになった。

交渉再開

朝霞市の「戦線離脱」の表明直後の昭和五二年（一九七七年）九月五日、埼玉県と関係六市は「基地跡地関係連絡会議」を開催し、新処理基準問題への対応を協議した。そして大蔵省に対し、①付随的な三分割ではなく、地元の意向を尊重し、弾力的運

用を図る ②譲渡条件については、現行法令が定める最高限の優遇措置を講ずること ③跡地利用は道路、上下水道など多大な公共投資を必要とするので、特別な財政援助制度を確立してほしい、こと等を決め、二八日に要請した。

跡地利用問題への具体的な取り組みが始まった。一月一日に開催された連絡会議では、早期解決に向けて「三分割案については弾力的に対応していく」ことを決め、歩み寄る姿勢を明らかにした。ただし、有償化案の受け入れは困難であるとして、三分割と有償化とを切り離していくことで一致し、これまでの絶対反対から「条件闘争」へと戦術を転換した。

なお、こうした動きとは別に、一月一五日にペーকারー地区が返還された。

地元自治体の跡地問題に関する意向は、渉外知事会の「基地跡地利用に関する提言」にまとめられ、一月六日の交渉の際に大蔵省に手渡された。この「提言」は、大蔵省との折衝に臨む自治体側の基本姿勢を改めて示したもので、①基地跡地利用計画は周辺の都市計画との整合など自治体の特殊事情を配慮し、地元自治体の合意案を基本として策定する ②国の施設の選定は地域住民の要望を尊重し、地元自治体と十分協議する ③跡地処分は法律に定める最高限の優遇措置の適用を基本原則とする ④基地移転経費を捻出する理由で自治体に負担を求める場合は、移転経費と処分収入の関係を明らかにし、渉外知事会の理解を得る、という内容であった。

「提言」は、①と②で都市計画に支障のない留保地と国の施設用地は協議で決めて、三分割については弾力性をもたせつつ、有償化については、③で強く現行処分方法の継続を求め、④では一部に有償化の処分収入が移転経費を大きく上回るとの指摘があることから、費用関係の明示を求めた。

埼玉県と関係六市の首長は、昭和五三年（一九七八）一月九日、今後の交渉のすすめ方について協議し、渉外知事会に国との折衝を一任することを決めた。また、跡地利用のうち、公園、住宅などよりも、まず各市が直面している

小、中、高校用地の確保に全力を注ぐことで意見が一致した。かくして、ようやく交渉のテーブルが整うこととなり、緊急度の高い学校教育施設用地の問題から開始されることとなった。

学校用地払い下

け基準の合意

大蔵省と渉外知事会との間で六回に及ぶ交渉が重ねられ、教育施設用地の処分条件については、①人口急増地域の小・中学校、養護学校の用地は無償貸し付けは原則として行わず、五割減額売り払いとする ②その他の地域の小・中学校の場合は四割減額売り払いとする ③高校の用地は原則として四割減額売り払いとすることで合意された。

これは、現行処分方法を主張する知事会側と、新処理基準案をとる大蔵省の両者のいわば折衷案であった。現行では、人口急増地域の小・中学校、養護学校について「五年間の無償貸与後、時価の半額で譲渡」を定めたのに対し、新処理基準案は「面積の二分の一は時価で売り払い、二分の一は五年間無償貸し付け後、半額で譲渡」となっていた。

また、無償貸し付けについては「原則として行わず」とされていたが、「現在、無償貸し付けが継続中のところは、契約更改時にケースバイケースで考慮する」ことが了解された。

基地跡地にすでに小、中学校各一校を設置し、さらに中学校一校の建設を予定していた和光市では、さっそく、昭和五三年四月八日の市議会で、学校用地の買い取り問題が論議された。理事者側からは、第三中学校用地は昭和五四年から一〇年間で買い取る、第二中学校については無償貸し付け期間を二年間延長し、五四年度に一括して購入する、広沢小学校は無償の期間を四年間延長し、昭和五六年度から一〇年間で買い取るという方針が説明された。承された。

折衝はさらにすすめられ、四月には、ゴミ処理場や上下水道施設用地などについては、現行法通り無償とすることで合意に達し、福祉施設、公園・緑地などを残すだけとなった。

ところで、この間に建設中であった市民待望の「生活通路」「広沢・南線」が昭和五三年（一九七八）五月二三日に開通した。昭和一六年に陸軍予科士官学校が開設されて以来三七年間、基地で隔てられ陸の「孤島」となっていた南一・二丁目と中央部が延長一五〇〇メートル、幅員一メートルの道路で結ばれた。

国の三分割案と県 教育施設用地などの払い下げ条件が決まるなかで、埼玉県と和光、朝霞、新座の地元三市は、三市の見直し案 昭和四九年に作成した利用計画案の見直し作業をすすめていたが、大蔵省は昭和五三年（一九

七八）九月に三分割を前提とした転用計画案を提示してきた（図6—66）。

それによると、キャンプ朝霞（総面積三一七・七ヘクタール）の返還地二九一・二ヘクタールは、国、地元県市、保留地にほぼ三等分され、五一年の試案ではカットされた運動公園などが地元利用地として復活した。また、国の施設としては、国税局のコンピュータセンター、労働大学校、警察庁（県警機動隊宿舎）などのほかに、外郭環状道路も国利用地として浮上してきた。

埼玉県は同案について、「地元としては、地元優先の立場から計画を作るしかない。全体の利用計画を無視した三分割案に対しては、長期的利用構想の立場からみて反発がある」としながらも「しかし、地元側も具体的計画を煮詰めているので、国と積極的に話し合って行く」ことを表明した。

埼玉県と地元三市は、こうした国の案も斟酌（しんさく）しつつ跡地の基本構想と見直し案をまとめ、首長会議の合意を経て大蔵省に提出した（図6—67）。

埼玉県と地元三市の「キャンプ朝霞跡地整備促進協議会」がまとめた基本構想は、①緑豊かな自然の保護と優れた都市環境づくり ②都市再開発など街づくりの整備 ③生活環境の向上を基本方針に、文教、業務、公園・緑地地区などに用途区分し、地元だけでなく国の施設も配置したほか、保留地を一か所に集約して未構想地区にする、という

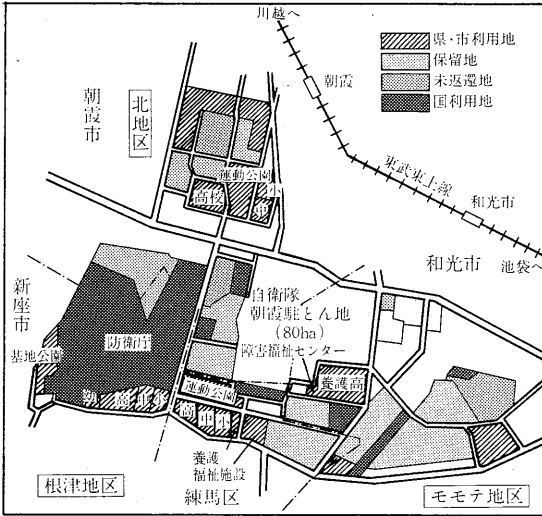


図 6-66 大蔵省の三分割案

もので、いわば三分割案を弾力的に運用した形をとった。地元の見直し案の特徴の一つは、用途地域の設定にあった。これは、用途地域を設定することによって、国の施設の一方的な進出に歯止めをかけようとするねらいが含まれていた。「三分割案を認めていけば、保留地のC地区には何が出来るかわからない。国が何らかの施設を考えるならば、業務地区にふさわしい施設以外は認めないという形にしたい。

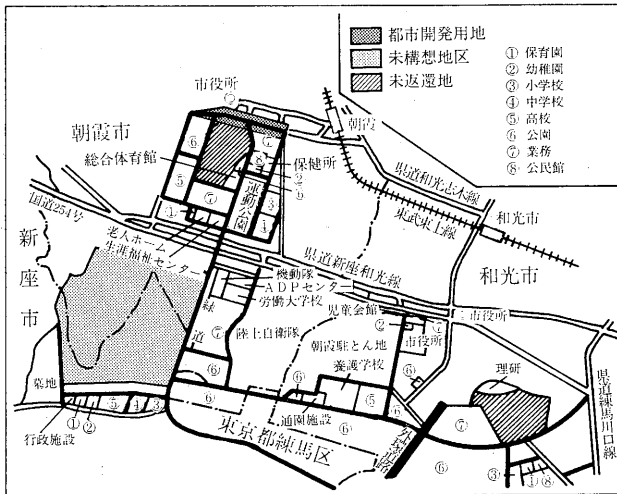


図 6-67 県・地元三市の見直し案

「三分割案を認めていけば、保留地のC地区には何が出来る

国が一方的に施設を作らないように、用途区分という色塗りを先にしてしまう」という戦術であった。また、同案では公団住宅を排除したほか、自衛隊の演習場問題については、「良好な市街地の中での恒久的利用には問題があるもので、公園として利用できるよう今後の検討を要望する」とタナ上げし、利用構想からははずし「未構想地」とした。なお、この構想では、和光市役所の業務地区への移転も盛り込まれた。

処理大綱の決定

昭和五四年（一九七九）の新春を迎えると、跡地処分の新処理基準をめぐる最後の攻防が開始された。それまでの学校用地、上下水道用地に続いて、福祉施設、公園・緑地用地の処分に関する交渉が一月二三日に再開された。福祉、医療、県営住宅、スポーツ施設、公園・緑地の用地払い下げについて、現行制度では無償か二分の一減額譲渡となっていたが、新処理基準案では、いずれも二分の一から四分の三で有償払い下げとなっていた。

この問題は、結局、九月一四日に、①公園・緑地は三分の二の面積を無償貸与とし、残り三分の一は時価売り払い
②社会福祉関係施設は時価の五割減額譲渡とすることで合意された。

こうした新処理基準をめぐる「攻防」の一方で、大蔵省は七月三〇日に、国有財産中央審議会返還財産処理小委員会に、利用計画案を諮問した。これを昭和五三年一月の地元の基本構想と比べると、各種施設用地に関してはほぼ一致し、地元の「住宅建設は希望しない」との意向も反映させた形となっていた。しかし、公園・緑地にして、地元側が七五・九ヘクタールを予定したのに対し、大蔵省の利用計画案では三四・五ヘクタールに半減させられ、残りは保留地と位置づけられた。また、自衛隊が一時使用している根津地区の演習場について、地元案では未構想地区とし、将来の利用に柔軟性を持たせようとしたのに対し、大蔵省案では、逆に自衛隊使用の固定化を図り、大蔵省から防衛庁へ所管替えとする内容となっていた（図6-68）。

また、かつて基地返還のニュースとともに殺到した国、政府関係機関の跡地進出計画は、ここではすでに「整理」されていた。和光市域に関しては、外郭環状道路―建設省の建設と理化学研究所―科学技術庁の拡張のみに絞られた。



写真 6-45 広大な基地跡地（左上は西大和団地）

跡地計画がこのようにまとまるまでの「争奪戦」は、単に国と自治体という対立の図式のみで展開したわけではない。国・省庁、県、市、それぞれの戦略から多彩な合従連衡も形成された。

昭和五四年（一九七九）一〇月一七日、埼玉県と和光、朝霞、新座三市で構成する「キャンパス朝霞跡地整備促進協議会」は「大蔵省案は先に申し入れた地元の基本構想と相応することを確認した」として、五項目の要望事項をつけて「基本的に了承」した旨を大蔵省に回答した。

五項目の要望事項は、①県が計画している五八ヘクタールの広域公園の事業進展に伴い、南地区



表 6-102 見 取 図 の 内 訳

事項 地区別	用 途	見取 番号	面 積	具 体 的 用 途 (予定施設等)	備 考	
北 地 区	都 市 開 発 用 地	①	約 3 ha		○東武鉄道東上線朝霞駅 南口地域の再開発等に 関連するものである。 ○郵便局新設用地を含む。	
	公 園 用 地	②	約 11 ha	運動公園、近隣公園		
	公 共 公 益 施 設 等 用 地	③	約 9 ha	公民館、幼稚園、保育 所、保健所、老人ホーム、 障害福祉センター、 体育館、病院等		
南 地 区	文 教 施 設 用 地	④	約 6 ha	高校、小学校		
		⑤	約 3.5 ha	高校、中学校		
	公 園、緑 道 用 地	⑥	約 30 ha		○和光市所在分約20ha、 練馬区所在分約10ha	
	公 共 施 設 等 用 地	国等の施設用地	⑦	約 6.5 ha	警察庁(埼玉県警察本 部機動隊)、国税庁(A D Pセンター)、労働省 (研修所)	
			⑧	約 5 ha	陸上自衛隊朝霞駐とん 地南部前庭	○本区域に現存する松林 等は、現状のまま保存 を図るものとする。
			⑨	約 5 ha	理化学研究所研究施設	
			⑩	約 3.5 ha	東京外郭環状道路	○都市計画決定されるこ とを前提として予定す るものである。
			⑪	約 7.5 ha	和光市役所、公民館、 児童会館、幼稚園、保育 所、肢体不自由児通園 施設、浄水場※	○※印の施設は、東京外 郭環状道路の建設に係 る移転先用地として予 定するものである。
		⑫	約 3 ha	社会福祉施設		
	根 津 地 区	文 教 施 設 用 地	⑬	約 7 ha	高校、中学校	
公 共 公 益 施 設 用 地		⑭	約 1 ha	幼稚園、保育所等		
墓 地 用 地		⑮	約 11 ha			
緑 道 用 地		⑯	約 3.5 ha			
自衛隊訓練施設等用地		⑰	約 72 ha			

の留保地部分を利用できるよう配慮する ②留保地の利用にあたっては地元自治体の意向を十分尊重するほか、利用計画決定までの間に運動広場などの暫定利用を認める ③跡地内の都市基盤整備について、国が特別財政援助制度を創設する ④跡地の払い下げには優遇措置をとり、時価計算は公示価格を基準に ⑤地下鉄一二号線が県内に延伸、跡地を通過する場合は特別の配慮を、という内容であった。

基地跡地の利用問題は、昭和四八年（一九七三）六月の一部返還以来、六年四か月ぶりに決着のメドがつくこととなった。

かくして、昭和五四年（一九七九）十一月一九日、国有財産中央審議会は、キャンプ朝霞の跡地利用計画を答申した。

和光市史年表

○本年表は、おおむね本文の記述に依拠した。

○月日の表記は、算用数字と中黒点を用いた。月日不詳及び不要と考えられるものは、中黒点とした。

近 代		時代
明	治 時	代
一八七〇	一八七〇	一八六八
三	三	慶応 明治 元四
6・13 下新倉村、芝宮河岸に惣村持ち舟荷物問屋の設置を品川 県に願出する	6・13 下新倉村、芝宮河岸に惣村持ち舟荷物問屋の設置を品川 県に願出する	6・20 上新倉村、下新倉村、白子村の市域三か村は武蔵知県事 松村忠四郎の管轄下に入る
10・ 地福寺、天台宗地福寺本末寺その外明細帳を民部省に提 出	10・ 地福寺、天台宗地福寺本末寺その外明細帳を民部省に提 出	
4・4 上新倉村両組の屋敷番号が付けられる	4・4 上新倉村両組の屋敷番号が付けられる	
11・14 市域三か村は入間県の管轄となる。県庁所在地川越 町(初代県令小笠原幹) 下新倉村よね女、老養手当扶持米を下げ渡される	11・14 市域三か村は入間県の管轄となる。県庁所在地川越 町(初代県令小笠原幹) 下新倉村よね女、老養手当扶持米を下げ渡される	
7・24 田方地租は米納、畑方は石 代金納とする	7・24 田方地租は米納、畑方は石 代金納とする	1・3 鳥羽・伏見の戦(戊辰戦争 起ころ)
9・19 平民に氏の称を許す	9・19 平民に氏の称を許す	3・14 五か条の誓文、五榜の揭示
1・24 郵便規則制定	1・24 郵便規則制定	7・17 江戸を東京と改称
4・4 戸籍法制定	4・4 戸籍法制定	9・8 明治と改元し一世一代の制 を定める
7・14 廃藩置県の詔書出る	7・14 廃藩置県の詔書出る	3・28 東京に都をうつす
7・18 大学を廃し文部省設置	7・18 大学を廃し文部省設置	6・17 版籍奉還が始まる
		12・25 東京―横浜間に電信開通
		2・9 市域三か村、品川県の所管となる。知県事古賀一平
		4・ 下新倉村鎮守社、神仏分離により別当寺の管理消滅のた め、新たに組頭秀五郎が神主となる
		12・ 品川県において寄場組合にかわり支配組合を設置、上・ 下新倉村、白子村とも第一七番組に所属
		・ 白子宿大火にかかる

代		時		治		明	
一八七二	五	一八七三	六	一八七四	七	一八七四	七
3・ 所屬 大区小区制実施、市域三か村は入間県第二大区六小区に	7・1 白子駅郵便取扱所設置	11・ 入間県の各大区ごとに警察見張番所を設置、第二大区は白子村に設置	2・ 入間県権県令沢簡徳にかわって河瀬秀治（前印旛県令） 県令となる。群馬県令兼務	8・23 川越街道筋において人力車営業の下新倉村田中伝八、車 両届出手続の手違いにより雇人が拘留されたため裁判所 へ歎願書を提出	7・19 熊谷県令河瀬秀治から掛取素彦権令にかわる	8・15 上新倉、下新倉、下新倉南村立新倉学校（第一大学区第一四番中 学第二〇四番小学）満願寺を教場として開校	8・15 上新倉、下新倉、下新倉南村立新倉学校（第一大学区第一四番中 学第二〇四番小学）満願寺を教場として開校
8・9 散髪、魔刀を許可	9・3 田畑勝手作りを許可	11・9 旧曆を廃止し太陽曆の採用 を公布（二月三日を明治 六年一月一日とする）	1・10 徴兵令公布	7・28 地租改正条例公布	11・2 知県事を県令と改称	7・ 引又町と館村が合併して志 木宿となる	7・ 引又町と館村が合併して志 木宿となる
11・2 知県事を県令と改称	2・15 田畑永代売買の禁を解除	9・13 新橋・横浜間に鉄道開通	6・29 上白子村と橋戸村が合併し 橋戸村となる	7・28 地租改正条例公布	2・9 庄屋・名主・年寄等を廃止 し戸長・副戸長を設置	1・17 板垣退助ら民撰議院設立建 白書を提出	1・17 板垣退助ら民撰議院設立建 白書を提出
8・3 学制を頒布	4・9 庄屋・名主・年寄等を廃止 し戸長・副戸長を設置	11・9 旧曆を廃止し太陽曆の採用 を公布（二月三日を明治 六年一月一日とする）	1・10 徴兵令公布	7・28 地租改正条例公布	2・9 庄屋・名主・年寄等を廃止 し戸長・副戸長を設置	1・17 板垣退助ら民撰議院設立建 白書を提出	1・17 板垣退助ら民撰議院設立建 白書を提出

近		代	
明	治	時	代
一八八二	一八八一	一八八〇	一八七九
一五	一四	一三	一二
6・ 市域三か村、所沢警察署大和田分署所轄白子交番所の担当地区となる	3・ 下新倉村柳下織右衛門埼玉県議員に当選、(翌年三月 辞任)	10・ 18 下新倉村柳下織右衛門、中学連合会議員に当選、郡長より任命書を受ける	4・ 1 北足立・新座郡役所が浦和町に開庁
3・ 14 立憲改進黨結成(総理大隈 重信)	10・ 11 国会開設の詔勅	9・ 29 学制廃止、教育令制定	3・ 14 愛媛県下にコレラ発生全国に蔓延
2・ 24 自由党埼玉支部成立	7・ 北海道開拓使官有物払下げの非難高まる	9・ 10 埼玉県、町村会規則を布達	3・ 郡制施行、埼玉県に九郡役所設置
10・ 18 自由党結成(総理板垣退助)	4・ 5 大日本農会組織される	11・ 川越に入間・高麗・比企・横見四郡同胞有志会設立	5・ 埼玉県会が初めて開催される
	12・ 28 教育令改正	1・ 大宮嚶鳴社設立	7・ 下旬埼玉県内にコレラ患者が発生し蔓延。この年罹患者六三五人、内三六六人死亡

代		時		治		明	
一八八三	一八八四	一八八五	一八	一九	一八八六	一九	一八八六
2・15 下新倉村浅久保の若者組、東西両組の月行事役を決める	7・28 上野・熊谷間に鉄道開通	1・5 徴兵検査が志木宿宝幢寺で行なわれる。上新倉村一三人、下新倉村一人、白子村九人が該当	4・18 清国と天津条約を結ぶ	1・1 上新倉村上之郷組火の番割当を決める	4・10 師範学校令、小学校令、中学校令公布	10・17 東輝小学校開校式举行	12・17 埼玉県消防組編成規則制定、各町村に消防組が編成される
5・ 荒川筋川ノ口より東京まで船賃三〇銭（大里郡久下村日送早船会社）	12・28 徴兵令改正（現役三年予備役四年後備役五年）	7・1 洪水のため、荒川との合流点附近の越戸川沿いの堤防敷か所決壊	12・22 太政官制度を廃止し内閣制度をおく	3・2 帝国大学令公布	7・5 東京電灯会社開業	9・16 新倉村衛生委員選舉	7・5 埼玉県消防組編成規則制定、各町村に消防組が編成される
7・14 上新倉村、下新倉村、白子村三か村は白子村に戸長役場を置き白子村連合を構成、連合戸長柳下織右衛門	5・7 区町村会法改正（戸長公選より官選に切替）。県、町村の連合を示達	7・22 農作物不作のため連合戸長役場、祝儀、葬式の節儉を通達	10・31 秩父事件おこる	4・10 白子村連合議会議会を開き新倉、白子両学校の合併につき協議	4・10 白子村連合議会議会を開き新倉、白子両学校の合併につき協議	9・11 白子村連合戸長役場、惣代人の数に応じ各村に伍長を置く	7・5 埼玉県消防組編成規則制定、各町村に消防組が編成される
4・ 上新倉、下新倉、白子三か村連合による東輝小学校の新築着工、一〇月竣工							

代		近	
代	時	治	明
一八八七	一八八八	一八八九	
二〇	二二	二三	
10・ 所沢警察署大和田分署は大和田警察署となる。白子交番 所その管轄下に入る	12・22 北足立・新座郡徴兵慰勞義会設立のため規約案評議	4・14 白子村連合勸農勸貯蓄組合申合規約制定	6・1 新倉村役場は長照寺において事務取扱を開始、村長小暮 嘉藤治、助役上原小左衛門、収入役天野啓之輔
4・ 市城三か村の実戸数・人口は、上新倉村二二五戸・一四 二五人、下新倉村二三五戸・一四五七人、白子村一四〇 戸・八四九人	5・10 大和田町外一〇か村連合町村会設置	4・ 町村制施行に伴い大和田警察署の所轄は入間郡の一部を 外し新座郡のみとなる	5・16 白子村役場は旧連合戸長役場を使用、村長富沢義三郎、 助役田中勤左衛門、収入役柳下伝内
10・29 下新倉村消防組正副頭取許可願を大和田警察署長に提出	12・12 上新倉村と下新倉村との境界横堤の所属につき両村間に 訴訟事件が起こる	4・1 町村制施行により白子村と下新倉村が合併して白子村と なり、上新倉村は一村独立で新倉村となる	4・ 志木宿は志木町、大和田町 外四か村合併で大和田町、 膝折村外四か村で膝折村、 上内間木村外四か村で内間 木村となる。片山村は変ら ず、小樽村、橋戸村で縛橋 村、上・下保谷村、上保谷 新田で保谷村となる
3・ 白子村の飛地後安が東京府北豊島郡下土支田村へ組替と なる	10・ 白子村富沢義三郎、字宿に湧水利用の水車場を設ける	4・27 新座郡通俗衛生談話会設立、大和田町普光明寺において 発会式挙行	5・17 府県制、郡制公布
12・ 三大事件建白運動起こる	4・25 市制、町村制公布	2・11 大日本帝国憲法発布	1・22 電灯会社東京市内に配電を 開始
8・ 政府の条約改正案反対運動 盛んとなる	12・25 保安条例公布	1・23 徴兵令改正	6・8 伊藤博文、井上毅ら憲法の 起草開始

近		代	
明	治	時	代
一八九六	一八九五	一八九四	一八九三
二九	二八	二七	二六
<p>4・郡廢止法施行により大和田警察署は所沢警察署大和田分署となる</p> <p>11・24 徴兵慰勞義会、北足立・新座郡役所において戦病死者の招魂祭を執行し、第八回の徴兵慰勞会を举行</p>	<p>6・13 新倉村、村長以下役職者、学校生徒など二〇〇余名が出征兵士の帰郷を出迎える</p> <p>9・23 白子村、出征兵士の凱旋祝賀慰勞会を開催</p> <p>11・30 現在の応召戸数白子村六、新倉村二</p> <p>11・北足立・新座兵事義会設立</p>	<p>8・9 白子村会、応召軍人とその家族への救護及び慰勞金支出を決定</p> <p>9・20 白子村村社で村民三〇〇名が戦勝祈願を行なう</p> <p>4・2 東輝尋常小学校に高等科併置を村会で議決、五月県認可、東輝尋常高等小学校と改称、六月授業開始</p> <p>3・22 新倉村特別税条例改正</p>	<p>3・14 白子村村会議員田中兼吉外七名、荒川沿岸大字下新倉地内雑丹袋の屈曲開鑿見合わせを県議事に請願</p> <p>10・31 東輝小学校、新倉小学校に御真影下付</p>
<p>・・・ 県内で赤痢が流行する</p>	<p>4・17 日清間に講和条約（下関条約）が調印される</p> <p>6・ 埼玉県農会設置准則を布達</p>	<p>2・10 消防規則公布</p> <p>5・10 埼玉県消防組規則施行細則制定</p> <p>7・25 日本と清国朝鮮豊島沖で衝突日清戦争勃発</p> <p>・・・ 全国農事会設立</p>	<p>3・17 川越町大火にかかる</p> <p>8・12 「君が代」など小学校の祝祭日儀式用唱歌選定</p> <p>3・15 埼玉県有志、知事警察部長の辞職勧告書を提出</p> <p>11・18 埼玉県会で久保田知事不信任案可決（この頃官と県民の対立最高潮に達する）</p> <p>学務委員復活</p>

近		代	
明	治	時	代
一九〇一	一九〇〇	一八九八	一八九七
三四	三三	三一	三〇
4・6 消防組設置区域及び定員を定める。新倉村は第一部から	7・3 慈恵救済資金募集新倉村委員富岡儀三郎、囑託請書を県知事に提出 7・1 東輝尋常高等小学校同窓会々々を定める 3・ 近衛師団諸員連合演習、市域附近で行なわれる ・ 白子村隔離病舎建設	7・ 荒川水害予防のため北足立郡の沿岸町村は荒川急水警報規約を制定(市域は板橋電信局より白子村役場へ通報)それより新倉村へ回報 9・30 郡会議員選挙、大畑三郎兵衛(膝折村)当選(選挙区、白子村、新倉村、膝折村) 12・14 北足立郡第一回農事短期講習に、白子村高橋浜太郎参加(講習期間二週間)	8・ 新倉村農会設立 7・29 白子村会、衛生組合規約を議決 9・20 第一回郡会召集。新倉村外二町一村選出郡会議員渋谷真三(大和田町)、白子村外三村選出は栗山音二郎(片山村) 8・ 新倉村鈴木太郎八、白子村富沢藤七外一七名は毛武鉄道の改正線路不認可願を通信大臣に提出
3・2 愛国婦人会創立	10・20 小学校教育費国庫補助法公布 6・9 農会法公布	3・29 北足立郡農会設立 12・ 八十五銀行志木支店開業	4・1 伝染病予防法公布 6・30 埼玉県伝染病予防法施行細則、衛生組合規則制定
8・2 小学校令改正、尋常小学校四年制となり、授業料廃止	6・4 清国北京に義和団事件発生 3・7 産業組合法公布		8・1 郡制施行、新座郡は北足立郡に合併、市域は北足立郡となる 8・ 新倉村鈴木太郎八、白子村富沢藤七外一七名は毛武鉄道の改正線路不認可願を通信大臣に提出 9・20 第一回郡会召集。新倉村外二町一村選出郡会議員渋谷真三(大和田町)、白子村外三村選出は栗山音二郎(片山村)

近		代	
明	治	時	代
一九〇四	一九〇三	一九〇二	
三七	三六	三五	
<p>4・8 郡は新倉村、白子村など周辺町村を膝折村役場に召集、予算の緊縮を指示</p> <p>2・7 白子村で初めて動員があり一名応召、翌八日一八名応召</p> <p>1・18 無限責任新倉信用組合設立許可申請書を具に提出。一月二六日許可、設立</p> <p>12・8 新倉小学校に裁縫科加設、県認可。無限責任白子村信用組合設立許可申請書を具に提出。三七年三月二二日許可</p> <p>11・11 新倉小学校、字漆台に校舎を新築し、峯薬師より移転</p> <p>9・・ 新倉村堤防（長さ一〇〇間）改築竣工</p> <p>6・2 東輝小学校に裁縫科加設、県認可</p> <p>4・16 白子村基本財産蓄積条例制定</p> <p>6・1 一郡一警察制度が確立され、大和田分署は浦和警察署大和田分署となり、白子村と新倉村に駐在所設置</p> <p>2・・ 白子郵便局、為替業務を開始</p> <p>2・4 第四回農事講習会が東輝小学校で開かれる</p> <p>12・6 白子村勤勉貯蓄組合を組織、組合長田中勘左衛門</p> <p>6・・ 新倉村、飲料水検査を全戸対象に行なう。検査料四銭</p> <p>5・18 白子軽便乗合馬車、白子・板橋間の営業を開始</p>	<p>8・・ 北足立郡、各町村に勤勉貯蓄組合設立を督促</p> <p>・・・ 郡農会で稻模範作共進会開催</p> <p>1・30 日英同盟協約締結</p> <p>12・2 国勢調査一〇年毎の実施公布</p> <p>12・17 教科書疑獄事件。小学校国定教科書編集に着手</p> <p>6・30 郡会議員選挙、西山鍊五郎（志木町）当選（選挙区、白子、新倉、膝折三村）</p> <p>・・・ 志木いろは樋が鉄管に改造</p>		
<p>2・5 埼玉県下に第一回動員令発令</p> <p>2・8 日露戦争勃発</p> <p>4・・ 小学校国定国語読本「イエス」使用</p>			

近		代	
明	治	時	代
一九一〇	一九〇九	一九〇八	
四三	四二	四一	
<ul style="list-style-type: none"> 3・1 白子村教育会に青年部設置。白子村は戊申詔書奉誦会を小学校で開く(地方改良運動が始まる) 2・21 白子村教育会創立 	<ul style="list-style-type: none"> 2・15 新倉小学校児童作品展覧会開催 12・ 白子坂改修工事の請願書、白子、新倉、膝折、内間木、大和田、片山の各町村長連名で埼玉県会に提出 ・ 第四回北足立郡稲模範作共進会に、新倉、白子から出品し優良の成績をおさめる 	<ul style="list-style-type: none"> 4・ 東輝尋常高等小学校は白子尋常高等小学校と改称。この年度より六か年の義務教育実施 ・ 熊野神社に統一 ・ この年市域の神社合併が行なわれ、新倉では新倉氷川八幡神社に、下新倉では下新倉氷川八幡神社に、白子では熊野神社に統一 2・ 東輝小学校児童作品展覧会開催 ・ この年末市域二か村の戸数・人口は、新倉村二四五戸・一五七四人、白子村三九〇戸・二六四七人 	<ul style="list-style-type: none"> 10・ 東上鉄道は巢鴨より白子・新倉・川越經由上州渋川に至る路線敷設の認可を受ける ・ この年白子村勤儉貯蓄組合の組合員二七〇人、貯蓄額三五八円一四銭 ・ 七名
<ul style="list-style-type: none"> 3・ 各町村在郷軍人団、帝国在 	<ul style="list-style-type: none"> 11・ 多数の町村、地租軽減請願書を大蔵省へ提出。埼玉減租同盟会が組織される ・ この年北足立郡芝村中心の県費緊縮請願運動は大里郡児玉郡に拡大 1・ 正丸峠問題発生を機に政派改変があり、埼玉倶楽部が誕生し県会の多数派となる 	<ul style="list-style-type: none"> 10・13 戊申詔書発布 1・ 北足立郡大久保村、土合村など先頭で県税免除を請願 11・ 北足立郡では神社合併の結果従前の一三六一社が二六〇社となり、村社も三二七社が五六社に減じ一村一社に近くなる ・ 秋ヶ瀬に仮橋架設 9・30 郡会議員選挙、小見野喜平治(大和田町)当選(選挙区、白子、新倉、膝折三村) 5・ 北足立郡長、地方財政の強化等町村行政上の緊急施策を指示 	

代		近	
代	時	正	大
一九一四	一九一五	一九一六	一九一六
三	四	五	五
<ul style="list-style-type: none"> 6・ 改正町村制による最初の村会議員選挙実施 8・ 1 白子駐在所新築落成式が行なわれる 12・ 1 市域附近の東上鉄道敷設工事、短期完成を目指し着工 5・ 1 東上鉄道池袋・川越田面次間開通、客車三、貨車一の汽車が走る。成増駅、膝折駅が最寄駅 11・ 白子村会は白子・大泉間道路、白子・上練馬間道路の県道編入の請願を決議 ・ ・ ・ この頃新倉諸の名称成立 ・ ・ ・ この年白子村地主会成立 	<ul style="list-style-type: none"> 1・ 1 青島陥落奉告祭及び凱旋兵士歓迎会を白子小学校で開催 2・ 28 白子坂改築工事が行なわれる。翌年二月一五日竣工 3・ 4 北足立郡の俵装伝習会、白子、新倉村で開かれる 8・ 8 北足立郡生産米検査員五二名に辞令交付し移出米検査員出張所に配置、市域は志木出張所の管轄となる 8・ 18 膝折、白子、新倉、大和田、内間木、志木の六か町村連合の製粉品評会膝折小学校で開催 9・ 30 郡会議員に富岡綱太郎再選 9・ 第一七回県会議員選挙大畑省輔（膝折村）三選 	<ul style="list-style-type: none"> 1・ 白子村が国民新聞「理想的郊外生活地」の選外優等地の一つに選ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> 11・ 会員六二七九人 北足立郡甘藷組合は甘藷俵装改正案で生産農家と対立 3・ 新戸籍法公布 7・ 28 第一次世界大戦勃発 8・ 23 日本ドイツに宣戦布告 11・ 甲寅倶楽部発会式挙行 12・ 18 東京駅開業、東海道本線の起点となる 4・ 池袋・飯能間武蔵野鉄道（現西武鉄道）開通 ・ 荒川下流の改修工事本年より九年にかけ継続事業と決定 ・ この年、産米検査が県の事業として公認 4・ 甲寅倶楽部解散、立憲同志会埼玉支部となる

代		時		正		近	
代		時		正		大	
一九一七	六	一九一八	七	一九一九	八	一九二〇	九
<ul style="list-style-type: none"> ・新倉村長鈴木左内、牛蒡・人蔘の販路を大阪方面に広げ る 8・在郷軍人新倉村分会基本金寄附募集、寄附金総額四二二円九〇銭、寄附者総数二四二名(村出身有志、村内有志、分会員) 	<ul style="list-style-type: none"> 3・1 白子村青年団結成 	<ul style="list-style-type: none"> 11・荒川改修工事の具体化に伴い宅地の喪失、耕地の大幅減少を恐れた下新倉は、内務省に補償を請願 11・新倉村外二か村連合農会、大阪方面に牛蒡の第一回出荷、相当の利益を上げる 	<ul style="list-style-type: none"> 3・荒川改修のため下新倉地内で立入調査始まる 5・新倉村外二か村連合農会は県農会より助成金を受ける 9・30 郡会議員選挙、富沢英一(白子村)当選(選挙区、白子、新倉、膝折三村) ・市域で荒川、新河岸川改修工事に係る内務省第二土木出張所立入検査実施 ・新倉信用販売購買組合設立 	<ul style="list-style-type: none"> 6・荒川改修の用地買収が行なわれる。白子、新倉両村合わせて六七町六反三畝歩余 	<ul style="list-style-type: none"> 10・東上鉄道川越・坂戸間開通 11・埼玉県会で一三河川の改修決定。新河岸川改修は一〇年実施と決まる。のち一〇年実施になる 4・小学国語読本「ハナハト」使用 4・埼玉県町村長会誕生 7・全国的米価騰貴米騒動起こる 9・27 原敬内閣誕生。日本最初の政党内閣 10・スペインかぜ大流行 11・第一次世界大戦終わる 1・18 パリ講和会議開催 3・原内閣、民力涵養運動を始める 9・第一八回県会議員選挙が行なわれる。旧新座からの当選者なし 11・3 中正俱樂部、大宮座で発会式挙行 1・10 国際連盟発足 		

近		代	
大	正	時	代
一九二三	一九二二	一九二二	一九二二
一一	一一	一〇	一〇
11・1 下新倉で畑小作料軽減を地主側と交渉	10・10 白子小学校の本校舎、分教場に並んで新築（現在地）され、落成式を行なう	7・19 新河岸川改修工事、内間木村から上流仙波河岸まで六里余を埼玉県宮九年継続事業として政府許可する	10・1 第一回国勢調査の結果市域の戸数・人口は、新倉村二八〇戸・男七五六人、女八四三人、計一五九九人、白子村四六九戸・男一四二八人、女一三三八二人、計二八一〇人
8・1 白子郵便局電信電話業務開始	12・1 新河岸川上流改修起工式挙行	2・16 白子村処女会誕生	12・17 白子小学校職員室に電灯がつく
9・1 大地震による倒壊家屋は全壊新倉村一、白子村二、半壊新倉村一。火災なし	4・1 浦和・新倉道（現駅前通り）第一期工事川越街道から柿ノ木坂まで完成	10・10 志木裁縫女学校（現細田学園女子高等学校）開校	4・7 東上鉄道は東武鉄道と合併七月より東上線と呼称
9・1 関東大震災	11・1 南畑小作争議起こる	12・1 日英同盟協約廃棄	5・1 わが国最初のメーデーが上野公園で行なわれる
	12・1 川越町は仙波村と合併、県下最初の市制施行、川越市誕生	10・1 この年より一二年にかけ小作料軽減要求の小作争議、県下各所で発生	5・1 ニコライエフスク事件起こる
	1・1 埼玉県市町村農会長大会、農家負担軽減を決議	9・1 埼玉県、生活改善申合規約準則案を公布	2・1 全国町村長会誕生
	4・1 郡制廃止法施行、郡役所一五年まで残存		

近		代	
昭和(戦前)時代	大	正	時
一九二六		一九二五	一九二四
昭和 元一五		一四	一三
<ul style="list-style-type: none"> 12・18 白子尋常高等小学校、村社において大正天皇の病氣平癒祈願を行なう 10・ 浦和・新倉道第二期工事柿ノ木坂より下井戸まで完成 6・ 白子村、新倉村青年訓練所を公民学校に併設 2・ 白子局電話加入者数は四〇、内白子村八、成増・赤塚・土支田など三二 10・1 国勢調査の結果市域両村の戸数及び人口の合計は、八〇〇戸・男二二九六人 女二二九一人 計四五八七人 5・30 新倉村村会議員選挙が行なわれる 4・ 新倉村実業補習学校設置 3・ 等級制度廃止による選挙権の拡張した白子村村会議員選挙が行なわれる 10・31 新倉小学校に新校舎(三教室)増築竣工 10・1 白子郵便局電話交換手女子一名を任命 1・ 県会議員選挙、旧新座から成田昌平(大和田町)当選 1・ 新倉村役場、新倉小学校の一室を事務室に充て、長照寺より引き移る 	<ul style="list-style-type: none"> 11・10 国民精神作興に関する詔書発布 11・ 東上線坂戸・小川町間開通 12・5 北足立郡全農会長、具費緊縮の請願を県会に提出 7・1 メートル法実施 7・ 小作調停法公布 11・ 大日本連合青年団成立 3・ ラジオ放送開始 7・ 東上線池袋・寄居間全線開通 第五〇議会で普通選挙法成立 4・ 青年訓練所令公布 7・1 郡長の官職廃止に伴い北足立郡役所廃止 8・ 社団法人日本放送協会設立 12・25 大正天皇が死去される。昭和と改元する 		

代		和		昭	
代	時	(前)	(戦)	和	昭
一九二七	二	12・30 白子村鎌田良賢ら四人、修養と趣味の同好会「焦点会」の発起人となる	1・30 焦点会創刊号編集相談会を白子小学校で開く	2・15 焦点会機関誌「焦点」創刊	10・10 白子女子青年団主催の敬老会を開く
一九二八	三	11・10 新倉村、小学校に御大典記念植樹	3・・ 新倉尋常高等小学校は御大典記念事業として記念植樹及び体育奨励施設整備を行なう	10・1 国勢調査の結果市域の戸数・人口は、新倉村二七七戸・男八一二人・女八〇五人・計一六一七人、白子村五二一戸・男一五四七人・女一五三六人・計三〇八三人	10・・ 白子尋常高等小学校に天皇、皇后の御影奉置
一九三〇	四	11・14 浜口首相、東京駅で撃たれる	11・11 金解禁実施	12・29 川越・寄居間電化	10・1 東上線池袋・川越間電化
一九三二	五	11・・ 新河岸川、内間木村より上流改修工事竣工	11・14 新河岸川、内間木村より上流改修工事竣工	3・・ 大日本連合婦人会設立	9・・ 満州事変勃発
一九三二	六	11・21 白子村入営兵六名村社において入営報告祭執行	11・21 この頃新倉村農家副業として切花栽培奨励、東京市場へ出荷	9・・ 満州国・建国を宣言	9・・ 満州国・建国を宣言
一九三二	七	11・29 新倉村農村振興土木事業の対象として山尻・南五反割線(第三十一号線)の村道認定につき県へ認可願を提出	11・29 新倉村農村振興土木事業の対象として山尻・南五反割線(第三十一号線)の村道認定につき県へ認可願を提出	5・1 隣折村は町制施行により朝霞町となる	5・1 隣折村は町制施行により朝霞町となる

近		代	
昭	和	(戦前)	時
一九四一	一九四〇	一九三九	一九三八
一六	一五	一四	一三
3 : . 逸見製作所が白子村に工場を建設し計算尺の生産を開始 この年中外火工品、芝浦工作機械、日興航空工業等の工	10 : 1 第五回国勢調査による地域の戸数・人口は、新倉村三四九戸・男一一七人・女九四七人計二〇六四人、白子村五九九戸・男一七九〇人・女一七一六人計三五〇六人	4 : . 消防組が改組され警防団発足 4 : . 白子小学校奉安殿新築 4 : . 新倉村産業組合(保証責任新倉信用販売購買利用組合)設立 2 : . 中央工業新倉工場青年学校の地鎮祭が行なわれる。九月開校	9 : . 関東地方で大々的な防空演習が行なわれる この年度白子村農村振興土木事業として村道八号線(城山坂附近)改良工事を行なう 新倉村に農民組合が結成される
3 : 1 小学校令廃止、国民学校令公布	8 : . 大日本農民組合解散	9 : . 第二次世界大戦勃発	10 : . 国民精神総動員中央連盟設立
10 : 12 大政翼賛会発会式挙行	8 : . 本年度より米麦の集荷配給統制が行なわれる	4 : 26 青年学校義務制となる	2 : . 大日本農民組合結成
9 : . 部落会、町内会等整備要領が内務省より発表される	6 : . 大都市で砂糖、マッチの切符制開始	4 : . 米穀配給統制法公布	3 : . 政府、今後のメーデーを禁止
		1 : 25 警防団令公布、四月施行	4 : 1 国家総動員法公布
		4 : . 農地調整法制定	4 : . 農地調整法制定

現		代	
昭	和	(戦 後)	時 代
	一九四七		一九四六
	二二		二二
4・30	町議会議員選挙、女性議員誕生	12・22 農地委員選挙（定数小作六、地主四、自作二） 10・6 大和青年学校陸上競技会開催 8・ 町役場において町内区ごとに日割で南方方面抑留者名簿の閲覧を行なう 5・10 町役場、武器回収運動の回章を出し届出を促す 5・ 占領軍の命令により軍用地へ立入禁止 3・20 助役星野豊麻町長に就任 3・14 戦後復活第一回大和朝霞地区メーデー大会決議 3・ 生活物資の隠匿・不正解明を求める町民大会が白子小学校で開かれる	12・12 東部軍管区経理部長と官用地（旧予科士官学校用地の一部）一三六町歩を農耕地として開墾する誓約書を取交す ： 大和町の戸数・人口は、一六二七戸・男五二二八人 女四八七〇人 計一万〇〇九八人 12・ 農地調整法改正（第一次農地改革） 10・24 国際連合発足 10・ 警防団令改正 1・ 翼賛関係者公職追放 3・1 労働組合法施行 4・10 戦後第一回衆議院議員選挙が行なわれる 4・ アメリカ教育使節団、GHQに報告書を提出 5・3 極東国際軍事裁判開廷 10・21 第二次農地改革諸法令公布 11・3 日本国憲法公布 3・31 教育基本法、学校教育法公布 4・1 義務教育六三制実施 4・5 知事選挙、西村実造当選 4・7 労働基準法公布 4・17 地方自治法公布
	4・1 大和町立白子国民学校、同新倉国民学校はそれぞれ大和町立白子小学校、同新倉小学校と改称。大和町立大和中学校開校		
	4・5 最初の統一地方選挙の町長選挙は無投票で現職星野豊麻当選		

現		代	
昭	和	(戦後)	時
一九四九		一九四八	
二四		二三	
7・26	大和町消防団設置条例制定	7・26	大和町消防団設置条例制定
7・	農地改革による農地の買収、売渡しが始まる	7・	農地改革による農地の買収、売渡しが始まる
10・1	国勢調査による大和町の戸数・人口は、一八五九戸・男五六四三人 女四九二〇人 計一万〇五六三人	10・1	国勢調査による大和町の戸数・人口は、一八五九戸・男五六四三人 女四九二〇人 計一万〇五六三人
10・6	農地委員会、中央工業借受地について審議	10・6	農地委員会、中央工業借受地について審議
11・1	無投票当選により富沢敬蔵町長に就任	11・1	無投票当選により富沢敬蔵町長に就任
12・3	大和町農業会で農業協同組合設立協議会開催、設立発起人を決定	12・3	大和町農業会で農業協同組合設立協議会開催、設立発起人を決定
12・15	大和町農業協同組合設立発起人会開催	12・15	大和町農業協同組合設立発起人会開催
2・29	大和町農業協同組合創立総会開催	2・29	大和町農業協同組合創立総会開催
3・7	大和町警察(自治体警察)警察長以下一三名の警察官と職員三名をもって発足。警察署の所在地大字白子九一六番地	3・7	大和町警察(自治体警察)警察長以下一三名の警察官と職員三名をもって発足。警察署の所在地大字白子九一六番地
3・17	史跡 ^{ひら} 庇庵の保存措置を講ずるため、県より奨励金交付	3・17	史跡 ^{ひら} 庇庵の保存措置を講ずるため、県より奨励金交付
5・	大和中学校建築寄附金募集	5・	大和中学校建築寄附金募集
7・8	大和町消防団設置条例制定、3・7施行(22年条例廃止)	7・8	大和町消防団設置条例制定、3・7施行(22年条例廃止)
10・	大和町国民健康保険開始	10・	大和町国民健康保険開始
5・29	大和中学校の校舎完成、竣工式挙行	5・29	大和中学校の校舎完成、竣工式挙行
7・9	大和町役場庁舎の購入決定	7・9	大和町役場庁舎の購入決定
4・20	第一回参議院議員選挙	4・20	第一回参議院議員選挙
4・25	衆議院議員選挙	4・25	衆議院議員選挙
5・3	日本国憲法施行。地方自治法同時施行	5・3	日本国憲法施行。地方自治法同時施行
5・20	第一特別国会召集	5・20	第一特別国会召集
8・1	練馬区、板橋区から分離独立	8・1	練馬区、板橋区から分離独立
9・6	朝霞警察署設置(23・3・7廃止)	9・6	朝霞警察署設置(23・3・7廃止)
11・19	農業協同組合法公布	11・19	農業協同組合法公布
12・17	警察法公布、翌年三月施行	12・17	警察法公布、翌年三月施行
4・1	志紀町が分離し、志木町、宗岡村、水谷村、内間木村に戻る	4・1	志紀町が分離し、志木町、宗岡村、水谷村、内間木村に戻る
4・	新制高等学校発足	4・	新制高等学校発足
7・15	教育委員会法公布	7・15	教育委員会法公布
11・	浦和市、朝霞町等二市二町が教育委員会を設置	11・	浦和市、朝霞町等二市二町が教育委員会を設置
1・1	「日の丸」の無制限使用、掲揚許可	1・1	「日の丸」の無制限使用、掲揚許可
3・31	志木町立商業学校廃止	3・31	志木町立商業学校廃止

現		代	
昭	和	(戦後)	時
	一九五四		一九五二
	二九		二七
7・1 埼玉県警察朝霞警察署大和警部派出所設置	6・21 大和町農業者定数条例施行	5・1 大和町工場誘致条例制定(4月1日施行、37年9月廃止)	10・17 町長選挙、富沢敬蔵当選、10・30町長に就任
6・ 大和町町村合併促進委員会結成	5・ 教育及び文化施設設置のため、基地返還陳情書を調達庁等に提出	5・ 本田技研、大字新倉に大和工場完成、七月操業開始	1・15 第一回成人式大和中学校で挙行
	4・15 大和町婦人会結成	5・ 大和町都市計画審議会条例制定	3・ 本田技研工業株式会社白子工場オートバイの生産開始
	2・ 大蔵省、調達庁など関係当局に基地返還陳情書を提出	12・ 大和町、朝霞町、片山村は接収地払下促進委員会を結成	10・5 大和町教育委員選挙実施
		11・3 文化の日にちなみ、美術会主催美術展開催	11・1 大和町教育委員会発足。委員富沢英一、萩原信之、柴崎好三、小野孝一郎、吉田俊一、教育長山田智憲
		4・ 大和町公民館設置及び管理条例施行	
		2・1 NHKテレビ放送開始	
		4・19 知事選挙、大沢雄一再選	
		8・ 町村合併促進法制定	
		8・ 東上線(上福岡・新河岸間、川越・川越市間)複線化	
		5・ 羽根倉(冠水)橋完成	
		6・ 農業協同組合法第七次改正	
		7・1 新警察法施行、埼玉県警察本部設置、自衛隊発足	
		10・ 東上線池袋から川越市まで複線化完成	
			4・28 講和条約発効。日米安保条約も発効
			7・15 農地法公布、一〇月施行

(在)、大和警部派出所その所轄となる

現		代	
昭	和	(戦 後)	時 代
一九五七	一九五六		一九五五
三二	三一		三〇
8・17	5・26	10・1	9・
大和町体育協会創立総会大和中学校で開催	町長選挙、柳下浩三当選、町長に就任	任命制大和町教育委員会発足、委員萩原信之、加藤源太郎、柴崎好三、磯部誠吉、教育長大西秀五郎	大和町野球連盟結成
7・18	5・	9・	2・
広報「やまと」創刊	町議会に仮称第三小学校敷地獲得委員会設置	大和町議会常任委員会及び特別委員会条例制定	大和町身体障害者福祉会結成
		6・	3・
		朝霞地区PTA連合会、高校設置運動推進を決議	大和町清掃条例施行
		12・	9・15
		大和町公民館、町役場隣接の建物に移転	敬老会、公民館で開催
		12・	9・
		大和町公民館使用条例制定	小学校用地の返還払下陳情書を関係各機関に提出
		10・20	10・1
		町長選挙富沢英一当選、10・30町長に就任	国勢調査による大和町の戸数・人口は、二七五三戸・男六五五四人 女六七七一人 計一万三三二五人
		10・2	10・2
		町民体育大会大和中学校庭で開催	町民体育大会大和中学校庭で開催
			5・3
			志木町、宗岡村合併して足立町となる
			3・1
			大和田町、片山村合併して新座町となる
			4・1
			内間木村、朝霞町合併して朝霞町となる
			5・24
			売春防止法公布
			7・13
			知事選挙、栗原浩当選
			10・1
			地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行
			12・18
			日本、国際連合に加盟
			9・
			文部省は教員勤務評定制度の趣旨徹底をはかる
			10・
			五千円札発行

現		代	
昭	和	(戦後)	時
			一九六一
			三六
10・20	9・30	7・1	5・9
オリンピック選手村、モモチ地区よりワシントンハイツ	大和町公民館は大和町中央公民館に、白子分館は白子公民館と改称	白子川改修の結果、大和町と練馬区との境界を変更、二反六畝二五歩を練馬区へ、二反八畝一歩を大和町へそれぞれ編入	朝霞キャン普南地区(朝霞町)の代りにモモチ地区(大和町)の返還を米軍側が回答、組織委員会はモモチ地区に選手村建設計画をたてる
	8・	6・	2・
	大和中学校に特別教室棟完成	川越街道バイパス(国道二五四号線)開通	大和町紋章制定
	7・	5・14	12・
	朝霞地区教育委員会連合会、県立高等学校設置陳情書を具及び四町の町長に提出	町長選挙、柳下浩三当選、5・26町長に就任	オリンピック組織委員会は選手村用地として朝霞キャン普南地区の接収解除を申請
	6・	4・	10・
	大和町公民館は白子公民館と改称	ソ連初の人工衛星打上げに成功	大和町公民館白子分館設置
	5・17	6・12	8・17
	大和町最初の鉄筋三階建第三小校舎の竣工式挙行	農業基本法公布	大和音頭発表会を大和中校庭で開催
	7・	6・	10・1
	町立白子小、新倉小、第三小及び大和中中にプールを建設	スポーツ振興法公布	国勢調査による大和町の戸数・人口は、三九一八戸・男八五七三人 女八六六九人 計一万七二四二人
	6・	10・	7・3
	安保改定阻止運動が激烈を極める	中学校全国一斉学力調査実施	知事選挙、栗原浩再選
	7・3	4・12	9・
	知事選挙、栗原浩再選	ソ連初の人工衛星打上げに成功	カラーテレビ放送開始

現		代	
昭	和	(戦後)	時
		一九六五	
		四〇	
10・4	4・1	2・6	4・1
武蔵大和郵便局（現和光郵便局）新設	大和中学校に特殊学級設置	地下鉄六号線建設促進協議会、町・町議会・各種団体により結成	下新倉「ささら獅子舞」「太鼓」を町指定文化財に指定
	4・13	3・1	5・
	新倉「ささら獅子舞」「太鼓」を町指定文化財に指定	大和町立第一保育園広沢に開設	朝霞地区衛生組合のし尿処理場完成
	5・	3・	7・
	朝霞地区衛生組合のし尿処理場完成	西大和団地の入居が始まる	大和町防災会議条例施行
	7・	3・1	8・7
	大和町防災会議条例施行	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	オリンピック道路（浦和・田無線）開通、新笹目橋完成
	8・7	4・1	8・
	オリンピック道路（浦和・田無線）開通、新笹目橋完成	大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	酒井浄水場完成、ほぼ町内全域に対する給水体制整う
	8・	4・1	9・
	酒井浄水場完成、ほぼ町内全域に対する給水体制整う	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	大和中学校で完全給食実施
	9・	4・1	9・
	大和中学校で完全給食実施	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	白子小学校、新倉小学校にピロティ式校舍竣工
	9・	4・1	12・18
	白子小学校、新倉小学校にピロティ式校舍竣工	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	東武鉄道、大和町・高島平間の地下鉄六号線敷設免許を取得
	12・18	4・1	10・4
	東武鉄道、大和町・高島平間の地下鉄六号線敷設免許を取得	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	武蔵大和郵便局（現和光郵便局）新設
	10・4	4・1	8・25
	武蔵大和郵便局（現和光郵便局）新設	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	水資源開発公団の秋ヶ瀬取水堰完成
	4・1	4・1	10・1
	大和中学校に特殊学級設置	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	東海道新幹線開通
	4・13	4・1	10・10
	新倉「ささら獅子舞」「太鼓」を町指定文化財に指定	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	オリンピック東京大会開幕
	5・	4・1	・
	朝霞地区衛生組合のし尿処理場完成	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	新座町片山の市場坂上にオリンピック射撃場設置
	7・	4・1	・
	大和町防災会議条例施行	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	新座町に跡見女子大学開校
	8・7	4・1	11・3
	オリンピック道路（浦和・田無線）開通、新笹目橋完成	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	シラコバトを県民の鳥に制定
	8・	4・1	・
	酒井浄水場完成、ほぼ町内全域に対する給水体制整う	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	足立町の市場六斎市が野火止水の暗渠化のため取止めとなる
	9・	4・1	・
	大和中学校で完全給食実施	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	・
	9・	4・1	・
	白子小学校、新倉小学校にピロティ式校舍竣工	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	・
	12・18	4・1	・
	東武鉄道、大和町・高島平間の地下鉄六号線敷設免許を取得	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	・
	10・4	4・1	・
	武蔵大和郵便局（現和光郵便局）新設	大和町立第四小学校開校。大和町消防本部設置。新倉小学校に特殊学級開設	・

現		代	
昭	和	(戦後)	時
昭一 一九六八			時一九六七
			代
	四三		四二
9・ 朝霞地区教育委員会連合会、高等学校増設を地元四首長	12・ 消防庁舎が広沢一番一号に完成、職員三〇名で本格的業務活動に入る	7・ 都市対抗野球全国大会に大和町代表本田技研チーム出場	3・ 理化学研究所完成、サイクロトロン ^の 運転開始
7・ 第二中学校にプール竣工	10・ 天皇皇后、本田技研を視察	9・ 日曜・祝日に町内医院、当番制による診療開始	3・ 大和町名譽町民に関する条例制定
4・1 第四小学校に特殊学級設置	2・ 大和白子南郵便局、業務を開始	4・15 県議会議員選挙、小松定男（朝霞市）・斎藤正次（大和町）当選、（南第一三区）	4・1 大和町立第二中学校開校
6・30 県知事選挙、栗原浩当選（四選）	5・ 新座町平林寺境内林、国の天然記念物に指定	3・ 新座町片山の法台寺「時宗板碑」一基、県指定文化財に指定される	10・ 埼玉国体開催
	6・25 小笠原群島返還	10・1 戸田町市制施行戸田市誕生	6・1 国民祝日法改正、敬老及び体育の日を制定
		2・11 初の建国記念の日	4・ 新座町に十文字女子短期大学開校
		3・15 朝霞町は市制施行により朝霞市となる	3・ 合併による市制施行を朝霞町が三町に呼びかける
			4・15 大和町連合青年会の機関紙「青年大和」創刊
			6・1 第三小学童保育クラブ開設（48年中央保育クラブに改称）
			6・28 台風四号襲来。被害が多大
			9・1 大和町身障福祉会創刊
			10・ 諏訪原団地の入居が始まる

現		代	
昭	和	(戦後)	時
	一九七〇		一九六九
	四五		四四
5・26 町議会、市制施行に関する決議を可決	4・28 市制審議会、現時点で近隣一市二町との合併は困難と認め、単独市制の方向を答申 4・1 大和町立第五小学校開校 3・1 大和町市制調査室設置 4・17 大和町市制審議会設置、第一回会議に町長市制施行につき諮問	10・4 栲鑑寺「五輪塔」、東明寺「百庚申」を町指定文化財に指定 5・11 町長選挙柳下潔当選、5・26町長に就任 2・2 朝霞地区高等学校新設期成同盟会結成、高校増設を関係当局に要望 2・2 大和町住居表示審議会条例施行	10・3 第二中学校体育館竣工 10・1 皇太子、理化学研究所を視察 1・1 広沢原浄水場及び水道庁舎竣工 1・1 帝都高速度交通営団、新倉倉庫跡地の一部を地下鉄車庫とした旨、町当局に申入れる 2・2 大和町住居表示審議会条例施行
	11・1 新座町は市制施行により新座市となる	3・1 志木駅改築、橋上駅舎となる 3・1 地方自治法改正、期限付き人口三万市制法成立 3・1 大阪で万国博覧会開催	10・23 明治百年記念式典挙行 10・3 風土記の丘さきたま資料館開館 10・11 埼玉県公害防止条例公布 12・27 新大宮バイパス開通 12・1 全国人口急増都市協議会発足

に働きかける

現		代	
昭	和	(戦後)	時
		一九七一	
		四六	
11・1	和光市立第三保育園新倉一丁目に開設。和光市立学校通学区区域変更調査会要綱制定	6・1	和光市総合会館開設、市民ホール、集會室、中央公民館等設置
10・1	市役所、部制を採用、総務、民生経済、建設、水道の四部をおく	6・23	新倉倉庫跡地（中央工業所有地）が返還される
9・	市議会、荒川右岸下水道対策特別委員会を設置	9・9	市議会は東京外郭環状道路市内通過反対決議を行なう
9・	市議会交通対策特別委員会を設置、地下六号線の早期実現に取組む	9・27	第一回市議会基地返還促進特別委員会開催、基本方針を部分返還から全面返還へと転換
7・	新市名公募。選考の結果「和光市」ときまる	10・31	市制施行により大和町は和光市となる。埼玉県内二九番目の市として誕生。町立各施設は市立に改められる。施行時の人口三万九五一二人。記念式典挙行、初代市長柳下潔。和光市福祉事務所設置
7・	県立高等学校設置陳情書を県及び県議会当局に提出	10・1	国勢調査による大和町の戸数・人口は、一万一〇五六戸 男二万〇二八三人 女一万九二二九人 計三万九五一二人
8・25	市街化区域六四〇ヘクタール、市街化調整区域五一八ヘクタールの線引き決定	11・14	第一回県民の日
		11・15	荒川右岸流域下水道計画、埼玉県都市計画地方審議会 で決定
		12・20	関越自動車道（練馬・川越間）開通

現	代
昭和	時代
一九七三	一九七二
四八	四七
<ul style="list-style-type: none"> 10・9 和光市ごみ焼却場完成 10・1 和光市清掃事務所開設 10・1 「市内米軍キャンプ朝霞の一部返還に伴う跡地利用計画に関する要望書」を県知事等に提出 1・ 諏訪保育クラブ開設 2・10 白子小学校体育館竣工 3・1 広報無線放送が開始される 3・7 日米合同委員会、仮称第六小学校用地予定のゴーカート 	<ul style="list-style-type: none"> 1・18 県立移動図書館（むさしの号）開館式西大和団地で挙行 1・20 東武鉄道、地下六号線路線認可取下げの意向を表明 2・ 市政対話室、市内各地域に巡回開催 2・ 古銭一万四〇〇枚余り白子三丁目市道の下水道工事の際出土 4・1 埼玉県立和光高等学校開校。朝霞地区医師会夜間診療所を朝霞市幸町医師会看護学校内に開設 4・17 基地跡地利用の基本計画案、市議会基地返還促進特別委員会へ市側より提出 5・12 市区域のキャンプ朝霞全面払下げ陳情書を東京防衛施設局、埼玉県知事等関係機関に提出 5・ 基地返還促進の懸垂幕市庁舎に掲出 6・ 埼玉県公害防止条例により地下水採取規制区域に指定される
<ul style="list-style-type: none"> 1・ 七〇歳以上の老人医療の無料化実施 1・23 第一回日米安全保障協議会で関東計画了承 4・1 武蔵野線開通 4・ 国民の祝日に関する法律改正公布（日曜に重なる祝日 	<ul style="list-style-type: none"> 1・ 関東地区点在の米空軍施設を東京横田基地に移設する関東計画公表 4・1 埼玉県立新座高等学校開校 5・15 沖繩が返還され沖繩県となる 5・31 志木市役所新庁舎落成 7・2 知事選挙、畑和当選 9・ 中国と国交回復

現		代	
昭	和	(戦後)	時
一九七四			
四九			
3・20	3・17	8・17	6・1
市内循環バス運行開始	埼玉県、和光市、朝霞市、新座市、東京都、練馬区の六首長のトップ会談が開かれ、キャンプ朝霞南地区の地元利用計画案決定	建設省・埼玉県、東京外郭環状道路の掘割式に変更した案を市に提示	和光市立第四保育園白子三丁目に開設
	12・18	8・1	6・13
	市立移動図書館「やまびこ号」運行開始	市の部制改正、総務、市民、環境、建設、水道の五部制となる	市議会、米軍基地返還に関する決議を行なう
	10・20	6・30	6・20
	和光市学校建設公社、県知事より認可され発足（五九年六月二十八日解散）	和光音頭発表会を市民ホールで開催	サウスキャンプで基地返還式が行なわれる
			5・
			和光新倉郵便局開局
			5・17
			和光市など県及び都関係六団体、基地跡地利用の三項目の要望を防衛施設庁等関係官庁及び議員に提出
			5・13
			市長選挙、柳下潔当選、第二代市長となる
			4・20
			新倉小学校体育館竣工
			地区返還を決定
			7・
			羽根倉橋（永久橋）完成
			10・
			石油ショックでトイレットペーパーのパニックおこる
			を月曜に振替える）
			4・1
			埼玉県立志木高等学校開校
			10・30
			地下鉄有楽町線池袋・銀座一丁目間一〇・九キロメートル開通

現		代	
昭	和	(戦後)	時
		一九七八	
		五三	
12・25	11・17	12・1	5・15
建設省は市域部分の外環道路五・二キロメートル、道路幅六四メートル掘割式の青写真を市、市議会に示す	市議会全議員による交通問題協議会を設置、外郭環状道路問題に対処	埼玉県と関係六市、基地跡地関係連絡会議を開き、早期解決へ向け条件闘争に転換	市長選挙、柳下潔無投票で当選、第三代市長となる
12・	11・3	4・1	7・18
国立埼玉病院で朝霞地区地域救急医療推進協議会の救急医療業務が開始される	第一回市民まつり行なわれる	市史編さん事業開始、市史編さん室設置	市議会、外郭環状道路に關し、先の反対決議が解消の場合、市内通過も止むを得ないとする意見書を可決
	9・	4・	7・19
	和光市消防署白子分署設置	朝霞警察署新倉駐在所坂下に設置	第一回緑化推進委員会開催
		5・23	10・1
		基地跡地に「生活通路」一広沢・南線開通	市の部制改正、企画室、総務、環境福祉、建設経済、水道の一室四部となる
		6・27	11・15
		新倉倉庫跡地及び和光官舎地区を市街化区域に編入	ベーカーリー地区返還
		7・11	
		地下鉄一三号線の工事認可	
		9・	
		和光市消防署白子分署設置	
		11・3	
		第一回市民まつり行なわれる	
		11・17	
		市議会全議員による交通問題協議会を設置、外郭環状道路問題に対処	
		12・25	
		建設省は市域部分の外環道路五・二キロメートル、道路幅六四メートル掘割式の青写真を市、市議会に示す	
		12・	
		国立埼玉病院で朝霞地区地域救急医療推進協議会の救急医療業務が開始される	
			3・
			朝霞市長選挙が行なわれる
			7・1
			国立婦人教育会館(嵐山町)発足。領海一海里、漁業専管二〇海里実施
			8・
			朝霞市は三分割・有償払下げを受入れと報道される
			5・20
			新東京国際(成田)空港開港式挙行
			6・5
			人質強要等処罰法施行
			7・5
			農林省改組、農林水産省発足
			9・19
			稲荷山古墳出土の鉄剣に一五文字を確認

昭	和	(戦後)	時	代	代
一九八一				一九八〇	一九七九
五六				五五	五四
4・25	4・1	10・17	10・1	7・31	3・31
荒川右岸流域下水道新河岸川処理センター通水式举行	下水道の一部供用を開始。同日荒川右岸終末処理場の運転開始	埼玉県と地元三市構成の「キャンプ朝霞跡地整備促進協議会」は五項目の要望事項を付して大蔵省に回答	国勢調査による和光市の戸数・人口は、一万六一四三戸・男二万五六九七人 女二万四〇一六人 計四万九七一三人	和光市下水道条例制定	和光市都市計画審議会は外環道路の市街化区域フタかけの条件を付して原案を決定
	1・	10・31	7・	4・	3・
	新倉保育クラブ開設	市民憲章、市の木「いちよう」、市の花「さつき」を制定。市制十周年記念式典举行。図説「和光市の歴史」刊行	市の部制改正、秘書室、総務、市民生活、福祉、建設、検査室の二室四部制となる	財団法人和光市学校給食協会発足	和光市基本構想作成
	12・	10・1	7・31	4・7	4・1
	社会福祉法人和光市社会福祉協議会発足	埼玉県と地元三市構成の「キャンプ朝霞跡地整備促進協議会」は五項目の要望事項を付して大蔵省に回答	和光市下水道条例制定	交通営団は新倉倉庫跡地に地下鉄車庫建設工事を開始	第三小学校に特殊学級設置
		11・29	3・27	4・7	12・15
	初の北方領土の日	国会開設九〇周年記念式典举行	地下鉄有楽町線銀座一丁目・新富町間開通	和光市保養所、伊豆町白田（静岡県賀茂郡）に開設	和光市保養所、伊豆町白田（静岡県賀茂郡）に開設
	2・9	6・22	2・26	4・7	4・1
	中国残留日本人孤児初の来日	衆議院参議院初の同日選挙 県知事選挙、畑和当選（三選）	外郭環状道路に関し、埼玉県都市計画審議会は原案可決三月一日告示	和光市保養所、伊豆町白田（静岡県賀茂郡）に開設	和光市保養所、伊豆町白田（静岡県賀茂郡）に開設
	3・2	11・29	2・26	4・7	4・1
	放送大学学園法施行	国会開設九〇周年記念式典举行	外郭環状道路に関し、埼玉県都市計画審議会は原案可決三月一日告示	交通営団は新倉倉庫跡地に地下鉄車庫建設工事を開始	和光市保養所、伊豆町白田（静岡県賀茂郡）に開設
	6・11	4・1	7・30	4・7	4・1
	放送大学学園法施行	テレビ埼玉放送開始	大蔵省は国有財産中央審議会返還財産処理小委員会に跡地利用計画案を諮問	交通営団は新倉倉庫跡地に地下鉄車庫建設工事を開始	和光市保養所、伊豆町白田（静岡県賀茂郡）に開設

現 代	
昭 和 (戦 後) 時 代	一 九 八 五
<p>4・1 牛房コミュニティセンター館舎新築</p> <p>4・1 文化財保存庫竣工</p> <p>5・5 和光市総合児童センター開館</p> <p>12・26 市街化区域の逆引きを行ない、白子三丁目、南一丁目の一部を調整区域に編入</p> <p>4・28 和光市下新倉児童センター開館</p> <p>5・19 市長選挙、柳下潔無投票で当選(四選)、第五代市長となる</p> <p>8・4 鉄道と交差の新倉地下道(広沢原・清水線)開通</p> <p>8・5 和光市駅前踏切り立体交差化工事が進み車両の通過可能となる(完成開通は六一年二月)</p> <p>10・1 国勢調査による和光市の戸数・人口は、一万八一八七戸・男二万八三二人 女二万六九〇〇人 計五万五二二人</p> <p>10・ 和光市民歌「光をだいて生きるまち」市制一五周年記念として制定</p>	<p>60</p>
<p>界一</p> <p>7・1 知事選挙、畑和当選(四選)</p> <p>11・1 紙幣各肖像変更</p> <p>4・1 公社民営化、日本電信電話株式会社(NTT)、日本たばこ産業株式会社発足</p> <p>5・17 男女雇用機会均等法成立</p> <p>6・8 本四架橋大鳴門橋開通</p> <p>8・12 日航ジャンボ機群馬県山中に墜落</p>	

参考文献

- 歴史学研究会編『日本史年表』(岩波書店)
- 朝霞市『朝霞の文化財』
- 志木市『志木市郷土誌』 『志木市史』資料編
- 新座市『郷土新座』 『新座市史』資料編
- 戸田市『戸田市史』資料編

- 埼玉県『新編埼玉県史』資料編 『埼玉県市町村合併史』
- 練馬区『練馬区史』歴史編
- 東武鉄道株式会社『東武鉄道六十五年史』
- 本田技研工業株式会社『ホンダの歩み』
- 和光市民新聞社『和光市民新聞』縮刷版

あとがき

このたび、当事業最後を飾る『和光市史』通史編下巻がめでたく発刊の運びとなりました。

ここに、ようやく当初の計画目標でありました史料編三巻、民俗編、通史編二巻の全六巻を上梓しおえました。

市史編さん室の発足以来、満一〇年を迎えますが、この間、監修者の故萩原先生、現監修者の渡辺先生をはじめ、編集委員、専門調査員の先生方におかれましては、それぞれ専門の学問等、お仕事をお持ちの中で市史作りに取り組んでいただき誠にありがとうございました。

先生方は、寸暇を惜しみ、休みを返上しての調査・研究の連続であったように思います。そのご努力のお陰をもちまして、このような立派な市史が完成されたのであります。改めてその業績に敬意と感謝を申しあげる次第でございます。

市史は、当市の住民および、地域研究者にとって、郷土和光を理解するうえで最も重要な基本史料であり、なくてはならないものであります。

室において収集した資料は、室の計画に基づき、資史料を「史料編」と題し三巻に収録しましたが、当然これ以外に、紙面の都合上、収録していない資料が沢山あります。また、悉皆調査を行なったにもかかわらず、調査期間の不足や、調査方法が未熟であったため十分に収集できず市内外に埋もれている資料があることと思えます。

さらに、この事業を通じて感じたことの一つに、今後の収集資料に是非、民間企業、各種団体の保有する資料も加えていただきたい。と申しますのは、今回の事業におきまして、例えば昭和戦前期に中央工業をはじめとする中外化工、芝浦工作機械、逸見製作所等がありました。これを裏付ける資料が乏しく、十分に当時の様子を浮き彫りするこ

とができなかつたのであります。

情報化時代の産物として、今日印刷技術が発達し文書は、高度経済成長期以前と比し今や日々、大量に生産され、大量に廃棄されているのが現状であるようです。その中で我々市町村史編さんに長いこと携わってきた者の危惧するところは、ややもすると歴史的価値ある文書が、見方の違いなどから廃棄されているのではないかとこの点であります。いずれにしましても取り返しのつかないことにならないよう充分意を払わなければならないことのひとつといえましょう。

史料がなくては、市の歩みを跡づけることはできないのでありまして、今後将来の市民のために、また、豊かな文化都市建設のためにも、歴史資料は収集、保存していかねばならないものと感ずる次第でございます。

これまで一〇年という長期にわたる年月と経費をかけ、円滑に進めて来られましたのは、市議会、市史編さん委員会のご理解とご支援によるものでございます。また、当事業が発足後、資料収集の手だてとしまして、新倉、下新倉、白子の各地域から調査協力員として委嘱させていただきました四二名の方々をはじめ、市内外の史料所蔵者の皆様方におかれましては、資料の提供をいただいたり、長時間の聞きとり調査にご協力いただいたり、その他事務局の再三再四の調査訪問に対し、御多忙にもかかわらず快く応じてくださいました。このように多数の皆様から惜しみのないご協力がありましたことを報告いたしますとともに、衷心より感謝いたし御礼申しあげる所存でございます。その成果として発刊いたしました書名をここにご紹介いたしますと、

- 昭和54年度刊 市史編さん資料1 「文書目録1」
" 54 " " 2 「上新倉の民俗」
" " " " 3 「文書目録2」

執筆者一覽

資料提供者及び協力者

資料提供者（順不同）

第五編 近代

第一章

藤田 昭造

第二章 第一節～第五節

藤田 昭造

第六節

渡辺 隆喜

第三章 第一節～第四節

渡辺 隆喜

第五節

塩野 雅代

第六節

渡辺 隆喜

第四章

渡辺 新

第六編 現代

第一章 第一節

小倉 裕児

第二節

渡辺 新

第三節～第七節

小倉 裕児

第二章

岡田 彰

協力者（順不同）

富沢泰次 鳥井由雄 柳下 満 柳下廓次 富沢俊一郎
小島重太郎 田中四郎 富沢権一 市川精一 星野 茂
鈴木勲二 石田栄一 柴崎音吉 野浦正二 桜井作治
桜井 晃 高野スエ子 鎌田良昭 上原勝男 上原栄一
伊藤健一 山田正光 富岡九内 富岡平六 富岡清三
清水喜平 宮代 弘（千葉県） 和光市婦人会 朝霞地区
衛生組合 陸上自衛隊朝霞駐屯地 和光市民新聞社 埼
玉タイムス社 埼玉新聞社 毎日新聞社 朝日新聞社
読売新聞社 東武鉄道株式会社 ヘンミ計算尺株式会社
中央社 八潮市教育委員会市史編さん室 岩槻市教育委
員会文化市史係 所沢市教育委員会市史編さん室 埼玉
県史編さん室 埼玉県立文書館

福島正夫 網野喜平 加山平太郎 原田喜助 石田金吾

深野タケ 本橋左門 伊藤つる 畑中豊秋 新井民蔵 同 富岡 睦男 (昭和58年5月～同60年5月)
 柴崎好三 高橋ふみ 横田くま 高橋ぢよ 高橋徳次郎 前 竹田 尚之 (昭和60年6月～同62年4月)
 伊藤るい 伊藤敦夫 小池光子 鳥飼むめ 寺元寛順 元委員 野浦 正二 (昭和53年10月～同56年3月)
 室賀茂美…(以上市内) 高橋正敏 高橋弘男 高橋かよ 前 林 富雄 (昭和53年10月～同59年9月)
 …(以上板橋区) 埼玉県立博物館 同 萩原 龍夫 (昭和53年10月～同60年6月)

市史編さん関係者

編さん委員会

委員長 吉田 武明 (市議会総務常任委員長)
 委員 茂木 音一 (市教育長)
 同 渡辺 隆喜 (市史監修者)
 同 富岡 吾良 (市文化財保護委員長)
 同 新井 好一 (市水道事業管理者)
 元委員長 加山由太郎 (昭和53年10月～同54年4月)
 同 五十嵐一男 (昭和54年5月～同56年6月)
 同 六ツ崎道文 (昭和56年6月～同58年4月)

監修者・編集委員
 監修者 渡辺 隆喜 (明治大学教授)
 編集委員 新井 鎮久 (専修大学教授)
 同 谷井 彪 (埼玉県立歴史資料館考古資料室長)
 同 原島 礼二 (埼玉大学教授)
 同 伊藤 好一 (前明治大学講師)
 同 藤田 昭造 (明治高等学校教諭)
 同 粟屋憲太郎 (立教大学教授)
 同 福田アジオ (国立歴史民俗博物館教授)
 同 大村 進 (埼玉県立民俗文化センター所長)

前監修者 萩原 龍夫 (前明治大学教授)

専門編集員

富岡 吾良 (元市教育長)

同 庶務課長 田中 克彦
市史編さん室長 富岡 五郎

主査 星野 秀夫

専門調査員

自然部門 細田 浩 (大宮市立大宮北高等学校教諭)

専門編集員 富岡 吾良

中世部門 小花波平六 (板橋区教育委員会文化財担当)

専門調査員 宮原 昭二

同 井田 実 (練馬区立八坂小学校教頭)

同 小要 博 (蕨市教育委員会市史担当)

近代部門 塩野 雅代 (都立小石川工業高等学校教諭)

現代部門 小倉 裕児 (関東学院大学講師)

同 渡辺 新 (日本学術振興会特別研究員)

同 岡田 彰 (法政大学講師)

民俗部門 佐藤 良博 (県立狭山清陵高等学校教諭)

同 新谷 尚紀 (共立女子大学講師)

同 田中 正明 (二松学舎大学附属高等学校教諭)

事務局

総務部 部長 古山 秀雄

和光市史 通史編 下卷

昭和六三年三月五日 発行

編集 発行 和光市

埼玉県和光市中央一―七―二七

印刷 第一法規出版株式会社

東京都港区南青山二―一―一七